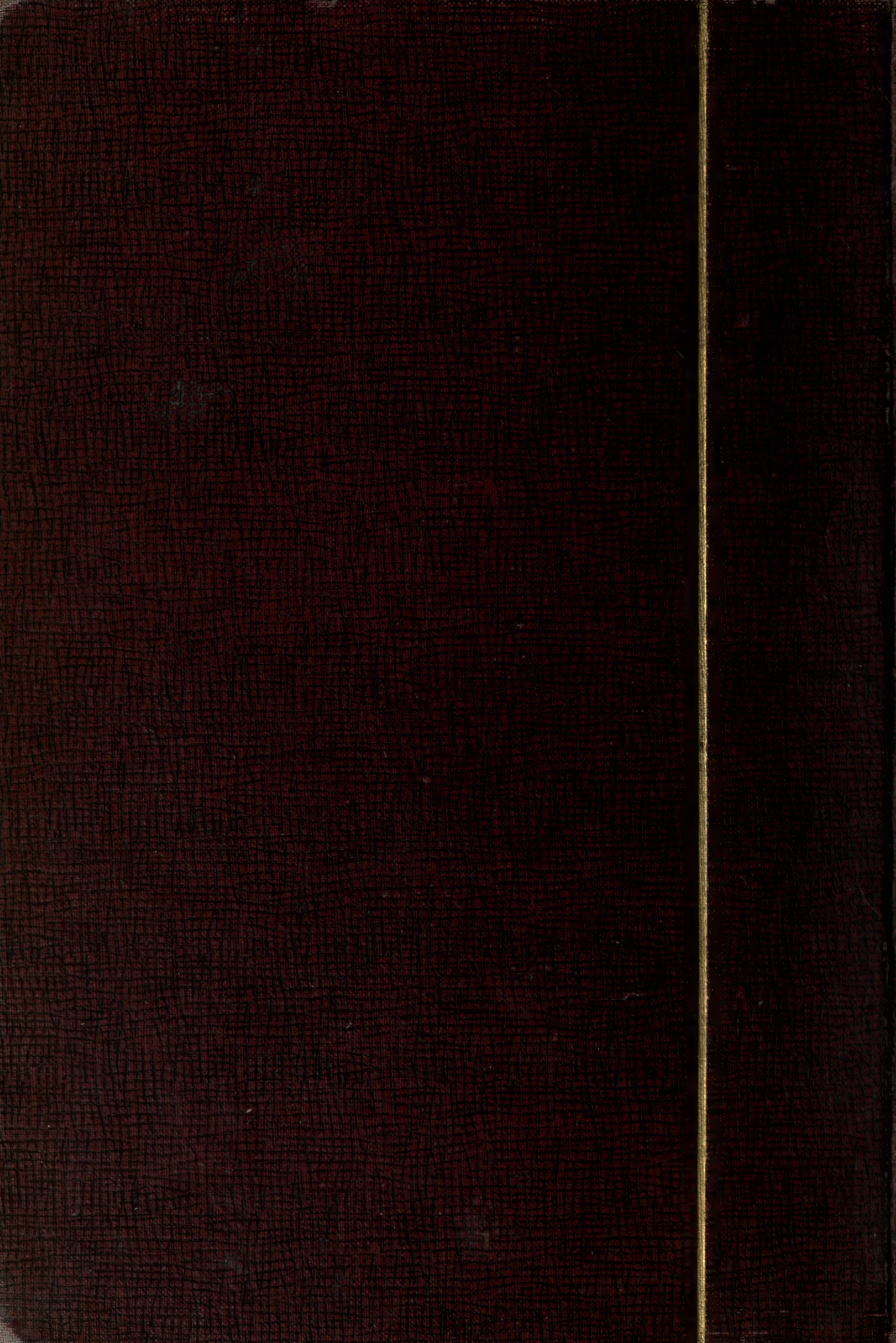


神宮司廳藏版

古事類苑

樂舞部二

古事類苑刊行會


LIBRARY
MAR 23 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

古事類苑

樂舞部第二冊目錄

古事類苑

樂舞部十六

芝居上

樂舞部十七

芝居中

樂舞部十八

芝居下 獨狂言 俄 陰芝居 茶番 照葉狂言 聲色[併入] 壬生狂言

樂舞部十九

淨瑠璃上

樂舞部二十

淨瑠璃下（說經祭文　歌念佛　併入）

樂舞部二十一

樂舞部二十二

舞

踊

樂舞部二十三

講談 寄席併入

落語

樂舞部二十四

樂器通載

和琴

樂舞部二十五

琴 瑟 新羅琴 奚琴 箜篌 筆篌 併入

樂舞部二十六

箏

樂舞部二十七

筑紫箏 一絃琴 八雲琴 併入

樂舞部二十八

琵琶 阮咸 五絃 併入

樂舞部二十九

三線 月琴 胡弓 併入

樂舞部三十

太笛 中管〔併入〕

高麗笛 百濟笛併入

樂舞部三十一

笙 竽 簫 併入

篳篥 大篳篥 併入

莫目

樂舞部三十二

尺八 洞簫 後世尺八 一節切 併入

樂舞部三十三

大鼓

羯鼓 揩鼓併入

樂舞部三十四

雞婁鼓 鞚鼓 併入

方磬 磬 併入

樂舞部三十五

樂舞雜載

古事類苑

樂舞部十六

芝居上

芝居ハ、シバヰト云フ、演劇ヲ稱ス、芝生ノ地ニ、觀客ノ坐スルヨリ出デシ名ナリ、又歌舞妓(カブキ)ト稱ス、其所作ヨリ云ヘルナリ、此伎ハ國ト云ヘル婦女ノ始メタルヲ以テ、於國(オクニ)歌舞妓ノ稱アリ、慶長元和ノ頃、此伎ヲ學ブ者漸ク多ク、大ニ世ニ行ハレタリ、當時ハ專ラ女ヲ主トシテ演ジ、僅ニ男子ヲ雜フルニ過ギザリシガ、後男芝居ト稱シテ、男子ノミニテ演ジタル者モアリキ、而シテ寛永六年ニ至リ、男女混交ノ芝居ヲ嚴禁セシカバ、翌年ヨリ男子ノミニテ演ズ、之ヲ若衆歌舞妓ト稱ス、承應元年又之ヲ禁ジ、若衆ヲ罷メテ野郎トス、若衆トハ少年ニシテ額髮アルモノヲ謂ヒ、野郎トハ額髮ヲ剃去シタル者ヲ謂フナリ、翌年公許ヲ得テ再興セシニ由リ、此レヨリ野郎歌舞妓トナレリ、

劇場ハ初メ舞臺ヲ設ケ、觀覽スル者ハ土間ニ坐セシガ、漸次歌舞妓ノ發達ト共ニ構造ヲ改メ、屋上ニ櫓ヲ設ケ、木戸ヲ造リ、觀覽ノ爲ニ棧敷土間等ヲ設ケ、又舞臺ニ往來スル爲ニ花道ヲ造リ、舞臺ノ後ニ樂屋ヲ設ケタリ、

演劇ノ狀況ハ、女歌舞妓ノ時、始メ笛鼓ニ合セテ踊舞セシガ、次テ女ハ男裝ヲ爲シ、男ハ女服ヲ著シ、別ニ諧謔ノ態ヲナス男アリキ、若衆歌舞妓ハ男子ノミニテ演ジ、男女ニ扮裝セリ、而シテ一番ヅヽノ放(ハナレ)狂言ナリシガ、寛文年中ニ至リ、始テ續(ツヾキ)狂言ヲ爲セリ、狂言ハ初メ俳優等

之ヲ作リ、後ニハ作者アリテ構成シ、更ニ俳優ノ意嚮ニ依リテ修正セリ、狂言ニハ初メ笛鼓等ノ樂器ヲ用キ、小歌等ト唱和セシガ、俗曲ノ發達ニ從ヒ、歌舞妓ヲシテ長足ノ進歩ヲ爲セリ、又野郎歌舞妓トナリテヨリ、男女ノ鬘ヲ製シテ之ヲ用キル、衣裳ハ漸次奢侈ニ傾キタルヲ以テ、官屢〻令ヲ發シテ之ヲ禁ジタリ、

名稱

〔倭訓栞中編十〕しばゐ　芝居の義、納涼などによめり、雜劇家をいふも同義也、もと延年猿樂に事起れり、〇下略

〔歌舞妓事始二〕芝居

芝居といふ事は、原野に屯する所をいふ也、又屋根あるを芝家といひ、床を張るを假家といふ、江戸にては只しばやといへり、元來今いふ芝居は、出雲の於國、織田信長公の免許を請、北野にありし人升を拜領し、始て芝居といふ也とぞ、又甲陽軍鑑に曰、仕場居は勝軍ならでは、踏とめられぬ物なりと、高坂彈正のべられたり、何れも芝に居るの意なり、

〔甲陽軍鑑品第十四六〕天文十三年に、信州戸石にて合戰の時、〇中略信玄公のまけなるを、山本勘介と加藤駿河と見切をよくして、諸住豐後、小山田出羽、日向大和、今井伊勢守、此四頭をもつてもり返し、敵を三百廿餘討捕、漸芝居をふまへ給ふ、戸石くづれとて、此合戰は信玄公大形負給ふ樣にあれ共、芝居を踏しづめ給へば、村上終に敗北して、信玄の是も勝なり、負合戰に、芝居は何としても、場所ふまへられぬ者也、

〔閑田耕筆四〕戲場を俗に芝居といふは、むかしは芝にて伎をなせしゆゑなるべし、然るに江村專齋の老人雜話に、觀世宗雪が能の事をいふ所に、觀世小次郎一の弟子に堀江宗室といふもの有、二日の能に張良を、二度芝居より所望しければ、宗室にさせたりと書り、かゝれば芝居は舞臺に對して、見物者の座所をさしたると聞ゆるを、是は後世の一轉なるか、

〔賤者考〕戲場を今は芝居といふ物と心得誤たる者もあり、芝居は芝原などに居る事にて、もと此類田樂猿樂戲場ともに、賤者のする事故、家並の處にては行はず、河原に舞臺をたて、見物は芝居しつゝ見るよりいへるにて、戲場のみのことにはあらず、かゝる物見の總稱にて、今もいさゝか殘りて、他にもいふ者もあり、

〔倭訓栞中編加四〕かふき〇中略　劇曲にいふは歌舞伎の音也、類聚國史に見えたり、杜氏通典唐散樂を列ぬる中に、歌舞戲の字見ゆ、今の世盛に行はるゝ始めは、慶長十九年、出雲大社の巫女に神樂を變し、新舞を作りて、京師に來り傳へたりしよりのことゝいへり、西國にては上の關の男かぶき、下の關の女かぶきといふ事あり、

〔賤者考〕白拍子を一變新にせむとして、出雲國のおくにといふ者、〇註略都に出て名をなしてより、かぶきといふ物を權輿せり、〇中略三都ならぬも都會の地には、此戲場をひらく事となりたり、〇註略さる故にかぶき狂言と稱せり、（元祖によりておくにかぶきともいひけれど、今は常にはなさ〱さはいはず、）歌舞伎の文字は古く見ゆれども、そは稱によりて、後に其字を充たるにて、意は俗情の實にせまりて、雅致を專とせざる稱なり、既に亂舞能の態にも俗情に近く、おもしろきさまにけやけくするを、かぶくと活用していふ如く、字音にはあらず、後世の皇國辭なり、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕日本後紀、桓武天皇、延曆十八年秋七月己酉、停伊勢齋宮新嘗會、但以歌舞伎供九月祭とあるは、歌舞伎の字の出處なるべし、また舞伎ともいへるは、著聞集に、承安二年五月二日鷄合の條、妓女二人廿洲を舞ふ云々、左右歌女唱歌舞伎、なほ興遊にたえず云々、歌舞伎の字面は、日本後紀などに見えたれど、そはうたまひのわざをいへり、今歌舞伎といふ名は、もとより古き字面によりたるには非ず、かぶきとは傾く義にて、傾國の舞なれば、其意をもてさは名付しなるべし、是より出たるにや、そのかみのはやり詞に、世中にへつらひ媚るものを、かぶき者といひ、かぶ

き廻るなどもいへり、其後容體のみつくろひて、實なきやうのことを、うはかぶきともいへり、是上傾きにて頭がちなるなれど、うつりてさはいへりと見ゆ、

〔羅山文集五十六雜著〕歌舞妓

今之歌舞妓、非古之歌舞妓也、若教坊梨園及小蠻樊素之流、所謂古之歌舞妓也、男服女服、女服男服、斷髪爲男髻、横刀佩囊、卑謳俚舞、淫哇嘈雜、鼃鳴蟬噪、男女相共、且歌且踊、此今之歌舞妓也、出雲國淫婦九二者、始爲之、列國都鄙皆習之、其風愈盛愈亂、不可勝數、擧閭國入于淫妨酒肆之中、所謂張郎妻而李郎婦、東家宿而西家食、擧閭國之女、悉爲河間、而孫内翰北里誌不遑勝記、輕薄少年、費金致歌舞、珠玉買一笑、至若馬融之絳帳、杜牧之青樓、世人以爲美談、君子以爲譏刺、其餘者乎、范蠡之於西子、蘇卿之胡腹、淵明之妾、胡澹庵之於梨渦、與世之淫媟好色、異日之談也、然君子之議、有所不滿、可不謹乎、孔子曰、放鄭聲、傳曰、宴安酖毒也、誠以好色之心、而易好德之心、則不亦可乎、戒之戒之、嗚呼方今不放歌舞妓、而至於滔天、是誰之咎歟、商辛之靡靡、妥懽帖睦爾之天魔舞、復見乎今日、

〔足薪翁百話二〕カブキ

カブキといふは、天正前後よりいひそめし俗語なり、語釋は考へえざれども、かげろふ日記、枕のさうし等に見えたる、さるがうといふ詞に略おなじ、さるがうの詞はさるがひ、さるがはんなんどはたらく詞なるべけれど、その例は見えずと、先達の説也、かぶきもすでに其如く、かぶく、かぶかんともいはるべけれど、これ又例なし、今の俗語にていはゞ、テンゴウといふに當るべきか、童蒙先習小瀨甫庵著慶長十七年にくき物の條に、青侍にかぶきまはりつゝ、つかはれぬ暗の夜の犬と並べ出せり、テンゴウしまはりつゝつかはれぬなり、寒川入道筆記慶長十八年寫本に、此五六日以前かぶきの大將が死ニ申シた、何としてはてたぞ、此春から夏秋かけてさん〴〵煩ひて、五四日さきには頓死したといふ事有、此話は事あるやうにかたりいだし春秋かけてわづらひて頓死と、詞の首尾あはず、はては何の

起原沿革

事もなきテンゴウなり、故に發語にかぶきの大將といへるが、當時の洒落にて、同書に隱語やうなる事をつくりて、人を惑するをもかぶきといへり、今もする茶かぶきといふも、茶の銘を隱し、これはなぞ是はなぞと、人にあてさする茶のテンゴウなり、お國が舞を當時かぶきと名づけたるも、テンゴフ舞といふ程の事なる詞、時の學者漢文につゞるに、カブキの語釋さだかならずにより、歌舞妓の字は、和漢に古くあれば、それを頓テ當られたるなり、〇下略

〔雍州府志八古蹟〕芝居〇中略　一種有歌舞妓者、元出雲大社巫女有號國女者、一轉神樂而歌舞、是古所謂白拍子之類、而元神樂之變風也、永祿年中、有名護屋三左衞門者、元武人而落魄生也、在京師則與國女密通、共謀之、作歌舞妓之曲、歌舞妓中古所稱狂言樣也、其稱猿若者、三左衞門所每赴之唱家奴隸男有猿者、性魯鈍而不通人情、三左衞門常玩之、至今有狂言猿若、是皆所假爲猿若者也、倭俗少年人稱若衆、或謂何若、其弱、又老少稱老若、然不解其義、若與弱倭音相同、以弱字代若字、則其義亦粗通者乎、遂於洛東祇園社南門開場催之、是歌舞妓之濫觴也、

〔人倫訓蒙圖彙七〕猿若　獨狂言なり、或書に云、滑稽優人と注す、こつけいは人を笑する事をいふ、今の猿樂是なり、優人に狂言師也と、或説には、猿若といふは、永祿の比、名古屋三左が僕の鈍者あり、三左是をあひし、芝居にて狂言しけるを、此名はじまれりと、未是非をしらず、

〔貞丈雜記二人品〕一歌舞妓の事、人皇百七代正親町院の御代、永祿年中、出雲國の大社大破に及びしに依て、おくにと云巫女、國々へ修復の勸進に廻り、時の將軍義輝公の御所へも參り、御祈禱の爲、神樂を舞て御覽に入る、かのお國美女にて歌舞を能しければ、將軍家へ召抱られけり、又其頃名古屋山左衞門と云浪人も、歌舞を能して、將軍家江召拘られて、山左衞門とお國と打交りて、歌舞をなして御覽に入しが、右兩人相互に密通して、不義の事露顯し、御勘氣を蒙り、御暇給りて浪人しけり、其後信長公の時代にも、おくに歌舞御覽ありて、稱美し給ひけり、秀吉公の時代にも、おく

にが歌舞を稱し見給しと也、信長公の時、歌舞の場所を、北野の人升有し所にて給りて、山左衞門とおくに歌舞を興行す、是歌舞妓芝居の始也、

〔懷橘談上〕出雲大概

抑此國は八雲立、出雲八重垣の陰に立よりて、歌よむ人も多かめれと思ひ、人に尋ね侍れば、さはなくして、和歌の正風も變じ、神樂の律呂も亂れて、今は夷曲たりし歌舞妓と云る事を、近き比久仁と云巫女が舞出したり、白拍子の朔羊にや、〇中略此比のかぶき初は、僧衣をきて鉦をうち、佛號を唱へて念佛躍といひしに、其後名古屋山三郎といふ者、久仁に刀をさゝせ、頭をつゝみて、早歌を敎へまはせければ、歌舞妓と云、羅浮子此事を惺窩にかたりて、世の風俗の衰へたりし事を悲め共惺窩これは胡元の天魔舞ににたりと申されしと也、彼かぶきの歌に、比太の横田の若苗とうたふも、皆出雲國の里の名にして、この國よりぞ初りける、貴賤是を興してけり、誠に鄭衞の媱情、浮靡の習有國也、かゝる淫泆の舞なれば、寛永年中に是を制禁し給ふ、又小童を女の形に出立せてまひける程に、いよ〱男色にふけりて淫風猶甚し、秦の苻堅が時に、一雌又一雄雙飛て紫宮に入とうたひしも、實もとぞ覺へし、鄭聲の雅樂を亂り、淫聲の風俗をまよはす事、上に惡ませ給ひければ、今は小童の舞をも制し給ふぞ目出度き、正始の道行れ、王化の基立て、二度上古の淳風に立歸らなんとぞおもふ、

〔東海道名所記六〕樂阿彌かやうに物がたりつゝ、ほどなく三條の橋に出たり、男南のかたをみれば、川中をよこぎりて、西東へ小屋がけみゆ、あそこはいづくぞと尋ねければ、おれこそ音に聞えし四條川原なれ、むかし〱京に歌舞妓のはじまりしは、出雲神子におくにといへるもの、五條のひがしの橋づめにて、やゝ子をどりといふ事をいたせり、其後北野の社の東に、舞臺をこしらへ、念佛をどりに歌をまじへ、ぬり笠にくれないのこしみのをまとひ、鳧鐘を首にかけて笛つゞ

みに、拍子を合せてをどりけり、其時は三味線はなかりき、かくて三十郎といへる狂言師を夫にまうけ、傳介といふものをかたらひて、三條縄手の東のかた、祇園の町のうしろに舞臺をたて、さまざまに舞をどる、三十郎が狂言、傳介が糸よりとて、京中これにうかされて、見物するほどに、六條の傾城町より佐渡島といふもの、四條川原に舞臺をたて、けいせい數多出して、舞をどらせけり、若上らうと云傾城や、また舞臺をたて、能をいたす、脇もつれも、地うたひも、みな傾城とも也ければ、謠は蚊の鳴やうにて、をかしかりければ、後には脇地うたひは、男をやとひていたせり、歌舞妓過ては、祇園靈山丸山に、傾城共をあげ、夜もすがらあそぶ、これにぞ歴々様たち、名をかへ品をかへて、御通なされし故に、女歌舞妓はとゞめられぬ、なをも六條町へ、夜な〳〵行たまふ御かたありしゆへにや、三筋町を追たて、西の洞院西七條の中道寺まで、ひとつに合せて、西朱雀の七條に、一構しておしこめられ、傾城はこの内より、外に出る事かなはず、其後若衆歌舞妓はじまり、これも故ありて、子どものまへがみをおろさせらる、此ほどは、夷や吉郎兵衛、大和や六兵衛、村山又兵衛、この三兵衛が、大鼓をうちたゝくその中へ、こくもちの勘太郎が、どしめくほどに、又九郎主馬のすけ、古びたるおかな、これらの道外もの、人のはらすぢをよらする、

〔嬉遊笑覽〕五歌舞懐橘談、承應二年出雲紀行歌舞伎といへる事、近き頃久仁といふ巫女が舞出したり、○中略其後名護屋山三郎といふもの、久仁に刀をさゝせ頭をつゝみて、早歌を教へ舞せければ歌舞伎といふ、○中略久仁が夫山三郎がこと、見聞集には、慶長の頃ほひ、出雲國に小村三右衛門といふ人のむすめにくにといひ、東海道名所記には、三十郎といへる狂言師を、夫にもうけといへり、故に醒齋云、父も夫も三もじを、名につきたれば、それを後に聞ひがめて、名古屋山三郎に混へしにや、名古屋山三郎、あるひは三左衛門ともいひ、いづれかさだかならず、くにはもと遊女なるよしなれば、彼をも是をも夫ととなへしか、そはしるべからずといひて、定めかねたり、遊

女なるよしとは、見聞集に遊女とかきたればなり、されどまことの遊女にもあらず、幾たりも夫といはむはいかゞなり、これは遊蕩の意にて、まことの遊女といふにはあらじ、又後に聞ひがめてとゞいへるも非なり、東海道名所記は、萬治の刻梓なり、懷橘談は承應二年の記なれば、萬治より七八年前に山三郎といひたれば、後とはいひがたし、されども東海道名所記の撰者了意は、當時世上の流行何くれと心をいれて、知れるものと見ゆれば、餘の人のいへる處と異なるも、據どころ有にこそ、鹽尻に云、森家の系譜をみしに、右中將兼武藏守源忠政可成五男の子侍從忠廣、母は名古屋山三名古屋新藏人高信が子なり妹と記せり、山三は尾州古渡の人なり、又一條に記して云、那古屋因播守敦領が子山三郎後九右衛門と云、母織田利部大輔の女山三郎浪人の後、出雲神子くにと云女を具し、八幡にて女歌舞伎をなす、其後八坂にて淀殿とも惡名の沙汰有と云々、煎棟仁大夫と云ものゝ、由緒書には、禁庭北面の侍にて、名護屋山三郎といへるは、土佐浄るりに禁中北面の侍、名ごや三郎左衛門が一子云々いへるに同じ、諸説紛らはしく定めがたくはあれど、試にいふべし、くにが夫のことは、明らかにゑるしたるは、東海道名所記のみにて、其外は夫を誰ともゑるさず、山三郎がことを懷橘談にいへるも、くにゝ早歌を敎へ舞せたるのみ有て、夫とはいはず、後世そを夫とおもひ誤りて、虛をつたへしものならむ、山三郎も風流のをのこなれば、かゝる者にも親しくせし事もあるべし、

〔歌舞妓事始　一〕歌舞妓芝居來歷

山左衛門於國は、渡世の營なくして、或時は床を架して、神代の故事、或は公の式法の事など講談し居たりける、其後織田信長公の御時、御前へも召れ、度々舞を御上覽ありしにつき、場を求め歌舞せん事を願ひしかば、其比北野に人升のありしに御免許あつて、天正三亥年、於國神樂を略して、始めて北野にてまひけり、是歌舞妓を芝居にてつとむる創也、夫より文祿慶長にいたり、洛東祇園南林におゐて、場をひらきこれを催ふす、山左衛門と於國が中に、娘ありけるをともなひ、連

まひを仕たりける、其後五條橋の南(今云、問屋町さや町の邊也、)にて、娘に國の名を讓り、芝居興行せり、是を世にお國かぶきといへり、此二代目の國に聟をとり、男山左衞門が名をかたどり、山三郎といへり、世にいふ名古屋山三是也、○中略又佐渡島坊(初は與三次といふ)といへる者あり、能藝の妙を得て、遊女に此わざをほどこす、此佐渡島家も、後はふたつにわかれ、竹島天竺左衞門(竹島幸左衞門元祖也)佐渡島傳兵衞の家(佐渡島傳八が親、佐渡島長五郎か祖父也、)此兩家也、

〔事跡合考參考落穗集二〕山左衞門美男風流にて、猿樂の能の間の狂言よりおもひ附て、家來のおどけ者に、主人山左衞門と、同國尾張の產猿若と云ふ下人とをくみて、猿若大名と云ふ今樣狂言をとりたて、お國が躍念佛の間とし、且亦新發意太鼓、花笠踊などいふ十二三の童男に、靑き戾子張に、金銀の紙にて緣骨をも張り、同じ紙にて櫻の造り花をあまた付たる、赤き丸紐の笠をかぶらせ、唐兒樣の出たちにて、金薄彩色の平太鼓の指渡し壹尺餘りなるに、左右の緣に振太鼓の如く、木懸子程のものを緣に附て、その太鼓をうたせながら舞す、尤太鼓長貳尺四五寸計の柄をつけて持せたり、其外童男女人を以て興じたる今樣也、この時その名代お國歌舞妓と唱ふ、

〔古今役者大全四〕三ヶ津若女形評

永祿の比、五條の橋づめに在しといふ歌舞妓も、舞にはあらず、女を太夫とたて、立役ありてこれをあいしらひ、一番づゝのはなれ狂言なり、二代めのお國元和三年巳ノ三月六日より同廿六日迄、日數廿一日の間、四條中島にて歌舞妓を興行し、立役を加へて大に繁昌しける、今午(○寬延三年)のとしまで百三十四年に及べり、是につぎて、しのぶ、さどしまといふ兩太夫芝居をはじめ、又段助といふ男、別に男芝居と云をはじめける、しかればお國が座とともには、京都に四座ありける、芝居は中島にたゞ一軒なるゆへ、廿日卅日づゝ、かはりかはりにつとめしと也、○中略

女芝居は、永祿の頃にはじまり、都の貴賤くんじゆせしとぞ、中にもすぐれたる舞の上手を太夫

とよび、其外の妓女をつれの女といひしとぞ、笛、つゞみ、太鼓のはやしものにて舞を舞內、あとの男出て、いろ〳〵おかしきおどけ事をして、見物を笑はせしとかや、寛永の頃迄有て、其後は止られしとなん、

〔當代記〕慶長八年四月、此頃カブキ躍ト云事有、出雲國神子女(名ハ國、但非好女)出仕、京都へ上ル、縱バ異風ナル男ノマネヲシテ、刀、脇指、衣裝以下殊異相也、彼男、茶屋ノ女トタハムルヽ體、有難クシタリ、京中ノ上下賞翫スル事不斜、伏見城ヘモ參上シ、度々躍ル、其後學之、カブキノ座イクラモ有テ、諸國エ下ル、江戶右大將秀忠公ハ不見給、

〔武家閑談四〕慶長年中、伏見にて越前黃門秀康卿御屋敷へ、お國と云かぶき女を召て、かぶきををどらせ御見物有、水精の數珠を襟にかけ舞たるを御覽被成、水精は見苦とて、御具足の上に御かけなされ候珊瑚珠の數珠を下され候、お國の舞を御覽被成御落淚有て、御意には、天下に幾千萬の女あれども、一人の女と天下に被呼候は此女なり、我は天下一人の男と成事不叶、あの女にさへおとりたるは無念なりと被仰けると也、今の狂言盡は、此お國より初る、就中肥前一揆の節、人人さかんにもてあそぶ故、田舍者は島原狂言共、其比申ける也、

〔時慶卿記〕慶長八年五月四日、女院御所ヨリ明後日六日ヤヽコ跳ニ被召候、外樣ニハ予一人御觸也、六日、女院御所へ女御殿御振舞アリ、ヤヽコ跳也、雲州ノ女樂也、貴賤群集也、

〔孝亮宿禰記〕慶長十三年二月廿日戊寅、向四條女歌舞伎令見物、數萬人群集驚目者也、

〔當代記〕慶長十三年五月、三川國苅屋城主水野日向守(勝成)去年十月歌舞妓女(名字號出來島隼人)召連被下ケルガ、去月比引連令上洛、衣裝以下キラビヤカニシテカブキケル、內々於聚樂勸進ニカブキセラルベキ由被思立ケルガ、不可然由知音者頻ニ令諫言間被相止、勸進法樂ニカブキケル見物貴賤成市、去年十月被召下時、亭主へ銀子三拾貫目被出、此度衣裝其外造作銀子七拾貫目入用由京

町人有誼歌説條若輩者共見物セヌハナカリケリ、　廿日駿府中カブキ女幷傾城共多シテ動バ有喧嘩依之可拂之由大御所曰、

〔慶長見聞集五〕歌舞妓をどりの事

見しは今、江戸にはやり物品々有といへ共、よし原町のかぶき女にましはなし、されば昔ぎわう、ぎによ、ほとけ御前などゝいひて、舞曲世上に名をえし美女有しが、女のかたち其まゝにて、白きすいかんを著て舞ければ、白拍子と名付、ゆうにやさしく候ひしと也、諸越にはぐし、やうきひ、わうせうくんなど、皆白拍子と聞えたり、扨又慶長の比ほひ、出雲の國に小村三右衞門といふ人の娘に、くにといひて、かたちゆうに心ざまやさしき遊女候ひしが、柳髮風にたをやかに、桃顏露をふくめるふせい、舞曲花めきても、のこびをなせり、音聲雲にひゞき、こと葉玉をつらぬ、春風あたゝかにして、聞人迄もおぼえずせんだんの林に入かとあやしまる、此遊女男舞かぶきと名付て、かみをみじかふきりをりわけにゆひ、さやまきをさし、小野對馬守と名付、今やうをうたひ、舞女のほまれ世にこえ、顏色無雙にして、袖をひるがへすよそほひに、見る人心を惑はせり、それを見しよりこのかた、諸國の遊女其かたちをまなび、一座の役者をそろえ、笛、たいこ、つゞみをならし、ねずみきどを立て、是を諸人に見する中にも、名をえし遊女には、佐渡島正吉、村山左近、岡本織部、小野小太夫、でき島長門守、杉山主殿、幾島丹後守などゝ名付、これらは一座のかしらにて、かぶきのをしやうといへるなり、扨中橋にていく島丹後守かぶき有と高札を立れば、人あつまつて貴賤くんじゆをなし、出るをおそしと待所に、をしやう先立てまく打上、はしかゝりに出るを見れば、いと花やかなる出立にて、こがねづくりの刀、わきざしをさし、火打袋、ひようたんなどこしにさげ、猿若を伴につれ、そゞろに立うかれたる、其姿女とも見えず、たゞまめ男なりけり、いにしへ陰陽の神といはれし、なりひらの面影ぞや、去ばゐさじきの人々は、首をのべ頭をたゝひて、我

を忘れてどうようする、○中略其外花をそねみ、月をねたむほどの女房、おなじやうにしやうぞくせさせて、よはひ二八ばかりなるが、みめかたちゑにかくとも、筆におよびがたきほどなるが、花の袂をかさね、玉のもすそをつらね、五十人六十人こうしよくをことゝして、きやしやなる花の色衣にまなばん、古伽羅、紅梅伽羅をたきしめし、かぶきをどりて、一同に袂をかへす扇の風に、匂ひは四方にかうばしや、○中略扨又しやうぎに腰をかけならび居つゝも、つれしやみせん、歌をあげてはかき返し、いまやうの一ふしかや、夢のうき世にたゞくるへ、とゞろ〳〵となるいかづちも、君と我との中をばさけじと、中にをしやうの舞あそぶ、すがたやさしき花のきよく、是や誠の天人のやうかうありや、天津風雲のかよひぢ吹とぢよ乙女のすがたしばしとゞめんと、名殘をおしむ舞歌のきよくも、はやいりあひに成ぬれば、つゞみたいこや笛の音の、ひやうしをあはする足ぶみに、心は空にうかれ男、今生は夢のうき世なり、命もおしからじ、ざいほうもおしからじと、貴賤老若、此道にすきてほれ人となれり、

〔慶長見聞集二〕歌舞妓太夫下手の名をうる事

見しは今、江戸よし原町にて、來三月五日かつらぎ太夫かぶきおどり有と、日本橋に高札を立る、江戸に名を得し女かぶき多しといへども、中にも葛城太夫は、世にこえ、みめかたちやさしく、容顏美麗成ければ、此かぶきをこそ見めと、老若貴賤くんじゆし見物す、太夫舞臺へ出、秘曲を盡し舞よそほひ、たゞ是天人の舞樂かや、少進法印今春八郎も及ぶべからず、大鼓、小鼓、笛、太鼓の役者は小男也、かれら打合せ入亂たるこまかなるほど、拍子は天下に名を得たる四座の役者もまなぶべからず、彌兵衛善内が狂言の風情、をどりはぬる亂拍子は、鷺太夫彌太郎が、式三番の足ぶみも、是にはいかでまさるべき、取分猿若出て、色々樣々の物まねすることおかしけれ、泡齋念佛、猿廻し、酒に醉在鄕の百姓、かたこといひていくちなき風情、ありとあらゆる物まね、扨もよく似た

る物哉、辨舌たれる事、ふるなの變化かやか、る物まねの上手、おめが下第一の名人、奇特ふしぎと、皆人かんじたり、はや舞もをさまる時分なれば、みな人名殘惜思ふ所に、風呂あがりの遊びをどりを、芝居のふりに仕べしとことはる、是をこそ見めと待所に、太夫を初、其外名をうる遊女ども、よはひ二八ばかりなるが、形たぐひなふいとやさしきかほばせ、あひ〳〵しく、も、のこびをなし、花の色衣を引かさね、二三十人伴ひ出て酒宴し、一人づゝ立て思ひ〳〵の藝を、一曲一かなでらうえいし、座こづまつて、其後大小の役者二人出て、形儀たゞしく、鼓をこんにかまへ、りつぎ顏にて打ならす、皆人ふしんに思ひ、なりをこづめて見る處に、かつらぎ扇を取て、自然居士の曲舞、皇帝の臣下と謠出したり、謠の役者自慢顏にて、ふしはかせ音曲を專とたしなみ、誠に本の能太夫のまねをして、舞おさめければ、皆人是を見て一度にどつと笑ひけり、故いかんとなれば、かれらがかぶき舞、馬鹿のまねにて打をくならば、誠にかぶきの上手也、己がわざに及びがたき、本の能のまねをすれどもさらに似ず、かへつてをのが家職まで、下手と人に笑はれ、それより皇帝の葛城太夫と異名をよばれ、不繁昌に成ぬ、

〔戯場年表 一〕寛永三年丙寅五月五日より、かつらぎ太夫かぶきおどり大木戸におゐて仕候と、日本橋へ高札を建しに、六月廿三日、右建札取拂申付候事、

同六年己巳、相州小田原驛大藏の芝居、男女打交りの興行を差止らる、十月、女舞、女歌舞妓等御制禁。

同七年庚午、桐大藏幸若與太夫中橋にて興行、男女打交り故、女子を除き、男子ばかりにて興行可致旨申渡さる、十二月、芝居興行の儀、是迄男女混交の儀も有之旨相聞、以之外之儀ニ付、以來無用之旨、嚴重之御沙汰有之、興行主一同調印之上、受書差出す、

〔嬉遊笑覧 五歌舞〕若衆かぶき、似せ物語、むかし男ありけり、うたひはうたはざりけれど、よの中の小

歌を知たりけり、かぶきする若衆の座にありて云々、姉なる女のもとの子息なりける、男よみてやりける、驚破とて雲にはのらぬ舞なれどよの歌よりはよくぞあるてふ、となむいひやりける、左門がをどりなり、そのかみは歌舞伎もの小歌をうたふ事を專とす、夷曲集に、歌舞伎若衆小金といふもの、小歌の音頭上手なりしを、以春、音頭の歌にて人を呼子鳥こきん一部の大事とぞき く、可笑記(正保元年書る證巻中にあり)ある人やぶれあみ笠ひきこみ、若衆かぶきを見物す、其處の繪、大夫かづまといへる若衆、風折えぼしに花をさして著、ふり袖右のかたぬぎ、太刀を帶、背に幣をさして扇を開てまふ、傍にあの山みさい、この山みさいと書たるは、其頃の小歌に、いたゞき連た大原木をといへるをうたふなり、延寶三年印本蘆分舟、かぶき若衆の小歌の聲には、道頓堀江の魚もをどり云々、懷橘談に、今は小童の舞をも制し給ふとあるは、前髮を剃て野郎となしたるをいふなり、此制のこと諸書にいへ、れども、その年月をいはざれば、いつの程とも知がたし、然れ共承應には如此、また可笑記などによるに、正保にはいまだ其事なし、是をもておもふに、石谷將監殿の制なり、慶安四年六月役付なれば、或說に此事を慶安三年なりといへるは誤り、五年壬辰なり、○中略京童(万治元年)にも、今は若年のもの、額のかざりをとらしめ、うるさきかたちなり云々、ひたひにわたを著云々、百會を頭巾にてかくし云々、江戸雀、(延寶五年)ひたひがみをとらせらる、此故にくゝり頭巾をなせり、狂言に出る時は付髮をするなり、

〔役者全書上〕役者古今變化

大坂はお國の弟子女藏人始て、若衆かぶきといへる物興行ありしゆへ、座本太夫元とて今に別にあり、

〔落穗集追加二〕江戸町方普請の事

一問曰、關東御入國後、町方の普請之義何れの所より始て被仰付るゝや、答曰、○中略猿若勘三郎と

て有り、此者の子孫、今程も彼所に於て芝居をすると也、をどり子共何れも前髪立にてある處に、石谷將監殿町奉行の節、何方へやら振舞に被參、其元に於て浪人小性の由にて罷出て、酒の相手に成り、殊外發明なる立廻に相見へたるに付、將監殿相客衆へ御申は、あの浪人小性は何者の世悴に有之や、我等心安き方にて兒小姓を尋らるゝ間、きもいり遣し度きとの義に付、相客衆方のひそかに申さるゝは、堺町に罷有歌舞妓子の義に候得ば、其元などの口入ある樣なる者にては無之との義、將監殿聞れ、歸宅以後、其儘與力同心を堺町へ差越、名主へ申付、今夜中にをどり子を前髪をそり落させ可申、但元來若衆歌舞妓と有之御免の事也、をどり子の中に太夫分一人は前髪を立置せる樣にとの御事、其夜中に速に只今の通り、やろう頭となし、同役の神尾備前守殿へも、翌朝御城に於て將監殿、右之段被申候となり、

〔古今役者大全 一〕芝居の始りの事

承應元辰の年七月より、芝居御停止となる、○中略

三ヶの津芝居の始り

一京は村山又兵衞といふ役者數度願ひ奉り、承應二年三月、かぶき物まね盡御免を請奉り、明暦二ひのえ申のとし、四條河原中島にて興行し、○下略

〔戲場年表 一〕承應元年壬辰、江戸モ七月廿一日芝居停止、翌年三月四日再興行、

〔昔昔物語〕かぶきと云物、彥作けんさい抔と云頭取出來、十四五、十六七八迄の、器量美敷子供を作り立、歌舞妓躍をさせ、夥敷はやり、喧嘩も度々ありて騷敷、浮氣の衆此爲に大勢滅亡も有故、御法度に成りて、子供も皆前髪を落して野郎に成、是野郎の始なり、

〔歌舞妓事始 二〕役者總名目

一野郎の號は、元薩摩國より出し也、此國の風專武勇をはげむにより、男子たるもの十四五

制令

歲にいたるときは、悉く前髮をそりて野郎といふ、又關東にても年わかき者、髮あつきをやらうといへり、役者の額髮すこし剃りしを以て野郎といへり、今世人髮剃さげたるをのみ野郎と思へり、又箱のふた印籠のごとくするを、やらうぶたといふは藥籠蓋也、是は印籠藥籠といひて、藥を入る器也、爰に記すは無益なれど、訓同じきに因て書す、扨又少年の人を若衆と稱し、又は何若某の弱(わか)といひ、老少を老若といふ、若と弱と音相通じ、弱の字を以て若の字に代ときは、其儀粗通ずべし、又此女形額髮をそる事は、いにしへ役者は妻子一所に舞諷ひしに、人心を狂はするをもつて、女藝を禁じて近世小姓を以て女形をなさしむ、是又女にまがふを以て、振袖を禁じ給ひしが、まふとき見へあしき事を御願ひ申ければ、其役者の手のひらだけに額髮を剃、振袖と替給ふ也、御改とて毎年一度づゝしばゐ舞臺にて御吟味ある也、其上先年仰渡されのヶ條を彌つゝしみ、相守申べくむね、急度仰わたさるゝ、古格也、

〔和漢三才圖會十六藝能〕歌舞妓(かぶき)　妓音奇　女樂

按、元和年中有二官命一、令レ禁二女樂一、因男皆著二女服一被二女鬘一、言語動止宛然肖二美女一、謂二之女形一、然亦以レ編二其男色一、承應年中有二公命一、不レ抱二年齡一、悉令レ剃二額髮一、皆如二壯士一、呼二稱野郎一、而後被二額髮鬘一被二紫帽一、後彷二彿女子美少年一焉、常構二芝居棧鋪一勸進者也、

〔江戶總鹿子五〕堺町

狂言盡しといふ事は、〇中略次第に狂言を作りて、うるはしき美童に、綾羅を身にまとわせ、紫輪巾をもつてはちまきにして、色々の藝をなす、しかるを中比少年の前髮をおとさせやらうとなして、かづらをいたゞき、女がた若衆方になり、狂言をなす、

〔享保集成絲綸錄四十六〕慶安五辰年〇承應元年六月

此度若衆歌舞妓御法度ニ被二仰付一候に付、町中にてかぶき子之樣成せがれ抱置、金銀を取、公界

爲ㇾ致申間敷事、〇中略

六月

〔享保集成絲綸錄四十六〕正保二酉年七月

一大御番頭、御書院番頭、御小姓組頭、御歩行頭、小十人組頭、右之面々殿中江召㆓寄之㆒、此比かぶきもの或七八人、或八九人宛同列、江戸町中令㆓往還㆒、不作法有ㇾ之由立㆓御耳㆒、近々彼輩可ㇾ召㆓捕之㆒旨被ㇾ仰㆓出之㆒、役人之儀者重而可ㇾ被㆓仰付㆒之旨也、組中支配之面々可ㇾ得㆓其意㆒由、老中被ㇾ申㆓傳之㆒、

但右召捕役人、榊原飛驒守、石貝十藏、屋代越中、坪内宗兵衞、與力同心被ㇾ仰㆓渡之㆒、

明暦元未年五月

一跡々ゟ御法度之通、狂言盡御大名御屋敷方江御呼候共、祗公仕間敷候、勿論いゑやうけつかう成もの著せ申間敷候、其上人多におごりたる狂言仕間敷候事、放下御屋敷方江被㆓召寄㆒候共、放下の外かぶきのまね島原之體、少も仕間敷候、狂言盡のもの、たとへ一兩人、御屋敷方ゟ御呼候共、罷越島原之眞似仕まじき事、

五月

寛文元丑年十二月

一諸見物之芝居物仕候者は、堺町、葺屋町、木挽町、五丁目六丁目、此所にて可ㇾ仕候、自今以後、他所之町中にて堅仕間敷事、〇中略

十二月

寛文六午年六月

一町中ニにせやろうをこしらへ、付ヶ髮裝束など持參いたし、方々江參、又借り裝束などにて、狂言いたさせ候由相聞候、自今以後改ㇾ之、左樣之者於ㇾ有ㇾ之者、捕へ可㆓差出㆒候、若脇ゟ相聞候ハヾ、大

屋五人組可爲曲事者也、

六月

寛文八申年三月〇中略

一堺町木挽町やろう舞臺之狂言仕廻、奉公人と不可出合、尤雖爲百姓町人、猥參會長座爲致間敷事、〇中略

三月

元祿二巳年五月

覺

一かぶき子共之類、江戸町續在々所々ニも有之由、其聞候間、急度相改、總而野郎かげまなどゝ申者、前髪在之も前髪無之も、又者外之商賣にかこつけ候而も、右之類在之バ、其所江預ケ置、早速可申來、若隱置脇より顯候ハヾ、其者は不及申、店五人組大屋五人組迄、急度曲事可申付事、

五月

元祿二巳年　月

一堺町、葺屋町、木挽町之外ニ、方々之芝居江出候野郎、幷浪人野郎抱置候者有之由相聞江候、今日中ニ委細書付、町年寄方江可申來候、若隱置重而脇ゟ相知候ハヾ、急度可被仰付候間、有體可申來候、

五月

元祿十丑年正月

一前々相觸候通、狂言、芝居之野郎、幷浪人野郎方々江遣候儀御法度ニ候間、彌相守り何方江も堅遣シ申間敷候、若相背何方江も遣シ候ハヾ、其主人者不及申、家主五人組迄、急度曲事に可申付事、

一狂言芝居江出ざる者共、大勢爲申合方々江參、役者之ごとく藝仕由相聞候間、向後大勢爲申合、何方江も堅參申間敷候、若相背參候ハヾ、其者は不及申、主人又者家主迄、急度可申付事、

右之旨堅可相守者也

正月

元祿十二卯年四月〇中略

一堺町木挽町野郎月額前々定有之候間、兩町之野郎彌以定之通、鬢うすく可仕候、兩町之野郎脇江不遣候付、藝有之ものも常々町人ニ成、屋敷方江あるかせ候由相聞不屆候、左樣之族一切無之樣ニ可仕候事、

以上

四月

〔享保集成絲綸錄四十七〕寶永三戌年三月〇中略

一狂言芝居之野良并浪人野郎、又ハ役者ニ不出前髮有之者、方々致徘徊由相聞候、前々ゟ法度之處不屆候、向後彌何方江も堅遣申間敷候、相背もの於有之者、其主人ハ不及申、家主五人組迄、急度曲事可申付候、

右之條々、急度相觸可申候、以上、

三月

〔享保集成絲綸錄四十六〕寶永五子年五月

一宮地其外於所々芝居座元致候者、并役者又者町人之内ニも奉行所江無斷、只今迄者芝居取立候得共、向後者右之者共月番之番所江相斷、差圖を請可申候、若無斷芝居取立、又ハ役者仲ケ間ニ相加リ候ハヾ、急度曲事可申付候、

右之趣、町中江可相觸候、以上、

五月

正德四午年三月

覺○中略

一棧敷より内證道をこしらへ、樂屋又ハ座元之居宅、幷茶屋等に座敷をまつらひ、遊興之儀可爲無用候、總而狂言役者舞臺ニ而狂言いたし候外、或ハ茶屋等江呼候共、一切差越申間敷候、尤自分宅ニ而も遊興之客呼申間敷事、○中略

一狂言暮へかゝり、あかりをたて仕候儀堅無用仕、七半時分にハ仕廻候樣に可致事、

一狂言芝居近所之茶屋かろく仕、座敷がましき儀、一切無用可仕候、只今迄有來候分も、町奉行所江可訴出之、吟味之上可申付事、

右之通急度可守之、於相背ハ當人ハ不及申、其町之名主五人組迄、可爲曲事者也、

三月

〔天保度御改正諸事留五〕天保十四卯年五月七日

堀江六軒町新道利兵衞店
宇八○中略

旅役者と唱、兩國橋廣小路ニおゐて致狂言候者、先般爲引拂、渡世替不致者は、猿若町江引移、歌舞妓役者共弟子ニ可相成、其餘市中ニ散有之旅役者共も、同樣之義ニ付、渡世替不致候ハヽ、店爲引拂、縱令身寄之者たり共、内分ニ而同店爲致候ニおゐては、急度可及沙汰ニ旨、去寅九月中申渡、且歌舞妓役者振付師は、一同猿若町江一纏住居可致義ニ有之處、其方共之内、宇八外九人義、懈若之男を抱、人別帳江其身は振付師、又は旅役者旅宿、右男子を抱弟子召仕抔と書出、右之者共料理茶屋伊之松外六人方江呼寄、又は自分宅ニ而も客有之節、酒之相手ニ差出、就中出家ニ被買上、猥成

義も有之由相聞、右者前書申渡ニも振、旁難捨置次第ニ付、今般嚴敷可及吟味處、御改革後、男子共髮之形衣服等ヲも替、質素之風俗ニ相改候趣ニも相聞、如何之義ながら、年久敷右渡世致來候義ニも有之間、格別之宥恕を以、吟味之不及御沙汰、右者已來右渡世致候義、決而不相成候間、早々渡世替いたし、其段可訴出候、若渡世替差支候男子共者、猿若町江引移、歌舞妓役者共弟子ニ相成可申、主人共も同町ニ而振付渡世致候儀者格別、都而前書申渡之通可相心得候、

右之通被仰渡奉畏候、仍如件、

天保十四卯年五月七日

右宇八 外拾六人連印

右町役人連印

右宇八外拾六人江被仰渡候、前之趣私共江も被仰渡奉畏候、仍如件、

猿若町貳丁目 當時取扱掛

高砂町名主 莊右衞門

猿若町三丁目同 七左衞門

右者遠江守樣於御白洲被仰渡

〔德川禁令考五十歌舞伎〕年號闕亥十月廿七日

歌舞妓役者共衣裳其外取締之儀申度於吟味所申渡

堺町狂言座 勘三郎 外二人

葺屋町狂言座 羽左衞門 外二人

木挽町五丁目狂言座 權之助 外二人

歌舞妓役者總代堺町宗兵衞店 團十郎 外五人

堺町芝居附茶屋總代同町四郎兵衞店 仁左衞門 外葺屋町木挽町一人宛

劇場京都

三芝居歌舞妓役者共、衣裝絹紬木綿相用ひ、狂言及暮候共、明り立候儀致間敷旨、其外前々より申渡置候處、近來相弛、役者共衣裳次第ニ花美ニ相成、金銀糸之總縫唐物共相見候品も有之候由、其上熨斗目長上下は勿論、輪子羽二重紋付等、武家之式服ニ紛敷品を著、大小手道具類、手を込候品相用候由、不埒之事ニ候、且狂言も遲ク相始候故、仕廻夜ニ入、短日之砌ハ及深更候儀も有之由、第一火之元等も不宜、甚不埒ニ相聞候間、糺之上急度可申付處、風聞迄之儀ニ付、此度ハ不及沙汰間、向後總役者共衣裝絹紬木綿相用ひ、花美ニ不相成樣致、大小手道具等も、手を込候品ハ、決而不相用、興行も早朝より相始、成丈夜ニ不入内仕廻候樣申合、狂言ニ當時之儀ニなぞらへ綴候儀ハ勿論、其外諸事前々之通相心得、違失無之樣可致候、

堺町芝居地所家主　專助
五人組　嘉助
名主　五郎兵衛
葺屋町木挽町芝居地所家主五人組名主名前略之

前書之通申渡候間、其方共儀も、精々心附、申渡之趣、違犯不致樣可申候、

〔歌舞妓事始　一〕歌舞妓芝居來歷

山左衛門於國は、〇中略織田信長公の御時、御前へも召れ、度々舞を御上覽ありしにつき、場を求め、歌舞せん事を願ひしかば、其比北野に人升のありしに御免許あつて、天正三亥年、於國神樂を略して、始めて北野にてまひけり、是歌舞妓を芝居にてつとむる創也、夫より文祿慶長にいたり、洛東祇園南林におゐて、場をひらきこれを催ふす、〇中略其後五條橋の南(今云、問屋町さや町の邊也、)にて、娘に國の名を讓り芝居興行せり、〇中略扨國が芝居の場所場、伏見の御城より、秀吉公京師に入給ふに、此所ぐんぶゆする故、御上洛の節さまたげと成により、四條中島へ替地を仰付らる、其時今の高瀨川なし、勿論邊に人家もなし、今いふ河原町より、四條中島までの間に芝居を建て、右の四人のも

の興行しけり、

〔藝鑑〕一明暦二年丙申、其比は京は女形のさげ髮は法度にて有しに、橋本金作といふ女形、さげ髮にて舞臺へ出、其上棧敷にて客と口論し、脇ざしをぬきたる科によつて、京都かぶき芝居殘らず停止仰付られたり、これによつて京都座本村山又兵衞といふもの、芝居御赦免の願ひに御屋敷へ出る事十餘年、去かれども御とり上なかりし故、又兵衞宿所へもかへらず、御屋敷の表に起臥して、毎日願ひに出るに雨露に打れし故、著物はかまも破れ損じ、やせつかれて人のかたちもなかりしなり、〇中略芝居御停止十三年、寛文八年戊申にかぶき芝居御赦免なされ、三月朔日ゟ再興の初日出せり、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕西鶴が大鑑大歌舞伎御法度の後は、村山又兵衞が物眞似狂言づくしに仕掛、大夫子あまた集めし云々、或説に明暦二年丙申、橋本金作といふ女形、棧敷にて客と口論のことによりて、京都かぶき芝居殘らず停止あり、〇中略京都座元村山又兵衞、芝居御赦免を願ひ出る事十三年にして、寛文八年御赦免あり、村山氏の大功といふべしといへれ共、誤あるべし、件の事は萬治二三年にても有べきか、明暦四年の京童にも、四條河原芝居繁昌のよしみえたり、

〔京都御役所向大概覺書二〕京四條芝居間數幷名代之事

一　歌舞妓物眞似　村山平右衞門

寛文九酉年正月十八日、宮崎若狹守在役之節、村山又兵衞と申名代赦免、其後又兵衞悴平右衞門と申ものに、名代相讓り申候、平右衞門儀、九郎右衞門と申者養子に致、元祿四未年十月十八日、右名代九郎右衞門に讓り申度旨、前田安藝守在役之節相願、村山平右衞門と申名代赦免、先之平右衞門儀者、七郎右衞門と名を相改申候、

一　歌舞妓物眞似　布袋屋梅之丞

寛文九酉年正月十八日、宮崎若狹守在役之節、村山又兵衞忰早卿長吉と申者に名代赦免、其後元祿七戌年十一月十三日、右名代布袋屋梅之丞と改申度旨相願、小出淡路守在役之節赦免、〇中略

一　仕形舞物眞似　夷屋松太夫

寛文九酉年五月七日、宮崎若狹守在役之節、夷屋儀左衞門と申名代赦免、其後元祿十三辰年十月十八日、松太夫と申ものに名代讓り、夷屋松太夫と改申度旨相願、水谷信濃守在京之節赦免、〇中略

一　狂言物眞似　大和權之助

寛文十一亥年正月十日、宮崎若狹守在役之節、名代赦免、

一　歌舞妓物眞似　都万太夫

寛文九酉年十月六日、雨宮對馬守在役之節、名代赦免、寶永七寅年九月四日、忰甚十郎と申ものに、名代讓り申度旨相願、中根攝津守在役之節赦免、甚十郎を万太夫と申候、先万太夫儀孫右衞門と相改申候、〇中略

一　歌舞妓物眞似　杉本庄太夫

先年名代御改之節、京都に居不ㇾ申候ニ付、名代赦免不ㇾ相知、

一　右同斷　中村初太夫

元祿二巳年七月十七日、前田安藝守在役之節、森田又男と名代赦免、翌年又男儀、孫十郎と申もの、養子ニ仕、名代讓り申度旨相願、元祿三午年九月十八日、安藝守赦免申渡、其後藤田と改申度旨相願、元祿八亥年十一月、松前伊豆守在役之節赦免、正德三年巳十一月、藤田孫十郎名代中村市郎治讓請申度之旨相願、同十二月六日、山口安房守、中根攝津守立合ニ相願赦免、同七日、右手代烏帽子屋初太夫と改申度之旨、願出候ニ付赦免、正德四年午十二月四日、烏帽子屋初太夫と申儀を、中村初太夫と相改申度旨相願赦免、〇中略　合三十四人

右者前々ゟ赦免之名代數、此內座本之もの相對ニ而、名代を借り、芝居いたし候、

一矢倉芝居七軒 四條南側ニ三軒、同北側ニ貳軒、大和大路ニ貳軒、內四條南側壹軒、依願潰之、

內

四條南側芝居 表口東西拾貳間貳尺五寸、裏行南北貳拾九間半、 芝居主 大和屋利兵衛

同側芝居 表口東西拾貳間四尺、裏行南北貳拾三間、 芝居主 越前屋新四郎

同側芝居 表口東西七間、裏行南北拾貳間四尺、 芝居主 伊勢屋嘉兵衛

是ハ正德六申年五月、芝居潰之、爲渡世借宅ニ仕度之旨相願候付、證文申付、願之通申渡、

四條北側芝居 表口東西拾四間四尺、裏行南北三拾間貳尺、 芝居主 井筒屋助之丞

同側芝居 表口東西拾壹間壹尺、裏行南北三拾間貳尺、 芝居主 兩替屋傳左衛門

大和大路常磐町芝居 表口南北八間三尺、裏行東四貳拾貳間三尺、 淨瑠璃芝居 宇治嘉太夫

同町 表口南北拾六間五尺、裏行東四三拾三間、 芝居主 三木屋治兵衛

〔古今役者大全 一〕三ヶの津芝居の始り

一大坂芝居の始りは、寛永の始より、若衆かぶきとてあり來りしに、道頓堀九郎右衛門町の裏、下難波領に、その比は傾城町ありけるが、此所のけいせい共をおほくあつめ、舞たいへいだし、をどらせなどして、是をお國かぶきといひし事にて、この芝居すなはち鹽屋九郎右衛門芝居にての事なりとぞ、女かぶきにする事、永く御停止となりける故、その後度々前の通りの若衆かぶき再興の願ひ相かなひて、時茲寛文十年の頃より、又々芝居取たて興行しける事、今午のとしまで、をよそ八十一年に及べり、役者若衆三十人五十人と、だんだんましに成り、次第に繁昌しけるより、芝居數も増し、鹽や九郎右衛門、河內屋與八郎、松本久右衛門、大坂太左衛門、大坂九左衛門などを名代とす、與八郎は江戸へゆくとて、ゆきがたなくなりし故、名代もきえはて、久右衛門は久左衛

門が祖なり、太左衛門といふは、福永や新十郎と改め、今角の芝居といふ是なり、又この外に大和屋甚兵衛といふ名代有しか共、鹽屋六右衛門方へもどす、今中の芝居是なり、但し大坂は今濱芝居とて小芝居あり、濱芝居が本なるよし、

〔歌舞妓事始〕一大坂芝居名代井矢倉株

一狂言盡名代　鹽屋九郎右衛門

一同　室町家御扶持人鹽屋九郎次三代目　鹽屋九左衛門

一同　鹽屋九郎右衛門悴、此名代は已前濱芝居なりし也、　大和屋甚兵衛

一同　此名代已前は濱芝居也、與八郎名代勘三郎といふもの譲りうけ、夫より江戸へ下り、生死しれず、是より此名代なし、　河内屋與八郎

一同　室町家御扶持人松本名左衛門悴久左衛門一子　松本名左衛門

一同　室町家御扶持人大坂太左衛門四代目〇中略　大坂太左衛

大坂芝居主

又芝居主はむかしより段々かはりしゆへ、事長く無益なればくはしく記さず、よつて元祿年中迄の事を爰にしるす、

一立慶町　帯屋五郎兵衛

以前ゑぼ屋九郎右衛門芝居也

一同町　　錢屋市左衛門

以前平野次郎兵衛借地にて芝居建しが、後に市左衛門地をもとめてこれを引也、

一同町　　伊藤信濃

以前九郎右衛門町にて、ゑほ屋九郎右衛門名代を讓り受、其後立慶町引移り芝居せり、

一同町　　福永太左衛門（後女名前にて市と云）

一同町　　竹田近江

以前福永市芝居の名代讓り請しが、其頃芝居無之ゆへ、濱ゑばゐにて興行の願ひによつて御免あり、此已後芝居地を求め候はゞ、大芝居取たて仕候やうにと、仰付られけるとなん、

〔守貞漫稿二十四雜劇〕江戸歌舞妓芝居於國興行ノ後、今ノ中橋邊ニ此類ノ場アリシト雖ドモ、其詳カナルヲ知ラズ、其內今ニ相續スル者ノミヲ左ニ記ス、

寬永元年、猿。若。勘三郎始テ官許ヲ得テ、中橋ニ櫓ヲ上ル、蓋假屋作也、今ノオデヽコ芝居ノ如シ、同九年、禰宜町（今ノ人形町）ニ遷之、

同十一年、村。山。又三郎葺屋町ニ芝居ヲ開キ、櫓ヲ上ル、後ニ市。村。座。トナリテ今ニ至ル、

慶安四年、猿若座ヲ堺町ニ遷ス、猿若則今ノ中。村。座。也、堺町フキヤ町ト並ビ隣ル、故ニ二丁街ノ芝居ト云、其他數座アリ、〇中略

万治三年、森。田。太郎兵衛改名勘彌、木挽町ニ芝居ヲ創ス、今ノ川。原。崎。座。ハ是ヲ續ル者也、今ニ至リ中村、市村、川ハラサキ、以上ヲ三。座。ノ。芝。居。ト云、〇中略

正德四年二月八日、山村座斷絕、生島新五郎ト云役者、奥女中江島ト通ジ流罪トナル、長太夫モ流刑、享保九年、江戸三芝居相議シ、官ニ請テ芝居小屋ヲ瓦葺キ、四面塗籠メ製トス、古來ハ苫葺ニテ、

火災屢ナル故ニ此擧アリ、今製瓦葺ナレドモ、四面ヲ塗ゴメズト雖ドモ、表ガマチ上ヲ瓦疊ニ描クハ、ヌリゴメノ遺意也トゾ、〇中略

天明四年、市村座休ミ、代之ニ桐長桐ト云者桐座ト號シ、五年行ヒ、同八年ニ、市村座ニ復シ、〇中略寛政五年ヨリ十年迄、又桐座トナリ、十年ヨリ今ニ至リ市村座也、天明八年ヨリ森田座休ミ、河ハラサキトナリ、寛政九年森田ニ復シ、同十二年ヨリ今ニ至リ河原崎座也、

寛政五年ヨリ中村座休ミ、都傳内トナリ、同九年ヨリ中村座ニ復シ、今ニ至ル也、

天保十二年、二丁街火災後再建ヲ止メ、木挽町トトモニ淺草ニ遷シ、町名ヲ猿若町ト給ヒタリ、小出家下邸跡也、一万七十八坪、〇中略

嘉永七年十一月六日、山ノ宿ヨリ火アリテ、三座トモニ燒ル、遷地後始メ火災シ、明春三座トモニ再造ス、

〔落穗集追加 二〕江戸町方普請の事

一問曰、關東御入國後町方の普請之義、何れの所より始て被仰付るゝや、答曰、右長崎小木曾抔常に申は、只今の日本橋筋より三河町川岸通りの堅堀の堀るゝが初めにて、〇中略遊女町を御免遊ばし、葭原の場所を拜領被仰付るゝ、故四方に堀を堀て地形をつき立、家作を調へ、遊女共をあまた集め置を以、晝の間は諸人參り候得共、其道筋左右共に葭原の中にて、ぶつそうに有之候に付、暮るれば人通り無之故、渡世致難き旨願上ければ、女歌舞妓を御免被遊被下候樣にとの願之通御免に付、町中に舞臺を建、桟鋪を掛け、芝居を始め候に付、其比京大坂にも無之見物事と申て、貴賤共に入込、殊之外繁昌いたし、細道の左右にある茨原も切り拂、江戸中より出店をいだし、茶屋抔も多立並しと也、以後に茨原町より願上るは、今ほどは泊人抔も多く有之、渡世仕り安く成り申候間、女妓を相止め、芝居の跡も町屋に致度旨申候に付、願の通となり、其後に猿松彥作と申者

狂言師願上れば、京大坂にも古來より有レ之事に候得ば、芝居を御免被二仰付一被レ下候樣にと願に付、願の通と也、只今の界町を取立、をどり子を集め、狂言芝居を致し初める由、我等幼少の時迄も右の彥作は、餘程の年寄にて狂言いたし、其弟子に猿若勘三郎とて有り、此者の子孫今程も彼所に於て、芝居をすると也、

〔堺町木挽町芝居由來〕堺町猿若勘三郎座於二御當地一芝居被二仰付一候由緒書

台德院秀忠〇德川樣御代寬永元甲子年二月、歌舞妓狂言御願申上候處、則被二仰付一中橋にて芝居仕候、大猷院家光〇德川樣御代寬永九壬申年、伊豆國ゟあたけ丸御船、御當地江御入之節、金之麾を頂戴仕、御船先ニ而きやり音頭仕候、御奉行樣江月次之御禮ニ上り、只今迄代々相勤來申候、此時ゟ芝居禰宜町ニ而仕候、

但禰宜町ト申候ハ、今ノ長谷川町横之事ニて、私名ニハ雪駄丁ト申ニて有レ之由、狂言座勘三郎申候、

慶安四辛卯年正月ゟ同年四月迄之內、御城樣江被レ爲レ召諸藝仕、鳥目六百貫目文、靑地之金入猿若衣裳頂戴仕候、唯今ニ大切ニ仕持來候、此節芝居堺町ニ而仕候、明曆三丁酉年正月十八日類燒仕候而、同五月京都へ登リ、內裏樣江被レ爲レ召候ニ付、倅召連、新ぼち大鼓幷猿樂之狂言仕候處、爲二御褒美一倅ニ明石ト申名を被二下置一、御衣裳丸之內ニ三ツ柏紫糸にて縫、金すそ金銀にて薄、幷猿樂之裝束頂戴仕、九月御當地へ罷歸り申候、三拾四年之間、太夫役相勤候、万治元戊戌年死去仕候、

二代目　明石勘三郎

一拾二歲ゟ廿八歲迄拾七年之間、太夫役相勤申候、此節元祖市村竹之丞義、明石勘三郎弟子ニて御座候處、則鶴之丸紋所をいだし、葺屋町ニて芝居取立、唯今迄相續仕候、

五ケ年之間、太夫役相勤申候、

三代目　倅勘三郎

四代目　倅勘三郎（延寶六年ゟ貞享元年迄七年之間、太夫役相勤申候、後ニ中村傳九郎ト申、隱居仕候、）

五代目　甥勘三郎（貞享元年ゟ元祿十七年迄十八年之間、太夫役相勤申候、）

六代目　弟勘三郎（元祿十四巳年ゟ只今迄、太夫役相勤申候、）

元祖勘三郎ゟ只今迄年數百二年之間、芝居相續仕來候、狂言之儀ハ古來ゟ仕來候通、續狂言ニ相勤申候、以上、

享保十巳年六月　堺町狂言座勘三郎

市村竹之丞由緒書覺　座元村山又三郎

此者生國泉州堺之者ニ而、若年ゟかぶき藝仕覺、御當地御繁昌爲ㇾ指南ㇾ罷下り、右歌舞妓芝居御願申上、相叶候ニ付、踊子共五六人、其外能の間狂言抔をやつし相勤、役者少々打交、初而かぶき芝居興行仕候、右又三郎儀、私芝居之元祖ニ而御座候、依ㇾ之右又三郎子孫、只今ニ至り私扶持助仕罷在候、

一承應元壬辰年、右又三郎病死候ニ付、聟村田九郎右衞門と申名代を相立、市村宇左衞門幷彥作と申者相座元ニて、右之芝居相續仕候、此節上方ゟ踊かぶき三味線之藝者ども罷下り、壹番宛はなれ狂言を拵、相勤申候、且又右近源左衞門と申役者、上方ゟ罷下り、ねり絹の湯帷子をかぶり、女と申かたち、此芝居ニ而いたし始メ候、宇左衞門悴竹之丞十歲之時、葺屋町ニて玉川主膳と申役者を相座元ニて、狂言芝居相勤候節、寬文四甲辰年、始而貳番續三番續と申續狂言を拵仕候、其節の芝居ニは、前のごとくはなれ狂言踊のみニて御座候、依ㇾ之私方を大芝居と、世上ニて呼來候由承傳候、大猷院樣嚴有院（〇德川綱吉）樣御代、毎度御城樣江被ㇾ爲ㇾ召、度々鳥目百貫文宛頂戴仕、又者御時服頂戴仕候節も御座候、尤所々御屋敷樣方へも、度々御召ニて罷出候、右又三郎ゟも宇左衞門悴竹之丞迄、右之通ニ御座候よし承傳候、

一歌舞妓芝居根元村山又三郎御免を請、始而取立候ゟ以來、八代ニて年數九十二年に罷成申候、右市村宇左衞門と申候代ゟ、竹之丞と名を改、只今ニ至迄相續仕候、右又三郎私芝居元祖ニ而御座候、

元祖　村山又三郎　　二代目　村田九郎右衞門　　三代目　市村宇左衞門

四代目市村竹之丞・　　五代目　同　宇左衞門　　六代目　同　竹松

七代目同　長三郎　　八代目　同　竹之丞

右之通ニて御座候、以上、

享保十年巳六月　　狂言座　竹之丞

森田勘彌由緒書覺

一私共芝居取立申候年數之儀、萬治三子年ゟ當巳年迄、年數六拾六年ニ罷成申候、太郎兵衞ト申者、木挽町五丁目ニ而芝居取立申候、私先祖坂東又九郎忰二男又七を太郎兵衞養子仕、森田勘彌ト相改、狂言づくし仕候、其節ゟ又九郎方へ太郎兵衞ゟ座元相讓り申候、其以後又七兄又治郎忰又吉へ相讓り、則勘彌ト申候、唯今之又九郎ニ而御座候、烏帽子子ニ仕、狂言等之指南仕、勘彌を相讓り申候、則只今之勘彌ニ而御座候、是迄五代ニ罷成申候、右太郎兵衞方へ又七を養子ニ遣し候故、則座元をも先代坂東又九郎へ相讓り來り申候、以上、

享保十巳年六月　　當太夫（鍋太郎事）勘彌

座元　又九郎

右芝居由緒之儀、御役所ニ留メ無之由不相知候ニ付、享保十巳六月、町年寄奈良屋市右衞門江相尋候處、右書面之由、銘々書付指出候ニ付記置、但先年ハ狂言芝居座元四人ニ而有之候處ニ、十二年以前午三月、御城女中繪島御詮議一件之事ニ付而、木挽町ニ罷在候山村長太夫遠島ニ罷成、其

後長太夫跡芝居取立候義、度々願人在レ之候得共不レ罷成、今程は右勘三郎、竹之丞、勘彌、三人ニ而狂言致二座元一候事、

橘町三丁目源兵衛店　いにしへ　傳內

右傳內儀、六拾年程以前、神田明神於二地內一久三郎ト申、放下師ニて小芝居仕候、其以後堺町へ引越傳內ト名を改メ、小芝居仕罷在候處、其節上方より都傳內ト申、放下師罷下リ芝居仕候ニ付、前方ゟ罷在候傳內ハいにしへ傳內と申、右兩人堺町ニ而銘々芝居仕候處、四拾年ほど以前まで兩人共芝居仕、其後ハ相止候ニ付、只今ニ至リ大芝居取立度之由、願度々出し候得共、難レ成義御座候故、私共方ニ而取立不レ申候、以上、

子十一月十九日　中山出雲守

大岡越前守

右者享保五年子十一月十九日、大久保佐渡守殿江中山出雲守ゟ書上寫シ、

〔戲場年表　一〕寬永十年癸酉正月廿二日、都傳內堺町に芝居やぐら御免、

〔花江都歌舞妓年代記　一〕寬永十酉年、此比都傳內といふ者、芝居御免ある、同十一甲戌年、泉州堺の產村山又三郎、是は名ごや山三弟子村山又左衞門子村山又八次男なり、芝居興行の願相叶ふ、市村座の元祖也、二代目宇左衞門は、上州市村下津間の產、幼名竹之丞、又卯左衞門ともいふ、芝居名代村田九郞右衞門にて、彥作といふ者と相座本にて興行す、櫓幕の紋に橘を付る也、

〔戲場年表　一〕寬永十九年壬午三月、岡村小兵衞、木挽町五丁目に狂言座免許、座名を山村座といふ、二代を長兵衞、〇中略　五代目長太夫の時、正德四年午二月八日斷絕す、

慶安四年辛卯五月、中村勘三郎座外小芝居ども禰宜町より上堺町へ可レ引移旨申付らる、此頃は堺町上下貳町在、今の葺屋町を上堺町と云、下堺町には操座小芝居所有り、此時町內相談の上、大

芝居一軒宛、上下へ別戸仕、是迄通狂言興行仕度段願立候處、九月御聞濟に相成、中村勘三郎、村田九郎右衞門、相座元市村宇左衞門、里正近藤喜兵衞立合之上鬮取して、則今の堺町へ中村座、葺屋町へ市村座轉座と成、此普請の時より、芝居家作を改、間口八間奥行十三間と成、棧敷一間を四尺四方と定む、

承應元年壬辰、玉川彦十郎葺屋町ニ於て櫓御免ト由緒書アレド未詳、

〔嬉遊笑覽歌舞五〕桐長桐は、もと桐大藏と云ふ女舞なり、或云、寛文元年、桐大藏、木挽町にて興行すといへり、

〔戲場年表一〕寛文八年戊申九月三日より、河原崎權之助座、木挽町へ櫓を上ぐ、

同十二年壬子、都傳內堺町へ轉座、

都傳內轉座の事定かならず、若太夫都龜松先祖傳內、寛永九年蒙御免、明暦三年於堺町太鼓櫓を上、歌舞妓狂言興行仕候と、寛政五年興行の節、番附には見えたり、

當座起立の頃は新傳座とも云、是は以前古へ傳內有故此如云、

〔戲場年表三〕天明四甲辰年、葺屋町桐長座之書付、

一私儀先祖之儀者、三河後風土記ニ御座候岩松八彌孫幸若與太夫々、代々參州駿府御城於御前ニ相勤罷在候女ニ而、御奉公相勤候譯乍恐申上候、〇中略八十五年已前、四代祖母妙恩桐大內藏舞座相勤候節、興行之場所々々神田中橋堺町赤坂葺屋町、右場所ニ而芝居興行仕候、渡邊大隅守樣御奉行之節、由緒書ヲ以御願申上、於木挽町間口拾貳間裏行町並之芝居取立、櫓幕絹地之紫五三之桐紋ニ而、歌舞妓狂言興行仕候、但シ紫幕之儀者、幸若與太夫々相免候ニ付、右之通仕候、尤今ニ書物所持仕候、右之通相違無御座候、以上、

享保十九年四月　　歌舞妓座妙恩大內藏連名夫忠八印

右之通相願候節、三座歌舞妓座元江御吟味之所、各座御返答申上候內、木挽町五丁目森田勘彌書上、

一此度桐大內藏と申者、我々共同格之間口拾貳間ニ仕、歌舞妓致來候樣申上御願仕候段、私共申傳へにも承及不申、私之實父只今の又九郎より三代以前之勘彌に而七十餘に及、其外芝居掛り七十歲餘之者共、一兩人御座候ニ付、吟味仕候得共、古來ゟ申傳にも存不申候、私芝居山村長太夫市村竹之丞、中村勘三郎之外、十二三間口之芝居、古來ゟ無御座候段申上候、渡邊大隅守樣、島田出雲守樣、其以後北條安房守樣町御奉行被遊候節、いにしへ傳內と申者、其後中村善五郎歌舞妓櫓座度々御願、又々當町御奉行所樣迄、いにしへ傳內御願申上候、我々共三座被爲召出、御吟味之上古來ゟ申上家業障りに罷成候段、御救願上候得者、私共願之通被爲仰付被下難有奉存候、然處今般桐大內藏所々ニ而、女歌舞妓座興行仕候樣、由緒書ヲ以申上候段、難心得奉存候、尤小見世物子供物眞似辻放下之類は、宮地寺地ニ而十日切、廿日切、或は五十日、百日切と申、草芝居仕候由及承候、右之大內藏所々ニ而、歌舞妓大芝居仕候段、不及承申候、以上、

享保十九年寅七月　　願人　森田勘彌連印
五人組奥印名主

大岡越前守樣

此節桐大內藏再三御願申上候處、大芝居之儀、巳來三座と御定被遊候故、願之儀御聞屆無之、依て願書御下ゲニ相成候、桐大內藏の歌舞妓座大芝居興行之事、諸書に見當らず、尤小芝居興行は、神田明神社地、芝赤羽根、其外は諸國にて興行せし事は、歌舞妓根元私記に見へたり、

〔俗耳鼓吹〕天明四辰年十一月、顏見世ふきや町市村羽左衞門座、やぐら幕をおろし、桐長桐座にかしてより、ことし天明八年也申年まで五年なり、市村羽左衞門龜藏より到來書、天明五年巳十月十七日、家督相續、羽左衞門となる、

今日御番所樣御内寄合江被召出、羽左衛門芝居再興被仰付、難有仕合奉存候、興行之儀者、來る霜月朔日より、顏見世興行仕候樣に、是亦被仰付候、右爲御知申上度如此御座候、以上、

申五月十八日　市村羽左衛門

菊屋善兵衛

同　茂兵衛

〔戯場年表　三〕寛政五癸丑年、秋狂言中村市村兩座共大借にて、興行相成兼、夫々示談ニ及候得ども、何分不折合、無據兩座とも假芝居の名目にて、丸五ヶ年の間、都座桐座とも興行の約定濟にて、九月中願立候處、十月三日御聞濟、○中略十月、假芝居都座看板出す、

私芝居之儀、寛永年中於御當地始而興行仕候處、年久敷相休罷在候、然る處今般蒙御免、於堺町ニ歌舞妓狂言興行被仰付、誠ニ身ニ餘り冥加至極、難有仕合奉存候、何卒御ひゐき厚相續仕候樣、偏奉願上候、以上、

吉例之通、霜月朔日ゟ顏見世狂言仕候、

根元　大芝居

若太夫都龜吉

座元　都傳内

同月、桐座口上看板ヲ出す、

此度私儀蒙御免、於葺屋町歌舞妓櫓御免被爲仰付、霜月顏見世狂言興行仕候、○中略御賑々敷御見物に御光駕之程、偏ニ奉願上候、以上、

座元　桐長桐

斯兩座とも看板を出し、狂言支度中、十月廿五日、湯島松平雲州侯奥より出火、神田邊より日本橋邊迄燒失、此火事ニ兩座とも燒失す、依て直兩座とも假普請補理、

同九丁巳年十一月、都座退座中村座再興、

森田座再興、

去ル天明九酉年ゟ、當寛政九巳年迄九ヶ年、森田座相休、河原崎座名題にて興行之處、此度森田座櫓再興行願之通被仰付、當巳ノ顔見世ゟ、新狂言奉御覽入候と看板出し、然ル處下リ役者間ニ合不申、顔見世相休候、

森田勘彌再興願之件

神田明神西町巳之平店、木挽町五丁目元狂言座勘彌、芝居再興相願相紀申上候書付、奈良屋市右衛門、

神田明神西町巳之平店
木挽町五丁目元狂言座
願人　勘彌

右再興相願候者勘彌芝居之儀、大借ニ付休座仕罷在候處、此度再御免之儀、當三月奉願、奈良屋市右衛門江調被仰付、古借金一同片付、得心の連印差出候、然ル處勘彌休座之儀、九ヶ年以前酉年、地代金滯有之、右町より地立御願申上、御吟味之上、勘彌可申上樣も無御座、地所明渡候處、此度及懸合候處、右地代滯も有之候間、元地江立戻候上者、冥加金可差出樣、仲人ヲ以申聞候ニ付、員數相定可差出旨、數度及懸合候處、滯高金三百兩餘に相定、當金五拾兩差出、殘りは夫々の振合を以て、用捨致呉候樣申聞候處、其節金主前金之儀承知無之、和談懸合延引罷成候、然處此節取組候金主申聞候者、前金も差出可申候間、町内和談致、顔見世餘日も無之候得者、役者共江も懸合、猶又御免之御慈悲奉伺度旨申立候ニ付、任其意ニ、當金百兩借用仕、則金子致持參、町内家主一同折入候而相賴、右家主どもを以て、芝居地主三人江、當前金百兩差出、和談致呉候樣相歎候處、荒增地主承知之趣ニ相聞候處、右三人之内壹人不承知ニ候哉、彼是和談不仕難澁仕候、尤先達而筑後守殿御勤役中、借金片付候上者、何時成共再興願可申出旨、兩度迄被仰渡候ニ付、古借金主江も其旨申立相歎

候得者、數年來之家名も相立候儀を、金主共存付候哉、一同得心連印仕呉候處、右町懸合出來不仕、金主へ申譯も難相立、殊ニ長々休座仕、芝居懸り之者ども大勢難取續、難儀至極仕候、尤御免被成下候上は、無異儀地所貸呉候旨、右町より最初申聞候得者、先達被仰渡候通、此度諸借金片付候間、何卒御慈悲を以、再興御免被仰付候樣、猶又相願申候、

右之通追訴狀差上候處、猶又御渡被成候ニ付、芝居地主共江も相尋取糺候處、先達申上候通、勘彌地代滯高貳千百三拾七兩餘有之候內、金三百兩差出候ハヾ、殘金之儀は、棧敷一間ニ付日々錢貳百文宛受取、右上リ高ヲ以、濟方致遣可申旨、地主共申之、勘彌儀者、當金百兩者相渡可申候得ども、三百兩不殘當時差出候儀者、大金之儀故、出來兼難儀仕候旨申之ニ付、雙方へ再應和談之儀申聞候處、此節願人勘彌地主町內ども一同、和談相整候旨申出候趣、左之通ニ御座候、

一元狂言座勘彌、右申出候者、先年勘彌芝居興行仕候砌之地代滯金貳千百兩餘之內、此度當金百五拾兩差出、右再興被仰付候ハヾ、猶又金百七十兩、來午ノ春狂言興行前迄兩度ニ差出、引殘テ千八百兩餘者、親類證文差出候筈對談仕、雙方共無申分熟談仕、聊故障無御座候、右ニ付來ル十一月顏見世ゟ興行仕度奉願候、最早餘日も無御座、差掛候而者、役者共抱入方も行屆兼候、然ル上者町內茶屋共、其外最寄之諸商人ども迄、大勢家業相休、難儀至極仕候間、何卒御慈悲ヲ以テ、來ル十一月顏見世ゟ興行仕旨相願申上候、芝居地主木挽町六丁目家持甚兵衞外貳人、

木挽町五丁目狂言座權之助、右申出候者、此度元狂言座勘彌儀芝居再興仕、權之助相退候ハヾ、權之助家內養育料として、再興初日より每日錢貳貫文ツヽ、勘彌方より差送可申旨ニ付、勘彌再興願之通被仰付候而も、權之助方ニ故障之儀無御座候旨、權之助勘彌一同申之候、

巳十月廿一日　　奈良屋市右衞門

右之通願出候間、木挽町名主家主地主幷茶屋中、權之助呼出シ相尋候處、勘彌諸借金相片付、芝居

再興致候上ハ、渡世ニ相障儀も無ㇾ之、勿論最初證文致置候通ニ而、何も申分無ㇾ之、權之助芝居書相止メ、勘彌芝居者當十一月ゟ、願之通再興致候樣可ㇾ申付哉、此段奉ㇾ伺候、以上、

巳十一月　小田切土佐守
村上肥後守

同十戊午年、市村座再興、正月口上看板を出す、

御當地ニ而數年來芝居興行仕來候處、六ヶ年以前丑年より休座仕候、然ル處此度櫓再興願之通被ㇾ仰付、難ㇾ有、尤興行之儀者、顏見世狂言ゟ仕候、以上、

寛政十午年正月　十代目　市村羽左衛門

寛政十二庚申年、勘彌芝居地立一件、

寛政十二申年四月七日、木挽町五丁目勘彌地主淸兵衛外八人ゟ、勘彌相手取、地面明渡之一條、根岸肥前守殿江御訴訟申上、同年八月十日、地主家主諸借方、勘彌權之助示談行居、勘彌は休座仕、勘彌跡芝居權之助興行仕度旨、根岸肥前守殿、小田切土佐守殿兩奉行より、戸田釆女正殿江奉ㇾ伺候處、同十六日可ㇾ申付旨御沙汰ニ候、

右勘彌休座候ニ付、先例ヲ以權之助方ゟ、興行之日每錢貳貫文宛勘彌方江相貢、追而勘彌儀芝居取立候はゞ、權之助假芝居は早速相止メ可ㇾ申候旨被ㇾ仰渡、權之助は假芝居興行之儀被ㇾ仰付、

申八月十七日

〔德川禁令考五十歌舞伎〕天保十二丑年十二月

堺町葺屋町芝居取拂之儀ニ付御書付

町奉行江

此度都而御改革被ㇾ仰出候ニ付而ハ、市中風俗之儀迄も改候樣ニとの御趣意ニ有ㇾ之候處、近來役

者共、芝居近邊致住居、町家之者同樣立交、殊ニ三芝居共、狂言仕組甚猥ニ相成、右ニ付而ハ自然市中江も風俗押移、近來別而野鄙ニ相成、又ハ時々流行之事抔、多くは芝居より起り候趣ニ候、仍而ハ往古ハ兎も角も、當時御城下市中ニ差置候而ハ、御趣意ニも相戻候事ニ候、一體役者共之儀ハ、身分之差別も有之候處、いつとなく其隔も無之樣ニ相成候而ハ、不取締之事ニ付、此節堺町葺屋町兩座狂言幷繰芝居、其外右ニ携候町屋之分引拂被仰付候、乍併二百年來土著之地相離候ニ付而ハ、品々難儀之筋も可有之哉ニ付、相應之御手當可被下候、替地之儀ハ、今戸聖天町馬道之邊ニ而可成丈一纏ニ可相成場所取調可被相伺候、尤木挽町芝居之儀ハ、追而類燒いたし候歟、普請及大破候節ハ爲引拂候間、其心得を以替地取調可被申聞候、且又芝居江携り候町屋之分ハ、致引替候樣、地位幷御手當等之儀も早々取調可被申聞候、尤何之場所ニ而も、取締不行屆候而ハ、猶又市中風俗ニも拘り候儀ニ付、引移候上ハ狂言仕組、幷役者共猥ニ素人江不立交候樣、取締方之儀も取調可被申聞候、

〔天保度御改正諸事留 二〕天保十三寅年正月十二日

堺町事助店狂言座　勘三郎　外拾六人

此度堺町、葺屋町、兩芝居幷操芝居、其外引移候ニ付、淺草聖天町最寄ニ而、替地被下候間申渡置、猶取調之上、淺草山之宿町小出伊勢守下屋敷壹万七拾八坪被下候間、其旨可存、尤坪數地所割付等之儀者、追而可及沙汰、

堺町事助店　勘三郎　外拾六人

右之通被仰渡、難有奉畏候、仍如件、

天保十三寅年正月十二日

〔傳奇作書 續編 下〕江戸三座芝居替地の說

天保十二丑年十月六日の夜堺町芝居樂屋より出火にて、葺屋町芝居を始、隣町六七町燒たり、〇中略葺屋町市村座雙蝶々新作、長吉、羽左衞門、長五郎、歌右衞門、大切六歌仙の所作事、大入之所類燒、普請願ひ御屆なく、元來此度の火事は、甚少しの事なれど、每度芝居町に限り火事あるゆへ、替地仰出され候となり、〇中略同年大晦日、一統御呼出しの上、聖天町へ替地仰付られ、御手當金として五千五百兩下し置るゝとなり、然れども聖天町には小出信濃守殿、同主税殿の屋敷地なれど、是も御替地へ引移りの間、卅日の內に、鼠山と回向院の東空地へ移し、二月朔日に、堺町葺屋町の者共へ引渡し賜ひける、〇下略

〔江戶總鹿子五〕堺町

堺町ふきや町にては猿若勘三郎と、市村竹之丞と、兩所にて藝をなす、木曳町にては森田勘彌と、山村長太夫と、是も兩所に座をかまへて、おとらじと曲をなす、すべて江戶の老若男女、棧敷をかり、芝居に半疊打しき、終日詠めくらすあり、一番切に見て出るも有、追入追出しにとよめけば、只わや〳〵とのみなりて、さらに人の物いふ音もさだかならず、四座の內にても、市村が座は一日切にてさのみさはがしからず、外の三座は一ばんづゝの追出しなり、

〔皇都午睡三編中〕五福子の記行の中に曰、此廣き繁昌の大江戶の地には、芝居は十軒もなければ、行當るまじと書あり、素人了簡には尤なる事也、今芝口や四ッ谷赤坂邊の人、芝居を見んと思へば、三四里の道を行き、日暮に果て又三四里歸る事、扨々太義なるもの也、以前舊地の頃は、雨天にも芝居よく入たれ共、當時は俄雨は障りにならねど、二三日雨天つゞけば、遠方の見物太義なる故、大入の芝居も入落、天氣さへよければ、又もとの如く大入となる、町方にて芝居の噂に、堺町吹屋町木挽町なぞと呼ず、勘三とか、市村とか、河原崎と呼て、評判をする也、總體江戶の人氣は役者を好て、狂言は好ぬ方なり、京攝の如く狂言も役者も好て、こぞり見に行程ならば、江戶には歌舞妓

田舍芝居

の十軒もなくては見たらぬ土地也、

〔守貞漫稿 後集二 遊戯追補〕江戸オデヾコ芝居、湯島天神ノ社頭、及ビ兩國橋東西ニアリ、小屋ニ櫓ヲ上ゲズ、又役者ニ概上手メキタルモアレドモ、三座ノ役者トハ別派ナルベシ、併ナガラ市川岩井等ノ苗字ヲ名乘モアリ、〇中略

右ニ圖スル者ハ、〇圖略 兩國橋東ノオデヾコ芝居番附ノキレ也、蓋官許芝居ニ非ルガ故ニ、香具小間物商ヲ嫣ケニテ、其商ノ人ヨセ愛敬ニ狂言ヲ爲ト云ヲ公ニスル也、故ニ番附ニモあいきやう手踊リ御齒磨調合人某ト記セリ、從來木戸錢八十四文ニテアリシヲ、天保ノ末ニ三座芝居ヨリ公訴ニ及ビ、其後十二文ヅヽ、猿若町芝居ニ課錢ヲ納ム、故ニ八十四文、木戸錢ノ外ニ中錢ト云テ、木戸内ニテ募之、都テ百文也、

又舞臺ギハノ中央ヲ平場トシ、左右ト向ヒノ三方ヲ一段高クシ、此高場ニハ別ニ一日十六文ヲ募ル、大略大入ニテ四五百人ヲ納ムベシ、連日大繁昌ニテ、晝後ニハ木戸ヲ閉テ觀者ヲ入レズ、天保末、公訴以前ハ、花道及ビセリ出シモアリシト也、幕モ引幕ナリシガ、今ハ上下ニ竿アリテ、ミスノ如ク卷下ゲ卷上ゲスル、其色ハ紺柿綠ノ三色堅縫ナリ、

〔古今役者大全 一〕田舍芝居の事

田舍芝居の第一にたつは、伊勢の古市なり、毎年正月末ゟ五月までは、二軒はあるとても、一軒もなき事はなし、昔は伊勢の芝居を、藝のためばとして、是を首尾よくつとめ、評判よき役者を、京大坂の二番め師にしたる事なり、今は金次第で大立もの、われも〳〵とゆく故、芝居も次第に高上に成て、上方に大概はおなじ、安藝の宮島これにつぎての芝居、市の間の所務にて、晝夜ともに二日か三日づゝに、狂言をかへてのいそがしさ、是へも京大坂にての大立もの、ひとりかふたりに、女形も人に知られしが、まじりてくだれども、外はつゐに聞も及ぬ名ばかり、〇中略 大津、ふし見、西

宮寺芝居

國、北國、所々へ仕出す、勸進元京大坂にありて、長崎までも仕組てゆく也、江戸近邊は調子をはじめ、是も關東方々への仕立、ことに江戸には勘略座といふ座あり、是は座敷狂言に、本芝居をまねけば物入多きゆへ、是をまねきて狂言をさせ、客のもてなしなどにするゆへの名なり、むかしより上手名人とよばるゝ人の旅をかせぎ、いせをつとめ、京大坂の二番め師に成、それより名をあげたるはためし多し、

〔名府戯場事始 上〕永祿四辛酉年、熱田鷲峯山へ、元祖名古屋山三郎が一座、京都より引越て、狂言芝居を興行せり、是當地大芝居の權輿たり、

〔歌舞妓事始 一〕宮地芝居の初りは、岡嶋元右衛門、竹本濱太夫、享保年中、北野におゐて是をなす、又手づまを初しは、名代菊之丞、座本は歌流澤之介、北野にて興行しける、其後新地二番町へ引し也、扱惣名代御改の事、正德三年十二月にありて、其後享保年中、又々御改あり、其後寛保二年二月十一日、宮地芝居の格式もことごとく改りし也、抱る子どもの年數十五以下也、

〔享保集成絲綸錄 二十一〕正德四午年三月

寺社境内に有之芝居之事、元祿年中停止之上、訴訟に就而、免許候節被申渡候子細有之處に、其書付之趣に相背候樣子に罷成候條、只今迄其吟味も無之候事、中略總而御沙汰として被仰出候事共、無程違犯之輩有之候得共、不及其沙汰ニ候事、不可然事ニ候間、自今以後、常々無油斷吟味ヲ遂られ候樣に、可被相心得候、以上、

三月

正德四午年三月

寺社境内芝居之事申度候覺

寺社境内ニ有之能、說經、操、物眞似等、芝居之事、元祿年中既に停止之處に、訴訟之旨有之に就而、其

法を被定、芝居をも事輕く構へ、衣服等も木綿之外を用ゆべからざる由を以て免許せられ候、然處に近年以來、二階棧敷等を構へ、衣服等も是に准じ、諸事結構に及候次第、不屆之至ニ候、依之自今以後は急度彼芝居等、一切に禁制せしめ候者也、

〔京都御役所向大概覺書 二〕寺社境內芝居申渡之事

覺

京都寺社境內にて、能、說經、操、物まね等の芝居、御書付之通、向後一切停止可仕候事、

此通相觸候樣にと、紀伊守殿被仰候事、〇中略

一四條河原涼、幷糺涼、壬生念佛、稻荷、今宮神事之內、旅所等之芝居、小見世物、其外水茶屋、小屋掛等之儀、如何可仕候哉之事、

此儀は有來候通にて、指置く樣にと、紀伊守殿被仰候に付、見世物の儀、隨分輕諸見せ物床机等停止に仕、平座にて致し樣に可仕候、且又賣物水茶屋等は、有來通に申付候事、

一摠而寺社神事法會之節、境內幷端に明地にて仕候芝居、小見世物等之儀、是又如何可仕候哉之事、

此儀者有來候通にて差置候樣にと、紀伊守殿被仰候に付、涼に准じ吟味之上指免候事、

以上

午〇正德四年五月　　山口安房守

〔戲場年表 一〕宮地芝居

芝神明地內江戶七太夫山村座不調法之節、寺地宮地之小芝屋不殘御取拂被成候、夫々七太夫も三座を相勤め、享保十三年、森田座顏見世豐年太平記に、妻鹿孫三郎の荒行大當り、同十三年、中村座役者俄分限に、上々江戶七太夫打つゞき評判能、殊更當年は日の立物と一所にて、猶々藝に實

が入られ、當曾我に仁田四郎の役、一番目箱根春日神事の處にて、犬房丸と猪論の勢出來ました、次に石田七郎と團三郎と切合ふ場へ出、刀の詮議の處よふござる、後に遊女町にて堅く大臣のゑこなし、大出來〳〵云々、

其後享保二十年八月、山村長太夫跡芝居相願候節、神明歌舞妓座、江戸七太夫と申上候處、其方芝居は、大歌舞妓座と申にては無之、惣て寺地宮地は笹幕と申、乞胸に順じ候物、依之百日宛切有、幾年仕候共、百日芝居興行仕候得ども、百日目には又願直し可仕候、願之段聞屆がたく旨、申わたされける、

同年十月三日、改て町奉行大岡越前守殿ゟ、江戸七太夫外興行人御呼出の上、以來百日間興行差許旨被申渡る、

宮地芝居座名

芝神明社地笠屋三勝、同三右衞門、同万勝、江戸七太夫、湯島天神笹屋長三郎二ヶ所、市ヶ谷八幡齋藤八百八、神田明神都傳內、江戸喜太郎、後神明へ行淺草地內虎屋七太夫、赤城明神市川長十郎、平川天神久松万太郎、氷川明神金屋三太夫、さつま彌太吉、此外三ヶ所有之、名前不知、

〔皇都午睡 三編中〕以前は宮地芝居と唱へ、湯島天神社內、市谷八幡社內、芝神明社地等に、田舍座の狂言有たれ共、皆々御差留にて、大歌舞妓は此三座、淨瑠璃座は薩摩結城の兩座より外なし、

〔近世奇跡考 四〕虎屋七右衞門芝居

昔淺草寺境內に、虎屋七右衞門と云、歌舞妓芝居のありしよし、そのころの狂言をどり小歌、せりふをかきたるふるき板木を、松蘿館主人得て、硯箱につくれり、年號なきによりて、時代つまびらかならず、案るに貞享四年淺草觀音開帳あり、そのころのもの歟、

〔草茅危言 五〕戲場之事 附淨瑠璃

芝居茶屋

一戲場ハ都會ノ地ニ兩三所定リ有コトナルニコソ、十年ヨリ此カタ所々宮寺ニ芝居掛、追々數ヲ增テ、近來ハ十四五箇所ニ及ブヨシ聞及ベリ、社人ヲ始メ、ソノ近邊市中ノ風俗ヲ亂リ、甚宜シカラヌコトナリ、又イヅレノ場所モ、見物人充滿スルヨシ、ソレホドノ人ノ遊惰ヲ增コト見在ニシレタリ、尙又甚キハ、近來ノ飢饉ニ公命モ加ハリテ、豪民施行ヲセシニ、貧民ソノ施ノ鳥目ヲ受テ、スグニ戲場見物ニ行テ、凶年ニ大ニ戲場ノ賑ヒタル由、アマリ不都合ノコトナリ、故ニ宮芝居ノ分ハ、一切停止アルベキモノナリ、愚民ハ右體ノコトヲ、所ノ繁昌ト心得、假ニ停止有ナバ、衰微ノ樣ニ云ベケレドモ、是ハ大ナル齟齬ナリ、所ノ繁昌トハ、質美ノ風儀ヨク立テ、良民ノ本立テ厚ク仰テ父母ヲ養ヒ、俯シテ妻子ヲ育クミ、凶年續キテモ死亡ヲ免ルヽノ手當アルコト也、華靡ノ風ニテ、良民ノ根本薄クナリ、浮末遊手ノ民ノミ、大利ヲ得ルヤウニナルハ、少シモ繁昌ニ非ズ、是コソ衰微ノ基ナルラメ、ダトヘバ冬ノ愆陽ニテ諸木狂花ノサクガ如シ、花バカリニテ實ハナラズ、カヘリ花ノ多キホド、木ノイタミトナリテ、來春ノ發生薄クナリ、甚ダ宜カラヌコトナルヲ、婦女子ハ年ノ內ニ、再ビ花ヲ看ルハ、ヨク〳〵木ノ生ノヨキニヤ、珍ラシク見事也トノミ云ガ如シ、笑フベキノ甚キ者也、サレド末々ノ愚民婦女輩ハ、歲時ノ暇日ニ戲場見物ヲ、宇宙第一ノ樂トスルコトナルヲ、一時ニ停止有テハ大ニ力ヲ落シ、天崩レ地裂ルノ思ヒヲナスベシ、ソレモ仁惠ノ政トハシガタシ、故ニタヾソノ所作ノ淫褻ノ態ヲ禁ジ、又ソノ平日ノ花美ヲ制シ、泰甚ヲサリ超過ヲ防グノ處置アルベキノミ、

〔劇場新話 上〕茶屋の大概並方言の事
表大茶屋堺町十九軒、葺屋町十軒、木挽町七軒、小茶屋堺町十五軒、葺屋町十七軒あり、堺町小茶屋は、棧敷本土間取事不成、葺屋町にては棧敷をも取也、又水茶屋といふもの、堺町二十八軒、葺屋町十七軒あり、土間棧敷をも取事ならず、○中略 樂屋新道本名岩代町茶屋十六軒ありといふ、

〔舊記拾要集十二〕享保十年巳二月十九日言上書扱

一木挽町五丁目狂言芝居前河岸之内、家主佐次右衛門河岸水茶屋七兵衛、半三郎、同四郎兵衛河岸九右衛門、安兵衛、同孫兵衛河岸清兵衛、小左衛門、清五郎、同彌兵衛河岸源左衛門、半兵衛、喜兵衛、治兵衛、同傳兵衛河岸三左衛門、平八、新兵衛、吉兵衛、十兵衛、同左兵衛河岸三郎次、平藏、甚右衛門、同善兵衛河岸安兵衛、藤助、同七兵衛河岸仁兵衛、權兵衛、右貳拾參人之者共申上候、先規より右場所ニ日覆之小屋掛ケ仕、日中計罷出、水茶屋商賣仕、暮ニ罷成候得者仕廻候而宿々江罷歸申候、尤前前者三拾五六人御座候處ニ、段々減少仕候、然處去年正月町内類燒仕、芝居も無御座候ニ付、私共商賣相止罷在候處、此度芝居土藏造ニ出來仕候、依之私共御願申上候者、塗屋造仕、先規之通罷出、渡世仕度旨御願申上、且又火之元大切ニ仕、火事之節者不及申、飛火等迄相防可申旨、美濃守殿御番所江御訴訟申上候得者、昨十八日、右御番所御内寄合江被召出、御吟味之上、願之通被仰付、爲後證言上、御帳ニ記置候樣ニ被仰付、難有奉存候、爲後日申上候由、右之七兵衛印、半三郎印、家主佐次右衛門印、○中略七兵衛印、名主七左衛門煩ニ付代太兵衛印、同意申來候、

〔天保度御改正諸事留五〕天保十四卯年三月十日

芝居附茶屋共
右家主共
同所取扱掛
名主共

狂言座芝居猿若町江引移相成候後、未明ゟ致興行、曉ヲ掛見物之者罷越候ニ付、茶屋共之内致心得違、遠方之見物人止宿爲致候者も有之哉ニ相聞、以之外之事ニ候、右者全風聞迄之義ニ可有之候間、先ヅ今般ハ令宥免不及吟味沙汰候、已後町役人共見廻り心付、右體之者有之候ハヾ早々可

訴出一、此上如何之取沙汰相聞においては、召捕吟味之上、當人者勿論、町役人迄も可ㇾ爲二越度一條、遂二吟味一、不二取締一之義無ㇾ之樣可ㇾ致、

卯三月

右之通被二仰渡一奉ㇾ畏候、爲二後日一仍如ㇾ件、

天保十四卯年三月十日

猿若町芝居附茶屋總代　貳人

同町壹丁目家主總代　貳人

同町貳丁目　右同斷

取扱掛り村松町名主　源六外二人

〔朱書〕甲斐守樣御番所ニ而被二仰渡一

〔戲場年表 一〕寛永十六年、禰宜町に芝居在りし時の古圖を見るに、藝をなす場のみ板を葺て、四方は竹矢來を引廻し、内に筵を覆ひ、見物所は土間にて筵を敷て見物せし體也、棧敷はなし、屋上はよし簀の上をむしろを乘せ、小雨ぐらいの時は興行せり、舞臺は板を横に並べ、正面に小高き所有て、爰に唄ひ方鳴物師等居並び、此前にて所作を演ず、尤一切にて打出し、此時小太鼓を左りに持、右の手に撥を持て、舞臺の鼻に出て入替りの旨を述、跡は何の所作いたし候と披露す、又表の正面に櫓を備へ、中に太鼓打居て一切間の内は打鳴らし、見物を招く爲なり、入口は二口有て、右の這入口は木戸番左右に立て居れり、左りの出口には番人棒を持て居れり、見物一人ニ付十二文にて、見物人には紙札を渡す體也、又正保三年の圖には、屋根は元の如くなれど、竹矢來を取て板圍ひとし、舞臺の四本の柱建て、左の方に橋掛り有て、舞臺の後ろに幕を張り、狂言所作幷道化等を仕組し體也、延寶五年の圖面には、引臺とて道具を飾り、造り花も所々に有て、其樣段狂言の如く、引幕有て、橋掛りを今の花道に作り替、二階の樂屋に役者居並びて、化粧せる體、今の如く見

物の左右幷正面に高く床を架、これを棧敷と云、見物の後ろは屏風を廻し、亦前にはあらきすだれを掛け、見通しならざる樣に見物せり、下棧敷はなく、土間は先前の通り、見物人は銘々半疊を敷き、壺の中に火繩を入て前に置、一日見、半日、或は一切見物と、隨意に札を買受て持てり、芝居表の方は、橫に長き床を設け、此後に座元の紋付たる幕を張り、又櫓にも幕を三方に打廻し、中に舞鶴の紋、左に中村勘三郎、右に狂言盡しと染拔て有り、此外に長き板看板に狂言の名題、此左右に出勤の役者の名前、又入口六ヶ所有、木戸の格子は八枚有て、中央を明放して出這入りとも一方にして、木戸番逸々改め居る體、又櫓の上にて太鼓を、早朝より打鳴して見物人を招く、是屋根なき故、天晴る時夜明頃より太鼓を打て、芝居の有る事を知らしめ、雨の日は藝を休む、市街の者は此太鼓の有無に依て、一日の晴雨を知ると云、是を櫓太鼓と云、後貞享元年に止めらる、別記有、其後正德四年、江島の事件より、總體改革して普請も手堅く、間口奥行とも廣げ、屋根を覆ひ、板圍ひ壁となし、棧敷も上下に成仕切を附、簾屏風等を除き、土間も薄緣を敷て眞中へあゆむを渡し、切落し追込と區別を分ち、舞臺も道具建上廻しを拵へ、上手三間の屋體を居、鏡の間、左右大臣柱上には破風造りにて、中央に神棚を祀る、表の方は、凡今の如く腰掛け茶屋も四五軒有て、客を案內して萬事を取扱、繪看板等も三四枚掲げ、役人附は板看板にて出し、左りの入口前に床机を居、此處にて興行の番付をひさぎ、又今の仕切場にて、棧敷切落し追込見物料の札を賣、案內者有て場所に入る、大槪棧敷一間の代價壹〆二百文、一人ニ付二百文切落札一人六拾四文、追込一幕見十二文、是に半疊一枚六文、火繩一本四文也、

〔享保集成絲綸錄四十六〕正德四午年三月

覺

一狂言芝居之棧敷、近年二階三階に仕候、以前之通一階之外は無用之事、〇中略

一棧敷にすだれ懸候事無用に仕、幕屛風等何によらず、圍候儀相二止之一、見通し候樣に可レ仕事、

一芝居之屋根雨天之節も、近年は狂言罷成候樣に仕候、是も前々之通に屋根かろく可レ致事、〇中略

右之通急度可レ守レ之、於二相背一は當人は不レ及レ申、其町之名主五人組迄、可レ爲二曲事一者也、

三月

〔堺町木挽町芝居由來〕

堺町狂言座　勘三郎
葺屋町狂言座　竹之丞
木挽町狂言座　勘彌

右之者共、此度芝居瓦屋根土藏作ニ仕候ニ付、別紙之通下棧敷之儀相願申候、十一年以前〇正德四年繪島一件以後、棧敷一通被二仰付一、今以其通リニ而御座候、下棧敷之儀被レ遊二御免一候而も、苦かるまじくと奉レ存候、依レ之奉レ伺候、則願書貳通奉レ入二御覽一候、以上、

享保九甲辰三月

大岡出雲守
諏訪美濃守

願之通、下棧敷可二申付一旨被二仰渡一候、奉レ畏候、

辰四月十日

〔舊記拾要集十二〕享保九年辰四月十八日言上書拔

一堺町狂言座勘三郎、葺屋町同竹之丞、木挽町同勘彌申上候、堺町葺屋町等之儀ハ、去卯ノ年ゟ三ケ年之內、塗家土藏作リニ被二仰付一、木挽町之儀者、當二月ゟ同六月迄之內、塗家土藏作リニ普請仕筈ニ御座候處、就レ夫此度芝居瓦屋根土藏作リニ普請仕候ニ付、柱幷下通リ丈夫ニ不レ仕候而者、上かぶき致候故、棧敷下大引等を入申候得者、おのづから下棧鋪之樣ニ相見江可レ申候、拾壹年以前

午ノ年芝居棧敷一通リニ被仰付、今以其通リニ御座候、依之如先規此度下棧敷御免被成下候樣ニ、兩御番所江御願申上候處、今日當御番所御内寄合江被召出、願之通下棧敷之儀御免被遊候間、勘三郎竹之丞儀者、來巳ノ年迄ニ普請土藏作リニ可仕旨、勘彌儀者當六月迄之内、土藏作リ入念普請可仕旨被仰付、雖有奉畏候、三ヶ所共ニ普請隨分入念、早々相建可申候、此段言上、御帳ニ記置申度段、御願申上候得者、是又願之通被仰付候ニ付、爲後日申上候由、右之勘三郎印、家主新兵衞印、〇中略右之者共同意申來候、

享保九年辰四月十八日

享保十六年亥二月廿九日御用覺帳書拔

一享保十六年亥二月廿九日朝、美濃守殿江被召呼、被仰渡候趣之覺、

葺屋町竹之丞芝居江
中田新之丞
都築兵右衞門

堺町勘三郎芝居江
荻野仁右衞門
片岡次郎右衞門

木挽町勘彌芝居江
下村彌助
滿田久右衞門

下役雙方拾貳人

一堺町勘三郎芝居見分仕候處ニ、舞臺之上ニ棧敷壹間ニ四間之臺之上ニ、壹間四方ニ、小間よせ

之樣ニいたし有之、其外下棧敷東側奥ニ明キ棧敷一間有之ニ付、吟味致し候處ニ、樂屋江通路道御座候間、勘三郎幷名主次郎兵衛呼寄承候得共、先達而御免之內、棧敷ニ御座候得共、見物之もの共借り不申候故、給物賣物之もの共かよひ道之由申之候得共、先年被仰付候ハ、棧敷より樂屋之內江者、曾而通路不被成候、前度ゟ板はめニ而有之處、御訴も不申上給物賣口と申候得共、疑敷有之ニ付、委細勘三郎方ゟ繪圖ニ致幷證文取、美濃守殿江申上候處、翌晦日朝美濃守殿御內座敷江、荻野仁右衛門、片岡次郎右衛門被召呼、委細御尋被成候故、仁右衛門、次郎右衛門、御挨拶申上候趣者、昨日申上候通、相違無御座候旨、御挨拶申上候而罷歸候得者、同日晝時ニ又々美濃守殿ゟ、御使ニ而罷出候得者、竹之丞芝居之方ニ者、紛敷儀無之候哉と御尋御座候、拙者共儀者、竹之丞方者不奉存候旨申上候得者、當番年寄同心雙方立合ニ而、竹之丞芝居江も紛敷義も有之哉、隱密ニ見分致候樣ニ被仰渡候、右兩人被參候而見分いたし申候處ニ、竹之丞方ニ者、樂屋口二ツより外ニ者無之由申來り候、勘三郎芝居樂屋口外ニ、先達而見分之通、棧敷之方ニ樂屋江通ひ申候口壹ヶ所、都合三ツ有之由申來ル、依之勘三郎幷名主次郎兵衛代次兵衛、勘三郎地主新兵衛、五人組太七、半七、利兵衛、源助、早々罷出候樣ニ、美濃守殿より御使被遣、右之者共白洲江被召出、被仰渡候趣、

一先年被仰渡候儀者、棧敷ゟ樂屋江通路道不被成候處ニ、此度見分遣候處、物賣道ニ致、何とも紛敷候樣ニ相聞、不屆之由急度御叱かりニ而御座候、今日ゟ早々ふさがせ可申旨被仰渡候、右之もの共至極奉誤候之旨申上、重而棧敷ゟ樂屋江口明ケ候ハヽ、急度御咎可被成由被仰渡候、依之美濃守殿於御番所、右之者共嚴敷證文被仰付候、以上、

一葺屋町竹之丞芝居前々之通、相替儀無之ニ付、右之通御屆申上候、木挽町勘彌者狂言不仕候、是又右之譯御屆申上候、以上、

一右之外、小芝居茶屋等相替儀無之候事、

櫓

〔皇都午睡三編中〕芝居は當時猿若町の姿にていへば、三丁は南北に並び、淺草觀音の丑寅の方にあり、南の端一丁目中村勘三郎、北は二丁目市村羽左衞門座、三丁目河原崎權之助座、三軒とも西側にて、東側一丁目に薩摩座、二丁目に結城座と二軒、操淨瑠璃芝居なり、三座免許の濫觴等は、諸書に出たれば爰に略して、此三軒共南のはしに木戸口あり、其次に一間半勘定場表向にあり、仕切場と唱へ、其次矢筈格子の送り戸をはめ、間半(まなか)の入口あり、○中略表のかゝり小屋招なく、立のぼせに二階のあたりへ看板を並べ、かけはづしにて毎朝あげて、夕方おろす事なり、

〔歌舞妓事始二〕矢倉

芝居木戸口關上に、床を儲ふけ、名代座本の紋しるしたる幕を張る、城樓の體に等し、則櫓といふ、是はこれ京師に入伏見口、三條口、大原口、鞍馬口、長坂口、丹波口、鳥羽口、此七口の矢倉を象るもの也、矢倉の事子細あればこゝに記さず、

物眞似札

芝居木戸口の上に、象戯の駒のごとく成札に、物眞似と書けり、是七ヶの矢倉御免許の札にして、外の芝居に上る事能はず、又木戸口の內に高く箇條書あり、若狼藉の者あるときは是を計(はかる)の義也、

梵天

矢倉の左右に麾を立る、これ又陣中にして、さす麾引ざいなり、陣中にては此櫓にのぼる面々、人人を招きよせ、又人升よりはかり出すの時用ゆ、因てこれを招きといへり、歌舞妓の元祖於國、初而北野にて芝居興行のときは、白幣を矢倉の四隅に立たり、天正年中より寬永年中まで、幣にてありけるに、歌舞妓の名目を物眞似狂言盡しと成しより、兩部和光同塵の心にて、明暦年中にいたり麾に轉じたり、是を今梵天といふ心は、總て歌舞妓物まねの本義とするは、勸善懲惡の道也、

されば寸善尺魔をのぞくこゝろにて、梵天王を祭る旨趣なり、

矢倉鍵

矢倉に並べたる五本の鍵は、陣中の五奉行の持やうなり、則人升は五奉行の面々支配する故、矢倉にならべて是を置、其例を以の意趣なり、或説に、いにしへ役者の持やりなりし故、矢倉にならべ、藝終れば矢倉の内に立かけ置し也、いづれも浪人ものにてありし故といへり、しかれども妖妄の說信用しがたし、又雨ふる時鍵幕ともに出さゞるは、元來ぬらさゞる爲なれども、むかしは雨天の節相休といふしるしなり、此例を以てのゆへ也、〇中略

矢倉太鼓

矢倉にて鳴すは陣太鼓也、見物を入る時、早めて打は古例也、又人よせの內樂屋にて、鐘太鼓を雜へ拍子をとる、是を舍來留といふ、大坂にては人よせにしころといふものを、木戶口にてうつ也、藝每の一部を一座といひ、或は一場といひ、または一幕とも一切ともいふ、限るを段切うつといひ、又は別をうつといふ也、其文にいはく、仁義正しき武士の弓矢の家耐久しけれ、此文をうつ也、總終に見物出るとき、はて太鼓うつ、是を打出しといふ、昔は總はてに半鐘を鳴らせし也、是古例なり、又替狂言の初るの前日、町々を太鼓打廻るは近年の事也、

〔劇場新話上〕表方總體の事

抑櫓は芝居表側正面に高く床を儲け、座元定紋を染出したる幕を打、正面は定紋、左右は丸の中にきやうげんづくしと書也、左右の割書に座元の名を記す、尤平假名也、櫓太鼓、正月元日霜月朔日には囃子方の內より未明に麻上下を著し打之、三座とも同じ、古例也、打樣に秘傳あるよし、〇中略櫓下板三枚合せて、中央には座元の名、左右の二枚は立者分の女形の名を記す、故に女形の座頭を櫓三枚の大立者といふ也、

木ヨ

〔守貞漫稿後集二遊戯追補〕櫓

或人曰、諸國トモニ芝居元來櫓無之、勸進相撲ヨリ假用シテ今ニ用之、相撲モ亦元來無櫓ナルヲ、勸進能ヨリ假用シタル物也ト云リ、然ル哉否哉、

京坂ノ芝居櫓ニハ、鎗形五本ヲ並ベ置キ、又梵天ト云ル紙手ノ如キ物ヲ、二本立ルコト、前說ノ如ク、又版圖ノ如シ、蓋版圖ト今トハ櫓形異ニテ、版圖ハ低ク廣シ、今ハ高ク狹シ、

江戶ノ櫓ニハ、鎗形及ビ紙手、版圖ニ無之、今モ亦無之、蓋寬文ノ古圖、都傳內ノ櫓ニハ、幣帛ヲ立タリ、追考詳ニスベシ、

京坂ノ櫓太鼓相撲芝居トモニ、カン太鼓ト云テ、小形ノ物ヲ用フ、江戶俗ノ云カンカラダイコ也、其音ニヨリテ俗呼スル者也、

〔樂屋圖會拾遺上〕大木戶。始めは城戶と書たり、是城郭になぞらへたり、後世城の文字をはゞかり木戶と稱す、此所をあづかる表方は、頭のぶんにして大木戶の何某と呼ぶ、　鼠木戶。大木戶にならぶ小き入口なり、見物の人、此所にて木札を三十二文にて買て這入人は、彼の鼠籠の口へ入るに似たり、ゆへに名として呼ぶといへり、穗積古を見るにら此木戶より入也、

〔歌舞妓事始二〕鼠戶。

櫓の下板壁にちいさき戶二ケ所あり、是を鼠戶口といふ、芝居へ這入るに背肩を屈曲てこゆるは、さながらに鼠の穴に入るがごとし、因て名とせり、元此口は相言葉の口といふ、則陣中の一義なり、入升へ出入に相ことばありし也、

〔劇場新話上〕表方總體の事

一鼠木戶　入口の名也、いかなる故に斯名付しやらん、昔より唱へ來れる也、見物押合て鼠のごとくして入るといひ、又不寢見木戶なりともいふ、二說ともに信じがたし、此木戶格子の組樣、中村座竪子、市村座菱形、河原崎座始は竪子なりしが、享和二戌の冬、普請以來菱形也、爰に端(はな)番とい

棧敷土間

ふもの有て、木戸出入口に居る也、一日替に勤む、末にくはし仕切場といふは、鼠木戸の側、札賣場也、木戸より左の方棧敷出入口より右緣側に簾のかゝりたる所をいふ、時として切落札賣切の札を出す、

〔歌舞妓事始〕二棧敷

棧敷六拾六軒は六十六國の神々を勸請し、各々神の名あり、去るによつて六十六本の柱に石居をする也、其神體の柱の間に、助力として柱を入建る也、棧はかけはしといふこゝろなり、又舞臺の後にかけるを鏡さじきといふ、又舞臺の幕の內兩方にかけるを紅葉といふ、總て紅葉樓といふは、陣中にて棧に付たる名也、舞臺の正面にかけるさじきをかけ出しといふ、今芝居のむかふさじきといふ、見物場の少し高きを高場といふ、又は何軒目の出といひ、夫より前を何軒目の孫產と名付、或は出の出ともいふ、疊場は疊をしくゆへ勿論の名也、眞中に至るをば人溜り、切落し、中の間と名付る也、小佐川十右衞門京へのぼり、ことなふはんゑやうし、棧敷を懸出したり、其ときさじきの下疊場を下さじきとしたり、又中比江戸の芝居には、三階さじきあり、又芝居茶屋へさじきより道ありしが、故あつて相やみし也、

〔劇場新話上〕棧敷名目大概の事

東西上棧敷、舞臺の方より八間を內格子といふ、此內二間は幕の內也、茶やの買直段、一は二十五匁、二は三十匁、三より八迄二十匁也、九より六間の間を大夫といふ、八間ともいへり其次平といふ六間あり、大夫の四迄三十五匁、大夫の五より平の一迄三十目、平の二より六まで廿五匁也、下棧敷舞臺の方より八間を內翠簾といふ、直段上棧敷と同じ、但幕の內一は廿匁、二は廿五匁といへり、九より六間の間を外翠簾といふ、一より四迄三十五匁、五六は三十匁、其次を新格子といふ、東は六迄あり、廿五匁也、此內揚幕の側をハタといふ、直段は同じ、入りのあるなしにて直段高下あるべ

きにや、尤棧敷番といふものありて、是を割渡す、此棧敷番は大夫元の名代、表向の役衣裝改、其外公邊の事にも拘る役也、本土間前土間直段廿五匁也、所に寄て高下あり、市村座にては近來本土間に手摺を付毛氈をかけ、三十匁に賣也、東の方本土間より花道の際迄八側あり、舞臺際より中の間の方へ十三あり、十三目の土間を切土間といふ、切落今は土間の七八の末にて、十一より十三迄の內、少し計の所也、昔は舞臺際より中の間の歩行の際迄、總じて切落也、土間番といふもの是を割渡す、上棧敷西の上に、幕際より高場三間あり、同所に張出し四間あり、西の方花道の脇土間の割殘をおくみといふ、揚幕の少し先にも末のおくみあり、花道の西の方本土間ともに二側あり、舞臺のきは西の方切落したる所を升といふ、舞臺の方を端升といふ、次を中升、其次を本升といふ、おくみの先を升の三、升の四といふ、舞臺の東の方、切落したる所を松といふ、松の一松の二と唱ふ、舞臺際土間の前に一並に居るを兩落と云、中の間は花道より東へ行あゆみの側也、是等も今は土間あり、中の間留場の際に高場あり、金主の居所也、二階向ふ棧敷を引船といふ、本船中船跡の名あり、東を一として十間宛あり、羅漢臺は舞臺のうしろ高き所也、前はしがゝりといふ、木挽町には羅漢臺なし、目高見物といふは、舞臺のうしろ外座の方に、押合てゐるをいふ也、

此外にも通天、神樂堂、二重土間などあり、事繁ければ略す、

〔守貞漫稿 二十四 雜劇〕道頓堀角中兩大芝居圖、〇圖略 東西棧敷は二階アリテ、二階ヲ上ワサジキト云、下ヲシタサジキト云、江戸ニテハウヅラト云也、下棧ジキヨリ一段ヒクキ、平場ヨリハ一段高ク、下サジキノ前一行ヲ出ト云、江戸ノ高土間ト同制也、東西トモニ在之、東西孫印ヨリ孫號ノ中間ヲ場ト云、平場ノ路也、江戸ニテハ土間ト云也、江戸ノ土間ハ變度ク土間數少シ、大坂ハ狹ク場數多シ、東西ノ横ニハ孫彥等ノ名目ヲ付ケ、南北ハ舞臺際ヲ俗ニカブリヅキ、次ヲ新一、其次ヲ本一ト云、夫ヨリ二三四ト號シ十二號ニ止ル、場名ヲ云時、又ハ帳面ニ記ス等、譬バ新一ノ鶴茶屋誰、彥ノ

七某ト記ス、他准之、

其土間甃縦横ニ高サ一尺餘ニ、角材ヲ掛渡セリ、横ハ長材ヲ渡シ、竪ハ短ク横材ニ掛ル、二間物三間物ト云ヲ、多人數一群ノ時ハ、幾場ヲモ一席トスル、其時竪材ヲ除キ幾席ニテモ横通ニスル、江戸ハ竪ヲ長材トスル故ニ、數席ヲ合ス時ハ竪ヲ通合ス、此甃ヲ仕。切。ト云、出ト棧敷ハ大坂トテモ竪ニ合席スル也、

大坂大芝居ノ場ノ仕切、縦横桁ノ下ハ空也、江戸ハ横桁下ハ空ナレドモ、竪桁ノ下ハ板一枚ヲ横ニ打テ隔トス、

カブリ付ノ入ハ、乃チ舞臺ト花道ノ隅也、叓ハ觀席ニ非ズ、狂言ニヨリ井戸ヲ用フル時ハ、此所ニ井桁ヲ置キ、常ニハ舞臺ト均シク板ヲ以テ塞之、卽チ井字ヲ記セリ、江戸ニハ井戸ヲ舞臺中時ニ應ジテ造之、○中略

江戸ニテハ二階ヲサジキト云、京坂ノ下サジキヲウヅラト云、出ヲ高土間ト云、場ヲ土間ト云、又芝居南面故ニ、東ヲ藝表、西ヲウラトス、

京坂ニテ場ト云ハ、平場ノ上略ナルベシ、

大坂芝居舞臺際ヲカブリ付ト云、其次ヲ一ト云シガ、近世カブリ付ノ次ニ新一ヲ開キシ故ニ、先ノ一ヲ本一ト云テ席數ヲ增リ、京坂ハ平場ノ數江戸ノ土間ヨリ數甚ダ多シ、加之其價モ賤カラズ、依之一日收金百二三十兩大坂芝居ハ得ル、

〔譚海十二〕其比○元祿までは堺町ふき屋町に、中村、市むら、木挽町森田勘彌、河原崎權之助とて、座元も四軒ありしかば、芝居の繁昌にて、役者もつとむる處多くありし、棧敷はみな三階にてありし也、江島殿さたより三階は停止になり、權之助座もつぶし置れけり、又生島新五郎といふ役者も遠島になりし也、

〔戲場年表 二〕明和三年、今年秋より中村座にて東の歩行板際一間通り、土間にさし繩を張、見物の節は繩を取、切落に致す、是を繩張と唱る、

此見物は、前日札場にて、明日幾人見物致ニ付、人數丈け仕切致置候樣申込、且人數分の切落札を、前以て買入置也、今の附込に似たり、

〔塵塚談 上〕三芝居に切落並中の間とに、舞臺際より鼠木戸まで追込にして、切落壹人百三拾二文、中の間壹人百文にて見物を入たり、二三十年以來、○寛政享和頃舞臺際へ土間さじきを拵へ、殘りは切落中の間にて追込にせし處、近比は切落中の間はさらになし、不殘土間さじきにしたり、故に切落中の間といふもの絕しなり、

〔樂屋圖會 拾遺上〕歌舞妓芝居舞臺名目 むかし承應時代の舞臺といふは、床机の數をならべ、家根は笘あるひは板などにてふきしなり、上下のさんじきとてもなかりしに、天和の頃より能舞臺のごとく作りて、破風、大臣ばしら、橋がゝりありて、木舞臺となる、今乘舞の芝居の立方其遺風のこれり寶曆十年にいたりて、大臣ばしらを取置にしなし、同十一年、破風、大臣ばしらをとりて、今のごとくなる、

本舞臺 舞たいの總名なり、また平舞臺ともいふなり、

二重舞臺 東西ともに狂言の勝手によりて、その有處かはるといへども、中二階とおなじき所あり、是を二重ぶたいといふなり、

通り舞臺 平舞臺より壹段高ふして、けこみなどありて、今いふ二重ぶたいなり、このぶたい東西に通りたるをさして、通り舞臺といふ、

所作舞臺 數ぶたいともいへり、景事のとき、平舞臺のうへに、また舞たい一重を引、これは足拍子などの時によき音を出ださんがためなり、

破風 當時の破風といふは、舞臺のうへ△此ごとく成所なり、いにしへはちいさくして、舞臺の中ほどにありしに、今は舞たい一面と成、

大臣柱 舞臺の東西のふときはしらなり、此柱の東西の間を大臣通りといふ、江戸の芝居は此大臣柱の間せまし、故に松梅などの、大木の道具立にて是をかくす、

橋懸り 舞臺の右あかれ幕の所をさして、橋がゝりといふなり、顔見せの座附の節、部家衆中足拍子をふみあばづれの場所なり、又見物衆中ははき物をはき此處へきたり、道具方に呵らるゝこと多し、

紋板 舞臺のうへに座本の紋をつけたるさけをだれのごとき物を云なり、

懸板 板懸りにあり、狂言の外題を板一枚に書、大臣柱のかたはらにかける故に名とせり、

臆病口 舞臺の左りの方、黑き幕のかゝりたる處なり、此幕の内にて一切のはやしをなす、此上に淨るりの床あり○中略

太夫座 臆病口切まくのまへの舞臺をさして太夫座といふ、あんずるに、乘込みなどのとき、此所に太夫本居る、また道行などのせつは、淨るり太夫こゝにて出語りをなす、ゆへに太夫座と呼ものならん歟、

落間 二重舞臺の下、手水鉢柴垣などのある所なり、此所より鳥類蟲蛙などのたぐひ、みなこのところよりいだす、多く月なども此上よりいづるなり、

切穴 舞たいの板を切あけをき、寶術幽れいなどきゆるせつは、此上あかり相圖をして下にせりさげる、是より舞臺の下を通りて樂屋にいたる、

舞たいにかぎらず、花みちなどにもあり、人を上げおろしする。○中略　上板ぶたいまへより花みちの両かわにあり、此處の下より御殿をせりあげ、又は花ばたけ、桑たれば、たふきあげ水、是は眞ことの水を、したより舞臺一面にふかす事なり、いづれもせりあげのたぐひなり、　空井戸舞臺のまへにあり、曲者などいづる所なり。○中略　花道舞臺正面より、むかふさんじきのしたまでのあしばなり、是は人よく知る所也、むかしは此所より役者に花をば贈りし事なり、因て花道の名あり。　鳥屋花道の內、黑きまくのかゝりたる所をさして鳥屋と呼ぶ、此內に人ありて、出る役者の名をさして云るなり、此人を鳥屋番といふ、

〔戲場樂屋圖會下〕舞臺下舞臺下をならくといふ、至つて深し、所々に燈火をてらす、いかなる事にや、丸がわらをもつて懸燈臺のかわりをするなり、下にむしろをひく、入口は舞臺のにし樂屋口のかたわらよりはしごをかける、これより花道の幕のうちを鳥屋といふ、此所にもはしごをかける也、

〔歌舞妓事始二〕敵風造

舞臺の正面破風造は、上なき御方へ召れ、終日藝づくしを御覽に入しとき給はりたる也、破風の幣に、太神宮を勸請し奉る。○中略

三間間

芝居の中央に舞臺を、方三間にたつる故、名付て三間の間といふ、こゝにて藝をなす所也、元は貳間に四間の間にして、四本柱を立し也、破風造御免あつてより、大臣柱といふ、陣中大將の座也、四方八方へ往來の人、此所より明らかに見ゆ所也、因て鏡の間といふ、又松の間ともいふ、其次を梅の間といふ、後の板を鏡板といふ、是に松梅を畫たり、今能の舞臺のかゞみ板といふ所也、則松梅をゑがく也、扨右の四本柱に、多門地國增長廣目の四天王をすへ奉る也。○中略

橋懸

横はゞ壹間餘、長さ極ありといへども、今は略式にて定なし、總じてかゝりといふは造るといふに同じ、芝居にては武者走と云、陣中にて升形へ通ひ路也、又舞臺の側にくゞる口あり、是をおくびやう口といふ、世人臆病口と思へるは非也、著物のおくび形に附たる故、おくび樣口也、是一日の計策を廻らし、万事舞臺へ此口より出て介しやくする所也、花道は藝者へ遣す花を持行路の

名也、昔は幅せばくして、兩方に竹にて高欄の様に埒をゆひしなり、今はいつの比よりか幅三尺餘にて板を張り、もつはら藝者の出入所となれり、〇中略

幕

幕の事は延喜式にくはしく出たり、芝居に用ゆる所も同じまく也、〇中略幕引たる時は打といひ、明たるをはるといふ、是我陣に幕打たるといふ意也、敵がたをはるといふ、今は誤り幕を引明るといへり、橋がゝりにあるを諸幕といふ、倭語に一雙を諸といふの謂也、又揚幕ともいふ也、又黒幕は舞臺に道具だてをするに、海山のけしきのとき、後の様を隱さん爲、佐渡島氏より初めたり、

〔見た京物語〕芝居の橋がゝり、舞臺正面より木戸のかたへ付たるものなり、

〔劇場新話上〕本舞臺總體の事

本舞臺正面破風造りは、昔上なき御方へ被召、藝盡御覽に入し時、給はりたるといふ、都て能舞臺のかゝりなりしが、中古勝手あしきとて、今の通りに改む、其後引幕等初る、元祖羽左衛門より初るといふ、去に寄て正面破風の續きに、能のはしがゝり今にのこれり、尤破風造のみてぐらには、諸神を勸請して、總役者ともに信心怠る事なし、〇中略

一花道　はしがゝりともいふ、橫巾一間餘、長さ極りあれども、今は略して巾三尺餘、長さ定なし、古へはしがゝりのなき比、見物の人々、ひゐきの役者へ、思ひ〱の造花をかざりて送る、そのために拵たる道筋ゆゑ、花道といふ、其比は巾狹くして、兩方に竹を以て高欄の様なる埒を結ひしとかや、

一引幕　舞臺の上に、橫にはりがねを渡し、引張る也、明る時は左の上の方に絞り置く、京大坂の幕は、布目を橫に縫合せたるもの也、江戸にては布目を竪に縫合せる也、顏見せ春狂言などの時は、ひゐきの連中より、いろ〱仕出しの進物幕也、常には中村座は紺柿白の三色、市村座と木挽

町は、紺柿緑の三色を用ゆ、幕引といふものありて勤之、

一附拍子　ツケともカゲともいふ、多くは幕引より兼て勤る、役者出入立廻りの時、拍子木にて板の間をたゝき、足拍子に合する也、

一揚幕　切幕ともいふ、花道の出入口にかゝる、花色地に白く座元の定紋を染る也、揚幕の役一人あり、是は大道具番の支配下也、東の揚幕は常にはなし、入用の時は東の下棧敷のませを明け出入する、是は棧敷番のかゝり也、

一臆病口　本舞臺下座の方をいふ、尤上方とは違ふ、京大坂は江戸の操座の舞臺とひとしく、多くは左右に出入の口あり、依之左右をいふ、江戸は下座の方を口入といふ、

一大臣柱、見附柱、本舞臺左の方の柱を見付柱といふ、右の方を大臣柱といふ、此柱常には一番目より四番目迄の小名題をしるせし板をかけ置く、又かざり付とて、紅葉櫻梅などの花を、此柱にかざる事あり、

一二重舞臺、本舞臺の上へ又一ツ舞臺を拵へる故に、かく名付る也、此下はぶん廻しのために、本舞臺丸く繰てある也、

一舞臺番、留場の役にて、一幕に二人程ツヽ、半疊を敷、舞臺の下に居て、見物さはがしき時制する役也、うしろの方騒がしきは、樂屋番制する也、

〔俗耳鼓吹〕芝居の破風口に穴あり、トヒヨ〳〵にて鳥の下る所へ、樂屋の方よりみれば階子かけてありひおほひと云とみへたり、ひおほひへ上る事、かたくなり不申候といふ張札あり、

〔皇都午睡三編中〕三階の大部屋と、舞臺の上の方に隔の板あり、爰より向ふ棧敷の上迄、總竹の上によしを張たる天井釣あり、是を總名日覆と云なり、雪を降せ又櫻を散し月の出はいり、鳥雁千鳥の類をつかふ、こは日覆の上よりつかへば、誠に自由なり、舞臺の下大ぜり花道中程せり上だ

けは奈落あり、樂屋一方口にて穴藏の如く、戸屋の方へ拔道なく、地低ふして長雨の當座には、水沸て困る事あり、東都の日覆、京攝の奈落と兩方揃へなば、誠に自由なるべし、○中略本舞臺は三間にて、此兩方一間宛程よりなし、奥行尤も淺し、故に大坂の如く臆病口橋掛りと云程もなく、近來追々京攝に倣ふて、橋掛りのところ、横になつて通る位の出は入口出來たり、此後は囃子方の居所なり、故に囃子を下座と云ふ、道具立は三間の間にて、遠見打拔の道具抔は一切なく、適々拵ても、甚麁末なる物にして、少し道具張込し折は、大道具大仕かけなどと仰山に書出すことなり、扨狂言により、藝表當時北の方十あたりの下棧敷より出口を拵らへ花道へずつと板を渡して花道となる、役者是を通つて本花道へ來て、曲つて本舞臺へ來る、鏡山の女行列の出など是なり、花道戸屋を向ふ揚幕と云ふ、

〔守貞漫稿 後集二 遊戲追補〕芝居幕

昔ハ能ノ如ク舞臺ニ無幕也、京坂ハ何レノ時ヨリ始ル歟未考之、江戸ハ寛文中市村座ニテ、引幕ヲ始ムト也、蓋京坂ハ舞臺ノ左右ニ幕ヲ絞リ置キ、左右ヨリ引テ中央ニテ引合スコト、大芝居ニ限リ、中小芝居ニハ片幕也、染様種々有之、

江戸ハ大芝居ニテモ片幕也

京坂ノ引幕ハ、布目ヲ横ニ縫合ス也、木綿地紺、大坂ニテハ大手筰セノ兩連ヨリ與之ヲ例トス、其連ノ記號、圖略○圖ノ如ク白ニ染出セリ、

又大坂ノ水引幕ハ、ざこば或うつぼ堂島等ヨリ與之、

此大手筰セノ幕ヲ本幕ト云、狂言一段ノ半ニテ幕ヲ用フルコト、三都トモ有之、中幕ト云、其時ハ染様無定種々用之、

〔享保集成絲綸錄 四十六〕寬文八申年三月

樂屋

一坪町木挽町見世物不ㇾ可ㇾ結ㇾ構之、○中略

附舞臺ニ而縮緬之幕不ㇾ苦、但紫緋縮緬は無用之事、○中略

三月

〔戯場年表 三〕寛政七年、當四月都座にて忠臣藏の狂言大道具にて、十一段目敵討の場にて、左右の大臣柱邪魔とて、一時取のけしが、此後元の如くならず、遂には破風も取退、今のごとくはき舞臺となりしなり、若式三番、又は、能掛り儀式の時計り、破風の屋根を上よりおろし、左右の柱又鏡板高欄付の手摺等を付建る事、其時の間に合する事とはなりぬ、一體江戸歌舞妓座は、此破風作が名物也、京坂にはなしといふ、又右の方の柱には第一番目の狂言名題を書印し、左柱の掛板にはどこの段、又は三立目四立目と書印し、第二番目は名題を書て、何れも其幕の場を知れる樣に、幕毎に掛板を取替、見物に早くわかる樣に、見出したるもの也、是を掛板と云、又此頃迄は橋がゝりにて狂言をせしものなり、夫故近年迄羅漢よしの杯いへる見物有て、爰にて舞臺の見えしもの、今は兩場所とも失たり、

〔歌舞妓事始 二〕樂屋

舞臺の後に一室を構へる、是舞樂の樂屋に準ずる名なり、此所にて各裝束をし、大成鏡をたてかたちをみる、衣裳きせといふもの、此所にてゐしやうを付る也、

〔古今役者大全 一〕樂屋の事

樂屋といふは、元來舞樂の幔幕の內をいふ、いつとなく能方にてもかぶきがたにても、內證を樂屋とよび來れり、江戸の樂屋は三階にして、上の段の奧上とおぼしき所に、暖簾などをかけ、別間をかまへて、太夫元の座とし、表の方とおぼゆるにたて物の立役、鏡臺をたてならべ、大夫元と表の間にかたき役、道外中分のたて物まで居ならび、狂言の總げいこまで、此三階にてする事也、扨

其次の二階には、女形たてものと色子とわかつて、鏡臺をならべ、下は結頭、小結、物ずきによりては、立ものも下へ間を取る事あり、京大坂は奥の間女がた、中の間立役、かたき役、大だて物などは、小口に一間へだて丶樂やを取ルもあり、又女形の樂屋へ一兩人入こみて居るもあり、わかき女形、こしもと役は、大かた二階住居なり、樂屋の列に座頭と立るは、其内の大だて物、又はその土地ねおひにて、いきほひあるたぐゐなり、中分つめはやしは、通り道を左右にわかつて樂屋とす、但シ樂屋のかつかうによりて、たて物も皆通り道に居る事あり、その時は入口より右がはを立ものゝ樂屋にとる也、ことしは一所につとむれども、來年は又別になる事多し、互につゝしまではかなはぬ事成べし、

〔劇場新話上〕樂屋總體の事

樂屋階子の下の向、一段高き所を頭取座といふ、此座は狂言立作者頭取二枚目作者居る也、外のもの登る事ならず、但座頭の立役用事あれば登る、又大夫元、若大夫など樂屋へ來る時は、此所へ座頭其時は頭取席をゆづる、此座の前へ腰を掛け居るは、狂言方筆役の者也、三階はしごの上り口に、二階中二階へ女中方堅く無用といふ張札あり、

案るに、ひきのある女中、其外勇み手合の妻子など、稀に三階迄上る事あり、跡にて鹽をまき清める也、○中略

一大道具部屋は、舞臺のうしろにあり、幕引を頭にして、幕毎にかざり付る也、大道具掛りの仕切場支配也、

小道具部屋より、狂言の小道具、手帳に引合せ、幕毎に頭取座へ持參す、衣裝藏末にくはし、稲荷町囃子町は樂屋の兩側にあり、稲荷の宮ある方に居る役者を、お下の若衆といふ、囃子町は鳴物三味せん長唄の人數居る也、大概稲荷町十一人、囃子町十三人といふ定なれども、今は增減あり、○中

略

湯殿は樂屋の入口にあり、泥入、水入、くまどり紅ぬりの外無用といふ定書張てあり、去かれども私に風呂に入る事もある也、紅おしろいにてどろ〳〵する故、泥風呂といふ也、風呂番といふもの付居る也、銅壺は湯殿の前にあり、女形は風呂へは入らぬ故、かなだらいにて部屋〳〵へ湯をはこぶ、風呂番の役也、

床山とは下の髮結所也、稻荷町の衆髮を結ぶ、尤出囃子の時は、はやし町の者にもゆはする也、

樂屋とは入口也、口番とて大勢番のものあり、是にも頭小頭あり、役者も今は此口より出入す、

樂屋番、二人又は三人ありいそがしき役也、樂屋の炭眞木一切の事をする、其外役者の小使をする故、幕毎に走り步行く也、

穴番、舞臺緣の下の掛り也、せり出し、がんどう、（末に委し）切穴、さしかねものなどに、行く道を掃除し、かんてらをともし、莚を敷いろ〳〵用あり、

蠟燭掛り、大道具方にて勤る、

窻番、兩側棧敷の家根の上のまどの明たて也、樂屋口番より勤る、

總じて此等の掛りの者は、日々何程といふ錢拂を、仕切場より請取、口々の頭、總人數へ割渡す、○中略

樂屋法度書幷衣裝藏の事

芝居法度書、三階に張てあり、左の如し、

定

一先年從御公儀樣被仰渡候通、狂言役者舞臺衣裝は不及申、平生之衣服共、前々御定之通、絹紬麻布之外、御法度之品、一切著用申間敷候事、

但寛政元酉年、町人男女共、衣類分限不相應之品著用不仕、髮之飾其外花美之義無之樣、委細御觸も有之候に付、無忘却急度相守、役者共平生萬端不益相止、失墜無之樣心掛、家業等閑なく、出精相勤可申事、

一狂言役者居宅、堺町葺屋町木挽町之内、幷隣町は格別、遠方住居いたす間敷事、

一女方野郎子供之義は、右三町之外、他所へ一切罷出不申、遊興之客へ一切罷出、出會申間敷旨、前前より御定に付、日々在宿改印形取之候間、彌堅相守可申事、

但在方親類病氣、或は其身病氣にて、湯治等に致他國候節は、前々日限をいたし、當人幷座元頭取印形之證文差出罷越候處、近來猥に相成、無沙汰致他國候義も有之由、以來等閑無之樣、其時々前々之通、急度證文差出可申事、

一總而狂言男女申合相果候義作入申間敷旨、享保八卯年御觸書有之候間、堅相守、其外世上風儀に拘り不宜義、決而狂言取組候儀、堅致間敷候事、

一狂言打出之義、夕七ッ時限り相仕舞可申、暮に及、明り燈候而は、火之元不宜候、勿論風烈之節は、別而大切相守可申事、

但芝居打出し後、棧敷樂屋其外心付、重役之もの差添、火之元大切相守可申事、

一芝居樂屋其外にて、博奕諸勝負一切いたし申間敷旨、嚴敷樂屋表方ともに申付、頭取別而心付可申事、

前書ケ條之趣無等閑、急度相守可申樣可致候、以上、

寛政九巳年十月　大夫元

此外にも役者行跡の掟書、又は宮芝居田舍役者等、相加り候時は、友吟味にいたし、右の者相交申間敷などいふ事、色々ある也、事繁ければ洩しぬ、

〔劇場新話下〕樂屋頭取の事
樂屋小高き所に居所を構へて居るを頭取といふ、是は三芝居ともに至て大切の役にて、大夫元名代をも勤る也、興行日々御定外の衣裝を著る役者を改め、早朝より役所へ詰て、萬事を司る役故に、大夫元の弟子筋か、何れ少し由緒ある古老の役者を頭取とする事にて、樂屋一式の定例を心得たるものならでは勤らぬよし、興行日々掛り合はいふに不及、無用のもの二階三階へ上げず、殊更見物の女中などは、決して上ざる事にて、興行差支なき樣萬事を改、日々役者へ渡し物、紅紙の類を心掛、役者又は下兩側の不行儀を改、何事によらず古法を守り、其上出語り淨瑠理の時は、其淨瑠理名題役人替名大夫三味線の口上をいふ也、又役者病氣の時は頭取へ人を以て斷り申來る故、其段座頭へ達し、名代を出す事、彼是とむづかしき役儀たるに依て、人物を撰み定る事古法也、然るに今は段々役柄輕く、自ら樂屋不取締に成行事は、座頭の依怙ひゐきにて、頭取を年年引替、其座頭外座へ行時、其頭取をも引連、其座の頭取とする故、是等はあるまじき事なるに、座元より夫を差留る事のならぬは、大夫元も昔より輕く成しか、又帳元たるもの器量なきかの二ッ也、

〔皇都午睡三編中〕替り每初日二日めには餘り入なし、三日めより評判よき狂言ならば人多くなり、月々晦日と十四日、上方の節季なれば、六節季とも常とおなじく、芝居に節季休と云ことなし、はやる狂言はいつ迄もすることに仍て見物附込あれば三四ヶ月も跨り、百餘日の興行は每度あり、京都は廿日、大坂は以前は四十日の興行なりしも、今は卅日に限り、狂言替ずば見物見古して行ずなりぬ、江戶は數〇數下恐有二脫字一日興行なるは廣き土地にて見物人も多きことゝ志るべし、

〔戲場樂屋圖會上〕町。觸。大。鼓。町觸大鼓は初日の前日、芝居よりいでゝ、その芝居の銀主手代役者衆中、少々かゝりたる所までも持行、大鼓を打込事なり、此とき三百文づつ祝義いづる、それより大坂中の町々へ、芝居興行のふらしめに打廻り、のち芝居にもどり、大木戸より花道にかゝる、樂屋よりも大鼓を合すなり、一座の役者舞臺につらなれば、三ッの大鼓一

座本及揚役

ツ殘りて曲打の妙をあらはし、打切をあいづに役者一度に手をあげ、めでたし〳〵と壽をのぶるなり、

〔古今役者大全 一〕古來の座本と今の座本相違の事

江戸はむかしのまゝの太夫元にして、格式をくづさず、總役者眞實にわが抱ゆへ、うやまはれて、其ことばを守らしむ、芝居茶屋といへども、芝居にてたつもの故、太夫元を敬し、往來にもしかと平伏して、一座よりは主君と立る事いふに及ばず、それほどにこそなけれ、むかしは京大坂も太夫元みだりにかはるといふ事なく、京に都万太夫、大坂に嵐三右衛門など、打つゞきたるゆへ、役者その下知を守り、かり初の事にも、その一座の役者、太夫元の上には座せず、しかるに近年太夫元といふは、名のみにして、名題をあぐるばかり、是も同じく芝居師に抱へられ、太夫元といふ役をつとむる樣に成たり、それ故首尾よくて五年か七年、太夫元役も隙を出さるれば、一年にて跡つゞかず、去年の旦那は今年抱られて役者と成、おとゝしの新部子上りは、客のかげにて、ことし總座をしたがゆる太夫元と成、毎年太夫元の出替りがある故、じだらくに成て敬すべき樣なし、たま〳〵役者より合て、芝居を興行するにも、此内誰を太夫元にと、仲間より太夫元を出す故、太夫元は總役者の蔭にて名題を上る、是むかしとは遙にたがへり、上方の役者、始て江戸へ下りては、太夫元の威勢におどろくもことはり也、芝居も道具も役者も、皆我物にしてする太夫元、芝居の眞柱と云べし、

〔皇都午睡 三編 中〕三座の太夫元を旦那と稱して、京攝の座本と違ひ、至極尊敬する事也、年首には大公儀へ拜禮に出て、顏見せ霜月朔日と、正月元日仕始には、翁を勤ること例格なり、太夫元は代代銀主興行人にて、別に役者ならず、帳元は京攝の大勘定の上格なり、次に大札と云ふ、上方の頭と同格にして、樂屋手代を當番といふ、

〔劇場新話 上〕表方總體の事

一奥帳場、奥役ともいふ、金主方、公邊、役者給金、大道具、小道具、衣裝方、色々掛りあり、此手に付働くもの、若衆といふて十人計ある也、

一仕切場の平、此内にも蠟燭掛り、札書、勘定役、看板書、其外色々あり、

〔劇場新話下〕帳元大役なる事附平田初九の事

帳元といへるは、芝居總支配人にして、芝居一式の重役也、古來は短才無智無筆下根無算の者にては勤兼しゆゑ、人物を第一に選しに、近來は左もなく無筆無算の上、芝居向不案内なるものもまゝ見ゆる也、一體芝居一式引請、萬事心得を以て取計ひ、一々座元へ問合すにも不及、誠に下賤匹夫、上もなき下々の身分なれども、外見は芝居一道皆尊敬して恐れ怖がらるゝ身分也、外々より座元へ問合等の事ありとも、帳元さへ承知ならば、此方へ問合に不及と、萬事帳元任せと大夫元より威を付る、心得なくては、芝居の大金は出來ぬ事成に今は支配人の位を大夫元よりくじき、帳元を度々引替、金子少々も働くものあれば、人物に不構、其ものを帳元とする故、萬端取締あしく、芝居もの都て行儀不宜、是も種々譯合あるべき事にや、芝居不案内無筆無算の帳元などは、其下々を立廻るものゝためには、よき事もあるべきか、委敷は其人ならねば知りがたし、三座とも芝居ものたる身分の者は、帳元に成度と思はぬものはなし、されども至て六ヶ敷役にて、第一金主の思ひ付あしくては不勤、其興行の日々金主の前よろしき樣、萬事心を用、上り高よきやうにせんとする時は、茶屋の思はくあしく、茶屋の請よろしければ、金子の上りあしく、雙方能き樣に計ふ事至て心配也、年々の事ながら、來年の座組、內々手附金の心掛、九月比に至りて座組も出來、十二日の世界もすみ、無程十月十七日寄初にも成と、跡金才覺して漸漸初役者付、廿日紋看板大名題總看板も出れば、はや晦日に至り、翌日は金子才覺限りある日故、ことばにも述がたき心苦にて、金主を拵へ金を出させ、鷄の聲をも不待して、一番太鼓を打込迄のくるしみ、金主とても

十人は十色、夫々の氣風に合せての心配いふにいはれず、誠に此おわひをして、外々の奉公勤などいたすならば、一廉よろしき立身出世して、老を養ふべきに、夫に引替、此役を勤めしもの、行末よろしきものを見ず、○中略興行の日々、毎朝未明より茶や〳〵に責られ、棧敷土間を割渡す、是も依怙ひゐきなくして、扨仕切場へ詰、諸口の上り高に氣を配り、又は出入の行儀等も目を付、心にあらぬ目に角立て、萬事を改め、兎角大勢の的に成て、惡まるゝ事大かたならず、一體芝居といふものは、役者の外給金取者はなし、日々出入の渡世人二百四五十人程の内、賃錢とるものは幕引、髮結衣裝著せ、小道具方等十四五人也、其外は皆無給故、見物人の入方の事に付、色々譯のある事、其役々に預る者あれば、詰る所は帳元一人に止るゆゑ、其程々々を見計ひ、渡世人も相應に家業取續く樣に、目こぼしもなくてはならず、扨又打出しの太鼓につれて、諸金主方へ引金の割勘定、一日の上り高〆上ゲ、役者へも引金とて金を配る事あり、金主へも其程々の割にて、納方專一とする也、此金方納にも新古の差別ありて、中々六ケ敷物にて、一日の上り高にては捌兼る故、彼是する内に、諸拂方の足り不足、金主方よりは割金の大小にて、是又不足をよき樣にいひ譯、又或時は見物の喧嘩口論迄、何一ッ耳に入らぬ事なく、漸々に夜の九ッ時比至、先暫時休息と思ふ内に、はや茶屋々々より翌日の棧敷土間の言込にて、宿元へ詰かけ、歸るを待居る故、夫々挨拶して人を拂ひ、扨明日の棧敷割にかゝる、棧敷上下六十間餘あれども、よろしき場所は二十五六間ならではなき故、茶やは我勝手に客大事とよき場所を爭ふ事なれども、依怙なく雙方平和に割付る事、大入の折などは、此割には枕を碎く程の心苦なり、さて漸割方も出來、少し心を休めんと思ふ所へ、無據方または金主役者などより賴の棧敷申來る、是をケジャウといふ、是には三座とも帳元至て迷惑する事也、今迄種々工風して割付たるを、又割直す事故、六ケ敷の上又六ケ敷、勘辨盡果、筆を投捨、いかゞせんとおもふ事日々也、此時穴なしとて朝のうち帳元身を隱す也、棧敷帳を

割元の役人、帳元より請取り割場といふ所にて帳面をひらき、誰々は何番々々と、茶や〳〵請取場所の善惡に依て、客へ申譯立難きといふ理窟を聞て、割元の者差略して善惡を繰合する、彼是押合居る内、狂言は三立目の幕明く比迄も、見物居付ずして、茶屋は客への申譯に戸を〆るもあり、混亂してもみ合ふ中、幕明の拍子木續て聞ゆる鳴物に、見物は心も空、場所の善惡も夫なりになる事、是もおかしき習はせ也、尤土間も同斷也、漸見物人も居付し時分を見て、張元出かけて仕切場へ詰る也、此役を外目より見る時は、芝居ものには敬ひかしづかれ、金銀つかみ取にもする樣に見えて、浦山敷もおもふ人あれども、中々左樣の事にてはなし、古來は此役九年十年勤めしものもありしが、夫は世上もよく金主も大樣、座元も帳元へ威光を付る樣にせし故也、近年座元より帳元の威をけづりかるくする、又帳元勤る者も元來匹夫野人故、人の敬ふに任せ我を忘れ奢遊興に長じ、金主の思ひ付あしきもあり、芝居は大勢の寄合家業故、癖なきものは一人もなく、親の敎へし商賣打捨、此道に入る事故、人氣あしく人をねたみ、金主へ手を入、人の善惡をいひ、又座元へへつらひ、昔を今の跡部長坂を習ひて、座元金主の心を迷はし、帳元の心をあしくさすものもあり、是等はみな大夫元の心掛による事也、されば近年兎角芝居六ヶ敷、度々支配人替り、終に芝居も休みがちになりて、諸人家業の妨となる事、座元より起る也、誠に歎しき事ならずや、〇中略

仕切場の事

仕切場とて、大勢きらびやかに立出て居る、總體三座とも、座元の手代にて、給金といふものもなく、尤與行さへすれば、少々宛の事はあれども、中々一通りにては勤まりかぬる者にて、外目からは至て宜しき樣に見ゆれども、內證は六ヶ敷、出續き難きもの也、數年來勤馴しものは、彼是とくらし行なれども、新參ものは浮氣半分にて、此道に入て見て、はじめて驚く計り也、素人目からは、

面白渡世と見るも無理ならず、尤此仕切場は、手代の中にも段々高下、夫々掛り役ありて、其役に掛る樣になる迄、辛抱すれば、暮し方渡世にもなるもの也、其中にも新參ながら、能金主の手引すれば、品に寄古參より早く役付ものもあり、兎角金の働き方專一故、此事出來ざれば出世はならず、昔は仕切男とて、人品も相應の上、物書算用出來るものならねば出さぬ事、又浮氣の渡世故、物事花々敷仕立しものなるに依て、數年勤て年寄りしものは格別、新參に年寄は遠慮せしとなり、夫に引替、今は年寄無筆の差別なく、仕切場の風はどこへやら、自身番同樣の有樣、此心ならば、外の商賣に思ひ付方、よろしからんといひし人もありし也、扨又仕切場手代の內に、當番といふものあり、是は帳元の下役にて、時々帳元の名代を勤る、至てむづかしき役にて、芝居のなりゆきあしき時は、帳元を病氣にして、萬事は取捌く故、多分此中より帳元にもなる也、此外に仕切場の中、夫々掛り譯あり、又當番の役は、日々順番に帳元に引添、棧敷の取調、代金の集め方、其外には立者役者を二三人宛も引請、給金の取引も此役にていたす、是等は色々手段ある事也、

〔狂言座興行幷取締議定置證文〕狂言座取締方議定證文之事〇中略

一札場手代人數拾五人之外、相增申間敷候事、

一木戶番之者拾五人之外、相增申間敷事、

一留場貳拾人之外、相增申間敷候事、

一棧敷番東西ニ而拾五人ヅヽ、三拾人之外、相增申間敷候事、

一中賣幷表働共三拾八人之外、相增申間敷候事、

一喜世留賣貳拾人之外、相增申間敷候事、

一樂屋番幷口番共三拾人之外、相增申間敷候事、

右之通、口々人數相極、右之內廉々江頭役壹貳人ヅヽ、相極可申候、併當時ハ格別多人數ニ付、省略

致候ハヾ、大勢之難儀とも相成可ㇾ申候付、當時之儀ハ其儘ニ居置、此上壹人ニ而も增人相加へ不ㇾ申、尤是迄人數之內ニも、渡世替或ハ病死等ニ而人數相減候分ハ、其段名主中江相屆、減シ切ニ致、新規之者一切差出し申間敷候事、○中略

寬政六甲寅年十月　堺町狂言座　傳內○以下人名略

〔人倫訓蒙圖彙七〕木戶番　こゑたかくわめくを第一とす、あるが中にも小芝居の木戶番はさまざまの口をたゝく、

〔劇場新話上〕表方總體の事

一聲番、半疊賣の內より出る也、役者の出端入、所作の支度の間抔にこゑを掛る、半疊火繩賣は、揚幕の際に片寄居る、火繩の數にて見物の入高を量る、一名きせるといふ、

一東の口高場に棧敷掛りの番あり、木戶にも頭あり、扨昔はまねぎといひて幕切シャギリと倶に、木戶中大勢立上り、同音にアリヤ〳〵〳〵〳〵と、かけ聲扇を開き、隣の芝居の方を招く事ありしが、今はたえて此事なし、又讀立とて大名題小名題役割を讀、聲色を遣ふ、言葉くせありておかしく面白き事也、是は藝者とて別に抱置く事也、晝八ッ時比、一ト切の狂言幕明より、シャギリを打まで、木戶の正面に臺を据へ、二人にて讀たてする、不斷はなく、新狂言の當座か、跡狂言の前日、替り目〳〵にある事也、

一舞臺やらうといふ事あり、春狂言計り也、舞臺近くへ入れといふ事なるよし、木戶の側に長き臺をすえて、三人か五人上り、揃の衣裝にて長き手拭にて頭を包み、二重廻して頭の上にてゆはへ、扇を開き、舞臺〳〵〳〵引舞臺やらう引〳〵と、大聲にてまねぐ也、

一呼込、俗にいふひつぱり也、町はづれより表にならび居て、往來人をさそひ見物さする也、合羽の羽織の傘のお寺のと、目印を付る、二文々々辷りなといふ隱詞あり、又先にいふ表の役當とは

此もの、事也、乘物六尺大道具手傳等に出る也、

〔劇場新話 下〕芝居口々差別の事

芝居口々と分る事は、仕切場、木戸、留場、棧敷、表働、半疊賣、させる留場、樂屋掛りと分りて、先仕切場を萬事の改所取締方故重とし、其次木戸、留場、棧敷番、表半疊と、夫々分る故口々と唱ふるなり、往古より芝居は木戸番にて萬事世話せし故、帳元の事を木戸番世話人といひけるとなり、木戸番の役は、毎朝狂言不始まへより、木戸口へ詰て、一番太鼓三番叟より聲をあげ、一幕毎にも聲をあげる、扨第一番目の大詰は、いひ立といふ事を勤る、此譯前にくはしまた木戸番の中より日々順番にて、木戸入口へ口番とて兩人ヅヽ出て、中の間又は一幕見の見物を入るは、木戸口に限りたる事にて、少し宛の渡世あり、○中略又留場は見物のうち酒狂人喧嘩口論等の取鎮役故、若手を撰む、○中略此口の役より舞臺番に出る、此譯前にしるす此外顔見せ入替り十月十七日寄初の節、外座へ濟し役者を其座へ送り届る事留場の役也、○中略外芝居の祝義不祝義等之節、此口より勤る、其役々を割付るものを役寄といふ、是小頭の下役、終には小頭にもなるべきものども也、此外切落し札の上り方、切落見物の入方等種々あり、○中略一體芝居出入は、昔より同口へ親子兄弟を出さぬ定りにて、其外帳外もの宮芝居、又は盛り場見世物莚張の芝居等へ出しものは、三座ともに吟味する事也、○中略扨又棧敷番、昔は兩側には十五六人ならではなかりしに、いつの比よりか、二十四五人に成たり、此役は用向多き事にて、中にも折節芝居御掛の御役人樣方御見廻之節は、麁相無之樣萬事大切にいたし、上棧敷に御入の事故、此役より大切に心付る也、是にも小頭役當といふものありて、夫々下知する也、○中略表半疊といふ者は、興行日々早朝より出て看板を出し、打出しには仕舞、又夜に入ての遠方使、金主方の送り、其外夜中の事を勤め、又は狂言の時、馬牛に成、せり出し廻り道具、がんどうの手傳ひ、狂言前に荷物の持運び等種々勤る、是等も小頭役當といふもの有て、夫

俳優抱入
俳優給金

夫申付る也、○中略又半疊方の者は、一幕見の半疊錢を取上る役にて、是も少分の⿰多刂にて中々渡世にはならぬながら見物人を仕切る事もあり、○中略扨又きせるといふは、火繩賣の事にして、是等も小頭役當あり、此口の役といふは、役者の出這入に聲をかけ、淨瑠璃所作事の相の手に、其役者をほめる、其外道具立等の手傳ひ也、渡世には切落見物土間札詰の見物へ火繩を賣る、是も定りて少々の⿰多刂を取る、○中略さて樂屋を勤るものは、前に記せし如く、幕引、髮結、衣裝きせ、小細工方等は、日々仕切場より賃錢を取、其外は無賃也、樂屋口番といふもの、むかしは年久敷勤たる功者なるを、此口番とせしに、近年は盛の若もの勤るは、時代とて替りし事也、尤樂屋定番といふもの兩人、是は賃錢取の內にて日々の用事を足し、打出し後夜番、狂言休中も、樂屋の番人也、扨衣裝方は、頭たるもの年久敷勤居て、役者へ衣裝渡し方色々定めある事、前に記せし如く、夫々見分る事也、○中略扨小道具方は、其幕々に入用の品、差支なき樣心掛、鐵砲玉、燒酎火など、此役の掛なり、扨又仕切場に定番あり、是は表働の部にて年中定人也、又茶番といふものありて、仕切場の小遣用を達す、其外に仕切場の用向、晝夜とも達するものを、中村座にては若衆といひ、市村座にては詰番といひ、森田座にては送りといふ、此ものは帳元仕切場の小遣にて、日々賃錢取也、仕切場の內に高場表方などいふ役あれども、昔と違ひ、今は切落し少き故、此役は名許り也、土間もむかしは帳元にて割付しが、今は土間番といふもの有て、日々賣方する故、此下役のものありて、萬事取捌事とはなりぬ、

〔劇場新話上〕歌舞妓世界定之事

抑世界定は三芝居ともに同日、毎年九月十二日の夜也、○中略座頭役女形立ものは、春狂言の半比より、來年の極めありて、手附金を渡し置事也、此夜出席の座頭女形作者は、兼て來年の手附金を渡し置たる者也、其外の役者は此夜相談の上極る、甚密々なる事也、然るを近來は、金主方の存寄

を立る事故、此夜金主方立合ふ事に成たるよし、此夜座元の宅芝居樂屋口へ挑灯を出す、茶屋も同じ、扨相談極たる役者へ、手附金を渡す、證文は其座によりて少しの相違あれども、あらまし左之通、

手附證文の事

一金何程

右金子之義は、當何の十一月より來ル何の十月迄、貴殿御芝居江相勤め可ㇾ申儀定仕候に付、爲二手附金一慥に請取申候所實正也、然上は無二違變一相勤可ㇾ申候、尤一ヶ年給金之儀は、別紙極書之通相定申候上は、外芝居は不ㇾ及ㇾ申、田舍芝居等決而相勤申間敷候、爲二後日一手附證文仍如ㇾ件、

年號月日　　誰印

帳元誰殿

右之趣にて年々相定也、但此比に、來年外座へ極たる立者女形抔、其座の名殘に所作事など勤る事あり、尤上京の役者も同樣也、

〔劇場新話下〕役者給金渡し方の事附芝居興行金高の事

毎年十月十七日寄初に、出席すると極めたる役者へ、手附の外に給金の內金を渡す、帳元方にて、金子出來不出來に寄て、むづかしき日也、役者給金一ヶ年極は、たとへば一年金三百兩の役者なれば、三分一の割にて、顔見せに金百兩渡し、殘金二百兩は來年五節句渡し、一季四十兩と積りたるもの也、三百兩の役者、顔見世に渡す百兩も三度に渡す、先ヅ手附金三十兩、十月十七日寄初に二十兩、同晦日五十兩渡す也、右の極にて中役者、又は囃子方に至る迄同樣也、寄初當日出席の役者計金子を渡し、中役者などは跡より渡す、〇中略

千兩役者の事

役者の給金千兩などいふ事は、誠に故ある事にや、いづれ段々高下ある事にて、座頭の立役女形の立ものとなれば、千兩取と申事も有なれども、一體役者といふものは、顔を賣る渡世ゆゑ、とらぬ金も取様に人に聞ゆる方よろしき事なるべし、尤是には種々口傳あり、

評に曰、座頭の役者立役女形ともに給金段々取増當顔見せより千兩になるといふ時、總芝居掛りの者を呼て振舞する、是を千兩振舞といふ也、江戸の繁昌に合せては、千兩役者幾人もあるべき事にこそ、

〔守貞漫稿 後集二遊戯追補〕役者給料

役者給料ノミニ非ズ、總テ京坂ハ銀、江戸ハ金ヲ以テ唱ヘ、給金給銀ト云、然レドモ其數ハ三都トモニ金ヲ以テ定メ、三都トモ第一ノ上手ザガシラトナル俳優、一年給千兩トシ、夫ヨリ八九百兩、或ハ二三百兩トス、最下ノ輩ハ日雇ヲ以テ、二三百錢ナル者モアルト也、

右ノ年給千兩ノ者ヲ千兩役者ト云、八九百兩以下ハ無此稱也、蓋大略一年ノ内六ケ月興行、六ケ月ハ休ム、故ニ千兩役者モ其所得ハ全ク五百兩許ニテ、八九百兩以下モ准之也、

又一芝居ヒトシバヰ凡三十日也、千兩役者一ト芝居ニテ八九十兩也、

三都トモニ上輩役者ハ給分ノ内、自費ヲ以テ衣裳ヲ造リ、下輩ハ小給故ニ、催主ヨリ衣裳ヲ貸ス也、催主ヲ京坂ニ銀主、江戸ニ金主ト云、此衣裳ヲ置ク所樂屋ニアリ、衣裳藏ト云、

又三都トモニ所作景事スル時ハ、定給ノ外ニ別給ヲ取リ、又座頭ハ給料ノ外ニ、辨當代ト稱シテ、増錢ヲ取ルモアリト也、

〔我衣〕元祿ノ比、古團十郎元字金ニテ給金五百兩ニ定ム、是高給金ノ始ナリ、其後正德年中芳澤アヤメト云女形、乾金千兩ニテ下ル、夫ヨリ子團十郎後老名海老藏ト云、是千兩ノ上ヘ給金取上ル、三升後柏莚○中略

享保六丑年春、市川團十郎二代三升大アタリナリ、依之褒美トシテ此後他ノ芝居ヘツトメズ、勘三郎後見シテ永々可勤、給金千兩ニキハメ、毎年六月中休セ可申トキハメタリ、今ニ是ヲ定トス、昔ノ芝居トハ、都テ今ト大ニ異ナリ、

〔佐渡島日記〕一役者の仕内に、あるひは功者、根生、名人など、さまざまに號あり、玄かし古今稀なる物は、市川海老藏なり、予○長五郎此人を妙人と號たり、中々餘人のうつす事も及ばず、玄妙の役者なり、予江戸在住の時、柏筵海老藏俳名也申されしは、其許太夫本をなさるゝならば、いつにても登るべしと、いひける事の有し故、一とせ大坂道頓堀にて座本をせんと思ひ、柏筵を相談に、書狀下せし時、返狀に給金貳千兩にて、手付金五百兩下さるべしと申來る、歌舞妓芝居始りて以來、給金貳千兩取やくしや聞も及ばず、稀なる事を申越されしと、甚おもしろく、手付金五百兩調達して差下したり、あの方にもよもやと思ひしやら、大坂へ來りて其うつり挨拶をせられし故、予答曰貳千兩の給金取らるゝ役者古今になし、夫を押出して申越さるゝゆへ、定てそれほどに格別の事有べしと存なりと申けり、予も物數寄なりと思ふのみ、

〔狂言座興行幷取締議定置證文〕狂言座取締方議定證文之事

一御府内狂言座之儀は、○中略是迄役者給金立者之分、五百兩以上千兩迄之極有之候といへども、一ヶ年之内狂言四季共ニ當り詰候節ハ、極通之金高不殘請取候得共、是ハ甚稀成儀ニ而、十一月顔見世狂言當り候而も、春狂言外レ、春狂言當り候ても夏秋外レ候得バ、一ヶ年二百日積之興行ニ付、當り外レを右日數江平均候而者、何程當り候年ニ而も、一ト芝居ニ而一ヶ年六千兩位ならでハ上り高無之、然ニ五百兩以上千兩迄之役者五六人、五百兩以下百兩迄六七人、百兩以下、幷狂言作者、囃子方、淨瑠理語り等之給金と上り高を引競候而ハ、一向利德も無之候間、若四季共ニ狂言相外レ候年ハ、一ヶ年之上り高總給金高之半減ニも不至、諸掛り雜用之出方も無之ニ付、役者

江相對之上極江引方を附興行相始メ候故、縱狂言當り年ニ而も、千兩ニ相極候者、六七百兩ならでハ請取不申、若狂言外レ候年ハ漸ク三四百兩も請取事ニ付、高金相極候ハ畢竟名聞而已にて、無益之儀ニ有之、勿論古來ハ五百兩以上之極も無之候得共、金高少ク候共、極通ハ請取候間、互ニ出精を以興行打續候故、仕入金等も利安、或ハ役者之內、贔屓ニも致候金主ハ、無利足ニ而も出金有之候ニ付、芝居ニ借金無數、興行差支無之候處、三拾ケ年程以來當時迄、前書之通不實之仕効ニ成、三座共手代任ニ爲取賄候ニ付、役者抱方之儀も、一方ニ而五百兩ニ對談致候得者、一方ニ而六百兩ニ申込、又七八百兩ニもせり上候故、同家業と申候而も、互ニ流行而已ニ爭、內心不睦敷實情を失ひ候ニ付、既勘三郎、羽左衞門、勘彌共、難取續仕儀ニ相成候、役者之儀ハ、渡世柄には、世上之評判も請候ものゆへ、名聞を存知給金高過分を望候を、右體芝居ゟせり上候間、極高之內引方付候ハ、最初ゟ合點に候得共、高金ニ極置候得バ、万一壹ケ年狂言詰メ候時ハ、全體之極高も有之候間、格別ニハ相減申間敷と存候儀ゟ自然と心弛ニ相成、奢榮耀を好み、身分費用失墜も多相成候處、右體千兩高ニ而も狂言外レ候得バ、漸三四百兩位ならでハ手取も無之ニ付、都而及困窮、子孫之覺悟も不致樣に成行、〇中略此度三座座元幷役者其外總芝居掛り合之者、一同評議之上、名主中勘辨差圖を請、向後興行幷取締方之議定相極候條々、〇中略

一役者給金之儀、向後立者之內ニも時勢ニ寄、格別被用流行致候分ハ、金五百兩と相極、其餘聊も相增申間敷候、尤右體相定候上ハ、縱狂言當り外レ有之候共、金高極通少も無滯相渡可申候、勿論立者ニ準じ候分、四百九拾兩迄之極ハ、役者出精次第對談可有之候、且又立者立役之儀は、古來ゟ座頭と唱、役者勤方、幷狂言一式之括りを主候ニ付、右者仕來之通、役者仲ケ間上席ニ而、万端致差配可申事、

但給金五百兩高ニ相極候上ハ、芝居上り高一日五拾兩ゟ、當り狂言と極、五拾兩取上り候ハヾ、

右之內五歩ハ總役者江當り歩と名附相渡可申、尤役者配分之儀者、甲乙を付、配分可致候、勿論六拾兩落六歩、七拾兩落七歩、八拾兩以上右ニ准ジ歩を譯、配分可致候、當り歩割合之儀は、其時時之金主江最初ゟ對談致相極可申候、附り小給ニ而相勤候役者之分、世間之評判連、給金高登り候といへ共、五拾兩以下ニ相極候內ハ、本文之通、立者ニ准じ、給金引下候ハヾ、衣裳代仕拂候而ハ、家族之者之育も難相成次第ニ付、右之分は極高之外ニも出精ニ寄、褒美又者增金等致し、何れ難儀ニ不成樣心添致、爲取賄候樣可致候事、〇中略

一役者極時、幷抱方之儀、每年四月中旬ニ日限を極、三座之座元支配人、幷事馴候手代、壹兩ツヽ寄合、座頭江可相成、立役壹人ツヽ、相極女形敵役共立者之分は貳枚目、又は三枚目迄も相撰、三座共勝劣無之樣座組を定、給金之儀も四百九拾兩迄ハ、役者出精ニ隨ひ引立、藝道相勵家業精ニ入候樣取計ひ可申候、且又京大阪ゟ立者役者呼下シ候儀ハ、一己之了簡を以可致候、勿論呼下シ候迚も、給金五百兩以上之對談致間敷候、尤翌年於御當地相稼候共、前年呼下シ候芝居付役者抔と申儀ニも無之ニ付、三座極時之人數ニ加江相抱候樣可致候、右體三座一體ニ申合、座組相極候儀とハ乍申、仕入金之調達ニ多少有之候ハヾ、年柄ニ寄立者勝劣可有之候得共、相互ニ寄合、無服臟相極候儀ニ付、故障之儀無之候、尤右座組名前之儀は、三座共無等閑名主中江相屆可申事、

一役者座組三座申合之上相極候儀ニ付、是迄之通內心意味ヲ含、隔意有之候而ハ、却而渡世之妨ニも相成不宜儀ニ付、若年柄ニ寄、𨻶と金主等も無之、十一月顏見世興行難相始時節ハ、其段三座

一同名主中江相屆、其芝居江可相勤役者之分一ヶ年を、貳百日と積、給金高日割を以、右一座之役者、幷狂言方之者は、不殘外芝居二座之內へ助勤爲致、興行之時節ハ四季共役者無休、家業取續難儀不成樣取計ひ可申候、勿論十一月顏見世興行相休候共、翌春ニ至り金主等出來、興行相始候ハヾ、助勤ハ相止メ、無違背銘々當り前之芝居江罷出相勤候樣可致候、併十一月之內金子調候迚、半

途ゟ興行相始メ候樣成、勝手合之儀ハ相互ニ一切致申間敷候事、
但右休之中助勤之儀、十一月計之儀ニハ無之、春秋共興行之時節相休候ハヽ、本文之通取計ひ可申候、附り右役者助勤之儀、狂言之仕組ニ寄、外座之役者入交り候ハヽ、混雜致可申ニ付、其砌ハ譬バ自分芝居江罷出候役者ニ而、朝正明ケ六ツ時ゟ興行相始、晝時限リニ相仕舞、助勤之役者ニ而、晝九ツ時ゟ暮六ツ時迄興行致候得バ、一日を貳ツ切ニ興行致候儀ニ付、上り高も二重ニ相成、繁昌可致ニ付、前條ニ有之役者へ可相渡步割合、格別之譯を以、割增等致可相渡候、勿論休日之芝居ハ、全ク不手操ニ而無據儀ニ付、休中役者幷狂言方給金は、是又一ケ年を貳百日積之割合を以助勤、興行日を平均引落候殘金ニ而、無相違相渡候樣可致候事、

一興行之時節、金子差支休日相成、右芝居へ可相勤役者、外芝居江給金割ニ而助勤致候ハヽ、往々京大阪仕法ニ移、一ケ年之内時々ニ入任せ、月雇ニ而相勤可申抔興、役者申談候儀も可有之候得共、御當地之儀者、京大阪と違ひ、三櫓之外同渡世も無之ニ付、又々給金等議定を崩し、心得違致、給金せり上候樣相成候而ハ跡戾致し、自然と役者座組之勝劣も有之、果ハ芝居不繁昌之基ニ付、若時勢ニ寄、月雇等ニ而興行致候樣成行候共、給金ハ春何程、夏何程、秋冬共右ニ准シ、三座一體ニ定置、其時之三座寄合、役者勝劣給金不同無之樣相極、尤其度每ニ座組名主中江相届可申事、○中略

一役者之儀は、一ケ年之積を以被抱候身分ニ付、旅稼等之儀ハ一切致間敷筈ニ候處、近來元座元興行之內ハ休日多、給金等も手取不申候間、銘々暮方ニ困窮致、旅稼ニ罷越候得共、右體相極候上ハ、猥リニ他國等一切致間敷候、若神佛詣親類病氣見舞、又ハ湯治等罷越候儀も有之候ハヽ、其段座元へ相願、名主中迄相届ケ罷越候樣可致候事、○中略

右之通、此度狂言座一體ニ申合、書面之趣、後來之規矩相極候上は、元狂言座古借之分、棄捐同樣相片付、櫓名代相戾候共、永久前條之通、無違失相守、興行可致候、○中略爲後鑑一同印形居置申處、仍如

件、

寬政六甲寅年十月　　堺町狂言座　傳內（〇以下人名略）

〔市中取締類集 芝居〕（朱書）酉十月晦日、忠太夫ヲ以伺之上、翌朔日書面之趣、當年限聞置、已後之摸樣ニ寄、來戌年之儀は、其時節ニ不差懸樣、前以可伺出旨、名主平右衛門源六江申渡候事、

猿若町　名主共

猿若町狂言座顔見世と唱へ、此節抱歌舞妓役者共入替、壹ヶ年之座組取極、芝居附茶屋共家前江造り物等飾付候仕來御座候處、元地ニ罷在候砌と違ひ、短日之折柄遠方之見物人往返とも遲り候故歟、顔見世狂言、近來者別而不入勝ニ有之、殊ニ歳晩江懸り、興行日數も差詰り、稀ニ景氣宜敷相見江候而も、上り高勘定いつも引合兼候ニ付、三座元幷芝居懸り合之もの共、一同相談之上、當年ゟ役者共入替り之儀は、年內ニ取極置、來正月狂言之節、顔見世役者割振番附差出シ、尤茶屋共飾物之儀は、此節定例之通仕度趣、一同申聞候得ども、舊來之仕來相改候義ニ付、再應相糺候處、前書之振合相成候得ば、興行仕入金操合都合も宜敷、都而辨利之趣申之、三座元申合候上は、差障候筋柄とも相聞江不申候間、私共限り承り置候樣可仕奉存候、此段申上候、以上、

酉（〇嘉永二年）十月　　猿若町名主共

〔嘉永三戌年正月改三座役者給金帳〕壹町目（〇中村勘三郎座）

一金五百両　團十郎　一金五百両　小團治　一金百五拾両　男女藏　一金百五拾両　新七　一金貳百両（見）　市藏（下り）　一金貳百両（見）　高麗藏（下り）（〇以下十四人略）　〆金貳千貳百六両也

女形之部　一金五百両（金五拾両增）　しうか　一金四拾八両　玉三郎　一金六拾五両　芝鶴

一金九拾両　佳好　一金三百両　新車　一金三拾九両　蝶之助　一金三拾六両　か

てう　一金貳拾四兩　玉治　一金三拾六兩　松三　一金四拾五兩　福之丞　一金三拾六兩　仙之助　一金拾八兩　高三郎　〆金千貳百三拾七兩也〇中略

貳町目〇市村羽左衛門座

一金五百兩　長十郎　金三十兩増一金三百八拾兩　三十郎　一金貳百五拾兩　三津五郎　一金三百兩　友右衛門　一金貳百四拾兩　芝雀〇以下十六人略　一金百五拾兩　文五郎　〆金貳千四百四拾兩也

女形之部　一金五百兩　梅幸　金五十兩増一金三百五拾兩　花友　一金百五拾兩　小六〇以下八人略

〆金千三百拾四兩也〇中略

總〆金四千九百八拾兩也　外ニ四百五拾兩　吉三郎　凡五百兩　羽左衛門　合〆金五千九百三拾兩也

三町目〇河原崎權之助座

一金五百兩　彥三郎　一金四百五拾兩　九藏　一金四百兩　眼玉　一金四百兩　松祿　一金貳百貳拾兩　奥山　金拾八兩増一金百六拾八兩　爲十郎　金六拾兩増一金百貳拾兩　竹三郎〇以下十三人略　〆金貳千八百三拾四兩貳步

女形之部　金五拾兩増一金五百兩　菊治郎　金四拾兩増一金四百兩　粂三郎　金五拾兩増一金貳百兩　團之助〇以下九人略

〆金千四百四拾五兩也〇中略　總〆金五千五百五兩貳步也　外ニ海老藏〇四百七拾兩、中略、

右之通三座示談之上、給金取極候上者、聊無相違相渡可申候、若一己之存寄を以、自儘ニ給金相増候はゞ、何樣ニも可被仰達候、其節一言之義申間敷候、爲後證之仍而如件、

嘉永三戌年正月　狂言座　勘三郎

帳元　重兵衛

世界定　寄初

狂言座　羽左衛門
帳元　和助
狂言座　權之助

〔戲場年中鑑 中九月〕顏見世世界定　はなし初ともいふ、九月十二日の夜、太夫元が茶屋にてする、顏見せ極りの座頭、女形の重役、立の作者寄合相談のうへ、何の世界にでも定る尤至て內々のことにて、平常とちがひ是を秘す先世界とは何れの時代を作らんといふ事也、それは小町、將門、賴光、奧州責、保元平治、伊豆日記、義經記、時賴記、太平記、太閤記のるい、右の內にて役者を見立て作ること也、又座によつて、何の世界はいつもあたるといふゑんな事も有、此夜芝居ならびに大茶屋小茶屋にて、役者の紋付のてうちんを出す、

〔劇場節用集〕世界(せかい)一日の狂言を云ふ

〔劇場年中鑑 中十月〕寄ぞめ　おなじ夜〇十七日顏みせ極りの總役者、初て寄合の名なり、

〔劇場新話 上〕歌舞妓世界定之事

此世界定といへる事は、顏見せ狂言の發端なれば、最初に記す、抑世界定は三芝居ともに同日、每年九月十二日の夜也、むかし寬永年中、猿若勘三郎江戶にて歌舞妓御免有て、中橋にて初て芝居を建、狂言の相談を極めしは九月十三日也、夫よりして此日を吉例とし、外座にても定日と成し也、扨此夜其年の顏見せに、抱置たる立役の座頭、女形の立者、立作りの作者、樂屋頭取、表帳元、此人數計りを大夫元へ招き、當顏見せの狂言、太平記、平家物語、伊豆日記、又は鉢の木など、狂言の體を極め、或は誰々を抱へ然るべしやと相談する事也、但餘人を交る事なし、是を噺初と心得たる人あり、誤り也、〇中略

噺初の事

はなしぞめといふは十月十七日也、本名寄初といふ、三座ともに同日也、座頭の立役、女形の座頭を始、立者分のみ也、役者は此寄初に出席する樣に成は出世也、皆此席へ出るを希ふ事也、

但狂言作者筆役は、初心のもの迄も出席す、其外は中役者の頭一人、稻荷町の頭一人、囃子町の頭一人、其餘は出ざる也、

此夜役者の迎として、仕切場の者、袴羽織にて、芝居定紋合印の付たる箱提灯を持せて、所々役者の宅へ迎にゆく、役者の宅にて吸物酒肴を出す、此迎ひ仕切場の者計にては不足ゆゑ、棧敷番なども袴にて出る、立ものゝ分は、留場の若衆も附添、提灯は半疊火繩賣のもの出る也、さて右の酒呑居る內に、役者は支度をし、銘々の紋付箱提灯を供に持せ、迎のものと一所に、立役は座頭の宅、女形は女形の座頭の宅へ寄る也、但し役者殘らず麻上下、女形は、狂言立作り同二枚目、是は裏付上下也、筆役は羽織袴にて、大概夜四ッ時比に集る也、

私曰、金の渡り方遲き時は、夜半に至る事もあり、金渡りの事は末にしるす、

扨芝居より雙方へしらせ有て、座頭を先に立、雙方芝居の櫓下にて出會會釋ありて、一同に櫓を拜して鼠木戸より入る、木戸の內に帳元金主方並居て、銘々に手を打也、夫より役者舞臺へ上る、頭取案內にて三階へ上る也、向ふに島臺蓬の臺、三方に三組盃、熨斗昆布等の式肴、別に白臺に蜜柑を盛上ゲ飾つけ、大夫元幷若大夫、側に座頭兩人とも羽織袴也、座頭の立役古參は袴羽織、新參は麻上下、扨座頭を始列坐、女形も同斷、此坐並差別ある事にて、頭取甚以て心配する也、但狂言立作りは、櫓三枚目の女形の次に居る、二枚目の作者も立役四五枚めの內に居る、此夜の上客ゆゑなるべし、大夫元總役者と盃事あり、始の吸物雜煮を出す、酌は頭取上下著して勤る也、先大夫元立役の座頭へ盃をさし、來年中萬事相賴由の挨拶あり、夫より一人々々の盃の內、囃子町の頭末坐に出て、小謡ひを唄ふ也、此盃事新參の役者先にする、尤夜の遲刻に寄て、古參のものは順盃に

本讀總稽古

て仕舞ふ事もあり、座頭の差略次第也、盃濟て狂言立作り眞中に出、其跡より狂言方のもの袴羽織にて、白木の三方へ顔見せの大名題を載せて、うや〳〵しく持出る、立作り大夫元座頭へ挨拶して、明年の惠方に向て、右の大名題を讀上る、小書より大名題迄、小名題迄續終ると、二枚目の作者總役者の役割を讀、むかしは此所にて頭取を相手にして、作者狂言の筋を噺す、是を總役者謹て聞たる事也、依て此夜をはなしぞめといふ、近來は兎角寄合遲く、今は略して役者々々役がらと衣裝の事を、作者より噺合ふまで也、此事濟て皆々袴羽織に成、皆列坐して本膳出る、棧敷番のもの給仕をする、帳元仕切場挨拶に出る、饗應終て後、座元若大夫臺の蜜柑を抓て座中へ投る、是を當りみかんといふ、銘々拾ひ、手を打て退散する也、是を顔見せ狂言の始ての噺しぞめにて、此夜迄は役者芝居かゝりの者迄、一向に狂言の趣向をしらさぬこと作者の法也、

〔戲場年中鑑 中 十月〕本よみ　世界定がすむと、つくり上たる正本大立者へばかり內よみをして、其後淸書して總々へよみ聞せるを本讀といふ、扨皆々得心の上、けいこにかゝる、若狂言納まらぬ時は、何篇にても一夜の內につゞる、

〔戲場年中鑑 下 十月〕總稽古　本よみおわれば、すぐに書ぬきをわたして、狂言方立合けいこをなす、初日の前日おはやし淨るり打揃てけいこする、是を總げいこといふ、

〔劇場新話 上〕本讀立稽古總ざらひ

前にいへる紋看板出る頃、〇十月二十日本讀にかゝる、本よみとは、三階にて顔見せ春狂言に限らず、狂言の替り目〳〵にあり、但一日の狂言を通して讀事もあり、又追々日をつぎてよむ事もある也、

座頭始總役者不殘並居る、

　但顔見せは袴羽織、其餘は平服也、

狂言作者正本を持出る、筆役の者跡に續き出る、作者銘々作たる幕を自身に讀也、此時は其幕に

出勤の役者は勿論、衣裝方道具方小道具方のかゝりのもの迄、本讀を聞事也、座頭より二三枚目迄の役者所存あればいさゝか好む事もあり、然れども多くはいはぬ事也、まして夫より末の役者は、役不足いふ事はなき事也、狂言讀仕舞ふて、一幕々々に手を打時、筆役の者書拔を銘々に渡す事也、

但書拔の表紙に、立者は俳名を書く、其外は實名也、所存ある幕は書入て跡より書拔を渡す也、直に稽古にかゝる事もあり、本讀次第にて夜る遲くなる時は、翌日稽古にかゝる也、筆役のもの正本を扣居て、其次はたれ〳〵といひ、又仕打出端入のト書をよむ、其幕に出る役者書拔を見て、銘々のせりふをいひ合する也、道具付、衣裝付、小道具付、囃子付、皆狂言方より書拔て渡す、但訛の鳴ものあり、是は定の外に囃子方と相談にてあつらへるなり、其外大小道具にもしかけものあり、衣裝にも早拵へこはせ懸、引拔ものなど、皆作者と役者掛合て、衣裝方へ誂る也、淨瑠理の文句、獨吟のめりやす、狂言作者より作り渡す、長うた所作の文句は、囃子町の立三味線作之、しかれども狂言にかゝりたる所作、又は拍子舞等は作者作之、淨瑠理連中來りてかたる、淨瑠理に出る役者ふり付作者聞之、振付はふりを拵へて役者へ敎へる、所作事も同樣也、殺陣(たて)は中役者の内に殺陣師といふものありて、立物同士たてにても、或は四人詰六人詰の仕のぎの殺陣にても拵へて、立者へ渡す也、但太刀打ひき詰烈敷手合、或はつかみ合、其外しづかなるも、するどなるも、望次第拵へる也、依て眞になる立ものより、四人詰六人詰にても、紅絹襦絆など拵て出す事也、又追善の所作、或は大所作、出囃子にてもする時は、著付の表と麻上下を囃子の人數へ、シテの役者より拵へ遣す也、扨是より立稽古といふになる、是迄はすはりてせりふ計をいひ合せ、立稽古には舞臺の坐並にして、思入も仕打も殺陣もする也、又其次に付立といふ時は、一人に衣裝は何、小道具は何、出端入の鳴ものは何と、作者正本を扣へていふ、衣裝方、小道具方、手帳を以て是を付立、其役々

へ好を聞合する也、鳴物も囃子町の頭付たてるなり、此時より狂言方にて拍子木を入る也、さて此次に總ざらひ也、是は初日の前日にて、稽古皆揃ひての事也、明日舞臺にてする通り、鳴物も入れ調子も張て、唯かづらをかけぬと、衣裝を著ざると、小道具をもたぬ計也、舞臺にて書物は筆役のもの書て出す、又仕掛の小道具は、取寄て仕て見る事もあり、しばらく、對面、朝比奈、其外ながきつらね抔は、獨りにても、掛合にても、別に稽古して、總ざらひの時はいはぬ事也、

三階稽古場座並鬘師の事附鬘名目の事

一稽古場は三階の中に三間の板の間あり、舞臺と同樣に居る向に、狂言方正本を扣へ居る、上の方囃子の人々也、

顏見世

〔俗耳鼓吹〕元祿の頃の板にて、月次の遊といへる繪本あり、菱川吉兵衞畫也、中に芝居の顏みせの事をしるして、つら見世といへり、

〔後は昔物語〕彼隱居〇小久保也は、顏見世の事をつら見せとのみいへり、むかしはつら見せといひしと見えたり、小野寺十内がふみとて、妻のおたんが許へおくりたる文を、あつめたるを見し事あり、此文の内の幸右衞門も、此間若衆と同樣につら見せも見物にまゐり候とか、書たる文ありき、

〔古今役者大全一〕顏見世の故實二ノ替りの風流

すべて役者を十月晦日よりかゝへて、來年の十月晦日まで極むる事、村山又兵衞わかき時にははなき事にて、我一座は皆かゝへにてしたる故、もし新役者を二三人もかゝゆれば、正月二日の初芝居より五日が間、諸見物へ目見へをさする、これをことしは村山座に、かほ見せがいくたりあるとて、おし合へし合見にゆきたる事也、又兵衞六十八歲の時、京都に芝居三軒、大阪に三軒出來て、樣々の役者も出來けるにつき、毎年同じ顏ばかりにてはいかゞと、たがひに入レかへての興行、しかれ共いとまはやらず、約束ほどつとめて、又もとへ戾りたるに、松本名左衞門座より一年

が、へをはじめ、それより京大阪新か、への分、一年ならではすまぬ樣に成たり、元祖嵐三右衞門もとは江戸衆にて、攝州尼崎に住居し、西崎新平といひける浪人なるが、道頓堀猫屋新左衞門へ玄るべありし故、ふと此道おもしろく成て役者と成、西崎三右衞門とて大夫元とあふがれ、けいせいさよ嵐といふ狂言をし、大阪中是のみの評判、ヤレさよ嵐を見にゆけと、人の山をなし、三右衞門が通れば、ソリヤさよ嵐が通るはと、男女見に出しより、いつとなく嵐々とよび、つゐに嵐三右衞門と成すまし、一座の役者十月に殘らずいとま遣し、十一月朔日より新か、へばかりにて顔見せを始けるに、初りは明六ツとの事なれども、カフ評判がつよくては、居所があるまいと、夜の内から入こみ、後はせきあひて、前夜の四ツ時分よりつめかけたるが例に成て、大阪は今に夜の内の顔見せなり、三ケの津とも一座の入替りを、十月末に定め、十一月朔日より、諸見物への目見とは成たり、

〔歌舞妓事始〕二舞臺年中行事

先顔見世といふは、霜月朔日を初日として始しなり、霜月は一陽來復の月也、よつて天下泰平國土安隱と、一年をことぶく義也、唐にては此月を以て正月とせし事あり、陽をたつとぶの義也、此理を以て十一月顔見世には、正月のごとく備へ物などして、其身をもいはふ也、先前日に太鼓三から出して知らしむ、扨顔見世初日未明にして式三番をことぶき、太夫子どもこれを勤るは天照大神の故事を引て、これをなす、夫より役者座付終て、右より八人出て踊をなす、是八乙女の餘風にして、天冠舞の略式也、大坂にては、三社の託宣を唱へ、白張烏帽子を著たる者三人出て幣帛を持舞ふ也、○中略扨顔見世十月晦日の夜は、さかい町、ふきや町、木びき町、裏店表店ともに芝居がかりの茶屋、野良屋、役者の宅はいふに及ばず、作り花、おもひ／＼の挑灯行燈等出す、元より芝居、木戸口、樂屋口、切落の上に、惣役者紋盡のてうちん万燈のごとし、扨明七ツ半時にはじめ、式三番

元日のごとし、常の日は小詰ども順番に勤る也、但し中村座の三番叟、濟次第市村座はじまる、右式三番の次に、色子供大をどり、次に前狂言、夫より本狂言にかゝる也、但し中村座の序開は明六ッ時也、扨其座の新下り役者、又は外座より初て來る役者、入かはり等、其役々の出初に、狂言の內、諸見物へ目見口上をいひ、御ひいき奉賴と申事也、右のごとく壹人々々口上長々しく、狂言の邪魔なれど、むかしより江戸の芝居に座付といふ事曾てなし、よつて藝の內に目見する也、總じて顏見世のけしき花やか成事筆に及びがたし、

〔劇場新話上〕顏見世の事　翁三番叟式の事

十月廿日比、顏見せ狂言番附を出す、但入替り役者付の時に替る事なし、尤番付は常にも町奉行所へ差上る事也、同廿五日頃、大名題看板を出す、但顏見せの看板には作りもの、など、花やかにする事也、追々櫓看板殘らず出る、是日限に不同あるべし、〇中略程なく十月晦日になれば、芝居其外茶屋役者の家々挑灯を出す、其外表通新道、迄、茶屋々々の軒にかざりものあり、或は若衆より積物樽蒸籠引幕等、甚はなやかなる事、筆に盡しがたし、役者の家々には、今度の狂言に著る衣裝を殘らず座敷へかざり、燭臺をつらね、神酒鏡餠を備へ、酒肴を設けて、客人を饗應す、翌朝は芝居掛りのもの、家、不殘雜煮餠を祝ふ事元日の如し、此夜若衆中役者の門々に來りて手を打也、是を手打連中といふ、口論など防ぐため、留場のもの銘々かゝりにて、役者の門口に待請る、此手打連中、夜更けて皆々芝居切落へ込入、聲色を遣ふ、木戸前には群集の人々山の如く押合、晝七つ時比より、木戸前にて言立の聲を上げ、狂言の名題役人替名を讀立、終て聲色を遣ふ、仕切場には青簾を掛渡し、臺の物の花、時ならぬ春色をあらはし、樂屋は稽古鳴もの入の大ざらい、江戸ものが膽をつぶすも、誠に顏見せの賑ひなるべし、一番太鼓は夜八ッ時比也、

顏見せや一番太鼓二番鷄　　古人　常仙

二番太鼓を打て、聲色など遣ひ居る人々を追出し、舞臺幕を引明け拂ひ淸め、眞中に三寶へ神酒備餠をかざり、左右の大柱へ、大きなる行燈角形なりを掛る、是を翁行燈といふ、此時表にて切落し札を賣出し、木戸にて聲を上げ見物を呼込也、扨式三番十一月朔日曉也、是を翁渡しといふ、大夫元若大夫三ヶ日の間、別火物忌して勤る、三日過れば稻荷町の若衆是を勤る、芝居木戸前へ立者役者の紋付たる大提灯を大込に掛並べ、切落しの上にも惣役者の紋と名を書たる提灯をならべ掛る、是は役者の方より芝居へ遣す事也、兩側の上下棧敷へも、茶屋々々より丸提灯を懸る、此事顏見せ計也、扨櫓三枚目の立女形より木戸のものへ、縮入羽織と、ほうかふりの手拭を出すなり、扇も出す、尤面々の紋付にして、はでなる染也、ほうかふりは六七尺の長さ也、頭を包み、あたまの上にて結ぶ、此外送り迎の留場のものへ、仕着せ革足袋等を遣す、此留場は表方より差圖にて、誰誰は誰へと二人づゝ付る也、又舞臺の後見をする若衆に、紋付の小袖麻上下、樂屋番道具衣裝方杯へも、紋付の仕着せを出す也、下り役者の女形などは、隣町の髮結床などへも、紋付ののうれんを遣す事あり、定りなし、尤是は顏見せのみにかぎらず、追善所作大所作などの時は、常にもある事ながら、先表立たるは顏見せ也、惣じて顏見せは、大夫元帳元役者中、其外其組々にて互に肴か鰹節等の音信を取遣りする事也、扨霜月朔日初日、大概一番目迄する、二番目は一日二日も過て出す、初日は町内よりも皆見物する也、金の渡り方次第にて初りはやし、初日狂言一幕一幕に、仕切場大勢つれ立て樂屋へ祝儀に行、手を打なり、二番目の出たる日も其幕毎に右のごとし、但顏見せにかぎらず、又顏見せ初日上下棧敷に、大夫元、立もの、役者、帳元、大茶屋或は表立たる金主の名字を書たる札を下る、是は芝居より馳走に出す、必夫に限りたる事に非ず、初日二日の内は町内、或は役者の妻など棧敷を貰て見物する也、夫過ては仕切場へも樂屋へも客留といふ札を出す、〇中略また當り振舞といふ事あり、樂屋にて惣役者、狂言方、囃子町淨瑠理大夫、皆々夫々の出

し合にて大振舞有、打出し後也、是は顏見せ半比の事にて、中役者の頭世話をして、萬事取行ふなり、客は大夫元、若大夫、帳元、仕切場の奥役の者など呼ぶなり、仕切場よりも酒樽蒸籠に鰹節など樂屋へ進物する、さて顏見せ舞納の日、そゝりとて茶屋の亭主、仕切場の若者ども又ははやし町の者など、役者の衣裝かづらを借、顏を拵へ、その狂言の内を二幕三幕ほど、素人狂言をする也、せりふなど間違、却て興ありておかしく面白き事也、右終て惣役者袴羽織にて、座付大夫元、若大夫出席、座頭舞納の口上有て打出す、此日直に役者中、大夫元、帳元、茶屋等、座頭の宅へ祝儀に廻り、銘銘互に歡びにゆきかふ事也、顏見せの事あら〳〵斯の如し、此外細かなる事どもあれども、わづらはしければ、是を省きぬ、

〔守貞漫稿 後集二 遊戲追補〕顏見世

三都歌舞伎芝居ニ顏見世ト云コトアリ、其年出勤ノ役者、翌年モ其座ニ勤ムルアリ、或ハ他座ニ往クモアリ、其事ヲ十月ニ相定メ、翌年中當座ヲ勤ムル役者ヲ、見物人ニ披露スルコトニテ、三都トモ先年ハ顏見世ニ出タル役者、必ラズ翌年中其座ヲ勤メシガ、漸ク其制弛ミテ、顏見世ニ出勤シ、春狂言ニハ直ニ他座ニ移リ、又顏見世ニ出ザル者、何レヨリ歟來テ出勤スルコト、習風トナリシガ、天保中江戸三座遷地後、粗舊風ニ復シ、京坂ハ今ニ復故セズ、

京坂ノ顏見世ハ晝ノ間ハ顏ミセ狂言ト云テ、常ニ異ナル狂言ニテ、當時ノ珍事或ハ流布ノコトナドヲ交ヘ、紛々タル趣向ヲナス、譬ヘバ前年京師地震ノ年ニハ、異形ノ扮ニテ地震ト號ケ、口稱ニテユサユサ〳〵ト云ナガラ、舞臺ニ狂巡レバ、皆々轉ビ倒ルヽ時、太神宮大麻ノ造リ物ヲ頭ニカブリタル者出レバ、忽チ地震ハ逃入ル等ノ狀ヲ交ユル也、如此紛々タル狂言ニテ終日シ、夜ニ入レバ、座付ト云コトヲスル也、總役者ハ麻上下ヲ著シ、女形モフリ袖ニ麻上下ニテ、立役トトモニ舞臺ニ列坐シ、而後小役ト云トモ、童形ノ役者ナドヨリ、一人ヅヽ、舞臺端ニ出テ平伏スレバ、口

正月狂言

上云ノ役モ上下著ニテ側ラニ坐シ、高聲ニ其姓名ヲ云テ、見物ニ報ズレバ、役者モ再頭ヲモタゲ、私ハ何ノ某ト申マス不調法モノ、隅カラスミ迄ズーイト御贔屓ヲオ子ガイ申マスト云終レバ、手打連アリヤ〳〵〳〵ト云ナガラ、紫タン黑タン等ノ拍子木ニテ、舞臺カマチヲ打ツコト二三ニテ、夫ヨリ種々ノ文句ニ合セ柝ヲ打合ス、役者ノ上下ニ應テ長短アリ、○中略
顏見世中ハ、芝居表一面杉丸太ヲ、五寸間バカリニ立連子矢來ヲ結ビ、木戸口ノ上ニ横長ノ角行燈ニ、一座ノ役者名ヲ墨黑ニ筆シ、其左右ニハマ子キト云テ、江戸ノ紋看板ニ似タル板ヲ懸ル、又其芝居一町ノ間、道頓堀通リノ往來上、彼方ノ屋上ヨリ此方ノ屋上ニ丸太ヲ渡シ、長サ六尺計リノ大挑灯ヲ二ツ宛數ケ所ニ釣ル、又贔屓ヨリ役者ニ所贈ノ酒菰樽米俵炭俵薪等、屋根ト均ク積重子飾ル、號テ積物ト云、江戸ノ如キハ菓子蒸籠ヲ積コトナシ、又衣服調度ノ類ハ、茶屋ナドノ見世ニ毛氈ヲシキ飾ル、
顏見世ハ三都トモニ十一月行之也、然ルニ近世大坂ハ平日ノ狂言ハ繁昌スレドモ、顏見世ハ不當多ク、京師ハ平日不繁昌ニテ、顏見世大入ス、故ニ大坂ハ顏見世欠年多ク、京師ハ平日休多シ、

〔歌舞妓事始〕二舞臺年中行事

正月に至て大黑舞といふものを兩人出て舞ふ、本是は美濃國より出る、民家にて春のことぶきに是をうたふ、又二の替りには、脇狂言に壬生の狂言、花盗人といふものをなし、三の替には、かつこほうろくといふものを、拍子に合せて是を舞ふ、○中略
江戸元日の式、朝四ツ半より初り、晝八ツ時に打いだす也、尤此日札錢なし、諸人朝五ツ時より群集す、

翁　勘三郎　千歳誰　三番三傳九郎
翁　羽左衛門　千歳誰　三番三龜藏

翁勸彌千歳三番三　誰

右三番叟の次に總色子、梅が枝大おどりといふ物をなす、次に總役者麻上下にて舞臺へ居ならび、其座の立物新春のことぶきを述る、次に新子供より、段々に舞、或は能狂言、又は所作事などする、次に立役、女形、面々得手物一人ヅヽ仕退にす、次に立物又罷出、春の狂言名代、役人替名を讀也、明二日より初日仕るよしをいふ時、座本立あがり扇をひらき、千秋樂を謳ひいだす也、

〔古今役者大全一〕顏見世の故實二ノ替りの風流

二の替りとて、初狂言の次の春狂言を、一年中の目あてのやうにして、かならず契情事をするは、都万大夫座にはじまるよし、あやめ草に見えたり、顏見せは一人々々、わが得たる事をして、見物へのめみへ藝として、二ノ替りを一座打混じて、一くるめに花ある事をすることなれば、二ノ替りは總役者立あひの大事なる故、別して作者心を用ゆべき事也、とかく理屈ばらぬ樣に、やはらかになくては、二ノ替りのせんなしと、ある芝居功者の申されき、

〔劇場新話上〕顏見世の事　翁三番叟の事

霜月十二日の芝居打出して後、座元の宅にて春狂言の世界定あり、出席するもの顏見せ世界定の通り也、○中略

仕初春狂言の事

正月朔日仕初、晝過比三番叟あり、大夫元、若大夫勤也、顏見せの如し、右濟て舞臺へ毛氈薄緣を敷て、毛氈の上へ大夫元、若大夫、薄緣の上へ惣役者幷居る、座頭前へ進み出、年頭祝儀口上を述、頭取春狂言の大名題小名題役人替名を、三寶に載持出て、座頭の前へ置、座頭大名題小名題を讀、次に役割をよむ時、たとへば曾我十郎に誰とよめば、其役者頭を下る、皆々斯のごとし、讀終て子供制外子などの踊、三五番もあり、○中略其外、若き役者など、何か頓作なる藝を一寸する事もありて、終

日但舞臺に大きなる鏡餅をかざり置、三番叟前に是を引事也、扨表鼠木戸へ狂言名題と役割を書たる行燈を出す、櫓下へ來る十五日よりとかいふ札を出す、むかしは正月二日より始たりしが、今は大かた十五日也、續て春狂言大名題看板を出す、此日役者ども年禮に廻る、春狂言より辻看板一枚摺を所々辻々髮結床などへ、芝居よりくばる、但初日より五日目迄の客札四五枚ツヽ付て配る、

〔東都歲事記正月一〕十五日、三芝居狂言初日、　今日より三月節句前頃に至る、此間二月初より二番目となづけて跡狂言を出す、春狂言は毎年曾我物がたりの仕組なり、今日より三日の間太夫元若太夫、式三番叟をつとむる事、顏見世に同じ、新狂言の替りは、おほよそ三月三日頃、四月八日頃、五月五日頃、六月土用休をなし、七月十五日頃、盆狂言、八月朔日頃、十一月の顏見世等なり、去かれども分て大入の時は、同じ狂言を引續て興行するなり、

〔守貞漫稿後集二遊戲追補〕正月興行ヲ京坂ニテ二之替リト云、卽チ顏見世ヲ始メトスルガ故也、此二ノカワリ狂言定リナシト雖ドモ、大坂ニテハ十ニ五六太閤記、或ハ信長記、又ハ金紋五三桐ナド云外題ノ、豐氏ノコトヲ綴リタル狂言ヲナスコト也、尤前ニ云如ク、顏見世ハ京ニテ興行シ、二ノ替ヨリ大坂ニ興行ス、是近世ノコトナルベシ、

江戸ニテハ正月興行ヲ春芝居ト云、大略十五日初日トス、此春狂言モ亦定リナシト雖ドモ、何レノ外題ノ狂言ニテモ、曾我兄弟ガ工藤祐經ヲ面會ノ狀ヲ加ヘ、或ハ又本狂言ニ係ラズ、別ニ此一段ヲナスコトモアリ、曾我ノ對面ト云テ、春芝居ニハ不レ加レ之コト稀トス、然モ近年漸ク加レ之ザルコトモアレドモ、先ハ加レ之コト多シ、

〔戲場樂屋圖會下〕初午芝居例年二月初の午の日なり、晝の狂言おわりて、より芝居守護の稻荷明神をかざり、鉦大鼓にて舞臺をはやし立る、此とき一座の役者そろへの衣裳を著し、御千度をうつ事なり、表方いづれもこの日より揃へを著るなり、御千度おわりておどけ狂言あり、是は役者の金剛、或は表方うちよりつとむるなり、世話時代道行などのとおきりにて

至りては、立物の役者淨瑠璃をかたり、三線をひき、出がたりをするなり、これを見んと、さんじきに軒づりをかけならべ、そのようきなる事いはん方なし、

〔劇場新話上〕芝居年中行事

二月初午、跡狂言の初日也、京大坂にては、初午芝居とて、江戸の舞納め狂言の如く素人交りの狂言あるよし、江戸にも操芝居の薩摩座、土佐座などにはあれども、大芝居にて此事なし、さて樂屋中寄て稲荷祭り甚賑し、此日樂屋にて田樂を燒、醬油のつけやき也、是味噌を付るといふ事を忌てなり、二月十五日は、中村座にては、芝居根元興行の日也とて、一座中壽き祝ふ事也、

〔劇場年中鑑中三月〕さら替り　春狂言の日數餘ほどになれば、あらたに狂言を替るを、さら替りといふ、是迄の狂言評判よければ、是に一ト幕二タ幕添て出すもあり、又其まゝに節句をこすも有、

三月狂言

〔劇場新話上〕芝居年中行事

三月三日、新狂言に替る、尤曾我狂言二番目也、是を三の替りといふ、顔見せ狂言を始として、春狂言は二の替り也、夫故此替りを三の替りといふ也、

〔守貞漫稿後集二遊戲追補〕三月興行、俗ニ三月芝居ト云、蓋京坂ニテハ三ノ替リト云、江戸ニテ三月芝居ト云、

四月狂言
五月狂言
土用芝居

〔劇場年中鑑中四月〕一夜づけ、前の狂言古くなれば、跡を出すか、さら替りにもする、敵討、男伊達、操狂言の類を、一日休てすぐに初日を出、最役者小手きゝ多くなくては出來ず、〇中略京大坂には折節あれども、江戸には稀なる事也、

〔劇場年中鑑中五月〕水仕合　此月は暑もはげしければ、夏衣裝にて出來る狂言か、水じあひ雨の降狂言を取組て出す、水仕合は舞臺の前へ、二間に三間ほどの水舟を作り、是に水をはり、立者揃にて、大立ありて此内へ入る、又雨をふらすには、三階へ水を汲上、竹樋にてぶたいへ雨をふらす、最ぶたいの前の見物へ、筵を渡して置、狂言は伏見の喧嘩、道風の蛙場、又忠臣藏の五段め、菅原のあ

盆狂言

れ場の類、

〔劇場年中鑑 六月 中〕舞納　春より打續興行、此月六日七日頃舞納をする、もつとも日を撰む事初日の如くする、若日あしければ、よき日迄朝々番立○註略ばかりもする事也、千秋樂ともいふて、二三日已前より木戸へ札を出す、來何日目出度舞納と書、左なくて芝居を休むをつぶれたといふ、

土用休　舞納の日木戸へ札を出す、來七月十五日ゟ新狂言仕候、尤板にてやぐら下へ出す、極月休には、來何の正月二日よりと書、○中略

土用芝居　芝居休の內なれども、稽古の爲とて、立者一兩人、間中、中通りを交、あやつり狂言、又は古人の大あたりの狂言を出してする、是も出世のすじなれば、毎年ありたきことなれども、定りなきはざんねん〳〵、

〔劇場新話 上〕芝居年中行事

四月朔日、新狂言初日也、五月五日新狂言替り目也、○中略六月中旬より土用休也、古來は役者一ケ年極の事ゆゑ、六月休といふ事なし、勿論古人市川柏筵に限り、土用中相休しが、今は一體の休となる、近來又土用芝居といふ事あり、重立し役者は休みて、若手中立もの小詰交り興行す、尤直段を安札にして、殊の外はやる事也、

〔東都歲事記 三 六月〕十七日　此時節より三座の芝居土用休とて狂言を休む、この間土用しばゐと名付て、若手の役しや四五輩、中通り小づめの俳優等にて興行す、近き頃○天保より始るといへり、

〔守貞漫稿 後集二 遊戲追補〕夏芝居五月中ヨリ初ル、蓋三都トモ炎暑ニ向フ故ニ、休ムコト多シ、江戸ニテ或ハ座頭、立於山等ヲ除キ、席料ヲ定價ヨリ減ジ、興行スルコトモアリ、席價ヲ減ズ故ニ安芝居ナド云也、

〔劇場年中鑑 七月 中〕盆狂言　十五日より始る、殘暑つよければ大立者は出ず、かはりに操狂言の類を

名殘狂言

出しをく

〔戲場年中鑑 中九月〕名殘狂言　役者入替りの前なれば、京大坂へ登の人は暇乞と｜　、なごり狂言を出す、己々が手覺のあたり狂言、蘆屋の子別、戀女房の道中雙六、淺間七へんげ、又新に所作事を出すもあり、何れ大入大當に相違なき事也、

〔劇場新話 上〕芝居年中行事

九月九日、上方登り役者名殘狂言などにて跡を出す、夫より舞納めの日を千秋樂といふ、定りなし、そゝり狂言 前にいふ にすみて、座頭口上にて打出す、其後樂屋にて重年の役者、其次に他へ出る役者、各大夫元と一禮の盃事あるよし也、

當狂言

〔三芝居樂屋雜書〕古今當狂言年數 天保六未年迄

一曾我物語初 延寶三年五月 勝時譽曾我　百六十一年

一天和年中五月 竹之丞にて 好色鎌倉五人女　百五十七年

一鳴神上人 市川才牛　百三十九年

一不破名護屋 同人　百三十七年

一不動の尊像 同人　百三十六年

一助六 市川柏筵 正德三年四月 花館愛護櫻　百廿三年

一十郎祐成 澤村宗十郎 後高屋高助　同年

一矢の根五郎 同人　百十七年

一疊さし 同人　百十六年

一油賣正九郎 同人　九十一年

一市村座浦島七世廿五番續　九十年

一狐の女郎買 助高屋高助　八十六年
一梅の由兵衛 同人　八十五年
一歌舞伎にて忠臣藏初メ　八十五年
一市村座二日替りの初メ　六十九年
一二代目菊之丞田舍女　同年
一四代目團十郎天竺德兵衛　同年
一吉原雀所作 市村家橘 貫森藤藏　六十八年
一市村座七福神對面　六十七年
一元祖中村歌右衞門清玄　六十四年
一巫子山伏　六十一年
一仲藏定九郎　五十九年
一新高尾ざんげ　五十四年
一三代目菊之丞道成寺　五十三年
一仲藏茶の湯景清　同年
一かゝみ山草履打　同年

〔役者全書下〕淺間嶽

一此狂言江戸名物男元祖中村七三郎、元祿十一寅年、京都山下半左衞門座へ登り、けいせい淺間嶽にて古今無類の大當りせし事、役者大全にくわしければ爰に略す、是を始として、同十三辰年江戸へ歸りて、又々山村座にて此狂言をつとめ、夫より三ヶ津にて享保十五年までに十六度餘出し、其外是をやつして勤めしは、其數あげてかぞへがたし、〇中略

曾我狂言

一曾我物語を狂言に仕組む始は、延寶三年五月こびき町山村長太夫座、勝時譽曾我といへる名題にて、則役人は、

一曾我十郎＝　宮崎傳吉　江戸立役上手

一同　五郎＝　市川團十郎　荒事の開山、柏筵が父なり、

一工藤左衞門＝永島磯右衞門　敵役上手

一梶原＝　藤田所三郎　是だるま所三郎と云

右役人にて勤しが始にて、是團十郎五郎の根元也、其後天和二年五月市村座にて、鎌倉五人女といふ狂言に、

一曾我十郎＝　中村七三郎　元祖名物男〇中略

是大當りにて、十郎役の元祖を中村七三郎とする也、夫より貞享五辰年、中村座にて三月廿一日より、奴朝比奈大磯通といふ狂言に、四代目勘三郎隱居して中村傳九郎と改、糸鬢と成、素袍に鶴の丸を付る事、是傳九郎の替役なる故付しを、今朝比奈の役と成、又せりふ仕内迄、當時なす所の仕内は、皆此傳九郎の風儀をなす事なり、〇中略又祐成の和事は七三郎の餘風、時宗の荒事は團十郎の豪傑、今に傳へて此三ッの役は三名人の名譽となる、其後度々曾我狂言を勤しかど、五月あるひは七月など時節定まる事なかりしを、寶永五子年の春中村座にて、傾城嵐曾我といふ狂言大當りゆへ、又々翌年も勤めしに、前におとらぬ大當りにて、三芝居共にせし所、其度々いづれも大入す、夫よりして自然と吉例になり、今にいたり、年毎に春狂言は曾我と定まる、是も江戸名物の一ッとはなりぬ、〇下略

〔雲錦隨筆三〕世に專ら行るゝ忠臣藏の權輿は、外題をいろは評林といふ、元祿十六未どし、東武な

仕入金上り高費用

る俳諧師寶晉齋其角の許より、浪華の何某へ來りし書翰の文中に、(上略)此程の一件も二月四日に片付候て、其噂とり〴〵花やかなる說も多くして、無ㇾ上忠臣との取沙汰、此節其事ばかりに候、堺町勘三座にて十六日より曾我夜討にいたし候て、十郎兵衞長五郎にいたし候へども、當時の事遠慮もあるべきよしとて、三日して相止候と云々、是ぞ趣向の始めにして、大阪にては寶永七寅年(元祿十六年より八年後なり)篠塚庄松座に於て吾妻三八作にて、篠塚治郎左衞門(大岸宮內の役)佐野川萬菊(大岸力彌)役つとめしが、歌舞妓狂言にて興行の始め也、(此狂言大あたり也)爾後京大阪に於て數回興行の內、延享四卯年京都中村粂太郎座にて、大矢數四十七本と題して、澤村宗十郎大岸の役にて六月朔日より初日にて大當也、其評判四方に高く、大阪にも同じ外題にて市山助五郎(大岸宮內の役)勤めたり、爾後寶曆十一年巳十一月廿二日より、大阪角の芝居中山文七座にて、泰平いろは行列、明和八年京四條北側西の芝居尾上粂助座にて、小袖藏いろは配、安永六酉年十二月八日より、大阪角の芝居小川吉太郎座にて、日本花赤穗鹽竈これらも追々出て、各當りを取るといへども、兎角忠臣藏出て後は、此狂言を第一として、仕內も是等に工夫物好を加へ、漸に委く成しなり、

○按ズルニ、當狂言ノ事ヲ記セルモノ甚ダ多シ、今其二三ヲ錄シテ他ハ省略ニ從フ、

〔劇場新話 下〕役者給金渡し方の事(附芝居興行金高の事)

扨又芝居興行金高凡積、顏見せより來ル十月迄を二百日と見て、其時々役者座組による事なれども、大概一ヶ年金七千兩位內外の積り、大入中入不入を平均して興行の一日金四十兩、二百日にて八千兩と定しもの也、尤顏見せ大入なれば、八九十兩宛も上るものにて、一ヶ年の內三替り、大入あれば、金主に損は無ㇾ之、然しながら金主仕合不仕合定めがたし、芝居にては大金を損する樣に心得たる人もあれど、是又定りたる事なし、大金損毛いたされし御方もあれば、又仕□□芝居故にもあるまじけれ共、抱屋敷十四五ヶ所も出來されし人もあり、一體芝居といふものは、一

ヶ年の出入のつもりは、隨分勘定引合ものなれども、其支配する者、又金子の心得と、運の善惡によるべきか、都而芝居は金主一人か二人にて總益よくするならば、利潤もあるべきが、大勢寄合金主多き故、利潤分ち兼、引合ざる道理也、先一年六千兩位の見積ならでは、「不引合」なり、尤役者給金六千兩の積にしても、一ヶ年の內、新狂言の替り目、道具立看板藏衣裝芝居地代等、凡千兩と見積、都合金七千兩也、此三分一金二千三百三十兩餘を顏見せの拂として、殘金四千六百七十兩餘は、來年中五節句拂と五ッに割、金九百三十四兩餘に成、扨一年興行日數凡二百日の積、右之通拂ひ切る勘定ながら、五月九月の拂は分をかけて拂ふ事、役者共も心得たる事故、談合の上、分を懸て拂ふ也、扨又一ヶ年入金、右の趣にて日々上り高、月々に多少あり、顏見せ三十日と見切、一日上り高金六十兩位、三十日〆金千八百兩、正月十五日より二月晦日迄一はらひ、此日數凡五十日、顏見せは同樣、格別入もある事故、一日金四十兩平均して金二千兩、五月節句より六月五日六日比迄、興行日數三十日、一拂ひはせず、夫故上り高一日金三十兩と見積金九百兩、七月十五日より八月晦日迄、日數四十日、一日上り高金四十兩位として金千六百兩、九月九日より十月十日比迄、興行日數三十日、一日金三十兩として金九百兩、九月の一拂は昔より居なりの役者と、外座行の役者との差別ありて、居なりの分へは一拂高の六分ぐらゐ、外出の分は七分位と高下して拂ふ也、右の如く一ヶ年金七千兩にても、其年の振合、五月九月のわかち有て、詰る所は六千兩位の上り高に成也、凡仕入金興行の日々上り高を高平して見る時は、金七千兩の芝居にて、揚り金內場に見て、金八千兩餘となる、勿論興行日々の入用、又は臨時もあれど、凡右之通を定式とする也、役者も一年金三百兩、給金も五月九月の拂に平均する時は、正味二百五十兩內にあたる也、又三座とも入高少しづゝ違あるべし、中村座は再興後、新規普請して間口も廣くせり、裏行は三座とも同樣、葺屋町は其次、木挽町は葺屋町よりも狹く、素人目にも見ゆる也、然し見物の入れ方は、色々手

段ある事にて、支配人帳元の心得によりて、格別に違ふ事也、是故に金主方の氣に入たる帳元は、茶屋又は芝居ものなどはあしくいふ也、

切場より請取、

〔劇場新話上〕樂屋總體の事

焚捨といふは、舞臺にて遣ふ鼻紙、ゑんせう、たどん、たばこ、其外日々捨るもの丶代也、樂屋の頭、仕

案るに、此焚捨は舞臺計の焚捨也、全體焚捨といふは、芝居一日の入用をいふ也、なくて叶はぬ品々、舞臺の焚捨は不及申、紅おしろい、蠟燭、立錢、次に記す諸掛りの錢拂ひ、中食、何か小道具方かけ流しもの、一切合せて、一日大概金十兩也、是さへあがれば、いか程入のなき芝居にても興行するが、大夫元帳元始一統の仕合也、金主方へは、棧敷土間など振向ておく事故、興行さへすれば、日々に金濟しも出來、芝居掛りの者も、夫相應の立まへになるなり、どの樣にしても、地代其外都て拾兩はか丶る事也、扨地代も興行さへすれば遣す事也、焚捨の事、極秘なれども記す、

立錢といふあり、座頭の立役、女形の座頭、此二人より外なし、日々に二貫文ツ丶、仕切場より渡す事、是いはゆる座頭二人の日々焚捨の代なるべし、給金の外也、然れども、役者の高下によりて立錢增減あり、日々四貫文ツ丶取たるは、古人海老藏計り也、

按るに、立錢は今座頭の立役二枚目三枚目あたり也、女形も其位迄は出す事也、尤大きに增減あり、二貫文程と本文に書たるは誤りなるべし、三河や市紅なども、三貫餘四貫位も取たる沙汰あり、女形は立錢餘計と見えたり、

路考巨撰などは三貫餘四貫近く取たるよし、ほのかに聞し事あり、大體の立役の座頭は、二貫餘三貫そこらなる由、二三枚目にても、役者により不出事もあり、四枚目位にても芝居大きく座頭脇ともいふべき役者なれば、隨分立錢出す事也、立者一日の小遣晝辨當、其外化粧代、送り

迎の入用などになる事也、立者は大概書辨當十五人前二十人前位也、おびたゞしき事也、近所の役者は立錢を遣して後、出勤する事とぞ、誠に秘すべし〳〵、

〔嘉永三戌年正月改三座役者給金帳〕壹町目〇中村勘三郎座

一金五百兩　團十郎〇以下十九人略　〆金貳千貳百六兩也

女形之部　一金五百兩（金五拾兩増）　玄うか〇以下十一人略　〆金千貳百三拾七兩也

一金百三拾兩　中通り　一金七拾六兩　下立役　一金百八拾兩　はやし　一金百八拾兩　狂言方　〆金五百六拾六兩也〇中通以下三座同

一金貳百兩也　大道具　一金百兩也　小道具　一金百兩也　かんばん　一金貳百三拾兩也　藏衣裳　一金三拾兩也　頭取　〆金六百六拾兩也〇大道具以下三座同

〆金四千六百六拾九兩也

貳町目〇市村羽左衛門座

一金五百兩　長十郎〇以下二十一人略　〆金貳千四百四拾兩也

女形之部　一金五百兩　梅幸〇以下十人略　〆金千三百拾四兩也〇中略

合〆金五千九百三拾兩也

三町目〇河原崎權之助座

一金五百兩　彥三郎〇以下十九人略　〆金貳千八百三拾四兩貳歩

女形之部　一金五百兩　菊治郎〇以下十一人略　〆金千四百四拾五兩也〇中略

總〆金五千五百五兩貳歩也　外ニ　海老藏〇中略

合〆金壹萬六千五百七拾四兩貳歩〇中略

嘉永三戌年正月　狂言座　勘三郎〇下略

〔狂言座興行幷取締議定證文〕狂言座取締方議定證文之事

一御府內狂言座之儀者、古來ゟ堺町葺屋町木挽町三座櫓之外ハ、控櫓ハ勿論、類櫓も無之ニ付、町町繁榮ニ隨ひ家業賑ひ繁昌致し、大勢之營ニも罷成、一同冥加至極難有奉存候、三座共永續之仕法相考、家業相續可致筈之處、元狂言座勘三郎、羽左衞門、勘彌共興行之儀、札場手代任ニ爲取賄候ニ付、支配人相勤候得バ、諸勘定請拂金主方對談役者抱入之儀迄、一式引請總括りを主候事故、實意を以厚心掛ケ、芝居江借金等出來不申候樣、深切ニ取賄可申處、銘々當前之勢ニ乘ジ、私而已多仕、入金等利高、又者不爲之筋ニ候共、差當り興行さへ致候得ば、差働も有之樣相見江候付、跡々之儀ニハ貪著不致、誠ニ當座賄之仕癖ニ成行、年々興行之度每、借金殖候樣成、不實之取計故、時々支配人相代候ニ付、自然と不取締ニ相成、三座共五拾万兩前後之借金高ニ登り、興行難取續始末ニ及候儀ニ付、當芝居之儀は、座元始役者幷都而總掛り合之もの一同申合、猥り不取締之儀は、相改、仕法替致、永續之勘辨可致之處、末右之心付も無之罷在候內、傳內長桐座ニ而、當五月曾我祭り興行之節、役者外之者迄目立候衣裳を著し、花出し花万度往還持步行候ニ付、兩座元始町役人名主中迄蒙御咎、右御赦免之節、名主中江狂言座永續之御利解、幷役者共給金等過分之趣、御沙汰被爲遊、一同奉恐入候、乍去銘々家業ニ付、右體御沙汰被成下候も、誠に冥加至極難有奉存候、〇中略此度三座座元幷役者其外總芝居掛り合之者、一同評議之上、名主中勘辨差圖を請、向後興行幷取締方之議定極候條々、〇中略

一仕入金之儀も、狂言當り外レ損德見込之儀ニ付、一ケ年限之積ニ對談致し、成丈ケ前年之借金、翌年江持越不申樣取計ひ可申儀、專要候事、

但此一條ハ札場手代掛り之儀ニ付、相互ニ致出精、聊不實之儀無之樣、屹度相愼ミ可申候、若厘毛不正之儀有之、察斗請候儀も有之候ハヾ、無違背退身可致候事、〇中略

右之通此度狂言座一體ニ申合、書面之趣後來之規矩相極候上ハ、元狂言座右借之分、棄捐同樣相片付、櫓名代相戻候共、永久前條之通無違失相守、興行可致候、若此上取締方其外興行之一筋ニも可相成筋心付候ハヾ、相互ニ存寄申談、評議を請、尤理ニ相叶候儀ハ追加候間、諸事厚心掛ケ可申候、爲後鑑一同印形居置申處、仍如件、

寛政六甲寅年十月

堺町　狂言座　傳内　○中略

葺屋町　狂言座　長桐　○中略

木挽町　狂言座　權之助　○下略

見物料

〔劇場年表 二〕同○明和五年、此頃升一間七人ヅメ金壹分貳朱が定直也、上ノ追込一人ニ付貳百四十八文、次百六十四文、安札場百文、

寛政五年秋、中村座櫓下シ跡假櫓都座ト成、此時切落シ花道ノ末ニ少々殘シ、亦アユミノ外ト二ケ所追込ニシテ、大方ハ土間ニ成、此座組ハ團十郎、菊之丞、三津五郎、粂三郎、半五郎、市松、廣次ノ大座也、此興行土間代貳拾五匁ト成、棧敷三十五匁ト定メ、是ヨリ定直段トナル也、又此時向棧敷一側増、此節高土間ハ不出來、

因ニ云、高土間ハ享和二年夏市村座普請の時が初也、此年冬中村座も出來、翌年河原崎座出來、此頃ハ高土間と不言、二重土間と唱、土間並の直段、

文化二年春ゟ、毛氈を掛ケテ高土間ト申候、此時三十匁ト定む、

〔戲場樂屋圖會 上〕棧敷相場は上下のさんじきは、初日より十日〳〵な切として、茶屋中より買切、狂言當りたるときは、さんじき直段高下ある事にして、わけて顔見せ十日が間は、一間にて八貫拾何貫と高下あり、此相場を立る場所は、太左衛門橋南詰少し西濱がわに番家のごときものを立、年中此所にてあり、芝居案内上さんじき一けん貳拾壹匁下さんじき一けん拾九匁わり合ば壹貫六百文但し一人見は場を六人にわるなり半割一けん壹貫文青ば四百六拾四文、いづれも場一間に六人詰也、木戸せん三拾貳文中木戸貳拾文顔見せの節は、木戸せん四十五文となる、通りふだ

三文これをもち行ば、木戸せん卅二文をこれにてすむ、かくする時は中木戸二十文を三十文はらふなり、通り札は芝居近邊にあり、芝居表口には案内の女あり、これに諸事をまかすべし、茶酒さかなわりご、一さいなにによらず、茶屋より仕出しはこぶ事自由なり、

○按ズルニ、本書ハ寛政年間ノ板ニシテ、大坂ノ戲場ノ事ヲ記ス、

〔塵塚談上〕三芝居に切落並中の間とに、舞臺際より鼠木戸まで追込にして切落壹人百三拾二文、中の間壹人百文にて見物を入たり、

〔守貞漫稿二十四雜劇〕觀席ノ料ヲ京坂ニテ棧敷代或ハ場代ト云、其價上疏ニハ定價アリテ、上棧敷銀二十壹匁、下棧敷銀十九匁、場錢一貫三百文ナレドモ、觀者ニ募ルニハ、席品ノ上下ト時ノ盛衰トニヨリテ增益スルナリ、大略上下棧敷銀六十匁バカリ、出三四貫文、場二三貫文ナリ、棧敷、出、場トモニ三四五ヲ上席トシ、上サジキ上バト云、新本ノ一ト二及ビ六七等ヲ中トシ、八九以下ヲ下トス、又西ヲ上トシ、東ヲ下トス、芝居北面故也、

古事類苑

樂舞部十七

芝居中

狂言名稱

〔屠龍工隨筆〕田舍をあるく旅芝居の歌舞妓を、ま。ば。ら。といふは、むかし狂言は、何にてもあれ、京の島原の傾城事をするに、小栗島ばら、あいこしま原、佐々木問答島原など、名題看板に出せるより發りしといひし、

〔運歩色葉集〕幾狂言　綺語

〔書言字考節用集〕九言辭狂言綺語法界次第、綺側語辭、言乖道理、名爲綺語、

狂言取締

〔嬉遊笑覽〕五歌舞寛文四年町觸、辰正月八日、堺町、葺屋町、木挽町、五丁目諸芝居仕候者共へ被仰渡事、○中略狂言づくしは不及申、淨るり芝居、說經芝居、幷舞々芝居、其外諸芝居にて島。原。狂。言。を仕組、傾城の眞似一切仕間敷事、勿論少もつけ髮仕間敷事、そのかみ傾城買の狂言はやり、是を島原といふ、

〔享保集成絲綸錄〕四十五元祿十六未年二月○中略

二月

一堺町木挽町見物所にても、當座之替たる事、其品になぞらへ、仕形などに仕間敷事、

〔狂言座與行幷取締議定證文〕狂言座取締方議定證文之事○中略

一狂言之儀は、都而古今之學び致候といへ共、近來吉凶、幷世上之風俗ニ迄押移候樣成作意不致

外題

樣、心掛ケ可ㇾ申候事、〇中略

寛政六甲寅年十月　　堺町狂言座　傳內〇以下人名略

〔役者全書下〕狂言名題之評

古來の名題は至極堅固なるものにて、ありていに付たるなり、名題割書の風流に成たるは、津打沈詳より起る、近年藤本斗文、堀越栞陽よりいよ〳〵おもしろく成、今專らとする、近キ比皆人のしる所の名題をあらまし顯はす、

斗文作　梅若栞二葉曾我　是芭蕉の梅若栞の句にもとづいて、曾我に梅若を取組し趣向也、

同作　木毎花相生鉢木　雪の趣向をよくこめたり

同作　富士見里賑曾我

同作　栞花曙曾我

一二三治作　傾城花似鐘

同作　顏見世棧敷嵩

藤橋

作　閏月二人景清

栞陽作　將門裝束榎　王子村の名所に寄る

同作　珍敷江南橘　是市村羽左衛門木挽町へ助に出し時なり

同作　東山殿劇朔　おせ國がかぶき

三笑作　梅紅葉伊達大門　同奥州責に我國の梅に紅葉狩取組

同作　江戸紫根元曾我　是ありていなれども、助六お七の趣向あらわれ、元文年中松竹梅根元曾我といふあれど、松竹梅にては作の手柄うすし、

同作　日本花

判官贔屓　日本の花はよしのゝ名所、義經事をよく取組たり、

治助作　男山弓勢競

同作　鏡池俤曾我

同作　鵆森一

陽的　いづれも寄所ありてよろし

賛相馬內裡　其名月色人　葺換月吉原

是等はおもしろけれ共、深き眞味なし、其外無興なる題號多し、大名題はとつかりとすはりよく、狂言の本體をあらはし、それに風流をそへたきものなり、

〔俗耳鼓吹〕塚越栞陽次二三は狂言の作に老たるもの也、一とせ森田座の顏見世の名題に、

柏木の衣紋坂　梅津の揚部宿　葺替月吉原

といへる柏木の梅津の對聯、狂詩の名對といふべし、此年明和八年卯吉原火災ありて、普請出來し比なれば、葺替てといへるなるべし、葺替てといふも、狂言の詞なり、栞陽かつて作れる狂言の名題に、其名も月の

仕組

色人といふあり、この狂言よりして、桒陽が作おとろへたりといふ、其名も盡ぬるといへる讖語にや、今月も吉原といへるは、祝ひ直せし意なるべし、

〔雲錦隨筆 四〕浪花の顔見世狂言の外題と、東都三座の道行所作事の外題の附かた所謂常盤津清本富本ノコトは、祝ひの語を置き、或は其一座の首領、又は新參俳優の表德などを、組合せるを趣向とすれば、字義の論にかゝはらざる事も間多し、中村歌右衛門梅玉が娘道成寺の外題は、許給拙振袖といへり、七變化の所作事は慣ちよつと七變化、爾後九化の時は、其九綸彩四季櫻と題せり、莫怪踊化姿とは附會の甚しき者なるべし、東武の作者瀨川如皐が瀨川仙女始菊之丞、後路考、又改仙女といふ、浪花の役者にして、市山富三郎が事也、が娘道成寺の所作事に、珍しいものが振袖と題せり、娘道成寺は中村富十郎慶子が元祖といへり、その頃は江戸紫娘道成寺、或は京鹿子娘道成寺、又は似紫娘道成寺など題せしとぞ、近來中村歌右衛門歌雀が東都より上りし時、御目見狂言として嫗山姥のしやべりの場を勤めし時は、七重膝希八重桐と題せり、狂言綺語の作例こそ最面白し、

歌舞妓の外題に傾城と置事は、寶永正德の頃、京都より始り、終に京攝とも風ひとは成れり、春は假名にてけいせい、次に傾城、秋冬には契情と法則を定めしといふは非なり、下の文字の續けがらによるべし、又傾城の文字を外題の中に用ゆるは、目出度かしく傾城の始、國花萬葉傾城櫻、味方原傾城容氣など附たり、故名人の作は字義をよく穿鑿して聊も誤なし、近來の新外題には拙きもの少からず、諺に云流行る芝居は外題がらと云り、唯古き世のみぞ慕はしと、兼好の言れしも宜なり、

〔歌舞妓雜談〕柏筵曰、老年になりて案じたる狂言は、仕組に花すくなきものにておもしろからず、又役者にて狂言を作れば、舞臺の藝がかびる物なり、下根の者は、作者に任せるがよし、茶器と醫者はとしふるきがよけれど、作者は若きがよし、役者も若きがよし、

角子〔狂言作者中村傳七〕曰、狂言を仕組には、繪をかく心にて作るがよし、文字のやうにかたくつくりては、女子供によめずして、わかりかねる事あり、見物衆は一日の保養に來るなれば、内の苦勞をわすれさせるやうに作るがよし、

〔南水漫遊續篇二〕傾城外題

往古島原かぶきの頃は、髮切島原、坂田島原、八しま島原、安宅島原抔云ふ外題なりしが、いつの頃ゟか、傾城といふ文字を冠らしむるも、京島原傾城買の狂言をなせしゟ初り、二の替りには、必傾せい事を勤る事、江戸三座にて曾我狂言を出す例のごとく成りしは、京都都万太夫座ゟ初め、兎角理屈ばらぬように、和らかになくては、春めきし二の替りのせんなし、往古の離れ狂言の時、傾城買の狂言といふは、先其場に口上出て、唯今けいせい買の始りと觸れて仕舞へば、村山八郎兵衛といふ立役買人ニ而、此打扮白加賀の衣裝に、銀箔にて鹿の角を蜂にさしたる所を、總身の摸樣として、壹尺七寸之脇差を向ふへ落る計りにぬけさし、左を張り右の手に扇の要をつまみ、階懸りよりゆらり〳〵と出て、正面に立ながらせりふ、八幡これが買人でやすと、扇にて脇差の柄を叩ケば、見物一同に、ソリヤ買人の名人が出たは〳〵と、こゑ〳〵に譽る事、暫ク鳴りも鎭らず、時に奥屏口ゟ揚屋の亭主、古き淺黄袴の腰をねじらせ、手拭を腰にさし、貝杓子を持出て、エヽ旦那お出かといふ聲のうち、諸見物ソリヤ亭主が出たは、アノ顏を見よ、おかしやと笑ふ聲、跡のせりふもいひ出されぬほど也、漸く笑ひ鎭れば、八郎兵衛なんとまた太夫は見えぬか、イヤもふあれへもふ追付是へお出と、橋懸りを打詠メ、あれ〳〵唯今是へ見へますといへば、ヤレ傾城が出て來るわと、見物みな腰を立直し物をもいはず、揚幕を詠メ居る時に、けいせいの妾おかしき衣裝金入也、其頃は女がたのかづら懸りは稀にして、多くは花紙を兵庫髷につゝみ、只一人出て、大盡さまお出候へといふを、扨もとよろこび、大盡と互に手に手を取れば、又わらひ、座敷の挨拶一

時代狂言
世話狂言
前狂言
切狂言

ツ一ツこなしを、どよみを作りて譽たり、扨亭主盃ヲ廻らし、酒の肴に太夫さま一曲の舞所望とせりふの內、頓而はやし方出てならべば、女形舞の所作あり、これが狂言一番の仕組也、後世は太夫の出端、それ〳〵に位を分て、ぬめり十三段有といへ共、はやし方の秘曲とす、

〔昔昔物語〕玉川主膳、市村竹之丞、都傳內と云者下り、かれ是芝居ふえて夥敷はやり、其時分の狂言仕組は、賴政鵺を射て、其御褒美にあやめの前に、獅子王と云御劒を被下たる體、賴政は狩衣に立烏帽子、猪早太も、ひし烏帽子に直衣、何も大口著て、甲斐々々敷體、又常の狂言、老人は老人、若殿は誠の若殿樣のやうに、家老奧局等まで、歷々のやうにして物いひまで、夫々に能く仕組義理の事哀れなり、勇氣のはげしき事、夫々に感じ入たる事故、幼少の子共若き衆侍衆見給ひても、少しは愼にも成しなり、近年の仕組は、最前も云通り、始より終まで無作法至極にて、親子兄弟同席にては見物難成事、是を若き衆若き娘など、奧方へ見物、さりとは難心得、是を能事と思ひ給ふ故、諸人此やつばらの眞似をして、髮の結やう風俗までまね給ふ、夫故間には歷々の衆に、宜しからぬ好色の難義も有ぞかし、若き子共衆娘達持給ふ衆は、心附べき事なり、

〔寬天見聞記〕芝居の狂言なども、昔と今とを思ひ合すれば、昔より仕來し顏見世狂言、暫の仕組のごとく、善に幸ひし、惡を罸する事など專にして、女童にさとらしむ、今の狂言仕組は、只藝に心を用ひ、流行を巧とする故、女童へ不身持の種をまくにひとしく、前に云草紙合卷の類と同じ、

〔雲錦隨筆三〕往古の歌舞妓狂言には作者たる者なく、一座集りて何々と、世界を定む、狂言の筋を世界といふ尤此世界に四ありて、一に王代といふ、是は禁中公卿すべて堂上のことを綴るをいふ、淨留理にては大友眞鳥、妹脊山の類、歌舞妓にては伊勢物語、あるひは菜種御供の類、二には時代といふ、是は北條、足利、菊池、大友の軍記にもとづき、武將歷代の名を假る也、三に御家といふ、是は一國の騷動、時代にあらず、世話にあらず、中庸を用ひ、仙代萩、鏡山、伊賀越、忠臣藏の趣向也、第四に世話物と

て、男達、角力取、又は心中情死の狂言にて、何れも農工商に係りしをいふ、此世界の中にも、御家には騷動と復讎と二種に分り、世話にも俠客情死の二種あり(中略)と、故西澤一鳳は語られぬ、

〔守貞漫稿後集二遊戲追補〕今近三都トモ狂言大略二種ヲ行フ也、京坂ニテハ前狂言、切狂言ト云、江戸ニテハ一番目、二番目狂言ト云、三都トモニ前狂言一番目ニハ、時代狂言ヲ專トスル也、時代狂言ト云ハ、軍記及ビ近世ノコトニテモ、武家等ノコトヲ綴リタルヲ云、太閤記、忠臣藏等ハ時代狂言也、又男女情々ノコト、其他民間雜事ヲ綴タルハ、世話狂言、或セハゴトト云也、切狂言二番目ニハ世話ヲ專トス、蓋必トセズ、前ニ世話、切ニ時代モアリ、或ハ終日時代世話ノ內、一狂言ヲ行フモアリ、又世話時代ト云テ二種ニ係リ、何レトモ分チ難キ狂言モ多シ、

大略前ハ幕數六七計リ、末申時ニ終リ、切狂言二番目ヾ一二幕ノコトヲ綴ル、

〔戲場樂屋圖會上〕脇狂言(明六ツの矢倉大鼓を打切れば、三番叟初る、是をすみて、大序始るまでの內なり、ゆへに前狂言といふ、かれ大鼓にて囃すなり、)　花盜人(此外狂言多し)

(二の替りのときに)　ほうろくわり(三の替り)　地藏まつり(盆替り)　其外川渡り、寺子屋、聟入、米盜人、萩大名、

(といへども、あらましなゑるす、いづれも小詰出て勤る也、)

〔戲場訓蒙圖會三〕三座脇狂言

堺町　酒呑童子　葺屋町　七福神　木挽町　七人猩々

三座共に大おどり有、梅が枝、早吹、右の名題は時々の私に付たる名なりしが、今は例のごとくなりぬ、

堺町には猿若(本名を太平の綱引と云)といへる古代の狂言有、又ほうろく賣といへる狂言ありと云、今は不見、一說ニ曰、(ほうろく賣酒てんどうじ)古人中村傳七が作也といへり、ふきや町に海道下りといふ、古代の狂言あるよし、又竹生島といふ前狂言あり、短幕なれども引返シ三まくにて古風なるもの也とぞ、一說に曰、竹生島の謠をくづして、古人津打治兵衞作よし聞り、

雜狂言　續狂言

木挽町にゐやりと云、古代の狂言あり、又ゐやでんと云前。。。狂言有、これは古人津打九平次が作也と云傳ふ、何も今は絕て無し、

〔戲場年中鑑下十一月〕脇狂言　其家々に持狂言あり、至ての雅なるものなり、

酒呑童子中村座　ほうろく聟中村座、此ほうろく聟は前太平記の狂言の時、酒呑どうじに差合たる節につかふ、七福神市村座　竹生島同座

長者びらき森田座　壽大社、都座、これは序びらきなり、　那須の與一馬揃桐座、これは看板には出せど、ゆへありて出さず、　ひとしほざんれん、老松といぶもあり、又壽二人猩々河原崎座、名だいばかりは、むかしより出あれども、狂言つたはらず、近ごろあらたにつくり出せり、右の內所作淨るり歌あり、〇下略

〔堺町木挽町芝居由來〕市村竹之丞由緖書覺〇中略

一承應元壬辰年、〇中略此節上方ゟ踊かぶき三味線之藝者ども罷下り、壹番宛は。。。なれ。。。狂。。。言を拵相勤申候、〇中略寬文四甲辰年、始而貳番續、三番續と申、。。。續狂言を拵仕候、其節の芝居には、前のごとくはなれ狂言踊のみにて御座候、依之私方を大芝居と、世上にて呼來候由承傳候、〇中略

享保十年巳六月　狂言座竹之丞

〔守貞漫稿二十四雜劇〕万治中、市村座ニテ大道具ト號シ、狂言ニ應ジ館舍家居ヲ摸造シ、引幕ヲ用ヒ續狂言ト云テ、一事ヲ二三段、或ハ終日ニ至ルコトヲ始メ、自稱シテ大芝居ト云、其次年中村座ニテモ、總踊續狂言ヲ行ヒ、遂ニ三座トモニ行之、京坂モ學之歟、或ハ是ヨリ京坂サキニ續狂言スル歟、追考スベシ、

〔南水漫遊續編二〕今古狂言趣意

往古寬永の頃の歌舞妓は、能の狂言をやつし、又は新たに作りて狂言盡と號し、一幕ヅヽの離れ狂言は、前文の傾城買の趣なり、〇中略其後貳番續三番ツヾきと成、女がたを入れて勤ること、江戶にては市村座ゟ初め、大坂に而は寬文四年之頃、今に用ゆる狂言、非人敵打之作者彌五右衞門よ

り、二番續、三番續の狂言とす、〈○中略〉延寶年中、元祖市川團十郎ゟ江戸表にては玄かと時代事の狂言を取組、其後三番、四番、五番續とす、〈○中略〉京大坂の往古は、先づ式三番叟を勤め、次に脇狂言、夫ゟ第二番目、三番目、四番目、五番目と、離れ狂言なりしが、其後上中下三番續の狂言に成し時、ワキと二番目と離れ狂言にて、ワキ狂言は大體踊りをなすゆへ、脇おどり共いへり、〈○中略〉扨又二番目には一趣向ある其頃のはやり事を、短キ狂言に取組、若手の立役女形衣裝を飾り、三番續に劣らじとはげみし事にて、中興迄は中通りより勤めし也、〈○中略〉續狂言上二場なれば、上の口明上の中入と名付ケ、中の狂言二場を、中の口明中の中入といふ、然るに中を四番目といふは、上の狂言に中入二ツありても、上一段のうち、中も又同じ、上ゟ算へる時は、中は二番目なれ共、ワキ狂言を一番目とし、二番のはなれ狂言を其次とし、上を三番とし、中を四番目とする義也、中古以來脇踊止んで、能狂言の萩大名又は薩摩守などを勤め、脇狂言といひしが、寛政の頃ゟ其義も止しゆへ、二番目を脇狂言と心得たる人多し、二番目に一趣向ある離れ狂言、江戸三座は今に中通りゟ勤れ共、京大坂にては小詰出て、〈小詰は部屋といふ〉二の替りは壬生のシャデン〳〵の鳴ものにて、物いはぬ花盗人、三の替りはかつこほうろく、おれがなるのを、コレ見おれと、ヒウヤヒウにて濟し、盆替りは井戸堀、亦は俵盗人、其餘駕籠ぬけ、師匠釣など、まへ狂言といひて、數種あれ共、當代は目を留て見るべき程の上手なし、〈○下略〉

〔雲錦隨筆四〕西澤一鳳〈李叟、狂言綺語堂、俗稱利助、〉の云く、往古より歌舞妓狂言盡しを、四番續きと定めしは、喜怒哀樂の四情にもとづきし者と見えたり、口明は多く若殿の遊興、花見茶屋場これ喜なり、中入謀反人國家を傾け、忠義の家老切腹するは怒也、次に小幕と號け、次幕への仕込に道化のちやり事、或は若殿と傾城姫君などの道行を見せ、引返して世話場は愛子を身替りに殺し、寶物の質請に女房を廓へ賣悲しみを見せるは是哀也、大切惡人亡び實はもとへ返つて家國治るは、則ち樂

なり人間鳥獸に及ぶまで四情の外は何をか慮らんや、又詩作の起承轉合とも合を見るべし、大序は起也、二ツ目は承也、三幕より一變して世話場は轉、大切は合也、是も元祿寶永正德享保の頃の脚色は、法則も定まらず、昔物語の假名本を讀が如し、元文寬保延享より追々ひらけ、寶曆明和に至つては法則備はり、益々工に成ぬ、右にいふ四情は不易にして實也、人氣を好むところを計るは、流行にして文花也、一部の趣向一日の狂言を仕組といふ、詞書は流行也花也、實より入て花を得ざれば妙作とはいふべからず、花實相對したる狂言は甚稀也、古作の後世に殘りて、時々に用ゆるを見て知るべし、流行にのみ泥みて、不易の實情を失ふが故に、一旦は見物の心に叶ひ繁昌するやうなれども、日數わづかにて永く保つことなきを以て知るべし、

〔守貞漫稿後集二遊戲追補〕中世以來三都トモニ、續狂言ヲ專トスル也、蓋或人曰、京坂先年ハ大芝居續狂言ニテ中小芝居宮芝居等ハ、趣向ハ續狂言ノ內一幕ヅヽ、面白キ所ヲ行ヒ、續狂言ハ不行シガ、後後大芝居ニテ、一日ノ內三四種ノ狂言ヲ爲ル故ニ、中芝居以下モ續狂言スルコトニナリタリト云、然ヤ否哉其證ヲ見ズ、

操狂言

〔戲場年中鑑中四月〕操狂言　義太夫節五段續十段續をとり組て出す、京大坂には多く、江戸にはまれなりしが、年々多くなるは殘念也、この狂言は見くらべものなれば、立者揃でなくては、大々當りはなき事也、見くらべとは其後々によりて工夫をつけ趣向を替、さま〴〵にするを、あれがよい是がよいと見くらべる也、其案じにもよき有あしき有、すべて一場づヽ、立者そろひてするあり、極て面白し心をつけて見物あるべし、

狂言本

〔南水漫遊拾遺四〕歌舞妓狂言本
往古は定りたる作者といふものなし、俳優家の立もの寄合筋立して、せりふは出合にいふて見るをならしと云、其內に定るゆへ、根本といふものなし、一日の狂言とても短き物にて、今のごと

正本

くむづかしき仕組は、役者の心にある事也、夫より後には役者も記臆薄く、昔の立者の勤めしを見覺え、心覺に書て置しが、古代と當代とに、少々宛は風儀のちがふ所を書添て本とせしが根本の權輿也、其後寶曆十二年午の春、東武の作者堀越菜陽、淺草塔中にて本讀み會といふ事を初め、また明和四年亥の秋、深川汐濱にて興行す、大坂にては天明の初め、永長堂奈河龜助かぶき講釋と號て、根本の本よみを初め、天明四年辰の秋、角の芝居に藤川菊松座にて、思花街客性といふ狂言、並木五瓶作にて大あたりせしより、舞臺造物の圖を畫き、せりふ附のよみ本を出し、其後役者似顏流行に及び、年毎に畫入の根本出板なす事と成り、其の巳前寶曆七年丑の四月、大西芝居にて四天王寺伽羅鑑並木正三作にて、六月までの大入、其せつ、よ。み。本。浄。瑠。璃。とて、右の院本出板、其後安永四年未の四月、中の芝居嵐松次郎座にて、競伊勢物語奈河龜助作にて大當りなし、同じく浄。瑠。璃。本。二冊出板なせり、

〔戯場年中鑑下十月〕正。本。（大。槪。ともいふ、狂言の仕組をこまかに志るせし本、）せりふは元より大道具、小道具、衣せう、物ずき、鳴もの迄、のこらず記せし本也、此内にト書とて一段下て書たる處あり、たとへば何々とせりふ書有て、

ト始終どろ／＼にて犬の頭うごく、圖藏聞耳を立（これがトがき）

一ヤ、スリヤ何といふ我大願の開届しとや、〇日頃の大望達せしかアラ／＼悦ばしやナア、

〇はせりふの内思入ある所に書、但しト書にはおもひ入ありと書、ム升はござりますといふ處に書、此外ト書の内にはきつとなる、（りきむ事）見得、（見物からよく見ゆるやうにかたちをする）ばた／＼、（あしをとのつけの事）こなし、（はらのたつこなしは、はらのたつふりをする、ほれたこなしは、ほれたふりをする也、）地へとる、（所作になる事）れんり引、（うしろがみにひかれる事）捨せりふ、（間に合をいふ事）立まわり、（ほどよく入替るたちまわり也）仕出し、（商人百せうさかりばのぞめきのろい）見事に切、（ぼんとくびをきる事）ぼつとせ、（いなかのもの、山だしのかた）の類様々多し、くわ敷は正本を見て志るべし、

書ぬき　これは銘々役分のせりふを、狂言かた正本の内より書ぬいて送るゆへかくいふ、但しきつかけのせりふは書ず、尤上書に立者のは俳名をしたゝめ、うらには大々叶と書、間中は名をしるして、裏に大々叶と書、中通りには名まへ計をしるす、

外坐付　鳴物一式きつかけをしたゝめし帳也、總げいこには、此帳をひかえ出て、色々さしひかへ有、きつかけとは後刻御意ゑませう、樂になる二度目のよび太鼓うたいの類也、

〔戯場訓蒙圖彙三〕正本通言並狂言通言

一　此下へ役者の狂言せりふを書く

ト　ト書と云　これは詞書のかたわらに割書する、狂言のおもむき心得なに書く也、

○おもひいれ　詞を切て思案する體、たがひに目と目を見合するなど、氣味合、心持、銘々の思入得たる處ある故、作者方さして云はず、

ムり本　ムり本ふなどゝ書也、ござりますの詞多き故、略字を用る、

こなし　其場にさしかゝりて、狂言の間に仕内を應じ、師父の風儀見ゆる處を云、

立廻り　とびのき、はらふ、ふりはなす、ちよとの切むすぶなどを云、

よろしく　其場のもやうに志たがひ、思ひ付よき樣せよと云詞也、作者方向へわたす詞也、

見へ　見物に見へよきかたちを云、かた〱參れ、まづ入らせられ升ふなどの時、かたち攷る也、是を云、又刀をかつぎてにらみ、チョン〱ぶん踊しなど、何レも見へのかたち也、

とゞ　立廻りとゞまりてといふ事の略

ばた〱　組子とつたの出ぬ内より付拍子を打つ也、がくやにて足拍子ばかりもばた〱と云、

合方　役者の出端引込共に、うれいはなやか其時に應じて、舊の趣に合すを合方とは云也、○中略

鳴物　笛太鼓三味せんつゞみ、すべて鳴り物也、

唄　俗に又つなぎ、一長うためりやす役者の出入にあり、出うたを初て、名うしろトセ云、いろ〱の名有、略之、これを唄になるなどゝ云、

せりふ

はき舞臺にて、跡よりやくしや出ろ迄のうたをツナギと云、舞臺に役者ある時うたふを、俗にうしろを付ろといふ也、

かへし早幕トモ云、引かへしまく也　チヨン〳〵拍子幕を云也、見へにて幕になる也　志らせ幕の内の拍子木也、支度の志らせを打を云

留拍子木まくを明ろ時の志らせ　きつとなるちよときめる也　こゝろいき　いろ〳〵有之　さゝやく　いづれも正本の詞也

仕出しにぎやかなる仕出しなど有り、まくあきに大勢ならびたるを云、　ならび右に同じ、ならび大名など、　出デ出デハが有と云、　引込役者の入也

はき舞臺皆々奥へ入て、舞臺に道具建計り有を云、

たて太刀打也、立廻りに同、　其外かぞへがたし、委しくはのせず

愛敬立役女形共に向ふ方出て、花道の中ほどに立とまりて、ぐつとにらむか、一ツきめるか、是非落間の方に向ふ、是をあいけうをくれると云、

捨せりふ花道又は奥方の出入に、ひとりつぶやきながらあるくをかくいふ也、

押戻(おしもどし)花道の中程へ來ると向ふ方出來りて、本舞臺の方へ戻す事をおしもどしと云、

早幕黒まく淺黄まくなどにて、チヨンと木を入れば、ばつたりと下へ落て、道具かはるを云、

一夜附(いちやづけ)今日ありし事を直に案じて、翌日にかんばんを出す、是を一夜づけと云也、

〔劇場節用集〕思入(おもひいれ)　泣落(なきおとし)　翫(こなし)　出端(では)ぶたいへ出ろを出じやといふ　見(みへ)の根本　仕打(しうち)戯子の思ひ入也

〔劇場節用集〕割遏賦(わりぜりふ)おまへもぶじで、そなたもまめでさらば、　遏賦帳(せりふちやう)

〔耳塵集上〕一或藝者、藤十郎に問て曰、我も人も初日にはせりふなま覺なるゆへかうろたゆる也、こなたは十日廿日も仕なれたる狂言なさるゝやうなり、いか成御心入ありてや承りたし、答て曰、我も初日は同うろたゆる也、志かれどもよそめに仕なれたる狂言をするやうに見ゆるは、けいこの時せりふをよく覺へ、初日にはねからわすれて、舞臺にて相手のせりふを聞、其時おもひ出してせりふを云なり、其故は常々人と寄合、或は喧嘩口論するに、かねてせりふにたくみなし、相手のいふ詞を聞、此方初て返答心にうかむ、狂言は常を手本とおもふ故、けいこにはよく覺へ、

初日には忘れて出るとなり、○中略

一或人藤十郎に問て曰、せりふははや口なるがよきや、またおそきがよきや、答て曰、はやかろわるかろ大事なし、おそかろわるかろなをわるしといふ事あり、同じわろき内ならば、早きはこらへらるゝ、おそきはわろき中のわろき也、

〔耳塵集下〕一村松といふ狂言に、藤十郎瘂の役なりしが、初日に見物瘂ル度毎に見物おかし笑ひぬ、則能(よき)狂言にて評判宜敷ゆへ、或人初日の夜悦に行、瘂大きに出來たりとほめぬ、藤十郎其意を得ず、此度瘂をせんと思ひ付しは、見物のこゝろに、いつもの狂言には、藤十郎はよくものをいへり、此度は瘂故おもう事も、しか〴〵と得いはず、不便の事やとおもはせ、見物に泣せんとおもひしに、今日笑ふたり、是は予が工夫たらざる所、明日より泣せんと、あんのごとくなかせたり、ある藝者行て問て曰、いかなる工夫にて、今日の樣に見物なきたるぞやと、答て曰、瘂はおのが心に我は瘂なると思ふが故、人のきくをはづかしくおもひたしなみて瘂ぬ、しかれどもうれしきとき、或は腹の立時、我を忘れ瘂るなり、夫故今日は瘂ず、嬉敷ときはらのたつ時は、又おかしき時に瘂る計也、答て曰、然共初中後瘂の樣に見へしはいかに、答て曰、口の内にて瘂り、いふ所は瘂ず、口の内にて瘂るが故、それ程せりふのあいだをぬく計也といへり、

〔續耳塵集〕一音羽次郎三郎が曰、坂田藤十郎せりふのくせとして、かわいや〳〵おれじや〳〵などゝ、詞を、二ッづゝ重ねていへり、是は大入の時よく聞へさせん爲、又口拍子にもよりての事也然るを後に伏見藤十郎といふ役者、よく似たりとて、坂田と名のり勤めし狂言に、相人地藏何の佛と問へば、彼伏見藤十郎答へのせりふに、六道能化の地藏ぼさつじや〳〵と長き詞を二ッかさねたり、是非に二ッいはねばならぬ事と覺しにやおかし、○中略

一櫻山庄左衞門はせりふ付に便有ゆへ、古歌をよく覺しとて、此人三千餘首古歌をそらにて覺

たり、それゆへ庄左衞門はせりふ付上手也と、役者よく用ひたり、俳名は鷺山と申せし也、

〔賢外集〕一山下京右衞門曰、歌舞妓芝居のせりふは、隨分言葉にさし合がましき事、これなきやうにこゝろがけ肝要なり、其故は親子兄弟一所に來る見物人まゝあればなりと、若き役者への教訓尤なる事なり、

〔後は昔物語〕今は朝比奈の出端も故實の通り、鬼か、イヽヤ人か、ウヽエヘ小林の朝比奈だもさと、大薩摩にて出る事も略したれば、曾我兄弟對面のせりふのみ也、昔は定式せりふなくてはならず、昔はせりふとのみいひしが、今は多く常の言葉をせりふ付けと云て、せりふをばつらねといふ、されども中賣が賣るには、今も昔々のせりふなり、八百藏のせりふやなどいへども、つらねといへばわかる樣也、くさずり引などは、殊更今はせぬなり、一體一番目の大詰といふ幕、顏見世にても春狂言にても、是非騷々敷短く賑かに、おもしろくなき幕有、是も見物のはらに合はぬ故、いつしかやめたり、昔は是をも面白がりて、柏筵何江などが不動愛染明王、關羽の像、達摩等を嬉しがりたる事也、古今の人氣見るべし、

〔花江都歌舞妓年代記七〕天明九酉年、中村座春、江戸富士陽曾我、○中略二番目に五人男上下にて年始禮の所花やか也、

五人男年始のつらね

雁金文七 高麗藏　布袋市右衞門 廣次　雷庄九郎 仲藏
極印千右衞門 門之助　安の平兵衞 幸四郎

こま藏御召にしたがひ取あへず、手染の上ミ下モひつはるは、是を手見せに御用の染もの、門之助地は澤山に所持仕り、現金安賣正札附、出見せはすなはち兩替屋、廣次鯛屋鱧や鯱鯉と、ほうばうの御間をあわせる魚間や、仲藏魚油は勿論白絞り、胡麻荏の油菜種のあぶら榧くるみ、幸四郎そのほか乾物青物は、八百いろでも御請合、こま御目印はもがり竹、暖簾にきつかり雁金文七、門

呉服の御用も山川屋、兩天秤の分銅の印に極印千右衞門、廣千差万別人ごゝろ、がんらい我等は子供好き、其名も布袋市右衞門、仲市はもちろんかど附の、電門の油賣、その名も雷庄九郎、幸次は神田の土もの店、料理のあんじは安の平兵衞、五人年始の御祝儀まうし上まする、

〔守貞漫稿後集二遊戲追補〕京坂ハ義太夫節ヲ、其儘カブキ狂言トスルコト專ラ也、江戸ニテハ義太夫ヲ用フルコト稀也、此故ニ京坂役者詞ノ間ハ、專ラ義太夫ニテツナグ、江戸ニテハ稀也、三都トモ義太夫ニテツナグヲチヨボト云、チヨボガタリト云、右義太夫及義太夫ニ非ル、トモニ是ヲ地狂言ト云也、地狂言ハ景事所作ニ對ス言也、

〔傳奇作書初編下〕小幕滑稽書樣の論

新作の歌舞妓狂言に、一齣か半齣かは、淨瑠璃の文を書入るを、ちよぼ入といふ、是は始趣向の內に、其役者を見立操仕立になくて叶はぬ事あり、其時は淨るり〇ちよぼを加ふべし、文句は成たけ役者の振りの仕よき樣に書べし、餘り文花になづみては、舞臺のびて面白からず、さればとて自他のわからぬ院本は書べからず、歌舞妓の來客にちよぼの文句まで聞とる人はなけれども、院本に氣の有人は、批判を言ふもの也、

〔傳奇作書拾遺下〕一谷嫩軍記須磨都の話

予〇西澤一鳳は正月元日に此增補〇嫩軍記にかゝり、都て一幕を賑はしく、人數をふやし、五條の橋よりチヨボを駒太夫に書、〇中略セリフ「イヤウ熊谷殿御所望に候得ば、此二本の陣扇わけて、一本進上申す、かさねて廻り扇の印、チヨボ「互ひの勝負は戰場でと、いはぬはいふに彌增る、淚かくして手に渡し、夫婦さらばと立出れば、是のふ暫しとひきとゞめ、可愛いゝ娘の死顏をまいちど、逢うて下されとすがる袂をふり拂ひ、早立出る其隙に、熊谷馬に乘り移り、さもゆゝしげなる、その有さま、見るより敦盛心をはげまし、セリフ「いかに直實、此場は此まゝ別るゝ共、一の谷の戰場にて、

所作

我ぞ誠の敦盛と名乘つて、おことに出合ひなば、助る心かいかに〳〵、チヨボ「いかに〳〵と呼はれば、此時花道にて紫若引ぬき熊谷につこと打笑ひ、ウタ「ホヽいしくもとがめたり、モシ一の谷の戰場にて出合なば、けふの情を其日の仇、此加茂川の流れを直に、須磨の浦になぞらへ、一二の谷は東山、今惠れし此陣扇、さつとひらひて、高聲に、チヨボ「駒をはやめて追駈來り、舞臺で歌右衛門一セリべん馬の輪のりフ「ヤア〳〵夫へ打せ給ふは、平家の大將軍と見奉る、まさなうも敵に後ろを見せ給ふか、○中略かく申某は、武藏の國の住人私の黨の旗頭、熊谷の治郎直實見參せん、返させ給へヲヽイ〳〵、チヨボ「扇をひろげ暫し〳〵と呼はつたり、妥にて歌右衛門馬上にて引抜き

〔守貞漫稿後集二遊戲追補〕京坂ニテ景事、ケイゴト江戶ニテ所作、シヨサト云ハ、五七變化、或ハ男女情死ノ道行等ヲ云、五七九變化、京坂ニハ七バケ、ナナバケ九化、コヽノバケト云、江戶ニテハ幾ヘンゲト云也、景事所作ニハ、專ラ常盤津、富本節等ノ淨留里ヲ用フ、京坂ニハ稀ニ義太夫ヲ用フルコトモアルベシ、

淨留里太夫、三絃ヒキトモニ、對上下ニテ出語リ、數人ノ長唄モ用之、唄ニハ三絃、笛、太コ、ツヾミ用之、イヨ〳〵數人華ヤカナル上下ニテ列坐シ勤ム、景事所作ハ、大切ニスルコト專ラ也、或ハ狂言半ニ挾ミ行フコトモアリ、

〔佐渡島日記〕しよさの秘傳

一ふりはもんくに有、もんくの生なき時は、品をもつてす、又もんくなく、ふしにてのばす時は、ひやうしにのる、なすわざはしよさ成が故に、ふりに誠を本とす、何によらず其しよさがらのこゝろをわするべからず、

一しやうぞく大口事、これら大かた能をする心持にて、風のくづれぬやうに舞ふべし、くだけたる風はおしく候、

一侍の弓矢をたづさへて、おどりさはぐやうなるは見苦シ、此ゑよさにかぎらず、すべて謡など入たるが、能がゝりのゑよさを、諸人一とうにどよめき譽るはあしく、只一言二言ほむるは、ゆかしくてよし、

一柴かりなどのやうなる、下々の親仁(おやぢ)のゑよさは、ふりの間にむかし若き時の風を、年よりて叶はざるふうの心持、あいだ〳〵に入、これもゑよさがらをゑほらしくするを第一とするなり、

一婆々の所作、若き時のだて者の品を、年よりてかなはざるふりの間々に入、ゑほらしきを第一とす、

一翁、老女、申におよばず其心持、

一女形風は申に及ばず、心をつくべきなり、立身に成り候時は、わに足に成べし、腰ぼそに、すそびらきよし、

一鑓おどりは、随分足を片わにゝして、ひらけるがよし、身をそりおもたくと、ひやうしにふりを大きう、又間をせわしくして鑓のまわるがよし、

一きつねは、かりう人又は犬などに、おそれるやうにすべし、獅子は王なれば、こゝろたくましく持事、かんじんなり、一さいどれともに頭をつかふべし、ふりのゑなにより、こまかしく又は大間にもすべし、頭をつかふを第一にすべし、

一著ながしゑよさは申に及ばず、其身著のまゝにて、それ〳〵にゑよさの仕わけ見へ申やう肝要なり、すべて男のゑよさに、女のふりをする事、又はをんりやうの中にて、おどりいむべし、諸人ほむるとも、其所作の事わざより外の事すべからず、

一ふりは目にてつかふと申て、ふりは人間の體のごとし、目は魂のごとし、たましいなき時は、何の用にも立ず、ふりに眼のはづれるを、死ぶりといひ、所作の氣に乗りて、ふりと眼といつちにす

るを活たる振とは申なり、夫故ふりは目にてつかふと心得べき事第一也、はてしなき故筆をとめぬ、

〔歌舞妓雜談〕瀨川路考二代目菊之丞曰、舞扇は所作の前に、要を水につけて持つがよし、しめりがあれば要がぬけず、所作の半にて扇をとりかえるなどは、甚見ぐるしきものなり、又摺足をするには、膝頭へ力を入れて踏出せば、足さきが輕くなりて、つまづかぬものなり、足袋は白き革足袋がよし、すり足するに、舞臺板にそげなどありても足がいたまず、

〔佐渡島日記〕一六法といふ風俗は、むかし信州歷々の武門より出たる人、伎藝を好てつゐに浪人し、上京しける、其頃名古や山左衞門といへる武士の浪人もの、出雲國の巫女於國と夫婦に成、京北野にて芝居興行仕けるに寄、彼山左衞門とひとつに成、江戸さんちや通ひの風俗をして見せけるより起りけるとなん、江戸にては丹前といひ、大坂にては出端といふ、それより傳り、其のち立役荒木與次兵衞、右の六法をふり、入を取たるなり、それまでは今の六法のごとく、拳を廻し、振し事はなく、左右ともに眞直に振たり、今も江戸には古風殘りあり、與次兵衞より元祖嵐三右衞門請續是を工夫し、いまのごとくを仕はじめけり、其のち古入大和屋甚兵衞ちんばにて、六法を振る工夫をして當りを取たるなり、二代目、あらし三右衞門三代目と相傳して、毎度勤しなり、其のち予〇長五郎又工夫しけり、其振、筆には書取難し口傳、〇中略

一予五歲の時より、親傳八所作事をおしへ、東武へつれ下り、碁盤人形と名付、ごばんの上にて我に藝をさせしに、あなたこなたより召され、春より九月までつとめたり、去御方の御機嫌に入、毎度召れ、碁盤の上の所作を勤ける、御きげんの餘り、肥前國唐津へ、予がごばんの上に座しゐる人形を燒につかはされ、三ッ出來して御とりよせ遊ばされしほど御輿に入たり、其としの十月京都へ登る道中筋、ごばん人形の所作を聞および、宿々にてこれを望む、のぞみ次第に此所作事を

つとめたり、九歳に成たる時、最早ごばんの上に乘かぬる時節より、傳八工夫仕出して、七ばけの曲といふ事を案じ出し、おしへ込シ、後長五郎が七ばけと、我が仕出せしやうに成たり、親の厚恩筆に書つくしがたし、〇中略

一近年所作事をする役者、おびたゞしう衣裝を著かさね、所作の間々に、はやし方の並ゐる方へ向ひ、見物をうしろになして、件の小袖をひとつづゝぬぐなり、所作事に上著をぬぐといふ心は、見物長事を見詰て居れば、なんぼう面白き事にても、すこしは眼にそむものなれば、其ねぶりを覺さんがために脱ものなるに、中古より餘慶著重ねるを全盛にして、餘りさい〳〵ぬぐゆへ、せわしなく却て眼のさまたげに成なり、はやし方に向ィて衣裝を脫だり、又は衣紋をつくろへば、其間見物の眼あくなり、とかくさまあかぬがよきなり、

〔役者全書 下〕丹前。

一承應明暦の比、江戸にありし事丹後樣前の略言也、其傳北州列女傳、關東血氣物語に見ゆ、又是をよしや風ともいふて、其比祭禮ねり物などにも風俗をうつし、長き白柄大小卷羽織深あみ笠の出立、是を多門庄左衞門といへる役者始て勤む、つゞいて村山四郎次、夫より元祖中村七三郎是に工夫の振を付、立髮丹前とて今に傳へ、中村一家の藝とし、口傳ある事也、今少長三代目七三郎沙長に傳ふ、又元祖中村傳九郎より奴丹前芝垣丹前といふをはじむ、其外市村何江猩々丹前、塞丹前、手くない丹前をつとめ、今家橘につたふ、〇下略

〔歌舞妓事始 四〕古人役者所作

凡所作事は程よく舞ふ計にあらず、歌うたふにも、文句をうたはず、氣を諷ふ也、歌の唱歌はしれねども、勇みもする、又かなしむ情にもなる、女ならば物事なすにも、腕はなれざる處あり、ありくにも、爪さきよりむかふへ足の出ぬものなり、走り行にもつまの明事をいとひ、立にも右よりた

つものなり、腰ぼそにすそをひらき、目をふりにつけ、ふりより目をつくす、すべて所作事は狂言の花なり、

江戸にては六法を丹前といふ、其出立時々による成べし、また大坂のだん。ぢ。り。は高股立を取、振いだすなり、京にては羽織著ながし、ぞろりとして六法をふりいだすなり、是嵐三右衛門家の風也、早川初瀬といふ女形、大坂松本名左衛門座にて獅子の所作事、輕わざにて勤めける是始なり前瀬川菊之丞享保十六亥年、江戸猿若勘三郎座にて去方と相談あつて、石橋と云を始、三弦は杵屋喜三郎此節付を仕たり、享保十九年、繩手姉川新四郎倅菊藏座へ上京し、菊之丞是をまた増補して、頭取桐山宗七といふものにふりを付させ、三味線は芳澤金七節付をして、瀬川氏此所作をなす、今世に專是を用るゆへ、くはしく爰に記さす、

佐渡島長五郎五歳のとき、碁盤の上にて五化といふものをはじめたり、九歳のとき碁ばんをおりて是に二ッたして、七化となして所作事始る、又七小町の所作事あり、傳受事にて人に洩らさず、又邯鄲の所作事ありて、枕の夢に四季折々の榮花を早替にてなす、中にも秋は四方の梢をもかれ／＼に成氣を以て、翁の骨髓をなし、冬は六法、春は萬歳調の形をあらはし、夏は賤女一樣にさらし布の所作事、舞臺にての早替是一流と成、又狐の所作事は、ある時つれ／＼の折節、雨降けるに、大豆の入たる盆へ、軒づたひの雨のしたゝり墮る音拍子を感じ雨だれ拍子を工夫して、狐の風俗にうつし、早替りを思ひつき、前に黒き物を身に覆て、後に狐の面をかけ、後へ手を廻し秘術を盡す、くるりと廻、前の黒きものを上ると、伯藏主とかはる、見る人心をまどはし、皆人感にたへ、いつとなく誰が名付るとも知れず、うしろ面と呼ける、先祖佐渡島坊より相續したる長五郎也、幼少頃より此道に心をよせ、凡修行の年月三十年來也、中興所作事の祖也、能の道は家傳也、分て狐の所作に妙を得て、野狐これを嫌ふて妨をなす、藝の精妙手のきどくにや、あたりへ近よる

事態はず、されば其頭所々の鎭守につかへある狐にむかふて恥しむれば、野狐號のあるは恐れて其土地をさりしと也、長五郎曰、つら〳〵變化のわざを見るに、あるひは狐人を化する時、女ならば右より踏いだし、道を行にもきびすにてあるくもの成に、かけたるわなを見て、さすが畜生のあさましさは、氣をうばはれ、其儘左より踏いだし、爪さきにてあるき、畜生足に成と也、又後面などの所作は、頭の前うしろにて三寸違ふ也、其心を以て後へ反也、狐は常に頭を治居る事なし、是は常に狩人、又は犬を嫌ふゆへ、役の内の囃子物なれど鳴物に恐れ、おどろく仕内あり、又つくばゐ居るは前足折る也、立ときは腕胸を離れず、頭を背けるもの也、又獅子は物に恐れず、をほやうに頭をつかふを第一とす、扨又歌の節にふり付ず、文句にふりあり、生なき事には品に付、節にて引時は柏子程よくふり付る也といへり、斯のごとく心を盡せし佐渡島氏の藝には、神も納受し給はん、

〔役者全書下〕石橋、

一是うたひの石橋によりて、古來より勤來るといへ共、皆獅子の所作事、輕業などのやうなものなりしを、享保十九寅年春、江戸中村座、十八公今様曾我に、元祖瀨川菊之丞、相生獅子風流石橋の所作事を始てつとむ、まことに未曾有の大あたり、抑此風流石橋は、藝道の達人某、菊之丞へ相傳ありしを、菊之丞其上へ自分工夫の振を付しゆへ、妙々不思議の手あり、古今所作の名人妙手といふべし、其後江戸京共につとめ、夫より二代目菊之丞是をつたへ、初舞臺の時、寛延三午の秋、中村座にて勤め、其後明和六丑の春、中村座にて、相傳の相生獅子の名曲にて、近代まれなる大當りす、誠に名人工夫の名所作其家に傳へ、以前に增たるほまれある事、是又奇妙といふべし、京大坂にては中村富十郎、嵐松之丞、嵐雛助つとめし也、

一今慶子勤る所の石橋も、古人路考より相傳の曲にて、二代目菊之丞死後追善としてつとむ、

道成寺

一此所作も諸にもとづきて曲をなす、是を略して舞ふは、元祖榊山小四郎に始り、後の小四郎輕業にてなすといふ、鐘入の所作事は、水木辰之介より始り、其後用明天皇上るりに仕組て、元祖荻野八重桐勤め、中古にては古菊之丞、是又此所作に名を得、無限の鐘新道成寺とて勤め大あたりす、是を中山道成寺といふ、其後百千鳥娘道成寺とてなす、二代目菊之丞も改名の節つとむ、又元祖あやめなす所を今にあやめ道成寺といふ、夫より二代目あやめ戀女房上るりにて勤、是芳澤一流の扇とて秘傳とす、慶子是を傳ふ、

〔近世奇跡考二〕辰之助鎗踊猫狂言幷肖像

水木辰之助は、元祿中諸人にめでられし歌舞妓の女形なり、元祿四年、京四條より始て江戸に下り、市村竹之丞座顔見せに、四季御所櫻と云、四番つゞきの狂言を興行す、之を辰之助が土產狂言と云、辰之助はる姫の役、第二番目に鎗をどりの所作、第三番目にから猫の所作をせしに、江戸中こぞりて賞美し、此狂言を見ざるをはぢとせしよし、

〔戲場年表三〕天明六年閏十月、小十郎名殘狂言として、志賀山三番叟相勤申候、ひいき連中へ配り物薄物三枚綴、表紙に仲藏の大小女舞、小十郎の舌出し三番叟の畫、面繪は勝川春章也、〇中略

志賀山一流三番叟　中山小十郎相勤申候

コレヲ世ニ舌出シ三番叟ト云フ、モミ出シノ鼓ヲ聞テ、浮立チ舌ヲ出シテ、我シラズ立テ舞フ故ナリ、

一右三番叟之儀者、其始猿若三作さるわか彥作より三番叟を風流に仕ふり面體あやをなし、一流を舞始申候、其後元祖猿若勘三郎蒙御免、寬永元甲子年、芝居興行之砌、今樣風流三番叟相勤申候、歌舞妓にて所作のふりの始と申候は、往昔島の千歲和歌のまへより傳り申候、白拍子男舞に三味せんをくわへ、大小の舞と號け、右三番叟の跡にて、若太夫明石相勤申候、是歌舞妓にて所作

ふりの始にて御座候、古來は右之如く勤來、江戸芝居日に增繁昌仕候ニ付、右三番叟幷大小の舞役果候をなげき、志賀山万作、右大小の舞へ今樣の三番叟をくわへ、今樣風流大小の舞、亂曲三番叟今に相傳へ、志賀山一流と相成、一子相傳に仕候、今度中村勘三郎十代目壽ニ付、右三番叟相勤候樣被相進候故、達而辭退仕候得共、右申上候通、御當地におゐてふり所作の最初にも御座候得ば、猿若新發意太鼓の替りに奉入御覽ニ候樣、達而被相進、無據右三番叟相勤申候、誠に古來のふりにて、御目にとまり候程の儀も無御座候へども、中村座十代目壽キニ付辭退仕がたく、取あへず奉入御覽候、

志賀山當時稽古所すみよし時
九代目　志賀山せい
四代目　中村傳次郎

天明六午年閏十、月蔟日

寛政四壬子年、河原崎座○中略四月朔日より、大詰に杜若七重の染衣、岩井半四郎の七變化所作事、官女、座頭、禿、汐汲、浦島、石橋、手習子、長唄出囃子松永鐵五郎、スケ松永忠五郎、花賀多吾三郎、三弦杵屋正次郎、同作十郎、同長四郎、囃子方柏崎吾四郎、西川新十郎、春井甚吉、作者増山金八、振付西川扇藏、節付正次郎、古今の大當り今に言傳へけるは、大和屋のいさほし也、

此所作事の時、初て振付上下にて後見に出しといふ、又是迄の出唄は、一段にて夫に唄うたひ三弦居並び、其下は平舞臺、是に囃子方居並び、是を出囃子と云、然るに此狂言の時二段を用ひ、上段に長唄、次の段に囃子方居並び、是を雛段と唱へ候、此時著付上下を半四郎ゟ出ス、此所作事花やかにて、大評判なりしかば、此秋市村座にても菊之丞相勤、

〔奈良柴〕一小舞拾六番は、表八番裏八番也、一番とは、一つがひといふ文字也、よつて表裏合て八番、八の字はいの字なり、いは四十八字のはじめ、伊勢外宮内宮の間四十八丁あるを表す、此まひは、

八乙女の舞より出たるもの也、

室町

文がやりたや、むろまちすじへ、とりや違へて、他の人にやるな、花のふみさまの手にわたせ、〇中略右之歌いづれも代々の、せん集のうたの言葉をとり、あるひは心をとりて、名ある方々の作なり、されば此小舞、貴人もつぱら翫び賜ひしなり、延寶年中、庄左衛門といへる立役、元來武門の歴々より出たる者なりしに、歌舞妓役者となり、以前習ひ得たりし小舞を、幸ひに芝居にて行ひ、後に小舞の庄左衛門と云、苗字のように人々いふ、其後中絶して、正德年中のはじめ、竹しま幸左衛門といへる立役、此小舞を行ひける、此幸左衛門は、むかし佐渡島氏よりわかれしよし、藝者たるものは、くわしく覺悟せずしては不叶事なるに、今覺留めし者なきはなげかはし、〇中略

歌舞妓の所作師といふも、めつたに、とんだりはねたりするをば、所作師とはいはず、皆々をどり師也、所作師といふは、南北孫太郎、市川故團藏、近くは故市村羽左衛門也、此外は皆手躍師也、いかにといふに、右拾六番物にて、身のかため、面てのきりやう、扇の持やう、つかひよう、拍子のふみよう、一體のかためとくと手錬して所作なるに、右の小舞も不覺、銘々のきようにまかせ、身の達者にまかせて、とんだりはねたり、手を振り袖ふり、さわぎまはるを、何もしらぬ見物が、ほむるにいよいよのりて、さわぎまはる、これらを所作師と覺へしは一笑するに不足、〇下略

〔あやめ草〕一所作事は狂言の花なり、地は狂言の實なり、所作ごとのめづらしからん事をのみ思ふて、地を精出さぬは、花ばかり見て實をむすばぬにひとしかるべし、辰之介〇水木など上手は上手なれども、此場の工夫なき樣に覺えぬ、花のさくは實をむすぶ爲なれば、地を慥にして花をあしらへと、若き女形へ度々異見〇吉澤あやめせられし、

〔劇場新話下〕役者古今流行の事附古人當り狂言の事

早替

江戸河東節の所作事、是非なくてはならぬ事にてありしに、いつとなくすたれて、今は常磐津、富本の豐後節なくては、叶はぬやうに移り替るは、芝居時々の流行なり、

〔戲場樂屋圖會下〕早替り數多しといへども、伊賀越の狂言、澤井又五郎の早替りは名だかし、(中略)ともし、人三四人はいりて始終の用を達するなり、化粧道具は相引を鏡臺として、下に棚をこしらへ、この棚におしろいべに筆など、一切の物を置なり、衣裳帶の仕かけは、秘密なるゆへこゝにのせず、

〔演藝雜綴二〕早替りに見物の目を驚かせしは松助(後松緑)なり、猶一層器用ニ替りしは菊五郎也、(三代目尾上)天保三年顏見せ市むら座坂東武者綱手始の三立目だんまり、山賤牛藏三津右衛門(坂東)つゞらを背負來る、貞光三十郎(嵐)狩人の姿にて兩人立廻り有、辻堂ゟ三津五郎(坂東)の渡邊綱、狩衣裝束行騰弓矢を持出て、牛藏を相手に立廻り有、古塚崩れて源信僧都菊五郎いがぐりあたま、破れ衣服に繩を卷、色青ざめ痩おとろへ、ヒヨロ〳〵と立、二人の中へ入り、寶劍菊五郎が手に入、是を頂き元の穴へ這入、跡兩人宜しく三重幕引付ると、菊五郎花道のすつぽんより、けいせい姿、文を持せり出し、空を見ながら八文字樣の振方にて揚幕へはいる、是今に評判する處也、

殺陣

〔歌舞妓事始二〕舞臺年中行事
都て樂屋の通用ことば樣々あり、大勢相手にして、太刀打するをたてといひ、少しき事は立廻りといひ、くるりと返るを中がへり、或は手ばい、さるがへり、又は杉だち、胸がへり、五段返りに、ぎば、あごつき、そつ首おとし、引廻し、つめよせ行はひざ詰といふ、

〔三芝居樂屋雜書〕大たて試合立廻り名目
一中返り　猿返り　車返り　佛返り　ぎつくり　ひよくり　ぎば
はらぎば　横ぎば　手ばい　逆さ立　杉立　天地　大まくし
突廻し　千鳥　眼潰し　連理引　後廻り　遠當

〔劇場新話上〕芝居割符幷殺陣太刀打名目の事

殺陣太刀打の事は、圖を以くはしく後篇に出すべしと思ひしが、先あらましを爰にしるす、

殺陣の名目

一千鳥　一大廻り　一むなぎば　一腹ぎば
一横ぎば　一ぎば　一入鹿腰　一ひともがへり
一ひよつくり　一二ッがへり　一つゞけがへり　一逆立
一杉立　一そつくび落し　一胸がへり　一手道
一猿がへり　一あとがへり　一重ねどん〳〵　一飛越
一ほくそがへり　一死人がへり　一かはむき　一水車
一一ッとこがへり　一仕ぬき

あらまし斯のごとし、總じて中がへりの事をぎばといふ、是は圖を以てせざれば、あきらめがたし、

大刀打名目

一天地　一文七　一やなぎ　一切身　一廻り天地

右の外色々あるべし、圖を以てくはしくすべし、

〔續耳塵集〕一狂言の中に太刀打立入する事、只少し立まはり計にて、今の役者の宙返り事、水車、かりそめにも立入する事なし、宙返り事、とんぼうがへりの類は、輕業仕のまねにて嫌ひ、とんだりはねたり太刀打する事、下作也とて立者はせず、近世音羽次郎三郎、澤村長十郎、親大和山甚左衞門などは、尻からげる事、太刀打は稀也、只狂言の致かたにてよく當たり、其前荒木與次兵衞非人敵討の時、手負の身ぶり太刀打はじめてこなしありしゆへ、珍敷あたりし也、

一立合あるひは太刀打の時、かげを打とて大きなる拍子木にて、ぐはた〳〵とた、く、むかしは加様の事はなし、或は龍をつかふか、鬼神など出合ふ時には、た、きならせり、始には物陰より打ならせし故、かげ打といふならん、今はかげ打者、舞臺へ出て打ゆへ、田舍人はあのやかましく打人は、何の爲じやと心得ず、當地の見物夫に答へて、アレハ役者のはたらく音の心也といへば、役者の手足がはたらくと、あの樣に鳴はいかなる事とて、いよ〳〵がてんせざりけり、されば今は聞なれたれば、かげ打ねば役者も見物も淋しく、同じくは見物に隱して、物かげより打たきもの也、

〔歌舞妓雜談〕姉川新四郎曰、小がらの者の立を仕組には、隨分敵役に負るやうに、たちまわりを仕組がよし、さん〳〵にまけて、もはやいよ〳〵負とおもふ所を氣をかへて勝は、わけて强く見ゆるものなり、

〔戲場年中鑑十下月〕立師　これは中通りの内にて、立の功者なる人をいふ、大立の時は工夫して、總げいこにたちて見すると、立を勤むる人一覽にて、すぐにけいこをする、其餘の立者同士のは、自己の工夫にて太刀打格別におもしろき也、おかしみをかねてつかみあふを、世話の立といふ、立にも江戸風あれども、今は京大坂の風のみ多くざんねん也、

〔戲場書留上〕一歌舞妓拾八番。。。。。

暫　鳴神　毛拔　助六　牢破　矢之根　草摺　外良　相撲　對面　無間　帶引　五人男

淸玄　草履打　男達　髮洗　不破名古屋

右拾八番といふ事、昔より歌舞妓狂言のい、ならはしにて、木戸前にて人呼に、今は助六じや助六じやとよぶを、拾八番の内呼ものといふ事の始也、故に今も淨るりじや〳〵、又一番目じや一番目じやといふ、是より出しこと、江戸市川代々より八代目に至るまで、狂言組拾八番有、

關羽道行　押戻　暫　七つ面　象引　蛇柳　鳴神　矢之根　助六　嫐　鎌髭六部　外良
不動　鑷　不破、解脱　勸進帳　景淸

市川歷代相續壽興行に出之

〔役者全書下〕荒事

一元祖市川團十郎始む、角鬘偏身を紅粉をもつて、ぬり、大太刀横たへてのあらごと、江戸を根元とす、隈取は柏筵を始とし、就中眞草行のにらみありとかや、○中略

鳴神

一元祖團十郎工夫の狂言也、貞享元年、中村座にて、門松四天王と云名題にて初て勤め、柏筵是を請得て猶万國にひゞかし、すでに大阪登りの節も、古今まれなる大當りす、○中略

不動

一元祖團十郎、本國下總國成田山新成寺不動尊に祈りて、柏筵をもふけぬ、よつて柏筵九歳のむかしより信心ふかく、開運を祈しに、はたして上手名人と呼ばれ、諸人に秀でし稀ものとなる、されば尊前奉納せし神鏡、今にありとぞ、故に家名も成田屋十兵衞と號し、一世のうち不動の役數度の勤めに、一々大あたりならずといふ事なし、是他の役者の及ばざる所、いさゝか仕内もなくして、見物を悅ばす事誠に妙なるべし、是偏に明王の加護ならん、誠の尊像に見まがひ、眼中すごうしてひとみをすゆる事時をうつす、正に精といふべし、此不動の役、京都にては萩野伊三郎、二代目市川團藏勤めしなり、○中略

角鬘暫

一正徳四年霜月、中村座顏見世柏筵十三年ぶりにて、さかへ町へかへり、萬民大福帳に、權五郞景政にてしばらくの出端、相手實惡名人山中平九郞兩人の勢ひ、誠にすさまじく大にあたり、時に

柏筵廿七才と云、是よりして今に顔見世狂言市川家吉例の藝となる、○中略

助六

一むかし大坂に萬屋助六あげまきの心中世話事狂言、是を柏筵轉作して、花川戸の助六と云男立に取組、又元祿の頃、江戸新吉原三浦屋にあげまきといへる全盛の太夫に、寛濶の遊客通ひし事あり、其頃の男立髭の意休を取入、あげまきと云名故に、かれこれを付合して仕組しは、正徳巳年四月、山村座、愛護櫻といふ狂言にて勤繁昌したり、其後同六申年正月、中村座にて式例和曾我に時宗の役にて、又々助六を取組大當りす、此節より江戸節上るりにて勤る始也、此はちまきはすぎしころといへる文句あり、又衣裳黒小袖に五葉牡丹の紋を付る、事、深きわけ有事なり、今助六の定紋と成、其後寛延二巳年、中村座にて又々つとめ大入す、此節新吉原に初て櫻をうへし時にて、芝居にても此體をうつし、殊更賑はしく、此時の上るりを、くるわの家櫻と云しなり、○中略

ういろう賣

一柏筵は早口つらね事奇妙にして、餘人の及ぶ事にあらず、是世人あまねくしる所、升五郎幼なくして是をつとめ、今團十郎是を傳ふ、其外せりふつらね事數多あれども、事しげゝれば略之、

鏃五郎

一享保十四年春、中村座、扇恵方曾我に、市川海老藏初て勤め、大に當り、上るり古大さつま主膳、其後三度つとむ、納めの節は市村座なり、其時今羽左衞門へ舞臺にて鏃を傳へしより、家橘京大坂にても勤たり、荻野伊三郎、二代目市川團藏是を勤し也、近くは嵐雛助、柏筵風に仕立、女形にて矢の根五郎を勤るは奇とやいはん、

無間鐘

一遠江國小夜の中山に有し事跡を、狂言に取組始は、元祿二巳年、大坂荒木與次兵衞座にて、若女

形谷島主水、けいせいさよの中山といへる狂言に、けいせいうらはにてむげんの鐘をつく所作事が始也、其後元祖芳澤あやめ此狂言を當て、京早雲座にて、鐘をつくはあやめ、所作は水木辰之助、是則元祿十四年の事也、

一今專らとする無間の根元は、享保十三年春京市山助五郎座にて、古瀬川菊之丞、庄屋六右衞門娘おすまといふ役にて勤しは、手水鉢を鐘になぞらへて打しが始也、○下略

〔花江都歌舞妓年代記〕一承應四午年霜月、十三年ぶりにて中村座へ歸り、萬民大福帳、鎌倉の權五郎かげまさに團十郎、宗任に山中平九郎、大福帳へ手を懸るところにて、しばらく〳〵と聲かける狂言のきつかけなるを、實惡の開山と呼れたる平九郎、親團十郎とせり合し者なれば、二代目今年廿七才、日比の狂言にも青二才〳〵と侮し故、初日せりふばかりにて、引おろそふかといひて、帳へ手をかけず、其時團十郎暫と聲をかけず、さしもの平九郎、舞臺の間がぬけるゆゑ、エヽしやう事がない引おろすべいか、ドリヤといふ時、しばらく〳〵と聲かけ團十郎出ず、又間の拔しゆゑ、平九郎今引おろさんとする所へ、しばらく〳〵と聲を懸たは何ゆいだやい、と腹立紛れにいへば、團十郎しばらく（平九郎）しばらく〳〵とはゆい（此時團十郎）しばらく〳〵と云て揚幕より出る、誠に平九郎は腹立顏、龍虎の爭ひのごとく見物のどよむ聲、兩町の茶屋にひゞき、如何成ことぞといふ計り也と、老人の物語也、大入大評判、殊に角鬘の暫これを始とす、されば暫うけ答三度に及ぶ事、今に顏見世の吉例となる、元祖團十郎暫の始は、惣身を赤く塗、長袴をくゝり、龍神卷の素袍にて赦免狀などを持、しばらく〳〵と聲をかけて出たることとなるを、其後大紋の形塗顏のあら事ありしを、二代目團十郎工夫にて、八反の素袍角鬘大太刀にて出るとかや、市川團藏は元祖團十郎弟子ゆゑ、白髮にて俵藤太秀鄕釣鐘をもつて、白頭の顏見世といふ狂言一度有、其外は皆塗立にて前髮なしの暫也、○中略

大福帳のせりふ　　市川團十郎自作

夫大文字は一文字に、人を加へて是大也、二字にじゆくして見る時は、一人と書り、その一人とは十善の大君にてましまさずや、衮つへい必ず一座の宣旨を蒙る故に一の人と稱す、是又臣下の一の人、一と人との二ツの文字、合する時は大の字也、是ぞ君臣和合の文字、紫宸殿のてつぺんに、かうむらしめたか誤か、おらァあんまり誤りじやァあんまいかと存る。平九郎 さて又福といふ文字は、團 さいわいと讀せ、則篇には示すとかく、是神の惠を下にしめすの理、まつたつくりには、一口の田と書り、其一口とは普天の下、卒土の濱も一口に、萬々歳を唱ふなる、大内山の顔見世なり。平九 さて又帳とは、團 巾篇にながきは君が万代を、しるし留むる文字の制、巾は包と讀もして、神の御戸帳人間の、髻を包む冠ふくさ、臥龍先生がしりん巾、じんれいぎちのみやうどう巾、陶淵明がろくじゆ巾、その下たれをふ巾、雑巾南京もん綿三反半、どんきん北きん唐音の、こぶしの内のけん酒や、肴にくつきる唐辛子、胡椒頭巾は張良が、敵を欺くはかりごと、兜づきんは樊噲が、門を蹴破るかんつゝみ、包とすれどそつちの惡は、こつちで高を襦頭巾、大黒柱の礎は、じつと角から角頭巾、うばそくのときん鈴かけ、風を引たら不換金、鐘馗大臣の降魔巾、びんづる尊者の紙頭巾、破れ薬罐も打ば鳴、諫皷苔ふかふして雞おどろかぬ祀ごと、天下泰平の大福帳、紙かず有合元弘元年、異は正徳文武兩道、紅白の梅の咲分前髪に、かつ色見する顔見せは、溢むけて候栗若衆、幕の内よりゑみ出ると、隱ござらぬいが栗の、神も羅漢も御ぞんじの、十六騎の惣卷軸、篠塚五郎定綱が、大福帳のえんぎぐわつほう、てんほう、すつほう、めつほうかい令滿足、万々せいたく言次第、大福帳の顔みせと、ホゝ敬てまうす。

〔骨董集上編下後〕糸縷といへるさるがう

東海道名所記に、三十郎が狂言、傳介が糸よりとて、京中これにうかされて、見物するほどに云々

とあるを、今案ずるに歌舞妓事始卷二に云、昔辻々に出せる札の文にいはく、

從五月八日、於北野、名古屋山左衛門、在所糸捻女之所作成之、一覽念望之人、須來見、

如此板に書て辻々に出せし也とあるにて、いとよりといへるは、在所女のいとをよる體をまねびたるさるがうとまられたり、右の傳介をかぶき傳介とおもひまがふべからず、かぶき傳介は、はるかに後、正德享保のころの人なり、

又同書卷一歌舞妓物眞似名代のつらに、糸捻權三郎と云名見えたり、また誹諧師紀逸が、たそがれの日記に、糸捻權三郎女形の始り也とあり、此いとより權三郎といへるは、かの傳介がいとよりをつたへたる者歟、これらをおもふに、糸縷といへるは、むかし名高くありしさるがうにこそありけめ、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕こは〇骨董集彼事始に欺かれたるなり、先山左衛門といふ名は、覺束なき事上にいへるが如し、又札をたつるには、一座かしら立たる大夫の名を書く事なり、そゞろ物語、江戸に歌舞伎はやりし事をいふ處、中橋に幾島丹後守かぶき有と高札を立とみゆ、是は遊女が名なり是くにが歌舞伎を學べるなり、北野にくにが歌舞伎興行の時は、くには北野つしまの守と名乘しかば、名を書べき事なり、了意が記に、糸よりとあるを、さかしらに田舍もの、所作とし、札の文を妄作えたるはおかし、糸よりは延年舞の所作なり、圓光大師行狀翼贊、延年のことをいふ所、其藝さま〴〵なる中に云々、糸綸韓神、兒童のわざとあり、傳助これを傳へ習ひたるにこそ、

〔三芝居樂屋雜書〕古今當狂言年數天保六未年迄

一市村座二日替りの初メ　六十九年〇明和四年

〔蜘蛛の糸卷追加〕芝居三日替り

天明元丑年四月廿五日より、市村座戲場花萬代曾我、二番目江戸京大坂の事を三日替りの狂言に、初日お夏菊之丞、清十郎門之助、道行比翼の菊蝶、二日目おちよ菊之丞、半兵衛三津五郎、道行垣根の結綿、おはん菊之丞、長右衛門幸四郎、

道行瀨川の仇浪、上るりいづれも富本豐前太夫、（いつき太夫、あはは太夫、）狂言作者、櫻田治助なり、古今の大當り、秋まで興行せり、（此頃豐前太夫が紋は、つるの丸なり、）此時京山十三歲にて、おはん長右衞門を見物したるに、おはんが美容今目にあり、長右衞門になりし幸四郎は、近年うせたる幸四郎が父なり、踊の手なかりし故、長右衞門が役をさせ、おはんが踊る間、只うで組みしておはんを殺す事の、いたましきを心になげくさま見えて妙なりと人々いへり、かゝる事今は見ず、戯場の盛なりしを知るべし、近來鶴屋南北の後、狂言作者に、櫻田治助がやうなる上手もなく、役者も亦然り、新作の狂言更になし、

〔續耳塵集〕一音羽次郎三郎は上手のうへ狂言立る事も達者也、太平記五日替といふ狂言をかんばん出し、五日め〳〵に新狂言を替へて出せり、又大坂歌舞妓四軒ありし時、角の芝居にて篠塚次郎右衞門大石宮內の役、万菊は力彌の役にて、外題は鬼鹿毛武藏鐙といふて、四十七人の狂言を始てしたる時、大當りせしかば、中の芝居も又取組、西の芝居は榊山親小四郎、柴崎林左衞門、三軒共に同じ趣向なりけるに、音羽次郎三郎は、東の芝居に勤めし所人まねをせず、格別に木曾義仲の狂言を作り出し評判よく當りし也、

〔劇場新話上〕樂屋總體の事

稻荷町の頭、幕每に口上に出る、立物の後見も大かた此若衆の內にて、誰には誰と定りて出る也、舞臺の遣ひものとて、蛙鳥蛇などの類、又は星雲氣なども、此若衆出て遣ふ也、市村座はむかしより此遣ひものは、小道具方にて遣ふ、

評に曰、市村座は稻荷の宮、囃子町にありて、稻荷町にはなし、是中比芝居類燒の時、稻荷町の衆中、此宮を持出す事をわすれ、囃子町のもの持出したるにより、はやし方の請持に成たり、しかれども昔より呼なれたる名目故、若衆の方をやはりいなり町といふ、

〔作者店おろし〕拍子幕
ひやうし幕の銘人と名を取し始は、仲藏宅間玄藏といふ役勤たるときのせりふに、婚禮のト拍子木のかしらチョンと頭を打こむ、仲藏いろ直しと白刃をみる思ひ入のキザミにての此拍子幕なり、正七ある時、持たる拍子木そゝうして一ッ落す、落たる一ッの拍子木とらんとする内、仲藏は婚禮のといふ、是はしたりと持たる一つの木にて、大臺柱へチョンと打かける、其頭は柱けやきなり、此音よくして仲藏振かへりみれば、やはり右一つの木にてキザミを合せて打たる故、人々譽てこれより拍子幕の、古今の銘人といわるゝ、昔は拍子幕一日の内一つか二つ有て、たまたま事、役者も大達者でなければ、ひようし幕に遣はぬよしの掟と知るべし、

〔歌舞妓雜談〕英子（狂言作者津打治兵衛）曰、古人に三つの幕あり、竹島幸左衛門殿より上使をかけ、刀をさげて花道へゆかふとして、張合がない、下坐の衆たのみ升と白囃子になり、拍子をかりて行てまいりませうトちよん〳〵と幕これ一ッ、山下京右衛門（元能狂言師にて、かぶき役者になる、）やつしの百姓にて、家老の死骸をあづかりてこわがりながら、おかしき事有て、女房に早う行てこいと向ふへやり、たたき鉦をうちながらよく見物を玄づめ、忠義の爲に死んだか、さうじやと髻を切はらひ、今此時にさとらずばいつか悟らん、弘誓の舟に掉さして彼岸にいたらん、南無阿彌陀佛〳〵ちよんちよんと幕静に花道へは入る、これ二ッ、三右衛門、姫の身替をたてんと、いろ〳〵思案をするとき、女房聞たがるゆへ、煙草盆を持、あちこちあるきまわり考へながら、きせるの鴈首を口へつけ、やけどしてあつきおもいれする、是にて見物一度にどつと笑ふ、さうやかましくては思案ができぬトひやうしまく、是三ッなり、これを古人の三幕といふ、是をする役者古今になし、
評に曰、時か人か、此三條可ㇾ解、又解すべからず、時に流行あり、物に變化あり、今の心にくらぶれば、笑ふ人もあれども、狂言も近頃までの質素を見給ふべし、

〔戯場年中鑑十月中〕狂。言。方。　狂言作者也、つ。く。り。ともいふ、狂言の正本書抜をこしらえ、役者に渡して稽古に出る、芝居興行の内は、毎日未明より出勤して、番立より拍子木を打て幕を明、又拍子幕には木のあんばい第一にして、功者でなければ打ぬ也、初日には舞臺一切のさし圖をして、付立にくらべて大道具小道具のしらべをなし、正本を持て始終ぶたいに扣て居て、さし金をつかひ、はやしのきつかけ、せりふの絶口を補、

〔役者全書下〕古今狂言作者の辨

江戸狂言の濫觴は、寛永元年に猿若初て矢倉を上ぐ、此頃の狂言は、今の能の間狂言のごとし、夫より同十一年、村山又三郎芝居を始め、舞おどりのみ勤し也、承應年中、同座にて市村羽左衛門座本の時、一幕づゝのはなれ狂言をはじむ夫より寛文四年の比より、市村竹之丞、玉川主膳相座本の節、二番續三番續の狂言になる、故に此座を大芝居と云、しかれ共いさゝかの事なりしを、延寶年中、元祖市川團十郎より、しかと時代の續狂言に取組、せりふ等まで才牛元祖團十郎事はじめし由、父の恩に見へたり、又其後三番四番五番續をなす、專此比の狂言は才牛の作多し、其中に不破名古屋、鳴神の狂言など今に傳へたり、元祖中村七三郎が淺間嶽のたぐひ、其役者銘々自分に作りたり、或は遊人の慰に作る、狂言作者とて極りしは、元祿のはじめ京にて近松門左衛門、都万太夫の芝居狂言を作りしをはじめとす、是より次第に名高き作者出來たり、江戸にて當時續狂言の元祖は、津打治兵衛俳名英子、大坂親仁形津山治兵衛の子也、元祿の末より出、世にもてはやされし二河白道の狂言が始のよし、すでに寶暦三酉年、市村座にて淡島榮花聟といふ狂言に、あはしまに淸玄を仕組たり、此時昔の二河白道より五十年に相當せしとなり、此英子事は頓作の一流にて、昔狂言の時代事に世話事を取組、珍らしき趣向をなす始にて、古今の名人なる作者也、是よりして當時の四番續となりぬ、其趣意近松の餘風なり、是江戸にて中興作者道の開山とす、在世の

うち五十七年が間、當り狂言あげてかぞへがたし、行年八十餘才にて、寶暦十辰年正月廿日に終る、○中略夫よりつゞいて名高き作者は、寶永正德年中光島七郎左衞門、樋口半右衞門、せり出し道具初て工む、其外引幕の外へはやしの各上下にて立並ぶ事を始ム、中村清五郎、
享保の比は、村瀨源三郎、俳名五舟村山十平次、玉松小十郎、俳名楓晩竹島甚助、坂東田助、江田彌市俳名富百諸の上手なり、津打九平次、津打半右衞門、俳名沈許元鈴木平左衞門といふ立役也、津打又左衞門、
元文寛保寛延の頃は、中村清三郎、俳名藤橘少長弟なり、早川傳四郎、俳名時女竹旦、不役者の護島大當り、津打菅祈、寶暦
明和安永にいたりては、並木良輔、俳名蛙柳中村太郎右衞門、津打園治、津打三郎治、機文輔、門田候兵衞、
鈍通與三兵衞、是故人英子門人にて、元は津打傳十郎といふ、寶暦午の冬、市村座にて二代目津打治兵衞ト改名す、翌春榮曾我に二代目路考と、瀨川菊之丞今家橘市村羽左衞門と兩人、矢の根帶引の淨るりを仕組大當りにて明和二酉年、鈍通と改む、それより路考仕内に、業平あづま下り、田舍娘、菊すもふ、石橋などの節はつづいて、中村座に居なりにて手柄多く、明和丑年ゟ出勤なきは殊念々々、
藤本斗文是享保の末、中村座へ出、澤村斗文と云、
元文の始より藤本に改む、年々の當り狂言珍らしき趣向工夫多し、ことに春狂言は年毎に大當りを取し、寶暦中比にいたりては、名目をかくし、澤井住藏名前にて作れり、同九卯年より作なしと覺へり、近代の名高き作者也、其外古今の作者何ぞ是にかぎるべけんや、唯名高きのみをゑらみ出す、故人助高屋高介の作多し、柏筵の助六矢の根の類あり、當時中村[illegible]鶴も作有、

當時狂言作者之部

堀越菜陽初名二三治と云

延享二年の比より、市村座へ澤村二三治とて出、故人助高屋弟子也、寛延二の冬堀越と改、同年森田座にて立チ作者と成、○中略此人文字太夫淨るりにて、當りをとらるゝ事得もの故に、淨るり作

あまたあり、今專淨るりにて一幕づゝもたせるは、此人より起る、其上名題の風流割書の名人趣向至つてあらたなる事を好む、作意一流なり、

金井三笑 金井筒屋半九郎

寶曆四戌の顏見世より中村座へ初て出、同九卯の春、森田座へ出、○中略

櫻田治助 左交 成田屋

寶曆七丑の秋、津村治助とて市村座へ出、又田川とも云、二三治に隨身して、夫より櫻田と改、三座を勤、同十年の春上京し、同十四申の年、顏見世森田座へ下り、是より打續て同座を勤、段々との出世、明和四亥年、馬朝同座にて、眞田與一狂言をでかし、同五子の春、都鳥東小町よし、同秋伊達摸樣雲稻妻といふ名題にて、名古屋狂言をでかし、同冬市川團藏市紅世話にて、市村座の立作者と成、○中略一體染陽の餘風ありて作意よく、名題割書など、當時の氣に合珍重々々、

中村重助 俳名故一

明和元、顏見世、二三治同座にて中村座へ出、段々と出世あつて、同五子ノ年冬、森田座にて立作者と成、○下略

〔古今役者大全 一〕狂言作者の事

村山又兵衞座に、杉三安といふ作者、鹽屋九郎右衞門座に、近江屋久四郎といふ作りありてより、段々上手の作者たえず、京都都万太夫芝居へ近松門左衞門ありつき、藤壺の怨靈、直に藤の花が大蛇と成る工夫より、門左衞門〳〵ともてはやしぬ、大坂に彌五右衞門といふ作者は、花車形にて狂言作者の名人也、むかしははなれ狂言なりしが、今の二番つゞき三番つゞきは、此彌五右衞門に始る、荒木與次兵衞、中川金之丞、金子六右衞門を始、其頃わかき藝者、とかく彌五右衞門が手にかゝらねば、本の上手には成がたしといひしと也、富永平兵衞はそれに次での達者ゆへ、延寶

八年暮の顔見世に、はじめて番附に名をのせたり、是までは作者を書事はなき也、安達三郎左衞門、金子吉左衞門世に名高く、近來にては江戸に津打治兵衞といふ名作、頓作の一流、太平記のまん中へ、お花半七を出し、曾我の五郎が國姓爺になり、十郎すけ成が平野屋德兵衞と名をかへての思ひ付、入くみたる事、他國の了簡には及びがたし、大坂に中田嘉右衞門俳名猪同といひしは、今の嵐新平いまだ三右衞門とて、座本の最中、引受て狂言を仕くみ、北濱が上町組に勝たるといふ所へ工夫をつけ、黒船といふ狂言をあみ、北よりの最屓、大入大評判、今に姉川家の藝と成たり、とつと前の作者と云は甚威勢あり、一分の心にて三番つゞきをあみたて、大夫元へ內談する迄にて、外への相談に及ばず、役わりをして渡せしに、たれが壹人も異儀におよばず、大夫元の下知は主君の仰とこゝろえ、作者のことばは軍師の指圖のやうに覺えし故、狂言上るり打立て、やぐら太鼓迄、よくその筋通り、見物も心苦勞なく、わが宿へ歸りてもはなさるゝ事にてぞありける、中頃の作者は、すこしいきほひ薄く成り、たれにても相手をこしらへ、度々より合て四方山のはなし、古き狂言のおもしろかりし事などをかたりあひ、其中より思ひ付て、大夫元、立もの、立役、敵役、女形四五人へ內談して、書立本よみといふ事を初め、總座中を呼集て、はなしきかせけるにいさゝか望をいふものはあれども、大概狂言をくづしてかゝるといふ事は、ゆめ／＼なかりしに、近年は立役かたき役女形までが、古き狂言をひねくり廻しおれば、是がしたい、わしはそれがしたいと、四方から望み事をいひ、狂言作りにあつらへて、つながせて見て、是ではゆかぬとつきもどし／＼、作者をいぢる故、作者本よりわがむねより出ぬ事をつゞりあはせ、又それをつきもどされてくみ直す故、根がきれ／＼のつぎ物を、二へんも三べんもつぎ直したる物から、狂言の筋通らず、二の替の中に、顔見世の上の出はの様な事、盆狂言の切に、二のかはりの四番目の様な取組、その上狂言のおゝくの手を見物に見すかされまじと、裏のうらへもつて廻るゆへ、見物もだ

まされまじとひぢをはる事、ひいきなすまふを見る樣にて、一日にてはつとくたびれ、用事に立たあとにてはゝや狂言の筋がぐはらりとかはる故、ゆきたい小便にもたゝれず、痳病のもとゐとは成ぬ、さらば今の作者にとんとあてがふてさせて見やうといふ時、江戸にはあるべきか、先は京大坂にては並木總助はしらず、むかしの樣に引うけてはがてんゆかず、その證據は去年京都染松七三郎座の狂言、作者一人のよしにて、狂言一ッ二ッはいかにも當りしが、それ故一作と番附にも看板にも書たり、此一作といふ事、むかしよりなきめづらしき書樣と評判せしに、その跡段々不入にて、はきつかざりしを見れば、あまりめづらしき事は、看板にはかゝれぬ事と覺えぬ、むかしは名作者ありたればこそ、承應の頃江戸にて河内通ひの狂言、三年が間かへず、見物をなびかせしは、玉川千之丞が仕内故とはいへども、一體の狂言出來ずしては、もてる道理なしと、西鶴の書にものせたり、それよりは竹本座のこくせんやの淨るり、三年して日本にかくれなかりしかども、近松かつて一作などにはかゝず、上がたの作者並木松屋を名のるもの多し、松屋は總助家名のよし也、むかしの作者は狂言をうみたり、今の作者は狂言をよせるまでなり、

〔聲曲類纂三〕江戸歌舞妓狂言作者

河東節、常磐津、富本、其外豐後節の淨瑠璃、又は長唄めりやす等の文句は、大かた歌舞妓狂言の作者なり、よつて見聞に及ぶものこゝに略記す、中にも津打英子、堀越菜陽、櫻田左交等尤名高し、

貞享の頃　玉井權八役者　南瓜與惣兵衞　宮崎傳吉役者

寶永正德の頃　光島七郎左衞門　樋口半右衞門せり出しの道具を工夫しはじむ　中村清五郎　津打治兵衞江戸根生の狂言作者也、俳名英子といふ、大坂親仁形津山作兵衞の子なり、元祿の末より出て、世にもてはやされし二河白道の狂言始なりと、○中略

享保の頃より　村瀬源三郎五月と號　村上十平次　玉松小十郎楓晩　竹島甚助　坂東田助

江田彌市富有　津打九平治　津打半右衞門沈酔元直、吹鈴木平左衞門、　津打又左

元文寛保の頃

衛門　藤本斗文　中村少長

中村清三郎藤橋と號す、中村少長の弟也、　早川傳四郎竹旦　津打菅祈　堀越菜陽初名二三次と

云、延享二年より作る、當り狂言多し、

寶曆明和安永の頃ゟ當時迄也前後混亂あるべし

並木良輔蛙柳　中村太郎右衛門　津打國次　津打三郎次　機文輔

門田候兵衛　鈍通與三兵衛英子が門人、津打傳十郎事改め與三兵衛と云、後治兵衛と改、六間堀に住し、一河齋と號せり、　金

井三笑寶曆四年顔見世より作る、與鳳亭と號、俗稱半兵衛と云、　櫻田治助左交と云、品川町に住す、寶曆七年の秋津打治助として出、二三次に隨

身し、後櫻田と改、　中村重助故一と云、岩代町に住す、明和元年の顔見世より作りはじむ、　河井金次箱崎町二丁めに住、常磐井其

堂と改、　奥野善助下谷　中村山三堺町　大里榮藏木挽町五丁め　增山金八臭山

眞野馬胡元左助　瀨川馬雪元秀介　川竹新七能進六間堀住　萩馬偕元吟次、堺

町、　仲喜市仲峨元半三　澤井注藏注象和泉町　平田千次淺草田町　西川仙助堺町

梅田利助沙明　平田半三黒海ふきや町　木村八一長鯨　八起好助古可

福岡與市飯田町　市山又太郎志山　中村角止　並木五瓶　松島半次後に

二代目の櫻田治助と成　中村虎八　瀨川秀藏　笠縫專助米富　瀨川如皐始女形乙女

近松門喬　勝俵藏後鶴や南北　村岡幸次　常磐井田平後中村河七　福森久助

一雄　寶田壽萊　松井由輔三幸　松井幸三始鴻藏　木村紅粉助始圖次遠兎

奈川七五三助義太夫ぶし上るりの作あり　田口金藏　東屋宗七大雄　奥野瑳助間朝

篠田金次後二代目五瓶　槌井兵七二代目增山金八　鶴屋南北　直江重兵衛南北悴

勝兵助始龜山爲介　勝井源八始周藏　田島此助　重扇助二代目松井由輔　二代目瀨川如

皐始河竹文次狂言堂　二代目松井幸三始新幸

此餘有名の輩頗多し

〔劇場新話下〕狂言作者心持の事 附 津打治兵衛篤實の事

作者といふは、至て博學ならずとも、諸事讀兼る程の事にては出來ぬ事なるに、中には唐詩選も、ちとむづかしきなどいふ輩も見ゆるは、いかならん、荒々に神儒佛の道をも辨へ、軍書なども能覺えざればならぬ事ながら、古人作者名人近松門左衛門、近代にては津打治兵衛などいひし、文才ありて神祇釋教戀無常を第一とし作り置たるを、こゝかしこ入替引拔などして、間に合すること今に多し、又文才よりは、時の作意形容を重とし、昔の作者とは心持大きに相違せり、昔は第一に立作者を抱へ、其作者相談の上、座頭誰、女形誰、敵役誰々と相定めし也、狂言も作者の思ひ付たる儘にて、誰へ聞合もなく、書上る事故、名作もあり、今は座頭女形の手引にて、作者より座頭女形へ何ぞ思召もありやと尋ね、其役者當春はケ様の役、秋に此役たりし故、此顔見せは目の替る様に、是らを勤たしなど、色々望好をいふ故、中り狂言出來る筈なし、夫故近年の狂言、三建目より切迄一幕切の狂言の如く、筋合分り兼ること多し、是作者主役を失ひ、大鼓持同様立ものゝ袖にすがりて、仰書にする故也、又中には上方より古代の狂言本を買出し、此狂言に中山新九郎と三枡大五郎、女形は二代目芳澤あやめ、ケ様の役にてありし故、此度は是を誰、あれを誰と割振して、一應作をせし顔するものもあり、是等は作者にはあらで、古本屋に似たり、板附に狂言作者と記すは笑ふべき事ならずや、斯る作者を高給にて抱、古本の狂言に大金を出して、芝居する人もあり、今の狂言名題などに、座頭又は女形の名を祝て書込事、輕薄らしく見物への憚りもかへりみず、此名題といふは、狂言の體を含み、又は顯すものゝよし、中昔顔見せ大名題に、木毎の花相生鉢の木と題し、梅櫻松を顯はし、名作作者の働きと今に申傳ふ、我身の上を狂言よりも大切にする事にや、座頭の名題をかた取る故歟、今の有様にては、名題もよくは出來ぬ道理也、狂言作出來上り、先座頭又は女形の座頭へ、内々讀聞せ、あしき所、彼是差圖を請、直し〳〵しての上にて、總役者

へ讀聞せする事故、二枚目以下の役者は、氣に入らぬ事ありても、夫なりに濟す也、されば中役者など、役柄あしく不評判の元となる也、兎角餅は餅屋、狂言の事は作者に任せて置べき事ぞかし、是も根を糺し見れば、愚智文盲の作者ども、役者にかく癖を付しものと見えたり、元祖市川團十郞柏筵、座頭たりし頃、津打治兵衛といふ立作者ありしが、元より交り宜しからず不和にて、ある顏見せ本讀當日、先一ト通り讀しに、柏筵不承知の樣子ゆへ、又別本を出し讀たるに、彌不承知の顏色、治兵衛少しもいろはず、三度目に、又々別本を出し、既に讀んとせし時、流石柏筵感じ入、誠に名作者かな、一通二通りと本讀納り兼しに、少しも綺はず、三通り迄の心掛、外人の不及所也、此上は作者了簡次第、いづれ成とも差圖に任せ、早々稽古いたし度よし詫て、早速稽古にかゝり、其狂言大當りなりしよし申傳ふ、此比迄は、座頭へ相談の上、作せしとは見えず、扨又淨瑠理文句は、近來にては堀越菜陽、不思儀に珍文句を書出し、常盤津文字太夫の節附もよろしく、殊更役者は、家橘慶子、二代目路考、何れも名人、三拍子揃ひし故とは申ながら、全くは淨瑠璃文句による事、堀越の手柄なり、近くは櫻田左交などは、文句よくつゞりたり、狂言作者も堀越金井など迄は、少々古風も殘りしに、いつとなく變じて、作者は役者の書役と成し事、世の流行とはいひながら、口惜き次第也、

〔雲錦隨筆三〕偖其昔は此狂言の筋を極め、誰は何役、彼は此役と配當して、詞は互に言合せて、打囃子も其場にて、休座の者のつとめしを、正德の頃、京師に橘良平といへる外療の醫師ありて、此人戲場を好み日々に見物し、都万太夫座の役者と熟魂に成しが、一座の衆中、良平を賴みて狂言を作らしむ、謝物として役者よりは衣類調度を贈り、座本よりは家內の雜費を運び、おの〳〵師父の如く尊敬せしが、いつしか謝儀を作料金にて納める事になりし程に、後々には作者と役者は朋友の如くなりし也、是に依て今時の識者には、最賤しめらるゝ事とはなれり、然れども明和、安

永の頃より寛政の末享和の頃までは、作者の名人數多ありしが、漸に沒して、文化の初には、僅に一兩輩も殘り居たりしが、其後一人もなく、大方は狂言方とて、拍子木を敲者のみにて、嗚呼がましく番附には名を載ると雖も、其身不肖にして、立者役者に諂ひ、奴隸の如く成行ぞ淺猿き事也と、故西澤一鳳は語られぬ、

〔戲財錄〕作者役場心得之事

一昔は作者壹人にて、序より切迄拵へし物なり、中興替りて門弟又は二枚目三枚目なぞとて出るゆへ、場を割て三人四人して書事に成ぬ、總じて立作者筋を立、外の作者に仕組せ、內見の上添删して、役者に本讀せし物なれども、今は銘々趣向持寄にて、立作者の下知に隨ふ計にて、筋と趣向を渡す程の事もなし、是道の衰へしゆへなり、二の替りは、年中作者の身上器量くらべと心得べし、去ながら當時の作者を見るに、二ッ目世話は立作者より出し、序三ッ目二枚目より出し、小幕を三枚目の役場と成來る、切は立作者書事も有、かるきは二枚目に半分かゝせなどする事あるべし、三の替り、盆替り、九月替り、何れも序は二枚目の役目、跡は立作者の指圖に隨ふて書なり、然れども同格の作者同座の時は、互に讓り合ふて書なり、

〔續耳塵集〕一凡新狂言相談きはまりて後、一ト場づゝ、よくみ立る時、其役人を呼よせ、圓居してせりふを口うつしにおしへ、一旦はゐる時まで立、又小がへしとて再遍けいこし、又次を作者せりふ工夫して口うつし立る事也、其座の立者出る場は、其立者狂言を仕組し也、中興狂言趣向むづかしく成てより、執筆頭書せよとて、せりふ付のいひ出しを、一くだり程づゝ、書たり、狂言本とてくわしく書事は、金子一高よりはじまりける也、

〔耳塵集下〕一或時替り狂言、近松氏我等談合にて、樂屋に役人を集め、狂言を咄したるに、我が役よき人は狂言をほめぬ、役惡き人は吉惡をいはず、狂言のよしあしをしらざる人は、いつも顏を見

て多分に付べきてい、中にも文盲にして、狂言の心なき人は、先一番にはらを立、我が家來をしかりきげんあしく、人々にいとまごひもせず立歸りぬ、其ころ藤十郎座本にてありしが、きやうげんのよしあしをいはざれば、外よりいひ出すべき事もなし、藤十郎曰、先上の口明より稽古致されよと立歸られぬ、翌日より稽古にかゝり、四五日の内に上の稽古しまい、其後四番目の口明をけいこする日に至り、藤十郎今一度狂言の咄しを聞なをさんと有しゆへ、又はなしぬ、然れども吉あしをいはず、木履をはき、傘杖にて出る狂言成しが、樂屋番にいひ付、右の品々取寄、木履をはき、杖をつき、傘をさし、さあせりふを付られよとありし故、近松氏、予○金子吉左衛門かたのごとくせりふを付、一返稽古を通したり、藤十郎曰、扨々よき狂言かな、初て此狂言の咄しを聞ても、又今聞なをしてもわろき狂言と思ひぬ、しかれども作者の心に能き狂言とおもへばこそ、役人をよせて咄されたり、我心にあしきと思ひても、見物のほめる狂言あり、我當年五十に餘れども、狂言の咄しを聞て善惡を定めがたし、我是をしらば今時分は長者にも成ぬらん、仕手の心、作者の心格別なれば、先せりふを付させんと思ひ、木履からかさ杖を取よせ、はじめより立て稽古をせしなり、是縱橫のまんといふ心、然るに今作者のせりふ付によつて、正しくよき狂言としれり、兎角狂言の稽古は、我がごとく初手から立たるがよしといへり、此おもひやりは、もと藤十郎能き狂言を拵へられたる故成べし、いつとても藤十郎狂言のはなしを聞るゝに、我が役の多少にはかまはず、狂言の筋を能きかれたり、

一京右衛門狂言の咄しを聞るゝに、よしあしにかまはず、まづ狂言をほめられ、作者にむかひ、せりふ付よくたのむとなり、若氣に入ぬ狂言あれば、ひそかに作者を呼付、今一度聞なをし、善惡の談合有て仕直せり、かりにもはなしの場にてあしきとは申されず、

〔歌舞妓雜談〕元祖竹田出雲曰、狂言作者の盛は、みじかきものにて、役に立間は大がい九年ぐらい

の中にて、作のよかろうといはれける所が三年、佳作のできる所が三年、又やき直してつくる所が三年なり、跡先は九年の餘光にても、はやよいといはれると、直に老込ものなり、虛中の實といへども、實中の虛なれば、とりしまりのない所がよし、○中略
英子曰、役者に狂言につかれたる時腹立は、作者の心が狹き故也、狂言はとつて置ても、やぶれくちるものにあらず、もとより作者は役者の氣がねをするが家業にて、皆々の氣に入るやうに作りてやるが、すなはち狂言作者也、古き本にて間にあへば、作者はいらぬ事なり、是までつかれたる狂言にて、大入をとりしこと度々あり、
〔作者店おろし〕淸水正七
櫻田の門人、三立目書にて、一度淨瑠理も書たる作者、三立目まで出世する、始めは高麗藏錦升に付て、高麗屋釜といふ、中村座表手代奧役天王寺屋治右衞門が聟と成り、淸水は本よみ、ひやうし幕の銘人にて、納らぬ狂言も正七が本よみにて納る、又拍子幕も幕に成らぬ仕組を、チョンと頭らを入てキザミよく引ッ立よふに拍子幕にして打ッ事は古今の銘人、其頃の役者拍子木ぞうつ者は、此正七に聞合、差圖を請て拍子幕打つ事、三座一人と名を殘す、其後團藏に付て、ひやし幕を打ッ、市紅幕のあんばいよく、心にかなひ氣に入となつて、拍子木にて外座より、身分買に來る者は此一人にかぎる、
〔北里戲場隣の疝氣〕作者も津打治兵衞は、古今稀なるものといへども、百兩を高とせしに、今は三百兩四百兩高金を取り、格別成ることゝ、雖ども、役者の高金に成たるに、自然とならひての事なり、
〔雲錦隨筆四〕往昔は作者も力ありて烈かりし故、寬延二年巳の三月十八日、天滿砂原の兄を殺せし娼妓かしくが引廻し有しと、長堀の材木屋の濱にて、大工の若輩と南新屋敷の娼妓と情死せしと、神崎の渡口場の喧嘩、此三事同日の事なりしを直に作して、廿日に八重霞浪花濱荻と外題

俳優名稱

を出し、廿六日に初日を出せし所、古今の大當をとり、同年七月下旬まで打通し繁昌せしと也、此三の說話は、別々にて由緣もなきを、一緒狂言に著せしは、作者の手柄といふべし、並木丈助作〇中略尤此淨瑠理に限らず、都て此頃は異りし事ある時は、一夜附とて日數十日も立ば、操淨留理に仕組しなり、

〔南水漫遊續編三〕極り番附

狂言作りを極り番附にのせる事、延寶八申の年暮のかほみせ役者附に、富永平兵衞狂言作りと出せしが權輿にて、近世は番付の居所、其甲乙に而むづかしく成たり、狂言方といふは作者にあらず、狂言に付ての諸事支配する役也、然れども番付には矢張作者と記す、

狂言作者二枚目作者

同　狂言方二

同　同　四

狂言作者三枚目作者

同　狂言方三

同　同　一

狂言作者立作者

〔書言字考節用集四人倫〕俳優ハイユウ　俳優ワザヲキ往古爲二伎樂一者、今世如二狂言子一、

〔倭訓栞前編四十二〕わざをぎ　神代紀に俳優をよめり、態招ワザヲギの義なるべし、

〔賤者考〕俳優のいやしき事の源、神代卷に御兄火闌降命御弟彥火々出見尊に服仕て、赭粉を面に塗り耻を捨て、汝尊の爲に俳優人となりて仕へむ〇註略と、ことさらに賤き業をなし給へるは、諸神にも數まへられず、他の上に立つべき志なき、赤心を顯はし給へるなりける、〇中略芝居は芝原

などに居る事にて、○中略河原に舞臺をたて、見物は芝居しつゝ見るよりいへるにて、○中略此賤者をかはら者といふ稱も此意なり、

〔日本書紀神代二〕一書曰、○中略海神授鉤彥火火出見尊、因敎之曰、還兄鉤時、天孫則當言、汝生子八十連属之裏貧鉤狹狹貧鉤、言訖三下唾與之、又兄入海釣時、天孫宜在海濱、以作風招、風招、卽嘯也、如此則吾起瀛風邊風、以奔波溺惱、火折尊歸來具遵神敎、至乃兄釣之日、弟居濱而嘯之時、迅風忽起、兄則溺苦、無由可生、便遙請弟曰、汝久居海原、必有善術、願以救之、若活我者、吾生兒八十連屬、不離汝之垣邊、當爲俳優(ワザヲギ)之民也、於是弟嘯已停而風亦還息、故兄知弟德、欲自伏辜、而弟有慍色、不與共言、於是兄著犢鼻、以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者、乃擧足踏行、學其溺苦之狀、初潮漬足時則爲足占、至膝時則擧足、至股時則走廻、至腰時則捫腰、至腋時、○時原脫、今補、則置手於胸、至頸時則擧手飄掌、自爾及今曾無廢絕、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕歌舞伎のものどもをかはらものといふは、賤めたる詞なり、河原にて始めたる業なれば、そのものと伍をひとしくいへり、似我蜂物語に、今の都のはやりもの、かはらかぶき子、いらぼの茶わんといふ童謠あり、

〔役者全書上〕役者古今變化

役者といへる號は、何役でもそれ〳〵の役を勤むる者を役者と號す、されば佛家にも役者の號あり、しかるに役者といへば、戲場の狂言を成すものに限ることに成たり、

〔古今役者大全一〕藝者役者の差別の事

名古屋三左衞門時代より、佐渡島といふ遊藝を敎る者あり、されば佐渡島傳八は近年までつとめし長五郎父なり、此傳八家筋此道に久しくかゝる事功者なりしが、書置る物を見るに、むかしは藝者と役者は別にして、諸方へめされ、舞所作事をして、それを業とするを藝者といひ、芝居へ

俳優品目

のみ出て、所作にかゝはらず、狂言へ一筋にかゝるを役者といふて二派なりしが、藝者つゐに役者とひとつに成て、つとむる樣に成たり、むかし女のつとめたる時は、舞事が第一にて狂言はそのあひしらひまで成しゆへ、その舞かなでるを藝者とし、あいしらひをなす男を役者とわけたるに、女の藝ならぬ段に成ては、男が舞事所作事もする樣に成たり、此心得にて見わくべし、藝者は出來がたく、役者は出來やすしと云て、然れども今は役者もまれにして、三四十年前とは大におとれり、五人十人はまへにもまけぬ上手あれども、稽古のすぢ、むかしの樣になき故、上手出來がたし、

〔人倫訓蒙圖彙七〕狂言大夫　女形の中にて器量よく、げいよくて名をとるを、其座の最上大夫とするなり、三十より四十におよびては、くわしやがたといふ、　立役　一切男の役をなすを立役といふ　親仁方　老人にさもらしくにせ、おちつきたるをいふなり、家老職をまなぶをば實方といふなり、　敵役　みるとそのまゝにくらしく、無理な事のみいゝ、いかつがましき顔つきする惡人方ともいふ、　道化　うつけを第一とし、うそがましき事のみいゝ、なりふりまでおかしげに見へ、見物のかた〴〵わらいを催さす、　小詰　歩者若黨をはじめ、一切人につきて、自身役をせざるをいふ、

〔歌舞妓事始二〕役者總名目

女形を太夫といふは、歌舞妓に因ての名也、すべて其長に至るものは太夫と稱す、又若女形とかく事は、幾年つもるといへども若と書、又やつし形は是色事仕也、仕内うつくしいを本として、作す所のわざをやつす也、立役は狂言の立藝をする故の名なり、實事といふは、實に作るが情なるゆへの名也、實惡といへること、染川十郎兵衛といふ人、其身實事仕にて、初て山椒太夫の三郎の役をしけるより實惡といふ、敵役は佞人役をいふ、道戯がた、むかしは立役のおも役なり、人品よ

く妻麗々として、心に足らはぬ所作するを、道戯といひし也、全體歌舞妓は、神代神樂の變風なれば、感心の事のみ多ければ、興ありしめん爲、此役ありて、甚大役上手の仕業也、たとへば能の間に狂言あるがごとし、今の道外といふは、丁稚三太、かごかきちよち兵衞、あるひは庄屋の松兵衞などいふごときの端役になりて、意趣たがへり、むかしの道戯は心の內になし、今の道外は外面一通也、坂田藤十郎曰、道戯といふものに、多く利發なる人の能物に渡りて、おかしき事を求めて、爲やうなるものあり、是は道戯にてはなし、或人のいはく、狂言などの敎に唯おかしく作るはよしとせず、其歌鈍にきこゆるを狂歌といへり、道戯もしかり、おかしきといふは興ある事にして、曾て鈍なることにてはなしとぞ、扨親仁がたの名子細なし、花車形は繼母役也、全體は茶屋揚屋のあるじをいふ名也、中通りといふは、かはり仕ともいへり、小詰は總じて石といへり、其故はむかし役に類する人なふして、諸方の妓者をあつむ、是伏見三十石船の乘合に似たり、此意を以て石といへり、成外といふ事は、未太夫成の外といふ心にて號といへり、又新部子といふ名は、幼少にて藝の至らざるをいふ、扨又太夫本といふ事は、一座の司をいふ、又座本ともいふ、名代といふは七ヶの矢倉、年寄は七ヶ矢ぐらの株なり、又頭取は一座を預り支配するをいふ、役者弟子といふは壹人に極る、我子も役者となすは一人に究る也、二人はならず、治郎は妖冶女態也、婦人のごとく粧ひをなすをいふ、

〔古今役者大全一〕若女形に太夫の號ある事

役者箱傳授中卷ニ曰、むかし女の狂言したる時は、是を一座の大夫と立、男役はいづれも脇立衆、道外は能にていはゞ、狂言師の心持にて、女役者をたて物にして、舞せたるより、大夫と稱せり、物まねかぶきといふに成ても、女形は女のまねをする故、大夫の號のこれりと云々、○中略

立役敵役實惡惡人形之事

立役といふ事は、全體女形の一外は實事仕でき役道外まで、一くるめの號なれども、自然とそのかしらにたつ故、實事仕の事のみになれり、藤田小平次、柴崎林左衛門などの風を實事仕といひ、坂田藤十郎、三代つゞきし嵐三右衛門、中村七三郞、大和山甚左衛門などを色事仕とたて、古團十郎幸四郎などを荒事仕と部をわけ、實事仕にてやはらかみを持し、古長十郎京右衛門などを和實と號す、其もちまへの仕内にて當るを、本當ナと云、女形が若衆形に成、敵役が實事をし、立役がはゝに成て當ルはわき道にして、本當ナにはあらず、芳澤古あやめ立役に成て、芳澤權七と改め、サアあやめが立役是はどうもいへまいといふ人あれば、イヤ〳〵舌つきな物いひ、扱もといふ程にはござるまいが、さしもの名人たいていよりはよかろうとの風聞、によつと舞臺へ出た所のわるさ、せりふかひなく、繩にもかづらにも掛らぬ評判、それゆへ評判記にも白上一ツにて、わけもなき取ざた成りしを、近松門左衛門聞付、さて〳〵あやめは女形の名人かな、立役に成てよければ、女形はわるき道理なり、女形より立役に成て去り七の圖までからげて、あてらるゝを見るに、女形の時あやめ程の仕内はひとりもなし、本の女を元服させて大小さゝせ、使者にやつて見れば、此道理はすむ事なり、日頃の身もち、俄に男のまねはならぬ筈なり、立役に成てわるひを以て、彌あやめは女がた古今の隨一と、人々にもはなしけるは尤の事也、我道ならぬ道にて、あてんとするは、役者道の脈と知べし、

一敵といふ事よく案ずれば、信玄謙信合戰をいどまるゝ、信玄が惡人にても、謙信が惡人にてもなし、互に相手をさすの名也、又わが親理屈のわろき事ありて、相手武道やむ事を得ず、打て立のきたるをも、そのうたれたる人の子よりは、敵とねらふにあらずや、それゆへむかしは惡人形といふて、敵役とはいはず、元祿二年、都役者巳年艦にハ、惡人形とのせたり、元祿の中頃より誤て敵役とし、それもてきやくとよみ來れり、實惡といふ事は曾てなかりしに、是は片岡仁左衛門、藤川

武左衛門、篠塚次郎左衛門など上手出來て、敵役より立役實事仕のだめをさして、一座を助けしよりおこれり、

道外半道の事

古き評書には道化とも道戯とも、又は道外共書たり、其かみ女役者にて立し芝居には、道外をおもに遣ひ、舞の間におどけ事をして、どつとわらはせたりしゆかりにて、三ヶノ津、物まね芝居と成ても、此役に段々上手出來たるに、京大坂にては、又しても立ものゝ立役より、道外をつとめ、道外役も次第に役替して、金子吉左衛門は實事仕に成、百人一首源三郎は色事仕へ直り、大嶋嘉十郎は實惡へとび、宮崎義平太も本は道外なり、ちと口きく段になれば、道外をはなるゝゆへ、今はあるかなしに成たり、江戸は打つゞきて道外役たへず、今に鶴や南北、嵐香八などを立をく事、芝居の故實に叶り、又前々は半道といふものありて、實事和事のうちよりひよかすかとしたる事をいふて、見物をわらはす役なり、是も正德比よりそろ／＼たえて、今は一向になし、近年の和事仕といふは、古藤十、古甚左、古七三などいふ樣に、高上に至た所で、和らかみをするにてはなく、又しても見物をわらはしたる仕内、是をおもへば、むかしの半道といふものなり、○中略

親仁方花車方の事

親仁方の事、江戸にばかり名のみして、京大坂にはたえたり、立役より親仁方もすれば、花車形、道外もする事、扨も器用などほめたいが、ほめられぬ事也、花車形もむかしの樣に、上手の出來ぬは、立役よりつとむるゆへ、有てもなうてもの物に成しが故なるべし、小勘太郎次時代の事思へば、一むかしに成たり、

若衆形幷ニ子役の事

むかしの若衆形といふは半立役にして、てき役をきめ、お姬さまをかこふてのせりふゆへ、大方

立役へぬけたり、近年の若衆形は武門の小姓だちには仕立ず、べたつくやうに成て、大方女形へ役替するなり、是にて古今若衆形の變替を知べし、

〔役者全書上〕役者古今變化

一立役は京にて執行せでは、一生上手にいたる事難し、就中やつし役は決して京の舞臺を久しく勤ずしては、名を發する事稀なり、○中略

一敵役の立身は大坂よろし、歌舞妓芝居興行の座組、いにしへは立者の立役一人、中位の實事師の立役一人、やつし形一人、やつしの替りにも遣ふべき若き立役一人、實惡一人、中老の敵役一人、若き敵役一人、立者の女形一人、けいせいに遣ふべき若き女形一人、上手の道外形一人、若き道外形一人、親仁形一人、花車形一人、上手の若衆形一人、又若衆形一人、かくの通りの人々を抱へける、かやうの座組にして興行するは、もし一座の内不快の者出來ても、一座の內に格別劣らざる、替り役の勤まるべき樣を、第一に心がけおく事なり、然るに京も享保年中まで、此心得にて座を組たり、元文以來次第に故實失て、近來は一向餘風も絕侍る、これ何故なれば、それ〳〵に役者を遣ひ分ぬ故とぞ思ふ、よき役なれば道外形を立役がつとめ、親仁形花車形は敵役よりつとめ、若衆形は女形より勤る故に、いにしへの通りの座組なくても、事濟むやうに思ひ興行し來りぬ、先古のごとく座を組ざるは、興行人の仕業、我役ならざる役を勤るは、役者の心得不分明よりおこる、此間違ごかくたるべし、江戶には古の餘風あり、大坂は今に於て故實殘り有、これによつてそれの役まはりよろしく、敵役などは別して遣ひ樣はなはだ能なり、京に十年功を積んとするより、大坂に五年經ば、拔群の功を得るべし、然れども不精にては、何國にても上手に至る事かたし、出精せんと思はゞ、敵役には大坂に勝りたる土地なし、○中略

一女形の風俗は京都よろしけれど、仕內は江戶へ下りて執行すべし、いにしへより今に至るま

で可也、ちかくは元祖瀬川菊之丞、故瀬川菊次郎などにて察すべし、此故いかんといふに、江戸は自然と風土の氣うつりてこせつかず、大間にて、女形には氣もちの取合はなはだよろし、是人力の及ばぬ事なり、しかし是も其人々の性質による事なれば、一概には論辨仕がたし、訥子口傳曰、女形の習ひは、先手のつき様十九通り有といふ、たとへばけいせい、家老の女房、或は娘又は町人の妻など、其役々により仕内は勿論、万事心得有べし、手のつきやうだに心掛ずば、いはんや仕内の差別に於ておや、兎角女形は江戸執行よろし、

〔役者全書下〕女形起原

一承應元辰年、右近源左衛門市村座へ下り、女形といふを始む、其後万之助といふ若衆、すぐれて女に似たりとて、其比堺の半井卜養の狂歌に、

女かと見れば男の万之助ふたなり平の是も面影、女歌舞妓は永祿より始りて寛永年中止られ、夫より若衆を女のかたちに仕立、前髪を取てかしらを手拭にて見へよくつゝみ、いにしへの太夫のかはりに立て興行す、故に今男歌舞妓と成、しかれども古實を失はず、女形を以て本とす、故に女形に太夫の號あり、又座本を太夫元といふ、元來出雲のお國巫女の因によつて、歌舞妓の名目おこる、今につたへてやぐら下に女形の名を出す、是を矢倉三枚の女形といふ、〇中略

一色。惡。といふ始は、江戸にて起る、水木竹十郎元女形後に立役と成、又享保五子冬、市村座にて色惡と云を始、是實惡より出る役なり、

一子。役。の始は、元祿十年柏筵十才にて、九藏とて初て中村座へ出る、是より子役と云部を立し也、それより前は若衆形とのみいふ、

〔續耳塵集〕一坂田藤十郎說に、女形はやわらかでわるひは、いつぞには能成物也、〇中略

一今の敵役にめりはりの差別なく、つゝこんで狂言するのみにかゝわるゆへ、立役も又敵役に

さそはれて、するどきを表とす、○中略

一以前は親父方にも、花車形にも名人有て、一場を受取よく勤し也、今はよき役なれば立役〻つとめ、又花車方を若女形も勤むる本意にあらざる事也、小勤太郎次といへる花車方、三十ばかりの女房の姿、ひらりぼうし著て、付舞臺〻替前に向ふ、棧敷の下に立ゐたりしを、其初日同座の役者も向ふへまわりし時、彼太郎次が女姿の風情よきを見て、誠に見物の女と思ひ、尻をつめりしとかや、太郎次はかゝる名人ゆへ、元祖芳澤あやめ太郎次をまねて、極上上吉の總藝頭の女形となりし、

〔塵塚談上〕堺町、ふきや町、木挽町三芝居役者には、立役、女形、實惡、道外、若衆形、親仁方、敵役、花車方と分り、銘々主役の藝のみを勤めし事にて有し、然るに三四十年以前、女形名人中村富十郎、木挽町にて立役の勤る工藤左衛門の役をし、實惡中村仲藏、女形の勤るしのぶ賣をし、立役坂東三津五郎、曾我十郎を勤し、次の幕には太郎といふ道外をしたり、三人ともに大當りにて有し、是主役にあらざる藝を勤めし始也、此後主役にかゝはらず狂言する事になれり、是皆昔より上手になりしと思はる、主役に有ざるの藝を勤る節には、衣裝は座元より渡し來れるよし、これ主役の藝にあらざれば也、今は狂言ごとに右體なれば、自分々々に拵へる事也、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕昔は江戸には女形出來る事稀なりとみえたり、色芝居正德年間江戸の芝居見物を評する處、いつも上がたからとさへいへば、女形をもてはやし、京でくらはれぬあかべたのけふ迄、腰元役さてはお姫さまにして、のけておいた撰屑を一枚かん板にして云々、けふは上々吉などと評判に逢ふ、さりとては愚なり云々、諸藝太平記に、江戸の女形名人といふ分は、皆上方の下り役者なれば、わきて評するに及ばず云々、

〔古今役者大全三〕中島勘左衛門　古風ノ上手　是好

俳優階級

近年むかしの樣に、かたき役といふ者は、惡へのみ心をそへ、仕內もにくていにする事にのみかかる人すくなく、上手だてをしてあてたがる・故、敵役と實役の仕內、しやべつ見へず、狂言はかたきの役なれども、わざは實事仕の樣なる事多し、むかしの敵役の仕內をかんがへて見るに、惡人方といふものと、佞人方といふ仕分あり、惡人方といふは、見かけよりおそろしく作りなし、惡をあらはしてするをいふ、佞人方といふは、ぬつぺりとして、よき人の樣に見せ、底心にわるだくみのある仕樣なり、此佞人の仕內、後にいふ實惡となれり、又本心は實なれども、わざと惡と見せて、狂言のつまりに、實をあらはすは、實惡にはあらず、實がたの狂言の廻り樣にてかくのごとし、是を實惡と心得たるは非也、死しなに一念ほつきして、實に成てしぬるは、かたき役の死ぎはを善にひつかへす仕內といふまでにて、是も實惡の號には合がたし、此勘左衞門むかしの敵役といふ本意をうしなはず、是上手故成べし、

〔戲場年中鑑 六月中〕立者(たてもの)　立もの三種あり、大立者、次は名題看板の畫組にのする、次の立者は役わり番附の奥書にのする、〇中略去かれども此內に一人位は、間中より立者になるべき人、又は年功の人、右の內へ書加る事も有、夫は續ては此奥書へはかゝず、其年限にて餘の芝居へ行ては、立者ならでは書ぬが、其わかち也、

間中(あいちう)　皆立者と稱すれども、誠は立者と中通の間なれば、間中とはいふ、是は何れにてわかるといへば、間中は幕の內のよび前にまゐすに、間中より始りて立者に終る、

中頭(ちうがしら)　是は中通の內にて、年功の人が、間中になるべき人を中頭となす、櫓下の看板、ならびにやぐら下の番附の畫組にのする、又中通の女がたは、皆中がしらの列にくわゝる、女がたに太夫の號有ゆへにや、かく尊ぶ、次に立役をたふとむ、先同じ位の敵役と一坐の時は、立役を先にをく、藝の甲乙にはかまはぬがならい也、

中通(ちうどほり)　此次に若い衆あれば中といふ、通し看板の畫組にのする役割、辻にも名前ばかりを出す、役者付には畫組にも出る、

若衆(わかいしゅ)　お下(した)といふ、お下とは三がいは立者より中通の部屋、二かいは女形の部屋にて、下にゐる故お下と云、又稲荷町ともいふ、○註略　向側ともいふ、樂屋の中は、三がいへのとふり道にて、片かはにおはやし、其むかふがわにゐるゆへ、むかふがわといふ、○中略

色子(いろこ)　若衆方若女形の素人よりなるには、先何れ一兩年京都へのぼせて置、其後江戸へ下りて舞臺へ出る、是を新べことといふ、坐敷を重として勤る、

〔劇場新話上〕三階稽古場座并鬘師の事 附 鬘名目の事

一稽古場は三階の中に三間の板の間あり、○中略　此板間兩側常には中役者の居所なり、板の間へ鏡臺を直して置故に、中役者を板の間といふ、三階には座頭の立役始二枚目、或は客座の役者立者分、相中、中役者、皆々席を定、銘々名札張てあり、立もの丶分は鬘師中働き二人ヅ丶遣ふ也、中通りの分は一所に髮結ありて、かつらを付て廻るなり、衣裝を著る時は、座頭より中通までも、衣裝方の内に衣裝付有りて、幕毎に衣裝を付に行也、

〔劇場新話下〕座頭の事 附 柏筵秀鶴の事

座頭は、至て重く取扱ふ事にして、樂屋一式總役者の支配役故、藝道の功を積て、自然と此役に至る也、役者はいふに不及、芝居一式の者に重んじ敬る丶身分にて、此座頭の心一ッにて、芝居六ケ敷ものなり、又興行もつゞくもの也、扨又年功なくして座頭に至るものは、江戸市川團十郎一人に限る、京大坂共に役者總卷頭也、○中略　其外座頭ある中にも、師匠親の名を繼、又は內緣に寄て大立者の名前を讓り請、座頭になる事也、近來初代中村仲藏は勘三郎秀鶴の弟子にて、藝術執行の力を以て、中役者より其名の儘にて、座頭になりしは、當代一人也、中役者にて給金一年三十兩も取には、餘程心掛ねば出來ぬ事なるに、其中役者より出世して給金八百兩の座頭に至りし事、中

俳優心得

中容易の事にあらず、扨座頭といふは、萬事に行渡り、芝居の事も帳元と相談し、一日も多く興行する樣に心掛、當り不當の樣子に依て、金子調達出來不出來の時は、自分の給金は跡へ廻して、外役者へ渡させ、其上高金の役者へは、帳元共々無心をいふて、初日をはづさぬ樣にするを座頭の心入とする事にて、とかく座頭あしき時は、興行むづかしきもの也、總じて役者は、かりそめにも金銀に拘らぬ樣にいたし度もの、座頭迄に出世する中は、大給金も取たる身分故、心あるべき事也、たま〱右の如く芝居の爲おもふ座頭あれば、却て仲間にてはあしくいひなす族も、心に耻べし、近代にての座頭は、木場の五粒にとゞまる、此人存生中は、芝居もおだやかにてありし由、○中略座頭は我弟子は勿論、引立遣し度思ふものたりとも、依怙ひゐきなく、作者に任せ置、至て勤難き役ならば、作者へ賴て其役者行立樣に心がけ、若手又は見物の請よき役者に役を多く廻し、我仕打は狂言のはり〱を引請、又不當りの時は、座頭の役一幕引かへてする事、狂言にもよるべし、舞臺にても不入の節、外役者の不出精を心付べき事なるに、當時の座頭は、九月前日にはあら方出替りも定る事故、我身分重年ならねば心持ありて、一ヶ年は總樂屋を預りたる身分をかへりみず、彼是と少しの事を難澁して、九月中より病氣と號して引込、心あしく其座を別るゝ、こと何事ぞや、定月迄は其座を大切に勤め、狂言舞納には口上を述て、奇麗に出るを座頭の身の行ひといふべし、役者風儀、古來とは大に相違せし也、

〔佐渡島日記〕一親傳八、予○長五郎若き時つね〱いひ聞せしは、藝者といふ者は、金銀に眼をくれる物にはあらず、一生涯の內、名をひろむるが肝要なりと、毎度耳かしましき程さい〱堅く申付たり、此事子供の玄ぶんより年來聞こみ居しゆへ、予何國より相談に來りても、つゐに給銀の相對は致さず、賴などは何方へ成とも、二言となく約束極めたり、銘々業相應に給銀のわかち有て、抱る程の者は、夫々に相當せるなるべし、玄かれば給銀相對におよぶ事にあらず、一年中芝居ふ

あたりにて、年中勘定ふそくに見へければ、此方より給銀をまけ、了簡付ケ出たり、芝居主は役者と違ひ、名を上る事はいらず、第一金銀をまふくるが、其身の肝要といふ物、役者と芝居主との心には、格別なり、夫に近年は、少の給銀のあやにて、相談不濟方多しと沙汰を聞侍る、此心底いぶかし、いにしへの役者、中途に出よの出よまいのと、もめる事は、皆役或は仕内に付ての申分なり、近來は金銀の事に付て、もめ粗おほしとかや、雙方持なし悪敷は成たり、

〔役者全書上〕役者古今變化

扨いにしへの役者は、立役敵役も樂屋はいふに及ばず、私宅へ歸りても行義正しく、假にも安座せず、五常を專ら行ひ、女形をつとむる役者は、正眞の女のごとくあしらひ、樂やにても席を同じうせず、假初にもたはふれ事をいはず、狂言の工夫のみに心をこめたり、料理茶やなどへ入こまず、芝居一日の狂言滿ると、すぐさま我家に歸り、思ひ〱の遊藝を學んでたのしみとす、若き役者にても、遊藝一通り何にてもならざるといふ事なし、或は文學をし、詩歌連俳を心がけ、又は書畫を學び、茶香を愛し、立花をさし、蹴鞠を翫び、亂舞は勿論絲竹に達すなど、無藝なる役者は一人もなしとぞ、誠に三代目嵐三右衛門ある人に問て曰、我若年の比までは、万藝にわたりたる者ならでは、太夫本にはせざりしとの物語、遠からぬ時節まで、故實はありしと察せらる、元祖坂田藤十郎曰、我若き時は、堅く料理茶屋へは入こまず、遊所へ入こめば入來りし客、ちかづきにならんといふ、是を辭退すれば人のこゝろざしに背く故に、足踏をもせざりしに、元祿の末に至り、據なく家々四五軒へ一度づゝ行たり、其のち再び行かず、それをいかんといふに、歌舞妓役者は人の牽頭持やうなる氣性にては、一生藝術にて名を施す事あたはずと、每度若き役者に敎訓せしとぞ、女形は年中煎茶をのまず、齒の染るをいとひての事なるよし、平生物言たちふるまいともに、正眞の女のごとく、假にも男の手より物を取わたしせず、樂屋も内より錠をおろし、立役を我が

樂屋へ入れず、食物をしたゝめるを人に見せず、樂屋入して化粧せぬ前に、藝のいひ合等にもやつし形にむかはず、是色情が覺ては、舞臺にて其情うつらざるを愼ての事成よし、古老申傳なり、されば元祖芳澤あやめ、二代目嵐三右衞門宅へ、芝居はてより所勞見舞に立より、とろゝを出せしを箸とらざる事、耳塵集に出せし通りむべなる事なり、女のとろゝ汁を吸はきれいならざる物故、愼みたるとみえたり、女形の身持は、誰々も斯ありたきものなり、今も女形はかく身を愼む事にや、〇中略近來は立者の女形に、相手の上手にあらざる立役立合ふ仕内あれば、女形より引こなして、藝をするやうに見え侍ることあり、男に對して女の發明過たるは、他見よろしからぬ物なり、

〔歌舞妓雜談〕市川柏筵四代目團十郎曰、役者は大莊なるが第一なり、いまだ出世をかゝえて形(なり)かたち惡ければ、下手のうへに下手と見ゆるなり、結構なる姿にて歩行ば、下手にてもどこやらがよし、地顏は舞臺よりあしきものなれば、隨分人に見られぬやうに心がけて、舞臺にて日本中の人に見すべし、とかく役者は人目には苦もなく見ゆれども、心遣ひなる家業なれば、宿へかへりては、身分相應なる樂をして、あまり他へ出ぬがよし、外へ出ねばそねみもうけず、腹もたゝず、たとへば役者は人間の見せものなれば、なるたけは身奇麗にするがよし、夏も紹の頭巾を放さず、駕に乘ても留場の者を連て、身を大切に持は奢にてはなく、御見物を能とる爲にて、緒締根附などに蒲團をつけて置ば、それだけによく見える道理なれば、太夫元金主方への奉公なり、澤村訥子二代目宗十郎曰、立物にならば、無僕にて手に下駄など提てあるくがよし、心易く見ゆれば、人がよしあしをしらせるなり、常の著類は目だゝぬ物、寒暑一通あれば濟事なり、衣裳はなるたけ著たきものなり、しかしあまり奢ときは、芝居行兼る事もあり、長者になりては、金持の名をとるがよく、役者になりては、上手の名を殘したきものなり、常からの心がけにて、不斷著よりは衣裳

を著て、金を持よりは藝をもつがよし、〇中略

市川海老藏曰、曾我の五郎の役に傳あり、對面のとき、祐經に飛かゝらんとする時宗の心は、祐經を親の敵と名乘らせ、言葉にて契約をして、其座にて討氣にあらず、敵討は兄弟揃て本望をとげる所存なり、勝負せんといはせて、たゞ詰寄るばかりにて、脇差の柄に手をかけぬものなり、又草摺引は、朝比奈と五郎が力競にて引合ふゆへ、草摺を引切るほどの力なり、朝比奈はせかずと、靜にいへといふ心にてとめるなり、力づくにてとめるにはあらず、すべて角前髪の荒事は、娘の酒に醉たる氣持にてする事なり、

澤村宗十郎曰、曾我の十郎の役に傳あり、祐成は柔和にして堪忍が第一なり、敵討まで刀の柄に手はかけぬ心にて、浪人の身の上ゆへ、何事も鎌倉の大名には勝れぬ氣持にて、生醉に出逢しごとく、誤てよわく見えるがよし、とゞ敵に向ひしときは、性根をすえて隨分強くすべきなり、

又曰、侍の役にて腹をたつときは居るがよし、町人ははらをたつと起がよし、武士は口論などのとき、刀に手をかけぬが強く見ゆるなり、喧嘩のせつ脇ざしをひねくりまはすはよわし、そんならといふせりふは、町人の外なきことばなり、

生醉は疊を見てものをいふがよし、なまゑひと氣違ひはわかれども、聾と氣ちがひはわかりかねるものなり、つんぼは盲人の心にて、耳を目にする氣持なれば、聾とわかるなり、又座頭は行丈短くして、立居に裾の開かぬやうにするがよし、片目づゝ細目にあいて、時々左右とりかへねば、目を煩ふ事あり、

吃はさしすせそ、かきくけこ、此文字ばかりどもるなり、あいうゑを、はひふへほ、らりるれろ、まみむめも、たちつてと、此がなはどもるべからず、此外をどもれば、せりふ聞へかねるなり、何事をするにもまづ膝を打て拍子をとりて、せりふをいひ出すがよし、又跟跛(ちんば)に腰をかゞめてあるくは、

虚らしく見ゆるなり、片足を踏のばして、延したる方へ力を入て、かた〳〵はちからなくあるけば、本の跛に見ゆるなり、人目にはちんばをかくす心がよろし、

侍の老人は膝のをれぬやうにすれば、武士の老人にて品よく見ゆるなり、町人の親父は腰をまげてあるけば、町人の年寄なり、又ふるゑるには、片足にて立、かたあし爪立てふるゑば、自由にふるゑるなり、

畜生の變化は、足を爪立て歩行がよし、さりながら背の高き人は、つまだちてあるけば、鈍に見ゆるゆへ、踵にてあるくがよし、爪立もおなじ道理なり、

柏筵曰、般若は泣心にてするがよし、幽靈は氣あいのわかき心もちにてするがよし、いさぎよくするのは亡魂なり、○中略

白眼まへに目をねむりてにらめば、はつきりと別りてよし、○中略

大谷廣次元祖十町曰、役者は不斷に羽織を著るは、年寄に見へて惡し、はでなる著類に結構なる提物など持て、すこし任俠に見ゆるがよし、されば迚て心はきほふべからず、商賣往來の外の家業なれば、何によらず物事さしひかへてせねばならず、まことに有がたき太平の遊民にて、智惠かしこきもあしく、また馬鹿にてもならぬものなり、總て近頃は太夫元金主方にて、何が費のがゝ費のと、儉約をする事多し、費の穿鑿をいたせば、まづ第一役者がつひへなり、○中略

中村少長二代目七三郎曰、舞臺に長居する役は惡しきものなり、いかほどの珍味佳肴にても、腹一杯の上にしいられては、鼻について喰れず、元祖中村傳九郎、去ル御方樣へ召れし時、能と歌舞妓の藝の仕方、いかほど違ふぞと御たづねありければ、本道と外科の御療治ほどかわり申候と、御答をいたせしとぞ、さればおこがましけれど、能役者は本道にて、歌舞妓役者は外科なれば、上から見てあしき所を直すがよし、とかく歌舞妓の藝は、小柄目貫の彫物のごとくに、後から見てもよき

やうにいたしたき事なり、

柏筵曰、ある役者狂言の仕うちよく譽られる所を習ひたきよし申せども、是は彼の手の内のごとく、強くかたき調の人あり、ゆるくやわらかき調の人あり、手の内のさへは、皆人々が生れ得たる所なれば、いづれにても音のよく出る所をほめらるゝことなり、〇中略

又曰、〇中略荒事は七ッ八ッの子供のまねをする心なり、俠者のまねは下司ばるなり、

眞直に舞臺の正面をむけば、弱く見ゆるなり、すぢかいに向ひて、三角にすはれば、強く大丈夫に見ゆるものなり、とかく荒事は足をなげ出すがよし、〇中略

家老の女房などの役は、總て不器量なる氣持にてするがよし、是忠臣藏のお石の類なり、又女の腹のたつときは、せりふより前に泣ものなり、口舌はなかずにだら〳〵いふがよし、

訥子曰、傾城買の狂言は、挑灯持よりは先へ行やうに步行がよし、女郎にうつゝをぬかして通ふ心なり、又可愛き者を見るには、目を見ればかあいく見ゆる也、惡き者は鼻を見れば、にくゝ見ゆる也、〇中略

少長二代目七三郎幼少の時、一万の子役にて、平九郎は金石の役にて、初めて逢狂言の仕組なりしが、我は誰が子じやと問に、少長さん候といふせりふを、稽古の時さうではないと、三十遍ばかりいひ直させるゆへ、少長も子心に腹立て、泪をこぼしながら、さん候といひければ、それでこそよい、川津を討たる親のかたきなれば、恨めしいといふ心にてすれば、をのづからなみだが出るといひけるとなり、

〔舞臺百ヶ條〕一今の立役のきつはをまはして、かたきをきめるは、かたち計にて、心のきつはをまはさず、見物衆にほめらるゝ事をのみむねに持てまはすゆへ、かたきをきめるではなくて、見物衆へ廻すきつはになる、夫故敵役の身にこたへず、よはみの出し所が、はづまぬのみなり、相手仕

事なれば、我は相手をたて、我も相手にたてらるゝ樣にさへすれば、舞臺のおもてしつくりとなる故、自然と見物衆のあつと感ずる場へゆく也、相手にかまはず、我ひとりあてんとするを、孤自當といふ、孤はひとりとよみ、自はみづからとよむ、耻べし〳〵、

〔耳塵集上〕一坂田藤十郞曰、おかしき事が實事也、常にある事をするが故なり、今の藝者の實事を見るに、互にそりをうち、鼻とはなとをつき合、ぬけぬかんなどゝの詰合、實の侍のすべき業ならず、此心ゆへせりふづけも又々右に同じ、是をさして實事といふべき歟、

一又曰、身ぶりのよしあしを吟味する藝者あり、尤見物に見するものなれば、あしきよりよきはよからん、予は吟味なし、身ぶりとて作りてするにあらず、身ぶりはこゝろのあまりにして、よろこびいかるときは、をのづからその心身にあらはるゝ、然るに何ぞ身ぶりとて外にあらんや、

一或藝者、藤十郞に向ひ、貴殿諸藝達し給ふ中に、別而道外のあど名人なりしとほむる、藤十郞曰、道外のあどとは何の事なるや、予は道外と狂言する也、手前さへ實らしくまんろくに狂言すれば、道外もしやすく、をのづからあどになる也、あどとおもひあどをうてば、道外師は狂言の邪魔に見ゆるものなり、とかく道外師と狂言を、大事にかけ、よくせんとおもへる也、○中略

一藤十郞曰、ほめられんとおもはゞ、見物をわすれ、狂言を誠のやうに、まんろくにいたしたるがよし、

〔耳塵集下〕一仙臺彌五七といふ道外師、京都にて高給銀をとり、並なき上手なりし故、予○金子吉左衛門道外仕習の時分、ねがわくは彌五七程の藝者に成たしとおもふて居たりし折柄、藤十郞曰、一向道外するとも、必彌五七のまねをいたすべからず、其故は此程の狂言に、只今大殿御死去なされしと聞て皆々おどろく、彌五七道外に、南無三ぼう寐耳に牛の入たる樣な事かなといへり、いかに笑へばとて道外のいふまじき事也、先道外の役はいつとても不調法者麁相あほうなり、ねみ

みへ牛が入たるとは、或は太鼓もちなどの帥の輕口なり、たとへ帥なりとも、大殿御死去と聞てね耳へ牛が入たるとはいふべからず、ねみゝへ水の入たるといふは常なり、同はね耳へ水の入たる樣な事といふて笑せたしといへり、予が曰、左樣に申さば見ぶつ笑ひ申まじと申せしかど、そこが工夫なり、言所によつてわらふべしとなり、其後予がせりふに、たゞ今奥樣若君樣を御誕生なされしといふを聞て、南無三寶ね耳へ水が入たるやうな事かなといひしに大きに笑ぬ、かやうのせりふ付、格別よかりしとは此樣成吟味故歟、〇中略

一杉九兵衞といひて、花車形の名人あり、藤十郎廿餘りの時分九兵衞方へゆき、狂言の仕樣をならひ度よし申されければ、九兵衞曰、我は花車形なる故、隨分女子のまねを仕る、貴殿は立役成程に、男のまねを致されよ、今の立役を見るに、男はすくなし、もとより女形にてもあらず、何やらわけなし、今よりして隨分男のまねを致されよとなり、此詞を工夫して少し藝を仕習ひしと也、ややもすれば右の咄を仕出し、杉九兵衞は三ヶ津に有まじき名人とほめられたり、

〔續耳塵集〕一藤田小平次常にいひけるは、刀のそりを打つ時は、左のひざを引、相手の目の内をにらみ付てうたざれば、立派になしとぞ、〇中略

一元祖澤村長十郎狂言に、長持のうちに忍びの者ゐるを去つて、鑓にてつく仕内ありて、長十郎袴のもゝだちとり、思入してつか〳〵と行、なんのくもなく長持をつきしに、坂田藤十郎其時いふやうは、扨々長持のつきやう心得がたし、ちと〳〵工夫せられよといひければ、長十郎其夜工夫して翌日袴のもゝ立ちを取、長持の傍へつか〳〵と行、又跡へ戻り袴もおろし、そろ〳〵とさし足して長持の傍へより、聞耳をたて、内に忍びゐる樣子を考へて、一鑓につきければ、藤十郎手を打て、さて〳〵驚き入たり、後々は其一人たるべしと、ほめられけるとかや、はたして三ヶ津に名人の譽れ高し、〇中略

一むかしの役者は揚まく〳〵出端を大事にせし事也、出てむかふを切るに、各その風情流義あり、其出る時はや名人と思はれ、其狂言もよつかりとおもしろく有しとかや、三原十太夫といへる敵役は、小男成しに長き大小をさし、出端にきつと表を切り、拗ねりてあるく所大きに見え、恐しかりし也、今は出端に流義なし、これも時によたがふ故ならん、○中略

一中川金之丞といふ立役は、おかしき事天性の上手也、ある狂言に使者奏者物語の所へ、金之丞茶の給仕役にて出、茶わん差出し引下り、傍にゐる内ふとてんがうに、茶臺を左の手かざしこみ、使者用事言付る所に、金之丞かの茶臺手におしこみし故、俄にぬけずいたみ難儀なるをかくし、うちたゆる思ひ入、見物ことの外面白がり、どよみをつくり譽たり、か丶る事にて大當せしとなり、

〔賢外集〕一坂田藤十郎はけいせい買の名人と、もてはやされたる稀人、ある年夕ぎりの狂言に、ふじや伊左衛門役を勤る筈に極り、今度の狂言には上草履いるなれば、早々あつらへ然るべしといひわたしける、扨ざうり出來あがりたりとて見せければ、藤十郎見て、これは大き過たり、仕なをすべしと云付ければ、男申けるは、おまへのお足の寸を取誂候へば、違ひ申さぬはづといふ、それにても大きなりと、ひたすらいひければ、買物方の者、それにいか程ちいさく致さんと尋ければ、一トまわりちいさくと申より、すぐさまあつらへ直し、總稽古のせつ、彼ざうりちいさきゆへ、指にはさみ出られたり、初日にも同じく指にはさみ出る、樂屋口に居たる役者、名はわすれたり、若ざうりへお足が入りませぬかと氣を付ければ、其返答は仕ながら、其儘にて舞臺へ出たり、ある人此事を不思議におもひ尋ければ、藤十郎いはく、此度の草履は揚屋の庭にてぬぐ事あり、舞臺にぬぎ捨たる時、ざうり大きければ、諸見物藤十郎はさてもきつい鈍足なりと見出されては、重てけいせい買の狂言はならざりしと答られし、すべてか様な事までも氣を付、狂言仕ける名

人の心得は格別の事なり、

〔あやめ草〕一或女形よし澤氏〇あやめに問けるは、女形はいかゞ心得たるがよく候や、よし澤氏のいはく、女形はけいせいさへよくすれば、外の事は皆致やすし、其わけは、もとが男なる故、きつと丞たることは生れ付て持てゐるなり、男の身にて傾情のあどめもなく、ぼんじやりとしたる事は、よく〳〵の心がけなくてはならず、されぱけいせいにての稽古を第一にせらるべしとぞ、〇中略

一歌流あるとき、狂言の仕様を尋られしに、よし澤氏曰、家老の女房にて敵役をきめる時、武士の妻なればとおもふ心あるゆへ、刀のそりを打事かならずりつぱなるものなり、武士の女房なればとて、常に刀をさす物にあらねば、刀の取まはし、りゝし過たるは下手の仕内なり、刀をおそれぬといふ計が仕内なり、何としてかとしてナンとといふて、ぶたいをたゝいてつかに手をかくるは、ぼうしかけたる立役なるべしと、度々申されしとなん、

一吉澤氏の曰、女形の仕様かたちをいたづらに、心を貞女にすべし、但し武士のつまなればとて、ぎごつなるは見ぐるし、きつと丞たる女のていをする時は、こゝろをやはらかにすべしとぞ、〇中略

一女形は色がもとなり、元より生れ付てうつくしき女形にても、取廻しをりつぱにせんとすれば色がさむべし、又心を付て品やかにせんとせばいやみつくべし、それゆへ平生ををなごにてくらさねば、上手の女形とはいはれがたし、ぶたいへ出て、爰はをなごのかなめの所と、思ふ心がつくほど男になる物なり、常が大事と存るよし、さい〳〵申されしなり、

一敵役をきめつけることは、まづは女形の役にはめいわくなる事と思へども、狂言の仕組によりてじやといはれぬばあれば、其役を請取る事なり、かたき役をきめて勝をとれば、見物衆はさてもよいぞと、その女形を譽るものなり、これにくし〳〵と思ふ敵役を、よはかるべき女がきめ

るゆへ、うれしがるはづにてはあれども、これに乘て見物へのあたりをこのみ、又してもく〳〵此格な事をゑたがるは女形の魔道なり、づゐには筋道へゆかぬ役者に成べしとぞ、○中略

一女形はがく屋にても、女形といふ心を持べし、辨當なども人の見ぬかたへむきて用意すべし、色事師の立役とならびて、むざ〳〵と物をくひ、扨やがてぶたいへ出て、色事をする時、その立役ゑんじつから思ひつく心おこらぬゆへ、たがひに不出來なるべし、○中略

一女形といふもの、たとへ四十すぎても若女形といふ名有、たゞ女形とばかりもいふべきを、若といふ字のそはりたるにて、花やかなる心のぬけぬやうにすべし、わづかなる事ながら、此若といふ字、女形の大事の文字と心得よと、稽古の人へ申されしを聞侍りし、

〔歌舞妓雜談〕又曰、○大谷廣次藝は日向にて仕習ふ心がよし、日陰にてするやうな藝は惡し、さりながら私どもは日向へ出て、藝をする事は出來申さず、狂言の仕内は、幕毎に一日出ても宜しき役といふは、煙草一ぷく呑ほどの間をほめられもし、評判をとる事もあり、役の多きはあまり出かさぬものにて、生れるも死るも、すこしのうちにて、能き事とても、手間どるは皆あしきわざなり、○中略

二代目路考曰、女形は女中衆に女房などにならんと思はれるは、餘り好まぬ事なり、男に多くひゐきされて、あのやうな女があらばと、思はれるやうにゑたきもの也、常々もちゆる所の、自分の櫛かうがい笄(かんざし)のるい、衣裳帶などの物好も、女中がたの氣に入るやう、妾風俗を心がけて、御屋敷方又女郞衆娘子供にいたるまで、皆まねをされるやうにと、願ふ事肝要なり、女中方の贔屓をうけるは、やはり同じ女子とおもはれるが、第一の女中ひゐきなり、○中略

古人市川宗三郞曰、敵役は隨分叮嚀にするほど、かへりて惡くてよし、おかしみはなきがよし、

山中平九郞曰、敵役はせりふの少きがよし、不斷胸にてわるだくみを思案してゐる心なり、○中略

二代目少長曰、伎藝は何事によらず、年をとりてはつやがぬけるもの也、念に念をいれるほど、かへりてつやがうすくなるなり、

〔劇場新話下〕役者古今流行の事附古人當り狂言の事

當代の役者は、昔の役者より物事器用にて、至て上手に見ゆるやうなれども、是には色々譯のある事にて、昔の役者と今の役者と、藝道に違ひは有まじけれども、藝を細かにするは今の役者、心で藝をするは昔の役者也、是故に内外の違ひあり、なれども當時は人氣もかしこく、早く目にとまり、氣に入り、聲のかゝる樣に心懸、藝の損得には構はず、昔の役者は名人の仕置たる事にても、人の眞似をせず、一流を心掛、和事仕などは、年丈ケても拵をすりはがしなどする事なし、古人中村少長は、年終る迄色事仕の體を崩さず、先年堺町にて二代目木場の五粒顏見せに、本名秩父の庄司次郎重忠、假に梶原の郎等あねわの平治にて、秀衡の屋形へ上使に來り、義經の首請取の平敵にて、身替りの首請取、花道の中程迄來り、衣裝もかづらも其儘にて、本名重忠と成りし所、誠に仕打計にて、腹の内が重忠と見ゆる樣子、中々外人の出來る所にあらず、表裏の名人といふ也、御誂勸進帳といふ大名題にて、殊の外大當りなりし由、○中略又中村秀鶴も、舞臺の心掛格別にて、狐の狂言を勤むるに、終に狐を顯さぬ狂言にても、肌には狐の形の縫ぐるみを著て、本體狐の心持にてせし由、近代の名人也、○中略ある役者、古人訥子へ色事仕は至て六ケ敷ものなるが、いかゞしてよからんと尋ねければ、道外方の心持よしと答へし由、古人嵐雛助、和田合戰の狂言に、板額の役にて門破りの段を、親嵐小六見物して居たりしが、打出して後、門破りの仕打勢ひ見苦しとて叱りし故、翌日心を付て勤めしが、小六又いふ樣、いかゞ心得しや、昨日より却て見にくしとて叱る、其夜色々考へて翌日勤しに、猶々あしきとて、小六大に叱りける故、其夜寐もやらず、工夫をこらし、第四日目に工夫を付門破りを勤て宿へ歸り、今日の仕打御心に叶ひしやと尋ければ、小六

化粧

答て、今日の仕打至極よろし、定て見物の目にも叶ふべしといひしが、果して大評判なりし由、其仕方を小六は教へず、又眠獅も其仕打を問ずして工夫をこらし、板額にて門に掛り、長刀をかひ込、其手にて上著の裙をつま取る樣に持添て、片手は門を押たる仕打、女子の門破り故、かくあるべき事、誠に藝道よく修行せしものといふべし、古名人柏筵大佛供養の景淸法師武者の出立、長刀をかひ込、本舞臺より花道へ懸る時、うしろの幕を絞り、訥子助高屋重忠の立出て、曲者まてと聲を掛ると、景淸本舞臺へすら〳〵と立戻りて、何がナントといふ仕打の所、初日に景淸花道へ掛りて、重忠聲を掛るかと思ふに音もせず、もしや失念せしかと、彼是氣をもみ、花道も七八分通過、あはや揚幕へ近寄ぬるに、聲かけぬ故、大に氣をいらだち、今一足にて揚幕へ入るべき程に成し時、うしろより訥子重忠大音にて、クセモノマテと聲掛る、柏筵思はず振返りギックリ思入あり、訥子又平家の侍惡七兵衞景淸まてといふ、柏筵其時舞臺へ立戻り、重忠に詰掛、ナニガナントといひし、其勢ひ誠に冷じかりし由、今に申傳ふ、是訥子の心持にて、柏筵へ藝のはづみを讓りての仕打故、柏筵格別出來よろしかりしと也、兎角上に居ては、下の役者の引立ッ樣に心掛べきもの也、人には不構我のみほめられんと心得るは、下手の中なるべし、又昔は愁歎の場などにて、見物も何となく哀を催せし時は、道外方出て、何かおかしき事などいひちらし、見物の心を引立る事なりしが、今は敵役よりおかしみをする故、道外方は用なし

〔三座例遺誌〕顏のくま名目

一筋ぐま　一靑ぐま　一半ぐま（顏の下のかたを靑くする也、景淸など、）　一猿ぐま（朝ひな）　一薄肉
一むきみ　一一ッぽん　一愛染　一不動　一龍神　一にゝしき　一化身もの
一狸　此外おびたゞし

〔劇場新話上〕樂屋總體の事

總役者の化粧代、日々に三貫五百文ヅヽ、頭取請取て紅粉を渡す、中二階女形は手前にてする故、頭取より渡さず、又ぬりおしろいとて、はだかになる役は、白粉を小道具方より出す、外のおしろい青黛は、役者の方にてする也、紅ばかりは頭取より渡す、但べにぬりとて、赤つらなど多く出る時は、紅代増減あり、

〔我衣〕役者總身ベニニテ染ルコト、天和年中、市川古團十郎始タリ、

〔歌舞妓雜談〕又曰、○市川柏筵顏色の青醒るには、脣に白粉をつければ、青く見ゆるなり、藍の色は立派にてすごみがうすし、口をすぼめるほど、色は青く見ゆるものなり、○中略眼の角の丸き隈どりは、もと三角にいたせしなり、去ル御方へ召されし時、古代の名作の面あまた拜見いたせしに、ていかん大蔆といふ面の眼のふち筋ゆれて二すぢあり、殊の外強く見えしゆへ、翌日樂屋にて眼のふちの隈どりをゆりていたしたれば、かへりて惡しく見にくきゆへ、早早中のゆれを直に丸くいたしかへたり、顏のくまどりと、面の彩色は同じやうに思はるれども、格外のもの也、これは私廿一歲のときにて、今の隈どりの始なり、○中略又曰、○二代目路考女形に眉毛の濃者は墨にてつくらぬがよし、作りてはこわく見ゆる也、○中略男女にかぎらず、かた紅を燒てたくわへ、毎夜寢るとき、薄くときて顏にぬれば、年がよりても皺のよらぬものなり、

〔花江都歌舞妓年代記〕一元祿元戊辰年、○中略傳に曰、二代目市川柏筵、五代目白猿に物語りし事を、予○立川焉馬に或時かたりしは、傳九郎○中村始て奴丹前、又素袍の出、兄弟に對面之引合の工夫、先糸鬢に剃おとし、鬢髭のかづらを何にせんと思ひ、ぼつとせ、楊拂敵役は鎌髭とて、いろ〳〵あれど、勇みなしとて、○圖略如此ほうひげを一ツぱいにこしらへ、是をかまつぼうといふなり、扨此かまつぼうを掛し所、猿の面の如くなればとて、頰に紅にて筋を引、目のふちを隈どり、口を結び齒を

名優

出して、スサといふてにらむ也、傳九郎性付齒并よき男にて有しとかや、是を猿若の家の、さる限と、今も朝ひなの役勤むる者は、これを眞似る事とは成れり、

〔近世奇跡考 一〕山中平九郎鬼女話

普く世にかたる話なれども、くはしからず、傳へて云ふ、山中平九郎一時我家の二階に上りて鏡にむかひ、狂言怨靈の顏をさま〳〵に工夫し、とやせんかくやすべきと眼をよせ口をひらき、心に學ばせて、しばらくおもひをこらし、自然とおのれもおそろしきばかりの仕かたを工夫し、かくてこそよけれと、鏡を手にとりておぼへず立上り、怨靈の身ぶりをする折しも、其妻何の心もなく二階に上り、おもひがけず其ありさまを見て、こはやのうとさけびつゝ、仰のけざまにたふれて死入りぬ、家内の者その音におどろきて、二階にあつまり氣付藥などあたへ、とかくしてやうやくいきかへりぬ、平九郎思ひけるは、我藝精身に入りて、我妻すらかくのごとし、いはんや他の見物をやと大によろこび、則ち其工夫を以て狂言せしに、果して見物群集せしとぞ、江戸著聞集といふ書に、妻懸隅田川と云狂言、彼妻が絶入せし時の工夫のよしをかけるは非なり、それより以前の事のよし、いづれの狂言にや詳ならず、按るに平九郎は實惡古今の名人、俳名を仙家と云、元祿中を盛に經て、享保九辰年五月十五日沒、谷中常在寺日蓮宗に葬る、法名を冷山院壽仙と云、

〔俳優畸人傳 初編 上〕伎藝一道冠首

元祖 才牛 市川團十郎 幼名海老藏
— 實子 柏筵 二代目 幼名九藏後海老藏
— 養子 三升 幼名升五郎 改名德辨
— 聟 三升 初、幸四郎
— 實子 白猿 初名幸藏、松本幸四郎、
— 實子 三升 幼名小玉ト云
— 白猿孫 白猿 幼名新之助、又海老藏、市川團十郎、又海老藏
— 實子 三升 幼名新之助、又海老藏、

〔扶桑古今役者師弟系〕市川家　下總佐倉の郷幡谷村に、堀越十藏といふもの有、万治三年二月、江

戸さかい町に住し、延寶三年四月、悴を役者とす、是を市川えび藏と名のらす、今市川の元祖也、○中略

本國山城、中村源左衞門と云一流の上手有、是江戸の中村傳九郎十藏等の中村と別也、右源左衞門弟子千彌事、元祖中村、歌右衞門歌七寶曆八年五月初江戸に下る○中略

本國攝州尼ケ崎、西崎新平と云浪人悴三右衞門を役者とす、○中略三都に嵐を氏とする者、いづれも此末流なり、○中略　元祖嵐三右衞門三代目迄大坂太夫元也、元祿三年十月十八日死、○中略

片岡家　藤川繁右衞門――實子藤川半三郎後片岡仁左衞門と成故元祖○中略

尾上家　本國京都宮川丁舞指南丹波屋李右衞門――實子尾上多賀之丞三都尾上氏元祖――弟子尾上右近――弟子尾上左門――

元祖尾上菊五郎俳名梅幸享保十五戌年十一月初舞臺○中略

小佐川家　本國江戸、實父は大和川次平悴次郎吉事、小佐川十右衞門弟子、元祖小佐川常世、○中略

岩井家　本國大坂、太夫元の家也、元祖半四郎に男女共子五人有、悴三人段々半四郎と成、太夫元にて三ッ扇のやぐら幕を上る故、親子二代にて四代の太夫元と成也、元祖岩井半四郎太夫元、元祿八年三月二日死、○中略

松本家　松本の出生故松本を以氏とす、二代目團十郎同位の名手なり、元祿三午年より出、次第に實惡の名を得たり、　元祖松本幸四郎始高麗藏○中略

瀨川家　慶安三年比上手の名有、本國攝津池田の東瀨川の出生、承應二年、京都村山平右衞門座の顏見せ評判記に、女形卷頭瀨川初太夫、是瀨川の元祖也、○中略

澤村家　京都宮川町舞指南備中屋六右衞門悴長右衞門事、元祖澤村長十郎享保十九寅年正月廿四日死○中略

坂東家　本國山城伏見、名有浪士の子なりしが、伯父篠塚次郎左衞門此道を好たる故、寶永三年十月、江戸市村座へ坂東菊松にて初舞臺、同五子年十月、坂東彥三郎と改名す、次第に上手の名を

得たり、是坂東別派の元祖也、〇中略

坂東又太郎門人、元祖三津五郎是業といふ、〇中略

中山家　正德二年、顔見せ附卷頭實惡名人姉川新四郎門人元祖中山新九郎、初姉川嘉平次、後松本嘉平次、天和四年九月、初ぶたひ、〇中略

姉川家〇中略　元祖新四郎は、寛延五年十一月廿五日死、〇中略

大谷家　本國江戸實惡の上手出て、大谷廣右衞門と云、是三都に大谷氏元祖也、享保六丑年二月十九日死、〇中略

山下家　元文二年、顔見世附に、早雲座の座頭山下京右衞門是元祖也、〇中略

藤川家　本國近江、一流の仕手、江戸に出、森田座を取立、夫より三都に名を上、藤川の流たえず、今に繁昌す、

中島家　本國江戸、實惡道外共妙手、役者道の開山といはれたる、天和二年死、何矢良勘六、〇註略

門人中島勘左衞門正德六年四月廿一日死〇中略

淺尾十次郎門人始淺尾爲藏、寶曆七丑年十月改名す、三都に聞へし實惡の上手、〇中略

享和二年比、生島菊次郎等、上手の名成しが、近年迄この生島の中絶也、〇中略

本國京都、元來芳澤あやめ門人よし澤藏之介、天和年中、一派の仕手と成、三升大五郎と改、是三升の元祖也、

〔役者全書上〕役者藝品定位遷喬之次第

むかしの評書には、上上吉といふ事甚まれにて、今の評書に上上とあるは、其比の中の上位なり、故に上手中手下手の三段にわかてり、今は上といふが末座にて、中手以下はなきやうに成たり、是世上繁花にしたがひてかくのごとし、元祿より享保までの上上吉の役者の部を左にしるす、

立役之部

元祖坂田藤十郎　山下[半左衛門（後京右衛門ト云）　大和屋甚兵衛　元祖中村七三郎　宮崎傳吉（四代目中村勘三郎）猿若傳九郎　元祖中島勘左衛門　杉山平八　元祖嵐三右衛門　村山平右衛門　元祖片岡仁左衛門　生島新五郎　大和屋甚左衛門　柴崎林左衛門　竹島幸左衛門（初若女形の立者）　筒井吉十郎　音羽治郎三郎　小佐川十右衛門　篠塚治郎左衛門　元祖富澤半三郎　佐川文藏　元祖市川團十郎　元祖櫻山四郎三郎　元祖松本幸四郎　元祖桐野谷權十郎

實惡敵役之部

小野山宇治右衛門　片山小左衛門　三原十太夫　福田園右衛門（初豐田ト云）　早川傳五郎　元祖大谷廣右衛門　大鳥道右衛門　小川善五郎　三浦儀左衛門（後三保木儀左衛門ト云）　二代目廣太郎事　大谷龍左衛門

道外形之部

佐渡島傳八　西國兵五郎　金澤五平治　秋田彦四郎　百人一首源三郎　大島嘉十郎　山田甚八　玉川源三郎　中村傳八　吉田十郎兵衛　仙石彦介　金子吉左衛門（後ニ立役ニ成）

親仁形之部

大熊宇左衛門　松本四郎三郎　安達三郎左衛門　京屋彌五四郎　四野宮源八

花車形之部

上村六三郎　熊本伊左衛門　小勘太郎次　左近伊兵衛　袖岡政之介　村上善左衛門

若衆形之部

櫻山林之介　小野川宇源治　四之宮平八　山下才三郎　吉岡求馬　袖岡小太郎　光山七三郎　袖岡庄太郎（後ニ市川九藏ト云）

若女形之部

水木辰之助　荻野澤之丞（初左馬之丞云）　岩井左源太　山下龜之丞　津川半太夫　中村千彌　嵐喜代三郎　尾上左門　市村玉柏　山本歌門　玉澤林彌　中村源太郎　早川初瀨　津川歌門
袖崎和歌浦　袖崎いせの　三條勘太郎　霜波瀧江

元文より寛延までの上上吉の立役之部

元祖榊山小四郎　龜屋十治郎　嵐三五郎　元祖市川團藏　民屋四郎五郎　市山助五郎　嵐新平　荻野伊三郎　中村新五郎　二代め嵐三十郎　四代め岩井半四郎

同實惡敵役之部

澤村音右衞門　八汐幾右衞門　嵐勘四郎　中村宗十郎　中島三甫右衞門　市山傳五郎　大谷廣右衞門　二代め中島勘左衞門

同道外形之部

中村吉兵衞　つるや南北

同若女形之部

藤村半太夫　元祖さの川花妻　姉川喜代三郎（初千代三云）　富澤門太郎　松島兵太郎（寶曆八年、大坂歸川大吉座出、眞切上上吉ニ成也、）

寶曆より以後の上上吉之部

篠塚嘉左衞門　津山友藏　中村助五郎　大谷廣治　山下又太郎　染松七三郎　今村七三郎
藤岡大吉　中村四郎五郎
實惡市川宗三郎　花車澤村源二郎　道外松島茂平治　若女形澤村小傳治（今森田勘彌）
若女形嵐富之介　立役櫻山四郎三　立役坂田藤十郎　立役山本京治郎

右四人は後ニ客に成たり

〔耳塵集上〕一山下京右衛門曰、坂田藤十郎は天性の名人にして、三ヶ津心有藝者のゆるしたる名人、今上手といはるゝ立役の中に、藤十郎に及ぶ藝者一人も有べきとはおもはれず、我も又及ばず、然ども天性の名人成るが故、却而師匠には成まじきや、その故は、たとへば木作りの名人が、松にてもあれ、さま〳〵に枝をねぢたはめ、見事に作りなしたる松と、又天性ふりよく見事に生たる松のごとし、余の上手は下手をねぢたはめ、能藝にいたしたる上手なり、それゆへ今の上手は下々をねぢたはめ、能藝にする事を覺え、弟子にをしゆる事あり、其故に師匠とたのまるべし、又天性の名人は、生れながらの名人なる故、我ねぢたはめられたる事なければ、我又人をねぢたはむる事をしらず、去程に師匠にはたのまれまじきなり、〇中略

一又〇坂田藤十郎曰、嵐三右衛門は名人なり、性根もなき狂言に手くせとして、うそらしきせりふをつけ、そも〳〵狂言といふものは、此三右衛門がやうにするもの也といはぬ計に、眞面になりてする故おもしろし、其上藝もゆる〳〵とする事ならぬものなり、とかく我には藝に分別有てわろしとなり、

一京右衛門曰、我等しならひの時分、能心を付て見るに、三右衛門はうそらしき狂言の仕樣にてしかも名人なり、藤十郎は誠にして同名人なり、とかく藤十郎と三右衛門と、貳人を一所にして仕習はんとおもひ、精を出したるとなり、

〔耳塵集下〕一其比女形若衆がた立役道外親仁方に至るまで、藤十郎相手になるもの、皆上手に見へたり、其故はせりふのいひやう、いきつぎ立居に付て、藤十郎立てをしへぬ、何も藤十郎に歸伏して居る故に是をそむかず、をしゆるにまかせ致すが故、格別によく見へたり、しかも藤十郎役すくなくでかしばへなき事あり、或人藤十郎に對して曰、狂言は面白くはやれども、貴殿役すく

なく、是のみ殘り多しといへば、藤十郞打笑ひ、狂言さへよくばかんにんあれ、藤十郞が藝の善惡はかねて見物よくしれり、全く藤十郞を見する芝居にあらず、狂言を見する芝居也といへり、

〔歌舞妓事始四〕古人仕內佳境

元祖坂田藤十郞、延寶年中、壬生大念佛の狂言に、古糟買の役にて、其身揚屋に居らずして、詞と姿とにして傾城買の肝要を顯はせり、初日二日見る人さのみ悅ばざれば、今一度稽古仕なをさんと、相手にとりし者をかたらひ、深更にをよぶまで稽古をなして、千々に心を碎しに、うつゝの如くに、古糟買の荷物を負て、一聲二聲よばはつてなすわざ、賤うしてうづだかく、皆ものして橋がかりに入る、是に心移りて、まばしみとれ居たりしが、傍に有合もの一兩輩是を見て、あやしのものとや思ひけん、卽座に氣を取うしなへり、是を見て初めて心づき、奇異の思ひをなし、わが家に歸りて是を工夫し、翌日の所作感にたへたり、夫より此狂言を度々仕けるに、繁昌せずといふ事なし、是藝の精なり、又藤十郞けいせい買の狂言せしとき、相手どりし亭主の役人にけいこさせしに、終日此業をなすといへども、藤十郞心に叶はず、いかなればと尋るに、音のあふ合ぬの差別にて、曲とわざも出來るぞかし、されぱこそ亭主の仕なしによつて、けいせい買も性根を亂すなりといへり、是等を聞侍るに、藤十郞は自然と舞臺へ出ても、狂言とは思はれず、今に至て此人の金言每度申出し、諸道の心得に通ず、斯のごときの人故、役者たるもの古今の元祖となし侍る、○中略

元祖芳澤あやめといへる若女形、立役坂田藤十郞に幷ぶべき名人なり、或時山椒太夫の狂言に、惣領娘あほうの役を勤ける、此役は嘸やおかしき姿をするやらんと思ひ侍るに、常體のこしらへにて、まかも美しき出たちなり、人々心得ずして是をみるに、舞臺へ出るやいなや、見る人臍をかゝへて一笑す、何事をかするやらんと、樂屋よりも各々出て見るに、いかにも鈍にしておかし

きなり、淺尾十次郎といへる若女形、阿房の役せし時は、ゆきたけ見じかく、鐵炮袖のごとくに拵へ、其身をあほうらしくつくり出たれども、さのみおかしきともおもはざるに、あやめは身のこしらへうつくしく、舞臺のわざ自然と愚也、あまりふしぎさに、或人あやめに問はれければ、答ていはく、山椒太夫は其所の分限者なり、娘も隨分きれいに育べし、元來召つかひも付置べし、阿房に見するは心にありといへるよし、名人の心得は又格別なりと人々感じける、淺尾氏も其頃の上手名人なれども、あやめには劣たるとみゆるべし、

元祖澤村長十郎といへる立役、大坂中の芝居にて、弓削道鏡の狂言に、よし澤あやめを相手にして、幕際に石を切る藝あり、色々仕内ありて石を切わり、互に奇異の思ひをなし、暫く物をもいはず顏見合たる有さま、諸見物の人是に氣をうばはれ、幕引終て後じや〳〵〳〵と感心し、しばらくなりもやまざりしと云傳ふ、

〔賤のをだ卷〕一歌舞妓役者も上手其數多く有たり、市川海老藏、(其比老人にて七十餘なり、)瀨川菊之丞、(昔の菊之丞にてさのみ器量はよくもなかりしが、誠に女の如し、)中村富十郎、佐野川市松、(若衆方にて、殊の外御殿の女中の最屓したる役者なり、)坂東彥三郎、松本幸四郎、(後市川團十郎)若手にては尾上菊五郎、大谷廣次、中村助五郎、道外にては嵐音八、いづれも最屓多くて、取り分、大谷中村は實方と敵役にて、男もよくて互に同座に居て、たてをする時は、あたらぬ狂言と云はなかりしなり、中島三甫右衛門は、古今惡方の上手、音八は道外の名人にて、馬鹿を盡す眞似になりて、馬鹿を無理に利口に取廻すふりをしたり、一段上手なる工夫にて、感に堪たることなりけり、こゝにをかしき咄あり、翁(〇森山孝盛)が若き時廣次はよし、助五郎はかくありし、誰は出來たりなど、若きもの共打よりて咄すに、家司に太田又左衛門と云年よりたる男ありしが、夫を聞て、今の若き人達が、當時の役者を譽れども、中々昔の榊山小四郎などいふ役者などに似るべくもなし、今の役者どもの及ぶ所に非ずとて、わらひたりしに、其後大谷中村なんど死して、近

戒飭

比の仲藏幸四郎などを、人々譽る噂しを聞に、其代の役者に似るべくもなし、後又左衞門が笑ひたりし心地、思ひあたりていとをかし、追々出來る役者も、其代の者共よりは、男も劣り藝もつたなく見え、又作者も其比の作者とは遙かに趣向も劣りたる樣に覺ゆ、是をもて考れば、又行末さぞあらめ、其代次第々々に劣り行なるべし、末の代に至りては、いかなることに成もて行べき、

〔蜘蛛の糸卷追加〕天明中俳優

天明寛政の比は藝道に名人多かり、俳優にも市川團十郎、六代目後に向島白猿中村仲藏、松本幸四郎、大谷友右衞門、中村助五郎、澤村宗十郎、嵐三五郎、二代目市川八百藏、市川門之助、女形に瀨川菊之丞、仙女の盛同富三郎、岩井半四郎、中村富十郎、同のしほ、小佐川常世、佐野川一松、山下金作、いづれも千金の役者なり、今に比すれば立者多かりき、

〔戲場年表二〕寶曆四年、中村座顏見せ、幸四郎改四代目團十郎、幸藏改松本幸四郎、後五代目白猿是也、

因ニ云、幸四郎元は柏筵姪にお犬といへるもの有、娘にして幸四郎へ嫁入致させ、則男子を生り幸藏と云、母は產後にむなしく成、後若衆方佐の川小吉に馴染、女房替りに寵愛す、幸四郎兼て團十郎の名苗字を望み居たりけるに、芝菩提所常照院を賴み、市川相續の事を進め、依て團十郎の名前を讓りける、久しく絕し市川團十郎の看板上りし時、江戶中のひいきより悅として、積物飾りもの等夥しく居宅江飾りきれぬ所より、ふきや町出方淸五郎といへるものへ計ひにて、中村座大茶屋の入口へ飾りしかば、人々珍らしき事にて評判せり、是より座元役者へ贈り物は、都て其町內の茶屋へかざる事とはなりぬ、これ迄は幕天幕水引等は、貰ひしもの丶宅へ飾りし也、

〔嚴有院殿御實紀十一〕明曆二年二月五日、目付もて、歌舞伎幷に編笠の緒を太く作りかうぶるもの往來せば、召捕べきよしふれらる、

〔享保集成絲綸錄 四十六〕正德四午年三月

覺〇中略

一狂言役者衣類、近來美麗ニ罷成候間、相止之、向後絹紬木綿用之可申事、〇中略

右之通急度可守之、於相背は、當人は不及申、其町之名主五人組迄、可爲曲事者也、

三月

〔京都御役所向大概覺書 二〕上雜色勤方之事

一四條河原芝居物眞似狂言いたし候役者名付帳面、方内より差出申候、

〔狂言座興行幷取締議定證文〕狂言座取締方議定證文之事

一役者身分之儀は、渡世柄風俗も目立候ニ付、自ラ外町人之男女年若成者江押移り、風儀ニも相拘不宜趣、御沙汰も有之由、名主中江申聞候間、舞臺衣裳ハ格別、平日之儀麁服そふとふニ取拵、相愼候樣可致候、若心得違之者有之候ハヽ、仲間ニ而異見致シ不相用候ハヽ、名主中江申立候樣可致候事、

一役者之儀は酒宴遊興之場所江携申間敷ハ勿論ニ候得共、右席上ニ而大酒又ハ不愼之儀無之樣相嗜可申儀、平生厚心掛ケ可申候事、〇中略

寬政六甲寅年十月　堺町狂言座　傳內〇以下人名略

〔草茅危言 五〕戲場之事 附淨瑠璃

近來御政事改マリタル節ノ風說ニ、東土ニテ芝居役者ヲ、皆兇シテ堅ク綿服ト嚴命アリシヲ、役者モ嘆キヲ申テ、先姑クソノ議ノ停マリシ由云傳フ、虛實イカヾアリシヤ、イヅレニモ此良法ナルベキ、彼等舞臺ニテハ王公大人后妃姬妾ノ眞似ヲモスレバ、錦繡綺縠ヲ身ニ擁フベキモノナガラ、所詮非人ニテ眞似スルコトナレバ、皆々人形衣裳ノ織物類ニテ事タルベキ、平日ハイヨイ

ヨ美服ヲ著スベキ者ニ非ズ、故ニ女方ハ云ニ及バズ、其外ノ役者マデ、ミナ元結際ヨリ髮ヲ切セ、殘ラズ綿服、時有テ晴著ニ紬ヨリ外ナラズ、一切丸腰タルベシ、芝居ノ棧敷幷ニ料理屋ニ出テ、平人トツキ合コト、堅ク禁制アリタシ、コレニテ市中ノ風俗ヲ引直スコト過半ナルベシ、世ノ辻能ト稱スルモ、非人ノ部タル故、平人ヨリ交ヲ通ゼズ、他所ハ知ラズ、大坂ニテハ宴會ノ席ヘ、辻能役者ヲ招クナド云コトタエテナク、芝居役者ハ辻能ヨリ又一等下リタル者故、平人ニ立雜ルナド、元來決シテアルマジキ事ナリ、

〔戲場節用集〕一世一代(いつせいちだい)（戲子舞臺納めをいふ、一世一代勤めて又度なるは、嵐小六より初る、たとへば法事の取こしに同じ、）

〔花江都歌舞妓年代記 一〕延寶六午年、市村座四代目竹之丞、伎藝の譽れ世に高く、殊に容貌美麗なりしが、故有て無常を悟、菩提の門に入て、今年廿五才、佐藤兵衛憲淸發心して、西行法師の狂言を一世一代ときはめ、舞納の日剃髮し、舞臺より笈をせおひ、諸國修行に出、○下略

〔古今役者大全 一〕役者位の事

一第一三ケノ津總藝頭と置は、此上の位なし、古芳澤あやめ是なり、第二無類外にたくらぶべき人なきの儀、玄かれ共總藝頭といへば、立役、かたき役、女形も、何もかもこめて無類の心なり、無類とばかりは、立役におけば、立役にならぶ人なく、女形におけば、女形にならぶ人なき心にて、その役の上の評也、古澤長（○澤村長十郎）今の海老藏是なり、第三極上上吉、是は名人さへ出來たらば、三人も五人もあるべし、藝の極位に至たる儀、此内にはをのづから無類の人もあるべし、時によりてまづ極に座せしむる事あり、第四白極と眞といふ位引合なり、白極は極になるべき下地、眞は極の場の人なれども、あまり狂言實理に過て、花なき仕内、眞實の上手といふ心なれ共、かぶきじやといふ事を、今すこしのみこまれぬと見れば、極にすべきを眞に置なり、花を見て極とすべし、第五半黑極と大と引合、兩方共白極へゆく人、半黑極は極意今少シとの心、大は菊之丞に中興して、菊

之丞は白極へうつり、黒極へぬけたり、今のあやめは大より直に黒極にうつる、大ノ字は花やかなる仕内をほめて、菊之丞に置たる事也、姉川新四郞、菊治郞に大を置し事は、合がたしといへども、是にも子細あつての事也、その子細といふは、顏見せ二ノ替りともに、諸方より入レ札を取て見て、その札數の多きにきはむる事にて、入札する衆大ノ字多かりし故なり、第六功の上上吉とをくは、功者格別にて、一通りの役者も上上吉なるに、さながら同じ樣にせられぬ時に置く一字なり、是を位上の六字と號して、評者はなはだ大切にいたす事也、又上上吉とあると、上上吉とある、此ちがひは口をしろくするは順にして次第に黒み、やがて上上黒吉に成ルべき位の付樣なり、口を黒くして士を白くするは、大かた此位にて急にはす、みがたき位と仕内見へければ、ケ樣にをく事、古來よりの例なり、このほかに至といふ字を、上々吉の頭に加ルハ、不時のほうび、至り藝とほめたる事なれども、至極上上吉とをく時は、此至の字大にはたらき強く、極々の至りいたる場となる、此心得にて顏見せ二の替りの評判をわきまふる時は、その位自明白成べし、

〔役者春子滿大坂〕立役之部

上上吉　姉川新四郞（齒のいきかた男を立る茶湯の水）　嵐座〇中略　上上吉　嵐三五郞（道外三三筋たらぬさる澤の池水）　岩井座　上上吉　民屋四郞五郞（あつはれ口上は立板に水）　山本座　上上吉　中村十藏（玉やの當り桶ぶせの居風呂の水）　嵐座〇中略　上上吉　山本京四郞（次第二藝をけ上の水）　座本　上上　中村四郞五郞（實と惡とをあいやいの井戸水）　山本座〇中略　上上　櫻山庄左衞門（仕ならいの立役まだ藝があま水）　嵐座　上　佐木幸四郞（女形おもかげのこる菊の水）　山本座　一上　若林山三　嵐座〇下略

〔古今役者大全三〕藤川平九郞上手

平九郞事は、〇中略享保六年、京榊山座が、初ぶたい、大谷彥三郞、吉岡三郞助さへ、黒上なりしに、此人は上計、二番め師にてありし事、今年のとし迄三拾年に及びぬ、享保十二年、萬菊座くつまんたの彌市より、めつきりと名も上り、上上士と成、〇中略その暮〇享保十五年より大坂へ下り、段々立身して上

上吉と成、○中略延享二年丑ノ霜月、江戸中村座へくだり、大上上吉にいたり、實惡の卷頭にたてられ、○中略翌寅ノ霜月、京染松七三座へすみ、顏見せ、二ノ替りは大入にて極上々吉なりしに、○下略

〔古今役者大全 一〕ほめことばの事

役者を見物場より立てつらねことばにて褒る事は、江戸よりはじまる由、西鶴も書置たり、京はそのむかしとんとほめぬ所にて、おもしろければたゞ感じ入たる聲、どこともなくシヤ〳〵シヤ〳〵いふて、志ばしは其感聲止ず、それも狂言の間はしづまりかへりて、幕を引と感聲のきこへたるなり、大坂はヤッチヤお出やり申たと、ほうかぶりして扇かざしほめたる事は、天和三年二月十一日、九郎右衞門芝居にて、あごたの八兵衞といふが、岩井歌之介をさくらによそへて、ほめたるが始のよし、團水西鶴弟子俳諧師也筆にのこせり、京は物やさしく初の程は、ほめたき詞を文にしたゝめ、樂屋へもたせてやりける事なるに、寶永の始より江戸大坂の風義そろ〳〵うつり、シベラク〳〵、ちくとんばかりほめてもらふ役者の恭さ、狂言のどうぶくりをおらるゝ、一座のめいわく、ほめた人を見物よりも、尤といふ人はひとりもなし、ほめことばは上手のほむる程が、長くてきのどく、今すこしにて狂言のしまりのしるゝ、入くんだ場でほめずと、ならふ事ならば、さしかまひにならぬ出ばを褒てもらひたし、

〔見た京物語〕芝居にてよき役者をば、大將さまと譽る、

〔皇都午睡 三編中〕見物より役者を褒るに、京攝とはさつぱり違ふ也、イヨ成田屋ヤア、有難ひぞ成駒屋ア、大和屋ア、高麗屋ア、親仁のまゝだぞヤンヤ〳〵、上方役者の江戸馴る迄を下りくだりと云て褒るなり、別に名を云ず、一丁目の下り、二丁目の下りと云ような心なり、

〔譚海 十四〕芝居狂言をつとむる戲者、京江戸往來の時、道中御關所手形はみな穢多の頭より貰て往來する也、江戸より上京する比は、淺草團左衞門手形をいだす也、京都より江戸へ下るには、四

條智恩院横町に住する、穢多の頭天部より手形を出す也、

〔塵塚談上〕歌舞妓役者寫眞畫の事、寶暦の始のころ、畫工鳥山石燕なるもの、白木の篦末なる長サ貳尺四五寸、幅八九寸の額に、女形中村喜代三郎が狂言の似顏を畫して、淺草觀音堂の中常香爐の脇なる柱へ掛たり、諸人珍らしき事にて沙汰に及びしなり、是江戸にて似顏畫の濫觴なるべし、其頃迄は一枚繪とて、役者一人を糊入紙を三ッ切にして、狂言の姿を色どり、三四返摺にして、肩へ市川海老藏、瀨川菊之丞杯と銘を記するのみにて、顏は少しも似ず、一枚四文ヅヽにてうりたり、近頃は右體の一枚繪はさらになし、浮世草紙迄も似面になれり、錦繪と名付、色どりも七八返摺にするなり、歌舞妓役者にかぎらず、吉原遊女水茶や女角力取までも似面繪にしてうる事になれり、

古事類苑

樂舞部十八

芝居下　獨狂言　陰芝居　照葉狂言　壬生狂言
俄　茶番　聲色 併入

道具

〔戲場節用集〕書割(かきわり)道具建にたんす長箱など書てある事　造物(つくりもの)の道具建　小道具(こどうぐ)　仕掛小道具(しかけこどうぐ)手水鉢がわれなぞするたぐひをいふ
引道具(ひきどうぐ)　引割道具(ひきわりどうぐ)

〔三芝居樂屋雜書〕大道具荒增

一みす家體、せうじ家體、揚ゑやうじ、二重舞臺、蹈臺、高足、中足、ひく足、二階、平舞臺、柱まき、釣枝、せり出し、せり下、切穴、標示抗、土手板、波板、草土手、枝折戸、引臺、ぶん廻し、田樂、ふり出、びやくろく、二重臺、岩臺、欄間、竹の節らん間、植込、網代垣、柴垣、薮疊、山まく、浪幕、淺黃まく、段まく、火燈口、どんてう、純子幕、のうれん、竹すだれ、葭簀、長床机、門口、手水鉢、石燈籠、板松、せび、早ぶされん、ゑやく、とび石、井戸、縣行燈、稻むら、

小道具荒增

冠、烏帽子、中啓、草履、草鞋、下駄、簑、傘、ほくそ頭巾、切首、馬、牛、投人形、提灯、行燈、首桶、かつら桶、こわれ三方、こわれ手桶、早桶、面つう、いざり車、鎧、かぶと、鎗、長刀、鐵砲、弓、矢、乘物、四ッ手駕籠、仕込杖、ゑゆ杖、六部笈、胸札、連判狀、珠數、鍬、鎌、葛籠、長持、魂、たい松、狐火、燒酎火、きせる、提物一式、大盃、銚子、酒樽、火縄、箱、艪、揖、石帶、金帶、戶板、打扇、所作扇、箔杖、びやうぶ、沓、毛沓、くはへ面、なし割、十手、捕縄、鏡、櫛道具、商人荷、たゝき鉦、鐵杖、縫くるみ、降雪、のり紅、血綿、加役かつら、子供かつら、大小、女形大小、試合太刀、鳴り鍔、

さゝかね光明、守、けだもの、つかひ物一式、小鳥虫の笛、蛙の聲、雨車、月、相曳物一式、

〔戲場年中鑑六月中〕大道具　本舞臺三間の間に、道具をかざる、三間の間とは柱と柱の間をいふ、今はぶたい一面にもする、先飾付門口、ゑをり門、柴垣、藪だゝみ、鳥居、瑞垣、堂宮、金襖障子、家臺明立の戸棚、日覆よりさがる紅葉さくらの類、枝の切る松、切破の塀、とび石、手水鉢、盜人のあたる焚火、すべて見付のものみな大道具也、狂言あらたに出す度毎に、一ト幕切に畫圖をゑたゝめ、狂言方よりわたす、是を見て大道具をこしらへる、

此外ぶたいより一段高き臺を二重ぶたいといふ、又高二重ぶたいあり、所作の時は板のたいらかなるを拵、別にぶたいにをく事有り、回りとはぶんまわしにてかわる、道具せり上とはぶたいの下より、五人三人位の人をのせてせりあぐる、せり込も有、又切穴とて幽靈變化盜人の出る處有、委しくは後篇に圖を寫す、種々の大道具あり、數年馴たる人々の工夫にて出來ぬ事はなし、

小道具　忠臣藏なれば烏帽子、兜櫃、かぶと、煙草盆、蒔繪のふみ箱、花活、作り花、白三方、短刀、乘物、蛇の目傘、菅笠、蓑、竹皮笠、山岡づきん、鐵炮、挑灯、晉盥縞の財布、戸板、杯、銚子、硯ぶた、さび刀、天蓋、踏碎く三方、小太鼓、小田原挑灯、杖、楡、斧、かもじ、持あそびの人形、同じく箱のるい、此外猪馬は小道具にて若衆つとむる、又平生の狂言ばつたりの首、胴切の胴、雪をふらす、稻光、雨の音、かけ焔硝、狼烟、又は下家の煙、謎にかける花の枝、おやすがはやめの梅、その外さしがねものは皆小どうぐ也、

さしがね　鷄狆犬鼠蛇蛙狐火鬼火怨火のるい、皆さし金とて長き竹を付てつかふ、もつとも初日の内は狂言方見はからつてつかふ、其のちは小道具かた是をつかふ、日覆の内にてつかふ雁鳥のるい、人魂のるい、相引とて綱にてひく、これらはわかいしゆ也、又座によりて鷄蛙はおはやしにてつかふ、又雀は二三羽ぐらゐ生たのを毎日放す事あり、

旅の小道具　旅にては、時代の煙草盆は、錫紙にて張たる光るのなれども、會津のたばこぼんに

て間に合せ、腹切の白三方は塗三方、作り花の所が本の花、馬も生たをつかふ、猪ばかりは江戸へかりによこさずばなるまい、

〔戲場節用集〕せりあげの始

一せりあげ道具は、寶暦三酉のとし、大西芝居にて、けいせい天の羽衣より始、

廻り道具

一寶暦八寅年、角の芝居にて三十石艠始よりはじまる、

蓮にせり上のこと

一寶暦九卯年、大西芝居におゐて、奈良都大佛供養より也、

がんとう

一同十一年巳のとし、中の芝居にて、秋葉權現廻船噺にはじめて仕出す、

引拔褄

一けいせい楊柳さくらの狂言に仕初る

〔戲場年表〕五寛政五癸丑年、中村座、○中略四月十九日より假名書東かゞみ、此狂言赤穗の鹽竈の摸様にて、宗十郎蜂の巢の場大當り、蜂の巢を見て思ひ入有て、此まゝ宗十郎を乘せてぶん廻す、見物驚て大仕掛ケと、江戸中評判なりし、

寛政三年十月、宗十郎上坂の時、十吉(仇名してたこ十と云)といへる者附て登り、大坂芝居の道具方に交りて、江戸になき道具を覺へて、當春宗十郎と倶に下り、今度の狂言蜂の巢の時、帳元に相談して、其儘に舞臺ぶん廻して見せしは手柄也、今のぶん廻しは此時が始也、此前の廻り仕掛は、舞臺の上に二重臺に車を付て、舞臺の上にて四五人掛り押て廻すなり、たこ十の工夫にあらず

して、大坂より寫せしは働き也、○中略

二重廻しを考へしは、長谷川勘兵衞、初名清五郎と云市村座にて、尾上菊五郎五十三次の時用ゆ、是を蛇の目といふ、此道具は役者を乘せて廻せば、飾り付の道具は別にかわりて廻る也、故鄕蛇の目の名有、今三座ともに用ゆるは、長谷川の工夫といふべし、

〔演藝雜綴四〕元祖長谷川勘兵衞ゟ二代目清五郎、親の名をつぎ勘兵衞と云、古今工夫者稀者にて、江戸大芝居に殘したるもの數多有、都て大道具の拵へ割方割書、其外金門五三桐、唐家體がんどふ返しを始として、山門金閣寺三重のせり上ゲ、忠臣ぐら三段目、土間の引割、御殿押出し、草履打場のせり上ゲ、此外三方上ゲ、引家體等數多あり、

又細工物菊五郎に多く有、菅相丞、玉もの前の中宙、多見藏の雷、奴凧の廻り仕掛は、勘兵衞死後也、梅幸お岩の挑灯より出るは勘兵衞の工風也、

〔作者店おろし〕山門大道具

市村座五三の桐、山門大道具の時、長谷川勘兵衞名代のがんどう大仕掛の始りにて、幸四郎石川五右衞門にて、山門の上にてながせりふ有りて、高欄へ足を掛て恐れ入、鳴物成りチョン〳〵としらせに付て、次第次第に此道具せり上るとて、此時下より出る、山門のひさし少しこだわり、ぎつしりと道具とまる、正七扇を拔て、右の扇にてひさしをチョイとつく事、是程の大仕掛竹田の口上じやが、からんだよふに、扇でつくとはおかし、此つゐた心を正七に問へば、大道具のつかへた故、扇にてあしらふに此場の景よふなりといふ、

〔歌舞妓雜談〕又曰、○瀨川路考人のつく杖は、乳より下にて切るがよし、變化畜生の杖の丈は、乳より上にて長く切るがよし、是篠田妻の所作などに入る事なり、

〔舊記拾要集十二〕享保十五年戌四月廿九日御用覺書拔

一享保十五年戌四月廿九日、美濃守殿御番所江出役被召呼、芝居見分御用被仰渡、夫々直ニ左之通罷越、御停止之諸品相改候、

一堺町勘三郎芝居　中村銀右衛門
平塚爲右衛門
下役雙方四人

一葺屋町竹之丞芝居　原　半左衛門
服部仁左衛門
下役雙方四人

右之通罷越相改、美濃守殿御番所江御届ヶニ罷越、此方御番所江者、芝居幷名主月行事差出候書付三通、下役ニ爲持御届申上候、

一堺町勘三郎抱役者市川團十郎、足駄ニ銀箔を付狂言いたし候由相聞候、箔付候儀御停止ニ有之候所、不屆ニ被思召候間、相改可申上旨、美濃守殿用人小池與市左衛門を以被仰渡候ニ付、銀右衛門、爲右衛門、罷越相改候處、箔付候足駄有之ニ付、座本勘三郎家主新兵衛名主月行事江、右足駄預ヶ置、證文取之御屆申上候、此方御番所江は銀右衛門壹人、右證文之寫幷如例差出候書付三通持參御屆申上候、右足駄同日夜右御番所江御取上ゲ置、五月二日團十郎幷座本勘三郎、家主名主被召出、御停止之箔附ヶ候段、不屆ニ被思召候旨、御叱り之上、重而相愼可申旨被仰渡、右足駄は御番所ニ而打割候由ニ候事、

〔戲場樂屋圖會下〕道具方道具かたは幕の間圖のごとく、(圖略)にして、至てせつろしきもの也、せり上の道具は人乘たるまゝにて、綱に捲上るなり、金門五三桐、南ぜんじの段にあり、又舞臺よりはすに、鳴居をすらして引上るもあり、これは柳さくら嚴窟の段、嫁おどし谷の段にあり、金閣寺三がいのせり上、せり下の大道具は、上ほど小さく作りて、下ばかりせりさげ、あと二重は段々入子にある、廻り道具は舞臺を圓くくり廻して、裏に車をつけ、鳴居をすらして、舞臺の廻りに綱をつけ、ろくろにてまく也、たとへば傘をさして廻すにおなじ、

小道具方（立道具をはなれて）刀、脇差、鎗、鐵炮、（ふとき竹の兩節をのこし切て、中にゑんしやうを入、ちいさき穴をあけ、紙捻をさしこみ、柱にかたくくゝりつけ、右の紙捻に火をつくれば、ゑんしやうに火うつり、竹縄みぢんになる音雷の如し、）水氣、造花類、首桶、三方、かけ焔硝、（これはのろせなり、ちいさき火入に火をいれ、ゑやくにてゑんしやうを少しかけゝる、）帳箱（一さいのちいさき道具を、此ところに入れおく部屋なり、ゆへに小道具方と云、）

〔樂屋圖會拾遺下〕道具方（大工角兵衛をよしとする、圖は初編にいでたり、こゝにのするは先にもれたるをのする、浪幕、一面に濵を染たるまくなり、黑幕　淺黄幕　場引割、廿四孝四段目にあり、其外いろ〳〵引割あれども略す、草井戸、まはりに草を植たる井戸がはにて、在所場にて用るなり、引ぬき襖　さくら茶屋の段にあり、見附のふすま繪ばかり殘して、ふすまをひきぬき、のこりたる繪そのまゝ道具立となる、がんどう、舞臺のうらに道具立をこしらへ、人の乘たるまゝにて舞臺をかへすなり、たとへば学獱をよこになし通すに似たり、箱天神とも云、廻り道具（中略）引道具、人のよく知る所なれば略す、せり出し、初の道具立をひくか、又は黑まく淺黄幕などを落し、奥より道具立をつき出すなり、せりあげ〇中略）

小道具方（狂げん立道のせつは、上さんじきにてゑゆ〳〵の細工をなす事なり、盞、烟草盆、ほたろび、黑き長きゑゆもくに兩面にみがきたる鍮石を四角にきり、是を角つなぎに、やうらくのごとく發すじもつけ、少しくらき所にてこれをつかふに、眞事の盤のごとし、燒酎火、陰火なり、竹の先に木綿の切をつけ、燒酎にひたして、火をつくれば、青くもへること物すごし、かいる、ちいさきはりものにて是をつかふ、大なるは人壹人中に入て此わざをなす、天竺德兵衛のきやうげんにあり、なくこへを發するは、赤貝をすり合すなり、鳥類一さい張物なり、空行時は糸にてひくなり、むしるい、はちへびのたぐひは、正體を出す、松むしなどのるいは、笛にてこへのみなり、草ばな、手水ばち、連ばん狀、御箱、判かんがうの印、刀箱、一切の荷物等なり、右の外品多ければ略す、）

〔增補戲場一覽冬〕道具方

角の芝居　大工（かぢや町すわう町）角兵衛　中の芝居　大工（難波新藏野がは）奥兵衛　角丸芝居 東竹田芝居　大工（ひげそり）源兵衛〇中略

道具彩色方

角の芝居　古山平七（新町西口井戸の邊）　中の芝居 東竹田芝居　繪屋宗七（西高津新地貳丁目）　大西芝居 子供狂言　曾根彥七（二ツ寺筋御堂筋角）

角丸芝居座戶 稻荷若大夫市ノ側　曾根彌七（阿波座太郎介橋角）

衣裳 衣裳方

〔三芝居樂屋雜書〕藏衣裝荒增

公家裝束、大紋、素袍、狩衣、長貫、長絹、十德、法服、袴、大口、半素袍、龍神卷、十二ひとへ、緋の袴、衣、腰衣、袈裟、

血儒伴、胴丸、陣羽織、胸當、小手、すね當、脚半、股引、はつち、鉢卷、かつら同、病鉢卷、手甲、腹掛、紅鉢卷、額綿、つかみ出シ、頭巾の類一式、忍の形リ、同丸くけ、加役形リ一式、同足袋、子役形リ一式、同足袋、捕手四天、曾我兄弟上長下、鬼王麻上下、箕摺、口上上下、諸士麻上下、引拔、仕懸物、軍兵絶入の形リ、水入の形、長襦、前垂、たすき類、手拭、三尺手拭、被ぎ、薄衣、合羽、駕籠、看板、馬の股引、同足袋、夜著、蒲團、蚊屋、帽子、綿帽子、襟卷、尺八、袋、紐類、縫くるみ物、變化もの、唐裝束、國性爺の世界は自分いせう風呂敷、服紗、守袋、小切、袋物一式、白張、同袴、いなり町揃やつし、毛氈、燭臺、座付呉坐、大茶屋の役也

〔戲場樂屋圖會下〕衣裳方芝居衣裳を著る、役者衆中へ此所より衣裳を出すなり、中通小詰は此所へ來りて衣裳を著るなり、いづれ立物女形立役をつとむるが、立役女がたなする時などは、芝居より衣裳をいだす、これを勘定場の衣裳といふ、手ぬぐひ、まへだれ、かゝへおび、頭巾、諸事ちいさきものを小切ものといふなり、

〔享保集成絲綸錄四十六〕寛文八申年三月

一堺町木挽町見世物不可結構之、幷總役者衣類絹紬木綿可著之、但舞臺衣裝ハ、平島羽二重絹紬可爲紺屋染物、紫裏紅裏紫頭巾縫之類停止之事、〇中略

三月

〔芝居町江御觸書〕正德四年午四月五日

一堺町葺屋町名主、明六日朝五時前、狂言座役者共衣裝不殘持參、座元勘三郎竹之丞召連、壹岐守樣御內寄合へ可罷出旨御差紙ニ付、翌六日罷出候處、右衣裝御改被遊候上、銘々品書出來、右之外狂言ニ著仕候衣類一切無御座、若御法度之衣類著仕候はゞ、如何樣之曲事ニも可被仰付、尤狂言替り候節、衣類仕替候はゞ、御訴可申上旨、御證文被仰付、已來共本紅其外結構成品は、御停止之旨被仰渡候、

同月九日

一堺町小芝居中村八十八芝居狂言に相用候衣類道具不殘持參、今七時、八十八幷座元長兵衛家

主五人組名主差添、壹岐守樣御番所へ被召出、右品々御改之上被仰渡候は、衣類之儀、狂言座之格式を以相勤可申、箔之衣類等は仕替、候而、相用可申旨被仰渡候、

〔戲場年表三〕衣裝見分之話

衣裝は銘々役者本役之分は自分持にて、各きそひて立派にせんとせし故、御觸面に背き、錦純子の類を相用、夫故度々御咎メモ有之也、我おとらじといせいを爭ひ、花美ニ成りし事は、安永天明の頃よりの事と云傳、然るに今度御改革ニ付、衣裝の見分の出役者之旨御達ニ付ては、衣裝下見分と唱へ、狂言初日前に名主ゟ通達致候得ば、芝居掛りの役人町奉行所年番下役、俗に年寄同心と云兩三人、其町の自身番屋、又は名主宅へ出役之上、狂言中之衣裝夫々見分致、善惡を分ちて著用を許、或は直させ抔して相濟、夫ゟ與行狂言出揃の上御屆をす、依て本見として、當日は南北の與力壹人ヅヽ、同掛りの同心四人、名主貳人、此時座元より當狂言衣裝帳を出す、然るに帳面と相違、又は下見分の時とは違ひ候品相用候事抔有之時、與力ゟ下見分出役者へ沙汰有て、夫より名主に申付、座元頭取掛りの者を呼出し、嚴重の談じ有之、種々歎願之上、早々引替可仕受書を差出相濟事也、

又衣裝の下見分の時は、たとへば打かけ、又は純子の著附上下類の縫摸樣、或は金銀の飾糸を附候類は、未だ縫の下地にて仕立前、又は糸を縫下げの前に持出し、見分濟てより縫、臺附をなし、或は糸を飾、種々手を盡したるもの也、これらは上を欺くといふべし、名主もなるたけ知らぬ顏して濟せ置しに、こんどの芝居の衣裝は、大そう立派成事抔と人の評判せしを、自然役人の耳にも入、名主も折々呼ばれ、斯々のうわさ有之、夫々相違なきや本見分の時、不都合無之心付候樣ニと內沙汰有て問合され、迷惑する事度々なりと云、さもあらんか、

又加役衣裝と云は、立役にて女形を兼、女形にて立役を勤るをいふ、たとへば團十郎が局岩ふじ、

岩井半四郎の白井權八の類なり、又は附物の所作事など、表方より衣裝を出す、これを加役衣裝といふ、この衣裝にてはおのれが氣に入らざれば、彼是むづかしき事のみいひて取替引かへ、或は直させ抔すれども、又表衣裝方にてはとかく上品を用ひず、斯る時は役者と掛りのものとかけ合の上、衣裝代を受取、夫へおのれがまし金して充分に拵抔する役者も有、又表ゟ渡したる衣裝は、狂言舞納の上は表方へ返す事也、是を著せはぎといふ、又衣裝代受取夫々足し金して、こしらへたる衣裝は、おのれの物故、隨分念を入る事也、又役により相方と打合、こゝは斯、かしこはこふと中々手數のかゝる物也、都て仕かけものゝ衣裝は、表方と相談の上にて拵る也、此うちに定式表と唱へる衣裝は數品有、是を藏衣裝と云、番立脇狂言或は壽仕初の手踊り抔の衣裝は、皆座元の持なり、餘は略す、

〔劇場新話上〕顏見世の事 附 翁三番叟式の事

十月廿日比顏見せ狂言番附を出す、〇中略 廿日比よりは殊の外いそがしく、〇中略 衣裝方は染ものの誂へ、幕廻り子役の衣裝加役の間合せ、色々日限に間なき故、中々少しのひまもなき事共也、尤衣裝の事は、一體に立者はいふに不及、中通りとて三階に居る役者の分は、衣裝に構ひなく稻荷町とて下立役の者へは、座元より衣裝を渡す事也、又三階の役者、立役敵役にても女形を勤る役あるか、又婆々形を勤る時、又は化身もの、變化もの、其外片袖切り落すか、血に染り打たゝきされて、著類を破る事あれば引拔とて此類は衣裝方より渡す、

〔我衣〕芝居衣裝ハ、寶永ノコロ結構ナリ、金入繻子ヌヒ、チリメン、ドンス、天鵞絨、熊皮中天金減金、鋲打、シカレドモ道具立ハ山ミストテ、スダレニ山或ハ野立浪田家ノ繪ナド書テ、其景色ヲ學ビタリ、正德享保ニ至テ中村傳七トイフ作者勘三郎イトコ道具立叮嚀ヲ始ム、

〔北里戲場隣の疝氣〕一扮亦役者の舞臺小袖も、昔は金入錦さあや縮緬、或はしゆす緞子成し故、舞臺へ

不用時は、妻子の下着又は夜着ふとんにも用ひられしが、今は法度つよく、紅ねりを最上とし、つむぎ太織もめんへ、さま〳〵手を盡したる縫、又切付などして、厚板毛織の如くにみする故、ひと表にて五兩十兩のあたへもあり、ともに跡にて何の用にもたゝず、昔の金入錦などは高直にあたるなり、一番目に著たるを衣裳のまゝにて、次の幕に著替ざれば、はやわるくいふ故、ひと狂言にいしやう二三ばんきる、

〔歌舞妓雜談〕松島茂平次どうけの名人曰、馬鹿は下まへをさげて著れば、阿房に見ゆるものなり、背の高き人は竪島がよく、せいのひくき者は横じまがよし、わけて鈍に見ゆるなり、

〔戲場年表二〕寶曆四年、芝居の衣裝藏は、貞享四年、菱川師宣筆の繪卷に、中村座劇場の圖の中に、樂屋南の角に土藏有て、此藏より衣類に道具のたぐひを出し入れする體を畫し樣見へたれば、是衣裝藏成べし、古くよりありし事と見ゆ、後延享の初役者持衣裝と、座方より貸衣裝と區別を立し事、掟書に見へたり、此藏衣裝著用なす者は小詰以下の役者にて、自分持衣裝の外は、都て座元より貸渡す、所謂藏衣裝是也、○中略

序ニ云、市村座の衣裝藏起立を知らず、中村座安永九子年九月、同座にて初代尾上菊五郎名殘り狂言に、忠臣藏由良之助、となせ、勘平、三役出せしに、是も大當りにて五十日餘の興行、御當地に三十三ヶ年の出勤冥加として、矢の根藏に效ひ破損成りし衣裝藏を補理して、大阪中村歌右衛門座江登り、此土藏を人呼て忠臣藏と云、されば中村座は矢の根藏、後、文化三寅年三月四日晝九ッ時、芝車町家主幸次郎物置より出火して、淺草門跡まで延燒、翌五日晝四ッ時鎭火、此折三座共類燒兩座の衣裝藏燒落、再築なく、土藏跡へ假平家を建置、これを衣裝の置場とせり、衣裝藏といへるもの、此時より全く絕たり、おしむべし、

〔歌舞妓雜談〕又曰、○市川柏筵荒事は上下を着ても、素足が强く見ゆるなり、年寄て寒氣の時分は、色足

袋を用ひたり、また下着は淺黄がよし、白きは弱く見えて惡し、○中略眞直に舞臺の正面をむけば、弱く見ゆるなり、すぢかいに向ひて、三角にすはれば、强く大丈夫に見ゆるものなり、とかく荒事は足をなげ出すがよし、又たすきは淺黄と紫のないませか、又はただのしごきがよし、背のひくき者は、半切を長く仕立て、上へ引上たるが、自だらくにしてわやくに强く見ゆるなり、素袍上下のしたにも下駄をはくがよし、尤下駄に傳あり、鼻緒をゆるくして、庭下駄の裏に、ちいさき蒲團をつけるなり、口傳素袍の時そむけても、小手に胸當がよし、ひよわき者にても、手强く見ゆるなり、胸當の上に、半袖(はんぎり)の襦袢を着るがよし略(やつし)のときも荒事は手甲股引がよし、單物は惡しく、木綿に白絹の裏を付たる袷などがよし、やつしの下着は、緋無垢か、又は紅か、鬱金の中形がよし、

〔譚海十二〕市川えび藏助六狂言と云は、えび藏御城の老女え島殿と申より、紫の手ぬぐひをもらひしを、もとだてにして、河東ぶしにて、ひとつ印籠ひとつまへ、ゆかりの色の紫などゝ謠し事こそ、今に一流の狂言に殘りて、折々興行する事とはなりぬ、

〔劇場新話上〕三階稽古場座并鬘師の事附鬘名目の事

扱鬘師の内に座頭の女形に附しかつら師は、寄親といひて、その芝居に付て居る事にて、總かつら師の世話役也、俗に板人といふ、立役の座頭に附居るかつら師迄も、皆其者の支配故、寄親といふ、されば座頭の女形、其芝居々々にかつら師替る也、鬘の事左に記、

一百日　熊の皮、又は毛にてもする、しつちう櫛拂ひなど付るもあり、

一えんで　仁木彈正など、又明智光秀等に用ゆ、

一ばつとせい　道外方など用ゆ

一逆髮　長髮也、定九郎など、

一くりさげ奴　一ばちびんつゝ込　一大矢はず　一大百日　一なで　一せは熊百日　一平九郎びん　一なまじめ　一ふきびん　一きりかぶろ　一親王頭　一びろうど百日　一せんだい　一釣髭　一はちまい　一ひしかは　一矢はず宗清忠信等に用ゆ　一出じま梶原　一鯰髭　一つかみたて　一車の百日景清　一立髪丹前　一巻立　一針がねのチリ〱　一かまひげ朝比奈　一平太髷　一絲のたれ　一合せびん　一三軒　一かきあげ　一さうの茶せん　一油茶せん　一ほう茶せん　一まさかり　一ぶつゝり　一せはびん　一やつし　一ひかへ　一ひつ死一名しいかは大わらは　一いたづら　一くしはらい　一地藏びん　一おたくら　一かむり下地　一たれ法眼の類　一白髪ざんばつ　一摺はがし　一こうさい　一長髭意休　一王子頭　一前髪　一車びんかち時とも云、暫くの時用ゆ、　一角力前髪　一下なで　一てうし丸　一そうづ　一いが栗　一坊主あさみ、しろみ、赤かれ、　一白髪ごま塩、白みすつぼり、　一半かつら地髪の中へ掛る　一かもめづと　一さばき　一王子髭鯰ひげ、かまひげ、あごひげ、せはひげ、三ツ髭、　一はんにや頭　一くもびたい　一はり打　一やつしはり打　一奴わげ　一土佐わげ　一ゆひわげ　一みだれ茶せん

おやま

一下げがみ　一かたはづし　一竹の節すゞめ　一勝山　一ぶんきん　一奴島田　一針打　一島田くづし　一手がらみ　一横兵庫　一せわ丸わげ　一三ツづと　一さしつと　一地びたい　一丸わげ　一しのぶ　一兵庫　一上巻　一りうご輪　一巻立　一あいご　一老女

此外夥敷事、役により種々好あり、又仕かけものなどあり、すべてかつらの下を下地といふ、

〔嬉遊笑覧五歌舞〕野郎ぼうしは、もと假髪を制せられたる故なり、されども猫かつらをかけたる女形ありと見えて、師宣が畫にあり、

寛文四年町觸辰正月八日、堺町葺屋町木挽町五丁目諸芝居仕候者共へ被仰渡事、やらう并女がた仕候役者、かつらをかけ申間敷候、但手巾綿ぼうしなどは不苦事、○中略

今の如くかつらを著るには、ぼうしは不用ながら、猶女形是を用るは、聊古き姿の殘れるも、平生額をおほふに用るものなれば、かくかつら付髮さへ禁ありしかど、寛文の末の頃には、女形の若衆前髮剃らぬも有しと見えて、其頃の芝居役者の評判記にみゆ、

〔歌舞妓事始　二〕男女鬘品

髮の風は時代にて替る也、辰松風は卷たてながく高くあげてゆふ、こうさいなでといへるは、立役桐野谷權十郎はじめたり、さしづとは若女形瀨川菊之丞始、三づとは中村八重八、調子丸といふ曲は伽藍鑑の狂言のとき嵐三五郎が風也、勝山といふは勝山仙州始たり、はらけがみといへるのは、樂屋入急ぐより思ひよつたる髷なりしが、いつとなく今專これを用ゆ、かつらに紐を付たるは、水木辰之介始めたり、かつらに艶を出し、うつくしくなしたるは、荻野八重桐はじめたり、扨又付髮といへるは、姉川氏よりおこりし也、

〔甲子夜話　四十九〕コノ七月(甲申○文政七年)或所ニテ樂善坊ニ逢タリ、ソノ時以前ノ戲場コトモ聞タル中、カツラヘ(是レハ頭ノ當ル所ニ、銅版ヲ首形ニナシテ、髮ヲウヱタルモノナリ、俳優ノ稱ニハハブタヘト云フ、)ト云テ、今一般ニ用ユルハ、以前ハナシト云タルユヘ、何ツノ頃ヨリ始リタルヤト云ヒタレバ、王子路考ノ頃ヨリト云キ、(王子路考トハ、名ハ瀨川菊之丞、王子村ノ人ナリ、頃ハ松平南海懇意セラレシ者ナリ、予(松浦清)モ能ク知ル、)然レバ未ダ百年ニハ餘ホド足ラザルコトナリ、其前ハト問タレバ、女形ハ皆地髮ニテ鬘ハ用ヒズトゾ、因テ誰カ(名忘)八百屋於七ノ狂言セシトキ、幕明キノ遲キトテ、見物ヨリ催促セシガ、コレハソノ於七ノ役者髮結ヲ出來ザリシ故ナリシトゾ、又男形ハ事ニヨリカツラモアリタルガ、皆入レ髮計ニテ鉢ガチノツキタルモノナシトゾ、然ルニ今ハ侯第ノ婢女ナゾ、狂言トテ爲ル者、地髮ノ飽迄アルニ、強テカツラトテ冒ルコト、其本ヲ知ラザル由リ起ル、

〔演藝雜綴　四〕鬘屋友九郎は羽二重かつらの元そにて、大坂ゟ江戸へ下り名高し、初高砂町に住、ふ

鳴物囃子方

きや町河岸へ引うつり、火事を出して所拂と成、○中略友九郎かつら打事銘人にして、仕かけものの細工今も殘れり、松助仕掛物は皆友九郎細工に殘る、人形町善八は友九郎が弟子、鐵五郎は石場の久七が弟子、友九郎細工多殘せり、此もの大坂生れにて勇敷人物也、友九郎が前は、築地の熊と云もの有、江戸かつらの銘人にして、此者の細工かつらは梅壽が多く所持せり、

〔戯場節用集〕囃子方　地歌　地余保　影歌　神樂はやし　對馬合方はやしの　中歌道行の中にて下り在所歌也　三頼上はやし　管絃はやし　騷歌　在鄕歌　目利安　白囃子　江戸歌　江戸管垣はやし　引流はやし

〔戯場樂屋圖會下〕囃子方、舞臺左り臆病口にて一切のはやしをなす、部家は中通總部家につゝく也、かげ歌、いづれも奥の一ト間に入る時か、或は後刻御意得ませうなどのとき、めりやすに合せてうたひ、あとの役者出るまで、つなぎにかげよりうたふゆへ、かげ歌といふなり、其外在鄕歌、目出度囃子、これは勅使饗應のとき用るなり、禪囃子、金門南禪寺の段にあり、さわぎ茶屋場にあり、一寸さきはやみの夜、ヲイヲイノヲイトサ、にてひき立るなり、白囃子幕あけにて、やつこ二三人手桶ほうきなどもち掃除の時、鼓大ど三線にて囃也、きぬた、ぬめり歌、此外囃子多しといへども、あらましをしるすなり、淨瑠璃床舞臺の西臆病口の所にありて、此ところ大工小家なり、このかたはらよりはしごをかけ、是を登りて淨瑠璃の床にあがる也、

〔歌舞妓事始二〕舞臺年中行事

扨又一部の内、毎事樂屋にして、三味線をならす、是をめりやすといふ、甲陽軍鑑にも出たるめりやすきといふ事を、下略して是を名付る、又亡魂などいづるとき、笛を吹事あり、是をねとりといふ、本樂にねとりあり則是也、太鼓をどろ〳〵打事は、物すごく見せる一義也、天皇立といふ事は、御殿がゝりの狂言に、笛鼓太鼓にて、是を囃して幕明る、又は神樂一聲打、其やく人の出端により、淨瑠璃節に色々あり、

〔三座例遺誌〕一淨留理大夫ワキ三味せん上調子　富本連、常磐津連、此外にも有り、淨留理連中は中二かいの明たる部屋を、役の内遣ふ也、

一河東節連中　一半太夫連中　一一中節連中

一義太夫節　浄留理狂言の時遣ふ、是なちよぼ語りといふ、せりふと文句のうけとりの所へ、けいこにあか紙と青がみにて、本へ印なを付るゆへの名也、

一大薩摩　土佐ぶし　外記ぶし

是は囃子町唄うたひの内にて勤む○中略

同はやし名目の事

一雨車　小道具より揃へてわたす、雨のふる音也、其形を略す、

一樂　三下り笛太鼓

一天王立　笛太鼓大小

一下り端　天王立に同じ、はやめ也、

一音樂　笙ひちりき太コ

一のつと　鼓大小又コイアイ物着の相方

一つゝかけ　同笛

一人よせ　三味せん大小

一本神樂　笛太鼓大小

一大拍子　大だいこ大びやうし

一岩戸　ふへ太鼓

一時の太鼓

一捨がね　どら

一對面三重

一うれい三重

一はや三重　引こみ三重とも云

一風の音　大だいこにてうつ

一波のおと　同

一辻うち　かゝるわざなどの鳴物也

一管絃　二上りふへ太鼓

一肥前節　三みせん太コつゝみ

一かけ入　鼓大小笛

一太鼓謡

一三保かぐら　笛大だいこ

一宮かぐら　太コ笛チレツク〳〵

一早神樂　ふへ大だいこ

一通りかぐら　草ぶへ大だいこ太鼓

一遠よせ　大だいこ貝どら

一禪のつとめ　太鼓木魚

一行列三重

一忍び三重

一六部の相方　又松虫の相方といふ

一はやめむけんかれに用
一てんつゝ
一常の相方時々かわり有
一相の山こきう入
一ねとり笛大だいこ
一大どろ〳〵
一はやぶへ笛太コ チンテレツク
一出の唄
一琴うた
一さわぎ土手のてうちん よし原月夜哉
一とてちり太コ入
一すがゝき
一みだれ太コ入
一志やぎり
一よせ
一らいじよ狐
一こたま
一草笛の相方
一雷のおと
一葛西念佛

一はげ物相方うかれ三重
一しころ又きぬた
一れんぼ尺八入 又草ぶへ入有
一草ずりの相方
一修羅の太鼓
一うすどろ〳〵
一とひよ鳥のね 志ばらくの時は早め
一引込の唄
一田舎うた
一深川さわぎ
一祇園ばやし
一ぬめりすりがれ入
一片志やぎり
一打込是よりニばんめ初り
一和歌大づめ かた〳〵まらば
一ながしふへ大だいこ やみなん〳〵にてなし出
一大小浮拍子
一楊弓のおと
一曲ばち
一わたり拍子

一馬鹿太鼓正傳神田ばやし　　一白はやし又水うち大小
一さうば念佛かれ太コジヤン〱　　一常念佛立うたの役也
一唐樂　　一琴の六段
一獨吟めりやす　　一はやまひ
一舞ばたらき　　一あつらへの立是しゆ〱のこのみ有る事也
右あらまし混雜にゑるす、此時のもやうにより種々の相方あり略之、
道具建、是も限なけれバ略之、
一蛙のこゑあかゞいをすり合ス　　一日ぐらしのこゑふへ
一鶯　ほとゝぎす　雀　むしの音　鷄　是等みな笛あり
一からす　猫　犬のこゑはいなり町のわかいしゆ、こわいろを遣ふ、
一樟腦火狐火なり小道具にてする　　一せうちう火幽靈の火也
一ゑんせう火てつぼう大づゝ又は幽靈の出ろまへ消るあと
てつぼうのおとは、ぶたひのうしろにて板の間をつよく打なり、又竹でつぼうにてする事もあり、雷の音は外座と日覆にて、大だいこを打合せ、又六尺棒を繩にてゆるくゆわへ、板の上をころがす也、稻妻は日覆の日さしにむかひて、鏡をひらめかしたる事ありしが、雨天の時は益なければ、あへて是を用ひず、

〔戲場年中鑑上正月〕鳥追通り神樂、鳴物の名鳴物はお囃子とて、大勢にて勤る、奥の口にゐならぶ故に、外座ともうしろとも、兩側樂やにて兩側にいならぶ故かくいふともいふ、さてはやしの數おふき中に、鳥追通り神樂のるいは、春狂言ならでは用ず、たとひ秋にて春の時候の狂言をするとも用ひず、其ゆへは昔は出唄入うたにも四季をわけて、春の娘春の女房、夏の女伊達男達、秋の娘秋の女房などゝ種

種有しかど、今はこれらの事はすたりたれど、鳥追通り神樂のみ、むかしのかたち殘りておもしろきなり、（通りかぐらとは大神樂の事、鳥追は鳥追の三味せん、二ツとも出還入に遣ふ、）

囃子　江戸狂言第一のものにて、今は京大坂の芝居にもあれども、十が一のみ、先其大概を左に志るす、○中略

獨吟　立唄ばかりにてうたふ名也、（長うた連名の筆かしらに書人を立うたといふ）江戸一流の節にて隨分花やか也、尤新うた古き唄もあれど是は稀也、近頃○享和頃上がたのうたを多く唄はしむるは、むりなる事也、唄のかつてがちがふ故、うたふ人のめいわくなるが、耳へ直に志れる也、やはり江戸流のめりやすといふ所が面白い、○中略

唄淨瑠理　富士田吉次（楓江と世によぶ）奇なる妙音にて、樣々の唄ども有、もとは佐の川千藏といへる若女がたなりしが、立唄と成て、世に長唄といへるを流行せし人にて、その中にも唄せうるりといふ有、安宅の松、閨の卯の花、うはなりの類、百夜車は一仲より出たるもの、綱手車は長唄とあれどもセッキャウの趣あり、關寺小町は（あたらしきかた）鼓唄と記て心を用ひられし也、まづ唄せうるりは唄にて淨るりの趣多し、

ふせ鉦　是も立唄のやく、土手場藪たゞみといふ場の大念佛也、小むろぶし、順禮唄は大せいにてうたふ、

豐後節　常盤津流は都一仲より出しもの、又一流になりたるが富本流也、二流ともはやる故、一トまくづゝは此淨るりにて所作事有、尤はやし入も有、

〔譚海十二〕芝居のきやうげんのあへしらひに、一口づゝうたふは、わか山ぶしと云もの也、

〔歌舞妓事始五〕鳴物囃子方

七十年以前骨屋庄右衞門といふ名人の鼓打あり、常に上手めかして打ず、人是を謗るといへど

も敢てかまはず、或人尋ければ、上手にうたせ舞ふ人なしといへるよし、又歌舞妓三味線は他流と事かはり、一切の鳴物に調子を合せ、微妙の色音を彈わくる也、元祿年中、岸野次郎三といふものあり、古今に勝れたる名人にて、古き唱歌をこのみ、故律の正しきことを尋ねさぐりて、自然と三絃の妙を得たり、いかにはやめてひくといへども、ばちを持たる手の小ゆび、三絃のこまにひたひたとつきしと也、藝にいたる人ならではなき事也、或時榊山氏ぬめりといふものを望まれければ、次郎三是を十七段に引分たり、是けいせいの出端にして、其太夫の位々を音色にて、十七段に引分たるよし、奇妙の術を得たり、さるによつて諸方の法師も此人に習ひしとぞ、此人の所持したる三絃は鳴神といふて、日本に二挺の名作なり、今一挺ハ先榊山小四郎所持して、常に此三味せんをもつて、音律の事を論じたり、又あるとき歌占のなり物をはやされしに、次郎三是にしたがひ歌うたひ、三絃を合しけるよし、今にいたるまで是のみ噂し侍る、又其身芝居に行ずして三絃をならし、其日々の見物の人數の多少を知る、これ音を聞てしれると也、又小四郎宮商角徵羽の道理を能辨へたれば、道成寺を略して舞ことをこしらへたるは、此人に始る、今小四郎此道成寺に輕わざを入れ、五度つとめたり、則節付は次郎三也、又山本喜市といふもの妙手にして、次郎三におとらぬ三絃也、或秋の比、聲々に鳴蟲の音をきゝ、調子をほそめて是にしたがひ曲節を作しに、忽蟲の音やみたり、暫くありて蟲又なき出せるによつて、心つき扨調子をたかくして引けれども更にやまず、又調子をほそめて彈ければ、又蟲の音やみぬ、是より工夫し、種々曲節を作るに心のごとし、聞人感心しけると也、○中略 又江戸に鳥羽屋三右衞門といひしもの三絃を以て、種々の曲をなす妙を得、左りの手にばちを持そへ太鼓をならし、右の手にはしゆ木をもちそへふせ鉦をならし、三絃をひき、三藝者はやせるごとくに、是をわかちて曲をなす妙手あり、

〔北里戲場隣の疝氣〕一囃方も一ト狂言に、何ぞ一番ツヽ所作あれば、其歌手くだり殘りて、面白きことも

ありしが、今は明けても暮ても、無間と獅子の形のみ計りにて、跡へ殘ることもなし、去によつてぶつ付たゝき付て、三味線をひくを達者と云よし、うきしづみ引しめとびこむ程、ひやうしひかへてゆるしはづむ間、手をぬく抔といふことなく、何とても替る趣向もなく、たゝき付て仕廻のみ、去るによつて藝に心をくだくといふことなく、古實を尋る心もなく、古きことも知るものもなし、口すぎのみに世を渡り、少しも古藝者は死うせ、誰がとがむるものもなく、こはひこともなくて、先は仕合成る世中、〇中略

一又囃かたもひと狂言に所作一ツか二ツ有故、さま／＼しゆかうを盡し心をくだき、歌手くだりともにおもしろく、色々思ひ付も有しが、今程は朝から晩まで休なく、一日に七八十度舞臺へ出る故、何の趣向も出べきや、爰を取ては、かしこへ付け、かしこを取りてはそこへ付け、當座まかなひ何やかや丸く合せて勤るは、あつはれふしぎなり、手柄なり、ふはたらきにては、たとへ妙手と云とも及がたし、

〔戲場年表三〕天明八年二月十七日より、中村座けいせい吾妻鑑、白井權八澤村宗十郎、幡隨院長兵衞松本幸四郎、小紫中山富三郎、鶉權兵衞中村助五郎、第貳番目淨瑠璃一節舛齋宮が淨るり太夫、富本齋宮太夫、獨吟三弦佐々木市四郎、家根船の内にてかたる、役者富三郎五郎市、宗十郎大當り、吾妻鑑の作者櫻田治助也、鈴が森を今のごとくせしは、此時が始りなり、

淨瑠理の名題に、太夫の名前を書入れしも是も始也、又家根船の內、靑すだれを卷あげて出語り、羽織袴の趣向も左交の案にして、此時見物の評判大によかりしと云、

〔天保七中〕役者評判記上〕中村座はやしの部

長唄　吉住瓢二　松永鐵五郎　岡安喜四郎〇以下三人略

三弦　杵屋勝五郎　杵屋榮藏〇以下七人略　杵屋六左衞門

振付師

ふへ　住田又兵衛　住田卯之助

小鞁　大西德藏　吉岡正吉　田中傳左衛門

大鞁　田中傳三郎　坂田重門〔〇以下三人略〕

〔戲場樂屋圖會下〕振り付〔瀨山七左衛門、小川理右衛門をましとする、役者木讀の後、今少しふりのつかざる役者にふりを付、あるひは娘方若衆などに、舞をおしへ、舞臺のとり踊りをおしゆる人なり、素人芝居などの時にても、功者なる役者をまねきて、ふり付をたのむ也、〕

〔戲場年中鑑下十月〕振付師　所作事はふり付師こしらえて子役におしゆる、立やく若女形などは、師匠のふりなどを其まゝにうつし、又は工夫の振もあり、あてふりも有、何れふり付師と相談の上でなければならず、又役者にてふり付をかねし人は、中村仲藏、二代目仲藏、初大谷鬼次中山小十郎、市川鰭藏、初吾妻之藏此外にも役者の内にてふりにくわ敷人もあれど、ふり付をかねしはなし、

〔天保七申役者評判記上〕中村座はやしの部

ふり付　藤間勘十郎　藤間男女太郎

口上

〔後は昔物語〕幕明の前に出ていふ口上、今は其男の恣を見ると、口上と云て先警るなり、扨其口上を聞く人はなし、口上人は只役割を成たけ早口に紙を目紛らはしき樣に卷込々々早々によみて入る、是も彼今の人は面倒がりて、早く幕を明させて見たき心なれば、其心を察して早く讀で仕舞ふ事を善とす、寶曆頃までは左にあらず、中にも市村座の口上いふ親仁は、上手なりと云はれ、勘三のは下手なり抔評しき、其市村座の親仁がよみかたは、東西々々とあたりから云せて、高うは御座りますれど、是より御斷を申上ます、則此所は梅若菜嫩曾我、第一番目の三立目役人の次第を、御耳にふれまするやうに御座ります、右大將賴朝公市川新四郎と、如此靜に切り〳〵によみたり、わや〳〵したる見物、口上云出れば、玄づまりて聞て居たる事なり、今よりは人がよいといふべし、

看板

〔古今役者大全〕頭取并口上の事

口上役の事、近年には水島四郎兵衛といふ古今不雙の達者ありしが、今はたれをよき口上ともいひがたし、大阪荒木與次兵衛座に、松本文左衛門と聞えし口上、中頃のまれ者にて有し、ワキ第二とすみて幕を引やいなや、長上下いため付て、さつぱりとよみ立る番附が、一日の初りなれば、今すこし念入たき事也、新部子上りの様な聲の、辰巳あがりなる口上か、拗はしわがれたる口上にては、物の始り花やかならず、荒木座にて王川千之介、鳥あしのあしだをはき、鐘をならしての出は、口上文左衛門この出はのわけをつまびらかに申立し事、おもへば今まねのしてもなし、是はいかなる事ぞと考て見るに、口上いひの上手が出來ざるか、口上いひにはむかし程給金を出さぬかの間成べし、

〔戯場節用集〕橋看板　人看板素人は釣かん板といふ　繪看板　紋看板

〔戯場樂屋圖會上〕招看板毎年十月吉日をえらみ、新參の役者衆中の名をかきたる看板をいだす、往來の人これを見て、來春の芝居顔みせの評判をなし、又あたらしき顔あれば、一日もはやく初日を待かれるがゆへに、招看板と名づく、○中略

外題看板むかしは板一まいに外題をかき、上に繪をかきてはりしといふゆへに、人一枚看板といへども、實は外題看板也、附りを書を脇に付といふ、附たりとは禁句なり、附にはたにかきたるを角の外題といふ、又鋼外題とはいはず、看板の結構なる事は、古往には百ばいにして、朱黒塗梨地に高蒔繪をかき、絹にてはり、繪外題を縫にてする事あり、彫の花鳥獣は生るがごとし、

〔樂屋圖會拾遺上〕歌舞妓芝居○中略　看板筆法南嶺軒東吉は元京の人なり、後に濵花にきたりて、岸本屋何がしが家にあつて、其後角の芝居勘定掛の手代となる、もとより筆道に妙を得て、看板筆法の流義をさだめる、今世に東吉流と稱美せり、

後看板これは外題看板のかたはらにあり、一枚看板にもれたる役者衆をこれにあつめ、下大序より段つゞきの書附あり、

口上看板人のよく知る所なれば、くわしくは爰にしるさず、

段書看板これハ矢倉の爾わきにあり、大序より大切までのありさまを、繪にあらはし、又文字ばかりの時もあり、

名前看板世間の人、是を八枚かんばんといふ、いにしへは立役者八人を書とか云ゆへに、かく云來たれり、

釣看板始は臺にのせて出せり、故に人形看板と云、後ひもにて中に釣たり、此時よりつりかんばんと呼といへり、はじめは二の替りのみなりしに、當時は年中かはり度々にこれを出す事、いづれの芝居も同じ事なり、右細工人、當時は大江宇兵衛久寶寺町柳彌助、はくろ町さのやはし此餘ほかにもありといへども、こゝにりやくする、○中略

櫓下看板若女形娘方、若衆方の名まへを書たるかん板なり、若女形は矢倉下三まいをよしとすぞ、書始、中、留筆なり、

〔東都歳事記四十月〕廿日、三座芝居入替役者の紋看板を出す、此看板に大中小有、紋に紺青朱緑青の彩色に差別有、又並べ様にも次第ありて、其位を争ふと云、　廿五日、三座芝居大名題看板を出す、

〔歌舞妓事始二〕外題看板

昔は看板壹枚板なり、今京は緣を拵へ大形にする事近年の事也、むかしは勿論繪かく事なし、表さびしければ、一枚紙に繪がき上にはりし也、是今の榊山小四郎初たり、それよりしていつとなく看板に繪がく事になれり、今役者の名を幷べてかける所は、昔ひやうづけといふて、其狂言のやく割を書て懸り、又惣稽古といふ日にいたつて、仕組御目にかけずと張札するは、其日舞臺にて、道具を飾りてけいこ万事正しからざるを改むるゆへ、人に見せぬ也、

〔南水漫遊續編一〕招牌名目

承應の頃の表招牌は、杉板に圖のごとく外題を書たり、

ゆとのさんかいちやう

女人成佛

後年緣を拵へ大形にせしかど、畫をかく事もなかりしが、表淋しきとて、一枚紙に繪をかきて、上に張事を初めしは、元祖榊山小四郎の工夫也、夫より庵看板といふもの始り、當代にては江戸看板、所作かんばん、或は總畫添看板など數品に及び、畫面の圖取、外題の書法に故實あり、○圖略一枚招牌とて花美に成ても、庵の形を造れるは、往古の遺製なる歟、今もいほり看板といふ、又一種江戸看板といふは、江戸三座に出す看板のかたちにて、通言を江戸と呼び、近世專ら此招牌を用ゆ、一枚看板の畫面は、大體三ッに限ル、定法は二ッを立役の一筆留筆、一ッは女がたの留筆か一筆か見合也、これ外題看板の恰好也、

置やうは天地人の見合肝要也、四ッか六ッの偶數になる時は、牛馬鳥虫其外何に而も生類を添て、奇數に合す、添看板ならば九か十一にても苦しからず、

立役者多く五ッ出す時は、王座頭、補佐二ッに緣の切ざるやうに顔浮二ッより、王これにつなぎて見へるやうに、五ッの取合恰好大事也、





人形七ッも出す時は、二ッは離れてつるむか、遠見に遣ふべし、斯のごとく一枚看板には、大立ものならでは、のせる事をゆるさず、別種添看板といふものには、八枚の役者を不殘畫面に著せり、一枚看ばんに畫面一ッ出す事あり、○中略又總畫とて一日の狂言を一段々々畫きて出すなど、近來の事也、所作かんばんといへるは、京上り江戸下りの暇乞、或師父の追善抔に所作事を勤る時に出す、大かた欅の木地を用ひ、所作事の外題に發句を添しは、寶暦九年卯の十二月二十二日より角の芝居にて、中村富十郎九州釣鐘岬の大切、江戸みやげとして、娘道成寺の所作を勤る時、唉からに龍頭へとゞけ山ざくら、といふ自句を書しより始む、以來暇乞の所作かんばんの風流とす、大外題の文字は奇數を用ゆ、奇數は半にて陽物の起り始る形也、偶數は長にて陰納り終る形ち也、外題に用ゆる文字扁なきは陽、扁あるは陰と定め、止りの文字扁ある文字にて、留め終り納る緣儀を取、又文字の留りの恰好居りよろしく成物也、大外題の文字五字七字九字の奇數を用ゆ、昔々偶數を用ゆる事もあれ共、はたして不當り歟、又は不時の災ひ有ゆへ、偶數に成る文字の外題は、作字寄せ字にて、奇數にする法とは成りぬ、たとへば三拾石艠始と、夜船の文字を作り、日記を洭沺、文章を噠抔と寄せ字にて數を合せ、妹背山婦女庭訓と、女に婦女と文字を延す、奇數は起り陽氣に動き聚るの道理なれば也、また角外題割外題といふは、

源八渡　濡髪長五郎

平太堤　放駒長吉

いづれも對の人物をツノ外題といふ

去し昔の　聚樂の館に

青江下坂　賤女の愛妾

十人切子の　大佛前に

大座敷　官女の妾宅

此ごとく書を割外題といふ

其外三拾一文字の和歌、或は流行うたの唱歌抔を書事有、これを笠といふ、脇書は附たり書ともいひ、一日の狂言の趣意を、左右へ對句のやうに書、其中に曲意を交へて、文の長短は定りなし、又五言七言の詩句と、歌を見合せる趣向もあり、中古以來かぶきの脇書は長文にて、あやつりは短し、いづれ長短に寄らず、作意の面白きをよしとす、外題の風流割書の(脇書共、附り書ともいふ)、面白く書納しは、江戸の堀越菜陽、浪花にては並木正三なり、

〔守貞漫稿後集二遊戯追補〕看板

京坂モ昔ハ繪看板ノミナルベシ、其始メハ寛文圖ノ如ク藝題ヲ板ニ記シ、或ハ太夫名ヲ札ニ記ス等ノミナルベシ、然ルニ漸ク精美ニ移リ、繪看板ヲ用ヒシナラン、近世ハ二ノ替リ等、其餘ノ狂言ニモ釣看板ト云ヲ用フ、或ハ繪、或ハ釣看板ヲ用ヒ、看板ハ凡テ江戸ヨリ甚精美ナリ、釣看板ト云ハ、其狂言ノ人物ヲ一尺五六寸、又ハ二尺計リノ木偶ニ製リ、金ラン織紋天鵞絨繻或ハチリメン等ノ華美ノ衣服ヲ著セ、又應之テ山川家居草木等ヲ造リ、芝居表一面ニ棚ヲ架シ、棚カマチ黑ヌリ金メッキ銅具等也、此棚上ニ人形ヲ並ベ、狂言ノ形ヲ摸シ、又建看板ノ所ニハ、其狂言中ノ眼目ノ所ヲ摸ス、譬ヘバ金紋五三桐ノ外題ナレバ、建看板ノ代リニ、山門ノ造リ物朱ヌリニテ立派ニ製シ、樓ニハ石川五右衞門、門下ニハ久吉順禮ノ扮ヲ摸シ、扉ノ所ヲ白紙張ニシテ、外題ヲ記ス

等ノ類、又先年金毘羅御利生ト云外題ノ時、建看板ノ座ニ覗カラクリヲ造リ、序幕ヨリ大切迄ヲ畫キ、カラクリノ如ク取カユル也、然モ表一圓繪馬堂ニ摸シ、看板ヲ種々ノ奉納額繪馬ニ造レリ、

又繪看板モ、其古風ヲ見ズト雖モ、必ラズ昔ハ江戸ノ如ク、鳥井流等ノ畫風ナルベシ、今ハ極彩色ニテ、浮世繪師畫之、人形大略尺計、山水館舍等全ク畫ケリ、浮世畫師平日ハ役者肖像ヲ專トスレドモ、看板ニハ多ク肖像ニ畫カズ、稀ニハ肖像ニモ畫也、

釣看板繪看板トモニ、人形總身ノ中何レニナリトモ、一所役者ノ紋ヲ付ケ、誰ハ某ニ扮スト見易カラシム、繪ニハ紋唐藍ニテ畫ク、

京坂ハ小芝居宮芝居ニ至ル迄モ、看板ヲ美ニス、看板美ナラザレバ芝居繁昌セズ、故ニ美之也、蓋大芝居ニテ爲タル狂言ヲ、不日宮芝居小芝居ニテ、其狂言ヲ出スコトアリ、近世專ラ大芝居看板ヲ買トリ、役者人形定紋ノミヲ畫改メ用之コト往々有之、

繪看板多クハ横長也、緣黑或朱ヌリニ、シワウメツキ銅具ヲ專ラトセシガ、近世ハ黑赤等ノ縮緬、又ハ天鵞絨包ミニス、漆ヌリヨリ美ニシテ廉ナルベシ、銅具ニ代ルニ金糸ヌイ也、又ハ綴本ヲ開キタル形ニ製ス等、或ハ色紙短册ノ形ニスル等、其製無定、

江戸ニテ名代看板ト云者也、江戸ノ名代看板ハ屋根ヨリ高ク頭ヲ出ス、京坂一枚看板ハ屋根下ニ直立ス、全體一枚也、名代カンバンハ繪ト字ト二ツニ割リ、裡ヨリ蝶ツガヒヲ以テ繫之ゲリ、

江戸芝居繪看板ノ始メハ、享保中浮世繪師ノ名アル、鳥井清信ノ門人二代目清信、始テ四座ノ看板ヲ畫キ、其門人清長ヨリ今ニ至ル迄、祖流ヲ傳ヘタル鳥井某ト云畫之ノミ、三座ノ看板及ビ番附繪ヲ描キ、畫風ヲ變ズルコト無之、

看板ノ形ハ、中村座圖ニ畫ク如ク、竪長ニテ形亦新法ヲ用ヒズ、緣ナドモ京坂ノ如ク美ナラズ、毎時中ノ繪ヲカキ改ムルノミ也、

鳥井風ノ繪、彩色モ京坂ノ如ク精美ナラズ、家居草木等必用ノミヲ畫キ、或ハ畫カズ、人物ノミヲ專トス、蓋人物ニ役者定紋ヲ描クコトハ、前ニ同ジキ也、
又名代看板ト云テ、京坂一枚看板ニ似タル物アリ、上ニ眼目トスベキ狂言ノ圖ヲ畫キ、下ニ外題ヲ墨書ス、三都トモニ此看板ニ出ルヲ、役者ノ名譽規摸トスルコト也、
又櫓ノ前ニ棒ヲサシ出シ、是ニ一ツノ横長ノ看板ヲ下ゲタリ、號テ釣看板ト雖ドモ、京坂釣看板トハ其形甚ダ異也、此看板ニハ其時ノ所作狂言等ヲ、兩面同形ニ描ク也、京坂ニハ此看板ナク、此ゴトク櫓ヨリ棒ヲサシ出シ、是ニ横長ナル板ヲ胡粉ヌリニシ、大入ト墨書シタル物ヲ下ゲルノミ、江戸釣カン板ヨリハ小形ニテ、是亦兩面ニ大入ト書ケリ、蓋此大入札大芝居ノミ在之テ、中芝居以下ニハ是ヲ用フルコトヲ得ズ、

〔演藝雜綴 四〕鳥居清長の咄、清長の元祖清信ゟ代々芝居畫看板繪師也、同じ浮世繪の內にも、一流の筆に書初て、今の世迄用ひしは、全く元祖の筆意に工夫をこらせし處也、清長云、先祖は間に合の紙張物にしたるは、古今の工夫、此紙は土を入て製したる故、泥間に合と云、此紙は筆を付文字書損じ、其外はごふんにて塗潰し、亦其跡へ認め、繪の具彩色する、鳥渡仕たる事中々の考と云れたり、

元祖清信、二代清信、三代清滿、四代清長、五代清滿、清長弟子、清滿の孫也、鳥居一統大坂の繪師也、江戸江下り歌舞妓芝居に看板を書始たり、是ゟ三座とも此流儀に認む、始め北齋先生幷歌川の一統にて書たる事あれど皆移らず、下で畫きたるもの、上へあげて見せる法式、他流にて知らず、〇中略

看板筆法勘亭流は、和泉町の筆學指南師、十一代目勘三郎の手習師匠にて、年老て中村座の仕切場へ出、岡島屋勘六、座元ゟ姓を貰ひて中村勘六とも云、元手習の師なれば書役を勤しが、追々番附の下草稿、又は看板等を書認しが、後には一流を書顯はし、是を勘亭流と人呼べり、文化二年二

月三日六十九才にて終る、

〔戲場年表〕〔二〕寶暦四年、此春中村座繪看板曾我對面の繪割、海老藏、七三郎、升藏、市松、傳九郎、助五郎と六人を出すと、長の數になりて忌ば、市松を除き五人に書く積りにて、鳥居清長(後清滿)認めしに、五郎の側に傳九郎の朝比奈を書きし處、右の素袍餘りて見にくければ、紙を足し全身をば書きしに、いつもの看板より幅廣くなり、さればとて書直しては間に合ず、此事を掛りの者へ咄すに、却て立派に成、至極よろしきとて、早速看板の横縁を取替出せし處、殊の外に目立一同悦びしと也、此看板の幅三尺少し餘り有りしと云、是迄の寸法大概貳尺五六寸也しに、此時幅廣くなりしにより、是より三座此寸法を立看板の法式とはなれり、これを本三尺と云、今は又貳尺五六寸に成りたり、

附言、大名題の繪割座頭を眞中に書くが式法なり、二枚目は右手、其次左り手、尤客座三枚目、其時宜によるべし、此書方は中村座の座頭なれば、市村座の方を見向て書がき、又市村座は中村座の方へ顔を向て書き、守田座の座頭は中村市村兩座の方を向て書也、是にらみつぶすと云が此道の法也、さて寛政八年春、都座振分髮青柳曾我釣狐の對面、此時の名題看板は此場を書くに、此時座頭は座頭市川八百藏、二枚目坂東彥三郎、客座二代目仲藏、然るに仲藏初あ工藤眞中に出す、二枚目の彥三郎祐成故座頭ゟ上に上て出す、又八百藏は五郎故左りに書く、祐經へ飛かゝらんとせねば法式にあらず、依て五郎の手を祐經の胸のあたりへ出せしは、是鳥居清長が役者の順を知ればなり、又寛政十年九月、中村座にて蘆屋道滿大内鑑、葛の葉、中村野鹽一人り立のしのぶ、立女形なれバ、全體を書きあらはし、薄のつくり花をからくり臺へさし、しのぶの畫の裾へ少しばかりすゝきを書が法也、然るに此座の立おやま中山富三郎、又岩井半四郎、のしほの一座也、此時のしほのくづの葉の腰のあたりまで、すゝきを内へ〳〵と葉を書きし也、都て芝居の法と云は、

番附

何事に限らず、內へ〳〵とするが法式也、又或年市村座にて三津五郎、由兵衞、長吉、玉三郎の釣看板、帳元治助、作者より注文下畫の出ぬ先に、淸滿へ誂へ、看板出したれば、三津五郎是を聞て大に立腹して、未だ名題に乘らぬ玉三郎出せし事是迄例なし、早々直させ可ㇾ申とて、三津五郎一人りに書直せしと云、是は玉三郎は內緣あれば、斯くせバ嘸悅ばんとて思ひ付し也、都て釣看板は名題看板より重き看板也、

看板寸尺不同に成しは、文政の末々と云、

〔增補戲場一覽冬〕看板畫工方　唐物町筋渡邊筋西へ入曾根利八　角の芝居角丸荒木若大夫　北ほり江宮川丁堀尾杢兵衞　中の芝居東竹田芝居　生玉鳥居前東岡山九右衞門　大西芝居からくり

看板筆工方　角の芝居　角翁濟東吉

中の芝居　和泉屋淸兵衞

釣看板人形師　諸芝居　南久寶寺町五丁目大江宇兵衞

〔戲場節用集〕番附(ばんづけ)

〔戲場樂屋圖會上〕招看板毎年十月吉日をえらみ、新參の役者衆中の名をかきたる看板をいだす、(中略)それより二十日ごろになれば、顏見せの番附を出す、朝くらきうちより賣いだす事あり、島の內道頓堀へんの茶屋には、この番附をもちて、夜のあくるをおそしと、諸方の客さきへおくることはなやかにも、又いさぎよし、

〔東都歲事記十四月〕十三日、この頃より三座芝居役者入替りの編號(ヤクワリ)賣ありく、晦日、當月半頃々新狂言の番附賣あるく、江戶中前後をあらそひて買もとむ、茶屋よりは出入の家々へ配る、

〔守貞漫稿後集二遊戲追補〕番附

大坂ハ半紙一枚摺也、顏見世番附ノミ杉原紙一枚摺也、何レトモ初日前ニ、茶屋ヨリ得意ノ家ニ配ル、左圖略○圖ニ角平ト云印アル、卽チ茶屋各印ㇾ之テ配ル者、江戶モ見物ノ時、繪草紙ニ副ヘテ席

ニ出スハ似レ之、

見物ニ往ク時、又茶屋ヨリ此番附ニ繪本番附ヲ添テ出ス、左圖略○圖ノ如ク番附ヲ役割番附ト云也、江戸ニテハ配番附ト、見物ノ時出ス番附トハ別製也、京坂繪本番附、大略繪風及ビ紙數、大サトモニ江戸ニ相似タリ、表紙ニモ繪ヲカキ、表紙ノミ藍ト蘇方等ノ粗彩ヲ加フル也、江戸ハ白也、

〔戯場新話 上〕歌舞妓世界定之事

扨總役者其外囃子方淨瑠璃大夫など入替り相定りて、役者附の下繪にかゝり、出來上りて板行急ぐ事也、此役者附は、至て六ケ敷、古來は座元帳元狂言作者にて下繪等定し事也、近年は時の座頭たるもの彼是と差圖して、猶更にむづかしく成たり、全體此役者附の事は、依怙ひゐきなき樣にすべき事也、十月十日前後に、役者附を出す事なりしが、今は定りたる日限もなく、十五六日に成事もあり、先最初に初摺出來の上、板元より大夫元帳元へ内々にて差出す、是を大夫元より役者中へ配り、扨茶屋々々より客人へくばりて、其翌日町中へ賣出す也、此日何方へも一ツ時に出す事にて、板元殊の外いそがしく、配り歩行ものも、此日四方へ走り廻り、甚闇敷事也、尤此役者附をば、町御奉行所、諸懸り御役人方、町年寄組合名主肝煎方へは座元より差出也、依て千枚程は板元にて役摺とて、大夫元へ運上に出すよし、又是を配り出るもの、江戸橋を通る時、若衆中に無理に取らるゝ事故、甚用心して出るとぞ、尤芝居懸りのものは、役者附の出來上らぬ前より、數を極め板元へ誂へ置也、

〔三芝居樂屋雜書〕三芝居板元

一中村座番附役者附　せとの丁　村山源兵衛　同繪本うすもの　さかい丁　澤村利兵衛

一市村座番附繪本　ふきや丁　山本金五郎　同役者附うすもの　福地茂兵衛

一森田座香附絵本うすもの　田所丁　小川半助　河原崎座役者附神明前　丸屋甚八

鸚鵡石

〔守貞漫稿後集二遊戯追補〕鸚鵡石

毎狂言製レ之テ、絵草紙店及ビ芝居ノ中ニテ賣レ之、蓋茶屋ヨリ見物ノ人ハ、棧敷以下土場共ニ役割ト絵草紙ハ必ラズ出レ之ト雖ドモ、茶屋ニ拘ラヌ見物人種々有レ之、小錢ヲ出スアリ、或ハ無錢アリ、其譯盡スベカラズ、是等ノ徒ノ買フニヨリ、絵本役割等菓子トトモニ賣レ之コト、三都相同ジ、其詞ニ、アフムセキ、エザウシ、バンヅケト云、其アフムセキ乃チ是也、當狂言ノ詞ヲカキヌキ、聲色ヲ口弄ム者ニ備フ、諸國ノ名所ニ往々鸚鵡石ト云モノ有レ之、皆對シテ物謂時響テ對レ之ニ似タリ、アフム鳥人聲ヲ云ヲ以テ名トス、其石ニ因テ聲色ノ具タルガ故ニ號レ之、皆表題ニ號ス、此物京坂ニ無レ之、又茶屋等ヨリ得意ニ配ルニモ、亦見物ノ日モ不レ出レ之、唯棧敷以下ニ賣巡リ、又錦絵店ニテ賣レ之ノミ

大略紙員五葉、初片葉ニ一人或ハ二三人ノ肖像ヲ畫クニ、其狂言ニ因アル物ヲ以テ、毎時畫法無レ定、意匠ヲ用ヒタリ、是ハ必ラズ鳥井風ノ畫工ヲ用ヒズ、當時有名ノ浮世絵師ガ肖像ニ畫キ、淡彩ヲ用ヒ、畫風彫工刷摺トモニ、精美ヲ專トス、

書風モ淨瑠璃本ニ似テ聊異也、當座名アル役者三五人ヲ載ル物多シ、

雜載

〔役者全書下〕曾我狂言

一當時曾我まつり初めは、近き比より嘉例とするなり、其以前より春狂言曾我繁昌にて、五月まで相つゞく時は其悅びとして曾我兩社をまつり、五月廿八日は座中祝ふ事、いつの比よりか自然と樂屋三階芝居内にてせしを、寶暦三年、中村座春狂言大入にて、此時初て舞臺にてつとめしより、今三芝居ともに興行する事になりぬ、毎年五月中比より相はじめ、座中一やうの染かたびらにて、大おどりにわか狂言、兩社の神輿花うしを出し、賑ひ筆に盡しがたし、

〔劇場新話上〕芝居年中行事

五月廿八日、曾我祭り也、此始りは春狂言評判よろしく、打續て大當りの時は、中古迄樂屋に於て祭禮を取行ひ、總座中酒宴を催し祝ひたるが、今は曾我狂言を舞納て後、樂屋にて祭るを影祭りといひ、又格別の大當りにて打續きたる時は、例年曾我の兩社の神輿、仕切場に鎭護して、四方に注連繩を引、神前には數々の供物を備へ、甚花麗なる事にて、仕切場の入口には、御祭禮の大幟を建、かざり物の燈籠、口合の繪行燈、表裡にしげし、神輿を留場口より本舞臺へかき出し、芝居に拘りたる人々は、役者にかぎらず、思ひ〳〵の伊達衣裝に、蝶と千鳥を染出したるが、或は縫にしたる揃ひの手拭を、頭又は肩に打掛て花出しねりものはやし立て、東西の花道より本舞臺へねり込、長唄にてすゞめ踊り花笠踊り等の大踊りあり、尤立役女形とも、皆一樣のはでなる姿にて幾組となく出る、終て後、大勢交り樣々の見立狂言、俄茶番、物まね藝盡し等、數々ありて、其面白き事たとへるにものなし、抑此曾我祭りを舞臺にて執行ふ始まりは、寶暦六年、市村座にをゐて春狂言大名題梅若菜二葉曾我、幷大踊り三日酒盛、附り男色吉原踊り、二番目には菊次郎、龜藏二日替りにて、をちよ半兵衞夢路の浮橋大當り、打續て五人男狩場の首途といふ跡を出し、市松、龜藏、菊五郎、助五郎、廣治の五人大評判、廣治鮟鱇の釣し切、無間、菊五郎鯉の掛物、拔出て水仕合に、中役者大勢の大殺陣、殊の外大評判にて、右の二葉曾我の狂言、其年の十月迄通して興行せり、誠に前代未聞の大當り、是ひとへに荒人神の神慮に叶ひたる事有がたしとて、今迄樂屋に於て執行たる神事を改め、此時始めて舞臺にて神すゞめの大踊、諸藝盡しを始てより此方、當時に至りても、舞臺に於て、神事を行ふ事とはなりぬ、三座少しの替りあれども、先同じ趣也、五月廿八日は別て祭日なり、大踊は日毎に執行ふ事、人の知る所也、然るに過し都傳内座の砌にや、曾我祭りを大造に取組、役者の外芝居掛りのもの迄美々敷衣裝にて、本祭同樣に芝居内表裡を囃子あるき、大形の

いたし方に付、御咎を蒙り、今は其事相止、しかし芝居内の曾我祭り、その摸樣に寄て御構ひなしとなん、

〔大猷院殿御實紀八十〕慶安四年正月十九日、大歌舞妓勘三郎座の者、召て俳優御覽あり、大納言殿、二丸内宮に詣給ひ、直に本城へわたらせ給ふ、　二月十三日、高家今川刑部大輔直房、京より歸り參る、午後角太河邊へ御狩あり、西城にては勘三郎座俳優をめして躍御覽せらる、　廿五日、二丸にならせられ、大納言殿より歳首の饗進らせられ、猿樂催さる、樂は高砂芭蕉祝言三番なり、又歌舞妓勘三郎彥作二人をめして、二人の雙舞を御覽せらる、　廿七日、二丸に歌舞妓勘三郎彥作、兩座の俳優を召て、放下枕返し等の戯を御覽じ給ふ、　廿八日、西城にて大納言殿狂言御覽あり、　廿九日、二丸にて彥作座の狂言御覽じたまふ、　三月朔日、月次の拜賀、大納言殿かはりてうけ給ふ、二丸にて狂言を御覽じたまふ、

〔近世公實嚴秘錄三〕月光院樣の御方御仁愛幷比宮樣利根姬樣御詠歌の事

前將軍家有章公〇徳川家繼御母堂は、月光院樣と申奉り、半藏御門の内吹上御庭つゞきに御守殿有之、平生活氣の御氣質にて、歌舞妓又はあやつり淨るり等、殊のほか御好被遊けり、堺町吹矢町の者ども度々被爲召けるとかや、

〔繪島罪斷事略〕一正徳四年甲午正月十二日、常憲院樣〇綱吉文昭院樣〇家宣御廟江御代參として被遣候女中衆、大年寄繪島〇月光院女中御年寄宮路、櫻山、御中臈いよ、表使吉川、御次頭れん、吳服之間よせ、御三之間よの、きつ、御茶之間せん、使番木曾路、藤枝、以上十二人、芝へは繪島、上野へは宮路を頭として、二わけに分りて行、繪島は御廟の御代參をいたし、夫より直に木挽町山村長太夫芝居見物に行、都而女中御代參被勤候て、方丈に至り饗應有之先例に候處、此日は方丈へも立寄らず退れ候故に、役僧共例格相違に付不審申合候處、山村座に奥女中大勢見物の沙汰相聞、其由芝山内へ

も通じ候人有之、宮路も上野の御代參より直に山村座へ落合、雙方合せ一座にて役者共を召呼、酒宴時刻移り申刻頃御城へ被歸、○中略

三月五日御仕置被仰付候覺

一永々遠流　　繪島三十三○中略

一流罪　大島　　木挽町狂言座座元長太夫山村二十七

長太夫事、狂言芝居之座元をも仕候上は、座中の役者の事に於ては、常々其差引をも可仕事に候處、總而見物の客人棧敷茶屋等へ、役者召呼候事有之候共、女中客に至ては、貴賤を不撰、一切に差出間敷事に候、然るに正月十二日、繪島等見物の爲に相集候棧敷へ、長太夫も罷越、其上又自分の居宅に於て繪島酒の相手之由にて、役者共令參會候次第、其罪科重疊し候を以、流罪に令行者也、

一流罪　三宅島　　長太夫抱役者山村座新五郎生島四十四

新五郎事、先年御城女中之事に付て、於世上申沙汰し候事有之候者にて候、然るに九ヶ年以來度度に及び、繪島と令參會候條々、其罪科重疊し候を以て、流罪に令行者也、

一追放　　堺町竹之丞抱役者市村座半四郎瀧井三十

半四郎事、去年夏繪島狂言芝居見物之時度々に及び、於茶屋等に酒之相手に成、夜更候迄參會候科に依て、追放せしむる者也、

〔譚海九〕此侯馬○有の奧へ時々戲者をまねかれ、終夜芝居狂言有事時々に及べり、戲者を奧へ通さるゝ通路、表の內玄關の側に塗籠有て、夫より入れば地道を過て、奧の舞臺へ直に通らるゝやうに構られたるとぞ、

〔增補戲場一覽〕手打連中

三ヶ津とも、ひいき連中あまた有といへども、わけて浪花のひいき方は、中古ゟ今に相續して、顏

見せには一座の役者へ送物を送り、芝居側には連中々々の印の箱挑灯を、茶屋の軒にかけならべ、座附引合には奇々妙々の手を打て、又句に合せて諸見物の耳をおどろかす事、他にくらぶるものなし、尤ひいき連中あまたあれども、當時四組(○鮏瀨、大手、藤石、花王、)を最上とす、餘は是を略す、

〔浪花の風〕劇場は殊の外繁昌する土地柄なり、是一體の風俗淫風なるゆへか、劇場は自から繁昌し、劇場繁昌するに依ては、淫風もいよ〳〵盛んなるべき理りにて、歎か敷ことなり、劇場見物に出る婦女子の樣子抔も、江戸とは大に相違して、狂言を見物するにはあらで、俳優の人品を見物し、且銘々の粧ひし姿を、俳優どもに見せ示すの心得なり、夫故に身上相應のものは、劇場見物一日の內に、凡そ衣服を改ること三四度に及び、甚しきものは一幕殊に著替するに至るといふ、淺間敷風俗といふべし、

〔賤のをだ卷〕一挺三味線の流行たることおびたゞしきことにて、歷々の子供總領よりはじめ、次男三男三味せん引ざるものはなし、野も山も毎日朝より晩迄、音の絕る間はなし、此上(アゲ)句下かたといふものになりて、かぶきの芝居の鳴物の拍子を、素人がよりたかりてうつなり、其弊止みがたくて、素人狂言を企て、所々の屋敷々々にて催したり、歷々の御旗本、河原もの丶眞似して、女ゝたになり、立役、かたき役にて立さわぐ戯れなり、

〔役者論語〕一此書やむかしより上手名人と稱せし役者のはなしどもを、古人書留め置し卷々なり、

舞臺百ヶ條　元祖坂田藤十郎師匠杉九兵衛といふ、花車形の書置る書也、

藝鑑　富永平兵衛(むかしの狂言作者也)書置る

あやめ草　元祖よし澤あやめはなしどもを、福岡彌五四郎書とめたる書也、

耳塵集　上手のはなしを金子吉左衛門書しるす

獨狂言

續耳塵集　民屋江音四郎五郎事書留し書也

賢外集　染川十郎兵衞聞覺し事をはなせしを、東三八狂言作者書置る、賢外といふは十郎兵衞法名也、

佐渡島日記　むかし今の藝者心得に成べき事を、蓮智坊が書置なり、蓮智は佐渡島長五郎法名也、○中略

安永丙申晩秋　八文字舍自笑述

〔花江都歌舞妓年代記　一〕凡例

一往古より三ヶ津芝居狂言、役者評判の事は、西鶴、其磧、八文字舍自笑の撰集、耳塵、賢外、あやめ草、あるひは佐渡島日記、名人上手の舊きことの葉は、歌舞妓事始、役者大全等に、芝居の起原由緒、役者の家譜を書しるしたる前板、舉て算がたし、その證もつとも委しく、此道の龜鑑といふべき也、

一爰に予稚時より芝居を好、今齡古稀に近し、されば六十年來戲場を閱、將古老の物語を、兒耳に聞はさみて、百有餘年の噂を知れり、○中略故人知因の役者の談話を傳に加へ、其證を著し、花江戸歌舞妓年代記と號、全部八卷とはなりぬ、

○

〔江戸總鹿子　六〕座敷獨狂言

日本橋南二丁目　松村休閑　南八丁堀一丁目　道具屋九右衞門

新ばし　ぬしや總兵衞

〔昔昔物語〕昔左近源左衞門と云若者、京都より一人下り、三味線ひき一人、地うたひ一人して、右源左衞門藝する時、今のかつら抔云物なく、うこんの服紗ものに細き絲を付、額にかぶり、此ふくさものにて月代をかくす、面體奇麗成若者なれば、女の如くに見ゆる、扨藝とては海道下り、山崎下り抔いふ道行の歌を地謠にうたひ、夫を小舞にまふ、又は業平餅を買給ふ所を獨狂言に舞、是を諸人面白がり見物する、

〔望海毎談〕元和寛永の頃、酒井喜右衛門と云浪人夫婦伴ひ、江戸中を座敷狂言して徘徊す、角田川の諸もかれが話にて、傳手を求て觀世大夫方へ送しを、そここ、直さして置たると云ふ、其砌喜右衛門此邊に有て角田川の堤へ出、筵を敷舞諷などして、往來の人に錢を貰ひ渡世せしに付、梅若といふ少年の跡の印なりと、路中の柳一本を名付、言觸したるにより事起り、喜右衛門病死してゆかり有所なれば、此邊に葬る、

陰芝居

〔守貞漫稿後集二遊戲追補〕陰芝居

五月二十八日兩國橋川開有之、後此技ヲ能ス者、及ビ三絃以下諸鳴物ヲ兼テ十餘人、一艘ノ屋根船ニ芝居繪等ヲ描ク行燈アル者ニ乘ジ、橋下ニ囃子ナガラ逍遙ス、士民納涼ノ船ヨリ需ニ應テ行之、是亦盲人ノ觀場ニ入ルガ如ク、諸囃子ヲ備ヘ、淨瑠璃小唄聲色備ヘザルコトナシ、故ニ陰芝居ト號ケ、カゲ芝居ト訓ズ、行之コト大略金一分ヲ以テス、此徒是ヲ生業ニ行フニ非ズ、自他ノ樂ミヲ旨トシ、金一二分ヲ投ル者ヲ得テ、酒肴屋船ノ費ニ供スノミ、御殿女中等特ニ愛之也、

照葉狂言

〔守貞漫稿後集二遊戲追補〕照葉狂言

嘉永ノ比、大坂ノ蕩子等四五輩相議テ始テ行之、其行ハ中樂家ノ間ノ狂言ト云ル物ヲ大體トシ、衣服ニモ素袍上下等ヲ用ヒ、又狂言師ノ大筋織ノ服、乃チ古ノ熨斗目也著之、俳優ノサマモ倣之、言語モ擬之、而テ往々當世ノ踊リ、及ビ芝居狂言又ハ俄狂言ニ似タルコトヲモ交ヘ行フ、安政ニ至リ江戸ニ下リ、諸所ノ寄セ席ヘ錢ヲ募リ行之テ、群集アリ、

追考、テリハ、テニハ俄狂言ノ訛略ト云リ、天爾波ト云コト和歌ニアルコト也、

壬生狂言

〔嬉遊笑覽五歌舞〕壬生狂言、壬生は大宮西條の南にあり、寶幢寺と號す、本尊地藏幷なり、每年三月大念佛あり、此處の人民集り狂言をなす、雍州府志に、後伏見院正安年中、圓覺上人住此寺、始修融通念佛、於今每年自三月十四日至廿四日有念佛、其間土人作俳優、是爲驚衆人之睡也、滑稽雜談に、此

俳優に用る假面佛工定朝が作三面あり、所謂俳優の名目、猿、桶取等の面を第一とすと記せり、貞德文集、作日壬生之念佛へ無御誘出拔し候事、遺恨千萬千萬、狂言十王、餓鬼、腹膨、桶取、猿等不替、昔相勤候哉云々、また淀河に、秘藏の花の枝をこそ折引よせてつふりはる風、我むすこゑらみ見るまねする壬生の猿、(註に是は壬生の狂言みれば、合點ゆかぬなりとあり、)熊坂の謠に、賊の名に壬生小猿といふがあり、拾葉抄に、壬生狂言に猿の綱をわたる事あり、狂言あまたある中に、是を最上とす、これになぞらへて、盗人の名を壬生小猿と呼なりといへり、此說によれば、此狂言も久しきものとみゆ、俳諧染糸、出るよりおかしかりける狂言師、是非とも壬生へ御供申さむ、京童、喜雲が狂歌、有あけのつれなき壬生の念佛より狂言ほどのうくものはなし、其處の繪にも、猿のつな渡りをかきたり、同書、千ぼん閻魔堂の條に、暮春の念佛は、文永年中、如輪上人といふ人始められし也云々(後撰夷曲集、寛文十一年、千本念佛、)いろ〱の狂言綺語の法事こそ讚佛乘の招寬堂なれ、貢之、其處の畫に、桶とりの狂言するさまをかきたり、壬生に傚ひてここにもこの狂言するにや、隻絨輪、心のどかにくらす靜代、賊たえて念佛に壬生も猿ばかり、元祿十五年の草子花見車に、壬生大念佛の頃にぎ〱しきにうかれ出、茶店にやすらひ茄子賣の猿になりたるを見て、ゑばし有ける云々あり、其所の農夫など狂言することゝ見えたり、

〔三養雜記　二〕壬生狂言

京師の壬生の地藏堂にて毎年三月に念佛躍あり、鰐口を打て拍子をとり、その拍子にあはせて無言にていろ〱の所作あり、世に壬生狂言といへり、華洛細見圖に、壬生にて念佛躍とて、躍の先にかならず猿の綱わたりをすといへり、京師の名所をしるしたる繪本に、壬生の念佛躍には、大かた猿の綱わたりをゑがけり、隻絨輪の句に、賊たえで念佛に壬生も猿ばかりともいへり、その躍に禰宜山伏、紅葉狩、餓鬼相撲、座頭の川渡、桶取、などくさ〱あり、その桶取の躍を小歌に作りて、寬政のはじめ、京攝の間にてもはらはやりたりといふ、その歌、

俄茶番

さゝげぬる水にもうつるおぼろ月、かげはづかしきうしろ髮、したひよるべの常陸帶、結びとめたきこゝろねを、しらす姿のをどりの手、ちぎりおふせて、古君のうらみを汲むかをけとり、うらみをくむかをけとりよ、

〔武江年表七〕寛政二年、永代寺にて京都大佛の内辨才天開帳、この間境内見せ物に、壬生狂言を出す、世に行れて兩國に於ても見せ物とし、幇間の輩も酒宴の興にこれを學べり、

〔俗耳鼓吹〕俄と茶番とは似て非なるもの也、俄は大坂より始る、今曾我祭に役者のする是俄なり、ナンダ〳〵と問はれて、思ひ付の事をいふ是なり、茶番は江戸の戲場より起る、もと樂屋の三階にて茶番にあたりし役者は、いろ〳〵の工夫を思ひ付、景物をいだせしを、茶番々々といひしより、いつとなく今の戲場になれり、獨狂言の身ぶりありて、その思ひ付によりて景物を出すを、茶番といふなり、今專ら都下に盛也、(大坂板に、古今俄選といふものあり、俄の事を記、)

〔嬉遊笑覽五歌舞〕にはかは一代男七に、島原にて戲ふるゝことをいふ條に、彌七ゑゆろは、ゝきに四手切て、むしこより(逆子をいふになるべし)つと出せば、丸屋の二階より大黑えびすをさし出す云々、猫に大小さゝせて出せば、からざけに楊枝加へさせて見する、彌七えぼしきてあたまさし出せば、むかひより十二文の包み錢を投る云々(猫かいろたぐひの事、多く書たり、)女郎も男も殘らず、三處の二階をながめ、人々して古今まれなる慰み是なるべしと、興に乘じてまた所望々々といふ程に、後は大道に出てもんさくいづれか腰をよらざるはなしといへり、是にはか江戸にて茶番など云ことの始めなるべし、一目千軒に、京師島原は中堂寺村に、堺の住吉を祭る社あり、もとすみよし屋太兵衞といひしものゝ勸請なり、住吉屋廓中に入てまた住吉の祠を作る、これを中堂寺村の御旅所とす、享保巳後祭事華美となれり、毎年五月十九日より練物出づ、廿日より廿六日迄、日暮より大夫練物出づ、廿一日より廿九日迄、暮方より若連中ねり物、廿八日には練物廓を出て、中堂寺村本社

へ參て西口より歸る、夜に入て他所よりくるわへ、灯籠作りもの俄などあまた持來り、夜明る迄京町中の老若男女群聚することおびたゞし、別して御影供につきて、大紋日なるよし委く記せり、此事いつ止たる歟、今は聞えず、孔雀樓筆記に、市井輕佻の徒は、遊賞のことは何も同じことゝ思ふべけれども、その中に是非なきにもあらず云々、にはかといふものあり、是は其窮乏の相をあらはす、彼にはかといふものは、始りて三十年ばかりになるべし、近年はます〳〵熾に行はる、小家など持たるものも、公然としてこれをなし、恬として耻を𢆡らず、多は裸身またははだをぬぎ、頭面手足或は全身に丹墨藍粉などを、わざと拙く塗りくまどり、種々醜怪の狀を扮し、白晝に大道上を寬歩す、今宮祇園御靈の祭などには、彼輩幾群ともなく、𢆡かも大形その近邊の者にてぞ有ける、聲をかけて所望といへば、立止り或は無根の戲語をいふ、或は得もいはれぬ身のはたらきをなしてゆく、冷眼にてこれをみれば、そのまゝなる乞食といふべし云々孔雀樓は淸田君錦が號なり、此筆記、明和戊子冬と記せり、それより三十年前は元文四年なり、と云り、かゝれば一目千軒にいふ所、卽俄と名付て一種の戲事となれるが始とみえたり、江戶の吉原町のにはかも同じ頃にや、享保十九年甲寅八月、九郞助稻荷正一位大明神と官階ありて、其祭禮に起れり、それ故近ごろ迄も、俄の內は大門口に葉付の竹二本左右に立、𢆡め繩を引はへてありしが、今はさる事もなしとぞ、これは俄とはいへど、祇園神輿洗のねり物なもかれたるものなり、座敷茶番といふものも、此俄に似たるものなり、江戶にて芝居の役者共顏みせの頃、樂屋にて茶番餅番酒番などゝて、その番にあたりたる者より饗する事あり、色々たはれたる趣向を盡すなり、茶番の名は是より起る、安永二年、茶番狂言を書たる、當世作の種といふ小本あり、茶番と云は、其頃よりの名なるべし、

〔守貞漫稿後集二遊戯追補〕俄

ニワカ狂言ノ下略也、京坂ニテ夏月諸神祭ノ夜爲ㇾ之テ興ズルコト專ラ也、

座敷ニワカト云ハ、劇場用ノカヅラ衣服ヲ用フ、然モ紅粉ハ用ヒズ素顏也、或ハ芝居狂言ヲ學ビ、或ハ種々ノ行ヲ學ビ、トモニ滑稽ヲ專トシタリ、

又流シト云ハ、或ハ種々ノ扮ヲ摸シ、或ハ平服ニホテカヅラヲ著シ、一言ノ滑稽或ハ諧謔ヲナシテ行キ過ルヲ云、

又ナガシニモ非ズシテ、市店ノ需ニ應ジ、立止リテ芝居ノ學、其他種々ノ滑稽ヲ行フモアリ、市店ヨリ需之ニ、シヤウモシ〳〵ト云也、所望々々ト云訛也、

ホテカヅラト云ハ、紙ノ張ヌキカヅラ、男女種々ノ髷ヲ造レリ、

座シキニワカ以下トモニ、始終滑稽洒落ヲ旨トシ、畢リニ落ト云コトアリ、特ニ一言ノ滑稽ヲ以テス、

流シニハ落ナキモアリ、譬ヘバ祭日雷鳴シ、忽チニ青天トナル時、鬼形ニ扮シ一ツノ太鼓ヲ負ヒ、腰ヲカヾメ、唯今ハサゾオヤカマシウゴザイマセウト、毎戸ニ報之往ノ類也、

ニワカ行燈圖、○圖略路上ニニワカスル者必携之、路上ノ行更ニ錢ヲ乞ニ非ズ、小民等ノ遊興ニスルノミ、

茶番

京坂ノ俄カニ似テ聊カ異也、立茶番ト云ハ、劇場用ノ鬘及ビ衣裳ヲ著シ、紅粉ヲ粧ヒ、全ク劇場ヲ學ブ也、或ハ是ニ滑稽ヲ加フモアリ、又口上茶番ト云ハ、坐テ種々ノ物ヲ出シ、其物ヲ種トシテ滑稽洒落ヲ云コト也、立茶番口上茶番トモニ路上ニハ行ハズ、必ラズ席上ニ於テス、立茶番或ハ落アルモアリ、或ハ落ナシモアリ、

右ノニワカ茶番トモニ、小屋ニ於テ錢ヲ募リ見セルモアリ、座敷ノ興ニスルハ自他ノ興ナルノミ、又大坂ニハ近世俄師ト號シ、是ヲ半業トスル者アリ、三四年來江戸ニ下リテ、諸所ニヨセニ出

テ錢ヲ募ル者アリ、

〔古今俄選一〕俄中興又はじめとおもふ事

一享保の頃をひ、住吉まつりの參詣群をなせる中、其かへるさ飲盡したる酒樽を竹馬の先にくくりつけ、てうちんのごとくし、〇略圖めい〳〵もちそへて、たかくさしあげ、てうさや〳〵せんざいらく、まんざいらくなどゝいひ、とをりしゑひすがたの、おかしくも又めづらしくもおもひしにや、同じみちなる人々これに付てともにおどりし事となん、其人かへりしより、ぞんの外人のおかしがりたるを、みづからよろこびて翌年は、はや、おに、おふくのめんなどをたもとにして行て、かへるさをたのしみ〳〵たるが、いつとなく趣向をなすやうになりて、今のすがたになりし、京都は元文年中よりはじまりけるとかや、

一其頃よりほどもあらず、たゞたとへなどを、もはらとして、あるひはかたちもつくらず、やはり住吉參りのかへるさのすがたにて、俄じやおもひ出したとて通るを所望なりとて、袖にすがれば、扨去年も此かへるさは別してもない事ながらおもひ付て、おめにかけましたが、當年はとんと智惠が出ませぬゆへ、むねんながらもとらへられた所で、一チ度〳〵かやうにおことはりを申上ます、其かはりにはよく〳〵かほをみしりおかれくださりませい、來年はきつとおもひ付てわらはせますぞ、などゝいひてゆきすぐると其あとよりおにのめんをきて大手をひろげて、ハヽヽヽヽと、大わらひして行してい、これらをよほどのきめうなる趣向なりとて、どよみたる事也、又其比より狂言の聲色を失なはずして、太郎冠者あるかヤイ、ハア御まへに、主人にいとまもこはず、なんちはいづかたへゆきたるぞ、住吉へ參りました、ごんごだうだんにくいやつながら、ゆるしてくれるぞ、シテすみよしになんぞおもしろい事はなかりしか、ハア何がなみやげにとぞんじまして、反橋をもとめてまいりました、ナニ反橋とや、それは一だんとめづらしい、どれ〳〵、これでござ

ります、ナニこれはせつたにてはないかい、ハテうらが川でございます、など、かうやうなる事ばかりなる所に、竹田おどけきやうげん、さるがしまのかたきうちをして、大にはやりし時、其助太刀のめん〳〵、まかり出たるそれがしははさみでござる、まかり出たるものはうすでござるなどと、いひしをかたどりて、まかり出たるそれがしはの俄、はじめて出したり、その、ちまかり出たるそれがしはと計も、さびしくやおもひけん、いつとなくみゝのあたりより、むく〳〵と雲のみねの、のぼるやうなる身ぶりとはなれり、又それよりはるかのちに、コリヤなんじやと問ふて、はねをどるの一ト風あり、これはかの太郎冠者の俄の、きみぢかになりたるより出たるなり、たとへば四五人同じいろなるものを著て立ならびゐる、壹人かるさんはいたる男、小手をもちて、彼立ならびしせなかの所を、かべぬるていにて、其あぢはひしばらくありて、ならびゐるもの一時に尻をまくると、コリヤナンジヤこしばりじやと、これらは延享の比より此例出たり、又寛延の比、外科かうやくばこのこゝろにて、五色にそめたる頭巾をすつぼりと著て、五人ならびゐる、病人來りてれうぢを乞ふに、かの頭巾のたれをあげ、へらにて鼻をなで、かうやくのばすに、かのかうやく、はなをなでられ、クツサメといひければ、醫者なむさんかせひいたといひし俄は、道頓堀扇屋久太郎後正三といふといふもの、おもひつきにて、非情のものにものをいはせしはじめとぞ、又前々よりひとりありくにはかあり、或はやつこの形にて上下著たる人形をつかひつゝ、供をしたる風情にて、おりふしチイ〳〵と答へる體にて通るばかりあり、是は凡京都に多くして寛保のころ、此類流行せしとぞ、その〳〵みな古風のすがたを、一ツづゝしるすも、末に當流をあらはさんため也、

俄名目之例

口合　俄のはねなり、是はおよそかるくちばなしのおとしの、口合になりたる格多し、

一あぶら　是は其俄の始終のうちを、出放題にことばにて引張る事也、あぶらをとるといふ事なるべし、

なゐこ　是は始終をおかしくせんため、舌をなやして、ことばをつかふ事をいふ、

流し　是はかのひとり俄、又は大勢なるもあり、相手なく趣向したるをいふと也、

身(み)　是はかほも衣裳も、しばゐのごとく付たるをいふ、

出たらめ　凡是ははだかにて出る俄に多し

はねをかまはず、かのあぶら多く始終のみちゆき、引張てあてるのあり、當流此體多し、

ていねいにて、はねを第一とするものあれども、此體當時すくなし、

拍子ちがひ　是は(シテ)上るりにてせりふするを、(アド)は能狂言大黒舞などの拍子にて、相手になるのをいふ、近年此類至て多し、

物眞似　是もはねもなくものまねばかりする也、畢竟ものまねじまんの人のする所也、俄師の好まざる所なり、風流曾てなし、

配りもの　是は俄の趣向を配りあるくなり、たとへば狐釣の罠を持て狐をつらうとおもふなどゝて置てゆく、(ナンゾ)出るであらんとおもはして、實は見物を釣といふが趣向にて、一軒一軒かくのごとくし、又はなびせんかうなど、發句書たる紙につゝみて、配り通るばかりを趣向とするもあり、

此類あぐるにいとまあらじ

〔古今俄選二〕にはか趣向之傳

古代は、物のかたちをとりて、はね落しを付たり、元文のころにはかるくちおとし噺より出たるも多く、大名の俄は、秀句狂言等の趣意に類す、おもふに近世の雜句、笠付段々附などの付かた出

て、たがひに俄も句に成り、句又俄となる事多し、惣て心を付べき、〇下略

(蜘蛛の糸巻)茶番

天明元年の十二月、ある所なる勢家にて、年忘れとて茶番といふ事ありしに、客は大家の留守居たち、或は權家の歴々たちなり、茶番の題は、鬼に鐵棒、二階から目藥、猫の尻へ木槌などいふ卑俗の諺なり、〇中略鬼に鐵棒といふ題の景物は、其比はやりし銀の延べのきせるに、虎の皮の煙草入なり、茶番の連中多かりし故、夜明けたれども戸を開かず、燭をてらして茶番のはてしは、朝五つ比なりし、此一事にて天明の時勢を知るべし、

(戲場年中鑑中五月)にわか　京大坂の俄とはちがひ、吉原のにはかともちがふ、芝居の俄は地口を狂言にして見せる也、たとへば鹽冶判官の前へ、力彌三方に艾をのせて置、お日柄もよろしうといふ、判官是を見ていやさうなこなし有て、力彌由良之助といふ、力彌いまだ參上致しませぬといふ、判官硯筥を出し臍の兩脇へ灸點をしるす、是にて力彌と勵しくいふて、由良之助はと顏を見る、力彌愁を催ふして、ハツいまだ參上仕りませぬといふ、判官是非に及ばぬと、灸を一ツのせて火をうつす、齒を喰しばり苦しきこなし、此うち向ふばた／＼にて由良之助出て、いつもの通愼で手をつくと、判官由良之助かハツトいふ、是にて後から何だ／＼といふ、判官かわきりといふが芝居のにはかさ、

(一目千軒)住吉神社の事井祭の事

島原へ引たる住よしや太兵衞家内のもの、さま／＼の靈夢を蒙り、瑞現あらたなる事度々也、依りて又太兵衞庭に住よしのやしろを移し、中堂寺村住吉の御旅所となしぬ、〇中略御旅所參詣夥しくあるによりて、享保年中今の山へうつし替ける、〇中略

毎年五月十九日より御旅初り　同十九日廿七日廿八日ねり物出ス、〇中略

聲色

此ねりもの、廿八日は廓ひがし口より出で、○中略くるはの西口より練物戻る也、夜に入りて他所よりくるはへ、紙細工灯籠、作りもの、俄などあまた持來り、夜明るまで、京町中の老若男女貴賤群集おびたゞし、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕物眞似狂言盡の役者等が身ぶり聲色をまなぶ、是又物まねなり、輕口噺に、臆病者寺町通を夜行して、芝居役者の聲色つかふに怕たる處に、おきづかひなされますな、今のは役者の物まねじや、元祿十四年の噺し本也むかしも夜行には、口慰に聲色などつかひしなり、されど多くは幇間また乞食などのする事なり、江戸眞砂に、正德頃芝居一番切の追出しと云に成て、木戸にて人よせに色々のはなしをして、人足をとめる、あやめや平治とて、大坂より來り、兩國の大木傳四郎が齒みがきの口上かける男、芳澤あやめの聲色をまねけるが、又紺屋町にて山城屋と云酒やの下男は、藤村半大夫が聲色をつかひけるを、平治すゝめて主人にいとまを乞はせて、共に芝居の木戸に立て聲色をつかふ、聞人感心しける、是江戸にてかぶき役者の聲色つかふ始なりと云り、享保の頃冠り付、だまつて居、我聲色をきく樓船、おくら門徒敎主善兵衞はじめ芝居役者の聲色をつかひ、齒磨を賣て吉原に入込て、世渡りし者なり、近世には風來が放屁論に、鶴市が聲色は其人そこにあるがごとしといへり、安永頃、新地中洲にぎはひたりしに、鶴市といふ小屋もの、よく芝居役者の身ぶり聲色をうつしたり、同八年ばかりの事にや、柿色の素袍を著て、堺町より告められたりとか、又金作小藏とて不斷酒に醉て、よく金作が聲色まねぶ乞食高名にてありし、これらのわざ、むかしは今の如くよくするもの多からず、今はなし家と稱する者、又は芝居の木戸番は更なり、齒磨賣などみなよくつかふ故、高名の者もすくなし、

〔三養雜記二〕聲色づかひ

俳優の語音をまねぶを聲色をつかふといひ、この技をなすものを聲色づかひといへり、今はうしろとて、雨のふる夜はひとしほゆかしなどゝ、はうたを唄ひてつかひ出すことつねなり、大む

かしは、請取たりやその次は、これも同じく役者にて、市川海老藏でたのみます、そこらのしだしは市川の海老藏でと、とめてすぐにつかひ出し、五人とか七人とかつかひをはりて留に、短せりふのやうなるものをいふこと定まりなり、そのいひかたは、長居はおそれありあけの、などといひ出して、こゝらでちよつととめ袖や、ふり袖さまへのおいとまでトホ、うやまつて申ス、といふやうなことをいへり、さて近きころまで聲色をつかふには、扇を面にかざして、つかふもの、やうにおもひたりしが、十四五年前より、扇をかざゝすに、つかふことになりたり、砂まきなどはともあれ、座席にてはむかしのごとく、面をおほふかたこそよけれ、

〔守貞漫稿後集二遊戯追補〕聲色

江戸ニテ聲色ト云、京坂ニ物マネト云、俳優ノ聲ヲ擬スルノ小口技也、其始メハ正德中、江戸ニテ菖蒲ヤ平治ト云者ハ、俳優芳澤アヤメガ聲ヲ擬シ、紺ヤ町酒賣ノ下男某ハ、藤村半太夫ノ聲ヲマネルニ妙也、此二人ヲ聲色ノ始トス、〇中略

今世ニテモ京坂ノ工人等、是ヲ能ス者アリ、夏月ノ夕等ハ、市民ノ門戸ニイテ行之者、今モ面ニ扇ヲ翳セリ、或ハ物マネノミヲツカヒ、又ハ三絃笛鼓太鼓ヲ合奏スル者モアリ、三絃ハ皆必ズ用之、今モヨビダシナド、號テ、金ノ才覺刀ノ僉義ナド、別人唄之、三絃ヲ彈出ス、直ニ聲色ヲツカフ衆俳優ヲツカヒ、終リニ長居ハオソレコヽラデセト止ル、

笛以下ヲ用フル者ハ、掛合ト號テ、衆役者ノ語ヲ各互ニ擬之、全ク芝居狂言一段ヲナス者アリ、恰モ盲人ノ芝居ニ入ガゴトシ、

右ノ物マネ、自他ノ遊樂ニテ、錢ヲ乞フコトニ非ズ、

又幇間等酒席ニ聲色ヲツカフ、昔ハ是モ扇ヲカザス、今ハコレヲカザヽズ、或ハ身ブリ聲色ト號テ、身體動作ノ癖ヲモ擬スル者アリ、

江戸ニテハ往來繁キ路傍、市中軒下ニ兩三人立イミ、往來人多ク集リ群ルヲ待テ、聲色一ツ八文十六文ナド云テ、錢ヲ乞テ行レ之、蓋是亦夜陰ノミ也、

江戸ニテハ門戸ニ擴テ行レ之者無レ之、稀ニ乞丐ニ有レ之ノミ、

木戸藝者

三芝居トモニ、初日ニ戸口ニ於テ聲色ヲツカフヲ職トス、或ハ遊客ノ召ニ應テ、芝居茶ヤノ宴席ニモ出ル、

古事類苑

樂舞部十九

淨瑠璃上

淨瑠璃ハジヤウルリト云フ、三味線ニ和シテ歌フモノニシテ、傳説ニ據レバ、織田信長ノ侍女小野於通ガ牛若淨瑠璃姫ノ故事ヲ陳ベテ、十二段ノ草子ヲ作リ、之ニ曲節ヲ施シ、三味線ニ和シテ歌ヒシニ由リ、淨瑠璃ト名ヅケタリト云ヘドモ、其以前ニ既ニ淨瑠璃ヲ歌フコト書冊ニ見エタレバ、其起原此ニ在ルニアラズ、淨瑠璃ニハ、淨雲節、肥前節、外記節、土佐節、金平節、永閑節、語齋節、嘉太夫節、半太夫節、文彌節、井上節、義太夫節、河東節、一中節、豐後節、常盤津節富本節、清元節等ノ流派アリ、多クハ流祖ノ姓名、受領名等ヲ以テ流名トセリ、淨雲節ハ薩摩淨雲ヨリ出ヅ、是ヲ江戸淨瑠璃ノ祖トス、金平節ハ淨雲ノ弟子和泉太夫ガ、坂田金平ノ淨瑠璃ヨリ出ヅ、義太夫節ハ井上節ノ祖井上播磨少掾ノ弟子五郎兵衛ヨリ出ヅ、師ノ歿後同門ノ清水理兵衛ニ學ビ、且ツ嘉太夫節ノ祖宇治嘉太夫ニ從ヒ、終ニ一派ヲ成シ、名ヲ竹本義太夫ト云フ、門下ニ竹本采女アリ、後豐竹若太夫ト云フ、竹本豐竹ノ二氏、義太夫節ヲ傳フ、淨瑠璃ノ作者ハ、初メ好事者ノ戲作ニ過ギザリシガ、近松門左衞門ガ竹本義太夫ノ爲ニ、淨瑠璃ヲ作リシヨリ、之ヲ以テ業トスル者起リ、紀海音、西澤一風、竹田出雲、松田文耕堂、近松半二、並木宗輔等並ニ名アリ、淨瑠璃ノ中、河東節、一中節、豐後節、常盤津節、富本節、清元節等ノ外ハ、大概淨瑠璃座ヲ設ケ、操人形ト相伴ヒテ演ジタリシガ、後ニハ淨瑠璃ノミ單獨ニ行フモ

起原

ノアリ、

〔昔昔物語〕一むかしは、上るり、小歌、說經、かやうの音曲、近年とは替り、先上るりの始は、織田信長公大病後大キに草臥、夜も寢兼肥立兼淋しがり、伽には城玄勾當、角都勾當、小野のお通と云遊女、此三人晝夜はなれず、其外若侍色々物語申、然ども每日每夜のこと故咄し絕ぬ、お通は能書文者なれば、何ぞ面白き文を作り、讀て御慰に入べしとあり、お通辭退申せども、無是非思案をめぐらし、義經舍那王殿と申時、あづまへ下りに、矢はぎの長者の娘上るりと申女に、たわぶれ給ひし事をつゞり出し讀聞せ申、殊の外面白がり給ひ、一座感に絕たる計なり、後素よみ許にてあき給ふ、城玄角都申は、是にふしを付うたひ候はゞ可然とて、其時分御領分より出たる、丹後七郞左衞門、橋本筑後と云、頓作第一の利發者、殊聲わき得たる者共なり、此者共に仰て節を付、上るり御前の事を作りたる故、其名を上るりと付しより、上るりの名始なり、右七郞左衞門は上るり太夫寬文の比、肥後より四代の祖、扨ふしを付、右之者ども語る、信長殊の外面白がり給ふ、是肥前ぶしの元祖なり、是も後はあきたまふを、右兩人の座頭手を付て三味線に合語る、聞人感に絕たり、迚の事に今一流作りたまへ、此度は武士の働はげしき所、又靜謐の政の文作べしとて、則兩人の勾當、大江山酒呑童子を賴光退治の事を作る、是を橋本筑後節を付語る、依之今に酒呑童子は筑後家の上るり、十二段は肥前家の上るりなり、扨右上るり語る計にてはあきたまふ故、人形の仕形付るやうにと有之、西の宮のくわいらいしを召し、文句のあやを仕形にして人形廻す、是よりあやつり始る、本は此二流計なり、

〔聲曲類纂五〕首卷に淨瑠璃物語十二段の目錄を漏せり、今こゝに擧ぐ、

第一淨るり御前まうし子の事　第二花揃の段　第三美人揃の段
第四そとのくわげんの段　第五笛の段　第六きかひの段

第七しのびの段　第八上るり枕問答　第九やまとことばの段
第十御座うつりの段　第十一ふきあげの段　第十二御曹司あづま下り

〔聲曲類纂一〕平家物語之事淨瑠璃節の始原幷小野通女が事

淨るり御前十二段草紙とて、繪入の刊本三卷あり、剞梓の年號なし、此書お通が述作せるところのものか、又は餘人のなぞらへ作りしものか詳ならず、その十二段の大意は、

源の牛若丸十五才の時、奥州秀平の代官金賣吉次が從者となりて、あづまへ下り給ふとき、矢矧の宿長者の家の門邊に、たゝずみて見給ふに、家居前栽の壯麗なるは、更に類ひすべき方なし、あるじは上るり御ぜんと申、父はふしみのげんぢゆうなごんかねたかとて、三河の國の國司なり、母はやはぎの長者とて、かいだう一のゆうくんなり、かの長者よろづにとみたれど、子をひとりももたざりしかば、そのころ三河の國にはやらせ給ふ、みねのやくしへ宿願をこめて、さづかりし所にして、ことし十四にならせ給ふ、すがたかたちはさらにもいはずげいのうなさけ万の事立まさりて、世にたぐひなくぞ見えける、されば上るりごせんは、あまたの女房たちの中に、十二人めしぐせられて、くはんげんをはじめてあそばれける、上るりごせんは琴のやく、月さへは琵琶のやく、れんせいはひちりき、十五夜は笙のやく、有明はわごんのやくにて、秘曲をつくし給ひければ、御ざうしかんじ入、笛を出して樂に合し吹すさび給ひしかば、上るり姫笛の音をかんじ、侍女をして招きいれ、くさ〴〵の風流の問答ありて、ついに姫君御ざうしの才智にめでゝ、偕老の契をかはし、夜々忍びあひ給ひしが、御曹子上るりにわかれをつげて、吉次とうちつれて東へ下り給ふとき、駿河の國吹上の濱につき給ひ、えやみにかゝりて、おもき枕にふし給ひしが、吉次もせんかたなく宿のあるじにつめよき馬にこがねとりそへてあたへ、御ざうしの事をたのみ置て、あづまへとて出さりぬ、御ざうしはたゞ一人うちすて

られておはしけるが、此所のくせとして、邪見のものどもきびやうをやむ人を、一ッ家にはかなふまじとて、なさけなくも後の濱に松六本ある中に、ぼうき竹を柱として、松の葉をとりおほひつゝ、沼のまこもをひきはへて、おんざうしを追出しける、此浦人御ざうしが、こがねづくりの太刀かたな、笛ひちりきをぬすまんと、此濱へ行て見れば、太刀は大蛇、刀は小蛇とへんじ、近づく者をのまんとす、是を見るものきもをけしてにげ行ける、こゝに氏神正八幡あはれと思し召、老僧と現じ給ひ、御ざうしの病をとひ給ひ、望にまかせてやはぎの上るりごぜんに此事を示し給ふ、姫はおどろきめのとれんぜいとともに、ならはぬたびぢに御身をやつし、からうじてこの所へ尋當りしに、御ざうしはまさごの下にうづもれて、姿かたちも見え給はず、金作りの御太刀のいしづき、少し出たるを見出して、やうやくにして、御なきがらを尋出し、神にちかひなどして、そせいを祈り給ひし時、いづくとも志らず、十六人の山伏出來り、加持し給ひしかば、つひに御ざうしよみがへり給ふ、姫君よろこび、御ざうしを引具して、はるかの奥に尼のすみけるいほりに宿をかりて、いたはり給ひしかば、快氣ありて、これよりおくへ下り、秀平をたのみ十万きのせいを催し都へ登り、平家をつゐたうし、又こそ對面すべしとて、おたごひらのゝ大天狗小天狗をまねきて、二人の女をやはぎの宿へ送りとゞけ給へと、たのみ聞え給へば、天狗ははがいにのせて、二の女を送りとゞけ給ひ、御ざうしはふきあげを立て、奥州ひでひらが館につき給ふといふ事を、十二段にわかちて、かきつゞけしものなり、

○按ズルニ、淨瑠璃ノ名ハ藥師經ニ有世界名淨瑠璃トアルニ據リ、又淨瑠璃十二段ト爲セシモ、亦藥師ノ十二大願ニ擬リシナランカ、

〔藥師經〕佛告曼殊室利、東方去此過十殑伽沙等佛土、有世界、名淨瑠璃、佛號藥師琉璃光如來應正、等覺、明行圓滿、善逝、世間解、無上士、調御丈夫、天人師佛薄伽梵、曼殊室利、彼世尊藥師瑠璃光如來

本行二菩提道一、時發二十二大願一、令三諸有情所二求皆得一、〇下略

〔江戸名所咄六〕堺町淨瑠璃の初り幷鳳來寺

淨瑠璃の起りは、あまりひさしき事にも侍らずとかや、豐臣秀吉公の御臺樣の宮仕に、小野のおつうと申て、ゆうにやさしき上らうの有けるが、〇中略昔左馬頭義朝の末子牛若丸、〇中略三河國矢矧の宿長者がもとに著給ひて、長が娘の淨瑠璃御前に忍相給ふとて、ぬれにぬれたる言の葉を、十二段にわけてかきしるし、御臺樣へさし上ければ、〇中略御かんのあまりに、太閤樣の御上覽にそなへさせ給へば、秀吉公取上させ給ひて、是程のものをそのまゝすておかんもをしき事也とて、岩船撿校に、節をつけよとおほせ付られければ、けんげうおほせをうけたまはり、すなはち山中山城守によませらるゝを、つく〴〵ときゝて申やう、十二卷平家は、信濃の前司行長が作にて、生佛と云座頭ふしを付けると申傳へ候也、今通女の作に、此盲目がふしを付申さんこそ、末代迄のほまれに御座候、通女の作なくば、音曲の妙もむなしからんに、よきさいわひにも生れ相候とて、しばらく閑居して、ふしを付かたり初めけるとなり、彼通女の作は、筆勢いせ物がたりにゝたりけるを、ふしやつけがたかりけん、岩舟けんげう言葉をくだしけるとかや、それゟ世上の座頭つたへてかたりけるを、上るりぶしとてもてはやし、しだひに事廣く成て、京田舍遠國端島迄はやりける程に、四條の河原にて、芝居をたて、六字南無右衞門といへる、女太夫かたりけるとき、十二段計は、はや人の聞ふれて、めづらしからざるとて舞にまふ、やしま、たかだち、そがなどを、彼ふしにかたりける故に、上るりぶしに、やしまをかたる、高だちを語ると云てより、をのづから其名になりたると也、

〔和漢三才圖會十六藝能〕淨瑠璃(じやうるり)

按相傳、京師有二二瞽者一、名曰二瀧野撿校、澤角撿校一、時代未レ考共善二絃歌一、嘗有下著二御曹司與二淨瑠璃一戀慕事跡一、書上

十二段、(御曹司源義經之少名也、淨瑠璃女參州矢作宿旅館女、)拍扇語之、人擧習之、與生佛之平家物語相類焉、於是四條東洞院彫金工家何某特絶品也、且誘淡州傀儡舞木偶、鼓三絃和之、後陽成帝召於庭、因任引田淡路掾(相當八位受領也)　近世盛時行以和漢古今雜説、皆號淨瑠璃謳之、

〔望海毎談〕一淨瑠璃の始りは、後水尾院の皇后東福門院の仰を以て、小野のおつうと云女是を作る、淨瑠璃御前と云事を十二段の文に仕立る、則其名を淨瑠璃と呼ぶ、其十二段の切あるを以て、是を十二段と名付く、其章節は京都において、澤角撿挍ふしを付謠初たり、

〔音曲道智編　一〕淨瑠璃操の來由幷太夫受領勅免

淨瑠璃と號す濫觴は、永祿年中信長公の侍女小野お通といへる秀才の艷女あり、〇中略　藥師瑠璃光如來十二神將の縁をかたどり、十二段に綴りたり、時の人此草紙を淨留理本と唱へける、〇中略　岩船(岩橋ともいふ)撿挍といへる琵琶法師音曲に達し、名人なるが、右の十二段に節をつけたり、又瀧野角澤の兩撿挍、三絃に合てかたり弘めたり、天正年中、薩摩治郎右衞門といひしもの、角澤撿挍よりつたへて、攝州西の宮よりいづる傀儡師とかたらひ、木偶に仕形させ、十二段をかたりはじめけり、永祿年中に、京都四條河原にて、淨留理操芝居興行せり、

〔還魂紙料　上〕淨瑠璃節の起原不安定(さだかならざる)事

淨瑠璃節は何某の侍女小野阿通がつくる、十二段に起れりとは、誰々も知ること也、十二段に起るといふ説はさもあるべし、何某の侍女が作といふは非ならん歟、其故は、

守武千句(天文九年の吟、慶安の印本、古寫本にて參考、)

前句　いとゝだに座頭まがひの杖つきの　(座頭に淨瑠璃をかたれと附、又淨瑠璃に牛若と附たり、)

附句　淨瑠璃かたれともし火のもと

又附　こよひはや時はうし若ふけはてゝ

これ天文九年の千句なり、當時淨瑠璃の流行しゆへ、俳諧の句につくりしなるべし、さて何某は天文元年の生也、此千句の剋僅に九歳、阿通といふ侍女はありもやせん、淨瑠璃といふ物幼稚の者を慰めんとて、綴りし物とも思はれず、最不審きことに思ひをりしが、又一ッの證を得たり、柴屋軒宗長日記享祿四年の條に、八月十五夜、九月十三夜は、都鄙いづくも月にめで、芋豆を手向とて、賤の男賤の女も月見るといふ、こゝに八旬有餘の老拙、夕まどひして目覺、おきてこよひ名月にやとおもひ出て、南の椽の柱にとばかり脊をやすめ、ついゐ侍るをりしも、範甫老人豆に德裏をそへもたせ送らる、

こよひ月まめに見よとやことたらぬいもこひしらの一盃としれ、旅宿たすかる一兩輩人をつかはし、小座頭あるに淨瑠璃をうたはせ、興じて一盃におよぶ、○中略

此記駿河國宇津山にて書るなれば、當時享祿をさすはや田舍わたらひする小座頭の、うたふとあるにて、淨瑠璃はふるくよりありしを思ふべし、享祿四年は何某が生るゝ前年なり、何某が侍女に起るといふ說の非なるを、いよ〳〵知れり、宗長は天文元年三月八日卒と、二根集に見えたり、何某が生れしと同年なり、

〔獨語〕淨瑠璃と云ふ物、三線と同じ頃に始まれりと聞ゆ、小野氏の女、三河國矢作の宿の長者の娘淨瑠璃と云ひし者のことを、十二段の昔物語に作りしを、其の頃の目くら法師、これにふしを付けて、語り出だし・とかや、後の人是にならひて、色々の昔物語を彼の體に造りて玩ぶ、もと淨瑠璃がことを演せしより始まれり、故に都べて其の名を淨瑠璃と云ふ、三線の聲よく是に叶ふ故に、淨瑠璃に必三線をあはせて、世俗の上なき玩びとなれり、然るに寬文延寶の比迄の淨瑠璃は、皆昔物語を演せし故に、詞やさしく綴りなして、あはれにをかしきことも多かり、淫聲と云ひながら、忠臣孝子義士節婦のことを云へれば、愚なる小人女子も是を聞きて感じあへり、元祿の比より稍ます〳〵俗に近くなりて、淫靡の聲多し、寶永の頃、京の淨瑠璃師、江戸に來りて鄙俚猥褻

なる淨瑠璃を唱へしより、江戸の人是を面白きことゝ思ひて興じけるに、享保の初に、また難波の淨瑠璃師來りて、かなたなる俗調を弘めしほどに、江戸の人いよ〳〵是を好みて、江戸の舊き淨瑠璃を捨てゝ、ひたすらに京難波の淨瑠璃を習ふ、賤者のみに非らず、士大夫諸侯迄も是を好みて、一節を學ぶ人あり、是に至りて、昔物語を捨てゝ、たゞ今の世の賤者の淫奔せし事を語る、其の調の鄙俚猥褻なること云ふばかりなし、士大夫の聞くべきことにあらざるは云ふに及ばず、親子兄弟なみ居たる所にては、面をそむけて耳をおほふべき事なり、されば此の淨瑠璃盛に行はれてよりこの方、江戸の男女淫奔すること數を知らず、元文の年に及びては、士大夫の族は云ふに及ばず、貴き官人の中にも人の女に通じ、或は妻をぬすまれ、親族の中にて姦通するたぐひ、いくらと云ふ數を知らず、是まさしく淫樂の禍なり、○中略我等が一生の中五十年の間に、俗樂さへかくいやしくなり下れるはそもいかなることぞや、淨瑠璃は江戸京難波のみに非らず、遠國のいなかにも、其の所の風ありて、一節かはりたることさま〳〵なり、其の中に江戸の淨瑠璃は、本より武家の好みに合はせたる故に、詞も節もいさめるやうにてつよみあり、京難波の淨瑠璃は聲哀しくふるひてよわげ多し、さりながら元祿より以前は、何方の淨瑠璃も皆昔物語なりしほどに、詞がらさのみいやしからざりき、其の後はたゞ今の世の新しきことを語り出だせる故に、詞甚いやしくなりぬれば、聲も節もつれていやしく淺ましくなれり、されども土地の風俗同じからねば、江戸の人、京難波の淨瑠璃を聞きては、頭をそむけ耳を掩ひて、聞くべきことにもせざりしに、寶永の比京より一中と云ふ淨瑠璃師來りて、京の淨瑠璃を弘めしより、江戸の人、やゝ是をよろこびあへりしに、享保の初に、又難波より竹本と云ふ淨瑠璃師來りて、難波の淨瑠璃を弘む、是より江戸の人、貴きも賤しきも難波の淨瑠璃を好みあへりしに、其の後又都路と云ふ淨瑠璃師難波より來りて、悲しき聲にていやしき諺の淺ましくとりみだしたることどもを語り

制令

出だすほどに、江戸の人、又是に移りて興じもてはやすこと限なし、下ざまの人は云ふに及ばず、諸侯貴人、雲の上なるやんごとなき人々も、ひたすら是を好みて、歳の初にも、吉事ありて目出度をりから壽きあへる座敷にも、哀に悲しき聲にてうれはしきことどもを語りつゞくるを、をかしと聞きていまはしともおもはず、日を暮し夜を明してあかずきくめり、浄瑠璃師、目くら法師などの語るを聞くだに淺ましとみるに、士君子のさもいやしからぬ人どもの、此一ふしを習ひてはれやかなる所にて、はぢ顔もなく聲打ちあげて、語るものもありとかや、此の比に及びては、江戸の人ひとへに京難波の浄瑠璃をのみ悦びて、江戸の浄瑠璃をば、また聞くべき物ともせず、世の風俗は民の好惡に從ひて、移り易はるものなれども、三十年の内に江戸の人のすききらひ、寒暑の如くに易はれるは他の故に非らず、これ全く淫樂の力なり、雅樂の風俗を善くするよりも、淫樂の風俗を惡しくする、其しるし尤速なり、和漢古今の俗樂の中に、今の三線、浄瑠璃ほどの淫聲、又有るべしともおもはれず、世の末とは云ひながら、淺ましく悲しき風俗ならずや、

〔享保集成絲綸錄十九〕元文五申年五月

三奉行大目付御目付之儀ハ、相互參會之刻も、遊興ヶ間敷事ハ有之間敷候得共、心ヲ付浄瑠璃三味線等之音曲ハ有之間敷儀候、此段申達ニ不及候得共、彌右之趣可被相心得候、

〔天保集成絲綸錄八十一〕寛政十午年二月

演說

町中女に而武士町人江唄浄瑠理三味線など敎へ、其中に者猥がましき風聞も有之、如何敷義に候、男は男にて敎候者も可有之候、別而刀帶候筋江者、女師匠之もの決而弟子に取申間敷候、縱町人ニ而も、女師匠へ男之稽古は無用に可致候、此段町中江可申渡置候、

午二月

文化二丑年九月

町觸

近來町家之內定見世同樣に而、女淨瑠理と申義相催、町家之娘共五七人ツヽ相集り、席料を取、淨瑠理を語り、見物之內、好之品有之者、別段料物を受取、其好ニ應じ候由、右者乞胸非人同樣之儀に而、御府內町人之身分に而、親共は不及申當人共も耻可申義、宮地又は人集り候場所へ小屋掛葭簀張を補理相催候女淨瑠理之儀者、乞胸非人之類に可有之處、是以町家之子供など立交候類も有之由、一向耻を不存所業、右之內に者賣女同樣之働いたし候も有之趣相聞候間、向後町內に而定見世は勿論、假令日限を極候而も、女淨瑠理之義一切致間敷候、小屋掛葭簀張等いたし相催候場所へも、町家之女子供罷出候類有之者、町役人より相改、早々可申出候、右之趣相背候はゞ、急度可爲曲事間、其段不洩樣可申渡候、

丑九月

文政七申年五月

肝煎名主
年番名主

長唄淨瑠理三味線等指南いたし候者、名弘メ等興行いたし候節、料理茶屋等借受、相弟子又者知音之者而已打寄相催候義は、是迄も有之候處、近來者增長いたし、花會と名付、世話人ゟ知人にも無之者迄、摺物相配り祝義貰受、且世話人に寄、强而及斷候者江者、仇を含候義も有之故、無據祝義差遣候者も多く及迷惑候由、中には會主名前は相對之上借受候而已に而、實は餘人取續之ためなどに相催、名前主江者、少々之配分等差遣候類も有之由、別而不屆之事に候、寬政八辰年申渡置候通、摺物等手重に不致候得者、名弘メ會差留候筋には無之間、其所之町役人得と相糺、實に無相

流派

違レ分者聞屆、紛敷者差留可レ申處、糺方も等閑故、右樣增長いたし候義と相聞、是又不束之事に候、以來右樣之儀無レ之樣急度可レ心付、萬一此上不埒之興行相催候ハヾ、早速召捕吟味之上、夫々御仕置申付、品に寄町役人共迄も、咎可レ申付間、其旨可レ存候、

申五月

〔南水漫遊拾遺一〕淨瑠璃濫觴

夫淨瑠璃とは音曲の總名にして、すべて文に節あるは何にても淨留理といへり、三ヶ津淨留理の名目といへるは、

土佐ぶし　江戶土佐少掾　外記ぶし　薩摩外記

榮閑ぶし　虎や榮閑　半太夫ぶし　江戶半太夫

喜元ぶし　虎屋喜元　文彌ぶし　岡本出羽掾

義太夫ぶし　竹本筑後掾　角太夫ぶし　山本土佐掾

嘉太夫ぶし　宇治加賀掾　治太夫ぶし　松本治太夫

市郞太夫ぶし　大森市郞太夫　一中ぶし　都太夫一中

宮古路ぶし　宮古路國太夫　道具ぶし　道具や吉左衞門

表具ぶし　表具又四郞

此餘數流ありといへども、浪花の淨瑠理と覺え居るは義太夫ぶしなり、京都江戶にては、今においても此唱を分てり、

〔竹豐故事上〕三ヶ津淨瑠璃流布幷古流盛衰之事

京都に昔は淨瑠璃葉流す、說經與八郞、歌念佛日暮林淸、同弟子林故林達等を翫べり、寬文年中に、江戶虎屋源太夫上京有てより、淨瑠璃繁昌し、常芝居も出來たり、源太夫弟子同喜太夫、同相摸太

夫、越後太夫續て勤らる、源太夫弟子山本角太夫、延寶天和の比一流を語り出し、大に繁昌し、山本土佐掾藤原房正と受領せり、角太夫弟子山本長太夫、治太夫、八太夫等名高かりし、中にも治太夫一流を工夫し、芝居を興行し、松本治太夫と一派立られたり、是貞享元祿の始め比の事也、

〔昔昔物語〕一上るりの元は、右の通丹後子代々七郎左衞門肥後筑後なり、百年以來段々ふへたるなり、六七十年以前の上手は、肥後筑後薩摩子なり、近江石見伊勢大掾永閑、近年は土佐なり、半太夫は肥前が弟子なり、後の者なり、六七十年以前は上るりじやけうにあらで、聞人も耳をすまして、毎日聞てもあかず、たとへば芭蕉東北の謠をむかしより幾度聞ても、あかざるがごとし、關八州は日州半國にかけあふ程の武勇强事、昔より云傳へし、去ば御入國以來も、上るり大夫は和泉大夫抔、昔の大剛の勇士公時きん平抔の類の上るりにつゞり語りしに、關東の氣象に合、夥敷はやりしよし、其比の虎屋永閑、薩摩外記、土佐抔、是に類して、又文句も勸善懲惡の心を專として、見る人の心に義理に感ずる事多しとなん、

〔譚海十二〕江戸淨るりの初は、結城孫三郎といふ說經ぶしを、ふき屋町にやぐらをあげて興行せしがはじめ也、虎屋榮閑といふもの有、是が謠たるをゑいかんぶしと云を語りはじめたり、外記といふもの有、外記ぶしと云を語り初たり、外記より分れて土佐ぶしは出來たる也、此外記後に薩摩左内と名をかへたり、外記ぶしの元祖也、市村竹之丞が弟善藏といふもの、左内が弟子になりて、大薩摩主膳と云て、薩摩ぶしをかたりはじめたり、嵐左内といふも、さつま佐内が弟子にて、太平記の事をもつはら語る事にせし也、又一流をかたり出して、主膳と左内甲乙なくはやりあらし、左内はやわらかなるふしを好みてかたりたり、

〔江戸節根元記上〕京大坂江戸に淨瑠璃太夫多くなりて、伊勢島山本角太夫岡本文、彌、江戸油屋茂兵衞、四郎與吉、島や次郎吉、大薩摩、小薩摩、各々樣々の流儀有、加太夫節、紀州和歌山宇治と云所の

ものなり、伊勢島宮内に習ひ、宇治加太夫と云、此道名譽の者なり、受領を戴き加賀掾好流といへり、諷も能名人の部に入たり、大坂井上節、井上市郎兵衛と云者なり、道に達し京大坂に鳴り渡りしものなり、受領して井上播磨掾藤原要榮と名乘る、大坂義太夫節、天王寺邊の民にて、初は天王寺五郎兵衛と云、西京加太夫がワキを語り、天性此道に妙を得て、近世の名人と云、後大坂にて竹本義太夫と改芝居す、受領して竹本筑後掾藤原博教といへり、今もつて此節を世上に玩ぶなり、

〔守貞漫稿 二十三 音曲〕薩摩淨雲、泉州堺人、　常盤津文字太夫、京都寺町人、　都太夫一中、京都人、

右ノ如ク淨瑠璃ノ祖トモ云ベキ薩摩淨雲ハ堺ノ人、宮古路豐後ハ都一中ノ弟子、文字太夫ハ豐後ノ弟子、トモニ京師ノ人ニテ、今世ニ至リテモ常盤津大ニ行レ、一中節モ中絶セシヲ、近年再行シテ相トモニ江戸ニ行ル、今又常盤津ト並行ル、富本清元ノ祖ハ江戸人ナレドモ、相トモニ常盤津ノ庶流ニテ、新内節ハ豐後ガ孫弟子、河東モ元ハ淨雲四世ノ弟子ニ當ル、然ラバ淨ルリト云ハ、盡ク京師邊ヨリ出來レルナルニ、今世京坂ノ人ハ、淨瑠璃ト云ハ義太夫ノコトノミト思ヒ、常盤津、富本、清元、新内等ハ江戸歌ト混ジ思ヘリ、加之河東ハ江戸ニテ始レドモ、一中節ハ京師ヨリ語リ出タルヲ、今ニテハ一中節ト云名ヲダニ知ル人稀ナリ、

今江戸ニテ行ルヽハ、常盤津、富本、清元ヲ始メ、新内、一中節、河東節、義太夫節トモニ總名ヲ淨瑠璃ト云、然モ却テ義太夫節ハ淨ルリト云ハザルガ如クモアリテ、特ニ義太夫ト稱ス也、

〔聲曲類纂 一〕淨瑠璃總系圖 舊に梓行せる諸書を參考して、此略譜をつゞり、卷首に擧て綱要を知らしむ、杜撰は好者の刪補を俟つのみ、

淨瑠璃十二段作者
小野氏通女

大薩摩次郎右衛門
　├下りさつま 外記太夫──廣瀬式部太夫──若太夫

淨瑠璃三味線始祖
澤住撿校──土佐掾──子 土佐掾──子 土佐掾

瀧野撿挍
目貫屋長三郎
薩摩淨雲
子 薩摩太夫
杉山丹後掾
長門掾
櫻井丹波掾 和泉太夫
虎屋源太夫
左內
虎屋永閑
大源太夫 喜元
小源太夫
子 永閑太夫
伊勢島宮內
伊藤出羽掾 一派其師不詳
山本土佐掾 角太夫
上總掾 喜太夫
井上播磨掾

手品市左衛門
近江掾語齋
肥前掾
江戸半太夫 梁雲
和泉太夫
十寸見河東
宇治加賀掾 嘉太夫
左太夫 後宮內
岡本文彌
松本治太夫
表具又四郎
都越後掾
都太夫一中
子 都今一中
聟 金太夫三中
宮古路豐後掾

子 嘉太夫
野田若狹
富田薩摩
立花河內

子 半太夫
江戸雙笠
同 意敎
夕丈
河丈 後河東と改是より代々相續す
蘭州
小林平太夫
岡本鳴渡太夫
木屋七太夫
岸本平太夫
秀太夫千中
富士松薩摩掾
鶴賀若狹掾
同 新內

淨雲節

井上市郎太夫
清水理兵衞
竹本筑後掾（義太夫節元祖）
豐竹越前掾
竹本播磨掾
豐竹筑前掾
同　肥前掾

松本數馬太夫
常磐津文字太夫
富本豐前太夫
富本齋宮太夫
宮古路繁太夫
同　薗八
春富士正傳

岡本宮古太夫（二代目新内ノ弟子）
豐名賀造酒太夫
富士岡若太夫
吾妻國太夫（二代目文字太夫弟子）
清元延壽太夫（後延壽齋）

〔本朝世事談綺 三 雜藝〕淨瑠璃

江戸淨雲節　正保のころ薩摩太夫治郎右衞門と云、江戸淨瑠璃の祖なり、法體して淨雲と云、子を又さつま太夫治郎右衞門と云、淨雲弟子丹後太夫、長門太夫、丹波太夫、源太夫の四人あり、これそのころの四天王の太夫と云、今の淨るり太夫淨雲が血脈ならざるはなし、其むかしは端淨るり計にて、段淨るりは、淨雲に始、

〔竹豐故事 上〕三ヶ津淨瑠璃流布并古流盛衰之事

慶長年中の末より、江戸に淨瑠璃繁昌して油屋茂兵衞、鳥屋治郎吉、四郎與吉等の太夫有、別して泉州堺の住薩摩治郎右衞門江戸に立越、大に名譽を顯はし繁榮し、後に法體して淨雲と云り、是淨瑠璃太夫の根元也、此淨雲の子も又薩摩治郎右衞門と號し、相續きて名人也、淨雲弟子丹後太夫、丹波太夫、源太夫、長門太夫、右の四人何れも虎屋と號せり、正保慶安の比、四天王と稱美せし名

人也、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕色音論寛永中板に、さつまとらや喜太夫なりがあやつり、土佐が能と見えたり、此さつまは次郎右衛門なり、又さつま外記は京師の人、次郎兵衛にて、其子孫江戸に下り、さつま三郎兵衛といふ、是を小ざ。つ。ま。とも、下りさつまともいひしにや、故に次郎右衛門が方を大ざ。つ。ま。と呼り、三郎兵衛が座は後までもありしに、次郎右衛門が方は早く休座したりと見えて、延寶ころ其芝居なし、江戸鹿子(貞享四年)堺町に座元さつま三郎兵衛、太夫土佐少掾、脇小太夫、庄太夫、吹屋町に和泉太夫、脇長太夫、虎屋源太夫、また無座の太夫は呉服町虎屋永閑、人形町近江語齋、本大坂町肥前太夫、龍閑町江戸次郎右衛門、新乗物町對馬五郎右衛門とあり、江戸圖鑑(元祿二年)堺町土佐少掾橘正勝(南側にあり)脇小太夫、庄太夫、堺町北側丹波掾和泉太夫、脇長太夫、源太夫、座元さつま三郎兵衛、太夫虎屋永閑、脇小源太夫、また無座の太夫人形町近江語齋、本大坂町肥前太夫、橘町さつま小太夫、富澤町式部太夫、龍閑町江戸次郎右衛門、新乗物町對馬五郎右衛門とあり、延寶九年堺町の古圖に、北側中村芝居の西隣土佐掾虎之助あり、同南側に和泉太夫とさつま小太夫並びてあり、土佐は虎之助といへども、幕の紋は龍を付たりと見えて、蝶々子が點の前句付、押つおされつ〳〵土佐が幕いはゞ虎屋を猜む龍、とあり、虎屋はさつま三郎兵衛座をいふか、

〔音曲道智編二〕京都にて淨瑠璃幷定芝居興行の始

治郎右衛門門弟　江戸の産　虎屋源太夫

寛文年中上京してかたりひろめ、専はら流行す、

〔聲曲類纂一〕京天下一上總少掾藤原正信扁額軌範に載る延寶四年祇園社の額、四條河原の圖に、喜太夫が芝居櫓幕に竹に虎を畫けり、江戸大薩摩源太夫の門人にして、始次郎兵衛、又虎屋喜太夫といふ、明暦三年上京して四條に芝居興行す、役者五雜狙に云、虎屋喜太夫、明暦三年酉七月十三日、口宣頂戴して、虎屋上總掾といへり、上總掾病死して、悴五郎兵衛名代を讓り受、寶永六年丑七月廿九日御免あり、一とせ口宣御改の事ありしに、類燒の時口宣を失ひし故、改めてとらや喜太夫といへりとあり、竹本義太夫も延寶のころ、喜太夫が芝居をつとめしなり、竹豐故事に云、京師には昔は淨瑠璃葉流(はやら)ず、寛文中に江戸虎屋源太夫上京有てより、淨瑠璃繁昌し、常芝居も出來たりと云々、事跡合考に、淨瑠璃語り説經人形廻し等、悉く寛永元年以後、追々京大坂より下りたりしも

の也とあり、されど三都ともに盛になりしは、承應明暦の頃より以後の事なるべし、

〔本朝世事談綺 三 雜藝〕淨瑠璃

肥前節

江戸肥前節　長門太夫が弟子なり

〔奈良柴〕杉山七郎左衛門と云町人、瀧野の妙曲にくわんぎし、深く望て師弟となり、伎藝を覺へ得て、東都の一風とす、又小平太といふ者、瀧野の弟子にて、京都よりしたひ來りて、七郎左衛門の助音を語る、是より關のひんがしあまねくひろまりければ、清玄といへる人、六段もの、かへ作をあたふ、七郎左衛門小平太、是に節を付てかたる、又小平太西の宮の傀儡師にならつて、初て操といふ者を工夫して、人形に合て興行す、七郎左衛門上京して、丹後掾と受領して、小平太は薩摩の掾と受領すとかや、

(杉山七郎左衛門事)丹後掾 ─ (子)伊之助 ─ (同)肥前掾 ─ (弟子にて養子に成る)薩摩掾 ─ 大内源右衛門　瀨田半兵衛・近江太夫　半之丞　次郎右衛門

(丹後掾弟子)長門太夫 ─ (弟子にて弟)半左衛門 ─ (弟子)虎之助 ─ (同)清五郎 ─ (清五郎弟子)手品市左衛門(世に手品節といふは此市左衛門事也)

〔聲曲類纂 三〕一 天下 江戸肥前掾藤原清政

杉山丹後掾が男なり、(世事談綺には、淨雲が弟子の長門太夫が門人の樣に記せり、)元大坂町に住居して境町に(丹後掾のあとあり)操芝居興行す、寛文の頃一派を語り出し、肥前節とて世に名高し、(元祿二年の江戸圖鑑綱目、江戸總鹿子等には、無座の太夫と記してあり、)男半之丞後二代の肥前となる、

外記節

〔聲曲類纂 三〕一 天下 薩摩外記藤原直政(三絃新右衛門、岡本小四郎、松島源左衛門等なり、)

二代目薩摩次郎右衛門が弟子にして、(譜海に、永閑が弟子也といへり、)長門太夫が甥也と云、(初名小太夫)一流を語り出し、外記節とて世上に流行り、堺町に操座を設て芝居興行す、門人源次郎、左源太、左平太、薩摩左内、(享保の頃也、後に剃髮して調翁といふ、)薩摩宮内、(同頃也)清五郎、平太夫等あり、(外記中山万太夫とともに芝居興行せり、万太夫は其先中山佐世之助といひ

土佐節

し歌舞妓女形にして、小唄の上手也、後に万太夫と改、上るりをもかたり、又唄の芝居を興行す、(中略)或人云、外記節は段ものなし、一段づゝの端ものなりと、

鎌倉屋豊芥の筆記に云、此外記太夫が方へ弟子になりたきよし、申込人あれば、先其人に對面し、其許には是迄何ぞ音曲稽古被成しやと聞く時、近江節、和泉節、手品節、永樂節、肥前ぶし、半太夫節、土佐節など、何にても習ひしわざを其儘に答れば、ひと口語り聞せらるべしといふてかたらせ、その聲に應じて弟子となし、又は其許の聲がらは、我等が節より半太夫がよろしからん、又は永閑然るべしと、夫々に手紙をつけて賴み遣しける、又己が流にかなひたるものには、精力を入れて敎る事、此太夫が氣風なりとかや、

〔聲曲類纂〕三 一天下土佐少掾橘正勝紋所丸に十文字をも付る、土佐がさみせん杉田平五郎、疊屋庄左衞門等なり、二代目薩摩次郎右衞門が門人或長門掾門人、又は伊せ掾門人とす、總鹿子には外記が流れとす、譯海には外記より分れたりと記せり、にして、内匠虎之介と云、自分一流を語り出し、受領して土佐少掾と云、堺町に住して同町に操座を設けて芝居興行す、江戸圖鑑綱目に、大坂町小太夫、境町庄太夫、座元さつま三郎兵衞とあり、江戸節根元集に、三郎兵衞は丹後掾弟子とあり、寛文延寶の頃より土佐節とて世に行れたり、一書に後改てさつま左内と號ると云、音曲道智編に、土佐掾慶安中ゟ行るゝとあるはいかゞあるべき、寛永のあづまめぐりに記せる土佐が能とあるは、別人なりや、男を内匠源太夫と云、後土佐少掾となる弟子内匠小太夫、同長太夫、吉太夫、万太郎、後に廣瀨式部太夫といふ庄太夫等あり、

昔々物語に、今の土佐の祖は信長公の御前にて、上るりを作り語始し、橋本筑後といへるもの末なるよし記したれども詳ならず、江戸節根元集に、土佐掾本姓片岡氏なるよしいへり、土佐節はとりわけ江戸に行れし事諸書に見えたり、業のひとも〻淺草寺花見の條下に、扇おつ取手拍子にて、當世はやる土佐節蓮生坊が高野詣、東を見ればと語り出す、其座に在しやせ法師お梅といふがこらへかれ、三味線しらべ合せつ、金剛峯寺と納めしは、心言葉も及ばれず云々、享保の頃も猶土佐節の盛に行れしかば、大壺鋅の唱歌に、天滿屋の土佐節といへるは、江戸町一

丁めの鵜家天満屋仁右衛門土佐ぶしの上手にてありし故なり、寶暦六年梓行の下手談義總聞集といへる草紙に、土佐ぶしも近世は乞食のわざとなりて、いやしむるよし記せり、此時代はや廢れしと見えたり、

土佐節は義太夫ぶしと體裁同じく、六段續の狂言を取組たるもの也、○中略中古の遊人、土佐節を雅なりとて、もて遊ぶ事盛に行れ、六段の内最事道行など唱ふるもの、一段をえらみて、語りたるけいこ本多し、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕土佐浄るり六段物板行は、大江山酒呑童子、風流和田酒盛、名古屋山三郎、鹽屋文正、現在松風、大職冠二度玉取、新撰紅葉狩、楠湊川、色小町、光源氏袖鑑、津の國難波物語、源氏十二段、當世薄雪、融大臣、頼朝遊覽揃、新道成寺、定家、土佐日記、一の谷八島、和國女眉間尺、中將姫、三世二河白道、大塔宮熊野落、小野道風、遊女源氏全盛競、蟬丸、周防内侍美人櫻、源氏花鳥大全、京四條於國歌舞妓、殿飾なには鑑、萬歳頼政、博多露左衛門、寛濶洛陽壽、蓬萊源氏、源氏六條通、同續、源氏柏木右衛門、古今集、泰平簒三世往來、以上三十七番なり、これらの正本往々あり、寶永五戊子初秋土佐少掾橘正勝印、小傳馬町三丁目木下甚右衛門刊とあるもあり、右土佐名乘延寶天和のころも、同外記は薩摩外記藤原直勝、又薩摩掾外記藤原直政と志るしたるもあり、東山三幅對と云ふ六段にもあり、古浄るりみな十六段なり、正德頃の前句付に、早いことかな〳〵、一段につまることよみの十二段、六段浄るり一段を上下として、十二だんなり、後さつま座葺屋町にありて、又堺町へうつれることと見ゆ、正德五年五月廿一日、上るり座外記太夫祇今迄葺屋町にて相勤申候處、此度堺町庄次郎地面へ所替仕度旨奉レ願候處、願之通今日被二仰付一、普請出來次第御見分可レ被レ下旨被二仰渡一候、依レ之外記名代藤八申來る、

〔松の葉四〕吾妻浄瑠璃目錄

金平節

十九はなうり　おなじく

十八ちやのゆ　土佐ぶし

〔聲曲類纂三〕一天下 櫻井丹波少掾平正信

關東血氣物語に云、櫻井和泉平の正信は、生得强勇にして、勝れて大力なりしが、職人商人と成ては事により、無念成儀もあり、人に構はぬ淨瑠璃太夫然るべしと思ひ、終に名人となりけり、其時有名の太夫は受領仕り、綸旨も頂戴せし故、人も用ひ、大名方御前淨瑠璃にも罷出けり、此太夫勇力有るにまかせ、淨瑠璃も强き事を好みて語り、鐵の貳尺ばかりもあらん、太き棒にて拍子をとる、よつてはるか後、俳諧の宗匠貞佐が代々蠶亨保十一撰と云集に、親丹波毎日岩をたゝきわり、と云附會の句あるは、此太夫が事也、二代目和泉太夫迄、人形の損るも厭はず、人形の首を拔打割、打つぶすを、更に構はず悦んでかたる、○中略此太夫生得の如く、淨瑠璃も古今奇妙なる坂田金平と云事を語りはじめ、荒々敷事此上なし、此外にも大薩摩丹後、近江語齋伊之介、肥前、土佐、外記半太夫、式部、皆名人にて語り候へども、是ばかりはおよばず、虎屋永閑或諸侯の御好にて、金平入道武者衣にふし付いたせしばかりなり云々、

江戶名所咄に、和泉太夫が淨瑠璃は、岡淸兵衞と云もの作る、○中略

岡淸兵衞が作は、金平鬼をとりひしぐ等の事を專らにあらはし、金平節とてもてはやしけるとかや、享保の頃金平さいごと題し、金平死して地獄廻りせし事をつゞりしより、評判あしくすたりしを、又金平蘇生と作り直してより、ふたゝびはやりけるとかや、余(齋藤月岑)が見るところの和泉太夫が上るりは、

金平法問論　金平天狗問答　金平兜論　金平黑熊　金平千人切　金平大酒論

金平最期　金平化粧問答　鎌倉管領結城合戰　采女正平庭訓

此外上方の古上るりを和泉太夫の語りし本をも見たり、中古金平本とて小兒のもて遊びし

草紙は肥前節の上るりを繪入にせしより始れりと、此時代の正本皆繪入にして、享保の頃にいたりても版本多く、近藤助五郎淸春、奥村政信、羽川珍重等が畫多し、

〔譚海十二〕和泉太夫とて一流の淨るりあり、式部太夫が親と同時代也、坂田公平の上るりばかりを語りて、和泉太夫ぶしとて、土佐外記ぶしにて、夫よりあら〳〵しく聞ゆるもの也、殊の外子供など好てはやりたるもの也しが、後に公平地獄めぐりとて、死たる事をつくりてかたりしより、上るりすたれてはやらず、

〔江戸名所咄六〕堺町淨瑠璃の初り幷鳳來寺

和泉太夫が淨瑠璃は、岡淸兵衞と云もの作る、いつぞの程にか、金時が子を金平也と云廣め、わたなべのつなが子を、たけつなと云はやらかしてより、むかしがたりに云つたへたる、べんけい、時宗、あさいななどは、彼金平が片手にも、たらぬやうにきこへければ、くわいりよくらんしん好おこのものどもは、金平をかたるをきゝては、そばにてこぶしをにぎり、きばをかみて、よろこぶ程に、金平と云事をば三才のわらべ迄もしりて、日本國へひろまりたり、彼金平作りの淸兵衞は、生れつき才發にして物覺つよく、太平記盛衰記あづまかゞみなどをそらにおぼへ、儒釋歌道をも少づゝはこゝろみければ、古事來歷を引事得もの也とかや、

〔聲曲類纂五〕追考

ことし弘化丙午の春、日尾荊山先生奥羽より越後の邊へ遊歷せられしに、越後蒲原郡水原の町に瞽者ありて、和泉太夫が金平節の淨るりを覺えて語る、凡三十段も記憶せり、一席に五段六段のものを續けてかたる、それが師何某座頭は、凡七十段も覺えたりしが、故人となり、今の弟子某座頭に傳ふ、其弟子もあれど、多く覺えたるものもなく、また盲人の事故、院本も所持する事なく、只記憶のみなりと語られき、かゝるわざも、たま〳〵片境に殘りて、いと珍らしき事なるを、當時

にいたつて傾廢せんとす、此編をなすにつけても遺憾少からす、

左内節

〔聲曲類纂一〕京　左内（苗字詳ならず）

承應の頃の人にや、江戶の薩摩が門人なり、杉山丹後等と同じく、江戶より上りしものなるべし、（左内節とて行れ、土佐節などの節付にも、左内節の名ほゞ見えたり、）

語齋節

〔異本洞房語園補遺〕慶安の頃、江戶町二丁目の揚屋に喜齋と云し者あり、喜齋が六筋がけとて、其頃隱れなき三味線の上手なり、また同町の傾城屋甚之丞と云しは、喜齋におとらぬ上手なりと云り、○中略又京町二丁目に勘兵衞といふ者ありて、其頃はやりし丹後が淨るりを聞とり語りしが、甚之丞がすゝめて云やう、其方淨るり器用なれば、丹後がしりまいせんも口おしきことなれば、一流に語りかへ然るべし、此前四郎與吉と言しものが語りし淨るりの風、面白かりしとて、語り聞せ指南しければ、勘兵衞は彼の四郎與吉と丹後とを聞合せて、一流に語りかへ、近江太夫語齋とて、專ら御歷々方へ召れて、世間に名を弘めたり、

〔聲曲類纂三〕近江大掾語齋（相方三弦彈松村權之丞　縣升見）

杉山丹後掾が門人にして、承應明暦の頃一流を語り出し、後薙髮して語齋と號す、語齋節とて世に稱せられしとぞ、俗稱岡島吉左衞門○略註と號し、人形町に住す、弟子近江市左衞門、丸市九左衞門、自休、永休等あり、

〔異本洞房語園下〕延寶の頃、江戶町助左衞門が家に、つしまといひし太夫は、かの勝山吉田が全盛にもおとらず、同じ家のいづみ稻葉二人ともに格子女郎にて、近江ぶしの淨瑠璃に名を取り、語齋も及ばぬ所ありといふ、

永閑節

〔聲曲類纂三〕虎屋永閑（大さつまとも號せし也、操芝居の看板に大なる虎を出せしと云、）

源太夫が門人にして一派をなせり、貞享元祿の頃、永閑節とて行れぬ、吳服町に住居して、境町に

操芝居を興行せり、略○註座元は薩摩三郎兵衞にて、脇を小源太夫等語りし也、總鹿子には、無座太夫とあり、さみせん彈山崎源左衞門は、永閑牛太夫等が相方なり、門人大源太夫、通稱喜兵衞といふ、後に喜元とあらたむるといふ、是が弟子に喜德といふものあり、疊屋庄助小源太夫竹之丞事改等あり、小源太夫は延寶の頃、木挽町にてあやつり芝居興行せり、

〔松の葉四〕吾妻淨瑠璃目錄

十五かうきでん　ゑいかんぶし　十六たんせんせいげん　おなじく

十七くはん活いつきう　おなじく

伊勢島節

〔音曲道智編二〕京都にて淨瑠璃幷定芝居興行の始

宮內節元祖源太夫門弟　京都の住　伊勢島宮內

伊勢島ぶしとて、慶安の頃流行す、

〔竹豐故事上〕三ヶ津淨瑠璃流布幷古流盛衰之事

虎屋源太夫門弟伊勢島宮內一流を語り出し、其弟子佐太夫相續し、北野に於て常芝居を興行し、後に剃髮して節齋と號す、

〔聲曲類纂一〕京　伊勢島宮內

江戶虎屋源太夫の門弟にして、一流を語り出す、伊勢島節とて承應の頃より行れぬ、弟子佐太夫相續し、北野に於て常芝居を興行し、宮內が淨瑠璃、又播磨掾加賀掾等の淨るりを語る、享保二年酉二月十一日、伊勢島宮內と改め、後剃髮して節齋と號す、佐太夫、其以前喜代竹大和とも號しけるよしいへり、

嘉太夫節

〔本朝世事談綺三雜藝〕淨瑠璃

京加太夫節　紀州和歌山宇治といふ所の者也、伊勢島宮內に習ひ、宇治加太夫と云、此道名譽のもの也、受領をいたゞき、加賀掾宇治好澄といへり、諷もよく、名人の部に入たり、

〔竹豐故事上〕三ヶ津淨瑠璃流布幷古流盛衰之事

伊勢島宮内の弟子に嘉太夫と云人は、紀州和歌山の生れ也、元來諸に達したる上に、伊勢島の風義を學び、一流を建られたり、天和貞享の比より芝居を興行し、次第に繁昌し、宇治加賀掾藤原の好澄と受領せられ、益々宇治の一流を薬流し、新作の淨瑠璃を作らせ、稽古本大字八行の正本を始て版行させ、諸本のごとく節章をさし初しは、此加賀掾根元なり、此人諸の音節を和らげ語られし故、呂律甲乙連續して、今の世迄も其遺風殘れり、中比は大坂へも下られ、始終三十年餘、京にて宇治の一流を薬流せ、寶永八年卯の正月廿一日に死去せられぬ、法名は自證院本淨道融居士と稱し、行年七十七才也、子息宮内相續て芝居を勤られぬ、門人數多の中、野田若狹、富松薩摩、立花河内、宇治相摸等、何れも譽れ有し也、別して富松氏師匠の跡を相續在て、芝居繁昌せり、是寶永正德享保の始め比の事也、併し當時は此流を語る人もなく、絶果たる同前、殘念の至り也、

〔竹豐故事 中〕名人之太夫達弟子中江敎訓之事

宇治加賀掾門弟に敎訓せられて曰、淨瑠璃を稽古するに、面白氣なく高き聲有、美敷けれ共生得低き聲有、大音にて下手なるは執行すれば上手に成べし、一體小音にて紋切のせぬ音聲は、何程心懸ても其甲斐なかるべし、又如何樣成上手成共、我藝に自慢の心が有て語られば、淨るり竦縮て、聲花ならぬ者也と示されし、

加賀掾門人宇治甚太夫伊太夫寄會談せしは、師匠の語らるゝ節所は、見物衆極て讃ざると云事なし、我々は隨分精を入、大事に語りても、見物衆の懸聲なきは、合點行ずと咄し合けるを、加賀掾聞て曰、皆の衆は語り出すと否や、讃られんと而已思ひ、始終面白樣に語らる故、要の場に至つて聲疼み聞ゆる故、讃度ても聲の懸られぬ樣に成也、某しは唯何となく安らかに語り、節所要の場處に至りて精を入語る也、始終共見物衆の掛聲を取んと而已心得ば、肝心の場當るべからずと云々、斯る示しを傳へ聞れしにや、又自分の發明成や、故竹本播磨掾當時の豊竹筑前掾等は、此敎

訓の理に合ひし、語り方の樣に聞ゆるなり、

〔日本永代藏二〕才覺を笠に著る大黒壹人は泉州堺の者なりしが、万にかしこ過て、藝自慢してこゝにくだりぬ、〇中略淨るりは守治嘉太夫節、

角太夫節

〔音曲道智編二〕京都にて淨瑠璃幷定芝居興行の始

角太夫節元祖源太夫門弟　京都の住山本角太夫

〔聲曲類纂二〕京　山本土佐掾藤原房正

延寶元年よりかたり出して、天和の頃一流を工夫す、後受領して山本土佐掾藤原正房、虎屋源太夫が門人といふ、本出羽掾が弟子、又いせ島宮内が弟子ともいふ、始大坂に居し後に京都に移る、初名を角太夫といふ、延寶五年巳閏十二月十一日、口宣を拜して土佐掾と改む、歌舞妓事始には、後相摸と改るよしいふ、一流を語り出して、角太夫節と稱し世に行はる、

治太夫節

〔音曲道智編二〕京都にて淨瑠璃幷定芝居興行の始

治太夫節元祖角太夫門弟　京都の住松本治太夫

〔聲曲類纂一〕京　松元治太夫

山本土佐掾が門人にして、初名を菅野傳彌といふ、本都一中が門人とも云貞享元祿の頃一派をなして、治太夫節といふ、自ら芝居興行す、悴を松元半太夫と云、門人林名太夫、菅野宇太夫等あり、治太夫はじめは土佐が芝居にて語りしなり、大かたは土佐又は井上はりまが淨るりをかたりし故、新作少しといへり、

半太夫節 井ケウ節

〔江戸節根元記上〕江戸半太夫節、幼名半之丞と云、修驗者何院とかやの子なり、初めは說經祭文の名人なり、肥前是を聞、江戸節を進めて門に入、後に一流を語り出し、肥前が弟子なり、塚原市左衛門といへるもの、半太夫座の作者なり、半太夫は剃髮して坂本梁雲と云、東武近世の名人なり、今

文彌節

以此流儀不捨なり、

〔譚海十二〕半太夫は外記ぶしより出たり、又榮閑が弟子也共いへり、又薩摩左内が弟子成ともいへり、いづれか分ちがたし、半太夫がわきを半十郎といへり、又增上寺所化に井ケウといふ僧ありて、半太夫弟子に成て好たるまゝ、雪隱にてかたりたるに、常に外へもるゝ事なかりしと也、上手に成て後還俗して淨るり語りとなり、一流を語りいだし、井ケウぶしといふ、半太夫よりはふしこまやかにして、コツヽリとして花やかにはなきもの也、是は一生魚類はくはずといふ、又メウリツと云出家有、是は半太夫ぶしの上手にてはやりたる事也、

〔守貞漫稿二十三音曲〕半太夫節

今モ江戸ニ殘リテ一家ヲナセドモ行レズ、馬喰町邊僅ニ行レテ一流ヲ存スノミ、

〔松の葉四〕吾妻淨瑠璃目錄

一　淺黃かたびら　半太夫ぶし　二　狂女　おなじく　三　はうか僧　おなじく
四　ゑらたま　おなじく　五　通路　おなじく　六　蟬丸　おなじく
七　かみすき　おなじく　八　まつよひ　おなじく　九　舟あそび　おなじく
十　まりこ　おなじく　十一　千鳥のまへ　おなじく　十二　元服曾我　おなじく
十三　五人曾我　おなじく　十四　きてう　おなじく

〔竹豐故事上〕三ケ津淨瑠璃流布幷古流盛衰之事

大坂表には前々虎屋源太夫、表具又四郎、道具屋吉左衞門等の太夫達、語られしか共、指て繁昌と云程の事もなかりしに、元祿年中の比、京都山本土佐掾の門人岡本文彌、伊藤出羽掾芝居にて一流を語り弘められ、大坂中文彌節とて持流しぬ、殊更山本飛驒掾手妻人形の所作事、操抔取雜へ見せられし故、其時代の見物衆大に悅び繁昌し、大坂中は云に及ばず、遠國迄も名譽を顯はされ

たり、其門弟岡本阿波太夫も相續て世に鳴られし也、此人聲柄と云、甲乙共に揃ひ上手成しか共、時移り年變りて、一向當時は用ひず、惜き藝も、埋もれ仕廻に終られたり、

〔俗耳鼓吹〕文彌といへる節は、文賀といひし座頭の三味線に、彌太夫といへるもの、淨瑠璃をあはせて、かたりし聲なり、よつて文彌とは名づけゝると、名見崎喜惣次剃髮して大喜都の物がたり也、

此說、文字太夫の方にて傳ふる所と異也、

〔竹豐故事中〕名人之太夫達弟子中江敎訓之事

岡本文彌の曰、荒事を語る時は、上るりの文句相應に强みを引張て語るべし、上邊計を語り並べても、人形の働きと相應せず、心と形ちと二ッに成故、當り目なしと云れし由、尤成理也、併し事は一圖に計に解すべからず、或太夫酒の醉の場を受取て語られしに、床へ上る時に臨んで、茶碗酒を二三盃呑て語られしに、一段と見物の請能、出來晴せしとかや、ヶ樣の人に若し手負の場抔を語らされば、床へ上る時每日肩先にても、二三寸計切られて後に語るや、一笑々々、何樣の場成共、只一心の工夫に有べき也、

表具屋節

〔聲曲類纂一〕大坂　表具又四郎

文彌が門人といふ、井上播磨が淨瑠璃を多く語れり、貞享元祿の頃なるべし、世に表具屋節、又四郎節ともいへり、節付は上品なる風なりといへり、表具屋又四郎終れる時、よき臨終ときゝて、貞柳が狂歌に、うら山し屛風ふすまの繪ならでは見ざる蓮の座をやトなん、といへり、又四郎が淨瑠璃外題殘れるは、

木曾義仲　難波八景　草紙洗小町　忠臣兵揃(つはものぞろへ)

道具屋節

〔聲曲類纂一〕大坂　道具屋吉左衞門

其師詳ならず、井上播磨が淨瑠璃を多く語れり、世に道具屋節と稱し、自ら一派をなせり、音曲道智論に、山本土佐掾が節を道具屋ぶしとて、をかしき節をかたりし由記せり、道具屋吉左衞門、山本土佐掾は別人なり、尙考ふべし、元祿寶永の頃印行の、當世乙女織といへる草紙に、道具屋吉左衞門と

井上節

申是も淨るりの名人、老體なれども音聲の達者、一ふし稀なる太夫にて、廊へ入込御座敷を勤申され候云々といへり、くるはとは大坂新町を云、此時代に老體といへば、寛文延寶の頃を盛に經し人なるべし、

〔本朝世事談綺三 諸藝〕淨瑠璃

大坂井上節　井上市郎兵衞といふもの也、道に達し、京大坂にて鳴たるもの也、受領して井上播磨少掾藤原要榮と名乘り、後に京にて死、

〔竹豐故事上〕井上播磨掾幷淸水理兵衞之事

寛文年中大坂に井上市郎兵衞と云人有、生得音聲强敷(たくましく)、古流節譜に心を付、淨瑠璃の道に工夫を凝し、風と江戸萬歲の音に意を付て體となし、自然と珍敷一流を語り出し、終に芝居を興行し、程無受領して井上播磨掾藤原の要榮と號し、名譽を顯はし、世に播磨流と稱美せり、此人色々に音聲を遣ひ分、品々の節を編出されし遺風、今の代に傳り、竹本豐竹共に此流を用ひられし上、其流を汲太夫達、井上氏の節事を稽古せずと云事なし、其景事數多有中に、掛物揃歌仙の段、宮島八景鹽釜の段、晴明神靈、跡目論の馬の段、屛風八景七夕祭、五天竺長生殿四季の段、是等の類ひ員ふるに暇なし、此芝居の繁昌を浦山敷思ひ、京都の銀主井上氏の一座を買切、四條の芝居を勤め居られし內、風と病氣付五十四歲にて死去し、都の土と成られぬ、貞享二年丑の五月十九日、法名は夏月了音日弘とかや傳へ聞し、

〔今昔操年代記上〕淨瑠璃來曆

淨瑠璃諸人もてはやし口ずさむ事、昔井上市郎兵衞といふ人、音聲たくましくふしはかせかいぐ等に心を付ケ、おのれと此一流をかたり出し、終に操芝居を取立、程なく受領して井上大和掾藤原の要榮と名乘、其後大和を改め井上播磨掾と云しより、今に播磨風といへり、播磨太夫生年の比より音曲を好み、フシ、ヲクリ、三重、ヲン、フシヲクリ、ハル、ギン、此類に心をくばり、なかんづく、

うれい、修羅を第一にかたられしかば、見物なづきをさげ、めい〳〵口まねせんとすれ共、其比は床本かたく閉て、弟子たらんにもむざとゆるさず、勿論稽古本といふ事なく、漸聞書にして一行二行づゝ、おぼへ、夜あるきの友となしぬ、〇中略其外段物望む衆中、傳をもつて弟子と成、ふし口傳稽古するといへども、むざとおしへず、むざと弟子をとらず、

〔竹豐故事中〕名人之太夫達弟子中江敎訓之事

井上播磨掾、清水の理兵衛に示されて曰、淨るりの一體、秋は隨分擘花(はなやか)に語るべし、是人の陰氣を引立んが爲也、春は引〆て和らかに語るべし、人の氣浮立時なれば、引〆ざれば人の情寄らず、時の氣に乘じて和らかならざれば、人の情に應へ難しと敎訓せられし由、

〔本朝世事談綺三雜藝〕淨瑠璃

大坂義太夫節　天王寺邊の民にて、始は天王寺五郎兵衛といふもの、京加太夫がワキをかたれり、天性此道に妙を得て、近世の名人と云り、後に大坂にて竹本儀太夫とあらため芝居す、受領して竹本筑後掾藤原博敎といへり、今以此節を翫ぶ也、

〔竹豐故事上〕竹本筑後掾來歷幷同播磨掾之事

攝州東成の郡天王寺村小五郎兵衛といへる農夫有、生得淨瑠璃を好み、然も聲柄大音にして清潔かに、甲乙地合自然と兼備せし大丈夫の生質也、井上氏存命の間の淨るりを能學び、次に清水の理兵衛に、彼流の奧義を習ひ傳へ、且亦其比京都に名譽を顯はされし達人、宇治加賀掾に立入て、音節の秘術を受て執行し、古風を仰て心の師範となし、肺肝を碎き鍛錬を盡し、終に一流を語り出し、名を改めて竹本義太夫と號し、貞享二年乙丑の年、道頓堀に芝居を興行し、鞠捽の內に篠の丸を付たる櫓幕の紋所、是竹本氏出世の始めなり、其上近松門左衛門新作を編出し、追々面白き趣向と云、義太夫の語り盛、見聞人此太夫ならではと持はやしぬ、殊更竹本筑後掾藤原の博敎

と受領を申請、繁榮の譽れ四方に輝けり、元祿年中の末、竹田出雲掾竹本氏の座本となられ、人形操道具建に到る迄、美を盡さる丶により、益々繁榮して流義弘まりぬ、併し定命限り有て、正德四年午九月十日、行年六十四才を一期とし、終に死去せられぬ、法名は釋の道喜とぞ稱しける、

〔音曲口傳書〕淨瑠璃の原始

其ころ〇織田信長時の三味線は、やはり琵琶の手のごとく、淨瑠璃も平家のふしにて、すこしやはらげ謠に似よりたるものゆへ、淨瑠璃に師匠なし、謠を父と心得よと、我師播翁、其師竹本筑後掾、其師井上播磨掾より申傳へられしよしうけ玉はり候、斯て淨瑠璃も盲人法師の曲にて、幾年か平家は琵琶、淨瑠璃は三味線とわかり過來りしが、寛文年中、井上市郎太夫といふ人、謠にくわしく音聲うまれ得て自由なりければ、一流工夫して語り出す、今にへりゝ地といふ、これなり、諸人珍らしともてはやせしより、操人形に合せ、戲場御免を蒙り、井上播磨掾と受領を拜す、同時代宇治加太夫といふ人、これも謠にくわしく、井上氏の音曲世にはやりけるゆへ、又一流語り出す、蘆屋道滿四段目、たれにとひ、たれにとはまれし、いはふじの、此地合が太夫ぶしなり、宇治加賀掾と受領を拜して戲場興行ある、これより兩流もつはら世に弘まりばやる、爰に井上播磨掾門弟に、四天王寺村德屋理兵衞といふ人、よく師傳を習ひ得て、折ふしは戲場へすけにも出られ、今播磨と諸人ほめける、此人の弟子同所同村の五郎兵衞、音聲すぐれてよかりけるが、つら〳〵おもはれけるは、我語る所の井上氏の流は、地ぶし長ふして、音を表とし、ふしを裏にこめて語り、又宇治氏の流は、地ぶし短ふして、音を裏にかくし、ふしを細に語り、兩流共いまだ節章句さだかならず、漸詞地、地色、地中など丶ばかり也、いでや井上の長きをちゞめ、宇治の短きをのばし、音の表裏をそなへ、節の長短をまじへ、序破急をさだめ、一流を立て語るに、諸人はなはだよろこぶ、こゝにおゐて名を竹本義太夫と改め、筑後掾と受領を拜す、今の世にいたるまで、筑。後。ぶ。し、義太夫ぶしともてはやす元祖なり、

〔竹豐故事中〕豐竹越前掾來歷幷江戸肥前掾之事

豐竹氏は大坂南船場の出產、若年の時より井上竹本の流義を學び、家業を打捨、淨瑠璃に心を籠めて工夫を凝し、終に達人の名を世上に顯はされぬ、世に冠たる器量の驗しにや、音聲天然と格別に生れ質(つか)れし上、衆人に秀でたる器量備はり、十八歲の比より竹本采女と號して芝居を勤められ、程なく豐竹若太夫と變名し、暫時は竹本氏と一所に務められしか共、壯若の時より別に芝居を興行して、段々と立身有、豐竹上野掾より再轉して、越前少掾藤原の重泰と受領し、益々名譽を世上に暉し、晩年に至り功成名遂て隱居せられし後も、芝居の繁榮、町中の贔屓彌增れり、年齡八十歲に近けれど、長壽の上堅固也、斯入納の連續したる果報人は、當道に於て古今例なし、

江戸の豐竹肥前掾は、元來大坂の出生也、若年の比より此道に立入、晝夜の修行怠たらず、越前掾に隨從し、新太夫と號して勤め居られしが、享保年中、お江戸に立越、程無芝居を興行有て繁昌し、次第々々に町中の贔屓强く、豐竹肥前掾と受領し、剩さへ芝居迄求られし由、大き成御立身、猶又定芝居の淨瑠璃薩磨座、辰松座は休の時も有ぬれど、豐竹座計は絕せぬ繁昌にて相續せらるゝは德の顯はれし所也、三ヶ津に古來ゟ名人の太夫衆數多在しなれど、芝居主と座本と太夫との三つを兼備せられしは、京都に宇治加賀掾、大坂に豐竹越前掾、江戸には豐竹肥前掾との三人計との噂、先以目出度ぞんじまゐらせ候、

竹豐東西之流芝居繁昌之事

竹本豐竹の流義は、時に合ひし淨るりと云つべし、其證據は古代に流布せし、江戸の薩摩、土佐、外記、半太夫等の流、京都の山本宇治、都一中抔の節、大坂には伊藤出羽掾座の文彌節は、諸國の浦々隅々迄も葉流(はやり)、遠國邊土の西國順禮の衆中、京都にては御內裏樣、大坂へ來ては出羽樣の芝居を見て歸らねば、西國したる甲斐もなく、死ては、焰魔大王の前にて云譯の無樣に有難がつて、持賞

しけるに、今にては其名代さへ無成ぬ、勿論冷泉、網戸、平家、説經、歌念佛、歌祭文抔云物は、聞知りたる人も稀々にて、只兩竹氏の流義而已諸國一圓に流布せるは、當流の大き成矩摸と謂つべし、〇中略當時は町中の若い衆、豐竹講の、竹本講のと號し、毎月掛錢を集め置、替り淨るりの節、進物の入用に仕給ふとかや、扨々奇特千万成御心中、益々信仰なるべし、

〔今昔操年代記序上〕竹本方の云、今世にもてはやす淨瑠璃、皆筑後風なり、さのたまふ豐竹は、文彌風か、せつきやうか、風義かはりたる音曲ならば、息筋はつて申さるゝもことはり、筑後風を學るゝ上は、竹本芝居の善惡かたく御無用と、座を打ての〻しる、豐竹方つゝと出、一通り尤也、まつたく竹氏を譏るにあらず、義太夫とて生立からの名人にてもあるまじ、行年つもり〳〵て今名將の名をあぐる、是一藝の修行積りしゆへ也、其年數をくらべては、豐竹上手也といふがあやまりか、竹本仕出しの音曲といふにてもあらず、古播磨のながれを汲て、其流義をかたらるゝからは、豐竹もおなじ事也、殊に近來の淨るり、第一趣興文句のはだへむづかしければ、あたるはまれにして、あたらぬはつねなり、何程名人の太夫にても、淨瑠璃不作にては評判あしゝ、今筑後最來あつても、むかし播磨太夫のかたられし四天王寺の上るりあてがはゞ、見物おもしろしとはいふまじ、しかるに播磨は、何ほどあらき淨るりにても、諸人好る樣にかたらるゝは、名人といふにあらずや、竹本方云、それは時々を知らぬといふ物、今の淨るりを播磨どのにかたらさば、どのやうにふしを付てかたり給ばん、頃日の淨るり五段、昔の三十段よりながし、其とき其心に應じて、見る者聞者なれば、一圓に播磨太夫を、名人とかたよらるゝは、くだから天を覗くにひとし、出なをされよと云ふ、豐竹方、さの給ふかた〳〵こそかたいぢといふ物、既に今淨瑠璃をかたる人なく、かたらぬ者もなき時節、たへず筑後のふし事を第一に稽古仕る人、大かた播磨の景事、おの〳〵さきにかたらるゝ、宮島八景、長生殿の四季、屛風八景、此類數百段、〇中略總じて播磨風の音は何れか

まねる人なし、此太夫を識るかた〳〵、めい〳〵宗旨の祖師笑ふにおなじ、あなもつたいなやおそるべし〳〵、竹氏方かぶりを振、此方の師釋の道宮は、淨るり音曲の精といふもの、むかしむかし祖父とばゞのはりまはぞんせぬ、當流珍美する所の竹本氏ならで、此道の司はござるまい、〇下略

〔守貞漫稿音曲二十三〕義太夫節

竹本義太夫ヲ祖トス、義太夫後ニ筑後少掾ニ受領ス、其門人ニ豐竹若太夫後ニ越前少掾ニ受領シテ、是亦一家ヲナス、故ニ今世ニ至リテモ竹本豐竹二派トナリテ、其流ノ者此二號ヲ用フ、京坂今ニ至リ盛ニ行レ、此指南スル者百ヲ以テ數フベシ、近世江戸ニモ流布シテ、京坂ノ太夫三線ヒキ多ク江戸ニ下リ住居シテ指南シ、又所々寄ト云所ニテハ、錢ヲ募テ語ル、義太夫節ニハ家元ト稱ス者無之、又名取リト云コトモ無之、私ニ竹本或ハ豐竹某太夫ト自稱スル歟、

義太夫節ノ三絃ヒキニハ、鶴澤ト稱ス者多シ、

太夫及ビ三線ヒキ指南シ、又江戸ノミ婦女ノ師アリ、竹本某ヲ略シテ竹某ト云、鶴某等ヲ以テ名札ヲ出ス、

〔淨瑠璃大系圖三〕竹本筑後掾藤原博敎

筑後掾敎訓書　自書一卷寫之

凡音曲道上平去入、四音四機、開合、假名淸濁をもと、する事いふに及ず、就中淨瑠璃とて藥師如來の寶號を中事、淨瑠璃御前の事よりおこりたるのみにもあらず、平判官康賴入道平家物語を作りて、生佛におしゑしふし付は、台家の稱名より出たり、故に稱名に二重三重あり、平家に又二重三重有、瀧野澤住の語り初し十二段の古きふしも、三重計りぞ今世には殘りける、扨こそ淨瑠

璃と名付る事、讃佛稱名の心もこもるよし傳へ承り候、志かればおろそかに語るは、藥師如來の冥感もおそれ有にあらずや、予弱冠のむかし古播磨太夫の門下に志たがひ、口授をうけ秘傳を得、餘力有時は他人の音曲をもひそかにうかゞひ、四十年來心をくだきて、今一流を極る事、聊予が私にあらず、體用の位長短の墨譜、其外程拍子地はこび寄字戻り響移り持合中〃さはる等之違數を志らず、皆々口傳あらずしては至りがたき事なり、古の本には句切計りにて頌をさす事なし、皆口傳にてならひたる事なり、近年詞地色地ウッシ等の頌を付る故、それ任せに語りちらし、或は予が正本の又寫しにうつし、段々傳寫し誤り多きをも吟味なく、我こそ習ゑたり顏に語る人は、蛤の殼をそれと思ひて、中の身を捨ると云山家者のたとへに似たり、或は聞人之耳に本心をうばゝれ、聲を作り、又はおのれが聲自慢に色を付、時花歌などにかゝはりて、淨瑠璃の正體をうしなふ事、鵄が鶯のまねして鵄にもあらず、鶯にもあらぬがごとし、諸藝ともに口傳面授なくして、奥底に至る事いまだ例を聞ず、予が門に遊ぶ人々此心を得て稽古修行あらば、秘傳を殘さず相傳して、一流を永々にとゞむるにおゐては、老後の思ひ出、何事かこれに志かんや、口傳は師匠にあり、稽古は花鳥風月に有、常々神祇、釋敎、戀、無常、人倫、生類、山類、水邊降物、植物、聞物、述懷、哀傷、祝言等に心をよせて、おこたりなく稽古有べく候なり、穴かしこ、

藤原博敎〇中略

爰に正德元辛卯年初秋之頃、筑後掾出されし鸚鵡が杣といへる題號にて、大字八行の稽古本、〇中略此序文に筑後掾、其頃門弟衆中江敎訓有しを、其儘序文として出すを爰に顯す、

序〇中略

此音曲も格に入といふ事、第一の習ひなるべし、古播磨太夫は淨瑠璃の中へ謠をいるゝさへ、まんざらの謠にきこゆるは、あしゝと申されし、謠にても歌にても、淨瑠璃に打そひて、淨瑠璃の格にはづれぬよふにうたへと申されし、肝要の詞なりけり、僕が門弟には、淨瑠璃の文句の中なら

ば、謠も歌もうたふとはおもふべからず、語るといふべしとこそをしへ侍れ、いはんや時々のはやりうた、木やり音頭のたぐひ、面影はさもありなん、淨瑠璃の正體に眼をはづすべからず、世のはやり歌とて、半年はやるはまれ成事にて、上方のはやりごと遠國にしらず、いなかのはやり物都路にしらず、上の京のこと下の京に聞えず、天滿の噂難波にしらぬ事のみおほし、異國の大きなる御殿ひとつの内にさへ、一日の間氣候ひとしからずといへり、はやり事さのみ好まずともあらまほし、世間のはやり事聞出し、淨瑠璃に入んより、手前の淨瑠璃世間にはやるよふに、稽古有たきものなり、世繼曾我の道行に、馬かたいやよとおどり歌入し事相應せず、一番の瑾今聞に汗をながすと、三十年前を後悔ある作者の心、藝道の執心さも有べきなり、實にも文言章段のしなによりて、いかなる名人もかたり得がたき事有べし、堅からんとすれば、太平記のごとく、艶ならんとすれば、源氏物語のごとく、端手ならんとすれば、當世好色雙紙のかる口に似て、各淨瑠璃にあらず、詩人の平仄を分ち、韻字を押すも、律呂にかけてうたはん爲とかや、此國のうたひ物、我駒、貫川、伊せの海などの優なる、さわらび、吉々利々などのおかしげなる、呂律にたがはぬこそ有がたけれ、そのごとく文句にもはこび、はかせ、かよぎ等程、拍子有事なれば、それに心を付て、文字うつり、音聲開合、甲乙の位を錬磨すべき事なり、申も憚り有共逍遙院入道内府公〇藤原實隆は御口待の夜尺八鼓三味線などのあそびの中に、いで我も一藝せんとて、箒木しなさだめの卷を素讀あそばされしに、あやしの下部まで聞入感に堪て、外の歌三味線もけをされしとかや、源氏のよみ曲、堂上の御傳授には清濁文字うつりはもちろん、御聲になまりをかけさせ給ふ所、ふしを付させ給ふ所も有とかや傳へうけたまはる、是らをこそ音曲の龜鑑とも申べかめれ、それ迄はおそれ有共、一藝の本意をしらんとはげむべし、ましてつたなき辻藝の門音樂を、大事有げに語りませて、淨瑠璃本ぶしの立所を取うしなふ、下劣の甚しき、本心を外にうばゝる、いかなる狂人ぞ

やと、宇治加賀掾の詠判尤なるべし、若聞人外のませ事ほむるときは、扨は我淨瑠璃は是におとりたるとかへり見て、いよ〳〵たしなむべき道なり、名醫の調合ある益氣湯も、野巫醫者の合する敗毒散も、藥味はかはらねども、大きに人をそこなひ、又大きに人をたすく、淨瑠璃にかはりたるふし、古今なき事なり、只趣向年代せりふ風景時宜にそむかず、無理ならぬよふに、地色ふし詞迄心をかへて、精をふかく語りなす事、かの病根病因によりて、配劑加減有がごとし、外の事まじゆるは、一味二味の加藥のごとく、本方のための加藥にて、加藥のための本方にあらずとしるべし、かくあればとて、本式にわきめもふらずつくりつけたるごとく成は、佛藝とてきらふ事なり、其内の意味は聲とふしとの和にありて、言語道斷天然の所なるべし、〇中略

正德元辛卯年初秋吉日　筑後掾藤原博教

〔音曲口傳書〕冷泉節の事

これはむかし淨瑠璃姫物語十二段の文句のうちに、扨もやさしのれいせいやといふ所へ付たる節なり、名ふしゆへ今の世まで傳りもちゆる也、このわけをしらぬ人、冷泉節とて、別に音曲のあるやうに覺へたる人もあれば、序ながらしるし置也、

網戶節の事

これもやはり十二段の文句の中に、柴のあみ戶を押ひらきといふ所に付たるふし也、別にあみど節といふ音曲あるにはあらず、

コハリの事

此ふしめつたむしやうに物すごく語る事にもあらずと心得よ、

男女の事

おとことと女をあまりわけて語ると、物眞似こはいろに成なり、音曲といふ事をわするべからず、

情ふかくといふ事

高位高官武家の御よそほひ、地下人、百姓町人、其中にもそれ〳〵の家業の風俗、人品の上中下あり、學文まなびたる人、文盲なる人、善人惡人いふも數限りはなし、其事其人となりを心得て、心得ちがひのなきやうに語るべし、たとへば非人敵討の場の段、春藤次郎右衛門兄弟はと語るに、武士と心得て語れば、非人小屋に金襖を立ねばならぬなり、實の非人にして語れば、春藤二郎右衛門はなくなる也、此段の語りくちは、たゞ文句にて其一通りの譯を人にしらせるはなし也、親のかたきを討たいとおもふ人の事をいふはなしなれば、深切にいふてきかす心にて語るべし、是が情をふかくといふに似たものか、兎角筆には盡しがたし、

〔諸事聞書往來上〕竹本芝居之部

世繼曾我　五段續

貞享二年乙丑二月朔日初日、是京宇治加賀掾古淨瑠璃也、夫ゟ同三年丙寅二月四日初日にて、

出世景清　五段續

是近松門左衞門、竹本義太夫之新淨瑠璃の作はじめ也、此節近松氏京都に住居なし、後元祿三年庚午の正月、京都より下り、大坂住宅となる、夫より元祿十年丁丑十月十三日初日、

百日曾我　五段續

右淨瑠璃は京宇治加賀掾芝居にて、近松氏作りて團扇曾我と申す外題なりしが、大入にて百日餘りも勤めし故、えんぎを以て團扇を百日曾我と改む、〇中略元祿十六年癸未の五月七日初日にて、

日本王代記前淨るり　曾根崎の心中切淨るり

近松門左衞門始て世話淨瑠璃の作意、古今の大あたり也、〇中略寶永元年甲申の秋、〇中略近松氏新

淨瑠璃出語り出づかひといふことをはじめて思ひ付れける、右新淨瑠璃、

用明天皇職人鑑　五段續〈略○中〉

夫より時代淨瑠璃、世話淨瑠璃、さま〴〵新物を作せられしに、丹波與作といふ淨るり、寶永四年丁亥六月廿四日初日にて大入せしを、また〴〵正德二年壬辰のとし三月四日、二度くり返し、

〈前淨るり〉けいせい掛物揃　二段目迄　〈切淨るり丹波與作〉〈鬮の小まん〉待夜の小室節　上中下〈略○中〉

同〈本○竹〉筑後掾死去〈四年○正德〉後大當り淨瑠理

〈父は唐土母は日本〉國姓爺合戰　五段續

初正德五年乙未のとし十一月朔日ゟ三年越、十七ヶ月勤る、是昔より稀なる大入なり、〈略○中〉此國姓爺の續き、

〈種は日本生は唐土〉國姓爺後日合戰　五段續

享保二年丁酉二月十五日初日、〈略○中〉だん〴〵淨瑠璃相勤來り、享保九年甲辰正月十五日初日にて、

〈將軍太郎出羽冠者〉鬮八州繫馬　五段續〈略○中〉

同十一月廿二日、近松門左衞門病死す、惜哉々々、是より竹田出雲掾、近松門左衞門に傳授請られしを以て、淨瑠璃二三番作せられし內、

大內裏大友眞鳥　五段續

享保十年乙巳九月十八日初日、〈略○中〉つゞいて享保十九年甲寅二月朔日初日、

應神天皇八白幡　五段續　作者〈松田和吉事〉文耕堂、三好松洛、

此時竹本政太夫儀太夫と改名す、〈略○中〉享保廿一年丙辰二月朔日初日、

赤松圓心綠陣幕　五段續〈略○中〉

此年儀太夫こと受領をなし、竹本上總掾と勅許、
天神記冥加の松　竹本上總掾
右祝儀として　出語り　三絃鶴澤友次郎
元文二年丁巳正月廿八日初日
御所櫻堀川夜討　五段續○中略
同十月十日初日
太政入道兵庫岬　五段續○中略
元文三年戊午正月廿五日初日
行平磯馴の松　五段續○中略
同年八月十九日初日
小栗判官車街道　五段續　作者松田和吉、竹田出雲、○中略
元文四年己未四月十一日初日
ひらがな盛衰記　五段續
此時芋屋平右衞門事、竹本島太夫と始て出座、右淨るり役割爰に識す、
大序　竹本播磨少掾　口　竹本內匠太夫
初段　中　竹本文太夫　二段目　中　竹本百合太夫
切　竹本此太夫　切　竹本播磨少掾
道行ツレ　竹本內匠太夫　口　竹本百合太夫
竹本文太夫　四段目　中　竹本內匠太夫
口　竹本島太夫　切　竹本播磨少掾

三段目　中　竹本此太夫
切　竹本播磨少掾
五段目　竹本文太夫

右の通の役割にて、是よりだん〳〵出雲掾の作にて、新淨るりつゞき、〇中略
同二〇延享年七月十六日より　團七九郎兵衛一寸德兵衛釣船さぶ　夏祭浪花鑑　九冊物
是當芝居はじまりてより、世話もの九段續のはじめ也、〇中略延享三年丙寅八月廿一日初日、
菅原傳授手習鑑　五段續〇中略
菅原傳授大入りにてつゞき延享四年丁卯八月廿三日初日、
けいせい枕軍談　五段續〇中略
此新淨るり不入にて、同年十一月十六日より、
義經千本櫻　五段續　作者竹田出雲、三好松業、
此新淨るり、古今の大當りにて大入なり、〇中略寛保元年辛酉八月十四日初日、
假名手本忠臣藏　十一冊物　作者竹田出雲、三好松洛、〇中略
是より後、忠臣藏の增補數々新淨るり出れども、古元の假名手本にまさりしはなし、扨々奇妙なる淨るりなり、〇中略同三〇明和年十月六日初日、
太平記忠臣講釋　九冊物　作者竹本三郎兵衛、杉田ばく、近松半二、三好松洛、八民平七、
是忠臣藏にまさりしと、大評判大入り也、〇下略

〇按ズルニ、本書豐竹芝居ノ淨瑠璃ノ事モ載ス、今省略ス、
〔甲子夜話七十四〕松平隱州モ面白キ人物ナリシトゾ、〇中略懇意ノ會集ノ時ナド輿ニ乘ズレバ、義

若山節

太夫節ヲカタルニ、素ヨリ下手ニシテ謠ノ如ク、義太夫節トモ聞コヘズ、座客コレヲ笑ヘバ、隱州言フ、オレガ義太夫ハ、德廟〇德川吉宗ノ御前ニテカタリタル義太夫ナリ、好ク聽カレヨト云ケルト、其率直朴實カクノ如シ、

〔塵塚談上〕義太夫ぶしといふ淨瑠璃の事、寶暦安永の比は、江戸中一面に流行し、小者調布迄も語りけり、されども人形芝居へ出る太夫は、不殘大坂ものにて、餘國の者は一人もなかりし事也、たまたま江戸出生のよく語るといふ者が芝居へ出る時は、給金もなく紙一二枚計かたらせけるを、江戸は何業にても似せる事は器用なれど、義太夫節に限り出來ぬ事にて有しに、ちか比は義太夫節甚おとろへしゆへに、江戸出生の太夫も、大坂上手の太夫の語りし段をかたるよしなり、

〔武江年表八〕此年間保〇天記事

六字南無右衛門左門よしたか等が流れを汲る女太夫行れて、場を構へ高座に登りて耻る色なく、婦女子のにげなき義太夫節の淨瑠瑠をかたりける、愚夫愚婦きそひてこれを聞、これを看て、藝の功拙をいはずして、容貌の美惡を論じけるが、やがてこれを禁せられしかば、此輩いづちへか去たり、

〔都の錦〕附錄

編者曰、凡義太夫節の面白き事、意味深長にして、音曲道の司ならん、然れど昔と變り、文化のはじめより寄場所はじまり、或ひは席と號して、名人上手の藝人たま〳〵下るといへども、寄へ出るを日々のおこなひとすれば、少許の價もて、稀なる業を敷蒲團に安座し、入少きときは肱枕などして聞れては、多年の辛苦も水の泡、遺憾事にあらずや、往昔のやふに操興行なれば、前の木偶遣ひに對し、よせとちがひ、太夫三絃我儘なく、格別優美に聞へ、藝も勝れつべし、

〔聲曲類纂三〕若山五郎兵衛

貞享元祿の頃一派を語り出して、若山節と號し、世に賞せらる、又小唄を能して上手の聞えあり、

〔譚海十二〕芝居のきやうげんのあへしらひに、一口づゝうたふは、わか山ぶしと云もの也、

〔松の葉四〕吾妻淨瑠璃目錄

二十くさ摺引　若山五郎兵衞ぶし

手品節

〔聲曲類纂三〕手品市左衞門

土佐掾門人と云、本伊勢掾弟子共、長門太夫が弟子清五郎に學ぶとも云、手品節とて一派をなせり、河東もこれが曲節を慕ひ、節付に式部節とともに多く用ひたりといふ、

〔我衣〕貞享ノ比、手品ブシトテアリ、本小田原町手品市左衞門ト云者ノ子ナリ、

式部節

〔聲曲類纂三〕廣瀨式部太夫

土佐掾門人、本外記が門人なりとも云始万太郎と號し、後式部太夫と改め、一派をなし、貞享元祿の頃、式部節とて世に行る、河東の節付にも、多く式部が節を加えたりとぞ、

〔松の葉四〕吾妻淨瑠璃目錄

廿一道成寺　しきぶぶし

河東節

〔江戶節根元記上〕江戶河東節、小田原町御納屋天滿屋藤左衞門倅藤十郎、半太夫門弟となり、此者近世の名人にて、一流語り出し、藤十郎になり御納屋も外へ讓り、母の里御藏前にて河部氏と申かたに、同居して居たりしゆへ、河東と申けるよし、前文にも東と文字を書替し事出し有り、河東弟子河丈、是は吉原町大門外に下駄や庄右衞門といへる者なり、二代目河東となり、二番弟子夕丈事二代目藤十郎と改名す、此時一流二つに割、藤十郎かたへは、三絃山彥源四郎附、河東方へは、三絃十寸見東古附、雙方共賑々敷、相互に勵合繁昌なり、

〔江戶節根元記下〕一抑此淨瑠璃〇河東節は、師匠の敎の通り、弟子も能聞、能寫せば能寫り、惡く寫せば

あしくうつる、淨瑠璃に誰が流といふことなし、いづれも同じ樣なり、淨瑠璃三挺共少も相違なき節なり、誠に十寸鏡の如く成故、苗字を十寸見と改る也、

〔三養雜記 一〕河東節

河東節といふ淨瑠璃は、江戸半太夫弟子の河東といふもの、享保中より一流をかたりいだして、遂に一派の祖となれり、此河東といふは、もと品川町なる天滿屋市十郎が子にて加藤藤十郎といひ、河東はその俳名なり、紋は丸の内に三ッ引なるを略して⊜如此すといへり、享保三年半太夫と河東と師弟の中むつまじからで、別に一家の風をかたり出したるは、次の年享保四年なり、その春松の內といふ淨瑠璃を作りたり、その文句を徵とすべし、二日は茶屋にゐ亥の日にて、三日は客のきそはじめ、だいてねの日と一たきの、がほりほのめくおくざしき、君がちびきのうし丑の日や、うしとやいはんわがおもひ、いつか五日やみなん、中略とら寅にあぶとて雲は露とあるをもて、古曆によりて考るに、享保四年正月元日戊の日なり、七日までの十二支をおぼめかしつくり入れたるものなり、さて河東節の唱歌には、有名の人の作文まゝあり、おきなが鳥といふは、つる蔦や蘭洲五十回の追善安永六年に、山岡明阿の作なるよし南畝翁の麓の塵に見ゆ、すがた繪といふ唱歌は、木辻の遊女の名よせにて、柳里恭の作と自撰の獨寐といふ隨筆にいへり、また十寸見と名乘ることは、眞澄鏡のくもりなく、いさゝかもたがはずかたりつたふといふ意なるよしとぞ、又その唱歌の書に、鳰鳥集、鳰鳥萬葉集などゝ、鳰鳥をもて題するは、鳰鳥の息長河とつゞくる詞の緣によりて、かの節をかたれる息あひの、いとながきにちなみての題號なりとかや、

〔奈良柴〕源四郎は、元來半太夫操座の、合の狂言の唄を勤居たりし故、半太夫節荒增覺へ、木村又八前に云ぶつかへり弟子となりたり、去によつて河東市村竹之丞座にて、傾城富士の高根といふ狂言の節に、吉原松の內といふ淨瑠理魚つるみ作也一語りし時より、河東相方とは成たり、古今の妙手故、其以後

出る新淨瑠璃手付面白し、河東は半太夫節を好て覺へし上、自分の節付は、手品節(前に云手品市左衞門也)兩節を好て、其すがた有るゆへ、半太夫ぶしと少し違ふ樣にもきこゆれど、古代の半太夫節道行等、少しも替る事なし、然るに近世の藝者の內にも、半太夫節不覺して、違ふようにもおもふやからも有るよし違ふにはあらず、銘々不知のなり、源四郎も前々式部節をひきたるゆへ、新上るり手付に、式部の手多く有り、古代の事をひく時は、又八に習ひ置しゆへ、古代の手くだり違ひなかりしに、得と稽古せざるやから、是又手くだり違ふと覺へしはなげかはし、○中略元祖の半太夫は肥前太夫弟子にて、肥前永閑を和らげて、語りたるものなれば、相方三絃も、肥前永閑節のひき方不覺しては、半太夫節ひくとは難言、河東一統も、半太夫節を和らげ語りたる物なれば、半太夫古代の手くだりなど不覺しては、河東節ひくとは云がたし、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕河東ぶしの正本に鳰鳥集、五鳰鳥万葉集、二鳰鳥紅葉集、鳰鳥後選集、一鳰鳥太々神樂、二猶鳰鳥新撰などの類多かり、鳰鳥の字を冠らせざるは、夜半樂、十寸見要集の二部に過ず、鸊鷉は息長くして水に入るものなれば、この曲節の音の長やかなるにたとふるなるべし、鳰鳥後選集は誤脫なし、その奧書御座敷上瑠理江戶太夫河東ワキ河常金次郎、三味線岡島小三郞、筆梗近藤助五郞清春、板元湯島天神女坂下相摸屋與兵衞とあり、河東は享保十年七月廿日四十二にして死す、築地本願寺寺中成勝寺に葬る、法名淸西といふ、續五元集中井の蓋を敲ば氷る空の月、納屋は寢聲にかたる上るり、晉子是元祿六年の作なり、河東いまだ十歲なれば、それをいふには非ず、

〔江戶節根元記上〕江の島の淨瑠璃は、享保年中、元祖河東江のしま由來記を寫し取、一夜の內に節をつけ、ワキ河丈夕丈、三絃源四郞手付なり、此淨瑠璃の起りは、元祖蘭洲事是ぞ知らざる淨瑠璃なく、何がなこまらせんと工みて、竹婦人に少し直させ作らせしなり、吉原にて翌日淨瑠璃催し

一中節
菅野
宇治

ける時、蘭洲河東ワキに居り、河丈夕丈を下におき是を語り出しける、蘭洲肝を消し、其席を立退しと傳へしなり、〇中略淨瑠璃終りて蘭洲申樣、この淨瑠璃いつ頃作りしやと河東へ尋ければ、是は半太夫に習し由語る、蘭洲答へて、半太夫には葛西節に不承由答へ、神樂獅子より外になき節なり、予をこまらせんと、工風せし淨瑠璃なりと見えたりといふ、蘭洲も只ならぬものなりと、噂せしよし言傳ふ、

〔譚海十二〕佳風の物語に、〇中略其比〇享保は芝居狂言に河東ぶしとて、所作をいだせしかば、今狂言とは樣子上品にて面白き事也し、尤出語り抔と云ふ事はせず、すだれの內にて語る計也、但半太夫は芝居の淨るりへ出る事をせず、河東計也、けはい坂の少將に玉澤鱗彌と云が來て、敵に追れて茶やの內へ逃入、追手來る時、市川門之助曾我の五郎にて入かわりて出る時、河東の淨留り也、雀海中へ入て蛤と成と語り出したる折の事、聞人涙をおとさぬはなかりし、今に見るやうに覺ゆと申されし、

〔守貞漫稿二十三音曲〕河東節

十寸見河東ヲ祖トシ、今モ江戶ニ指南スル者在之ドモ多カラズ、京坂ニハ更ニ行レズ、

享保二年初テ芝居ニ出勤、市村座ニテ松ノ內ト云淨瑠璃ヲカタル、〇中略

河東節以下新內ニ至ル、各江戶ニ家元イエモト有之、名取リト稱シテ家元免許ヲ得ザレバ、名札ヲ出シテ公ニ指南スルコトヲ聽サズ、

山彥ヲ以テ稱スル者、河東節ノ三絃也、山彥河良當時長トス、是ヲ立三絃ト云、タテザミセント云リ、諸淨瑠璃トモニ稱之コト也、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕都一中は山本土佐角太夫が弟子にて、須賀千トといふもの、都一中となる、江戶節根元集に、都一中、元祿の頃、追々はやれりといへるは、京師にてのことなり、春臺獨語に、寶永のこ

ろ京より一中と申者來りて、上るりをひろむ云々、是又ふるき正本傳ふるもの少し、助六心中蟬の脱がらといへる六段ものゝ奥に、右此本は都太夫一中直之正本を寫し令二版行一者也、享保丙午十一歳正月吉日、淺草見附前同朋町いづみや權四郎版元と有り、又一中ぶしに京都本あり、一中ぶしの文句を、長唄豐後ぶしなどにとれるもの多し、長うたの二人椀久は、一中ぶしの椀久道行の文を其儘とり、常盤津富本などにてかたる淺間の上るりは、一中の夕霞淺間嶽の文なり、初一葉ほどは一二字の異同あるまでなり、又きゝすといふめりやすは、一中の根引の門松といへる文を略したるなり、其外にもいと多かるべし、文政四年辛巳六月、近來世に行はるゝ故、新に一中ぶし文句を刻し、題して都羽二重拍子扇といへり、但し段ものにはあらず、景事のみ十種を集めて一巻とす、一中は上るりの外に楊弓の名手にて、一表二百のこらず的中さたりとかや、されば一中といふ名は、もと楊弓のかたに付たる名なるべし、

〔竹豐故事上〕三ヶ津淨瑠璃流布幷古流盛衰事

都太夫一中と云し人は、元來本願寺派京都或道場の住職成し由、若年の比より淨瑠璃を好み、山本土佐掾松本治太夫等の流義を和らげ、一流を語り出し、終に相傳の寺を退き、淨瑠璃太夫と成、寶永正德の比、一中節とて他國迄も賞翫せしなり、亂髮にて紋紗の十德を著し、白練の長袴少刀を指て、出語りを勤められし也、子息も都和泉掾一中と號したり、

〔譚海十二〕上方ぶしの始るは角太夫ぶしといふ、その弟子文彌ぶしと云を語り初め、文彌ぶしへんじて一中ぶしと云に成たり、一中は少しやわらか成ふしに語りたり、一中と云は京都の一向宗の寺の住持成しが、文彌ぶしを好で上るり語りに成て、一中といふをかたり初めたり、都一中といへり、一中がさみせんは都里三といふ盲人なり、此里三も元來一中が旦家の勾當也しが、さみせん上手にて端うたを彈て、住持と一所に語りあるきたるゆへ、座頭の仲間をかまはれ、一中と共に江戶へ來て、里三と改名せしとぞ、

〔守貞漫稿二十三音曲〕一中節

都太夫一中ヲ祖トシ、今モイエモトノ者、都太夫一中ト云、世々稱之トス、

正德五年、元祖一中初テ江戶ニ下リ、市村座ニ出勤ス、〇中略

豐後節
常盤津節

男子ノ名取ニハ某太夫某中、婦女ニハ一某ト云、又トモニ都ヲ以テ稱トス、
菅野ヲ以テ稱スハ、其本三絃ヒキ也、今ハトモニ淨瑠璃ヲモ指南ス、
宇治ヲ以テ稱スアリ、都ヨリ分レテ近年一派ヲナセリ、

〔竹豐故事上〕三ヶ津淨瑠璃流布幷古流盛衰之事

都古路國太夫は一中の弟子成故、始の名半中と云たり、後に國太夫文豐後と號せり、是一中節を又々取直し、一流を語り出し、三ヶの津は勿論、諸國の隅々迄流布したり、併し他の流と違ひ、新作の五段物時代事抔は語られず、世話事を專はら語られし也、門弟數多在し內、可內辨中等何れも名を顯はされし、

〔聲曲類纂一〕宮古路豐後掾橘盛村

都一中が門人にして、始は都國太夫半中と號し、後に宮古路國太夫と改め、一中節を變化せしめ一流を語り出し、享保三年戌十一月、大坂竹本座に於て、始て芝居を勤む、此時、博多小女郎浪枕といふをかたれり、夫よりこのかた國太夫節とて諸國に聞ゆ、江戶節根元集に、國太夫が弟子文晉といふもの、江戶に下りて豐後掾と改るよし記して、國太夫と豐後掾を別人とする事、附會のせつなり、享保の末、江戶へ下り、宮古路豐後掾とあらため、役者五雜組には、享保十五年江戶へ下るとあり、葺屋町河岸播磨といへる小芝居を勤む、〇略註同十九寅年、堺町中村座に於て譽れをなし、それより世人宮古路節、又豐後節と稱して世に行はる、元文四年己未、宮古路の曲節御制禁あり、元文五年庚申九月朔日□□□才にして病みて終れり、

〔我衣〕元文比ヨリ、宮古路豐後ト云、上方ブシ來リハヤル、

〔憲敎類典五ノ十五下江戶町觸〕元文五庚申年

一町方御觸之趣、都路豐後ぶし、先達て相止候樣ニ申渡候處、其砌は相愼有之候得共、此間所々宿札に打、稽古又は往來之族猥ニ語、未熟ニ相聞不屆ニ候、急度御吟味も可有之候得共、先此度は名

主共入念爲二相止一可レ申、若此上相背者有レ之候はゞ、急度可二申付一候、

六月

〔幕朝故事談〕諸侯

水野肥前と云、京都より來る、江戸町奉行にて申上候て、豐後ぶし法度、松本ぶしと改む、御尋有レ之候は三英なり、

〔江戸節根元記下〕一京都宮小路國太夫節、芝居にて今に捨らずはやりしなり、弟子に文吾といふものあり、元文年中、東都へ下り、宮小路豐後太夫と名乘、三絃相方鳥羽屋三右衞門、佐々木市藏、三線手付は三右衞門なり、國太夫節の三絃は甚せはしく、東都にむき兼し故、子供にも能彈るゝやうに手を付替しなり、其後加賀太夫、數馬太夫抔とて同門あり、ワキを語り彌々はやりしが、所々にて色事心中欠落もの等數多有レ之ゆへ、豐後節御停止御觸被二仰出一、御法度に相成止みけり、其年中國邊米相場兩に八斗二升の相場なり、落首に、

豐後米八斗二升と觸られて菰をかむるか宮小路きめら、と云し事あり、其頃豐後米八斗二升、ことの外世の中つまり、困窮のもの多くありしと、老人云傳しなり、夫故久々打絶しが、後に京都寺町位牌屋文右衞門といふもの、義太夫節を能語り、江戸へ下り名を上んとおもへども、名人共數多有レ之、中々渡世には難二相成一とおもひ居る處に、上方より一中と云者、文右衞門を尋來る、其時文右衞門は手跡指南して暮しける、同居して一中にかの節を習ひ、晝夜のわかちなく能稽古し至て懇望にて語り覺えしが、音聲はよし、夫より工風して、佐々木市藏を相方にし、義太夫一中豐後押交て語る、是中興豐後節の祖なり、近比の名人なり、夫より又はやりて、ワキ語り志津摩太夫、造酒太夫など、其頃は常盤橋邊に住居いたすゆへ、常盤津文字太夫と名乘しなり、此節芝居にて道行、其外所作事に能合し故、今に繁昌なり、今の豐後節かたりは、勝手次第の名字をつぐ、常盤津、

富本、豐名賀、吾妻、元はみな宮小路なり、是を名乘らぬは御觸を恐しか、三絃も元は佐々木なれども、今は色々樣々の事を名乘、取極りなき流義なり、

〔老の戲言〕今昔諸流儀太夫歌舞妓役者名人略評判

元祖宮古路豐後掾享保年間江戸へ下る、葺屋町川岸播磨座にて、瞳月玉椿名古屋心中を勤め、同十九年、堺町中むら座におゐて語をなし、一時に江戸中流行す、(中略)豐後三味線は、鳥羽屋三右衛門手附にて、門弟佐々木市藏勤る、元祖市藏は享保の末より明和四まで、三十餘年間出勤、他流に入りしが、此後は見當らず、門弟幸八市四郎は、富士岡豐名賀兩派へ入る、岸澤小式部は是より六七年の後安永二の頃より、古き番附に粗見へたり、常盤津四代目の說には、元祖小式部は寶曆の頃よりありといへども、予は正しきものをいまだ見ず、常盤津豐後家元の記錄にて正すべし、宮古路文字太夫故有て常盤津と苗字あらたむ、是常盤津の元祖なり。

〔聲曲類纂 三〕常盤津文字太夫代々檜物町に住す

京都寺町の町人、位牌を售ふといふ俗稱駿河屋文右衛門と云、宮古路豐後掾が實子、或は門人にして、後養子となるともいふ、元文の始江戸に下り、中橋の邊に住居す、始は宮古路文字太夫と云しが、元文四年己未、宮古路の曲節、國家より禁給ひし後、延享四卯年、關東文字太夫と改む、關東の文字猶禁せられしかば、又改て常盤津と云、自ら一派をなし、安永十年辛丑、○天明元年二月朔日□□□才にして病て終れり、禪宗麻布廣尾祥雲寺に葬す、(中略)江戸節根元集に、常盤津の名は、語かたり志妻太夫、造酒太夫等、其頃常盤橋の邊に住居しければ、ふと思ひよりて常盤津と改し由いへどもしからず、說あれども故有て略す、常盤津上るりを集めて、常盤草と題するものあり、

〔守貞漫稿 二十三 音曲〕常盤津節

常盤津文字太夫ヲ祖トシ、今ニ至リ世々家元ト稱ス者以之テ稱トス、

元文元年、市村座ニテ瀨川菊之丞、市村竹之丞、同滿藏、淺間嶽ノ狂言ニ、宮古路文字太夫出ル、是豐後節ノ芝居ヲ勤ムル初メ也、

男子名取ニハ常盤津某太夫、婦女ハ常盤津文字某ト云、

〔老の戲言〕或問

或人難じて曰く、足下愚昧の心をもて、是は何彼は是と、古來にあらざる節を作へ、實の嘲りをもかへりみず、衲々したる拙文、何の益かあらん、いと嗚呼なりと、予〔○柳緑亭三樂〕答へて曰く、往昔より名人上手の作へおける節とても、はじめをたゞせば、語りしもの心おぼへの節附にて、譬へていはゞ、是商人の符牒なり、義太夫節とちがひ、豐後ぶしは、近きころむかしよりは節數多く、節附にては新淨るり覺ゆる事甚だ難し、假令おぼへたりとも、記しあらざれば忘るゝ事はやし、〔○下略〕

〔昔昔物語〕今の豐後ぶしと云文句を聞ば、好色に主親をたをし、或は金銀を盜取、はては心中して親に歎をかけるを手柄とする、去に依て聲音を聞に、ひとつとして悦ばしき事なし、いま〳〵しきのみなり、初は下々にはやりしに、次第に歷々の慰と成、此故は次第に侍の風俗くずれ、乞食河原者の風に成行、小身衆は豐後ぶしの會進なし、料を取、或は太夫號を取とやら云て、上手に語れば、太夫方より何太夫と云太夫號を授る、是を所〔○所恐誤字〕思ひ手柄となし、何の誰と云人も、上るり仲間にては何太夫と呼かはして通用す、侍の姓名をば、公儀事にのみ用る事と心得、內證は太夫よりもらひし太夫號を通用す、にが〳〵敷事なり、〔當翁〕按右の如く風俗くずれたるゆへ、侍に出奔死罪の人多し、豐後ぶし咎にはあらず、風化のおとろへなり、なげかはしき事なり、

〔賤のをだ卷〕一豐後ぶしの淨瑠璃は、翁〔○森山孝盛〕が生れたる〔元文三年〕頃より流行いでたりといへり、延享の比は頻りに流行て、玄かも今の如き高上風流に作りたる文句にはあらず、ひらたきことのみをいひつゞけたる文句なり、河東節半太夫ぶしも、また殘りて流行たり、〔○中略〕豐後ぶしを語る遊女の、京より吉原へ下りて、殊の外流行て、萬客晝夜を爭ひたりといふことを、子供の時聞たり、翁がつゞきがらなりける永井丹波守、京都の町奉行被仰付て、理運なる人なりしかば、我等奉行にて京都に登りたらば、豐後ぶしを停止さすべしとて、腕をさすりて登られけるが、時勢につれて制しがたきことなりけるにや、次第に流行て、其弊淫奔相對死なども多かりけり、

其比は心中にて相對死も稀には有けり、殊に大坂にはいにしへより多しといへり、されば豊後ぶしの心中を作りたる淨瑠璃は、大抵京大坂のことなり、江戸には稀に有けり、今は御制法の行屆たるにや、又は人のさかしく成りたるにや、かゝることもなし、〇中略豊後節も次第に高上になり、文句も昔よりは風流になりて、芝居の所作出語りといへば、いつも常盤津文字太夫とて、男もよく聲もよく上手にて、いつも其狂言當りたり、其比專ら世に鳴りて素人藝にても名を貰て、女は文字江文字松とて、此間女客などの馳走に雇はれてあるきたり、義太夫ぶしも殊の外流行たり、是は御旗本歴々の人々かたりあるきたり、

〔當世武野俗談〕新吉原松葉屋瀬川

新吉原江戸町松葉や半右衞門抱瀬川といふ傾城は、十ヶ年以來は五丁町に並ぶ方なき全盛なり、其人となり異なり、〇中略此前方より宮古路豊後ぶしといふ淨瑠璃世上にはやり、此里猶以の事なりしに、此瀬川急度いましめて家內の女郞に、此淨瑠璃を語らせず、子ども禿若ィ者迄に、松葉屋に豊後ぶしをうなるもの一人もなし、尤いやしき文段あればなり、夫とも三味の場なれば、淨瑠璃をかたらずといふことはなけれども、新造禿は江戸ぶし河東半太夫の艶なる文句の淨瑠璃を習ひ覺させて、客のもてなしとす、依之人柄あしき客は、松葉屋の二階へは足をも入ること叶はず、〇下略

〔都の錦附錄〕太宰先生獨語に曰、〇中略今の世に雅樂たへてなくして、遂にあしくなり下る事、走る馬のけはしき坂を下るがごとし、元祿はじめまでの人の風俗を思ひ出して、今の人の有樣を見れば、衣冠したる人のかたはらにて、赤躶なる人を見るが如し、五十年があひだにかくばかり變化あるは、いかなる事ぞや云々、

又いかなる人の口すさみなるや、音曲を衣服に見立て、土佐上下に外記袴、半太羽織に義太股引、

豐後可愛や丸夥、太宰獨語も右ざれ言も、元文寬保の頃にて、今より百廿有餘年前のものなり、丁度豐後文字太夫時代にあたれり、元祖文字太夫のかたりし淨るりと予〇宮古路豐後が出勤中文政より安政までの淨るりをおしならべて聞、品のくらゐを譬ふれば、上下と丸夥ほどのちがひ也、昔の夥が肩衣となるを思へば、今の夥も百年の後は、肩衣へは及ばずとも、腹掛までには有付べし、予情おもひみるに、淨るりを語りくずせしは文化の始也、本芝太夫兼其後文政にいたり、清元祖延壽齋彌増に下品になりしと思へり、三絃は我先師古式部迄は、むかしの面影殘りしが、文政の末より我後師にいたり、昔の手を種々彈替て、今様にせし事、我等も少しばかり手傳ふて、追落しにはあらざれど、夥にせし仲間なり、同罪はのがれがたし、同時なれども市藏の藝は、むかしをわすれずして、生涯まじめにて終れり、

富士松

〔聲曲類纂三〕富士松薩摩掾相三絃竹澤平八なり

宮古路豐後掾が門弟にして、始宮古路加賀太夫といふ、師と絶して後、延享四年卯の春、此時市村座へ出る富士松薩摩掾と改一派を語れり、

新內節

〔聲曲類纂三〕鶴賀若狹掾俗稱庄兵衛といふ、芝高輪に住す、

宮古路加賀太夫の門人にして高弟なり、始は宮古路敦賀太夫と號せしが、師加賀太夫富士松薩摩と改し時、ともに富士松敦賀太夫といふ、後年師と絶して苗字を改め、朝日敦賀太夫といふ、朝日の苗字公より禁じ給ふにより、寶曆八寅年改めて鶴賀と號し、若狹掾といふ、敦賀の文字を鶴賀にかへたる也、相弟子加賀八太夫と共に同年秋勸彌が座へ出る、一派をなして世に行れ、薙髮して鶴翁といひ、狂歌を好みて狂名を大木戸の黑牛と號せり、天明六年丙午三月廿二日、七十歲にして病て終れり、〇中略

鶴賀新內

富士松薩摩が門人なり、本所松倉町に住す、本姓故有て略す、一派をなし新內節と稱し、世に賞せらる、若狹掾が門

豐名賀

弟にあらずといへども、其頃此新内が一流行る丶事盛なりしかば、家名を鶴賀と改めくれなば、我家門の繁昌ともならんと、若狹掾が望によりて、もだしがたく、則鶴賀と改るといふ、安永三年甲午八月、六十壹才にして病て終れり、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕新内は江戸深川扇ばしの邊に住る御家人にて、苗字は何とかいひけん、名は新内といふ、宮古路豐後掾が弟子となり、加賀八太夫といふ、寶暦の頃一流をかたり出し、本姓敦賀を鶴賀と改め、新内と名乘たり、後受領して若狹掾となる、狂歌を好みて濱邊黑人が門人にて、大木戸の黑牛といふ、かたる處の淨るりみな自作なりとぞ、專ら近時の心中事を作れり、其正本綱五郞、花さき、二重衣、戀占、猪之介、若草、仇比、戀浮橋、伊太八、尾上歸咲、名殘命毛、時次郞浦里明烏夢泡雪などの類あまたあり、淺草中田甫幸龍寺に墓あり、辭世は碑石にゑるしたり、生てゐる内は何かと神佛ひじりもいかい世話でござつた、天明六丙午年三月廿二日鶴賀の二字も是より許し出すとぞ、若狹が弟子若狹太夫あり、又鶴賀加賀八太夫は初新内と云ふ其生年七十歲娘を鶴吉といふ、近ごろ新内が名は其家に預り、弟子加賀吉新内となれり、其次新内も加賀八弟子にて初加賀歲といへり、

〔守貞漫稿二十三音曲〕新内節

鶴賀若狹掾同新内二人ヲ祖トス、家元今ニ至リ鶴賀若狹掾ヲ以テ稱ス、蓋是ノミ鶴賀節ト云ズ、新内節ト云、

〔武江年表六〕此年間〇明和記事

新内節淨瑠璃行る

〔守貞漫稿十八雜服〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方、大關以下左ノ如シ、

〇中略新内ノ上調子、

〔聲曲類纂三〕豐名賀造酒太夫

仲太夫節

元祖文字太夫の門人にして、寶暦の頃行る、尤名人なりしとぞ、脇豐名賀富士太夫、同志津磨太夫、同佐野太夫、同喜久太夫、同登美太夫等なり、

〔都の錦附錄〕流祖譜略

豐名賀志妻太夫同造酒太夫の兩人、明和六頃より常盤津破門にて一派弘ろ、

〔譚海十二〕都古路仲太夫は一中ぶしと豐後ぶしとの間を語りたるゆへに、仲太夫といへり、殊に豐後掾江戸へいまだ下らざる時ゆへ、めづらしき事にして、仲太夫大にはやりたり、仲太夫聲よく器用なるにまかせて、上るりは修行なけれどもはやりだるとぞ、此仲太夫もとは伊勢古市などの旅芝居をかせぎて、役者の衣裳きせといふものなりしといへり、又文中と云も仲太夫が弟子にて、常に仲太夫がわきをかたりあるきたり、是は堀江丁の足袋屋也しとぞ、後にリン中此文中を取たて、ゝ都古路と名乘たり、仲太夫がさみせんつまいちといふ盲人有、はじめ土佐ぶしを彈たりしが、土佐ぶしすたれて仲太夫ぶしをひく、又都古路志津摩といふものあり、仲太夫が弟子也、志津摩流の手跡をよく書たるゆへかくいはれし也、之づ摩上るり殊に器用にて、後々は仲太夫とはりあふ程に成て、豐後掾が弟子に成て人の知たるもの也、元來志津摩は薪屋治右衞門とて、板坂へ養子家督に行たりしが、名古屋の芝居などへ出で、上瑠璃を好てかたるゆへ、舅と不和になりて、江戸へ來りて上るり太夫と成てありしが、後に又商人に成て上るり語り居たり、

繁太夫節　薗八節　春太夫節

〔聲曲類纂一〕宮古路繁太夫

豐後掾古路○宮が門人なり、繁太夫節とて一派をなし、大坂島の內に行れたり、

宮古路薗八鸞鳳軒と號す三絃豐澤友藏、三津木富藏等なり、

同門人にして江戸へ下り、寶暦明和の頃、薗八節とて一時三都に行れしと云、脇宮薗秀太夫、同和國太夫、時太夫等勤しなり、今も江府に邂逅に此曲節殘れり、京都にも殘れど、彼地にては下品の

類とて、いやしむるとかや、（薗八の舍弟宮薗春太夫、江戸に於て一派をなし、春○太○夫○節○とて行れたり、）

〔都の錦 附錄〕流祖譜略

薗八（は寶曆の頃江戸へ下り、一時に流行す、上方にては下品の類ひといふていやしめしとかや、）

〔賤者考〕淨るりに屬したるは、（○中略）宮薗（文字太夫、後鸞鳳軒といふより出づ、）

正傳節

〔聲曲類纂 一〕春富士正傳

寬延寶曆の頃、京都より江戸へ下り吉原に居す、正傳節とて一時世上に行れぬ、豐後節の一類也、（京都にて醬油を商ひし傳兵衞と云ものなり、世人醬傳とよびしかば、文字をあらためて正傳と號すると、今京師に殘れど、下品の類ひとていやしむるとかや、）

〔賤のをだ巻〕正傳ぶしといふふし流行出て、尤上方よりかたり出して、江戸にも少しの內かたるものありしが、是はさのみ流行らず、すたりたり、

富本節

〔聲曲類纂 三〕富本豐前掾藤原敬親

宮古路文字太夫が門人にして、宮古路品太夫と云、（俗稱稻田彈司と云）其後師文字太夫常盤津と改し時、ともに同姓に改め、名を小文字太夫とあらたむ、延享元子年、師と絕して後、寬延二年巳十月、（或は寶曆二年とも）富本豐前掾と受領す、自分一派を弘めて今に相續せり、明和元年申十月廿二日、四十九才にして終れり、淨土宗淺草新寺町專修院に葬す、

〔守貞漫稿 二十三 音曲〕富本節

富本豐前太夫ヲ祖トス、豐前ハ文字太夫ノ門人也、後ニ一家ヲナシ、世々家元ハ豐前太夫ト稱ス、男名取富本某太夫、婦女ハ富本豐某ト云、

淸元節

〔聲曲類纂 三〕淸元延壽齋（本石町三丁目住）

横山町に住し、茶幷油を鬻し岡村藤兵衞が男なり、幼名吉五郎と號し、幼より淨瑠璃を好み、延壽齋に隨身して齋宮太夫の名を讓り受、延壽齋の脇を勤む、師沒して後故あつて、文化五辰年、豐後

愁節

路清海太夫とあらたむ、この時紋所青海濱を用ふ然るに清水の姓絶ん事を歎き、清水氏の末荒井某の望により、改て清水と名のる、文化十一戌年、市村座へ出し時、故あつて清水を改め清元と號し、延壽太夫といふ、清水の清の字をとりて、志かあらためしと云、一派の曲節を語り出して、世に賞せらる、薙髮して二世の延壽齋と云、文政八酉年五月廿六日終れり、法華宗深川淨心寺へ葬す、門人數ふるに遑あらず、

〔守貞漫稿二十三音曲〕清元節

清元延壽太夫　祖トス、延壽ハ富本齋宮太夫ノ門弟ナリ、後一家ヲナス、世々延壽太夫ヲ家元トスレドモ、今ノ家元ハ清元太兵衞ト云、太夫ヲ稱セズ、男名取清元某太夫、婦女ハ清元延某ト云、

〔世間娘氣質二〕哀れなる淨瑠璃に節のない材木屋の娘

此娘極めて哀なることが好にて、○中略出羽芝居の阿波太夫がうれいぶしに打込み、四十八願記の三段目を覺えて、獨り慰みにかたつては涙をこぼし、○下略

古事類苑

樂舞部二十

淨瑠璃下 説經祭文 附入 歌念佛

淨瑠璃座
淨瑠璃語

〔京都御役所向大概覺書 二〕京四條芝居間數并名代之事

一　淨瑠璃　虎屋喜太夫

明暦四年七月十三日、口宣頂戴、虎屋上總掾と申候、上總病死致候ニ付、悴五郎兵衞名代相續之儀相願、寶永六巳年七月廿九日、中根攝津守、安藤駿河守立合之節、上總掾にては赦免難成旨申渡、虎屋喜太夫と名代改申度旨相願候ニ付赦免、

一　淨瑠璃　山城掾

先年名代御改之節、當地ニ居不申候故、名代赦免之日限不相知、

一　右同斷　若狹

寛永拾九年十月十六日、口宣頂戴、若狹掾と申名代、伯父伊太夫と申ものニ讓り申度旨、寶永七寅年十一月六日、中根攝津守在役之節相願、翌七日於番所下司不罷成候間、若狹と計唱可申旨申渡、赦免、

一　淨瑠璃操名代　宇治河內

慶長拾八年正月十五日、口宣頂戴、右河內掾と申名代、甥山本彌三五郎と申ものへ讓り申度旨、元祿十五午年十一月廿六日、名代主妙印と申者相願、安藤駿河守在役之節赦免、其後正德元卯年六

月三日、駿河守番所ニ而、右彌三五郎弟勘左衛門に讓り申度旨相願赦免、其後㔟宇治若太夫と申淨るり語りへ、右河內と申名代讓り申度由、正德五年未十月七日、相願候ニ付、願之通赦免、

一　淨瑠璃　富松薩摩

延寶六年十一月廿八日、口宣頂戴、源之丞所持致候、右薩摩源之丞と申名代、甚太夫と申者へ讓り申度旨、正德二辰年七月十一日、中根攝津守在役之節相願、同廿八日、安藤駿河守番所ニ而赦免、且又薩摩義、富松薩摩と改申度由、正德五年未十二月、相願候ニ付、赦免申付ル、

一　淨瑠璃　外記七郎兵衛

先年名代御改之節、當地ニ居不申候故、名代赦免日限不相知、

一　淨瑠璃　門十郎

先年名代御改之節、當地ニ居不申候故、名代赦免日限不相知、

一　淨瑠璃　伊勢嶋佐太夫

伊勢嶋宮內と申淨瑠璃名代、古來ゟ致所持罷在候、先年名代御改之節、當地ニ居不申候故、名代赦免之日限不相知、然處右伊勢嶋宮內と申名代、今江宗壽と申者ゟ佐太夫讓り請申度旨、元祿八亥十一月十一日、松前伊豆守在役之節赦免、伊勢嶋作太夫と申候處、此度山城屋十兵衛と申者江名代讓り申度旨、正德六申年五月四日相願、願之通同日赦免、右十兵衛を伊勢嶋佐太夫と申候、

一　淨瑠璃　和泉

和泉と申淨瑠璃名代、古來ゟ致所持罷在候、先年名代御改之節、當地ニ居不申候故、名代赦免之日限不相知、右名代和泉屋七郎兵衛方ゟ、伊勢屋喜右衛門讓り請申度旨相願、寶永七寅年十一月十八日、中根攝津守在役之節赦免、

一　淨瑠璃　宇治嘉太夫

延寶五年後十二月十一日、口宣頂戴、寶永八卯年八月廿一日、加賀掾相果、孫久五郎名代相續仕度旨、正德元卯年八月十一日相願、中根攝津守、安藤駿河守立會、加賀掾と申名代宇治嘉太夫と赦免、只今久五郎儀、宇治嘉太夫と申候、

一　淨瑠璃　宇治土佐

延寶五年後十二月十一日、口宣頂戴、始は山本相摸と申候處、指合之儀有之、山本土佐と改申候、土佐儀、去ル辰年相果、忰源助只今致所持候、右之通名代持來候處、從弟宇治記と申淨瑠璃語江、右土佐と申名代相讓り度之旨、正德五年未十二月相願候ニ付、願之通赦免申付ル、○中略

一　淨瑠璃　越後

寬文三年十二月廿六日ニ、口宣頂戴、越後掾と申名代、都万太夫致所持居申候處、甥與平次と申ものニ讓り申度旨相願、寶永四亥年八月廿七日、安藤駿河守、中根攝津守立會赦免、併下司は不被成候、越後と計唱可申旨申渡、

一　からくり淨瑠璃　山本飛彈掾

元祿十三年十一月廿五日、口宣頂戴、同極月七日、安藤駿河守江相斷、其後寶永八卯年二月廿一日ニ、長樂寺開帳之節、淨瑠璃操芝居仕度旨、中根攝津守江相願赦免、三月三日ゟ四月廿五日迄芝居いたし、同四月廿六日、今宮御旅所ニ而、淨瑠璃芝居致度旨相願赦免、五月五日ゟ十八日迄芝居いたし候、

〔江戸總鹿子〕五淨瑠璃座

堺町　座本さつま三郎兵衞　太夫土佐少掾　脇小太夫　庄太夫

須屋町ゑびすや店　和泉太夫　脇長太夫　虎や源太夫

甚左衞門町　江戸半太夫　脇西太夫○中略

上るり太夫此分には座なし。

呉服町　虎や永閑　人形町　近江語齋　本大坂町　肥前太夫　りうかん丁　江戸次郎右衛門　新乘物町　對馬五郎左衛門

〔江戸圖鑑綱目〕淨瑠璃座

太夫　居所堺町　土佐少掾橘正勝

芝居堺町南かわ

大坂町　脇　小太夫

堺町ヨコ丁　居所須屋町　同　庄太夫

太夫　丹波掾和泉太夫

芝居堺町北かわ

住吉町　脇　長太夫

同　源太夫

太夫　座本さつま三郎兵衛　虎屋永閑

居所吳服町　脇　小源太夫〇中略

無座　上るり太夫

人形町　近江語齋

本大坂町　肥前太夫

橘町　蓬萊小太夫

富澤町　式部太夫

りうかん町　江戸次郎右衛門

新乘物町　對馬五郎左衞門

〔淨瑠璃大系圖下〕當時(天保)諸國淨瑠璃定芝居名代

京　早雲長太夫座　同　都万太夫座　同　宇治嘉太夫座
大坂筑後芝居　同　堀江市之側　同　若太夫芝居
同　北新地芝居　江戸薩摩座　江戸結城座
駿州駿府濱太夫座　播州西宮政右衞門座　播州　勝之進座
播州三木常右衞門座　丹州　岩太夫座　丹州美加嘉平次座
淡州　源之丞座　淡州　六之丞座　同　久太夫座
同　六太夫座　同　傳次郎座　同　蛭子屋座
同　金太夫座

〔人倫訓蒙圖彙七〕淨瑠璃太夫　淨瑠璃御前のことをつくり、ふしをつけ、かたりはじめしとかや、中比みやこの宮内左内とて上手のあり、御代御長久なれば、いやまし上手もいできて、今みやこにては嘉太夫角太夫とて、其名四方にきこゑたる名人ありて、兩流を田舍までもてはやせり、

〔本朝世事談綺三遊藝〕淨瑠璃
六字南無右衞門と云女太夫、四條河原に芝居を立る、慶長のころ、人形に合せて度々叡覽におよびしより、淨瑠璃太夫の受領をいたゞく事になれり、

〔譚海十四〕淨瑠璃かたるもの、某少掾大掾某太夫など、稱する事、元來人形造りて禁裏へ奉りしものに、受領號をゆるされけるがはじまり也、其後淨瑠璃と云者を語りて、人形にあはせてあやつりもて遊びしあひだ、おのづから淨るり語る者のいきほひつよく、人形をつかふものは其下にまはるやうに成たる故、いつとなく人形遣ひの受領號を、淨瑠璃かたるものにうばはれて稱

する事に成たる也、

〔江戸名所咄 六〕堺町淨瑠璃の初り幷鳳來寺

扨江戸にてもそのかみは、芝居町にて座をはりかたり、そのゝち中橋へ移り、又此堺町へ移り語る也、其頃は大さつま、小さつま、四郎興吉、七郎右衞門とて語る、中比虎屋源太夫、油屋茂兵衞、鳥屋次郎吉、南北喜太夫などゝ云太夫有、然れば家々のふし出來て、淨瑠璃をもさま〴〵作り出す事かぎりなし、太夫共も皆々受領して、丹後、近江、長門、丹波、かれこれと源平藤橘の氏を名乘、芝居をも金銀をのべかざりける故に、度々御改に相たり、

〔今昔操年代記 下〕竹本政太夫筑後芝居の立物

政太夫は中もみや長四郎とて、いまだ角前髮の頃より、音曲をこのみ、あけくれ筑後風に心をよせ、まんまと淨るり成し比、豐竹京にて芝居興行の節、西澤此仁を招き、京都に同道仕、若太夫方にて勤、京を仕舞、一座のこらず大坂にくだり、新地曾根崎の芝居にて、若。竹政太夫と名をあらため兩年勤、三年め出雲方へ住れ、段々淨るり實のり功者と成、今西の芝居にて筑後替りとなるゝは、日比音曲に心がけふかき故、諸人珍美する事お手柄〴〵、此人の藝をたとへていはゞ、荻野八重桐におなじ、なぜといへば、小兵なれども取まはりゝしく、修羅つめなど、かゆい所へ手の行がごとし、別て段切を大事にかけらるゝは、上手藝のなす所、去によつておぎのどのとならべておせ〴〵の兵、音聲の非力はせひなし、身の持やう、銀持かたぎ、心すなをにして、豐竹どのにおなじければ、誰そしる人なし、あやかり物〴〵、

〔竹豐故事 下〕淨瑠璃古今之序幷當時之太夫名人之評

夫淨瑠璃は人の心を種として、万づの趣向とはなれりける、〇中略過し時世の竹本筑後掾なん淨瑠璃の聖也、又豐竹越前掾といへる人在けり、淨瑠璃に奇敷妙也けり、賴光山入の道行は、竹本氏

の一節に綾錦のごとく語り、雪の段の出語りは、豐竹氏の音聲に、雲井迄も響きなんと思はる、越前は筑後の上に立む事難く、又豐竹は竹本の下に立む事難くなん在ける、此人々を置て吳竹の世々に蔓茂り、多き門弟連の中に、竹本播磨掾なん世に知られし名人なりしかど、惜哉不幸にして短命也、爰に往古の事をも、此道の意を得たる人、當時は僅に五六人なりき、而はあれ共、彼是得たる所得ぬ所なん有れり、

一豐竹若太夫は歌仙第一僧正遍照の歌の意に同じ、淨瑠璃の樣は得たれ共、其言葉花にして實少し、譬へば圖に畫る女を見て、徒に情を動かすがごとし、

一豐竹筑前掾は歌仙第貳在原の業平の歌の意に同じ、其情餘りて調子下し、譬へば盛り過たる花の色は少しといへども、而も薰香有がごとし、

一竹本政太夫は歌仙第三文屋の康秀の歌の意に同じ、淨瑠璃は功者にして其體俗に近し、譬へば商人の能衣着たるがごとし、

一豐竹駒太夫は歌仙第四喜撰法師の歌の意に同じ、詞曲か成樣なれど、始め終り正しく、喩へば雲隱れせし秋の月の、曉の風に晴るがごとし、

一竹本大和掾は歌仙第五小野小町の歌の意に同じ、古への竹本賴母の風也、音聲艶敷しく氣力なし、喩へて謂はゞ、能女の惱める所有に似たり、

一竹本錦太夫は歌仙第六大伴の黑主の歌の心に同じ、頗逸興有、然共少し野鄙也、譬ば薪を負る山人の、花の蔭に休めるがごとし、

此外の太夫達、其名聞ゆる野邊に生る葛の榮曠ごり、林に繁き木の葉のごとくに多かれど、未だ淨瑠璃の奧義には至らざるべし、竹本の流絕せず、豐竹の節細やかにして、正木の藤永く傳はり、鳥の跡久敷止まらば、程拍子をも知り、事の意を得たらん語り人達は、大空の月を見るが如くに、

上代を仰て、今を希望ざらめかも、

名代竹本筑後掾 座本竹田出雲掾座當時出勤之衆

成功甚深琢磨無類　竹本政太夫　風雅名譽獨步無格　竹本錦太夫
恪然優美　竹本春太夫　聲花秀術　竹本紋太夫
功術珍重　同友太夫　同土佐太夫　同長門太夫
寬潤　同桐太夫　同染太夫　同組太夫
對揚　同澤太夫　折太夫　家太夫　森太夫　仲太夫　○中略

名代座本豐竹越前少掾座當時出勤之衆

太夫積功至道練磨無雙　豐竹筑前掾藤原爲政
優艷妙絕音聲無類　豐竹若太夫　幽玄至妙潤色無比　豐竹駒太夫
至要表珍　豐竹鐘太夫　功勞天晴　豐竹新太夫
適時强健　豐竹時太夫　丈夫　同十七太夫
功術　豐竹伊豆太夫　丁寧　同式太夫　若術　同鯖太夫

〔南水漫遊拾遺一〕院本大意

延寶の頃、町淨瑠璃に名高かりしは、
播磨風　とんどは三郎兵衞　すけた町長兵衞　すゝや町まとり惣兵衞　近江町粉屋佐兵衞　內本町魚屋小左衞門　內大工町勘兵衞
文彌風　ときは町烟草屋三右衞門　南谷町かせ屋吉兵衞　彌兵衞町八百屋三右衞門　彌兵衞町八郎兵衞　岡田市兵衞
北谷町小間物屋九郎三郎　北谷町權四郎
二郎兵衞風　すけいた町めいや六兵衞　同町塚本又左衞門
本出羽風　谷町ときや四郎兵衞

だうけ　北くわや二丁目理兵衛　ひよろま　五郎ま小兵衛　北新町三丁目ばゝの庄兵衛　兵内

かくのごとく難波雀にみへたり、其後寶暦の末、明和安永の頃迄は、大坂に素人淨瑠璃とて語る者は、

ウツボ南金　堂島髭久　順慶町平助　今はし塚五　今橋ひら八

纔に四五輩にて至極珍らしく、人の用ひも強かりしが、今は素人淨るり盛に成たり。

〔竹豐故事 中〕名人上手下手三品評判之事

故陸奥茂太夫、多川源太夫、豐竹幾世太夫、竹本播磨掾、同頼母、大和太夫、和泉太夫、河内太夫、以下其時代に名人と呼れし太夫衆も、筑後掾越前掾の兩元祖に及ぶ音聲は、壹人も有べしとは思はれず、兩祖師は天性自然の達人成故に、節句甲乙偏頗の師範には成難かるべきか、其故如何となれば、斯る衆中の師傳を受得ても、音聲不都合の輩は、其流を直寫しに語る人は稀成べし、喩へば麁相成木地の道具を上手成塗師が塗上たると、又島桐さつま杉抔の木工目能木地道具との違ひ有がごとく成べし、兩元祖は木地道具のごとし、其外の上手分と呼ばるゝ衆は、皆下手を塗上げて、能仕立たる上手成べし、○中略故竹本播磨掾、當時の豐竹筑後掾、豐竹駒太夫、竹本錦太夫等は、音聲兼備の達人と云には非ざれ共、切瑳琢磨の功を積て、名人の譽れを取られしと存る、兎角上手分と呼るゝ太夫衆は、何分にも生質の器量薄くては、名は揚られまじ、又都べての藝者に名人と上手と下手の三品有、先名人と云は、其一道に生れ付ねば、達人名人抔といふ場には、行届き難かるべし、下手にても骨髓に徹して、其藝に執心深く、修行の功積りなば、上手と云迄には成べき也、名人に成べき淨るりは、未だ功も無内より程拍子の間合能、開語譯能聞へ、淸潔なる音聲なる上、序破急の氣轉取り廻し能語らる人は、名人になるべき器量、兼て見へ透物也、然れ共其名人と成べき仕出しの淨瑠璃なれ共、稽古修行に精の入ざるは惡佃に成、上手分と云場迄も行届かず終

淨瑠璃作者

る太夫衆も有し也、又硬付て當りを取らんと而已思ひ、語る衆中は大方下手分の爲業也、〇中略故竹本筑後掾、同播磨掾、隱居豐竹越前掾、三味線故鶴澤友次郎、人形當時の吉田文三郎等の類は、神化不測の名達人と稱して、誰か非言有らん哉、次に上手と云は、夫々の業を能なすを云也、併し上手なれども名譽少き人も、前々に在し、故陸奥茂太夫、竹本頼母、和泉太夫等也、又上手の至る所にて名譽在しは、故河內太夫、當時の竹本大和掾、同政太夫等成べし、又上手分の中にて、大丈夫成聲柄は、見物讃る掛聲も多く、是等の衆は、時に合たる名物と云べし、故竹本大和太夫、當時の豐竹若太夫等を云べきか、何分上手と呼るゝ太夫衆は數無こそ、〇中略

淨瑠璃語り万心得之事

芝居を勤め給ふ太夫衆は、文句の清濁り節付等にも心を付給ひて、俤相の無様に心得給へかし、物置納屋の連子は破れても人目に立ず、座鋪の障子紙は少の破れにても見苦しゝ、元祿年中に、岡本文彌の語られし上るりに、老女の戀慕せる段の文句に、志らがみすじに油付と云所を、岡本氏は、白髮三筋に油付との開語に語られし也、虎屋源太夫此所を難じて曰、此文句作者の心には、白髮筋に油付にて有べし、如何なれば、三筋や五筋の髮の毛には、油を付る事は成まじ、勿論三筋計の白髮は目にも見へず、手にも懸るまじ、併し文彌は天性の妙音にて、何事も聲にて押せば、是非に及ばず、一聲二節と云なれば、文盲にても時の譽れを取し人也と云々、故實を知り顏に自慢せられても、聲柄の甲斐なき人を喩へて云ば、智惠有人の貧乏成に同じ、不都合にても聲の能語り手は、有德成人の阿房に同じ、賢くて金持たらんは、猶以て好ましかるべし、然れば聲の能を賴みにして、執行の薄き太夫衆は、名人と云には成難かるべし、〇下略

〔南水漫遊拾遺一〕院本大意

淨瑠璃は小野の阿通の作文淨瑠璃物語十二段を始とし、此物語聞ふるしたる後、瀧野澤角の兩

撿挍、大職冠、八島、高館等の舞の章雅に節を附け、是を淨瑠璃節といひならはせしより總名とは成れり、其後薩摩治郎右衞門、新作を綴り曲節を語出る、しかし其文句何れも短かくして、今の世の景事道行などの類ひなり、其上三絃に合するといふ事もなく、右の手の爪先にて扇のほねを拆鳴らして、拍子をとり語たるよし、其後澤角撿挍三絃に合し始ぬ、此澤角の門人京都東洞院二條の住人目貫屋長三郎といふ者、都巡り見物左衞門といふ外題の五段續を作り、夫より相續き、好者の遊人或は俳諧師など、次第々々に新作を編出せり、西鶴、宇治嘉太夫、錦文流、近松門左衞門、紀海音、村上嘉助、西澤一風、松田和吉、長谷川千四、竹田出雲、爲永千蝶、並木宗輔、同丈助等より當時の作者連綿せり、

〔嬉遊笑覽 六上 音曲〕淨瑠璃作者、江戶には世事談に、北條宮內岡淸兵衞、(金平などは、此人の作といへり、)塚原市左衞門(中太夫節の作者)等あり、頃日は聞えずと云り、(閑東俠客傳云、凡金平といふ淨るり、江戶太夫にさつま淨雲、丹波かみ太夫、近江語齋太夫、伊之助、肥前太夫、土佐太夫、外記、中太夫、式部、皆名人なれ共、此太夫かたり得ぬ節に付しも、丹波父子に不及、虎屋永閑、牧野備後守殿好にて、金平入道武者修行に節付せし計なり、丹波太夫、本行節のよしといへり、こはいつ頃のことか、延寶頃の一枚繪に、金平入道武者修行あり、)そのかみ好事のもの戲作すといへども、其人志られず、是を産業としたる者は、近松門左衞門に始る、百餘部の院本奇と稱すべし、

〔音曲道智編 二〕淨瑠璃作者幷近松門左衞門が事

淨瑠理作者と極しは、昔は俳諧師遊人などの慰に作れり、中昔專ら作せしは西鶴翁なり、然ども文勢筆力うすく、感情も少なかりけり、依てすたれり、爰に天和の頃、近松門左衞門といひし人出て新作を書り、元來京都の產にて、姓は杉本氏なり、始めは堂上方に仕官して、其後近江のちか松寺に遊ぶゆへ、此苗字を呼けり、作する始は都万太夫といふ歌舞芝居の狂言などを書やり、又宇治流の淨瑠理井上播摩にも綴りてかたらせ、夫より竹本座のさくを百餘番作りけり、義太夫が妙音にうつしければ、聞人感心す、全體文柄拙からず、儒佛神に能渡り、字相たとへことを引にも

耳にかゝらず、貴賤のわかち、都鄙の國ぶり、品位ともさこそあらめと滑稽をつくし、道行ふし事、かげ事も、伊勢源氏の俤を文につゞけ、しかも俗間の流言おかしく、自然と貴人高位の御耳にふれさせ給ひしより、打續て數の趣向をうみいだせり、中にもおはつ德兵衛が道行の文には、智識も耳をそばだて、其外佳言妙文あげて算へがたし、終には天下に名をはつし、はやる事數十年、〇中略近松、右大將鎌倉實記を草の名殘として、享保九甲辰年十二月廿二日、七十餘歲にして泉客となりける、〇中略

其外古來作文に名を高せしは

村上嘉助　紀海音　西澤一鳳　座元竹田出雲文前軒の事なり　松田和吉文耕堂

長谷川千四　並木宗輔　並木文輔　安田蛙文　爲永太郎兵衛

江戸にては

北條宮內　塚原市左衛門　岡清兵衛　三好松洛

〔假名世說　上〕近松門左衛門杉森氏、長門萩の人なり、の文

代々甲冑の家に生れながら、武林を離れ、三槐九卿につかへ、咫尺し奉りて寸爵なく、市井に漂ひて、商賣しらず、隱に似て隱にあらず、賢に似て賢ならず、ものしりに似て何もしらず、世のまがひもの、からの大和のをしへあるみち〳〵、伎能、雜藝、滑稽の類まで、しらぬ事なげに口にまかせ、氣にはしらせ、一生轉りくらし、今はの際にいふべく思ふべき眞の一大事は、一字半言もなき倒惑、こゝろに、心の恥をおほひて、七十あまりの光陰、思へばおぼつかなき我世經畢ぬ、もし辭世はととふ人あらば、

それ辭世去ほど扨もそのゝちに殘る櫻が花し匂はゞ

享保九年中冬上旬

入寂名阿耨院穆矣日一具足居士

不俟終焉期豫自記春秋七十二歳□□

のこれとは思ふもおろかうづみ火のけぬまあだなる朽木がきして

先のとし、浪花にありて、銅吹屋熊野屋にてみし事ありしが、これと同文なりしや、近比浪花の梅園主人のために、近松の碑文を書きし事ありしが、近松は長門萩の生れにて、兄〇岡本一抱は名譽の醫師なり、門左衞門近松寺といふに遊學して、其寺の僧罪有りて、寺門の側にて刑せられしをみて、自らいましめの爲に近松門左衞門と稱せしとぞ、ある時、兄の醫師近松がよしなき淨瑠璃本を作る事をいましめし時、そこには和語の藥名の書などをつくりて、一字一畫の誤あれば、人の性命にかゝる大事の事なり、我らが作る所は、狂言綺語にして、人の害にならずといひしかば、あにも其理に服し、さあらば中直りのため、伴ひて大和めぐりせんとて、つれだちてめぐり、世に傳ふる寺子供の手本の、龍田詣といふものを書きしと、蘆橘庵の物語なり、近松の碑文には、その事はもらしゝなり、

〔聲曲類纂 二〕竹本座淨瑠璃作者竹本の分計りこゝに記す、豐竹の分末に記す、

昔は淨瑠璃作者とて定りたるはなし、たま／＼俳諧の師、或は遊人の類ひ、文辭にたくみなるものをして作らしめ、又おのが慰にとて作りしものも有しなり、浪花の俳師井原西鶴といふもの、曆となづけし淨瑠璃、又凱陣八島などいふを作る、其後近松翁出て、專ら淨瑠璃を作り始しより、世に淨瑠璃作者は出來しなり、西鶴は梅翁〇西山宗因が門下にして、大坂談林の一人なり、戯れに作れる草紙多く今に行はる、好色一代男、二代男、西鶴置土産、男色大鑑、西鶴織留、世間胸算用、當世さよあらし、其外多し、近松はこれが門に出るといふ、西鶴は元祿六年酉八月十日、五十二才にて終れり、

近松門左衞門信盛平安堂、巣林子、不移山人等の號あり、難波土産に、近松が紋所丸の中に一文字を畫り、

長州萩の産にして、同藩臣杉森某の男なり、〈卯花園漫錄には、越前の人とす、〉少して肥前唐津近松寺に遊學し、〈或近江國高觀音近松寺御坊とも、〉後京師に登り、或堂上方に仕へ奉りて、爵六位を賜ふと、〈錦小路頼庸朝臣の五五記に、一條禪閤(藤原昭良)に仕るよしあり、又江戸柳島法性寺境内に建たる、近松が事跡を記したる碑銘にも、一條禪閤兼良公に仕ふるよし記してあり、兼良公は文明中薨去ありて、近松より貳百餘年の昔なり、もしくは此公に仕へ奉りし人の子孫にやあらん、いぶかし、〉元祿の頃仕官を退て浪人し、近松門左衛門と名乘り、歌舞妓芝居都万太夫、〈万太夫が芝居にて藤壺の怨靈、藤の花より大蛇になる所を作りて、世に賞せられしよし、古今役者大全に見えたり、〉文字治加賀掾、井上播磨掾等が爲に浄瑠璃を作る、〈世繼曾我は、加賀掾が爲に作れる内、分て行はる、〉其後元祿三年庚午正月、京都より浪花へ下り、竹本筑後掾が爲に浄瑠璃數多著述し、其名を世上にあらはしぬ、〈貞享二寅年、筑後掾義太夫たりし時、これが爲に作りて、京都より大坂へ送りしは、出世景清といふを始とす、元祿十六未年あらはせるおはつ德兵衛曾根崎心中といへるを、世話浄るりのはじめとせり、〉元より和漢の書籍を學び、博識にしてしかもよく時世の人情を察し、下情を穿ちて百餘番の浄瑠璃狂言を作れり、中にも國姓爺合戰、雪女五枚羽子板、曾我會稽山等、尤其妙を得しとぞ、〈國姓爺の上るりは、竹本の芝居にて、正德五年未十一月より三年越、十七ヶ月續て興行せり、〉享保九年甲辰十一月廿一日、七十二才にて身まかりぬ、〈○中略〉

竹田出雲掾清定〈號二千前軒一〉

浄瑠璃の作をなせしは、二代の出雲清定なり、〈○中略〉註 清定は初代出雲が□□にして、寶永二年酉三月より、竹本芝居の座元となり、享保の頃より自ら浄瑠璃を作る、其内佳作と稱するもの頗多し、〈出雲が傳二編に詳なるべし〉小出雲といへるは清定が男なり、〈假名手本忠臣藏の狂言は、出雲掾と三好松洛、並木千柳の三人にて作る所にして、一世の出來也、〉〈○中略〉

長谷川千四

享保の頃の人也、〈○中略〉註 其外竹本座作者には、

三好松洛〈千前軒門人也、出雲と合作の物多し、明和八卯年、妹背山の浄るり本に、松洛七十六才とあり、〉　錦文流〈寶永の頃戲作多し、俳諧をよくすといふ、又錦頂子と號す、〉

文耕堂〈初名〉松田和吉　吉田冠子〈千前軒門人、俗稱文三郎、〉　近松半二〈千前軒門人、寶暦頃より作る、〉　並木千柳　二歩

堂　淺田可啓　中村潤助　八民平七　榮善平　北窓後一千前門人　竹田因幡同　竹田平七同

竹本三郎兵衛同　竹田外記同　竹田和泉　竹田瀧彥　竹田正藏　小川半平　近松景鯉

竹田伊豆　並木永輔　竹土丸千前門人　福松藤介　竹田文吉　北脇素文　一來堂　寺田兵藏　近松東南　松田才二　竹田新四郎　菅源七　靑江堂　原羽裳　近松能輔　松田ばく

守川文藏　中井粂次　春木元輔　其外多し○中略

豐竹座淨瑠璃作者前後混亂あるべし

紀海音貞峨と號す、油煙齋貞柳が弟にして、和州栴本寺の所化となりしが、歸俗して大坂に住す元祿寶永の頃より、豐竹が上るりを多く作れり、貞柳沒期に、知るしらぬ人を狂歌で笑はせしその返祖に泣て給はれ、海音は延享四年七月沒せり、　西澤一風元祿の頃より作れり　田中千柳同　爲永太郎兵衛號千蝶といふ、竹田出雲が門人なり、　安田蛙文西澤にしたがいて作る　安田蛙桂　並木宗輔市中庵と號す、西澤にならふて作ろ、享保の頃より佳作多し、大坂の作者に並木幷松屋と稱するもの多し、松屋は宗輔が家名なるよし、後舍柳とも改め、寬延二年九月終れり、　並木丈助　同良介　同素柳　並木五瓶辭世、月花のたはみごゝろや雪の竹、寬政八年十二月、　村上嘉助　豐竹應律　豐岡珍平　淺田一鳥元文の頃より　浪岡橘平　同鯨兒　同蟠藏　中村阿契　中村阿笑　豐田正藏　梁塵軒　豐正助　難波三藏　黑藏主　七才子　三津飲子　竹本三郎兵衛竹本座の作もあり、筑後悴也、　淸水三郎兵衛　若竹笛躬　近松東南　菅專助

京都　豐竹甚六　但見彌四郎　豐竹上野　並木齊治　福松藤介

〔聲曲類纂　三〕江戶淨瑠璃作者

岡淸兵衛重俊和泉太夫丹波掾が件にいへり　北條宮內大薩摩の件にいへり　塚原市左衛門半太夫の條下に記せり　此外古來の江戶淨瑠璃作者數多ありし由なれども、其名傳らず、

津打治兵衛其傳次に記せり、寶曆の頃、江戶にて絹川の上るりをあらはして、大當りをなせり、

福內（ふくち）鬼外平賀氏、名國倫、字士彝、俗稱源內といふ、鳩溪、紙鳶堂、天竺老人、風來山人等の數號あり、○中略

立川焉馬本所立川通りに住す、烏亭と號し、又談洲樓といふ、狂歌をよくし、歌舞妓の事にくはしく、文化八年、芝居年代記十二卷をあらはす、淨るりの作はさせる佳作なし、文政六未年

淨瑠璃文
土佐節

六月七十一才にして終れり、紀上太郎、東都駿河町邊の豪家なり、通稱元之助と云、芝叟、大坂の人也、筒井半二、あるひは半二ともあり、松貫四、葺屋町万屋吉右衞門といへる、茶屋のあるじなり、玉泉堂和泉町住　森羅万象、鬼外門人、のちに二代の福内鬼外と號す、達田辨二　吉田鬼眼　一二三軒

八州堂　三樂坊　樹下石上　雙木千竹

〔色竹蘭曲集土佐直傳〕とら御前待よひのうらみ

去ほどに、とら御前、このほどすけなりうちたへて、そのおとづれもあらざれば、もしやなさけのかはりゆく事もやあらんと心うく、松ふく風のおとまでも、そのかたさまのたよりかと、あさ夕むねをこがさるゝ、このとら御前と申せしは、母の長じやのそのむかし、あだなるちぎりのいろもれて、かりにふしみの大なごん、せきのひがしにさすらふて、名にながれたる川たけの、一夜のなさけにもふけたる、わすれかたみの姫なれば、春のこずゑにちりまがふ花のふゞきや夜あらしに、あけ行雲のうきまくら、ひよくれんりのことの葉も、かれ〳〵になるさゝめごと、さゝの一よのちぎりだに、なごりのほどはあるものを、まして年月あいなれて、一とせばかりあふのみか、二とせあまりあり〳〵て、いつか三とせのなつごろも、ひとへにとこそたのみつれ、君が心に秋のきて、むしのこゑ〴〵ものすごく、あはれもよほすおたもりの、いほりさびしきねやの月、すむかいもなき世の中の、こひのくれとやいつわりを、頼みがはなるうらなさけ、むかひてこそはくづの葉の、恨をいつか夕かたの、さつきはじめの事なるに、南おもてのみすちかく、らんかんに立つくして、そなたばかりをうちながめ、うわのそらなる風だにも、松におとするならひあり、我待人はおとづれも、たえてなぎさのあまをふね、こがれてものや思ふらん、涙あらそふさみだれの風よりはるゝ雲まより、それとしもなきほとゝぎす、只一聲を聞よりも、うきをとふかと思はれて、なつ山になくほとゝぎす、心あらば物思ふ身にこゑなきかせそと、そなたのそらをうちながめ、かこちわびてぞおはしける、

〔公平誕生記〕初段

さかたの平太きんと時は、しゆくぐはんのこと有て、くらまの寺へもうでける、くらまになればわに口てうと打ならし、思ふ事のはこまやかに、まもらせ給へとふしおがみ、是よりきぶねへ參らんと、山ごしにそれよりも、きぶねをさしてぞまふでける、そう正がたにのほとりにて、年の比十六七と打みへて、眉けだかきよそおひの、あたりもほとりもかゞやきて、ひかる計の女房、さも志ほ志ほと打しほれ、なみだにくれてぞをりける、○中略きん時はさよのまくらをかはしまの、水のもるべきやうもなく、あけぬくれぬとすぎにける、月日かさなり今ははや、なんによの中のわりなさは、女ばうすでにくわいにんし、たゞならぬ身と聞へける、然れ共ふしぎや、あたる月にもたんじやうせず、やう／＼としをふる程に、三とせまでこそすぎにけれ、○中略やう／＼すぐるにしたがつて、五とせまでこそたちにけれ、其年のあきの比、さんのひほをぞときにける、取上みればおにゝて有、あたりにありし女房共、あつといふてぞにげにける、きん時聞ておどろき、何と申ぞ女ばうと、立よつてみてあれば、十許成おにこのおどりはねてぞいたりける、きん時はいよいよきもをけし、はしりかゝつて取てふせ、さしころさんとたちをぬく、女ばういそぎすがり付、ああなさけなやきん時殿、けしたるすがたなればとて、怪しませ給ふまじ、いにしへふつきていわうは、おにのかたちにつのはへて、すさまじきと申共、天地のきをかんがへて、六十四けいのゑきをなし、其後のしんわうもりようのかしらと申せ共、人のやまひをあはれみて、草木をあぢはへ、ひに七十三のどくにあひ、本ざうをあらはして、じゆみやうをすくひ給ひける、もし此わかゞせいじんし、いか成ものにや也ぬべき、たすけてすへをみ給へと、さま／＼なぐさめなげきける、きん時げにもと心へ、やあ女ばう是をみよ、きやつがやさしのたましいや、かいつかむわがうごにつかみ付、くらい付、おどりはねけるおかしさよ、何さましかれいき物也、たすけおかんとはなち

義太夫節

ける、後よりよし八まん殿のみよまでに、三國ぶさうのつわ物、さかたの兵ごのかみきん平とは此わかいことも也、きん時つく〴〵ながむるに、かしらはあかくかみそらさまにはいしげり、まなこにくぢさけのぼり、くろめがちにひかりあつて、口み〻のねまできれはなれ、しがみ付たるつらたましい、あつはれ我子やいさぎよしと、惡太郎と名を付て、よきにやういくじたりける、かのきん時が心の內、ふしぎ也共、中々申ばかりはなかりけれ、

〔難波みやげ 一〕發端

近世にいたりては、或は座敷淨るり、あるは芝居淨るりなんど、專らもてはやす事には成ぬ、然ども其文勢筆力なく、何となく拙く、感情もなかりければ、只下々のもてはやすのみにして、中人以上は曾て其本とて取あげみる事もなかりしに、元祿年間に近松氏出て、始て新作の淨るりを作り出し、竹本氏が妙音にうつさせたりければ、聞人感情を催し、ひそかにその本をもとめて、其作文をみるに、文體拙からず、儒神佛によく渡り譬を取り、故事を引にも、人の耳にするどからず、貴賤のさかひ都鄙のわかち、それ〴〵の品位につきて、さこそあるらめとおもはせ、道行等のつけがらも、いせ源氏の俤をうつし、しかも俗間の流言を、おかしくつらねければ、自然と貴人高位も御手にふれさせ、賞し翫し給ひしより、打續て數多の淨るりを作り出すに、佳言妙句擧てかぞへがたし、終に其名を天下にあらはし、彼淨るり本を見るに耻なく成て、專ら世上に流行する事數十年に及べり、是偏に近松氏が力なり、然して近松死したれ共、猶餘光うせず、其門に遊ぶの人相續て作文をなす、夫より數多の作者出來りて、今に於て粲然たり、皆是近松がながれをまたふが故に、其おもかげ殘て甘味ある事すくなからず、然はあれど元來近松が器なければ、古語の取あやまり、古實のたがひま〻有て、氣の毒ながら機轉發明がおとらぬ所も有て、近年の淨るりにも、世人の耳目を悅しめ、或は希有の一趣向を出して、大に當りを取事、是また達人といはんに强

て難有べからず、

往年某近松が許にとむらひける比、近松云けるは、總じて淨るりは人形にかゝるを第一とすれば、外の草紙と違ひて、文句みな働を肝要とする活物なり、殊に歌舞妓の生身の人の藝と、芝居の軒をならべてなすわざなるに、正根なき木偶にさま〲の情をもたせて、見物の感をとらんとする事なれば、大形にては妙作といふに至りがたし、某わかき時、大内の草紙を見侍る中に、節會の折ふし、雪いたうふりつもりけるに、衞士にあふせて橘の雪はらはせられければ、傍なる松の枝もたはゝなるが、うらめしげにはね返りてとかけり、是心なき草木を開眼したる筆勢也、その故は橘の雪をはらはせらるゝを、松がうらやみて、おのれと枝をはねかへして、たはゝなる雪を刎おとして恨たるけしき、さながら活て働く心地ならずや、是を手本として我淨るりの精神をいるゝ事を悟れり、されば地文句せりふ事はいふに及ばず、道行なんどの風景をのぶる文句も、情をこむるを肝要とせざればかならず感心のうすきもの也、詩人の興象といへるも同事にて、たとへば松島宮島の絶景を詩に賦しても、打詠て賞するの情をもたずしては、いたづらに畫ける美女を見る如くならん、この故に文句は情をもとゝすと心得べし、文句にてには多ければ、何となく賤しきもの也、然るに無功なる作者は、文句をかならず和歌或は誹諧などのごとく心得て、五字七字等の字くばりを合さんとする故、おのづと無用のてには多くなる也、たとへば年もゆかぬ娘をといふべきを、年はもゆかぬ娘をばゝいふごとくになる事、字わりにかゝはるよりおこりて、自然と詞づらいやしく聞ゆ、されば大やうは、文句の長短を揃て書べき事なれ共、淨るりはもと音曲なれば、語る處の長短は節にあり、然るを作者より字くばりをきつしりと詰過れば、かへつて口にかゝらぬ事有物也、この故に我作には此かゝはりなき故、てにはおのづからすくなし、昔の淨るりは今の祭文同然にて、尤も實もなきもの成しを、某出て加賀掾より筑後掾へ

うつりて作文せしより、文句に心を用る事、昔にかはりて一等高く、たとへば公家武家より以下、みなそれ〳〵の格式をわかち、威儀の別よりして詞遣ひ迄、其うつりを專一とす、此ゆへに同じ武家也といへば、或は大名或は家老、その外祿の高下に付て、その程々の格をもつて差別をなす、是もよむ人のそれ〳〵の情に、よくうつらん事を肝要とする故也、淨るりの文句みな實事を有のまゝにうつす内に、又藝になりて實事になき事あり、近くは女形の口上、おほく實の女の口上には得いはぬ事多し、是等は又藝といふものにて、實の女の口より得いはぬ事を打出していふゆへ、其實情があらはる也、此類を實の女の情に本づきて、つゝみたる時は、女の底意なんどがあらはれずして、却て慰にならぬ故也、さるによつて藝といふ所へ、氣を付ずして見る時は、女に不相應なるけうとき詞など、多しとそしるべし、然れ共この類は藝也とみるべし、此外敵役の餘りにおく病なる體や、どうけ樣のおかしみを取る所、實事の外藝に見なすべき所おほし、このゆへに是を見る人、其しんしやく有べき事也、淨るりは憂が肝要也とて、多くあはれ也なんどいふ文句を書、又は語るにもぶんやぶし樣のごとくに、泣が如くかたる事、我作のいきかたにはなき事也、某が憂はみな義理を專らとす、藝のりくぎが義理につまりてあはれなれば、節も文句もきつとしたる程、いよ〳〵あはれなるもの也、この故にあはれをあはれ也といふ時は、含畜の意なふして、けつく其情うすく、あはれ也といはずして、ひとりあはれなるが肝要也、たとへば松島なんどの風景にても、アヽよき景かなと譽たる時は、一口にて其景象が皆いひ盡されて何の詮なし、其景をほめんとおもはゞ、其景のもやう共を、よそながら數々云立れば、よき景といはずして、その景のおもしろさがおのづからしるゝ事也、此類万事にわたる事なるべし、

〔俗耳鼓吹〕紀海音が作に、靑梅撰食盛といふあり、おちよ半兵衞の元祖なるべし、おちよ半兵衞の名を忌しにや、お長半平とありて、板行の本に、うめ木したる樣に見ゆ、故に末の方ところ〳〵に、

おちよとありて、お長と直さぬ所も間々見え侍る、

第二段目に、半平が濱松へ行たりし留守に、女房お長を姑がさりしを、お長がおばは半兵衛も同意と心得、途中にて半平にあひ、うらむことば妙也、

しうとめごのさりなふみ、とりにくひ御きげんに、しんぼうするは何ゆへぞ、男の顔をたのしみに、くらす女房に口出して、ひいきこそあるまいけれ、影ひなたになるほどの、きぼねは折てやられても、さのみ人はしかるまひ、心ふではないがかはいそに、物も見んごとぬいまする、書出し一つする程の目は、親達があけておく、うみつむぎなら人あいなら、きりやうは、こなたの覺ており、ちつとのおちめははでなれど、わかい時は二度はない、さのみむりにもあらぬ筈、下略

手を書事を、かきだし一つとは、老婆の聲色、奇妙々々、末に七郎兵衛がことば見合べし、きりやうは、いはぬ處も又妙也、

此はでの字、始終に照應あり、此所に島原のかけおちものにまぎれて、追手のかゝる所あり、これも此はでの字に眼をつくべし、此次に姑のことばを書ぬき置見合べし、

同所お長が詞

此世の縁はうすくとも、未來はながくそふべしと、たのしみにした我身をば、むごくと計半平をじつと見やりし目の内に、恨と戀の二瀬川、みちくるしほを涙なる、

深情妙語、多言するに及ばず、妙々、○中略

近松戲文評 情農子著

曾根崎心中 徳兵衛おはつ 上卷徳兵衛緣の下に忍び居、おはつ足にて喉をばつる所妙なり、可斷腸、

下卷 此よのなごり、よもなごり、しに、ゝ行身をたとふれば、あだしが原の道の霜、一あしづゝにきへて行く、夢のゆめこそあはれなれ、あれがそれとか曉の、七つのときが六つなりて、のこる一つがこ

んじやうの、かねのひゞきのき丶おさめ、寂滅爲樂とひゞく也、

徂來先生云、近松が妙處此中にあり、外は是にて推はかるべしと、宇佐美惠助名は惠、字は子廸、の話也、

摩訶十夜に云

一曾根崎心中の道行の中に、何々として何々と、死に行身の道の霜、一足づ丶に消て行と云所迄作りしが、言葉盡て心たらず、いかに〳〵と案じほけたる、其頃伊勢の涼莵、攝に來合れけるを悅び、いかゞして取續けんや、御助言し給へと投かけたり、莵叟聞ながら外の咄して、酒のみ物云て笑ひ遊び、門左衞門ひたすらにす丶めてたのめるにぞ、叟何やかや雜談しながら、夢のゆめこそはかなけれと成ともやり給へと云しに、近松大に悅び、やがて作り入しと也、まことに詞情の盡たらんに、いと佳く轉じたる文體、すら〳〵として行跡のいかやうにも取つゞけやときこえ、彼決、前生、後の文法なり、

〔世事百談〕淨瑠璃の評

南畝翁記に、酒顚童子の忌日は、八月十日なり、大江山千丈が嶽の由來緣起に見えたり、童子はもと越後のものにて、叡山に上り兒となりしよし、甲陽軍鑑にも玄るせり、今も越後に童子屋敷といふあり、近松が酒顚童子枕言葉といへる淨るり本に、童子が母の童子を愛して成長にいたるまで、乳をのませしゆゑ、つひに人の肉を食ひしといふ述懷の段、あはれに聞ゆ、西鶴が小夜あらしに、閻魔王の地獄を落つるさまも、またあはれなり、名人のかけるものには、か丶るあらくれたるものをものあはれに見すること、筆力の妙なり、吾妻淨瑠璃の淸玄が、さま〳〵の蟲けらを護摩の火にくべて祈りしが、されども玄るしのあらざれば、ぼうせんとして立ちたりける、かの淸玄がこ丶ろのうち、あはれともなか〳〵申すばかりはなかりけりとかけり、今の世の下手作者がかきなば、あはれとはいはずして、おそろしとかくべし、惡人といへども、戀の心は一つなり、あ

はれとかける文、まことにその情をつくせりといふべし、
隣の小女が唄ふ豐後ぶしの聲をきけば、青樓の詞に後生でざんす、をがみんす、ごはばからしい
と抱きつきといふは、何とも語をなさゞる文にして、並木五瓶が作なるべし、五瓶は上方ものに
て、江戸の青樓の詞は志らず、人傳に青樓の詞をきゝて、わからぬことをかきしなるべし、かゝる
作者さへ五人切の大あたりあり、
この二條南畝翁の記より鈔出す、翁はかりそめに書かれしものにも筆力あり、その敏捷滑稽お
もひやるべし、因に云ふ、淨るりの文句には、作者のふるき唄ひものゝ詞を、みだりに摸擬剽竊な
すからに、もとの意を失ふことまゝあり、また作者はさもあらで、後にうたひひがめたるもなき
にあらず、お房德兵衞の道行の文句に、番場の町をあとにして、月のかさ木もはるぐと、のびあ
がらねば見めぐりのといふは、河東節の隅田川舟の内の文句に、若葉にうゑし鳥居こそ、のびあ
がらねばみめぐりのといふをとれるなれど、こは舟の内より土手を望むけしきなれば、のびあ
がらねば見めぐりといふ詞おもひやられたり、さるを堤の上をゆく道行の文には似げなし、ま
た源太の文句に、あつはれ敵よ、のがすなと、はちきがなかにとりこめられといふは、はやく箙の
謠曲にも、はちきとあれど、平假名盛衰記の文には、箙の梅のむろ咲とはちきが中にとりこめて
とあり、八騎に鉢木をかよはせたる作者のはたらき巧といふべし、また長唄のよし原雀に、凡い
けるを放つこと、光正天皇の御宇かとよ、養老四年季の秋、諸國に始まる放生會といへり、光正天
皇は元正天皇をいつのほどよりか、よみあやまりて唄ひひがめけん、そはともあれ、作者のあづ
かるべきことかは、養老四年季の秋といへるは、かゝる唄ひものにも、さすがに神事の原始をい
ふことの、正しかることよとおもはれたり、そは宇佐宮にて、始めて放生會を行はるゝよしは、宇
佐宮緣起に、養老四年九月、征夷の事あり、大隅日向兩國亂逆す、公家宇佐宮に祈禱す、その禰宜辛

一中節

島勝波豆米、神軍を相率ゐて行きて、彼國を征す、其敵を討ち平ぐ、大御神託宣して曰、合戰の間、多く殺生を致す、宜しく放生會を修すべし者、諸國の放生會この時より始まれりとあり、さるを淸元のながれをくむもの丶唄ふを聞くに、養老四年中の秋といへるはいかにぞや、石淸水に勸請し奉りし後こそ、八月十五日なれ、諸國にはじまるといふにも心づかで、なまじひに改めたることよと、いと拙くおぼえたり、何ごとにもあれ、ふるき人の書きおけるを、あらためんには必すべきことぞかし、

〔蜘蛛の糸卷追加〕高尾の淨瑠璃

天明二寅の秋、狂言中村座伊達染仕形講釋、二番目上るり豐前太夫、土手の道哲園十郞、高尾幽魂菊之丞、上るりげだい新曲高尾懺悔、櫻田治助作なり、此時初日以前に櫻田家兄京傳翁のもとへ來り、此程五明樓に居つゞけしたる時、此度路考にさする高尾上るりの文句、あらましをつゞれり、いまだ本書にあらねど見給へとて、懷中より小菊紙にあら〳〵と書きたるを京傳見て、ねんがあいてのたのしみは、やがておの字の名を付けて、むり酒呑まぬ身とならば、すあしもやぼな足袋になりとは句々玉の如し、去かしむり酒呑まぬと云ふを、二日醉ひせぬとあらば、いかゞあらんと云ひければ、櫻田膝を打ちて然なり然なりとて、家兄が机上の筆をとりて、卽坐に點竄せり、

〔都羽二重拍子扇一〕辰巳の四季

春霞(ウタヒシテ)たな引にけり久かたの、月のかつらのはなやさく、げに花かづら色めく花の、都より辰(上ルリツレ)巳にあたる宇治の里、山のすがたもにこやかに、わらひあふたる相生の、松風のをとざゝんざの、こゑにのり來るいと竹や、琴のしらべのいつまでも、かはらぬいろのしるしとて、空にしられぬ雪やこんこ、あられやこんこ、庭の〳〵櫻がちんりちら〳〵はる風に、さそわれて來る雪吹をば、

河東節

ゆきと見まがふさくら花、よし野をうつしいろ〳〵の、花笠日傘すげ笠の、ひもをむすぶの神詣、氏子はわこかはしひめの、宮まゐりとて女のわらは、おちやめのとのかしづきて、ふへやたいこに風くるま、おぐるまかけて川ぶねに、のせてござらば神崎へ〳〵、そも扨もわごりよは誰人の子なれば、ていかかづらかはなれがたやなふ〳〵、所々おまいりやつてとう下向めされ、とがをばいさが茶つみ山、七種のゑんとつたへにし、もりいわゐあさ日やま、山吹の瀬にかげうつる、その水かゞみしなかたち、いろどるすがたうつくしき、花たちばなの小嶋がさき、みねの御わらひ椎がもと、宇治山りせんの四季の景、シテあじろの森やくむ鮎の、ツレあひあひ〳〵きせるけふり草、すゐつけたばこ雲をふき、輪にふきふくやすゞ風の、たゝむあふぎのしばしやは、夏にもなれば賤の女が、赤まんだれに置手ぬぐひで、さらすさらしの品もよく、拍子とりどりつれ小唄、二上リ合そなたおもへばさらしの臼よ、とかくうかれて、■ヤレ君さまをつゞやはたちのいとあひらしく、帯のむすびよ品ものよ、やんれ〳〵しなものよ、われは野にすむ雉子よ、サテ〳〵〳〵ききす、おもしろや、ナチスかはらぬ御代は萬々歳、武運長久たみはんじやう、千代に八千代の秋津洲や、四海なみ風しづかにて、おさまる國こそ久しけれ、

〔俗耳鼓吹〕河東節の文句のうち、おもしろき所を左に抄出す、○中略

唐團扇 此文琵琶行を擬す、意をとりて文をとらぬあり、其文の妙所は下に抄出す、○を印とす、錯綜の妙言外にあり、

ワキ「じんやうのほとりこう上の秋、秋風客を送つて一葉かろく、あしまをわくる船のうち、酒をすゝめて白居易は、月にうそぶくあまの原、八重のしほぢの末遠く、千さとの外もくまなくて、水のよどみもふかき江や、みぎはの霧のたえまより、なほ下もゆるいざり火の、ほの見えそめし苫のうち、浦ふきかよふ秋風の、かすかにそれと、琵琶のねか、おぼつかなみのしらべかも、シテ「四絃一聲すれば、ともにうらみを語る、まれにだに、みぬめの浦のあまを舟、いかなる風によるべ定めん、ワキ「船こそ

常盤津節

り居て聞もなほ、秋の哀も身にしれて、袖に涙のおもほへず、たぞやと問ふも浪の上、「こたふる人もなくかもめ、びわ聲やんでおともせず、「なほしき浪のうつゝなく、千こゑよびもゝ聲よばふ船の内、「忍ぶとすれどあり明の、さやけき月に色もれて、苫ふくかげの花すゝき、ほのめく袖に露かかる、「時に樂天こと葉をやはらげ、いかでかく波にうきねの船よせて、妙なるびわのいとゞなほ、おぼつかなしや、さるにても、御身はいかなる御事ぞ、「あまのかる磯の玉藻のみ藻だれ、うき言の葉もしらいとのびわをいだきて、おもはゆく、なかばかくせしかほばせは、卯月に殘る葉ざくらや、木の間の花の露おもく、打たれがみをそのまゝの、すがたもよしやにくからず、「樂天いとゞあやしくて、たれかひもくの浪枕、かたねの夢をうらみてや、いぶかしさよといひければ、「くちなしの色にそむてふ山吹の、花もあだなる身のむかし、「かたるもさすがはづかし、のもりてうき世の定めなき、いく宵々のかり枕、かはすちぎりも河竹の、ながれのすへと御らんぜよ、〇中略

此文まことに一唱三嘆と云べし、因て全文を載す、白氏が琵琶行をうつして、斧鑿の痕なし、本文と離れて合ひ、合て離る、何等の筆力ぞや、意は琵琶行の詩を主として、調は謠曲の趣を得たり、

〔方窠抄 一〕老松第一

謠曲の老松によりて、此篇の名とせり、

そも〳〵松のめでたきこと、〇註略、以下同、ばんぼくにすぐれ、しふはつこうのよそほひ、せんねむの碧をなして、古今の色をみず、秦の始皇の、御狩の時、天にはかにかき曇り、大雨しきりにふりしかば、帝雨をしのがんと、小松の陰により給ふ、此松たちまち大木となり、枝をたれ、葉をかさね、木の間すきまをふさぎて、其雨をもらさゞりしかば、帝大夫といふ爵をおくりくだし給ひしより、松を大夫とまうすとかや、かやうにめでたき、松が枝に巣をくふ、田雀のよはひをば、君にさゝげて、御

清元節

子孫は、亀のまんごふ、ふる河の、ながれ絶せぬ、金銀珠玉、どう〳〵どうと御くらの、うちにをさまる、家こそめでたけれ、

○按ズルニ、本書ハ村田高風ノ常盤津ノ文ヲ、註釋シタルナリ、

〔梅の春〕四方にめぐるあふぎともへや文ぐるまの、ゆるしのいろもきのふけふ、心計ははるがすみ、引もはづかし、爪ゑるし、ゆきの梅の門、ほんのりと、匂ふ朝日は赤まなる、硯の海のあをだゝみ、もじがせき書、かき初に、筆くさおふるなみ間より、わかめかるてうはるげしき、うゐてかまめのひいふうみいよう、いつかあづまへつくばねの、かのもこのもをみやこどり、いざことゝはんゑほうさへ、よろづよしはらさん谷ぼり、たからぶねこぐはつかいに、よいはつゆめをみつぶとん、弁てんさんとそいふしの、花のにしきのかざりやぐ、はたちばかりもつみかさね、ほうらい山といわふなる、ふじをせなかにやがためのしをじりながくいすはればほんにいなかもましばたく、はしば今戸の朝けふり、つゞくかまどもにぎおふて、だい〳〵かぐら門れいしや、梅がかさぎも、三めぐりの、どてにさへずるとりおいは、三すじかすみの、つれ引や、きみにあふ夜はたれしらひげのもりこゑて、まつちの山といほざきの、そのかねがふちかねごとも、たのしい中じやないかいな、おもしろや、せんしうらくにはたみをなで、まんざひらくにはいのちをのぶ、しゆびの松がへたけ町のわたし守、身もときをゑて、めでたくこゝにすみだ川、つきせぬながれ清元と、さかへことぶく梅がかせ、いく世の春やにほふらん〳〵、

浄瑠璃本節付

〔守貞漫稿音曲二十三〕院本

俗に浄瑠璃本ト云也、刊行ハ明暦万治以來也ト専ラ云ナレドモ、既ニ寛永ノ印本ヲ藏スル人アリ、○中略今世モ義太夫節ヲ語ル人ハ、刊本ヨリ寫本ヲ良トスル也、五行書本ト號テ、専ラ紙半丁ニ五行廿字ノ大字也、

〔用捨箱〕下淨瑠璃本刊行の初

其角が著焦尾琴に、童謠歌舞のいにしへを思ふに、明暦年中の雙紙に、登八島下り八島といふは、やりかなる事ども、十二段に分たるあり、六字南無右衞門正本と奧書して侍るこそ、數奇もの丶名にふれたる雅なるべけれとあり、其角は寛文元年の生なり、幼とき是等の草紙を翫弄しを思ひいで、當時の好事の者、南無右衞門が名をかりて、奧書を記し丶ならんといひし也、又操年代記にも、井上市郎兵衞播磨後に前には、淨瑠璃の彫本なかりしやうに記せり、此市郎兵衞は明暦万治頃の人なり、今傳はる細書畫入の淨瑠璃本、宇治の姫きり、鐙がへ、贅の類を見るに、明暦万治の年號ありて、それより古きはなし、操年代記は、淨瑠璃の作者にもたち交りし西澤一風の著なれば、此說にしたがひたるを、友人難波の其樂子笑ひて、八島一冊を贈られたり、寛永にはや彫本ありしを初て知れり、○中略借難波より此やしまをめぐまれて後、說經淨瑠璃三莊太夫といふを得たり、○中略可惜卷尾に西洞院通り長者町とのみ記して、年號及板元の名を闕く、又友人豐芥子同說經淨瑠璃かるかやを得たり、是には年號○寛永八年ありて、太夫の名を不載、此さんしやう太夫の草紙と合せて、寛永中大坂に與七郎といふ者ありて、はやく說經の印本もありし事を知れり、此二種は三冊に綴て段を分ず、○中略借やしまかるかやの二本に、板元喜右衞門とあるは、江戶通油町鶴屋の祖なり、淨瑠璃屋の號、寛永八年にあるを見れば、是より前に數十種の彫本ありし事必せり、されば初て刊行せしは、元和年間ならんも知るべからず、

〔焦尾琴〕雅名月之篇並行のことば

予○其角寶井童謠歌舞のいにしへを思ふに、明暦年中の雙紙に、登り八島下り八島といふはやりかなる事ども、十二段に分ちたる有り、六字南無右衞門と奧書し侍るこそ、數寄もの丶名にふれた

る雅なるべけれ、

〔用捨箱下〕奥淨瑠璃

江戸馬喰町の繪草紙屋永壽堂（西村屋與八）に、阿彌陀の胸割、きりかね曾我、熊谷の類の古淨瑠璃六七種、元祿寶永の頃再彫したる摺板傳はりてあり、近く文化中まで春毎に製本して、奥州へのみくだせり、故に永壽堂にては仙臺淨瑠璃ととなへ、又正本といふ、奥州には今も是等の淨瑠璃をかたる者あり、三線はなく扇にて拍子をとるのみなりとぞ、彼地へのみ賣くだすは此故なり、按るに俳諧の句に見えたる、奥淨瑠璃といふ是なり、

俳枕（寛文年間撰）

陸奥　奥淨瑠璃緒絶の橋や古扇　調和

軒端の獨活（延寶八年刻松意撰）

琴瑟律疎に扇を調ぶ　昨今非

奥淨瑠璃頻迦のなまり雁過て　同

其袋（元祿三年刻嵐雪撰）

みちのくの三絃きけば扇かな　鋤立

俳枕は、三線なきを緒絶といふにて聞せ、古扇にて古風を存したるをいひしなるべし、軒端の獨活は、扇の調べにつけ、其袋は、淨瑠璃といはず、それと聞する利口なり、かゝれば彼地の淨瑠璃は、昔より三線はなかりしなるべし、

再云、此摺板傳りし阿彌陀の胸割は、東海道名所記にも見え、赤鳥の卷には、六字南無右衛門の作なるよしを記されたり、其是非は少時おき、文の古雅なる標題の異やうなるにて、寛永前の淨瑠璃なる事は明なれども、永壽堂の本に奥書なければ、誰人がかたりて江戸に摺板の殘りしか考

へ得ざりしが、不意天滿八太夫の名ある本を得て、彼摺板の傳りし由緣を知れり、

又云、此天滿八太夫は說經淨瑠璃の太夫にて、芝居は堺町にあり、○中略若此天滿節の、奥州には近くまで傳はりしにはあらずや、

〔今昔操年代記上〕淨瑠璃來曆

其比○貞享頃は床本かたく閉て、弟子たらんにもむざとゆるさず、勿論稽古本といふ事なく、漸聞書にして、一行二行づゝおぼへ、夜あるきの友となしぬ、いまだ大坂に淨るり本屋なく、つてをもつて替り淨るり出れば、前の淨るりをこんもうして、京にて是を板行するといへども、ゑらみ本といふに五段を書、その間々に一段々々の繪をさし込、童子のもてあそびとしてひろむる、まつたく稽古人の助とならず、やうやく播磨太夫手筋より、心齋橋筋三津寺邊に、書本を商賣仕、井上彌兵衞といふ人、太夫のゆるしを請、語り本の內、道行四季、神落(かみおろし)などを乞請、是を書本にして、稽古人の助となしぬ、○中略

播磨太夫一生のふし事數百段あり、是をあつめ、全部三冊にして、西澤所持の板行ありといへども、辰のとし燒失して、其外題のみ殘りぬ、○中略

嘉太夫、○中略受領し、加賀掾宇治好澄とあらためしより、町中いよ〳〵此流をかたり出し、あまつさへけいこ本八行を、四條小橋つぼやといへるに板行させ、淨るり本に諷のごとくフシ章をさしはじめしは、此太夫ぞかし、

〔南水漫遊拾遺一〕院本大意

扨又京都の山本土佐掾、宇治加賀掾、大阪に井上播磨掾、竹本筑後掾、豐竹越前掾等の芝居にて、語り來りし淨瑠璃段々に繁昌なし、井上氏の華山院を宇治加賀掾方にては、弘徽殿嫉妬打と外題を替、また井上氏の日向景清を、松本治太夫方にては鎌倉袖日記と替、山本氏方の都志王丸を、岡

本文彌にて山枡太夫と變じ、加賀掾方の團扇曾我を、筑後方にて百日曾我と變題せし斯樣の例多し、前々は不流行なる淨瑠璃は板行には成らざるよし、勿論井上氏山本氏の時代には、繪入細字の讀み本計りにて、稽古本といふは曾てなし、貞享二丑年、七つ伊呂波の淨瑠璃五段を大字八。行。に板行させ、宇治加賀掾章を指し直の本と號して出す、是稽。古。本。の最。初。とす、其後寶永七庚寅年、竹本筑後掾の語られし吉野都女楠時より、大字七。行。となし初む、是より前々の當り淨瑠璃をも改め七行に再板せられしとなり然るに寶永年中、京都二度の大火、次に享保辰年、大阪大火の節、古來の正本板木燒失して傳はらざるも多しとぞ、宇治嘉太夫は紀州和歌山宇治といふ所の人にて、元來謠曲に妙を得たり、また伊勢島の弟子と成、淨瑠璃の道に入て名人の聞へ高く、貞享の頃、芝居を興行して勅許受領、宇治加賀掾藤原好澄と號す、大字の正本に謠本のごとく節。附。を加へ、初めて是を出す、夫より九。行。八。行。六。く。だ。り。今大字五。行。を用ひて外に床。本。といふ書本もあり、中頃住太夫此太夫など、淨瑠璃節附の小本を出せし事もあり、往古出板の稽古本といふものなき頃は、此一曲を學ばんとおもふ輩、戯文を自分に寫し、師に便りて節附を乞ひしとなり、其頃の寫本萬歲壽賴政といふを閲せしが、當世聞馴ざるふし附數種ありけり、

ヲダギフシ　トヨノフシ　キリヤマ　サナイ
馬方ブシ　リヨ　歌ナヤシ　アフミコムスビ
アイカン　ハヤナゲ　ヤツシ　下ゼメ
シヲリ　サヾナミ　シグレ

此外三十種餘見へたり、當代詞と計ある所も、
實詞　惡人詞　かん詞　色詞
など丶記せり、此道日每に流行に及びしより、正本といへる板行出來て太夫の節頌墨譜奥書に

青赤の二印を加て直傳とし、人の心をなぐさむる業となりて、七本骨の拍子扇貴人の御手にもふれ給ひ、末々迄も、月待日待小風呂の內にて、此一ふしの止事なく、若き者はいふもさらなり、齒拔親仁も老樂に何をがなとおもへども、鞠に足弱く、楊弓に眼定まらず、時に一口の淨瑠璃を語りて興を催しける、そが中に藤戸の先陣待宵時雨の道行の枕こと葉、

おもひ川、ほさぬ袂にゆくみづの、うき名ながさんはづかしや、人ははたちの花ざかり、戀にくちなばおしからぬ、ちりのあくたの身をしれば、

此口眞似をせざるはなし、此時より道行の節大いに流行なし、道行の拔本とて、市中を賣歩行やうになりたり、

〔淨瑠璃大系圖三〕竹本筑後掾藤原博教

爰に正德元辛卯年初秋之頃、筑後掾出されし鸚鵡が杣といへる題號にて、大字八行の稽古本、是道行景事を集、上の卷二十七番、中の卷に三十一番、下の卷二十貳番、都合九十番のふし事を、上中下三冊になして、筑後掾直頌にて、作者近松門左衞門、古板元は山本九右衞門治重なり、

〔雍州府志七土產〕淨瑠璃本　二條鶴屋幷九兵衞店淨瑠璃本類無不有之、倭俗書冊專稱本、

〔江戸總鹿子六〕淨瑠璃本屋

大傳馬町三丁目　山本九左衞門　同所　うろこがたや三左衞門

長谷川町横丁　松會三四郞　通油町　鶴屋喜右衞門

同所　山形屋市郞右衞門

〔塵塚談上〕すべて謠や淨瑠璃は、諸人に善を勸め惡を懲しめんと、風雅を作る物成に、然るに近歲の淨瑠璃本を見るに、今世いさゝかもいはざる不敬至極の卑賤の者の言語多し、大名の奥方或は御簾中など夫子(ヲツト)に向ひ、某どのといひ、姬君が親兄へ對し、とゝ樣かゝ樣あね樣とよび、其餘諸

事の言葉至ていやしき者のごとく、後世に至り右の本どもを見て、當時高貴の人の言葉、かくありける事と、さぞかし笑ふべし、にが〳〵しき事といふべし、○中略是等の説を以て思ふに、平家物語は跡方もなき事を、俗のおもしろく思ふ樣に、あはれに作り置しもの也、故に事實を失ひ、信用するに足らざる事明らけし、閲人これを覺へずして、實錄と思ふ事誤りなり、されども今の淨瑠璃本とは雲泥の違ひ、敎訓ともなるべき事多し、近世の淨瑠璃本は言葉いやしく、無禮不義淫愛の事のみ多くして、人をそこなふ事なり、後世に貽り今の世をけがす事、歎かはしき事いふばかりなし、

〔草茅危言五〕戲場ノ事附淨瑠璃

一淨瑠璃ハ御當代ニ起リタルナリ、○中略淨ルリ本ト云ハ、唐山ニテ所謂院本也、此院本ノ追々新作ニテ、年々上梓スルコト夥シキコトナリ、最初ヨリハモハヤ數百千本ニ及ベシ、古人ノ梨棗ニ災スルト云タルニ、此院本ホドノ災ハ又有マジキ也、他書ニチガヒ一本出ル每ニ、必ズ天下ニ遍クスル事故、是ニ費ス紙墨工料ナドモ夥キ事ナルベシ、今コレラノ弊ヲ救ハンニハ、新作ヲ停止シ、舊作ニテモ男女相對死ノ入タル分ハ停止アリ、ソノ外ニテ是マデアリ來リタル內ヲ、替ルカハル用ヒサセテ、事足ヌベシ、謠曲亂舞ノ事ヨキ見合セナリ、削劂ノ費ハ、此事ヤミテモ、常ニ印行スルノ書追々有モノ故、ソレニカヽリテ少シモ窮スル事ナシ、モシ院本舊作ノ板、退轉シタルアリテ再板ヲセバ、書林立合改テ一字モチガヒナク、少シモ新作ヲ雜ヘズシテ改刻スベシ、歌舞妓モ院本ノ通リヲ用ヒテ、新藝ヲ始ムベカラズ、新作ヤミテハ、ハヤリカネ迷惑トモ云ベケレドモ、ハヤルハヤラヌハ藝ノ工拙ニヨルコト、作ノ新古ニハヨルベカラズ、是又能狂言ニテシルベシ、萬一上手ニテモ舊作珍シゲナクテ、ハヤラズセンカタナク次第ニ衰微シ、渡世ニ障ルニ決シタラバ、何ナリトモ正業ヲ思ヒツキテ、戲場ヲヤメタルガヨシ、別シテ重疊ノコトナルベシ、モシヤ

戲流ノ內ニ弟子アリテ、是マデノ院本ト作意聲調トモサラリト仕替、コノ太平ヲ彩飾スルニ、アマリ恥ザルヤウノ新作モ出テ、ハヤルベキ勢ヒアラバ、ソノ時此板行ヲ官許アリテ、舊作ヲ停止アルベシ、是上ヨリ風ヲ移シ、俗ヲ易玉フノ一助ナルベシ、

〔聲曲類纂 二〕淨瑠璃の節付に、少しにても外の節にかゝるをさはりといふ、文彌、治太夫、道具屋、表具、江戸の土佐、外記、半太夫、河東、其外說經、祭文、何にても加えたるをいふ、所謂

左內節　播磨節　加賀節（或嘉太夫ぶしと云）　角太夫節　文彌節　治太夫節　表具屋節　道具屋節

木屋節　一中節　半中節　說經　豐後節（義太夫節には用ひず）　繁太夫節（同）　蘭八節（同）〇中略

永閑節　肥前節　語齊節　土佐節　外記節　式部節（河東節に用ゆ）　手品節（同）　半太夫節　河東節〇中略

平家がゝり（土佐節、義太夫節などに、たま／＼用ひたり、則平家物がたりの節なり、）　謠（上に同じ）　幸若（上に同じ、幸若の事、老士語錄といふ隨筆に、巳前は幸若の舞はやり、稽古をして語る人まゝ有し、近年は江戸田舎ともはやらず、然れども江戸へは安代をじて每年相語る、其濫觴を聞に、太平記に載る所の桃井播磨守直常、勢盛且老衰して北國に蟄居し、餘年を送られける時に、此舞曲を作り、節を付て幸若丸といふ幼き男子に教えうたはせられしより、淨るり本のごとく、有事なき事取あはせ、面白く作りしものにて、大舞廿五番有て、其外にもあるよし、後に作り添へしものなるべし、其子孫幸若を苗字とし、この音曲を藝として代々相續し、越前に住し千石餘の地を領し、一族配分して今にあり、每年江戸へ交代の節、諸具足輕をもたせ、つれに麻上下を着し、兩刀を帶し、其風俗今士の如しといへり、幸若丸より相續て幸若八郎九郎、同小八郎、同彌二郎、三家ともに舞曲を業とすと云々、今河東節などにも、この曲節を加へたるものあり、）　熊野節（くまの比丘尼の小唄をいふ歟）　海道（播摩秘曲抄に、六部海道下りといへる全傳より出る節なりといへり、）　地藏經（和讚の類なるべし）　たゝき（安齋隨筆に、たゝきといふ節は、鉢たゝきの歌より付たる名にはあらず、人倫訓蒙圖彙に、たゝきといふ所に、網笠を着て手に瓢をもち、瓢にてたたき居たる所を書たり云々といへり、いづれが是なるか、尚可レ考、）　坂田節　秋田節　放下僧節（土佐節の杯節付に云り）　さゝなみ節（同）

片田節　玉野節　となせ節　桐山節（元祿このかたのものといふ、土佐節などに用ひたり、）　山上節　竹田歌　きぬた節　さうとめ節（田植うたにや、國々によりて違ふなるべし、何國の唄によれるにや、）　船歌（これも國々によりて違ふべし）　たどり節　つゞら節（つゞら馬の馬士唄歟）　かうさきぶし　生玉ぶし　伊勢音頭（玉の巻にいふ）　川崎音頭　大坂音頭

葛西節(葛西念佛をいふ歟、中古葛西の土人鉦太鼓を更へて、踊念佛とて江戸の大路を徘徊せしよし、世事談にいへり、) 鳥追 相の山(文耕堂の作なりといふ)
万才節 馬方節 朝妻節 冷泉節(昔の浄るり物がたり十二段の文句の中に、撰もやさしの冷泉やといふ所へ付たる節也、別冷泉節といへる音曲あるにはあらずと、竹本播磨が浄るり日傭書とて、門人順四軒のあらはせし草紙にいへり、安斎漫筆には、更科冷泉もろともにといふ所に付たる節也とあり、冷泉とは浄るり姫の侍女に作り設し名にて、冷泉月さへ十六夜玉もの前などとてあり、冷泉がゝり、やつし冷泉、半冷泉、江戸冷泉などゝてあり、) 網戸節(前に同じく十二段の文句に、柴の網戸を押ひらきといふ所に付たる節なり、別にあみどぶしといふ節あるにあらずと、同書にいへり、安斎漫筆の説も是に同じ、網戸がゝり、半網戸、上方網戸、やつし網戸、その外ないり、)
芝垣節 歌念佛 祭文 小室節 吉野山(一節切) しゝ踊(同) 讃嘆節 若山節(〇中略)
此外に淨瑠璃語り唄うたひの名にあらずして、人名をよぶ節付は、たとへば雁金文七が事を
つくりたる歌を、文七ぶしとよびて、後の節付に用ゆるの類なり、其一二は、
文七節(河東節に云) お七節(同) 小梅節 白藤源太節 小六節(五の巻にあり) 清十郎節 與作節(元祿の頃のはやりうた也) さんかつ節(歌系圖に、房崎勾當調住吉や某作、前の廣橋勾當の妙音によつて上品なり、彈はやり、世に廣橋のさんかつと賞翫せり云々、) 八郎
兵衛節(古手や八郎兵衛ぶしと云) 金五郎節(かなや金五郎節と云、八郎兵へ金五郎ともにぞめきの節也、) 彌四郎節 十郎兵衛節(市野やの十兵衛ぶしといふ) 其他猶有べし

〔奥羽永慶軍記 一〕和田安房守牢人智謀ノ事
和田安房守、白川ニ在テ是ヲ傳ヒ聞、イカニモシテ白川ヲ討傾ケ、其恩賞ニ本領ヲ給ハリ、佐竹ニ歸參シテ、憎カリシ群馬ニ思ヒ知ラセント、明クレ心ニ懸ケル、其比(〇天正)白川ニ座頭有テ、尼君物語ノ淨瑠璃ヲ語ル、奥州ノ佐藤兄弟共ニ君ノ命ニ代リテ死ストイフ事ヲ聞テ、和田落涙スル事限リナシ、

〔明良洪範 六〕宇喜田中納言秀家ハ、關ケ原敗軍ノ時、伊吹山ノ方へ立退シガ、(〇中略)美濃國池田郡白樫村ノ庄屋矢野五右衛門ト云者、人數ヲ催シ落武者ヲ目掛分捕セント、待掛タルニ出合タリ、(〇中略)五右衛門是迄多クノ落人ヲ剝取シニ、今秀家ヲ見テ憐ミ思フ事ハ、カレガ方ヘ常ニ出入スル

座頭ニ、淨瑠璃ヲ語ル者有リ、其淨瑠璃ニ賴朝石橋山ノ合戰ニ打負、走湯山ノ永實ヲ賴ミ隱シモラレ命ヲ全シ、後終ニ平家ヲ亡シ世ヲ治シ時、永實ヲ加恩トシテ、箱根山ノ別當ニ補セラレタリト云事有リ、是ヲ常ニ聞居タル故、今秀家ノ人品平人ナラザルヲ見テ、不斗其事ヲ思出シ、頻リニイタハシク思ヒ、伴ヒテ吾在所へ歸ルニ、〇下略

〔昔昔物語〕一むかしは客を招請の馳走、小謠鼓太鼓上るり小歌三味線どもに、夫々の藝する役者、或は座頭抔呼、是を聞事にして、多く自身として、其藝する事稀なり、殊に女中は猶以聞事のみして、三味線上るり語る事なし、漸琴抔計なり、男には上るり語る人も有、吉原にいはなとて遊女一人上るり覺え、日蓮山人美人櫻の道行抔取あつめ、四段覺え語るを名譽の事と申せしなり、近年土佐ぶしはやりてより、女中縫針の稽古は差置、上るり三味線を引、何共合點行ぬ事なり、〇中略
一六七十年のむかしは、上るり漸二三十流にて上るり語る、座頭わづか四五流も覺え、まして素白人數寄て語ども、道行四五段ならでは覺えず、六十年以前京都と云座頭上手の名取にて、一流ものは熊谷先陣問答、いけにへ、かんらの三流、道行十三覺えたるを名譽の事に云し、去に依て座敷にて語るにも、晝の上るり夜も同數語り、或は二度も三度も語りけれども、むかしの人はあかず聞し、今は左はなく四五ケ月廻て、二三度も聞ばあきはつるなり、

〔雲錦隨筆四〕淨瑠璃を五段に綴る事は、能の番組に同じく、初段は脇能、二は修羅、三は葛事、四は脇所作第五は祝言なり、尤重んずるは大序にして、大序は一座の立物たる太夫の勤むべき第一の大役也、先其日の祝義といひ、且は諸見物への一禮の爲なり、則ち一部の始なれば、末々の輕き太夫に任すべき事にはあらず、〇中略尤歌舞妓にても、大序は輕き役者のみに勤めさせ、立物の役ありても、代役を以て勤させ、二段目の切のころに至つて立物役者は顏出しする事ゆえ、自ら見物の寄も遲く、東に日高く上るに、未だ序の幕を始ざるやうに成ゆく事、全く戲場の衰へなり、予覺

說經
歌念佛

へて芝居繁昌の時は、春の二の替といへば、大序一幕は棧敷釣の提燈に蠟燭一挺を盡す事、定例のやうにして、且序より立物の役者出勤せり、故に市中の見物の婦女子は、芝居行の前夜は寢ることなく、夜通しに身繕ひをなし、未明には芝居に至る事なりし、

〔淨瑠璃大系圖〕三竹本筑後掾藤原博敎

筑後掾敎訓書　自書一卷寫之　○中略

右御敎訓承知仕候、口傳を受、師恩を蒙り候上者、何用之儀ニ而も相背申間鋪候、然上は無懈怠修行可仕候、淨瑠璃心がけなき仁に、猥に傳授仕間鋪候、尤淨瑠璃一通り之儀におゐては、師命之儀御座候へば、そりやくに仕間敷候、若不届成義御座候へば、如何樣共可被遊候、其節一言之申分無之候御事、

一他流他人之淨瑠璃そしり、自身を高慢し、私之ふしを交へ、我一流を立申間鋪候御事、

一遠國他國は不及申、於當地にも、門弟ニ而無之者門弟と申掠、私ニ弟子を取、我儘仕候者有之候はゞ、吟味致ともなひ申間鋪候、幷相弟子中申合、右條々相背候はゞ、互に異見仕、急度相勸可申候、爲其銘々判形仍而如件、

寶永七寅年正月　日　　喜内印　賴母印　喜世太夫印　宮内印　○以下人名略

竹本筑後掾殿

代　竹田出雲殿

同　中村喜兵衛殿

○

〔獨語〕說經と云ふ者は、もと法師の中に本說經師と云ふ者有りて、佛法のたふときことゞもを詞

に綴り、浮世の無常の哀に悲しき昔物語を演じ、善惡因果のむくいあることゞもを物語に作りて、是にふしを付けて、哀なるやうに語りしなり、鉦鼓をならして拍子取り、世の婦女に聞かせて、惡を戒しめ善を勸めて、菩提心を起さしめんとするなり、昔より法師の說法に因果物語するたぐひなり、其の物語は俗說に任せて、慥ならぬ事も多けれども、詞は昔の詞にて、賤しき俗語をまじへたる中に、やさしきことも少からず、其の上幸若の舞の詞の如く、昔より定まれる歟ありて、いつも古きことのみを語りて、今の世の新しきことを作り出ださず、其の聲も只悲しき聲のみなれば、婦女これをきゝては、そゞろ涙を流して泣くばかりにて、淨瑠璃の如く淫聲には非らず、三線ありてよりこのかたは、三線を合はする故に、鉦鼓を打つよりも、少しうきたつやうなれども、甚しき淫聲には非らず、云はゞ哀みて傷ると云ふ聲なり、淨瑠璃に比ぶれば、少しまされる方ならん、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕歌せつきやうともいへるは、一代男、二江尻宿の處に、たれとはしらず顏かくして、つれ節に歌說經、あはれに聞ゆとあり、柳亭子云、攝州大坂說經與七郎、正本山莊太夫のもぢり、末に年號なけれども、寬永八年とある說經かるかやと同じさまの本なり、與七郎は代々名をつぎて、近く難波丸にも見えたり、○中略元祿曾我物語に、十文字薩摩が景淸門破、天滿八太夫がかるかや道心を、こゝろならず開てやる云々、其淨るりみな六段にして、正本まれ〳〵世に傳はるものあり、天滿八太夫が正本の阿彌陀の胸割といふもの、奧書、右者天滿八太夫直之正本を以うつし令開板者也、大傳馬町三丁目鱗形屋孫兵衛とあり、佐渡七太夫は正本種々傳はれり、小栗判官、熊谷、三庄太夫、志田小太郞、法藏比丘、伏見常盤、こすいでん、みな六段ものなり右のこすいでんといへるものゝ初めに、享保三戊戌初春、丸の内につたの紋佐渡七太夫豐孝と記せり、風俗文選許六が鎌倉賦に、小栗の說經は横山が强盜を語る、丹前能にわしくまたかにさも似たりと、ふるい小栗が說經てるの前が、長

がうばにりんき志られ、青松葉にてふすべられし顔などいへり、正德二年辰二月十八日、葺屋町説經座四郎兵衞、今度類燒に逢ひ不勝手に付、大坂より上るり座手づま人形五郎三郎を差加、芝居取立申度旨、去ル十四日御願申上候處、今日右願之通被仰付、八月四日、せつけう座四郎兵衞、山本五郎三郎、手づま人形あやつり芝居、彌近日取立候段屆來る、沾涼が江戸砂子、又世事談等には、説經座の事みえず、享保の末になりては、全く絶へたるにこそ、されども寶暦十年、冠付風俗陀羅尼、いたはしや浮世のすみに天滿ぶし、寛延三年刻六玉川初篇に、説經の上手が島に生て居るとあり、彼靈巖島なるあづま新四郎、脫庄太夫二人の内をいふなるべし、生て居るのみにて、其伎世に廢れ語ることなどもなかりしと志らる、○中略

説經世にすたれて久しくなりしも、山伏の祭文がたりこれを傳てありしが、寛政中、小松大けう、みのわ大けうとて二人の山伏、同名にてよくこれをかたれり、故にその出處住所を冠らせ呼で分てり、それらに次て俗人にて語るもの、江戸の端々にひとりふたり、すべて五六輩にすぎず、もとよりなぐさみにして、職業にあらず、それ故師弟と云こともなく、只兄弟ぶんなど云がごとし、なりものは錫杖とさゝやかなるほら介にて合するなり、これを弄ぶもの無賴の風俗にて、大廣袖ほそ帶新しき手拭をみえとなす、只江戸のはし〳〵に行はれし故、近在田舍に庚申十夜などには、まねかるれば、江戸中五六人のものども伴ひ合せて、行てかたることにてありし、其頃本所四ツ目に、米屋にて何と云ひしか米千と呼ぶもの、これをこのみかたりしが、隣家盲人のあんまとりこれが語るをきゝて、三絃合ふべしと工夫して、これを合てかたる、そのころいまだ人集する家、後によせと呼處なかりし故、水茶屋の二階などかりてかたりける、初めは他の者ども、此ごろ米千が三線に合せてかたると云、をろがましきことなり、逢なばなぶりてくれんなどそしり合へりしが、それらも中にはめづらしく思ひて、其ふし學ぶ者もやう〳〵出來たり、錫杖にて語

りしは、ゆくり數多く定まらざりしを、三線にては定まりきまりよくなれり、盲人は京屋五鶴と名のり、米千は若太夫となりぬ、又久米といへる座頭、京屋が弟子となり、よくひきたり、若太夫門人あまた出來ぬ、島太夫、千賀太夫、音羽太夫、營喜太夫、染太夫等なり、島太夫は松島町に住て、堺町芝居へ立入者なりしかば、若太夫をすゝめ、薩摩座の名題を以て、說經芝居を興行せしは、享和のころのことなりき、若太夫は文化八年沒す、今の若太夫は千賀太夫なり、是に依て今にさつま某太夫といふもをかし、

〔聲曲類纂　一〕日暮八太夫 説經讃語名代なり、八太夫尤古しと云、何れも四條河原に芝居興行す、

同　小太夫 前に同じ

同　說經與八郎

何れも時代詳ならず、竹豐故事に云、京都にて昔は淨瑠璃はやらず、說經與八郎、歌念佛日暮林清、同弟子林故林達等を翫べり云々、是寛文以前の事なり、說經の事其始詳ならず、いにしへの淨瑠璃、多くは佛經により、因果のことわりをのべて作り、人をして悲哀せしむるをもて、ならはしとせしより、說經讃語などゝなづけて、世に行れしものか、卯花園漫錄には、もと佛井の緣起を唄ひて、世人を佛道に勸め、悲哀を主として、人をして泣涕を催さしむ、本は鉦鼓をならし唄ひしに、今は三味線に和する事になれりと云々、按るに佛說によるを說經と號し、歌念佛とも名づけて鉦にも合し、神佛故人を祭るを祭文と名づけ、錫杖ほら貝に合せしを、ともに三味線に和してうたふ事になれり、

〔音曲道智編　二〕京都にて淨瑠璃幷定芝居興行の始

說經與八郎

歌念佛林清

右の二流は、京師に淨瑠璃流行せぬ前也、其外扇をひらき左に持、右の中指にて左りより右へか

きならし語れりと云、囃しなどせし早物語ともいひし、禁庭へも召れしと云々、

〔江戸節根元記下〕一說經節初り年號不知、延享年中の頃、江戸又は田舍祭禮等に折節興行有、太夫に天滿萬太夫、半太夫、久太夫、長太夫などとてあり、三絃は盲人龍玄と玄達などいへる者なり、人形は裾より手を指込て一人遣ひにて見合は、今ののろま人形なり、古風成ものなり、隅田川苅萱杯段物の操致せしを覺えいると、老人の物語り言傳ふ、いつの頃よりか相止み、淨瑠璃は折ふし有之、

〔用捨箱下〕奧淨瑠璃

又云、此天滿八太夫は說經淨瑠璃の太夫にて、芝居は堺町にあり、江戸名所記(寬文二年)の畫には大薩摩が芝居に並、野良三座記(貞享元年印本)に載たる堺町の圖には、出來島と中村善五郞が二軒の芝居にはさまれて北側なり、元祿曾我物語(十五年刻)に、十文字さつまが景清門破り、天滿八太夫がかるかや道心など並べいひしを見れば、萬治の頃より寶永中までおこなはれしなるべし、

風俗陀羅尼(寶曆十年紀尺龍撰)

冠 いたはしや　浮世のすみに天。滿。ぶし。　甲州長澤組

彼がかたりし淨瑠璃節、寶曆の頃は廢て僅に殘りし事、此冠附にて知らる、

〔元祿曾我物語二〕めつさうに行衞定めぬ武者修行

十文字薩摩が景清門破り、天滿八太夫が苅萱道心をば心ならず聞て遣るは、仇を見出さん爲ばかり、

〔吉原雜話〕說經の事

一同じ頃、結城一角といへるものありけり、かれはよく說經をかたりける、殊に三味線を引くに、他の人とかはり、左り三味線なり、其調子妙にして、いかにしてひくやらん、左り勝手にては成に

くきことを、奇妙にも能く覺えたりけり、

結城一角は正德年中なり、式部太夫權之丞も淨瑠璃語同時代也、

一其頃は說經師はやりけるゆへ、女郎の座敷へも太夫ゆきてせつきやうを語りける、中にも結城孫三郎、佐渡七太夫、武藏權太夫、古天滿小太夫、其後の小太夫、近頃まで存世せり、

〔京都御役所向大概覺書二〕京四條芝居間數幷名代之事

一　　說經 日暮小太夫

右小太夫と申名代、古來ゟ致所持罷在候處、三拾六年已前、親ゟ讓り請相續いたし罷在候、

一　　說經 日暮八太夫

右八太夫と申名代、古來ゟ致所持罷在候處、三拾六年已前、親ゟ讓り請相續いたし罷在候、

〔歌舞妓事始一〕淨瑠璃名代

一說經讃語名代　日暮八太夫

右八太夫といふ名代、前々より御免にて所持せしところに、四十八年以前讓り請、元文三午年三月四日、八太夫の甥讓り受、八太夫となる、

一同斷今はなし　日暮小太夫

〔江戸總鹿子五〕說經座

堺町　天滿八太夫　脇權太夫　重太夫

靈岸島　あづま新四郎　脇庄太夫

堺町　江戸孫四郎　脇長太夫○中略

說經太夫此分に座なし

いなば町　村山金太夫　南鍋町　大坂七郎太夫

〔人倫訓蒙圖彙七〕門說經。　小弓引伊勢會山より出る、此所のふし一風あり、小弓はもとは琉球國よりわたすとかや、小弓に馬の尾をはりて、糸をならすゆへかくいふ也、物もらひに種なきとはいへ共、小弓引編木摺はわきて下品の一属也、

〔佐渡七太夫說經〕說經の一曲は家の奥旨たり、されば世に流を競ふ人多しといへども、其正とすべき無に依て、今文字章句を改め、書肆に傳て梓に壽て、是を弘るものならし、

享保三戊戌初春　　佐渡七太夫豐孝○中略

てるてふみ之段

去程にてるてのひめ、七重八重のみすよりもしづ〳〵と出給ふ、何をわらはせ給ふぞや、面白きことあらば、姫にもかたり心をなぐさめ給はれや、上郎達と仰ける、承りやがて玉づさ奉りてるて玉づさうけ取て、先上書をほめ給ふ、ひつせいのけだかさよ、すみ付のみごとやな、主はたれ共しらねども、筆にて人のまよふとは、戀のたとへを申なり、いかに女ぼうだち、それ百やうだつしても、一やうとてもしらざれば、人とあらそふことなかれ、何さまにも此ふみは、ぶんのよみごゑ有べきに、みづからようできかせんと、まづ文の紐をとき、何成らんと見給へば、いせものがたりにことよせて、さもしんでうの此ぶんや、大和ことばでよむべきか、又はぎにてもよむべきか、あら面白のこのよみや、まづ一ばんの筆立に、みねにたつ鹿うすもみぢ、ねざゝにあられと書せしは、先立しかのたとへをば、秋の鹿にはあらねども、つま戀かぬるとこれをよむ、うす紅葉のたとへをば、いろにだすなとよむべきか、ねざゝにあられとかゝれしは花のたもとか、さはらばおちよと是をよむ、池のまこもと召れしは、ひく手になびけと是をよむ、尺長帶とめされしは、さて此戀か〳〵、しゆみをへだてゝあればとて、いちどに一度はめぐりあひ、むすびあはんとこれをよむ、つるなき弓にはぬけ鳥、うずみ火とかゝれしは、此戀を思ひそめにし此かたはゐるもゐら

祭文

れず立にもたゝれず、我こゝろもえたつばかりと、是をよむ、戀を七つにわけられた、見る戀、聞戀、かたる戀、逢ての後にわかるゝ戀、くもにかけはし中たえて、およばぬ戀をこひといふ、爰にひとつの奥書あり、戀する人はひたちほうでうたまつくり、おぐり殿にておはします、こひられ人はみづから也、扨今迄も〳〵、よその事かと思ひしに、わが身の上にて有けるな、もし此事父よこ山、あに殿ばらに聞えなば、何と成なんかなしやと、かの玉づさを二つ三つにひきさきて、みすの外へふわとすて、れん中さしていり給ふ、てるてのひめの御有さま、ものうかり共中々申上ばかりはなかりけり、

〔人倫訓蒙圖彙〕七歌念佛。　夫念佛といふは、万德圓滿の佛號也、然るをそれに節をつけうたふべきやうはなけれども、末世愚鈍の者をみち引、せめて耳になりとふれさすべきとの、權者の方便ならん、それを猶誤りていろ〳〵の唱歌を作り、是をかねに合てはやし、浄瑠璃說敎のせずといふ事なし、末世法滅の表じなり、かなしむべしなげくべし、

〔國花萬葉記〕六攝津雜藝

歌念佛　上町　存道

〔好色一代男〕三戀の捨銀

世之介勘當の身となりて、○中略橋本に泊れば、大和の猿引、西の宮の戎まはし、日ぐらしの歌念佛、かやうの類の宿とて、同じ穴の狐川、身は樣々に化るぞかし、

〔人倫訓蒙圖彙〕七祭文　此山伏の所作祭文とていふを聞ば、神道かと思へば佛道、とかく其本據さだかならず、伊勢兩宮の末社に四十末社、百二十末社などゝいふ事、更になき事にて、此事神道問答抄といふものに記せり、多く誤有ともしらぬが浮世也、それさへ有を、江戸祭文といふは白ごゑにして、力身を第一として、歌浄瑠璃のせずといふ事なし、かゝる事を錫杖にのせるは、さて

もかなし、勿體なしかけいでの山伏とて、檜杖に頭巾篠懸を著したり、山伏の峯入に順逆の二流有、春入るを順と號し、秋入を逆の峯といふなり、

〔聲曲類纂五〕歌祭文　祭文は山伏の態なりしを、小唄を取交へて作り、後又三味線にさへ合せてうたひける也、むかしは祭文をよむといひ、今はかたるといふ也、今世祭文と號るは、中古説經淨瑠璃と號せしもの、、一變せしものともいへり、錫杖を三味線にかへたるも中古よりの事也、江戸祭文、大坂祭文、生玉祭文などとて、其類葉多しといへり、東海道名所記に、山伏錫杖をふりたて祭文をよむ、かしましき物音も聞えず云々、

〔理齋隨筆四〕謠も淨瑠璃となり、豐後節が新内となり、説經が祭文となり、○中略此頃は祭文に三絃を合せ、あやつりなどを仕組る、

〔日本新永代藏一〕地獄の釜の蓋曙染の羽織
當町の名主の悴、十八にて大なる好色者、第一町人の身として、過分の侈者なりとて、南北の隣町會合の上、舊里をきつて追はらひぬ、其樣子をくわしく聞に、○中略歌さいもんの正本を求め、何べんか節のゆかぬを氣を盡しておぼゆる、

〔世間娘氣質一〕男を尻に敷金の威光娘
何れが奥樣やら飯焚やら打交りて風俗亂れ、酒機嫌に黄なる聲音の歌祭文、○下略

操人形

操人形(アヤツリ)ハ、單ニ操トモ云フ、芝居ノ一種ニシテ、淨瑠璃ニ和シテ人形ヲ操ルヲ謂フナリ、後ニハ淨瑠璃ハ單獨ニモ行ハレタリシガ、初ハ淨瑠璃ト操トハ相離ル、コト能ハズ、淨瑠璃ヲ興行スル者ハ必ズ操ヲ爲スヲ以テ例トセリ、故ニ操ノ事ノ淨瑠璃ト相關聯シタルモノハ、

淨瑠璃篇ニモ之ヲ載セタリ、

名稱

〔雍州府志 八古蹟〕芝居 在四條河原、○中略 人。形。芝。居。或謂操。、○中略 木偶人男女老少應其事而出之、於舞臺之上下幕間操之、故謂操、又謂舞人形、或謂使人形、

〔賤者考〕人形をあやどる者を、手摺とも、人形つかひともいひ、その總藝をあ。や。つ。り。といふ、釣人形といふは、變別にていとつたなし、

起原

〔昔昔物語〕一むかしは上るり小歌說經、かやうの音曲、近年とは替り、先上るりの始は、織田信長公大病後大キに草臥、夜も寢兼肥立兼淋しがり、伽には城玄勾當、角都勾當、小野のお通と云遊女、此三人晝夜はなれず、○中略 扨右上るり語る計にてはあきたまふ故、人形の仕形付るやうにと有之、西の宮のくわいらいしを召し、文句のあやを仕形にして人形廻す、是よりあやつり始る、○下略

操芝居座

〔雍州府志 八古蹟〕芝居 ○中略 淨瑠璃太夫自文祿年中及慶長、盛物某幷次郞兵衞某招攝州西宮之傀儡師、相共經營之、盛物幷次郞兵衞談淨瑠璃、西宮人舞人形、其始纔張幕於兩檻之間、舞人形於其上、河內介是淨瑠璃太夫受領之始也、次郞兵衞後稱上總介、自玆左內宮內相續而盛行、常芝居元在五條橋南、豐臣秀吉公自伏見城入京師之路也、故嫌其喧雜移今四條河原、

〔音曲道智編 一〕淨瑠璃操の來由幷太夫受領勅免

天正年中、薩摩治郞右衞門といひしもの、澤角撿挍よりつたへて、攝州西の宮よりいづる傀儡師とかたらひ、木偶に仕形させ、十二段をかたりはじめけり、永祿年中に、京。都。四條河原にて、淨瑠璃操芝居興行せり、又傳にいわく、攝州西宮惠比須大神宮の神主に、森丹後といふものあり、同社家に、森兼太夫といふもの、兩家爭論の事ありしに、公事の兼太夫負になりて、男子一人、同所へ養子に遣し、其身は同國尼ヶ崎稱念寺といふに便り、渡世のために、工夫のうへ古き經箱をこしらひ、少き人形を拵へ、自作の文句に平家に似よりし節をつけ、人形を舞しけり、町在ともに見物賞し

けり、夫より京都に登り渡世せしに、大內炎上の節、抵板築土のひまより、此箱芝居を若宮樣御叡覽あり、堂上堂下御見物なされ、いろ〳〵御ほうびをいたゞき、其上日本諸藝操座宗匠諸能冠勅免、上村粂太夫、淡路國三原郡三條村住人、當時元太夫とよぶ後受領して上村日向少掾藤原百太夫、淡州產所村に所緣あつて立越、困窮の百姓へ人形を拵おしへ、城主御免にて四十八座操取立これあり、國々へ銘々所持の口宣は右の寫しなり、

〔雍州府志八古蹟〕芝居　在四條河原、○中略　人形芝居或謂操、其式中央正面設舞臺、横長五間構矮欄、其上下設幕、操偶人者居幕內、出人形於上下幕間、上段幕稱顏隱、操人形者以此幕隱顏面之謂也、

〔樂屋圖會拾遺上〕操芝居舞臺名目本舞臺名目は、歌舞伎芝居に同じ、飾りつけ、手摺に名目あり、是のみをこゝに出す、くはしきことは圖に而見るべし、○圖略、以下同、

本手本手摺なり、本舞臺より三段上にして、椽ふみ段の所なり、圖にて見るべし、　二の手壹段下にして、庭さきのこゝろなり、　三の手本ぶたいにつきたるをさして、三のてと呼、涙手摺は一面に涙を書たる手すり、又涙打ぎはを書たるもあり、砂手摺は一面に砂のこゝろもちを畫く、人のよく知る所なり、山手すり同じたぐひなり、城手摺はすみ矢ぐらなどありて、城の內を見する手すりなり、返し手すり、是は中分まへにかへるてすりにて、たとへば座敷なかへして、山海などになるとき用ゆる、又歌舞妓芝居にも用ゆる、　花道人形花みちを通りぶたいにいたるときは、手すりをひらき、發よりあがる、人のよく知る所なれば、こゝに略す、　淨瑠理床圖のごとくにして、歌舞妓芝居よりははるかに廣し、樂屋より出で、掛はしをつたひ、床にいたる、床のうちは二重に戸ざして、上にけぶり出しのごとき明とりあり、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕慶長年間の古屏風四條河原の繪に、女太夫の上るり芝居有り、三絃彈も女にて太夫扇を持て出がたりなり、人形つかふ處より一段高し、人形は上るり語の目の下にあり、人形は戰場の體にて城廓矢倉等の作り物あり、人形の足、又人形つかひの首手などは見えず、芝居の表やぐら下の札、黑ぬり緣朱ぬりにて金かなもの、中の文字、金粉にて宏やうるり內記と記す、內記といふ淨るり、女太夫の名ものに見えず、なむゑもん左內よしたか抔が內なるべし、外記に對へたる名と聞ゆ、幕の紋は丸內に三枚笹と又一ツ、花おもだかなり、

〔南水漫遊拾遺一〕○大坂操芝居起原

大坂あやつりの最初は、京都より左内宮内といふ浄留理太夫折々大坂へ下り、定日五日ヅヽ興行なし、勝手よき時は日延をして勤めしが、其後浄留理太夫段々多く相成、あやつり芝居繁昌に及びしゆへ、操り名代と定められしは、歌舞妓狂言盡し〻十ヶ年ほど後の事なり、夫〻東西の芝居も盛んになりし頃のあやつり座は、夜七ッ頃〻見物詰掛、明六ッ時に大序を開き、五段の浄瑠璃晝の八ッ頃には打出せしが、不繁昌に成行につきては、次第々々に始り遲きゆへ、おのづから打出しも夜に入やうになれり、寶暦年中、堀江の阿彌陀池門前の新芝居にて、始めて操りをば十文にて見せたり、十七太夫、淀太夫、信濃太夫など出しが、是より浄瑠璃の風儀おとろへ初め、道頓堀東の芝居も、明和二年八月晦日限にて、相續難相成、同四年、豐竹座再興の爲、四月八日より古浄瑠璃一段づヽ、札錢十文宛の追出し芝居となり、同六年には、筑後芝居にて竹本豐竹打込みの座組を初め、東西をあらそひし、浪華氣質の風儀を失ふ、翌七年また〳〵豐竹一座再興におよぶといへども、いつしか兩座混雜に及び、筑後の芝居も大西と呼びなし、若太夫も芝居の名のみにて、當代は專ら歌舞妓にて興行す、扨亦稽古浄瑠璃といふものは、寶永四亥年二月、大坂生玉の社内におゐて、竹本豐竹の稽古場を發起せしより、其後座摩稻荷、または北野お初天神社内等に稽古場をしつらひ、太夫にならんとおもふ者は、先づ稽古場へ出て修行なす、其中に評判よきは兩座の内より呼出し、又一座太夫の内より推擧するとも、一座の太夫人形つかひ迄打寄、先目見へを聞、よければ抱、惡敷ばかヽへず、抱るに於ては鼻紙代として金子拾兩と定め、役場は序中を勤む、かくのごとく、其頃は卒爾に出勤する事なり難かりしが、今は甚心安く先見習と名付て、至て初心なるは役場なし、勿論無給金にて出勤する太夫多し、

〔舊記拾要集十二〕享保十六年亥三月廿七日言上書拔

一堀江六軒町長兵衞店、浄瑠璃座和泉太夫申上候、私祖父和泉太夫儀、六拾年已前寬文年中迄、木

挽町ニ而操芝居仕、其後堺町江引越、芝居仕來候處、祖父者病死仕、父和泉太夫儀、廿三年以前丑年類燒之節ゟ、芝居相止罷在候、然處私儀此度木挽町ニ而、操芝居仕度段、度々御願申上候得者、御吟味之上、今日當御番所御內寄合江被召出、願之通木挽町ニ而操芝居可仕旨被仰付、難有奉存候、此段言上御帳ニ記置申度旨申上候得者、是又願之通被仰付候ニ付、爲後日申上候由、右之和泉太夫印、家主長兵衞印、五人組源七印、名主庄三郎印、同意申來候、○中略

享保十八年丑九月十八日言上書拔

一住吉町清兵衞店庄右衞門、本小田原町貳丁目與惣兵衞店七郎次、元數寄屋町貳丁目利兵衞店勘兵衞、尾張町貳丁目太兵衞店喜左衞門申上候、先年江戶淨瑠璃根元丹後、七郎左衞門と申者、堺町ニ而太鼓櫓を揚、操人形芝居仕、悴肥前七郎左衞門芝居相續仕候處、病身ニ而芝居相止、其節御訴申上、太鼓櫓をろし、三十貳年以前、肥前掾儀病死仕、悴四郎右衞門儀も、去々亥十一月病死仕、右四郎右衞門弟肥前七郎左衞門義も、去子八月病死仕候、先々七郎左衞門七郎右衞門江被下置候、受領綸旨貳通、外ニ操人形御上覽、幷拜領之品々書留候書付一通、肥前七郎左衞門より、庄右衞門讓り請罷在候、依之今度堺町ニ而、肥前ぶし淨瑠璃操人形、幷太鼓櫓共仕度之旨、先月十四日下野守殿江御訴訟申上候得者、段々堺町之名主、幷所之者共御吟味之上、年來者相知不申候得共、丹後悴七郎右衞門と申者、堺町ニ而源右衞門と申者地面之內ニ、太鼓櫓ヲ揚、操人形芝居仕、拜領之品之由ニ而、かぶらの紋付、紫之幕など張リ候儀、御上覽被仰付候義も御座候由、古老もの申上候ニ付、當御番所御內寄合江被召出、願之通操座取立、此段爲後證言上、御帳面ニ記置候樣ニ被仰付、難有仕合奉存候、尤地面相極次第、其節御訴可申上候、爲後日申上候由、右之庄右衞門印、○下略

「武江年表八」文政七年甲申四月中旬より、薩摩座操芝居久しく絕たるを再興す、

天保十三年壬寅、去年十月、堺町葺屋町の芝居燒失後、兩座幷操人形座、淺草山の宿小出侯御下屋

敷の地へ引移るべき旨の公命ありしが、當二月三日同所にて替地を下し給はる、四月廿八日より盧若町と號す、

狂言

〔雍州府志古蹟八〕芝居　在四條河原、○中略人形芝居或謂操、○中略淨瑠璃之間又作狂言、是亦木偶人作

俳優之事、

〔昔昔物語〕一むかしは堺町の操薩摩太夫筑後丹波近江肥前永閑、上るりは酒呑童子、或贊花車等、其外上るりの仕組、初に富貴に榮へ、中比世に落、郎等忠を勵み義をたて、親主兄の身がはりにたち、孝を專らとし、あわれ成事を交へ、末には世に出、又富貴に成體を作り、誠に勇をみがき、又は道理至極したる哀れ成事有て、人々の良心をかんはつし、身の嗜にも心づきの爲にもなる、第一規式正しく、人形の拵へやうも、先大將の人形は烏帽子直衣を著し、郎等にはひたゝれ素袍、女の主人には髮をすべらかし、かつら帶ノけて、召仕の女もすべらかしかつら帶、御臺は十二單の小袖きせ、男女共に儀式正しく拵へ、上るり初る前に、先式三番叟能の如く濟し、其跡にて人寄とて和田酒盛ひとながれ濟、其跡にて其日の上るりを何にても初る、道理至極したる事多く、又あわれなる所は泪もとゞめがたき程にして、義理詰りたる所、又は働かひ〳〵しき智仁勇の郎等、讒言にて罪せられし時は、覺えず齒を喰しむる、是を太夫も役者も手柄とす、近年の操は大將も大廣袖の伊達小袖、人形の面も浮氣に拵へ、相伴ふ郎等も皆大白衣、女の人形も御臺所と云も、おやま人形、投島田、小袖も伊達を盡し、上るりは始より終まで好色を盡し、其上木に竹をつぎしやうに、時代違ひ有まじき處へ、出すまじき者を出し、有と見れば行方もえらぬやうに、埒もなく作り、道に違ひたる筋なき戀を作りこめ、是を幼少の若き衆抔見物してはよき事と思ひ、浮氣になき人までそゝり立、大好色に成、一切德なき見物なり、昔の上るりの仕組は、命乞熊谷先陣問答、仲光幸壽丸見代り抔、皆義理に詰りたる仕組なり、今は新しく色々の名附、多くは埒もなき事なり、

〔後は昔物語〕我〇平澤平格父の友に小久保萍也といふ老人あり、是も乙卯の生〇延寶三年にて、我に六十とし上にて、十歳より十三の年まで、此老人の咄を聞たることあれども、今おもしろしと思ふほどの咄も覺侍らず、土佐節を好みて常にかたりき、定家といふ淨瑠璃など、よほど聞覺えき、親土佐は上手なりなどいひしは、元祖にてもや有けむ、憲廟〇德川綱吉の時あやつり、上覽有しと也と、酒呑童子と現在松風といふ淨瑠璃二流れきかせ給ふといへり、尤あやつりなり、御操といふ庵り看板は、其時よりなどいひし、誠なるや、土佐節の人形は、裾より手を入てつかひて足といふ物はなく、手摺の下より人形計見せて、つかふ人の容は、あらはに見せざりしと見えたり、素よりさしかねにて、左を別人のつかふ事もなかりしと也、後に至りて臺事とて、碁盤人形の如く出遣ひも有て、其時は足を遣ひしと也、あまり動かぬ人形をば胴串とて、今の手あそびの如く〇圖略、如此にて遣ひしと也、働く人形ばかりつまみとて、是も短くしてつかひしといふ、且淨るりの間々に、間の狂言といふ有、是近來とり出たるのろまなり、のろま、米平など人形の名にて、のろまは治兵衛といふ男の人形、米平は甚右衛門といふ男の人形也とぞ、

〔樂屋圖會拾遺下〕出づかひ　當時の出づかひとかはり、いにしへは手すりをはなれ、長上下を著し人形をつかひ、又手づまなどせしといふ、是をなす人辰松八郎兵衛にはじまる、思ひはかるに近年伊藤彌八がなしたる手づま人形、水がらくりのたぐひならんか、是にならひて今もなを出づかひをなせり、　おやま人形　此道に妙を得たるは、いにしへ小山次郎三郎といふもの、女の人形をよくつかひ、ま事に生るがごとし、ことのはにけいせい遊女をさして、おやまと呼ゆへに、一切女がたの人形を、おやま〳〵といゝなせり、中興吉田文三郎は、一切の人形をつかふに妙を得たり、わけておやま人形には、味はひ深しといふ、

〔南水漫遊拾遺三〕出語り出使木偶

淨瑠璃の太夫出語りといへるものは、名ある太夫始めて出勤するか、または遠國へ出て、久々にて歸國なし、目見へとして出語なす、或は師父の追善祝義事、都て諸客へ厚く禮義をなすためなれば、行義正敷すべき事なり、昔有隣大和椀久ゆかりの十德、または河內通振分髮、邯鄲などを、出がたりせられしに、口も動かざりしは、行儀正敷、誠にかく有べき事と、諸見物感稱せり、又西口政太夫用明天皇鐘入の段を出語りの時、首すこし右へ傾きければ、見物の評判大和におとりしといひあへり、纔に頭少し傾てさへ斯のごとし、然るに當世は二段目三段目四段目の差別もなく、出語にて勤め、操芝居は太夫座といふもの、床に御簾を掛る事古實有て、芝居の規摸とす、近來の如く出語りをよき事とすれば、後々には床も無用のものとなり、京都の宮地首ふり芝居同然に成べし、○中略出使ひといふ事は、寶永二年酉三月、竹本芝居竹田出雲掾の座元なりし時、用明天皇職人鑑の三段目鐘入のだん、太夫竹本筑後掾出語り、おやま人形辰松八郎兵衞出使ひにて勤めしを權輿とす、其頃の出使ひは、手摺を離れ、長上下を著し、人形を遣ひ、又手妻などをもせしなり、

〔戲場年表一〕享保十六年辛亥十一月、森田座本領榮鉢木、二番目に辰松八郎兵衞弟幸助山姥の出遣ひ大當り、歌舞妓に人形遣ひの出始也、

〔玉露叢十一〕一同年中十三年○寬永ニ江戶堺町ニ於テ、天下一下リ薩摩太夫、鼠木戶ノ上ノ幕ヲ絹ノ紫ニ染、十文字ノ紋ヲ付、且亦淨瑠璃人形ノ衣裝、其外歌舞伎役者ノ衣類等結構ヲ盡シ奢リケリ、然ル處ニ御步行目付ノ小泉源右衞門見尤ラレ、其後喜多見久太夫改メラレ、薩摩太夫ヲ始、彥作勘三郎等籠舍ヲ仰付ラレシ、

〔諸事聞書往來上〕享保十九年甲寅二月朔日、初日、

應神天皇八白幡　五段續　作者　松田和吉事文耕堂　三好松洛

此時竹本政太夫儀太夫と改名す、是より新淨瑠璃業平河內通ひ、蘆屋道滿大內鑑抔は、人形遣ひ

はなはだ上手となり、與勘平彌勘平の人形は左足を外人につかはせ、人形の腹働くやうに拵始めし也、是を操り三人懸の始と云ふ、〇中略

延享三年丙寅八月廿一日、初日、

菅原傳授手習鑑　五段續〇中略

右淨るり五段目時平の人形桐竹助三郎、花王丸桐竹門三郎、女房八重、山本伊平次相勤、道具を左右へ引明れば、天滿宮の宮居、正面に飾り、鳥居玉垣石燈籠も、細工美を盡し、社の内には菅丞相の人形をかざり、竹本此太夫、竹本島太夫、竹本政太夫、其外の太夫、神主の姿にてはいをなす故、あまたの見物ありがたく思ひ、賽錢山の如く上しとなり、此砌の人物、はなはだ正直なり、

吉田文三郎、菅丞相の人形遣ふには、毎朝別火を食し、水をあびて是を勤む、樂屋にて右人形は荒薦をしき、御酒をさゝげ、神の如くに拜するかれいなり、大序勤むる太夫も初日より七日は、吉田文三郎とおなじく愼む故、おのづと早朝より舞臺嚴重なり、此砌はあやつり役者上下五十人餘も一座にありし故、物事自由なり、

〔武江年表 五〕此年間〇寶曆記事

操芝居盛に行れたり、寶曆の始、豐竹肥前掾終りしかど、東次が芝居になりて尙繁昌し、また福内鬼外〇平賀源内淨瑠璃あまた作り出せり、何れも佳作也、明和七年に作れる矢口渡の上るり、操にかけて殊に繁昌せり、

〔竹豐故事 下〕操人形の故事并名人之遣手附古今達人之事

其比〇寬文延寶に江戶和泉太夫座に野呂松勘兵衞と云し人形遣ひ有、頭平めにして靑黑き顏色の賤氣成人形を遣ひて、是をのろま人形と云、のろまは野呂松の略語也、又鎌齋佐兵衞と云は、賢き質の人形を遣ひ、相共に賢きと愚成との體を狂言に仕始めし也、其比の人、愚かに鈍き者を賤しめ、のろまと云異名を付、痴漢に比したり、此野呂松氏を祖とし、京大坂の操芝居に野呂間危呂間

のろま人形

龜呂七變間等と名を付、道外たる詞色をなし、淨るり段物の間の狂言をなしたり、近來はケ様成事は捨り、知れる人も稀に成し也、出遣ひは辰松八郎兵衛に始る、此人古今の達人にて手摺を放れ、無量の手段を遣ふに、全身少しも亂し事なし、京大坂にて譽れを取、後に江都に來つて益々其名高く成、剩さへ御免操の櫓幕を上、芝居を興行せり、是を辰松座と號せし也、

〔樂屋圖會拾遺下〕野良間故事　言の葉に人の美目いやしく、あほうらしきをさして、のろまのやうなりといふ、此おこりは、むかし野良松勘兵衛といふもの、あたまひらき、色青黑く、其容はなはだいやしき人形つかふ、是を野良間人形と世の人いゝならはせり、故にならひてかくはいふとぞ、

〔雲錦隨筆四〕正德年中までは淨留理短くして、間の物にのろま人形の道外、あるひはからくりなどを加へて勤めしが、正德五年乙未十一月朔日より、近松門左衛門の作せし國性爺合戰、竹本座に於て興行せしより、のろまの道外、機關などは加へざるやうに成たりとぞ、此國性爺は古今無雙の大當にて、未年十一月より、三年越十七ケ月興行せしと也、

〔甲子夜話十一〕先年ノロマト呼ル偶人戲ヲ覽ル、今ハ已ニ絕タルガ、ソノサマ質ナレドモ、ヤヽ當世浮華ノ風モアリ、總ジテ申樂ハ、今ノ歌舞妓ニ比スレバ古質アリ、能ニハ必狂言ヲ屬ス、狂言モ古傳ニシテ、其質ナルコトハ能ニ同ジ、此ノロマハ彼狂言ヲ學ビテ、ヤヽ今ノ歌舞伎ノ態アリ、然ドモ兒女輩ヲシテ視セシメンニハ、豐後ブシノ浮風ニ比レバ頗ル優レリ、其品目、　淡島イワキ

鏡トギ　膺公家　春日モウデ　タラ福大人　福壽萬歲　川越坐當　戀ノ米ツキ　ノリ立
カンキ狐　イナカ大人　犬山伏　タノキヅカ　稽古狐　六條新右衛門　竹下孫八左衛門
花見坐當　フタリムコ　鬼ガ酒　金子三十郎　出世ノ鶺カキ　三保ノアミ引　振舞エン
マスダムコ　骨皮　新市ノイワキ　キヨスカワラ　ウカレエビス　惡太郎　長持男　大

人形道具

法印　水鏡　ドモリ浪人　ジンキ浪人　花ソノ地藏　タハカリノ井戸　三人長者　倉間モ
ウデ　戀ノ關守　小鍛冶　ノシク　京内詣　粟田口　仕方猿　猿引三番

〔享保集成絲綸錄　四十六〕寛文八申年三月〇中略

一人形装束不ㇾ可ㇾ結構之、何ニ而も金銀之押箔可ㇾ爲無用、但大將人形計、烏帽子金銀不ㇾ苦事、〇中略

三月

〔樂屋圖會拾遺下〕人形品目

檢非違使いづれ實方の頭なり　素盞鳴素盞鳴尊の面をうつす所なり、面ゆうなる作にして、實なる頭なり、　文七かりがね文七の頭也、すさのをに似たり、

由良之助是は由良之介計りに限る也　樋口せいすい記、松右衛門の頭なり、ゆへに名に呼、　天神菅相丞のかしら也、又かんきなどにも用、　實盛いづれ時代親父のかしらなり、

鬼一鬼一法眼のかしら、其外官兵衛、師直の類也、　蛇羅助ゑんの行者に用る、いづれ白かたきのかしらにて、番頭のるい、いづれ加藤などの頭なり、　團七惣名丸目と云、　六部すみ友のかしらなり、政右衛門などに用ゆる、

與勘平あしや道満にて用ゆ、故に名とする、是にかぎらず、　一寸徳兵衛のかしらなり、いづれ此るいに用ゆる所なり、

釣舟　白太夫　正宗　源太時代やつしなり、其數多し、　役行者大峯ざくらに用ゆる　日蓮上

人日蓮記に用ゆ、これらの頭は役者の好みにて、佛師の作れることあり、

女形頭　娘　女房　けいせい　かさね圖にくわしく出す、〇圖略

御臺　老女時代せうによりて、實惡の好みに多し、　おふく内百番富士太鼓にてこし元の役、妹背山とうふの御用、其外いろ〳〵おもひ入ありて用ゆ、

かしらは狂言をもつて名とせり、其役にかゝわらず、たゞ役割におうじて用をたつする、立者の役者衆中新きやうげんの節、新造りの頭をこのみ、秦村勘兵衛などゝ名付るをもつて、次の名目とのすることなり、女形のかしらは、いづれも同じやうなれども、それ〳〵にひんのよろしきあしきをもつて、其作りかた多し、此外かしらの數多しといへども略す、かんがへ知るべし、

胴の部

丸胴はりものにて、背腹ともに見する胴なり、肩をぬぐ時に用る也、　裂胴肩のあたり板なり、腰のあたり竹也、此間腹は木綿の切にてつなぐ、　片羽欋前計り張ものゝ腹を見せ、背の方はきれ也、　掛羽欋切とうにかける也

手の部

杜若親ゆび殘り、跡の四本一ツにうごく也、　袴手まねく手なり、作りだんじやうにして、上下の時用、　抓手ゆびさき五本とも、人間のごとくはたらきあり、　革鋏

屛風手とも云、是は女がたの手なり、ゆびさきのはたらき、革にて作るなり、

〔佐渡島日記〕一人形芝居にては、大坂石井飛驒といへる者、尊み申さねばならぬ事也、元來操人形は首ばかりにて、著物を打きせ、手も足も遣ひ人の手にて付たるもの、近來まで子供の翫びに、でこのぼうといへる物是なり、此石井氏おとなの手を、人形の袖へさし込遣ひ申故、甚袖見とむなしと工夫して、人形に手を拵付たり、夫より是に習ふて足をつけ、手の指をうごかし、眼を遣ひ、眉を動すなど、近來はさま〴〵自由に作るなり、これ石井氏工夫の根元なり、今は飛驒の名は、濱芝居の名代計に殘たり、

〔竹豐故事〕中竹豐東西之流芝居繁昌之事

古來の淨瑠璃は、文句短く、只有邊懸り成事にて、左而已切替つたる趣向もなし、操道具も麁末成仕方にて、大方は黑幕と山籬とにて仕舞ぬ、人形の衣裳は、鍮泥の摺込摸樣、女人形は紅の表に淺黃裏抔にて事足りぬ、元來足付人形抔は曾てなかりし事也、其後次第に操芝居繁昌せるに付、道具建衣裳等、漸々に向上に成、別して竹本豐竹兩座と成てより、東は西に負まじ、西は東に勝らんと、互ひに勵み出來、益々芝居繁昌し、淨瑠璃の作者は種々樣々の趣向を工み出し、道具建にも金銀を惜ます、金襖にて舞臺を暉かし、或は數寄屋懸りの捽成思ひ付に、智惠袋の底を振ひ、人形の衣裳には、縮緬緞子繻子金襴等にて美麗を盡し、詰人形の外は皆々足付と成、出遣ひの外は介錯足遣ひ立懸り、歌舞妓役者の所作より增りて天晴見物事也、併し西か東か一座計にては、斯繁昌もせまじ、

〔雲錦隨筆〕四操芝居の木偶も、往昔は今の如く委からず、足などは無りしを、山本土佐掾角太夫の時代、源氏烏帽子折の狂言に、藤九郎盛長、澀谷金王丸等の二の人形に初めて足を付たり、元祿年間より以前也、爾後宇治加賀掾嘉太夫の時、世繼曾我の淨留理に、朝比奈の人形に足を付しより、諸流とも

に擧つて立者の木偶には足を付る事となれり、(中略)享保六年辛丑八月、信州川中島合戰(竹本座にて興行)此時山籠を張ぬきの本山に作り始む、(是迄はすべて、山の段は、すだれに山を畫きたるを用ゆる也、)享保十八年四月、車返合戰櫻大森彥七の木偶に、指先の動くことを仕はじむ、同十九年十月、蘆屋道滿大內鑑に、與勘平の人形の腹のふくるゝやうに仕始む、延享二年乙丑七月、夏祭浪花鑑に、木偶に帷子衣裝を著せはじむ、享保十九年甲寅正月、豐竹越前少掾若太夫の芝居にて、北條時賴記、(西澤一風の作也、二度目の興行、)此時正面の床を横床に仕はじむ、元文五年九月、武烈天皇艤に、佐手彥の木偶を眉毛の動くやうに仕はじむ、斯の如く年々歲々に工夫を凝し、今は眼中の動き口をひらき舌を出し、髮逆立腹動き、琴三絃を調ぶる指先まで働けり、

〔諸事聞書往來下〕延享四年七月十五日初日、

惡源太平治合戰　五段續

此淨るり四の切上總太夫相勤操り人形にて、おやまおどり雀踊あり、是若竹東二郞工夫にて、立役人形に屛風手といふことをはじめる、右屛風手とは、五本のゆびをならべてをり皮にてつなぎてうつがひの如くす、是を屛風手といふ、竹本豐竹ともに、おやま人形には多くつかへども、立役には此度始て也、甚だぶかつかふな者にて、是を指先似たるとて數の子手といふ、其外人形どふぐし、西は引せん、東は小猿迚、違ひかた板突上ゲ、丸どふ片腹、みな〳〵東西の流あり、つかみ手迚、ゆび五本動くのもあり、是も東はうで首動く、西はうでくび動かず、其外人形遣ひの口がふ、西は前のゑり、やはり打合せ也、東は半合羽の如く、左右の方にて懸る、頭巾も西にては耳ををれど、東は耳たてたる儘也、亦手袋迚、ゆびにはめるめりやすの如きもの、舞臺下駄、みな〳〵東西にて替る也、人形かしらは、竹本座笹尾八兵衞より、いろ〳〵名あるを細工し、昔より傳はれども、豐竹は元祿年中よりはじまりし故、人形頭とも名細工あれども、何の淨るりの何頭といふ事を聞ず、

人形遣

若竹東二郎出精より、西の頭を寫し、少々違ひ寫されし故、此砌よりは人形の頭の名、當り淨るりにしたがひ、しやう〳〵は申せし也、

〔人倫訓蒙圖彙七〕人形遣　さま〳〵の人形あり、くびを左右にはたらかすは、宮内左内よりはじまるとかや、道行舞女がたゞかるわざをつくすを上手とす、

〔守貞漫稿二十三音曲〕人形遣

出遣〇中略　守貞曰、今世專ラ出遣ヲ行フコト更ニ奇トセズ、加之ニ近年ハ歌舞妓役者ノ早替リ及水藝等ヲ、人形遣及ビ太夫三絃ヒキ迄モ行之、早替ハ一瞬ノ間ニ己ガ扮ヲ變ジ、水藝ハ上下着出遣ニテ水中ヨリセリ出シ、又ハ水中ニ在テ人形ヲ遣ヲ云、

〔樂屋圖會拾遺下〕人形役者部屋上役者二三人は部屋をしきりて、其餘はみなひとつ處に居ならぶ事、歌舞妓芝居惣部屋のごとし、うしろの人形棚を見わたせば、義經あり、楠あり、伊五がこれにかたをならべ、おちよとはいはいとむつまじく、けいせいには役行者がもたれかゝり、非人大人の高下なく、五百年のむかし男、一夜付のたおやめもうちまじりて、いとおもしろし、

〔清閑寺熙房卿記〕明曆四年〇萬治元年七月十三日、人形操師藤原正信任上總少掾、職事昭房、　後十二月廿二日、人形操師花山院右大臣執奏藤原信勝任出羽掾、〇中略右職事昭房、

寬文二年八月廿六日、江戸人形操師平正信任丹波少掾、職事經慶、

〔江戸圖鑑綱目〕操狂言太夫

通油町　おやま二郎三郎

高砂町　とんつう與總兵衛

〔我衣〕寶永ノ比、小山次郎ト云人形ツカヒ有、ヤグラヲ半太夫芝居跡ヘ上テ、年久シク芝居シタリ、

〔竹豐故事下〕操人形の故事并名人之遣手附古今達人之事

寬文の比、江戸に小平太と云人形遣ひの名人有、〇中略此小平太おやま男人形共に能遣ひし名人のよし傳へ聞たり、相續ておやま次郎三郎此道の達人也、近世には辰松八郎兵衛名畫を顯はさ

れたり、京都には貞享元祿の比、おやま五郎兵衞、同五郎右衞門、大藏善右衞門、正德享保の比、三升平四郎、宇治久五郎、三十郎、與八郎等、何れも名を得し上手の遣ひ手也、大坂には辰松氏、藤井小三郎、桐竹三右衞門等のおやまの名人有し也、當時立役人形吉田文三郎は古今無雙の名人也、相次で若竹東二郎譽れ高し、おやまは今藤井氏、男人形には桐竹吉田豐松、若竹氏の中に三手分多し、手妻人形は山本彌三五郎飛驒掾に始まる、

〔竹豐故事〕下淨瑠璃古今之序幷當時之太夫名人之評

名代 竹本筑後掾 座本 竹田出雲掾座當時出勤之衆 ○中略

人形 立役おやま 眞至極拔群操宗匠　吉田文三郎

おやま風流美體　田中小八　最媚　小松文十郎

立役起居壯健　桐竹門三郎　同箕裘業　吉田文伍

擧動尋常　吉田彥三郎　術功　竹川七郎次

若術　吉田藤五郎　同貫藏　淺田太四郎　桐竹源十郎　土佐幸助

同三津八　松嶋又三郎　吉田傳八　同源八　笠井茂十郎　桐竹定七

吉田平治　太田源五郎　田中平次郎　京都出勤之衆中は除之

卷軸功老練磨　桐竹助三郎

名代座本 豐竹越前少掾座當時出勤之衆 ○中略

人形おやま嬋娟當中美艷無上　藤井小八郎

同綵飾芬芳美壯　藤井小三郎　立役人形莫大擧動發明無類　若竹東二郎

粉骨時明　若竹伊三郎　度量的中　豐竹彌三郎

老積功　中村勘四郎　若發　豐松祐二郎　同門三郎

若竹清五郎　若竹友五郎　豐松元五郎　同彥七郎　豐松藤四郎　同勘三郎
同源三郎　福嶋市之丞　柏井傳三郎　若竹三十郎　同清次郎　淺井德二郎
笠井乙五郎
おやま美若　藤井八十八　同新十郎
人形卷軸積術撲範還賑　豐松藤五郎

〔歌舞妓雜談〕元祖辰松八郎兵衞曰、須磨の都源平躑躅の二段目に、熊谷が扇屋へ扇を誂へに來りて、敦盛のゆくゑをさがす時、煙草をのまんとして、笛の音の聞ゆるゆへ、奥の方へ目を付、たばこを吸付けながら、此家の内に敦盛が居やうと心づきおちついて、しづかに考へる振にてつかひ申候、又弟子の喜四郎は、いづれにて笛を吹と驚く顏にて、方々をたづねる振にて遣ひ申候、又大坂の文三は、表の方を見て笛の音について、顏をだん〳〵奥の方へむけて、たばこをすひ付る振にてつかひ申候、

二代目大谷十町は、若き時文七といひて人形つかひなり、常々八郎兵衞が足遣ひをいたしたるゆへ、右の事をものがたりしなり、

二代目中村七三郎、三庄太夫の粟の鳥の番をする、安壽對王が母の盲人にてふしごとの所作を勤めしとき、元祖辰松八郎兵衞人形の振をおしへて、鳴子の音はからころ〳〵唐へはゆかじといふ文句のとき、杖を放してわらふ振なり、これは人形の名人八郎兵衞が振に、おかしき事にはあるまじく、又氣違の心かと、いぶかしくたづねしに、盲人はもと岩城の御臺にて、安壽對王の跡をしたひ、是ほどたづぬるに、二人の子が唐へはよもやゆくまじと、我身ながらあきれて、我心を笑ふふりなりとぞ、其前の文句に、日の本の地はよも去るまじといふ事あり、此上るりは元祖竹田出雲が作也、その後八郎兵衞が弟の辰松幸助、此御臺の人形をつかひし時、粟の鳥の段には、目

明のお山の人形の目に、毎日うす紙をはりて遣ひしと也、幸助は上手也、八郎兵衞は名人也、

〔倒冠雜誌〕抑發太夫天王寺五郎兵衞と言し時、初而やぐらを揚しは、貞享三年巳のとしにて、いまだ竹田のしばゐにあらず、ワキ竹本頼母、多川源太夫などにて興行ありしが、此時分より、よし田三郎兵衞、辰松八郎兵衞とて、名人の人形有しが、尤才智發明にして、兩人共頭取役を兼帶して、人形の外に樂屋のしまり、給銀のおりのり、町中の評判、表の上り、万事水ももらさず出精ありしが、故筑後掾博敎、竹田出雲がゝへの役者と成て、芝居興行の節、則右之一座こと〳〵く竹田へ屬しで相勤ける、此時代は別而人形の藝至て上手ゆへ、突こみとて下より兩手をさしこみ、人形壹ッを一人してつかい、手すりの上へ首を出さず、ちから一ぱいさしあげ、みじかき浄るりながら、丸一段出づかいのやうにしてつかいぬ、中々見るもじんどく、又なるべきとも見えず、中にも辰松は其妙なる所を得て、諸人専ら用ゆる所也、依今の豊竹越前のむかし若太夫と心を合し、芝居興行して勤しかども、自分の器量すぐれしか、又は時の運によるか、若太夫を退散して、東武ふきや町に芝居を建て座本を勤、今繁榮のしばゐ是也、同時吉田三郎兵衞は、立役人形を専らにして、元祖山本飛驒掾に近寄、人形の奥儀を極め、其比よりの大立もの、天滿やおはつのおやま人形、辰松八郎兵衞相勤むれば、德兵衞は吉田三郎兵衞、最初の國性爺も此三郎兵衞役にて、世に秀たる人形、ちかき比迄も役はなけれと　樂屋の後見とて、毎日々々出勤しが、定有年月はのがれがたく延享四丁卯年三月十七日、死去有しよし殘念の袖をぬらしぬ、一子八之助は、幼少より生れ立人並ならず、器量骨柄人に勝れ、なる程一方の大將共なるべき人相成しが、則國性爺後日合戰に、錦しやの出づかひ、片手にてのはれわざ、年若なれ共さすが親三郎兵衞の子程有、のち〳〵は天晴の役者にもなるべしと、人々是をほめけるが、扨こそ此南瞻部州に吉田文三郎と名を揚たり、若かりし時分より親の職を受續て、頭取出勤より、しばらくは評判もなかりしが、大坂大火後鼎軍

談に玉芙蓉といふ人形より、桐竹三右衛門をあざむき、續て出世握虎の藤吉より、めき〳〵と藝を仕上ゲ、眞鳥の助八兼道、篠原合戰の兼平、〇中略別而梅がへの無間の鐘は、古今無双の事、尤菊之丞の形とは言もの丶、舞子あるひはとしわすれのざしき狂言にもしてもてはやすは、世の人の知る所也、昔よりは見物も上手になりて、中々常ていの事にては合點せず、目口まゆ指先の動く人形迄を拵、當世の世話を心がけ、はやる事を人形にうつして、一事もる丶事なし、是大かた荒増は文三郎に初りぬ、それより此かた兒源氏の熊坂、西行の西行、夏祭は團七、人形第一の大當り、菅原傳授の菅相丞、松王女房は珍敷仕内、中々申はくだ〳〵敷、人々いつも肝をけしぬ、此次の淨るりに、嶋の勘左衛門ニ塀をこす人形、馬に乘たる文三郎ともに引上しが、是は昔のかけ鯛心中の首しめの趣向より出し歟、ふら〳〵として、ことの外うけよろしからず、此時初て文三郎も惡敷との風聞、千本櫻の忠信きつねの思ひ入、是又大はね、耳の動く人形は、これが始の終りならん、忠臣藏の由良の助、布引の瀧のさねもり、凡六七十餘番の間、いづれか此人のふ當りはなく、淨るりはさのみ出來ねども、是非文三郎は人形にて少しにてもはねめありしが、此布引の比より、與風作者の氣ざし專らにして、戀女房染分手綱、吉田冠子一作、昔の小室ぶしに、當世の世話をませたる續淨るりに取組、道成寺の亂拍子、近代世話事にての大當り、世の取沙汰ことの外よかりし故、作者を第一にして、名筆傾城鑑ニ石橋の所作事出づかひ、其身は白粉青黛にて顏をぬり、四方八方にらみ付、文吾官藏もろとも板に乘て引づる趣向、さりとてはおとなげなく、餘りの大不出來、にらみ付し目の評判、眞如堂にひとしく、これをのみ評判を致しぬ、次に愛護の若にて色をあげ、人形は付たり、作をおもにして、小袖組貫練門平薩摩歌、げいこかゞみなど不出來にして、それよりは病氣にて引籠、出たりひつこんだり、子息八太郎は楠昔噺の時分より、千太郎の役にてありしが、千本櫻の維もりの役よりめき〳〵と仕上ゲ、忠臣藏より文吾とあらため、だん〳〵出世し

て、三代根生の立ものなるべき器量、大かた子息へ役ヲ廻して作のみとおもひの外、此度のおもひ立、其身人形は名譽の名人作者はする、吉田苗字の役者をかたらひ、近々新淨るり外芝居にて興行のよし、内々の取組、吉田連名の内より告しらせたるによつて、竹田近江大におどろき、とやかくと和談も入、色々と世話もありしかども、年々の大望やむ事なきによつて、是非なく文三郎、文吾、弟大三郎、幷一家彦三郎、右四人、同時にいとまを遣はし、しばらく此座を退散す、

〔奈良柴〕古代の達人幷人形の妙手まで皆々うせて、江戸操の正しき格式もしれる人もなく、操を勤し太夫三絃も、少し計りの小歌ごときふし事のみを要とする、あやつりは能太夫の能なり、ゆかふこばんも是にひとし、○中略人形妙手庄五郎、庄三、べん六、六郎兵衞、小山兵三、門三などとて、上手は有、人形もめつたに身振こまかに、人のごとくにつかふを、上手とはせず、體をくづさず能のごとくに、きつとつかふに習ひ有りて、少しのつかひ方に數年心を盡し少し計りのおもひ入、ちやりのきりやうにも、種々むづかしきつかひ方、扇のさしやう、拍子のふみやう迄に、朝暮心を盡すといへども、名有人形の上手には不ㇾ及、今は人形一ッに三四人取付き、人のはたらく如くにするは、互におもひあひたる名人也、

〔嚴有院殿御實紀六十〕延寶八年四月十日、此ほど御病〇徳川家綱おこたりはて給はず、やゝもすれば御鬱滯したまふにより、酒井雅樂頭忠淸その御心なぐさめむとて、二丸にむかへて饗し奉る、○中略御膳進らせて後、庭上に設たる舞臺にて、竹本土佐掾といへるものゝ、操淨瑠璃演劇を御覽にそなふ、信太狐、有馬奴などの演曲數闋はてゝ、かへらせ給ふ、

〔舊記拾要集十二〕延寶八年申四月十日御用覺帳書拔

一今日於二ノ御丸、酒井雅樂頭殿御茶被ㇾ獻、堺町土佐淨瑠璃次郎三郎操有ㇾ之、就ㇾ上覽右爲ㇾ役人、與力雙方ゟ拾人、此方今井半兵衞、梅井五左衞門、勝田出雲守殿方原善左衞門、篠崎與左衞門、八右衞門、遠山甚五右衞門、中村八郎左衞門、吉松七郎兵衞、下村彌助、安藤小左衞門、駛

斗目袷上下著、同心雙方ゟ貳拾人上下著、右ハ與力同心共ニ中番役ニ而出ル、與力ハ草履取壹人、挾箱持壹人ヅヽ連之、所狹ニヨテ若黨は除之、明ケ七ツ時分番所江被召呼、御門札等彼是之儀被仰渡、自夫御月番出雲守殿參上仕候得ば、與力雙方ゟ貳人、雅樂頭殿致伺公、關友之助呼出シ、座之もの共御城江入候刻限之儀、可承合之旨御差圖有之故、友之助ニ右之趣申談候、町年寄藤左衞門、彥右衞門儀、座之者共引連、雅樂頭殿屋敷中之口ニ相詰罷在ニ付、刻限之御差圖承、右兩人に座之者共爲繰出、與力同心共ニ二ツニ分リ、役者共之前後ニ立、二ノ御丸江參上仕、二之御丸御門入樣は、兩御頭之判形之紙札を銘々持參、土佐次郎三郎、幷貳人之手下のもの共、次ニ長持等持候人足迄、右同樣之札ニ而通ル、人足之分ハ歸し、晝時分ゟ大手之下馬腰懸迄爲詰置、樂屋ゟ左右有之而、二ノ御丸之內江參、爲此下知人同心三人宛雙方ゟ出ル、是ハ廿人之外也、座之もの人足等之儀、町年寄手代引連罷出、万事差引仕、於樂屋與力同心相勤頭ハ樂屋之兩出口ニ、與力雙方ゟ貳人、御徒目附相加リ罷在、万端無作法無之樣申付候、樂屋江之入口之土戶ニ、雙方ゟ同心四人附置、御徒目付御小人、此方兩組之者之外ハ入不申樣仕候、事畢而罷歸候節之儀も、朝之行列之通仕、罷出候、

延寶八年申四月廿七日御用覺帳書拔

一、二ノ御丸江渡御成テ、大久保加賀守殿被獻御茶、其上爲御慰堺町永閑淨瑠理次郎三郎操就上覽、爲役人從兩組與力六人、向方滿田三左衞門、水野勘左衞門、吉田宇右衞門、出雲守方鈴木善太夫、山本茂右衞門、加藤半右衞門、熨斗目袷上下を著、同心雙方ゟ拾人染袷上下を著ス、中番役ニ而出ル、與力ハ草履取壹人、挾箱持壹人宛連之、若黨者廓內狹ニヨッテ除之、刻限ハ明ケ七時番所江參、兩頭印判有之、御出入之紙札請取之、殿中格式等被仰渡、其ゟ月番出雲守殿江參じ、相役ト示合、西ノ御丸大手ノ下馬江相詰、六ッ半時加賀守殿ゟ御城江可入之一左右有之テ、永閑次郎三郎彼一卷共、加賀守殿屋敷ニ相詰罷在ヲ、町年寄三人爲支配之裏門ゟ繰出ス、與力同心二ッニ分リ前後

ニ立、櫻田御門口ゟ二之御丸江參上ス、御門入樣ハ、斷之紙札ヲ人別ニ持通之、座之者幷長持等持候人足迄、右同札ニ而通、人足ハ其儘返シ、晝刻大手下馬迄相詰サセ、此爲下知人同心雙方ゟ四人出ル、勿論上下ヲ著、拾人之外也、樂屋ゟ左右シテ人足引連參ス、與力同心、相勤品ハ樂屋之兩口ニ步行御目付貳人、與力貳人相交リ、時々代テ勤、同心者樂屋外口ニ貳人宛相詰、殘テ之者ハ詰々ニ指置之、諸事作法無猥樣ニ制禁之、事終テ出城之節ハ行列如朝、

〔玉露叢三十二〕延寶八年四月廿七日ニ、大久保加賀守二ノ丸ニ於テ、將軍家(〇德川家綱)御遊慰ノタメ、御茶ヲ獻ゼラル、尤上覽物アリ、巳ノ后刻渡御、(〇中略)午ノ后刻操初ル、梵天國淨瑠璃(六段)、永閑、魔王退治(一段)同人、

〔舊記拾要集十二〕享保四年亥十一月廿五日御用覺帳書拔

一享保四年亥十一月廿五日、於二之御丸、葺屋町淸次郎店手妻人形遣辰松八郎兵衞所作、淨圓院樣、長福樣、小次郎樣上覽ニ付、御樂屋爲圍、出雲守殿方與力松浦彌次右衞門、阿部彥太夫、三村傳兵衞、越前守殿方樋口次郎左衞門、植竹藤右衞門、中村三左衞門、同心出雲守殿方村田久太夫、岩村摠左衞門、三井伴左衞門、佐野幾右衞門、渥美新左衞門、伊澤定右衞門、越前守殿方同心小倉藤五郎、布施八五郎、岡本助左衞門、渡邊喜太夫、土橋孫助、桑原四郎左衞門罷出ル、上役六人共ニ、前日御用番中山出雲守殿江被召呼、右出役之儀被仰渡、於御樂屋固場二ヶ所、御徒目付立合相勤可申候、廿五日明ケ六時前、辰松八郎兵衞、其外役者共都合貳拾七人、大手迄召寄置候樣被仰渡候付、明ケ七時御番所迄揃候樣ニ申付、出役之者も右刻限御番所迄罷越、六時前出雲守殿御登城、御跡ニ引續、役者ども召連二之御丸御樂屋江參、出雲守殿御目付鈴木伊兵衞殿御差圖ニ而、固場御樂屋之內、御舞臺江出口際ニ壹ヶ所、わすれ口之方入口際ニ壹ヶ所、御徒目付壹人、與力雙方貳人立合相固、幷御小人目付兩人、同心雙方兩人宛相詰、役者作法等も申付、其外用

事等承、向々江申達候事、

一朝五時分ゟ八郎兵衞所作相初リ、暮六ッ時過相濟候、其前町人足呼寄置、道具共不殘相返し、直ニ兩御頭江組切ニ上役計御屆申上ル、

一御舞臺江張候緞子之水引、上ゟ被下候と申儀には無之、下ゲ候樣にと被仰渡、直於御舞臺八郎兵衞致頂戴候事、

一出雲守殿、伊兵衞殿、終日御殿ニ御詰被成、度々御樂屋江も御見廻り被成、諸事被仰付候、評定所立合有之候得共、右之御用故、評定所江ハ御出座不被成、越前守殿評定所御勤被成候、御小納戶衆藪七郎左衞門殿にも、右御用懸り之由、是又度々御樂屋江も御見廻被成候事、

一鏡之間脇橋懸リ出候、右之方小座敷ニ御小納戶衆壹人ツヽ被相詰候事、

一出役與力同心共ニ、朝夕御臺所御料理被下之、與力ハ直ニ休足所ニ而、一汁三菜之御料理給申候、同心ハ一汁二菜之御料理、わすれ口固場ニ而給申候事、

一役者共江も朝夕御臺所被下置、御酒も被下候ニ而者無之、望次第爲給候樣ニ被仰渡、御酒被下候事、

一出雲守殿伊兵衞殿御對談ニ而、與力同心休足所被仰付、與力休息所者御樂屋之內、御屛風ニ而圍、同心休息所者御樂屋口左之方ニ圍被仰付候事、

一八郎兵衞所作道具長持、拾六棹之內拾二棹、外ニ道具七からげ、前日右出役同心之內、御月番之組計付添、御樂屋江持セ參、御徒目付江相渡候、殘長持四棹は、廿五日朝役者共一所ニ爲持參候事、

一右道具持運候町人足、町年寄方江申遣、前日六拾人呼寄、道具等爲運、右殘候四棹分之人足拾六人、明ヶ七時八郎兵衞方江直ニ遣候樣觸遣候、當日人足七拾人、晝七時過大手迄呼寄置、御目付

衆ゟ銅御門江御斷相濟、御樂屋迄召寄、道具共八郎兵衛宿江差返し候事、

一出役與力者裏付上下、同心者羽織袴ニ而相勤候、但役者は麻上下致著候事、

一銅御門出入之儀、前日御目付衆被仰合、出役與力同心共、出雲守殿御判鑑ニ而可罷通候、并役者共も同御判鑑壹枚ツヽ、銘々爲持可罷通旨被仰渡候、尤出役之者、當日出合之儀者御斷相濟候故、何ヶ度も無滯致出入候事、

中山出雲守組



右之通御判鑑拾八枚御渡被成、兩御組も此御判鑑ニ而相濟候、

中山出雲守斷
役者



右之御判鑑貳拾七枚御渡被成、役者共江銘々相渡候、

右之通御判鑑致持參候得共、口上之斷ニ而相濟罷通候故、御判鑑者出し不申、翌日致返上候事、

一手妻人形番附

一三番叟　一難波島臺　一猿のかるわざ　一八百屋お七

一同中之段　一反魂香上之段

壹段

一曾根崎　一用明天皇　一狐釣り(さらしの所)　一三井寺開帳(觀音廻り)

一國せんや　一女鉢之木　一壽命髮置　一平安城細石

南京操

一小野小町道行　一船辨慶　一大平樂（大國舞）大踊り

右之通致所作、猿のかるわざ御好ニ付又々致候事、

一右御舞臺手揚、其外仕方爲御尋之、同月十九日八郎兵衞御舞臺江被召呼候、此節無立合、三村傳兵衞壹人召連罷越候處、出雲守殿、幷小普請奉行星合攝津守殿、加藤駿河守殿御立合ニ而、仕方御尋之上、八郎兵衞委細申上、御舞臺支度小普請方ニ而出來之上、同廿四日又々八郎兵衞被召呼、傳兵衞召連爲致見分候、兩日共ニ下役村田久太夫、伊澤定右衞門罷出候由之事、

一右八郎兵衞ニ白銀拾枚被下置候段、同十二月四日、於御城出雲守殿江若年寄石川近江守殿被仰渡、出雲守殿御番所江早速八郎兵衞被召呼、右之段被仰渡、銀子致頂戴候事、

但右之銀子、御納戸ゟ出候由、

〔竹豐故事下〕操人形之故事幷名人之遣手附古今達人之事

南京糸操は寛文延寶の比より遣ひ始めし由、京都山本角太夫芝居に專はら遣ひし也、

〔都の手ぶり〕兩國の橋

人形をかしらより手足まで、あまたの糸もてつけて、うたひものにあはせていと引きあやどりつかふを、南京のあやつりとなつけて、むかしよりこゝにておこなふをさなきものは皆これに心よせつゝ、つどひよるめり、

古事類苑

樂舞部二十一

小唄 長唄 木遣 早歌 併入

小唄ハ、端唄トモ云フ、多クハ二十六字、若シクハ二十三字ヲ以テ綴リタル俗謠ニシテ、德川幕府ノ時、三味線ノ發達ト與ニ長足ノ進步ヲ爲シ、其曲節ニヨリテ、隆達節、弄齋節、柴垣節、投節、滑リ、加賀節、小室節、潮來節、大津繪節等ノ名目アリ、而シテ始メハ曲調及ビ章句等優雅ナリシガ、後ニハ漸ク淫靡ニ流レタリ、

長唄モ亦俗謠ニシテ、其歌章小唄ヨリ長ク綴リタルヲ以テ名ヅクト云ヒ、或ハ節ヲ長ク引キテ謠フ故ニ云フトモ云ヘリ、長唄ノ一種ニ江戸長唄ト稱スルモノアリ、杵屋勘五郎ノ創ムル所ニシテ、多クハ之ヲ劇場ニ於テ演奏セリ、

〔倭訓栞前編九古〕こうた　江次第に大歌小歌と見えたり、其小うたとて世に傳ふるは、すだれまきあげ見る雪の袖にちりきてしばしはとまれ、さの丶わたりにあらねども、はらひかねたる夕間暮の類也、俗にいふ小歌は別也、是もむかしはよしやよしなや人うらむまじ、亂れ車でわがわるいの類也、今の淫風の如きにはあらず、

〔三養雜記二〕小歌

榮華物語玉村きくの卷に、川そひ柳風ふけばうごくと見れど根はつよし、といふ唄ものあり、後の世のなげ節の唱歌にや丶似たり、松の葉に載する小歌の中に、琉球組といふは、永祿年中に琉

球國より三線わたりしころの組歌ゆゑに、しか名づけたるものにて、小歌のことにふるきものなり、これに次で鳥組、腰組、不祥組、飛驒組、忍組、浮世組、みな三線の組なり、この七曲を本曲といへり、琴の組はもと三線の組にならひて、作りしものなり、むかしの小歌を集めたるものは、松の葉、續松の葉、松の落葉、松竹梅、大麻、紙鳶、糸竹初心集、小歌揔まくりなどくさ〴〵あり、そのかみの曲節はいかにありけん、今も河東節のやりおどり、長唄はねの禿のふみはやりたやといふ一節などは、すでに松の葉に見えたり、今うたふ節むかしの名ごりにや、

〔聲曲類纂五〕小唄之部

神樂、催馬樂、東遊、雜藝、足柄、片下、神歌、里鳥子田歌、棹歌、辻歌、風俗、曲舞、今樣、朗詠等のごときはいはず、童謠俗謠はいと古くよりありし事は、代々の草紙物語にのせて、榮花物語の、川ぞひ柳風ふけば云々のうた、つれ〴〵草の、ふれ〳〵小雪、たんばの小雪、土佐日記の、船子のうた、鎌倉の頃の一里けんぢやうのうた、に尤出の づ事載 又聚樂の時の、まうそ〳〵赤ひ事申そ云々のうた、一休禪師がはやるもの何々のうた、三十番に載 見 に無 出尾 づ張 等かぞへつくしがたし、雅筵醉狂集に云、童謠に蝶々々々棠の葉にとまれ、なれもとまらば、我もとまらんといふ、深草の元政これを聞て、これ古詩の體にかなへりとて、文字に直して、蝶々々々留二于棠葉一、汝ナレモ留我留といへり云々、たま〳〵殘るもあれど多くは傳らず、永祿の頃にや、琉球國より二絃の樂器、泉州堺の津に渡り來りしを、瞽者中小路事は秘卷に見えたりこれに一絃を増して彈初め、虎澤、澤住に一と澤角も等以下の盲人、本手組、端手組、搖上、林雪、ほそり、片撥等の節譜を作り、三味線に和して唄ひ初しより、世に弘まれるよし傳えたり、それよりこのかた數多の撿挍勾當出て新曲を綴り、又一つには淨瑠璃節より出、章句を約して長唄短歌と稱し、めりやすと號し、時世の風俗をうつし、投ぶし、繼ぶし、加賀節云々の變調を作りてうたひしかば、花街雜劇に盛に行れしより、自ら文句も鄙陋にはなりしにや、盲人の曲節今は別種となりてうたふ人少し、

〔倭訓栞中編二十一〕はやうた○中略 今はうたといふも、はやうたの略にやといへど、端歌にて事の調らぬをはといふなり、

〔守貞漫稿 二十三 音曲〕端唄

ハウタト訓ズ、時々變化流布スル小唄ノ類ヲ云、總名長唄ニ對ス名目歟、〇中略追書ス、或小唄ノ本ニ、鄙曲三味隆達遺響 歌澤大和大掾受領 巳年六月 〇中略 上ニ云ル巳年ハ安政ノ巳年歟、恐クハ此大和大掾ハ二世ナルベシ、端唄家元ノ立始メ猶追考スベシ、

〔守貞漫稿 二十八 雜服〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方、大關以下左ノ如シ、〇中略 御座敷ノ端歌 宴席ニ情歌ヲ三絃ニ和シ唄フ

〔聲曲類纂 五〕上方唄。。京大坂の小唄にして自ら一品なり、頌歌は松の葉、松の落葉、糸の調、鶴の聲、鶴の齢、松の学(みはへ)、松の聲、常盤の友などいへる草紙に載たり、何れも箏に和し、三味線に合せてうたひしものにて、今に行れたり、

〔守貞漫稿 二十三 音曲〕上方唄

上方ト云ハ他國ヨリ京坂ヲ指テ云也、故ニ京坂ニテハ地唄ト云、江戸ナドニテハ上方唄ト云也、是ヲ京坂不易ノ唄物トス、三絃ハ素ヨリ琴ニモ能ク合フ、江戸唄ハ三絃、鼓、太鼓、笛ニハ能合ヒ、琴ニハ合難シ、故ニ江戸ニテモ、琴ニハ上方唄ヲ合スコト、專ラ也、江戸長唄モ更ニ琴ヲ用ヒザルニハアラズ、

〔三養雜記 二〕女藝者

京大坂にても藝子の唄に、大鼓などの囃子を入るゝことあれど、その地もとより座唄をうたふ者なく、いはゆる上方唄のみなり、されば江戸の如く、下座 または下かたとも云 の鳴物に定りたる手なし、かの上方唄には謡曲の詞をとりたるが多かれば、猿樂の大鼓の手をならひおぼえて、その間を合するといへり、

〔柳亭記 上〕小歌。。。。の字數。

小歌の字數は、七七七五にて廿六字なるがおほし、天正頃の童謠より今に至るまでおなじ、又ふるくは七五七四にて廿三字なり、七十一番職人歌合、曲舞々に載たる白拍子の小歌、所どころにひく水は山田の井どの苗代、又曲舞々、月にはつらき小倉山その名はかくれざりけり、又十九字なるあり、宗長が老のひがこと（永正十四年之記）に、田樂の歌に、戀しの昔やたちかへらぬ老の波、是はやノ字を次の句の首につけて、七七七五となるべし、廿六字なるは、二川隨筆（細川宗春著、山川素石補、享保十年乙巳寫本）に曰く、信長公時代に小歌に作り諷ひしとて、古老の士語りしは、（作者二人とも京の醫者也）

木綿藤吉（七）米五郎左衞（七）かくれ柴田に（七）のけ佐久間（五）（○中略）隆達の小歌は、此二十六字なると、さもなきとあり、なげ節といふ小歌はみな二十六字なり、（下略）

〔皇都午睡（初編上）〕謠曲を唱歌にす

端唄は謠曲より出しもの數多有、海士、八嶋、鐵輪、放下僧、葵の上、虫の音は松虫より出し、西行櫻、石橋、邯鄲の類ひ、皆謠曲の文を潤色せしもの也、道成寺は語りを一直せしもの也、

〔吉原はやり小歌そうまくり〕さかなはうたづくし

一ゆくすゑひろきむさしの丶、ひろきめぐみのをりなれや、

一まきの戸よりて、あかしの月を見つ人心、あまつをとめのへだてなく、思ひをもいつものがたり、ながきよすがらいくあきも、

一くる〳〵〳〵とめぐりあひばやよのさまに、いつかあふせのなみまくら、（○以下十一首略）

〔松の葉三〕端歌目錄

一　飛鳥川　二　たかせ船　三　有あけ　四　蘆わけ舟

五　みやまぢ　六　玉の緒　七　加賀ぶし　八　わきてぶし

九　いかほぶし　十　ながさきぶし　十一のんやほぶし　十二くわな

十三はな笠　十四船はし　十五朝妻ふね　十六うかれ女
十七しがらみ　十八ふじから　十九しほや　廿　梅がえ
廿一戀かせ　廿二まがき　廿三たつ田　廿四くしだ
廿五もろこし　廿六有馬　廿七白きく　廿八よさく
廿九捨小ぶね　卅　なみだ川　卅一しがまつち　卅二手まり
卅三いつの名　卅四さかづき　卅五くどき

二あがり

一　和歌の浦　二　さつまぶし　三　ひよどり　四　ちん〳〵ぶし
五　さいこのぶし　六　さんさぶし　七　かごしま　八　みどり
九　白ゆき　十　むらさめ　十一みだれがみ　十二吾妻をどり
十三野中　十四こまち　十五うたゝね　十六いしきり

三さがり

一　こんくはい　二　かづま　三　門ばしら　四　いけだ〇中略

飛鳥川

戀といふじは、むくつけだにも、あふみや人は、いとまなきこひぢ、さくらがざして、此したかげの、つゆにぬれにぞぬれし、わがさよごろも、夕べ〳〵はあすか川のふちせ、そこはあさいぞ、こひむらさきよ、よしやこがるゝ、さはべのはなに、けふりくらべん、こいよ〳〵ほたる、かほりをしたふしらんのもとに、きつにはめなで、そのくだかけの、みだるゝころは、はやきぬ〳〵の、わかれになれば、はなもゆきも、もみぢのあはれ、ふゆ野のちぎりまで、かはらぬいろをへ、

〔増補松の落葉五〕古來中興當流はやり歌

目錄

花見車

本調子 花見車をひきやるは、よいが〱、御所の女郎衆の袖ひ引なやれ、袖ひくな〱、御所のちよろしゆのそでひくな、〇中略

しうとめ

二上り おれがしうとめは、きふいぞ〱、あのまつ山の葉を、よめ、あのまつ山の葉をよめば、ぞなたは天なるはしを、よめしうとめ、おどり一おどり、〇中略

さまが便り

三下り あらいたわしや、ゆりわかさまは〱、しらぬたこくにすてられて、はしのらんかんに、こし打かけて〱、そより〱とふきくる風は、さまが便りか、なつかしや〱、

はとがまめくふ、八兵へどのはとが〱、お花でゝおゑさほ打かたげよ、やりひやりに、でゝおやれ〱、ちやつとでゝおやれよ、やりひやりにでゝおやれ、

〔歌澤ぶし三〕ひとり寢の、心さびしき、柴の戸を、たゝくくゐなに、だまされて、もしやそれかと、出て見れば、月にはづかし、わがすがた、

〔狂言記五〕はな子

との小袖なうちかけつぼをつて、さばきがみにていづろ、　こうた　あやのにしきのしたひもは、とけて中々よしなや、やなぎのいとのみだれごゝろ、いつわすられぬ、　こうた　はる〱とおくりきて、おもかげのたつかたをかへり見たれば、月ほそくのこれりたり、なごりおしやのはつそれがしがおもしろきまゝに、

ひとり事を申てある、太郎くわが待がによう、まづかへつて、よろこばせうとぞんずる、○中略ついでに此程のやうすを、かたつてきかせう、まづあれへまいると、なにとやらひそかにあつたほどにふしぎな事ぢやとおもふて、そつとさしよつて、内のやうすをきいてあれば、花子さまのこゑにて、物とおほせられた、こうたともしびくろうして、物のさびしきおりふしに、きみがきたるにやとおつしやれた、是はかたじけない事ぢやとおもふて、つまどをほと／＼とたゝいてあれば、其時又物とおつしやれた、こうたいとゞ名のたつ折ふしに、たそやつまどをきり／＼すと、おつしやれた、そこでそれがしもへんかをいたした、こうたあめのふるよにたがぬれてこそのたそよとゝがむるは、人ふたりまつ身か、そこで内よりも花子さまの、でさつしやれと、それがしがてをとりて、おくのまへつれて、○中略夜あけのからすがなきまする、もはや御いとま申といへば、其時花子さま、物とおつしやれた、こうたこゝは山かげもりの下／＼、月夜がらすはいつもなく、去めておよれの夜のよなかと、おつしやれた、○中略花子さまの、いつ御意なされぬ事をおほせられた、こなたのかみさまのすがたが見たうござるのふとおつしやれた、そこでそれがしが山のかみがずがたを小うたにうたふた、こうた人のつま見てわがつま見れば／＼、深山のおくのこけざるめが、雨にしよぼぬれて、ついつくほうたにさもにたと、申うたふてあればどつとわらはつしやれた、○下略

〔十河物語〕阿波國ニ屋形アリ、細川三周公ト申ヲ、三好實休生害サセマイラセ、實休則阿州ノ總主トナレリ、○中略三周公生害ノ日三月二十一日、實休モ三月○永祿三年二十一日ニ果シトカヤ、實休ハ紹鷗ガ茶ノ湯ノ弟子ナリ、實休追善ニ、紹鷗茶湯シタル事アリ、實休影前ニ紹鷗茶ヲ備、

石川ヤセミノヲ河ノ清ケレバ、月モ流ヲ尋テゾ、スムモニゴルモ同ジ江ノ、淺カラヌ心モテ、何疑ノ有ベキ、年ノ箭ノ早クモ過ル光陰、オシミテモ歸ラヌハ本ノ水、流ハヨモツキジ、絶セヌゾ

手向也ケル、

此小歌ヲ謠ヒ、紹鷗涙ニムセビ立ケルトナン、○下略

〔戴恩記下〕六條には信長公すでに籠りたまひぬと、取まきたる軍は肝をけし、色を失ひ逃支度をしあへり、○中略信長公敵の色めくを御らんじ、臆病風のやまぬ先に、衝て出でば追散すべし、いざさらば我申ごとくにをの〱し給へ、我小歌をひとつ作りてうたふべし、われ音頭を取てうたひ候はゞ、みな付てうたはるべし、小歌の間は各一度におり居て膝をくみ、鑓を膝の上によこたへ持、歌三べんうたひすますとひとしく、其儘立あがり、大ごゑをかけてつきくづすべしと、かたく筈をとらる、其歌にいはく、おたのかづさは、果報のものや、一番鑓をつくほどに、しかも上意の御前にて、拗本國寺の北の木戸をひらかせ、筈のごとくうたひ、四方八面一追に散したまひぬ、大軍のならひ、くづれ立たる人數なれば、とつてかへす志もなく、外にひかへたる伊丹鳥養、攝津國河内より、うしろまきの人數の軍兵ども、ときのこゑをあはせ、をひうちにうちければ、死人かずをしらず、

〔備前老人物語〕一これもいづれの陣の時にや、その人の名もわすれたり、信長公の侍に博奕まけて、馬物具までとられて、淺ましきさまに成たり、その明けの日すべきやうなければ、打死すべしとおもひ定めて、紙子羽織のうしろに、黑き餅をかきつけ、大きなるさゝ板を求て、鋸に刻み、腰さし物にして戰ひを待つほどなく敵御方ちかづきて、たがひに白眼あひしほどに、左の手に扇をもち、右の手に刀をぬきて、大音をあげ、愛宕參りに袖をひかれた、といふ小歌をうたひて、ひとり出たり、○下略

〔尤之草子上〕あかき物のしなじな

一まうそ〱赤事申そ、むらさきののきもんかくに、妙覺寺の二王門、百万遍の御影堂、天まのか

ねのを、赤づらの明王、天火、いなづま、朱すりばう、いなり殿の狐火、祇園殿の犬子、山王の鳥居、猿がしりは眞赤な、早川主馬のふんどし、すわうか、紅梅か、ひざや、ひじゆす、ひぢりめんに、ひどんす、肥後殿のひつしき、渡邊殿のきんちやく、彈正殿のもちやり、小野木殿のかわりばな、あい殿の御門、ゆふけいのこしざし、朱ざや、朱具足、からのかしら、猩々皮、高雄のもみぢに、だんの山の岩つゝじ、けしの花に、けいとうげ、御所柿に、ざくろのみ、はりの木のきりかぶ、鹽引のきり口、鮪のさしみ、いりゑび、赤がひ、赤がに、赤にしに、がさみのあしをかうにもり、佛しやうばうの口びる、お宗永のほうさき、朱屋のかゝの口べに、茶屋のかゝのまへだれ、よしやすのづきん、とうきのまくら、べにざら、朱わん、朱おしき、ちやつか、づすか、朱つぼ、朱からかさ、王のはなか、しゆせんじ、扨はそゝのまんなか、ゑいやまん中、

これは一とせ、じゆらくの城の時分、京わらべの小うた也、

〔蒲生軍記五〕名主軍之事

氏郷ノ小扈從那古野山三郎ハ、生年十五歳、生質勝レテ美麗ナリシガ、白綾ニ赤裏付タル具足下ニ、色々ノ絲ヲ以テ威タル鎧ヲ著シ、小梨打ノ甲ニ、猩々皮ノ羽織ヲ著、手鑓提、城中ヘ掛入、一番ニ鑓ヲ合セ、大勢ノ敵ヲ東西ヘ颯ト追散シ、好首一ツ討取、無比類働シテ名ヲ揚タリ、サレバ其比ノ小歌ニ、鑓仕々々ハ多ケレド、那古野山三ハ一ノ鑓、トゾ謡ケル、

〔本朝醉菩提一〕逢ふてもどる夜半の花が候、逢てもどる夜半の花も、紅葉も見わかぬわれは、石川をにごらねども、人がにごりをかけふには、何としまゐらせふ、

右は石川とて、於國の時代に、もはらうたひつる小歌となん、催馬樂の石川といふ名をかりもちひて、ことばをつくりかへたるものとおぼし、

〔續撰清正記六〕なごや普請いたし候時、清正は萬松寺と云曹洞下の禪寺を借て居給ひけるに、あ

る時、宮より大きなる角石を五六千の人數にて引給、〇中略商人も見物人も綱に取付て、浮にうひて手拍子を打、愛宕參りの小歌をうたひ、しるもしらぬもゑいやら聲にて、唯一時程になごやへ引付、大踊をしたりける、此ときならず、數度大石を引けるに、いつくしき小性共、普請場の供につれて出給に、小袖羽織をいかにもだてに染させて、金翠の粧をなし給へば、楊柳の風になびき、かつさく花の匂ふかきがごとし、されば其比の小歌に、をよびなけれど萬松寺の花を、折て一枝ほしうござる、と作りて、貴賤男女諷たるは、萬松寺の庭に大木の櫻の有て、花の盛の比なるによそへ、小小性共の美なるを譽て作りたる輿の小歌也、

〔事跡合考〕三加藤清正之事

慶長の半のころ、清正肥後國守として江戸に參向して、この館の居住の時、帝釋栗毛といふ、その長六尺三寸に餘りたる馬に乘りて、御城下を徘徊せしに、その著用の袷、鯨尺にて四尺三寸ありしが、脛の三里少下へかゝりたるなり、備前兼光の長さ三尺五寸ある刀を、常帶の脇指としたり、さればそのころ江戸の町人のはやり小唄にも、

江戸のもがりにさはりはすると、よけてとをしやれ、たいしやくくり毛、とうたひたるなり、

〔近世奇跡考〕三岡崎女郎衆

をか崎女郎衆といふ小歌は、寛文より元祿の頃へかけて、一節切にも三絃にも合せて、もつはらうたひたる小歌也、〇中略寛永二十一年印本、あふむ新つれ〴〵蜀山翁藏本と云草紙に、をかざきをどりと云小歌を、つくし琴に合せて、ひきたるよしをしるす、これによれば寛永の頃よりはやりし小歌歟、むかしあまたありける小歌のうちに、これのみ一百六十餘年の今に殘りてうたふはめづらし、

〔嬉遊笑覽〕六上音曲よしの丶山は、岡崎よりも古き歌にや、東行話說、安部泰邦卿寶曆十年記岡ざきにかゝる云々、

我娘どもの筑紫琴を習ひし時、花のふゞきの歌上げて後、岡崎女郎衆と謡ひしを思へば、さぞなむと左右を顧れども、さやうのものなし云々、花のふゞきは、よしの、山の歌なり、昔は初めに是を敎へしなり、春臺獨語に、小倉よしのなどいふは、詞やさしく云々といへるこれなり、小倉をどりは、をぐらの野べの一もとすゝき、いつかほに出てみだれたを、おたまこがれて秋こがれつゝといへる歌なり、卜養集に、八月十五夜の月をみつまたの波に船を浮べて云々、世の人も酒もりをすだれふねなどにて、小倉踊といふ事をうたふ、その頃の歌に、さすやうでさんざん、さゝぬはしのぶ夜のつまと、おたまこがれて秋こがれつゝ云々、紫一本に、宵國川納涼の所に、當世風流伊勢音頭、さすやうでさゝぬは人まつ宵のから木戸、(延寶巳年より伊勢などりはやるといへり、小倉踊のかへ唱歌を、伊勢音頭にうたびしか、)

〔卜養狂歌集秋上〕また世の人も酒もりをすだれ舟などにて、小倉おどりといふ事をうたふ、その比うたに、さすやうでさん〳〵さゝぬは忍のぶよのつまど、をたまこがれてあきこがれつゝといふを聞て、これにてうたよめとありければ、

さすやうでさん〳〵さゝぬ月の影あきこがれつゝにくのあまよや

〔世事百談〕小歌

糺物語に、糺河原にてある上﨟の三味線ひきてうたふ小歌に、

何の因果に娑婆に出て〳〵、とおしかへしうたひ給へると書けり、この冊子は日蓮宗門のことをむねと述しものなれば、さる唱歌をも作りしものならんとおもひゐたりしに、吉原小歌總まくり、ならびに吉原たゞのりといふものを見るに、替りぬめり歌に、

(未生)みしやういせんがはるかにましじや、なにのいんぐわにしやばへきて、またさらへ考の中、大石内藏助(表徳うき)がつくれる狐火といふはうたの文句に、

何のいんぐわに娑婆へ出て、いきてそはるゝ身ではなし、など見えたれば、何の因果に娑婆へ

出てといふ唱歌の、そのかみはやりしこと見えたり、ある人の見せし烏丸光廣卿の作り給ひしとて、自筆にかゝせたまひしに、

おなじ空なる影かとおもて見れば、あやしや月さへサマとともに、見ぬ目がかはるげな、

〔紫の一本下〕班女塚

一とせ江戸にて踊はやりし時、松ぞろひの小歌にも、目黒不動の腰かけ松、三田に渡部源吾が松、扨は班女が衣かけ松、道灌殿の頭巾の松、一本松や六本松、白銀町には八町續いた松原越てなどとうたひしなり、

〔焦尾琴雅〕はやるものなに〳〵

猿樂田樂のうたひもの、尺八、こきりこ、はふかぶし、傾城若俗のざふたむ、さよ〳〵さ夜ふけがたのよ、しかのひところ、

一此小歌は天下老僧の活作也佐竹御家の珍奇にて、疎かなる輩には掛けられずとかや、

〔後は昔物語〕はやりうたといふものを聞ておぼえそめたるは、さァいたさくらァ、になァせこチまァつッなぐとチいな引、こチまがいさめこばはァながァちィるちら〳〵するわいな引、是なり、其後だん〳〵覺えたるはやり歌多し、咲た櫻は、元文の末なるべし、是れは見渡す、竿さしや届く、なせに届かぬ我おもひといふうた、こは寛保元二の頃か、富十郎が夜の編笠の內にあれば、その時のはやりを入たるならん、てん〳〵天德寺は愛宕の下よといふも同時也、傾城、湯女、白人、躍子、呼出、山猫、比丘尼、飯盛、綿摘、夜發、蹴轉、舟饅頭、如此てにをはの一向なきうたも、此ころの事なり、

〔假名世說下〕新吉原京町大文字屋市兵衛は、其かたち見ぐるしく、かしらもカボチャといふ瓜に似たりとて、みな人かぼちやかぼちやと異名せしなり、顏かたちも童の謠ふうたのごとくなれ

ば、みづから此歌をうたひて、人をわらはせしとぞ、其比都下にてひさぎたる、壹枚繪をこゝに摸寫す、○圖略

十二てうちん、花むらさきのひも付て、かざりしたまやの女郎衆、かこいのすごもりもんなつるのまる、よいわいな〳〵、

かどのつたやを、みさをさんしう、一もんじてう山、きん山まきちらし、みうけこきやうへかざるにしきゞ、

のぼりつめたる天まや、ていかこしきぶに、おきやくはかよいぢ、かたおかの君は中の町へ、ほんにむかふむめ、

まぶにあふよのうれしさ、かなやゑちせんや、かわらぬいもせの中あふみ、だいてねさゝのいへのもん所、

めぐるもん日のともへやともへとよ山に、こがれて大さとしつぼりと、二せをかたばみとちぎるもん所、

〔甲子夜話十九〕一世ニ名高キ人ハ、才モ優レタル所有ル者ナリ、服部南郭ニ酒宴ノ席ニテ、伎樂ノ小曲ニナルベキ歌詞ヲ所望シケルニ、唐詩ヲ譯シテ示セシカバ、滿坐拍掌感賞セリトナン、

道のほとりの青柳を、あれ春風が吹わいな、わしが心のやるせなき、思ふとのごに知らせたや、

是ハ唐詩ノ陌頭楊柳枝、已被春風吹、妾心正斷絕、君思何得知ト云フ譯ナリ、

〔一話一言十三〕はうた

白髮三千文　　忍海和尙

我が黑髮もしら糸の、千尋々々にまたちひろ、うさやつらさのますかゞみ、いづくよりかおく霜、

打起黃鶯兒　　玉山先生

隆達節

たぞやゐの花ふみちらす蕊をいなせてたもれ、なかすなよ、なけばぞしづが目もあわず、戀しきひとを夢にだに、みせぬわいな、

陌頭楊柳枝　岡多仲

さとの柳の枝たわみ、あれ春風がふくわいな、わしが心の、やるせなき、君が心は、しらずへ、

やみの梅　對州　古川大炊

やみの梅かをりにむかふ、まど丶まど、便を風に、そむけられ、せめてたのしむ、夢にさへ、ア丶扨しん氣、みへもせぬ、なんのぢよさいも、墨筆の、とがにならねば、うつゝなき、なさけにしづむ、なさけとなさけ、すぐる月日の、數々も、すつる枕や、戀のふち、

井手の里　堀大膳奥方

人わいざ、心もしらず、ふる里の、花のおもひに、かくすとも、風の便にいわせたや、ア丶なんとせん、わがおもひ、うつる月日の、つれなさに、とめてとまらぬ、こまのあし、いづれそなたへ、行春の、色をのこせし、山ぶきの、花の下ひも、中々に、とけぬむかしが、ましかいな、尾花にあらぬ、袖の露、人こそしらね、おきふしの、いわねどいろに、井手の里、

右文竿翁手書也

〔堺鑑下〕高三隆達

元ハ日蓮宗ノ僧、當津顯本寺ノ寺内ニ住ス、有故還俗シ、高三氏ノ家ニ往テ、藥種ヲ商、年ヲ經テ小歌ノ節ヲ一流謳出スヨリ、世俗隆達流トテ謳賞翫、

〔昔昔物語〕一昔百五六十年以前、歌をうとふと云事始り、りうたつと云遊民のおどけ坊主、歌をつくりてうたふ故、すぐに歌の名をりうたつと云し、聲よく拍子きにて諸人面白がり、りうたつうたはぬ人はなし、〇下略

〔三養雜記 二〕隆達節

むかし隆達といふ法師のうたひし小歌の、そのかみあまねく行はれて唄ひつたへしを、世に隆達節といへり、○中略予○山崎美成かつて隆達自筆の小歌一冊を藏せり、その奥書に、文祿三年九月日自菴隆達としるして華押あり、元祿の書目にも、隆達の小歌二卷とあれば、印本にもありと見えたり、

〔近世奇跡考 五〕朝妻船讃考

朝妻船讃　隆達がやぶき菅笠、しめ緒のかづら、ながく傳りぬ、是から見れば、あふみのや、あだしあだ波、よせてはかへる浪、朝妻船の淺ましや、嗚呼またの日は、たれにちぎりをかはして色を、枕はづかし僞がちなる我とこの山、よし夫とても世の中、　北窓翁一蝶畫讃○中略元祿の頃までは、隆達ぶし殘りたれば、一蝶聲よくてこれをうたひ、且小歌の文をもあまたつくれる中に、朝妻船、しのゝめ一名かやつり草などいふは、こゝにはやりて、其頃のたはれを等、もつはらうたひし小歌也、そのゆゑに、元祿十六年印本、松の葉と言ふ音曲本に、朝妻舟の文を端歌の部にのせて、四段あり、其文左のごとし、○中略右の文を案るに、隆達が小歌の調にならひてかけるもの也、右の小歌、世におこなはれたるゆゑに、はじめの一段をかきて、繪をそへたるならん、○中略はしがきは、繪をそへたる時、別につくりたるものとおぼえて、寛文十二年印本、糸竹初心集にのせたる小歌に、

すげ笠ぶし

やぶれすげがさ、やんや、しめをがきれていの、おゝゑい、さらにきもせず、ゑいさんさ、やあさんさ、すてもせず、

かくあるは隆達ぶしの小うた也、寛文のころ、三味線にも、一節切にも合せて、もつはらにうたふ、

かのはしがきに、隆達がやぶれすげ笠しめをのかづら、ながく傳りぬ、とかきたるは、右のすげがさぶしの長くつたはりたることをいへる也、すげ笠はあふみの名產なるによりて、これから見ればあふみのやとはつゞけたらん、〇下略

〔足薪翁之記 三〕隆達が小歌

今傳はる隆達が自書るといふ小歌本あり、謠曲の如く章をさしたるもの也、是は門人にあたへしものとおぼしく、奥に誰殿隆達として、慶長元和なんどの年號あり、二三本を合せ見るに、大同小異あり、五うた六うたこゝにあぐ、

吹よ松風、ふかねば山居の、さびしきに、

豐後やさつまの殿だちに此ひと歌はカタ書に早歌とありく\、一夜二夜と、よなれそめて、あすは舟いづる、なとせうぞ、うらめしや、

梅はにほひよ、こだちはいらぬ、人は心よ、姿はいらぬ、

りんき心か、枕ななげそ、なげそ枕に、とがはよもあらじ、

花が見たくば、吉野へおりやれの、吉野の花は、今がさかりぢや、

帶をやりたれば、しならしの帶とて、ひなんをおしやる、帶がしならしならば、そなたのはだも寐ならし、

夢の浮世の、露の命の、わざくれなり次第よの、身はなりしだいよの、〇中略

うらみの助のさうし古印本年號なし、明暦二年、寛文四年共に再刻、ころはいつぞの事なるに、慶長九年の夏のする云々、當世はやりけるりうたつぶしとおぼしくて、ぎんじたまひけるは、君が代は千代に八千代をかさねつゝ、いはほとなりて苔のむすまで、といふ事あり、古歌を少しばかりひき直して、隆達節にうたへるをばいふか、それかれ合せ考るに、慶

長の頃よりもつはら流行しなるべし、又隆達が小歌を書し短尺を見しが、それにも節章をさしてあり、寛文の書目錄に、りうたつの小うた一冊とあれば、印本もありしならんが未見、

〔燒殘反古 坤〕細川兵部大輔藤高鼓打之事

於伏見御城太閤秀吉公、名人之藝者を被召集能興行有之、諸大名江見物被仰付候、相濟候而上意に、堺之隆達が小歌、是も名高きものに候條、舞臺に而謠せ可申候、小鼓に而囃候樣にと被仰付候、何も只今名人相集、御能之脇に如何に上手に而も、隆達が小歌如何可有之哉と、最屓之衆は眉を顰、然處に隆達舞臺に出、一曲謠申候、其音曲爲絕言語事に而、太閤殊之外御褒美被成、諸人も感じ申候、其上に而藤高を被召出被仰候は、隆達が小歌天晴に候得共、鼓合不申候、如何致たる物かと被相尋候、藤孝御意之如に御座候、程之拍子を不存打候故かと御答被申候、於然は隆達に謠せ候而、藤高鼓を打候樣にと御申被成奉畏由に而、舞臺に而小歌に鼓を合せ打せ申候、其拍子相歌妙成事に而、太閤御讚談被成、何も感聽被申候、

藤孝は八藝を達、鼓之名人故、右之通之上意也、程之拍子を不知と被申上候者、至極之所也、程は無澧にして、心に叶所を云也、藤高に或者程と云事を尋ければ、答に、言外也、譬ばしの字を引捨る樣なるものと被申候也、

〔うらみのすけ 下〕盃を恨之介ひかへければ、あやめ殿、かれうびんがの御聲にて、當世はやりけるりうたつぶしと思敷て、ぎんじ給ひけるは、君が代は、ちよにや千世を重ねつゝ、岩ほと成て苔のむすまでと有ければ、うらみかたじけなしとて、三どほしければ、其盃を雪のまへ殿、おもはゆくかたはらに向て、手すさみのやうにかきよせて、かはらけ取し言の葉の、露の情に心とけ、ゑいのかほばせはなはだしく、色かにめでければ、紅殿天女のしやうがをあざむく御聲にて、是もりうたつぶしを、色かをも思ひもいれず梅の花、常ならぬよによそへてぞみる、とうたはれければ、皆

弄齋節

人申されけるは、紅殿は常には小歌をも、御口ずさみも候はぬに、妙なる御吟聲やとぞほめられける、

〔嬉遊笑覽 六上 音曲〕今の琴うたの内に、雲ゐらうさいといふものあり、寛文の初ごろ、八橋雲井の調を引出し丶となり、是また三線のかたより取たる物とみゆ、松の葉なが歌の中に、雲ゐらうさいあり、其歌、やまのはいかな夜も、人こそしらね、聞はなみだのふちとなる、よしやなげかじ、かなはぬとても、さだめなきこそ、うきよなれ、われふりすて丶一こゑばかり、何くへゆくぞ、やまほと丶ぎす、是によりて雲ゐとはいふなるべし、琴歌もはなれ〴〵のうき雲みればとあり雲井はこゑをはりあぐるにとれる名と聞ゆ、今昔物語、天狗のつきたる女の物語に、聲を雲井の如くして叫ぶといふことあり、あら野集、唱歌はしらず聲ほそりやる、嵐雪なみだみるはなれ〴〵のうき雲に、同是をみれば今の琴歌も三線にての唱歌なり、琴の調子三線の三下りに合するは、彼らうさいの調子にて、これを雲井の調子といふをもて、その曲三線よりとれるを知べし、らうさいは弄齋など丶書る故、人の名のやうに思はる丶から、昔々物語に、百三十年ばかり已前、弄齋といふ遊び坊主、りうたつがことを學び、是も歌を作り歌名をろうさいと付て唄ふといへるは妄說なり、らうさいといへる歌うたひの事はいまだ聞ず、らうさいは癆瘵にて病の名なり、らうさい流行しことは、流行病にはあられど、斯いひ出しものなり、見聞集に、見しは今、らうさいはやり皆人煩らへり、去程にくすし達この時花病をなほし、手がらにせんと術を盡し、良藥をあたふといへども治することかたし、爰にくすしにもあらざる老人申されける、此煩の起りを伺ふに、風邪寒冷よりも出ず、心よりおこる病なり、然る間此病を心氣と名付て、藥にては治し難し、唯おのれが心を轉じ變ずべきなりと有り、

〔昔昔物語〕百三十年計以前、籠齋と云ふ遊び坊主、是も歌を作り、らうさいと付てうたふ、りうたつもはやり、諸人弟子と成、或公家衆聞給ひて殊の外感じ字數も三十一字なれば歌と云も尤なり、

此歌の外、歌と云事あるべからずと、龍齋を褒美し給ふ、其せうかは、山がらす何をいとひて墨染の、あさぎにあらで、あたら此世を、抔と云ふ唱歌なり、〇下略

〔好色一代男 三〕戀の捨銀

爰はと里人にたづねければ、歷々の遊所と語る、さては諷は堅し、我ふり捨てゝと、弄齋一拍子上げて、忠兵衞がゝりに、枝折戶より聲を惜しますうたへば、耳かしこき人只ならぬ唄なり、

〔好色一代男 四〕目に三月

石州一つ受けて、禿に申付て、門に居る善吉に、知らぬ御方樣へ差しますといふ、是はと二つ飮みて返す、女郞戴く時、善吉御肴とて、挾箱より接竿の黑檀六筋懸を取出し、僕唄へといへば、かしこまつて弄齋、其聲の美しさ、彈手は上手、〇下略

〔異本洞房語園 下〕朗細の章歌

あふてたつ名が、たつ名の內か、あはで立こそたつ名なれ、　おもひ出すとは、忘るゝ故よ、思ひださぬよ忘れぬは、　秋は夜長し、とふ人もなし、あかしかねたる今宵かな、　なげきなるよも、月日を送る、扨も命はあるものか、　よしやなげかじ、叶はぬとても、定めなきこそ浮世なれ、　よしや今宵はくもらば曇れ、とても泪で見る月を、　連れてござれや、いづくへなりと、たとへむぐらが宿なりと、　住めば浮世に思ひますに、月といらばや山の端に、

〔吉原はやり小歌そうまくり〕雲井のろうさひ

一文はやりたしわが身はかゝず、ものをゆへかししらかみが、
一おもひすつるなかなはぬとても、ゑんとうきよはすゑをまて、
一はなはちりてもまたはるさくが、君とわれとはひとさかり、〇以下十首略

〔嬉遊笑覽 六上 音曲〕慶長ころ、さゝんざと云歌はやれり、竹齋物語に、石村けんげう參られて、歌のてう

ほそりかたばち

柴垣節

しを上にけり、情は今の思ひのたねよ、つらきは後のふかき情よ、雨のふるよにたがぬれて、こそのたそどおしやるは、よそ心さがなさ、かづきとり出し、たび／＼申てはづかしけれど、又さゝんざなどうたふ云々、一代男、越後寺泊の條に、六七人聲して、三國一じや拍子があふのあはぬのと、同じことのみうたひけるほど、亭主にやうすをきけば、此ごろ上がたより、さゝんざと申小歌がはやり來り、こゝもとの若い衆、いろ／＼けいこいたせども、聲がそろはぬと申はべる、さても世はひろいことを、今おもひ合す、しばがきをどりは、しつてかとたづねけるに、夢にもしらずと申云々、しばがきは承應明暦ごろはやれり、この田舍の流行におくれたることをいへり、

〔吾妻めぐり下〕われらごときのせんどうは、おきにてうたふなうたの、くがにはほ。そ。り。か。た。ば。ち。を、うたはぬ人もなかりけり、

〔吉原はやり小歌そうまくり〕ほ。そ。りづくし

一ほそりのやれで、ところはやまとのつほさか、そのふしなをすな、みのゝたにぐみおしやれば、ま事にのふ、さてみのゝたにぐみ、

一われもたこくよ、きしよ樣も又たこく、よたへがいちかいにのふ、さておめをくださありよ、おしやれば、ま事になふ、さておめをくださりよ、○中略

か。た。ば。ち。かはりぶし

一ひとかたならぬ思ひをすれば、まくらもきけよ、夜こそねられね、

一さすさかづきは、三せのきゑん、二せ迄ちぎる、さすぞさかづき、○以下十首略

〔還魂紙料下〕柴垣

明暦の比、盛におこなはれし、柴垣といふ小唄あり、是はうたふのみにあらず、二人り立ならんで手を拍胸をうつて踊る故に、柴垣をうつともいひし、或古記、明暦三年の條に、此頃北國下部の米

搗唄とやらんに、柴垣といふこと流布して、河原者の業となる、歴々の會合にも強て翫ぶ、酒宴遊興の座の見物のうへは、柴垣といふ唄をうたふに拍子をとり、形はむくつけき田舎夷が薇縄をもつて、口を綴られたる如くに作髭し、座席へまかり出て、蓬痡を脱敲き、えもいはれぬ觸(ツラツキ)して肩を打胸をたゝき、癲癇やむ人の狂せる形勢にて、右様左様に覆り、息も繼敢ず、あがき俯仰に音を助け手をならして興ず云々、又舞正語磨(萬治元年印本)に、まづあしくてもはやる證據には、岡ざきをふみ、柴がきをうつ事は、いやしき藝ぶりの頂上なれども、はやりぬれば大方わかき者の、人なみに是をすけりとあるにて、明暦の頃流行しを見るべし、東海道名所記(萬治年間印本)歌比丘尼の事をいふ條に、つぎに柴垣とやらん、原は山の手奴どもの踊歌なるを、比丘尼節にのせてうたふといへば、専ら賤き者のうたひし小唄にてありしなるべし、○中略 吉原つれ〴〵草失墜(延寶二年印本竹本氏藏書)に、ながき夜をひとりあかし、遠きあなたを思ひ、はしばの烟を忍ぶこそ、色このむとはいはめ、以下注はし場のけぶり、しば垣集の中に、

あはれに見ゆる橋場のけぶり、つひにやかるゝ身とはしらずや、とあれば、延寶より前に、此替唱歌を綴りて、柴垣集といふ草紙のありしなるべし、

西鶴が一代男(天和二年)に、越後寺泊のことをいふ條に、此比上方よりさゞんざと申す小歌が時花きたり、変元の若衆いろ〳〵稽古いたせども、聲がそろはぬとまうし侍る、さても世は廣いことを今思ひ合せ、柴垣踊はしつてかと尋けるに、夢にも知らぬと申す、何をいふてもこれちやもの云云、又三千風が行脚文集一の巻、加州金澤の文に、燕樂の加賀節も此時にはやりいで、悲哀の柴垣早歌は遠く廢れて、吟人更になし、これ天和三年に書る文なり、一代男に合せ考るに、この小唄はや天和の頃廢りしこと必せり、

俳諧句兄弟(元祿七年印本其角撰)

前句略　柴垣うつも老の醉狂　神叔

獨鈷鎌論寶永中印本、園水著、に、此比丹前の振袖ちらと柴垣をうたんは、時をしらずとやいはん、百年の昔はいよ〳〵廢たること、是等の冊子を見ても知るべし、

〔一話一言十四〕四季の五音の事

又言〇廣道　むかし柴垣といふ歌はやりたり、歌をうたひながら、兩手をひぢまでまくり、そのひぢをもつて疊を打にひやうしあり、程なく江戸大火にてみな柴垣になりたり、前表かといふ、是ぞ明暦二の大火なり、〇下略

投節

〔聲曲類纂五〕投節　貞享元祿の頃、京師より流行いだし三都に行る、寶永五年印本、俳師園水が編の男女色競馬に、投節は境の隆達其名高し、章歌は箕山が作り肇るよしいへり、

〔一目千軒〕なげぶしの事

明暦の比、かしはや又十郎方の抱のたいこ女郎、河内といへりしもの諷ひ始し也、風流なる一曲、此かはち生得の妙音なりしかば、遠近の人此うたのみ聞に來りし人、山をなしけり、それより傳へきて、其後正德の比、三文じ屋又左衞門抱のたいこ女郎よし松といひしもの、此うたに名人なりしより、益々諸方へ弘まり、さかんにおこなはる、其後山本や今の山もとややつや也のかゝへ小倉といふたいこ女郎上手なりし、寛保の比迄居たりし也、今に此一節相續して名物とぞなれりける、島原のなげぶし、よし原のつきぶし、新町のまがきぶしとて、古來より三名物也、まことに幽玄なる一ふし聞人感を催す、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕松の葉五なげぶし唄百首あり、その内にあめのふる夜は、一しほゆかし云々、又のべにかはづのなく聲きけば云々などあり、是今もうたふめりやすの唱歌なり、延寶八年洛陽集、なげぶしや親父初音のほとゝぎす、正行　五元集、淺妻舟につゞみを入て、月をみる女の水干に扇か

ざしたる晝に、思ふことなげぶしは誰月見舟、爰は山中、もりのかげ、月夜がらすはいつも鳴、と云ふ隆達が歌を立入て、秋もものゝ月よがらすはいつもなくと、伊丹の鬼貫が句あり、

〔紫の一本　下〕王子金輪寺

迚もの事の慰みに、小歌はなきかと尋れば、生れは京のもの、今淺草に住居をなす、呉服屋たをれの善右衞門、幸ひ茶の間に有合せ、罷出てうたふたり、渡りくらべて世の中見れば、阿波のなるとに狼あらじと云、京にてはやるなげぶしを、聲もおしまず諷ひければ、○中略道伏がよむ、○中略抑なげぶしと云事、往古にもなき事にあらず、郢曲にも是あり、逍遙院殿御歌に、

思ふ事なげぶし聲にうたふなりめでたや松の下にむれ居て

〔松の葉　五〕歌音聲○中略

一なげぶしの事、元來江戸らうさいのふしをなをして、うたひきたるとかや、音聲しめやかに調子はひくきかたよし、その分際に應せざる調子にては、意味うたひがたし、いにしへ大坂屋河内風といひてうたひしは、かみしもの句、さらりと三味線あいしらひもみじかく、うたのとまりやんとうたひしなり、今やうはふしのたけゆるやかに、ならしもの、相の手撥かずもすくなく、歌のとまりはふしにていひすて、ゆう〳〵ときこえ侍る、歌はつれてうたふもよし、三味線は一ちやうにかぎるべきか、近比歌の下の句三字目のふしを、さげてうたふ事だてにてよろし、此歌の曲節急ならず、序破にとゞまりて、しづかなるかたなり、よりてかみの句、つぎの七もじのはじめ二字、またはかへしのはじめ二字をよせてうたふべし、唱歌にはえありておもしろき事也、中比より二上りのてうしをもちひて、此ふしをうたへる事も有、これには本調子とつれびきよし、ふしにはなはだかうをつあり、このゆへに口傳おほくいひのべがたし、ある人なげぶしはおんなのもてあそびものなりといひたるも、ゆうびなるさまを、よくわきまへたれば、さる事ぞかし、

籬節

土手節

〔松の葉 五〕古今百首なげぶし

さるおんかた　七首

まつのはごしの、いそべのつきは、ちとせふるとも、かはるまい、

さしもしらじな、かくとはきみに、つゝむおもひの、もゆれども、

おもひみだれて、あしやのさとに、あまのたくひか、とぶほたる、

たつるにしきぎ、かひなくくちて、そはでとしふる、みぞつらき、

われはあやめの、ねにこそなかめ、ひくなたもとの、つゆけきに、

あまのたくなる、もしほのけふり、ひとのたちゐの、しほとなる、

あられふるらし、とやまのかつら、いろにみゆるを、いかにせん、〇餘歌略

〔落穗〕籬節一曲

明暦年中、都島原にてなげぶし、江戸吉原にてつぎぶしといへるもの大にはやりけり、万治年中、大坂新町まがきといへる女郎、一風流のうたひものを作り、自節を附てこれをおこなふ、此女郎生得妙なる音聲にて、一曲なしければ、誠に梁の塵を拂ひけるとなん、廓中は勿論、諸所町々にても、これを諷はぬものはなかりしよし、これを世に新町のまがきぶしといふ、元祿寶永の比迄是を相傳してありしに、正德年中より中絶して、いにしへの程は行はれずなりにき、今も當津廓〇大坂新町の內に此唱歌に妙を得たるもの有、それに聞侍りしに、都の島原のなげぶしと、江戸半太夫ぶしとの間のものにて、幽玄にて面白歌なり、されば都島原のなげぶし、江戸吉原のつぎぶし、大坂新町のまがきぶしとて、これ廓の三名物也、

〔用捨箱 中〕土手節　加賀節

雜話聞見錄文化年間の編、作者不知、寫本、元祿の頃はやりしつぎぶしといふ歌

ゆふべ色里ではやるこうたをならふた、後さきはおぼえなんだが、中の小節を忘れた、さこそあるべいとて書てもらふたを、土手べすとんと落イた、義理も諸分も此通りめんぼくない、一口茄子の喰さしに、紅のついたを落イた、どこへ、船宿へおいて來た、でくぼどうぞ智惠だせ、分別せいあのやつこ、

といふ歌を載せたり、予○柳亭種彦がおぼえし二歌○三谷踊りといふさはぎ歌を混じて次節にも歌ひしむ、次節又次歌といふ、

武藏曲天和二年刻　千春撰

遁世の餘所に妻子をのぞき見て　芭蕉

つぎ歌耳に殘る吉原　峽水

又吉原つれ〳〵草、貞享年間作、元祿二年刻、かゞぶし、つぎぶしの小歌を、色糸に彈うたふといふ事などあれば、吉原にてふるく流行し小歌なる事は明なれど、精細は未考、

〔異本洞房語園下〕土手ぶしとて、寛文のはじめより吉原へ通ひし、鐵棒組吉屋組などといひし六方男達共などが、好で唄ひし小うたに、

か〻る三谷の草ふかけれど、君が棲と思へばよしや、玉の臺もおろかでござる、餘所の見る目も、いとはぬ我じやに、おわらひやるな名のたつに、

〔用捨箱中〕土手節　加賀節

昔三谷通ひする者の歌ひし土手節といふは、今傳はる踊り歌吉原雀に、それ編笠もそこにおけ云々といへる條の節なり、此吉原雀の歌、初て作り出し〻とき、當時三弦の高手原富翁、かの唱歌を見られ、こ〻は昔流行せし土手節こそよからめと、手をくだされしなりとぞ、按に翁は寶永六年の生その翁の門人の門人小林某、文化丙寅の三月まで、予○柳亭種彦が合壁に住、かの土手節を彈歌ふを常に

滑り

聞たり、唱歌は三ッならでは傳はらず、一歌は松の葉三の巻に見えたる、三谷歸りといふさはぎ歌、世にこゝにあはれらしきは云々に、大同小異なれば、こゝに不載、其二歌、

前日(おとつひ)は面白かつたが、今日はとごやら物淋し、わたつみを呼にやらうか、しゆすびイんを招かう歟、ずんどゆかしき物がある、何か一口茄子に紅のついたをおいて來た、何所へ、船宿へおいてきた、可藏(べくざう)智惠だす分別はない〳〵、ねッからない〳〵、おんじやりまうさないよサ、とかく戀路は氣がもめる、

前夜(ようべ)色里ではやる小歌をならふた、あとさアきは覺えなんだが、中のところは忘れた、さアこそあるべけれとて書て貰たが、それさへ出口へおいて來た、義理も諸分も此通り、めんぼくない〳〵、おんじやりまうさないよサ、以下前に同じ、

野俗なる唱歌ながら、古雅なり、

〔聲曲類纂五〕滑り(ぬめ)　萬治寛文の頃より、元祿寶永の頃にいたるはやり言葉にして、且唄にも作りし也、江戸總鹿子、捨搭橋(わざくればし)の件に、あみ笠もてこひ勘五兵衞、とぬめりをかへして遊女町に行もあり云々とあり、按るにぬめりといふは、うかれありくなどいふこゝろにやあるべし、今もかぶき芝居傾城の出端に、うたふものをぬめりといへり、

〔奈良柴〕芝居など繁昌なる場にては、古來本調子二上りを第一とするに、先年上方より、坂田平四郎といふ者下り、菊之丞所作にあはせて、無けんといふ少し計りの小歌を謡ひし也、これをぬめりといふよし、兵四郎、予〇原盛和に出會咄たり、本うたは松島庄五郎勤、あい〳〵のぬめりを、兵四郎うたひし也、

〔吉原はやり小歌そうまくり〕かはりぬめり歌

一君がこぬにて、まくらなげそ、なげそまくらに、とがもなや、

一かりばのしかは、あすをもしらぬ、たはふれあそべ、夢のうきよに、〇此次三首略

丹前

與作節

一たれはじめし、こひのみち、いかなる人も、ふみまよふ、あきのよも、はやあけやすや、ひとりぬるよの、ながのなつのよや、〇以下八首略

〔聲曲類纂五〕丹前(たんぜん) 今は歌舞妓に殘りて、踊の出立にのみいふめれど、むかしは丹前の小唄とて有しとぞ、土佐ぶしのふし付などに、六法とあるも則これなるべし、

〔東海道名所記二〕はたごやに立入けり、〇中略原宿、酒などすこしづゝのみける處に、比丘尼ども一二人いで來て歌をうたふ、頌歌は聞もわけられず、丹前とかやいふ曲節なりとて、たゞあゝ〳〵とながたらしく、ひきづりたるばかり也、

〔增補松の落葉三〕中興當流丹前、古今ぶし、 目錄

一福神出端	嵐三右衛門	二藤内だん尻	同人
三吾妻路記	中村七三郎	四遠目金	同人
五八幡詣	同人	六椀久	大和屋甚兵衛
七難波壺論	同甚兵衛	八梅揃石切	同人
九關東小六	嵐三郎四郎	十戀の風流	勝井長右衛門
十一山崎通ひ	同長右衛門	十二成相	竹島幸十郎
十三祭文	同幸十郎	十四市野屋	生島新五郎
十五狐會風流	同新五郎	十六曾我五郎	山下才三郎
十七京の名所	多門庄左衛門	十八若松風流	岩井左源太
十九濱川風流	山本歌門 近松勘之介 〇以下古今節目錄略		

〔業の一本上〕三谷

聖天町の木戸を出て、北東へ十三町の土手あり、是にほん堤といふ、此土手の際則木戸に添て道

加賀節

鐵が寺あり、あるもの丶本に、淋しきもの、道鐵が鉦の聲とあり、今はやる與作ぶしの小唄に、そつちでこそ道鐵とうたふも此寺なり、

〔我衣〕貞享マデ淨瑠璃ト云事ナシ、加賀ブシ又朗齋ト云大ニハヤル、後肥前太夫出ル、依之肥前淨瑠璃ニハ加賀ブシ多ク交ルナリ、

〔宗五大草紙上〕大酒の時の事同殿中一獻の事

一能半に何にてもつかはされまじく候、○中略總じて故人の申され候しは、大和ぶしをば奉公衆などのうたひ候をば、切もがりのうちなど丶申て、わらひたるとて候、或さうか又加賀ぶし、あふみ田樂ぶしにて候しとて候、又加賀ぶしなどは、今は聞たる人もまれに候べし、

〔用捨箱中〕土手節　加賀節

つれ〴〵草○吉原につぎ節と並べていひしかゞ節は、誰々も知る其角の撰虚栗集に、天和三年

三谷吟行　詩(からうた)を加賀にやはらぐ蛙かな　楓與

とあるより、吉原のみにての、はやり小歌と思ふ人もあるめれど、是はいづくにても歌ひし歌なり、昔々物語に、六七十年以前享保十八年より七十年前寛文四年也の昔、禰宜町の狂言座中村勘三郎座にて、多門庄左衞門、野良に出來島小ざらし、花井才三郎、玉村吉彌、玉川千之丞、山川內記、玉川主膳、是等かくれなき美男拍子き丶の聲よき者なり、是等寄合て加賀節といふ歌をうたひ出す、○中略此說によればか賀節はかぶき者の歌ひ出し丶なり、國町の沙汰延寶二年寫本に、隅田川の船あそびの事をいふ條に、此頃きこえある猶都といふ座頭をとりのせ、近江がうちし紫檀の三味線、金の鵐目(しとゞめ)あるかなきかに忍ばせ、蘆間の舟のさはりがちなる音じみに、銀のかせ掛、誰はゞかる氣色もなう、撥音けだかくおほどかに彈ならし、其空蟬の身をかへて、猶人がらのなつかしやとうたふ、加賀節はさしも淸川の流れの水を、酌しかとあやまたるとありて、注に、かゞぶしことふりたるといへど、今

小室節

に廢らず、おとしに大事と見えたり、延寶二年に事ふりしとあるにて、寛文中の小歌なるを知るべし、又天知笑委集（二年三年之記）堺町の事をいふ條に、法師沙門此道になづみさふらへば、才智學智を失ひ、（中略）諸經どくじゆの音聲をひきかへ、らうさい、加賀ぶし、さんがらやうの、とはうもなきはやり小歌をうたひ、（さんがら節の唱歌松のおち葉にあり）又近く京大坂茶屋雀（元祿六年）に、おやまの歌ふ小歌の名寄あり、其うちにいせ節、加賀節、さんさ節、すたのは節云々とあれば、前にいふ如く、いづくにても歌ひしなり、又西鶴置土產（元祿六年）に、連（つれ）節のかはり加賀といふ事あり、元祿の頃は、節も一變したるなるべし、偖加賀節の唱歌は、松の葉、續松の葉に見えたれども、用なければ錄せず、

〔松の葉三〕かゞぶし

つとめものうきひとすぢならば、とくもきえなん露の身の、ひかげしのぶのよる〳〵人に、あふをつとめのいのちかな、

おなじく

いつしいづれの日にたちそめて、いなさほそえの身をつくし、くちもはてなばうきなもともに、おなじはまなのはしばしら、（〇以下四首略）

〔聲曲類纂五〕小室節・其始幷に名義ともに知るべからず、今も諸侯御入府の節は、御馬前に立てうたふとかや、其曲節を傳ふる家、今も武州豐島郡三河島に殘りてあり、三河島に殘る事は、三河より來る人の子孫とかや、其傳來故ありて略す、

〔人倫訓蒙圖彙三〕馬方　馬方節とて一ふし有は、船頭に船歌有がごとし、むかし大內の御調をはこぶ馬追がうたひしは、催馬樂といへり、上樣方へも用給ひ、一風有事にて、源氏物語などに引もちへり、當世は只辰巳あがりのこゑして、小室ぶしなり、こゑ高にして何事にも先片肌ぬぐは、かれらが風俗也、

間の山節
伊勢音頭

〔好色一代男五〕ねがひの搔餅
大坂の黒舟といふ乘懸馬、○中略何れも十二三なる娘の子、四つ替の大振袖、菅笠に紅裏打つて、絢交の紐を附け、其時に小室節最中、宿入に唄ひて、馬子も兩口を取るぞかし、
〔伊勢參宮名所圖會四〕間の山
兩宮の間の山なれば、間の山といふ、或曰、今も淨るり等に加へ語る物に、間の山と云音節は、元此所より出たる物也、故ニ今ニさゝらをすり、三みせんひく事は殘りたれども、諸歌はうせて何をうたふとも辨へがたし、
古市
扨此古市も間の山の內にて、前條にいひしごとく、間の山の節をうたひしものなるに、物あはれなる節なる故、いつの頃よりかうつりて、川崎音頭流行して、是を伊勢音頭と稱し、都鄙ともに華巻のうたひ物とは成たれども、此地の調は普通に越たり、是神都の風土に協ひ侍るものか、尤もいにしへの文義は甚雅也、今も年々新作を出せり、
〔聲曲類纂五〕伊勢音頭
二見の眞砂と題して、伊せ音頭を集め、章句をさしたる印本あり、梓行の年月なけれど、享保このかたのものと思し、その節付に義太夫節、繁太夫節、半太夫ぶし、一中ぶし、國太夫ぶし、説經、きやり、其外の音曲こと〴〵く加へたり、目錄左に記す、
花小袖　やさ拂子　さらし臼　翠簾の暮○以下八十二曲略　何れも章句長からず、左に二曲をのせて、其體裁を知らしむ、
花八島
世にはれて、もらさぬ水や、天の河、流れの里を、西の海、みち來る客の、ときの聲、たいこまつしやは、

道念節

かち立の、二階のはしご、坂おとし、下戸と上戸を、源平に、花車のさいはい、ふる團屏風のたてに、のうれんの、はたひるがへす、後ぢんにも、つばなのほさき、まな板の、まへにみなぎる、水もみの、沖のかたより引ふねが、まねぐ扇子に、風うけて、皆くれなゐの、打かけに、ふり出す足の、八文字、今樣ならで、三下り、さんややみぢにナあらしそよと、しだり柳の、細みちを、いつもさんさ、つれてさんささんさ、女浪がよれば、どんど、よせて引つがふたる、禿矢は、まだ若けれど、はりつよき、かくれなすの、なまり聲、おくれじものと、夕汐の、あはれ二八の、はついくさ、床もむくわんの、太夫しよく、我うけ出さんと、あみ笠も、熊谷笠の、そこ深き、思ひはちらぬ、こまがねの露、二打三打打てをけ、しやんとなぎさの大戸口、中居のやくの、飛んで出て、思ふおてきなれば、のがさじものと、引とめる、頭巾のしころは、こなたにとまれば客ははるかに、行過て、足の早さを、ほめければ、心のつよい、おかたじやと、笑ふてこそは、わかれけれ、夜あけの鳥のへ、〇一章略

〔好色一代女六〕旅泊人詐

神風や伊勢の古市中の地藏といふ處の遊山宿に身をなして、世間は娘といはれて、〇中略所柄とて間の山節淺間しや、往來の人に名を流すと、いづれが唄ふも同音にして可笑かりき、

〔本朝世事談綺三藝態〕道念節

京に道念山三郎と云輿樽の音頭あり、貞享の頃盃の躍口説といふをうたひ出したり、此節躍の拍子によく合たる間なれば、今以これをよしとす、

〔聲曲類纂五〕追考

元祿十七年印行の松の落葉前に引るは寶永の本也といふ草紙に、道念咄といふ小歌ありて、作者道念仁兵衞とあり、其歌に、道念咄をいたさふぞよ、此道念つね〴〵なまぐさそうに思ふたれば、あんのごとくめんぞうに、大こくこそは置れたり、此大こくを繪像か木像かと思ふたりや、おまんといへ

る大こくじや云々とあり、思ふに壬生の踊念佛の狂言に、道念といへるも、梵嫂の事を作れり、されば右の歌をうたひ始しより、道念山三郎、道念仁兵衛など名づけ、道念ぶしとて行れしもの成べし、

小六節

〔江戸名所咄六〕赤坂氷川大明神幷小六

世に小六の宮と云ふれけるは、慶長の比、關東の小六とて、美男なる馬追有けるが、此赤坂に住けり、小歌無雙の上手にて、きくもの前後の事を忘れて、きゝとれけるとかや、扱かれが所持したる、馬のむち、つえ、扇等迄、賤の女共は乞うけて、身をはなさず、もてはやしけるよし也、生國は西國方の者ときこへたり、此故にかれが事を作りたる小歌に、小六、生れは西のもの、そだちは關東の小六ともうたふたり、是を小六ぶしとて、貴賤ともにうたふ、年三十年程ッヽ、中絶して三度迄さへかへりて、日本國にはやりし故にや、いやしきものなれ共、今に至るまで其名を殘す、此小六氷川明神をふかく信仰して、家富榮ける程に、折節宮も大破しければ、二間四面に造立したり、小六が立たる宮とて、小六の宮といひつたへけると也、

いかほ節

〔松の葉三〕いかほぶし

はなになりたや、ほんほとんどどつこいしよ、よし〳〵〳〵よしのゝはなに、いよしもほとんどへ、さいてみだれて、ほんほとんどどつこいしよ、つゆ〳〵さくらの下つゆ、おちていよしもほとんどへ、

おなじく

なつはかきねのほんほの〳〵、あやなしや卯のはな、ゑら〳〵あけても、いかにとひこぬほとゝぎす、かたひゆふだつあとすゞしきこむらさめ、ごずゑにひぐらしせみのね、いづれ夕べはたゞならぬ、〇以下二首略

長崎節

〔松の葉 三〕ながさきぶし
しんきなしめそもめんぐるま、かけてめぐりあふよる〳〵は、そりやあふ夜る〳〵は、かけてめぐりあふよるばかりそりやあふ、
おなじく
こがれ〳〵てもろこしぶねの、そでにみなとのよる〳〵は、そりやあふよる〳〵は、そでにみなとのよるばかり、そりやあふ、

薩摩節

〔松の葉 三〕さつまぶし
おやはたこくに、子はしまばらに、さくらばなかや、ちり〳〵に、
おなじく
そらになくねは、みなうそどりよ、ねやのうちこそ、ほとゝぎす、

わきて節

〔松の葉 三〕わきて節
はなとゆきとは、どれがよしのゝながめやら、どふやらこふやら、わきていろわかちなく、どれがよし野のながめやら、はなやらゆきやらわきて、（此次二〇首略）
おなじく
うらみぬる夜は、ゆめもつきなくまたうらみ、どふやらかふやらあけて、見しおもかげの、いづれゆめやらうつゝやら、どふやらかうやらあけて、

のんやほ節

〔松の葉 三〕のんやほぶし
ばんにござらばひごなたさいてござれ〳〵、ばんにやむめの木のえだおろそ、のんやほのんやほ〳〵、ひごなたさいてござれ、ばんにやむめの木のえだおろそのんやほ、
おなじく

ちん〳〵節

こひはうきもののんやほ、まつよひきぬ〳〵つらや、つらひあふ夜ながらも、わがなみだのんやほのんやほ〳〵、まつよひきぬ〳〵、つらひ〳〵あふ夜ながらも、わがなみだのんやほ、〇以下五首略

〔松の葉三〕ちん〳〵ぶし

いくよかさねてふりつむゆきの、さのゝわたりにこまひきとめて、はらひかねたるふゞきの、みそれまぢりにふりくるをかちひともへ、それはこひのゆふぐれ、いろにこゞゑて志のとも、せめておもひをかたりなば、はてそれまで、

おなじく

ならぬこひならやめたもましよ、おきのちん〳〵千どりが、はねうちちがへのこひごろも、さてよい中、それがじやうよ、おきのちん〳〵千どりが、はねうちちがへのこひごろも、さてよい中、〇以下三首略

さいこの節

〔松の葉三〕さいこのぶし

さどとな、さどゝゑちごはさいこのさいよ、すじむかいそれはへ、はしをなはしをかきよやれ、さいこのさ〳〵、ふなはしをそれはへ、

おなじく

はるはよし野にさいたとさ〳〵、はつはなざくらそれはへ、〇以下三首略

さんさ節

〔松の葉三〕さんさぶし

よひは月にもまぎれてすむが、ふくるかねにはさんさ、そでしぼる、よしなのおもひ、

古今節

〔本朝世事談綺三雜藝〕古今節

元祿のころ、古今新左衞門と云芝居者うたひ始し也、

〔聲曲類纂五〕按るに新左衞門、本姓村山にして、紋所は丸にかたばみなり、

〔增補松の落葉 三〕中興當流丹前古今ぶし

古今ぶし歌目錄

一、なぞのうた　二小栗馬之段　三あさいな　四富士のあらし
五みうれし　六鼠の晝ね　七老ぼれ枕　八うしの綱
九ぐんない八丈　十有馬の松　十一いろは　十二天の川
十三山ほとゝぎす　十四いなり參り　十五浮世ことば　十六茶のみ時
十七さいの川原

捨てん節

〔用捨箱 上〕捨てあるといふ小歌

元祿寶永の頃、吉原にて捨てあるといふ小歌の流行せし事あり、歌ふ語勢にて、捨てんあるといひしが故、すてゝん節と名づけしとぞ、福德男(寶永三年印本)に、聞ばきく程聲やさしくさん谷土手下にぬしのない子がすてんあるとうたふ、又夕貌利生草(寶永三年印本)に、吉原揚屋の事をいふ條に、三味線のこまの心も勇らん、順廻りの歌に、柏屋の六がすてゝん節をうたひ、たつて舞しをなどいふ事あり、又蕉尾琴(元祿十四年刻)に、

おもはめや捨てあるかは雪の宿　其角

此句五元集には、すてゝあるといふ小歌を句の題にしてと、前書をしたり、其角も後世には聞えまじと思ひてなるべし、

大盡舞

〔三養雜記 二〕大盡舞

大盡舞といふ小歌は、寶永正德のころ、幇間に名を得たる俳優の中村吉兵衞といふもの　作なり、この吉兵衞は小歌の上手なるよし、吉原つれ〴〵草にも見えたり、吉原のふるき小歌の今殘りたるは、僅にこの大盡舞のみなり、されどおのがさま〴〵うたひつたへて、正本なければ、文句

めりやす

のつゞきに、こゝろえぬこともいと多かり、志かるを南畝翁の原富〈原富は原武大夫とて、三味線の名人なり、〉よりつたへたりといふ大盡舞の唱歌、麓の塵に見えたり、今うたふとは定て異同あるべし、

〔大盡舞考餘〕大盡舞の唱歌は、二朱判吉兵衛が作と云ふは誤也、されど今さら改がたし、この正本近代迄繪ざうしやにて賣れたれど、紙高直によりて當時みへず、紙數わづか七枚とぢ、板元は永代橋北新堀いせや平兵衛と記して、誤脱の處も有、然共據とするにたれり、

〔大盡舞考證〕二朱判吉兵衛作

新吉原のたからは、から尻にかくれ麗、こゝに新町揚屋町、浮橋小むら八ッ橋、立出て下谷筋、東叡山の小ざくら坊、金龍山のとられん坊、こゝに名譽しけるは、小兵衛の坊さまの長羽織、されば孔子のたまはく、ツトセ、かならず我を念ずる輩はツトセ、かならず惡所へ引やいれんとのホゝホンホゝホンノンホノンヨ〳〵、のたまはくツトセエンヤ〳〵アリヤチンナ、〇註略ハゝホゝ二上り四海の浪もおだやかに、おさまる御代こそ目出たけれ、ハアホゝ、大盡舞を見さいなア、〇下略

〔嬉遊笑覽六上音曲〕手覆のめりやすは、手の大小ともに合ふなれば、其義をとりて此歌狂言の合方によくかなふとの心に、名付たりといふは非なり、めりかりは音聲の甲乙をいへり、上下輕重の差別なり、かりを俗にかんといふ、あがる音なり、めるはさがる聲なれば、めるは易きといふ義なるべし、〇中略

原武太夫が斷絃餘論は、元文年中、三絃を彈ことをやめて、年經て此論を著せり、昔の上手はさのみ達者を好まず、種々彈かたに趣段ありて、ひきしめ、ゆるめ、のび、ちゞみ、おこづき、とび込、さまざまの間拍子手くだが有て、歌も聲よろしきばかりをば賞翫せず、かたり味に工夫せし故、面白き手くだが感應なることあり、今に其歌のこり、やんごとなき席、高位の閒にもふつゝかならず、歌の文句もやさしかりしが、今はめりやすといふことはやり、野鄙なる文句歌のさまもいやしく

成て、いつとてもむけんとし、とのかたち、めつたむしやうに打つけた、きつけてひくを、達者とやらいふよしなり、めりやす豐年藏に長き歌あるを、件の說に合せ見れば、歌の長端にはよらず、歌舞妓事始二に、扨又一部の內、每事樂屋にて三絃をならす、是をめりやすと云ふ、甲陽軍鑑にも出たる、めりやすきと云ことを下略して、是を名付る、同書、四或人云、めるははる、はるはめると云ことあり、鼓をなすものせりふをはり、突こみてする時は、見る人めるなり、仕打骨髓になす時は、見る人はるなり、因てめりはりの大事なり、これらによりて見れば、樂屋にてひける三絃をいへるがもとにて、それに合せうたふ歌をも、めりやすといへるなるべし、

山崎久卿云、女里彌壽豐年藏といふもの、寶曆年間の刻本にして、めりやすを集たるものなるに、その中に長歌これかれを載す、さればその頃は長唄をも、概してめりやすの內に入る、是をもてみれば、長唄はめりやすの長くなりしもの歟といへり、いかさま原夫が、いつとても無間と、獅子との形、たゝき付てひくなどいへるは、今いふめりやすのみ、めりやすといふにあらず、されど松の葉長唄あり、其歌とも今も上方歌の中にあり、然らば狂言に合せ作りたる芝ゐ歌は、大かためりやすなるべし、寬保のころ、佐野川千藏といふ女形、聲よくて、初めは豐後ぶし淨るりなどを出語りにしたりしが、頓て富士田吉次楓江と名をかへ、歌うたひと成て大に行はれぬ、これより歌舞伎唄を、世に翫こと盛なり、後安永頃、荻江露友よくめりやすをうたひたれども楓江には及ばず、

〔皇都午睡三編下〕手覆にめりやすと名付る物は、莫大小と云て、手の太き細きによらず、身にあふとの心なり、扨めりやすと云は、原戲場の樂屋にてひく三味線の名目にして、調子のめりやすきといふことを下略して名付ると云、其三味の手長きあり短き有、かの手覆のめりやすは、此三味線の手より名付しとしるべし、めりやすは三味線の名にて、唄の名には非ず、長き唄を長歌と云

ひ、短き歌を女里家壽唄と云り、

〔譚海十二〕都一中が弟子に、三中と云もの有、是新吉原にのみ居たり、又糸物丁に伏見屋と云て、野郎の茶屋をして、大名かたへ芝居狂言あるとき、役者を世話などいたし、大村伊勢守樣より挨拶など給はりしが、上るり好にて、和中といひて、一中が弟子にて有し、此和中がかゝへの子共に、佐野川千藏といふ役者ありしが、後に又和中と名を改て淨るり太夫と成り、聲よきまゝめりやすぶしといふをうたひて、風好ともいへり、

〔聲曲類纂五〕潮來(いたこ)節　常州行方郡潮來村(古來は板久と書す)に行れし曲節にして、そは諸國にはやりて、いたこぶしと稱し、新曲を綴れど、多くは鄙陋にして記すにたへず、よつてこゝに略す、いたこぶしの濫觴いまだ詳ならず、

〔理齋隨筆四〕明和八九年の頃、はじめて潮來節といへるもの、江戸に流行せしが、今は五色いたこ、二上り三下りいたこ、とつちりとん、どゞいつ抔、また此頃は祭文に三絃を合せ、あやつりなどを仕組に至る、

〔潮來考〕なまじなまなか、始がなくば、かほどこがれは、せぬはいな、○中略
あうた夢見て、わらうてさめて、あたりみまはし、涙ぐむ、○中略
ぬしのこゝろと、空ふく風は、どこのいづくで、とまるやら、○中略
おもひきつても、日のくれ〳〵は、おもひかへして、獨泣、

〔南郭先生文集三編一擬古樂府〕潮來詞二十首幷序

甲子春遊鹿島、舟下刀禰、行聽款乃、聲調楚哀、頗有情致、問之則云潮來所歌、潮來常南地名也、既自鹿島歸、舟歷其地、就見臨江數百家多倡妓、俗雜日夜相聚游戲、蓋東控海西通都、率多水漕之利、魚鹽之饒、商旅所湊亦江東一都會也、其謠大類吳歌、嘗讀樂府遺篇吳聲歌曲及西曲諸樂、想見六朝

謠俗之態、其聲雖不可知、以今視之、土風詞情蓋可知也、又感劉禹錫聽竹枝之音、乃雜擬江南諸樂府、比作此詞二十首、因記舟行興寄、聊亦自玩耳、

不見東流水、歸舟西曲流、潮來風且逆、有時不自由、

可憐州裏鳥、兩兩浮江水、日見不識名、指顧問客子、〇以下十八首略、

騷ぎ

〔後は昔物語〕今も騷ぎといふ唄は、江戸にも上方にもありて、忠臣藏の七段目の幕明きの類あれども、親などがいひし土佐節頃の、さわぎといふ物は、今の趣とは異也、奴の騷ぎ、鼠のさわぎ、何のさわぎ〳〵といふ事有、我〇平澤平格も鼠の騷といふを、十二三の頃、父に習て覺たり、鼠のさわぎといふは、

嬉し〳〵、側いこ〳〵、しんぞ〳〵〳〵、けんぼ〳〵〳〵、さすは盃君樣へ、戀け戀慕きやしやふる花、よい〳〵、側にそつと、寢よか〳〵、替らぬ、思はゞいざまゐろかの、うきにうきたつ、ひよんきり瓢簞、戀風がぱつとふいて來て、あなたへはからころり、こなたへはからころり、からころ〳〵からころり、づときそいの、うかれ姿のおもしろや、年の始に春駒を祝ふた、お厄落しに厄拂、節分豆蒔年男、やんさこんさ、てんかおてんか、屛風の棧敷、大分込んだと、南無奇妙長久、治めて置て、頼朝のお前でひよつと望出いた法樂、法樂の舞じや程に、いざ舞ふよ、拍子を揃へて、獅子亂曲を舞ふよ、おどるまいと思へどきよひよん、おどるまいとは思へどきよひよん、伊達な姿を、三河の澤の、お澤の騷ぎに、三界をはしり〳〵〳〵〳〵の八橋に、八つ拍子を揃へてきよひよん、もすそ小つまの〳〵、まつびら〳〵〳〵、ひらり〳〵、ひらりしやらりと、うき世うかれめ、

何故に鼠の騷といふや、鼠の謐は見えず、

大津繪節

〔守貞漫稿二十三音曲〕大津繪節

予〇喜田川、文化七年生、幼年ノ時ヨリ唄之、原章ニ因テ名トス、

げほうはしごずりかみなり太鼓でつりをする、おわか衆は鷹をすへ、ぬりがさおやまはふじの花、座頭のふんどしに犬ワン〳〵、つけアびつくりし、杖をばふり上る、あらきの鬼もほつきして鉦、しゆもく、ひやうたんなまずをおさへます、奴の行れつ、釣がね辨慶矢の根五郎、

とつちりとん節

〔守貞漫稿二十三音曲〕トッチリトン節

三絃ノ初メニ、トッチリトント彈出ス、故ニ名トス、是亦文化中ヨリ行レ、三都トモニ唄ヒ、今モ往往唄之、左ニ記スヲ原歌トシテ異章數句アリ、皆無長短、

からと日本に出世のかゞみ、されば太閤久吉が、素生をとへば其むかし、國は尾張の中村で、筑阿彌彌介といふ獵師、妻は日吉のごんげんへ、心願かけてくわいたいし、ほどなくなんしをうみおとし、その名をなづけて日よし丸、

〔とつちりとん〕名茶づくし

いわいそろふて、合そも初むかし、心相生千代の友、喜せんうれしの山本や、別儀一森初ざくら、八重垣咲ていづら花、水にもなびく川柳、よひ折たかを松の滀、はな立花の極詰は、よろこぶ山吹たかの爪、

〔むかしばなしとつちりとん〕鍬はのふぎやうの、合第一のどうぐ、田はたに出てのはたらきは、天にひかりて地にくゞり、人を合やしなふぼさつから、青物ざこくのたねまきに、雨ふり風間のいとひなく、お百性衆が玉のあせ、上鍬一ッてうでくろうする、其苦はせかいの樂の種、

名古屋節

〔守貞漫稿二十三音曲〕名古屋節

尾州ニテ行ハルヽ小唄也、其始何レノ比ナルコトヲ知ラズ、今ニ至熱田驛家ノ娼妓ハ、三絃ニ合セテ專ラ唄之也、其唱歌短ク且卑陋ノ物多ク、伊勢古市ノ音頭、宮ノ名古屋節、一對ノ樣ナレドモ、其品同ジカラズ、其唱歌ノ一二ヲ左ニ誌ス、此節江戸ニテハ、三下リノドヾ一ト云、

みやを立いで笠寺こえて、鳴海縄手で袖しぼる、

爰は中島七里ゆきや桑名、命あづけたぬしもある、〇以下三章略

よしこの節 どどいつ節

〔三養雜記 二〕女藝者

吉原にてもこのごろはよしこのぶし、どゞいつなどいふ小唄に、大鼓あはすることは、全く席上のにぎやかならんためのわざとはおもはるれど、鄙の手ぶりにならふことは、この里にはせでもありなんかし、

〔守貞漫稿 二十三 音曲〕ヨシコノ節

文政三四年比ヨリ行レ、三都トモニ專ラ唄之、娼妓モ專ラ唄之宴席ニ興ス、異章數多アリ無長短、左ニ記スヲ原歌トス、

まゝよ三度笠、よこちよにかむり、たびは道づれ、世はなさけ、

ドヾイツ節

ヨシコノ一變シテドヾイツ節トナル也、故ニ其節曲此ニ似テ僅ニ轉ズ、章句長短アリ、專ラ戀情ヲ作レリ、今ニ至テ廢セズ、宴席專ラ是ヲ絃歌シテ粗不易ニ似タリ、蓋曲節往々僅ニ變ズ、又三都トモニ然リ、

佃節

〔守貞漫稿 二十三 音曲〕佃節

天保比ヨリ歟、或ハ天保ヨリ古キ歟、江戸深川ノ妓歌ニテ當所ノ名物トシ、粗不易ニ似テ今ニ廢セズ、屋根舟猪牙舟ニテ是ヲ絃唄スレバ、其舟自ラ迅走スト云、最繁絃也、

ふけや川かぜあがれよすだれ、中の小うたの顔見たや、

追書、或書云、隆達云々頗智アリテ、何ニモアレ題ヲ出ス時ハ、卽座ニ文作シテ唄之、其沙汰堂上ヘモ聞ヘテ、或年大内ヘ召ルヽ折シモ暴風吹立テ、御簾モアラハニ吹上ルホドナリシガ、ヤヽア

ツテ止ミケリ、コノアリサマヲ直ニ唄ヘヨト仰アリシカバ、取敢ズふけよ山かせあがれよすだれ中の上﨟の顏見たや、御感アッテ云々ト記セリ、右ノ佃節ノ唱歌ハ、是ヲ聊カ作リカヘタルコト必然ナリ、

さんがう節
ひやうたん節

〔一話一言十四〕四季の五音

廣通十歲ばかりのおり、七十歲餘の老婆あり、むかしさんがうぶしといふ小歌はやりたりとていふ、其歌、

むすめかどへたつ、さだめて人がうからかうからかしやせねもの、三年さきの殿が見たさにさんがらが、赤いこん袋紫ひもつけつん出した、まアまん丸まるまんまだいのこんがううみ出した、名をば何とつけような、八まん太郎とつけような、よいてかよいてか、さゐさ、んがらが、

又言むかしひやうたんぶしといふ歌、はやりたる事あり、

あまりさびしさに、垣にひやうたんつらせた、おりしも風がふいて、あなたのかたへからころり、こなたのかたへからころり、からころりからころりからころりと、なりたるはおもしろいものじやゑ、

琉球小歌

〔當代記〕慶長十五年八月廿五日、琉球人著江戶、年十七八之小性、十四五ノ小性兩人有、三味線ヲ引、十七八計ノ小性名字、ヲモイシラウ、十四五ノ小性ハ、ヲモイトクト云、小歌ヲ皆々謠之、在江戶衆彼小性ヲ呼、シャミセンヲヒカセケルト云々、〇下略

〔世事百談〕琉球國の小歌

琉球國には、いまも專三味線を翫ぶよしなり、京師堀川なる南溪といふ人、天明のはじめ薩摩國にあそびしころ、琉球の喜屋筑登之顏鴻基字は延德といふもの、三味線を彈き、當間筑登之紹達

道字は隆嘉といふもの、小歌を唄ふをきゝける時の雜記とて、ある人の見せけるは、

きよのほこらじやな、おれがなたてろ、つぼでをるはなの、つゆけたごと、この歌は祝儀のうたにて、始めをはりに唄ふよし、高砂の謡をうたふが如しといへり、さて酒もりなかばに、二人にてうたふ小歌、

こゝのへのうちに、つぼみてつゆまちよ、うれしもきくのはなやゆる、

ときはなるまつのかはるもなき、まいつもすこりはいるぞまさる、

うれしさよ、にはのたけのふし／＼に、きみがよろづよのよはひこめて、

むかしうらめたろん、あかつきのとりん、今としにならすしらなあなや、

つきやむかし、つきやすが、かはてゆゝや、ひとごゝろ、

つきひかさなれば、としやよゝれども、ゑりなけるいそぐたびのそらよ、

たびやはまやどり、くさまくら、こゝろねてもわすられんそかおそは、

〔卜養狂歌集上秋〕一八月十五夜の月をみつ、またのなみにふねをうかべて、さけのみうたひあそぶ、その比世にはやる唐人うたとて、のんせんふらんらん〵つゆのなさけなやといふ事を、うたひけるに、おりふし月くもりければ、

うたひなばあめやのんせんふらんらせくもれば露のなさけなの月

〔松の葉三〕唐人歌

かんふらんはるたいてんよ、ながさきさくらんじやばちりこていみんよでんれきえきいきいはんはうろうふすをれえんらんす、

おなじく

みうらの四郎左衛門、ながさき平左衛門、ひしやの三郎さへもん、あづまやのしん七で、江戸てう

山がた七郎右衛門、

〔歌舞妓事始 五〕古人小歌作者

富士太鼓 歌占 榊山小四郎作

山姥所作 あだ浪 澤野九郎兵衛作

安藝宮島 山田兵介作

雉子 戀すてふ 草づくし 島野勘七 若村藤四郎 兩人作

鳥の所作 島野勘七 葛山四郎兵衛 兩人作

傾城花いかだ 葉山岡右衛門 葛山四郎兵衛 兩人作

四季の所作 放下僧 杵屋長右衛門作

あさま 三ッ車 同人作

かやの所作 近江八景 同人作

唐人歌 世間にてちんないろといふ同人作

松風 あを葉 杵屋長右衛門 葛山四郎兵衛 兩人作

きしやうの所作 龜の所作 知原藤四郎作

鷺の所作 同人作

有馬の富士 木甲三左衛門作

沖の石 万菊 永島庄左衛門作

近江八景 永島庄左衛門 和歌村藤四郎 兩人作

きぬ〴〵 つくば山 柴崎勘六作

唐金茂右衛門 同人作

とけつ 親杵屋長五郎作

高瀬ぶね 辻甚左衛門作

花かづら 大和屋傳十郎作

因幡の松 三松三左衛門作

鳥部山 古十三がね 小出金四郎作

花の香 坂田兵四郎作

井筒 坂田兵四郎 山本喜市 兩人作

松虫の所作 坂田兵四郎 嵐三五郎 兩人作

うとふ 猩々 松風 岸野次郎三作

道成寺 こんくはい 桶ぶせ 同人作

入間川 放下僧 同人作

六だんれんぼ 里げしき 同人作

しきぶとん 二の替りのうたは是よりはじまれり 同人作

きつね火 岸野次郎三、澤村長十郎、荻野八重桐、右三人にて作る、

けいせい男山 明がらす 二代目杵屋長五郎作

かくや道心 新道成寺 同人作

春の雪 杵屋長五郎 青木半兵衛 兩人作

海人　新道成寺　芳澤金七作　石橋　芳澤金七 若村藤四郎 兩人作

庭鳥所作　心中づくし　山本喜市作　なごやおび　相の山　同人作

つき出し　かぶろまつ　同人作　十三がね　闘こまん　同人作

おはつ德兵衛　白小そで　同人作　むげんのかね　山本喜市 若村藤四郎 兩人作

はつ櫻　しらいと　雪見酒　同人作

其外古來より殘る處の目錄あまたあれども、松の葉、又は松の落葉等にあるゆへ略す、其外外記節、薩摩ぶしいろ〳〵有、

〔粹曲類纂　五〕天明壬寅、浪花にて公布せる、歌系圖といへる草紙あり、歌うたひ作者の家系にはあらで、中古行れたる小唄の外題に、作者の名を記し添たるもの也、こゝに名ある人のあらはせしもの、一二を擧ぐ、この外撿挍勾當の作、幷に歌舞妓役者芝居ものゝ作等、すべて七百四段の目錄あり、

たき川 みすの道風　石出常軒作 其碩　長相思 ふじ　柳里恭作 紀澤香作　月の枕 おそめ　同作 同作

出口の柳 しらいと　宇治加賀掾作 英木や幸齋作　相の山 里けしき　文耕堂 大石かき作　鳥部山 花の香　近松門左衛門作 堂上方卿作、又瑞龍寺の僧、

或は堅古庵とも云、 すいは小の寺ほくたん作　あけつけ 引くるま　鷲水作 園水作　きつれ火まる歌大石かき村松たん 川竹言水作

鎌倉八景 夏草　とらや永閑作 秀松軒作松の蕊の作者なり　春日野 月見　四縁作 同作　色香 花見　同作 同作

嵯峨八景 春草　一時軒作 小堀遠州作

〔歌舞妓事始　五〕小歌うたひ寛文のころより、名あるはやしかた聞傳へたるなり、こゝにしるす、

彌總兵衛　五郎左衛門　半左衛門　吉兵衛　太兵衛　あつき庄兵衛　山崎五郎治　森清兵衛　日暮六右衛門　十右衛門　九郎兵衛　勘左衛門　大川傳八　吉左衛門　彌兵衛　德左衛門　權兵衛　五郎兵衛　權左衛門　長左衛門　半左衛門　作右衛門　五郎兵衛　傳右衛門　久兵衛　彌兵衛　德右衛門　源右衛門　七郎右衛門　七郎左衛門　七郎左衛門　權左

衞門　五兵衞

〔近世奇跡考　一〕小歌八兵衞

貞享の頃、淺草田町に住し三味線の師也、小歌の上手なるによりて、玄か名つくるとぞ、

〔聲曲類纂　五〕元祖中村勘三郎猿若道順は小諷の名人といふ、杵屋勘五郎、同六左衞門、同喜三郎等の三人は、勘三郎が狂言の脇師にして、ともに小唄をよくし一派をなせり、中村座家の狂言に、猿若は新發意村太鼓門の松などいふは三味せんなし、舞ながら小唄をうたふのみなりしが、喜三郎よりこのかた小唄に合せて、さみせんをひく事になれりといへり、承應の頃、市村竹之丞座にて、京師よりの小唄さみせんの囃者を呼下し、一番づゝの放れ狂言をなす、其時はせりふなし、海道下りなどいふものを、小うたに合せて舞しとなり、右近源左衞門も上方より三味せんひきをつれて、下りしといへり、〇中略

小唄權左衞門　小唄八兵衞何れも貞享の頃なり、八兵衞は淺草田町に住て、小歌をよくし、三味線の上手也、其襁褓多と不義して奔りしとき、其角が何に、八兵衞やなかざなるまい虎が雨といへり、尙奇跡考に記せり、

青木半兵衞大坂下り小うた　村岡三左衞門同　鈴虫勘兵衞江戸小唄　鈴虫勘四郎同　玉水五郎右衞門江戸小唄　和歌山五郎兵衞同　和歌山五郎右衞門、和歌山三右衞門、てれん五郎兵衞、小川九郎兵衞、たかて彌兵衞、

何れも元祿の頃なり、〇中略

松島庄五郎享保のころ行はる　同藤十郎寬保延享のころ　坂田兵四郎、役者大全に、坂田兵四郎は歌舞妓役者坂田藤十郎が妹聟なりし、杵屋兵四郎が子にて、則藤十郎甥也し故、苗字を讓り置しを以、その子成人して、坂田兵四郎とて、小歌の名人なりしが、去年巳の六月みまかりしといへり、去年とあるは、寬延二巳年にして、江戸において終れりといふ、

坂田仙四郎本所横網町住、寶曆明和の頃　同藤次郎明和の頃　同仙十郎　湖出金四郎元祿の頃行はる、享保五年午五月終れり、谷中妙福寺に葬す、　同市十郎新和泉町に住す、明和安永の頃行はる、寬政十二年申九月終れり、同寺に葬す、　中山小八郎寬延の頃行はる、万太夫弟子にや、

富士田楓江境町住　始は歌舞妓女形にして、都和中が抱へなり、和中は乘物町伏見屋と云茶屋なり、　佐野川万菊が門弟佐の川千歲といふ、聲よくして都和中に學び、一中節の淨瑠璃を語り、後に二代の都和中となれり、其先

雜載

宮古路節をも學び得て、舞臺にて出語をなし、(佐の川京七、小佐川宮五郎、瀬川小太郎等脇を勤む、)又三味線をも彈て、狂言の趣向により藝によそへ、自ら彈語りをもなせり、其後又小唄を學び、(師未詳、)一派をなして、終に唄うたひとなり、世に賞せらる、名を富士田吉次と改め楓江と號す、明和八年卯三月廿九日、病て終れり、芝金杉正傳寺に葬す、嗣子千藏、始は藤次郎と云、後千藏と改め、楓鄕と號す、(文政六未年十二月終れり、)門人千藏(三代目也、初名新藏、)今盛なり、富士田音藏、同松藏、(長谷川町住、明和ころ、)同仁三郎、(さへ木町、)其外門人多し、松永忠五郎、(安永頃、)同久次郎、(同、)中村兵次、(同、)同兵藏、(寶曆頃、)同言次、(明和頃、)岸田鳥曉、(明和頃、)木村源次郎、(寶曆頃、高砂町、)宮島三次郎、(同頃、)永島富士藏、(安永頃、)瀧川八五郎、(木挽町五丁目、)柴田小源次、(明和安永のごろ、)大野平藏、(宇田川町、明和頃、)早川小八、(牛込原町、明和頃、)同新次郎、荻江露友、(其師不詳、)明和安永の頃行はれ、一流の名人也、(荻江の名、今は吉原にのみ殘れり、或云、露友剃髮して泰林と號しと、)重井新七、(安永の頃、)吉住五郎次、同重郎次、(延享の頃、)同小四郎、勝山市藏、中村山次、松尾五郎次、(大塚屋、明和安永の頃、)藤井清次郎、(しろがね町、明和ころ、)咲村權次郎、(同頃、)芳村伊十郎、

〔守貞漫稿　二十三音曲〕端唄

嘉永ノ頃ヨリ歌澤某ナル者、始テ師匠トナリ一家ヲナシ、種々ノ小唄ヲ三絃トトモニ敎授ス、是亦淨瑠璃ノ類ト同ク名取ト云テ、免許ヲ受タル門人出來リ、江戸諸所ニ歌澤某ト云表札ヲ掛テ、稽古所ヲ構フ、此行嘉永以前更ニ無之、是亦今世一種遊民ノ業トナル、

〔甲陽軍鑑　十五品第四十三〕於陣所制札○中略

一高聲、こうた、大酒無用之事、

右之札は、武者奉行よりかきいだすにより、加藤駿河守かねて是をたつる、

〔太平記　二十五〕住吉合戰事

楠ガ勢ノ中ヨリ、年ノ程二十計ナル若武者、和田新發意源秀ト名乘テ、洗皮ノ鎧ニ、大太刀小太刀

二振帶テ、六尺餘ノ長刀ヲ小脇ニ挾ミ、閑々ト馬ヲ歩マセテ、小歌歌テ進ミタリ、

〔太閤記十二〕小田原籠城之事

或時は信雄卿、忠沖氏郷景勝羽柴下總守などに、前波半入をくはへ、御茶を賜りしが、十六七歲二十計なる青女房にきうじをさせて、種々の名酒を以數與をつくし、右のわかきばらに杓をとらせつゝ、こうたを所望せよかしと宣ひしを、幸に半入さし出、一ふし望み侍りしに、聲うるはしくうたひ出しかば滿座、一入うきやかに、長陣の勞を奪れたるやうに、われからなく見えし、〇下略

〔微妙公御夜話〕一吳服所大森三郎兵衞は平九流之小歌上手候事被聞召及、小松江參候時分、御聞〇前田利常被成度旨、內證を御尋被遊候得ば、近年は年寄うたひ候事も無御座候得共、御意に候得ばうたひ可申候由、申候に付被仰付候、其上に其方を歌うたひにても無之に、御意故年寄うたひ候儀、御滿足被遊候、今程年寄候間、茶抔たて慰候得とて、定家之文の見事なる御懸物を被下、今に大森家に所持仕候、三郎兵衞難有がり、私の小歌は高直なる歌とて、自慢仕申候由、當代の大森三郎兵衞咄承候、

〔石岡道是覺書〕一忠秋公〇阿部御年若之時は御大酒被成、御心易御客の節は、大島の伊達成る御衣類、鮫ざやの犬御脇指、或は御謠、後は小歌に成、

〔獨語〕目くら法師妓女などのうたふ歌も、寬文延寶の比までは、長歌、らうさいなど云ふ曲ありて、俗調ながら詞やさしく、ふしもゆるやかに、いとしをらしきことども多かり、かりそめのそゞろ歌も、小倉吉野など云ふは詞やさしくて、よき人の前にてうたひても、きゝにくからず、昔の今樣にも少しにたるべきか、俗中の雅とも云ふべき物なり、三線も是に合はする時は、調子ひくゝ、手も間どほにて、聞く者耳にかしましからず、筑紫箏にも近きやうにて、いやしげすくなし、今は目くら法師も昔の曲をば聊しらず、調子高くかしましきことのみを習うて、三線はいつもかくの

如くなる物ぞと思へり、うたふ歌も只さわがしく賤しくかしましきのみにて、昔のやうなるやさしきことは、露ばかりもきこえず、〇下略

〔尤之雙紙下〕ひく物のしなしな

一小うたにのせては、さみせんをひく、〇下略

〔松の葉五〕歌音聲井三味線彈方心得

一歌の事、音聲ゆたかにして、始終たるまぬやうにうたふこと、だい一なり、當風といひて、世上に彈うたふをきけば、三味線を君として、歌を臣とおぼへしやうにきこえあしきとかや、うたをもつはらとし、ならしものはまことのあいしらひ、本手組のうたひかたと、長歌端歌などの彈うたひかくべつなり、まづ三味線の調子を、たいせつにあはせてのうへ、うたひはじむる事肝要にして、序破急のくらゐ、うきしづみをつかん、けやけからぬやうに心をつくべし、また連彈のとき歌ひとつのうち、二上り三下りなどの調子かはる事あるは、一しほ相手の調子取やう、あひかたにならひある事也、口傳

〔人倫訓蒙圖彙四〕繪雙紙賣　世上にあらゆるかはつたる沙汰、人の身の上の惡事、万人のさし合をかへりみず小歌につくり、淨瑠璃に節付て、つれぶしにてよみうる也、

〔人倫訓蒙圖彙七〕歌比丘尼　もとは淸淨の立派にて、熊野を信じて諸方に勸進しけるが、いつしか衣をりやくし歯をみがき、頭をしさいにつゝみて、小歌を便に色をうるなり、

〇

長唄

〔獨語〕目くら法師、妓女などのうたふ歌も、寛文延寶の比までは、長歌、らうさいなど云ふ曲ありて、俗調ながら詞やさしく、ふしもゆるやかに、いとしをらしきことゞも多かり、〇下略

〔聲曲類纂五〕長唄　佐山撿挍、市川撿挍、朝妻撿挍、小野川撿挍、爲澤撿挍、生田撿挍、北澤勾當、野川撿

挍、松岡撿挍、藤島勾當、武州花都等作る、其唱歌は松の葉、絲竹大全、絃曲大榛抄等に出たり、中古迄は、遊里におもむきし輩、坐頭を招て三味線をひかせ、小うた上るりをうたはせける、これをたいこ坐頭と稱せし事あり、天和貞享の頃の草紙を見て、其さまを知るべし、江。戸。長。唄。はこゝにいふところの、長唄とはまた別品なり、

〔嬉遊笑覧〕六上音曲大幣に貞享二年新曲とて載たるは、皆長き歌なり、松の葉元祿十年には是を長歌といへり、天和頃の歌舞妓番付をみるに、小歌とありて長歌とはなし、又あやつり座にも小歌端うたなりとしるしたり、大ぬさの頃までは、長歌といふ名いまだあらざりしにや、その長歌どもは江戸淺利撿挍、佐山撿挍、京朝妻勾當當風引出すとあれば、歌舞伎より起るにあらず、ほそりは大ぬさ破手の内に唯ひと歌あり、松の葉には下總ほそりとあり、七歌ばかり載す、大ぬさに出たるも入たり、小歌縺まくりに、ほそりづくしとありて、其歌の内にほそりのヤレ出ところは、やまとのつぼさか、そのふしなをすなみのいたにぐみとあるは、西國順禮の歌より出たるに似たり、口。說。は長歌にあらず、松の葉端歌の内にくどきあり、もと平家曲節の名なり、舞なども口說あり、

〔奈良柴〕近世長歌と藝者も思て居る、長うたとは意味ある事也、去るによつて古代の役者附などにも、小うたとは記せしが、長唄といふ事はなし、長うたといふは、ふしをながく引ずりて謡ふゆへに長うたと覺へしが、少しの三下りうたを、今はながき所作にもうたふゆへに、長歌と覺へしや、早くうたふにも、長歌のうたひかた有り、しづかにゆるりとうたふにも、たゞのうたある事なるを、其あやもなく、めつたに長唄とはいかなる事ぞや、いづれにしても、歌の事は不案内と見へたり、

〔昔昔物語〕長歌くどき歌杯言し長歌の始は、ねぎ町にかぶき師右近源左衞門と云者、かくれなき美男にて、夫を木人形張ぬき人形にも作り夥敷賣る、いか成者なりしか、此源左衞門長歌に海道下りと云事を作りうとふ、殊の外はやり、後には仕方して舞、たとへば振舞の先亭主より客へ所望して、海道下りを舞する、又其次になをりたる人に舞はする、又客より亭主へも望て舞する、如

此同じ舞を一日の內幾度も舞、我等幼少の時より、晝より夜更迄の振舞に、たちかはり入かはり舞ふ、かぞへ見れば三十七番舞し、其後山崎下りと云長歌、是もはやりて舞ふ、其後六十年計以前、ねぎ町勘三郎座の役者共之內、多門庄左衞門、出來島小さらし、花井才三郎、玉村吉彌、玉川千之介、山川內記、玉川主膳、隱れなき美男子拍子きゝ聲よき者にて、是等寄合かぶしと云歌をうたひ出す、らうさいにまけぬ歌なり、其引つゞきにむめがえ、うきふね抔云長歌、皆此者共作りたり、ねぎ町と云は今の堺町の事なり、六七十年以前は、禰宜町と申す、堺町と云人なし、

〔守貞漫稿二十三音曲〕江戶長唄

是モ京坂等ヨリ江戶唄ト云、江戶ニテハ坐唄或ハ長唄ト云也、坐歌ト云ハ芝居坐ニテ用フル唄故ニ名トスルナルベシ、

其流派ノ頒詳カナラズ、元祖中村勘三郎小唄ノ名人ニテ、當時右勘三郎狂言脇師ニ杵屋勘五郎、同六左衞門、同喜三郎トモニ能小唄ヲ謠ヒ、勘五郎遂ニ一派ノ祖トナリ、今ニ至リ江戶長唄ノ師ニ、杵屋ヲ以テ稱スル者甚多シ、

〔譚海十二〕うたうたひに、中山佐世の助といふあり、元來かぶきの役者成しが、歌上手にて、後に萬太夫と名を改て、うたの芝居を取立て、堺町に矢倉をあげて興行したり、萬太夫が子ども兩人有、小八千吉といふ、皆歌の上手也、萬太夫半太夫と同時のもの也、

〔江戶節根元記下〕一東都にて長唄目利安、初めは鳥羽屋三右衞門なり、其後豐後節も彈なり、三右衞門事、後に東武專太夫と名乘、歌は文五郎といへるも、專太夫の三絃の弟子なり、東武の弟子にあらざるはなし、唄の弟子松島庄五郎、是は能諷し者なり、後に延享のころ、中村富十郎初メて下りし時、坂田兵四郎といふ者呼れ下り、執著といふ唄を諷ふ、鼓歌と云是なり、

〔武江年表六〕此年間和○明記事

富士田楓江、荻江露友等が長唄（中略）行る、

〔戯場年中鑑 上正月〕唄浄瑠璃　富士田吉次（楓江とよぶ）世に奇なる妙音にて、樣々の唄ども有、もとは佐の川千藏といへる若女がたなりしが、立唄と成て、世に長唄といへるを流行せし人にて、その中にも唄せうるりといふ有、安宅の松、閏の卯の花、うはなりの類、百夜車は一仲より出たるもの、綱手車は長唄とあれども、セッキャウの趣あり、關寺小町はあたらしききかた鼓唄と記て心を用ひられし也、まづ唄せうるりは唄にて浄るりの趣多し、

〔松の葉 二〕長歌目錄

一若みどり	佐山撿挍作	二まさみち	同人作	三不二まふで	同人作
四源五しう	同人作	五三谷をどり	同人作	六雲井らうさい	同人作
七木やり	同人作	八戀ごろも	同人作	九小夜ごろも	同人作
十もしほ草	同人作	十一櫻づくし	同人作	十二冬草	同人作
十三四季	市川撿挍作	十四やへ梅	同人作	十五春日野	同人作
十六はるごま	同人作	十七手まくら	同人作	十八鎌倉八景	同人作
十九わか草	同人作	二十春風	同人作	廿一狹ごろも	同人作
廿二らつひ	同人作	廿三戀づくし	朝妻撿挍作	廿四笠寺	同人作
廿五山づくし	同人作	廿六夕され	同人作	廿七川竹	同人作
廿八花の宴	同人作	廿九幾春	同人作	卅浪まくら	同人作
卅一七夕	同人作	卅二引車	同人作	卅三東山八景	同人作
卅四夏草	同人作	卅五うきね	同人作	卅六小むらさき	同人作
卅七香づくし	同人作	卅八時雨	小野川撿挍作	卅九月見	同人作

四十あだ枕　同人作　四十一花見　同人作　四十二玉くしげ　同人作
四十三色香　同人作　四十四梅づくし　爲澤撿挍作　四十五小笹　生田撿挍作
四十六晒　北澤勾當作　四十七かぞへ歌　野川撿挍作　四十八秋草　松岡撿挍作 藤島勾當作
四十九戀草　松岡撿挍作　五十しのゝめ　武州花都作

〔徒然草下〕或者子を法師になして、學問して、因果の理をもしり、說經などして、世わたるたつきともせよといひければ、敎のまゝに說經師にならんために、先馬に乘ならひけり、○中略次に佛事ののち酒などすゝむる事あらんに、法師の無下に能なきは、檀那すさまじくおもふべしとて、早歌といふ事を習ひけり、二のわざやうやうさかひに入ければ、いよいよよくしたく覺えて嗜ける程に、說經ならふべきひまなくて、としよりにけり、

〔神樂歌〕小前張　早歌
本やいづれぞも、とうどまり、　末やかのさきこえて

〔神樂歌入文下〕本末ともにみじかく合せたれば、はやうたとはいふならん、

〔狂言記四〕ふねふな
とのほのぼのと明石の浦の朝ぎりに、嶋かくれ行ふねをしぞおもふ、くわじや申、殿樣、いやそれはさいせんのお歌で御ざりまする、とのさいせんは人丸のあそばした歌、只今のは猿丸大夫のはや歌ぢや、

〔太閤記十二〕小田原籠城之事
五月雨は日をかさね止もやらず、總陣何共なう困れ果たるやうに、秀吉公ほの聞給ふて、早歌をうたひ、おどりをかけ引つゝし給ひしかば、上下の氣うきやかに新しく成て、幾年を經る共いかでか勞せんやと、こゝもかしこものゝしり出にけり、

木遣

〔太閤記十八〕松山新助

永祿年中に松山新助と云し、三好家にをひて爪牙之臣に備りし者は、其初本願寺に番士などつとめ居たりしが、素性ゆうにやさしく、每物まめやかに萬の裁判もおさ〳〵しう、小鼓、尺八、早歌に達し、酒を愛して興有し者なり、

〔七十一番歌合下〕六十六番　右　早歌うたひ

諸共に月にうたはんげにやさは今はた誰もさぞ覺たる

げにや娑婆の秘曲、其興侍り、但けにやさらば嘸覺たる、誰いひおほせざるにや、〇中略

別路になくかうたふかかれ聲のしほりあげたる袖の名殘は〇中略

袖の餘波の美聲、近比の早歌の聽聞、耳を驚かし侍り、〇中略

かたみにのこるなでしこの〇圖略

〔人倫訓蒙圖彙三〕木遣　大木大石を引に力をつけ、勢をかけていさむるの役人なり、今は石筑(いしつき)もこれをなすなり、ゑいこのなかのつなはやさぬかと、あふぎをあげてまねきしは、めさむる心ちぞする、

〔和漢三才圖會十六藝能〕與㦤　邪許淮南子　俗云木夜利

呂氏春秋云、翟煎對魏惠王曰、擧大木者前唱輿㦤、後亦應之、此擧重勸力之歌也、今人擧重出力者、一人唱則爲號頭、衆皆和之曰打號、此其始也、

按號頭、今云音頭(オンドウ)也、

〔秇苑日渉五〕號頭

役夫搬運樹築者、一人唱爲音頭、衆龢之曰輿㦤、音頭卽號頭也、輿㦤猶輿㦤也、事物紀原曰、杵歌、春秋左氏傳曰、襄公十七年十一月、宋皇國父爲平公築臺妨農功、子罕請俟農畢、公弗許、築者謳曰、澤門之

晳、實興我役、邑中之黔、實慰我心、杜預注曰、周十一月今九月、澤門宋城門、宋國父白晳居近澤門、子罕黑色而居邑中、今版築役夫歌以應杵者、此蓋其始也、〔呂氏春秋愼大覽曰、管子得於魯、魯束縛而檻之、使役人載而送之齊、其謳歌而引、管子恐魯之止而殺己也、欲速至齊、因謂役人曰、我爲汝唱、汝爲我和、其所唱適宜走、役人不倦而取道甚速、〕其歌往往敍苦樂意者由此、爾呂氏春秋淫辭篇云、翟煎對魏惠王曰、擧大木者、前唱輿樗、〔通雅作譯〕後亦應之、此擧重勸力之歌也、今人擧重出力者、一人倡則爲號頭、衆皆和之、曰打號、此蓋其始也、七國之時、已云然、輿樗、淮南子道應訓作邪許、太康地記曰、梁孝王築睢陽城方十三里、鼓倡節杵、而後王和之者稱睢陽曲、今踵以爲故、今之樂家睢陽曲、是其遺音、通雅曰、擧大木者、前邪後許、邪中原韻爲亨遮反、許音虎、古詩紀有邪許歌、又有嘘唄歌、注與邪許同、劉晝曰、牽石拕舟、必歌嘘唄、昔有謂聲重爲邪許、聲輕爲嘘唄者、由今論之、嘘唄亦不讀作許與矣、方子謙曰、今人上梁之中、稱兒郎偉、卽邪虎類也、此何孟春說也、東涯先生曰、唐則天鑄銅爲九州鼎、通鑑考異引舊傳云、僧懷義帥人作號頭安置之、號頭之語、唐已有之矣、

〔總見記 十六〕北畠入道逆心幷安土城御普請事

天正四年丙子、織田信長公四十三歲、于時三位右大將兼權大納言ナリ、正月中旬ヨリ大將家〔信長〕江州蒲生郡安土山ニ御普請有テ、御居城ニ成サルベキ由、奉行トシテ惟住五郎左衞門長秀ニ被仰付之、〔中略〕四月朔日ヨリ當山大石ヲ以テ、御構ノ四方ニ石垣ヲツキ、其內ニ御天守作ラルベキノ由被仰渡、〔中略〕コヽニ津田御坊ヨリ蛇石ト云大石ヲ、麓マデ寄ラレ候ヘドモ、一切ニ上ラズ候處ニ、惟住五郎左衞門、瀧川左近、羽柴筑前三人ヨリ合力セシメ、一萬餘人ノ人數ヲ以テ、晝夜三日ニ引上ラレ候、大將家御巧ヲ以テ、タヤスク御天守ヘ上サセラレ、晝夜山谷モ動クバカリノ樣體ナリ、此御普請石引ノ次第、希代ノ見物也、神戶三七郎殿信孝、自身金ノ幣ヲ持テ、音頭ヲアゲ木遣謳ヲ引上ラルヽト云々、〔下略〕

〔太閤記 十七〕大佛殿之事

一四方石垣之事〇中略

蒲生飛驒守引し石は二間に四間有しかば、多勢を以引侍りけり、石をどんすなどにてつゝみ、木やりのおんどう取、異形の出立に物し引ければ、見物の貴賤おしもわけられぬ計也、

〔撰要集由緒有之者〕堺町猿若勘三郎座於御當地芝居被仰付候由緒書之覺〇中略

大猷院樣〇德川家光御代、寛永九壬申年、伊豆らあたけ丸之御船御當地江御入之節、金之麾を頂戴仕、御船之先ニ而木やり音頭仕候、御奉行向井將監樣町御奉行所江、月次之御禮ニ上リ、唯今迄代々相勤來候、

〔淋敷座之慰〕秋の夜くどき木やり

一扨物うきは、秋の夜の君を松虫くつわむし、一よばかりはきり〳〵す、二夜もさんやに君はかうろきをいかけ、中の綱こゑをかけよや、あれさきのつなゑい、〇中略

道盛くどき木やり

一やれ道盛は〳〵、小宰相の御君に、思ひをふかくかけ給ひ、文玉章數しらず、有時文ををかへしある、そこで道盛の御歌にやれ、我戀は〳〵、細谷川の丸木橋、ふみかへされては、ぬるんるゝ〳〵袖哉、おいかけ中のつなでゑ、

古事類苑

樂舞部二十二

舞

名稱

舞ハマヒト云フ、音樂ノ節奏、又ハ歌謠ノ調子ニ合ハセテ、兩手ヲ主トシテ凡テ身體ヲ動シ、種々ノ容態ヲ爲シ、演舞スルヲ云フ、舞ニハ國風ノ舞アリ、外國傳來ノ舞アリ、近世ニ至リテ俗樂ノ舞アリ、舞ノ名目ニ久米舞、楯節舞、田舞、倭舞、吉志舞、獅子舞、延年舞、男舞、女舞等ノ類アリ、尙ホ樂舞總載篇ヲ參看スベシ、

〔伊呂波字類抄　末人事〕舞（マヒ、マフ、亦作儛、）

〔段注說文解字　五下舛〕舞、樂也、用足相背、（說从舛之意）从舛無聲、（文撫切、五部、按諸書多作儛、）𦏶古文舞、从羽亾、（亾聲也、文部曰、收讀與撫同、然則以亾爲無也古矣、）

〔干祿字書　上聲〕儛舞（上俗下正）

〔事物紀原　二樂舞聲歌〕舞

山海經曰、天與帝爭神、帝斷其首、乃以乳爲眼、以臍爲口、操干戚以舞、又曰、帝俊八子是始爲舞、孟頫引敎坊記曰、昔陰康氏次葛天氏、元氣肇分、災沴未弭、民多重腿之疾、思所以通利關節、是始制舞、然則舞自康氏始也、呂氏春秋曰、陶唐氏之始、陰多滯伏、民多壅閼、故爲作舞以宣導之、誤矣、孟詵錦帶前書則云、舞樂之興、始於黃帝、故周用六代之樂、越取黃帝、以謂始舞可尊也、周禮六舞五曰人舞、注無所執、以手袖爲威儀、祀星辰舞之、卽今代之舞出於此也、

〔倭訓栞前編二十九末〕まひ　舞をいふ、まふを名目にいふ詞也、古事記に擧手打膝傳訶那傳歌參來と見ゆ、古への體也、

〔賤者考〕舞と踊とは同じ態ながら、根ざす所に異ありて、舞は態を摸し意を用ふる故に、巧にて中中に賤しき方なり、踊は我を忘れて態の醜からむもしらず、興に發しておのづからなるが根元なる故に、却りては雅びて洒落なる方あり、かくいふを世人は必いぶかしく反覆なるやうに思ふべし、今いぶは根ざす意と、態のつくろひなき所にて、踊を雅といふと、世人は見る所の田舍びたる事そぎたるを、と丶のはぬ如く思ひて劣れりとし、舞は今いふは殊さらにつくろひかざり、節奏をさだめ、佞媚するを賤しといふなるを、世人は威儀と丶のひ、きらめきたるをまされりと思へるなり、此源はこれも鈿女神の古事ながら、そは既に思兼神の思兼によりて、眞心より出たるにはあらず、神がゝりのまねびをし給へるなれば、つくろひてするにて、舞の權輿にはあれども、元來さるわざのあるを、まねび給ふなれば、是より已前に既に踊る事はあり、されど物に見えたるは、此石屋戸の件なれば、まづ是を始といふべく、此まねびより一轉して二かたにわかれたる始なり、必竟は舞も踊も同じ物ながら、かねて此事をなさむとかまへてもとめつくろひてすれば、業にさだまりありて、心のすゝまざる時もしひて物し、又さだめかまへたる節曲に、たがはじそむかじとする意に、眞心にはあらず、賤しきはさる物にて本意も虚なり、踊はうむかしくおもしろくうれしく、心のすゝむにたへずして、おのづから眞心に出る時の態にて、宴席に飲を盡すさま是なり、○中略出雲風土記佐世郷の條に、須佐之男尊佐世の木葉を插頭て踊給ふ事など、何事によりてかは知られざれど、踊といふ事のさだかに見えたる證なり、中昔より舞踏といふ事あり、不時の恩賜ある時などにする事にて、手の舞足の踏所をもしらず、不慮にせらるゝより出たる儀にて、既にかく定りては踊にはあらず、名をも舞踏といへど、根ざしの意は踊なり、

久米舞

〔和漢三才圖會 十六藝能〕舞(マヒ)〇中略

按舞未知何世始、是亦出伶人行粧、而昔物語附音節而已、有爲形舞居舞之異、今有幸若臺頭笠屋之三流、近年淨瑠璃甚流行、以來舞廢、

〔人倫訓蒙圖彙 二〕舞　むかし源平の軍人事の盛衰を作りてふしをつくる、是を坐してかたるをも舞といひ、又仕形をなすをも舞と稱するなり、舞に兩流あり、越前の幸若、洛陽の大柏流なり、近世女舞ありて、天冠を戴、水干に大口を著し拍子をなす、左右は男にして、大紋に烏帽子を著して脇と稱す、當世幸若八九郎、女舞笠屋新勝、大柏柏木なり、

〔伊呂波字類抄 不疊字〕舞踏(フタウ)

〔吏學指南 禮儀〕舞踏(以手曰舞、以足曰踏、)

〔倭訓栞 中編六久〕くめまひ　久米舞也、神武天皇の時、菟田の高木といへる歌に、來目歌と名け、今樂府奏此歌と見ゆ、後世絶たり、

〔日本書紀 三神武〕戊午年(〇即位前三年)八月乙未、天皇使徵兄猾及弟猾者、(猾此云宇介志)是兩人菟田縣之魁帥者也、(魁帥此云比登謨廼伽彌)時兄猾不來、弟猾即詣至、因拜軍門而告之曰、臣兄、兄猾之爲逆狀也、聞天孫且到、即起兵將襲、望見皇師之威、懼不敢敵、乃潛伏其兵、權作新宮、而殿內施機、欲因請饗以作難、願知此詐、善爲之備、天皇即遣道臣命察其逆狀、時道臣命審知有賊害之心、而大怒誥嘖之曰、虜爾所造屋、爾自居之、(爾此云飫例)因案劒彎弓逼令催入、兄猾獲罪兄(〇一本无兄字)於天、事無所辭、乃自蹈機而壓死、時陳其屍而斬之、流血沒踝、故號其地曰菟田血原、已而弟猾大設牛酒、以勞饗皇師焉、天皇以其酒宍班賜軍卒、乃爲御謠之曰、(謠此云宇多預瀰)于儾能多伽機珥、辭藝和奈破蘆、和餓末菟夜、辭藝破佐夜羅孺、伊殊區波辭、區旎羅佐夜離、固奈瀰餓、那居波佐麼、多智曾麼能、未廼那鷄句、塢居氣辭被惠濔、宇破奈利餓、那居波佐麼、伊智佐介幾、未廼於朋鷄句、塢居氣儾被惠濔、是謂來目歌、今樂府奏此歌者、猶有手量大小及音聲巨細、此

古之遺式也、　十月癸巳朔、天皇嘗其嚴瓮之粮、勒兵而出、先擊八十梟帥於國見丘破斬之、是役也、天皇志存必克、乃爲御謠之曰、伽牟伽筮能、伊齊能于瀰能、於費異之珥夜、異波臂茂等倍屢、之多儴瀰能、之多儴瀰能、阿誤豫、阿誤豫、之多太瀰能、異波比茂等倍離、于智氏之夜莽務、于智氏之夜莽務、謠意以大石喩其國見丘也、既而餘黨猶繁、其情難測、乃顧勅道臣命、汝宜帥大來目部、作大室於忍坂邑盛設宴饗、誘虜而取之、道臣命於是奉密旨、掘窨於忍坂、而選我猛卒與虜雜居、陰期之曰、酒酣之後、吾則起歌、汝等聞吾歌聲、則一時刺虜、已而坐定酒行、虜不知我之有陰謀、任情徑醉、時道臣命乃起而歌之曰、於佐箇廼、於朋務露夜珥、比苔瑳破而、異離烏利苔毛、比苔瑳破而、枳伊離烏利苔毛、瀰都瀰都志、倶梅能固邏餓、勾鶩都都伊、異志都都伊毛智、于智氏之夜莽務、時我卒聞歌、倶拔其頭椎劒、一時殺虜、虜無復噍類者、皇軍大悅、仰天而咲、因歌之曰、伊莽波豫、伊莽波豫、阿阿時夜塢、伊莽儴而毛阿誤豫、伊莽儴而毛阿誤豫、今來目部歌而後大哂、是其緣也、又歌之曰、愛瀰詩烏、毗儾利、毛毛那比苔、比苔破易陪廼毛、多牟伽毗毛勢儒、此皆承密旨而歌之、非敢自專者也、　十一月己巳、皇師大擧將攻磯城彥、○中略　先是皇軍攻必取、戰必勝、而介胄之士不無疲弊、故聊爲御謠、以慰將卒之心焉、謠曰、哆哆奈梅氏、伊那瑳能椰摩能、虛能莽由毛、易喩耆摩毛羅毗、多多介陪磨、和例破椰隈怒、之摩途等利、宇介譬餓等茂、伊莽輪開珥虛禰、果以男軍越墨坂、從後夾擊破之、斬其梟帥兄磯城等、　十二月丙申、皇師遂擊長髓彥、○中略　昔孔舍衞之戰、五瀨命中矢而薨、天皇銜之、常懷憤懟、至此役也、意欲窮誅、乃爲御謠之曰、瀰都瀰都志、倶梅能故邏餓、介耆茂等珥、○介以下五字、熱田本无、阿波赴珥破、介瀰羅毗苔茂苔、曾廼餓毛苔、曾禰梅屠那藝弖、于笞氏之夜莽務、又謠之曰、瀰都瀰都志、倶梅能故邏餓、介耆茂等珥、宇惠志破餌介瀰、勾致弭比倶、和例破涴輸例儒、于智氏之夜莽務、因復縱兵忽攻之、凡諸御謠皆謂來目歌、此的取歌者而名之也、

〔令集解四 職員〕雅樂寮

大属尾張淨足說、今有寮儛曲等如左、久米儛大伴彈琴、佐伯持刀儛、卽斬蜘蛛、唯今琴取二人、儛人八

人、大伴佐伯不別也、

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀下

午日〇中略、伴佐伯兩氏率舞人入自儀鸞門、左伴氏、右佐伯氏、五位已上、相分而列、就中庭床子、所司預設、奏久米舞、舞人二十列而舞訖、

退出、〇中略

下治部金作劒廿口　　右久米儛料、悠紀所所請如件、

〔北山抄 五〕大嘗會事

午日、〇中略伴佐伯兩氏入自儀鸞門、著中庭床子、奏久米舞、伴左、佐伯右、五位以上相分列立、舞人二十人、琴工六人、前式云、所司設五位並彈琴床子、又設琴臺床子、寛平記云、工四人著緋衣末額鞆靴、承平記云、於舞臺東供奉、舞人在前後端者服四位袍、中間服五位袍、皆帶劍、終頭拔劍舞、無歌、以琴爲節、舞如駿河舞、

〔大嘗會儀式具釋 九〕貞觀ノ頃ハ既ニ來目部ナキカ、貞觀儀式、江次第等ニミエタル久米舞ハ、伴氏ト佐伯氏トノ五位以上ノ人左右ニ分レ、伴ハ左、佐伯ハ右ニ在テ、舞人ヲ率キテ南門ヨリ入、舞臺ノ東ヨリ出テ中庭ノ床子ニ着、舞人二十人、版位ヲ夾ミテ二列ニシテ舞、琴工六人如駿河舞トアリ、伴ハ卽是大伴、佐伯ハ大伴ニ伴ナフ姓ナレバ、二氏久米舞ヲ率ユルトミエタリ、又江次第ニハ舞ノ終リニ劒ヲ拔ク、歌ナシ、琴ヲ以節ヲ爲トアリ、劒ヲ拔ハ神武ノ古事ニ據カ、サナクトモ、來目ノ舞ナレバ、劒ヲ拔ベキコトナリ、唯歌ナシト云ルハ日本紀ニ合ハズ、中古既ニ其歌曲傳ハラザルナルベシ、今世ハ舞モ亦傳ハラズ、仍テ一向此儀ナシ、

〔續日本紀 十八稱德〕天平勝寶四年四月乙酉、盧舍那大佛像成、始開眼、是日行幸東大寺、〇中略雅樂寮及諸寺、種々音樂並咸來集、復有王臣諸氏五節、久米儛、〇中略等歌儛、東西發聲、分庭而奏、

〔三代實錄 三清和〕貞觀元年十一月十九日庚午、撤去悠紀主基兩帳、〇大嘗會天皇御豐樂殿廣廂、宴百官、〇中略伴佐伯兩氏久米舞、

〔狛近德日記〕文化十五年〇文政元年九月廿日卯、御用之儀ニ付四辻殿ゟ御招、則是近信參上候處、大嘗

會久米舞御再興被仰出、舞辻家多家兩家江被仰付候旨被申渡、雖有御請申上候、

久米舞　舞人四人　歌人二人　笛一人　篳篥一人　和琴一人　琴持二人〇中略

右被仰渡之趣書取寫歸ル也　十月五日、忠暉ゟ回狀到來、左ニ記、

久米舞

舞人	左近衞將曹忠得	舞人	左近衞將監忠恕
舞人	豐前守則是	舞人	右近衞將監近信
歌人	右近衞將曹忠暉	歌人	右近衞將曹忠惟
和琴	大和守久敬	笛	左近衞將曹基壽
篳篥	玄蕃權助季良	琴持	近江守忠堅
琴持	右近衞將曹久顯		

右之通相窺候處、昨夜可令參勤旨被仰付候、仍申入候也、

十月五日　忠暉

八日酉、久米舞譜小野氏ニ所持有之由、內々江藏人殿ゟ承之、依之內々借用申度相賴候處、領掌之旨江藏人入來ニ而被申聞、仍小野家江近信參候處、他出不得面會、將右之義季良ゟ承候得ば、右之譜は先達而季良ゟ彼方江依所望相送候由、尤右譜は甚不審多故、是ヲ以御再興之義は不可然由、今度傳奏ゟ御尋ノ節も申上置候旨承之、併季良所持ニ付及一見、仍小野家ゟ不及借用義也、九日戌、江藏人殿へ近信參、小野氏譜面之義委細申之、仍彼方江借用ニ不參候段申入也、十四日卯、入夜忠得忠恕忠暉則是方江入來、久米舞相談決定ス、十一月十六日戌、久米舞衣體左之通被仰出、

舞人　冠、卷纓、緌、袜、領、各五位闕腋、半臂、下襲、大口、表袴、劒、金作靴、

和琴以下各冠、卷纓、緌、私小忌、劒(餝劒作、不依官、依其曲帶劒、)此條如舞人、

十九日丑、於忠陣亭倭舞久米儛大歌之習禮有之、朝飯後近信出席ス、廿一日卯、久米舞人袍賀茂祭舞人袍可用、今日更ニ被仰出候也、廿四日午、午刻後近信參勤ス、久米舞衣體前ニ記ス、戌刻比節會始ル、雨儀也、內辨二條內府公、國栖近興、久米舞、吉志舞等、承明門檀上也、久米舞、伴佐伯率之、(○中略)無滯相濟退出、子半刻比也、

〔倭訓栞(中編五)〕きしまひ　吉士舞と書り、大嘗會に阿倍氏の舞よし儀式にみゆ、

〔儀式(四)〕踐祚大嘗祭儀下

午日、(○中略)伴佐伯兩氏率舞人入自儀鸞門、(○中略)訖退出、次安倍氏人(五位已上相分而列)奏吉志舞、(出入門幷人數行列等同久米舞)訖退出、

〔北山抄(五)〕大嘗會事

午日(○中略)次安倍氏奏吉志舞、(五位以上引之、設床子等如前、作高麗亂聲而進、舞者廿人、樂人廿人、安倍、吉志、大國、三宅、日下部、難波等氏供奉、寬平記云、工四人著六位袍、闕腋打懸、甲冑執桙、承平記云、於舞臺西奏之、引頭二人立臺下、舞人在前後端者服甲冑、在中間者幞頭冠末額褐衣兩襠、皆執楯戟、舞酣拔刀云々、)畢各退出、

(頭書一本裏書)吏部王記云、昔安倍氏先祖、含勅伐新羅有功、大嘗會日報命、故今因奏此舞、故相傳爲大嘗會之舞云々、

〔大嘗會儀式具釋(九)〕吉志舞ノ儀イマダ考ヘズ、今ハ其舞ノ樣傳ハラザル由ニテ、只亂聲ヲ奏シテ、伶人巡廻スルノミ、

〔續日本紀(十一聖武)〕天平六年三月丙子、攝津職奏吉師部樂、

〔三代實錄(三清和)〕貞觀元年十一月十九日庚午、撤去悠紀主基兩帳、(○大嘗會)天皇御豐樂殿廣廂、宴百官、(○中略)安倍氏吉志舞、

〔狛近德日記〕文化十五年(○文政元年)十一月廿四日午、戌刻比節會(○豐明)始ル、雨儀也、內辨二條內府公、國

栖近與、久米舞吉志舞等承明門檀上也、久米舞伴佐伯率之、吉志舞土御門殿率之、○中略次吉志舞、
舞人　廣武宿禰　文暉　廣敎　安倍季誕
笛　景和朝臣　倫美　好古　好文　近與　高擧　如壽　基壽　近季
一鼓　季政朝臣　太鼓　季慶朝臣　鉦鼓　近信
吉志舞人陪臚裝束著、管方束帶、但近信基壽久米舞衣體之儘勤之、尤以前傳奏江伺相濟有之義也、
無滯相濟退出、子半刻比也、

黒山企師部舞

〔續日本紀 二十六稱德〕天平神護元年閏十月庚寅、詔文武百官令拜賀太政大臣禪師、○道鏡事畢幸弓削寺、禮佛、奏唐高麗樂及黒山企師部舞、

〔續日本紀考證 八稱德〕孝德紀云、將軍大伴連等及到黒山云々、谷川氏曰、延喜式有黒山席、元融○村尾案和名抄河內國鄉名丹比郡黒山、河內志丹南郡、今有黒山村、所謂黒山企師部舞、蓋皆其土風俗儛伎也、

田舞

〔倭訓栞 前編十四多〕たまひ○中略田舞は大嘗祭にあり、延喜式に見えたり、多治比氏の內舍人等を儛人とす、今は傳らず、伊勢大神宮田殖にも、田儛仕奉といふ事儀式帳に見えたり、

〔令集解 四職員〕雅樂寮
大屬尾張淨足說、今有寮儛曲等如左、○中略田儛師儛人四人、

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符
定雅樂諸師數事
儛師四人〔中略〕田儛師一人○中略
弘仁十年十二月廿一日○中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事（減二百五十四人定一百人）〇中略

田儛生二人（元廿五人）〇中略

嘉祥元年九月廿二日

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

二月例〇中略　先始來子日、太神宮朝御饌夕御饌供奉御田種蒔下始、〇中略　酒作乃物忌乃父仁、忌鍬令採氏、太神乃御刀代田耕始、卽田耕歌氏田儛畢、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀下

巳日、〇中略　未刻御主基帳、其儀同上、〇中略　主基人等、入就中庭右幄奏田舞、（十人共舞）訖退出、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕巳日、〇中略　未二點御主基帳、供御膳之後奏田舞、

〔北山抄五〕大嘗會事

巳日辰刻御悠紀帳、〇中略　主基人就右幄奏田舞、（多治比氏內舍人等供奉、舞人十人、承平記云、樂人著幄座奏音樂、天慶記云、件舞稱大歌不具不進、卽仰明日可供奉之由、有例故也云々）次奏風俗、

〔日本書紀二十七天智〕十年五月辛丑、天皇御西小殿、皇太子（〇天武）群臣侍宴、於是再奏田儛、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年五月丁巳、天皇御重閣門觀射騎、召渤海使史都蒙等、亦會射場、令五位已上進裝馬及走馬、作田儛於儛臺、

〔三代實錄三清和〕貞觀元年十一月十九日庚午、撤去悠紀主基兩帳、（〇大嘗會）天皇御豐樂殿廣廂、宴百官、多治氏奏田舞、

〔後山本左相府記〕延慶二年十一月廿六日乙巳、天皇御主基御帳、〇中略　次晴御膳腋御膳、臣下餛飩、〇中略　次一獻田舞、次二獻風俗歌舞、

〔歌儛品目一皇朝樂目〕田儛（タマヒ）（中略）田歌ノ唱歌、寂蓮法師ノ書寫セシト云モノ、京師今宮ニ藏スル由、結毦錄ニモミヘタリ、又近キコロ、天明七年十二月廿七日ニ、大嘗會行ハレ

テ、廿九日癸巳、天皇出御主基帳ノ時、絶ヘタルヲ繼テ、此田儛ヲ奏セラレシナリ、河村萍庵翁、其田儛ノ致文アリ、其略曰、此一帖、大樂耶安倍朝臣季康所藏也、中略降自永久建武之征伐、至元龜天正之戰闘、王室衰弊、禮樂墮廢、逮于貞享元文、繼絶興廢、再修大祀、而比古之盛、闕典不少、神胤多絶、禮儀半廢、田儛亦在其中矣、今茲天明丁未行大祀也、順考古道、中興舊儀、於茲安倍氏採得津守國久所記古譜、獻之於官、田儛再興、可謂國之大幸焉、其古譜非伶家、秘不傳之、此一帖則其調也、ト見エタリ、今其要ヲ抄錄于此、

〔狛近德日記〕文化十五年〇文政元年十一月廿三日巳、未刻比節會〇大嘗會巳日節會始ル、酉刻倭舞始ル、日華門ヨリ進出、南殿前ニ而舞之、〇中略主基田舞月華門ヨリ進出、行事北上東面、舞人南庭ニ一列、東上北面歌以下後ニ列立、東上北面

舞人　季良、季考、近敦、高擧、忠恕、則是、忠障、近信、近友、多久顯

歌人　忠得　笛　景和朝臣　篳篥　季慶朝臣

相濟後、舞人自上臈經列前退入、

〔狛近信日記〕文政三年七月五日未

一田舞習禮於私宅相催候、入用拾貳匁五分、十三人割壹人分九分七厘ヅヽ、京方八人分季慶ゟ被集、爲持來ル、同家分ハ此方ニ而相集ル也、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

卯日、〇中略次隼人司率隼人等、從興禮門參入、於御在所屏外、北向立、奏風俗歌舞、

〔延喜式二十八隼人〕凡踐祚大嘗日、分陣應天門內左右、其群官初入發吠、愈紀入官人幷彈琴吹笛擊百子拍手歌舞人等、彈琴二人、吹笛一人、擊百子四人、拍手二人、歌二人、儛二人、從興禮門參入御在所屏外、北向立奏風俗歌舞、主基入亦准此、

〔續日本紀九元正〕養老七年五月辛巳、大隅薩摩二國隼人等六百二十四人朝貢、中略甲申、賜饗於隼人、各奏其風俗歌舞、

〔日本後紀十二桓武〕延曆廿四年正月乙酉、永停大替隼人風俗歌舞、

〔壬生家記〕嘉永元年大嘗式
卯日、〇中略大臣以下、入レ自二南門一各就二幄下座一、其群臣初入、隼人發聲、立定乃止、〇中略次隼人司、率二隼人等一參入、於二御在所屏外一北面立、奏二風俗歌舞一、

〔倭訓栞前編三十四〕やまとまひ　大和舞也、神宮三祭禮に今も有事也、大神宮式にみゆ、笛を吹琴をかく事も見えたり、夫木集に、

神風やみもすそ川のさゝ浪に聲をあはする夜はの絲竹

〔古今集童蒙抄〕ふるきやまと舞の歌
和舞といふ舞は、大和國より出來ける舞也、これによりて歌にもかづらき山とよめり、十一月の鎭魂の祭、大嘗會の辰日の節會等の日、倭舞を奏す、琴ひき歌人等あり、諸社の祭にも此舞をまふ、春日祭の日は神主たちて舞といへり、昔は物のねをならし、歌をうたひ侍り、今の代には其まねかたばかり也、ふるきといふは延喜の御宇よりさきの歌なるべし、

〔やまかづら〕大嘗會和舞御再興の事
和舞といふは、高天原に天宇受咩命のはじめ給ひしわざをぎより起りて、神の宮人のみならず、諸司のをとこをみなに至るまで、奉仕こし歌まひになむありける、〇中略其和舞と名づけたるよしは、中昔より唐國の舞樂を傳へ來て、かむわざにも行はれしかば、やがて皇國の歌舞をわきて、和舞と稱ふ事になれるにや、またおもふに東遊の中に、駿河舞などある類にて、大和一國のうたひの名か、またはかの久米舞吉志舞などのたぐひにて、我いにしへのうたまひどものなかにおのづから一の曲部(フリ)の名ともなれるかしらねど、さるかみつよの歌まひのいまの現に殘れるはいとおむかしくよろこばしき事にこそ、

〔古今和歌集二十大歌所御歌〕ふるきやまとまひのうた

しもとゆふかづらき山に降雪のまなく時なくおもほゆる哉

〔倭儛歌譜〕梅枝

野もやまも、ゆきはふれるを、神がきにのみひとはなうめはさけり、

此歌、二月十一月上申日春日祭、自古相傳而唱之、

眞榊

みかさやま、しげるたかねの、まさか木を、なかとりもちて、われぞまはまし、

又

三かさやま、みねのまさかき、をりかざし、よろづよまでも、つかへまつらむ、

此歌、並見于春日社司神祇少副延實慶長中記文、

常世

あぐらゐの、かみのみ手もち、ひく琴に、まひするをみな、とこよにもがも、

古事記朝倉宮段雄略天皇天皇幸行吉野宮之時云々、坐其御呉床、彈御琴、令爲儛其孃子、爾因其孃子之好儛、作御歌、即是、

計歌以爲常世之換歌

ひとふたみよ、いつむゆなゝやこゝのたり、もゝちよろづ、

此歌、職員令集解云、饒速日命降自天時、天神授瑞寶十種云々、教導、若有痛所者、合茲十寶一二三四五六七八九十云而、布瑠部、由々良々止布瑠部、如此爲之者、死人返生矣、此訓及加百千萬之詞者、依平篤胤説、近來用換詞、

右梅枝已下神主儛之歌也、揚拍子、後上、一首八拍子、又加片儛八段謂之諸舞、蓋神主舞者、諸社、神主、祝、禰宜、或臨時所卜定之神主等、亦舞之、故名、

一歌

とほつおやに、習ひはべるか、あそぶ子ら、うたならひ、ふむふくこ、たがこなるらむ、

此歌、春日社所傳最古云、

二歌

しろがねや、こがねのうめがはな咲や、神のとのとも、ひらかざらむや、

此歌亦稱梅枝曲、迎神、開扉等、後用也、然原唱花開耶乃宮叙耶焉、辭不整、因寬正六年四月春日社司延俊古譜正之、

三歌

かすがやま、松のひゞきも、やすみし、ゝきみがちとせを、なほよばふらし、

此歌、亦稱眞榊曲、寬治七年三月、堀河天皇春日社行幸之時、所唱也、作者未詳、

又

しもとゆふ、かつらぎ山に、ふるゆきの、まなくときなく、おもほゆるかな、

此歌、古今倭歌集大歌所之歌也、社記云、寶曆四年七月五日、祈雨之時、倭舞唱之、

右一歌以下、神祇官人所舞之歌、其五位六位等依祭祀、雖有異同、並用之、

四歌

みやびとの、おほよすがらに、いざとほし、ゆきのよろしも、おほよすがらに、

此歌、神樂、大前張、稱宮人曲也、於伊勢神宮、爲直相歌、見於延曆儀式帳矣、古語拾遺云、至于磯城瑞垣朝、中略就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劒、令皇女豐鍬入姫命奉齋焉、其還祭之夕、宮人皆參、終夜宴樂、即唱此歌云、

五歌

みやびとの、させる榊を、われさして、よろづよまでに、つかへまつらむ、かなであそばむ、（延儀講）

此歌、春日社司中臣祐親記云、嘉元四年十一月十七日、上卿花山院大納言家定卿、辨南曹内侍等參向、倭舞正預中臣祐良奏之、起原大和守藤原忠房朝臣撰譜、延喜十六年二月十一日丙申祭、上卿忠平公、始造着到殿、奏倭舞、率御馬、祝詞造宮預中臣秀基奉仕、以來不可闕神事也云々、

六歌

みやびとの、こしにさしたる、榊をば、われとりもちて、よろづよやへむ、

此歌、社記云、寛延中大嘗會之倭舞再興之時所歌也、

右四歌以下、稱宮人曲、爲之五位舞歌矣、延喜式（鎮魂祭條下）神祇伯又命云、御琴笛會（アヘセ）（四人共稱唯）云々、神部於堂上、催拍子、御巫及猿女等依例舞訖、卽神祇官五位六位各一人、（中臣忌部）及侍從五位以上二人、宮内丞一人、内舍人二人、大舍人二人、以次進舞於庭、就本坐、辨官命官掌、喚宮内省、令賜酒食、行酒三坏以後、拍手退出、かくあるにて、五位六位等の舞人のありさまを知るべし、

七歌

そらみつ、やまとの國は、かみがらし、たふとくあるらし、此舞みれば、

此歌、續日本紀云、天平十五年五月癸卯、宴群臣於內裏、皇太子親舞五節云々、此時所奏、御製三之一也、

八歌

ふちも瀨も、きよくさやけし、はかまがは、ちとせをまちて、すめる川かも、

此歌、續日本紀云、寶龜元年三月辛卯、葛井、船、津、文、武生、藏、六氏男女二百卅人、供奉歌垣、其服並着青摺細布衣、垂紅長紐、男女相並、分行徐進歌曰云々、其歌垣歌曰、（卽是狀）歌數闋、河內大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂以下奏和舞、

右二首、爲六位傑之歌、以上八段稱片舞、

幣歌

みてぐらに、ならましものを、すめ神の、みてにとられて、なづさはるべく、

此歌、卽神樂採物幣之歌也、入于拾遺倭歌集、

又

みてぐらは、わがにはあらず、あめにます、とよをか姫の、みやのみてぐら、

此歌、家藏〈○富田光美〉在于古譜、〈其古譜一二載山蔓中〉

御饌歌

みかま木を、いはひとりきて、かしぎやに、とよみけかしぐ、おともとゞろに、

此歌、大神宮延暦儀式帳〈六月例條下〉云、卽奈保良比御歌仕奉、其歌〈波〉佐古久志侶、伊須々乃宮〈仁〉、御氣立〈止〉、宇都奈留比佐婆、宮〈毛〉止々侶〈爾〉、蓋取此歌、換其趣歟、

又

みかのはらに、みてならべたる、とよみけの、とよかしぐおとは、かみもとゞろに、

此歌、家藏載于古譜ノ、〈原本作于トヨミキ者誤寫也、故改之、〉

御酒歌

このみきは、わがみきならず、やまとなる、おほものぬしの、かみしみきなり、

此歌、日本紀崇神天皇八年冬十二月丙申朔乙卯、天皇以大田々根子、令祭大御神、是日活日、自擧神酒、獻天皇、仍歌曰、許能瀰枳破、和餓瀰枳那羅孺、椰磨等那殊、於朋望能農之能、介瀰之瀰枳、伊々句々臂々佐々、如是歌之宴于神宮云々、家藏古譜、如本文、蓋便於歌謠也、

又

さかどのは、ひろしまひろし、みかこしの、わがてなとりぞ、玄かつげなくに、

此歌、家藏在於古譜、但古本神樂譜、作之加川世那久爾、

立歌

いざたちなむ、をしのかもとり、みづまさらば、とみぞまさらむ、

此歌、送神閉扉等用之、蓋神宮鳥女子舞、亦用之、見于度會延經行雲抄、

又

すめ神は、よきひまつれば、あすよりは、あけのころもを、褻ころもにせむ、

此歌、元來神樂弓立之歌也、

直會歌

あはれ、あなおもしろ、あなたぬし、あなさやけ於介、

此歌、載古語拾遺云、天磐戸條當此之時、上天初晴、衆倶相見、面皆明白、伸手歌舞、相與稱此辭、

志多良歌

玄だらうてと、てゝがのたまへば、うちはべり、ならひはべり、

あこめの袖、やれてはべり、おびにやせむ、たかのをにせむ、

此歌、解齋直相等用焉、行雲抄亦載之、

右歌曲、以梅枝、眞賢木、宮人、閑歌等、爲本體唱之、凡此歌舞者、諸社之神司等專業之、諸司宮人亦當神事奉仕之、而歷喪亂之世、遂失其傳矣、偶存吾家者、實可謂琨山之片玉、祭祀之寶典乎、今僅刻其歌章之一斑、以須于同好云爾、

明治第三庚午九月　春日社司從四位中臣殖栗連富田光美

〔やまかづら〕同家田〇富藏舞古譜

倭舞之譜四人立 歌上拍子兩說閑 次笛ヲトリ、次舞曲、

先出一拍、向合左右伏合、左右左ミ立テ、モロテヲ腰ニ付、左右伏合、ヲシ足、落居、マタオシ足、ヒラキ、左ヲ伏右ノテヲ腰ニ付、左ノ足ヲヒキ、ヒラキ、右ヲ伏□左ノテヲ腰ニ付、右足ヲヒキ、伏合キロリ、左マハリ、ザニカヘル、以下略之、

延久二庚戌年八月十二日　有近○中略

富田家相傳倭舞古文書中弘安文書

近來大神宮式大和舞、其體如烏名子舞之由、不知直會故事歟、大和舞次第之事被相尋之處、雖舞樣同一、於春日祭榊枝持舞之由、權大納言經任卿、左少辨殿被仰下之上者、私非可申子細事歟、

弘安五年五月十四日　正預從四位下中臣祐貫

神主從四位上中臣經世

權預從五位上中臣延秀

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定雅樂諸師數事

儛師四人倭儛一人○中略

弘仁十年十二月廿一日

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事并月記事

正月例　以朔日、禰宜、內人、物忌等悉皆參集、○中略卽大饗被給畢、時禰宜內人等、大直會倭儛仕奉、

五月例○中略　五日節、菖蒲蓬等供奉太神幷荒祭宮、月讀宮、瀧原宮、伊雜宮、及諸殿仕供奉、○中略卽御厨參向氏、大饗被給畢、時禰宜內人等直會倭儛仕奉、

六月例○中略　齋內親王、以十七日午時、參入坐氏、○中略到第三重東殿就御坐、○中略卽太神宮司官人等

更發、第五重參入就坐、卽倭儛仕奉、先太神宮司、次禰宜、次大内人、次齋宮主神司、諸司官人等、(其儛畢、人別直會酒、釆女二人侍、御用拍盛給、)然男官儛畢、卽禰宜大内人等妻儛、次齋宮女孺等儛畢、

九月例(○中略)　神嘗祭供奉行事　以十五日、(○中略)禰宜、内人、物忌等、大直會被給畢、倭儛仕奉畢、(○中略)

十七日、(○中略)更發第五重御門參入就坐、卽進第四重、倭儛仕奉、先勅使中臣、次使忌部、次王、次大神宮司、次禰宜、次大内人、次齋宮主神司、次諸司等、其直會酒(波、)釆女二人第四御門東方侍(氏、)御角柏盛氏、人別捧給、然男官儛畢、卽禰宜大内人等(加)妻儛、次齋宮女孺等儛畢、

〔建久三年皇大神宮年中行事　六月〕十七日(○中略)　一祭使參宮之間事(○中略)

抑祭使參入之時、先吹笛、各著座之後、謳歌吹笛、自忌火屋殿請取御琴搔之、于時司掌召寮掌三度、無唯稱、又司掌酒立遲云、(無寮御參宮之時召宮掌、其次第如此、)尙不答、次敷半疊一枚、齋王候殿與舞姫候殿中間北方副敷也、(件半疊數并平帳等、瀧祭下部役也、)件半疊ニ跪テ、在大和舞、先大司、次權司、次少司也、各爲大和舞勤仕、立座ノ時、司掌召官位宮司、舞時御歌、當月ニハ、

ミナヅキノ、オヽヨソ衣、ヒザツキテ、ヨロヅヨマデモ、カナデアソバム、

次寮中臣舞、尙同御歌也、(宮司并中臣、左右左舞也、先半疊跪、一拜後差笏、舞之後抽笏一拜歸也、)

次神主舞、其時御歌、六九十二月同歌也、(神主左右左舞也)

ミヤビトノ、サセルサカキヲ、我サシテ、ヨロヅヨマデニ、カナデアソバム、

神主大和舞奉仕之後、司掌召宮掌三度、三度云度、唯稱申、又司掌云、御半疊直侍、宮掌大内人答直侍、卽以瀧祭下部直樣仕也、

次祭使舞、御歌云、

大宮ノ、戸影ニキヰル、オキノ鳥、ソレヲミテ、ソラノ荒タカ、トビカケルメリ、

次寮官舞、其時御歌、六九十二月同歌也、

大宮ノ、チギニオヒタル、ヤマカサギ、ヨロヅヨチヨニ、ツカヘマツラム、

各舞畢之後、司掌召宮掌、如前云三度唯稱申、〇下略

〔儀式一〕春日祭儀二月十一月上申

神祇副若無副則祐代之喚琴師名、二人共稱唯、次喚笛工名、二人共稱唯、副命琴笛相和、詞云、美許止留布江安波世、四人共稱唯、先吹笛一成、次調琴聲、次歌人發聲、先神祇、後雅樂、次神主和舞、次祐已上一人、次氏人五位已上二人、次六位已下二人、舊三行拍手一段、

〔やまかづら〕春日社倭舞傳來の事

孝明天皇の元治元年より、春日まつり古儀にかへさせたまひ、和舞もふたゝび祭祀に興し行はせ給へるは、いとも〳〵よろこばしき事になむ、この仰文もこゝに記しぬ、今度春日祭儀式復古之砌、倭舞之事、自往古一家連綿相承、神妙之至珍重候、依之再興被仰下所也、至子々孫々専勵此職、可奉慰神慮者也、元治元年十二月十六日、左少辨花押富田大和守殿、此時倭歌、琴笛譜、大御前にもみそなはし、舞裝束皆具をたまはり、としごとに私舞の料の青摺の小忌、また祿など下給はり、それにつらなれる歌人、彈琴、笛工、御琴持等の人々にも、ものかづけたまふ御定なりとぞ、

〔儀式一〕園幷韓神祭儀二月春日祭後丑、十一月新嘗會前丑、

歸南殿、副喚琴師名、二人共稱唯、命云變調琴聲、共稱唯、始奏歌笛、祐已上和舞、次宮內丞一人、次侍從二人、次內舍人二人、次大舍人二人舞、

〔延喜式十三大舍人〕凡鎭魂園韓神平野等祭、官人一人、史生一人、率舍人能和舞者四人參之、但踐祚大嘗廿人、便取小齋之內、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀下

巳日辰刻、御悠紀帳、其儀一同辰日、群臣一兩巡後、悠紀人入自儀鸞門、就中庭左幄、奏和舞、十人共舞訖退出、〇中略午日、〇中略神服女四人於舞臺北、供解齋和舞、次神祇官中臣忌部、及小齋侍從以下、番上以上、

左右分入、造酒司人別賜柏、卽受酒、而飲訖以柏爲鬘而和舞、先神祇官、次侍從、次大舍人、次左近衛、次右近衛、次左兵衛、次右兵衛也、

〔大嘗會儀式具釋八〕巳日悠紀節會次第○中略

一獻奏和舞今度無此儀

和舞ハ今世傳ハラズ、○中略江次第ニ見エタルハ、一獻ノ次ニ先悠紀物ヲ獻ル、但此儀ハ江次第ニモ近代ナシトミエタリ、其次ニ風俗ヲ奏シ、二獻ノ後ニ和舞ヲ奏ス、但承保ニハ一獻和舞、二獻風俗ノ由ミエタリ、貞觀儀式ノ如キハ、總テ一獻二獻三獻ノ定ナシ、此所ノ和儛モ一兩巡後ト記ス、今此次第ハ江次第ニミエタル承保ノ例ニ同ジ、但和舞ノ樣傳ハラザルガ故ニ之ヲ奏セズ、

〔北山抄五〕大嘗會事

巳日辰刻御悠紀帳、○中略一兩巡後、悠紀人就庭中左幄、奏倭舞、寬平記云、著青摺、承平記云、舞人十人、歌人十人、居庭中、琴師二人、居歌人前、舞人用內舍人、寬平式云、琴笛歌人用大歌人、天慶記云、掃部庭中南北行設二行座、舞人分著、其南立床子、琴師二人著之、笛工一人在其後云々、寬平以來記文、此日給酒柏、午日不給之、而或此日不給、午日給也、次奏風俗、儀式有所司樂、无風俗事、或云、此樂停止、令兩國奏風俗、承平貞信公御記云、須先奏和舞田樂、後奏兩國風俗、而先奏風俗失也者、而天慶以來猶先奏風俗、

〔三代實錄三清和〕貞觀元年十一月十九日庚午、撤去悠紀主基兩帳、○大嘗會天皇御豐樂殿廣廂、宴百官、○中略內舍人倭舞、

〔續史愚抄桃園〕延享五年○寬延元年十一月十七日丁卯、大嘗祭、　二十日庚午、此日和。舞。再。興。、

〔やまかづら〕大嘗會和舞御再興の事

應仁のころより世のなか亂れに亂しかば、大嘗會の和舞も三百年あまり絶たりけるを、桃園天皇の御代ふたゝび興し行はせたまはむの大御心にて、くに〲に探りもとめさせ給ひしかども、あとたえて其名さへにしれる人もあらざりしを、たま〱大和國春日社司中臣殖栗連富田光實うしのいへに、さるみだれの災をまぬかれて、このうたまひの古譜はしも殘り傳りて、夜ひ

かる壁ともていつかれしを、朝廷にもきこしめして、寛延元年六月、一條の關白ときこえし、左大臣兼香公の御前へ、うしの高祖父從三位中臣延庸ぬしをめされて、歌まひをなさしめ給ひ、また其文書どもは、延庸主の父正三位延晴主よりぞ奉らしめたまひける、さて仰文くだしたまへりき、大和舞諸家雖爲遂御吟味、中古以來中絶之處、富田家代々傳來之趣被聞食、大嘗會和舞再興御用付被仰下候事、五月廿七日、それより大嘗會ごとにおこなはせ給ひ、いとゞ久しくうづもれし和舞もよにあらはれにたり、

〔狛近德日記〕文化十五年〇文政元年七月廿六日戊、昨日夕方近敦入來、今度大嘗會午日倭舞、以古記季慶參勤之義願書被差出候由、内々傳承之旨、忠得方之傳言、尤此方〻も願書差出度、且舊記等吟味可申相談有之、仍今朝則是方舊記吟味候處、寛延元年倭舞御再興之記委細有之、右ニ付近敦方江右之記、近信持參、忠得江通達被致候樣、且願書差出可然相談ス、　廿七日亥、忠得方江近信參、近敦等相談、願書案文作之、四辻殿江忠得近信參上、季慶方之願面相寫歸宅、願書相認左ニ記、

乍恐奉願候口上覺

大嘗會午日倭舞之儀、今度信濃守季慶以古記參勤之儀、願書差上候趣、粗承知仕候、寛延之度、倭舞御再興之節、午日倭舞被爲在、私共參勤仕候、右之節、歌舞等之古譜者、一條攝政樣ヨリ被下置、則再興仕候、其後大嘗會竝近年鎭魂祭等、總而參勤仕罷在候義ニ御座候得者、自然此度午日ニも倭舞被爲在候ハヾ、是迄之通、私共へ被爲仰付被下候樣、奉願上候、舞之義ニ御座候得ば、季慶へ被爲仰付候而は、一統歎ヶ敷奉存候間、何卒願之通、兩家者共へ被爲仰付被下候ハヾ、冥加至極難有仕合奉存候、此段可然御沙汰奉願候、以上、

七月　　總代　多左近將曹

　　　　總代　辻下野守

四辻前大納言樣御内　松岡造酒殿

殊舞

八佾舞

右之通相認、一條様江參上、諸大夫若松ニ面會、右願書差出度候間、思召相伺候旨申入候處、早速被入御覽、何之思召も不被爲在候、併未御調等無之候得共、勝手ニ可差出旨御沙汰也、仍四辻殿へ差出、松岡落手、十一月廿一日卯、倭舞田舞等帶劒之儀伺候處、帶劒ニ被仰付也、廿三日巳、未刻比節會始ル、酉刻倭舞始ル、日華門ヨリ進出、南殿前ニ而舞之、左頭行事率之、行事ハ北上西面ニ列立、舞人假立西上北面、其南ニ歌人以下列立、西上北面挾版位舞、悠紀倭舞、

舞人　忠得　忠恕　則是　近信　歌人　多久顯　笛　基壽　篳篥　季良

〔續日本紀　三十稱德〕寶龜元年三月辛卯、葛井、船、津、文、武生、藏、六氏男女二百三十人供奉歌垣、〇中略歌數闋訖、河内大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏和儛、

〔日本書紀　十五顯宗〕白髮天皇〇淸寧二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、一云、巡行郡縣收斂田租也、適會縮見屯倉首、縱賞新室、以夜繼晝、〇中略屯倉首、命居竈傍左右秉燭、夜深酒酣次第儛訖、屯倉首謂小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己、恭敬撙節、退讓以明禮、撙猶趍也、相從也、止也、可謂君子、於是小楯撫絃命秉燭者曰、起儛、於是兄弟相讓久而不起、小楯嘖之曰、何爲太遲、速起儛之、億計王〇仁賢起儛既了、天皇次起、自整衣帶、爲室壽、〇中略壽畢乃起節歌曰、〇中略小楯謂之曰、可怜、願復聞之、天皇遂作殊儛、タツヽマフマヒ殊儛古謂之立出儛、立出此云陀豆豆、儛狀者乍起乍居而儛之、

〔釋日本紀　十二述義〕殊儛　養老私記曰、舞狀者乍立乍居而舞、今東舞是也、

○按ズルニ、廣雅ニ殊斷也トアリ、殊舞ハ蓋シ斷續シテ舞ヒシ者ナラン、

〔日本書紀　二十四皇極〕元年、是歲蘇我大臣蝦蛦立己祖廟於葛城高宮、而爲八佾之儛、遂作歌曰、野麻騰能、飫斯能毗稜栖鳴、倭拖羅務騰、阿庸比拖豆矩梨、擧始豆矩羅符母、

〔論語註疏　三八佾〕孔子謂季氏、八佾舞於庭、是可忍也、孰不可忍也、註、馬曰、孰誰也、佾列也、天子八佾、諸侯六、卿大夫四、士二、八人爲列、八八六十四人、魯以周公故、受王者禮樂、有八佾之舞、季桓子僭於其

宗廟舞之、故孔子譏之、

〔類聚國史七十七音樂〕天長七年十一月庚辰、散位從三位藤原朝臣眞夏薨云々、性有飾詞、隨時容身、音樂之間、能盡其妙、大同初預大嘗會所、造千功之標、調八佾之舞、可謂大樂之費、從此而起者也、

小墾田舞

〔日本書紀二十九天武〕十二年正月丙午、是日奏小墾田舞及高麗百濟新羅三國樂於庭中、

〔釋日本紀十五述義〕少墾田儛（兼方案之、小墾田宮朝推古天皇所製之樂歟、）

楯節舞

〔日本書紀三十持統〕二年十一月戊午、皇太子（草壁）率公卿百寮人等、與諸蕃賓客、適殯宮（○天武）而慟哭焉、於是奉奠奏楯節儛、

〔釋日本紀十五述義〕楯節儛（私記曰、師說今之吉士舞也、手以楯爲節度、故名、）

〔大日本史禮樂十三〕按私記、以此舞爲吉志舞誤、

〔令集解四職員〕大屬尾張淨足說、今有寮儛曲等如左、（○中略）楯臥儛十人、五人土師宿禰等、五人文忌寸等、右著甲幷持刀楯、

鳥名子舞

〔倭訓栞前編十八〕となご　伊勢內宮に此事あり、鳥名子と書り、延喜式には鳥子名儛と見え、儀式帳にも左か見えたり、元々集に、今世號鳥名子、則金鷄長鳴緣也、とみゆ、俗にひよ〳〵の祭ともいふ、野篠村、蚊野村、原村、山神村の四所より來り、鬪雞のまねして笛を吹て石坪にまふ、三祭禮竟宴の爲也、

〔元元集七〕外宮遷坐篇

或曰、（神寶日出秘府云々）人長者猿女君祖天鈿女命也、依高貴尊勅命、負沖天氣宇、卽時八百万神等集會坐、故手持物名之沖也、（古語婆娑羅）御笛神善龍王採天香山金竹、其空節間離風孔、融通和氣、抗安樂聲矣、御歌神本聲曲天兒屋根命、末音曲太玉命、御琴神金鷄命、長白羽命、（一云神鷄命裔孫長白羽云々）用天香弓六張叩絃、（亦金色靈鷄飛來、止于弓之弭、其鷄翩娩狀如流電、由是作其尾形也、乃有手置大小及音聲、巨細妙音、古之遺式乃天表也、）今世號鳥名子、則金鷄長鳴緣也、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕六月月次祭 十二月准此○中略

右月十六日祭度會宮、十七日祭大神宮、其儀、○中略齋宮女孺四人供五節儛、次鳥子名儛、十七日參大神宮、其儀一同度會宮、拜荒祭宮、同多賀宮、○中略

凡三節祭幷解齋直會之日、鳥子名儛童男童女十八人裝束、青摺衣裳在前摺備、臨祭給之、料布十二端、男二丈八尺、女二丈五尺、彈琴二人、笛生二人、歌長三人、料布三端二丈、人別二丈年終各給其身、凡御厨案主十人、司掌一人、鎰取三人、厨女一人、並取三箇神郡幷六處神戸百姓充之、其衣食以神封物給之、

〔建久三年皇大神宮年中行事 六月〕一十七日曉、早旦ニ以駈使、各宿館送進、○中略

一從酉刻許、鳥名子等參候、瑞垣御門外方ニテ、鼙志太良ヲ叩手也、謳歌、件歌之中、

シタラウテト、テヽガノタエバ、クチハンベリ、ナヲヒハムベリ、

アコメノソデ、ヤレテハムベリ、ヲビニヤセム、タスキニヤセム、

イザセム〳〵、タカノヲニセム、

又云、シタラハシリウチ、大津ノ濱ヘ行バ、アフミノカハメ、タチコカムサ、

又云、シクタラハ、ヨネハヤカハヽ、サケクミアゲテモレ、トミクツカヒゾ、

又云、イサホラレヨ、ハチスハワレウヘム、ハチスガウヘニ、ナメクラタテラレヨ、

又云、イザタチナム、ヲシノカモドリ、ミヅマサラバ、トミゾマサラム、

歌雖多不委記、

歌畢後、參候荒祭御前、同勤仕、○中略

一祭使參宮之間事○中略

于時自齋王候殿、著裝唐衣女房二人、指扇於面、相並自件殿乾角出、御寶前向拜之後、彼殿歸參也、次自舞姬候殿、鳥名子所下部等、相具鳥名子等、於齋王候殿與舞姬候殿中間、謳歌吹笛、又此職掌人之

中二人、自四所掌人之手、請御琴持參會、其時掻奉仕、御歌十二首、

第一、アメナルヤ、ヤカリカナカナルヤ、ワレヒトノコ、サアレドモヤ、ヤカリカナカナルヤ、ワレヒトノコ、

第二、ミチノベノ、コダチハナヲ、フサラリモツハ、タガコナルラム、

第三、トウタウミ、ミナサノヤマノ、シキガエダヲ、フサヲリモテ、ハキマロモトル、

第四、イヨトゾイフ、キミガヨハ、チヨトゾイフ、チヨトゾイフ、ムラサキノオビヲタレテ、イザヤアソバム、

第五、オホミヤノ、マヘノアラレス、タレアラレム、カカヨヘバゾ、ツマモソロフ、

第六、オホミヤノ、マヘノカハノゴト、カハノナガサ、イノチモナガク、トミモシタマヘ、

第七、ヤマガハニ、スムヤオシノメトリ、マシヤコノヨニ、ナヽタビ、ツマゴヒヤスル、

第八、ヤマガハニ、タテルクロメ、スコメ、マサフクヤ、ヨキコニ、テヲトリカケテ、イザヤアソバム、

第九、ミナミナキ、トリハカリニゾアル、アラレフリ、シモヲクヨモ、ヨトモサダメズ、

第十、オホカハヤナギ、ハピロクテタテル、オホカハヤナギ、ヨキカコニ、テヲトリカケテ、イザヤアソバム、

第十一、ハマニイデヽ、アソブチドリナリ、アヤシナキ、コマツガウヘニ、アミナヲカレソ、

第十二、タチバナガモトニ、ミチヲフミテ、カウバシヤ、ソガカヨエバゾ、ツマモソロフ、

以上十二首、次第如此畢之後、アマノオビ、アナノオビト三度申、

鳥名子等組手廻、廻後各頭一所聚伏、其後起、各手合後退出也、件職掌人、忌火屋殿御琴上退出也、

〔源平盛衰記 九〕康賴熊野詣附祝言事

誘給ヘ少將殿トテ精進潔齋シテ、熊野詣ト准テ、岩殿ヘコソ參ケレ、〇中略窪津王子ヨリ、八十餘所

ニ御座、王子王子王子ト拜ツヽ、榊幣挾レタル、心ノ內コソ哀ナレ、榊幣御神樂ナンドコソ、力無レバ不叶ト、王子王子ノ御前ニテ、駒子舞計ヲバツカマツラル、康賴ハ洛中無雙ノ舞也ケリ、

三毬打舞

〔故實拾要 四〕正月　十八日爆竹

是去ル十五日、自山科家獻上ノ左義長、今日清涼殿ノ於南庭燒上也、天子出御清涼殿ニ有天覽、極臈此事ヲ催ス也、又御殿ノ階ノ下ニ、北面ノ侍兩人跪候也、件ノ左義長燒上ル時、陰陽師大黑囃之（大黑トハ其陰陽ノ稱號ノ如シ）也、凡其次第、先陰陽師大黑烏帽子素袍ヲ著シ、扇ヲ持チ、清涼殿ノ御庭ノ中央ノ右ノ方ニ立テ囃之、又陰陽師兩人麻上下ヲ著シ、笹ノ枝ニ白紙ヲ切下テ持之、件ノ大黑ト立向囃之、次ニ鬼面ヲ掛タル童子一人、金銀ヲ以左卷ニ畫タル短キ棒ヲ持、舞曲ヲナス、次ニ面ヲ懸、赤キ頭ヲ被リタル童子二人、太鼓ヲ持テ舞曲ス、次金立烏帽子ニ大口ヲ著シ、小キ羯鼓ヲ掛テ打鳴之舞曲ヲナス、又笛一管、小鼓一挺、半上下ヲ著シタル者打囃之也、但舞曲ヲナス間ニ、件ノ左義長ニ御吉書ヲ添テ燒上ル也、又燒上ル左義長ノ數ハ十二三飾也、

○按ズルニ、三毬打ノ舞ノ事ハ、歲時部年始雜載篇ニ在リ、宜シク參看スベシ、

延年舞

〔下學集 下 態藝〕延年（エンネン）

〔貞丈雜記 十六 雜事〕一古書に酒宴などを書たる所に、延年を催すなど丶有は延年は歌ひ舞ふ事也、樂て壽命を延る心也、

〔碩鼠漫筆 九〕延年舞

神事にも酒宴の興にも、古書どもに延年の舞といふあり、延年と云名目は、嘉齡延年の義なるべけれど、熟根源を稽ふるに、神功皇后紀九年の條なる審神者（サニハ）より起りけむとぞおぼゆる、また猿樂の式三番も、其もとはひとつなめりと、粗思ひよれる徵はたあり、此舞後世はやう〳〵に廢れて、今は僅に日光山の御神事、筑前國宗像神社、安藝國嚴島など兩三箇處には遺ざめりかし、また

身延山に兒舞とてあるは、兒延年の名殘なるべし、此延年の曲名のうちに、白拍子連事などいふあり、白拍子はむかし舞女どももまねびき、連事はシバラクノツラネと號して、今も戲場の俳優に遺れり、

〔圓光大師行狀畫圖翼賛九〕延年ノ舞ハ、總ジテ舞樂ノ時、最初ニアル儀ナリ、露拂ナド云ニ同クテ、惡鬼ヲハラヒ、魔障ヲ去ノ一術ナリトゾ、何ノ比誰人ノ始ムト云コト、知人モ今ハナキニヤ申傳ヘズ、大抵コノ場ヲ構フルニハ、四方三十間許芝ヲタヽミテ緣トシ、承仕ナドヤウノ者甲兵ヲ帶シ、小童ノ異形ナルニ、床机モタセ來テ腰ウチ懸テ、芝居ヲ圍ム、中ニハ狩衣著タル兒ヲナラベテ、其中央ニシテ舞カナデルトゾ、其藝樣々ナル中ニ、夫催、床拂、僉議、披露、假屋樂、誦物、中俱舍、亂舞ナド云事アルヲ、遊僧トテ、色ケノ裝束キタル法師ノスルワザナリ、糸綸、韓神ナド云ヲバ、兒童ノワザトス、其外樂、朗詠、白拍子、開口、當弁、伽陀、連事、兒催、風流、大頭、相亂拍子、退出樂ナド云事ノアリテ、面白キワザナリトゾ、此事當時ハ南都藥師寺ノ僧房ニ傳ハリテ、イヅコニテモ催シアレバ、彼ノ寺僧ノ往テ勤ル事ニナリヌトゾ、已上寺僧之傳記山門ニハ絕テ傳ハラズナリヌ、甲州ノ身延ニ、本堂ノ前、二天門ノ右ノ傍ニ、舞臺樂屋ナド營設テ、十月十二日ノ夜、此事アリテ諸人群見ルハ、年ゴトノ定式ナリトイフ、

〔延年連事幷舞式〕延年之次第

寄樂　喜春樂

振鉾

一番　來先 文殊院 觀音院　西先 龍雲院 新藏院　二番　西辨大衆 福壽院 成福院 安養院 正法院　三番　東舞催 自證院

舞催兒 大聖院兒　兒 花枝 堅勝院兒 寶珠院兒 清淨院兒　東辨大衆 大慈院 發心院 最勝院 下松院 少將公　西舞催 阿彌陀院

兒 花枝 妙光院兒 明星院兒 彌勒院兒　假樂屋　四番　僉議 中藏院　五番　披露詞 觀喜院


〔文政年中行事 東京帝室博物館所藏〕三毬打圖



六番　開門慈尊院　七番　射拂寶學院　八番　間駈者大明院　九番　掛駈者圓成院

添中綱千手院　十番　連事正知院四恩院　麻尼珠院功德院　華嚴院成身院　玉花院無量壽院　付物越天樂　十一番　絲綸五大院兒　鼓金藏院　十二番　遊僧奥藏院明王院　假屋樂千秋樂　十三番　風流鶴龜

十四番　相亂拍子稲成院兒淨名院兒　鼓釋迦院　十五番　遊僧稱生院證學院　十六番　火掛德藏院

十七番　白拍子常如院兒　鼓常光院　十八番　當辨正發心院多聞院　廿番　答辨安樂院

鼓釋迦院　廿一番　走轉經院金剛院　總珠院

散樂　長慶子

地謡玉藏院常光院　成光院寶學院　養賢院總珠院　妙德院證覺院　地謡養賢院金藏院　妙德院金剛院　常光院釋迦院

〔謡曲〕安宅

シテ面白や山水に〳〵、盃をうかべては、流にひかる、曲水の、手まづさへぎる袖ふれて、いざや舞をまはふよ、本來辨慶は三塔の遊僧、まひ延年の時の和歌、是なる山水の、落て巖にひゞくこそ、地なるは瀧の水、シテ詞給酔て候程に、先達御杓にまいらふするにて候、ワキ詞さらばたべ候べし、とてもの事に先達一さし御まひ候へ、シテ承り候、地なるは瀧のみづ、舞シテなるはたきの水、同日はてる共、絶ずとうたり〳〵、

〔法然上人行狀畫圖九〕同(○文治四年九月)十三日、御經奉納のために、首楞嚴院に臨幸あり、(○中略)中堂より還御、食堂にして、御装束をあらためらる、このあひだ衆徒庭上に群參して、延年種々の藝をほどこす、

〔吾妻鏡十四〕建久五年三月十五日丙子、將軍家(○源賴朝)渡御于若宮別當坊、(○中略)有勸盃等、兒童施藝、僧徒及延年、御共壯士等依仰相交之、自然之壯觀也、

〔吾妻鏡二十〕建曆二年十一月十四日丙辰、去八日繪合事、負方獻所課、又召進遊女等、是皆摸兒童之

形、評文水干付紅葉菊花等著之、各郢律盡曲、此上堪藝若少之類及延年云云、

〔島津本吾妻鏡〕延應二年〈○仁治元年〉八月二日癸巳、卯刻將軍家二所御參也、　三日甲午、筥根御奉幣也、當山衆徒幷供奉人々延年、各施藝相互莫不催興云云、　四日乙未、著御三島、今日無御奉幣之儀、於此所又及延年云云、　五日丙申、今曉被遂三島御奉幣、入夜走湯山御奉幣也、當山衆徒延年、

〔古今著聞集〈十六興言利口〉〕同〈○建長〉四年の維摩會の延年に、兒白拍子のれうに、春日の社の神人季綱〈號黒頭〉宜をつゞみ打に召具したり、此ころより男鼓うちあしとて、大衆うつ事になりにける、

〔權神主師盛記〕至德二年八月廿八日、酉刻室町殿〈○足利義滿〉御下向也、　晦日、延年如去夜致其沙汰、今夜ハ殊更殊勝由、如法如法、御感在之云々、〈○中略〉就今夜延年事、御感御教書、万里小路大納言殿承テ、攝政殿被遣進之處、則攝政殿ノ御教書ヲ被相副テ、衆中へ被仰出之云々、仍案文等、

今度寺門儀、毎事丁寧、付總別被感思食者也、就中天氣快晴、神德之威光彌新、人事相應、御願之成就無疑、珍重々々、且自准后〈○足利義滿〉万里小路大納言奉書如此、一寺眉目□□夜延年、千載美談之由、攝政殿御氣色取候也、仍執達如件、

至德二〈乙丑〉八月晦日　左衛門督〈○藤原資康〉

興福寺衆徒御中

室町殿御教書案

御社參事、被先敬信、不能儼儀之處、滿寺沙汰鄭重、懇志至歟、就中延年風流、希世莊觀、匪啻遊僧之奇藝、剩及舞童之妙伎、一場盡美、万感多端、此等之次第、殊可被達仰寺門之由、內內可申旨候也、以此旨可被申入給、恐々謹言、

至德二〈乙丑〉八月卄日　嗣房

謹上　權右中辨殿

〔看聞日記〕應永卅三年九月十一日、室町殿〇足利義持南都下向、今日春日社被參、十六日、室町殿自南都被下向、〇中略當代晴社參、初度之間、寺門經營延年猿樂等盡興賞翫申云々、

正長二年〇永享元年九月廿九日、室町殿〇足利義教自南都下向、〇中略後聞、南都之儀若宮祭結構、其外延年猿樂盡善美云々、

〔春日社參記〕廿一日〇寛正六年九月、足利義政春日社參詣、酉の刻ばかりに、一乘院につかせ給て、その夜風流の延年とかや侍りぬ、そのつぎの日やがて御社參あり、廿三日晝のほどは、こゝかしこの僧坊にいらせ給ひて、夜にいれば又延年有、こよひは此總寺より風流の數を盡してすべき由申侍りしに、暮ぬほどより人々おほくまいり集りて、誠にめもかゞやくばかりなることゞもは、筆にも盡しがたし、〇中略こよひ〇二十六日又延年有べきにて侍りしに、時雨ふり出て、御庭の舞臺も濡て侍れば、あすの夜になりぬ、〇中略廿七日、そら快く晴て、宵の雨の名殘もなきに、けふは若宮の祭禮なるべし、〇中略夜に入ば又御宿坊にて延年有、風流のさまは、廿三日の夜に事盡ぬるこゝちし侍りぬるに、今宵もまたさま〴〵の事ども多くて、曉がたに事はてゝぞ、おの〳〵まかでぬる、

〔太閤記十〕幽齋道之記
ことし天正十五三月の初、博陸殿下〇豐臣秀吉九州大友島津わたくしの鉾楯をとゞめらるべきために、御進發之事有、〇中略十五日〇七月宮島神前にて延年と云事ありといへば、見物して夜半ばかりに船を出し、〇下略

〔嚴島圖會五〕十四日〇七月夜延年祭
供僧伶人こと〴〵く出仕、大宮三棟拜殿にて是を行ふ、五尺四方の臺これを地盤といふ、盤のうへ四隅に梅松櫻の造り枝をたて、四手を切かけ、中に三尺餘の木偶を裝束美麗にかざりおく、像は大概福神の形にして、毎年に異なり、盤上に灯を挑げ拜殿のうへ、釣りあぐる、さて薄暮に至

りて相圖の鐘を鳴らせば、東西の兩町より男子みな裸體大童にて、西の方はすぢかひ橋觀音堂の邊、東は坂本山王の拜殿にて勢揃し、鯨音三度に及んで、われさきにと大宮拜殿にかけゆく、酉の剋供僧廻廊に參著し、その後また祓殿より三棟へ入る、先驅二人素袍袴、侍帽子にて地扇を杖けり、この地扇といふものは、長さ七尺餘の角なる木を骨にして、扇の如く地紙を付たるものなり、さて供僧六人袈裟を以て頭を包み開口を歌ふ、また左右行者の祈といふことあり、僧一人半衣を著け、背に四手をかけ、地盤の下に臥さしむ、是を延年妨主といふ、かくて左方右方の行者一人づゝ出て是を祈り、地盤のうへの人形にのりうつらしむ、次に六人猿樂といふことあり、僧六人梨打烏帽子を著て、玉手繦太刀を帶き、謳ひ舞ふて祓殿組入の内にいる、伶人青海波を奏す、この時かの裸體の者ども、釣たる地盤の下にたち、足を爪立、手をひらめかし盤中を窺ふ、その採合ひうめく聲、殿閣廊臺にひゞきわたり、山にこだまし、海にこたへて雷霆震動、魂も去り魄も消るかと覺ゆ、かくて地盤を下すとひとしく、かの木偶を奪ひ爭ひ、雙方聲をかけて取合ふ、これみな御首を得るを以て先途とす、御首は、かの福神のなり、〇中略

同夜延年舞

上件に載たるかの地盤をおろすとき、供僧みな大宮より客人宮の組入に列座す、供僧の内少き僧一人黑衣を著し、素き帶をしめ、頭は袈裟を以てつゝみ、御殿に向て舞ふ、また一人笏拍子を取て朗詠をうたふ、これを延年舞といふ、香川南濱の秋長夜話にこの事を記して、むかし仁和寺御門主僧家の綱務にて御座けるが、南都北嶺の大衆年頭の御祝儀申上るに、御門主より御盃をたまふ、その時延年をまひける、夫より諸國にても大會執行の時、かならずこの舞をまふこと式例となれり、遐齡延年の義を取りて名とせり、文明の頃、甘露寺親長卿記にも載られ、注には亂舞とあり、安宅の謠に、もとより辨慶は三塔の勇僧、舞延年の時の和歌といふもこれなり、安宅の能に

も延年の舞ありて、一子相傳の習ひあるよし、今は絕ぬるとぞ、今も南都興福寺、甲州身延山など、みなこの舞あり、嚴島にはいつの頃よりか、この事始りけん知らず、恐らくは仁和寺御門主仁助法親王、大聖院に住せたまひしより、始れるなるべし云々とあり、田中芳樹が丹霞漫筆に、南濱の說をひきて、謠曲拾葉抄にいへるも同じ、然れども更に大寺の大會執行の時に、かぎれるわざにはあらず、〇下略

〔日光山志二〕延年舞　此踏舞の事を、當山の舊記に載たるは、古實の來由にて聞傳ふるに、古慈覺大師異邦より將來し給ふ秘曲の舞なるを、嘉祥年中、當山の大衆へ傳へ玉ひて、摩多羅神の神事の秘舞とし、其以來每歲臘月晦日の夜より正月七日の朝迄、常行堂にて修正會と稱する、奧秘の法儀を修行の砌、日々延年舞を奏し、天下泰平の法樂に備へ奉らるゝ事といへり、中興座主辨覺大僧正の時、大衆と議せられ、始て三月二日の神事に移されたるものとぞ、往昔は叡山にても慈覺大師傳來し給ふ舞なるゆゑ、每年修正會に此舞を奏せられしよし、今は叡山にはたえて當山にのみ傳へ、千古の星霜を經て修せらるゝ、秘曲の舞なりといふ、又四月十七日、御神祭の砌も、新宮の社前にて、此踏舞終りて後御神事を始らるゝ事也、

〔日光山志五〕延年舞　此舞は每年三月二日、新宮祭禮にも行はるゝ、式と相同じ、每歲四月十七日御祭禮の前に行はるゝ事なり、此三御神輿は新宮拜殿に前夜より御座なり、僧衆二人、これは一山の衆徒の內、附弟の兩僧修する事にて、古實の事ありと聞ゆ、抑此舞は天下泰平、國土豐饒の秘密の舞なりといふ、慈覺大師入唐の砌傳來せられし、天下泰平の舞なりとも傳ふ、さて御祭禮御當日の朝五ッ時頃、前にいへる僧衆兩人、頭を白の五條袈裟を以て裹ミ、緋純子地に牡丹唐草の直垂を著し、白の大口袴をはき、短刀柄を卷ざる鮫に放し目貫し、又鍔もなく梨子地塗の鞘なるをうしろに挿ミ、眞紅の打紐にて結び、鼻高沓をはき、御本坊より兩僧相雙棟出

す、外に僧侶相從ひ、白張著の仕丁數十人供奉し、其次に御門主御方御輿にて、同じく出させ給ひ、石の御鳥居を入らせ玉ひ、新道通り新宮拜殿前に至らせ、神輿前にて御修法をはり、其邊に御輿を駐給ひ監臨し玉ふ、三佛堂前南の方に敷舞臺を構し所にて、兩僧替々舞ひ、中頃より一人は黑き立烏帽子をかぶり、又舞をかなづ、衆僧は舞臺の後にて舞頌を唱ふ、〈三月二日には、此舞臺の正面へ御神馬一匹牽來て、廣庭に立り、四月御祭禮には此事なし、〉御祭禮御奉行其餘蹲踞せり、

〔下學集 態藝 下〕久世舞(クセマイ)

〔書言字考節用集 八 言辭〕曲舞(クセマヒ)〈又作久世舞〉

〔尺素往來〕祇園御靈會今年殊結構、〇中略曲舞在地之所役、定叶於神慮歟、

〔倭訓栞 中編 六 久〕くせまひ　或は九世舞と書り、職人歌合にも見えたり、下學集に曲舞と書せり、淸少納言に今やうながくてくせづきたるといへり、

〔東野州聞書〕一後小松院、與八と申九世舞をめされて、御前にてまはせられけり、三四度聞召れて、亂世の聲ありとて、後終に御前へめされず、其後仰のごとく赤松が亂ありけり、よくぞいひけると御まん有けると、畠山の阿州物語有、

〔看聞日記〕永享四年六月十五日、抑於稻荷御旅所、此間くせ舞兒有勸進、於卽成院去々年舞兒云々、猶上手ニ成万人群集云々、前宰相長資朝臣、重賢梵祐、承泉等、今日見物、言語道斷殊勝之由申、

〔親長卿記〕文明十二年四月廿四日、於網道場有久世舞、罷向聞之、

〔二水記〕永正十七年九月十二日、午前參內有曲舞、如也〈夕霧子號朝霧〉年廿六許也、近比聞事各拭感淚了、十八日、午時一兩輩令同道、曲舞〈大夫朝霧〉令見物了、在所千本焰魔王堂也、從今日始之、　廿七日、午時行千本令見物曲舞、　十八年〇大永元年四月十九日、晩頭參內有曲舞、〈朝霧〉今日御沙汰也、

〔七十一番歌合 下〕四十八番　右

曲舞々

獅子舞

くせ舞の月にはつらき小倉山その名かくれぬ秋のもなかを〇中略

右は當世曲舞に、月にはつらき小倉山、その名はかくれざりけりといふ音頭を、思よせたるにや、道によりてかしこければ爲勝、

〔謠曲〕山姥

ワキ詞是は都方に住居仕る者にて候、又是に渡り候御事は、ひやくま山姥とてかくれなき遊女にて御座候、加樣に御名を申謂は、山姥の山廻りすると云事を、曲舞に作つて御唄ひ有により、京童部の申ならはして候、

〔庭訓往來〕可ㇾ招居輩者、〇中略獅子舞、傀儡師、〇中略招居有屑之族、可ㇾ召仕公私之役、

〔人倫訓蒙圖彙七〕獅子舞　惡魔を拂といふなり、出所たしかならず、獅子は天竺の獸なり、神前に犬をおくは、ふせうのものをしるゆへにおくよしあればなり、日吉の神事に田樂坊師といふもの、獅子の頭をかづきてねりわたる也、今の獅子舞は是をうつしたる也、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕獅子舞は伊勢の吾鞍川より出るを學びて、諸州に大神樂あり、獅子舞はもと舞樂なるを、田樂にとり神事に用ひたり、大神樂とは伊勢に大々神樂といふことあれば、それによりて名付たる歟、また代神樂とも書るは、代參り代垢離などの意にやあらむ、〇中略卜養狂歌、伊勢かぐら曲、太こをうつ所を繪にかきて歌よめといふ、いせだいこかしらをちはやふるだいこづでんどんなるつらつきぞかし、是又寛文頃の詠歌なり、是を大なるどうけにしてと云るに合へり、〇中略寛永より明暦の頃までの畫には、みな獨り立にて頭に獅子をかぶり、腹の太鼓つけたるが街を走りありく、初穗とりの男米錢を擔ひて添たるもあり、長持かつがせたる大神樂は見えず、おもふに寛文延寶頃始りしこととはみえたり、事跡合考に、大神樂に伊勢派と尾張派と二派あり、尾張熱田の地にも獅子頭の一種ありて、是も獅子を舞し歩行を、大神樂といふといへり、今は尾張派などいふはなしと見えたり、二代男に、高原の

角兵衛獅子

ほとりに居て、龍頭をかつぎ、熱田大明神のお初穗を申請に、あるかしやると見えたれば、獅子まひも有しなるべし、醒睡笑熱田の事をいふ處、伊勢兩宮の如く禰宜あつまり、袂にむすぼゝれ、錢をもらふことかまびすしといへり、

〔看聞日記〕應永廿三年九月十日、獅子舞參施藝、祿物扇等被下之、

〔三十二番職人歌合〕十八番　左　　獅子舞

我ながらおぼつかなしや骨なしの何を力に世をわたるらん〇中略

左獅子舞の自歌に、師子のすがたはなくて、骨なしの一能を取いでぬる、傍題とも難じ申べきに、落葉浮氷といふ題にて、筏士よめる歌、元久の勅撰に入られぬる事、ふと思出侍るうへ、この骨なしといふ事は、かならず師子舞の兼帶する能にて、骨なしを、すなはち師子相撲とも申とかや、しからば尤興ある事にや、何を力に世をわたるらむと、骨なしのよめる、利口にぞ侍る、

〔筆の靈後篇五〕無骨は今越後獅子といひ、角兵衛獅子と云物のする如く、身の柔げにて骨なき如く見ゆる藝なるべし、三十二番職人盡歌合に、〇中略判に骨なしと云事は、必獅子舞の兼帶する能にて、骨なしをすなはち獅子相撲とも申とかやとあり、是は明衡が比とは違ひもて來て、獅子二匹がくるひなど爲る狀、骨なき如く見ゆるにて、やがて獅子相撲とも云へるならん、

〔三養雜記三〕角兵衛獅子

越後國よりいづる獅子舞あり、世に越後獅子といひ、また角兵衛獅子ともいへり、角兵衛の名その故をしらざりしに、或云、武藏國氷川神社に古獅子頭あり、そのあたりの村々にて獅子舞をするには、かの獅子頭をかりて舞よし、蓋田樂の遺風などにや、その獅子頭の角に、菊の御紋ありて、御免天下一角兵衛作之と彫てありと云、かゝれば角兵衛は古代の獅子頭の名工と見えたり、さて今の角兵衛獅子の詞に、しちやかたばち小桶でもてこひ、すつてんてれつく庄助さん、なんば

んくつても辛くもねへなどいふこと、何のわけともわからぬは、定めてふるき詞をつたへたるなるべし、

〔柳亭筆記上〕角兵衞獅子

角兵衞獅子、越後よりいづる故に、越後獅子ともいふ、いづれの卷か忘れたり、川柳が撰し柳樽に、

角兵衞といふ人獅子をまひはじめ

見は戲れて作りし句なれば、暗合して實に角兵衞といふ獅子舞ありしゆゑの名なるべし、享保七年印本繪文匣に、

角兵衞獅子　世の機嫌菊にも名ありくるひ獅子　立其

といふ句あり、畫圖は今の姿にかはらず、此冊子は和漢の名高き人物を、百人あつめたる物にて、近くは右にいだせる千年飴、遊女高尾、水木辰之助、小野のおつう等あれば、角兵衞といふものも、元祿の頃の人にやあらん、さて今彼獅子を見るに、鷄の尾をあまた頭のかざりにつく、此圖も又志かり、

案に菱川師宣が畫に、鷄の頭をかぶり、その他胸へ太鼓をかけしさまなんどは、彼獅子にかはらざるものあり、又一蝶が畫にもあり

萬治元年の印本舞正語磨に云、元和のはじめの頃やらん、近江國の乞食二人、編笠のうへに、山鳥の尾をさし、中がへり志けるや云々といふこと見えたり、是等彼獅子の起りにて、笠へ山鳥の尾をさしたるが、いつか鷄の頭となり、それが又獅子にへんじたれど、鷄の尾をかざりとする事は、今に殘りたるもおかし、今越後にては月潟獅子といふ、月潟よりいづるゆゑなり、

〔守貞漫稿雜業七〕獅子舞

獅子舞三都ニ來ル者皆同扮、十歲前後ノ童子舞之、一夫シメ太鼓ヲ拍チテ詞ヲ云也、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕大黒舞は、半井卜養千句、布袋も笛をふくや秋風、身にしめて大黒舞をみまいなふ、滑稽雑談に、是も悲田寺四のヶ所垣外の類、大黒天の姿を摸し、面をかぶり頭巾を著て、民間の門門に歌ひ舞ふ、年々嘉祝の詞を以て新作して唄ふ、故に此唱歌をも大黒舞といふといへり、按るに大黒舞は左義長より起る、〇中略美濃國大垣の人語りけるは、我國に舞まひと稱する者あり、常には農人なり、正五九月には札を配り歩行て米錢を乞ふ、其札暦日のことを少々ゑるしてあり、正月は肩衣を著、大小の刀をさし、人家の庭に立て、其年の大小の月の數吉凶などのことを云てありく、是を又さんばやしとも呼となむ、歌舞妓事始に云へる者是にや、又乞食を學で出るものもありしとみえて、世間胸算用に、隣には舞まひ仕けるが、元日より大黒舞に商賣を替ければ、五文の面、張貫の槌ひとつにて、正月中は口過すれば、此えぼしひたゝれ大口はいらぬものとて、二匁七分の質に置て、ゆるりと年を越ける、梅津の長者の畫巻物に、大黒が舞ふ處の詞に、一に俵をふまへ云々、夷曲集の序に、大黒の能をきくに、一に俵をふまへ、二につこと笑ひ、三に三界の福壽を袋一はいにいれ云々、雅筵酔狂集、大黒の扇をもちて、米五俵ふまへたる處の繪、ふくろより扇めづらし米俵五ッいつもの圖にはかはりて、大黒舞に五ツいつもの如くとある故なり其蹟が賢女心粧京師河東裏借屋のことをいふ處、夫は粟島大明神の御影で過れば、女はおふくの面をかけて、大黒舞に出て女夫ゆるりと暮せば云々、江戸にはたま〱夷大黒をまねして來る乞丐あれども、定りたる時はなし、定りてあるは吉原町へ、正月六日より大よそ二月初迄も、大黒舞とて非人來て、種々の物眞似をなす、大黒舞はかた計にて、多は芝居狂言のまねをなす、これも近世始りたる事なり、

〔淋敷座之慰〕昔大黒舞

一御ざつた〱福の神を先に立て、大黒殿の御ざつた、大黒殿の能には、

一は俵ふまへて　二ににつこりわらつて　三に酒をつくつて　四つ世の中よふして　五つ

いつものごとくに　六つ無病息災に　七つ何事なふして　八つ屋敷をひろめて　九つ小藏をぶつ立て　十でとうどおさまつた　大黑舞をみなさいな〳〵

中古大黑舞

一御ざつた〳〵加賀守を先に立て、大名衆の御ざつた、大名衆の能には、一に俵をおさへて　二ににやわぬあきないし　三に酒を作らせず　四つ世の中ちがふて　五つ伊豆がさし出て　六つ無理成仕置に　七つ何事ありそふで　八つ屋敷を燒はらひ　九つ米がたかふて　十でとうどこまつた　大名舞を見なさいな〳〵

神事舞

〔世事百談〕淺草寺神事舞

淺草寺には、一年の中に七十五度の行事あり、その中、三月十八日の田樂をどりと、六月十五日の神事舞は、古風を存して、そのかみの手ぶりを觀るに足れり、ことに神事舞に用ふるところの古假面、すべて六つあり、その最ふるきものを翁大夫といひて、元久の年號あり、次に三人大夫と稱する假面三つあり、これは三社權現なるよしいへり、この外猿田彥大神および福女の假面あり、おもふにこの福女は、鈿女命なるべし、その神事は、神官田村氏の職掌とせるところにして、六月十五日午の時、社家五人この假面をきて、馬上にて二王門を入りて、本堂の前なる舞臺の西の方より、本堂のうしろをまはりしころに、神官配下の社家二人をつれて、これも二王門より入りて、本堂をめぐり、三社權現にいたり、祝詞をよみ、拍板をもてるもの六人、舞臺にのぼりて舞ふ、この舞をはりて階をくだり、御供所の內より、おの〳〵傳法院へ入る、次に神官及び社家二人とともに、舞臺にのぼり、その一人は幣と錫杖を手にとりもちて、舞曲あり、また劒の舞あり、この二段を翁大夫の舞とて、かの元久の古假面をきて舞ふなり、この舞をはりて、後に三人大夫の舞あり、毎年六月十四日祭禮の前日、田村氏にて舞の稽古あり、過ぎし文政甲申の年、谷文二、西原梭江とと

もに、田村氏にゆきて舞をも、かの古假面をも見ることを得たり、猿田彦の假面のうらには、あかき漆もて、元和の年號と、造りし人の名と花押あり、ほかの四面には年號なし、とるところの錫杖劒なども、さだめて古物なるべけれど、その時は假面のみを手にとりて見たり、

〔甲子夜話七十七〕先年淺草寺中三社ニ、雉。子。ノ。舞トテ、例年興行スト聞ケレバ、一年人ヲシテ見セシメルニ、番附ヲ持還ル、

番附

山廻舞一人　國堅同　祝詞同　二箇翁舞二人　神劒御鍵舞四人　岩戸開舞二人　醜女八人舞二人

中入

湯起證舞四人　雉子舞舞二人　山神舞一人

コノ雉子舞ノ體ハ、二人雌雄雉ノ形ヲ頭ニ戴キ、雄ノ方ハ翁面ニ、萌黄狩衣白袴幣二本持ツ、雌ノ方ハ尉ノ面ニ、赤狩衣白地金入袴扇二本持チ、二人一同ニ舞ヒ、囃子ハ太鼓笛ナリ、サテ此舞ノ基本ト云ハ、往昔三所權現ニ淺草ノ氏子共ヲ集テ、觀音ノ佛前ニテコノ本尊ヲ河ヨリ牽上ゲシ時、雉ノ出來リテ佛體ニ翼ヲ蔽ヒシサマヲ倣ヒ、本尊幷ニ三社ノ垂跡ヲナグサメシト云コト、本寺六卷ノ古緣記ニ有ル由、三社ノ孫常音坊ガ家ニ傳ヘタリシヲ、コノ十二年前荻野長、常音トコレヲ再興セント謀リ、田村八太夫ハ（淺草寺ニ古來ヨリ屬セル者ナリ、此事下ニ云フ、）神事舞太夫ノ頭ナレバ、コレヲ方人ニシテ、九月十七日神樂ト云ヘルコトヲ企テ、常音ガ家ト、專當坊ガ（是モ亦三社ノ孫ナリ、三家今ニ相續ス、）家ニ持傳ヘシ雉子ノ面ト唱ヘ來タル、古假面ヲ取出シテ、舞ノ手ハ八太夫ガ配下ノ者ニツケサセ、一舞ヲ作リ出セシナリ、今ハ緣記ノ時ヨリ遺リシサマニ云成セドモ、實ハ十二年前ノ作ナリトゾ、予（松〇浦清）モ其後カノ神樂ノトキ往テ見タルガ、面白カラヌ舞ニテ今世ニ謂フ十二座ノ神樂ト云者ノ

比ナリ、イカサマ八太夫ガ配下ノ作ト云モ其出アリ、田村八太夫ハ淺草寺ニテ、神事舞太夫ト稱シテ、居所ハ田原町一丁目ニアリ、關東ノ梓巫女ヲ支配ス、又コノ八太夫ガ家ハ、成島道筑流ノ神道者ニテ、八太夫今ハ右馬助ト稱スト、

小舞

〔奈良柴〕一小舞拾六番は、表八番、裏八番也、一番とは、一つがひといふ文字也、よつて表裏合て八番八の字はいの字なり、いは四十八字のはじめ、伊勢外宮内宮の間四十八丁あるを表す、此まひは、八乙女の舞より出たるもの也、

室町

文がやりたや、むろまちすじへ、とりや違へて、他の人にやるな、花のふみさまの手にわたせ、

鹿子

おなつかしやと、いはんとすれど、かの子かたびらで、お目しげゝれば、めもとならではあらわれぬ、

木下

花は折たし、木末は高し、はなれがたなの、木のもとや、○中略

織殿屋

おりどのやの孫三郎が、おりてをこめておりきぬ、牡丹唐獅子や象龍、雪柳折竹のまがきの桔梗に、法のしかも白菊、祇園殿會の竹の下の、浦吹風もなつかし、さすやうでさゝぬから木戶、なせ待人ござるぞ、まつ人はこまひげに候、いざゝら門をさそふよ、

右之歌いづれも代々の、せん集のうたの言葉をとり、あるひは心をとりて、名ある方々の作なり、されば此小舞、貴人もつはら翫び賜ひしなり、

男舞女舞

〔京都御役所向大概覺書〕二京四條芝居間數幷名代之事

一　仕形男舞　又太夫

右又太夫儀、元祿四未年病死、忰七之助ニ名代相續之儀相願、元祿六酉年四月廿七日、松前伊豆守在役之節赦免、七之助を又太夫と改申候、

一　女舞　大頭柏木

寛文七未年十一月四日ニ、牧野佐渡守在役之節、女舞仕度旨相願、赦免、其後元祿十一寅年八月十三日、安藤駿河守在役之節、娘れんニ柏木と申名代讓り申度旨相願、赦免、唯今れんを柏木と申候、親柏木者はつと名を改申候、

一　女舞　笠屋三勝

寛文六午年、牧野佐渡守在役之節、名代赦免、

女舞　笠屋新勝

寛文六午年、牧野佐渡守在役之節、名代赦免、

一　女舞　吉かつ

先年名代御改之節、當地ニ居不申候故、名代赦免之日限不相知、

一　女舞　たちやおくに

先年名代御改之節、當地ニ居不申候故、赦免日限不相知、

〔歌舞妓事始〕一女舞之事幷大頭起附三勝辨惑

抑女舞といへるは、二代目の國女が弟子に、柏木といひしもの、一舞を工夫し、小鼓なしに大鼓を用ひ、諷ひものも元祖於國が作りし神歌の變風をやめ、平家物語、源平盛衰記の事跡を文句に綴り、大つゞみに合せたり、因て大頭といへる事是よりいひはじめたり、裝束は天冠に狩衣大口にてまふ、すべて女舞には箇條あまたありて、岩戸開或はまいだ、天地拍子、又は羅生門などゝいふ

傳受の舞あり、又むかしより傳ふる舞に、樂拍子舞といふ物あり、蠶舞といへるもの有、是は上梵の月宮月の宮人の舞給ひし霓裳羽衣の曲の舞也、近世もつはら用る小舞十六番も、むかしより傳ふる所の舞也、また鼓歌といふもの有、すべて大つゞみを用ゆ、扨寛文年中より御赦免ある所の名代こゝに記す、

一男舞名代 笠屋新太夫

室町殿の御時の御扶持人、笠屋なつ子孫新勝といふ者の一子三郎兵衞、寛文六午年、名代御赦免あり、三郎兵衞が先妻を万勝といひ、三郎兵衞が娘を春勝といひ、後妻せんといひしを後に新勝といへり、夫より姪さつといふものへ讓り、則新かつと改め、夫よりつやといふものへ讓る、正德年中に、宮地芝居御停止に成、享保元年四條にて、後の新かつ、前藝唐子をどりをして後女舞のわざをなし、兩年つとめたりしに、女藝を禁じ給ひ、享保十六亥年九月廿三日、新太夫と改り、元文二巳年閏十一月、後の新太夫讓り請、また今の新太夫へわたりし也、

一女舞大頭 柏木

一同斷 笠屋三かつ

一同斷 よしかつ

一同斷 たちやくに

一仕形男舞 舞 又太夫

一同斷 丹波

右六株は今絶たるものあり、當地〈○京都〉に居住なきも有、延享年中、一勝といふもの、大坂にて大頭を催したり、又前かた大坂にて淨瑠璃小歌にうたひし、半七に馴染たる三勝といふもの、此株の内なりといへるは、大なる誤り也、夫は簑屋三かつといひしもの也、今按ずるに其みのや三かつ

も、女舞のまねびをして、田舍廻りなどして、大和國にくだり、あかねや半七と密通して、うき名を請たるものなるべし、世人附會の説を實と思へる人に虛誕のむねをしるし侍る也、

○按ズルニ、男舞ノ事ハ、尙ホ人事部遊女篇ニ在リ、

〔京都御役所向大概覺書二〕京四條芝居間數幷名代之事

一　仕○形○舞○物眞似　夷屋松太夫

寬文九酉年五月七日、宮崎若狹守在役之節、夷屋儀左衞門と申名代赦免、其後元祿十三辰年十月十八日、松太夫と申ものに名代讓り、夷屋松太夫と改申度旨相願、水谷信濃守在京之節赦免、○中略

一　蜘○舞○物眞似　早雲長太夫

寬文九酉年十二月廿八日、雨宮對馬守在役之節、早雲長吉と申名代赦免、其後長太夫と改申度旨元祿四未年十二月廿五日相願、小出淡路守在役之節赦免、寶永元申年九月八日に、長太夫病死、忰に相讓候故、同十日に、安藤駿河守在役之節、名代相續之儀相願赦免、

〔日本書紀十三允恭〕七年十二月壬戌朔、讌于新室、天皇親之撫琴、皇后起儛、儛既終而不言禮事、當時風俗、於宴會儛者儛終、則自對座長曰、奉娘子也、時天皇謂皇后曰、何失常禮也、皇后惶之復起儛、儛竟言奉娘子、天皇卽問皇后曰、所奉娘子者誰也、欲知姓字、皇后不獲已而奏言、妾弟名弟姬焉、弟姬容姿絕妙無比、其艷色徹衣而晃之、是以時人號曰衣通郞姬也、天皇之志、存于衣通郞姬、故强皇后而進、皇后知之不輙言禮事、爰天皇歡喜、則明日遣使者喚弟姬、

〔古事記下允恭〕爾輕太子畏而逃入大前小前宿禰大臣之家而、備作兵器、○註略、穴穗王子○安康亦作兵器、○註略、於是穴穗御子興軍、圍大前小前宿禰之家、爾到其門時零大氷雨、○中略、爾其大前小前宿禰擧手打膝、儛訶那傳、自訶下三字以音、歌參來、

〔古事記下雄略〕天皇幸行吉野宮之時、吉野川之濱、有童女、其形姿美麗、故婚是童女而還坐於宮、後更亦

幸行吉野之時、留其童女之所遇、於其處立大御呉床而、坐其御呉床彈御琴、令爲儛其孃子、爾因其孃子之好儛作御歌、○下略

〔元亨釋書十五方應〕伏見翁者、不知何許人、或曰、從竺土來、翁臥和州平城菅原寺側崗、三年不起、又不言、人呼爲啞者、時時擧首見東方、天平八年、行基法師迎婆羅門僧菩提、歸於菅原寺設供、二人甚歡、乃執箸爲拍板、二比丘互舞、于時翁俄起入寺、又作舞而歌曰、時哉時哉、緣熟哉、三人相共舞、如故舊、蓋頃年作啞態者、爲發此言也、時時擡頭望東者、見東大寺營構也、

〔今昔物語二十八〕尼共入山食茸舞語第廿八

今昔、京ニ有ケル木伐ノ人共、數北山ニ行タリケルニ、道ヲ踏違テ何方ヘ可行シトモ不思エザリケレバ、四五人許、山ノ中ニ居テ歎ケル程ニ、山奧ノ方ヨリ人ノ數來リケレバ、怪ク何者ノ來ルニカ有ラムト思ケル程ニ、尼君共ノ四五人許、極ク舞ヒ乙テ出來タリケレバ、木伐人共此レヲ見テ恐ヂ怖レテ、此ノ尼共ノ此ク舞ヒ乙テ來ルハ、定メテヨモ人ニハ非ジ、天狗ニヤ有ラム、亦鬼神ニヤ有ラムナド思テ見居タルニ、此ノ舞フ尼共、此ノ木伐人共ヲ見付テ、只寄ニ寄來レバ、木伐人共、極ク怖シトハ思ヒ乍ラ、尼共ノ寄來リタルニ、此ハ何ナル尼君達ノ此クハ舞ヒ乙テ、深キ山ノ奧ヨリハ出給ヒタルゾト問ヒケレバ、尼共ノ云ク、己等ガ此ク舞ヒ乙テ來テハ、其達定メテ恐レ思フラム、但シ我等ハ其々ニ有ル尼共也、花ヲ摘テ佛ニ奉ラムト思テ、朋ナヒテ入タリツルガ、道ヲ踏ミ違ヘテ可出キ樣モ不思テ有ツル程ニ、茸ノ有ツルヲ見付テ、物ノ欲キマヽニ、此レヲ取テ食タラム、醉ヒヤセムズラムトハ思ヒ乍ラ、餓テ死ナムヨリハ、去來此レ取テ食ムト思テ、其レヲ取テ燒テ食ツルニ、極ク甘カリツレバ、賢キ事也ト思テ食ツルヨリ、只此ク不心ズ被舞ル也、心ニモ糸怪シキ事カナトハ思ヘドモ、糸怪クナムト云ニ、木伐人共此レヲ聞テ、奇異ク思フ事无限シ、然テ木伐人共モ、極ク物ノ欲カリケレバ、尼共ノ食殘シテ取テ多ク持ケル其ノ茸ヲ、死ナムヨリハ

去來此ノ茸乞テ食ムト思テ、乞テ食ケル後ヨリ、亦木伐人共モ不レ心ズ被レ舞ケリ、然レバ尼共モ木伐人共モ、互ニ舞ツヾケテ咲ケル、然テ暫ク有ケレバ、醉ノ悟タルガ如クシテ、道モ不レ思テ各返ニケリ、其レヨリ後此ノ茸ヲバ舞茸ト云フ也ケリ、此レヲ思フニ極テ怪キ事也、近來モ其ノ舞茸有レドモ、此レヲ食フ人必ズ不レ舞ズ、此レ極テ不レ審キ事也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔宇治拾遺物語〕一これもいまはむかし、右のかほに大なるこぶあるおきなありけり、大かう山へ行ぬ、雨風はしたなくて歸にをよばで、山の中に心にもあらずとまりぬ、又木こりもなかりけり、おそろしさすべきかたなし、木のうつぼの有けるに、はひ入て目もあはずかゞまりてゐたるほどに、〇中略人のけはひのしければ、すこしいきいづる心ちして見いだしければ、〇中略大かた目一あるものあり、口なき物など大かたいかにもいふべきにあらぬ物ども、百人ばかりひしめきあつまりて、火をてんのめのごとくにともして、我ゐたるうつぼ木のまへにゐまはりぬ、大かたいとゞ物おぼえず、むねとあるとみゆる鬼よこ座にゐたり、うらうへに二ならびに居なみたる鬼かずをしらず、そのすがたおの〳〵いひつくしがたし、酒まいらせあそぶありさま、この世の人のする定なり、〇中略すゑよりわかき鬼一人立て、〇中略舞て入ぬ、次第に下よりまふ、あしくよくまふもあり、あさましとみるほどに、このよこ座にゐたる鬼のいふやう、こよひの御あそびこそいつにもすぐれたれ、たゞしさもめづらしからんかなでを、見ばやなどいふに、この翁ものゝつきたりけるにや、また神佛の思はせ給けるにや、あはれはしりいでゝまはゞやとおもふを、一どはおもひかへしつ、それになにとなく鬼どもがうちあげたる拍子のよげにきこえければ、さもあれ、たゞはしりいでゝまひてん、死なばさてありなんと思とりて、木のうつぼよりゑぼしははなにたれかけたる翁のこしに、よきといふ木きるものさして、よこ座の鬼のゐたるまへにおどり出たり、この鬼どももおどりあがりて、こはなにぞとさはぎあへり、おきなのびあがりかゞまりて、

まふべきかぎりすぢりもぢりゑいごゑをいだして、一庭をはしりまはりまふ、よこ座の鬼よりはじめて、あつまりゐたる鬼どもあざみ興ず、よこ座の鬼のいはく、おほくのとしごろ、このあそびをしつれども、いまだかゝるものにこそあはざりつれ、いまよりこのおきな、かやうの御あそびにかならずまいれといふ、おきな申やう、さたにをよび候はずまいり候べし、このたびにはかにておさめの手もわすれ候にたり、かやうに御らむにかなひ候はゞ、しづかにつかうまつり候はんといふ、よこ座の鬼いみじう申たり、かならずまいるべきなりといふ、○下略

〔源平盛衰記二十二〕土肥燒亡舞同女房消息附大太郎烏帽子事

去程ニ大場伊藤ハ、此間山ヲ廻シテ搜尋ケレ共、佐殿○源賴朝見ヘ給ハネバ、今ハ力ナシトテ、我ガ館館ヘ歸ニケリ、敵散ヌト聞エケレバ、兵衞佐杉山ヲ出テ、土肥ノ眞鶴ヘ落ントシ給フ、眞平ハ、殘黨モ猶不審シ、我館モ如何ガ有ラント思テ、高峰ニ上リ、眼影ヲサシテ見渡セバ、山内ニハ人アリトモ覺ヘズ、我ガ所領ヘハ伊藤入道、三百餘騎ニテ押寄テ、土肥ノ在家、一々ニ追捕シ、此コ彼コニ火ヲ放テ、一宇モ殘サズ燒拂、七人同ク是ヲ見ル、眞平佐殿ノ御前ニテ、一時亂舞ゾシタリケル、土肥ニ三ノ光アリ、第一ニハ、八幡大菩薩、我君ヲ守リ給フ、和光ノ光ト覺ヘタリ、第二ニハ、我君平家ヲ打亡シ、一天四海ヲ照シ給フ光ナリ、第三ニハ、眞平ヨリ始テ、君ニ志アル人々ノ御恩ニヨリテ、子孫繁昌ノ光也、嬉シヤ水〳〵、鳴ハ瀧ノ水、悦開テ照シタル、土肥ノ光ノ貴サヨ、我屋ハ何度モ燒バヤケ、君ダニ世ニ立タマハヾ、土肥ノ杉山廣ケレバ、綠ノ梢ヨモ盡ジ、伐替々々造ランニ、更ニ歎ニアラジ、不如君ヲ始テ萬歲樂、我等モ共ニ萬歲樂、トゾ舞タリケル、人々アラマホシキ祝事ニ、エミマケテ勇ケルニ、兵衞佐殿ハ、土肥ガ舞ハ今ニ始ヌ事ナレ共、只今ハ殊ニ目出ク面白ト感ジ給フ處ニ、○下略

〔繪師草紙〕老母をはじめとして、うとからぬ輩と賀酒をのみけるが、はやゑいぬれば、亂舞一聲に

およぶまゝに、次第にのみしかりつゝ、酒又とりよせけるが、使もゑいぬれば、ゑんのやぶれにあしを入て、たうれければ、酒をもこぼしぬ、

〔義經記五〕吉野法師判官を追かけ奉る事

辨慶はぬれたるよろひきて、大きなるふし木にのぼりて大しゆをよびて申けるは、情ある大しゆあらば、西塔に聞へたる武藏がらん拍子見よとぞ申ける、大衆是をきゝ、いるゝものも有、かたをかはやせやと申ければまことや中ざしにて、弓の本をたゝいて萬歳樂とぞはやしける、辨慶折ふし舞たりければ、大しゆもゆきかねて是を見る、まひはおもしろく有けれども、わらひ事をぞうたひける、

春は櫻のながるれば、よしの川とも名付たり、秋は紅葉のながるれば、たつた川ともいひつべし、冬も末になりぬれば、法師ももみぢてながれたり、とをり返し〱まふたれば、たれとはしらず、衆徒の中より、おこのやつにて有ぞやとぞいひける、

〔義經記八〕ころも川合戰の事

辨慶其日のしやうぞくには、黒革おどしの鎧のすそかな物ひら〱打たるに、黄なる蝶を三つ二つ打たりけるをきて、大長刀の眞中にぎり、うちいたの上にたちける、はやせや殿ばらたち、あづまのかたのやつ原に物見せん、若かりし時は叡山にて、よしあるかたには、詩歌管絃のかたにもゆるされ、武勇のみちには惡僧の名をとりき、一手まふてあづまのかたの賤き奴原にみせんとて、鈴木兄弟にはやさせて、

うれしや瀧の水、なるはたきの水、日はてるともたえずとふたり、あづまの奴原がよろひ甲を、くびもろともに、衣河にきりながしつるかな、とぞまふたりける、よせ手きゝて判官殿の御うちの人々程、かうなる事はなし、よせて三萬騎に城の內はわづか十きばかりにて、なにほどのたて

あひせんとて、舞まうらんとぞ申ける、

〔曾我物語 六〕五郎おほいそへゆきし事

夕日あしの事なれば、立かげのしやうじにすきてみえければ、あさいなこれをみて、すいりやうし、まことやかれらきやうだいは、あにのざしきにある時は、おと丶がうしろに立そひ、おと丶のざしきにある時は、あにがうしろに有物を、いかさま五郎はうしろにありとおぼえたり、さしたる事もなきに、大事ひきいだしてなにのせんかあらん、又さりとはた人にもあらざる也、なにとなきていにもてなし、ざしきを立ばやと思ひければ、くれなゐに月出したるあふぎひらき、なにと、やらむ御ざしきしづまりたり、うたへやとのばら、はやせやまはんとて、すでにざしきを立ければ、めん〳〵にこそはやしけれ、よしひでひやうしをうちたてさせ、君が代はちよにやちよをさゞれいしの、とてしぼりあげて、いはほとなりてこけのむすまでとみじかくまふてまかりけり

〔曾我物語 七〕は丶のかんだうゆるさる丶事

そのさかづきを五郎三とほしてをきければ、そのさかづき母とりあげて、この三とせふけうの事、たゞいまゆるしたるしるしに、このさかづき思ひどりにせん、たゞしおやとししやうにさかづきさすは、かならずさかなのそふなるぞ、たうじかまくらには、ち丶ぶの六郎がいまやう、かぢはらげん太がよこぶえときく、されどもた人なれば、みもし聞もせられればこそ、わ殿はこねにありし時、まひのしやうずときゝしなり、わすれずばまひ候へかし、十郎こしよりよこぶえ取出し、ひやうでうにねとり、いかに〳〵をそしとせめければ、しばししたいにをよびけるを、十郎はやしたて丶まちければ、五郎あふぎをひらき、かうこそうたひてまふたりけれ、君がよはちよに一たびいるちりのしらくもか丶るやまとなるまで、とをし返し〳〵三べんふみてぞまふたりける、そのま丶ひやうしをふみかへて、わかれのことさらかなしきは、おやのわかれこのなげき、

ふうふの思ひ今きやうだい、いづれをわきて思ふべき袖にあまれるまのびねを返してとゞむるせきもがなと二へんせめにぞふみたりけれ。○下略

〔太平記 五〕相摸入道弄田樂幷鬪犬事

或夜一獻ノ有ケルニ、相摸入道○北條高時數盃ヲ傾ケ、醉ニ和シテ、立テ舞事良久シ、若輩ノ興ヲ勸ル舞ニテモナシ、又狂者ノ言ヲ巧ニスル戯ニモ非ズ、四十有餘ノ古入道、醉狂ノ餘ニ舞フ舞ナレバ、風情可有共覺ザリケル處ニ、何クヨリ來トモ知ヌ、新座本座ノ田樂共十餘人、忽然トシテ坐席ニ列テゾ舞歌ヒケル、其興甚尋常ニ越タリ、暫有テ拍子ヲ替テ、歌フ聲ヲ聞ケバ、天王寺ノヤヨウレボジヲ見バヤトゾ拍子ケル、或官女此聲ヲ聞テ餘ノ面白サニ、障子ノ隙ヨリ是ヲ見ルニ、○中略異類異形ノ媚者共ガ、姿ヲ人ニ變ジタルニテゾ有ケル、

〔陰德太平記 五十三〕赤松滿祐奉弑普光院殿附赤松家盛衰之事

將軍○足利義敎モ滿祐ヲバ、殊ニ御心易キ者ニ御待對アリケリ、或時赤松ヲ始メ斯波、細川、畠山、伊勢、其外ノ諸將ヲ召集サセ給テ、酒燕ノ興ヲ催サレ、酒既ニ酣ニ成テ、各々今樣等ノ音曲、己ガ所得ノ藝能ヲ取出テ、一座喊々タル折シモ、滿祐興ニ不堪、扇ヲツ取立騰テ、鳴ハ瀧ノ水トゾ謠ハレケル、滿祐ハ勝レテ長ノ士近ナル事、晏子、淳于髡ニモ勝リタレバ、人皆赤松ノ三尺入道トゾ稱シケル、サルニ依テ將軍モ醉裡ノ興ニ乘ジ給ニヤ、勢ホソ○短身之儀也之舞ハ見マイナト、アラヌサマニ取囃サセ給ケル、滿祐無念ニヤ思ハレケン、扇高ク差翳シ、將軍ノ方ヲ屹ト見テ、備前、播磨、美作、三ケ國持タレバ、勢ホシトモ思ハズト、押返シ二三返謳テ、足拍子丁々トサモ音高ク蹈レケレバ、其辭氣動搖ニ忿怒ノ意含テ、將軍ノ御心ニ感動ヤシタリケン、滿祐吾ヲ慢ルナメリト思召御氣色ニ見エテ、打シメラセ給フヲ、人々樣々ニ執成テ、御酒宴ハ事ナク終ニケリ、

〔藩鑑 四十八〕松平 池田

一輝政卿同輩の大名、宴會の座にして、その矮人たるを笑ふものありければ、さらば予矮舞といふ新曲をなすべしと、つと立あがりたまひ、自らせいひく舞を見さいなど打返し囃したまひ、播磨、備前、淡路と三箇國のぬしなれば、せいほしとも思はず、とうたひながら舞たまひしかば、座中興に入たりといひ傳へたり、思ひ出草

〔淸良記二十六〕順の舞の事

上泉院能程らいにつゐ立て、黃帝の臣下にと諷ひ出し、扇を廣げ一さし舞すまし、順にて候とて、南方親安へさゝれければ、親安も立てぞ舞にける、それより順々に宮々の舞曲をかなで、滿座興にいりしかば、黑瀨殿の座當茂都と云盲目有けるに、一曲とあれば、其まゝ鵜舞を見まいな〳〵と、おはやしあれやかた〳〵とて、足もとしどろに舞出けり、かゝる所に誰いひ出すともなくめくら舞を見さいな〳〵とはやしをかへければ、座中不殘同音になる、茂都舞もやらで、是はいか成ことばぞやとて、腹を立て泣出けり、いつも醉泣するとは云ながら、五十有餘の古入道の盲目奮たりしはかれ聲おしみもやらで泣しかば、天井大床に響渡り、一座の興はさめてけり、中略あまり興に入事は、かならずかゝること有也とて、それより又土器を數獻まはして、各退出したりけり、

踊

踊ハ又躍ノ字ヲ用キテ、ヲドリト云フ、踊ハ舞ヨリ分レタル踏舞ニシテ、俗曲ノ音樂歌謠ノ調子ニ合セテ之ヲ爲スモノナリ、而シテ踊ト芝居ト相關聯シタルモノハ、芝居篇所作條ニ收メ、盆踊ハ歲時部盂蘭盆篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

〔伊呂波字類抄 辭 遺字〕躍チドル　踊チドル

〔説文解字注 二 足〕踊跳也、與走部𧼮別 从足甬聲、余隴切、九部、

〔類聚名義抄 五 足〕躍音藥、チドル、　跳音迢、チドル、　踊音勇、チドル、

〔教訓抄 五〕皇仁

急、唐拍子物〇中略 此急ニ有踊事、多氏ニハ五度踊、大神舞人ハ三度踊也、謂之皇仁小踊

〔今昔物語 二十七〕鬼現油瓶形殺人語第十九

今昔、〇中略 其ノ人實資〇藤原 内ニ參テ罷出トテ、大宮ヲ下ニ御ケルニ、車ノ前ニ少サキ油瓶ノ踊ツツ行ケレバ、〇中略 大宮ヨリハ西、□ヨリハ□ニ有ケル人ノ家ノ門ハ被閉タリケルニ、此ノ油瓶其ノ門ノ許ニ踊リ至テ、戸ハ閉タレバ、鎰ノ穴ノ有ヨリ入ラムスラムト度々踊リ上リケルニ、无期ニ否踊リ上リ不得テ有ケル程ニ、遂ニ踊リ上リ付テ、鎰ノ穴ヨリ入ニケリ、〇下略

〔出雲風土記 大原郡〕佐世郷、郡家正東九里二百歩、古老傳云、須佐能袁命、佐世乃木葉頭刺而踊躍爲時、所刺佐世木葉墮地、故云佐世、

〔春日權神主師淳記〕明應六年七月十五日、南都中近年盆ノヲドリ、異形一興、當年又奔走云々、〇中略

一躍風流以下事、自明日十六日可停止之由、七郷被相觸云々、

〔享保集成絲綸錄 四十五〕慶安二丑年七月

一町々之内ニ而踊など致候とて、必留間敷候、盆にはいつもにぎわいおどり候まゝ、おどり可申候、但喧嘩口論無之樣に可申付候、町中觸事之儀には無之候、町中之衆月行事共意得可被仕事、

七月

寛文十二子年閏六月

一頃日町中ニ而祭之樣ニ致躍申由、風聞ニ候間、自今以後無用可仕候、若相背候ハヾ可爲越度事、

閏六月

延寶五巳年八月

一町中ニ而于今おどり有之由ニ候、もはや時分も不相應之節ニ候間、無用ニ可仕候由、御奉行所より被仰渡候條、早々相止可申候、若相背おどり申候はゞ、同心衆御廻し可被成候間、其心得可有之候、

八月

貞享二丑年七月

覺

一頃日町方にて寄合、おどり候由相聞候、子供之盆おどりなどは各別、其外町人寄合道辻に而往還をさまたげ、おどり候もの有之候はゞ、曲事可申付者也、

七月

〔享保集成絲綸錄四十六〕元祿二巳年五月

一町中に而女おどりを仕立、女子共召れ屋敷方江遣し、おどらせ候由不屆候、向後相互に致吟味、左樣之女共あつめをき、屋敷方は不及申、何方江も一切遣申間敷候、若相背におゐては、本人者不及申、家主五人組幷店五人組迄、急度曲事ニ可申付者也、

五月

〔享保集成絲綸錄四十五〕寶永六丑年六月

一頃日町々にて夜中躍有之樣相聞不屆に候、往還之障にも成候間、名主家主心を付相改、躍らせ申間敷候、尤人を廻し可遂吟味候間、此旨町中可相觸者也、

六月

享保八卯年七月

申渡之覺

一頃日於町方所々辻におどり仕候由相聞江候、前々ゟ御停止之處、不屆之至に候、自今一切踊不申候樣に、年番名主ゟ其組合之名主江早々可申繼候、若相背者於有之は、其支配之名主迄可爲越度旨被仰渡候間、可被得其意候、以上、

七月

〔寶曆集成絲綸錄三十一〕延享五辰年七月

近き比於所々朝鮮人之衣裝を寫し著之、鳴物等を交、夜に入町々に而辻おどり致候由相聞候、前々ゟ辻躍之義停止候所不屆ニ候、若此已後右體之義有之ば召捕、當人は勿論家主名主共急度咎可申付候、

七月

〔義殘後覺一〕入江大藏之丞口論の事附力業の事

角て月日をふるほどに、七月〇文祿元年十五日の夜、藝州御城の馬場におゐて、諸方のさぶらひ、小姓衆、さみせん、つゞみにて大おどりをはじむるほどに、大藏之丞も、道場の太鼓、三尺四方ありけるに、つなをつけてくびにかけ、是をうつて中おどり去給ふほどに、平河は常にねらひけるにや、これにて見付、人にまぎれておしくみ、一物のものきれにて、覺えたるかとて大屑をうつて、そのまま大勢にまぎれてのいたりけり、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕俳諧懷子五三尾線のこまなべていざや中をどり、佐夜中山集に古歌取こゝろしりき袖打ふりし中をどり、是は輪をどりの中に居て、踊るにやあらむ、又木曾をどり、辻をどり、はねをどり、ばかをどりなど、種々の名あり、をどりぶりに聊かはりあるなるべし、

大踊
中踊
跳踊
馬鹿踊
辻踊
木曾踊

住吉踊

狗猧集〈五秋下〉世上木曾躍とてはやり侍りければ、
夕よりみな麻衣や木曾おどり〈○作者不知〉

〔人倫訓蒙圖彙七〕住吉踊　住吉のほとりより出る下品の者也、菅笠にあかき絹のへりをたれて顏をかくし、白き著物に赤まへだれ、團をもち、中に笠鉾をたて、おどる、あとのとめは住吉樣の岸の姫松めでたさよ、千歳樂万歳樂といふゆへに、住吉おどりと云也

〔攝津名所圖會住吉郡一〕住吉踊〈住吉村より諸方へ出る、赤き長柄の傘をひらき、其廻に五六人菅笠著て、赤き絹を笠の縁に張、又赤蔽膝に團扇を持、拍子取して、かの傘のめぐりを踊る、京師大坂の町々在郷までもめぐりて、米錢を勸進す、又五月廿八日には、出見濱に出て踊る、都て前帶にして早乙女の風俗は、植女の眞似ならんか、其由緣をしらず、〉

〔守貞漫稿七雜業〕江戸ニモ住吉踊アレドモ其扮無定、大傘ノ周リニハ茜布ヲ垂レ、傘上ニハ幣束ヲ裁タリ、衆僧巡之踊ドモ、或ハ遊女ノ情態ヲ學ビ、或ハ戯場ヲ摸スノ類、更ニ古風ニ非ズ、又笠ヲカムラズ、多クハ頭巾ヲカムル、近頃ハ坊主ニ非ズ、有髮ニテ爲之アリ、是ハ願人坊主ノ外也、坊主及ビ俗體トモニ大傘ヲ巡リ踊ラズ、傘ヲ持ル一人ハ後ニ立チ、其前面ニテ踊ル、其唱歌多クハ參宮道中ニテ、京坂人ノ唄フ所ノ章句ヲ用ヒ、唯其曲節ヲ異ニシテ東人ノ意ニ合ス、其唱歌ノ一二章左ニ記ス、

吉田ナア通れば二階から招く、しかも鹿ノ子のヤンレふり袖で、
ヤアトコセー云々ト云ズ、ヲッチョコチョイノチョイト二回クリカヘシ云、
あねさァんほんじよかェ、たそがれにさッてもぬッたる温飩の粉、三十ふり袖、四十島田、ヲッチョコチョイノチョイ、
此一章ハ參宮道中ノ唱歌ニ非ズ、種々ノ小唄ヲモ交ヘ唄フ也、

江戸住吉踊リモ、凡文政前、其扮大概京坂ト大同小異、是願人ノ所行也、〈○中略〉

昔ノ住吉踊〈○一蝶畫譜所載○圖略〉

五人同扮也、蓋前垂ノ摸樣ハ各異也、五人ノ内一人長柄傘ノ上ニ幣帛ト大麻ヲ付ケ、又傘ノ周リ菊唐草等ノ有紋ノ帛カ木綿歟ヲ、一幅横ニ巡ラセタリ、此人ノ巡リヲ四人踊リ巡ル圖也、〇中略前垂三幅歟、背ニテ合セリ、今ハ二幅故ニ背ニ合ズ、團扇畫モ各異也、傘ヲ持タル一人ハ團扇ナシ、今世京坂ノ住吉踊リモ、一人長柄傘ノ頂ニ幣帛ヲ立テ、周リニハ茜染無地木綿横ニ一幅ヲ巡ラシ、此傘柄ヲ長五寸幅一寸餘ノ割竹ヲ以テ拍レ之テ唄フ、三四人巡レ之踊ルコト、昔ト踊風モ聊カ異ナル歟、五人共圖ノ如キ〇圖略菅笠ノ周リニモ茜木綿ヲ巡シ、正面四五寸ヲ除ケタリ、白木綿單衣服、帶淺木地小紋等ノ木綿前結ビ、蓋衣服圖ノ如ク帶ノ下ニテ、前後ヒトシクカヽゲ、茜木綿二幅前垂ニ、白木綿手甲脚半甲掛也、白無畫ノ深草團扇一ツヲ手ニ持チ、又一ツヲ背ニ挾ム、傘ノ一人モ背ニ挾ム、

〔市中取締類集香具手踊〕未〇弘化四年七月十九日忠大夫江遣ス

書面風聞書之趣一覽仕候處、此節又候市中を、住吉踊と申儀致步行候者共ハ、孰も願ン人ニは無レ之、全之乞胸ニ有レ之候由、先年は專ラ願ン人共而已ニ限リ候事故、僧侶之所業ニ背候與之譯ヲ以、先頃御差止相成候得共、元來右樣之類ニ而乞餞いたし候は、乞胸共之成業に付、風俗之害ニ相成候程之儀も不二相聞一候上は、強而嚴敷御差止御座候ニも及申間敷哉、併追々增長致し候得ば、自然願ン人共江も押移間敷共難レ申ニ付、此上起立不レ致樣、乞胸頭仁大夫江輕ク及二沙汰一置候樣可レ仕哉與奉レ存候、

未七月　　市中取締掛

右者成業差留候筋ニは無レ之、此上願ン人共與不レ紛樣可レ致旨、乞胸頭江可二申渡置一旨、忠大夫ヲ以被二仰渡一候に付、未七月廿二日仁大夫呼出、右之趣於二吟味所一申渡、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕伊勢をどりは、伊勢音頭にてをどるなり、音頭は職人盡曲舞の判に、當世曲舞に月

にはつらき小倉山その名はかくれざりけりといふ音頭を、思ひよせたるにや云々有り、音頭は字の如く、其歌の初めに先うたふと有にや、今も音頭とりは、一群の中に拔出て、最初をうたひ出すなり、梅窻筆記に、伊勢街道の伊勢に松坂といふ所あれど、今の俗のをどりの音頭といふものに、千世の松坂といへるは、山城の粟田の東なり、應永卅一年極月十四日、室町殿御參宮私日記に、我もまたけふは都に入日かげうれしくむかふあふさかの山、松坂にもつきぬ、年々歳々の御參宮に、ことさら此ところしも、千とせの坂の名をあらはしてたびことの祝詞に、あひかなひぬるも神慮のしからしむる所なり、君は猶千代の花さく松坂をいく十かへりかこえてみるべき、といへるは、非なるべし、卜養狂歌集に、いせをどりはやりければ、我君をこゝでまつ坂いせをどりそこらでしめろまかせはら帶(延寶のころ、いせをどり大にはやりしこと、此集の一もとにみえたり、)風俗文選に、俳諧文をいふに、一ツの趣をたつる所なくては、童蒙の丸い物盡に、落て果は松坂を仕舞となせる、無下の事なるべしとは、千代の松坂ととぢむるをいふなるべし、松の葉に、きぬたをどりは一をどり、若衆をどりは一をどりなどあるは、みな伊せのやうだの一をどりといへるにならひたるもの歟、

〔總見記三〕信長公與德川殿和睦事

信長公御悅ビ不斜ナラシテ、仰ラレケルハ、今川氏眞儀ハ、父義元ニハ沓ニ劣リ、暗將ニテ武道ヲ不知、好ム事トテハ詩歌、茶ノ湯ノ會、猿樂蹴鞠、伊勢躍り、兵庫躍リ、一ヨ切、加樣ノ遊ニ日ヲ暮シテ、諸侍ニハウトミ果ラレ、自滅ヲ招ク國主ナレバ、〇下略

〔兎園小說四集〕紅覓　伊勢踊　琵琶笛　奇疾

寬永元甲子の歲二月上旬より、諸國に自然と伊勢踊大に流行す、泊舟傳馬人夫と號し、太神宮を送り來る、耕作を妨げ、措生業、費精力、此事達上聞ければ、則吉田家に可相尋とて、子細を板倉勝重、同重宗方へ嚴命有り、則板倉より吉田家へ申し遣す、吉田某按諸傳曰、伊勢國度會郡内外の神を

鎭めしより、四時の祭禮不怠、然るに内外の神何を以て飛びたまはん是等の事諸民の兒戲、生者のもの、かずとする所に非ずと云ふ、將軍家尚御僉議あり、去る慶長十九甲子年、神踊京より始めて駿州に至りぬ、東照大權現嚴禁せられし所、程無くして、大坂兵亂、又元和二丙辰年春の頃、伊勢踊流行す、後果して東照大權現御他界あり、先幾を考ふるに、皆是不吉の兆なりとて、御評定一決して、彼邪神を野外に送り捨つ、於是人馬の勞弊止むといふ、

〔紫の一本上〕永代島

八幡の社あり、○中略鳥居より内をば洲崎の茶屋といひて、十五六廿ばかりなるみめかたちすぐれたる女を、十人ばかりづゝもかゝへ置て酌をとらせ、小唄を謠はせ、三味せんを引き鼓を打て後は、いざ踊らんとて、當世流行伊勢踊り、松坂こえてやつこの〱〱はつあゝよいやさ、爰に一つのくどきがござると、おんどう手拍子を合せて踊る、風流なる事、三谷の遊女も爪をくはへてちりをひねるとぞ、花車やのおしゆん、おりん、澤瀉やのお花、升やのお蝶、住吉やのおかんなんどは、御の字ぢやといふなり、

〔紫の一本下〕船　神田一丸○中略

熊一丸と云舟に、○中略年のよはひ二八計の女十二三人、○中略當世はやる伊勢踊、さすやうでさゝぬは、人待宵のうら木戸、またもさす物は追ひ手の風にみなれ棹、さすや潮時に、川一丸に打乘り、江戸橋の下よりこぎ出したりや、○中略兩國ばしのうへ御藏前のあたりより、下は三股を限り、深川口新川口を眞中にて、かけならべたる船共は、幾千萬といふ數知らず、殊更もつて延寶巳の年○五年よりは、伊勢踊はやり、老たるも若きも、よきも惡しきも、坊主も女も浮立て踊る頃なれば、鼓太鼓で踊るもあり、琴三味線にてはやすもあり、尺八鼓弓にあはすもあり、女踊り男踊り武士踊り町人踊り、引汐にまかせて流し船にて踊るもあり、さし汐に觴をたてゝのぼり船にてをどる

上總踊　越後踊　鹿島踊

もあり、此屋形船の外に踊見物とて出る船もあり、下

〔半日閑話初編三〕一踊船古圖考
踊舟といへる事は、延寶の頃より始りて、元祿中に盛なり、紫一本に云、延寶五巳年、伊勢おどりはやり、涼みの頃は老若男女舟にて踊る、又踊見物とて出る舟も有、享保の五年印本松月堂不角編礒海全十一冊卷之五ニ云、江戸踊繁昌のころは、われも踊りに出たり、其頃五間一丸八間一丸といふ舟有、九間一丸は幅三間に長さ拾壹間、八間一丸は十間に幅是も三間也、八間一を樂屋にして、九間一を踊舟となす、八間一ゟ九間一へ厚板を渡し、左右をまくにてかこふ、九間一は揚幕をして踊り出るに、凡おどりの數十五番、一番々々に裝束を替る、踊一番過て獨狂言藝を盡して入る、踊有之囃子三番、予は踊をも囃子をもつとめし也、それより淺草藤屋と云大茶屋へ上り、踊、獨狂言、はやし、此三品の與濟て二の膳までの料理を出す、をどりには三味線三挺、胡弓小鼓二挺拍子取、昏方より舟に乘りて兩國にて踊る、小田原町の踊出る日といへば、舟の借ちん常に倍せりとなん、享保の頃かくいへば、享保のころに至て、絶てなき事と見えたり、元祿十六年印本木目横全部六冊卷四ニ、江戸三ッまたの月見の事をいへる條に、目にかゝる雲さへ消えて、今宵一輪みてる貳千里の外もかはらぬ中に、三港の踊舟おしあふて、あつくろしき詠めもありと云、醒々齋誌
踊り舟の圖、竹垣氏の所藏なり、

〔昔昔春秋〕婆氏求賄曰、妾雖老矣、膂力猶壯、因起褰裳、總舞カツサヲドリ三百、越舞エチゴヲドリ三百、總舞謂上總下總之女樂、總之婦女毎有耕暇散舞近郊、水旱之災亦舞遐隣國、以乞錢、故世或呼曰御助踊、御助踊猶云救助之舞、越踊謂越後舞、越俗好舞、舞容諧戯、名曰仁句、二國之舞、並屬老婆所可舞諸者故然、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕鹿島踊は師宣が畫本に、神代のむかしは、先いせをどり、かしまをどり、すみよしをどりとあり、又英一蝶が畫などに往々あり、其外ふるき草子などには見えず、事ふれは多く見えたり、此ことふれ彼はうさい念佛踊などに倣ひて踊たるなるべし、洛陽集、事ふれや獨言いふ神

な月、如風永代藏、五これやこなたへ御免なりましよ、鹿島大明神さまの御託宣に、人の身袋はゆるぐとも、よもやぬけじの要石、商神のあらんかぎりは、との御詠歌の心は、總じて産業の道、かせぐに追付貧ぼうなしと、言ふれがいふて廻りし云々、こは戯れ書ながら、其趣はしらる、松の落葉三、大小見踊とあり、卽鹿しまをどりなり、月の大小種蒔の時節を云ふ踊なり、是やこなたへごめんなろ、先來年のゑはうは申酉の間云々、美濃國にて舞まひと稱する者あり、百姓の内なれども部を異にす、此者歲末に來りて、守札やうの物を人家の門々にさして廻る、是を小兒は正月さしと云は、春に近づく印の意なり、さて春になりて又來り、この度は月の大小種蒔等のことを云ひて、米錢を貰ふ、舞まひは只名のみにて、彼事ふれに似たるものにや、帶刀して來るとぞ、萬歲などのかくなりしにや、

紀州踊

〔續視聽草八集五〕踊

享保の御時、紀州踊といふことありて、奧向の衆幷奧坊主などには、御前御弟子にて躍りしなり、されども表向之人は見るものもなし、或時御祝義事ありし夕かた、今日はゆるすぞみな〳〵躍りて、表向の者にも見せよと御諚にて、側の人々奧口よりおどり出し、柳の間より大廣間へ出、ここにてしばらくおどり、夫より御玄關へ出る、兼而より新組のもの草履を廻し置ければ、各是をはきて御長屋御門より御風呂屋口へ躍り込、上には御手自御銚子盃を御持出、御出迎なされ、おのおの御酒を下され、さていかゞありしと御意なされ、御小姓何某處々の御番所々々にいたるまで、皆々大笑にて候と申上ければ、さこそあらめと殊の外御機嫌なゝめならず云々、近きころまでは奧坊主には、御前の御弟子にて躍りしものも在しとかや、小川茶話

小町踊

〔好色一代女一〕舞曲の遊興

萬上京と下京の逢ひありと、耳功者なる人のいへり、明衣染の花の色も移りて小町踊を見しに、

里の總角なる振袖に太鼓の拍子、四條通迄は靜にゆたかに、いかさま都めきけり、それより下は、町筋かぎりて聲せはしく、足音ばたつき、かくも變るものぞかし、ひとつ打つ手も間もよく調子を覺え、すぐれて見えける人は、人の中にての人なり、

〔還魂紙料下〕七夕踊(小町などりかけ踊)　正保の比の畫卷に、七夕踊の圖を載て、詞書に、さても七月七日は、天上に天の川とて、深き廣き川あり、一年にたゞ今宵ばかりに、牽牛織女の逢夜なれば、かさゝぎの紅葉の橋を渡して、契りふかきなかだちをなし給ふとかや、乞巧奠とて人みな今宵は七夕祭するもなまめかし、こゝに七ッ八ッばかりなる小姫たち、美しく出立、太鼓を手ごとに持つれ、おもしろく歌をうたひ、踊まはるも、みな是七夕をなぐさむること、昔今に怠らずとかやとあり、案に七夕踊とて別にあるにあらず、小女の人情に盆を待かねて、七夕よりをどる故の名なるべし、伊呂芝居(正德年間印本)に、昔は人の心も公道にて、十八九迄前うしろ見るといふことなく、男のはてのやうにそだつ、娘七夕のかけ踊に、母の親愛だてなく、純子のはちまき、光綾綸子の襷、髮はあたまの辻にたてかけ、繻珍の著物に緋りんずの下著をほのめかせ、毛琉(まうる)の帶に紫ちりめんのかゝへ帶、紫足袋に尻切をはかせ、金の太鼓に塗撥、鶴龜かいたる日傘に布袋かいたる薄綸の團、乳母ばかりは古今かはらず、此子を笠にきて、横ひらたい尻に、金入の帶しどけなく、地黑に羽團の大摸樣の縫入のかたびら、十四五なる小女郎に、彼養ひぎみとおのれが身をあふがれて行のみならず、下女に檜破籠やうの物もたせて、小町踊の門にいたれば、かならず内へはひりて、我もの顏に人の娘子をもてなすことにして、我主の子はそこ〳〵に、喰たも喰ぬも知ことなく、暮は酒きげんにゆるぎ歸る、(いづれの册子にも、日傘のことあり、又こゝに暮にかへるといへば、小女の踊は晝なるべし、下に引し五節句にいふ處と合り、)又愚案問答(享保十七年著、寛保二年印本、)に曰、七月七日七夕を祭る、(中略)又此日美人の子供、平たき太鼓を持、美しくけはひかざり出立、太鼓をたゝき小歌を謡ひ歩く、昔は娘の子十四五より十七八までの花ならば盛なるを美

美しく拵へいでたゝせ、姥、腰もと、又は小女郎なん、其身分限相應それ〴〵に日傘なんさしかけさせ、丸團に房なん付たるを持せ、あるは美しき扇などにてあふがれ、面白く歌をうたひ、大内町方小路々々、友達のかたへ行踊をかけたり、むかしより小町といへば、人毎に美人のやうに思ひ名付て、小町踊といひ傳たり、○中略七月七日は、牽牛織女、天の川にて一夜契りをなしたまふ、其縁を引て、むかしは娘の子ども持たる人は、娶入を取結ぶまで、いかにも美しく形勢出たゝせ、何おとらじと、色どりかざりて踊らせたり、以上愚案問答に見えたり是等はさまで古き草紙にもあらねど、古老の說によりて記しゝにや、更に昔を見るこゝちして、前に撰したる古書○圖略に合すれば、別に考を附するにおよばず、愚案問答にいふ如く、小町とは小女の艶なるを讚るより出たる名にて、此畫則小町踊なるべし、○中略又中古風俗志明和元年江戸住老人筆記に、昔は七月六日比より小町踊といふ事はやりて、七八歲ごろの女子、紅絹の裂、金入などにて鉢卷をさせ、下髮頭に造花をかざり、色々美しき手襷をかけて、達なる染もやうを著せ、團太鼓に房のつきたるを持せ、四五人も召仕ほどの町人の娘は肩車に乘せ、乳母、抱守等つきそひて日傘をさゝせ、そのほか大勢娘子供手を曳、盆々ぼんは今日あすばかり、あしたは嫁のしほれ草、といふ歌をうたひ歩行しが、柳亭曰、延寶八年印本俳諧江戸辨慶に、九月盡ぬあしたは山のしほれ草、山夕、これは暮秋の句なれど、此小歌をとりたることよく聞えたり、ふるきを思ふべし、此小歌のみ今に傳はれり、近年いつしか止て、衣裳を改てあるく子供はなく、漸二三人連て歩行こととはなりし、夫故團太鼓幷に鬼灯提燈、黑き箱提燈に踊繪、火消など畫たるちやうちん賣あるく事も止しと見えたれば、享保中まで小町踊の名は殘ながら、江戸にてはたゞ歌をうたひ、太鼓の拍子をとるのみにて、踊事は絕しならん、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕小町をどりは、小娘のをどりなり、まちは和名抄に別屋也、又村坊也とみゆ、今町字を用ゆれども、町はもと田間をいへり、唐の制、鄕保隣里在城邑曰坊と見えたり、后まち釆女まちなどいふも、この義なり、女の名に、三條のまち、小野小町などいふ、其居所をもて呼たる也、又まち

裸踊

めといふは、坊間の女をいふ、されば小町は小さきまちめといふ義、そのうへ小野小町などの美しき意をもかねていふなり、貞徳俳諧記に、歌いづれ小町をどりや伊せをどり、其さまかける古畫をみるに、小娘ども美しく出立、手すきかけ鉢巻し、作り花を插、小大鼓を持うちはやし、輪にならびて、廻りながら歌うたふ體なり、昔のをどり、多く輪になりてをどるなり、此大鼓を後には團扇のやうに作りて、盆大鼓といへり、行風が夷曲集の序に、うらぼんになれば、をの童は山寺の御兒綰折から攝待の茶筅がみにゆひなし、友どちこよとて小手招ぐ、しかも明衣の廣袖を著、をとめらは、鬟のかみの經ぬの島田わげ、夕風の吹返しにゆひて、いざをどろといふより、手拍子とり、足どりする、十五夜の月の輪のごとくに、こそをどれと有り、打そろひて、他處に行てをどるを、かけをどりといふ、末得が狂歌に、かけられてあふむがへしにきたるこそ小町をどりの歌のさまなれ、古き俳諧などに多くみえたり、俳諧五節句といふものに、踊は國々唱歌かはる、音頭のなき國あり、大方夜踊る、晝は女童部をどる、是は箔の太鼓塗撥を手ごとにたゝき、染絹の鉢巻、帶を肩よりぶらさげ、結びだすきと名付、都の大路を、日傘さしかけて、躍をかけに、近付の門にて踊るなり、是を小町踊といふ、

〔奇遊談 一〕七瀬川裸踊

毎年正月十六日の夜、伏見七瀬川の東方の藥師堂の前にして、此町の人々集りて法會を執行ひて後、裸身になりて踊ことなり、此夜此わたりを過る人あれば、貴賤によらず酒をひたすらにすすむることにして、醉狂ひして伏るもあり、踊もあり、藥師佛に限てかゝることのあるは、いかなるゆえならんかし、

〔奇遊談 三〕日野裸踊

例年正月十六日の夜、醍醐の南なる日野法界寺藥師堂にして、裸踊といふことあり、此寺は傳教大師比叡山延暦寺建立のとき、日野家宗勅使たり、その歡悦に金銅の藥師佛を送る、則所領ゆへ

にこの地に法界寺を立て、彼藥師佛を安置し諸堂全備せり、其後兵火にかゝりて、今阿彌陀堂のみ存せり、いと古き堂形にして、古へをしたふにあまりあり、今は此堂に藥師佛立せ玉ふ、此堂にして正月十六日佛會ありて、後に里人等あまた參りつどひて、いとも餘寒なるに、あか裸に白き犢鼻褌ばかりして、數百人堂の椽に出て、なにごとやらんものうたひて踊ことなり、他所よりも產婦の乳汁を祈りて、願みつれば其かへりもうしに、この里人をやとひて踊もありといふ、踊はて、牛王てふものを、寺僧の手して廣庭になげいだせば、我おとらじと拾ふことなり、一年參て見しに、外に替りたる事もなし、此法會備前國西大寺にもありて、本尊は藥師佛なり、なを備前の部にくはしくいふべし、

〔雲錦隨筆三〕年々歲々難波新地および所々の芝居に於て、種々の技藝珍奇の獸類を觀物に興行すといへども、流行あり流行らぬ有て、興行人の損益甚し、就中近來爾のみ賞すべき者ならずして流行せしは、文政三年辰の春、浪花堀江荒木の芝居に於て看々踊と號し、淸朝の出扮にて、異樣成踊を興行せり、其囃子の鳴もの、踊の形勢いと珍しとて數流行し、前後に雙なき大當なりし、其後時々他所にて興行なせども、初のごとくならず、今も猶其風色のこりて諷ひはやせり、看々踊或は鐵。鼓。躍。ともいへり、鐵鼓は南蠻鐵を以て作るといふ、鼓弓を竹にて摺など、皆外夷の風俗なるべし、太鼓は通例の器にして異なる事なし、又此踊の次に蛇をつかふ事を爲す、俗に蛇踊といふ、是は蛇の形を木綿にて作り彩色をなし、杖を以てこれを動かし遣ふ事自在なり、珠を持たるもの前に進んで、是を目がけて蛇の追蒐る形勢、最鍛練せし者也、

〔甲子夜話九〕去年比ヨリカンカン踊ト云テ、小兒ノ戲舞スルアリテ都下ニ周遍ス、其章唐音ヲ傳ヘタリト云フコトナリ、坊間版刻シテ賣弘ム、今其圖略○圖并歌謠ヲ左ニ載ス、

かんかんのふきうのれんす、きうはきうれんす、きうはきうれん〱、さんちよならへ、さァい

踊念佛

ほう、にいくわんさん、いんひいたい〱、やんあァろ、めんこんがほうて、しんかんさん、もへもんとはい丶、ひいはう〱、

てつこうにいくはんさん、きんちうめしいなァ、ちうらい、ひやうつふほうしいらァさんぱァ、ちいさいさんぱんひいちいさい、もへもんとはい丶、ひいはう〱、

然ニ壬午〇文政五年ノ春二月、市長停止ノ事ヲ闔都ニ觸ル、自レ是シテ止ム、ソノ文ニ曰ク、

一唐人踊之儀、此度嚴敷停止被二仰付一候ニ付、子供ニ至ル迄、かん〱おどり歌抔決テ申間敷候、且辻商人𢭏賣壹枚摺繪草子抔ニモ、右唐人踊幷うた抔持流行候者有レ之ば、其所留置、町所聞糺し、早々可二訴出一候事、

右之通被二仰渡一候間、町内限リ可二相觸一候、以上、

後ニ聞ケバ長崎ニテハ古クアリシ事ノ由、其辭意ハ淫褻ヲ極メタルコトナリトゾ、近頃長崎ノ賤民罪アリテ、ソノ地ヲ放逐セラレシモノ、浪華ニ抵リ活計ニ苦シミ、唐人ノカンカン踊ト云コトヲシテ、一時ニ人ノ笑樂トナリシトカヤ、然レドモ左マデ流行ト云ホドノコトハ無リシガ、イカナルコトニヤ東都ニ傳ヘテ、人々其趣意ヲモ辨ヘズ、猥リニモテハヤシ、盛ニ流行シ、遂ニ禁ゼラル丶ニ至レリ、又聞ク蠻人ノ來レルニ因テ、三月恒例ノ紅毛來貢ナリ淫詞外國人ノ聞クベキコト何カ丶、憚ベシトテ、市長コノ觸ヲ出セシト云、

〔野守鏡〕一遍房といひし僧、念佛義をあやまりて、踊躍歡喜といふはをどるべき心なりとて、頭をふり足をあげて踊るをもて、念佛の行義としつ、〇中略貴賤こぞりあつまりし事、さかりなる市にもなをこえたりしかども、三の難を申侍りて、終にその砌へはのぞまざりき、

〔世事百談〕ほうさい念佛

ほうさい念佛の繪卷の詞書に、さてもほうさい念佛とて、花を造りて笠にさし、大鼓鉦のひやう

しを打ち、躍りとびまはる姿を見るに、をかしく腹すぢをかゝへ、大勢こぞりて見侍りける、是わたくしに躍るにあらず、むかし常陸國に貴き僧一人おはしける、その名をほうさいばうとぞまうしける、わがすむ寺はそんいたしければ、弟子あまた引きつれ、大鼓鉦のひやうしをそろへ、躍念佛をくはだて、繁昌の地へをどり出て、一錢半紙の勸進をえて、堂塔伽藍を建立したまふとかや、されはいま末代にいたつて、ほうさい念佛と名づけ、大鼓鉦をたゝき、おもしろくをどりければ、をさないはまうすにおよばず、老いたるもわかきも、われさきとこぞり出でゝ、これを見くわんじんを入ければ、おもひのまゝに米錢をもつて、やぶれたる堂寺、そこねたる橋までを建立をなし、そのところはんじやうするとぞまうしける、

右の繪卷〇繪卷略は寛永正保の頃のものとはおもはれたり、そのよしは寛永十八年に印行の、そゞろ物語といふ冊子の、江戸中橋の女歌舞伎のことをいへるところに、猿若いでゝ、いろ〳〵の物まねするこそをかしけれ、ほうさい念佛猿まはしといふことと見えたり、これに次ぎてこれかれものに見えたるは、仁勢物語に、をかし男いとかじけおとろへて、米錢もなかりけり、さるをいなことをならひて、いざなふものにつきて、世の中をすぎんとおもひて、出でゝ、躍らんとおもひて、かねなどを買うて首に懸けゝる、

出てゆかば心くるしとわらはれん世のほうさいを人のしらねば、とよみおきて出で申しけり、卜養狂歌集に、ある人ほうさい念佛を、繪にかきて歌よめといふ、

人はみなさいはうとこそ願ひしにさかさまことぞほうさい念佛、世事談にも寛永のころ、ほうさいといふ狂人の法師ありて、町々小路を走る、わらんべあつまり、氣ちがひよほうさいよとはやせり、今以て云ふ事ありて、氣ちがひの名目となれりと見えたり、今これらの文を考ふるに、寛永よりまへかたほうさいといへる僧ありて、躍念佛をしけるが、寛永のころ、そのまねをして

神事行踊

勸進するものありしかば、自躍念佛の名目とはなりしなるべし、世事談の說は、あやまれりといへり、この一條はこゝに載する繪卷の、もとわが藏品にて、人にもしば〳〵みせけるに、ある人の書きておくりしなり、

〔甲子夜話六十七〕印宗話ス、釋尊涅槃忌ニ毎年二月十五日、京嵯峨ノ清凉寺釋迦堂ノ前庭ニテ、近里ノ小童(未ダ前髮アル者)十一二歲ヨリ十三四五迄ノ者、十餘人モ前年ノ寒中ヨリ寒聲ヲ發シ、調ベ太鼓ト笛トヲ合セ、踊念佛ノ修行ヲナス、其年ノ當日ハ皆一齊ノ衣服ヲ著シ、首ニ太鼓ヲ掛ケ華ヤカナル手綴シテ、左右ノ手ニ撥ヲ持チ(撥ハ朱塗、或ハ種々ニ飾リ、撥尾ニ深紅ノ流蘇ナツク、)共ニ高聲ヲ音節シテ名號ヲ唱ヘ、掛タル鼓節ヲ以テ歌フ、コノ餘ニ壯年ノ男子笛ヲ吹キ鉦ヲ鳴ラシ、童子ノ鼓聲ニ合ス、(コノ童子ノ居ル所ハ釋迦堂ノ前面ニ向テ、高ク棚ヲ設ケ、一列ニ陳リテ唱名シ、壯男ハ地ニ立テコレヲ助ク、童子ノ棚上ニ居ルハ、群湊ノ中ニ混沒セザルガ爲ナリ、)コノ執行ハ、釋尊ニ法樂ヲ上ル也トゾ、又ソノ唱歌ハ彌陀ノ名號ニハアラデ南無釋迦牟尼佛ト稱名ス、時刻ハ晝前ヨリ始マリ晩景ニ至テ終フ、コノ日近鄕ノ農商及京都ノ參詣群湊シテコレヲ觀ル、

〔義演准后日記〕慶長九年六月十五日、炎旱御祈綸旨、今日到來、(○醍醐寺)則寺務代ヘ仰付、山上山下觸遣了、七月十八日、雨請、於拜殿ダラニ唱之、當所鄕民於神前踊候、

〔豐國大明神臨時祭日記〕八月(○慶長九年)十五日　踊警固御人數之事

大野修理　山崎右京　蒔田權介　長谷川右兵衛　四人

躍衆かみ下京五百人、上京三組、下京二組、おどりの法立、何れも紅梅摺薄花笠、手々に作花を手にも持也、金銀にだみて、細工の上手工風を廻らし、手柄を盡し、我おとらじと、諸有結構を誘(コシラヘ)出立て衣香あたりをはらひ、四方にくんじ、花麗なる有様、おびたゞしきよそほひ、古今ためしすくなき御事也、かみたちうりくみ百人、笠の花は玉椿、莪蒏(ガンヒ)、手に持花は芙蓉也、下裁賣くみ百人、物首の笠鉾の花は鳳凰也、新在家組百人、物かしらの笠鉾の花は櫻也、手に持花は色々草花也、大太鼓前波

半入、一輿を催し、花車風流をかざつて、花都なる出立にて、太鼓にかゝり、平等大會と打鳴らし打鳴らし、飛ッ駁つ踊上り飛上り、拍子を合、亂拍子、上求菩提と蹈鳴らし、手を盡してぞ打たりけり、笛は三卷、伊藤安仲指南にて、名にしおふ津島笛をぞ吹せける、つしま笛と云笛は、十界十如之聲澄て、めづらしき吹樣也、小鼓は十一張、面々各々とは云ながら、拍子を合囃立、面白き感得不被及言語、實に生死の眠も覺ぬべし、御見物の中よりも重て御所望候也、跳子百人に一ッ宛一ッ物と云事有、或は大黑布袋、毘沙門、鍾馗大臣、山路牛に乘て笛を吹たる所有、比丘尼胎みたるを先に立て、坊主の跡より團扇を持て仰ぎさすり、つめりたる風情も有、賴朝八ヶ國の射手を集、色々樣々異風體を出立テ、富士のすそ野之鹿をからせて御覽ずる所有、判官義つね一谷鐵皆が峯攻落したる所モ有、百人宛夫々品々催、輿、世中めづらしき樣體、心々諸有結構を巧み盡し、爰を肝要と一手宛出立て、思ひ〳〵の有樣は、生便敷誘也、かみ下京總警固五百人、年寄共きんの棒を手々に持て躍を廻り、床木持五百人、床木持ながらきんの團にて仰ぎまはりし也、蹈皮草鞋に至まで何れもきんぎんに濃付たり、今日は雨ふらず風吹ず、天地穩やかに天津日の影さやか也、誠天永く地久しく代をたもち給ふべき幸成と、皆人奉仰もことはり也、國家豐饒に納り、目出度おどりを仕り、天下御威光有難き御代かなと、貴賤老若浮立て悅遊申也、上古末代の見物上ヲ下へと群集して、晴がましき御事候也、定而神明佛陀も面白思食御影向はし給覽、

道行の踊歌

豐國の〳〵、神の威光はいやましに、萬代までも久しくめでたしとうたひ上て、いざや神をすゞしめん、此神をいざやいさめん、

躍歌

月夜におりやれ、月のよにおりやれ〳〵、雨のふる夜は中々ぬるか、月の夜には心がそゞろにゐ

こがれて、うはのそらながめ一めもぬる夜なき身の、月のよはいや、

返りざまの歌

戀しやさてもおゆかしのみや、行てはかへるかへりては行く、

上京之踊は、先内裏へ參り躍申、御叡覽有テ、面白被ニ思食、御感不ㇾ斜、其後豐國大明神ノ神前にて踊申候し也、

下京之踊は、先豐國大明神にておどり、其後禁中にて踊申候ひし也、

〔京都御役所向大概覺書〕二上雜色勤方之事

一七月祇園八坂踊之節、方內ゟ罷出候、

〔東都歲事記〕二五月　廿五日、小石川牛天神祭禮、(中略)翌廿六日境內にて躍りを催す

〔兎園小說〕十二集　風流祭

つくしの道のしりの國にふりうといふ神わざ有りけり、そは八月よりなが月かけて、新しねを苅り得て、はつ穗のかけぢからをたむけにひらほりのしろ酒をかみて、處々の產神の御社にぞものすなる、年ごとの定まれる日次もあり、はた稻どもみな納めたる後に祭るもあり、おるはその月の初に、神園といふ事して、日をうら問ふもあり、されば二度の月見るころは、けふはくれの邑、あすは彼のさとのなどいひのゝしりて、民のかまどは、けぶりにぎはしく立ちけぶる成りけり、殊にことしハ豐けきたのみを得たればと、かねてより悅びあへれば、いとゞしく競ひつゝなんものする、こゝかしこのさまども見あつむるに、いさゝかづゝのたがひめはあなれど、大かたはおなじさまにぞ有りける、みこしなどかきいだす前に、傘鉾といふものを立てゝ、御社の前に居て、大なる鼓に向ひ、撥を額に當て、おなじさまにさうぞきて、面持足ぶみ、いとしづけくて、歌をなんうたふ、さてかたへのものども付きてうたふは、諸あげともいひつべし、諷ひ終るを待ちと

りてうつなるが、女撥男撥などいふ名ありて、打手ども飛びちがひ、入りかはりつゝ、うつに、拍子いさゝかもたがはず、聲を揃てやおはと、はやしごととして打つに、笛に鼓羯鼓やうのもの合するも有り、鉦をも交へうつも有り、神々しさいはんかたなし、里かぐらともいひつべく、いにしへめきたり、かくてみこしかき出だすより、御跡に立ちてうつを、道ゆきといふ、拍子又ことなり、橋を渡るときは、又拍子をかへて、橋がゝりにて二かへり三かへりあそびてゆくなり、又別神の社の前をわたるにも、かたのごとく手向つゝゆくに、村長が門のへには、かねて大春をなん持ち出て置くなるは、太鼓をすうるまうけ成りけり、こゝにてもかしこにても、二歌三歌ぞまひあそぶなる、かくしつゝ日暮れて、歸りては、曉かけて遊ぶなれば、こゝかしこのつゞみの音、よるひるたえまもなくぞ聞ゆる、〇中略

いにし年、江戸に在りけるをり、山東醒齋に問ひとはれ、なにくれの物語せし序に、風流祭のことを語り出たるに、いとよろこぼひて、ほごの中よりとり出で、見せらるは、右の記を引きて風流渡、大路、云々、傘鉾如常云々とかいふ事ありしとおぼゆ、又醒齋語らるゝ、今は大城の御能に、としあるとき蓬萊風流とか、鶴龜風流などやうに稱へて、鷺大藏などいふ家の子のものすなる、これはいにしへの神祭にせし風流の、纔に殘れるなりけりとかたりき、〇中略

文政乙酉嘉平朔　海棠庵再識

〔浪花の風〕當地にて祭禮神事等の躍りといふもの、江戸の如く囃子方ありて、拍子を揃へ調子に合せ躍ることはなし、全く銘々の思ひ付に、種々のことを言ひて、勝手儘に躍ることなり、拍子ありて少しく節抔あるをば、所作事芝居なりとて、只譯もなく種々の手振して、銘々に躍りありくなり、故にゆかた抔は揃ひにても、躍りは勝手次第なり、一般に木履か板草履をはきて、強く大道をふみ鳴し躍るゆゑ、木履板草履を踏折こと、日々二三足にも及ぶと云ゆゑに祭禮中は市中木

踊屋臺

履板草履の賣れる事、仰山なることのよしなり、たま〳〵其歌ふを聞に、躍るあほうに、をどらぬあほう、同じあほなら、躍らぬは損じや抔と、高聲に呼てうたふ、眞に醉興人の體といふべし、士人の說には、節付拍子抔ありて、少しく其事を學ばざれば成難きは、其技に長せし俳優ありて、素人にても是に隨ひ學びてなすことなり、是等は座席の藝にして、神事祭禮の躍りとは別なり、神事の躍りは、全く素人の手躍りなれば、聊も鳴もの等の心得なくとも、誰にても卽席に躍らるゝことにあらざれば、神いさめの手躍にはあらずといへり、一理あることゝいふべし、

〔名家略傳　二〕辰巳屋總兵衞

辰巳屋總兵衞、氏は伊東、小石川傳通院前に、茶漬飯の見せをひらきて、生計をいとなめり、そは晩年のことにて、年わかゝりしほどは、平井辰五郎と通稱し、陸尺町なる疊屋與兵衞といふものゝ弟子なり、生來質素を好めり、かつて壯年の時は、任俠をもて世に稱せらる、〇中略天明の末のころ、狂言神樂といふことを自たくみ出し、假面をきて、くさ〳〵の踊をなし、巫女のまねをなすこと、ひとかたならず興ありて、諸侯の邸中なる稻荷祭の神事に、召さるゝことしば〳〵ありといへども、さらに金錢の賜はり物とては、いさゝかも受くることなく、もとよりわが遊戲にして、かつて利欲の爲にせず、この狂言神樂といふことは、まことに翁が一流といふべし、

〔蜘蛛の糸巻追加〕山王祭禮

享保以前、山王、神田明神の祭に、屋臺と唱へ、破風作り四本柱、總黑塗になし、此内に草花人形などさま〳〵の飾物をなして、擔ひありく、其費屋臺一つ三十五匁を限りしとぞ、物の價今より安かりし故なるべし、此事享保六年、國禁ありて絕えしに、卅年ばかり後、寶曆に至り、始めにかへり、附祭りと云ふ事も起り、昔飾り物屋臺、をどり屋臺と唱へ、正面に腰掛を置き、毛氈を掛け、女子三人三味線を彈き歌を謠ひ、其姿は髷の正面に、花かんざしの長きをさし、其をたよりとして、紫絹紅

裏手拭やうの長を著たる後見あり、此屋臺の後に附けて、男あるひは女のはやし方、いづれも銀地の扇の上に、牡丹の花の作り物を附け、皆紅裏の絹の手拭やうの物を縫ひ附けてかぶり、ありきながらわざをなす、是寶暦、明和、安永中、三十年ばかりの間の風俗なり、天明中の末に至りて、今のそこぬけ屋臺とて、はやしかた是に入りてわざをなす事起りしなり、天明二三年の頃の事かと覺ゆ、松村町に附祭りありし時、踊り指南なる藤間おかん、踊屋臺にて石橋の所作ありし時、歌は松永忠五郎、狂言座立歌也此屋臺大評判なりしに、是はしんばより出だし、にや、其比、しんばの屋臺と云へり、しんばの樹に黒びろうどを一拂に切り拔き、下に緋縮緬を著たる者、多くありしを見たり、今はさる事なし、尤國禁嚴なり、

〔武江年表〕四此年間〇享保記事
因に云、中古祭禮に屋臺と號したる物を出したり、〇中略この屋臺の外にも附祭と號し、聊のねり物をも出せしなり、〇中略寶暦の頃より附祭數多出しが質素にして、踊臺の正面にこしかけをしつらひ、女子二人ならびて腰をかけ、唄をうたひ、三味せんを彈、紫のちりめんへ紅絹の裏つけたる手拭をかむる、踊子は其前にて踊る、笛太鼓は底拔日覆の内なり、褶鉦は日覆の上の方へ紐にて釣たり、男子唄三味線をなす時は、かならず扇獅子といふ物をかむる、これ安永頃までの風俗なりとて、天保中終りし太鼓打坂田重五郎のはなしなり、

〔守貞漫稿〕二十七夏冬六月十五日、江戸山王祭禮、
踊屋臺ト云ハ、九月神田祭禮ニ云ル如ク、破風屋根或ハ雨障子屋根ニ四柱廻リニ欄アリ、四面ニ簀ヲ組ミ肩舁也、正面ニ踊リ子ト云テ、女子ヲ芝居ノ扮ニ仕立、腰ヲ掛ケ、上覽場其他然ルベキ所ニテ狂言ス、囃子ハ、別ニ底ヌケ屋體ト云テ、四柱ニ屋根ハ造リ花ナドニテ、是ハ手舁也、其中ニ淨瑠璃カタリ唄ウタヒ、三絃、鼓、皆對ノ衣服ニテ歩行也、

踊見物

地走リト云ハ屋臺ナシ、歩行ニテ踊子ハ赤紋付ノ傘ヲ差カケ往ク、常ノ長柄ノ傘ヨリハ小形也、囃子ハ同前底拔ヤタイ也、

踊屋地走リトモニ踊子ハ藝者ヲ專トシ、稀ニハ商家等ノ處女モ出ル、囃子方ハ常ニ生業ニスル者ナリ、囃子方藝者トモニ雇ヒ也、

〔總見記十七〕大臣家紀州表合戰御利運事

其比天正五年 京都御留守ニハ、雜賀表御陣ノ儀色々雜說申ニ付、所司代村井長門守分別ヲ以テ御馳走申シ、一ツハ御祈禱ノタメ、又ハ禁中御修理成就ノ爲、內裏ノ御築地ヲ洛中ノ諸人トシテ築立可然ノ由相觸ル、洛中ノ上下尤ノ由御請申ス、卽チ長門守御警固仕リ、上京下京ノ貴賤、三月十二日ヨリ番々ニ積リ、請取ノ手前々々舞臺ヲカザリ、兒童部ノ面々花ヤカニ出立、笛太鼓鳴物ノ拍子ヲソロヘ、老若トモニ舞躍テ、御築地ヲ築立畢ヌ、折境嵯峨千本ノ花ノ盛、是ヲ折リモチ、舞ノ袖ヲツラヌ、諸公家ノ面々、百官ノ宮女ヲハジメ、男女老少賤山ガツ迄見物群集シ悅合フ、依是卽時ニ其功成就シ畢、

〔宇野主水記〕天正十三年二月、京都院ノ御所御築地、二月十六日ガツカセラル、、町人種々ノ風流ヲスル也、棧敷ヲ町々ニウチテ、食物ヲモタセテ食也、以外造作ノ體、女房男見物衆結構ニ出立テ群集云々、二萬人モ三萬人モアルト云リ、風流衆內裏御庭上ニテモ、毎日二度計ヅヽモオドル也、

七月六日、秀吉ハ上洛之中衆ニ風流サセラルベキ由也、但町人去春內裏御所御築地ツキノ時ハ、ハヤシ物ニ上下京種々樣々之事共、以之外ノ造作也、重テ又風流京都各迷惑可仕候由、德雲御取成被申、風流ヲバ可被相止由有其沙汰、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年七月二十六日、ふる、女ゐんの御所へ、おとこたち、おどり御めにかけ參られて、ならしましてそろ〳〵くもじ參りて、御ひし〳〵なりはて、、くはん御ならします、

〔鹿苑日錄〕慶長八年七月二十六日、自朝晴天、〇中略於光源院閑話、及申刻御公家衆之有躍、此故ニ左公、長公、澄公、圭公、樵雲、御龜、鶴子、赴内裏見物、予者歸院シテ、各々相待、及亥刻甚雨降、躍衆之濕衣裳、此故ニ相止、各々光駕、會席不及記之、

〔時慶卿記〕慶長八年七月廿六日、入夜公家衆跳事々敷催ニテ在之、金銀ノ用意也、申下刻ヨリ出、初夜時分雨故各被打入、〇中略少納言跳、箔ノ平絹、紅梅ノ段前垂、金ヲ無量ニ置、帯白チリニ金箔、タスキ白箔也、扇金銀、鞋ノ緒紅梅、耳銀箔、面覆チリニ箔也、侍三人、　九年七月廿三日、女院御所ヘ永仁町ヨリ躍懸御目、午刻ニ參、堂上内々被召衆計、外樣ニハ阿野ト予計也、金銀ヲ盡タル出立也、中躍五十人計、棒持百計、銀ノ笠棒也、躍後殿上ニテ、各ニ御酒ヲ被下、半ニ予ハ罷出、〇中略夜深テ勸修寺躍在之ト、予ハ暑氣故不出、晝サヘ漸ノ體也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長九年八月十五日、とよくにのりんじのまつりに、かみぎやう下ぎやうより、おどりしゝでんの御にわにて、おどり御めに御かけあり、女院の御所、宮の御かた御かつじき御所、やゝ御所、いりゑ殿、このへ殿、大かく寺殿、一でう院殿、しやうご院殿、二のみやの御かた、御けんぶつあり、はてゝぐ御參る、だいの物にてくもじ參る、とざまない〳〵のおとこだちもしこう、はてゝまきにてくもじ參る、あなたの女中しゆうも、みな〳〵御參り、みなせよりぶだう參る、

〔大館常興日記〕天文九年七月十五日、祐阿を御使として被尋下、子細者、明日右京兆おどりを可懸御目之由被申候、自身もおどられ候べきと被思食候、就其御酒を可被下事はいかゞたるべく候哉、將又御見物は御みすをかけられて可然歟、いかゞ存候哉趣、兩條被仰下之、畏而承候、御酒事御無益と存候、自身おどり被申候はゞ、定例式のしたてにてはあるまじく候歟、種々の體たるべく候哉、就其御酒はかへりて不被下候て可然存候、乍去ぬしは例式體にて祗候候て、被官衆計におどられ候はゞ、依時宜御酒可然令存候、次御見物の御事は、れん中可然奉存候、何におもしろく被

思食候由、たれにても御かん可然存候由言上仕也、隨而祐阿被申候御使を、京兆へ被遣候て、被仰候べき事如何候て御ざ候べき哉云々、其段はたゞ於當座たれにてもいかにも御かん可然哉と存候由申之也、

一今夜勢州朽民佐各被申合、おどり在之云々、公方樣へ參、次右京兆へ參候云々、

十六日、及晩本郷常陸介日行事也を爲御使、內々被尋下候、今夕右京兆參上おどりを仕候て、可備上覽候云々、然者祗候の人々御ゑんにをかれ候べぎ歟、可爲庭上哉由御尋也、御返事言上之趣右京兆自身於庭上おどり被申分に候はゞ、各庭上に敷皮にてをかれ候て、可然令存旨申入之也、

一今夕右京兆數十人相具、おどりに被參上云々、

一昨夜者勢州佐被申合、奉公方衆少々被相加之て、公方樣へも參、其後右京兆へおどりをかけ被申云々、

一諏方信濃守も夜前其人數にて在之云々、次神左衞門尉は千秋萬歲を仕也云々、仍今夕右京兆又如此張行也云々、

一諏信は布うりの體也云々

〔親俊日記〕天文十一年七月十五日癸亥、踊見物之、　十六日甲子、踊見物之、　十八日丙寅、踊見物之、瑞竹光臨之、

〔陰德太平記〕三十八大友義鎭耽女色附部次鑑連諫諍幷義鎭殺家臣服部事

九州ノ探題大友左衞門督義鎭、○中略イッシカ皓齒蛾眉ノ愛ニ溺レ、宴安鴆毒ヲ甘ンジ、春宵ノ短キヲ苦テ、晝ハ長夜ノ飲ヲ好ミ、酒池肉林ニ資財ヲ耗サル、後ハ女兒ノ躍コソ興アル者ナレトテ、年ノ比二八ヨリ二十許ニ及テ、容貌端正ナル美女共ヲ、領內他國迄被尋ケルニ、イカナルアヤシノ賤山賤ノ女也ト雖、顏色ダニ美麗ナレバ、則召取テ姉妹兄弟ニ至迄金銀山ノ如クニ賜テ、門戶

光彩ノ榮ヘニ値、一人ノ心ハ千萬人ノ心ナレバ、家中ノ諸士共是ヲ興ジ門々戸々ニ跳子ヲ鳩メ、義鎭ヘ馳走ノ爲トテ、各結構ヲ盡シテ飾立、躍ヲ城中ヘ入、義鎭ノ見物ニ供ヘケル、〇中略爰ニ戸次伯耆守鑑連ハ、君過マル時、犯顏テ諫言ヲ納ルハ臣ノ道也、比干ガ心ヲ裂レ、幸昆ガ裾ヲ引シ例、異代不同時ト云共、社稷ノ臣タラン者ハ、誰カ之ヲ追ザラント思ヒ、日々登城シケレド、義鎭籠中ニノミ在テ、更ニ對面セラレザレバ、可諫樣モナク、手ヲ空シクシテ歸リケルガ、鑑連屹ト思惟シテ、優ニ艶シキ女房數多ヲ集メ、錦繡綾羅ノ裝束ヲ調ジ、玉扇紫帕ノ文飾ヲ盡シ、鼓大鼓笛三味線ノ鳴ヲ汰エ颯々メカイテ躍ラセ、城中ヘ向テ列ヲナシ、歌ヒ連サセテ、鑑連ガ御馳走ニ跳ヲカケ申ト言上ス、義鎭モ始ハ比來ハ月見花見亂舞酒嘸ヲバ、惡臭ノ如ク惡ミ嫌ヘル鑑連ガ、只今躍嗜ニ成事ノ不審サヨト思ハレケレバ、所勞トテ見物モセラレザリケルガ、度重リテ催シケルニゾ有係ガ好ム所ノ氣ニ引レテ、カク吾心ヲ慰メン爲ノ躍ナレバ、見物セザランハ無禮也トテ、立出テ被見ケル、其時鑑連ハ是吾躍兒ノメイボク也ト大ニ悅ビ、扨三ッ拍子ト云ル跳ヲ二三遍跳ラセ首尾能仕廻セ、義鎭ノ機嫌好ニ仕濟シ、其上ニテ顏色ヲ正シク、容止ヲ莊カニシテ、〇中略言ヲ盡シ涙ヲ流シテ諫言ス、

〔太閤記十二〕小田原籠城之事

五月雨八日をかさね止もやらず、總陣何共なう困れ果たるやうに、秀吉公ほの聞給ふて、早歌をうたひ、おどりをかけ引つし給ひしかば、上下の氣うきやかに新しく成て、幾年を經る共、いかでか勞せんやと、こゝもかしこもの、しり出にけり、或時はすきやをあらましうかこひなし、橋立の御壺、玉堂の御茶入をかざり、家康卿を請し入、相客に細川玄旨齋、由古法橋、利休居士、或時は信雄卿、忠沖、氏郷景勝、羽柴下總守などに前波半入をくはへ、御茶を賜りしが、十六七歲二十計なる靑女房にきうじをせさせ、種々の名酒を以て數興をつくし、〇中略滿座一入うきやかに、長陣の勞

を奪れたるやうに、われからなく見えしを、殿下見給ひ、立ておどれよ〳〵と仰しかば、四五人立つゝ手しておどり侍りければ、金の扇の匂ひいとけやけきを、十本計取出したび給へば、一入其しな彌増座中に薫じ渡り、とんどろ〳〵、とゞろなるかまも、とゞろなる釜も、湯がたぎる〳〵やたぎるとうたひしが、御釜のふたもわきかへり、拍子を合するやうになん有し、寔に自然なるべしや、

〔岩淵夜話三〕其秋〇慶長十四年に至り、九兵衛を被爲召、此間は町方にて踊を仕る聲、御城内へも相聞へ候、御覽被遊度思召され候間、帯手拭樣の物迄も新に支度致に不及、在合の衣服にて御城内へ踊りを入させ候樣にと被仰出候に付、駿河町ヲ三ッに割支度を調へ、御城内へ踊りを指上候處に、踊子はやし方の者に至迄、握り赤飯御酒など迄被下置、三ヶ夜の躍相濟候以後、九兵衛を被爲召、阿部川町の踊は如何致し候哉と御尋に付、阿部川町は遊女町の義に候を以、差除き不申付由被申上候へば、御聞被遊御年寄られ候ては、女子共の踊をこそ御覽被成度被思召候へ、木男計の踊りはさのみ面白く被思召ざるとの仰に付、夫より俄に阿部川町へも踊を指上候樣にと有之、阿部川町一組の大踊を用意仕、來る幾日の夜と相定りたる處に、總遊女共の中にて、其比人々のもてはやし候名有女共の義は、其名を書付指上候樣にと有之、其夜踊りの中休の節に至り、右の書付に乘たる遊女共の儀は、御板椽の上へ上置申樣にと有之、一人宛御前へ被召呼、銘々の名までをも御直に御尋被遊、罷立歸り候節、御次の間にてへぎに乘たる御菓子を取、頂戴致させ候とて、福阿彌小聲に成り、此已後もし御人指にて被召呼候義なども可有間、左樣相心得罷在候樣にと銘々へ申聞候と也、〇下略

〔台德院殿御實紀附錄四〕寛永六年七月、大猷院殿〇德川家光痘瘡御平愈の御祝ありしとき、公〇德川秀忠も西城より其御祝とてならせられたり、其日兼て申樂催されし上に、踊を興行ありて御覽に備

んとの御内旨を、西城の老臣まで仰遣はさる、その時老臣とり〴〵議しけるは、大御所御物がたき御本性におはしませば、今様の風流踊など遂にみそなはし玉ふ事もなし、もし此事聞え上ばいかゞあるべきと、案じわづらひし時しも、藤堂和泉守高虎まうのぼりしかば、高虎にはかりけるに、高虎、我等老人の事なれば、さのみ御とがめもあるまじければ、試みに聞え上べしとて、御前へまかり、その事申上たるに、仰に我等年若きとき、豐臣家聚樂の亭にて見し事もありしなりとて、御心ちよげにわたらせ玉ひしが、兼ては踊五番の定なりしを、一番終るを待て、やがて還御せさせ玉ひしとぞ、

〔玉露叢十〕寛永十二年正月廿八日ニ、二ノ丸ニ於テ將軍家家光公ヘ、仙臺ノ政宗御膳ヲ上ラル、○中略、一御能過テ政宗小姓ドモニ踊ヲ御舞臺ニテ仰セ付ラレ候、役者躍子ノ次第、

笛　平石勘七郎　同　春日又三郎　同　長命長次郎　以上三人

小鼓　大倉長右衛門　同　幸清次郎　同　上村小傳次

同　大森九左衛門　同　大森藏人　同　大森清藏　以上六人

太鼓　觀世左吉　同　桑名作左衛門　以上二人

鐘打　上村吉右衛門　同　松村茂兵衛　以上二人

新發意　大倉彌右衛門　同　鷺二右衛門　以上二人

踊子

音頭　鈴木九十郎　同　庄子作十郎　以上二人

遠藤市十郎　中田權之助　橋本左大夫　木村百介　柳生權右衛門

田川半四郎　島津大藏　鴇田門彌　野田藏人　草野八十郎

横田與平次　熊田小平次　蘆澤傳七郎　富澤大吉　横尾金次郎

只野長十郎　高野彌大郎　木村源七郎　以上十八人

一初番ノ衣裝ハ、色々ノ伊達染ニ、紅梅ノ裏、黑繻子ノ帶、金ノ扇子ヲ持、

一二番目ニハ、地黑ノ綸子ニ蝶ヲ金銀ニテ書ク、白綸子ノ帶ニ金銀ノ鈴ヲサゲ、棹ハ黑塗ニ金ノヒル卷シテ舟躍ナリ、

一三番目ニハ、白綸子ニシダレ柳ニ桐ノ葉ヲ金ノ摺箔ニシテ、帶ハ黑綸子ニ白練ノ鉢卷ニ、丸ノ内ニ金銀ノ團ヲ持、

一四番目ニハ、下ニ白羽二重ニ菊水ヲ金ニテスリ、紅梅ノ裏、上ニハ黃地ニ銀ニテ鳴子ヲ摺タル小袖ヲヌギ下ゲニシテ、惣金ノ團ヲ持、

一五番目ニハ、黑ジユスニ金ノタリノ小袖ニ紅裏、金センナガシノ小袖、二色ノ裝束ヲ著シタルヲ入亂レテ、各金ノ扇ヲ持、

右躍リ過テ、皆々御前ヘ召出サレテ、御小袖二ツヽ拜領、酒井讃岐守忠勝渡サル、寔ニ陪者ノ身トシテ、公方樣ヘ御目見數輩ノ者、冥加ニ相叶有難御事ドモ、偏ニ主人御威光、其一家中ニカヾヤク計ナリ、

〔玉露叢十一〕一同年十〇寛永十三年江戸中ノ町々モノサビタルヨシ聞召及バレ、上意ニテ踊ヲ此方町ヨリハ彼方ノ町ヘ、カケツカエシツ、秋中豐饒ニシテ、町中繁榮也トゾ、

〔大猷院殿御實紀三十四〕寛永十四年五月十六日、二丸へならせ給ふ、このころとかく御心地例ならずまします事、日をへてやます、よて御鬱氣をなぐさめ奉らむとて、酒井讚岐守忠勝、土井大炊頭利勝をはじめ、宿老少老とりどり風流の囃子物を興行し御覽にそなへけるが、けふは松平伊豆守信綱、阿部豐後守忠秋の兩人より、一對の風流を奉る、忠秋は兼て思ひかまへ、猿樂狂言のやからのこりなくかり催して出しけるに、信綱が方はさるまうけもなく、漸く生駒壹岐守高俊が

狂言の者をかりて出しければ、雙方鼓吹の調打あはで、一度は興にいらせ給ふ、舞童はみな兩人が近侍の兒輩のみにて他人を交へず、風流五番はて丶、また御所望あり、さらに二番つかふまつる、一番ごとに衣服帶物をあらため、各錦繡をかざり美麗をつくせり、舞童十六人、みな一樣の假面をかけたり、一番はて丶、假面を脫すべき旨仰出され、みな假面をぬぎければ、御座の御簾をかかげられ、近臣等にも聲を發して讃美せしめらる、信綱忠秋は、この間橋懸の脇に伺公せしを御前にめし、今日の躍りことにめづらしく御覽せられ、日頃の鬱滯を散せられたりとて、御盃を給ふ、その後此事大に行れ、三家幷加賀等よりも張行し御覽に備ふ、都下又これにならひ、市街までも風流張行を風尙とせりとぞ、

〔明良洪範 三〕或時大猷公〇德川家光御不例ノ節、御慰ミノ爲トテ踊ヲ上覽ニ入レシ所ニ、殊ノ外御氣ニ叶ヒテ、度々御覽コレ有ル故ヘニ、上樣踊迚唱歌ヨリ總體風流花美ニシテ、殊ノ外金銀ヲ費ヤシ增長シケル、忠勝モ踊ヲ獻ジ、甚ハダ御感ジ、其後御機嫌ヲ見合ハセ、御諫言申上シカバ、則御聽入アリテ、踊ノ上覽ハ必至ト御止メ遊バサレケル、江戶一統ニ踊リ流行シ、日々杳ニ長ジ、花美盛ンニ成リシニ、上ヲ學ブ下ナレバ、下々ノ踊モ次第ニ止ミシト也、

〔大猷院殿御實紀 四十五〕寬永十七年十一月廿九日、二丸內宮へ參らせ給ひ、二丸にて猿樂あり、はて丶、堀田加賀守正盛が小姓の躍御覽あり、

〔寬明日記〕正保三年六月廿一日、堀田加賀守、淺草の屋敷へ御成〇德川家光加賀守手前の小性十六人に躍を申付備上覽、甚御機嫌好、拍子の役人は皆御役者共也、小歌の音頭は小笛庄兵衞、葛野九郎兵衞等、皆々相勤む、躍過て御酒宴數剋に及ぶ、夜に入還御あり、

〔石岡道是覺書〕一上覽之おどり指南は、可兒與右衞門幷役者幸淸五郎仕候、小姓衆奥にて十六人表小姓十四人なり、伊達なる結構の裝束、金銀の筋にて摸樣付團扇之踊品々有之、大笠ぼこを立

雜載

置、鼓笛にてはやし候由、〇中略

一立花飛驒守立齋は、大猷院樣〇德川家光御相口にて、御夜詰にも御登城之由、ある時御酒盛長く候て、各順之舞始り、品々藝盡し御興被催、立花の順にて何ぞ御肴に、一曲御所望の處、御次之間にて支度被成、羽織かむり尻をはし折、扇をくわへ候て、鷺舞を被舞被出候得ば、甚だ御機嫌之由、久野左門殿御咄し、

〔南水漫遊拾遺四〕都風流大踊權輿

明曆の初め、洛東祇園の邊に風流の法師あり、初秋の頃、吾友をかたらひ踊りを初む、夫より元祿の末に至り、京祇園町にて昌んにこの遊びをなし、戲場にも每年秋每には風流の仕組踊りを催し、都名物のひとつとなり、大坂にても盆替りの大切に踊を勤む、いつとても都風流大踊りと記す、今絃曲にて翫ぶ三勝心中の唱歌も、元來は踊りの音頭にて、蔦山四郎兵衞の作也、

〔好色一代女一〕舞曲の遊興

萬治年中に駿河國阿部川のあたりより、酒樂といへる座頭江戶にくだりて、〇中略殊更風流の舞曲を工夫して、人の爲に指南をするに、小女あつまりて之を世わたりに習へり、女歌舞伎にはあらず、うるはしき娘を此業に仕入れて、〇中略衣裝も大方に定まれり、紅がへしの下著に、箔形の白小袖を重ね、黑きそぎ襟を掛けて、帶は三色左繩、後結にして、金作りの木脇差、印籠、巾著をさげて、髮は中剃するもあり、つとして若衆の如く仕立てける、小歌唱はせ、踊らせ、酒のあいさつ、後には吸物の通ひもする事なり、

〔當世武野俗談〕踊子ゑもんおてるお緣

元文の頃は、江戶中おどり子と云女有て、立花町難波町村松町を第一として所々に有、素人の娘を三味せん淨瑠璃を敎へ込、歷々の慰として所々に有、留守居寄合の茶や抔へ遣し、藝者のやう

にして、其母と稱して附添出入しけり、其内に元文のはじめ、三五七組のゑもん、千歳組のおてる、大助組のおゑんとて、至極名題の器量者有、かれは髮かしらを第一として、結構なる櫛かうがいを用ひ、多くは銀のかんざし杯にて粧ひけり、扨三人の踊子、暑氣の節は菅笠かぶりては髮を損せさすとて、三人對に日傘を青紙にて張らせ用ひたり、尤立派にして其柄を黒ぬりにして、風流成紋を附たり

〔見た京物語〕踊は大人は湯衣、紺の足袋、手拭を頭に卷く、一群づゝ挑灯をともし、拍子木を扣ありく、

〔都の手ぶり〕ばくろのまち

たかどのゝかたにがや〳〵と人の聲するは、こしの國人なるべし、三四人つどひて酒のみあそびて、いたくゑひやすゝみけん、からき聲しぼり出でゝうたふ、それがなかに、わかき男のたちあがり、扇とりてすぢりもじりまひをどる、そのうたは、かしこの國ぶりなりけり、

酒をたうべつ、五さくのさけを、一合たうべて、ゑひいやましぬ、などうたふ、猶あかずや、皆立ちてまふ、

盆の十三日に、舞人はそろひつ、稲のほよりも、いとよく揃ひつ、はうしとるたびに、やとせのせ、とうちはやしつゝ、手うつさまひなびたる物から、見しらぬめにはめづらしく、きよう有りておかし、

〔續視聽草八集五〕踊

天保十一庚寅年八月四五日比より、おどり京師町中孤が付候様子、男女とも狂亂の様子、我も我もと身拵へいたし、腰に大鈴と鳴子を付、縱横十文字に町々を躍り歩き、立つ子いざる子迄チヨイトセイ〳〵、まけずにおどれと云掛聲にて、躍る事段々押移、四條通御旅處邊より、祇園石壇下

までは通拔難₂相成₁程、祇園町茶や抔は藝子上げ候客は一人もなく、藝子仲居迄も殘らずぱつちに繻伴頰かむり、晝夜の差別なくおどる、著用もの多分は緋縮緬、板じめ、たすきも反なりにかけ、はき候ものは少く、白紺紫白黄らしやしゆす抔にて拵へ、一人前五兩より下はなく候由、其內にも思ひ／＼に色々のなりを致躍る、晝後ゟ夜八ッ比迄ハ茶屋へ躍込候ゆへ、奥を〆切、臺所の疊を裏返し明渡し、一度に四五十人計も躍込、尤土足なりにて躍る、餘り大騷成事咄しにも出來兼候事、往來の町人は勿論、いづれも心うかれ、其儘におどる、藝者仲居抔聲をからし、夢中になりおどる、誠に以て世直しといふて、御制禁もなく思ひ／＼に踊る、東の方へ不₂殘橋を越し西へ參り、丁々を踊る、ぱつち江戶腹當抔賣切、仕立や江注文候へ共、手廻し出來兼、酒抔をもつて行賴候よし、誠に家々大騷成賑ひにて、町々身柄の家へは飛込み踊る、稻荷樣と稱し酒飯など出し候へども不₂食踊る由、當地江顏役の親方十役人とやら有₂之よし、手下の者夜分抔一人も出候事不₂相成₁旨御達有₂之候とやら風聞、夫故にやもふろくの體のものはとんと見へ不₂申、喧嘩等は一向に無₂之、少々不禮致し候者も無₂心踊るゆへ、咎る者もなく、いづれも笑ふて行過ぎとふる、伏見濱邊も踊り候よし、大坂よりも躍りに參り候よし、〔菜氏書狀寫〕

〔一話一言十二〕一難波ニテ昔ヨリ踊ノ囃子ニ

ソレ／＼ヤットサア、又ソレ／＼ヤットヤア、

一同所雀踊ノハヤシカタニ

ハリサ、ヨイサ、ヤットサ、ヨイ／＼、

右雀半兵衞ト云モノヲ祖トスト云

〔尤之雙紙上〕まづめる物のまな／″＼

おどりのおんど

〔增補松の落葉 四〕古來中興踊歌百番

目錄

菊づくし踊

かゝのおきくは酒屋の娘、かほはしらぎく、べにぎくつけて、よひこの〳〵よひこの小ぎく(とりなりしやんときぐながし)さいてみごとなあふぎくるまのくる〳〵〳〵、くるまぎく、かさねぎく、しやう〳〵まひをまいのそで〳〵、みそめてそめて、こひにこがるゝ身はからにしき、かよふみちしば、きくませがき、さあしあしてとんとびこゑ、つとんとびこゑ、そん〳〵そんそつとした〳〵、ひとへふたへみへよへなゝへ八重ぎくよ、御所の御もんはきくの九重、

〔毛吹草 三〕山城　踊團扇　同太鼓

古事類苑

樂舞部二十三

講談 寄席 併入

講談トハ軍書及ビ諸家ノ騷動顛末等ヲ口演スルヲ云フナリ、講談ヲナス者ヲ講釋師ト云フ、初メ多クハ太平記ヲ口演セシヲ以テ太平記讀ト稱セリ、柳營及ビ諸侯ノ邸ニ出入シテ講ズルアリ、市中ニ場ヲ構フルアリ、市中ニ立チ、或ハ人家ニ就キテ、錢ヲ乞ヒシモノアリテ一ナラズ、講談ハ赤松清左衞門ヲ以テ始トスト云フ、

寄席(ヨセ)ハ、講談、落語等ヲ演ズル所ニシテ、始ハ市人ノ群集スル地ニ、葭簀張ノ小屋ヲ構ヘ、腰掛臺ヲ置キテ客ノ席トセシガ、寛政ノ頃ヨリ、寄席ト稱スル演技場ヲ構フル者、漸ク多クナレリ、天保十三年、令シテ神道講釋、心學、軍書講談、昔シ咄ヲ四業ト稱シ、其他ヲ講ズルヲ禁ジ、又江戸市中ニ於テ、寄席十五所ヲ限トセシガ、弘化元年此令ヲ廢シテヨリ、其數復タ增加スルニ至レリ、

太平記讀講釋師

〔人倫訓蒙圖彙七〕太平記讀(たいへいきよみ) 近世よりはじまれり、太平記よみての物もらひ、あはれむかしは、疊の上にもくらしたればこそ、つゞりよみにもすれ、なまなかかくてあれよかし、祇園の涼糺の森の下などにては、むしろしきて座をしめ、講釋こそおこりならめ、それを又こくびかたぶけて、聞ゐる者もあり、とかく生類ほど品々あるはなかるべし、

〔瀨田問答〕一今ノ講釋師ヲ、ムカシハ太平記讀ト申テ、太平記、古戰物語ヲノミ、講釋イタシ候處、享

保ノ頃、瑞龍軒、志道軒ナド願ヒテ、今ノ三河後風土記ナドヨミ候事始候由承傳ヘ候、左樣ニ候哉、
答　被仰下候趣ニ可有御座候〇下略

〔元亨世說〕町講釋の始りは、名和淸左衞門、後姓を憚りて赤松と改めたりといへる者、淺草の見付御門の傍に高き所ありし、其上にて人を集めて、理盡抄と云太平記の書を以て講釋せり、是を太平記讀と云、因に云、寛政五年四月、府內床店取調の節、書上に、私先祖淸左衞門儀は、京都の者にて、本姓名和氏にして、祖先は名和伯耆守長年の末裔なり、本姓を憚りて、赤松と名乘、元祿五未年江戶に出府し、出願之筋有之、滯留中費用に差支、無據見付御門土手脇にて、太平記を舌講して、聽衆の惠を受、猶願中之處御聞屆無之、遂に此處に止り、地所拜借して、日々軍書を講じ、渡世と仕候、

〔節信雜誌〕元祿十三年、赤松靑龍軒と云者、堺町におゐて葭簀張を構へ、原昌元と名乘り、軍談を講ず、大ひに行はれしかば、中の町奉行、松前伊豆守殿召て聽聞せられたり、其時種々の尋ねに、實は播州三木の地士、赤松祐輔靑龍軒といへる者なりと答しかば、然らば赤松圓心の末裔なりやと、再び問はれしに、恥たるおもゝちして、御尋の通りなりと申上しかば、若干の目錄を賜りて歸國せり、亦同時に赤松淸左衞門といへるは、淺草御門の傍にて、太平記を講じ、日々群集して大に行はれたり、或說に靑龍軒とは兄弟のよし風聞せり、くはしくは知らず、

亦享保の比、神田伯龍子といへる者、專ら大名旗本衆へ招かれ、軍書講談を讀て、大に行はれたり、見識ある者にて、町家へは出ず、

〔塵塚咄〕享保の比、淺草寺境內に於て、靈全といふ者、辻談義に戲言を交へて、人の笑をとり、然れどもいふ處、佛道の本意にかなふこと少からず、志道軒は是を眞似たるものなり、

〔只誠埃錄二百六〕滋野瑞龍軒俗稱喜內と云、號如龍亦恕翁、此人多く山の手邊之手習師匠の宅にて、軍書講談をせり、寛延元年秋、版刻なぐさみ草を著せり、寶曆の始、諸方出席の砌、此本を闔に出

したり、馬文耕は是に似たり是は青き水玉のかたある紙表紙付たるうすもの也、席料廿四銅なり
同時々明和の頃に、成田壽左衞門、後壽仙と改、總髮也、此人は太閤記の外は、積ざるよし、
亦村上魚淵、此人始て伊達記を始、諸家の家政を講じ、亦席料を受ず、出席の場所高座の前に箱を置、聽衆銘々何程にても、心持次第、錢を此箱の中に投じて聽聞せり、依て座料と云、毎夜勘算して三分を席主に分ち、殘り七分を講師と定めたり、

〔古今見聞集〕講釋師馬場文耕は、文學もありて殊に能辨なれば、戰などの講釋は、面白くて皆喜びて聞居る内に、何かくさりづゝにくまれ口をたゝき、甚しきは其場にも居にくき事たび〳〵あり、後には發狂せしにや、政談事を批點せしかば、被召捕て死罪となりたり、〇寶暦八年十二月申渡其比瑞龍軒は、古戰場のみ講釋仕候由を、名主へ屆たる上にて講せしなり、是は前に文耕が事より、講釋物語を停止せられたればなり、〇下略

〔一話一言十六〕志道軒

志道軒姓は深井氏、江戸淺草馬道、大長屋といふ所に住めり、淺草寺のうちに一の茶店をかまへて、軍書を講ずる事久し、〇中略此時不諱の朝にあたりて誹謗の禁なし、故に新令出るごとに、まのあたりこれをそしりて、いさゝかも忌む事なし、或は云もと護持院の知事僧、何がしの院の墮落せる也、故に時の政事をそしりて、先朝の風俗をしたふといふは、いまだ眞僞をしらず、されど其著す所の元無草をみれば、金胎兩界の事をのべて、眞言宗の口氣に近し、明和二年乙酉三月七日に死す、〇下略

〔賤のおだ卷〕一又其比志道軒とて、辻講釋をして世をわたる坊主あり、古今の名人にて、人物もはや老人にて、總て垢のぬけたるきれいなる者にて、人をへちまとも思はず、記錄物を講釋するに、始め少しの內實の事を云て、夫よりおどけ立とわる口をいひ、樣々に狂じて、人を笑はすること、

希代の者なり、（俗説に長崎にて、十八年禪學を志たりと云、）八九寸の木にて男根をこしらへ、夫を手に持て拍子を取、（トントントンと扣ク）面白きわる口、おどけをいふ、みな頤を解て聞居るなり、乍かも豆蔵めける、わざとをかしみをいふにあらず、下卑ず、上品の事計を云、毎日淺草へ出たり、（觀音堂のわき）日々聞者群集したり、常人ならざる證據には、乍かる業にて世を渡る者は、誰に限らず、聞人の多きを歡ぶものなるに、志道軒は女と出家が嫌ひにて、婦人出家の內來りて、聞人に交り居れば、段々と當て口をいひ出して、後は居たゝまれぬやうになる故、彼が辻には婦人坊主は來らず、至極面白きものなり、大名貴人の招かれて、客の饗應などに講釋するに、辻にて仕る通り狂談を可申よし望ければ、其通りわらはせたりといへり、晚年には己が像を板行にして賣たりしが、諸人我も〳〵と求て見るほどのことなり、其あとにて瑞龍軒とて是も流行たり、上手にて座敷講釋などに、所々へ招かれたり、是は狂講にはあらず、實講なり、又成田壽仙とて、世に鳴たる講釋師あり、是も上手にて、總髮なり、ひれありて、父の許へも呼れて、翁（○森山孝盛）が若年の比、たしかに講釋をも聞たり、殊の外流行たるものなりけり、

〔只誠埃錄二百六〕森川馬谷、（町醫森川玄昌の次男）俗稱傳吉、初め馬文耕の門に入、後獨立して一派を立、文學有て生氣活達にして、亦懶惰酒色に耽り、〇中略馬谷講談讀終りて、斯俗談文飾して講せざれば、各方退屈して面白からず、依て承知して戲言を交へて申述候へども、正史は何と申書籍には斯々、何某書には云々と記載ありと、逸々引證を引て斷りしと云、川柳點狂句の、講釋師見て來たよふな嘘をいひと吐しは、馬谷也といへり、〇中略馬谷翁は、寬政三亥年正月八日歿、行年七十八歲、〇中略二代目馬谷は、初代の門人にして、始馬章と云、平場。（○平場恐修羅場）讀の上手にして、山崎大合戰と、別にびらを出せし程也、文化七年、實子に三代目を讓り、自分は淺草天王町に、惠比須屋と云待合茶屋を出す、後柳橋の船宿、吉田屋磯平死後、爰に

入聟と成、文政の比沒す、○中略

伊東燕晉、講談の體を改、伊東派田邊派兩流と分ち、讀物自ら區別有、伊東家は、曾我物語を讀初めの例とす、次に後風土記は謹で講じ、體裁を正し、且他席江出勤せず、諸侯方江招かれ、世俗の講釋をせず、亦家々の騷動は斷りて不讀、曾我川中島、盛衰記、三國志の外は講せずと云、湯しま天神境内の自宅にて講舌の折は、袴羽織を著し、慇懃に述て尤敬し終りて高座より下て、叮嚀に挨拶す、依て來客も靜座して聽す、亦文辭に富、著書も有、文化三寅年正月十五日、將軍家齊公、墨田川御成被爲在候節、弘福寺於膳所ニ川中島軍記ヲ講じ、同五年同所ニ而關ヶ原記ヲ上講す、御感の餘り御小姓衆を以て、御賞譽を蒙りたり、○中略

笹井燕尉は、燕晉の親族と云、通稱彌左衞門、此人三河後風土記、德川御代記を專ら講じたり、將軍家齊公、寬政元酉年十一月十九日、小松川筋御成還御之砌、向島弘福寺於御膳所ニ三方ヶ原軍記ヲ言上ス、○中略

田邊南窻、房州の產にして、俗稱芝山次郞三郞と云、號正流齋と、南鶴門人にして、一時大に鳴る、亦一變して讀方の體裁を改め、自ら慢じて眞の講釋師は、天下に我一人なり、餘の講釋師は豆藏也、其中少しく道理を知る者、東玉也といへり、性來剛氣又記臆よく、いか成長冊ニ而も、一度閱して忘るゝ事なく、故に高座に讀本持しを見たる事なし、座料を三十六文にしたるは、此人を以て初とす、義士傳は尤得意、今講釋師の讀銘々傳は、此翁の稿本也、故に門人なる南玉といへる者、泉岳寺義士の墓の邊りへ、石碑を建て其傳を誌す、窻は義士の事に心を入て穿鑿して舌耕しけるゆへ也と云、されど義士の輩黃泉にありて、いかゞ思ふらむ、亦田邊南龍は、南窻を信じて、常に來り何かと問ふ、或日業體の咄し時、南窻云、人と交るには眞實を以てせよ、家業は嘘を言て出精せよ、講釋など聞ものに、物知る人は稀也、依てはでやかにうそをつけ、まことは陰氣、嘘は陽氣と知る

べし、予がよふに名人に成たらば讀物に念を入よ、そふなると錢は取れぬぞといひしは尤の咄也、又南鶯にいひしは、講釋師にならんとならば、三ッ備らざれば其道に至らず、幵は第一に音聲、二に膽才、三記臆也といへり、○中略

桃林亭東玉、始太統、通稱阿部桃次郎と云、若冠の頃禪僧なりしに、還俗し聖堂學問所の小使に住込、夫より獨立の講釋師となれり、市中寄場へ出て講ずる處、時世にかなひ、亦小說物語に摸して演じ、婦人に解易きをもて、婦女子の聽衆多く來り、講談を和らげて、一變せしは東玉に始れり、天保七年、尾州名古屋江登りて、講談興行せしに、傍聽數百人にて、看客を日々斷し程なれば、或寺の本堂に引移り、爰にて講せしに、日々の來客千人に餘り、大ニ群集せしかば、此事大坂に聞え、其噂高ければ、坂地に出席をうながし、是非とも登られる樣賴ニ付、前金三拾兩を受取て、翌八年春上坂せり、○中略彼地ニて數度の遊輿に、多くの金を費し、そこ爰に多分の借財嵩みしかば、五月の末旅籠屋の主人に云けるは、只今より堺の生州へ參り、一泊すべし、明日は歸るべし、今晚此紙包を玉巻樣へ(びいきの客也)屆吳れと賴置、堺へ行ふりにて、直ぐ江戶江發足せり、○中略此年六月十五日ゟ、回向院に嵯峨の釋迦如來の開帳有、折柄西兩國橋南(今の長左衞門持の寄場也)の寄席ゟ廿日出勤、看板に釋迦八相記(大坂下り太統改)東玉と出せり、初日の大入ニて日々の客留せり、是より猶有名となり、(此時席料四十文なり)一時に入門せしもの、十三人也といへり、

因ニ云、講釋寄場の沿革は、○中略高座机を据、○註略あかりは秉燭(ヒュウソク)左右に建たり、中ニは一方一口も有、(是は十六文取りの出方ノ時)然れども前座に至る迄、必ず羽織は著したり、舌耕中脫もあり、輿山は下著はいつも單物を著し、講談中上著を剏て、單物(すはりたるまゝなり)となりて講じたり、又晝興行の席は、淺草寺境內、東西兩國、芝神明、市ヶ谷八幡、芝土橋、麹町万長、湯島天神、淺草見附、春日社內、神田小柳町等也、又講談師は多くは小刀を帶したり、中ニは見臺を構へたるも見たり、槻木造りの机

に、拍子木と張扇を左右の手に持、拍子をとり始めたるは是も與山なり、（詠人、張扇ばかり持し也、）神田白龍は、眞鍮ニて蠟燭形の燈換を用ひしと云、天保六七年の頃より、追々盛大になりたる也、續て讀物は良齋種、（是皆其齋として、元唱家にて、後講師と成たり、世話講談と看板を出し、仇打、侠客の爭論、又は艷道情死、因果物語、怪談、義賊が[illegible]等を作り演ぜし處、此頃人情物の流行の際なれば、女子[illegible]子供にわかり易きが爲、席料も大人はいくら、子供衆何程と書て出せり、）東玉は是等にもとづき、端物講談と唱、小説様の事柄を交へて講せしに、尤巧なれば、大に流行したり、然れども軍書講釋の眞を失ひしは、全く東玉に始りたり、第一ニ講釋師の風儀を亂し、席亭より前金を借りて出席の月を約定し、夫を變替て他へ出席し、席主を困らせ、其身は勝手自儘なる所業を働き、甚敷は廣袖、（俗にドテラといふもの、）三尺細帶にて座敷へ出、或は高座ニ昇り講話中、袁彥道かるたなど野鄙極りたること、又は禁忌を憚らず、或は婬蕩猥褻父子の前も不顧、殊更善人を惡人とし、良人を愚人とする抔罪尤重し、是等に押移りたるは、天保年間此方と思はる、○中略

于時嘉永二年八月十九日死、歲六十四、柳島（本所）法性寺に葬ス、

辭世　人とはゞ友達どもがむかひにて淨土の席をうつと答へよ

法號智光遠道居士○中略

石川一夢、牛込神樂坂塗物商會津屋佐兵衞、本姓石川氏、通稱平助、天保十三年五月、獨立にて講談師と成、牛込改代町、半兵衞方初席也、座料廿銅、一兩年の內、山の手而已（江）出席なりしが評判能、よし町青柳亭のすゝめにより、初て弘化二年春、よし町（江）出席、座料三拾二文にて、古今の大入をなし、是ゟ諸席の招きにより、掛持と云をはじめたり、亦落語と組合て出席するも、此一夢を以始とす、始石川一口と云て出たるが、嘉永四年、門弟文流（始文車の門人也）に、一口を讓りて一夢と改名、此人端物世話講談の上手にして、愁歎物を專らとせり、夫故佐倉義民錄の讀物には、いつも客留をせり、（淺草見付、太平記場へ出席の時、佐倉宗吾、茨木臺磔罪に行はるゝ條ニて、其時見物人數万にて、押合へし合群集せりと講じたるに、來客の內、馬喰町に旅宿せる佐倉邊の農民四五人にて聞居た

りしが、講談果て跡に殘り居り、一歩に可啼に挨拶じて、我等日々貴君の講談承り、毎度感服いたし候、扨今日の講釋に、宗吾樣御仕置之儀に、見物數万云々と讀れたりしが、御承知之通り、諸民のた爲に命を捨、直訴迄被成候御方の、むごき罪科の場所へ、見物抔致ス者は有之間數、心有者は戸を閉て讀み、又は愁傷して、念佛など申唱へ居られたる由、然れば其場へ參る樣なる無分別者は決てなし、乍失禮同じくは見送りの衆と、講じたらんに、聞よからんと存じ候、斯は心付候儘申述候といはれし時は、實に汗顏何とも答へやうなく、只誤入御尤の仰に候、已來は御諭の如く、申述べしと一禮せり、此時程面目なき思ひしたる事なし、尤の批判也、翌日又來りて殘居たるに、又何かいふやと案しに、昨日は過言な申候旨の上、目錄三百疋を贈られたりと、予(關根只誠)に語りたり、

于時嘉永七寅年九月廿一日沒、五十一歲、〇中略法號顯幻庵、一夢禪門、〇下略

〔李叟雜話〕講釋師といへば、古くは志道軒の辻講釋、よく人口に膾炙せり、京攝には吉田一方名高く、近くは吉田天山老人なり、是を講釋の師とも云べし、其後三都に誰彼といふもあれど、天山に及ぶべからず、今や豆藏講釋とて、戲場の狂言身振聲色に類して、咄家に異ならず、諸藝とも昔より衰へるは、流弊の習ひ是非もなし、

〔諸藝目利講　二〕いくさの講釋の上手は、浪華に梅龍、江戸の靜山は、まさりおとらぬ能辨にして、よく人を感せしむ、

〔姥櫻　五〕色は曲者諸道妨

古文眞寶なる儒者といへども、〇中略いつしか寶をなんとして、色にかへたるやぶれしんだい、取つゞくべきやうもなく、つゞれかみこにふるあみがさ、人あししげき神社佛閣の場にざして、太平記こうしやくし、めんぼくもなき露の命をゝくる、〇下略

〔元祿曾我物語　三〕一節に昔を忍ぶ旅姿

やつす摸樣の旅姿、先大津屋彌六は太平記讀になりて、鹽谷判官龍馬進奏の卷壹冊懷中すれば、〇下略

〔都の手ぶり〕兩國の橋

大江戸より本所へわたしたる橋を、兩國の橋とぞよぶ、〇中略げにひろき都の中にも、なぞらふべ

以講談遣罪

き所だになく、こよなうにぎはしきわたりになん、〈略〇中〉此大路の中に、〈略〇中〉たかきあぐらにのぼりゐて、ふづくゑのうへには、はうぎのかたしを置、ふるきよの軍物がたりをまねびいふ、まことにや、僞にや、おのがめに見しごと、かたりなすもおかし、

〔三曹獄錄七〕馬文耕は、本姓中井氏、通稱左馬次、伊豫の人、一たび出家となり、程なく還俗し江戸に來り、中井文右衞門と改め、後に馬場文耕と改名す、〈略〇中〉末年諸家へ出入し、又傍軍書批判講と名づけて、專ら批難を講じ、遂に町家或は釆女ヶ原に出て、講釋を辨じ、諸大家の家政等を辨せしが、終には公の事を辨論し、此事專ら風聞と成、被召捕御吟味之上、御仕置被申付る、

寶暦八寅年十二月廿五日

松平右近將監殿御差圖　　土屋越前守掛

松島町十藏店

講釋師　馬場文耕

右之者儀、兼て古戰物講談致し渡世送候處、貧窮にて衣服手當無之候に付、寄集候者へ無心可申掛、珍敷品講釋致候由張札を致、此度御吟味之儀を書本に綴り、講談致圖にて右書本の内を差遣、其上甚重き事柄之儀共を、自分之作にて書本に致し置、貸本屋共に渡遣し、夜講釋の節、諸人之雜説を承り書留置、本備に致取拵候ニ付、外に携候者は無之、一分之仕業に相違無之旨申之、當時之異説等申觸候儀は、停止に有之處、不恐公儀、右體之儀を夜講釋に致、其外不憚儀を書本に致、貸出候儀は、不屆至極ニ付、見懲し之爲、町中引回し之上、於淺草獄門申付る、

柳正町家主　安右衞門

右之者儀、店子文藏宅にて、文耕儀、當九月十六日之夜、新作物讀候由承罷在、當日に至、例より聞人大勢入込候ニ付、罷越見候得ども、此度御吟味有之金森兵部少輔一件之儀にて、右體之儀を夜講

釋致候事は、有之間敷儀と心付候得共、席料も多く店賃取立候勝手にも相成候ニ付、其分に致置候處、隣町家主平八參り、組同心罷越候旨承、弟子文長倶に文耕へ申、爲相止候旨申候得共、世上之異說、當時之噂事、流布致候儀は停止にて、殊に公儀御吟味筋之儀は、甚重き事に有之、右體之儀は不相成儀を作心付、差留も不致、組同心參候を承、講釋爲相止候段、家主之身分にて不埒之至に付、輕追放申付る、

江戸拂　文耕方同居 源木事　文長

過料　五貫文　家主　十藏

同　三貫文宛　世話人と唱候　半七　傳兵衛

輕追放　下槇町忠助店 貸本渡世　榮藏

過料　三貫文　淺草平右衛門町 勝七店　長兵衛

〔兎園小說十二集〕瑞龍が如見

寬政文化の間、軍書を講談して、生活にしたる瑞龍軒は、前の瑞龍が子にて、馬谷百路等が姪なり、○註略當時中山物語といふ俗書の、世に行るゝことあり、こは京師の人の手になりたるにや、あらぬ事をのみ書きつめて、禁忌に觸るゝ事の多なるを、奇を好むもの、虛實をも得考ぬ俗客の、玩ぶこと少なからず、こゝをもて貸本屋などいふものは、二本も三本も寫し取りて、こゝかしこへ貸、したりければ、おほやけにも聞し召されて、嚴禁を加へられ、寫しとりたる本屋どもは、御咎を蒙りて、寫本はすべて燒捨られ、そを取扱ひたる者共には、おのも〳〵過料をたてまつらしめ給へり、こは享和中の事にぞ有りける、斯て文化中に至りて、件の瑞龍軒、難波町わたりなる居宅にて、かの中山物語を講談してけり、其書はさきに禁斷せられて、見まくほしと、おもふ者も多かりけるにや、夜每に人のつどひ來て、聞ものおびたゞしかりけるを、市の尹より穩密に人を遣して、聽

寄席

衆にうちまじらしつゝ、夜毎に閉じめられしを、知るもの絶てなかりしとぞ、かくてはやその講談も、この席を限りにて、講じ訖ると聞えし宵の程、瑞龍は其席にて、忽ちにからめ捕れて、やがて獄舍につながれけり、偖事の顛末をおごそかに問はれしに、件の書はちかきころ反古の中より得たりしかば、世わたりの爲にせんと思ひし外は候はず、禁斷せられし者ならんとは、かけても知らず候ひきと、恐る〳〵陳じしかども、其書を禁止せられしが、數十年の事ならばこそ、遠くもあらぬことなるを、知らずと申ことやはある、知りつゝ講談志たりしは、不屆なりと讞斷せられて、遠島にや流さるべき、市にや棄られんなどゝて、世評もまた〳〵なり、然るに瑞龍に獨りのむすめあり、この年甫めて十二三なるべし、其性孝順なりければ、父の禁獄せられしより、號哭して寢食をおもはず、町役人等もろともに、御慈悲願とかいふよしをもて、ねがひ文を捧げつゝ市の尹の廳にまゐる毎に、みづから親の罪に、かはらんと乞ひまうして、哀傷悲泣人の視聽を驚し、追ひ立らるれど得退かず、死をだも辭せぬ有さまなれば、人みな不便におもはぬはなし、此事度々かさなりけるまゝに、おほやけにも、其孝信をあはれませたまひけん、瑞龍は思ひしより、其罪かろく定められて、遂に追放せられけり、○下略

〔續泰平年表〕同年○弘化三五月十一日、講釋師龍馬事甚右衛門御咎、當三月十七日已來麹町龍眼寺門前町借家店吉兵衞方へ被雇參り候節、一ト通りニ而は客數無之、渡世難相成、被存、先年御仕置に相成候仙石道之助家來仙石左京、其外御吟味之次第を、其儘不取留風說承り候儘書記候物を取出し講釋致し、座料を取候段、不埒ニ付書物取上所拂、

○

〔嬉遊笑覽〕九言語 寄。せとは人集する處を云ふ、○中略寄と云ふ、人をよする故なり、又席。などゝもいへり、定まりもなく、人々思々に是をなす、

〔守貞漫稿〕後集二雜劇 京坂講釋場

京坂ニテハ、コ。ウ。シ。ヤ。ク。バ。ト號ケ、江戸ニ云ヨセト同キ席アリテ、錢ヲ募テ諸人ニ聽カス也、又昔

咄滑稽落噺等モ此場ニテ行ヘドモ、咄場ト云ズ、猶講尺場ト云也、又セキトモ云也、セキマトモ云也、乃席屋也、是ハ專ラ市中ニ在ルヲ云歟、〇中略

江戸與世

江戸ニテ軍書講釋、及ビ昔噺滑稽ノ落咄、或ハ淨瑠璃等ヲ錢ヲ募テ、聞スノ席場ヲ、今俗ニ寄ト云、與世ト訓ズ、

〔江戸繁昌記　三〕寄〈ヨセ都俗謂招衆稱之寄〉

鳴太平鼓繁昌手技也、落語也、影紙乎、演史乎、曰百眼、曰八人藝、于晝于夜交代售技、以七日建限、客歸不減又延日、更引期、大概一坊一所用樓開場、其家檐角懸籠招子、書曰某々出席、某日至某日、夜分上火、肆端置一錢匣、匣上堆鹽三堆、一大漢在側叫聲請來請來、〇中略面匣壁間連懸履屐、繋小牌爲識、牌錢別課四文、乃無錢至者親懷履上、俗語名此曹謂之油蟲、

一樓數楹、當奥設座、方一筵高若干尺、隅置火桶茶瓶蓄湯、夜則兩方設燭、客爭席占地、一席則數月寓都村客、一席則今年參藩士類、五六交頸、七八接臂、新道外妾、代地隱居、伴頭乎、手代乎、男女雜居、老少同位、

〔元享世說〕寬政五年四月、府內床店取調の節、書上に、私先祖清左衞門儀、〇中略見付土手脇にて太平記を舌講して、聽衆の惠を受、〇中略右清左衞門事、享保二年八月中沒、其子清次郎店主を兼、講釋讀仕、百年近く、此處に住居仕候、世人太平記場と申唱、今に繁昌仕候、是江戸にて、講釋席の祖なり、又書上げの名前、常右衞門とあり、舊家なりしが、文久年中終に家絶たり、おしむべし、

〔塵塚咄〕此靈全は、〇享保頃人淺草寺奥山、銀杏の大樹のもとによし簀張の小屋を補理ひ、一人に十六銅を受たり、日々三百人餘の繁昌にて、尤能辨にして、末には太功記などを讀て、大にもてはやされたり、

〔寶暦見聞集〕むかしは講釋を太平記讀と云、又落語を輕口おどけばなしといへり、此二種多くは野田あるひは、葭簀張にて人を招きたり、又聽衆は腰掛臺を据、みな此臺に掛て聞たり、席料座料とはいはず、入口に茶代八文、又は拾文、茛盆は四文なり、茶は何盃にても無代なり、若土瓶をとれば代六文といふ、

〔寛天見聞記〕今の噺し家とて、落し咄しする者は、寛政の頃は稀にありし、〇中略其時分は今の寄といふ場所も定まらず、芝居休の頃、二町まちの茶屋の二階、又は廣き明き店など、五六日づゝ借受て咄す事也し、寄といふ場所なき故、軍書講釋等も、手跡の稽古所、又は明店にて夜講せしを、今は一町内に二三ヶ所づゝ、よせと號し、看板に行燈をかけ、咄しに音曲を入れ、役者の聲色物眞似娘上るり、八人藝浮世ぶしなど、藝人を集て、外に家業もなし、人寄をのみ業とする家あまたあり、

〔只誠埃錄二百二〕淨瑠理、小唄、軍書讀み、手妻、八人藝、說經、祭文、物まね盡しなどを業とする者を宅に請じて、一席の料と定め、看客聽衆を集る家あり、此講席新道小路に數多ありて、俗に寄場或はヨセと略してもいふ、此ヨセといふ席に出て、今專ら落話を講ずる事となりぬ、抑講席に出て、晝夜をいはず披講するはじめは、寛政十年戊午六月、大坂より岡本万作といふ者、神田豐島町藁店の講席を勸む、是則ヨセに出て披講し料物を得るのはじまりなり、辻々にちらしといふものを張出して、人をまねく、此を一名ビラと呼べり、ひら〱と飜くことを、鄙言にびら〱動くなどいふ故、ビラとはびら〱の略語なるべし、

〔只誠埃錄二百六〕文化四年卯二月中、乞旨山本仁太夫ゟ、寺社地寄場家業之者共、私配下に仕度段、北町御奉行小田切土佐守殿、御訴訟致し候處、其頃伊東燕晉は、湯島天神境內自宅にて、日夜出席講し兼業致居候ニ付、社地寄席總代として答書差出し、雙方突合之御吟味七度に及び、終に仁太夫申立難聞屆旨にて、願書御下ゲ渡、七月廿七日落著之上、社地寄場は是迄之通差許旨被仰渡、略文此時別段に燕晉ゟ願上候は、略文軍書講談を演舌仕候私共儀は、下賤之者に候得共、申述候趣意は、

乍ㇾ恐三河後風土記の內、上樣御苦戰被ㇾ爲ㇾ遊候て、天下太平の鼓腹を開き、諸万民安逸之難ㇾ有事柄を演じ候席、聽衆と同座に居並び候は恐入候間、一段高座取設け、此所にて演述仕度奉ㇾ願候處、圖面を以て可ㇾ伺旨被二仰渡一候ニ付翌日猶亦圖面相添（高三尺堅横共に三尺）奉ㇾ伺候處、願之通御ㇾ濟に相成候、（此時年番與力藤田六郞右衞門口達にて、高座と申名目は耳立候ニ付、只臺とのみ可二申唱一旨、被二申渡一候、）

因に云、是迄は置臺と唱候て、休の內は右置臺隅の方に据置、講釋初め候時、其場所へ据候、又は凉臺を据てせしもあり、高さも極りなく、二尺位にて、至て麁末に候よし、今寄席の高座は、燕晉を以て初とす、

〔嬉遊笑覽九言語〕寄せとは人集する處を云ふ、○中略定まりもなく、人々思々に是をなす、文化十二年の頃、このよせと云處より、乞胸仁太夫方へ出銀することゝなるに至りて、江戶中に七十五軒あり、それより十年ほど經る內に、百二十五軒となる、其後飢歲あり、又女上るり興行人集めを禁せられてより、寄場も減て七十六軒となりしが、此ごろ皆禁止となる、

〔諸事留五〕近來町々素人家ニ而寄場と唱、見物人を集、座料を取、座鋪淨瑠理、又者人形等取交、渡世いたし候者有ㇾ之候由、右體之義は、古來ゟ操芝居限候儀に候處、市中ニ而猥に相催候段、不埒之至に候、軍書講談昔咄等之義は格別、已來人形遣ヲ交候義は勿論、縱令淨瑠理語而已候共相雇、座料を取候義は、曾而不二相成一事に候間、早々相止可ㇾ申候、若見遁聞流候はゞ、町役人迄も可ㇾ爲二曲事一候、

右之趣、去ル卯年十月觸置候所、近頃猥相成、往還辻々又者湯屋髮結床江、大道具大仕掛抔と申張札差出、或者看板等家前江掛ケ置、操芝居に似寄候仕方之家業いたし候者有ㇾ之候旨相聞、不埒之至に候、依ㇾ之尙又此度相觸候間早々差止、向後違失無ㇾ之樣可二相守一候、若此上相背候者於ㇾ有ㇾ之者、其者共者不ㇾ及ㇾ申、町役人共迄も急度可二申付一候、此旨町中不ㇾ洩樣可二觸知一者也、

亥（○天保十年）十一月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不洩樣入念可被相觸候、

十一月廿二日　　町年寄役所

〔諸事留 六〕

組々世話掛名主共

町々素人家ニ而寄せと唱、見物人を集、座料を取、女淨瑠理、又者淨瑠理太夫人形を取交、渡世致候者有之、右體之義者、操芝居ニ限、市中ニ而者軍書講談昔噺者格別、人形遣ひを交候義は勿論、譬淨瑠理語ニ而も相雇、座料を取候義は不相成旨、前々ゟ相觸、既去亥十一月中猶又相觸候節、其砌者相守候樣に相見候處、追々猥ニ相成、淨瑠理太夫人形遣ひを取交、或者さらゐと名付、女淨瑠理等差出渡世致候趣相聞、町役人共甚不埒之至に有之、右體度々之觸を不相用義ニ付、取調可及吟味處、右者風聞迄之義ニも可有之間、今般は令宥免、吟味之沙汰不及候、向後女淨瑠理幷淨瑠理語人形遣ひ取交、寄渡世致候義、決而不相成間、其旨厚相心得、前々觸置候趣相守、組合內幷隣組迄も相互ニ、右家業之者共相改、早々店爲引拂可申候、若其儘致置候はゞ、吟味之上、町役人共迄急度可申付候、聊違失無之樣、地借店借之者江も可申聞候、

右之通、被仰渡奉畏候、仍如件、

壹番組ゟ廿一番組迄
世話懸り壹人宛

天保十一子年十月十八日

〔天保度御改正諸事留 一〕天保十二丑年十二月十六日

當時市中ニ而寄場與唱、見物人を集、座料を取、渡世致居候分、不洩樣、來ル廿日迄可書出事、

但何頃ゟ右致渡世候與申儀をも書加江、組々を別ケ、半紙帳ニいたし可差出事、

一　軍書講釋或は何々
何町寄場何ケ所　　何町誰店
持主誰

右何年中ゟ相始申候

右之通取調奉申上候

何町
名主　誰印

下ケ札
軍書講釋或は何々
但何年ゟ相始申候

右は今日北御番所江拙者共被召出、前書之趣早々各樣江御通達可申旨、御年番方松浦榮之助殿被仰渡、書上案書御渡有之上、御組合幷月行事持場所共御取調、十八日限迄ニ各樣ゟ御差出可被成候、尤右渡世筋之者無之御組合者、其段各樣ゟ書面ニ而御申立可被成候、此段御通達申候、以上、

但右は御急之御用筋ニ付、右日限迄ニ貳通無相違差出可申旨被仰聞候、尤右書上之儀申上ニ相成候間、壹冊者上半紙江竪書ニ無之樣御認、御番所御扣之分者、何れニも宜旨御口達有之候、

丑十二月十六日

柳川兵藏
村田平右衞門
吉村源太郎
原田半三郎

江戸橋藏屋敷佐太郎店より

一軍書講釋
昔咄

本石町壹丁目由兵衞店
後見　榮次郎

右者寛政十午年中ゟ、晝軍書講釋相始、其後文政十二丑年ゟ、夜昔咄相始、晝夜渡世致來申候、

本材木町三丁目與平次店
三次郎

一昔咄

右者天保五午年十一月ゟ相始申候

同所同町家主
和助

一軍書講釋

右者先役家主文三郎地先、御冥加御上納河岸地ニ商ひ物置有來候處、朽損候ニ付、先規有形之通、天保九戌年中奉ㇾ願上ㇾ候處、御見分之上、願之通被ㇾ仰付、同十一月中川瀨石町孫兵衞店喜八江、右物置相讓候砌々、晝夜軍書講釋相始申候、同十二月中、文三郎儀者退役仕、當時和助家守仕候、
但火焚所ニ而者無ㇾ御座ㇾ候、
右之通取調奉ㇾ申上ㇾ候、以上、
丑十二月　右町名主新助幼年ニ付　後見　新右衞門

下ヶ札
本文三次郎儀、當十一月中、女淨瑠理相始居候ニ付、同月廿七日御召捕相成、御吟味中同月晦日手鎖之上、町役人江當時御預相成居申候、

下ヶ札
川瀨石町孫兵衞店
持主　喜八

乍ㇾ恐以ㇾ書付ㇾ申上候
一市中町々寄場與相唱候場所ニ而、軍書講釋其外渡世いたし候者、名前取調可ㇾ申上ㇾ旨被ㇾ仰渡ㇾ候ニ付、別紙貳通宛差上候外、右渡世いたし候者、私共組合內ニ無ㇾ御座ㇾ候、依ㇾ之此段申上候、以上、
天保十二丑年十二月廿日　四番組青物町名主　小左衞門
坂本町同新助後見　新右衞門

御番所樣

右者西之內竪紙相認、組合寄せ場書上半紙ニ相添、十二月廿日、北御年番方江差出候處、上ゲ置候旨被ㇾ仰渡ㇾ候、
三田寶相寺門前家持　甚助
外拾四人
〔天保度御改正諸事留 二〕天保十三寅年二月十二日

市中寄場致渡世候者共、近來夥敷軒數相增、殊ニ度々之申渡を背、女淨瑠璃等相催候者有之候ニ付、此度召捕令吟味候、就而者右渡世を相始候年號の次第を以、已來拾五ヶ所限、其方共江寄場渡世差許候間、神道講釋、或者心學、軍書講談、昔シ咄、四業之外、餘業之者差出候儀者勿論、右場所江茶汲女其外女商人等、都而婦人を差出、且咄之内江鳴物を取交候儀者、堅不相成候、若於相背者、聊無用捨召捕、寄せ場者取拂、嚴重之咎可申付候間、其旨可存、

市中取締掛　名主共

右拾五ヶ所之外、寄場致渡世候儀者不相成候間、其餘之寄場者、早々渡世爲相止、其段可訴出候、

右之通被仰渡奉畏候、仍如件、

三田實相寺門前家持　甚助〇以下人名略

〔只誠埃錄二百六〕田邊南窻〇中略　天保十三年二月十二日之申渡ニ〇中略

此折南窻事次郎三郎、南町奉行、鳥居甲斐守殿江訴訟書差出ス、其大略ハ、今般厚御趣意ヲ以、被仰渡候寄場相減候而者、同業大勢之者共、一同渡世ニ差支難儀仕候間、講釋演舌師出席之場所、別段十ヶ所被仰付候樣、歎願仕候處、難聞屆旨ヲ以、願書下げ戻に相成候ニ付、總代次郎三郎再度押而相願候間、掛り役稻澤彌一兵衞、種々利解申聞候而も承伏せず、南窻答申條者、無益之遊藝など丶違ひ、乍恐上樣之歷史、諸家記錄幷仁義五常之道を講釋仕、且又愚蒙之輩ニ、致道致候儀に候得者、御差許ニ相成候而も可然哉と、大聲に答しかば、稻澤大に怒り、汝は講釋々々と口續けに申せども、开も講釋と申は、神儒佛の三道を解說して、講じ釋するを、則眞の講釋とは申也、汝等如き者のシャベルは、豆藏の口眞似同樣狂談にて、其方共こそ無益のものなり、軍談講釋と申唱さするは、習風に依て其儘にさし置くを、難有事とは心得ず、不埒者メ、已來は辻亂心と見なす間、左樣心得よ、下サガレといはれければ、無是非引取、其夜自分出席の寄場の看板に、筆太

に辻亂心、正流齋南窻と書改しかば、同輩の者彼是と異見して、又元のごとくに書直せしといへり、

〔天保度御改正諸事留 二〕天保十三寅年二月十五日

一軍書講釋　　　　木材木町三丁目家主和助地先河岸 喜八

右者先達而書上仕置候處、今般御差免被仰渡候拾五ヶ所之外ニ付、渡世爲相止可申旨被仰付、依之右渡世爲相止申候、此段御訴奉申上候、以上、

右喜八住居 本材木町三丁目 家主

天保十三寅年二月十五日　　　　家主 次兵衛

五人組 和助

名主新助幼年ニ付 後見 新右衛門

年番名主共

市中取締掛名主共

御番所樣

〔天保度御改正諸事留 七〕

市中寄場渡世之もの共、度々申渡ヲ相背、女淨瑠理等相催候もの有之候ニ付、拾五ヶ所ニ限り、其餘者不殘取拂申付候處、軒數之定有之故、株式同樣ニ相成、辻又者明地等ニ而、軍書講談昔咄等相催、人集いたし候ものも不絶有之哉ニ相聞、却而不取締ニ付、以來右拾五ヶ所ニ不限、何方ニ而も勝手次第、右渡世差免間、彌以先達而申渡置候通、神道講釋、心學、軍書講談、昔咄四業ニ限り、茶汲女其外女商人等、都而婦人を差出、咄し之內江鳴物を取交候義者、堅爲致間鋪候、相背もの者召捕、嚴重之咎可申付候間、其旨能々申合、不取締之儀無之樣可心付、

右之通被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

弘化元辰年十二月廿四日

壹番組年番
本石町 名主 孫兵衛 外貳拾壹人
同取締掛り
小網町 同 伊兵衛 外貳拾人

〔武江年表 十二〕慶應二年三月、南傳馬町三丁目東の横町に住る、救火傭夫の頭と唱へし金太郎(町火消せ組の頭なり)といふ者、近頃世に行るゝ寄場といふを開き、家號を佐の松と稱へ、間口十一間半、奥行九間餘、舞臺四間餘、三方二階棧敷を構へたり、歌舞妓狂言を催し、俳優は少年の男子にて、十七八歳より十二歳を限とし又年わかき女子も交り、各無言にして淨瑠璃語の詞により、口を動し物いふさまして藝をなす、世に綽名して活偶人と云ふ、江戸第一の大寄と稱して、見物日毎に群集しけるが、制度に觸る事ありて、三月の末興行を停られ、罪科に處せられたり、(俳少年は、駒雀、玉子、駒次郎などいふもの、上手分なり、)

〔只誠埃錄 二百六〕桃林亭東玉(中略)

因に云、講釋寄場の沿革は、(中略)むかしは葭簀張、又は往來にイすみ、或は人の門に立などせり、そは賤業餘考、人倫訓蒙圖彙及古畫にも、其圖見えたり、予(只誠、關根)が覺えては、席主と云ひ、至て狹き家にて、きたなげなる家なり、亦多くは夜講而已にてあれば、いづれも大概片商賣ありて、夕方より行燈を出し席料は一人前十六銅より、廿八銅迄也、亦來客は履物は自から持て、我座したる側に置、中には席主ゟ下足袋を貸與へしも有、たまには下足棚有て、これに置、大入の時は、自分々々にゆわえ印を付抔せり、雨天の時は傘段を出し、是に又印を付たり、客人來れば逸茶を出せり、(中入の時、坪茶碗を大イ成る盆ニ載せ、銘々へ配り、或は又も出す家もあり、)蒲團煙草盆は四文宛、

〔守貞漫稿 後集雜劇 二〕京坂講釋場

京都ハ四條河原、及ビ四條道場、餉藥師革堂等ノ境内、或ハ北野社頭等ニアリ、

大坂ハ難波新地、法善寺、和光寺、天滿天神、御靈、座摩、博勞稻荷等ニアリ、昔ハ生玉ノ社頭ニハ此類多クアリテ賑シヨシ、近世ハ衰微シテ平日ハ寂寞タリ、

又坊間諸所ニアリ

講尺咄トモニ、一人大略三十六文ヲ募ル、

京坂ノ席ハ、下圖ノ如ク床ノ間ニ土間ヲ通シタリ、○圖略

又京坂ニハ講尺ト咄ノミ也、影畫無之、又義太夫節モ無之、稀ニ社地ノ席ニ開タリ語タリト號ケテ、自他或ハカタリ或ハ聞之、太夫ナキモノアリ、江戸ノ寄ハ履ヲヌグ料ノ土間入口内ニアルノミ、其他ハ床也、

又市中ニアルモノハ、二階屋ニテモ、下ニテ行之モアリ、或ハ下ヲ住居專トシ、二階ヲ寄ノ場ニ造リタルモ多シ、

三都トモニ、晝ハ午ノ刻半ニ始メ、申ノ刻ニ畢リ、夜ハ暮六半ヨリ四ツ時ニ終ル也、是モ大略ノミ、

蓋寺社、及京四條川原、大坂ナンバ新地、江戸兩國等ノモノハ、晝ノミニテ晝午前ヨリ始メ、二三度錢ヲ募ルモアリ、又如此ノ席ハ、多クハ晝ノミニテ夜講ハ行ズ、

江戸與世

今世ハ兩國橋ノ東西淺草寺ノ内、或ハ神田明神、湯島天神、芝神明ノ社頭等ニ有之、又市中ニモ諸所ニ甚多シ、

天保府命ノ時、寛政以來ノ物ヲ存シ、夫ヨリ後ノ者ハ廢止之、戸數○戸閉トナル、嘉永年中又定數ノコト止テ、今ハ甚ダ多シ、

右ノ寄、或ハ軍書講釋ノミニテ、年中他ヲ行セズ、或ハ昔話落話ノミヲ以テ、他ヲ行ヌ等モアレドモ、兩國以下寺社ニアル者、專如此ニテ、市中ニアルモノハ、毎時定リナク、或ハ晝ハ講尺、夜ハ義太夫節、或ハ咄ナドトカユルモアリ、○中略

講釋　一人分錢四十八文、講師未熟ノ者ハ三十六文、臺形ハ此半錢、下倣之、平服也、前ニ見臺ヲ置ク、見臺モ槻ノ机ノ形也、革包ノ扇ヲ以テ拍之テ講ズ、

昔噺　落咄同前平服也、見臺等ヲ置ズ、

義太夫　一人分大略八十八文、娘ノ義太夫節ハ引語ト云テ、三絃ヲヒキカタル、男ノ義太夫ハ三絃ト二人ヅヽ床ニ上リ、近年多ク上下ヲ著シ出語リ也、見臺ヲ置ク、是ハ常ノ見臺形花美ノ製ヲ專トス、娘義太夫モ出語也、天保府命後婦女ノ行之コト、小屋ニ行フハ如復、市中ノ寄ニハ禁之、其以來太夫多ク寄ニ出ル、

講釋ハ專ラ始終一人ニテ講ジ終ル、昔咄落咄ハ三五人交替シテ咄ス、終ニ咄ス者ヲ眞ヲ打ツト云、前ニ咄スヲ前坐ト云、前坐ハ未熟漸ク終ニ至リ名アル者也、義太夫モ同之、終ニ出ルヲシンカタリト云、上手ノ者也、前ヲハマヘカタリト云、未熟ノ太夫也、

噺咄トモニ、ハナシト訓ズ、話ノ俗字也、近世道具入怪談咄ト號ケ、終始トモニ婦女怨念等ヲ咄シ、終ニ高坐脊ヨリ幽靈ノ木偶等ヲ出スコト行ル、又昔咄ト云ハ虚實トモニ實事ノ如ク、或ハ小歌或ハ役者聲色ヲ交ヘ、一日或ハ一夜ニ咄終ラズ、數日數夜ヲ次テ、咄シ終ルコト行ル、落咄ハ滑稽專一也、專ラ前坐落咄、眞ハ昔咄也、○中略

今世江戸兩國橋邊、及ビ諸壘地諸坊間ニ在之寄ノ類ハ、ガウムチト云也、下谷ガウムチ仁太夫ト云アリ、毎月仁太夫ニ課錢ヲ收ムル也、坊間ノヨセハ戸籍正民ニ在テ、名主ノ支配也ト雖ドモ、生業ニ於テハガウムチノ部下タリ、凡テ官許ヲ得テ櫓ヲ上ゲタル、能角力芝居ノ外ハガウムチノ

下也、オデヽコ芝居ト云モガウムチ也、又門戸ニヨリ錢ヲ乞フニ、三絃以下ノ鳴物ヲ用フルハ、皆ガウムチノ部下トス、

〔只誠埃錄二百六〕馬文耕は、寶暦七年春始て、うねめケ原に出て講談せり、尤よし簀張ニ而、入口の看板に、大日本治亂記と出せしが、間もなく右看板とゞめられ、其後の看板に、心學表裏咄と出したり、是は此頃手島派の心學、大に行はれしかば、斯は出せしとなり、尤古戦物語の間へ、彼心學の事をあしざまに罵りければ、手島の社中の者掛合に及びし時、文耕少しも動ぜず、辨論して止まず、此翌日より、看板の下へ張紙して、心學榮屋さがしと大書して出せり、社中亦々來りて是口論して、益々惡口せり、此事日々に演じ、聽衆の中に彼阿房社中の者も愛に見えたり、今予が口述せし事存意あらば、速に我前に出よなど、雜言しければ、聞人日増に多く、此事世評高く、然れどもおとなしからざる仕方と噂ありしが、終に此所を斷はられ出席をとゞめたり、此後桶町の新道にて、又候出席ありしが、無程こいも斷に成たりといふ、講釋師に看板を出せしは、是が始なるべし、翌八年九月十日夜より、榑正町安右衞門店、小間物渡世文藏、南側表通り中程平ラ家のよし宅にて夜講せり、此時入口左りの方に、

行燈に

席料之儀ハ
思召次第
無料御出ハ
御斷申上候

はき物御心付
可被下候

武德太平記
珍説もりの雫
每夜暮六ツ時より
演舌者
馬文耕
申上候

〔只誠埃錄二百六〕森川馬谷略○中今講談寄席、看板配りびらの書かた抔は、此馬谷に初り、寛政五六年の頃より、讀物を三段に譯、初中後とし、世話、御家騷動、軍書合戰と區別シ、亦前席壹人を据えたる事、亦看板の書法を定めたり、

大岡仁政談
伊達大評定
理世安民記
森川馬谷
何月幾日夜より

例年正月初席の看板、掛行燈とも、いつも此三席を認め出したり、是延喜を祝して、頭字三ツ寄れば、大伊理大入と成なり、此書方近頃迄諸席にて見たり、亦典山もこれを用ひたり、馬谷時として、出席なき事度々なれば、自然不入となりしかば、看板下へ、づるけなしと出したるもおかし、

づるけなし

〔守貞漫稿後集遊戯二〕江戸興世○中略三都トモニ講釋、昔噺、義太夫、其時ノ興行外題、及講師太夫名等ヲ、圖ノ如キ○圖略行燈ニ外シ庇前ニ掛ル、京坂雨中ニハ軒下ニ掛ケ、江戸雨中ニハ油紙ヲ以テ包之、燈ヲ點ズレバ、文字詳カニ顯ル也、因云、江戸市中ノ寄ハ、行燈ト相似タル條ヲ紙ニ書キ、近邊ノ髮結床ノ壁ト湯屋水函ノ上ノ羽目板ニ張ル、號テビラト云也、來ル幾日ヨリト書ベキヲ、必ラズ當ル幾日ト書コト也、是大當リヲ祝ス意也、

落語

落語ハオトシバナシト云ヒ、又オドケバナシ、輕口等トモ云ヘリ、諧謔ノ事ヲ陳ベテ、人ヲシテ笑ハシムルヲ以テ主トス、元和ノ頃安樂庵策傳ト云フ者アリ、落語ニ長ジ、醒睡笑ノ著アリ、公衆ニ口話セシ者ニ、天和ノ頃、露五郎兵衛アリ、元祿ノ頃、鹿野武左衛門アリ、辻咄シ、又ハ座敷咄シト稱セリ、元祿寶永ノ頃、彥八アリ、輕口咄ニ巧ナリ、寶永ノ頃ヨリ以後ハ、落語ハ殆ド廢絶ニ歸セシガ、天明年中、烏亭焉馬再興ヲ企テ、會席ヲ開キ、自ラ之ヲ演ジタルヨリ、世ニ行ハレタリ、

名稱
落語家

〔寶曆見聞集〕昔ハ、講釋ヲ太平記讀と云、又落語を輕口おどけばなしといへり、○下略

〔近世奇跡考〕二安樂庵落語

安樂庵策傳は、おとしばなしの上手也、元和九年、七十の年、醒睡笑といふ、笑話本八冊をつくる、萬治元年上木せり、此人茶道において、名高しといへども、おとしばなしの上手なる事を知る人まれなり、世に稱する處の、安樂庵の裂(きれ)は、此人より出ぬ、

露の五郎兵衞辻話

支考が本朝文鑑に、露の五郎兵衞辻談義の說といふ文をのせて云、此者は夷洛に名を知られて、洛陽の佛事祭禮に、彼が芝居を張らざる事なし、世に云辻ばなしの元祖也云々、延寶天和の時代也、○中略

鹿野武左衞門仕形話

元祿の頃、江戸に坐敷仕形ばなしといふ事おこなはる、長谷川町の鹿野武左衞門といふ者上手也、鹿の卷筆と云笑話本五冊をあらはす、橫山町三丁目休慶、中橋伽羅小左衞門、同所伽羅四郎齋など、みな其事に名あり、○下略

〔江戸總鹿子〕六えかた咄

長谷川町　鹿野武左衞門　橫山町三丁目　休慶　中ばし　きやら小左衞門
四郎齋

〔只誠埃錄〕二百二座敷咄幷に辻噺しの始は、長谷川町に住す塗師職人、鹿の武左衞門といへる者、貞享の頃より中橋廣小路觀物場に、晴天(葭張の小屋也)は日々出て大に賑へり、(木戸錢六文と云)此比の句に、

武左衞門の居るはにぎはしすゞみ臺

武左衞門は罪ありて、元祿七年戌二月廿六日、伊豆大島へ流刑、六年間謫居せしに、同十二年卯四

月其罪を赦せられて江戸に歸れり、然れども其身疲勞し、終に同年の八月歿せり、歲五十一と云、

〔嬉遊笑覽 九言語〕元祿末より寶永の頃に彦八といふものあり、伽羅女、寶永七年板當世ゑかた物まね、よねざは彦八かる口ばなし、大夫萬歲らくすけとあり、入子枕正德元年板生玉のもどり足萬歲彦八に費し云々いへる萬歲は二人なり、又安永三年大坂にて板行の自慢頭といふ草子に、夜はべつして凉みのけしき、彦八ばなし、滌坊主萬歲とあり、彦八ばなし、そのかみ高名なること知べし、

〔季叟雜話〕世に落し咄といへる事は、古きよりあると見え、曾呂利新左衞門、井ノ土新左衞門など、頓作の咄有て、多くは秀句謎々の類にて、狂言記、醒睡笑などより出る、○中略浪華にては松田彌七、辻講釋の如く市中の軒にて、高き臺の上にのり、前に臺を置て拍子木を鳴らして、聽聞の頤をはづさせ、桂文治は別に咄小屋を建て、日に新奇を咄出して一派を立たり、後に道具鳴物を入、此道の名譽と賞す、○下略

〔只誠埃錄 二百二〕當時おとしばなし流行する來由

近來江戸におゐて、落語中興の祖は、立川談洲樓烏亭焉馬老人なり、天明六年丙午四月、むかふ島葛飾なる牛島をさして、かくいふ、むさし屋權三が亭におゐて、權三は料理茶屋なり、中田屋一名葛西太郎と呼ぶ者に、次たるものなりしが、葛西太郎の家は衰へて、今はむさし屋權三、此地の甲たり、大黒屋七五郎、丸屋文治など、すべてこれに次ぐ、其他猶有べし、はじめて落話の會あり、樂惣先生四方赤良、此時落話會の報條を作文して、むかふ島の武藏屋に、はなしの會が、權三りますと云々、此日江戸に名だゝる狂歌人四方赤良先生をはじめとして、あまたつどひて、興ぜし事の由、狂歌堂歌垣眞顏大人、此比はまだ鹿都部眞顏と呼ぶ比なり、此日はなし會の狂文を作る、其後向兩國橋尾上町なる、京屋といへる茶屋の樓にて、毎月はなしの定會あり、されど價を定めて、聽衆をまねくにはあらず、おの〳〵同好の人々あつまり、互に披講して、興ずるのみ、此後故ありて定會を禁せられ、いつの比よりかやみぬ、今猶吉例として、毎年正月廿一日、兩國尾上町、柏屋吉五郎が樓上にて、はなし初の會あり、されどはなしぞめといふことを憚りて、宇治拾遺物語、幷に戲作披講と披露す、會日床の間に、鄰松先生の畫き玉ひし、桃太郎行樂

の圖の絹幅を掛、神酒幷に黍團子を備ふ、これは向島にはじめて會ありし時より、傳來の掛物なり、

〔寬天見聞記〕耳も正道を聞ずして、戯れたる事を好めり、今の噺し家とて、落し咄しする者は、寬政の頃は稀にありし、竪川の談洲樓焉馬、又は可樂、夢樂などいふ者ばかりなりしが、夫々に晝は家業有て、夜計り噺しする、〇下略

〔糸道手文庫〕寬政三年二月、大坂より、岡本万作といへる者出府して、橘町二丁目かごやの二階にて、始て夜席を興行せり、

林屋又三郎可樂は、文化二年五月、下谷廣德寺前、孔雀長屋風老軒をかりて、廿四銅申受、夜席を興行し是始なり、

〔只誠埃錄二百二〕寬政十年戊午六月、大坂より岡本万作といふ者、神田豐島町藥店の講席を勤む、〇中略これに續きて、始てヨセに出たる者は山生亭花樂也、花樂此頃は櫛を製るを業とする傍、おとしばなしの戯作を好ければ、彼万作に倣て二三人の友をかたらひ、同寬政十年六月、下谷柳の稻荷の社内なるヨセを勤む、素より素人の業にて、落話の數すくなき故、日數僅に五日をつとめて、最早はなしの種つきたり、是非なくそこを五日限りに終りしよし、可樂子予〇只誠關根に語れり、其年九月廿八日、目黑不動尊に參詣して家に歸り、櫛に製すべき道具をはじめ、傳來の家財に至る迄賣代なして、武州越ケ谷に趣き、十月一日より講席を構へけるが、一人の料物十二銅に定めて、大に流行したるよし、後に越ケ谷より、松戸へ往て催しけり、彼驛に山口又五郎といふ人あり、此人花樂にむかひて、足下は活花を好み給ふやと尋ければ、花樂插花は知らざるよしを答ふるに、彼人いふやうは、山生亭花樂と呼ては、活花などを好みて、常に樂むやうに聞ゆ、且おとしばなしに緣なし、都て落話は、笑を取ることを要とすれば、唐山の虎溪の三笑を本據として、三笑亭可

樂と改めなば宜かるべしといへり、これより後江戸に歸りて、三笑亭可樂と改けるよし、三笑亭予に語りき、〇中略

風流浮世　おとし噺
来ル何日より下谷柳の稻荷彼所におゐて日數幾日ヶ間相催候
月　日
立川金升
春夏亭草露
〇〇亭瓢我
山生亭花樂

〔武江年表　七〕此年間〇文化記事
立川焉馬落話しの廢たるを起す、三笑亭可樂、朝寢坊夢樂出て、彌盛に行はる、
〔只誠埃錄　二百二〕可樂は捷才頓智の人、つねに自作を講じて、他人の糟粕を嘗ず、席に臨て三。題。話。を作る、最賞るに絶たり、
三題ばなし、聽衆に對て三ッの題をもとむ、聽衆一人より一題を出して、合て三題となる、たとへば一人髑髏といふ、一人火の消たる巨燵といふ、一人唐山の遊女といふ、これを合せて三題とす、三題を得て、一回の落話に作るを、號て三題ばなしといへり、衆口爭て難題をあたふ、可樂自若として、須臾に頓作し、聽を驚かす事常也、俗にはなし家と自稱して、落話を講ずるもの、槩ね可樂の門人に屬す、

咄本

〔粋興奇人傳〕牛車　柳ばし　福牡丹　　山々亭有人作

彼牡丹花肯柏老人も、江戸見物がしたいと、例の牛にのりまして、東海道を下ッてまゐると、箱根の山にてとう〳〵うしをのりつぶし、せんかたなくて、牡丹花をながめながら、小田はら大磯とだん〳〵參ると、高輪へ出ましたところが、西もひがしもうしぐるまだらけにて、肯柏坊主大よろこびにて、此ところにてくだんの牛ぐるまをかりて、これに乘るに、いせんの牛ばかりよりは、乘工合がよいと悅喜のあまりに、そこ爰とあるいて、所ごく〳〵へ出まして、柳橋を通りかゝると、梅川のにかいで、蝙蝠が出て北濱の夕すゞみ川風さつとふく牡丹ト、くり返してうたひますから、牡丹花老人さては己をよぶのかと、梅川の二かいへづか〳〵あがりますと、げいしや女中はきもをつぶして逃ると、御客はさすが通家の事故、さてはおまへが肯柏さんか、先一ッあげやうと猪口をさすト、これではめんだうだと丼(どんぶり)であをり升から、みんながあきれて見てゐると、客人何呑はづよ肯柏坊だから、

〔見聞雜錄四十六〕予文化年中の比より、落しばなしの中へ戯れに、種々いろ〳〵の眼まねをいたせしを、三笑亭の主可樂といふ人、是を一見して百眼と題しなづけ興けり、夫より三ヶ津は更なり、諸國にひろまりて、今は一流百眼、落しばなしの鼻祖とはなれり、○中略

百眼工夫の祖　三笑亭可止

〔江戸繁昌記三〕寄(ヨセ)

落語家一人上納、頭拜ㇾ客、筺舖剿出、儒門塾生謂ㇾ之前座、旋嘗ㇾ渴、滑ㇾ舌本、帕以拭ㇾ喙(折帕如ㇾ拳)大拭一拭、左右剪ㇾ燭、咳一咳、縱橫說起、手必弄ㇾ扇子、忽笑忽泣、或歌或醉、使ㇾ手使ㇾ目、跨ㇾ膝扭ㇾ腰、女樣成ㇾ態、傖語爲ㇾ鄙、假聲寫ㇾ倡、虛怪形ㇾ鬼、莫ㇾ世態不ㇾ極、莫ㇾ人情不ㇾ盡、落語處使ㇾ人絕倒不ㇾ堪ㇾ捧ㇾ腹、○下略

〔嬉遊笑覽九言語〕安樂庵策傳は希世の咄上手にて、板倉侯のために醒睡笑若干卷を著せり、○中略其

頃〇延寶天和頃江戸には鹿野武左衞門といふ、玄かた咄の名人あり、鹿野武左衞門口傳はなし鹿の卷筆などいふはなし本あり、〇中略また輕口ばなしは、元祿十四年の草子なり、それに當世ばなし輕口露休と書たる看板を出して居る豆藏の圖あり、五郎兵衞が露を襲ひたるなめり、

〔醒睡笑八〕此草紙はいまだ櫻のみどりこの、年は十になり給ふといふ春、御父周防守殿の御前にて、我よむを如何にも神妙に聞きおはします風情、栴檀は二葉よりの感に堪へて候ひきに、又かこひにて茶をたてられ給ふたるしほらしさ、はかりなければ、生ひた丶せたまひて目出たう榮え、すゑはんえいあるべきいろまでも床しく見及び、此書をかきて贈り侍るめり、

寬永五年三月十七日　前誓願　安樂庵

板倉侍從殿參

元和元年之頃、安樂庵咄を所望いたし承候へば、別而おもしろく存るに付て御書集候て、草子にいたし給候やうにと申候處、一兩年過八冊に調給候、紛失可仕かと存、奧に書付置候也、

寬永五年三月十七日　重宗

〔醒睡笑三〕文字知顏

武士たる人の殿とのといふが、殿の字の聲はでんと敎ゆる、又月といふ字の聲は、ぐわちとをしゆる、此二字をならひ得て、いかさまはれがましき處にて、いひ出さんとたくまれけるが、或時館に、座敷能のはじまりしを、物見のため、人おほくあつまりゐけり、其砌かの武士、威儀をけだかくかひつくろひ、でんばらよ／＼、それにゐる者どもを、みなえんから下へ、ぐわちこかせよ、せんないたしなみさうな、

〔鹿の卷筆五跋〕嵐に散れる木の葉も、陽氣を急いでまたほの芽立ち、秋は元の如くに紅葉の色、かはりたるうき世の中、讀むとも盡きぬ話の、ほんに古めかしきも、座の興によりて改まること、聖の

言語に古きを温ねて新しく話す、是れ才覺たるべし、されば痕跡もなき虚事を、見て來たやうにいひつゞくるも、紫なる女が源氏六十帖に許しを取り集めたる一と草は、林に繁き落葉などに等しけれども、鹿氏が心にかなへて、道の巧みなるは稀なり、さるによつて、此あとよりは、はなし問屋と名附け、一冊に撰じ出すものなり、御望の方々は、板本まで御書付御越しあるべく候、鹿氏吟味を遂げ書き入るものなり、

元祿五年巳六月　　　作者　鹿野武左衛門

〔鹿の卷筆　二〕火の見櫓見立

田舍者三人連にて江戸見物の爲に來りしに、先屋敷々々を見あるきけるが、火の見櫓を見つけ、一人の言ひけるやうは、國元にて聞き及びし雲の上人さまといふは、是にてあらうといふ、一人が申しけるは、見れば侍さうなほどに天竺浪人といふものでござらう、中にもこどしの寄りたるもの申しけるは、屋敷に何に浪人があらう、上に太鼓がある程に、雷の下屋敷だといふた、

〔輕口置土產　序〕四條河原の夕涼、万日の回向、こゝかしこの開帳場に、場をとりし數万の聽衆に、腹筋をよらす都の名物、入道露休、過にし元祿の末の秋、閻浮を去りし追善に、露休が一生の扣帳をくりひろげ、いまだ世間の人に笑はせぬ咄を取あつめ、ふるきはえり捨て新しきを拾ひよせて、露休置土產と名づく、

〔落噺六義　序〕　　　談州樓焉馬述

むかし〳〵ありつるとなん、おふぢは山へうばは川へ、桃の流れしよりこのかた、その噺の種天と天として、その葉蓁々たり、されば竹に鳴く舌切雀、月にすむ兎の手柄まで、いづれか噺にもれざらんちからをも入れずして、おとがひの掛がねをはずさせ、高き姉女郎の顏をやはらぐるは是なり、此はなしいつぞや、下の日待のとき、友どちおれはれなれにかたり、喜美談語の小册を丸め

しより、唯滑稽に遊ばんと、ことしも卯月のはじめより、かんな月の末にいたるまで、不佞がつたなき舌講机下に、たはれたる噺をかいつけて、判者を乞はんと、虚空に流行つて雲を起す、兩國橋のほとり、しびれものぼる京屋がもとに、噺のやしなはなしの會は、門前に市も榮ゑ、樓上に人の山をなす、もとより戯作談語といへども、官祿公邊の噂を禁じ、古き文をたねとして、のど筒の往來かまびすし、誠や和歌に六義あり、馬鹿に律義者あり、八重垣のかいま見に、歌道の六義をのぞけば、風賦比興雅頌といへり、〇下略

〇按ズルニ、咄本其數甚ダ多シ、今一二ヲ載セテ省略ニ從フ、

樂舞部二十四

樂器通載

樂器ハ大別シテ彈物(ヒキモノ)、吹物(フキモノ)、打物(ウチモノ)ノ三類トス、彈物ハ絃類ノ總稱ニシテ、琴、琵琶、三線等之ニ屬ス、吹物ハ管籥ノ總稱ニシテ、笛、篳篥(ヒチリキ)、尺八等之ニ屬ス、打物ハ鉦鼓ノ總稱ニシテ、大鼓、鼓(ツヾミ)、鞨鼓(フリツヾミ)、揩鼓(スリツヾミ)等之ニ屬ス、而シテ軍陣ニ用ヰル金鼓ノ類ハ、兵事部金鼓篇ニ收メ、報時ニ用ヰル鐘鼓ノ類ハ、方技部漏刻篇ニ收メ、佛具ニ用ヰル金鼓、鐃鈸ノ類ハ、宗敎部法具篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

名稱

〔運歩色葉集〕賀 樂器(ガクキ)

〔書言字考節用集〕七 器財 樂器(ガクキ)

初見

〔日本書紀〕一 神代 一書曰、伊弉冉尊生火神時、被灼而神退去矣、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹(フエ)幡旗、歌舞而祭矣、

彈物

〔歌儛品目〕五上 奏樂汎稱 彈物(ヒキ)〇絃類ノ總稱ナリ、又曳物、或ハ引物ニ作ル、並ニ同ジ、(中略)敎訓抄仁和樂ノ條ニ、彈物ニハ喚頭ナンド申タリ、又云、雙調、春鶯囀、颯踏、是樂拍子、只拍子トモニ、曳物ニ用テ侍レド、イヅレニテモ、人ノセム方ニ從フベシ、殘夜抄ニ、一反ばかりもふきて、引物なのこす、與に入るなりの心ばえなり、 曳物 引物並見上

〔歌儛品目〕三 八音紀原 絲〇類〇倭琴 箜篌 箏 箏篌 琵琶 五絃 琴 阮咸 新羅琴

〔倭名類聚抄〕四 音樂 琴〇瑟〇類〇第四十七

琴 瑟 箏 琵琶 新羅琴 阮咸 箜篌 箜篌 日本琴〇節略

〔日本釋名 下雜器〕琴　こゑいとなり、中を略す、聲あるいと也、此ゆへに、琵琶はびはのこと、云、箏はさうのこと、云、琴はきんのこと、云、世にひくは箏のこと也、琴はまれにあり、みじかし、和琴はやまとこと、云、

〔東雅 七器用〕琴コト〇中略　古の時に、神を降すには、琴をならせし事ありとも見えたれば、（古事記仲哀天皇の事しるせし所に）琴、箏、琵琶、新羅琴、百濟琴などのごとき、外國より傳來りしもの、類にはあらず、其名づけいひし所も、必ずその謂もあるべけれど、其義不詳、（或人の說に、琴をコトといふは、チトといふ語の轉ぜし也、ひき鳴らしぬれば、音あるをいひしといふなり、未だ其徵となすべき事はみえれど、古語に小なるをチといひ、又コといふ、トとは鳴之義とも、萬葉集抄には見えたり、人言をコトといふも、言は必ず聲也などいふが如くに、其義を音に取しと見えしかば、琴をコトといふも、また義を音に取りしもしるべからず、また我國に唐琴を傳へし始詳ならず、其絕たりし事は、體源抄に詳なりき、懸は初より我國に傳はりしとも見えず、箏はもと秦聲也、雄略天皇紀に、秦公酒、琴を彈ぜしと見えしは、此物の事なりけむも知るべからず、箜篌をクダラゴトといひしは、此には百濟より傳りしが故なるべし、此器はもと漢武帝の時に、造りしもの也といふなり、これらの類、倭名抄に見えし所、其義疑ふべからねば、今はたゞ釋するに及ばず、）

〔南留別志 五〕一ことゝいふは、琴の音といふ事なり、かりがねは、鴈が音といふ事なり、久しくては物名になりたれば、ことのね、鴈金の聲ともいふなり、冬日之日、夏日之日といへるがごとし、

〔倭訓栞 前編九古〕こと　琴を訓ずるは詔言の義なるを略せしなり、〇中略　木もて造るは古事記に見え、竹もて造るは繼體紀に見ゆ、日本琴、こと、琴のこと、箏のこと、琵琶のこと、など、いへり、

〔古事記傳 十〕琴と云名は、神の來て詔言し賜ふ所と云意にてつけられたるなれば、本は凡て能理許登といひしを許登とのみ云は、後に略ける名ぞかし、さて琴は如此神代より有ことは更にも云はず、（中略）後に漢國よりも、此類の樂器、くさ〲渡りまうで來ては、御國に本よりあるをば倭琴と云ひ、彼のをば唐琴と云り、（中略）又後には、分て琴のこと、箏のこと、琵琶のことなど云り、

〇按ズルニ、天詔琴ハ天沼琴ノ誤ナラントノ說、和琴篇種類條ニ引ク古史傳ニアリ、宜シク參看スベシ、

〔歌儛品目 八諸絃搊彈〕諸絃通稱　調絃（箏和琴トモニ、柱ヲ立テ、調子ヲシラブルヲ、仁智要錄、類箏治要、東遊古譜等ニ、調絃トアリ、源語箒木卷ニ、さうのことなば、）

ばんしきてうにしらべトアリ、漢土ニハ理絃トイフ、○中略

立柱(タツルヂウ) 調絃ニ絲ヲ柱ニ施スナリ○中略

前柱(スヽム) 潜確類書、引蔡邕月令曰、懸前其柱則清、却其柱則濁トアリ、又アゲサゲスルハ、推移トイフ、韓詩外傳ニアリ、○中略

却柱(シリゾク) 見上

爪鳴(ツマナリ) 音調ヲソトナラシ試ムルノ謂ナルベシ、續世繼物語ニ、おくのかたに、わざとはなくて、さうのことのつまなりして、たえ〴〵きこえけり、

爪彈(ツマビキ) 上ト同意ニヤ、源語匂宮卷ニミユ、河海抄ニ出、

絲渡(イトワタリ) 調絃ノ後、其譜和スルヤ否ヲシルベキタメ、一絃ヨリハジメテ、次第ニ彈ジ試ムルヲ、絲渡トイヘリ、

登搔合 絲渡リノ類ニシテ、別ニ手法アリ、絲竹口傳云、調子ヨキカアシキカ、試ノガル手ヅカヒヲ、登搔合ト云也、

打(ウツ) 彈ズルヲ打ト云、和琴琵琶ニ打トイヘリ、東遊古譜ニ、打琴法アリ、又枕草紙ニ、承香殿のまへのほどに、笛ふきたて、ひやうしうちてあそぶを、とく出こなんとまつに、うとはまうたひて、竹のませのもとに、あゆみいでゝ、みことうちたる程杯、いかにせんやとぞおぼゆるトイヒ、(中略)琵琶ヲ打ト云コトハ、續日本後紀ニ、童謠ヲ載テ、天爾波琵琶手音打琴囲トイヘルモ、コレ又彈ズルヲイフナリ、○中略

彈(ヒク) 三絃共ニ通稱ス、又教訓抄ニハ引ノ字ヲ用ヒ、奥ノ字ヲモ用フ、韵會ニ、鼓爪曰彈トミヘタリ、

搔(カク) 箏和琴ニ通稱ス、菅搔閑搔ノ類ナリ、(中略)漢土ニテ又攏トモイフ、

高調子(タカ) 漢土ニ急絃促柱ト云モノコレナリ、後漢侯瑾ガ箏賦ニ、急絃促柱、變調改曲トアリ、

緩調子(ヒク) 漢土ニ早キ調子ヲ緩調トイヘリ○中略

絃ハ管ノ匂ヒ ○註略

〔歌儛品目五奏樂汎稱〕吹物(フキモノ) 管籥ノ通稱ナリ、源語若菜卷ニ、おきものゝみづし、ひきもの、ふきもの、又殘夜抄ニ、笙もむかしは、吹物とまりても、すゑざましなどに、ひとつたけのほそごえをふきしは、よくきこへき、毛詩簡兮疏、籥雖吹器、舞時與羽並執、故得舞名ト、吹器ハ即此云吹物ノ意也、

〔歌儛品目三八音紀原〕竹。類。 太笛　中管　横笛　狛笛　簫　篳篥　尺八　莫牟

〔倭名類聚抄四音樂〕管。籥。類第四十八

簫　笙附匏簧　篳篥　横笛　籥　長笛附中管　尺八　莫牟○中略

〔拾芥抄上末樂器〕笛 横笛　短笛　狛笛　太笛　歌笛

〔續教訓抄十一上〕吹物部

第一笙　第二篳篥　第三狛笛　第四太笛　第五中管○中略　第六尺八

〔類聚名義抄八竹〕笛。音敵　チヤク　フエ

〔伊呂波字類抄不雜物〕笛 フエ、亦作篴、横。笛。長。笛。權。笛。高。麗。笛。等也、

〔下學集下器財〕笛(フエ) 異名云横玉、然古句、横玉叫雲天似水、風俗通曰、武帝時、丘仲所作也、

〔段注說文解字五上竹〕笛七孔筩也、文選李注引說文、笛七孔、長一尺四寸、今人長笛是也、此蓋以注家語益之、風俗通亦云、長尺四寸、七孔、周禮笙師、字作篴、(中略)按篴笛

○古今字、○中略从竹由聲、由興逐皆三部聲也、古音如逐、今音徒歷切、羌笛三孔、言此以別於笛七孔也、馬曰、近世雙笛從羌起、謂長笛與羌笛、皆出於羌、漢丘仲因羌人截竹而爲之、知古遂漢初亡矣、李善曰、羌笛長於古笛、有三孔、大小異、

〔風俗通六〕笛

謹按樂記、武帝時丘仲之所作也、笛者滌也、所以蕩滌邪穢、納之於雅正也、長二尺四寸、七孔、

〔東雅器用七〕笛フエ　義不詳、日神天磐屋戸にこもりませし時、天鈿女神天香山の竹採らしめて、此物を作りしと、しるせし物あり、前に注せし倭琴の事と共に元元集に出づさらばこれもまた、我國太古の世に始れるものにぞあるべき、笙篳篥籥等のごとき、外國より傳はれる類にはあらず、繼體天皇紀に見えし歌の詞に、竹の末枝をば笛に吹ならすといふ事あり、もし是等の詞によらんには、フとは吹也、エは枝也、竹の枝をとり造りて、吹ならしぬるによりて、此名ありしなるべし、篳篥のごときは、皆其字の音をよぶなり、簫讀て、コマフエといふ、其始高麗より傳へし故なりとみえたり、

〔倭訓栞前編二十六〕ふえ　笛をいふ、吹枝(フキエ)の義なり、吹をもよめり、又ふき物ともいふ、大笛あり、長笛なるべし、

三管

〔樂家錄三十三管總論〕名三管之説

號管者以吹物謂、爾笙、篳篥、笛之三也、故號之三管也、管、和訓不伎毛乃、

〔歌儛品目七下管籥弄吹〕三管通稱

音頭　一人先ヅサキニ吹ソムル人ヲ斥シテイフ、漢土ニテ歌曲ノ發聲ヲ號頭トイフニ同ジ、續教訓抄五常樂ノ條ニ、此序、戸部ノ氏、大神氏、以外ニ相違セリ、一度ニフクコトカナフベカラズ、然レバ當時ノ音頭ニ付ベキナリ、舞ハ相違ナシ、三管トモニ、音頭何某ト定ムルコト也、

頭取(トウドリ)　音頭ノ俗稱ナルベシ、樂家錄ニ、調子、一名品玄、其節奏之位如音取、以舒吹爲善、其次第、先頭取之風笙一管吹出之、而復餘笙少退吹、注、頭取亦謂音頭、以主其聲音名之、

助音　人數イクタリアリトモ、アトヨリ付テ吹クヲイフ、又助○管○トモイフ、

助管　見上

類官　同類ノ管ノ義ナルベシ、樂家錄云、延只拍子、雖有拍子文、而舒奏之、或謂毎句有吹延所、故類管他管共少有手指遲速、而雖爲攜之、因之是亦謂退吹乎トアリ、

他管　見上、三管共ニ、已ガ業トスル管ニアラザルヲ斥シテ云フ、

吹出　笛ノ發聲、漢土ニテハ起ト稱ス、樂家錄曰、凡笛、初句之吹出、自干五上夕孔者、皆貴吹也、自中六吹出詞者、大抵和吹出也、

吹結(ムスブ)　教訓抄、柳花苑ノ條ニ云、此曲、樂拍子大曲吹ヲ以テ正說トスル歟、ヲセカコ也、故者、其詞ヲ案ズルニ、皆吹結バルナリ、ヲセ羯鼓ノ樂、其調ヲ吹結也、又結ブトノミ見ヘタルハ、續教訓抄皇帝ノ條ニ、知足院禪定殿下仰ニ云ク、此曲ハ五帖トテ習也、此序

ノ綺ニハ、延ツヤ吹コトノ在也、就中五帖ノ雙調音ニ成果、性念ナク吹ハ、何爲ニ舉、其醉ナ吹アワヘスベキ也、又狛光季云、此曲ハ序ノ目出キナリ、戸部ノ正清等ハ、序ヲ不可思議ニ吹タルゾ、サワサワ結テハ、吹延ルコトノ心モ不及吹シナリトミヘタリ、イカニモ序體ノ曲ノ、調多ク手品ノ長カルベキヲ、タヾミニ短促ニ爲スノ稱ニヤ、

吹延(ノブル)見上

吹棄(スツル)吹切ノコトナリ、續敎訓抄曰、サゲ篳篥ト云コトハ、只拍子吹ニ有也、笛ノ吹業ル所ニ、篳篥留テ、詞ナサヘヅルナリトアリ、

吹渡 青海波ノ舞曲ノ次第ノ中ニアリ、音取ノ如キ短カキ詞ナリ、三管共ニアリ、其事ハ、仁智要錄、類箏治要、敎訓抄等ニ詳ナリ、敎訓抄ニ、次吹渡、注ニ、樂末、只拍子吹トアリ、

吹止 諸曲ノマサニ吹終ラントスルトキハ、多分皆其調ノ宮聲ニテ吹キ止ムナリ、笙及笛ニハ、其吹止メノ様アリ、其中ニ蘇合、或ハ橘李花、劍氣褌脫ハ、各別ニ吹止ノ様アリ、又調子、或ハ樂曲ノ中ニテモ、其曲中ニテ止ムルトキニハ、必其吹止ノ手品ノ様アリ、各々樂家錄第五卷ニ詳ナリ、

息入(イキイレ)吹キコミヲイフ

息ヲ入ル コレハ上トハ同ジカラザルニヤ、懷竹抄曰、宗俊大納言ハ、雙調渡物ヲバ、息ヲ小入レタマハズ、又云、知足院殿ハ、御息ヲ入レ給フ、甚以テ目出タカリキ、

息籠(イキコメ)管ヲトリテ吹クノ間ニ於テ、其氣息ノ術且ナラズシテ、己ガ體中ニ充實スルガ如キ習ヒノ名ナリ、其ナラヒ皆師傳ヲ守ルニアラザレバ得ガタシ、管籥ノ要領是ナリ、以テ本トス、

突息(ツキイキ)續敎訓抄、春鶯囀古口傳云、颯踏半帖、奧初頭(ハシメツカタ)突息ニ吹之、此吹様大曲ニアラズ、凡大曲ノ法、息ヲ突カズ、息ヲ停滯セズ、サラ〳〵吹渡ス者ハ、大曲ノ法ヲ背ク云々、

伏息(フキイキ)古今著聞集曰、元正云、またくあやまらざる事也、申さるゝごとく、傳ふる所まことにかはらず、されども、面笛正清なり、その伏息の程なら元正にゆづる、吹き出には、人の說をふかずして、豈他說を用んや、

作息 懷竹抄ニ、コシラヘテ吹クト云モノ是ナルベシ、

三管吹法

大曲吹 大曲ノ中ニオヒテ、音節促迫ニ吹ク體ノ所ヲ斥ス也、(中略)サラサラト停滯ナキスガタノコト、前ノ突息ノ下ト參考スベシ、

於世吹 上ニ同ジ、又說吹、或ハ迅吹ニ作ルト、龍笛樞要錄ニミヘタリ、サレドモ古クハ音聲吹ニ作ルト、吉水院樂書ニミヘタリ、曰、オゼ吹トハ、女房ノ云ハジメタリケル也、本ハ音聲吹ナリト、定能ノ大納言イハレケリトアリ、モトヨリ樂ヲサシテ音聲トイヘバ、其義ハ樂吹トイハンモ、同ジカルベシ、(中略)龍鳴抄、團亂旋ノ條下ニ曰、一帖序吹、二三帖樂吹、但末四拍子序吹、如皇帝四帖トアリ、コノ樂吹即於世吹ヲイフ、類聚治要、團亂旋ノ條ニ、序三帖、第一帖始終曳累操、第二帖大儀操、奧五拍子曳累操、第三帖大儀操、反付二帖、是喚頭也トアルヲ以テ、二書ノ說ヲ比較スレバ、樂吹ノ一名大儀操ナルコト明白ナリ、○中略

望吹　迅吹　儀之操　大儀操　音聲吹 共ニ上文ニ見タリ

樂吹 見上○中略

序吹 序ハ一體ノモノニシテ、曳累操ト稱ス、又大曲ノ中ニハ、終ニ必序吹アリ、イヅレモ退吹ニスルガ習ナリ、

曳累操 上ノ一名ナリ

中曲吹 中曲、樂拍子、延物ノ吹キ方ナリ、吉水院樂書云、中曲吹ハ由利吹、

由利吹 見上、由利ハ、舒緩ノ義、ユルヤカニ延ベ吹クニヨルノ名ナリ、樂家錄曰、(中略)謂由利者、假名書也、本緩吹也、以其緩舒吹之也、

緩吹(ユリフキ)見上

延吹(ノベ)太秦氏篳篥譜、蘇合三帖ハ、太曲延吹、

退吹 調子、又ハ序、延只拍子等ノ吹キ方ナリ、コレラハ樂管一同ニ吹キソロヘガタキニヨリテ、音頭ヨリ次第ニ少シヅヽオクレテ附ケ吹タ、コレヲ退吹ト云フナリト、樂家錄ニミユ、○中略

追スガヒニ吹 按ズルニ、コレ退吹ノコトナル歟、龍鳴抄ニ、陵王荒序ノコトヲアゲテ云、この荒序せんとては、こえなとる、まづ笙、つぎにひちりき、つぎに笛、おひすがひにはじ

めたれど、一所にはつべしトイヒ、又青海波ノ條ニ、(中略)はじめはおひすがひになの〳〵吹、いづれも、はてはなの〳〵ひとつにはつる也トアリ、　連吹(ツラネフキ)略○註　重吹(シフキ)舞楽ノトキ、舞曲オハリテ、舞人マサニ入ランドスルトキ、又其曲ヲ奏スルノ名ナリ、○中略　追吹(オヒフキ)陵王等ノ亂序ニ、且ツ吹キ、且ツ止ムノ吹キ方ナリ、コレヲ追吹トイフナリ、追スガヒニ吹クトハ、別ナルベシ、　寄吹(ヨセフキ)略○註　道行吹(ミチユキ)青海波ノ舞曲ニアリ○中略　懸吹(カケ)吉水院樂書、懸吹、四條殿ノ御説、急吹有レ説、懸吹トハ樂拍子ヨリ吹ノ内ニ、只拍子ヲマセテ吹チ云ナリ、　早吹迅速急疾ノ吹キ方ニシテ、於世吹ト異也、

〔續教訓抄十一上吹物〕○○○○三曲吹樣者

音聲吹ヲモテ、大曲吹ト號ス、由利吹ヲモテ、中曲吹ト號ス、常ノ樂拍子ヲモテ、小曲吹ト號ス、

四大曲者

蘇合　春鶯囀　皇帝　團亂旋

十一中曲

五常樂破　春楊柳　夜半樂　輪臺　青海波　朝小子　林歌(單中大曲也)　羅陵王破　新羅陵王破

王昭君破

五中曲者

甘州　柳花苑　師子破急　蘇合急　合歡鹽

三喘吠

陪臚　輪鼓褌脱　蘇莫者

二仲吠

拔頭　還城樂

又順吠

胡飲酒破　劒氣褌脱

中曲六十一

但切々六十六半也、三臺二帖、皇麞八帖、萬秋樂切々也

小曲三〇(三恐、二〇誤)十二

但廿一也　一者、以前樂急共也、

連詞安摩

大曲四　中大曲十二　中小曲五　中曲六十一　喘吠三　仲吠二　小曲三十(但廿)　連詞五

亂序　序曳絫也

〔五重十操記〕一操〇(七〇體〇加三〇、差爲二十操一)

大曲、殊息强吹也、有本末、(本息頭當拍子、末息小息也、)▽•▽•(本末本末)

中曲、始和終强息也、譬如松風凉强也、△△(末本末本)譬大曲迻息也、

小曲、詞和、每詞當小拍子、無小息、譬〇•〇•

中絃、拍子二重打也、其息差小曲少强延吹、末息重打拍子間許延也、又无聲間如此也、譬▽•▽•▽•▽•

喘吠、拍子二重打間、從中吠早也、末息短、重打拍子間、二許早也、譬五拍子物也、是八多良拍子之樂也、

陪臚、輪皷褌脫、蘇莫者等也、▽•▽•▽•▽

曳絫、引重々々吹也、但息差引所和重所强也、如只山川、

連詞、此體各別也、委細各可見注也、

中大曲、拍子程間息差如大曲、但少可和吹也、

中小曲、不可欲中大曲似、何況不可欲大曲似、是和吹故也、(只中曲者逆體曲也)

中吠、拍子二重打間、從中絃早、從喘吠延、又末息差從中絃短、從喘吠長也、只重打拍子之間一半也、譬

四半拍子也、譬(一)▽•(二)▽•(三)▽•(四半)▽•

右此說最可秘、口傳不過之、當道常閑談間載寫之、笛家正說無類者也、

十操重註七則
大曲大圖操　中曲中圖操　小曲小圖操　仲絃仲絃操　喘吹喘吹操　曳累曳累序操　連詞連詞調子操　等也
三差、中大曲、中小曲、中吹、
大曲者、每詞强押、每詞當小拍子無小息、所謂於四箇大曲努々不可吹只拍子、但於蘇合、羯鼓、八聲有之、大曲樂破知之、
中曲者、詞末當小拍子、詞末有小息時次詞小拍子可當三、或小息之末置拍子、次句不當三、大曲樂二帖知之、
小曲諸詞緩閑、每詞當小拍子、末息少延也、是不可吹只拍子、大曲樂急知之、
中絃者、只拍子異名也、中絃事、隨時可爲只拍子樂等也、打重二拍子間、閑可吹延、末息强、永不可延、似喘吹操、大曲樂一帖知之、
喘吹者、雖似中絃拍子、二拍子打早重不延末息、但蘇莫者等也、大曲樂三帖知之、
曳累者、謂之序吹物也、是曳累云々、大曲樂知之、
連詞者、謂是調子吹物也、是連詞云々、又云、亂聲者、雖似連詞是別、非連詞非曳累也、是亂詞云々、又安摩、亂序者連詞也、
三差者、仲大曲、仲小曲、仲吹等也、
中大曲者、四箇大曲外大曲、名中大曲、是雖云中大曲、無指用者、如普通而不可吹只拍子云々、頗於四箇大曲只拍子努々不可吹也、大曲樂破知之、
中小曲者、乍小曲閑可吹、無末押息、隨時可用只拍子也、
中吹者、謂喘吹樂、或時有用只拍子事、雖然普通不可吹只拍子、喘吹之樂中、有用只拍子等也、口傳云云、拔頭、還城樂也、

〔樂家錄三十三 管總論二〕第十二 構管之法

三管、其構管時、臂易下也、大抵可使在于乳下一寸許乎、尤手頭曲折禁之也、笙者其形易傾、當直之、篳篥笛者、管末易下也、篳篥者可使在于乳與頤間、笛者可平直構之、且管末易前出、可以膝爲法正之、是皆其大概也、畢竟以其體宜爲佳乎、

第十三 息籠之法

息籠之法、有或令息滿腰滿臍、然畢竟息籠有習而無習、唯可以氣爲主、氣滿體則息自實、其於管氣至則息自至、每指息滿而覺當觸指頭、如此則聲響自可華麗、然其華麗者未免聲音用力、不可謂善々者、唯至此關而後初可窺律聲根源耳、又曰吹管時可窄塞尻穴、如此精氣無漏而管聲可實矣、

莊子大宗師云、眞人之息以踵、衆人之息以喉、屈服者其嗌言若哇云々、

第十四 管孔手指上下之法

凡管孔強推之、則息被擬指而其聲怒也、弱塞之、則息滿而有薄聲也、量其中可也、知其中之大概、強推或弱推則指與息不和、故聲音不好也、宜息和指指應息、如此則每指受息、息濕響指頭而自聲音可好、是其大抵也、積功久則其妙亦自可得焉、〇中略

第十八 奏中華曲音取之法

凡謂音取者、約其一調之聲音奏之者也、奏樂時、每調始必奏之、但本式則奏調子也、奏音取耳者略法也、

次第、笙、篳篥、笛、羯鼓、琵琶、和琴、箏也、各一人奏之、不用類管、

發音之法、各待奏前管一兩手而次第始之、其法詳在各卷、故向末不均、且其詞亦有長短之異、因前管者欲吹延之、與後管均終、是其一法也、

第十九 奏中華曲調子之法

調子一名品玄、奏樂每調始奏之、略之時音取也、舊記曰、謂品玄者品類也、聲律區別各有品類、玄者聲音玄妙之謂也、從于其品類約其聲律之玄妙奏之義也、

次第先笙發聲、(類管次第附退吹、凡至于五句許、不止聲、)次篳篥、(類管次第附退吹至于三句也、但一句二句之終類管早止聲也、此一句之間鞨鼓取拍、以中指彈草調其音、)篳篥一句將吹終時、笛奏音取、少後之而鞨鼓擊音取、(其終與笛均止)笛不止音而連吹于品玄、(類管次第附退吹至于終不止音)鞨鼓、篳篥、(間笛品玄鞨鼓擊之、篳篥亦然、)琵巴、和琴、箏、至于是次第彈之、(類鼓次第退彈之)至于終句止之法、絃管共頭取人奏終之、

略法、笙三句、篳篥一句、(已上各類管至于鞨鼓、其法同于右、)至于笛及鞨鼓絃、皆音取耳奏也、(各一箇而不用類器也)

凡次第篳篥一句將吹終時、笛奏之、少後之而擊鞨鼓、絃類續于鞨鼓彈之也、

第十二　奏高麗曲音取及調子之法

凡高麗樂爲笛篳篥之曲、因雖音取及調子不用笙聲也、絃用琵巴耳、不用箏和琴也

次第笛篳篥琵巴三之鼓也、蓋不似于中華之曲、笛發聲之後、附篳篥而兩管均合終也、琵巴及鼓者如中華之音取無異儀、

打物

〔歌儛品目五上奏樂汎稱〕打物(ウチモノ)(鐘鼓ノ通稱ナリ、新儀式ニ、承香殿西欄下、不立鼓所、打物皆在其間、又樂書ニ、打物簡要抄、打物案譜等ノ書アリ、)

〔歌儛品目三八音紀原〕革。類。(太鼓　壹鼓　鞨鼓　二鼓　揩鼓　四鼓　鷄婁　鼗鼓)

〔倭名類聚抄四音樂〕鐘。鼓。類。第四十六

鼓　大鼓　揩鼓　鞨鞁　鼗鼓　腰鼓○(節略)

〔拾芥抄上末樂器〕鼓(壹鼓　麗鼓　奚婁　鞆鼓　三鼓　旅鼓　階鼓)

○按ズルニ、階鼓、麗鼓、鞆鼓ハ、楷鼓、鼗鼓、鞨鼓ノ誤寫ナル可シ、旅鼓ハ未ダ攷ヘズ、

〔殘夜抄〕打物の事、うち物おほかれど、この朝にのこる所、鞨鼓、大鼓、鉦鼓、一鞁、三鞁、奚婁、大拍子、銅拍子、反鼻、笏拍子、方磬、おほやうこれらにすぐまじ、たゞし方磬は大鼓鞨鼓の定と打物とは申まじ、

〔日本書紀神功九〕十三年二月癸酉、太子(應神)至自角鹿、是日、皇太后宴太子於大殿、(中略)武內宿禰爲太子答歌之曰、許能彌企塢、伽彌鷄武比等破、曾能菟豆彌、于輸彌多氏氐、于多比菟菟、伽彌鷄梅伽墓、許能彌企能、阿椰珥于多娜濃芝作沙、

〔釋日本紀和歌二十四〕曾能菟豆彌、其鼓　于輸彌多氏氐、立臼也、私記曰、師說古時臼邊立鼓、以其聲助杵歌也、

〔古事記中應神〕於吉野之白檮上作橫臼而、於其橫臼釀大御酒、獻大御酒之時、擊口鼓爲伎而歌曰、(歌略)

〔古事記傳三十三〕擊口鼓は書紀には打口とあり、今世に舌鼓を打つと云ふわざか、又上下の唇を彈て、音をなすを云か、(略)○(註)いかにまれ然する意は、酒を飮て、甘美き貌をなすなるべし、

〔倭名類聚抄四鐘鼓〕鼓　蔡邕獨斷云、鼓、(公戶反、和名都々美、)黃帝臣岐伯所作也、

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕愚謂、都都美以其音得名、都曇鼓亦以音得名、其名適合耳、非依都曇鼓名都々美也、猶鷄鴉以鳴聲得名、加介、加良須、亦以鳴聲得名、然皆自皇國之名、非依鷄鴉字音得是名也、(中略)○所引文原書不載、按風俗通云、鼓不知誰所造、通典引世本云、夷作鼓、玉海引世本云、巫咸作鼓、三說雖異、皆不云岐伯所作、宋書樂志云、鼓吹、蔡邕曰、軍樂也、黃帝岐伯所作、所引蔡邕語當是月令章句文、蓋源君引之、以其云蔡邕、偶誤歸之獨斷、且脫吹字、衍臣字也、

〔段注說文解字五上鼓〕鼓郭也、(城𩫏字俗作郭、凡外障內曰郭、自內盛滿出外亦曰郭、郭廓正俗字、鼓郭疊韵、)春分之音、萬物郭皮甲而出故曰鼓、(風俗通全用此說、)从壴、(鼓必有虡也、)从中又中象𠂹飾、又象其手擊之也、(略)○(註)周禮六鼓、靁鼓、八面靈鼓、六面路鼓、四面鼖鼓、皐鼓、晉鼓、皆兩面、(六鼓見周禮、鼓人六面四面兩面、鄭與此同、)凡鼓之屬皆从鼓、

〔釋名七釋樂器〕鼓、郭也、張皮以冒之、其中空也、

〔干祿字書上聲〕皷鼓(上俗下正)

〔伊呂波字類抄都雜物〕鼓(ツヾミ、大鼓、細腰鼓、有一二三等名、)　鼙(已上同、大鼓也、)

三鼓
雜載

〔易林本節用集器財〕鼓（ツヾミ）

〔日本釋名下雜器〕鼓（ツヾミ）　皮にて兩のはたをつゝむ

〔東雅七器用〕鼓ツヾミ　義不詳、倭名鈔に見えし鐘鼓之類、其義自ら明かなり、釋するに及ばず、東國の俗に、盤に水を盛りて、其中に小しきなる麻笥（ヲケ）を內向（ウツム）けて浮べ置き、其底を鎚つに、鼓の如くなる音すろなり、それをばウケ（ゲウ）といひて、これ鼓の始也といふなり、土俗の說に出し所なれど、ウケといふは、天鈿女の神覆槽（ウケフセ）置て蹈とゞろかされしといふ事のそのウケといふに同じく、またツヾミといふも、水によりてなづけしに似たり、　我國の樂舞は、日神、天磐屋戶を出で玉ひし時に群神歌舞はれしとみえしが如き、其事の聞えし始也、外國の樂舞を傳へし始不詳、樂舞すでに傳りたらむには、其器また傳りたりけむ、云ふに及ばず、日本紀に據るに、欽明天皇の御世に、西藩其國の樂人して依番上下せしめしと見えたり、推古天皇の御世に、百濟人味摩之來りて、吳の伎樂を學得し由を申す、よりて少年を集めて、始て其舞を傳ふと見えしは、我國の人、唐樂を傳へし始なるなり、其後唐國に赴きて學得しが如き、其人少からず、

〔倭訓栞前編十六都〕つゞみ　日本紀に、もと皷を訓せしは大皷也、萬葉集に、皷のおとはなるかみのといへり、今小皷をいふ、都曇の音也といへり、曇をつみとよむは、阿曇をあづみとよめるがごとし、唐書に、天竺伎有都曇皷と見え、白孔六帖に、都曇荅臘、本外夷樂、都曇似腰皷而小、荅臘卽蜡皷也といへり、倭名抄に、腰皷を三のつゞみ、大皷を四のつゞみとよみ、細腰皷有一二三之名、皆以應節次第取名也とみゆ、

〔歌儛品目八鐘鼓節拍〕鼓類通稱　壺（ツボ）又坪ニ作ル、大鼓ノ節ヲ斥ス辭ナリ、又外ニモ通ズ、○中略　揚（アゲ）樂ノ地拍子ノ末ニ至テ、加ヘ拍子ヲ打ソムル所ヲ斥スノ辭、コレヲ拍子ヲ揚ルトイフ、　加（クハヘ）又地拍子ノ外ニ打チ加フルヲ稱スルノ名ナリ、其法ハサマ〴〵アリ、各條ノ下ニ注ス、　雌（メ）拍子左手ニテ擊チソムルヲ、雌拍子ト云、　雄（ヲ）拍子雌拍子ニ連續シテ右手ニテ擊ツヲ、雄拍子ト云、

〔樂家錄二十五三鼓總論〕夫羯鼓、太鼓、鉦鼓者、雖其器各異、而擊之爲節、皆同類也、

〔和漢名數器服〕八音五經通義　金（キン）鐘兌　石（セキ）磬乾　絲絃離　竹（チク）管、籥、震　匏（ハウ）笙、竽、艮　土（ド）塤坤　革（カイ）鼓坎　木（ボク）柷敔巽

〔幾夜抄〕樂器の事、樂器には八のしなあり、金。石。絲。竹。匏。土。革。木。なり、金のうちに、又五しなの物あり、今は世にたえにたる物どもなれば、ふるふみの事を見をよびて、をろ〳〵申べし、一には鐘。これはつきがねとよむ、もし是がちいさきか、聲々なる十二あることありけるにやと見えたり、今はつたはらねば、本文申て用なし、二には鏞。これ又つたはらず、つゞみとおなじやうにならすとかや、三には鐲。これもつきがねのちいさきやうなるを、なかをつきつらぬきたるやうにて、つゞみに是もおなじきか、本文には鐲は鉦なりとぞあんめる、いままたつたはらず、四には鐃。これは與言供養にうつねうばちといふ物ある、その文字と同樣なれど、さにはあらず、すゞのしたなきがごとしとあり、つゞみを打やませんとて、是をならしけるにや、いまにつたはらず、五には鐸。是又大なるすゞを鼓と同じやうにならしけるにや、廣隆寺修正の初夜のをこなひの亂聲に、たいこをうつ、うでにおほきなるくろがねのすゞをゆひつけて、大鼓と同じやうにうつにぞおもひあはせられておかしき、なにとなき事にもかたきある事のいでくるよ、石には〈虫損〉たとへば、いまのほうきやうこのてい〈虫損〉ひき物なるべし、六あり、一には琴。たえたり、〈中略〉○二には瑟。これやうやうあるか、〈中略〉○三には箏。〈中略〉○四には、比。巴。〈中略〉○五には箜。篌。是又つたはらず、むかへかうにむまぐはといふ物に似たるこれなり、竹、一には篪。といふ物、たえてなし、二には笙。たうじあんめるは、ふしあるかたをばしりと申候ぞよ、三には籥。これ又なし、四には簫。又これなし、〈中略〉○五には管。これ又なし、やうありげなれどもくはしくせんなし、六には篴。これ又しらず、あしの葉をまきてふくなどいふていの事にや、匏〈虫損〉のたけたてたる物なり、いまは木にてつくる、二には簧。これもさうのふえていの物、たえたり、三には竽。これ又おなじていの物か、此書管宮在其内とかや、土一には塤。つゞみのやうなる物、二のつゞみといふはこれとかや、これなし、二には缶。本文に瓦器なり、これ又しらず、ゑうなし、革一にはつ。ゞ。み。二には鞞。これもつゞみ、やがて大鼓なりとぞある、三

には、韶。これもつゞみをうたせんれうとは、本拍子のていかおぼつかなし、つたはらず、木一には祝。敔。これ又しらず、たゞすべて拍子のるいの物か、二には相。これもそのかたちいとえしらず、たゞしかやうの事、たゞすたれてくに、ゝつたはらぬ事申せばえうなし、三には牘。これ又同事、四には應。これもしらず、本文にはながさ六尺五寸、其中有椎云々、五には雅。これもあざやかならず、かたちぬりをけのごとし、なかに有椎とぞあむめる、すべてかやうのふるだちたる事は、しいりたちぬれば、中々つよけみえんとてのふせい、あながちにえうなければ、くはしくさたせずと、なをかやうの事、思だし〳〵申さんに、つくる事あるまじ、のちのよの人の心ども、ゝあしくなりぬべし、〇下略

和琴

和琴ハ本邦固有ノ器ナリ、蓋シ神代ニ肪マル、故ニ太笛ト共ニ、諸器ノ最トナシ、單ニ御琴(コト)ト稱シタリキ、西蕃諸國ヨリ各樂器ヲ貢スルニ及ビテ、特ニ之ヲヤマトゴトト稱シ、和琴、又日本琴ノ字ヲ用ヰル、故ニ又ワゴントモ呼ブ、一名ヲアヅマコト、又ハツマコトトモ云フ、其器タル、多ク祭祀ニ用ヰル、故ニ又神琴ノ名アリ、大ナル者ハ長サ六尺二三寸、中ハ六尺、小ハ五尺八寸、或ハ五尺トス、傳ヘ言フ、太古天鈿目命ノ歌舞ヲ天窟ノ前ニ奏スルヤ、金鵄命、長白羽命、天香弓六張ヲ並ベ、弦ヲ叩テ音ヲ調フ、時ニ金色ノ靈鵄アリ、來テ弓弭ニ止ル、後人桐ヲ斲リテ之ヲ製ス、體ハ箏ニ似テ、首ハ鵄ノ尾ノ如シ、故ニ又鵄ノ尾琴ト云フ、卽チ古ノ遺象ナリ、外面ヲ槽(カフ)ト曰ヒ、左右ノ腋ヲ磯(イソ)ト曰ヒ、頭邊ニ錦ヲ貼ス、之ヲ錦皮(ニシキカハ)ト曰ヒ、絃ヲ承クル者ヲ柱(コトヂ)ト曰フ、楓ノ枝ヲ以テ造リ、高サ二寸二分、下ノ廣サ二寸タリ、其絃ヲ承ル處ヲ岩越(イハコス)ト曰ヒ絃

ヲ結ブ絲ヲ葦津緒(アシヅヲ)ト曰ヒ、絃ヲ發スル者ヲ琴軋(コトサキ)ト曰フ、水牛ノ角ヲ以テ造リ、上下共ニ圓ク、長サ二寸半ナリ、絃ハ凡テ六條、故ニ又六ノ絃(ムツノヲ)琴(コト)ト云フ、コレヲ彈ズルニハ、龍角ヲ右ニシ、鵄尾ヲ左ニシ、其絃ハ前ヨリ次第ニ之ヲ數ヘテ一二三四五六ト呼ブ、而シテ左手ヲ以テ彈ズルヲ折(ヲル)ト云ヒ、右手琴軋ヲ用キルヲ空搔(ムナガキ)ト云フ、其調絃ノ法、神樂ハ三絃ヲ宮ト爲シ、之ヲ一絃ニ合ス、卽チ同音ノ清濁ナリ、次ニ三絃ヨリ二絃ノ徵音ヲ起シ、次ニ二絃ヨリ六絃ノ商音ヲ起シ、次ニ六絃ヨリ四絃ノ羽音ヲ起シ、更ニ三絃ヨリ五絃ノ角音ヲ起スナリ、東遊ハ、六絃ヲ宮トシ、催馬樂、呂旋ハ二絃ヲ宮トシ、律旋ハ三絃ヲ宮トス、餘ハ準知ス可シ、其名器ニ、宇多法師、大嘗會所河霧、鵄尾、鈴鹿等アリ、書司之ヲ掌ル、故ニ此器ヲ謂テフミノツカサトモ云ヒ、常ニ主上ノ御シ給フ所ナルガ故ニ又御手馴(ミタナラシ)トモ云ヘリ、

和琴ノ類ニ天沼琴、天之鳥琴、七絃、八絃琴等アリ、古史ニ散見スレドモ、其形狀今得テ知ル可カラズ、

〔倭名類聚抄 四琴瑟〕日本琴 萬葉集云、梧桐日本琴一面、天平元年十月七日、大伴淡等、附使監中將衞督房前卿之書、所記也、體似箏而短小、有六絃、俗用倭琴二字、夜萬止古止、大歌所有鵄尾琴、止比乃乎古止、倭琴首造鵄尾之形也、

〔伊呂波字類抄 也雜物〕倭琴(ヤマトゴト) 日本琴 同

〔倭訓栞 前編三十四也〕やまとごと　延喜式に和琴と見え、萬葉集に、梧桐ノ日本琴とみえたり、

〔古今和歌六帖 五〕こと

やまとごと人にありせばいか計ことなつかしきことゝ聞まし

〔古事記傳 十〕中昔までは、此倭琴をも、常に弘くもてあそばれて、殊に諸樂器の中の最上と定められしも、神代より深き故ありて、本より大御國の物なればなるべし、さて然重(シカ)くし貴ばれしあまりにや、後世には、其家に深く秘(ヒメ)て、ひろくは傳へぬことになりぬるから、遂に世間(ヨノナカ)には、たゞ名を

のみ聞て、如何なる物とも、その狀をだにしらず、況て彈法知ル人は絕てなく、たゞ其家にのみ傳へて、わづかに神遊などにのみ用ることゝなりぬるは、いとも〳〵くちをしく、心うきわざなりかし、凡て何事もあまり深く秘て、世にもらさぬから、知ル人まれになりもてゆきて、遂には絕るものなれば、貴み重くすと思ふが、返リて賤しめ棄ると云ものぞかし、されば物を重くし貴むとならば、ます〳〵弘く世に傳へて、盛リにせまほしくこそあれ、かゝるめでたき神代の物の廢れて、世に知ル人もなくなりぬるが歎しさに、かく長々とは云なり、さて上代の琴は、木を以ても竹を以ても造りしと見ゆ、木以造リしことは、高津宮段に見え、竹以造リし證は、書紀繼體卷歌に見ゆ、絃の數は六帖歌に、六ツの絃とよめる如く、中昔よりのは六ツなり、上代より然るか、甕栗宮段、袁祁命の御詠言に八絃琴とある八ツは、例の彌の意ならんか、但し東遊ノ歌に、奈々川乎乃、也川乎乃古止乎、之良部太留とあれば、定れる數はなかりしにや、凡ての製も、上代のとは、いさゝか變りきぬる事なきにしもあらじ(中略)河海抄に、和琴ハ、伊弉諾伊弉冉尊御時令ニ作出一給云々と云るは據あるか、もし古き傳へならば、少しこゝに由ありてきこゆ、

〔伊呂波字類抄 和 雜物〕倭琴 ワゴン、或云、長六尺二寸、絃絲二兩、

〔拾芥抄 上末 樂器〕和琴

〔易林本節用集 和 器財〕和琴

〔和爾雅 五 器用〕倭琴

〔歌儛品目 三 八音紀原〕倭琴 又日本琴ニ作ル、我邦所製ニシテ、樂器ノ最トセラルヽニヨリ、先(先下恐脫ニ此字ニ)器ヲ始トス、(中略)今按ズルニ、書紀ノ中ニ、單ニ琴ト稱スル者、往々ミヘタルハ、此器ヲ斥スニヤ、神功皇后紀ニ、九年三月壬申朔、皇后選ニ吉日一入ニ齋宮一、爲ニ神主一、則命ニ武內宿禰一令レ撫レ琴、トイヒ、又應神天皇紀三十一年秋八月、詔ニ群卿一曰、官船名ニ枯野一者、伊豆國所レ貢之船也、是朽之不レ堪レ用、然久爲ニ官用一、功不レ可レ忘、何其船名勿レ絕、而得レ傳ニ後葉一焉、群卿便被レ詔、以令ニ有司取ニ其船材一、爲レ薪而燒レ鹽、(中略)初枯野船、爲ニ鹽薪一燒之日、有ニ餘燼一、則奇ニ其不レ燒而獻之、天皇異以令レ作レ琴、其音鏗々而遠聆トイヒ、マタ允恭天皇紀ニ七年冬十二月壬戌朔、讌ニ于新室一、天皇親之撫レ琴、皇后起儛トモ見ヘタリ、コレ等其製ハ知ル可カラザレドモ、恐ラクハ此器ナルベシ、又古事記顯宗天皇紀ニ、弟將レ儛時爲レ詠曰、物部之我夫子之、取佩、於ニ大刀之手上一、丹畫著、其緒者載ニ赤幡一、立ニ赤幡一、見者五十隱、山三尾之、竹矣、本訶岐苅、末押靡魚簀、如レ調ニ八絃琴一、所レ治ニ賜天下一、伊邪本和氣天皇之御子、市邊之押齒王之、奴末留ト、コ

ノ八緒トハ、必ズ八絃ノ琴ニモアラザルニヤ、東遊ノ二歌ニモ、奈々川平乃、也川平乃古止平、之夏部太留、ト云フモ、七絃八絃ヲ云フニハアラデ、絃數ノ多キヲサスノ辭ナル可シ、我邦ノ古俗、八ヲ以テ盈數トスルコト、哀ハ八十又ハ八百ナド云ノ類、釋日本紀ニミヘタルト、同例ナル可シ、○中略良之(ラシ)略○註　御多良主略○註　東琴(アヅマゴト)略○註　日本琴(ヤマトゴト)　鴟尾琴(トビノヲゴト)略○註　書司(フンノツカサ)略○註　御多奈(ホンタナ)

〔倭訓栞中編二十六〕むつのを　和琴をいふ、和名抄に、體似箏而短小、有六絃と見えたり、新勅撰集に、六の緒のよりめごとにぞかはにほふひくおとめ子が袖やふれつる、

〔古今和歌六帖五〕こと

むつのをのよりめごとにぞ香は匂ふひくをとめ子が袖やふれつる

〔倭訓栞前編二阿〕あづまごと　倭琴をいふ、源氏物語にあづまとばかりもいへり、東琴の義也、此東は西土に對せる詞なるべし、筑紫琴にむかへていふにはあらじ、

〔古事記傳十一〕其天詔琴、○中略上代には、夫婦の結びをなすに、必ず女の親の方より、聟に琴を與へて、其を永く夫婦の中の契とせし事にぞありけむ、其さだかなる據は、未だ見あたらねど、吾妻といふ名の有るも、此故なるべくおぼゆ、後までも倭琴に此名あり、此を中頃東國より奉りしことありし故など云説は、名に付て設たる妄言ぞかし、

〔伊勢集下〕故中務宮より、ことかり給て返し給とて、

あづまごと春のしらべにかりしかばかへし物とはおもはざりけり

〔十訓抄三〕匡房卿、若かりし時、藏人にて、內裡によろぼひありきけるを、さる博士なれば、女房達あなづりて、みすのきはに呼よせて、是を彈き給へとて、和琴をさし出したりければ、匡房とりもあへず、

相坂の關のあなたもまだ見ねばあづまのこともしられざりけり、女房達かへしえせで、止みにけり、和琴をば、あづまの琴ともいふなり、

〔續詞花和歌集雜十六〕人のもとにまかれりけるに、あないして、とばかりやすらひけるほどに、あづ

藤原範綱

まのをとのきこえければいひいれける、

たけくまの松のかせにや通ふらんあづまのことのねこそ聞ゆれ

〔倭訓栞前編十六都〕つまごと　爪琴の義、琴は爪もて彈ずるをもて也といへり、されど、あづまごとの略なるべし、

名所

〔樂家錄七和琴〕和琴之名所

和琴之名所、自上古爲定名者、不過于槽、錦皮、葦津緒、柱、琴軋之五、他者皆後世準于箏而名之耳、故亦無明說、而下頭通葦津緒處、本無定名、或命工作之、不知所以呼之、或不强名之、則所記于左之圖、難得擧其尺寸之法、余〇安倍季尚姑號之曰弰頭、此器本起于彈弓弦、且其處以果李爲表、以黃色之木以爲裏者、似于弓合梓與竹作之、裏面次第切欠之者、似于弰頭、是以私名之耳、

槽　是表方之總名也

通絃孔　是通絃之孔也

龍手（リウシユ）　是本方之足也

弰頭（ハツガシラ）　是非定名、余私所名也、末頭似于弰之形處也、

葦津緒（アシヅヲ）　是於器之末方結纏絃之緒也、

龍背　是裏板也

下樋（シタヒ）　是在于裏板之中長穴也

柱　是乘絃者也

琴軋（コトサキ）　和訓古登左岐、是彈弦之撥也、

龍角　是槽表架小木、乘絃者也

鵐目（シトヽ）　是通絃孔之周角座也

磯（イソ）　是左右腋之總名也

錦皮　是弰頭之邊、以錦張之處也、

龍趾　是末方之足也

音穴　是在于裏板本之方穴也

木度（キト）　是附于裏板之內木也、凡有三、

岩越　是柱之頭作溝乘絃之處也

林鹿　是附于絃端小竹也、一名緒留、

已上名所十七

和琴名所之圖

起原

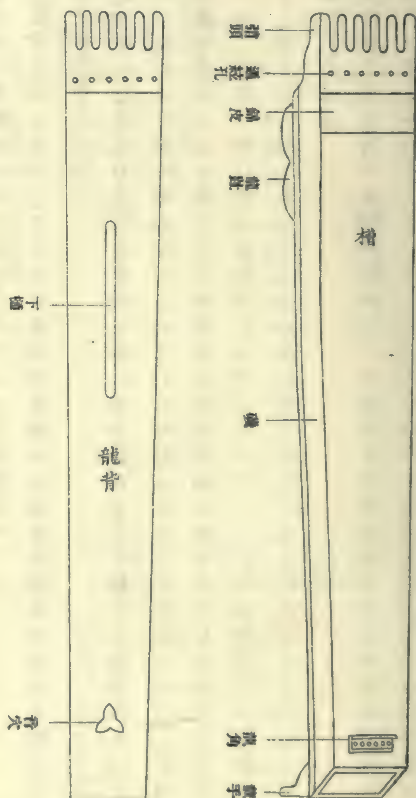
〔日本書紀神功九〕九年〇仲哀三月壬申朔、皇后〇神功選吉日入齋宮、親爲神主、命武内宿禰令撫琴、〇中略因以千繒高繒置琴頭尾、

〔日本書紀武烈十六〕十一年八月、億計天皇〇仁賢崩、〇中略太子〇武烈懷恨、忍不發顏、果之所期立歌場衆、〇中略太子贈影媛歌曰、擧騰我彌儞枳謂屢箇皚比謎、〇下略

〔倭訓栞前編十一〕しとゝめ　腰刀の具にいふ、鵐眼の義なりといへり、倭琴及箏の具にいふも同じ、體源抄に見えたり、

〔河海抄十一常夏〕ひとのくにはしらず、こゝにてはこれを物のおやとしたるにこそあめれ、和琴は伊弉諾伊弉冊尊御代に令作出給云々、仍諸樂器の最上にをかるゝ也、

〔御鎭座本紀〕凡神樂起、在昔素盞嗚神、奉爲日神、行甚无狀、種々陵侮、于時天照大神、赫怒入天石窟、閉



製作

磐戸而幽居焉、〇中略天御中主神（止由氣皇大神是也）太子高皇産靈神、命宣天、會八十萬神於天八湍河原（雲漢是也）深思遠慮、於天原石窟戸前、擧庭火、畢作俳優、猿女君祖天鈿女命、採香山竹、其節間雕風孔、通和氣（今世號笛類是）亦天香弓興並叩絃（今世謂和琴、其緣也）木木合合而、備安樂聲、移和風、顯八音、即猿女神、伸手抗聲、或歌或舞、顯清淨之妙音、供神樂曲調、當此時、欻解神怒、妖氣既明、〇中略故依舊氏之權、猿女氏率來目命孫長倉男女、傳神代之遺迹、而今供三節祭、永爲後例也、

〔元元集（七外宮遷坐）〕或書曰、（神寶日出秘府云々）御琴神金鵄命、長白羽命、（一云、神鵄命裔孫長白琴云々）用天香弓六張叩絃（亦金色靈鵄飛來止香弓之弭、其鵄眼哭、狀如流電、由是作其尾形也、乃有手量大小、及音聲巨細妙音、古之遺式、乃天表也、〇下略）

〔無名秘抄〕一ある人云、和琴のおこりは、弓六張をひきならして、是を神樂に用ひけるを、わづらはしとて、後の人の、ことに作りうつせると申傳たるを、上總の國の濟物の古き注文の中に、弓六張とかきて、注に御神樂の料とかけりとぞ、いみじき事なり、

〔康富記〕文安六年九月十七日甲午、大炊御門殿被仰云、和琴天照大神、岩戸出給候時、神樂器也、弓六張並彈之、依之有六弦云々、

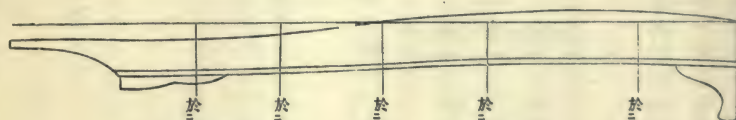
〔樂名考〕和琴は、かたじけなくも、天照大神の、天の岩戸をとぢ給ける時、諸神あつまりて、神めで給ふほどの遊びして、神の御心を、いさめまいらせ給ふ云々、其時の第一のうつわものなり、ふみの中に書載る事、口おしき事なり、此事眞ならば、勿論無勿體、まことなき事ならば、詮なき事を歎するにつきて、樂道の習、口傳相承の類なれば、なげかしくて、かくは申なり、一切の道、秘するにのこる者なり、秘するに絕る者なり、又ふかきに殘る者なり、淺きにたゆるものなり、〇下略

〔樂家錄（七和琴）〕和琴圖

和琴、以桐作之、製法同于箏、（槽製法、詳記之箏卷、因略此、）有藏于官庫和琴號河霧者、今摸其寸尺記之左、

搃長六尺三寸九分、横本五寸一分、末七寸九分、槽厚凡四分許、磯高本一寸四分、末一寸六分、裏板厚

槽中通肉置



於㆓自㆑本一尺㆒末上反六分、

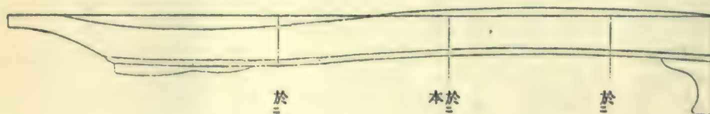
於㆓自㆑本二尺二寸五分㆒末上反六分、

於㆓自㆑末三尺㆒本下反五分、

於㆓自㆑末二尺㆒本下反五分、

於㆓自㆑末一尺㆒本下反四分、

槽兩邊之肉置



於㆓自㆑本一尺㆒末上反一半分、

於㆓自㆑本二尺三寸㆒末與㆓本末之頭㆒其高同之、

於㆓自㆑末二尺㆒本下反二分半、

龍趾幷末木口之圖

厚七分

此間二寸一分

付末一寸五分許而漸圓削之

此處之木口以同板塞之、但餘裏板端一分許、

此間二寸二分

龍趾以果李作之、長五寸六分、横六分高四分八厘、但一分許內附之、

龍手之圖

此横一寸五分四方也

此高一寸八分

以果李作之、附于本方裏板之下、但餘裏板端一分許、

此間五分四方

三分、龍角者、自本去二寸二三分附之、本之木口除五分、而中以板塞之、䏁頭之長二寸五分、此中切割處、一寸六分、横一分半、厚三分九釐、通絃孔、自䏁頭之端去二寸作之、徑三分、以象牙入鵄目、錦皮長二寸三分許、横同于槽横、赤地錦也、龍趾、高四分八釐、長五寸六分、音穴、自本去三寸作之、下樋之孔、長八寸六分、横末八分半、本少狭、柱以楓枝作之、不去皮、琴軋、以水牛角作之、常挾于絃上、但去龍角一寸五六分許、以廣方為後、葦津緒、絞四色之糠絞用之、○中略

龍角之圖

龍角以花李作之、而自器之端隔二寸五分也、長三寸、木口直截之、高五分、外邊上角圓之、横八分、此中爲龍角者、横三分二釐、其餘切欠之、平齊之、卽以爲龍角之座、自槽一分許高通絃孔、在龍角之座、龍角長七分之每分開之、自龍角隔一分半許、而以象牙作鵄目入之、但無座、惟圓作之、其高一分許、○圖略

䯧頭附錦皮之圖

䯧頭表果李、裏用黃楊或白檀作之、果李厚三分、裏木厚九厘許、長二寸五分、本少殺于錦皮之下、故少長作、厚三分九釐、横比于槽横、一分六釐許短之、包磯末端之厚八厘許、而令䯧頭之左右、故如此、六割之、端少圓之、上下端有角、割處長一寸六分、徑一分半、通絃孔自端去二寸作之、孔徑三分、惣横十二分之、而左右之端者、餘一分作之、中四穴者、各隔二分作之、以象牙作鵄目、但不高之、與木均、錦皮者非皮、惟用錦、長二寸四分、横隨槽横、但除兩邊八釐許張之、左右之端、及本方之端、令含撚紙張之、末端不然也、○圖略

音穴圖音穴形狀寸分難記、故假作惣圖、縱長二寸八分餘、横三寸四分、○中略

林鹿製法

林鹿、竹或唐木作之、長五六分、徑一分許、俗謂之緒留、

〔倭訓栞前編三十四〕やまとごと○中略明月記に、和琴之長六尺、鐵尺頭弘七寸、方五寸五分と見え、和名抄に日本琴體似箏短小有六絃、俗用和琴二字と見え、○中略長明が無名抄に、古へ弓六張をならべて引けるより起るよしをいひ、○中略神樂新式によれば、全器と成たるは、神功皇后の時より、このかた成べしといへり、

〔延喜式二十一雅樂〕樂器絃料絲、和琴一面、長六尺二寸、料絃二兩、○中略
右計所須絲、二年一度請受、

〔夜鶴庭訓抄〕和琴

大六。尺。三。寸。中六。尺。下五。尺。八。寸。絃六筋なり、只一二三四五六と申、又名候べし、かぞふるやう、さかさまにかぞふ、樣々の名ありげ也、うらなる穴に、名候とかや、甲には、かはひさぎ、桐くさぎ、

〔體源抄八〕和琴 ○我朝本有之、古神所作也、長五。尺。表五緒也、廣六寸、表六合也、絃柱有六、表六律呂也、○中略

長六。尺。二。寸。絃六筋、

〔出雲風土記飯石郡〕琴引山、○中略古老傳曰、此山峯有窟、裏所造天下大神○大國主之御琴、長七尺、廣三尺、厚一尺五寸、○中略故云琴引山、

〔古事記下仁德〕此之御世、免寸河之西、有一高樹、其樹之影、當夕日者、越高安山、故切是樹以作船、甚捷行之船也、時號其船謂枯野、○中略玆船破壞以燒鹽、取其燒遺木作琴、其音響七里、

〔日本書紀十七繼體〕七年九月、勾大兄皇子○安閑親聘春日皇女、○中略妃和唱曰、莒母唎矩能、簸都西能哿婆庾、那峨例倶屢、駄開能以矩美娜開余嚢開、漢等陛嗚磨、莒等儞都倶唎、須衞陛嗚磨府曳儞都倶唎、○下略

〔萬葉集五雜歌〕大伴淡等謹狀

梧。桐。日。本。琴。一面對馬結石山孫枝也○中略

天平元年十月七日、附使進上、謹通中衞高明閤下、

〔東大寺獻物帳〕檜木倭琴二張頭尾枕脚、並著赤木、上面著縹紙、記五言詩、並納臈纈袋、緋裏、○中略

天平勝寶八歲六月廿一日

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀下

太政官符中務大藏兩省毎省有符

中務省

應造御琴二面

絃

右得神祇官解偁、供奉大嘗會御鎭魂料、依例所請如件者、省宜承知、依件令造充、

〔吾妻鏡 三十一〕嘉禎二年二月十四日辛丑、右近將監多好節、調進和琴太笛等、武州〇北條泰時殊所令自愛給也、

〔倭訓栞 前編 二 阿〕あしづを　鵄尾琴に著る緒をいふと、長暦の官符に見えたりされば足津緒の義なり、

〔體源抄 八入〕和琴

葦津緒 絃ノ末ニイヒツケタル緒也、春ハ蘇芳、夏、秋ハハジ・ハ芳、冬、

〔樂家錄 七 和琴〕和琴圖

葦津緒製法

葦津緒通于鵄頭之通絃孔、結纏緒末者也、絞四色練絞之絲用之、白、黃、淺黃、薄黃四色也、大九分周許、長五尺也、

〇中略

掛絃之法 附 納葦津緒之法

掛絃之法、先本方之通絃孔通絃、自音穴引取、



如此結之、而指入緒留縮之、而於錦皮之上、結續于葦津緒、但裏方、勿出之、而自鵄頭之通絃孔通葦津緒、折掛于鵄頭之表、於通絃孔之際掛留之、絃縮法同于箏、詳于箏卷也、

納葦津緒端之法、至錦皮本方之端、數返纏之、但前方纏之也、其餘三取之、



如此組之、但打餘一寸許可有之、



而緒端於鵄頭之表、挾于葦津緒之下也、前三筋自前挾于向、向三筋自向挾于前也、

〇按ズルニ、葦津緒ハ車ノ飾ニモアリ、器用部車篇ヲ參看スベシ、

〔內宮長曆送官符〕太政官符　伊勢太神宮司〇中略

柱

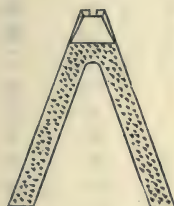
神財貳拾壹種〇中略
　鵄尾琴壹面〇中略
　　在緒阿子津緒、納錦袋、〇中略
　　長暦二年九月七日　　家良

〔新撰六帖五〕こと
夏くればあづまのことのあしづをによりかけてける藤なみの花

〔日本釋名下雜器〕柱　ことのぢう也、ぢは柱也、〇中略和琴にてはつくと云、

〔倭訓栞前編十六〕つく〇中略弓牙、及倭琴の柱をつくといふも、木兎と義同じきにや、西土の書に、筝などみゆ、或は椽をよめり、すべて物の採手などの、ちよと突出たるをもさいへり、
　〇按ズルニ、和琴柱ヲツクト云フ、樂家ノ書ニ見ル所ナシ、恐ラクハ妄傳ナラン、

〔樂家錄七和琴〕和琴之圖
　柱之圖



柱以楓枝作之、不去皮、高二寸二分、下横二寸、木口徑三分、上平齊而乘絃之處彫溝、自上二分之間削四方、刀痕黑之、〇中略

袋及柱包之事

琴軋

袋

柱包、在二器之半一、挟二于二與一五絃一、折口令レ向二于葦津緒之方一、紙惣横一尺七分、其餘皆同二于箏一、因略レ之、納レ柱之法、別無二子細一、頭爲レ右、横納二于二並一也、

〔倭訓栞前編九古〕ことさぎ 倭琴をかく撥の類なり、牛ノ角にて作るといふ、倭琴には搔といひて、彈といふべからずといへり、

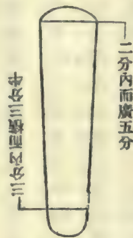
〔歌儛品目四器具名稱〕倭琴

器具〇中略 琴軋コトサキ又琴佐木ニ作ル、和琴ヲ搔ナラス具ノ名也、(中略)按ズルニ、漢土ニモ此器ニ類スル者アリ、三才圖會曰、篡與レ箏相似、七絃有レ柱、用二竹軋一之ト云、一絃多ケレドモ、甚髣髴タル者ナリ、

〔樂家錄七和琴〕和琴之圖

琴軋之圖

琴軋者撥也、以二水牛角一作レ之、厚五釐許、長二寸五分、上下圓作レ之、小方當二于絃一也、



〔源中最秘抄上常夏〕一ことつひいとになくいまめかしうおかし

行阿云、此こと和琴也、〇中略 梓の眞弓をならして、昔のことをいふと云は、神代の起を中也、彼弦打の枝のながさ一尺八寸それを表して、ことのさきは、一寸八分なり、

〔世俗浅深秘抄上〕和琴此國物也、仍袋留モ、又頭ヲ押留モ、不レ用二唐錦一、只如二兩面一ヲ用也、雖レ有二此說一強用二唐錦一、有二何事一乎、

〔花鳥餘情十三初子〕御ことどものうるはしきふくろども〇中略 和琴のふくろは、箏におなじ、或說に、

囊

種類 天沼琴

和琴のふくろには、からにしきをもちふべからず、わが國より、いできたるうつは物なる故といへり、笛の袋、笙の袋もあるべきなり、衣笠の前内府の雜抄に見えたり、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀下

太政官符中務大藏兩省〈每省有符〉〇中略

大藏省

調布一端、御琴二面袋料、

右得神祇官解偁、供奉大嘗會御鎭魂瑪尾琴二面調度、所請如件者、省宜承知、依件充之、

〔本朝文粹十四願文〕清愼公〈實賴〇藤原〉奉爲村上天皇修諷誦文　菅三品

敬白請諷誦事、三寶衆僧御布施、

螺鈿箏琴一張　倭琴一張〈已上各納木蘭地錦袋〉〇中略

康保四年七月七日

〔樂家錄七和琴〕袋及杜包之事

和琴用袋者、近代之事也、被置于清涼殿之御厨子無袋、〈袋製同于箏〉

〇按ズルニ、禁秘御抄ニ、清涼殿殿上六間ノ裝飾ヲ記シテ、和琴置北長押トアリ、本文コレヲ指スナリ、然レドモ製作條引ク天平勝寶八歲ノ東大寺獻物帳ニ、倭琴二張並納﨟纈袋トアレバ、古モ亦袋ヲ用キシヲ知ル可シ、

〔歌儛品目四器具名稱〕倭琴

器具〇中略　臺〈大嘗會ノ時、和琴ニ臺チ用ヒシコト、兵範記ニミヘタリ、其形製ハ、イカナリケン、〉

〔古事記上〕大穴牟遲神〇中略爾握其大神〈〇須佐之男命〉之髮、其室每椽結著而、五百引石取塞其室戶、負其妻須世理毘賣、卽取持其大神之生大刀與生弓矢及其天沼〈〇沼原作詔、據一本改、下同、〉琴而逃出之時、其天沼琴拂

樹而地動鳴、

〔古史傳十七〕沼琴と云沼は、天瓊戈を、記に、天沼矛と書たる沼と同じ假字にて、瓊を云ふ古言なり、然れば沼琴は玉琴と云が如く、瓊を飾付たる琴なり、〈天沼矛と思ひ合せて辨ふべし、然るに記傳に、詔と誤れる本に依て、詔琴として、解れたる説は信がたし、されど、許登と云名義を解れたる説は、信なひ依べき説どもなれば、今は詔字に就ての説は省き捨て、琴の説のみを此に注しつ、〉

天鳥琴

〔常陸風土記行方郡〕斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇之世、〈○崇神〉爲平東夷之荒賊、遣建借間命、〈○中略〉建借間命大起權議、〈○中略〉飛雲蓋、張虹旌、天之鳥琴、天之鳥笛、隨波逐潮、杵島唱曲、七日七夜、遊樂歌舞、

鵄尾琴

〔倭名類聚抄四〕〈琴瑟〉日本琴〈○中略〉　大歌所有鵄尾琴、止比乃乎古止、倭琴首造鵄尾之形也、

〔倭訓栞前編十八〕とびのをごと　延喜式に鵄尾琴とみえたり、和名抄に、倭琴首造鵄尾之形也といへり、神武紀に、金色の鵄、天皇の弓弭に止しことと見えたり、琴の起りは、弓を並べたるといふことあれば、是其義に據りしなるべし、内宮の御神寳にもあり、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕鵄尾琴四面、令内匠寮造、送神祇官、

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寳二十一種

鵄尾琴一面〈長八尺八寸、頭廣一尺、末廣一尺七寸、頭鵄尾廣一尺八寸、〉

〔内宮長暦送官符〕太政官符　伊勢太神宮司〈○中略〉

神財貳拾壹種〈○中略〉

鵄尾琴壹面

長八尺八寸、頭廣一尺、末廣一尺七寸、鵄尾廣一尺八寸、以鹿角入緒穴幷筋、上下以黑柿幷黃楊木作著、塗赤漆、左右喬塗黑漆、在緒阿子津緒、納錦袋、〈○中略〉

長暦二年九月七日

七絃琴　八絃琴

〔東遊歌圖〕二歌

衣引和（我夫子）可世古於引加安引介（今朝）左安乃古於引止天衣引者、引、（已上獨歌、此後同音可稱安者禮、但歌者不止、可唱後調、）○奈（七以後同音）○奈川○

○乎（絃）於引乃、於引也○川（八絃）乎於引乃引○古（琴）止於引乎、於引之（調）良安引部衣引太安引留引古止於引也、安引奈

乎引於可引介衣引也、引安安末安乃引於引可安引川引乃於於介衣也（自可川乃至也調、獨上音、自餘同音、皆低音、）乎引

乎引乎引乎引、（已上平振同音）

〔古事記　下清寧〕爾山部連小楯、任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂、於是盛樂、酒酣、以次第皆儛、〇中略次弟宗〇顯將儛時、爲詠曰、山三尾之竹矣、本訶岐（此二字以音）苅、末押靡魚簀、如調八絃琴、所治賜天下、伊邪本和氣天皇之御子、市邊之押歯王之、奴末爾、

〔拾芥抄　上末樂器〕名物〇中略　和琴

宇多法師（寛平法皇貴重餘有此名）　大嘗會所琴　河霧（上東門院御相傳、今在攝錄家）　宇多（入寛褐袋）　朽目（入同袋、或朽部）　鵼尾琴（內敎坊所分）　二張（無名、已上承平四九五入目錄）　松風　大面　朝倉　五絃　七絃　新造　押物　鈴鹿

仁和寺御贈物琴　無名（已上十三面內、累代二面也、延喜九年目錄）　和琴三張（一袋、康保四年五月十六日御倉）　井上　漁父　舊上

〔江談抄　三雜事〕名物〇中略　和琴、

井上　鈴鹿　朽目　河霧　齋院　宇多法師

鈴鹿河霧事

和琴ハ鈴鹿、是累代帝皇渡物也、河霧、故上東門院ニ渡テ令持給之時、故大臣殿、任右大臣、令初參給、引出物ニ被獻、仍在殿下、宇多法師、寛平法皇御和琴也、御遊之時、先御多良志止召云々、

〔絲竹口傳〕和琴寶物ノ事

鈴鹿、河霧、宇多法師也、鈴鹿ハ代々ノ御門ノ、ワタリモノ也、河霧ハ、上東門院ニアリケルガ、今ハツタハリテ藤氏ニアルベシ、宇多法師ハ、寛平法皇ノ和琴也、富家殿オホセラレケルハ、鈴鹿ハ、藏人藤原國近ガ、油カケテ後、ナラザリケルガ、今ハ鳴出タリトナン、

〔禁秘御抄上〕一鈴鹿

與玄上〇琵琶同、累代寶物也、但毎年御神樂萬人用之、子細不及玄上、

〔公事根源十二月〕内侍所御神樂

人長す丶みて、ひざつきなどしかせ、鳴高などいましめて、次第にめす、笛、篳篥、本末の歌、和琴、次第にひざつきにつきてつかうまつる、人長おほするにしたがひて笛、和琴、拍子、本(モト)にさぶらふ、末のひやうし、ひちりきは、末につく、和琴は位によらず、本の座の上に著す、鈴鹿を給ふ故とかや、

〔花鳥餘情十九藤裏葉〕御記云、延喜八年節會、雅樂寮立樂、後召和琴、宇多法師、書司、唱歌、於本座奏之、

〔源氏物語三十三藤裏葉〕うへの御あそびはじまりて、ふむのつかさの御琴どもめす、〇中略うだの法しのかはらぬこゑも朱雀院はいとめづらしく哀にきこしめす、

〔樂家錄七和琴〕持和琴進退之法

此器〇神樂所用和琴有名河霧官物、而毎度雖被用之、萬治四年燒失、因今所用官物新器也、

〔花鳥餘情十繪合〕李部王記、承平四年新嘗會、勅召書司云々、稱唯、仰云、御。手。奈。良。之万爲禮、書司卽取朽。女、倭琴名置之御前云々、

〔源氏物語二十六常夏〕あづまとこそ、名も立くだりたるやうなれど、御前の御あそびにも、まづふんのつかさをめすは、人のくにはしらず、こゝには、これをもの丶おやとしたるにこそあめれ、

〔花鳥餘情十五常夏〕ふんのつかさは、男官をば圖書寮といふ、女官をば書司といふ、和琴をば、書司の女房あづかり申也、名をば御たならしといふ、又朽女、或宇多の法師など、和琴の名物なり、我國より出來たる、うつは物なるによりて、いづれの樂器よりも上におかる丶事となれり、さるによりて、是を物のおやとするともいへり、

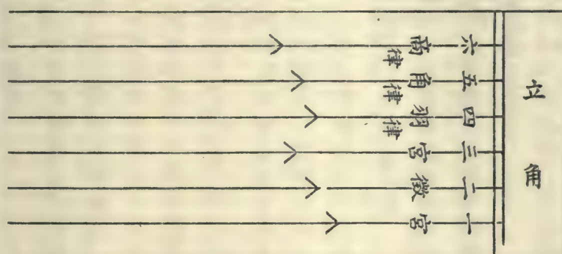
〔枕草子五〕御まへに候ものどもは、琴も笛も、皆めづらしき名つきてこそあれ、〇中略わごんなども、

くちめ、しほがま、ふたぬき、うだのほうしなどぞきこゆ、

〔倭訓栞前編十一志〕しほがま　鹽盤をいふ、鹽を燒ク竈也、○中略箏の名にも見ゆ、拾芥抄に出たり、枕草紙には、和琴の名とせり、

〔伏見院御記〕正應二年二月十六日丙寅、自院深草○後賜和琴一張、朽目○○朝部、鳥羽寶藏在之、觀行幸、被出之也、爲爲聞其音召寄行朝臣聊令彈之、音聲誠以不混俗者也、

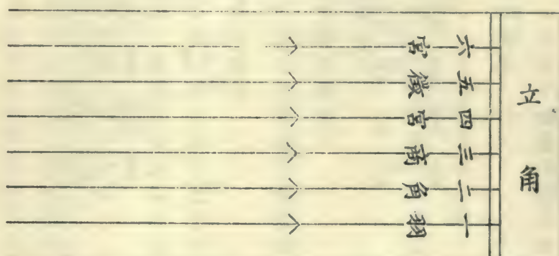
〔體源抄八ノ二〕和琴我朝本有之、古〈神ノ所作也、長五尺、表五行、廣六寸、表六合、絃柱有六、表六律呂也、〉



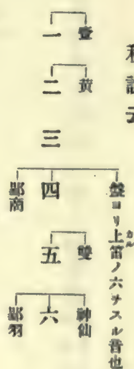
巳上絃之案譜ノ次第如此、自外搔內、自內搔外也、搔〈皆同〉彈也、有小爪曲、

調次第　以二一三一同音為二甲笛宮、干、調一二乙笛徵、中、以三為乙調五甲笛角律、夕、以五為乙調四甲笛羽律、六、以四為乙調六甲笛商律、上、　已上太笛平調位、當二横笛壹越調一也、○中略

東遊和琴調ハ、雙調呂也、件ノ笛○中略ハ、狛笛ヨリハ太ク自二横笛一ハ細キ笛也、



秘說云



調次第

以五為乙調六甲、以六調四、同音以一笛調二二三三一ハ笛ハ笛

六四リ、六四五リ、ト爪調スルナリ、

角二商三角二徵五角二商三角二宮六宮四宮六宮四羽一羽一角二商三宮六宮四宮六宮四或徵五若略之

已上如此

〔樂家錄七和琴〕和琴調之法

神樂者、黃鐘爲レ宮以歌レ之、故和琴第三絃定二于黃鐘一、而爲二律之調一、本朝樂工、有下爲レ律爲レ呂之調上、未レ知二其所一二以然一、其五聲之法者、商與レ角、羽與レ宮之間、隔二二律一、其圖擧二之左一、又曰、此器持レ撥彈レ之、然調之時用レ指也、指者用二大指中指之二指一也

二合	三合	六合		三合	三合
商	角	羽	宮	徵	宮同
六	五	四	三	二	一
太簇	仲呂	南呂	黃鐘	林鐘	黃鐘

右調之、第一先以二三絃一定二之宮音一、用二中指一也、次二自レ三生、用二中指一、一者用二大指一也、次六自レ二生、用二中指一也、次四自レ六生、用二大指一也、次五自レ三生、用二中指一也、次一自レ三生用二大指一也、已上中略○

東遊和琴之法

抑東遊○中略上古用二和琴一乎、體源抄有二調法一、今代所レ奏、舞人四人、歌方、笛、本別有二此笛一、近代斷絕、不レ知二其形狀一、今所レ用者、高麗笛也、篳篥各一人、無二絃類一可レ惜哉、

東遊之調爲レ呂

	一合	一合	五合	一合	三合
宮	徵	宮同音	商	角	羽
六	五	四	三	二	一
仲呂	黃鐘	仲呂	黃鐘	南呂	太簇

爪調

六四引　六四五引

○按ズルニ、今代東遊ヲ奏スルニハ、笏、和琴、笛、高麗笛、篳篥ヲ用キル、文化十年三月、石淸水臨時祭ヲ再興セシ時ニ、諸家ノ古譜ニ徵シテ、東遊ヲモ興セリ、而シテ和琴ヲ加ヘシモ、亦此時ニ在ルナランヽ、本書、寶永ノ初ニ成ル、故ニ無二絃類一可レ惜ト曰ヘルナリ、

〔樂家錄七和琴〕中華曲調之法

凡用于中華曲和琴之調、總五也、〇壹越、平調、雙調、黃鐘、盤渉、其五聲〇宮商角徵羽之法、皆同于箏調、爲律者商角之間、相去二律、爲呂者角徵之間、相去二律、於羽宮之間、則律呂共相去二律也、

又曰、此器用于高麗曲之例、未聞之、若有用之、則律呂調法、同于左〇中華曲平、

〇按ズルニ、古ハ御遊ノ時、唐樂ニモ亦和琴ヲ合奏ス、中世久シク斷絶セシヲ、寛永二十年正月、院御所ノ御遊ニ用キラレ、其後復タ之ヲ用キズ、蓋シ彈法琵琶ニ同ジ、故ニ琵琶ノ助聲ニ似テ、其聲分明ナラズ、是ヲ以テ除ルヽナラント云フ、

〔歌儛品目 二 律呂聲調〕倭琴　唐樂調法

壹越調爲呂

三合	商	六	平調
四合	角	五	下無
六合	羽	四	盤渉
二合	商	三一	平調
一合	徵	二一	黃鐘
	宮	一	壹越

平調爲律

二合	商	六	下無
一合	角	五	黃鐘
六合	羽	四	上無
二合	商	三一	下無
一合	徵	二一	盤渉
	宮	一	平調

雙調爲呂

三合	商	六	黃鐘
四合	角	五	盤渉
六合	羽	四	平調
二合	商	三一	黃鐘
一合	徵	二一	壹越
	宮	一	雙調

黃鐘調爲律

三合	商	六	盤渉
一合	角	五	壹越
六合	羽	四	雙調
二合	商	三一	盤渉
一合	徵	二一	平調
	宮	一	黃鐘

盤渉調爲律

三合	商	六	上無
一合	角	五	平調
六合	羽	四	鳧鐘
二合	商	三一	上無
一合	徵	二一	下無
	宮	一	盤渉

大食調為呂

三合	四合	六合	二合	一合	或又用平調弾之
商	角	羽	商	徵	宮
六	五	四	三	二	一
下無	鳬鐘	上無	下無	盤渉	平調

〔源氏物語二十一少女〕おとゞ和琴ひきよせ給ひて、りちのしらべの、中々いまめきたるを、さる上手の、みだれてかいひき給へる、いとおもしろし、

〔源氏物語五若菜〕あづまをすがゞきて、ひたちには、田をこそつくれ、といふうたを、こゑはいとなまめきて、すさびゐ給へり、

〔河海抄三若菜〕あづまは和琴の惣名なれども、又東調とて秘曲有也、

〔源中最秘抄上若菜〕親行許へ、和琴大夫敦豪狀云、あづまをすがゞきて、ひたちには、田をこそつくれとは、愚身にいとなむ事に候を、みな被知食て候らめとも、あづまと申候名は、和琴をばたゞも申候へども、是は東調と申て、道の秘事にて候、ひたちには、田をこそと候は、風俗の秘事四首の內、第一候也、あづまのしらべにて、すがゞき候て、風俗をばうたふことにて候を、今はくはしく知りて候んも、すくなく候らん、これをしらん人は心みよと、書置てけるやらんと、おもひ候間、涙難禁候、如何云々、

〔樂家錄七和琴〕還飛(カヘリトヒ)之調、及能鳴、鷹鳴、澤田調之事、

舊記曰、還飛之調者、柱二宛立並、以此調為秘曲云々、私曰、此事在神樂之調乎、未詳之、謂能鳴之調者、以盤渉調名之云々、鷹鳴之調、及澤田之調、此二調未知何等調矣、

〔源氏物語二十六常夏〕ふところなりける笛とり出てふきならし、影もよしなど、つゞしりうたふほどに、よくなるわごんを、しらべと、のへたりけるを、うるはしくかきあはせたりしほど、けしうはあらずかし、りち○律のしらべは、女のものやはらかにかきならして、すのうちより聞えたるも、○下略

〔河海抄 二 帚木〕よくなるわごんを　和琴に能鳴調あり、それによそへていへる也、

〔樂家錄 七 和琴〕神樂和琴唱歌幷按譜

凡神樂和琴之唱歌、用三四之二、(二字共濁、如暫自之二音、)鳴之、此外歌出之手、又淸摘、久止之拍子、間拍子者、是非唱歌也、抑和琴者、本朝所製器也、最宜詳注之者也、然神樂之和琴、於堂上四辻家藪家、於地下多久勝家耳傳之、此外近代無彈之人、而神事外亦不用之、深秘之而無授于他、故不能詳之、惟記所聞一二、備闕而已、

按譜

ヨ　此唱歌、呼之座牟也、凡譜注「如此點者、自向前方彈之譜也、凡其法、六絃共搔鳴之、六五四二一之絃、以指按之、三之一絃耳不按之譜也、餘倣之、

四　此唱歌、呼之自也、凡譜注」如此點者、自前向方彈之譜也、四者、搔鳴後四之一絃耳不按之譜也、此法倣前、

朝倉音取之中、ヲ ヨ 如此譜之、共倣右、

ヨ 折(ヲル)　三注于上、折以左手彈之也、予(季俊○安倍)按譜　ヨ 二三四五六(號之折、大食中無小)　六五四三二一(以小指向前方、一連無停滯搔鳴、)號之歌出之手也、歌方受此音響歌之、因名之歌出之手也、

又鷹枕音取、左手、五 二三四五六、如此譜之、此安譜、五二三四五六(無大食中無小)、如此、

ヨ 摘　三注于上、摘以左手彈之、蓋相交右手也、予按譜、　ヨ 一二三四(伏擬如彈、五二右手、無大四)　摘者、以左之無名指與大指、一度摘上之也、　又古譜有淸者、以所記右手之品節謂乎、又鷹枕音取、以左手有五二(無大)彈法、是不摘而如算大音鳴之也、

久止(クジ)及段拍子圖 附交和琴法

號之久止拍子

●引●●引●引●引●●引●引●引　凡此拍子之法、引字處、隔三息許、二擊之處、隔一息許擊之也、三度拍子倣此、是相交和琴彈之、

自是已下號段拍子

久止之法

三折 三 三 四 三 三 四 三折 三摘 三撃合也 ●如此拍子

右圖、號之久止者、和琴菅掻九以後撃拍子之故謂爾、久與九同之、蓋譜面終之一手者、只和琴引止之手也、連續之撃段拍子也、

● ● 引三折 ● ● 引三三四 ● 引三三四 ● ● 引三折 ● 引三摘 ● 引三

阿知女彈合之法

三折 （受此餘音而歌出阿知女） 阿 三三四三三四 知 女 三折 （受此餘音歌出次句也） 於 三摘三 ● 三折 於 三三四三三四 三折 於 三摘三 ● 三折

於 （此於字歌于短聲、其均于發聲、末方同音歌出） 於 三三四三三四 介 三摘三 三折

三度拍子彈法

● ● 引三折 ● 引三三四

庭燎彈之法

三 三折 （號之歌出手） 三 三 四 三 三 四 三折 （歌出手） 三摘 三 三折 （歌出手） （受此歌出手之餘音、歌之四段也、其一段之間毎彈歌出之手也、）

三 三 四 三 四 號之間拍子、一名片攪、早韓神數返用之也、早歌其駒少異也、

三 三 四 三 四 早歌其駒用之（中略）○

中華之曲製譜之大意

凡中華之曲摸之和琴之法者、皆準之箏以製譜、故當于箏之菅掻者、六絃共掻鳴之、當於小爪者彈一絃耳、當于延處者、其延取拍子之文、亦無異于箏、或隨曲有相交左手之處、非余所業、故未詳之、疑是當折箏用輪說之手處、如此乎、就于絃家可正之、

中華之曲和琴唱歌 附安譜

和琴倣于箏製之、故唱歌亦同、其詞、假令六絃共掻鳴之以呼掻、一絃耳彈惟呼一、此類皆倣之、

彈奏法

一　此唱歌呼一搔、當于拍子文用之、二三四五皆倣之、所用法詳之神樂安譜、於六則無搔之、是前有同音之絃、爲用之故也、

一　此一無點、是呼一、當于拍子文、或亦有於拍子之間一絃耳彈、二三四五倣之、於六無彈一絃耳、此說見于前、

六五　是先以左無名指彈五、次以小指彈六之譜也、又一譜六五如此在左傍、其法同初、

〔歌儛品目八諸絃彈〕和琴　膝上ニ置按ズルニ、古ヨリ琴ノ首ヲ膝上ニ置ヨリシニヤ、萬葉集ニ、梧桐日本琴一面、此琴夢化娘子一(中略)歌曰、伊可爾安里武、日能等伎爾可母、許惡之美武、比等乃比射乃倍和我摩久良可武、トアリ、○中略　昇朝廷及神社等ノ庭上ニテハ、歩ミナガラ琴ヲ彈ズルニ、人ヲシテ首尾ヲ持タシメ、且ツ步ミ、且ツ彈ズ、コレヲ昇トアリ、○中略、

琴於古之按ズルニ、御遊等ノ時、物ノ音ヲトルトキニ、此器ニテ爲スコトナリ、○中略　琴位(コトヅキ)源語常夏卷ニ、ことつひ、いとになくいまめかしうおかし、河海抄ニ、ことにつひくは琴位とかけり、和琴にことつひ、ことつき、ことさぬといふ事ありトノミヽヘタリ、○中略　菅攪(スガガキ)○註略　片攪(カタガキ)源氏尋流抄曰、和琴に菅攪片攪とて、神樂催馬樂に用る事あり、五拍子には菅攪、三度拍子には片攪といふ、又箏にも每樂曲の終に攪な、管攪といふ、　折(オル)源語常夏卷河海抄曰、左の手にて彈くをおるといふ、右の手にてばちにてかくな、管がきといふ、

〔樂家錄七和琴〕構和琴法

常彈和琴之體同于箏、但庭燎之時、合左右沓裏坐、足上栽之、著座之後同于常、著束帶故、不用包蔽足先也、

彈和琴法

凡和琴六絃共無滯搔鳴之、是爲大法、但於神樂、則以自向彈前方爲法、於神樂大抵如此、故私名之順、然間亦有自前彈向方、是間有耳、故號之逆、中華之曲者、皆自前彈向方、是其法也、惟音取耳、有自向彈前方乎、

右手之法、持琴軋之廣方、以小方彈之、而琴軋皆伏彈之也、

左手之法、常自柱隔二三寸、於內方六絃共悉按之也、第一絃以大指之本按之、第二同指先按之、第三食指、第四中指、第五無名指、第六小指、皆以指先按之、

彈之法、欲搔鳴之、則先上左手、而應于彈按之、止其音響、但於神樂順彈、則不按三之絃、故此一絃耳有響、黄鐘音也逆彈則不按四之絃、故此絃有響、南呂音也中華曲者、其法不一、可從于譜、凡按之收響之法、前後文之間、●△△△●如此假設意文三將至其第一時、可下左指也、

〔殘夜抄〕和琴には、こ。と。お。こ。し。といふ物あり、このごろは絶たるにや引人なし、又ことおこしなきには、す。が。ゝ。きといふ物をすべきとかや、その雄拍子をきゝて、拍子を一つうちをきて、催馬樂をばうたふべし、

〔古史傳十一〕須賀加岐は、菅搔にて、菅をもて搔叩すよしなり、此は後ノ世まで、此時の由緣に依れりと聞えて、神事の時も、然らぬ時も、和琴を彈くとては、初發に爲つることなり、其は貞觀儀式五節舞儀の下に、笛工調發聲、次調御琴、空搔御琴三聲、調云牟奈須哥々記次拘手三度、調云牟奈手云々、于時舞妓四人、一行徐步云々、東西分坐、舞訖昇殿、即奏大直歌本末二度、安米四度、訖退出とあり、此を信友が說に、牟奈須歌々記は歌を謠ふ以前に、たゞ搔ごとくして、○中略すが〳〵と搔鳴す由にて、歌の唱雅に合する調のなきを云と聞ゆ、そは東遊ノ風俗歌、常陸に、比太千仁毛、田乎古曾川久禮、阿太古々呂、也加奴止也、支美加也末乎古江、乃乎古江、阿末與支末勢流、師說、此歌乃乎之處、顯異前歌之音格、又及其末琴之須加々木、其調又替流、阿拍子延也、とあり、此を取て、源氏物語若紫ノ卷に、君は大殿におはしけるに、例の女君、とみにも對面し給はず、物むづかしくおぼえ給ひて、あづまをすがかきて、常陸には田をこそ作れ、と云歌を、聲はいとなまめきて、すさび給へり、○註略と云るなどを合せて、すが〳〵と攪鳴したる事を、思ひ辨ふべし、○註略拘手は、絃を爪に拘ることのみにて、此も調には非ず、故に牟奈天と云るなるべし、但し此は、後には菅をもて搔鳴すことは止て、たゞ絲爪をもて鳴したりしなり、されど其稱なれば、古へのまゝに須加々伎と云へるなり、今ノ世にも琵琶箏を彈くをり、まづ空搔するを、須加々伎といひて、此を祝事とする事は、此に依てなるべし、また三味線などいふ物を彈くときも、此事をするは、同事なり、さて神樂に和琴を彈くことは、これ其緣にて、大嘗祭式に、琴彈二

人とあるも、此琴を彈ずる人なり、(薩戒記、鎭魂祭條に、神祇雅樂、神琴師彈和琴、なども見えたり、なほ多かり、)

〔儀式五〕大歌幷五節舞儀

笛工調聲、次調御琴、空搔御琴三聲、(調云、率奈須可可記、)次拍手三度、(調云、率奈天、)奏數曲、訖奏五節歌、

〔源氏物語若菜三十四〕和琴に、大將も耳とゞめ給へるに、かきかへしたる音のめづらしく、(○中略)やまと琴にもかゝる手ありけりと、きゝ驚かる、

彈奏心得

〔樂家錄和琴七〕神樂和琴制戒

或曰、凡役和琴之人、可有二備乎、一曰、琴軋、別貯之懷中、是其爲物小而易失之故也、二曰、十二律、(○即律管、)是凡神樂者、嚴冬時修之、或會于霜雪之降、琴絃濕而失律、雖時々調之、而不知何正律、每至于深更而絲竹不和者、多宮音亂也、故用律管、時々正宮音、則無其失、

彈奏作法

〔樂家錄和琴七〕持和琴進退之法

凡持和琴、置于彈人前之法、同于箏也、然神樂之時、則有少異、出納役之、(下﨟、)其法、以右手持龍角內邊前之磯、而當于自半少末方、以左腕載之、指掛于向方之磯、但向之方少傾之、左方少上持之、(已上同箏之進、)而跪于軾之上、置之白砂、所作人進著軾、先奏庭燎曲、後著於本方、而後出納取和琴、置於所作人之前、其法跪于軾之上、手掛于器本、取直之左、(持之法、最前之左爲右、右爲之上、)而置所作人前退也、(是堂上彈時之法也、)堂上曲終而地下奏其駒、則傳取之、(是用一器之故也、)曲終自持退、而渡之出納也、又地下輩、勤庭燎時、曲終自持著于本方也、

敎習相傳

〔續日本紀八元正〕養老五年正月甲戌、詔曰、文人武士國家所重、醫卜方術、古今斯崇、宜擢於百僚之內、優遊學業、堪爲師範者、特加賞賜、勸勵後生、因賜(○中略)和琴師正七位下文忌寸廣田、(○中略)絁六疋、絲六絇、布十端、鍬十口、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

神琴生二人事

右被右大臣宣偁、奉勅、令神祇官取充白丁、學習件琴、考準神部、

寶龜四年十二月四日〇中略

太政官符

應補神琴生一人事

右得神祇官解偁、撿案內、去寶龜四年十二月四日格偁、右大臣宣、奉勅、神琴生二人、令神祇官、擇定傳習、其考準神部者、而頃年漏失、殆絕彼道、望請依格補之、令習件琴、謹請官裁者、左大臣宣、奉勅、定置一人、

承和十四年三月廿二日

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符

應以白丁置伊勢太神宮和琴生二人事

右得神祇官解偁、神宮司解偁、二所太神宮、供祭之日、解齋之庭、集會諸司幷齋宮女孺等、隨次供奉五節和舞等、于時神部入色之中、擇求彈琴者、緣例供奉、而今無其人、屢闕神事、望請准笛生例、簡神戶中堪道者、永置件生者、官加覆審、所申有實、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅、依請、

齊衡二年九月十五日

〔體源抄 八〕和琴系圖

●武內宿禰 仲哀天皇九年三月、神功皇后宮、撰吉日入齋宮、親爲神主、則命武內宿禰、令撫和琴、

●貞信公 李部王記云、承平二年十一月神遊、左大臣彈和琴云々、

●重明親王 天慶九年十一月十八日記云、今日神宴、余彈和琴、

●藤原經季

●式部卿敦實親王――一條左大臣雅信公――

大納言時中卿―從三位濟政卿―兵部卿資通卿―刑部卿政長

宮內卿有賢卿―按察大納言資賢卿―右近少將通家―源宰相雅賢卿
　　　　　　　　　　　　　　　└右馬頭資時―前源宰相有資卿

參河守經相―越前守經宗―筑前守兼俊―兵庫頭邦家

雅樂頭範基―範仲┬小侍從―三條宮
　　　　　　　　│　　　└通定
　　　　　　　　├中山內大臣忠親公
　　　　　　　　├近衞大納言實家卿
　　　　　　　　└皇后宮權大夫實守卿

〔多氏系圖〕好方（右將監 依賴朝卿命、傳武臣於神樂及和琴、爲其賞賜飛驒國荒木鄉、建曆元死、八十二、）―好節―好氏（寬和二死、五十八、）
　　　　　　　├江次久家（右將監 鶴岡若宮陪從）〇中略
　　　　　　　├江景節
　　　　　　　├畠山重忠（次郎）
　　　　　　　├梶原景季（左衞門尉）
　　　　　　　└南條七郎二郎（習和琴）

〔吾妻鏡〕二十七安貞三年（〇寬喜元年）九月九日、武州以南條七郎次郎、橫尾左近將監、美濃澤右近二郎、彌平太三郎等、被差遣京師、是於南條者授和琴、至其外三人者、可傳神樂秘曲之由、所被仰右近將監多好方之許也、

〔樂家錄〕十六管絃系圖多氏和琴系圖

寛喜元年、依二源頼朝命一、多好方傳二和琴於南條七郎次郎一、凡多氏世々嫡男雖レ傳レ之、今不レ見二其系圖一也、近世皆自二四辻家一受二其傳一矣、

多久泰對馬守寛正六死 ― 久宗甲斐守天文十二死 ― 久賢豐後守 ― 久勝豐後守寛文元死七十九 ― 久有彈二大曲之和琴一 ― 久音 ― 久雄

〔橘窻自語 中〕今四辻殿の家に、箏のことを彈ずる樣をつたへ給ひ、はじめ彈ずるより大曲にいたるまで、皆この家にちなみて傳へをうくることゝなりしかど、むかしはしからず、四辻殿に傳へ給ふ彈箏の傳は、天王寺方樂人東儀何がしとかの家の傳をつたへ給ふなり、又四辻家に和琴をもひくことを傳とし、箏の大曲を傳へし後は、和琴のひきやうを傳へらるゝと承る、この和琴の傳も、南都方樂人辻何がしの家の傳をつたへし也、堂上家に和琴をものする家は、庭園などの家の流にあるべきことゝおもふなり、元祿年中にはまた辻家にて、和琴を敎しと見へて、土州谷重遠の隨筆、秦山集といふものに、辻家にてある人の和琴をならひ、竟宴せしこと、年月までくはしくしるせり、

〔花園院天皇宸翰 多氏所藏〕御かぐらに、べいじゆ、ちくてんし候て、わごんに御事かけ候へば、ひさときに、おほせられ候、よくけいこして、此多など、御ようにたち候ように、おほせふくめられ候べし、ことにかれがいゑに、もとかきたる事にて候ほどに、おぼされ候、

あやのこうぢ中將どのへ

〔後柏原院天皇宸翰 多氏所傳〕べいじゆう代、おほのひさもり、わごんけいこ、大納言にさたしたべ候へとの御事にて候へば、いそぎ、けいこをはげまし候やうに、くれ〲おほせふくめられおぼせいだされ候へば、こしげ秋のあそん、しつたいわつきて、所ぞんのおもむきの事、申され候へども、このすゑの御かぐらに、御事かけられまじきよし、申候べく候、かしく、

彈奏例

四つじの新大納言どのへ

〔樂家錄十六管絃系圖〕和琴相傳末考統之輩

豐原重秋永正之比、彈ニ御神樂和琴一也、下ニ賜多久宗一、御窺輪見焉、

豐原衆秋永正二年三月八日、內侍所御神樂、彈ニ和琴一也、本拍子權中納言、末拍子按察使景、笛大神景隆、篳篥安倍季音、人長安倍季敦也、

和琴近代相傳次第

●四辻季遠卿—公遠卿—季滿卿

　　　　　　　　└藪嗣長卿—嗣孝卿

—季繼卿—公理卿—季輔朝臣實弟—公韶朝臣—多久音

　　　　└多久勝豐後守

　　　　　　　└多久有久勝男、豐後守、天和二年十一月、春日社七箇夜神樂、大曲和琴自ニ四辻公韶朝臣一相傳之、

〔延喜式十四縫殿〕鎮魂齋服新嘗會同用之

神祇伯已下、彈琴已上十三人、榛摺帛袍十三領、別一疋一丈二尺

〔延喜式二十八隼人〕凡踐祚大嘗日、○中略悠紀入官人幷彈琴、吹笛、擊百子、拍子、歌、儛人等、彈琴二人、吹笛一人、○中略從ニ興禮門一、參ニ入御在所屏外一、北向立奏ニ風俗歌儛一、主基入亦准レ之、

〔江家次第十一十一月〕鎮魂祭

次神祇雅樂神樂　次御巫衛宇氣神琴師彈ニ和琴一、衛宇氣神樂儀也、

〔江家次第十一十二月〕內侍所御神樂事

次人長起、行事先鳴高、次名對面、次人人令レ起、次仰ニ主殿寮一御火白奉仕、次仰ニ掃部寮一給レ軾、次召ニ和琴一、其人著レ軾引レ之、仰云、本乃方候、最上著、○下略

〔日本書紀神功九〕九年○仲哀三月壬申朔、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武内宿禰令撫琴、○中略若欲得寶國耶、將現授之、便復曰、琴將來以進皇后、則隨神言、而皇后撫琴、

〔日本書紀十三允恭〕七年十二月壬戌朔、讌于新室、天皇親之撫琴、皇后起儛、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕延長四年正月十八日、内裏にて梅花宴ありけり、主上○醍醐清涼殿のまごびさしに出御有けり、文人詩を獻じ、伶人樂を奏せるに、曉に及て、常陸親王箏を彈じ、八條中納言保忠琵琶を彈ず、主上和琴をひかせおはしましける、目出たかりける事也、○中略

同七年三月廿六日、踏歌後宴のまけわざ、次第の事共はてゝ御遊有けり、敦忠笛をふき、義方和琴を彈じけり、時々みきまいりて、彈正親王笙をふく、重明親王笛をふき給ひけり、又勅によりて和琴をも彈じ給けり、

〔體源抄八〕承平三年三月廿七日、竿御遊記ニ云ク、長明親王彈琴、左大臣撫和琴、右大臣鼓箏、天慶元正月廿三日、内宴記ニ云ク、重明親王彈琴、宗頼鼓箏、兼明撫和琴云々、

〔續古事談五諸道〕政長師賢○中略ハ兄弟ナリ、○中略師賢ハ和琴ノ上手也、父資通卿申ケル、御遊ノ時、和琴ツカマツルモノスクナシ、師賢頗ソノ骨アルヨシ申ケレバ、宇治殿メシテ、マトヲタビテ心ミ給ケリ、二位中納言俊家卿拍子トリテ、呂律歌ウタハレケルニ、マコトニ、ソノ骨イミジクテ、キク人感歎シケリ、ソノコロ、内裏ニ臨時樂アリケルニ、御遊ノ時、殿上ユルサレテ、和琴ツカウマツリケルトゾ、

〔樂家錄七和琴〕中華曲用和琴説

抑和琴本朝所製、而非中華樂器、古者御遊之時必被用之、其後久斷絶寛永年中、於院御所被用之、樂曲目錄及人數等舉之次、而其後亦不被用之、想搔鳴之法同于琵琶也、故如琵巴之助聲、而其聲不分明、是以被除之乎、

或曰、凡自二中華一所レ傳之樂器管類三、(笙、篳篥、笛、)鼓類三、(羯鼓、大鼓、鉦鼓、)而絃類止二于箏琵巴之二一、故加二和琴一更製二其曲一、而代二于中華之琴一、○中略

寛永二十癸未年正月二十四日、於二院中一親王、

平調音取

禮儀樂　合歡鹽　拔頭　越殿樂　鷄德

親王御所作箏

藪大納言嗣良卿、(倭琴、)西園寺中納言公滿卿、(琵琶、)鍋鶴丸、(篳篥、今中園季定卿事也、)藪嗣孝朝臣、(箏、)岩倉具家、(笛、)錦小路織部正季紀、(笙、)季雅、(箏、今小倉實起卿事也、)伶倫十餘人(所作之輩略)之、次有二舞樂一、

散手(狛近完、)　貴德(鍋鶴丸、)　羅陵王(近完、)　納蘇利(鍋鶴丸、具家、)

〔禁秘御抄〕上　殿上

六間　○中略

奏杖、(在二上戶邊一、)和琴、(置二北長押一、)臺盤三脚、

〔絲竹口傳〕四階ノ御厨子ニ、管絃ノ具足置コト、カミニ笛ノ筥、次ノコシニハ比巴、次ノコシニ箏、次ノコシニ和琴也、大鼓、羯鼓、鉦鼓ヲバ、臺ニスヘテ、ミヅシノシモノ座敷ニ置ナリ、三階ノ御厨子ニハ、上ニ琵琶、尺拍子オキ、中ノコシニ箏、下ノコシニ和琴也、打モノヲバ、厨子ノ前ニナラベヲク、

古事類苑

樂舞部二十五

琴

瑟 新羅琴 奚琴 箜篌 筆篌 研入

琴モ亦絲ニ屬シ、西土傳來ノ器ナリ、邦語ニキンノコト、又單ニキントモ稱ス、其器タル、桐ヲ以テ面ト爲シ、梓ヲ以テ底トシ、黑漆ヲ用キテ之ヲ髹ス、長サ三尺六七寸、廣サ六寸、寸法、諸書少異アリ、今延喜式及ビ下學集ニ據ル、前廣ク後狹ク、上圓ク下方ナリ、絃七條アリ、其名ヲ宮、商、角、徵、羽、文、武ト爲ス、絃每ニ軫ヲ施シ、之ヲ操縱シテ、以テ聲調ヲ成ス、其面ニ、嶽アリ、嶽裙アリ、鳳額、絃眼、龍鬚、龍齦、焦尾アリ、背ニ軫池、護軫、鳳足、龍池、鳳沼、齦托、托尾アリ、側面ニ鳳舌、鳳嗉、鳳翅、仙人肩、玉女腰、冠角アリ、槽內ニ天柱、地柱、鳳腿アリ、徽凡ソ十三、嵌スルニ珠玉或ハ螺蚌ヲ用キ、以テ撫抑ヲ表發スル所ト爲ス、此器ノ本邦ニ傳ハルヤ、其始ヲ詳ニセズ、法隆寺ニ古琴一張銘云開元十二年造アリ、天平勝寶八歲ニ錄スル所ノ東大寺獻物帳ニ、銀平文琴一張、漆琴一張アリ、延喜式ニ琴ノ絃料ヲ載セ、天曆承曆ノ際、屢、管絃ニ合奏シ、拾芥抄ニ、承平四年ノ樂器目錄ヲ引テ、琴ノ名器二十六ヲ擧ゲタリ、以テ當時盛ニ行ハレシヲ觀ルベシ、蓋シ琴ノ器タルヤ、高妙深遠ニシテ、一絃每ニ、各、十二律三重ヲ具ヘテ、三十六聲ナリ、七絃ヲ合セテ二百五十二、之ニ散聲七音、及ビ泛聲二百五十二ヲ加ヘテ通計五百十一音ナリ、且ツ左右ニ種々ノ手法アリテ、能ク譜字ノ盡ス所ニアラズ、中世以來、其傳ヲ失フ者、職トニコレニ是由ル、降テ寬文年中ニ至リ、明ノ僧心越歸化シテ、水戶ニ寓ス、善ク琴ヲ鼓スルヲ以テ、從ヒテ學ブ者頗ル多シ、將軍德川吉宗、伶官

辻周廣ヲ徵シ、新ニ譜ヲ撰シテ、之ヲ雅樂ニ合奏セシム、然ルニ其音徵ニシテ、諸器ノ聲ニ奪ハル、ヲ以テ、其事マタ寢ムト云フ、

瑟モ亦西土傳來ノ樂器ニシテ、絃五十アリ、邦語ニ之ヲシツノコトト云ヒ、又單ニシツトモ稱ス、天平勝寶中錄スル所ノ、東大寺獻物帳ニ、楸木瑟一張ヲ載セ、常陸風土記ニ、瑟俗云比佐(ヒサ)頭(ヅ)ト見エ、倭名抄拾芥抄等、亦瑟ノ名ヲ載セタレバ、其本邦ニ傳ヘシヤ、疑ヲ容レザレドモ、正史ニ其名ヲ載セズ、令式ニモ亦瑟師瑟生等ノ職無ケレバ、當時廣ク行ハレザリシナラン、

新羅琴ハ邦語ニシラギゴトト云フ、モト新羅國ノ樂器ナリ、故ニ名トス、此器長サ五尺、絃十二條、其名ヲ甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、申、壬、癸、天、地ト云フ、其器今亡ビ、聲調得テ知ル可ラズ、令集解、類聚三代格等ニ、新羅琴師、新羅琴生アリ、東大寺獻物帳、承平四年樂器目錄ニ、新羅琴アリ、而シテ嘉祥承平ノ際、治部大輔興世書主、右衞門尉佐幹(姓闕)等、最モ其技ニ精シカリキ、大和ノ法隆寺ニ古琴柱ヲ傳フ、或ハ謂フ、是新羅琴ニ用キシ者ト、其尺寸ヲ度ルニ、箏柱ト相近シ、長サ五尺、絃十二ト謂ヘルヲ見レバ、其制蓋シ箏ニ類スル者カ、體源抄ニ、箜篌ヲ以テ新羅琴ノ一名トセルハ謬ナリ、

奚琴ハ、一ニ嵇琴ニ作リ並ニコレヲケイキント稱ス、卽チ字音ナリ、其器今傳ハラズ、形狀聲調ノ如キ、攷フルニ由ナシ、

箜篌ハ、又空侯ニ作ル、支那ノ樂器ニシテ、邦語ニ之ヲクダラゴトト稱スルハ、初メ百濟國ヨリ傳ヘタレバナルベシ、倭名抄ニ江湖二音ト云ヒ、享祿本類聚三代格ニ公午ト傍訓シ、伊呂波字類抄ニハコ、ウト訓ジ、拾芥抄ニハコウコウト訓ズ、皆箜篌ノ音ナリ、其器、長サ五尺、體曲リテ長ク、絃二十三アリ、竪ニ懷キ、兩手ヲ用キテ齊シク奏ス、コレヲ擘箜篌又竪箜篌ト云フ、又一器アリ、長サ二尺九寸、上濶サ六寸、下濶サ五寸一分、形琴ニ似テ小サシ、五絃ヲ施シ、左

右ノ手ヲ以テ彈ズ、其柱ハ琵琶ノ如シ、コレヲ臥箜篌ト云フ、又別ニ頸ニ軫アル者、コレヲ鳳首箜篌ト云フ、其本邦ニ傳ヘシハ、何ノ時ニ在ルコトヲ詳ニセズ、日本書紀ニ、欽明天皇ノ朝、百濟初テ樂人ヲ貢スト、蓋シ此時ニ在ルカ、箜篌師、箜篌生ノ職、格式ニ著ハレ、箜篌ノ名、寶龜十一年ニ勘錄スル所ノ西大寺資財帳、及ビ拾芥抄ニ收ムル所ノ承平四年ノ樂器目錄ニ見エ、東大寺正倉院ニ、今尚ホ竪箜篌ヲ傳ヘタレドモ、毀損ノ餘、其聲調ヲ知ルニ由ナク、且ツ曲譜モマタ亡佚シテ傳ハラズ、誠ニ惜ム可キナリ、別ニ筆篌アリ、クウゴト云フ、長サ六尺四寸五分、筆篌師、筆篌生アリテ之ヲ教習セリ、

名稱

〔倭名類聚抄 四琴瑟等附〕琴 〈絃徽〉 帝王世說云、炎帝作五絃琴、世本云、神農作之、琴操云、伏犧作之、以具宮商角徵羽、至於周文王增二絃、

〔天文本倭名類聚抄 四音樂〕琴 唐韻云、琴〈巨金反〉樂器、神農作之、本五絃、周文王加二絃、〈音與絃同、古度乃乎、樂有絃者、皆用之、〉

〔段注說文解字 十二下〕珡 禁也、〈禁者吉凶之忌也、引申爲禁止、白虎通曰、琴禁也、以禁止淫邪、正人心也、此疊韻爲訓、〉神農所作、〈略〉○注 洞越、〈句〉練朱五弦、〈略〉○注 周時加二弦、〈文王武王、各加一弦、〉象形、〈略〉○下

〔伊呂波字類抄 幾雜物〕琴〈キン〉○樂具也 琴〈事樂器也、神農作之、本五絃、周加文武二絃、宮商角徵羽文武、謂之琴弦、今案、五音以外文武二絃、文王武王所加也、故名文武、其聲似宮商、各細小、是以世亦呼之爲小宮小商、或云、琴長三尺七寸、絃絲五兩二分、〉

〔拾芥抄 上末樂器〕琴〈キン〉

〔下學集 下器財〕琴〈コト〉〈伏犧作之、龍池八寸通八風、鳳池四寸合四時、長三尺六寸、象三百六十日、廣六寸象六合、天地四方也、前廣後狹象尊卑、上圓下方法天地、五絃象五行、大絃君、小絃臣、第一爲宮、次商、角徵羽、次少宮少商也、〉

〔易林本節用集 古器財〕琴〈コト〉〈キン〉

〔和爾雅 五器用〕琴〈コト〉〈有七絃十三徽〉

〔倭訓栞前編七〕きん　物語にみゆ、琴の音也、きんのことゝも見えたり、

〔源氏物語五若紫〕僧都きんをみづからもて參りて、これたゞ御手ひとつ遊ばして、おなじくは、山の鳥もおどろかし侍らん、

〔源氏物語十七繪合〕みこさうの御こと、おとゞきん、びは、少將の命婦つかうまつる、

〔枕草子五〕僧都のきみのそれは隆圓にたうべ、おのれがもとに、めでたききん侍り、それに替させ給へと申給ふ、○下略

〔琴學大意抄〕琴ノ名義ノ事

白虎通ニ曰、琴禁也、禁止於邪以正人心也、コレハキント云名ヲ付タルコトハ、モト禁ズルト云詞ヲ借用テ、名付タリト云コトナリ、禁ズルト云ハ、邪ヲ禁ジテ、人ノ心ヲ正スルト云意ナリ、サレドモコレハ琴ニ限リタルコトニ非ズ、總ジテノ樂ノ德ナリ、人ノ邪ヲイマシメ、人ノ心ヲ正クセントシテハ、異見敎訓ヲ加ヘ、或ハ法度刑罰ヲ以テ制スルコトハ、人ノ智慧ノ至リヤスキトコロナリ、サレドモ人ノ情ニサカフ故、拒ミテ受ケガタク、敎化ノ行レザルトコロアリ、故ニ古ノ聖人、樂(ガク)ト云コトヲ作リ出シテ、人ノ心ノ樂(タノシ)ムトコロヨリ、正シキ道ニ引イレテ、ワレシラズ、邪ノ岐ニイラザルヤウニナシ玉フコト、凡智ノ及バザルトコロナリ、人ノ心ノ樂ムトコロヨリ導ク時ハ、世コゾリテ玩ビテ、オノズカラ世ノナラハシトナルニヨリテ、其敎ヒロクハビコリテ、四海ノ內ニアマネク、天下皆其習ハシニヒカレテ、制セザレドモ、邪惡ニ移ラザルコト、樂ノ效驗ナリ、サレバ邪ヲ禁ジテ、人ノ心ヲ正シクスルト云コトハ、樂ノ通德ナルヲ、今ニノ琴ノ名義ニノミ云ヘルコトハ、風俗通ニ曰、琴者樂之統也、君子所常御不離於身ト云リ、桓譚ガ新論ニ曰、八音之中、唯弦爲最、而琴爲之首ト云ヘリ、統ハスブルナリ、最ハスグレタルナリ、首ハカシラナリ、樂ノ起リハ歌ヨリ初マル、金石絲竹ハ、歌ノ聲ヲタスクルモノニテ、コレヲ合セテ樂ト云モノニナルナリ、金石絲竹、

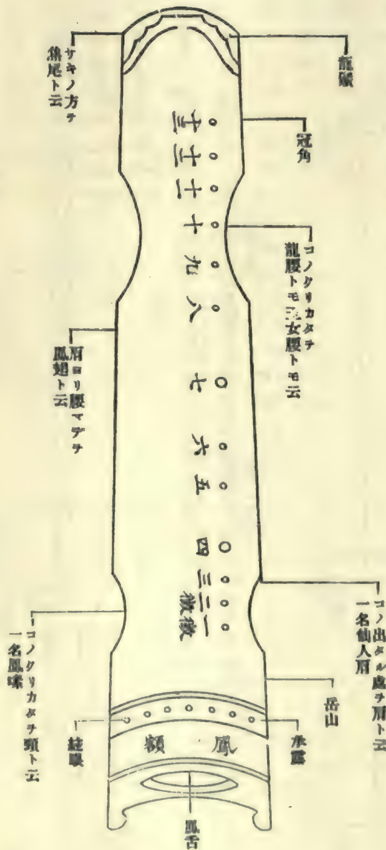
イヅレモ人ノ聲ヲタスクル中ニ、トリワキテ、人ノ聲ニ親シキハ絲ナリ、故ニ八音ノ中、弦爲レ最ト云ナリ、絲ヲ堂上ニヲキテ、金石匏竹ヲ堂下ニ陳スルモ、絲ヲ貴ブガ故ナリ、〇中略故ニ古ノ賢聖ノ樂器ヲ玩ビタマヘルモ、専ラ琴ニトヾマリ、他ニ及ブタメシ少シ、

〔下學集 下器財〕焦尾シヨウビ 琴異名也、亦曰二焦桐一、後漢蔡邕取二竈下爆桐一以造レ琴、琴音絶比突、其桐尾尚焦、故呼レ琴云二焦尾一、亦云二焦桐一、亦桐君云也、

〔體源抄 八〕孫枝。。焦尾　銀。綺。皆琴名也

〔倭名類聚抄 四琴瑟〕琴（中略）今按俗說琴體有二龍池、鳳池、龍舌、龍尾、龍腰、鳳足、弦門、弦納、古人肩等名一、

〔琴學圖解〕琴面圖 琴長サ三尺六寸 中廣サ八寸



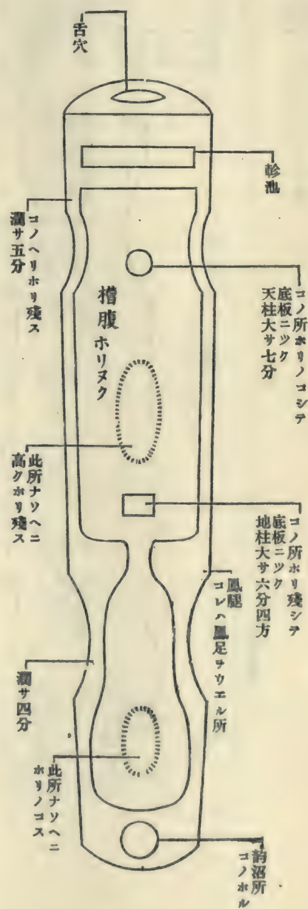
龍腰ノ彎クリカタノ長サ八寸八分

頸ノ彎クリカタノ長サ六寸一分、彎ノ深サ一寸

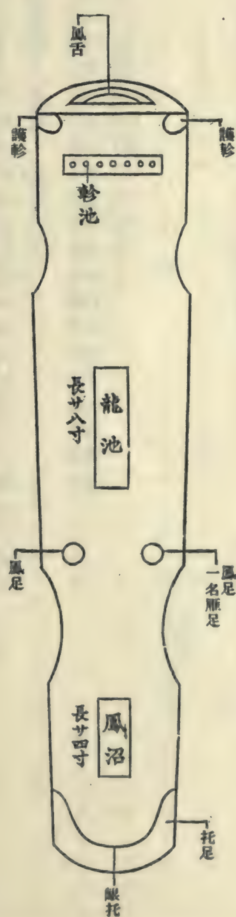
岳山ノ高サ四分、厚サ三分、鳳額潤サ二寸四分

絃眼七箇　承露濶サ五分、高サ二釐、

琴腹圖



琴背圖



〔歌儛品目 四器具名稱〕琴

所名　面板 元陶宗儀琴箋圖式、王應麟玉海曰、蔡邕琴論、琴面圓法レ天、

嶽 事林廣記、面板ノ首ノ所ヲサシテイフ、又之ヲ額トモ云、琴箋圖式ニ見ヘタリ、

額 見レ上

臨岳 堅實ナル材ヲ以テ作ル、通絃孔ヲ彫タル所ナリ、通雅曰、顧黄門曰、琴首受レ絃者名二臨岳一、琴必以二堅木一藉レ絃、欲三其不二刻入一也、臨岳本山神名、因以名レ玉、因以名二琴之首一、

承露 臨岳ノ一名、圖

式ニ見ユ、听眼通絃孔ノ鷄目ノ事ナリ、圖式ニ見ユ、吉水院樂書曰、モテニシトゾメアリ、ナミダノカタト申スト見タリ、涙ノカタ見上　仙人肩上ナル兩傍ヨリ、クリコミタル所ヲ云、和名抄ニハ、古人肩トアリ、圖式　古人肩見上　鶴膝仙人肩ノ一名也、事林廣記　玉女腰下ナル兩方ヨリ、クリコミタル所ヲ云、事林廣記　蜂腰玉女腰ノ一名ナリ、和名抄、事林廣記、　龍尾面板最末ノ所也、和名抄　焦尾龍尾ノ一名也、事林廣記、搜神記曰、蔡邕在吳、吳人有燒桐以爨者、邕聞火烈之聲、知其良才、因請而裁爲琴、果有美音、其尾猶焦、故時人名曰焦尾琴、　龍鬚龍尾ノ兩方ニ、八字ノ形ノモノ、カサナレル所也、圖式、事林廣記、　徽○註略　底背面ノ總名也、圖式、玉海曰、蔡邕論琴、底平象地、　軫○註略　軫溝軫ヲ容ルヽタメニ、鑿リ凹メタル所ヲイフ、事林廣記、又和名抄ニ、納絃ト云者ハ、是ナル歟、　軫池軫溝ノ一名、圖式　護軫底ノ上ナル兩方ノ趾ナリ、事林廣記　雁掌護軫ノ一名也、圖式　龍池底ノ中バカリノ程ニ鑿チタル、堅長キ孔ナリ、和名抄、事林廣記、又圖式ニハ、池トバカリモミヘタリ、玉海曰、蔡邕論琴曰、龍池八寸、通八風ト是也、　鳳沼下ノ堅長ノ孔ナリ、事林廣記、又圖式ニハ、沼トバカリモミユ、　鳳池鳳沼ノ一名ナリ、和名抄、玉海曰、蔡邕論琴曰、鳳池四寸、象四氣、　鳳足底ノ蜂腰ノ邊ニ、二ツノ趾アリ、是ナリ、絃ノ終ヲ此所ニ結ビツクルナリ、圖式、和名抄、又雁足トモ云フ、廣記ニ出、　龍齦通雅曰、其尾曰龍齦、事林廣記、圖式、　下齦同上、圖式、　聲池腹ノ中ノ上ナル空豁ナル所ノ名ナリ、圖式　天柱腹ノ中ニ設ケタル燭柱ノ名、其狀圓ナリ、　地柱又腹ノ中ノ燭柱ニシテ、下ノ方ニ在リ、其狀方ナリ、　韵沼聲池ノ類ナリ、最末ノ所ニ、空豁ナル圓形ヲ穿チ、韵ヲ發スル爲メニ、設ケタル者ナル歟、天柱以下、共ニ圖式ニミヘタリ、

傳來

〔河海抄三若紫〕琴　此器曲、上古渡來本朝之條、勿論也、允恭天武以下令彈給之由、見日本紀、其後延喜の頃までも、まゝ彈人有之歟、中古以來、樂曲斷絕云々、此器于今相殘當所也、

〔歌儛品目三八音紀原〕琴(中略)按ズルニ、允恭以下令彈給者ヲ、此琴トス、果シテ此器ナルヤ、其カミ新羅ヨリ樂器ヲ傳フルノ日、此器ヲ傳ヘシニヤ、今大和國法隆寺ニ、聖德太子ノ時ノ器、存スル者許多ナリ、其中ニ琴一面アリ、中ニ銘アリ、開元十二年歲在甲子五月五日、於九隴縣造トアリ、太子ハ隋ノコロニアタリ玉ヘバ、此器ハソレヨリ後ニ傳フル者トミヘタリ、實ニ希世ノ珍ト云ベシ、ソノカミ此器ヲ弄ビシコト、諸書ニ散見ス、

製作

〔體源抄八〕造琴有六木

榛　栗　椅　桐　梓　蜀漆

〔琴經一〕琴材論

樂由陽來、虛所生也、故莊子曰、樂出虛、夫虛則通、實則礙、礙而不通、樂何由作、惟桐之材、其心虛則理

疏、理疏則虛、不特在心而在體、擧則輕、擊則鬆、折則脆、撫則滑、輕鬆脆滑、謂之四善、四善之備、以虛而已、世所謂桐不一也、似桑而曲脊、謂之胡桐、似梓而膚白、謂之海桐、似梧而無實、謂之靑桐、梧與桐同類、其繁茂一也、本同而質異也、所謂桐梧、其材可以雕鏤、或其實可壓而取其脂、其華其實、其幹其膚、一有桐類、因謂之桐、皆非桐之正也、惟虛而理疏者是也、天下之材、柔良莫如桐、堅剛莫如梓、以桐之虛、合梓之實、剛柔相配、天地之道、陰陽之義也、又吳僧智和尙、渡海上得木、名伽陀羅、紋如銀屑、其堅如石、斲而爲琴、蓋琴不必桐梓、惟木液旣竭、濁性去盡、皆可選用、

〔琴經七〕擇琴底

今人多擇面、不擇底、縱依法製之、琴亦不淸、蓋面以取聲、底以匱聲、底木不堅、聲必散逸、當取五七百年舊梓木、鋸開、以指甲掐之、堅不可入者、方是、

論桐木

桐木、大鬆而理疎、琴聲多浮、宜擇堅實而紋理條條如絲線、細密條達不邪曲、此十分良材、亦以掐不入爲奇、其掐得入、而麁疎柔脆者、多是花桐、乃今用作漆器胎素者、非梧桐、今多誤用、

桐木年久、木液去盡、紫色透裏、全無白色、更加細密、此萬金良材、

梓木多等

有楸梓、鋸開色微紫黑、用以爲琴底者也、有黃心梓、其理正類櫧木、而極細黃、非琴材、漆木亦類梓、蓋取其漆液堅凝、古人亦以爲琴底、須不經取漆而老者、方可用、

〔延喜式雅樂二十〕樂器絃料絲〇中略　琴一面長三尺七寸〇下略

〔濫觴抄上〕琴

同帝〇炎帝神農作之、五絃、長三尺六寸二分、

〔殘夜抄〕ひき物なるべし、六あり、一には琴、たえたり、ながさ三尺五寸、くろくぬりて、絃七すぢあり、

○下略

〔琴學大意抄〕琴匠ノ事

琴ノ長サ、三尺九寸一分、○下同、周尺、今ノ尺ニナホシテ、二尺八寸一分五釐也、岳ヨリ龍齦マデノ間、三尺六寸、今ノ尺ニシテ二尺五寸九分二釐ナリ、サレドモコレハ大ガイノカツカウヲ云タルコトニテ、古今ノ名琴、長短サマザマアリト見ヘタリ、幽蘭ノ譜ヲ考レバ、コトノ外ニ短キヤウナリ、ヒツキヤウ琴ノ律ハ、絃ノフトサニテワカル丶コトニテ、アナガチニ長短ニハヨラヌ事ナレドモ、タイガイノカツカウアルベキナリ、板ノアツサナド、琴面モ琴脊モ、所々ニテ皆カハレリ、琴經ニ雷家ノ法ヲ載タリ、委細ナルコトナリ、

〔雷琴記〕明和五年の春、大和の國なる法隆寺、をさめ殿をひらき、昔の寶どもを、人に見せしむる事あり、おほくは上宮太子の御物なり、其中に、高麗より奉りし琴のことありといふ、われもとより琴を好み、古代の琴を見まほしく思ひしに、これを聞てよろこぶ事かぎりなし、かの寺にいたりて見るに、○中略さておもて、うら、かしらより尾にいたるまでの、長さ廣さなど、悉く寫しつ丶、龍池のうらを見れば、眞の手してかきたる、開元十二年歳在甲子五月五日、於九龍縣造といふ十八字あり、こまかに寫しはて丶歸りぬ、開元は唐の玄宗の年號、九龍縣は蜀の地、雷氏が居し所なれば、うたがひなく雷氏が造りし琴なりけり、雷氏は唐の時、琴つくるたくみの上手として、ならぶ者なき名を得たる人なり、○中略

雷琴式

面式十三條

面材桐木、通長三尺五寸七分、

額至岳裙九分

岳紫檀木、博一分八釐、高四分、裙與岳一木、博三分二釐、高三釐、絃眼七箇、相距各五分、共三寸、

宣聲三尺四寸、

龍齦紫檀木、博二分五釐、高可容一紙、濶七分、

首濶四寸七分五釐

項當一徽處濶四寸二分

肩起距三徽後四分處、自徽心度之、下稱距徽者皆同、濶五寸五分當八徽處濶四寸七分、

腰始距八徽後三寸處深四分、終距九徽前六分處長一寸三分五釐、刻空處形如燒瓦竈、

當九徽處濶四寸六分

尾濶三寸八分

諸徽悉蚌、第一徽去邊二分五釐、自徽邊度之、下同、第十三徽去邊一寸二分、其中間諸徽前後皆相値、

腹式一條

當池沼槽腹微隆、若薤葉、

底式八條

底材不知何木、厚二分、通長三尺五寸五分、

護軫亡、腿方九分、

軫池在距首九分處、横濶三寸八分五釐、縦濶七分、深二分、軫悉亡、

龍池始距四徽後一寸、終距七徽前二分五釐、長七寸二分、濶六分、

鳳足二箇、不知何木、安九十徽間、相距二寸、足正圓徑六分高四分、脛六稜、徑四分、高二分、

鳳沼始距十一徽前五分、終距十三徽後七分、長三寸七分、濶五分、

下齦濶五分

焦尾下貼格高五釐、縱瀾六分、横瀾副尾瀾、

側式七條

舌處中央底面共厚一寸一分、兩旁各五分、

舌穴形與箏同、深四分、横瀾四寸三分五釐、直瀾中央七分、兩旁各二分、

額當承露前處兩旁各七分、岳後同、

項當二徽處兩旁厚各九分

肩處兩旁厚各六分五釐、以下至八徽處同、

當九徽處、兩旁厚各六分、以下至十二徽處同、

尾端冠線處、兩旁厚各七分五釐、

右四式合二十九條、皆以今曲尺度之、面背俱黑漆、滿面有牛毛斷、間亦雜梅花紋、凡七八處、池中有開元十二年歲在甲子五月五日於九龍縣造十八字、

明和五年四月二十四日、平安源龍、於和州法隆寺彌勒院記之、

〔琴學大意抄〕琴匠ノ事

古蔡邕、柯亭ノ椽ノ竹ヲヌキテ笛ヲ作、爨下ノタキサシノ桐ヲ以テ琴ヲ作ル、末ノ方ニ焦シタル痕ノコリタレバ、コレヲ焦尾ト名ヅクルト云ヘリ、其道ニ精シキ人ハ、皆ヨク其器ヲ作レルニヤ、琴匠ノ名キコエズ、唐ノ世ニ至リテ、雷威、雷霄、雷盛、雷珏、雷文、雷迅、代々其名ヲ擅ニス、後世ニ至リテモ、雷琴ト云テ、重キ寶トスルコトナリ、琴ノ打ヤウモ、雷氏ガ法ヲ秘訣ニスルナリ、コノ外ニ、唐ニ郭亮、沈鐐、張鉞、金儒僧ノ三慧アリ、宋ニハ蔡睿、朱仁濟、衞忠正、趙仁濟、馬希仁、馬希元、金淵、金公路、陳亨道、馬大夫、梅四襲、老林泉元ニハ嚴古清、施溪雲、施谷雲、施牧州、皆琴匠ノ名ヲ得タルナリ、總ジテ古琴ニハ、斷紋ト云モノアリ、五百年ヲ經ザレバ斷紋ハナキトナリ、斷紋ニ色

色アリ、マヅ蛇腹斷ト云アリ、間一寸モ二寸モオキテ、横ニ蛇バラノヤウニ、ヒシト漆ノキレメアリ、是ヲ蛇腹斷ト云フ、又牛毛斷ト云アリ、細紋斷トモイフ、髮ノ毛スヂノ如ク、ミゴトニヒシトキレテアルナリ、大カタハ細紋斷ハ、琴ノイソニ、キルヽモノナリト云ヘリ、又梅花斷ト云テ、梅花ノ如クニキレテ、紋ノアルアリ、千年ニアマル琴ニ非レバ、梅花斷ハナキト云ヘリ、故ニ梅花斷ヲ上品トシ、牛毛斷ハソレニ次ギ、蛇腹斷ハ又ソノ次ナリ、一切ノ塗物ニ、斷紋ハナキコトナルニ、琴ニノミアルコトハ、琴ノ塗ニハ、音ニ碍(サハ)ルユエ、布ヲキセヌナリ、ソノウヘ、日夜ニ絃ニ打ルヽユエ、年久ケレバ、自然ニ出來ルトナリ、コレニヨリテ、斷紋アル琴ヲ重ズルコトナリ、サレドモ僞斷紋トテ、細工人ノ、ニセテ斷紋ヲ作ルコトアリ、眞ノ斷紋ハ劒鋒ノ如シト云ヘリ、ソノウヘ、ニセタルハ手ニテスレバ、斷紋イヨイヨ一段ヨク見ユ、眞ノ斷紋ハ、目ニハ見ユレドモ、拭ヘバナクナリ、上ヲ漆ニテヌレバ、紋イヨイヨ見ユト云ヘリ、

〔琴學圖解〕古琴圖

古ノ琴ヲ造ルニ、其人ノ物ズキニテ、其形ノ製、コトナル物多シ、其形ニシタガヒテ名ヅクル事モ又趣アリ、サリナガラ、長サハ周天三百六十ノ法ニトリテ、一ナリトゾ、今コヽニ其一二ヲ載スルナリ、

榮啓期樣(コノ名ヲ雙月ト云フ)　コレハ、榮啓期ト云人ノ物ズキナリ、○圖略

閔子樣(コノ名ヲ穠容ト云フ)　コレハ孔子ノ弟子、閔子騫ノモノズキナリ、○圖略

師曹樣(コノ名ヲ鳳嗉ト云フ)　コレハ衞ノ師曹ト云人ノ物ズキナリ○圖略

李凝樣(コノ名ヲ連珠ト云フ)　コレハ隋ノ逸士、李凝ノモノズキナリ、○圖略

劉伯温樣(コノ名ヲ蕉葉ト云フ)　コレハ劉伯温ト云人ノモノズキナリ○圖略

○按ズルニ、琴經ニ、歷代名琴ノ圖、五十九樣ヲ載セタリ、今省略ニ從フ、

〔倭名類聚抄 四琴瑟〕琴絃徽等附○中略 琴操云、伏犧作之、以具宮商角徵羽、至於周文王増二絃、一説云、文王武王各加一絃、音與弦同、和名古止乃乎、

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕按説文有弦無絃、本弓弦之字、轉爲管弦字、後從糸以別弓弦字、○中略 原書琴操○今本云、伏犧作琴、五絃象五行也、文王武王加二弦、合君臣恩也、宮爲君、商爲臣、角爲民、徵爲事、羽爲物、初學所引略同、○中略 又玉海引帝王世記云、神農始作五絃之琴、以具宮商角徵羽之音、歷九代至文王、復増二絃、曰少宮少商、與此文王増二絃之説合、

〔類聚名義抄 六糸〕絃音弦 コトチ ユミツル

〔伊呂波字類抄 古雜物〕絃コトノチ 與賢同、見弦注、但唐切列出之、

〔和爾雅 五樂器〕絃コトノチ

〔延喜式 二十一雅樂〕樂器絃料絲○中略 琴一面長三尺七寸、料絲五兩一分○中略

右計所須絲、二年一度請受、

〔樂家錄 四十一音樂參器〕琴

琴絃之大意、其大以琵琶之緒計之、第一者自一少小、第七者三之大也、其餘爲之次第、但以先爲一、以前爲七、已上七絃、凡縒法如箏之絃、以四縒合之、而其上用四分一許之縒緒纏包之、但纏緒亦以四縒合之用也、而少傅糊也、但用白絃掛琴絃法、絹絲二十筋、或三十筋許、爲之一束、而其半略○圖 如此結之、置其結頭於龍角之半、而其絲端自通絃孔引通之結付也、但結付其絲之端、可有四寸餘乎、而結琴絃之端、略○圖 如此挾入絃末、折返于器下、而鴈足結付之、鴈足有琴裏二之足也、結付無法、凡掛之時、合于調律可縮之也、調法至于琴調而廻之也、廻則琴絃縮故出高聲也、

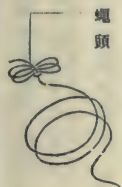
〔琴學大意抄〕絃ノ事

琴絃ハ柘蠶絲ヲ上トスト云ヘリ、生繰トテ、子ラザル繭ヲ用ルヨシナリ、七絃ノ名、第一ノ絃ヲ宮絃ト云、第二ヲ商絃ト云、第三ヲ角絃ト云、第四ヲ徵絃ト云、第五ヲ羽絃ト云、第六ヲ文絃ト云、又少

宮絃トモ云フ、第七ヲ武絃ト云、又少商絃トモイフ、箏ナドハ、柱ヲ立テ絃ニ長短ヲコシラヘ、長短ヨリ律ヲ生ズルユヱ、絃ノフトサホソサハ、サノミカマハヌ事ニテ、只音ノフトサ細サ、アラセン爲ナレバ、一絃一絃ニカハリメハナキナリ、琴ト琵琶ハ、專ラ絃ノ太サ細サヲ以テ、律ヲ生ズルコトナルユヱ、一絃一絃ニ、太サ細サハカハル事ナリ、其法、琴經ニ宮絃ハ二百四十綸、商絃徵弦ハ二百六綸、角絃羽絃ハ百七十二綸、文絃ハ百三十八綸、武絃ハ百四綸ナリ、サテ宮絃商絃角絃ニハ、纏絲ト云コトヲスルナリ、纏絲トハ、琴絃ヲトクトヨリ出シ置テ、其後別ノ絲ヲ以テ、出來タル絃ノ上ヲ横ニマクコトナリ、纏絲ハイヅレモ絲十七綸ヲ用ユトアリ、綸ト云フハ、繭ヨリイトヲ一筋引出シタルヲ絲ト云、コノ絲ヲ十二合ヒタルヲ、一綸トスルコトナリ、サテ絃ノ長サハ六尺ナリ、秋分ノ時分桂花ノサク比ニ、細雨ノフル日、絲ヲヨルベシト云ヘリ、絃十筋分、長六尺ヲヒトツ管ニマキテ、ヤキモノヽ鍋ニテネルナリ、其時藥方アリ、魚膠ト云物アリ、魚ノニベナリ、重五十目、蠟五錢、白芨ヘギテ五錢、桑白皮長一寸ホドヅヽニ切テ十錢、天門冬ノ根十箇キリワルベシ、小麥五勺ホド、コレヲ絃ト一ツ鍋ニ入レテ煮テ、小麥ノニエタルヲ度ニシテ取出シ、冷水ニテ浸シ、急ニ日ニアテヽホスト云ヘリ、イカヾアルコトナラン、試ミザレバ知ラズ、古ヨリ琴絃ヲ氷絃ト云ヒテ、氷ノ如クスキトヲルモノナル由ナリ、

○按ズルニ、此事、琴經七ニ出テ、辨絲法、大琴絃、中琴絃、纏絲、加減墜絲法、打法、煮法、用藥纏法ノ九條ニ分チ、其法甚ダ詳ナリ、

〔琴學圖解〕琴絃圖 中略〇



琴ノ絃ヲ氷絃ト云、七スヂアリ、琴ニ絃ヲカケルトキ、絃ノサキヲ、トンボウニ結テカケルユヘ、蠅頭トモ、青蜓頭トモ云ナリ、

〔倭名類聚抄 四琴瑟〕琴〈絃徽等附○中略〉文選琴賦云、徽以鍾山之玉、

〔箋注倭名類聚抄 六樂具〕按徽謂所表發撫抑之處也、見漢書楊雄傳顏師古注、刻板本訓己止知誤、

〔伊呂波字類抄 志雜物〕徽〈シラヘ〉琴上修經處也

○按ズルニ、修經ハ循絃ノ誤カ、文選文賦引淮南子許愼注云、鼓琴循絃謂之徽トミエタリ、

〔易林本節用集 古器財〕徽〈コトヂ キ〉

〔歌儛品目 四器具名稱〕琴

所名○中略 徽〈面板ニ、螺鈿或ハ玉石ノ類ニテ、小圓形ノ者ヲ嵌シ入ル、其數十三アリ、是レ猶箏ノ柱ヲ設ルガ如シ、コノ所ヲ左手ノ指ニテ按撫シテ、右手ヲ用ヒテ音聲ヲ爲スナリト、玉海曰、朱文公曰、琴之有徽、所以分五聲之位、配以當位之律、以待抑按取聲、而布徽之法、當隨聲數之多少、律管之長短、三分損益、上下相生、以定其位トミヘタリ、通雅曰、龍齦至臨岳、應通期數、四分用數三以排徽ト、又徽ニ玉石ヲ用フルコト、文選嵆康琴賦ニ徽以鍾山之玉トミヘタリ、〉

〔琴學大意抄〕徽ノ事

徽ハ、琴ノオシトコロヲ知セン爲ニ設タルモノナリ、モト暉ノ字ヲ用ユ、暉ハヒカルトヨム、金玉或ハ螺蚌ノルイニテスルハ、光アリテ押處ノ目ジルシニナサン爲也、後ニハ專徽字ヲ用ユ、音同ジキガ故ナリ、絃ノ數ハ七ツナレドモ、押處ソレ〳〵ニシナアルユヘ、無邊ノ聲ヲ發スルコト徽ノ德ナリ、徽ノ置ヤウ、琴經ニ見ユ、マヅ岳ヨリ龍齦マデノ間ノ寸ヲトリテ、ソレヲ二ツニ折テ、七ノ徽ヲ置ナリ、又七ノ徽ヨリ岳マデノ間ヲ二ツニ折テ、四ノ徽ヲオク、又四ノ徽ヨリ岳マデノ間ヲ二ツニ折テ、一ノ徽ヲオク也、故ニ一徽四徽七徽ハ、散絃ト同律ナリ、サテ岳ヨリ一徽マデノ間ノ長サヲ三ニ分テ、ソノ一ノ長ヲ以テ、一ノ徽ヨリ左ノ方ヲハカリ、ソノハヅレニ二ノ徽ヲオク、又岳ヨリ四徽マデノ長サヲ五ニワリテ、四ツヲステ、其一ツ分ノ長ヲ以テ、四徽ヨリ右ノ方ヘトリ、ソノハヅレニ三徽ヲオク、又岳ヨリ四徽マデノ長サヲ、三ニワリテ、其一ツ分ノ長サヲ以テ、四徽ヨリ左ノ方ヘトリ、ソノハヅレニ五徽ヲ置ク、ソノ長サヲ五ツニ分ケテ、其四分ノ長サヲ以テ、

五徵ヨリ左ヘハカリテ、六徵ヲオク、七徵ヲ中徵ト云、君徵トモ云、一二三四五六ノ徵ヲ前徵ト云、八九十十一十二十三ノ徵ヲ下徵ト云、七徵ヨリ右ノ前徵ノアリ處ヲ左ヘ折返シテ、ソレ〴〵ノ徵ノ處ニ合セテ徵ヲオケバ、八徵ヨリ末ハ出來ルナリ、琴經ノ說カクノゴトシ、コレハ三分損益ノ法ヲ以テ定メタルモノナリ、三分損益ト云コトモ、モト大概ニ云ヘルコトニテ、徵細ノ處ハ、耳ヲ以テ定ムルコトナリ、故ニ徵ヲオクコトモ、琴匠ノ上手ハ、絃ヲカケテ、耳ヲ以テ處ヲ定ムルナルベシ、尤岳ト龍齦ニ、少モ高卑アルカ、又琴面ノシヽオキニヨリテ、律ノ違アルベキコトナリ、

〔歌儛品目 四器具名稱〕琴

所名〇中略　軫絃ノ端ヲ結ビ著ル者、コレヲ轉捩スレバ、絃ノ緊ト慢トヲ意ノ如クニスルノ具ナリ、卽チ事林廣記ニ、絃之緊慢皆由レ軫ト是ナリ、康熙字典曰、琴下轉レ絃者謂二之軫一、

〔塵袋 七〕一琴ハ玉ノコトヂアリトキク、餘ノ絃ナキ歟、　琴ニハタマノコトヂニアナヲアケテ、絃ヲツラヌキタルトカヤ、無題ニタフルヽコトモナクテ、ヨキニコソ、箏ニモ碧玉ノ柱ナド云フハ、サルベキナメリ、袁叔ガ正情賦曰、陳二玉柱之鳴箏一ト云ヘレバ、コトニモタマノコトヂハアルベキ也、コノ朝ニハ、是ヲモチヰズ、ツチノコトヂヲタツ、

〔琴學大意抄〕軫ノ事


軫

琴ノ軫ト云モノ七ツアリ、七ツノ絃ニ一ツヽ著ルナリ、カクノ如キ形ナリ、絨扣トテ、ネリグリヲコノ圖ノ如クヨコ穴ヨリ引出シテトムルナリ、絃ノサキヲ蠅頭トテ、トンボウニ結ビテ引カケ置ナリ、サテ絃ヲ軫池ノ方ヨリ、絃眼ヲ引トホシテ、岳ヲ越ユ、琴面ヲワタシ、龍齦ヨリ琴背ヘマハシ、ツヨクシメテ、鳳足ニテトムルナリ、サレバ七ノ軫共ニ、皆軫池ノ内ニオサマリ、サガリテアルナリ、此軫ヲ右ヘヒネレバ絃シマリ、左ヘヒネレバ絃ユルマル、絃ノシメユルベノ爲ニ、

此軫ト云モノヲコシラヘタルナリ、琵琶ノ轉手モコレニ本ヅケリ、世俗ニテンジント云ヘルモアヤマリニハ非ズ、コノ軫字ナル可シ、

〔琴學圖解〕軫圖三種

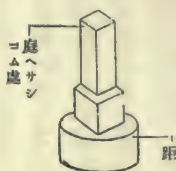
軫ノ數七ツ付クナリ、軫ハ玉、或ハ水晶、或ハ象牙、或ハ紫檀ナドニテツクルナリ、形ハ七ツ一樣ニ作ルナリ、

琴足

〔琴學圖解〕琴足圖

一名鳳足、一名鴈足、

琴足二ツアリ、棗心、黃楊木、烏木ナドニテツクル、距ノ圓キ潤サ一寸、中ホドノ濶サ五分、底ヘサシコム所ノ濶サ四分、長サ八分、總長サ一寸八分、



〔琴經七〕琴足、宜用棗心、黃楊、或烏木、蓋取其堅實、足之下須令平如鐵、切忌尖與凸、足之柄與琴之鑿、必小大相當、毋差毫釐、若柄小而以紙副之、琴聲必泛、岳、軫、焦尾、亦宜用此三等木、切不可以金玉犀象爲飾、多誨盜併爲琴害矣、

絨扣　琴薦　線鞖

〔琴學圖解〕絨扣圖(ワタイトノヒカヘ)〇圖略

絨扣、七スヂアリ、

此ハ子リグリニテ作ルナリ、色ハ縹色ニソメルナリ、

琴薦圖(キンノシキモノ)〇圖略

數二ツアリ

哆囉絨(ラシヤ)、天鵝絨(ビロウド)ナドニテ作ル、長サ六寸、濶サ二寸、

琴案

袋

線鬢圖二圖略○

琴鬢ノ色、五色ノ線ヲクミ合セタルアリ、或ハ純色トテ一色ニソメル事モアリ、組ヤウハ上ノ方ヲ一スヂニクミ、中ホドニ桃核ノ如キ者ヲツクリ、ソレヨリ四筋ニ組ツケ、其サキニ、フサヲ附ルナリ、是ヲ長鬢ト云、又一スヂニテ、フサ附ルヲ、短鬢ト云ナリ、

〔琴學入門〕琴案圖二圖略○

琴ノ案ハ、堅キ木ニテ作ル、定レル寸法ハナシ、大抵コノ二圖ノ寸法ニテヨシ、

放二琴案上一圖略○圖

琴案ニ定レル寸法ナシ、大抵長サ三尺五寸、幅二尺ニテ、高サハ其人ノ好ミニ隨フ可シ、坐シテ彈トキハ、高サ八寸ヨリ、九寸マデニ造ルベシ、榻ニ腰ヲカケテ彈トキハ、高サ二尺八寸ニ造ルナリ、

黑漆或ハ朱漆等ニヌリ、或ハ螺鈿ヲオクコトモアリ、

香案圖略○圖

琴ヲ彈トキ、香ヲ焚コト、定マレル法ナリ、ソレ故、香案香爐、香筯、香鍬、匙筯瓶等ヲ設クベシ、香ハ沈水香、白檀、奇南ノ類、又ハ棧香モヨシ、

〔歌儛品目四器具名稱〕琴

器具

袋按ズルニ、本朝文粹ニ、紀納言ノ累代寶琴銘アリ、其文云、承和樂器、鳴琴已傳、華軫鳳足、依ㇾ舊不ㇾ悛、今之所ㇾ製、唯袋與ㇾ絃、藏二之府庫一、遺二於百年一ト、注ニ于ㇾ時寛平八年之冬也トアリ、其製ハ知ルベカラザレドモ、寛平ノコロ、袋ヲ用ヒシ事ノ徵トスベシ、又漢土ニテモ、琴ニ袋ヲ用ヒシ事、正字通ニミヘタルモノ、箏袋ノ條下ニアリ、合セ攷フベシ、又琴袋ヲ漢土ニ琴服トモイヘリ、聯珠詩格ニ王秋澗ガ詩アリ、道人休ㇾ羨壁間琴、綠服朱絃遇二賞音一、何似嶧陽孤絶處、飽沾二風露一長二清陰一、註ニ琴服琴袋也トアリ、

〔枕草子六〕あつげなるもの

きんのふくろ

〔枕草子春曙抄六〕琴の袋なり、河海抄云、管絃の器、皆袋にいるゝ事、本儀也、

〔源氏物語明石十三〕ひさしう手もふれ給はぬきんを、ふくろより取出たまひて、はかなくかき鳴し給ふ、

〔體源抄八下同〕大琴○圖略、　中琴　小琴　次大琴　雅琴　十二絃琴　七絃琴

〔文獻通考樂考百三十七〕大琴　中琴　小琴

陳氏樂書曰、八音以絲爲君、絲以琴爲君、而琴又以中暉爲君、是故君子常御不離乎前、非若鍾鼓陳於堂下、列於縣簴也、以其大小得中、而聲音和、大聲不喧譁而流漫、小聲不湮滅而不聞、固足以感人善心、禁人邪意、一要宿中和之域而已、夫作五絃之琴、以歌南風、以合五音之調、實始於舜、蓋南風生養之氣也、琴、夏至之音也、舜以生養之德、播夏至之音、始也其親底豫、而天下化、絃也其親底豫而天下之爲父子者定、然則所謂琴音調而天下治、無若乎五音者、豈不在茲乎、蓋五絃之琴、小琴之制也、而倍之而爲十絃、中琴之制也、四倍之而爲二十絃、大琴之制也、明堂位曰、大琴、中琴、四代之樂也、爾雅、大琴謂之離、以四代推之、二琴之制、始於有虞明矣、

次大琴　古者大琴二十絃、次者十五絃、其絃雖多少不同、要之本於五聲一也、

雅琴　陳氏樂書曰、西漢趙定善鼓雅琴、爲散操、東漢劉琨亦能彈雅琴、知清角之操、則雅琴之制、自漢始也、宋朝太宗皇帝、因大樂雅琴、更加二絃、召錢堯卿按譜、以君臣文武禮樂正民心九絃按曲、轉入太樂、十二律清濁互相合應、御製韶樂集中、有正聲翻譯字譜、又令鈞容班部頭任守澄、并教坊正部頭花日新、何元善等、注入唐來燕樂半字譜、凡一聲、先以九絃琴譜、對大樂字、并唐來半字譜、並有清聲、今九絃譜內、有大定樂、日重輪、月重明三曲、并御製大樂乾安曲、景祐韶樂集中太平樂一曲、譜法互同、他皆倣此、可謂善應時而造者也、誠增一絃、去四清聲、合古琴之制、善莫大焉、仲呂、大定樂、一百三十七字、南呂角日重輪、一百四十一字、月重明一百一十一字、無射宮乾安曲、四十八字、太宗因前代七絃加二絃、曰清角清徵、爲九絃、一絃黄鐘、二絃太呂、三絃太簇、四絃夾鐘、五絃姑洗、六絃仲呂、七絃蕤賓、八絃林鐘、按上爲夷則、九絃南呂、按上爲無射、應鐘令隨編鐘按習、每一擊一彈、各依節奏焉、

十二絃琴　宋朝嘗爲十二絃琴應十有二律倍應之聲靡不悉備蓋亦不失先王制作之實也

兩儀琴（二絃每絃各六柱）　宋朝初制兩儀琴琴有二絃絃各六柱合爲十二其聲洪迅而莊重亦一時之制也

七絃琴　陳氏樂書曰古者造琴之法削以嶧陽之桐成以檿桑之絲徽以麗水之金軫以崑山之玉雖成器在人而音含太古矣蓋其制長三尺六寸六分象朞之日也廣六寸象六合也絃有五象五行也腰廣四寸象四時也前廣後狹象尊卑也上圓下方象天地也暉十有二象十二律也餘一以象閏也其形象鳳而朱鳥南方之禽樂之主也五分其身以三爲上二爲下參天兩地之義也司馬遷曰其長八尺一寸正度也由是觀之則三尺六寸六分中琴之度也八尺一寸大琴之度也或以七尺一寸言之或以四尺五寸言之以爲大琴則不足以爲中琴則有餘要之皆不若六八之數爲不失中聲也至於絃數先儒謂伏羲蔡邕以九孫登以一郭璞以二十七頌琴以十三楊雄謂陶唐氏加二絃以會君臣之恩桓譚以爲文王加少宮少商二絃釋知匠以爲文王武王各加一以爲文絃武絃是爲七絃蓋聲不過五小者五絃法五行之數也中者十絃大者二十絃法十日之數也一絃則聲或不備九絃則聲或太多至於全之爲二十七半之爲十三皆出於七絃倍差溺於二變二少以應七始之數也爲是說者蓋始於夏書而曼衍於左氏國語是不知夏書之在治忽有五聲而無七始豈爲左氏者求其說不得而遂傅會之邪故七絃之琴存之則有害古制削之則可也宋朝太常琴制其長三尺六寸三百六十分象周天之度絃有三節聲自焦尾至中暉爲濁聲自中暉至第四暉爲中聲上至第一暉爲清聲故樂工指法按中暉第一絃黃鍾（按上大呂）爲二絃太簇（按上夾鍾）爲第三絃姑洗（按上仲呂）爲第四絃蕤賓（單彈）第五絃爲林鍾（按上夷則）爲第六絃爲南呂（按上無射）爲第七絃爲應鍾（按上黃鍾清）凡此各隨鍾律彈之莫不合中呂之商中太平之曲非無制也誠損二絃去四清合先王中琴之制則古樂之發不過是矣唐李冲操琴通中呂黃鍾無射三宮之說蓋未究其本矣先儒之論有宮聲又有變宮聲已失尊君之道而琴又

有少宮少商之絃、豈古人祝壽之意哉、其害理甚矣、

〔東大寺獻物帳〕銀平文琴一張(軫足並象牙、腹内有司兵庫家造此琴字、納紫綾袋、緋綾裏、)

柒琴一張(紫檀軫、牛角足、腹内有嶧山之桐、人所玩等字、納紫綾袋、緋綾裏、○中略)

天平勝寶八歲六月廿一日

〔本朝文粹十二銘〕累代寶琴銘　紀納言

(于時寛平八年之冬也)

承和樂器、鳴琴已傳、華軫鳳足、依舊不改、今之所制、唯袋與絃、藏之府庫、遺於百年、

〔拾芥抄上末樂器〕名物○中略　琴

閑栖　山水(李部王記云、天暦四年、花宴御遊琴、)　漁魚(魚或作父)　松風　樣　仙洞代　閑樓　龍吟(已上、承平四年目錄、)　一諸

五絃　松風　幽絃　龍門(件琴、康保三夏、依聖上(村上)恩拜納、已上琴七張、承平四年定、)　鳥舞　無名(已上二張、延喜九六目錄、)　秦平　恬

損　儀女　南風(已上)　異體琴四面(承平四年目錄○中略)　琴六張(在袋、並無名琴、納後涼殿南殿、)　琴口張(無絃、康保四年五月廿六日、御倉、)

〔樂家錄四十一音樂珍器〕琴

難風　端風

右二絃、式部卿大輔之男清原俊陰重器也、

〔空穗物語俊蔭〕としかげ十六歲になるとし、もろこしに船いだしたてらる、こたみはことにさえかしこき人をえらびて、大使副使とめすに、としかげめされぬ、○中略もろこしに、いたらむとするほどに、あだ風吹て、三つある舟、二つはそこなはれぬ、おほくの人しづみぬるなかに、としかげが舟は、波斯國にはなたれぬ、○中略此三人のたゞきむをのみひく、さればそひゐくならふに、ひとつの手のこさず、ならひとりつ、○中略あくるとしの春よりきけば、此林よりにしに木を

擊調

たふすを、聲はるかにきこゆ、そのときにとしかげおもふほどは、はるかなる木末のひゞきはたかし、ねだかゝるべき木かなと思ひて、琴をひき文を頌して、なをきくに三年この木の聲たえず、年月のゆくまゝに、をのがひく琴の聲にひゞきかよへり、〇中略かくて三十の琴をつくりて、としかげこのはやしより西にあたれる、せむだんの林にうつろひて、この琴の音を心みんとて、いでたつほどに、つじかせいできて三十の琴をゝくる、そこにて音を心みるに、二十八はおなじ聲なり、なかばを二につくれるは、山くづれ地われさけて、なゝ山ひとつにゆすりあふ、としかげきよくすゞしき林にひとり詠て、琴の音をあるかぎりかきたてゝ、あそぶに、〇中略むらさきの雲にのれる天人七人、つれてくだり給、〇中略この三十の琴の中に、聲まさりたるをば、我なづく、一をばなん風とつく、ひとつをばはし風とつく、

〔源平盛衰記　三〕清盛息女事

四ハ、冷泉大納言隆房ノ北方ニテ、御子數多オハシキ、是又情アル女房ニテ、琴ノ上手トゾ聞エ給ヒシ、〇中略北方、常ニ詠ジテ心ヲ澄シ、琴ヲ彈ジ給ヘリケリ、太政入道〇平清盛ハ、琴ヲ愛シテ、女房達ヲ集メテ常ニ聞給ケル中ニ、秋風、鈴虫、唐琴、潺波〇潺波、流布本作漣、今從長門本、ト云、世ノ寶物四張アリ、〇中略此ノ北方村雲ト云琴ヲ調給ヘル時、色々ノ村雲忽ニ聳テ、軒端ノ上ニ引覆、萬人目ヲ驚シ、入道感涙ヲ流シ給フ、〇下略

〔宗建卿記〕享和十六年九月廿六日、詩仙堂陳眉公琴石川丈山所持先頃依仰宗建持參之、御覽之處被寫之、今日寫出來被返下了、翌日返遣于詩仙堂了、

〔口遊　音樂〕宮商角徵羽文武謂之琴絃

今按五音外、以文武二絃、文王武王所加也、故名爲文武、其聲似宮商、各々細小、是以亦呼之、爲小宮小商、〇又見濫觴抄

〔簾中抄 下 音樂〕琴のその名

宮　商　角　徴　羽　文　武

〔殘夜抄〕一には琴たえたり、(中略)絃七すぢあり、もと五すぢに、周文王一筋、武王ひとすぢ、あはせて七すぢなり、文の絃、武の絃ともいふ、少宮少商ともいふとかや、

〔吉水院樂書〕琴　宮商角徴羽文武、琴ノ絃ト云々、本ハ五音也、サレバ絃五筋アリ、其外ニ文武二王ノ時、クハヘタルナリ、今二筋ヲヨセテ後七絃ナリ、故ニ今二筋ガ名ヲ文武ト名ヅクルナリ、

〔樂家錄 四十一 音樂珍器〕琴

私曰、唐本琴譜、近代渡レ之、然非ニ上古譜一而今所レ傳之樂譜、然至ニ其調法及彈法一無レ異矣、是以藪中納言嗣孝卿、至ニ于其調法等一、被レ考ニ出之一、其音果如ニ明障子ニ當レ虫之音一也、(無レ柱無レ撥、右以レ爪彈レ之、左以ニ指ノ脇一押レ絃、故絃當ニ于槽一、其聲澁而微音也、)○

(中略)

調法(至ニ于琴調一而遲レ之也、遲則琴絃縮、故出ニ高聲一也、)

第一宮	第三五合	第五六合	第六七合	第二一合	第四二合	第六三合
一	二	三	四	五	六	七
壹	平	下	兌	黃	盤	上

右調法、或曰在ニ琴譜一云云、蓋七音皆倍下之律聲也、正律不レ上故也、他調倣レ之、

〔琴學大意抄〕琴ノ調樣ノ事

琴ノ調ニ五調アリ、瑟調、平調、清調、楚調、側調ノ五ツナリ、瑟調、清調、平調ヲ三調トシ、楚調、側調ヲ加テ五調ナリ、漢ノ代ヨリ六朝マデハ、琴ノミニ限ラズ、樂ミナ此五調ノ外ニ出デズ、後魏ノ陳仲儒ガ曰、琴調以ニ宮爲一レ主、清調以ニ商爲一レ主、平調以ニ角爲一レ主ト云ヘリ、五音六律ハ、ミナ黃鐘ヲ根本トス、黃鐘ハ今ノワウシキナリ、(此事別ニ考アリ、事長ケレバ、コヽニ記サズ、)ワウシキハ、十二律ノ根本ナルユヱ、ワウシキニ當ルコトヲ主トスト云ヘルナリ、瑟調ハ、ワウシキヲ宮ニシタルモノナルユヘ、以ニ宮爲一レ主ト云リ、今ノ

黃鐘調ナリ、淸調ハ、黃鐘ヲ商ニシタル者ナルユヘ、以商爲主トイヘリ、今ノ雙調ナリ、平調ハ黃シキヲ角ニシタルモノナルユヘ、以角爲主トイヘリ、卽今ノ平調ナリ、楚調側調ハ、今ノ一越調、般涉調ナルベケレドモ、明文ナケレバ、何レガ何レナルコトヲ知ラズ、通典ニ曰ク、平調、淸調、瑟調、皆周房中之遺聲也、漢代謂之三調ト云ヘリ、房中ノ聲トハ、周南召南ノ樂ノコトナリ、サレバ漢六朝ニ限ラズ、古三代ノ樂モ、三調五調ノ外ニ出ズト見エタリ、韓詩外傳ニ、宮商角徵羽ノ五音ヲ聞テ、ソレゾレノ德アルコトヲ云ヘリ、宮商角徵羽ハ、何レノ曲ニモ皆アルコトナルニ、カク云ルコトハ、宮商角徵羽ノ五調ノ事ナルコト明カナリ、古ヨリ皆カヽルコトナリシニ、晉ノ代ノ末ニ、五胡ノ亂出來テ、夷狄ノ音曲、中國ニ入リ、樣々ノ異ナル調ノ樂ドモ、世ニ行ハレタリ、コレニ依テ陳仲儒ガ說モ、後魏ノ世ニ用ラレズ、隋ノ世ニ至テ、又萬寶常ト云モノ、西域ノ樂ヲ傳テ、旋宮ト云コトヲ取リ立テヽ、八十四調ノ樂ヲ作ル、唐ノ代モコレニ從ケルヨリ、五調ノ事、世ニ聞エズ、宋ノ代ノ蔡西山、律呂新書ヲ作テ、八十四調ノ說ヲ用タルナリ、蔡西山ハ朱子ノ門人ニテ、朱子ノ學流、世ニ盛ニ行ハレヌルユヘ、明朝ニ至ル迄、八十四調ノ說、世ノ定論トナレリ、旋宮ノ事ハ、禮記ニ出デヽ、聖人ノ世ニモ、鬼神ヲ祭ルニハ、異ナル調モアルコトナレドモ、平生ノ樂ニ、イカデカヽル繁多ナルコトノアルベキ、吾邦ハ南朝ヨリ傳來シテ、今ノ世マデモ、五調トノミ習來ルハ、古三代ノ遺音ナリト知ルベシ、今傳ハレル諸ノ樂曲ニモ、南朝ヨリ傳ヘタルヲ古樂トシ、唐朝ヨリ傳ヘタルヲ新樂ト習ヒ來ルモ、漢魏六朝ノ遺音、吾邦ニ殘レル證ナリ、サテ又琴ノ調ベニ至テハ、五調ヲイカニ調フルト云コト、古ノ書ニタシカナルコト見ヘズ、稗編及頖宮禮樂疏ナドニ、琴家ノ說ヲ載タリ、正宮調、緩角調、緊羽調、緩宮調、淸商調コレナリ、正宮調ト云ハ、宮絃黃鍾、商絃般涉、角絃一越、徵絃平調、羽絃下無、文絃黃鍾甲、武絃般涉甲ナリ、緩角調ト云ハ、正宮調ノ如ニシテ、角絃ヲ一律下ゲテ、上無ニシタルナリ、緩宮調ハ、緩角調ノ如ニシテ、宮絃ヲ又一律下ゲテ、鳧鍾ニスルナリ、緊羽調ト

云ハ、正宮調ノ如ニシテ、羽絃ヲ一律上ゲテ、雙調ニスルナリ、淸商調ト云ハ緊羽調ノ如ニシテ、商絃ヲ一律上ゲテ神仙ニスルナリ、サレバ正宮調ハ、一越ヨリ調ヲ起シテ、越黄平般下ナリ、歌調奏調ト云コトアリテ順八逆六ニ合スル時、今ノ黄鐘調、卽古ノ瑟調ナリ緩角調ハ、黄鐘ヨリ調ヲ起シテ、黄平般下上ナリ、順八逆六ニテ合スルトキ、今ノ平調、卽古モ平調トイフ、緊羽調ハ、雙調ヨリ調ヲ起シテ、雙越黄平般ナリ、順八逆六ニテ合スルトキ、今ノ一越調、古ノ楚調ナルベシ、淸商調ハ、神仙ヨリ調ヲ起シテ、神雙越黄平、順八逆六ニテ合スルトキ、今ノ雙調、古ノ淸調ナリ、緩宮調ハ、平調ヨリ調ヲ起シテ、平般下上凫、順八逆六ヲ以テ合スルトキ、今ノ般涉調、古ノ側調ナルベシ、サレバ琴家ノ五調、今吾邦ニ傳ル五調ト符合シヌレバ、陳仲儒ガイヘルモ、漢ノ三調モ五調モ、韓詩外傳ノ五音モ、外ニ又アルマジトナリ異國ハ唐朝ニ古樂ヲ變亂シタルヨリ、五調ノ說隱レタルニ、吾邦ニ殘留マルコト、不思議ノ次第ナリ、琴譜モ明朝ヨリ傳ハルヲ見レバ、音節短促ニテ小兒ノ歌ヘル、岡埼ナド云ヤウナル者ナルニ、幽蘭琴譜ハ、迥ニ異ナルヲ以テ見ルトキハ、古ノ樂ハ、只吾邦ニ殘リ留ヌト覺ユル也、

琴七絃十三徽ノ定位ノ事

正宮調ニシラブル時、左ノ如シ、

	宮絃	商絃	角絃	徴絃	羽絃	文絃	武絃
散聲	黄	般	越	平	下	黄	般
十三徽	般	上	平	下	鳧	般	上
十二徽	神	越	勝	雙	黄	神	越
十一徽	上	断	下	鳧	鸞	上	断
十徽	越	平	雙	黄	般	越	平
九徽	平	下	黄	般	上	平	下
八徽	下	鳧	般	上	断	下	鳧
七徽	黄	般	越	平	下	黄	般
六徽	上	断	下	鳧	鸞	上	断
五徽	平	下	黄	般	上	平	下
四徽	黄	般	越	平	下	黄	般
三徽	般	上	平	下	鳧	般	上
二徽	平	下	黄	般	上	平	下
一徽	黄	般	越	平	下	黄	般

緩角調ニ調ル時、左ノ如シ、〇圖略、緊羽調、清商調、緩宮調省略、

又一流、角絃ヲ黄鍾ニ調ブル説アリ、是ハ奏調ナリ、古ニ歌調奏調ト云コトアリ、歌ト樂ト別調子ニスルコトナリ、其故ハ、人聲ヲ貴ブナリ、和ナリ、人聲ヲ貴ブト云ハ、歌ハ人ノ聲ナリ、諸ノ樂器ハ、

金石絲竹匏土革木皆物ノ聲ナリ、樂ハ元來歌ヨリ起ル、諸ノ鳴物ハ、歌ヲ輔ル爲メナリ、サレバ人ノ聲ハ本ニシテ、諸ノ樂器ハ末ナリ、諸ノ樂器ト歌ト同調ナルトキハ、歌ノ聲、樂ノ聲ニ齊レテ、文句聞エガタシ、故ニ歌ト樂トノ調子ヲ別ニシテ、順八逆六ヲ以テ合スルコト、古ノ法ナリ、是ヲ和ト云フナリ、樂ニ和應ト云コトアリ、應ト云ハ、同聲想應スルコトニテ、黃鍾ニ黃鍾ヲ合セ、平調ニ平調ヲ合スルコトナリ、和ト云ハ、黃鍾ニ平調ヲ合セ、平調ニ般涉ヲ合スルコトナリ、是順八逆六ナリ、應ハ人情ニシテ、和ハ道ナリ、故ニ同調ニ合ハスルトキハ、人情ニ親ケレバ、凡耳ニモ入易キナリ、サレドモ世俗ノ箏三線ノ類、道ヲ知ラズ、樂ヲ學バム者ハ、心ヲ用ユレバ、皆其妙ヲ得ルナリ、順八逆六ヲ合スルコトハ、樂ノ道ニシテ、聖人ノ智ニ非ザレバ、至リ難キ所ナリ、十二律ト云コトアルモ、順八逆六ニテ、黃平般下上鳧斷鸞勝神雙越ト生ジユキテ、十三度目ニハ、モトノ黃鍾ニナル故、音ノ數十二ニキハマリテ、又外ニナキ道理ニテ、十二律ト定ヌ玉ヘルナリ、世人人情ノミニシテ、道ト云者ヲ知ヌ時ハ、我ガ氣ニ合タル人ノミヲ用ヒ、我好ム事ノミヲスルニ依テ、人ミナ我勝チニナリ、禍亂モコレヨリ生ズ、聖人ノ道ハ、我ニ異ナル者ヲ用ヒテ、我過タルヲ抑ヘ、我足ラザルヲ補フ、是ヲ和ト云ナリ、甘ニ鹹ヲ加ヘ、辛ニ酸ヲ加ヘテ、五味ヲ調和スレバ、氣血ヲ養ヒテ、五藏ノ偏勝ナク、病ヲ生ゼザル如シ、サレバ賢君ノ諫言ヲ納レ、賢臣ヲ用ヒ玉フモ、皆異ナルヲ以テ、我ヲ助クル道理ナリ、論語ニ君子和而不レ同、小人同而不レ和ト云ヘルモ、コノ道理ナルコト、左傳ニ見エタリ、左丘明ハ孔子ニ親タリ見ヘテ學タル人ナレバ、其說信用スベキコト、後世朱子ナドノ注解ノ比ニハ非ルナリ、十二律ノ六八ト云モノモ、皆ウラ表ニ相反スル者ナリ、タトヘバ、黃鍾ハ子ノ位ニシテ北方ナリ、北ノ向ヒハ南ナリ、南ハ巳午未ナリ、巳ハ中呂、午ハ蕤賓、未ハ林鍾ナリ、コノ內ニ、午ハ正ク子ニ打向フ故ニ、君ニ敵對スル臣ノ如ナレバ和セズ、一位進ミテ未ハ林鍾ナリ、一位退テ巳ハ中呂ナリ、林鍾ハ順八逆六、中呂ハ逆八順六、是ヲ和ト云ナリ、サレドモ林鍾中呂、皆南

方ノ位ニテ、黄鍾ト相返スルナリ、コノ外東西ノ位、又ハ黄鍾ノ前後丑ニ當ル大呂、亥ニ當ル應鍾ニハ和ハナキナリ、是相反スル者ニナラデハ、和ハナキコト明白也、其外ノ十一律モ、皆カクノ如シ、

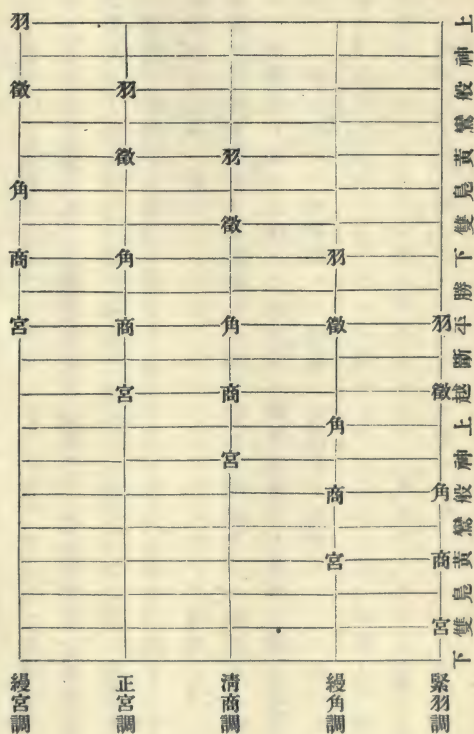


マムカヒハ衝ナリ、衝ハ和セズ、和ハ必衝ノ一位ヅヽ前後ニアルナリ、此圖朱(今朱線ニ代フルニ點線ヲ以テス)ハ衝、墨ハ和ナリ、

歌ハ君ニシテ、樂ハ臣ナル故、歌ト樂器トノ調子ヲカヘテ、六八ヲ以テ合スルコト、カヽル道理ナリ、サレバ古ヨリ樂ノ德ヲバ和ト云フ、世俗ノ箏三線ニハ、曾テコノ和ト云コトハナキナリ、樂器バカリノ上ニテモ、笙ノ合竹、箏ノ合絃、皆六八ノ和ニシテ、世俗ノナリモノヽ及バザル所ナリ、笙笛篳篥ナドヲ合スルハ、皆應ナレドモ、其内ニモ、六八ノ和ヲ以テ合セタル所々ノアルハ、カヽルイハレナリ、樂器ノ中ニ、琴ハ前ニ云ヘル如ク、樂ノ統、八音ノ首ニテ、コトニ人ノ聲ニ親シキ者ナル故、琴バカリヲ、歌ト同調ニシテ彈ズルナリ、歌ト樂ト別調ナルトキハ、樂ノ音ニ引立ラレテ、覺エズ同調ニ移ルユヱニ、琴ニ歌ノ聲ヲ寄テ、コレヲ便リニシテ、歌フコトナル可シ、絃ヲ殊ニ堂上ニオクモ、歌ト同調ナルガ故ナリ、サレバ歌ノ調子ヲ歌調トシ、樂ノ調子ヲ奏調トシテ、歌一越調ナレバ樂ハ黄鍾調、歌黄鍾調ナレバ樂ハ平調、歌平調ナレバ樂ハ般涉調、歌雙調ナレバ樂ハ一越調ナリ、コレ歌調奏調ノイハレナリ、琴ハ歌ト同調ナレバ、モトヨリ歌調ノミニシテ、奏調ハナキコトナレドモ、世末ニ降ルニ從ヒテ、人ノ心卑劣ニナリ、音ノ親シク合ヒタルヲ、面白ク思テ、六八

ヲ以テ合スルヲバ、外ノ事ヲスルヨウニ思ヒ、遂ニハ歌ヲモ樂ヲモ同調ニシテ合セケルヨリ、琴ニモ奏調アルナリ、奏調ノ時ハ、宮絃平調、商絃下無、角絃黃鍾、徵絃般涉、羽絃上無、文絃平調、武絃下無ニテ、黃平般下上、コレヲ正宮調ト云テ、今ノ黃鍾調ナリ、角絃ヲ一律下ゲテ鳧鍾ニスレバ、平般下上鳧、コレヲ緩角調ト云テ、今ノ平調ナリ、其上ヲ又宮絃ヲ一律下テ斷金ニスレバ、般下上鳧斷、是ヲ緩宮調ト云テ、今ノ般涉調ナリ、正宮調ノ羽絃ヲ一律上ゲテ一越ニスレバ、一黃平般下、是ヲ緊羽調ト云テ、今ノ一越調ナリ、其上ヲ又商絃ヲ一律上ゲテ雙調ニスレバ、雙一黃平般、是ヲ清商調ト云テ、今ノ雙調ナリ、カク古ハ歌調奏調分レタルヲ、後ニハ歌調ヲモ樂ニ用ヒ、奏調ヲモ歌ニ用タルヨリ、渡物ト云事出來タルナリ、唐朝ニ至リテ、律二位メリテ、雙調ヲ黃鍾ニシタリ、コノ調、又琴ニ殘リテ黃鍾ヲ、徵絃ニシテ、調ヲ立タル一流アリ、コノ時、宮絃一越、商絃平調、角絃雙調、徵絃黃鍾、羽絃般涉ナリ、今ノ世ニ一越ヲ黃鍾ニシテ、十二調子ヲ十二律ニ配當シタルハ、コノ調ヨリ起レリ、又黃鍾ノ靑海波ヲ、雙調ニ渡シタルモ、六朝ト唐トノ律ノ相違ヨリ起リテ、異國ヨリ傳來スル譜ノ、兩度ガ二樣ニ替リタルナリト知ルベシ、吾邦ハ、古ヨリ習來リタル音ヲ、正シク傳ヘテ失ハズ、異國ハ周隋唐朝ヨリ以後、世々ニ律ヲ改メテ、律變ジタル故、カクノ如キ相違アルコトナリ、今ノ世ニ斷金切(タンキンギリ)ト云十二律ノアルモ、宋ノ徽宗皇帝ノ大晟樂ノ律ハ、鷲磬ヲ黃鍾ニセルユヘ、斷金ノ音ヲ、一越ニシクルガ、異國ヨリ傳來セル律管ヲ摸タルナリト思ハル、右ニ云フ如ク、琴ノ調ニ三流アリト雖モ、最初ニシルシタル、黃シキヲ宮絃ニシタル調、琴ノ本調ナリ、琴ハ歌ノ聲ナル故、人ノ口中ノ音ヨリシテ、五調ノ高下起レルナリ、大抵人ノ口中ノ音、二十律ヲ出ス、何レノ調ニテモ宮ヲ最濁音トシテ、商ハ宮ヨリ上、角ハ中音ニテ、徵ハ角ヨリカリ、羽ハ最淸音ナリ、今世ニ譜ヲウタフ音ハ、何レノ調ヲモ、黃鍾調ニ歌ヒタルナリ、歌ノ音ハシカル可ラズ、上無下無ト云コトモ、コレヨリ出タルナリ、又古ヨリ十六律ト云コトアリテ、十二律ノ上ニ、淸黃鍾、淸大呂、淸大簇、

清夾鍾ヲ加テ、編鍾編磬ヲ、此十六律ノ數ニテ、十六枚ニシタルモ、コノ道理ナリ、



サレドモ、奏調ノ事モ、不知シテ叶ハザルコトナリ、幽蘭ノ譜ヲ碣石調トアルヲ、今ノ乞食調ノコトナリト考ヘタルモ、奏調ヲ合セ見レバ明ナリ、故ニ今奏調ノ五調ノ圖ヲモ左ニ出スナリ、幽蘭譜ノ抄ニモ、緩角調ノ奏調ヲ、朱ニテ傍ニシルシ置ナリ、○圖略

右奏調ノ五調ナリ、明朝ノ琴ハ、多クハ奏調ニシラブルニ依テ、絃細ク、シカモ緩シ、故ニ其ヒヾキ徵音ナリ、徵音ナルヲ雅樂ナリト覺ユルハ、道理ヲ知ラザル者ノ料簡ナリ、吾邦古代ノ琴南都ナドニアルベシ、其寸法ヲ用ヒテ、絃ノフトサナド、琴相應ニコシラヘ試ミタランニハ、古ノ琴ノ音、

自然ニ知ラルベキ事ナリ、

三聲ノ事

琴ニ三聲ト云コトアリ、散聲、實聲、泛聲ノ三ツナリ、散聲ト云ハ、散絃ナリ、實聲ト云ハ、徽ヲ按テ出ル聲ナリ、泛聲ト云ハ、左手ヲ琴面マデオシツケズ、只絃ヲ打ツナリ右手ハ打ツトヒトシク使フナリ、其聲微細ナルコト甚シキナリ、

○按ズルニ、實聲ヲ琴經ニハ按聲ト稱ス、

〔玉堂琴譜〕又問、或曰、今所用琴、其音甚微、我邦古器似不然、源語所載、源君彈琴須磨浦、時五節君、舟過海上、琴聲和波濤至舟中、如今琴微音、曷得有此事、古器非微音可知、曰、大和州法隆寺藏琴、實千年外物、余友平安鈴木子雲摸造其琴、余得觀之、銘曰、開元十二年、於九隴縣作、比之明製、其體頗小、余亦摸作而彈之、雅音可愛、此焉知非我邦所用古器者耶、詩曰琴瑟靜好、古代之箏琵琶、亦其器比今則小、彈者不用義爪、故其音靜好、後世淫哇之音日喋、形大而其音厖々焉、顧源語所謂琴聲至舟者、合奏致然耶、要之琴道廢久、而不知者多作摸索之語、謂微音非古物者、可謂無稽之言耳、

〔源氏物語須磨十二〕まして五せちの君は、つなで引過るも、くちをしきに、きんのこゑ風につきて、はるかにきこゆるに、所のさま、ひとの御ほど、物の音の心ぼそさとりあつめ、心あるかぎりみななきにけり、

曲名

〔體源抄八〕琴

文選之注ニ云ク、水ノ中ニ琴ノ曲アリ、師涓其音ヲマナブ、又琴ニ廻雪ノ曲アリ、又琴ニ別鶴ノ曲アリ、又琴ニ流水ノ曲アリ、白氏琴詩酒ヲモテ三友トス、

落霞、鵾琴、魚躍、夜鳥啼曲、丘尼琴、落梅曲、折楊柳曲、折柳曲巳上、含鶯香、又琴ニ楊柳ノ曲アリト云、

○中略又琴ニ入松ノ曲アリ、琴ノ譜ニアリ、入松風、石上流泉二曲、○中略

曲譜

秘記云、琴ニ三ノ曲アリ、二ハ漢ニシテ絶畢、一ハ弘仁ノ御時、御昇霞ノ時絶畢トイヘリ、コレニヨリテ人イヨ〳〵コレヲシラズトイヘリ、博雅三位コレヲ推シテイワク、絶曲ハ、サダメテコレ鶴懸子ノ音ナラント云々、○中略 盤渉調ノ遊宴、乞食調ノ飲酒樂ハ、琴ノ曲ト云々、

〔琴學大意抄〕譜ノ文字ノ事

隋ノ僧馮智辨ガ作レル譜ノ文字ハ、梵字ノ形ノ如シ、又曹柔ガ作レル譜ハ、字ヲヨセテ作タルモノナリ、タトヘバ一絃散絃ニテ拘ノ手ヲスレバ芍、○以散絃拘一絃之減字也 六ノ絃ヲ散絃ニテ挑ノ手ヲスレバ茜、○即散挑六減字 三絃ヲ大指ニテ九徽ヲ按テ拘ノ手ヲスレバ⿱大⿹勹九 ○大指、九徽、拘、三絃之減字 ナドヽ作リタルナリ、明朝ヨリ渡ル琴譜、○明ノ張大命ガ琴經及ビ心越ガ將來セシ琴譜等ニ付スナルベシ、皆コノ文字ナリ、琴譜ノ初ニ、何レニモ例ヲ出セリ、

〔琴經三〕勾琴字母　右手指法

井　散也、左手不按絃、以右手空彈之、曰散、　巠　輕也、彈絃之聲微小也、
尸　擘也、以大指向內彈也、　乇　托也、以大指向外彈也、
末　抹也、以食指向內彈也、　乚　挑也、以食指向外彈也、
勹　勾也、以中指向內彈也、　易　小易也、以中指向外彈也、
亐　摘也、以名指向內彈也、　丁　打也、以名指向外彈也、
奇　大間勾也、如食指挑七絃、中指勾四絃、曰大間勾、
尚　小間勾也、如食指挑七絃、中指勾五絃、曰小間勾、
仝　撚也、以大食二指撚絃放之有聲、　厂　歷也、連挑一條絃、
雷　擂也、從七歷至一、　庄　渡也、輕彈數絃、如乘舟渡水而過也、○下略

〔玉堂琴譜〕宮音青柳 あをやぎを、かたいとによりてや、おけや、うぐひすの、かさや、うぐひすの、ぬふといふかさは、おけや、うめのはながさや、

二解

安乎也、岐以乎引加太伊止尓

芪匀巳匀比䕼芒匀巳丁一匹䕼芪芶芪曷芶丁三芒五芶

以二乍利天衣也安二於、介也引

巳匀匹省䕼匀芪芶芶芪芶芪匀芪省芶匹匀芶丁三䕼匹省

宇久比、湏乃於二加、左也引

芶丁一芪芪芪芶芺匀匀芶䕼芶芪省芶匹匀匀丁三芒曷

宇久宇比、湏宇乃引奴不止伊不

芪匀巳匀比䕼芒匀巳丁一匹䕼芪省芶芪曷芶丁三芒五芶

宇二二加左波安二於、介也、

巳匀匹省䕼匀芪芶䕼芶匹匀芶丁三䕼匹省

牟女乃、波ン那安二二加、左也引

芶丁一芪芶芪芶芸匹匀芶䕼芶芪芶匹匀匀丁三芒曷

彈奏法

○按ズルニ、丨左ニ抹スルハ清聲、右ハ濁聲トス、丶ハ小節、○ハ大節、省ハ小息ナリ、催馬樂古譜ニ、一ニ作ル者、是ナリ、

〔琴學入門〕五指名圖○圖略

禁指コユビ
名指ベニサシユビ
中指タカタカユビ
食指ヒトサシユビ
大指オヤユビ

譜ノ略字
大指　大ニ作ル
食指　イニ作ル
中指　中ニ作ル
名指　タニ作ル

大指ハ、指ノ中ニテ最大ナル指ト云コトナリ、
食指ハ、食物ヲコノ指ニテクラフト云コトナリ、
中指ハ、マンナカニ在ル指ト云コトナリ、
名指ハ、孟子ニ無名指ト云コトアリ、ソノ略ナリ、
禁指ハ、琴ニハ、コユビヲ使フコトヲ禁ズル故、禁指ト云ナリ、○琴經、及琴學大意抄同、

〔琴學大意抄〕右指法ノ事
右手ノ大概ヲ云ニ、向ヨリ手前ヘカクヲ拘ト云、食指中指無名指、トモニスルコトナリ、手前ヨリ、向ヘハヌルヲ挑ト云、食指ノ手ナリ、無名指ニテスルヲ摘ト云、大指ニテスルヲ擘ト云、レンハ向ヨリ手前ヘスルヲ牽ト云、食指中指トモニスルコトナリ、手前ヨリ向ヘスルヲ歷ト云、食指ノ手ナリ、ハジクヲ彈指ト云、食指ノカシラヲ、大指ノカシラニツケテハジケバ、食指絃ニアタルナリ、中指ニテモスルコトナリ、ツム手ヲ撮ト云、無名指ト大指ニテスルコトナリ、大抵コノ五ノ外ニ出ズ、外ハ皆コノ五ツヲアマタ合セタル名ナリト知ルベシ、全扶ト云手ハ、食指ニテ向ヨリ手前

へ二絃カキテ、又中指ニテソノ如クカキ、拶、無名指ニテ向ノ絃ノ音ヲトムルナリ、コレヲ食指バカリニテ一返シテ、中指ニテ向ノ絃ノ音ヲトムルヲ、半扶ト云、全扶半扶トモニ、ユルヤカニスルト、ハヤクスルトアリ、緩全扶、疾全扶、緩半扶、疾半扶コレナリ、疾全扶、疾半扶ノ時ハ、二絃ノ音、一聲トモ聞エ、二聲トモ聞ユルヤウニ彈クナリ、全扶ノ手ヲ、中指無名指ニテ、タガヒチガヒニ幾度モスルヲ、輪ノ手ト云、歌書ニ云ヘルモ是ナリ、食指ニテ手前ノ絃ヲ一ツカキテ、中指ニテ疾半扶ヲスルヲ鐶ノ手ト云、ツヾキテ輪ノ手ノ如ク幾度モスルヲ、相接鐶ト云、拘ノ手ヲ、マヅ中指ニテ手前ノ絃ヲカキテ、次ニ無名指ニテ、向ノ絃ヲカクヲ間拘ト云、間句トモカク、明朝ニハ、大間句小間句ト云コトアレドモ、古ハナキコトナリ、二度スルヲ複間句ト云、複間句ノ間ニ、半扶ノ如クスルヲ、逆間句ト云、是皆拘ノ手ヨリ出タルナリ、無名指ニテ、手前ノ絃ヲ向ヘハヂテ、又向ノ絃ヲ向ヘハヂ、中指ニテ又ソノ如ク、二絃ヲ二度ニハヂ、大指ニテ手前ノ絃ノ音ヲトムルヲ却轉ト云、コレハ挑ノ手ヨリ出タル手ナリ、無名指ニテ手前ノ絃ヲカキテ、中指向ノ絃ヲ打チ、其次ニ中指ニテ手前ノ絃ヲカキ、無名指ニテ向ノ絃ヲ打ツ、是ヲ轉指ト云、是拘ト打トヲ合セタル手ナリ、宮絃ヲ打チ、次ニ徵絃ニテモ角絃ニテモ、按手ニテ打チ、文絃ヲハヌルヲ度絃ト云、商羽武ニテモスルナリ、三絃トモニ同律ノ音ヲ出スナリ、食指ニテ、一絃ヲ挑打挑ト三度ナラスヲ三環ト云、マヅ打テ、少シ間ヲオキテ、三環ノ手ヲスルヲ、打環ト云、ハジメニ打ノ手ヲセズ、挑打挑打ト幾ヘンモスルヲ長環ト云、コノ環ノ手ヲスル時ハ、大指ノカシラニテ、食指ヲウケテスル手ナリ、是等ハ打ト挑トヲ合セタル手ナリ、一絃ヲ食指ニテカキ、中指ニテカキ、無名指ニテ二度ハヌルヲ發刺ト云、イカニモ急ニスルコトナリ、二度カキテ、一度ハヌルヲ、節發刺ト云、拘挑拘挑ト四度ナラス手ノ、三度目ヲヌキタルモノユヘ、ハヅミアリテ聞ユルユヘ節發刺ト云、源氏物語ニ、五六ノハラト云ヘルハ、五六ノ徵ニテ、コノ手ヲスルコトナリ、琴世ニ廢レタルユヘ、此ハラト云コトヲ知ラズシテ、

源氏ノ抄物ニ、或ハ五六ノバチト云、或ハ破等トカキタルハ誤ナリ、ツム手ニ少シ遲速アルヲ齪ト云、前後アル意ニテ、前後齪トモ云、間ニ一絃ヲオキテスルヲ齪三ト云、二絃ヲ隔ルヲ齪四ト云、四絃隔ルヲ齪六ト云、二律トモニ同律ナリ、右手ハ大抵コノ通リナリ、

左指法ノ事

左手ハ按手ナリ、律ヲ考ヘテ、徽ノ通リヲ按ナリ、徽ノ間ヲモ按ナリ、大抵無名指ノ外ノ方ノ爪際ニテ按ナリ、中指ニテモスル、無名指中指トモニ手ヲ少シ仰クル故仰按ト云、大指ニテ按時ハ、手ヲウツムケテ、大指ノ外ノ爪際ニテ按ユヘ、コレヲ覆按ト云、或ハ仰ノケ、或ハウツムクルコトハ、末ノ徽ヲオスニハ、仰ケテ無名指ヲ用ヒ、右ノ徽ヲオスニハ、ウツムケテ大指ヲ用ユ、ヒツキヤウ手ノウツリノヨキヤウニスルコトナリ、泛ト云ハ、絃ヲ琴面マデオシツケズ、カロクアタリテ泛聲ヲ出ス時ノコトナリ、コレモ按手ノ如ク、仰汎覆泛アリ、サテ按手ヲシテ、右手ヲ使テ音ヲ發スルノ後、其餘音ヲメラストキハ、左ヘ下ゲ、カラストキハ、右ノ方ヘ上ルナリ、上ルニ抑上甃上ノ二ツアリ、ユルヤカニスルヲ抑上ト云、急ニコキ上ルヲ甃上ト云フ、蹴上トカキタルモ同ジコトナリ、源氏ナドニ由ノ手ト云ヘルモ、ヨクノ反ユニテ、抑ノ手ト云コトヲ、ユノ手ト云ナルベシ、左ノ方ヘサグルヲ捋ト云フ、按手ヲハナス時、掐ノ手ト末ノ手トアリ、掐ノ手ハ、左ノ大指ニテ絃ヲカキテカクト一所ニ按手ヲハナスナリ、末ノ手ハ、按手ヲ右ヘ向ケテ、急ニ取テ音ヲ出スナリ、抹ノ字ヲモカクナリ、掩ソテト云ハ、左ノ指ニテ絃ヲ打ナリ、吟ノ手ト云ハ、按タル指ヲスコシ動カシテ、音ニ色ヲツケ、ウナルヤウニスルナリ、臑ノ手ト云ハ、按タル指ヲ徽ノ外ヘ出シ、又徽ノ内ヘカヘシテ、色ヲ付ルナリ、猱ノ手トモ云、左ノ手ノ事、大概カクノ如シ、

〔琴學入門〕琴譜

南薰操 徵音　虞舜

南風之薫兮。可以解吾民之慍兮。

[illegible]

南風之時兮。可以阜吾民之財(貲音)兮。

[illegible]

コノ詩ハ、古ノ舜ト云聖人ノ、ツクリ玉フ詩ナリ、南薫操トモ、南風曲トモ云、ソノ詩ニ琴ノ手法ヲツケテ彈クコトナリ、舜ノ此詩ヲ歌ヒテ彈キ玉フ時ハ、五絃ノ琴ナレドモ、後ノ世ニナリテハ、今ノ七絃琴ニテ彈ナリ、

徴音ト云コトハ、スベテ琴曲ニ、宮音、或ハ商音、或ハ角音、或ハ徴音羽音ナドヽ、ソレ〴〵ニ定リタル調子アリテ、コノ南薫操ハ、徴音ニ調子ヲタヾ彈クコトナリ、調子ノタテ様ハ、イヅレモ別ニ記ス、

南風之ナドノ文字ハ、ミナ平聲ニ唱フルナリ、平聲トハ、タヒラカニシテ、高下ナシニ、マツスグニ出ス聲ヲ云ナリ、文字ノ左ノ下ニ圏ヲツクル字、ミナ平聲ノシルシナリ、可以解ナドノ文字ハ、ミナ上聲ニ唱ルナリ、上聲トハ、ハゲシク、ツヨク、アゲル聲ヲ、上聲ト云ナリ、文字ノ左ノ上ニ圏ヲ附ル字、上聲ノシルシナリ、慍ノ字ハ去聲ニ唱ルナリ、去聲トハ、聲ヲシリ細ニシテ、アトノキヘルヤウニ出ス聲ヲ去聲ト云ナリ、文字ノ右ノ上ニ圏ヲ附ル字、ミナ去聲ノシルシナリ、コノ外ニ入聲ト云アリ、南薫操ノ中ニハ、入聲ノ文字ナシ、猗蘭操ノ中ノ、習習谷ナドハ、ミナ入聲ニ唱ルナリ、入聲トハ、ツヾラ短ク、セハシナク出シテ、ツマルヤウナル聲ヲ、入聲ト云ナリ、文字ノ右ノ下ニ圏ヲ附ル字、ミナ入聲ナリ、コノ平聲上聲去聲入聲ヲスベテ四聲ト云ナリ、

南ノ字ノ左ノ、[illegible]風ノ字ノ左ニ[illegible]ナドアリ、コレハ琴ノ譜ト云モノニテ、文字ヲ略シテ、イク

ラモヨセタル者ナリ、タトヘバ〓(トム)ノ譜ハ、㋟ハ名ノ略ナリ、名トハ名指ニテ、左ノ手ノベニサシ指ノコトナリ、㊉ハ十徽ノコトナリ、㋒ハ按ノ略ナリ、左ノ指ニテ絃ヲ按テ、右ノ指ニテ其絃ヲ弾クヲ云ナリ、㊄ハ五ノ絃ノシルシナリ、㋚ハ散ノ略ナリ、左ノ手ヲソヘズ、右ノ手バカリニテ弾クヲ、散音トモ散聲トモ云ナリ、㊆ハ七ノ絃ノシルシナリ、(早)ハ撮ノ略ナリ、絃二スヂヲ、食指ト中指トニテハサミテ、一度ニヒクヲ撮ト云ナリ、サテ〓ノ手法ハ、左ノ手ノ名指ニテ、五絃ノ十徽ヲ按(オサ)ヘ、右ノ手ノ食指ニテ、七絃ヲ向(ムカウ)ヘハヌル、右ノ手ノ中指ニテ、五絃ヲ手前ヘ搔ク、ソノ食指ト中指トヲ一度ニツカフ故、撮ト云ナリ、コレ南(ナム)ノ字ノ手法ナリ、〓(フホン)ハ左ノ手ノ名指ニテ、四絃ノ十徽ヲ按ヘ、右ノ手ノ食指ニテ、六絃ヲ向ヘハヌル、右ノ手ノ中指ニテ四絃ヲ手前ヘカク、ソノ食指ト中指トヲ一度ニツカウナリ、〓(ツウ)ハ㋟ハ名指ナリ、㊦ハ十一徽ノシルシナリ、(勹)ハ勾ノ略ナリ、中指ニテ手前ヘカクコトナリ、㊂ハ三ノ絃ノシルシナリ、コレハ左ノ名指ニテ十一徽ヲ按ヘ、右ノ中指ニテ、三ノ絃ヲ手前ヘカク手法ナリ、〓(ヒエン)ハ(内)ハ罨ノ略ナリ、左ノ名指ニテ、三絃ノ十一徽ヲ按ヘ、大指ニテ十徽ヲ打ナリ、㊂ハ三ノ絃ノシルシナリ、(七八上)ハ大指ニテ十徽ヲ打タルマヽニテ、八徽ノ七分マデアガルコトナリ、〓(ヒイ)ハ㋚ハ散聲ナリ、右ノ手バカリ、ツカフナリ、㊆ハ七ノ絃ナリ、(乚)ハ挑ノ略ナリ、右ノ手ノ食指ニテ、向ヘハヌルコトナリ、〓(コウ)ハ六絃ヲ、食指ニテ、向ヘハヌル事ナリ、〓ハ五絃ヲ、中指ニテ手前ヘカクコトナリ、〓(キヤイ)ハ南ニ同ジ、〓(ウ)、ハ風(フホン)ニ同ジ、〓(ミヌ)ハ左ノ名指ニテ、三ノ絃ノ十一徽ヲ按ヘ、右ノ食指ト中指トニテ、三ノ絃ト五ノ絃トヲ、一度ニヒクナリ、〓(ツウ)ハ㊥ハ中指ナリ、左ノ中指ニテ、二ノ絃ノ十徽ヲ按ヘ、右ノ食指ト中指トニテ、二絃ト四絃トヲ、一度ニヒクコトナリ、〓(イコン)ハ左ノ大指ニテ三絃ノ九徽ヲ按ヘ、右ノ食指ニテ六絃、中指ニテ三絃ヲ一度ニヒクナリ、(七八上)ハ九徽ヲ按ヘナガラ、八徽ノ七分マデアガルナリ、〓(ヒイ)前ノ分(ヒイ)ニ同ジ、〓(ナム)上ニ同ジ、〓(フホン)左ノ名指ニテ、五絃ノ十徽ヲ按ヘ、右ノ中指ニテ、手前ヘカクナリ、〓(フウ)ハ可(コテ)ニ

同ジ、【外甸】ハ左ノ名指ニテ、四絃ノ十徽ヲ按ヘ、右ノ中指ニテ手前ヘカクナリ、【丗七】前ノ分ニ同ジ、【ノ巳】ハ泛起ノ略ナリ、コレヨリ泛聲ノハジマリト云コトナリ、サテ泛聲トハ、左ノ手ヲ琴面マデヲシツケズ、只絃ヲ打ナリ、右ノ手ハ打トヒトシク使フナリ、其聲微細ナルユヘ、泛聲トモ泛音トモ云ナリ、【化六】ハ㋑ハ食ノ略ニテ、食指ノコトナリ、コレハ左ノ食指ニテ、六絃ノ七徽ヲ打ツトヒトシク、右ノ食指ニテ、向ヘハヌルナリ、【□】ハ左ノ食指ニテ、五絃ノ七徽ヲ打トヒトシク、右ノ中指ニテ手前ヘカクナリ、【□】ハ四絃ヲ打ナリ、【□】ハ以ニ同ジ、【□】ハ皋ニ同ジ、【□】ハ三絃ヲ打ナリ、【□】ハ(尸)ハ擘ノ略ナリ、右ノ大指ニテ、手前ヘカクコトナリ、サテ左ノ大指ニテ、六絃ノ七徽ヲ打トヒトシク、右ノ大指ニテ、手前ヘカクコト也、【□】ハ左ノ大指ニテ、六絃ノ七徽ト、左ノ名指ニテ、一絃ノ七徽ヲ一度ニ打トヒトシク、右ノ大指ニテ、六絃ヲ向ヘ、右ノ中指ニテ一絃ヲ手前ヘ一度ニヒクコトナリ、【正】ハ泛止ノ略ナリ、コヽニテ泛聲ヤムト云コトナリ、【□】ハ財ノ字ノ音注ナリ、財ノ本ハ、ヅアイナレドモ、コヽニテハ、賫ノ音ニヨムト云コトナリ、

〔源氏物語明石十三〕ひさしう手もふれたまはぬ琴を、ふくろより取出給て、かうれうといふ手を、あるかぎり弾すまし給へるに、○下略

〔河海抄明石十〕かうれうといふてを○中略　或書云、嵇康字叔夜、與向子期友善、子期傳屋主家者、爲姝精被侵、叔夜客子期、終夜調琴、及半夜深、骨骸付陰來也、叔云、阿誰答云、莫恠、我堯時之樂士也、名謝給綸、栖此處久矣、然屋于我胸中積有年歳之故、來訴所以也、汝爲吾袪之爲幸、爰授廣陵散、樂名去、自是叔夜琴名、大震于世矣、

〔晉書嵇康傳十九〕嵇康字叔夜、譙國銍人也、○中略　初康嘗游于洛西、暮宿華陽亭、引琴而彈、夜分忽有客詣之、稱是古人、與康共談音律、辭致清辯、因索琴彈之、而爲廣陵散、聲調絶倫、遂以授康、仍誓不傳人、亦不言其姓字、

彈奏例

〔御遊抄 上末 行幸〕延喜十八年二月廿六日己巳、行幸六條院御記、

箏　中務親王

琴　克明親王

朽目和琴　左大臣

〔體源抄 八〕承平三年三月廿七日、御遊記云、

長明親王彈。琴。左大臣撫和琴、右大臣鼓箏、

天曆元年正月廿三日、內宴記云、

重明親王彈。琴。實賴鼓箏、兼明撫和琴云云、○又見御遊抄

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕天曆元年正月廿三日、內宴を行はれけるに、重明親王、勅を承りて琴を引給けり、一絃ゆるかりければ、右兵衛佐清正に仰て、はらせられけり、先ッ春鶯囀を奏し、後に席田をとなふ、次に酒清司をぞ奏しける、この間、琴の武絃たえたりけれど、猶彈じはて給ひけり、

〔御遊抄 上末 行幸〕承曆元正十一、幸東三條記 堀川右大臣 ○中略

和琴　式部卿親王

琴。賜余 ○中略

箏　治部卿兼明

〔實冬卿記〕弘安八年二月三十日癸酉、今日於西園寺、大宮院可被賀准三宮 ○藤原實氏妻貞子 九十算、兼日右中辨爲方、奉院宣相催、仍領狀、而爲方輕服之間、左中辨信輔申沙汰、○中略

一御裝束 ○中略

通御遊具 ○中略 糸竹合奏、呂、安名尊、鳥破、席田、鳥急、律、青柳、萬歲樂、

所作

〔中絶〕

笛　主上〔何亨〕兵部卿　花山大納言〔○中略〕

琴　左大將　敎經朝臣

和琴　大炊御門大納言〔○下略〕

〔塵袋七〕一琴瑟トテ一雙ニイハル丶モノ也、〔○中略〕琴ハ此朝ニタエタリ、

〔殘夜抄〕ひき物なるべし、六あり、一には琴、たえたり、〔○下略〕

〔體源抄八〕或記云、淨名院得業〔圓憲〕我朝ニ琴。曲。絶。タル事ヲナゲキテ、ヒトリ鎭西ニヲモムク、經信卿マデ、此國ニ琴ハアリケリトゾ、其後タエタリケルヲ、萬里ノナミヲシノギテ、鎭西ニ下向シテ、唐人ニ付テ、琴ノ曲ヲ習傳ヘテ、年月ヲヘテ南都ニカヘリ來テ、淨明院ニシテ琴引シタメニ、地ヲヒキ、石ヲタテ、池ヲホリ、木ヲウヘ、其地勢ヲイヘバ、東ヨリ靑龍ナガレタリ、西ニハ、白虎ノ道アリ、北ニハサカシキ岸アリ、南平地也、室ノ作ハ二階ニアゲツクリ、軒ニハ楊柳ヲウヘタリ、梧桐ハ鳳凰ノタメニウヘ、松栢ヲバ玄鶴ノタメニマウクトイヘルハ、カノ得業ノアラマシゴト、漢家ノ鳳情ナルベシ、地形アヒカナヒテ、琴ヲ彈ゼン地ナリ、彼圓憲ノ弟子出雲已講明暹ト云ハ、明衡ノ子息ナリ、中僧正實覺三會ノ講師トマウシ丶ニ、最勝會ノ比ナレバ、ヤヨヒノソラ、花ニホフヲリフシ、和歌ノ會アリキ、件序ヲ明衡ノ子ナレバ、彼已講コレヲカキ侍リケルニ、景物ノ句ニ、浮明院彈琴、羊僧打ニ羯鼓云云、誠ニ彼院ノ體タラク、四神相應ノ地勢ナリ、アハレムベシ、其名バカリノコリテ、琴イマハ絶タル事ヲイフベシ、南都ニナサケ深キ所ナルベシ、此人ノ後、琴傳タル人ナキナリ、禪定殿下〔○藤原忠實〕ノ仰云ク、圓憲〔○淨名院得業〕ト云シモノハ、經信ノ師ニアヒグシテ、鎭西ニ下向シテ、唐人ニ琴ヲ習タ・リシナリ、件ノ琴ヲ、殿下ニヲシヘマイラセントテ、申ケルハ、琴ハ鼻音ニテ、ハナヤカナル音ナシ、又サセル樂モ侍ラズ、只詩ヲ講ジテ、其詞ヲ彈侍ナリトゾ、サテ彈時ハ、紙ヲタ丶ミテヌラシテ、琴シタノシクイタニヲキテヒケバ、ヒヾキノ音ノヒヾクヲ、ナラサジレウナリ、彈間

モノトモ少々イル、常ニ仰ラレケルハ、興モナカリキ、只紙障子ノ内ニ、アブヲコメタルヤウニ、キコヘシナリトテ笑ハセ給シカバ、マコトニ、キヽザメシテゾ人々覺侍ケル、

〔琴學大意抄〕琴ノ廢レタル故ノ事

琴ノ廢レタルイハレ、大ガイ三ツアリ、一ニハ、凡樂ヲ覺ユルニハ、譜ト云モノヲ作リテ、其譜ヲ覺ユレバ、手ハ皆譜ニコモリテアルナリ、笙ハ乞一工凡乙下十行美比ノ十字、笛ハ干五上夕中六下口ノ八字、觱篥モ八字、琵琶ハ二十字ニ餘ル音ハナキニ、琴ハ一絃ニ、十二律三重ヅヽアリテ、三十六ナリ、七絃ヲ合セテ、二百五十二、七絃ノ散聲ヲ加ヘテ、二百五十九、コレニ又泛聲二百五十二、合テ五百十一ノ音アリ、其上ニ右手左手ニサマ〴〵ノコトアリ、コレヲ一々ニ譜ニ作リテ、ウタヒ覺ヘントセンニハ、文字ノ數モ足ルマジケレバ、琴ノ手ヲソラニ覺ユベキ樣ナシ、是第一ノ難義ナリ、二ニハ、古ノ人ハ心ユキ風雅ナレバ、六八ノ和ヲ面白キコトニ思ヒシニ、世衰フルニ從ヒテ、人ノ心迫切淺露ニナリユクニ依テ、同調ノシカト合タルヲノミ賞玩シテ、琴ノ調ヲ奏調ニナホシテ、歌ヲモ同調ヲ用ユルユヘ、琴絃ヲ細クユルクスルニヨリテ、他絃ニ遇テモ、其音ヲ奪ハル、マシテ管ナドニ遇テハ、影モナクナリユク、唐ノ高宗皇帝ノ時、琴廢レユキシニヨリテ、呂才ト云人ニ勅シテ、再興セシメ玉ヒタルニ、玄宗皇帝ハ、琴ヲコトノ外ニ嫌ヒ玉ヒテ、羯鼓ヲ以テ琴ノ穢レヲ解ント、ノ玉ヒシコトモアルナリ、異國ニモソレヨリ後ハ、大カタハ隱者ノ玩モノヽヨウニ、明朝ノ書ナドニハ云テ、宗廟ノ樂ニハ、儀式バカリニ、琴ヲ用タリトミヘタリ、是又琴ノ廢ルヽイハレナリ、三ニハ、琴ハ歌トツルヽモノニテシカモ譜ヲ作ルベキヤウナケレバ、歌ノフシニツレテ彈覺タルヲ、世ノ風卑クナリテ、サマ〴〵ノ新シキ歌ヒモノ出來レバ、古ノ樂歌ハスタリユキ、催馬樂風俗ノ類モ、今ノ世ニハ、大形タエタルヤウナリ、サレバ琴モ歌ニツレテ絕タルナル可シ、今琴ヲ再興セント思ヒ玉ヘラン人ハ、幸ニ殘レル幽蘭ノ譜ニ、イカヤウトモ、ウタヒモノヲ付ケテ、

再興

琴ノ手ヲヨクヒキ覺ヘ、琴ノ律ニ通貫シ、扱箏篳篥ニテ幽蘭ノ曲ヲ奏シタルコト、異國ノ書ニ見ヘタレバ、歌ト樂トノ合セカタヲ工夫シテ、箏觱篥其外ノ樂器ニモ、幽蘭ノ曲ヲトリ立テ見タランニハ、オノヅカラヒキカタ、合カタ、具ハリテ、何レ樂ニモ琴ハヒカレン者ナリ、茂卿東ニ生レテ、足跡關西ニ及バネバ、堂上樂家ノ秘傳ヲモ知ラズ、僅ニ一ツ二ツ習ヒ聞タル樂ノワザニ便リテ、異國ノ書ヲ味フレバ、愚者ノ一得トモ、己ガ心ニハ思ヘレドモ、違タルコトモ多カルベシ、サレドモ世中ニ揚州ノ鶴トヤラン云コトノ難クテ、樂ニ達セル人ハ文字ニ疎ク、文字ニ深キ者ハ樂ヲ好マズ、好メドモ學流ニ違アリテ、末ノ世ノ說ニ惑ヒ、古ニ復ルコトナケレバニヤ、今太平百年ニ及ビテ、諸ノ道興レドモ、琴ノ事ハ沙汰スル人ノナキガ悲シクテ、違タル事多クトモ、書オキタランニハ、志アル人ノ階梯トモナレカシト思フバカリニ、粗增ヲ錄シテ、狛氏〇辻周興ノ許ニ贈ルナリケリ、享保七年壬寅四月廿八日、物部茂卿、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕音樂も久しく絕、御法會などならでは、伶人奏樂する事もなかりしが、元文三年九月十八日、本城にて舞樂御覽有て、群臣見る事をゆるされしかば、古ぶりの樂をめづらかに見聞して、心有ものは大に感せしとなり、琴は今の世に彈ずるものもたえてなかりしに、寬文のころ、明の僧心越といへるが、此國に投化せしとき、傳へ來りしを、勘定奉行杉浦內藏允正昭が家人、小野田加兵衛東川といへるもののひとりぞきなびとりたりける、かく中古より絕たるわざなれば、伶人もしるものなかりしを、加兵衛がもとより傳へしむべしとの御旨にて、京の伶人辻大膳、辻左兵衛を傳奏屋敷にめし、加兵衛につきて學ばしめらる、近習にては大島近江守以興、もはらこのことをうけ仕ふまつりけり、さて伶人等みな習ひ得て、今はもろ〱の樂器と合奏すべくなりしかば、伶人等におほく引出もの賜はり、加兵衛をも寺社奉行牧野越中守貞通が宅によびて、白銀あまたたびぬ、

〔名家略傳四〕心越禪師

心越禪師、名は興儔、明の浙江金華府婺郡浦陽蔣氏の子なり、○中略明末の兵亂を避けて、吾邦延寶九年に投化して、後天和元年江戶に來り、元祿五年、水戶岱宗山天德寺に住職となれり、同じ元祿の八年九月晦に遷化す、ときに年五十七歲、○中略七絃琴を彈ずること、殊に妙手なり、むかしよりはやく七絃琴をつたへたりといへども、その琴譜指法ともに、はやく巳に絕たり、然かるを近く禪師のはづかに十六曲を、わが邦につたへ來りてより、その傳弘く行はれ、今その人に乏しからず、

美成云、予かつて書を渡邊東河翁に學べり、翁又琴を彈ことを好みて、自拂石老人と號せり、予また翁に三四曲を習ひ得たり、今藏するもの卽翁が遺物にして、常に愛翫せしところなり、古人琴をいひて、書室中の雅樂とす、一日も淸音居士琴の異名に對せずして、古を談せずんばあるべからず、若その古色なるもの無き時は、新なるものといへども、亦常に琴はあるべきことにこそ、陶淵明云、琴中のおもむきを得るときは、何ぞ絃上の聲を勞することをせんといへり、さて淸夜月の皎然たるに對して、一二曲を操弄せば、養性修身の道も、亦こゝに外ならずといふべし、豈いたづらに耳をよろこばしむるの計のみならんや、かゝれば琴を好める人は、もとよりその風致の淸くいさぎよきこととおもひやるべし、あるひは云、苦茗を啜るの間尤よし、また酒を酌て興を發することありとも、微醺なるべしといへり、

〔玉堂琴譜〕問、東川野○小野田修姓廷賓、嘗被國歌於七絃、恐失琴意、不示之人、予聞其說乎、曰、寬文中、歸化僧心越、留錫水府、善鼓琴、廷賓傳心越彈法、德廟○德川吉宗命伶官辻豐前守○狛宿禰周廣與廷賓、謀被本邦之樂于七絃、曲成也、進奏於殿中、可謂盛擧矣、自是後四方稍有道琴事者、嗚呼使百年旣絕之徽音再振、其響於後世者、心越廷賓之功、豈不偉哉、藍溪先生者、學琴於廷賓、余○浦上弼往祗役東都、時見先生、請彈法、

退而竊謂、其歌曲華音、而人聞之不解、不解則不感、不感則不足爲敎、我邦古昔禮樂之隆也、琴最盛行、史傳所載可以徵矣、中世其道漸廢、然雜出於國史者亦多、其歌也催馬樂是也、

〔歌傳品目三 八音紀原〕琴(中略)或曰、明ノ僧心越ナル者、寛文中、我邦ニ歸化シテ後、水府西山公ノ聘ニ應ズ、心越善ク琴ヲ鼓ス、其後東武ノ杉浦琴川ナル者、其彈法ヲ傳ヘ得タリ、又コレヲ小野田東川ニ傳フ、享保ノコロ、東叡山某法親王、コレヲ大樹殿下ニ語リ玉ヒシヲ、其時京師ノ伶官辻豐前守狛宿禰周廣ヲ召シ下シ、吾邦久ク廢レヌルヲ、今此法ヲ傳ヘテ、本邦ノ樂曲ニ合奏スベキ旨、東川ト相議スベキ由命セラレシニ、歲餘ニ曲成テ、コレヲ營中ニ進ム、既ニシテ其琴曲ヲ搢紳家ニ傳ヘシメテ、コレヲ朝廷ニ奉リシトナリ、サレドモ其聲モト濁聲多クシテ、諸樂器ノ音聲ニ奪ハル、ヲ苦ミテ、後ニハ其絃ニ柱ヲ施シ設ケシトイヘリ、恐クハ琴ノ本旨ヲ失フト云ベシトイヘリ、

〇按ズルニ、荻生茂卿ハ音律ニ達キ者ナリ、當時琴學大意抄ヲ著ハシテ、周廣ニ贈リ、大ニ其擧ヲ贊助シタリキ、其後新井君美、室直淸、山縣昌貞等、各コレヲ書ニ著ハシテ、其法ヲ講明セシヲ以テ、彈法再ビ世ニ明ナルニ至ル、

〔三代實錄八清和〕貞觀六年二月二日己未、從五位下行越後介高橋朝臣文室麻呂卒、(中略)文室麻呂年九歲、事嵯峨太上天皇、天皇自〇天皇自三字原脫、今據一本補、敎鼓琴、其伎日長、他敎習者、無有相及、仍賜文室麻呂號曰琴師、(中略)卒時年三十九、文室麻呂能琴之名、冠於當時、嘗文德天皇、淸和太上天皇、徵令侍殿上、爲師學彈琴、歷仕四代、頗蒙寵幸、

〔塵袋七〕一琴瑟トテ、一雙ニイハル、モノ也、(中略)琴ハ此朝ニ絕タリ、昔ハ歌仙ノ興風ゾ、琴ノ上手ニテアリケル、

〔體源抄八〕漢家ニテ、琴ヲ能彈シ人々、

方子春　成連先生　嵆叔夜　伯牙　鍾子期　師曠山ヲヘダテヽ、タヽカウ蟻ノ有所ヲキヽシ人ナリ、　雍門氏箏三段ノ彈テ今不絕　蔡邕作五弄、一曰遊春、二曰淥水、三曰座秋、四曰愁思、五曰幽居、　師涓寫商淸聲

〔琴學大意抄〕琴ヲ彈ゼシ人ノ事

古ノ君子ハ琴瑟身ヲ離サズト云ヘレバ、琴ヲ彈ゼザル君子ナシ、サレドモ其中ニモ、コトニ傳

瑟

記ニシルシテ名高キヲイハヾ、舜ハ五絃ノ琴ヲ彈ジテ南風ノ操ヲ作ル、文王ハ拘幽操ヲ作リ、周公旦ハ越裳操ヲ作リ、孔子ハ將歸操、猗蘭操、(卽幽蘭ナリ)龜山操ヲ作リ玉ヒ、曾子ハ殘形操ヲ作リ、尹伯奇ハ履霜操ヲ作ル、瓠巴ハ淵ノ魚ヲ躍シメ、晉ノ師曠ハ玄鶴ヲ舞シム、擊磬襄ハ孔子ノ琴ノ師ナリ、師文ハ襄ガ弟子ナリ、方子春ハ成連ニ授ケ、成連ハ伯牙ニ傳フ、大遊、小遊、長側、短側ト云琴曲ハ、長沮桀溺ガ遺操ナリ、(今樂ニ、遊擊ト云コトアルモ、大遊小遊ヨリ出タルナルベシ、)漢ノ世ニハ、渤海ノ趙定、梁國ノ龍德、司馬相如、卓文君、劉安世、趙飛燕、梁伯鸞、鄭子眞、楊雄、嚴子陵、桓譚、班固、仲長統、馬融、蔡邕、ソノ女蔡琰、魏晉六朝ニ降リテ、諸葛孔明、顧元歎、曹子建、阮瑀、稽康、阮咸、阮瞻、劉琨、戴安道、許玄度、宗少文、蕭思話、柳世隆、王曹虔、褚淵、柳惲、陳仲儒、隋唐ニハ趙耶利、王績、呂牙、王維、李白、李龜年、白樂天、宋ノ歐陽永叔、コレ皆イチジルシキモノナリ、

○

〔倭名類聚抄四琴瑟〕瑟　孫愐切韵云、瑟(所櫛反)樂器、似箏而大、三十六絃、

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕按漢書郊祀志云、泰帝使素女鼓五十絃瑟、悲、帝禁不止、故破其瑟、爲二十五絃、呂氏春秋古樂篇云、朱襄氏之治天下也、士達作爲五絃瑟、瞽叟乃拌五絃之瑟、作以爲十五絃之瑟、舜立、仰延乃拌瞽叟之所爲瑟、益之八絃、以爲二十三絃之瑟、文選笙賦注引廣雅云、瑟二十七絃、爾雅大瑟謂之灑、郭注云、二十七絃、隋書音樂志云、瑟二十七絃、伏羲所作、急就篇注、瑟、庖犧氏所作也、長七尺二寸、二十七絃、禮記正義引禮圖云、雅瑟二十三絃、其常用者十九絃、頌瑟二十五絃、體源抄引三蒼云、瑟似箏而大、廿八絃、其說皆不同、體源抄又引釋氏云、卅六絃、正與此所云合、然則此孫愐切韵、疑釋氏切韵之誤、但卅六絃之說、未知所本、

〔段注說文解字十二下〕瑟(𤦪)庖犧所作、弦樂也、(弦樂、猶磬曰石樂、淸廟之瑟、亦練朱絃、凡弦樂、以絲爲之、象弓弦、故曰弦、○中略)从琴、必聲、(所櫛切、十二部、)𤨕、古文瑟、(先玩古文琴瑟二字、似先造瑟字、而琴从之、)

〔爾雅釋樂七〕大瑟謂之灑、注、長八尺一寸、廣一尺八寸、二十七絃、

〔文獻通考樂考百三十七〕大瑟　中瑟　小瑟　次小瑟　世本云、庖犧氏作五十絃、黃帝使素女鼓瑟、哀不自勝、乃破爲二十五絃、具二均聲、〇中略　禮圖云大瑟長八尺一寸、廣一尺八寸、二十三絃、其常者十九絃、頌瑟長七尺二寸、廣尺八寸、二十五絃盡用之、易通卦驗云、人君冬至日使八能之士、鼓黃鐘之瑟、瑟用槐木、長八尺一寸、夏至日、瑟用桑木、長五尺七寸、槐取氣上也、桑取氣下也、〇中略　姜夔定瑟之制、桐爲背、梓爲腹、長九尺九寸、首尾各九寸、隱間八尺三寸、廣尺有八寸、岳崇寸有八分、中施九梁、皆象黃鐘之數、梁下相連、使其聲冲融、首尾之下爲兩穴、使其聲條達、是傳所謂大瑟達越也、四隅刻雲以緣其武、象其出於雲和、漆其壁與首尾腹、取椅桐梓漆之全、設二十五絃、絃一柱、崇二寸七分、別以五色、五五相次、蒼爲上、朱次之、黃次之、素與黔又次之、使肄習者、便於擇弦、絃八十一絲、而朱之、是謂朱絃、其尺則用漢尺、凡瑟絃具五聲、爲均、凡五均、其二變之聲、則柱後折角羽而取之五均、凡三十五聲、十二律、六十均、四百二十聲、瑟之能事畢矣、

〔拾芥抄上末樂器〕瑟シツ

〔易林本節用集古財器〕瑟コトシツ

〔和爾雅五器用〕瑟シツノコト　絃數有多少、大瑟五十絃、

〔塵袋七〕一琴瑟トテ、一雙ニイハルヽモノ也、瑟ハ日本ニハナキ歟、當時ハ絕テナシ、昔ハトモニ有リケリ、瑟ヲバ我國ニヒサヅト云ケル、常陸國記云、採大谷村之大櫟、本ヲ栰テ造鼓、末ヲ伐テ造瑟、俗云比佐頭ト云ヘリ、

〔東雅七器用〕琴コト〇中略　瑟は、初より我國に傳はりしとも見えず、

〔濫觴抄上〕伏羲氏作瑟、四十五絃、長八尺一寸、文

〔體源抄八〕雅瑟者　音瓶、所櫛切、又只云瑟、

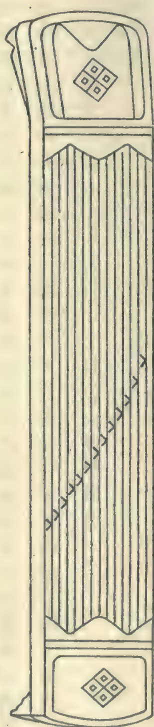
三蒼云、似レ箏而大、廿八絃ナリ、爾雅ノ注云、廿七絃ナリ、尺氏〇釋氏切韵云ク、卅六絃ナリ、〇中略通典云、瑟用二槐木一、槐取二氣ノ上一也、長八尺一寸、〇下略

〔殘夜抄〕樂器には、八のしなあり、〇中略ひき物なるべし、六あり、一には琴、〇中略二には瑟、これやうやうあるか、絃の數廿五、ながさ八尺一寸、又は絃五も、又は十五も、又廿三も、なりたるやう〻なく〳〵あり、又はながさ五丈七尺にて、絃五十、是をやぶりて、廿五ともあり、くはしくてゐうなし、

〔東大寺獻物帳〕槻木瑟一張木畫鯨瑇瑁上足紫檀下足黒柿納二臈纈袋一緑裏〇中略

天平勝寶八歲六月廿一日

〔體源抄八〕瑟大圖



新羅琴

〔倭名類聚抄四琴瑟〕新羅琴　本朝格云、新羅琴師一人、新羅琴、和名之良岐古止、今案、所レ出未レ詳、疑自二新羅國一來歟、有二十二絃一、其名、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸天地、見レ譜、

〔伊呂波字類抄志雜物〕新羅琴（シンラゴト）（シムラキン）

〔易林本節用集之器財〕新羅琴（シラギゴト）十絃、〇十絃恐十二絃誤、

〔體源抄八〕箏篌者又作二箜篌一　又名新羅琴

〇按ズルニ、箏篌ヲ又新羅琴ト同一セルハ誤ナリ、

〔歌儛品目三八音紀原〕新羅琴按ズルニ、此器始メテ吾邦ニ傳フルコト、允恭天皇ノ御時、新羅ヨリ種種ノ樂器ヲ傳ヘシトイヘバ、其時ニ傳ヘシニヤ、(中略)今ハ亡ビテ傳ハラズ、

〔延喜式二十一雅樂〕樂器絃料絲、○中略新羅琴一面、長五尺、料絲四兩、

右計所須絲、二年一度請受、

〔東大寺獻物帳〕金鏤新羅琴一張枕尾並染木、納萬纈袋、緑裏緑地畫月形

金鏤新羅琴一張枕尾並桐木、紲地畫月形納紫地錦袋紲裏○中略

天平勝寶八歲六月廿一日

〔拾芥抄上末樂器〕名物○中略琴

新羅琴三張承平四年定

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事

新羅樂師四人琴師儛師○中略

右依舊爲定、餘皆停止、

大同四年三月廿一日

太政官符

定雅樂諸師數事

新羅樂師四人今定二人、琴師一人儛師一人○中略

弘仁十年十二月廿一日○中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事減一百五十四人、定一百人、○中略

新羅樂生廿人減十六人、定四人、

琴生二人元十人　儛生二人元十人○中略

奚琴

嘉祥元年九月廿二日

〔文德實錄 二〕嘉祥三年十一月己卯、治部大輔興世朝臣書主卒、〈略〉○中書主爲人恭謹、容止可觀、〈略〉○中能彈和琴、仍爲大歌所別當、供奉節會、新羅人沙良眞熊、善彈新羅琴、書主相隨傳習、遂得祕道、

〔西宮記 臨時八〕臨時樂

延喜廿十八、召雅樂寮人於淸涼殿前奏舞、〈略〉○中新羅琴師船良實著犬飼裝束、不隨犬、

〔歌儛品目 三八音紀原〕絲類、九種、存者四種、〈略〉○中亡者五種、〈新羅琴、箜篌、竪篌、阮咸、奚琴、〉

〔琴學大意抄〕琴ノ名義ノ事

諸ノ絲ノ中ニ、琴ハ君ニシテ、瑟ハ臣ナリ、琴ハ夫ニシテ、瑟ハ妻ナリ、今ノ箏ハ瑟ノ遺法ナリ、琵琶ト箜篌トハ末ノ世ノ物ナリ、琴ハ絃ノ數少クシテ、シカモ無窮ノ音ヲ發ス、瑟ハ柱ヲ設クル者ナル故、ソノ音、五音七音ニ限ル、合絃ヲ專トスルモノナルユヘ、ソノ琴ニ於ルコト、臣ノ君ヲ補ケ、妻ノ夫ヲ助ルガ如シ、

〔伊呂波字類抄 計雜物〕嵇琴〈音樂名〉

〔歌儛品目 三八音紀原〕奚琴〈拾芥抄琴條下ニ、奚琴、二張無絃、二張絃二筋トアリ、延喜式、和名抄等ニ、此器ミヘズ、文獻通考、奚琴、胡中奚部所好之樂、出於弦鼗、而形亦類焉、其製兩絃、間以竹片軋之、民間或用ト、陳氏樂書モ其說同ジ、又事林廣記ニ嵆琴アリ、曰、本嵆康所製、故名曰嵆琴、一絃以竹軋之、其聲淸亮トイフ者ハ、上ノ奚琴ト大同小異ナリ、或ハ奚ト嵆ト同キ歟、〉

〔秇苑日涉 四〕三絃

據事物紀原、及絃子記、則秦謂之絃鼗、魏晉以來謂之秦漢子、宋人謂之嵇琴者、卽今之三絃也、未知果然否、大氐絲竹之制、古今或不同、況如三絃、本出胡部、而熾於輓近、假令爲絃鼗遺象、後世率意增損、恐非復古絃鼗矣、

〔拾芥抄 上末樂器〕名物〈略〉○中琴

奚琴二張〈一張無絃、一張絃二筋〉

天慶九年四月定

〔體源抄八〕宇治左大臣殿〈〇藤原頼長〉ニ、今マイリノ女房侍リケリ、古キ管絃者ノ女ナリ、仍イカナルモノヲカ、家ニツタエタルト問セ給ケレバ、殊相傳シタルモノ候ハズ、匏ノ三尺バカリナルニ、比巴ノ絃ノヤウニカケタルコソ、ツタヘテ候ト申侍リケルハ、ヤガテメシテ御ランアリケレバ、腹ノ裏ニ嵇康琴ト書付タリ、匏ハ八音ノ中ノ一音ナリ、而ヲ琴ト申シテ侍リケルナリ、琴ハ絃ノ分ナリ、匏ハ笙ノ管ナリ、シカレバコレヲ八音ノ匏ニハトルベカラズ、僻案ノタガヒハ、匏ナレバコレヲ八音ノ中ノ匏トコヽロヘムタグヒモ侍ルベシ、

〔歌儛品目三八音紀原〕絲類九種、存者四種、〇中略亡者五種(中略)奚琴

〔倭名類聚抄四琴瑟〕箜篌 唐韻云、箜篌〈空侯二音、俗云如江湖二音、楊氏漢語抄云、箜篌、百濟國琴也、和名久太良古止、〉樂器也、兼名苑注云、箜篌、漢武時人、依琴製之、

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕按風俗通云、空侯、謹按、漢書孝武皇帝賽南越、禱祠太一后土、始用樂人侯調、依琴作坎坎之樂、言其坎坎應節奏也、侯以姓冠章耳、兼名苑注蓋本之、史記孝武本紀、塞南越、禱祠泰一后土、始用樂舞、箜篌瑟自此起、杜氏通典、箜篌、漢武帝使樂人侯調所作以祠太一、或云、侯輝所作、其聲坎坎應節、謂之坎侯、聲訛爲箜篌、篌者因樂工姓耳、或謂師延靡靡樂、非也、釋名、箜篌師延所作、靡靡之樂也、蓋空國之侯所存也、存、初學記引作好、段安節樂府雜錄云、以其亡國之聲、故號空國之侯、風俗通擧或說云、空侯取其空中、琴瑟皆空、何獨坎侯耶、斯論是也、詩云、坎坎鼓我、是其文也、是亦一說、舊說一依琴制、今按、其形似瑟而小、七弦、用撥彈之如琵琶也、竪箜篌、胡樂也、漢靈帝好之、體曲而長、二十有三絃、竪抱於懷中、用兩手齊奏、俗謂之擘箜篌、鳳首箜篌頸有軫、箜篌已見佛塔具、

〔倭名類聚抄十三佛塔具〕箜篌 法華經云、起七寶塔、懸諸幡蓋、又云、簫笛、箜篌、種々儛戲、以妙音聲、歌唄讚頌、〈箜篌二音、俗云空古、〉

〔伊呂波字類抄古雜物〕箜篌コ、ウ音樂具　コウシイ

〔拾芥抄上末樂器〕箜篌コウコウ

〔東雅七器用〕琴コト〇中略　箜篌を、クダラゴトといひしは、此コヽには百濟より傳りしが故なるべし、此器は、もと漢武帝の時に造りしもの也といふなり、

〔歌儛品目三八音紀原〕箜篌(中略)按ズルニ、欽明天皇ノ御時、百濟ヨリ樂人ヲ貢ストイヘバ、其時ニヤ傳ヘシニヤ、(中略)樂府雜錄、及陳氏樂書ニハ、鳳首箜篌、臥箜篌等アリ、唐傳圖ニ竪箜篌ヲ彈ズルノ圖モミヘタリ、殘夜抄ニ、亡ビテ傳ハラザル由見ヘタレバ、傳ハラザルモ、程久シキ事トミヘタリ、

〔信西入道古樂圖〕箜篌



〔體源抄八〕箜篌　又空侯　又塈篌
楊氏漢語抄ニ云ク、箜篌百濟國ノ琴ナリ、〇中略　法華經尺文ノ順憬ガ云ク、又塈箜或作レ箜或云樂器也、又云、塔具ナリ、

〔釋名七釋樂器〕箜篌師延所レ作、靡々之樂也、後出二於桑間濮上之地一、蓋空國之侯所レ存也、師涓爲二晉平公一

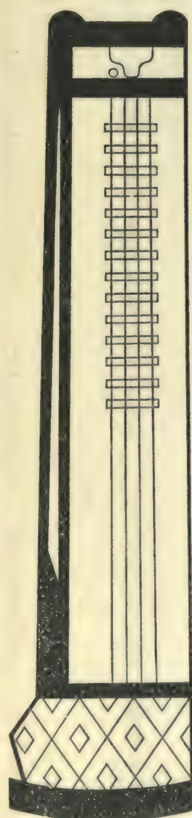
鼓焉、鄭衛分其地而有之、遂號鄭衛之音、謂之淫樂也、

〔文獻通考百三十七樂考〕大瑟〇中略　呉兢解題云、漢武依琴造坎侯、言坎坎應節也、後訛爲箜篌、予按史記封禪書云、漢公孫卿爲武帝言、太帝使素女鼓五十絃瑟、悲帝禁不止、故破其瑟爲二十五絃、於是武帝益召歌兒、作二十五絃、及箜篌、應劭曰、帝令樂人侯調、始造此器、前漢郊祀志備書此事、言空侯瑟自此起、顏師古不引劭所注、然則二樂本始曉然可考、雖劉吳博洽、亦不深究、且空元非國名、其說尤穿鑿也、初學記、太平御覽編載樂事、亦遺而不書、莊子言魯遽調琴、二十五絃皆動、蓋此云、續漢書云、靈帝胡服作箜篌、亦非也、

〔延喜式二十一雅樂〕樂器絃料絲、〇中略　箜篌一面長五尺、料絲二兩、〇中略
右、計所須絲、二年一度請受、

〔殘夜抄〕樂器には、八のしなあり、〇中略　五には箜篌、是又つたはらず、むかへかうに、むまぐはといふ物に似たる是なり、

〔體源抄八〕箜篌〇中略
唐ノ樂器之繪本ニモ、絃類トミヘタリ、左右ノ手ヲモテ、コレヲヒクスガタナリ、其スガタ、方磬ノカネノナキニニタリ、但又塔ニアルハ、コトニ似タリ、〇中略



臥箜篌長二尺九寸、上濶六寸、下濶五寸一分、其形似琴而小、絃五絃、用撥彈之、但今圖ハ四絃ナリ、柱ハ誠ニ比巴ニ似タリ

竪箜篌

通典ニ云ク、胡樂也、漢靈帝好之、體曲而大長、廿五絃、或二十三竪抱懷中、用兩手齊奏、俗謂之擘箜篌、鳳首箜篌頸或頭有軫、

〔唐六典 十四 太樂署〕凡大燕會、則設十部之伎於庭、以備華夷、一曰燕樂伎、〇中略

竪箜篌、小箜篌、〇中略 各一、〇中略

二曰淸樂伎、〇中略

箜篌、箏、〇中略 各一、〇中略

三曰西涼伎、〇中略

竪箜篌、竪〇竪恐臥誤箜篌、〇中略 各一、〇中略

四曰天竺伎

鳳首箜篌、琵琶、〇中略 各一、〇中略

五曰高麗伎

彈箏、臥箜篌、竪箜篌、〇中略 各一、〇龜茲伎、安國伎、疏勒伎、高昌伎等用竪箜篌、

〔文獻通考 百二十七 樂考〕大箜篌 小箜篌 〇中略 唐制、似瑟而小、其絃有七、用木撥彈之、以合二變、故燕樂有大箜篌、小箜篌、音逐手起、曲隨絃成、蓋若鶴鳴之嘹唳、玉聲之淸越者也、〇中略

竪箜篌 胡樂也、其體曲而長、其弦二十有二、植抱於懷、用兩手齊奏之、俗謂竪箜篌、亦謂之胡箜篌、高麗等國、有竪箜篌、臥箜篌之樂、其引則朝鮮津卒霍里子高所作也、霍里子高、晨刺船、有一白首狂夫、披髮提壺、亂流而渡、其妻止之、不能及、竟溺死、於是悽傷援琴作歌而哀之、以象其聲、故曰箜篌引、漢靈帝好此樂、後世敎坊亦用焉、

〔文獻通考〕百三十 樂考 臥箜篌　酉陽雜俎、魏高陽王雍、美人徐月華、能彈臥箜篌、爲明妃出塞聲、有田僧超能吹笳、爲壯士歌、項羽吟、將軍崔延伯出師、每臨敵、令僧超爲壯士聲、遂單騎入陣、

〔日本書紀〕十四 雄略 十一年七月、有從百濟國逃化來者、自稱名曰貴信、又稱貴信呉國人也、磐余呉琴彈壃手屋形麻呂等、是其後也、

○按ズルニ、貴信、百濟ヨリ歸化シ、其子孫琴彈ヲ以テ業トス、百濟琴タル知ルベシ、

〔享祿本類聚三代格〕四 太政官符

定雅樂寮雜樂師事

唐樂師十二人(中略)箜篌師〇中略

高麗樂師四人(中略)箏篌師〇令集解載此格文、作箜篌師、中略、

百濟樂師四人(中略)箜篌師〇日本後紀載此格文、作箏篌師、中略、

右依舊爲定、餘皆停止、〇中略

大同四年三月廿一日〇中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事 減一百五十四人、定一百人、〇中略

唐樂生六十人 減廿四人、定卅六人、〇中略

箜篌公午生二人〇元三人〇中略

嘉祥元年九月廿二日

〔體源抄〕八 箜篌

秘記云、博雅卿、天德聖主村上奏之、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具〈○中略〉

箏篗一張〈淺泥銀平文樫鐵子十八枚〉白地錦嚢、裏赤地刺物、〈○中略〉

〈唐樂器〉箏篗六面、並桐、〈四大二小〉各納黃絁錦袋、〈○中略〉

高麗樂器一具

箜篗一面〈以金銀繪〉

已上納柒塗辛櫃二合、〈敷洗布二條、同緋絁綱二條、○中略〉

寶龜十一年十二月廿五日

○按ズルニ、箜箏音通ズ、篗ハ篌字ノ俗體ナリ、四大二小ハ、大箜篌四面、小箜篌二面ナルコトヲ注セルナリ、

〔拾芥抄〈上末樂器〉〕箜篌一張〈承平四三定○中略〉

箜篌一張〈可渡宜陽殿、康保四年五月廿六日、御經藏云々、〉

〔倭名類聚抄〈四琴瑟〉〕篧篌 本朝格云、篧篌師一人、〈篧篌、俗云空古、今案、篧字未詳、〉

〔箋注倭名類聚抄〈六音樂具〉〕日本後紀、大同四年三月丙寅、定雅樂寮雜樂師、有篧篌師、此所引蓋弘仁格文也、職員令集解載是日符、作箜篌師、且箜篌篧篌其音近似、篧篌即箜篌也、此兼舉似誤、然雅樂寮式載樂器絃料云、箜篌一面、長五尺、料絲二兩、篧篌一面、長六尺四寸五分、料絲二兩、又承平四年樂器目錄、箜篌篧篌並載、箜篌云幾張、篧篌云幾面、二物不同、按風俗通云、空矦侯調依琴作、通典云、其形似瑟而小、七絃、用撥彈之如琵琶、則知漢武時所作箜篌、所謂臥箜篌也、通典又云、豎箜篌、胡樂也、漢靈帝好之、體曲而長、二十有三絃、豎抱於懷中、用兩手齊奏、俗謂之擘箜篌、依之豎箜篌可謂幾張、臥箜篌可謂幾面、則蓋箜篌謂豎箜篌、篧篌謂臥箜篌、此所引與日本後紀合、集解作箜篌恐誤、

〔體源抄〈八〉〕篧篌 又作篧簴 又名新羅琴

○按ズルニ、本書ニ箜篌ヲ新羅琴ト云ヘルハ誤ナリ

〔伊呂波字類抄 久雜物〕管篌 樂名塔具樂器也、又塔具也、漢武時人、依琴造之、或說百濟琴也、

○按ズルニ、管篌恐ラクハ箜篌ノ誤寫ナラン、

〔歌儛品目 三八音絲部〕箜篌(中略)豎篌トハ別物トスレドモ、今其形狀モ詳ナラズ、殘夜抄ニモ、此器ノ說ミヘズ、康熙字典ニモ、箜ノ字無シ、

〔延喜式 二十一雅樂〕樂器絃料絲、〇中略 箜篌一面、長六尺四寸五分、〇料絲二兩、〇中略

右計所須絲、二年一度請受、

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事

高麗樂師四人(中略)箜篌師〇令集解作豎箜篌師、中略、

百濟樂師四人 豎箜篌師〇日本後紀作箜篌師、中略、

右依舊爲定、餘皆停止、

大同四年三月廿一日 〇中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事 減一百五十四人、定一百人、〇中略

高麗樂生廿人 減二人、定十八人、〇中略

箜篌生三人 不減〇中略

百濟樂生廿人 減十三人、定七人、〇中略

箜篌生一人 元二人〇中略

嘉祥元年九月廿二日

〔拾芥抄 上末樂器〕箜篌七面 二面黑漆、一面赤漆、四面白木、已上、承平四年目錄、

〔歌儛品目三八晉紀原〕絃類九種、存者四種、○中略亡者五種、(中略)筆篌

古事類苑

樂舞部二十六

箏

箏モ亦絲ニ屬ス、西土傳來ノ樂器ナリ、秦ノ蒙恬ガ造ル所ト云フ、故ニ秦箏ノ名アリ、邦語ニシヤウノコト、又サウノコトヽ曰ヒ、又單ニサウトモ稱ス、皆箏ノ字音ナリ、其器、桐ヲ以テ之ヲ製シ、上崇ク、下平ニ、中空シ、古制、長サ五尺五寸、嵯峨天皇更メテ六尺五寸ト爲シ、後マタ一寸ヲ減ズ、又六尺二寸七分ニ作ル者アリト云フ、首濶サ八寸二分五釐、尾廣サ七寸八分強、絃本ト十二條、後チ一絃ヲ加フ、其名ヲ一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、斗、爲、巾ト曰フ、柱高サ三寸、之ヲ上下シテ其調ヲ成シ、纂爪ヲ以テ之ヲ彈ズ、器ノ面ヲ槽ト曰ヒ、又甲ト曰フ、背ヲ龍背(リウハイ)ト曰ヒ、腋ヲ磯(イソ)ト曰ヒ、其餘龍額、玉戸、龍帶、通絃孔、鵄目(シトノ)、龍瞼、龍角、龍舌、龍唇、龍鼻、龍頰、龍額、龍手、三嶽、金戸、龍尾、龍趾、渚(ナギサ)、龍呴、木度(キド)等ノ名アリ、此器未ダ其渡來ノ年代ヲ詳ニセザレドモ、天平勝寶八歳ニ錄スル所ノ東大寺獻物帳ニ、已ニ其名ヲ擧ゲタレバ、是ヨリ先ニ之ヲ傳ヘシヤ明ケシ、承和中、遣唐判官藤原貞敏此ヲ唐人劉二郎ニ受ケテ、新聲數曲ヲ本朝ニ傳ヘシコトアリ、爾後、朝廷及ビ王臣ノ家、饗宴アル毎ニ、之ヲ笙、篳篥、横笛、及ビ琵琶ニ合奏シ、或ハ大鼓、羯鼓、鉦鼓ヲ加ヘ、稱シテ管絃ト曰ヘリ、其名器ニ、秋風、大小螺鈿、師子、鬼丸、岩越、松風等アリ、皆希世ノ寶タリト云フ、調絃ノ法、先ヅ第二絃ヲ以テ宮音ト定メ、次ニ二絃ヨリ五絃ノ徵音ヲ起シ、次ニ二ヨリ四ノ角音ヲ起シ、次ニ五ヨリ三ノ商音ヲ起シ、次ニ三ヨリ六ノ羽音ヲ起ス、五音是ニ於テ

備ハル、次ニ二絃ヲ七絃ニ合セ、三八、四九、五十、六斗、七爲、八巾ト各〻二絃同音ノ清濁ニ調シ、サテ五ト一トヲ同音同位ニ調ス、コレ平調律旋ノ調法タリ、其餘各調ニ小異アリ、此器筑紫箏ニ比スルニ、製作大差ナキガ如シト雖モ、其絃太ク音剛クシテ、聲調ノ正雅高遠ナル、固ヨリ彼ノ比ニアラズト云フ、

名稱

〔倭名類聚抄 四琴瑟〕箏 附柱 風俗通云、神農造箏、〈俎耕反、俗云象乃古止、〉或曰、蒙恬所造、秦聲也、蒼頡篇云、箏形似瑟而短、有十三絃、

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕原書〇風俗通箏條云、謹按禮樂記、五絃筑身也、今并涼二洲箏、形如瑟、不知誰所改作也、或蒙恬所作、初學記引、作箏秦聲也、或曰蒙恬所造、河海抄引同、此云神農造者恐誤、說文、箏鼓弦竹身樂也、釋名、箏施弦高急箏々然也、

〔類聚名義抄 八竹〕箏 音爭 シヤウノコト

〔伊呂波字類抄 志雜物〕箏 樂器 シヤウノコト

〔拾芥抄 上末樂器〕箏 シヤウ

〔易林本節用集 古器財〕箏 コト シヤウ

〔和爾雅 五樂器〕箏 サウノコト 有十三絃、其第十一二十三絃、謂之斗、爲、巾、

〔東雅 七器用〕琴 コト 〇中略 箏はもと秦聲なり、雄略天皇紀に、秦酒公、琴を彈せしと見えしは、此物の事なりけむも知るべからず、

〔倭訓栞 中編九〕さうのこと 倭名抄にみゆ、箏のこと也、又しやうのことゝも見えたり、琴のことにむかへていふ、稗編に、箏本頌琴別名といへり、今筑紫ごとゝいふは、曲の傳に就て、樂箏に異れるをいふ、〇中略 韻會に、箏古以竹爲之とみゆ、日本紀の歌、古事記の詠にも、竹もてことを造りし事をいへり、

〔源氏物語十七繪合〕みこさうの御こと、おとゞきん、びは少將の命婦つかうまつる、

〔夜鶴庭訓抄〕一先こと、申文字、箏是なり、此文字年來疑心の文字也、その故は、よろづの物は邊にまたがふべきなり、吹物は竹にまたがへ、引物は糸にまたがへたるなり、それにこの箏といふ文字のかゝるべき事かとおぼゆるに、久安二年三月二日、宇治入道殿○藤原忠實よりおほせを蒙りて、まいりて候しに、三日一切經會、御所のさせんのえんにて箏仕うまつりて、さるの時事はてゝ、御所へかへらせたまひて、猶御遊び候しに、管絃の樂器の文字のさた候しに、この文字の事を、申いでたりしかば、おほせに事の外の管絃者なり、此文字をかく疑ふべしとこそ、おもはざりつれ、さるにてハ、しりたるよなど仰をかうぶる、日ごろ不審によりて、かくの如くいぶせく候て、申よしを申候しかば、いまにいはむと仰ありしに、次の日、後宴ありなどして、三日また御遊び有しに、皇帝など候き、箏ひとつにて、つかうまつれと、おほせありしかば、遊聲序なからばかりまで、一帖五帖つかうまつりしかば、あの文字は、此かはりに仰あらんとて、まことにはいとをまたがへたるぞと、おほせありしかば、今かた〳〵は、いかにと申しかば、もとの文字よと仰あり然者箏、かく書べきにや、猶このことといぶせし、○又見吉水院樂書

○按ズルニ、箏字、絲ニ従フ者ハ、猶ホ尺八ヲ笎笂ニ作ルト同ジ、以テ據ト爲スニ足ラズ、

〔歌儛品目三八音紀原〕箏シヤウノコトサウノコトコレハ漢土ヨリ傳ハリシ器ナリ○中略　箏箏ノ字、箏ニ作ルベシト、吉水院樂書、及夜鶴庭訓抄ニ見ヘテ、コレヲ秘訣ノ如クイヒ、道寧入道ハ不知之ナド見ヘタルハ、往古ハ事々シクイヒシコト、見ヘタリ、今漢土ノ字書ヲ檢査スレドモ、此字ヲ不載、據ニ足ラザルコトニヤ、　秦箏按ズルニ、風俗通云、蒙恬所造、秦聲也トイヒ、集韵、秦俗薄惡、有父子爭瑟者、各分其半、當時名爲箏トイヒ、杜佑通典ニモ、箏秦聲也ト云モノ、ミナ此稱ノ據トミヘタリ、然ルニ文選秦李斯ガ上始皇書ニ、夫擊甕叩缶、彈箏搏髀而歌、嗚々快耳者、眞秦之聲也、鄭衛桑間韶虞武象者、異國之樂也、今棄叩缶擊甕、而就鄭衛、退彈箏而取韶虞、若是者何也、快意當前適觀而已トミヘタル、當時ノ人ノ稱スル所ヲ以テ考レバ、全ク秦聲ニシテ、班氏ノ神農作箏ノ說ハ、シカラザルニヤ、又秦琴トモ云フハ、コノ事ナルニヤ、唐白居易ノ廢琴歎ニハ、不辭爲君彈、縱彈人不聽、何物使之然、羌笛與秦箏ト云モ、秦箏ナルコト知ルベシ、

仁智院妙音師

名所

長公ノ撰ヒ玉ヒシ、箏ノ譜ヲ、仁智要錄ト題號セラレシハ、仁智ヲ以テ一名トセラレシニ似タリ、コノ文ハ、晉傳玄ガ箏賦ニ出テ、絲竹口傳ニモコレヲ稱セリ、箏賦曰、代以二蒙恬所一レ造、今觀二其器一、上崇似二天一、下平似レ地、中空准二六合一、絃柱擬二十二月一、設レ之則四象在、鼓レ之則五音發、斯乃仁智之器、豈亡國之臣、所二能開一レ思運レ巧哉トイヘリ、絲竹口傳曰、則天皇后ノ箏ノ序ト云フ者ヲ遊バサレタルニハ、箏ト、其形フタツニシテ、心ヒトツ也、乃上隆シテ、其甲以テ天ニ準フ、是ヲ請(請恐清誤)仁ト云ヒ、腹ヒラフシテ以テ地ニ準ラヒ、コレヲ潟(潟恐濁誤)智ト云、中ツツラニシテ以テ人ニナゾラフ、誠ニ仁智ノ器ナリトカケリ、サテ箜ト其心ヒトツナレバ、箜ノ琴トハ云ナリ、妙音院殿譜ニハ、仁智ノ譜トカケリ、今按ズルニ、則天皇后ハ、晉傳玄ヨリ遙ニ後ノ世ナリ、又シヤウノコトハ、箜ノコトナリトハ、傳會ノ說ニシテ、據ルニ足ラザルニヤ、

〔樂家錄 八〕箏之名所

槽　是器之本體之木、其以二中空一爲レ名、俗呼レ甲、

龍額　是木之柱、螺鈿之表、惣體之名也、已下十二名、皆本方之名也、愚按是古來有レ名、而不レ傳二其處一、故今强解レ之耳、不レ名レ之、則所レ記二于左一之圖、雖レ得レ擧二其尺寸法一之故也、已下愚按倣二于此一、

玉戸　是龍額中央飾二珉瑁一之處、是愚按也、

龍帶　是玉戸之四邊小飾也、此柱末方亦有レ之、同名乎、

通絃孔　是通レ絃之孔也

鵄目　是通絃孔周之座也

龍瞼　是通絃孔與二器端一之間也、此柱末亦有レ之、同名乎、是愚案也、

龍角　是本末槽表之高木、乘レ絃者也、

龍舌　是空中之端、以二黃色之木一、如二舌形一作レ之者也、

龍唇　是龍舌之邊、以二黃色之木一、柱レ之處也、

龍鼻　是器之端木口也、

龍頰　是槽之腹、螺鈿之處也、末方亦有レ之、同名乎、是愚按也、

龍類　是龍角之內邊、螺鈿之處也、末方亦有レ之、同名乎、是愚按也、

龍手　是器之足也、

右本方之名也

三嶽　是器末如栢葉者也、俗呼栢形也、

金戸　是栢形之廻、玳瑁之處、是愚案也、

龍尾　是栢形之表、以錦張之處也、

龍趾　是在兩腋端之下木也

渚　是據于龍趾在端之木、是愚按也、

右末方之名也

磯　是器之腹、凡言之磯、一曰磯邊、

龍背　或曰、是裏板之名也、愚按、此説雖信、今準所名之法、謂之腹則可也、謂之背則不可乎、

龍呴　是在裏板上下之穴也、俗呼音穴、

木度　是在于裏板之內、三之木也、

柱　是立于槽之表、乘絃者也、

岩越　是柱頭作溝、乘絃之處也、

林鹿　是結付絃本小竹也

〔歌儛品目〕〔四器具名稱〕箏

所名　槽(サウ)上ノ平カナル板ナリ、琵琶ハ背ノ面ヲ云ナリ、○中略　甲槽ノ俗名ナリ　清仁體源抄曰、甲名也、○中略　龍角略○註　遠山絲竹口傳曰、上ノ龍角サバ遠山ト云、　龍鼻略○註　龍額略○註　龍瞼略○註　龍頬略○註　龍唇略○註　龍舌略○註　龍呴是在裏板上下之穴也、俗呼音穴、　音穴(インケツ)見上、體源抄曰、裏ニアル穴ナリ、一説隱穴、　隱穴見上　音出(インシユツ)絲竹口傳曰、裏ノ穴ヲバ音出ト云、又ハ金戸玉戸トモ云、日月ニカタドリ、陰陽ニアテタリ、努々是ヲ披露アルベカラズトアリ、サレバ金戸ハ日ニカタドリ、玉戸ハ月ニカタドリテ、上ヲ日、下ヲ月ニカタドレルニヤ、樂家録ニ金戸栢形之回、玳瑁之處、玉戸是龍額、中央飾玳瑁之處、是愚按也トミヘタリ、上ノ説ト異ナリ、　金戸　玉戸見上　龍帶略○註　三嶽同書、(樂家録)三嶽器末如栢葉者也、俗呼栢形也、　栢形見上　龍尾

製作

〇註略　腹槽ノ背面ニシテ、ドノ方ノ總名ナリ、　龍脊腹ノ一名ナルベシ　沈智體源抄曰、腹名也、〇中略　龍手上ナル二ツノ足ノ名也〇中略　龍趾下ナル二ツノ足ナリ〇中略　磯(イソ)同書(樂家錄)是器之腋、凡謂之磯、一曰磯邊、　磯邊見上　渚(ナギサ)〇註略　林鹿(リンロク)〇註略　木度〇註略　通絃孔〇註略　鵄目〇註略

〔絲竹口傳〕則天皇后ノ、箏ノ序ト云モノヲ、アソバシタルニハ、筝ト箏ト、其形フタツニシテ、心ヒトツ也、乃至隆(タカク)シテ其甲以テ天ニ准フ、是ヲ請仁(シヤウジン)ト云ヒ、〇請恐清誤　腹ヒロフシテ、以テ地ニナゾラヒ、是ヲ渴智ト云、〇渴恐渇誤　中ウツラニシテ、以テ人ニナゾラフ、誠ニ仁智ノ器也トカケリ、サテ筝ト其心ヒトツナレバ、筝ノコトヽハ云ナリ、妙音院殿〇藤原師長　譜ニハ、仁智ノ譜トカケリ、〇中略　手本ノ龍角ノキハヲバ、ナギサト云ナリ、サレバナギサカクト云事アリ、上ノ龍角ヲバ、遠山ト云、柱ノ上ヲバコシヂト云也、裏ノ穴ヲバ音出(インシユツ)ト云ナリ、又ハ金戸、玉戸トモ云、日月ニカタドリ、陰陽ニアテタリ、努々是ヲ披露アル可ラズ、

〔延喜式雅樂二十一〕凡樂器絃料絲、〇中略

箏一面、長六尺四寸、料絲二兩、〇中略

右計所須絲、二年一度請受、

〔夜鶴庭訓抄〕一こと〇箏の長五尺五寸、その昔は有けるを、弘仁の御時〇嵯峨に、六尺五寸にかへ給ひ候、

〔體源抄八〕箏

長六尺四寸

〔樂家錄八箏〕箏製法大略

箏者以桐木作之、中空也、裏板之上下有孔、而本末以唐木爲𧯂、龍舌用黃色之木、龍手及龍趾、龍角、栢形、柱等、皆用唐木、玉戸用玳瑁、龍尾以錦張之也、〇中略

箏之圖

凡箏之圖、不一定、有官物名遠鴈箏、近世多摸之、因今擧其圖、

總長六尺二寸七分半、横本八寸二分半、末七寸八分七厘、槽厚四分、裏板厚三分、磯厚本末九分九厘、中一寸七厘、表桐、裏枚杉也、今摸者裏板亦用桐 本木地螺鈿長四寸五分、末八寸□分、螺鈿者比槐地、五厘許高、龍角上出於槽外四分、下者齊於槽横、本方高六分、末方四分半、厚本末共三分二厘、龍額横本末共四分半、龍舌及龍唇以白檀作之、龍手高一寸八分、龍鼻厚四分八厘、通絃孔之鵄目金也、徑一分半、孔去龍角三分二厘、端孔自磯隔七分、斜計之則凡當于八分乎、有青貝之座、均于總地、徑四分、玉戸玳瑁自地一分下之、長六寸三分半、横一寸五厘、龍帶横四分、此中爲飾五返、金戸玳瑁自地一分下之、横六寸二分、其三方粧之、横六分半、此中爲飾四返、一方之端者、以龍尾覆之、龍尾以錦包之、至音穴横共一寸七分二厘也、均于地有鴈之居紋、交金銀青貝製之、大七分半許、

右粧至于柏形、皆以果李作之、寸法皆擧之左、

槽製法

槽製法、先大概爲形質、彫中、以横七分許鑿、立畦彫之、而以火燒焦之、俗謂燒桐也 而以小竹一束、縱之去焦所、次以摺槽磨之、用此法則其色黑 又一法、以燒金焦之、燒金形如泥鏝、而厚二三分、長六寸許、横二寸許、以鐵作之、 磨之法、同于初、用此法、則有黑赤色、然亦由木性乎、○中略

木度

裏板之裏面、有木度者、不用之、則有含聲、且裏板易破壞、其製用横六七分厚四分許木、上下音穴之間四分之、其毎一分架之、槽之内縁少切欠之、以膠粘之、木度數總三也、

林鹿

林鹿者俗所謂緒留也、用竹或唐木作之、長五六分、徑一分許也、○下略

絃

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六
箏一面桐、納緑地錦袋、一口、○中略
寶龜十一年十二月廿五日

〔本朝文粹十四願文〕淸愼公奉爲村上天皇修諷誦願文　菅三品
敬白請諷誦事、三寶衆僧御布施、
螺鈿箏琴一張　倭琴一張已上各納木蘭地綺袋、○中略
康保四年七月七日　從一位行左大臣藤原朝臣實賴敬白

〔倭名類聚抄四琴瑟〕箏柱附○中略　蒼頡篇云、箏形似瑟而短、有十三絃、今案箏譜云、一二三四五六七八九十斗爲巾、是十三絃名也、

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕按魏阮瑀箏賦云、絃十二四時備也、見北堂書鈔、初學記、晉賈彬箏賦云、設弦十二、大簇數也、見藝文類聚、初學記、晉傅玄箏賦云、絃柱擬十二月、見通典、初學記、又隋書音樂志云、箏十三弦、急就章注云、箏本十二絃、今則十三、通典云、今淸樂箏並十有二絃、他樂皆十有三絃、據此諸書、箏本五絃、魏晉以後增爲十二絃、至隋唐又增爲十三絃也、蒼頡篇秦李斯作、其訓詁亦皆魏晉人所爲、則此十三絃恐十二絃之誤、

〔文獻通考百三十七樂考〕五絃箏　十二絃箏　十三絃箏　風俗通曰、箏五絃、筑身而瑟絃、幷涼州箏形如瑟是也、京房制五音準、如瑟十三絃、實乃箏也、阮禹曰、身長六尺、應律數也、絃有十二、四時度也、柱高三寸、三才具也、二手動、應日月務也、故淸者感天、濁者感地、而唐唯淸樂箏十二、彈之爲鹿骨爪長寸餘代指、他皆十三絃、今敎坊無十二絃者、不知五絃合乎五音、十二絃合乎十二律、而十三絃、其一以象閏也、
宋朝用十三絃箏、第一絃、爲黃鐘中聲、設柱並同瑟法、然非雅部樂也、十二中聲、一絃黃鐘淸聲、二絃大呂、三絃太簇、四絃夾鐘、五絃姑洗、六絃仲呂、七絃蕤賓、八絃林鐘、九絃夷則、十絃南呂、十一絃無射、十二絃應鐘、十三絃黃鐘淸聲、

〔口遊音樂〕一二三四五六七八九十斗爲巾〈謂二之箏絃一〉

〔教訓抄八〕箏〈〇中略〉　絃名

一仁　二智　三禮　四義　五信　六文　七武　八翁　九聞　十商　斗　爲　巾

〔塵袋七〕一箏ノ絃ヲバ、一二三ト云テ、ヲハリ三ヲバ、斗爲巾ト云フコソ、不具ナルヤウニオボユレ、サラバ十一、十二、十三トモイヘカシ、如何、

一ヨリ十ニ至ルマデ、斗爲巾ト云ヘルガ如クノ名アリ、ソレヲ秘スル故ニ、一二トバカリ云フナリ、第一ヲバ仁ト云フ、第十ヲバ商ト云フ、其ノ中間ニモ、一々ニ別ノ名アレドモ、人ノ秘スル事ナレバ、カヽズ、琴ノヲハ、モトハ十二ナリ、是ノ故ニ阮瑀箏賦ニハ、絃有二十二一、四時度也ト云ヘリ、四時四季也、四季ニ十二月アレバ、ソノノリニカナヘテ、十二ノ緒アリケル也、傅玄箏賦ニモ、柱擬二十二月一トコソ云ヘルメレ、其ヲ後秦ノ時、閏月ノ分ナカランヤトテ、一絃ヲ加レバ、今ハ十三弦トハナリタル也、秦箏トテ、秦ノ國ニコトヨリ引物ハ多カリケルトカヤ、

〔殘夜抄〕樂器には八のしなあり、金石絲竹匏土革木なり、〈〇中略〉絲、ひき物なるべし、〈〇中略〉三には箏、これはたゞしひくよ、ながさ六尺、絃十二とぞ本文には候める、ことぢのたけ三寸などあんめり、十三にはいつよりなりたるやらん、おぼつかなし、

〔絲竹口傳〕十二ノ音ヲ、十二月ノ名ニヨビ、箏ノ十三ノ名ニツケタリ、ヒトツ絃ノアマリヲ、閏月ニカタドル、本十二ノ絃ナリシヲ、後ニ巾ノ絃ヲ添タリ、サテ巾ト云字ヲクハフトヨムナリ、努々人ニアラハサレ給フナ、

〔歌儛品目四樂器具名稱〕箏

絃名〈〇中略〉　太緒、中緒、細緒、〈源語、紅葉卷、箏流抄曰、一緒より五までを、太緒といふ、六より十までを中の緒といふ、斗爲巾を細緒といふ、〇中略〉　發絃(ハチノヲ)〈其調ノ宮聲ヲ定ムル絃ノ名ナリ、源語若菜卷ニ、いちこてうに、はちのをたてゝ、河海抄曰、發絃箏調子絃也、雙調以レ三爲レ發、盤渉調以レ五爲レ發也、花鳥餘情ニ、發ヲ撥ニ作ル、曰撥のをは、初絃を調子の宮の聲絃〉

ないふならば、一越調は、一の絃をはちといふべきや、猶たづぬべしトアリ、按ズルニ、河海ノ説從フベシ、仁智要錄ヲ考フルニ、皆發ノ字ニ作ル、曰雙調以三爲發、以三合六、又曰水調以一爲發、以一合二、又曰、盤渉調以五爲發、以五合八等是ナリ、花鳥餘情ノ説非ナリ、

〔源氏物語(七紅葉賀)〕さうの琴は中の細絃のたへがたきこそ、所せけれとて、平調におしくだして、しらべ給、

〔花鳥餘情(五紅葉賀)〕さうのことは(〇中略)箏は秦聲也、世謂蒙恬爲之、絃有十三、象十二月、其一以象閏也、自一至五太絃といふ、自六至十中絃と云、斗爲巾をほそ絃といふ、中のほそ絃は巾也、平調の時は二七爲宮にて、巾の緒は雙調にしらぶるを云なり、

〔源氏物語(三十四若菜)〕みすのしたより、さうの御ことのすそすこしさしいでゝ、かるがるしきやうなれど、これがをとゝのへて、しらべ心み給へ、こゝにまたうとき人のいるべきやうもなきをとの給へば、うちかしこまりて給はり給ほど、よういおほくめやすくて、いちこちてうの聲に、はちのをたてゝふともしらべやらでさぶらひ給へば、(〇下略)

〔敎訓抄(八)〕一、箏(〇中略)　絃縒法(六筋合絲、懸四針、)　大絃六返　中絃五返　細絃四返
絲經五丈、(上縒五尺、下縒五尺、)縒出定四丈、(但細絃經七丈)又半分二立絃、大絃四筋切之、(中絃長一丈、中絃同前、)細絃五筋切之、(絃十三具)

〔絲竹口傳〕箏ノ絲ヨリ樣
錢十二文目ヲ一兩トス、其一兩ヲ以テ、箏一張ガ絃ヲバヨルナリ、スコシアマル也、中絃ヨリヨルベシ、四口アハセ也、サテラフトケレバ太絃ニシ、ホソケレバ、ホソ絃ノカタニスベシ、絲フトキ細キハ、絲筋ニヨル也、殊更春ノ蠶也、

〔木師抄〕箏の絃よるべきやう、黄なる絲を、ふし一もなく、しけとて、わろき筋をば、すこしもなくとりてくる也、いとこすぢをあはせてくるべし、絲一兩にて比巴の絃三具、箏絃一具よる也、(〇中略)

箏絃は二丈二尺にへかけて、よりたて、二にきる也、ふと絃は六反、中をば五反、細絃は四反にへかくる也、よりやうは、比巴、箏、おなじ事、これふとさほそさは、ひねりて見て、はからふべし、箏もよきは、絃のふとくてなる也、わろきは細がよき也、ことに隨ひて、よく〳〵はからふべし、ねるやうは、よりて木をまろにけづりて、からみつけて、くつ〳〵なして、粥にいれてねる也、かゆするやうは、絲一兩には、せんじの入物の、白米三合を、あら〳〵と粉にして、おなじ入物にて、水二升にこを入て火をやはらげつゝたきて、水の氣なきやうに、かきあはせ〳〵、よく〳〵かきて、水の氣なき程に粥にする也、なまじなるかゆは、絃の色のくろみてわろき也、ねりほどは、一すぢを取あげて、かた端をのごひて見れば、よりめの、すき〳〵と見ゆるがよき程なり、過ぬれば、色もくろみ、よはき也、ふと絃はとくねる也、ほそ絃はおそくねる也、よく〳〵心得、口傳をうけ、するやうをもよくよく見て、心うべき也、これは大やうを申也、

〔夜鶴庭訓抄〕箏の絃はるやう、二からまき、そのほか今ひとからまきをうへにかけて、からむなり、ふとをは、すこしつよくはるべし、この外に、まき絃といふ物あり、かしはがたのゑり、めのもとに、二寸ばかりまろにわげて、ことをにて、うへによこさまにまばら〳〵卷て、それすぢ〔闕文〕

〔絲竹口傳〕箏ノ絃張次第

先中ノ七ノ絃、次ニ左右ノ一ノ絃巾ノ絃、次ニ四ノ絃十ノ絃、サテハ大絃カラ皆次第ニハルナリ、箏ニ卷絃ト云モノアリ、普通ノ人シラズ、又知リタリト云モ、私ニセズ、內裏ノ置モノヽ、御厨子ニシテオク也、大絃、中絃、細絃、三ツニ別チ相形ノモトニ置ナリ、

〔樂家錄八箏〕掛絃之法附納絃之法

箏之絃、並於龍尾之表、無叢爲佳、故先一與巾施于西端、次掛七、次掛四、次掛十、而每間各掛二絃也、其法本末共絃端自通絃孔通之、自之音穴引出之、緒端如此結于絹、而指入林鹿而

縮之也、

縮之法、器末爲左方、置之左膝上、濕二尺計布、而左手人指中指之二指二重纏之、自器隔一寸五分許、絃二重順卷之、其餘又小指二重逆卷之、而引縮之、其法以右手持槽上之絃、共推遣之、而後左手之絃折掛于龍尾之表、以手之脇推之、次解小指之絃、次槽上之絃自向取之、其絃卷于右食指、至于右方引之之時、廻左指弛絃、(至于此有一術乎、左右共推遣于右方時、有少強弱則必絃還也、又右手弛絃之時、有以大指押其絃弛之處、用工夫則可自知乎、)而於龍角之上二重並纏之、而亦越其二重纏之、而其二重之下引籠留之、而後其端向六絃爲之一束、前七絃爲一束、而徑二寸許卷之、向一束者挾于第四絃、前一束者挾于第十絃、但當于栢形之指目、皆自向挾于前方也、

〔夜鶴庭訓抄〕琴にかづらをと申物あり、絃きれぬれば、くづのかづらを、もちゆる事の候ぞ、それにとりて、古詩に、

風排琴上葛絃鳴　日落洞中松樹靜(江中納言詩也)

〔後拾遺和歌集十九雜〕ある所に庚申しけるに、御簾のうちの琴のあかぬ心をよみ侍りける、

大中臣能宣朝臣

たえにけるはつかなるねをくりかへしかづらのをこそきかまほしけれ

柱

〔倭名類聚抄四琴瑟〕箏柱(附)(中略)〇阮瑀箏譜(譜恐賦誤)云、箏柱、(和名古止知)高三寸、具三才也、

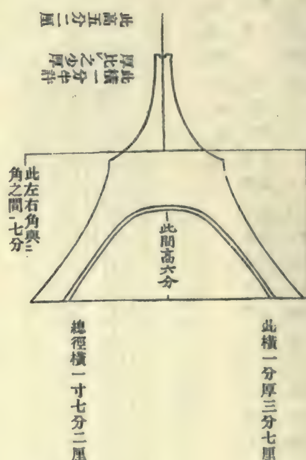
〔伊呂波字類抄古雜物〕柱(コトヂ、箏柱、)

〔易林本節用集古器財〕柱(コトヂ)

〔和爾雅五樂器〕柱(コトヂ)(徽同、琵琶以音呼、箏稱古登知、)

〔倭訓栞前編九古〕ことぢ　倭名抄に、箏柱をよめり、ぢは柱の音略なり、

〔樂家錄 八 箏〕柱之圖



表裏各以二鴈二疋一
爲二居紋一、乘レ絃處、及
下面施二象牙一、

〔夜鶴庭訓抄〕こと箏○の長五尺五寸、○中略又いはこすと申所あり、是は琴地のさき緒のあたる所を申、この一の名は、ゆめ〱人になきかせ給ひそ、源氏つくりたる紫式部は、上東門院の女房なり、其院に、ことひくいままいりの參りたりけるに、院、式部をめして、これに箏引なり、普通の名ならざらむ名の、さもありぬべからむつけよと、仰ごとありけるに、いはこすとつけ候はん、いまひとつ候へとうちきゝて、誰かけしきおぼえ候へばと申ければ、ことのほか御かんありけるとかや、ふるき物に志るして候、いみじき事に候、

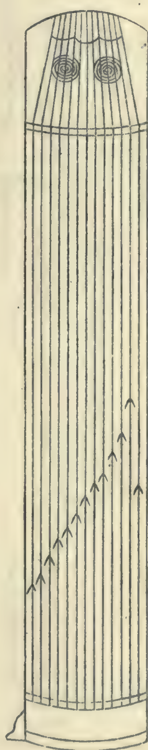
〔絲竹口傳〕箏ノ具足ニ、秘スル名ドコロアリ、人オホク是ヲ知ラズ、上東門院ノ今參女房ニ、和泉式部ガ岩コストツケタリケルヲ、末代マデモ感ズルコトナリ、岩コスハ、柱ノサキノ秘名也、彼名ヲツクルコトハ、行浪ノ手、歸ル浪ノ手、岸ウツ波、岩コス手ナンド云テ、彈モノアリ、盤涉調ノ柱ニテ彈ナリ、子細アリテツケタリ、○中略柱ノ上ヲコシヂト云、

〔十訓抄三〕或所に、女房あまたゐて箏ひくに、ことぢのはしりて失せにたるを、さるべき男もなければ、とのゐ人のみゆるをよびて、彼前栽の中に、楓の木二俣に、是ほどしか〳〵きりてこと、細にをしへてやりつ、はか〳〵しきこともあらじといふほどに、きりてもて來り、簾のもとによりて、此かりことぢまいらせ候はむ、といひ出でたるに、おもはずにあさましくて、こま〳〵とをしへつる、いかにおこがましく思ひつらんと、耻ぢあへりけり、

〔樂家錄八箏〕立柱之法

立柱之法者、自第一始、至第十三、次第立之、是古法也、他人彈之時、立柱進之、則不問其調子、只如平調立柱、不調之進之、柱包者、納置于箱也、
私曰、古法如此、然近代以柱包不插入于音穴、
體源抄曰、自一至巾立之、而柱包二折之插于末音穴、一説插于本音穴、隨此說則箏不鳴也云々、

柱裹



〔歌儛品目四器具名稱〕箏

器具略〇中　柱裹今薄樣ノ疊紙ヲ用フ、古ノ柱裹ハ、其形狀四角ニテ、裹ミヤウモタガヘルニヤ、梅窓筆記曰、長秋記、大治五年九月五日、取琴柱裹、薄樣挾絃、而臨期博陸召資信返給琴、仰云、立柱可進也トアリ、石山寺緣起ニ、柱ヲ裹タル繪アリ、按ズルニ、此圖ト一般ノ者、體源抄置物厨子ノ條ニミヘタリ、又寶石類書ニ、伊勢神寶ノ中ノ柱袋ノ圖アリ、面赤地倭錦、裏紅平絹トアリ、其狀甚古雅可愛者ナリ、

〔樂家錄八箏〕柱包製法

柱包者、重紙八枚、三折之也、餘左邊及上邊七厘許、次第重之、紙大縱九寸五分、横一尺二寸五分、表紙之表金摺紋、古法、木地螺鈿之紋、次黄紙二枚、次赤紙二枚、次墨紙二枚、次裏紙也、裏紙之裏、銀砂子上如畦畫青筋、筋大或五六厘、或二三厘者相交、其相去之間、亦或四五分、或二三厘相交、而折之、大縱四寸三分、横同于箏横也、

又一法、表紙之上重紅、下重金砂子泥繪、或彩色繪、内銀紙、或金砂子、或銀砂子、無青筋、其餘紙色同右、

柱包納柱之法

柱包納柱之法、岩越之方爲左、横雁並納之、各六並也、一者岩越爲右、置之右端、圖如此、

置柱包之法

柱包、置于箏上之法、被飾于清涼殿御厨子之棚時、在箏上之半、其折口向於末龍角、挾之三與斗之絃也、體源抄之説異之、曰勿柱包之表乘絃、以二三之絃與十斗之絃、於折返之下、可指挾之云々、

爪

〔和爾雅五樂器〕繫爪カケヅメ義甲、假甲並同、

〔歌儛品目四器具名稱〕箏器具、中略○爪右ノ拇指食指中指ノ三指頭ニ施シテ、絃ヲ撥キ鳴ラス具ナリ、竹ヲ削リテ爪トシ、紙ヲ用ヒテ袋トス、又韋ヲ以テ袋トスル者アリ、(中略)漢土ニ所謂ル義甲是ナリ、丹鉛總錄、彈箏假甲曰義甲、杜氏通典曰、彈箏用骨爪、長寸餘、以代指、文獻通考、鹿角爪、長寸餘、代指、楊升庵集マタ云、妓女以鹿角爲爪、以彈箏、曰繫爪、梁簡文帝箏詩、停絃時繫爪、息吹治唇朱、又曰義甲、唐劉言史詩、送却玻璃義甲聲、トコレラハ皆骨爪ヲ用ヒシ也、マタ竹ヲ用ヒシモノハ、李濟翁カ資暇錄ニ、今彈琴、或削竹爲甲、以助食指之聲者、因汧公也、トミヘタレバ、竹モテ爪ヲ造リシコトモアルニヤ、琴ハモトヨリ爪ヲ用ヒザルコトトノミ知レドモ、コレラハ、琴ニモ爪ヲ用ヒシコトナリ、(中略)又作リ爪ト云名目ハ、源語藤裏葉卷、夜鶴庭訓抄、大鏡等ニ見ヘタリ、義甲　骨

爪　鹿角爪　繫爪　作爪共見上

〔夜鶴庭訓抄〕つめのかけぬやう、あぶらけをよすと申せど、箏の爲に、又あしければ、しほゆにて時時あらふべし、冬は物にさはりて、はしやぎておれ候ぞ、夏はおれず、いつなりとも、物につきてんにはさたにおよばず、齋宮女御明子、重○徽親王女、は、左がちにおはしましけるとかや、右をもつかはせ給へども、内々にては、左をこのみてつかはせたまひけり、それは右の御手の爪をおしみて、もし物

にさはりもぞするとて、つねは左をつかはせ給ひけるが、やがて御くせに、のちにはなりて候ける、とかやぞ申傳へたる、又鹿のつの、牛の角にて、作り爪と申事の候げ也、わが身にとりてはえしり候はぬ事なり、

〔絲竹口傳〕箏爪ヲ作ル事

爪ヲ造リツケテヒク事、本文オホシ、深草天皇〈〇仁明〉御時、淨明寺ト云寺ヲ建サセ給ヒタルハ、御爪ユヘトコソ、ウケタマハルモノナリ、委ク注スニヲヨバズ、人指爪ハ短ク、中指ノ爪ハソレヨリナガク、大指ノ爪ハ、三ノ内ニナガカルベシ、此流ニハ皆爪ヲ短ク置トカヤ、其外ハ皆長シ、琵琶ノ爪ハ、直ニキル也、箏ノ爪ハ、スコシ撓ミタルヤウニ切ルナリ、

〔樂家錄八箏〕箏爪之法

凡彈箏本用自己之爪、〈右食指中指大指之三也〉然末傳授蘇合曲之輩、不許用自己之爪、是古法也、故用掛爪、〈以竹作之〉其製法用枯竹作之、不去皮、〈以皮目爲表、爲當于絃之處、〉厚七厘許、横一分許、長一分半許、圓先、裏方兩端與先薄之、故中自有肉、餘薄之、而以厚紙作、〈如〉女子所用指貫者、此間挾之、以糊粘之、〈紙長六分許〉

私曰、掛爪之紙易損、故裏方張猶皮、但裏必用紙、是爲令不脫也、是近代之工夫也、

〔大鏡裏書〕昭宣公〈〇藤原基經〉幼童時求出作爪事

古老傳云、故宮內卿濟光卿云、傳聞、承和天皇〈〇仁明〉行幸芹河之日、爲使彈琴造假爪而隨身也、而途中忽悟紛失之由、爲求之恩量可使之人、昭宣公童名手古、此日扈從也、上知其賢息趣〈〇息趣恐有誤〉皇子、心擇而召之、密仰云、所持造爪落失也、不知在何處、計汝器量、定有求得、早還行可求者、忽承此仰、手足失方、心中立願、愼求出來路、此時夜未明、秉燭而行、到借橋下、下馬步行之間、編橋繩傍有褁者、等閑取見之、已得所求之御造爪、懽喜馳還、未參之前、上咨仰早還之由、即奏求得之由、上大悅曰、此人猶異諸人、其後恩寵彌盛云々、

爪袋

〔續世繼 竹の代 六〕この大納言の太郎には、春宮大夫公實と申き、〇中略ふえふき、ことひきなどし給はざりけれど、こうばいのみちのくにがみにまきたるふえ、こしにさして、ことつめおはしてぞおはしける、こと人のさやうにおはせば、人もあざけるべきに、よくなり給ぬれば、とがなくいふにぞみえ侍し、

〔歌儛品目 四器具名稱〕箏

器具〇中略　爪袋今ノ錦ノ類ニテ、形ヲ圓ク底ヲ平ニシ、上ハ紐ニテ括リ合セテ、爪其外鋏、又ハ小圓竹等ノ具ヲ入ル、本文アリヤ、未詳之、

〔樂家錄 八箏〕爪袋之圖 〇圖略

爪袋者、表錦或金襴、裏綾色、其形圓、徑三寸許、高一寸餘、底別縫合之口、施千鳥掛、通緒結之、此袋納掛爪及斗爲巾之絃、緒留、鑷等也、斗爲巾之絃易切斷、緒留易失、因常四五貯之也、鑷者、切絃端之具也、掛爪損生爪時具也、

私曰、近來右外又貯温石、爲絃造時傳龍角之上也、然用之則雖無滯之難、而絃易還、不宜、

箏袋

〔歌儛品目 四器具名稱〕箏

器具〇中略　箏袋(中略)又按ズルニ、正字通ニ琴匣當去袋能引温氣ト云コトミヘタリ、實ニ袋ニ因リテ、温潤ノ氣ヲ含ミテ、其器ノ爲メニアシカリナントノ用意ニヤ、然ラバ箏琵琶等ニモコノ心得アルベキコトナルベシ、

〔樂家錄 八箏〕箏袋之圖

或曰、箏袋不知始於何時、被飾于清涼殿御厨子之棚無袋、故凡晴時不用袋、近來有袋者、重之故乎、表錦、裏織色、各並二幅、如包紗物縫合之、二幅之縫目、在槽之表、而於箏之裏打合之、二幅之縫目在槽之表、本端者切合于器之形、別縫入之、末無底、或織木地螺鈿之紋而裏板之方、自龍角一寸許内附緒、但寄于磯之方、以同絹附小羂、施之緒、袋之端折返于槽裏、折返二尺許而緒左爲右、右爲左、於槽之表結之、此緒於表一重也、於裏二重、有總、於裏方三處施總角、掛閉之、總角之數六也、三者在下重、爲之羂、三者在上重、結之之頭、各有總、長三寸許、但總角大横廣結之也、施處當于末龍角之際、結緒與器之本、四分之一、施於其每分也、〇圖略

〔東大寺文書 外號〕阿彌陀院寶物目錄　神護景雲元年

箏一面桐和作　納黑紫帒一口裏緋　着柱帒

〔花鳥餘情十三初子〕御ことゞものうるはしきふくろども略○中　箏のふくろは、うるはしきは錦、はたはかりにて、うらつけて、琴をつゝみて、四所くみにてゆひたる、箏よりあまりたる程は、一尺ばかり、琴をいるゝは、手もとの方を、先にいるゝといへり略○中と、衣笠の前内府の雜抄にみえたり、

臺

〔樂家錄八箏〕箏臺之事

舊記曰、用箏之臺、堂下舞樂之時、箏載臺上彈之、或曰、當初官庫有箏臺、万治四年禁裏炎上之時燒失、其形表板平齊、而橫一尺二三寸許、長六尺七八寸許、而四方角、及向之中立柱、外邊餘五分許、高三尺許、而左右與向之三方當板、但兩腋之板、如圓扇、爲手掛之穴、而已上漆之、私曰、打數及水引等用之乎、未詳之、

名器

〔東大寺獻物帳〕桐木箏一張木畫並瑇瑁納纈袋、緋裏、略○中

天平勝寶八歲六月廿一日

〔拾芥抄上末樂器〕名物略○中　箏

秋風延喜聖主(醍醐)御箏也、崩御之後、籠山陵、　秋野　大螺細天暦(村上)御箏　小螺細同上　師子形本名師子丸、小野宮殿(藤原實賴)改之、　小師子　臥見　虫麻呂宇治殿(藤原賴通)箏　白箏同　大穴同　鹽竈　鬼丸　神智作　古上　葦鶴　輪臺　青海波　花文　蟬淸木作、(輪一本)輪入錦袋、　無名二張

已上承平四年九月五日入目錄、

〔樂家錄四十一音樂珍器〕箏

秋風　舊記曰、延喜帝御物也、此器、崩御之時、被納之山陵也、槽雖以梖作之、不分明也、鵄目黃金也云云、

師子形　拾芥抄曰、本名師子丸、小野宮御物也、後改名之云云、

鬼丸　本延喜帝御物、後小野宮御物云云、又舊記之中、有三位中將公宗朝臣同名之箏、彼與是異乎

否、

大螺鈿　小螺鈿　已上二絃、村上天皇御物也云云、拾芥抄、天暦御箏云云、

岩越　舊記曰、上東門院重器也、一日院聞紫式部堪此道而仰可命名之由、式部終因柱上承絃之處有此名、而取以號岩越、詳于十訓抄、

松風　宜秋門院御物也

白箏　大穴　虫磨　已上三絃、宇治殿(藤原頼通)之器也、

駒　後奈良院御物也

鹽竈　秋野　臥見　古上　葦鶴　花文　蟬清　輪臺　青海波　小獅子　神智作

已上十一絃、無詳所載之舊記、

右所記之箏、總廿二絃、古物也、今世無聞、是其古爲所稱之器也、不知何時失焉、

近代爲斷絕之重器

遠鴈　螺鈿紋鴈金　虎　螺鈿紋唐花　巴　螺鈿紋巴

已上三絃、官物也、

須濱　四辻公理卿重器也、螺鈿紋有須濱、世曰小野小野箏也、

右古物箏四絃、萬治四年禁裏炎上之時燒失畢、

今世所傳之重器

千本　在天王寺寶藏、聞說撰千本之中以作之、故號千本、楠多門兵衛正成奉寄進云云、

佐佐波　傳云、古小督局所彈之箏也、玉戶之中有桐紋、以象牙作之、今在嵯峨新常寂寺、

朝嵐　松風　此二箏、小松中納言重盛卿之重器也云云、今在播州大山寺、

已上所擧之箏、總三十種、

〔絲竹口傳〕箏名物

大螺鈿、小螺鈿、秋風、鹽竈也、秋風ハ延喜帝ノ御箏也、ヤガテ陵ニ籠ラレケリ、師子丸ト云ハ、小野宮殿〇藤原實賴ノ箏也、コノ箏ハ、一代ヲヘダテヽナルト云フ、一代ハナラズ、殊ニメデタクカザリタリ、シトヾメハ金ヲ入タリ、

〔體源抄八〕箏

愚聞記云、秋風ハ延喜ノ御箏也、ホウギヨノ時、同コレヲウヅメラル、シラ丸ハ同御箏也、コガチノシトヽメ也、コウハ槻トカヤ申セドモ、不分明、鬼丸同御箏也、又松風ハ宜秋門院ノ御物也、

〇按ズルニ、シラ丸、恐ラクハ師子丸ノ誤ナラン、

〔玉葉和歌集雜十六〕位の御時、蓮花王院寶藏よりあしたづといふ箏をいだされて、年久しくをかせ給へりけるに、正安三年の夏の比、法皇〇伏見へ奉らせ給とて、おぼしめしつゞけさせ給ける、

院〇後伏見御製

雲井より年へてなれし蘆たづのかへる別にねをぞそへつる

〔鵞峯文集記十二〕歸雁箏副記

歸雁箏者、狛近元東西往還、與中所弄之一物也、寛文十一年辛亥之夏、大猷院殿〇徳川家光二十一回御忌辰、近元勤事於日光山、而來于江府、時余應其求、作之銘、其引有言曰、祝其老健、爲再來之信、今茲延寶三年乙卯之夏、二十五回御忌、近元復來、列東叡山法會、其齡七旬加四、强健依舊、自喜往年所謂再來之信者、不敢違焉、願記此事、以爲序銘之副、貽子孫也、余喟然嘆曰、昔聞人琴倶亡、可以悲也、今見人箏倶存、可以歡也、於是又祝曰、古云箏者仁智之器也、嗚呼近元老於此藝者、庶幾仁之壽乎、推引此器者、景慕智之樂乎、乃知人與箏共相得者乎、試就十三絃、以算法言之、則三其十、而又以三陪之、爲九十、也、由今日之壯容、計其前程、則百齡之算、猶可期也、況於九旬乎、歸雁歸雁、復可以爲我言之信乎、延寶

三年乙卯四月下旬、弘文學士林叟記、

〔仁智要錄一〕羽調、以レ二合レ香笛中穴、若合レ干者、三中五、四中上、〇中略

今按、箏調子品、上古各用二本調一、絃管無レ異、卽以二箏壹越調一、合二笛壹越調一、以二箏黃鐘調一、合二笛黃鐘調一歟、而後世箏師、傳二授三調一、廣令二流布一、所レ謂壹越性調、平調、大食調是也、自レ爾以降、以二箏壹越性調一、合二笛壹越調、沙陀調、雙調、水調一、以二箏平調一、合二笛平調、性調、黃鐘調、盤涉調一、以二箏大食調一、合二笛大食調、乞食調一、然以二箏壹越性調一、合二笛雙調、水調一、以二箏平調一、合二笛盤涉調一時、或柱遠手操有レ煩、或調高音聲短不レ和、爰以二箏雙調、水調、盤涉調一、各合二本調一、柱在二平調位一、緩急得二其中一、故件六調子、師說今存、所レ謂壹越性調、平調、大食調、雙調、水調、盤涉調也、永傳二後昆一、勿レ令二斷絕一、但於二雙水盤涉三調一者、得レ人可レ傳耳、

〔夜鶴庭訓抄〕箏のしらべは、いくしらべ候やらん、もとも、このこと、いまおしうちまかせては、呂律。大食調。これ三しらべぞ、普通の事にて候、その外雙調。水調。盤涉調。とて、三しらべありぬ、さまぐ〳〵にて、しらべの候とかや、いとしりたる人すくなきなり、盤涉調のしらべは、習て候、めでたき物に候、わがひかねどさる事ありとしらぬは、くちおしき事なれば、しるし申候ぞ、か〻るしらべありとも、人にないはせ給そ、物はなほ秘し候ぞ、ゆくへしらぬ人の前にては、あやまてひきてきかせてん、

〔絲竹口傳〕箏調子有二異名一事

壹越調、壹越性調、〇性原作惟、今改、沙陀調、平調、大食調、乞食調、雙調、黃鐘調、大黃鐘調、水調、盤涉調、風香調、羽調、角調、

秘錄說二

涼風性律、涼風性呂、上陽性律、上陽性呂、朱娘性律、朱娘性呂、霓裳性律、霓裳性呂、泗濱性律、泗濱性呂、是ハ秘スル名ナリ、箏ノ大事ハ、調子ニヲサマレリ、琵琶ノ大事モ、シカノ如シ、箏琵琶ニ弾ク樂

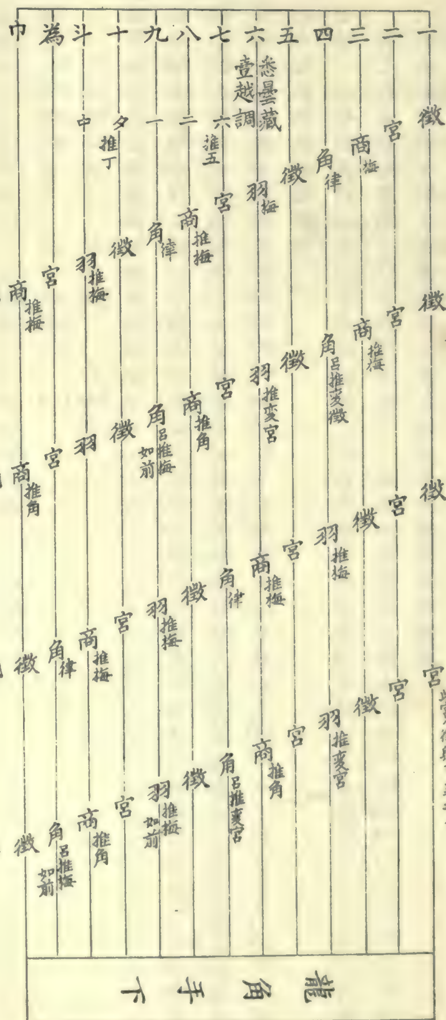
ハ、オホヤケノモノニテ常ノコトナリ、加樣ノ調ノ名ドモヲツタヘタルヲ、箏ノ奧旨トハ云也、是ハ皆五音五調子ノ中ニ、ツケカヘタル名ドモ也、別ノ義ハナシ、但箏ヲキハムルニハ、三調ヲモツテ、キハムルナリ、普通ニハ三曲トモ云ナリ、雙調、水調、盤涉調也、コノ三ヲ以テ極メタルトハ云ナリ、琵琶ノ三曲ニオイテハ、名ナリトモ知レル人アリ、箏ノ三曲ヲバ、アマリニ秘スルユヘニ、名ヲサヘ人ニキカセラレズ、心得アルベキニヤ、秘スル事ヲ、アダニイヒ、愚ニスレバ、師弟冥加ナキナリ、伊綱モ、三調ノ內、盤涉調ノ柱バカリマデコソ傳ハラレ、ウチマカセテハ、平調ノ柱ニテ、盤涉調ノ樂黃鐘調ノ樂ナンドモヒキ、大食調ノ柱ヲ以テ、高麗樂ヲヒキ、壹越性調ノ柱ヲ以、水調ノ樂ヲヒクナリ、是ハ普通ノ事也、ウルハシクハ皆柱アルナリ、ソレヲナラフヲ以テ、箏ヲキハムルトハ云也、箏ノ調子、琵琶ノ手ト云モノアリ、比巴ノ手ヲバ、人常ニヒケドモ、箏ノ調子ヒク箏彈、十人ニ一人モヤアルラン、ヒキモセズ、キヽモセ〇セ原脫、今補、ズ、聞シ相弟子ナガラモ、タガヒニ心ヲオキテ彈ズ、タヾ打任セタル搔合ノヤウニ、人多ク思ヘリ、オカシキ事ナリ、要略ニ、品玄、十絃調子搔調、千金調子、大食調、遊神調也、ソノ外奧ユカシカルベシ、

〔建武年中行事七月〕七日、藏人御てうどをはらふ、夜に入て乞巧奠あり、庭に机四をたて、、燈臺九本、おの〳〵ともし火あり、机に色々の物すゑたり、しやうのこと、柱たて、、これををく、つくゑの上の火とりに、夜もすがら空だきあり、陰陽寮ときを奏す、ことぢに三の樣あり、つねは盤涉調、半呂、半律、秋のしらべなり、しる人すくなし、

〔絲竹口傳〕伊綱、宇治殿〇藤原賴通へ參ラレタリケレバ、オリフシ七夕祭ノアリケルニ、御心ミバヤト、柱タテヽ進セヨトオホセアリケレバ、一張ハ呂ノコトヂニタテ、一張ハ律ノコトヂニ立タリ、呂ヲバ、オトコニカタドリ、律ヲバ、女ニナゾラフ、コノユヘニ、カクタツル也、乞巧奠ノ調ト云ニヤ、人ノ不ㇾ知事也、

〔體源抄八〕箏

譜云



〔仁智要錄一〕箏案譜法

右手

□食指　□中指　□大指　□返爪

□□食指中指連也　□□中指大指搊合也

□□食指中指大指搔合也　□三指搔合後、更加大指也、

□□□□□□大指歷渡六絃一聲、但絃多少隨便用之、

左手

□推入　□推放　□二度推入　□取由一度曳緩也　□取度々曳緩也

□□絃移之間火急也　□□急中急也

□□絃移之間延引也　□丁、彈絕　了彈已畢

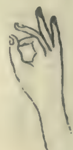
〔樂家錄　八箏〕箏之唱歌及案譜手指之法

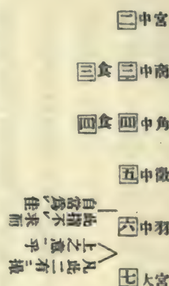
或曰、箏本無唱歌、傳之則用笙譜、是其節奏、不違於笙、於笙吹延處、箏亦延之、故直用笙譜也、然爲令易曉之故、中世以來、設唱歌傳之云云、唱歌之法、譜面引如此引字之中、有拍子文者、言待唱延之、(二七八、是唱七搔八也、餘皆倣之、(七搔者、言之菅搔、八者、言之小爪、餘皆同之、)此外障爪、返爪、連、結手、(已上右手)取手、淘手、推手、(已上左手)火字、此八者無唱歌、譜注圖左、

菅搔　假令譜面曰、(二七如此者、其法、第二絃掛中指、三絃用食指、七絃用大指、而當于拍子文、以食指鳴三四之絃、而連續之、以中指無滯鳴二三四之絃、而連續之、鳴七之絃、(六之絃者、不求之而自鳴、于中指、是爲佳、)是菅搔之法也、於的々拍子者、食指與中指之間、如不連續、而頭强彈之、

右菅搔延早共、搔畢之指法、號之鷄足也、凡其法、以食指當大指之腹、合中指與大指之端、無名指小指之二者不屈之也、如此則其指似鷄足、故云爾、

鷄足之圖





一五一六二七三八四九五十六斗七爲八巾已上皆微右

小爪　假令譜面中如此、於延拍子者、在前後文之間、於的々拍子者在文也、彈法別無子細、以大指之爪、向方彈之、○中略

障　此譜、大率同于的々拍子小爪之譜、但譜傍加障字耳、其法於前後文之間、意設三文、當於其第三彈之也、常小爪當于其二也、

返爪　是以大指爪甲、前方彈之、

連　是以大指、自前向之方、連數絃微音速彈之譜也、伏指如撫之彈之只以彈止之絃爲簡要、因絃數不必一定、故譜面所記之絃數亦示其大抵耳、假令譜面一十九八、是自前至于八連彈之譜也、非必自十彈初之謂、又巾爲斗一十一九、是自前至於斗一連、次又至于十一連、而以小爪彈九之一絃也、細書一字者、手文之一切也、餘倣之、

結手　結手者、在延只拍子、與早只拍子也、催馬樂之中、亦有似此法者、可推類而知之也、其法以大指之爪甲、自向前之方、如等之彈之、譜面、八九十一斗一爲一九九九〇八其法、八九十彈連之、而彈斗而彈爲、已上、皆以爪甲、前方彈之、已下九八之四者、如常彈之、次九之絃、以食指火急三彈之、而以中指彈八也、細書一字者、手文一切也、已上在延只拍子等、

一說、譜面、八九十斗爲九九九八(三八(二七、如此而無拍子文、今述其法、八九十斗爲九九九八(三八(二七、凡如此也、朱引者、以中指徵音搔廻之、而以人指火急九九二、亦九八火急彈之、而次文(三八可移之、(已上、在早只拍子等、)

火　是在火急移也、(圖略)〇

フ　是取之略字也、取法者、彈小爪之時、以左手去柱一寸許、而撮絃如少本方引寄也、其法、假令取八則深挾之食指與中指之間、而以食指大指撮之、無名指者、入于九與十之間、小指者入于十與斗之間也、(張臂、手頸不折爲佳、)凡取絃、於律調八十巾之三絃、於呂調六九之二絃也、而非每度取之、其取之節見于譜面、

ク　是淘之略字也、此法、延左腕及指、而食指入于絃下、以中指與大指挾絃、一二度動之也、此法、於呂調無之、只在律調、十之一絃耳、而非每度動之、其動之節、見于譜面、

六。。　是左手推絃之譜也、此圖、似拍子之文、拍子文者、去譜字書之、此譜者、傍于譜字書之也、譜面六。如此下書者、推餘音之譜也、六。如此上書者、推之以彈之、譜也、六。。如此上下有者推之以彈之、而餘音亦推之也、手法、延腕及指、而以食指(之少屈)中指大指推之、(但推放之時、以食指中指、如絃摺而推放也、)於律調推六八斗巾之四絃、於呂調推六七九斗爲之五絃也、而非每度推之、其推之節、見譜面、

凡推絃之說、管以七聲奏之、而箏調止於五聲、假令管吹仲呂之音、則箏彈姑洗、故少推之、以令相近仲呂之音也、

〇按ズルニ、フク六ノ三譜ハ、皆左手ノ法ナリ、然ルニ近來コノ三譜ハ、廢シテ之ヲ用ヰズ、蓋シ其聲調ノ雅正ナラザルヲ以テナラン、(俗箏ニハ、此手法ヲ摸セル者多シ、)

〔歌儛品目〕八(諸絃撥彈)箏(中略)〇　手使(テヅカヒ)(手法ノコトナリ〇中略)　雞足(註略)〇　爪調(ツマシラベ)(註略)〇　搔合(カキアハセ)(註略)〇　調子(搔合ノ一名ナリ、然ルニコレハ漢土ヨリノ名目トミヘタリ、〇中略)

菅攪(スガカキ)略○註　閑搔(シヅガキ)菅攪ノ一名ニシテ、早搔ニ對スルノ名ナルニヤ、　早搔(ハヤガキ)於世物、及早只拍子物ニ、用フル手法也、　序彈(ショビキ)序體ノ樂ノ手法、類箏治要ニミユ、　退彈樂家錄ニミユ、序調子ノ類ノ助音ノ手法也、　緩彈中曲物ノ手法、笛ニ緩吹ト云ト同シカルベシ、類箏治要ニミユ、　早彈又類箏治要ニミユ　重彈(シゲビキ)笛ノ重吹ト同意ナリ、仁智要錄、賀殿破舞出時彈ニ鳥急、入時重ニ彈當曲急、

小爪(コツメ)　返爪(カヘシヅメ)　障(サハリ)　連(レン)　結手(ムスブテ)　火取　淘(ユリ)　推(オス)　摘(ツム)略○註　行浪(ユクナミ)ノ手略○註　歸浪ノ手　岩打波

岩越手

〔教訓抄八〕箏略○中　撥合名

金床彈大唐　春宮深草已上雙調音

離鳥彈大唐　玉戸村上天皇御製　葛木光明皇后作

東路　櫻人已上黃鐘調音

玉床彈大唐　泊酒彈大唐泊字不審　淡海彈大唐　涼風彈大唐　宮中村上聖主　宮人　伊勢宮齋宮

女御小野宮實賴朝臣　三島遊大政大臣師長作、已上平調音、

磯波彈大唐　磯越秘懷注曰、箏名所ニ又有ニ磯越、已上盤涉調音、

雍門三段彈大唐　御神樂延喜聖主已上壹越調音

蒼海波　宇治宮知足院關白殿御作　島河已上無調音

秋宮　松風　秋風已上三或記載之、仍書ニ加之、

〔絲竹口傳〕粟田口從一位大納言良教卿ノ流ニハ、先笛ヲ子トリテ、柱ヲタテサスル也、箏ノ絃合セシハジメテ後、笛吹ク、サテ絃合セシハテヽ後、ノボリ撥合ヲスル也、ノボリ撥合ト云事ヲ、人コヽロエズ、是ハ絃合ヲバ太絃ヨリシテ、細絃ヘ調ベクダシテ後、巾ノ絃ヨリ、ノボリニ此調子ヨキカアシキカ、試ノボル手ヅカヒヲ、上撥合トハ云也、三段ノ撥合トモ云、秘名ニハ長秋吟ト云ナリ、サテ其後一ノ絃ヲバタツル也、吹モノヽ調子果テ後、樂ヲハジムルナリ、樂ノ次第、吹モノ笛ノハカ

ラヒナリ、彼吹モノニフク調子ノトキ、彈モノニモ又ヒカンズルト人思ヘリ、オカシキ事ナリ、フキモノニフク調子ノトキハ、絃合セ撥合ヲモツテ、彈モノ丶調子ニ用ルナリ、○中略

箏ニ調子彈ヤウ、先柱ヲナラシテ、習ヒアル撥合ヲヒキテ後、頓テ靜ニツヾケテ、イヅクヨリ彈ハジメツルゾト思ヤウニ、始ヲヒキ隱スベシ、是ヲ聞人アラバ、調子ヲ秘スルヨトシル也、君ノ前ニテ、箏ヲ彈ヤウ、吹モノ彈モノアツマリテカラハ、前ニ云ガゴトシ、只箏一張ニテ、ス丶メラレバ左右ナク我ヒカント思フ氣色ナク、暫ク心ノ中ニ、調子ヲ案ジハカラヒテ、一兩度ソレヤソレヤトイハレテ後、チトヒキヨセテ靜ニ何トナキ樣ニテ、左リ右ノ袖ヲツクロヒ、前衣紋ヲカキナヲシテ、柱ヲ細絃ヨリ、ヨキホドヨキホドニアゲヲキテ二ノ絃ヲ、ヨク思シヅメテ、隣ニキカセズ、忍ヤカニ、巾ノ絃マデ高クナラサズシテタテ丶後ニ、二五二二五トバカリ、高クナラシテ、サシ置ベシ、若ハ爪撥合極テ靜ニナラシテオク也、サテ何ニテモ、ソレソレトアラバ、平調ナラバ萬歲樂最シヅカニ、サハヤカニ、シトシト丶ヒキ切ヒキ切、カキヤウモシヅカニアルベシ、一反若ハナカバ程也トモ、其次ニ猶强望マレバ、甘州ナンドヒクベシ、猶トアラバ、三臺急體ノモノヲヒクベキ也、是等ヲバ、輪說ナク一反、左リ右ノ手ヅカヒ、最サハヤカニシテ彈ベシ、サテ後ニハ、蘇合急又ハ千秋樂彈ベシ、左右ナク早キ樂ヒクコト、有間敷コトナリ、壹越調ナラバ賀殿、次ニ鳥急ニテモヒクベシ、猶ヒクベクバ、春鶯囀ノ具足ニテモヒクベシ、ハジメハ只拍子ヲシヅカナル程ニハ、樂拍子ノシヅカナルヲヒキ、次ノ度ニハ、ソレヨリ少ト早キヲヒキ、後ニハ早カランヲモヒクベシ、

撥合可彈樣

撥合ヲバ、荒クカキ、靜ニマサグリ、漸ク由リ、サハヤカニ押シ、淺ク取細ニ結ピ、緩クウスヤカニ、廣キ間狹キ間ノアルベキナリ、假令バ墨繪ナンドノヤウニ、薄ク濃ク太ク細ク、匂トコロアリ、匂ハズシテ、木立ヲモシロキ所アル體ニアルベシ、少納言伊綱ノ、夜鶴抄ト云文ヲツクリテ、寵愛ノ女

ニオシヘオカレタル詞ニハ、掻合ノコト、秋ノ黄葉ノ、風ニモロキガ如ク、ハラ〳〵ト散カトスレバ、ヒト丶コロニ、クル〳〵ト廻リアハスルカトスレバ、又カタヨリニケリ、カタヨルカトオモヘバ、吹カヘシ、色々サマ〳〵紅葉ヲ錦カトアヤマツヤウニ、掻合ヲバヒクベキ也ト云オカレタリ、季通ガ女ノ掻合ヲ、季通ガホメタル言ニハ、藍ヨリモ靑ク、水ヨリモヒヤ丶カナリトコソ云ケリ、掻合ノ中ニハ爲ノ絃ノカキアハセガ能也、師長公ニハ梅花トイハレタルニヤ、是ヲバ秘名ニ梅鶯吟トモ云、努々ヒキタマフナ、但シモノモ知ラザル夷人ナンド、韓神ヤ知リ給、ソレ彈セ給ヘト云、或ハ琵琶ノ手箏ニヒキタマヘナンド、ヒクヤウニ云者オホカリ、ソレヲ内々用意シテ、加樣ニ云人ニ會タランニ、シラザルナンドイハヾ、箏ヲエヒカズゾヤトイハレンモ六借、其時ハ何ヲヒクベシ、

琵琶ノ手ヲ、箏ニヒク事、昔ハアルヤラン、師長公ノ流ニハナシ、私ノヒキモノニヤ、正流ニナキコト也、妙音院ノ流ニハ、樂ノ數モ定レリ、左ニ百九、右ニ三十六也、其外ハ用ラレズ、○中略大臣兼雅公ノ内ニ、式部入道良方ト云者アリ、譜ヲヌスミカクヨシ聞食シ、其譜ヲ取テ、ヤキステ給ヒヌ、ヤガテ御内追出サレタリ、其時棄レタル譜ヲ輯メ撰レテ、今世間流布スト云ヘリ、或人ノ云、器量スグレタリケレバ、皆ヒキ覺ヘテ、空ニカケリト云傳ヘリ、本譜ニアハザル歟、要略バカリハ合タリト云ナリ、

〔樂家錄　八箏〕箏爪調及掻合之法

謂₂爪調₁者、箏之音收也、其譜有₂二也₁、一者律、一者呂也、○掻合者、箏之調子也、是亦有₂二譜₁、一者律、一者呂也、其彈法、爪調者、一人彈之、掻合者、上首彈₂始之₁、而類絃次第附之退彈也、至₂于終₁、自₂上首₁次第次₂皆掻₁彈₂止之₁、○中略　註譜注₂圖左₁、

三三八　人中大　此右方之細書、以₂大指中指食指₁彈之譜也、

彈奏心得

七五　是七絃當中指、五絃當大指、而一度撮上之譜也、

〔爲〕　是連也、注見于上、

〔二七〕　是甞搔也、其法見于上、然彈之法少異也、以食指鳴三四之絃、而以中指鳴二三之絃、而以大指彈七也、毎樂終彈止、亦如此也、

火　障　返爪　已上三、見于上、

於高麗曲不用音取之說

或曰、箏者中華之樂器而非夷狄制、於高麗樂合奏者於本朝始、故無高麗調子幷音取、雖制其曲合奏之、不制音取者、爲明本非夷狄之器乎云々、

箏彈始幷彈止之法

箏彈始、初太鼓、笙、篳篥、次琵琶附之、而箏頭取之上首先彈之、而後數絃各附之也、至于終曲、頬絃皆早止之、頭取彈止之法如搔合之甞搔也、但蘇合、桃李花者、其法異也、是樂終以其宮音不止之故也、

彈序之法

箏序譜當拍子之處有二譜不同、一譜假令六斗十五十引、如此當於十字、一譜六斗十五十引、如此當于引字也、夫序者以退爲法、用前說當於十彈則無退意、以少退十搔後卽大鼓當爲佳乎、其法亦有二說乎、一曰、許連續于甞搔大鼓左桴當、一曰、左桴當而連續之甞搔也、今意初說爲善乎、凡從此法則先絃與鼓退之義備、凡謂退者絃管鼓共如此者乎、今世欲强退之用一手退也、可隨師說、

殘樂之說

殘樂三返或五返也、於他之樂器雖有其習、於箏別無子細、數絃共至于曲闋彈之也、蓋彈止自上首次第彈止之也、或曰、上古上首一人彈止云々、

〔絲竹口傳〕調子可彈折之事

御所ノ講ニテモ、私ノ講ニテモ、モノヽ、音ソロヒテ、面白ク感ニタヘザラン時、モノヽ、上手ドモノ、笛ノ秘事ニハ何ヲセヨ、笙ノ秘事ニハソレヲセン篳篥ノ秘事ニハ小調子ヲフキタマヘ、琵琶ニハ手ヲヒカン、ナンドイヒテ、タガヒニ心ウチトケントキ、比巴ノ手ノ次ニ、箏ノ調子ヲバヒク也、是ハコヽゾト思トキスベキ也、〇中略

箏弾、琵琶弾、ヒク體ノ事、女房モ男モ、ウシロヨリ見レバ、只スグニ居タル體ナルベシ、衣紋モウシロヨリ見レバ、袖カヒツクロイテ、笛モチテ直居タルヤウニアルベシ、貌モシカノ如シ、前三尺ノ中ヲ見也、ヨロヅ出仕ノ時、タヾノ人モシカノゴトシ、女房ハ殊ニオモハユゲナル體ニアルベシ、前二尺バカリノ内ヲ見ルベシ、

彈奏作法

〔樂家錄八箏〕搆箏之法

彈箏之法、必以安座爲法、其式交左右足、左下右上、足裏皆向上、以袴裏包之而乘箏、但右膝風折之間、指入器之前龍手、而左膝上乘之、但可指出末五六寸於向、毎曲終之間、置之座也、又婦人彈箏之法、立左膝置箏于座、或亦乘於右膝彈之云云、

〔樂家錄八箏〕持箏進退之法

凡持箏置彈人前之法、以右手持前磯之方龍角之際、自器之半少末方載于左腕、掛手於向磯、如自彈之、捧之傾向之方少上、左手持之、到于彈人前跪、箏本著于疊、器末右方取直而置之、撤之法、左手掛龍角際之磯、右手當于器之末裏、即末方取上、而左方取廻之退也、退法如進時、已上皆器之裏、勿令向彈人、又居處之床等置箏者、隔本一尺許、立置之也、

秘曲

〔教訓抄八〕箏〇中略　秘事者　品玄明珠　撥調子發玉　千金調子金市　由加見調子上振　大食調合歡　盤渉調仙來

〔絲竹口傳〕絃管秘曲

笛ノ秘曲ニハ、皇帝、團亂旋、獅子、荒序、以上四ノ秘曲也、コノナカニ獅子ヲ以テ最秘事トス、〇中略　箏

教習相傳

ニハ撥調、由加見調子、千金調子、是等ヲ最秘スル也、古人云、琵琶ノ手ヲバ、皆箏ニウツシヒカルレド、啄木ヲバヱヒカズ、箏ノ撥調ヲヒクコトナシ、是等第一ノ秘曲ナルガ故ニ、昔ハ凡十二ノ調子アリケレドモ、其曲ツタヘタルモノ慥ナラズ、孝博ガ習ニハ、七ノ調子ツタヘタリ、

林歌、加利夜須ノ柱ヲバ、太食調ノ調ヲ以テ彈也、秘事ニテアリ、其故ハ狛壹越調ノ時ハ、箏ヲ太食調ノシラベニテヒク也、其柱ヲバ、タテナヲサズ彈ヲ以テ、秘事ニスル也、其口傳ニハ、以九合爲爲ノ絃ヲスコシサゲ、斗ノ絃、十ノ絃ニツガヒ、爲ノ絃ヲ斗ノ絃トツガヒタマフ也、是體ノ秘事ヲ、書ツクル事ハナケレドモ、書付ヲクモノ也、普通ニハ、平調ノ柱ニ立テコソ、ヒクトコソイヘリ、

〔樂家錄八箏〕輪說之事

謂輪說者、非秘曲、然重之、大抵殘樂之時、上首一人或有用之、其法、惟其手文少許細彈之耳、別無子細、

〔絲竹口傳〕輪說之事

吹モノ彈モノ、皆キラフコト也、但妙音院〇藤原師長ノ流ニ、箏ニ輪說ナシ、其譜一卷アリ、人オホク是ヲシラズナンド云テ彈アソブ、ソレヲマナブ人、タヾヨノツネノ輪說ヲヒキテ、妙音院ノ流ト云オホシ、ナラヒアル輪說ヲコソ引ニ、サハナクテヨノツネノ輪說ヲ彈、オカシキコト也、カマヘテ師傳アルベシ、サテユルサレテ習アル樂ニ、十二アリ、其外ハユルサレズトモ、其中ニ五常樂ノ急ニ秘事ナシ、是ハサテト思フトキ、奥ノ手ヲ三反ヒクナリ、林歌ニモアルヤラン、藤井中納言實範卿、綾小路僧正實詮、山王講ニヒカレタリケルニ、景康〇山井笛ヲ吹ズシテ感ジケリ、カヘスガヘスモ秘事也、三位入道師末ノ流ニハ、三曲ノ後ニ、ヒキタリトイハレタリ、サレバ秘藏歟、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事〇中略

唐樂師十二人　横笛師　合笙師　簫師　篳篥師　尺八師　箜篌師　箏師　琵琶師　方磬師　鼓師　歌師　儛師〇中略

右依舊爲定、餘皆停止、○中略

大同四年三月廿一日

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十人事減二一百五十四人、定二一百人、○中略

唐樂生六十人減二廿四人、定二卅六人、○中略

箏生二人○元三人○中略

嘉祥元年九月廿二日

〔體源抄八〕箏系圖

醍醐天皇—清愼公實賴—村上天皇—左大將濟時卿—山城守爲堯

箏少將

大納言藤原重通

大宮右大臣俊家公

五節命婦—我駒—伊賀判官代政高—夕霧君

按察大納言宗俊卿—後宇治禪閤

妙音院太政大臣師長公

藤原成子大納言成親女

右大臣兼雅公

法性寺禪閤

京極太政大臣宗輔公—若御前尼—妙音院太政大臣師長公

女房左衛門佐號二樋口尼一俗正惠信女

流派

嵯峨供奉賢圓――小倉供奉院禪
　├日野供奉慶禪――六波羅別當覺暹
　│　　　　　　└天王寺小別當俊賀
　├住吉神主津守國基――對馬守有基――志良末久
　├妻尼公
　├樂所預藤原博定
　└樂所預藤原孝博
　　├周防尾張守藤原季定母
　　└前備後守藤原季通
　　　　├女房安藝――女房宰相
　　　　└少納言伊長改名宗網――澄覺

右系圖者、北院御室御撰管絃要抄載之、

〇按ズルニ、秦箏血脈ニ載スル所、甚ダ詳ナリ、宜シク參看ス可シ、

〔諸家家業記〕箏

四辻

右之家々各家業として被相勵候、〇中略近代にては音樂之事、都て四辻家之預に相成候得共、元來和琴は樂人辻某より、箏は同東儀某より四辻家江傳へ候由、然る所當時にては、却て四辻家之家業と被致、彼家より樂人共江も相傳有之事に相成候、

〔絲竹口傳〕箏ノ流アマタアリ、其中ニ院禪ト云ハ、小倉供奉也、彼人ハ、山城守藤原爲堯ガ弟子ニ、嵯峨供奉賢圓ガ弟子也、院禪ガ弟子ニ、日野供奉慶禪、尾張守博定、孝博等アリ、孝博ガ弟子ニ季通、ソ

ノ弟子ニ子息少納言伊綱、安藝局、善興寺也、季通、安藝局、善興寺、皆ヒトツ也、彼等ハ龍角ニ指フタツツケテ撥也、ソレヲ用ヲ彼流ト云也、夕霧ト云ハ、八幡ノ樂人太神基政ガ女ナリ、此夕霧ニ、父ガ笛ノ骨ヲ以テ探リテ、私ニオシヘケリ、師長公ヘ具シテ參リ、コノ女ニ箏ヲ探リテ訓ケルアイダ、キコシメサレヨト云ケレバ、聞食シケリ、笛ノ詞ナル故ニ、呼吸アタリト、ホメサセ給ケリ、ウルハシキ箏ノ手ニテハナク、コマカニ面白シ、サリナガラ正流ヲソムケリ、世ニスグレタル遊君白拍子等ノ、ヒケル樣コレナリ、シラヌ耳ニハ面白シ、知ル耳ニハアラヌモノ也、撥ヤウハ、小爪ノモトマデ皆カケリ、今ハ絶タルモノ也、

若御前ノ流ト云箏彈、世間ニアリ、彼人ハ按察大納言宗俊ガ孫也、京極大臣宗輔公女、鳥羽院御時、男子ノ裝束ヲシテ、具シマイラレタリケルニ、若御前ト云名ヲタビテケリ、名譽ノ箏彈ナリ、祖父曾祖父マデ、箏ノ家ナリ、箏ノ少將ノ局ト云人ノ弟子也、彼若御前ノ流ヲバ、三位實俊ツタハラレタリ、其子中將公世、御賀ノ時、スヽミ申サレシカドモ、御承引ナカリキ、今ハ絶タルニヤ、中ニモ妙音院大臣、箏ニ名ヲ得給ヘリ、委ハ系圖ニ見ヘタリ、

花山院大臣兼雅公、二位大納言基良卿、源三位師末卿、讃岐局、持明院中將家定朝臣、大貳局、新大納言局、左馬助孝時、法深房、是一流ナリ、少納言局、兵衞佐局、尾張內侍局ナンドハ、皆妙音院御流ウケツタフルモノ也、公モ是ヲ師トオボシメシ、賤ノ男ニ至ルマデモ、此流ヲコヽロザシノゾミナラス也、ワルキスタレタル譜ヲアツメ、我ト譜ヲツクリテ、是ハ師長公ノ流ト號スル譜、世ニオホシ、能々存ジ知ベシ、源ノ淸キヲ尋テ、其流ヲ汲ベキニヤ、

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年十月四日己巳、從五位上掃部頭藤原朝臣貞敏卒、貞敏者刑部卿從三位繼彥之第六子也、少耽愛音樂、〇中略五年〇承和、到大唐、達上都、逢能彈琵琶者劉二郎、〇中略劉二郎曰、於戲昔聞謝鎭西、此何人哉、僕有一少女、願令薦枕席、貞敏答曰、一言斯重、千金還輕、既而成婚禮、劉娘尤善

琴箏、貞敏習得新聲數曲、

〔仁智要錄 二〕妙音院箏師太政大臣從一位藤原朝臣師長撰、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕後三條院は、管絃をば、御沙汰なかりけり、去ながら、中御門大納言宗俊の箏をきこしめして、此卿が箏は、只物にあらず、道におゐて上なき者也と、御顏色も變じましまして、御感有けり、白河院も、此人の箏をきこしめしては、御落淚有て、かんぜさせ給けり、按察大納言宗季〇宗季、據教訓抄作實季、に仰られけるは、我宗俊が箏をきゝて、おほく滅〇滅原作讖、今據一本改、罪障に非管絃者、嗚呼の覺へ取べき也とぞ、叡感有ける、さてことに御憐愍有けり、知足院殿〇忠實は、彼卿參れければ、いか成奏事有けれ共、きこしめされず、御箏のさた有て、每度興に入らせ給也、〇又見續教訓抄、

〔和爾雅 五樂器〕素箏スゴト、無裝飾、

〇按ズルニ、拾芥抄箏名物條ニ、白箏宇治殿箏トアルハ、未ダ裝飾ヲ施サヾルノ器ト聞ユ、凡ソ箏ミナ螺鈿玳瑁象牙金銀珠玉等ヲ嵌シテ裝飾ヲ爲スヲ例トス、

〔絲竹口傳〕諸莊ノ箏ハ、絃ノヨリ樣モカハリ、カケ樣モ、ナベテニハカハレリ、秘藏々々、卷絃ハ、置モノナンドニスルナリ、片莊ノ箏ニモスル也、秘藏秘藏、モロカザリノ箏ハ、普通ニハ見ヘ侍ラズ、世間ニ見ルハ、皆片莊ノ箏也、宇治ノ寶藏ニ有ルト云ナリ、

〔源氏物語 三十二梅枝〕藏人所のかたにも、あすの御遊のうちならしゝ給、御ことゞものさうぞくして、〇下略

〔河海抄 十二梅枝〕琴の裝束とは、絃かけ、柱つけなどする事歟、ことは絃の惣名なり、箏にかぎるべからず、

古事類苑

樂舞部二十七

筑紫箏 一絃琴 八雲琴 併入

筑紫箏ハ雅樂ノ箏ノ一變セシモノニシテ、其製作ハ桐ノ古木ヲ用キテ、長サ六尺五寸ヲ本間ト云フ、又六尺ノモノモアリ、半箏ト云ヒテ短キモノモアリ、京都ノ石村近江ノ製ヲ最上トス、此器ハ初メ後奈良天皇ノ大永ノ頃、筑紫ナル善導寺ノ僧ニ、箏術ヲ能クセシモノアリテ、之ヲ肥前ノ人賢順ニ傳ヘ、賢順之ヲ同郷ナル慶岩寺ノ僧玄恕及ビ僧法水ニ傳フ、瞽者八橋檢校城秀ハ三線ノ名手ナリシガ、更ニ法水及ビ玄恕ニ隨ヒテ此術ヲ學ビ、奥義ヲ究メタリ、而ルニ其曲調稍ヽ高雅ニシテ、俗耳ニ疎キヲ覺リ、更ニ新曲數種ヲ作リ、三絃ノ組ニ倣ヒテ組歌ヲ編成シ、終ニ都鄙ニ流行スルニ至レリ、筑紫箏ノ曲ハ、初メ八橋檢校十三曲ヲ製シ、後更ニ新曲二組ヲ補ヘリト云フ、然レドモ是レ悉ク八橋ノ創製ニアラズ、古ク筑紫樂ニアリシモノ、又ハ三絃ノ歌ナドヲモ取リテ、組ト定メシモノナリ、後世次第ニ增テ三十六曲トナリ、之ヲ表組、裏組、中組、奥組ノ四等ニ分テリ、組トハ同ジ趣ノ小歌數曲ヲ合セテ彈法ノ原則ヲ定メ、表ヨリ裏ニ進ミ、中ヨリ奥ニ昇リ、次第ニ疎ヨリ密ニ入ル方法ニシテ、卽チ其技ヲ習フ學級ナリ、此組ノ中ニ段物ト唱ヘテ、唱歌ナクシテ指法ノミノ曲アリ、之ヲ段調子ト稱ス、此外雲井ト名ヅクルハ、尤モ高聲ノ調子ニシテ、平調子ト呼ブハ普通ノ調子ナリ、總ジテ彈ハ、八拍子、八口、合計六十四ノ拍子ヲ合セテ、一歌ト定メシモノナリトゾ、此技ノ名手ニハ生

田檢校、山田檢校等アリテ、各、一流ノ祖ト仰ガル、生田流ハ汎ク關西ニ行ハレ、山田流ハ專ラ關東ニ行ハル、此他新生田流、繼山流等アレドモ、多クハ大同小異ナルモノナリ、

一絃琴ハ又獨絃琴トモ稱ス、初メ印度人ノ傳フル所ナリ、徳川幕府ノ時、河內ノ僧覺峯律師其彈法ヲ發明シ、之ヲ須磨琴ト云フ、此器タルヤ杉又ハ桐ノ板上ニ軫ヲ立テ、一條ノ糸ヲ張リ、爪ヲ以テ之ヲ彈奏ス、一絃琴ノ類ニ二絃琴アリ、之ヲ八雲琴ト云フ、絃二條ヲ用キテ之ヲ搔鳴スモノナリ、

名稱

〔琴曲指譜序〕中比玄淨、法水とて、二人琴の名人ありて、諸國へ琴の修行にめぐり、法水はもつはら樂の琴を彈し、玄淨は歌を彈じて、崎陽にとゞまり、琴をひろめければ、世の人是を筑紫琴といふ、

傳來

〔糸竹初心集中〕琴の次第の事

抑日本に下々まで、琴をもてあそぶ事は、中頃九州に、玄淨、法水とて、二人の僧あり、或時長崎に至て、琴の引やうを唐人より傳り、其後都へのぼり、公家殿上の交りをなし、寛永二年の頃、琴の御ゆるしを下し玉はりて、法水は關東にくだり琴をひろむる、玄淨は筑紫にかへりて、これも琴を專らに執行す、さるによりて、今在家にひける樂を、つくし樂といふなり、かゝりとていやしき賤のわらや、不淨なる工商下人の家などにて、しらぶべき事にあらず、神をすゞしめ、并の現じ玉ふ妙音なれば、四町のうちを初め奉り、月卿雲客やんごとなき人のもてあそび玉ふ物なれば、其おそれ有べき事なり、

〔大和事始三器用〕箏(サウノコト)〇中略命婦石川色子といひし人、筑紫彥山にて、唐人にあひて箏のことをつたへ、宇多天皇に授け奉る、

〔河海抄〕是箏の始也、

いにしへより琵琶、笙、篳篥、箏等に、筑紫流あり、今たゞ箏のみ其術存して、其他は傳はらず、筑紫箏の

術、今猶肥前國に殘れり、箏の曲節これを京樂に比するに甚詳なり、其譜も又異なり、和歌詩句の吟詠あり、皆其節奏に中る事歌謠のごとし、疑らくは是古昔唐人の傳る所ならんか、然れ共其聲音これを京樂に比すれば、淫靡にして雅樂とすべからず、され共これを今の瞽者の彈ずる所に比すれば、又頗雅にちかし、近世瞽者の彈ずる所の筑紫箏は極て淫靡なり、其由て來る所甚だ近し、二三十年前筑後國に僧あり、法水と號す、善導寺に住し、筑紫箏を學ぶ、後に江戶に行、諸家に往來して箏を彈ず、還俗して甚時賞を得たり、箏術を以て瞽者八橋撿校に傳ふ、八橋撿校これを習得て、改て三絃の曲を合うつして淫聲となして、以て流俗の嗜好に合、これよりして其風大に變じて、靡曼の樂となる、然れども其由來る所の者、筑紫流なる故、筑紫箏と稱す、古筑紫流とはおなじからず、八橋撿校は貞享二年に七十餘歲にて死す、墓有黑谷にこゝを以て新筑紫箏の術、久しからざることを知べし、

〔本朝世事談綺 二器用〕琴

宇多帝の時、筑紫彥山にて、色子といふ命婦、此曲を唐人につたへられし事あり、これ故筑紫琴とも云、〇中略寬文の頃、筑後國善導寺の僧法水といふもの、箏を學んで妙術を得たり、後に東武にくだり、上永撿校城談につたふ、上永後に八橋と改八橋撿校これを得て、始て三線にうつし合す、今以て筑紫樂と稱す、此八橋は貞享のころ、京にて卒す、于時七十餘、黑谷に墳あり、

〔箏曲大意抄 奥書〕夫本朝に、箏の傳りたる事は、宇多帝人王五十九代寬平年中の事とかや、石川色子といふ人、筑紫の彥山にて唐人にあひ、箏のことを傳へ、帝にさづけ奉る、これより是を樂に用ひて、管絃のわざ世にひろまれり、後鳥羽帝、壽永元曆に至りて、その事いよ〳〵さかんに行はれける、近世にいたるまで、筑紫樂といへる、これより傳りたるなるべし、後奈良帝の御時までは、大かた此箏をもて、筑紫樂をのみ彈來るなり、されば、古流に筑紫流といへるあり、往昔の筑紫流とは、やゝ

異なるべけれど、その餘響をうけつぎたれば、かくはいふならん、今の箏をつくし箏といへるも、此ことわりなるべし、大永の頃(後奈良帝の年號)筑後の國善導寺住僧、筑紫流を傳來せしを、肥前の國なる賢順といへる僧に傳へ、又同國慶岩寺の僧玄恕といへるに傳ふ、又善導寺の僧法水といふ人學び得て、都に來り幾程なくして、又江都に至りぬ、(後水尾帝慶長の末年)諸家に往來して箏を彈ず、時に山住勾當といふ人、(生國岩城)此法水にたよりて、箏術を學び、終に肥前の國へ行、玄恕にしたがひ悉く秘曲を受得て、(是は今いふ所の筑紫流なるべし、古の筑紫樂にあらず、)江都に歸る、(昇進して上永檢校となる、又其後八橋と改、)

〔箏曲大意抄(奧書)〕八橋檢校琴曲抄序(○中略)

宇多御代に命婦石川の色子といひし人、ゆへ有てつくしにくだり、豐前の彥山にのぼりて、唐人にあひて秘曲を習ひ得て、宇多御門にさづけ奉るとなん、こゝに文治の頃、あるやんごとなき人の御手にひき傳へて秘し給ひしを、此人筑紫に趣給へる時、筑後の國善導寺住侶世にすき人にて、せちにこひて此秘曲をつたはり得て、肥前國の住人賢順居士といふ人に付與せしむ、賢順又同國諫早住慶岩寺の僧、玄恕にゆるし傳ふとなん、其頃賢順都に來りて、大内のあたりにさまよふ時に、いとたへなる琴の音聞ゆる家あり、あるじをとへば大納言藪殿の家なめりや、ひさしく立やすらふさまを、家の子あやしみ思ひて、大納言殿にしか〱のよしを申せば、よび入給ふて、おもふに居士は琴をよくする人なるべし、唯一曲とすゝめられてこれを彈ず、大納言殿おどろき感興し給ふ餘りに、みかどに奏し奉り給しかば、いとめづらか成事とて、大内にめして彈せしめ給ふに、聞人耳を淸くし感じ給ふ事限りなし、かくて賢順もとの國にかへらんとするに、大納言殿のたまふは、居士の門弟の中にさる人あらば、必都に來すべしとの給ひ契てわかれぬ、月頃へて約束のごとく、僧法水といふものをつかはす、こゝろみ給ふに、なぞろふべくもなく、おとりたる手つきなれば、人々心づきなく思ひ給へるを、法水いみじう耻思ひて都をにげさり、むさ

製作

しの國にいたり、還俗して柏屋と號し、琴糸をあきなふとなん、爰に八橋撿挍たま〳〵法水に逢て、つくし琴を習ふ、かくて亦肥前國にあそびて玄恕に隨見し、妙曲を傳て國手無雙也、

〔獨語〕箏はもと樂器にて、管絃にのみ入しに、いつのころにか有りけん、三百年の昔、公家の人、筑紫に流されて、配所の徒然に、箏の手を引かへて煩手になし、雅樂の越天樂のうたをのべて、ふしを長うして、それに箏をあはせてひかれしを、筑後の國善導寺の僧、其曲を習ひ傳へて、世にひろめしより、筑紫箏となづけて、世のもて遊びとなれるとかや、其後には八橋撿挍といふめくら法師此曲を習ひて、殊に上手なりしかば、越天樂の、ふきといふも草の名といへるうたを本として、いろいろの歌を、誰人にかつくらせて、組に名付て、さま〳〵の曲節をなしけるより、いよ〳〵世に行はれて、貴賤のもて遊びとなれりと聞けり、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕此說獨語も又覺束なし、まづ筑紫に配流せられし人は誰にか、越天樂を長く延たるが本にて、それを善導寺の僧習ひ傳へて、世の玩となるほどに弘たらば、越天樂ひと歌のみには有べからず、然るを八橋より、色々の歌出來たるやうにいへるはいかにぞや、もと箏の器は仁明天皇御時に、遣唐使の傳ふる所とも、又內敎坊妓女、筑紫の彥山にて、唐人に是をつたはるともいへり、此二說體源抄に出、いづれか是なるはしらざれども、筑紫に傳へぬることは、古しとしらる、これに依ておもふに、雅樂は俗耳に遠ければ、おのづから筑紫樂は、其處に出來る物にて、其歌は皆今の組歌の內に入しなるべし、三絃の組に倣ひて、組歌に造りたるは八橋に始れり、

〔和漢三才圖會十八樂器〕箏音爭○中略

按箏今專所ㇾ用而、琴瑟之二物絕不ㇾ用、以ㇾ桐作謂以ㇾ竹作者不ㇾ知有十三絃、

〔箏曲大意抄奥書〕八橋撿挍琴曲抄序

抑琴には箏あり琴有、琴は七絃長三尺六寸、或三尺六寸六分、箏は今世に用ゆる十三絃のつくし琴、是也、なべて箏を琴と稱するは、琴はもてあそぶ人稀にして、世にあまねく箏を翫ぶゆへなるべし、本二十五絃なりしを、半にわかちて十三絃とす、十二月に閏月をくはふる心となん、

〔譚海十三〕樂の箏は平にして、疊の上に居たる所、そらず直なり、筑紫箏は腹をそらせて作りたる故、疊に居たる所、そりて見ゆるなり、腹平らかなれば、聲大きくひゞくなり、そらせたる故に、聲ひきく響くことなり、

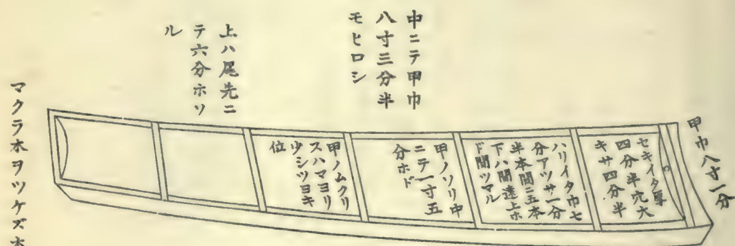
〔箏曲大意抄奥書〕秋霧形箏製作の法

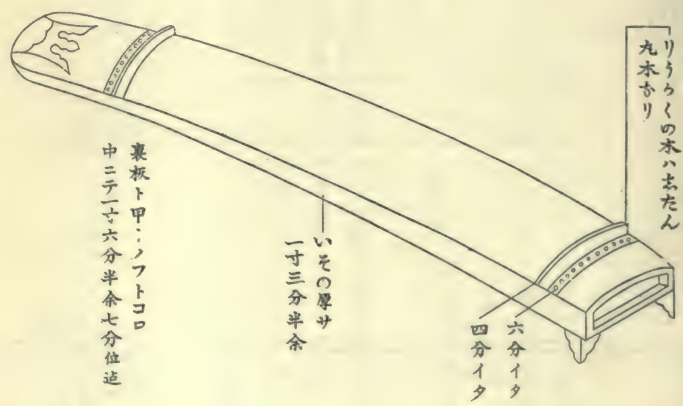
長六尺三寸の、甲の目方六百目より、八百目まで、但シ木によりて、目方こゝろへ有べし、甲の厚サ八分にも、七分にも、是も木心によるべし、甲の向は厚し、前は薄し、甲の半より上の方は、次第に厚くとるなり、上の木口にては、二分餘も厚し、寸法圖のごとし、よき桐をゑらみて用ゆ、雨打からしたるはあしゝ、をのづからよくかれたる木を用ゆ、木のしぶぬけざると、火にふすもりたるは、やきゑあげて、黒く成也、長さは六尺三寸、六尺また五尺八寸也、寸尺によりて、製作こゝろへ有、〇中略

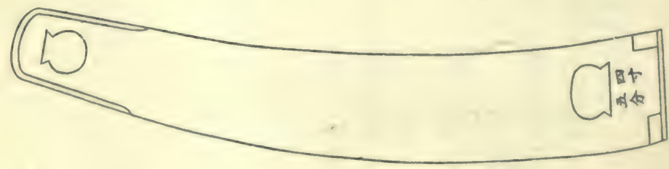
好の箏名

秋霧形　松濤琴　虬箏一名あやめ形　小臥箏

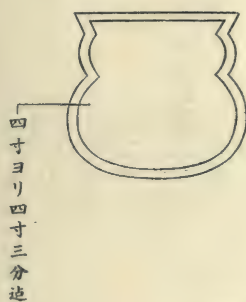
右製作寸法如圖


甲巾八寸一分
セキイタ厚四分半穴大キサ四分半
ハリイタ巾七分アツサ一分半本間ニ五本下ハ間違上ホド間ツマル
甲ノソリ中ニテ一寸五分ホド
甲ノムクリスハマヨリ少シヨキ位
中ニテ甲巾八寸三分半モヒロシ
上ハ尾先ニテ六分ホソル
マクラ木ヲツケズ木口ホリコミ

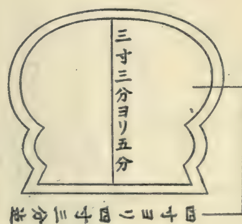

りうらくの木ハ志たん
丸木かり
六分イタ
四分イタ
いその厚サ一寸三分半余
裏板ト甲トノフトコロ中ニテ一寸六分半余七分位迄


四寸五分

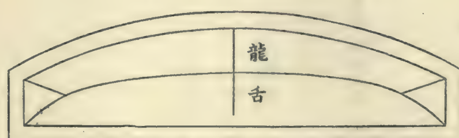
上ノ穴



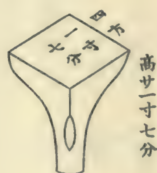
下ノ穴



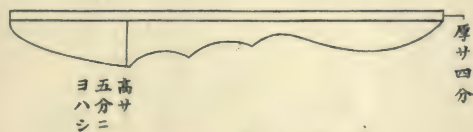
口前



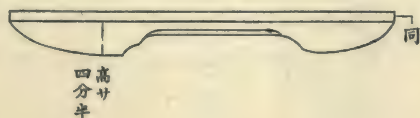
足



上ノ足



尾先ノ足



糸

〔箏曲大意抄奥書〕糸の目方は貳間糸にて貳拾目位迄也、糸の生を改め可用、但シ箏によりて、古作の箏などは、拾九匁にもする也、いろ糸はあし、常色なるべし、最上は白糸也、

爪

〔箏曲大意抄奥書〕爪のこゝろへの事　象牙　竹　貝　鼈甲

鼈甲はやはらかなり、貝はかたし、竹は絃にきしむ、さりながら竹爪は、修行あるべき事也、すべて爪のさきに、心をおきてひくべし、當流〇山田秋霧形に、かぎるべからず、古き上作の箏は、甚だよろし、いづれ其器によりて、ひき樣の心持あり、色のきかざる箏の彈樣心へ、其箏のちからに應じて可彈、

工人琴商

〔人倫訓蒙圖彙六〕琴師　琵琶、琴、三味線、同職なり、室町一條上ル、長門釜座二條上ル、近江此外寺町所々にあり、

〔雍州府志七土產〕樂器〇中略　近世筑紫琴、三味線流行也、非古樂之所及也、依是巧人亦多、

〔假名世說上〕箏の名匠に、近江春定といひし者あり、近古の名作なり、京にも近江の作の箏を持ちたる人は甚稀なり、其近江も數代ある中に、かの春定最上なりとぞ、近江につぎて、長門名作なり、長門は近江より多しといふ、後に又人のいひしは、長門はよく鳴て、近江春定よりも、大に勝れりといへり、

〔文政武鑑〕御作琴並樂御道具師

通はたご丁　德岡杢右衛門　神田通新石丁　菊岡內匠

御琴師

西のくぼ八まん前　石村平兵衛

〔元祿五年板萬買物調方記〕京ニテ琴所

室町一條上ル　今井長門　一條室町西へ入　今井播磨

聲調

釜座二條上ル　神田近江　室町四條上ル　神田七左衞門
出水通小川ノ角　青木加賀〇中略
同琴三味線師
寺町松原上ル　石村さつま　同松原上ル　石村いなば〇中略
江戸ニテ琴三味線并糸
京橋柳町　讚岐　通白銀町　柏や長兵衞〇中略
大坂御琴師三味線所同絲
平の町三丁目　石村大和大掾藤原由清　順慶町心齋橋　信濃

〔糸竹初心集中〕琴の次第の事

凡いとの調やうは、まづ一越に調んと思ふ時は、一は一越、二は下無、三は黄鐘、四は盤渉、五は一越、六は平調、七は二のうは調子、八は三のうは調子、九は四の上調子、十は五の上調子、とは六のうは調子、いは七の上調子、きんは八のうは調子なり、殘る調子もこれに准せよ、
又雲井の調べといふ事を、此頃八橋撿按ひき出したり、この八橋本三味線の上手なりしが、中年より琴を學び、不思議に琴の妙を得て、今日本の名人となる、音聲色ざしほど、拍子中々心におよびがたき上手なり、

〔箏曲大意抄奥書〕八橋撿按琴曲抄序〇中略

凡筑紫琴にあまたの調曲有、十二格式、四箇之傳、五箇之調、三爪一和之傳、五爪成就之傳、十曲八曲寄秋之三曲、調子之三傳、呂律之調歌、三歌半曲手法圖傳、許可傳、印譜、大琴四節之曲等有、音曲の妙わづかなる糸筋をもて、五音をうつし十二律をそなへ、よく和する時は人の心をたゞし邪氣を去りぞく〇中略

元祿龍飛乙亥如月下浣○中略

八橋琴曲抄序に十二格式、四箇の傳、五箇の調、三爪一和、五爪成就傳、十曲八曲寄秋の三曲、調子三傳、呂律の調歌、三歌半曲手法圖傳、許可傳、印譜、大琴四節の曲、右の中、

調子三傳の事　呂律の調歌の事　許可傳之事　印譜の事　手法圖傳の事

此五ヶ條可得心事

調子の事やすからざる事なり、十二調五調子より出る枝調子數多くあり、樂家によりて可尋、三傳の考二の絃を發の緒に定むると、三を定むると雲井の調子と心得べし、是より出る枝調子新古の新曲有、呂律の調歌は向前之弦の聲に上吟下吟歌をまはしてうたふ事、

許可の傳は、業の位によりて免の曲に入る事、

手法圖傳、是は左右の手法也、此手法いづれの書にも見えず、古流筑紫流には手法あり、爪樂爪に似て手法も樂箏に似たり、もとより手法圖傳とならば、琴經などの樣に、左右の圖詳に有たきもの也、八橋古流新流、隅山、繼山、藤池にも、今は此沙汰きこへず、○中略

五箇の名を箏の調にうつせば　揺　連　輪連　波歸　流　これなるべし

〔北窻瑣談後編二〕調子は組を彈するに、一越の律を宮に立て、合せば、誰人の聲にも、相應するゆへ、多く一越を用ゆ、箏は二の絃宮なり、

第一絃黃鐘　二壹越　三平調　四勝絶　五黃鐘　六鸞鏡　七壹越　八平調　九勝絶　十黃鐘　斗鸞鏡　伊壹越　巾平調

此調子箏の常のしらべなり、又雲井調といふあり、

第一黃鐘　二壹越　三斷金　四雙調　五黃鐘　六鸞鏡　七壹越　八斷金　九雙調　十黃鐘　斗鸞鏡　伊壹越　巾斷金

又中空(なかぞら)の調といふあり

指法

第一黄鐘　二壹越　三平調　四勝絶　五黄鐘　六盤渉　七神仙　八平調　九勝絶　十黄鐘　斗盤渉　伊神仙　巾平調

〔獨語〕箏は雅樂の器なりしが、筑紫箏になりて、俗樂におちぬれども、その聲もと雅聲なる故に、いたく人のこゝろを蕩かさず、今の人、雅樂を學ぶ事あたはずとも、せめて筑紫箏を弄ぶは、猶少しよかるべし、牧笛、尺八、一節切は、俗樂にて煩手なれども、三線のごとく、淫聲にあらず、○中略箏は○中略雅樂には手のこまかなることなく、一たびに六つの絲をかきならすを、筑紫箏には一つ二つの絃をならし、ひく手細かにしげき故に、世俗の耳におもしろく聞ゆ、もと樂器なれども、煩手に彈じ、諷聲などいふ事をすれば、雅器も淫聲を出す事、琴瑟といへども然なり、越天樂のうたは、雅音なるを延て、筑紫箏の歌となせば、淫聲なり、然れども歌の言葉猶やさしくて、父子兄弟の中にても、聞にくからず、位ある人の前にても、いやしからず、婦女の中にてもてあそびても、淫聲をすすむるまでの害もなし、

〔とはずがたり〕つくし琴とて、世にもてあそぶは、あらぬ聲なり、近き頃つくしの國より、老たる人都にのぼり、音樂を聞て、ひなの家づとにせばやとて、名たゝる伶人あまたむかへて、日ねもす聞て、ことの外にけうじて、さておのれはつくし琴を傳へたり、これを奏して、むくひんといへば、伶人聞て、なにばかりのまねびにかと思ふに、やがて琴とり出してひく、歌はふるめき、調のからびたる、むかしおぼゆることといはんかたなし、たれも〳〵なみだおとして、いかなる曲ぞととへば、誠のつくしごとこれなり、世をふるまゝに、今のやうにいやしくなりたり、おのればふるき人につたへたるが、のこりなき我齢につれて、この曲も絶果ぬべしとて、うちなげきてわかれぬ、伶人らこれをまなばんと思へるに、はやかへりぬ、つくしのなにがしともしらで、くやしと人にかたりしよし、

〔糸竹初心集中〕琴の次第の事

拳を引ならひやう、曾て志らざる人は、爪のさしやう、糸のおさへやうをみ習ふべし、まづ大指にさしたる爪は前爪と云、中指にさしたる爪を向爪と云、人さしゆびにさしたるを脇爪といふ、糸の名は、手前なるをきんといふ、次はいといふ、又次はとといふ、それより次第々々に、十九八七六五四三二一也、此中におさゆる糸は四七九八也、但引ならひにはおさへずしてもくるしからず、爪かず計りよく覺たるよし初には糸あはせがたきもの也、糸あはざれば何事引てもうつらぬものなり、されば糸をよくあはすべし、但右に志るす糸のあはせやうは、調子を聞ずしてはあはせがたし、初心なる人のあはせ習ふは、初め一二度は心得たる人にあはさせて、調子よく合たる時、糸十三ながらいづれも、ぢのきわに墨を付おくべし、糸しめゆるめにて、調子あはするにあらず、ぢのたてどころにてあはせたるものなれば、ぢをはづしたりとも、墨を志るしにて、本の所にぢをたつるやうにすべし、大かたはあふもの也、又ぢをたてづめにしておけば、いとたび／＼きれてあしゝ、其うへいとのびるもの也、墨を證據にして、糸をよく調べ習ふべき事、かんやうなり、

すがき引やうの事

三テン四テン六テン五〇三テン四テン六テン五〇三テン四テン五テン六テン七テン八テン九テン十〇八テン九テントテン十〇八テン九テントテン十〇八テン九テン十テントテンテンキン〇トテンイテンキン〇トテンイテンキン〇トテンイテンキンテンイテントテン十〇八テン九テン十テントテンイテントテン十〇八テン九テン八テン七テン六テン五〇

此うちてんと有は、いづれもみな打爪也、其外はみな前爪にて引べし、打爪といふは向爪脇爪ふたつの爪にて、三筋ばかりをてんとうちかきたる物也、うち所はたとへば、

三を引ての跡のうち爪は、一二をうつべし、

四を引てのあとのうち爪には、一二をうつべし、

六を引ての跡のうち爪には、二三四のあたりをうつべし、
七を引ての跡のうち爪には、三四五のあたりをうつべし、
八を引ての跡のうち爪には、四五六のあたりをうつべし、
右いづれも次第々々におなじ心なるべし、但糸三筋うつにはさだまらず、前爪より二筋ほど先を、あたるに任うちたるもの也、

りんせつ引やうの事

テン五五テン五〇三テン四テン五〇三テン四テン五〇三テン四テン五テン六テン七〇テン八八テン八〇六テン七テン八〇六テン七テン八〇テン十十九八テン七テン六テン五〇三テン四テン六テン七〇テン八九〇テン十十テン十〇八テン九テン十〇八テン九テン十テントテンイ〇テンキンテンキン〇トテンイテンキン〇トテンイテンキンキンテンイテントテン十〇八テン九テン十テントテンイテントテン十〇八テンイテントテン十〇八テン九テン十〇テント十〇八テン九テント十〇八テン九テン八テン七テン六テン五〇

右すがゞきのごとくてんといふは、みな打爪也、その外はいづれも前爪にて引べし、又むかふ爪といふ引やうあり、まづ

一五と引時は、一は向爪、五は前爪にて引べし、
二七と引時は二はむかふ爪、七は前爪にて引べし、
三八と引時には、三はむかふ爪、八は前爪にて引べし、
四五と引時は、四はむかふ爪、九は前爪にて引べし、
いづれも糸四つばさみ也、歌のうちには幾所もあるべし、能々心を付ておぼゆべき也、

あふみおどりのうた琴引やう

こ七れ三ゑ八ゑ七か六ら六あ七み八れ九ゑ十は八あ七ふ三あ八ぶ七み六か六あ七み八ゆ八う七る六五な五か八さ八あ九こ十て、十たともいをいれきんあきんふおすきんみきんかいとさ十やとれいとあ十五
ふ十九み八か九あ十さとあ十

此うちむかふ爪にて引事有べし、よく〳〵心をとむべし、〇中略

芳野の山

よ九し十の八ゝ九を八や九ま十を十ゆときト十かとと十み八い九れ十ば十ゆ六き七て八は八あ七あ八あ九あ五ら十九で八む七ゝ六や七こ八を七れ六の五はとな十あ九の十ふとゞいききん
いいよとの十む九ゝ八や九あ十ことれ十九の八〇中略

かぞへうた

ひ七と八つ八と九や十あ十ひといいとぎんをいもとゑ十志九ら十あ九ぬ八こ九ひ十を五志十い九て八な九み九だ十は九た八も七と八を七に六た七え三や八あ七ら六ぬ五

〔箏曲大意抄 奥書〕左手法

掩　押トマル音　〇エ
押　ヲシイロ　〇カ
揑　ツキイロ　〇シ
膈　ヒキイロ　〇ユ
重押　ヲシトメテマタヲス音　〇ウカ
搖吟　ユルイロ　〇ヨ
押響　ヒゞキヲヲスイロ　〇タ
押放　ヲシテハナスイロ　〇カハ

右八法

右手法

拘爪

歌曲組

半拘　向半　短半　皆半
早拘
搔手
合爪　大中指ニテ甲乙ノ二弦ヲ撫
散　中指ノワキニテ、一弦ヲスルヲ云、
押合爪　二弦アル前ノ弦ノ調ニ向ノ弦ヲ押合、大指ニテ撫、
連　三爪トモニ前ヨリ向ヘ撫
波歸　食中指ニテ表裏表トカヘシカク
輪連　中食指ノ爪ノワキニテ、向ノ弦ヲスリテ、前ヘ手ヲ納、
流爪　大指バカリニテ、前ヨリ向ヘハシラス、
刵爪　ハリ爪、食カキ中カキ大ヒク、
捉爪　スリ爪、食指中指ノ間ニ弦ヲ挾テスル、
排爪　スクヒツメ、大指ノ爪ノウラニテカケル、
引連　中指ニ食指ヲソヘテ、向ヨリ前ヘヒク、
半引連　同五六ノ弦ヨリ前ヘヒク
引捨　前マデ引ハ中指、中弦ニテトムルハ食指、
　右十七法
〔人倫訓蒙圖彙二〕琴　今世にもてあそぶ、十三絃の琴の調あり、是をつくし琴といふ、今様、小歌、さまざまのせずといふ事なく、琴の手を組といふなり、思ふに三味線にならひて、組とはいふならん、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕偖組といふ事は、三絃の曲より出、その家にはさる事ないはずおなじ趣の小うたを、よせ聚めたるを組といふなり、琴曲抄の說も、私あるに似たり、筑紫樂も京都には、寬永のころ專ら行はれて、下賤のものも翫びしなり、おもふに其時は、ひと歌ふた歌のみにて、ながき曲はなかりしなるべし、

〔箏曲大意抄奥書〕山住勾當といふ人、生國岩城此法水にたよりて、箏術を學び、〇中略江都に歸る、昇進して上永撿挍となる、又其後八橋と改、慶安に至りて、あらたに組箏を製し、正保年中、岩城領主箏歌不足なるを補はると云說に口傳あり、古組のたらざるを補ひ、表裏、中奥の曲譜の次第を定め、今の十三曲となれり、

八橋撿挍琴曲抄序〇中略

八橋氏思へらく、かのつくし樂は其聲尤雅にして俗耳に遠しと、終に是に淫聲をくはへて新に十三曲を出す、十三組といふ是也、つら〳〵十三曲の唱歌を見るに、尤ゆへなきにあらず、あるは伊勢物語、源氏物語の鮀言をとり、あるは古歌の妙句を用ゆ、今十三組のほかに新曲二組を補ひ、八橋一流にうたひ出す所の手を付、唱歌の注釋をくはへて琴曲抄と名付、兒女の心をなぐさめんといふ事志かり、

元祿龍飛乙亥如月下浣

〔琴曲指譜序〕むかしは歌もみじかく侍りしを中比にいたり、かれをひろひ、これをあつめて、組と號、もつはら世におこなはる、表組、裏組、中組、奥組是也、後世また新組と號て是に加ふ、

〔琴曲指譜〕凡例

一端うたは、歌のうたひやうによりて、其手數異同あり、組は表うら中奥に至るまで、八拍子八口、凡六十四の拍子を合せ、一うたとし、手數をさだめ、組合せたるものなれば、何國のうらにても、違ふ事なし、其中にも、歌を拍子に合せたる所もあり、または拍子を包て、前後にふしをつけたる所

もあり、是則曲也、ゑかし押色ひき色等、あやまる時は、其音聞にくし、○下略

〔北窻瑣談後編二〕一八橋撿挍筑紫箏をよく彈じ、今の組といふものを作る、表裏十三曲を古組といふ、表組とは、蕗　梅がえ　心盡(こゝろつくし)　薄雪　天下太平　雪朝(ゆきのあした)　雲上　此七曲をいふ、裏組とは、薄衣　桐壺　須磨　四季曲　扇曲　雲井曲　此六曲をいふ、初は如此に表裏と、二等に分ちありしを、後に四等に分ち、新曲手事(てごと)など色々を加ふとぞ、

〔糸竹初心集中〕八橋りうくみの名

ゑてんらく(これは古樂の名)　天下泰平　梅がえ　宮古鳥　桐壺　すま　雲のうへ　うす衣　うす雪　からかみ　雪のあした　新曲

此分いづれも、一くみにうたのしやうか六ツヽあり、たゞしゑてんらくは七ツあり、其外の大事のくみどもおほくあるなり、中に雲井のしらべと申は、大きにひじすることなり、

〔箏曲大意抄奧書〕表目錄

菜蕗　梅枝　心盡　天下太平　薄雪　雪晨　六段之調子

雲上　薄衣　桐壺　八段之調子　亂輪舌

裏目錄

中目錄

須磨　雲井弄齋

三曲目錄

四季曲　扇曲　雲井曲

右　八橋撿挍作

古新曲

橋姫古作は不ㇾ知、手付絶たるを、倉橋之時代三橋補、

明石　末松　空蟬

右　　北嶋撿挍作

九段之調子　七段之調子　作者不ㇾ知

五段之調子　北嶋生田兩家之內作者不分明

新雲井弄齋　倉橋撿挍作

三曲可ㇾ附古新曲　羽衣　若葉　北嶋牧野兩家之內作者不分明

思川　北嶋生田兩家之內作者不分明

中古新曲

飛燕清平調　安村撿挍作

宮鶯　三橋撿挍作

裏可ㇾ附中古新曲

二長　雪月花　六玉川　浮舟　三橋撿挍作

中可ㇾ附中古新曲　四季富士　玉鬘　四季戀　雲井九段　同作

裏雛ㇾ附近來新曲　四季友　友千鳥　久村撿挍作

花宴　石塚撿挍作

三曲可ㇾ附近來新曲　春宮曲三ッ之調　石塚撿挍作

凡組　三十三曲　段調子七　弄齋二首也、別に當流唯授二一人一之秘曲ある事、章歌卷之末にくはしくしるす、○中略

四季源氏乙の曲といふ曲を、當流○山田唯授二一人一之曲成といふ事、近來三橋申されし、○中略古八橋

流に、四季源氏の曲、乙の曲と二曲有、こゝに章歌をしるす、

八橋　四季源氏曲

はるのおまへの池水に、からめくふねのよそほひは、うらゝにさして行袖の、さほの雫に花かはる、

月のかづらのをひ風に、しらべあはせんつまごとの、聞すてがたき君がかや、もよほしがほのほとゝぎす、

合の手

朝夕露の光もよのつねならぬいろ〳〵、たもとかゞやくせんざいの、ちゞにみだるゝ秋風、あれたるやどの、かき庵に、つもる雪のたちばなを、はらへどもとの末の松、あをたつ波のおもかげ、

千世万代のよもさき、君がめぐみははやましげやま、かげたかく、にぎはふ民の家々、

乙の曲

いざさらばほとゝぎす、涙くらべむ諸ともに、我も昔のしのばれて、夜もすがらゆめもむすばぬ、いのちあらん限は、なれし君の面影を、何としてかはわすれじと、思へばいとゞゆかしき、思ひを人にしらせじと、心にふかくつゝめども、こひしさいやまして、われとこぼるゝ涙哉、袖にふれしうつりがも、落るなみだにそゝがれて、形身にのこるいろだにも、うせておもひのます、

花なきは世の中の、うき身につむ柴ふねの、たがぬさきよりこがれ行、このみはなにとなるべき、波にゆらるゝはまちどり、逢よかたし我袖に、あとふみつけよあはれにも、せめてとり見てもしのばむ、

右二曲はいにしへの章歌なり

當流四季源氏乙の曲

風に散もみぢはかろし、春のいろを、岩根の松にかけて見ましや、とにかくにわすれぬ花の面かげ、○中略

又云、いにしへの奥秘事鑒の曲（といふ曲有といふ、ここに章歌をゑるす、）うきたつ春のあけぼのに、ゑろみわたせる山のはに雲の衣も紫の、うらめづらしき花の香、はかなきや、よはうつせみのから衣〳〵みじかきよはのゆめのまに、くらまされるうつゝなや、秋のよの月にしは、我とむかしをかたれども、こたへ涙のうきねをや、まくらにかはすきり〳〵す、きぬ〳〵のかたみぞとて、袖に沢のかなしきを、はなれて落る白玉の、くだけてものぞかなしき、をのゝ通ひ路冬は猶、あらし木枯音さえて、山もあらはにこの葉ふる、みねの庵ぞ悲しき、よしあしをなにはに、身をやわすれてよをわたる、あまのをぶねの我からと、さわぐや袖のゑら波、

右曲生田の作なるよし云

〔嬉遊笑覧六上音曲〕慶長六年霜月二日、江戸より下總行徳へ大風に物の飛たる事の處に、七尺の屏風も、火事にはなどか飛ざらんと、見聞集に見え、又鷹筑波集（寛永十五年）琴を聞てぞ命延ける、七尺の屏風をすむとをどり越、（是今のふき組の唱歌也）同集琴よりもまづ引は、振そで花の頃、愛宕へ參るつくしもの、（筑紫琴と付たるなり）また貞徳が新犬筑波集、只まいれ蓼ひや汁のからだせん、琴のゑやうがであそぶ夏の日、（自注）琴のゑやうがに、からだせんの地藏が、戀に腰をそらいたと云ことありと云り、夷曲集寄若僧戀、（入安）うつくしき地藏のごとき若僧に死ぬるからだはせんばかりなり、からだせんは佉羅

陀なり、地藏十輪經曰、在佉羅帝耶山諸牟尼仙所依住處、延命地藏經曰、在佉羅陀與大比丘衆万二千人などあり、是今の、梅枝の唱歌に、八十の翁の戀に腰をそらいたと、うたひかへたり、此等八橋より前に、ふきの歌ばかりに、あらざる事しるべし、又三絃の歌を、とりたるも多かるべし、三絃秘曲の七傳に、堺といふ曲あり、其唱歌に、幾春もこゝに猶みはしの櫻色まさる雲ゐの花は、久かたの空ふく風も及ばじ云々、(今の花宴の唱歌なり)又小歌惣まくり(寛文二年の板)秘曲天下太平、長久に云々、桐壺の更衣の云々、たそやこの夜中にまぎれ、板戸を敲くは恨めしき、我しらん云々、などある皆今の組歌の中に入たり、これらも彼筑紫樂の唱歌を、三絃のかたに、取たるものならむ、(中略)○今の琴うたの内に、雲ゐらうさいといふものあり、寛文の初ごろ、八橋雲井の調を引出し、となへり、是また三線のかたより取たる物と見ゆ、松の葉なが歌の中に、雲ゐらうさいあり、其歌、やまのはいかな夜も、人こそしらね、聞はなみだのふちとなる、よしやなげかじ、かなはぬとても、さだめなきこそうきよなれ、われふりすてゝ、一こゑばかり、何くへゆくぞやまほとゝぎす、是によりて、雲ゐとはいふなるべし、(琴歌もはなれ〴〵のうき雲みればとあり)雲井はこゑをはりあぐるにとれる名と聞ゆ、今昔物語、天狗のつきたる女の物語に、聲を雲井の如くして叫ぶといふことあり、あら野集唱歌はしらず聲ほそりやる(嵐雪)なみだみるはなれ〴〵のうき雲に(嵐雪)是を見れば、今の琴歌も、三線にての唱歌なり、琴の調子、三線の三下りに合するは、彼らうさいの調子にて、これを雲井の調子といふをもて、その曲三線よりとれるを知べし、

〔三養雜記〕四琴唄しらま弓の考

しらま弓のまゆみのそるべきはそらかいで、八十の翁が戀に腰をそらいた、といへる琴の唱歌を、むかしより人みな志賀寺の上人の、京極の御息所をみそめて戀奉りしことを、つくりまふけしことゝのみおもへど、かの上人の故事には、弓によりたることかつてなし、もと琴唄は一節の

中にこれかれとりあはせ、志かとしたる旨趣なきこと多かれば、おもふに志らまゆみのま弓のそるといひ續たるは、義經記に、實方中將のあだちの野邊の志らまゆみ、おしはりすびきしかたにかけ、なれぬほどは何れをそれん、なれての後はそるぞくやしきとながめけん、あだちの野邊を見て過といへることあり、この詞をとれるなるべし、さてこの實方の故事は、後拾遺和歌集に、かたらひはべりける人のもとに、みちの國より弓をつかはすとて、よみはべりける、藤原實方朝臣、

みちのくのあだちのま弓きみにこそおもひためたることはかたらめ、とあり、次に八十の翁が戀に腰をそらいたといふは、志賀寺の上人のことをおぼめかして作意せしものとぞおもはる、再按するに、貞德が淀河に、琴の唱歌であそぶ夏の日といふ句の自註に、琴の志やうかにからだせんの地藏が、こひに腰をそらいたといふことありといふ事見えたり、かゝればむかし琴の唄に、これらの小歌ありしを、今の組歌をつくりしころ、物語ぶみの詞にとり合せ、つくれるものなるべしとおもはる、

〔近世畸人傳四〕池大雅附妻玉瀾

妻町子は祇園林百合子が女也、○中略夫○池大雅野に學て畫を善す、柳里恭の號の玉の一字をもらひて、玉瀾と號す、○中略夫は三絃の興みといふものを、さびたるこゑして彈うたへば、妻はまた古びたるうたをつくし箏にかけて彈、其箏の興みもまたよくせりとなん、世づかぬ家のうちのさまなりき、夫亡じて數年の後、身まかりぬ、

〔箏曲大意抄奥書〕唱樣之事、自身の調子をよくこゝろみて唱べし、嫌ふ癖の事、目をふさぐ事、聲格別にふとくほそく唱ふ事、拍子を高く打事、頭をふる事、よき歌はおもてする〳〵と上にはふしもなき樣にて、底にふしこもりて耳だゝず、第一唱歌の心を志かとわきまふべし、ふしは文字の

唱歌心得

なまりなき樣に、上下を付たるもの也、うむ字にあるはすべて色也、文字をおもひて唱へば、字の心たがはずなまりなし、かなのうつりうつくしくうたふ事第一也、うたふにも聲にもつゝしみといふ事ありといひて、おもきたるきわろし、かろき心に出してつゝしみあり、めるは心をはる、はるは心をめる、絃歌すれるふしの事、是はいづれの曲にもまゝあるなり、一曲の序破急と一曲の中にかなめとする所ある事、愼といふは、唱所の文字を思ひて聲を出すに、みだりならざる樣の事なり、先ッかいかうの事を心得べし、

秘曲

〔譚海　一〕筑紫琴の、最上の秘曲とて、傳授にする物は、平調の越天樂と云物なり、是樂の平調の、柱のたて樣にして彈事なり、ある坐頭つくし琴の、最上傳授まで濟たる者、伶人の箏を彈る時、平調の柱にて、初學のものに樂ををしふるをきゝ、はじめて驚き、只今まで俗琴の傳授とて、嚴重に申ならはし、秘曲に致し候事は、樂家にては、平生の事にこれある事なりと申せしとぞ、元來筑紫ごとは、樂の越天樂をくづして、女のうたふやうなる詞にふしつけ、ひろめたる事ゆへさもあるべし、又らうさいと云は、昔のらうさいぶしにあはする柱立也、昔は平日うたひしものなれども、らうさいぶし絕て、琴のくみにばかり殘りたる故、傳授の樣にたいそふに覺たる也、弄さいなどゝいふも同じうたらひ物也、りんせつと云は、林實と云也、木の實の落るやうなる彈方故、かくいふなり、

〔箏曲大意抄　奧書〕四季[illegible]氏、乙の曲といふ曲を、當流〇山田「唯授一人」の、曲成といふ事、近來三橋申されし、八橋、北島、生田、倉橋より、三橋傳來りて、此曲を同門安村へ、傳置由きこゆ、此秘曲今多くひく人あり、中にも三橋より傳授したる人、かれこれある也、さすれば唯授一人の曲とも申がたし、

流派

〔箏曲大意抄　奧書〕山住勾當といふ人、生國岩城此法水にたよりて、箏術を學び、〇中略江都に歸る、昇進して上永撿校となる、又其後八橋と改、〇中略其わざたへなりければ、專世に行はれて、其名高く後に都へのぼり、いよ〳〵

箏術をおしひろむ、此傳をうけつぐ人々終には、新八橋、生田、隅山、織山、藤池など諸流にわかる、今ぞ野邊に生るかづらのごとく、はひひろごりければ、そのわざにたくみなるともがら、林の木の葉よりもしげかりける、

〔琴曲指譜序〕昔は琴の彈やう、玄淨流一やうなりしを、近頃瞽者に上手ありて、八橋、ふじ池、生田なんどは、それ〴〵の風をなすといへども、みな是玄淨が流れをくむものなり、

〔八橋檢校一百年忌碑銘〕天明四年甲辰六月十二日、集于淺草觀音境内長壽院、供於八橋撿挍百年之忌、萬方之瞽師咸在、各總己以聽其所司、乃明言先師之德、以訓于衆曰、太平之化、洽于天下、惟流淫惰慢之音蕩人心、初制中聲、箏和其節、因越天樂、作欸多曲、抑俗以退野、止殺伐暴厲之鄙、新古歌作其詞、梅枝、心盡、天下太平、薄雪、雪晨謂之表、雲上、薄衣、桐壺、謂之裏、加須磨以十之、又增之以四季扇、雲井爲之奧、此十三曲則天地和人心、凡音感人之情性、與禮並行、以正政敎、八橋撿挍、特達于音律、故調不易方、在後之瞽、懸命於箏者、先師焉依、於是厚饋奠之禮、各奏一曲、以班焚香、鏡覺院殿圓應順心居士、貞享二年乙丑六月十二日終焉、北島氏、生田氏、倉橋氏、安村氏傳序相授、至于長谷富一百年忌則當其世、建碑于本莊辨才天、乃賜杉山總撿挍之所、咸曰、以箏名業者、充滿于四方、揚者抑之、屈者伸之、與世轉移、從時之好、然所以原則表裏奧雖分流立波、盡先師之餘、自今以往、年忌之辰逮及、琴師箏人咸至、供饋奠之具、二百年則神而祀之、百世不廢、國之俗也、

銘曰

中和之所致、物育天地位、處賤道益貴、沒身德益至、東西南北國、人心無不移、導莫善於音、毫釐敬不差、邦君及庶民、授爲萬代師、

寛政七乙卯年六月十二日

〔箏曲大意抄奥書〕安村撿挍撫箏雅譜集序

夫箏のことは、瑟のたぐひにして樂器也、樂は人を和するの用といへども、禮を以てこれを節せざれば、和するのみにして、終にみだるゝに及ぶならし、○中略こゝに安村撿校、皇都永昌坊の邊に住居して、此道にあやしく妙也、とをつ國の境よりも、此道に心をよする輩、其名をしたひ遙の波路をしのぎ、此門に遊ばん事をねがふ、○中略

寶曆五亥の春　　新豐亭主人

〔山田檢校之碑銘〕樂有今古異、聲有雅俗之別、雖然其感動人情移易風俗其用一也、齊之亡、歌伴侶行路難、陳之亡歌玉樹後庭花、當時咎其聲之淫矣、雖然唐之興也、樂府不廢其二曲、而貞觀盛治、後世無比、然則存亡興廢之術、在君德而不在聲曲、鄒孟子曰、今之樂猶古之樂信哉言乎、近世瞽師有業琵琶者、有業箏者、其以箏爲業者、八橋、生田二師、最有盛名、天下傳其學、其鳴于今者、山田撿校爲最、撿校初學山田松黑、特見有青藍之譽焉、後盡廢棄其學、別出機軸、自我作古、其所自製歌曲以百數、其聲雍容醞藉、凄婉幽峭、如龍吟鳳鳴、如鶯囀鶴唳、如思婦之歎、如哀蛩之咽、聞者莫不感動也、自公侯之家、下至閭巷、一時學箏者、大半出於其門、貴遊饗宴、富豪會集、必迎致撿校、以奏其新聲、坐間聞者、至以爲榮矣、新聲流傳於里閭之間、妓娼勸酒、其所歌者、多撿校所製也、於是乎、瞽師之傳舊曲者、忌其能嫉其名、皆咎其以新聲變舊調、謗議喧然、雖遂不損其名焉、於呼亦盛矣哉、撿校諱斗養一、號幽樵、本姓三田氏、考諱了任、母山田氏、寶曆丁丑四月廿八日生、幼失明、性好音律、長從諸家學箏、後師山田松黑、以師姓與母族同、遂冒山田氏、娶中田氏、有男子四人、文政丁丑四月十日病卒、享年六十一、葬于淺草山谷源照寺、謚曰覺源涼院一譽響和斗養居士、撿校爲人聰慧溫柔、從容不迫、坦懷曠度、與物無忤、故人亦愛慕之、又有至性、孝于其親、年過五十、其考猶存、奉養不衰、起居飲食、隨其意所適、得其歡心而止、能通其學、能成其名、予知其不偶然矣、其徒數千人、其爲高足者數人、皆能傳其學、又能鳴一時、世稱之曰山田流、古之人不卑一技之能、以其能成名也、如撿校以其技風靡一時、庶幾古之神瞽者乎、我與撿校、隣居相

好、其子弟等請表其墓、錄其所知、係之以銘、

銘曰

師幼失明、長通音聲、能製新曲、能導後世、一時風靡、聲名雷轟、其技神妙、有誰能爭、嗚呼世人、目明而心盲、師乎師乎、目盲而心明、

文政十五年戊寅四月望　　加賀大田元貞才佐撰

不肖子孝恕建之并書

〔類聚名物考人物九〕お通　小野お通ともいふ

玉露證話七　お通は初め後光明院の、女御新上東門院の女房なり、〇中略池田輝政の臣、鹽川喜太郎が妻にて、女子壹人ありしが後に離別せり、〇中略女子成長の後、器量すぐれ最も才藝多し、〇中略お通が娘後年母とともに江戸へ來りて、琴の上手なるに付て、千代姬君の御師となりて、尾張殿にありしなり、

〔尤の雙紙下〕ひく物のしなじな

小うたにのせては、さみせんをひく、平家に合てびはを引、歌をずしては琴を引、

きりの木の琴になるべきためしにはすゝきの山をひきわたるかな

〔とはずがたり〕琴の音は、遠く松風にかよひたる、誠によし、笛の音は、月の明き夜川のほとり、遠からぬ高どのゝ、おばしまによりてふきたる、それとおぼろげに見えたる、いとなつかし

〔文苑玉露上〕神坂主あらたにふたつの琴をつくらせて、これが名つけてよと望まるゝに、名づくるとてそへたる詞、　季鷹

備前國牛窻に、世々へてすめる神坂尙重の家に、いとおほきなる桐木あり、そは父のうゑおきし木なればとて、としごろ枝をも拂はざりしを、ことし家造りそふるに得さらぬ所なれば、すべな

くてきりたるを、たゞにやはとて、都にのぼせて二の琴に造らせ、それが名を岸本翁もて望まるるを、先いなびかたきは、父のいまさぬ跡にしも、かく心を盡せるは、いみじき孝養にこそはとゞめでたうおぼゆればなりけり、さて甲丸乙丸とや名つけてむ、こはむかし唐國に元方季方とて、はらからありけるが、其才のほどはおとりまさりなかりければ、時人兄たりがたく弟たりがたしといひしとかや、いまも又おなじ木なれば、其音にわいだめあらんやとて、木の兄木の弟てふ心ばへもて、かくは名づけたるになむ、　諸ともに千世をしらぶる聲すなり枝つらなれる庭の松かせ

〔栗山文集序記二〕箏曲考序

監曹臣稻田義孟、以太公閤下命、示臣邦彥以箏曲考五冊、諭曰、古樂缺有間矣、二南之音不復興、婦人所以諷誦而事君子者、其何以哉、有筑紫箏者焉、其音頗似雅、而其曲不甚俚、使女子從事於此、宜若不大謬也、但其辭古奧、皆有所本、有非兒女可卒曉者、令儒員立木信憲作註、頃成書進來、汝邦彥其亦有所論述其可、臣邦彥聞命惶恐、臣性愚拙、其於音律歌曲尤非所閑也、豈得能有所發於其間哉、但既載筆以竊祿、文墨之事、安所逃責、臣嘗竊聞、筑紫箏曲者、王人謫筑紫所作云、蓋元弘建武之後、兵火騷擾、乾綱解紐、王臣皆不能安于朝、寄食諸侯之國、疑此人亦流離在筑紫、其思主戀闕之情、託諸男女相悅之辭、寓之絲桐、以自訴者矣、亦風人騷士之遺也、不然其命意措辭有時乎相頌、以富貴壽考者、抑何說哉、是其意所在可知已、夫君臣之際不幸、說無所投、謀無所入、罹讒遇謗、貶竄于絕嶋窮谷之中、顚沛愁苦、無復生理、而憚殃謀身之私、無所動內、奉公報國之志、食息莫忘、上期之君、願保富貴壽考之福、下企之己、願納陳善塞違之誠、愛之思其屢見、親之愁其遠去、鬱邑侘傺之聲、發於觀物寄興絃唱之際、而不能自已、是忠臣賢士之眷眷於其君、屈宋之辭、所以與日月爭光也、今箏曲殆有其似矣乎、君人者聞之或能惻然有所感、惕然有所畏乎、則能闢讒邪於蔽塞、而回忠賢於窮愁矣、臣人者聞之必能知愬於愎

復諫而果於棄世之爲小丈夫之事、而不敢悻悻自潔以爲高矣、然則自后夫人至于大夫士之妻、日夕房中、所以養君子之德於宴安者、今之樂猶古之樂也、箏曲之於敎化、不爲無補焉、如以辭而已矣、不能達其意、則恐荒耽留連爲誘淫訓姦之媒矣、太公之明已有照于此、而預爲世道憂焉、是今所以有此擧也、而信憲之書、於他考索、詳核精博、無復餘蘊、唯此義未發、是又所以徵臣愚之荒言也、臣愚竊有以知徵旨所在焉、是以敢冒昧陳一得以塞職事之責如此、謹序、

○

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年七月、是月有一人乘小船漂著參河國、○中略大唐人等見之、僉曰、崑崙人、後頗習中國語、自謂天竺人、常彈一弦琴、歌聲哀楚、○下略

〔北邊隨筆一〕一絃箏

ちかき世に、須磨琴といひて、一絃の琴、世にちりぼへり、好事の人の、さる名をつけて、つくり出でたる物なるべし、行平卿の云々をもて出據とするなど、わらふに堪へたる事なり、日本後紀卷八に、延曆十八年七月是月、有一人乘小船漂著參河國、○中略自謂天竺人常彈一絃琴、○中略これ一絃琴の出所にて、これに擬して、つくれる物にこそ、神僊傳、隱擧獨絃琴子爲君彈、松柏長靑不怯寒、金礦相知性自別、任向君前試取看、とある獨絃琴、即これなるべし、天竺人といへる事、より所ありておぼゆ、されば一絃琴は、もと天竺の製なりとはおしはかられぬ、

〔閑田次筆一〕河內國駒が谷金剛輪の僧、一絃の須磨琴といふものを弘めらる、其圖また諷ふ歌も、板琴知要といふ小册子を印行して、世に公にせれば、再びこゝにいはず、彈法を傳へし人も、これかれありとかや、行平卿須磨のさすらへのつれづれを慰まんとて、造られしといへど、さることものに見みねばしらず、何にまれ一興あることゝはいふべし、昇平の御代、文雅盛なれば、かやうの事をもたくみ出す人、とりはやす人もあるなり、

〔當流板琴大意抄〕須磨琴序

琴を弄ことは聖賢におこり、まさに師曠伯牙其妙を極む、于玆一玄道士の撰給ふ獨絃琴は、さもさも龍作行平卿須磨に左遷のみぎり、板庇の吹散たるをもて、絃を纏ひ一小琴となして、配所のつれ〴〵を佗られしその俤を、あらたにくみ換給ふ、原來河内の覺峯律師が傳えし所も、屢々これになん似通ひたれど、少しくけじめある事、連と俳との隣れるに等し、琴面にたまを穿ち、徽に十二月の名をたつ、鳳を天窻とし龍を尻とす、かけまくも劒と號るは、八雲八重垣のふるごとをしのばるゝになん、はた道師製および號所のふるくさきを改て、古歌或催馬樂今樣等をうつし、また正風をうたはるゝ、其呂律の速なることと舊製とあわすれば、いのしゝの頸を引抜て、狙に翅をうえたるが如し、是や幻術のひとつにして、あたにおそるべきのたしなみならずや、ある日先生謠て曰、千首萬首唯一絃、千手萬手唯一管、琴に魂をいれ給ひければ、聽人忽斷腸のおもひをおこすにこそ、

于時天保辛丑金芒、　橋本併題

〔須磨の枝折〕須磨琴一弦十二徽、其形象龍日月星辰陰陽五行無不兼備、余〇眞鍋豐平縕其故以新製之、遍告同好之君子云、

〔當流板琴大意抄〕板琴式一名須磨琴　一玄道人選

板は杉或は桐を用ゆ、素木又焦もしかるべし、兩材と定むるは、古箏の面脊に用る所の材なり、長さ三尺六寸、厚さ四分を過ぐべからざるは、板琴のはじめなり、甲の高さ貳分半、左右の端の厚さ一分半、鳳天の廣さ三寸六分、龍尾にて貳寸八分、天の二十八宿、地の三十六禽をひやうしてなり、地の長さ壹尺、溝の長さ四寸、深さ五分、人の長さ八寸、次の溝三寸八分、深さ三分、天の長さは其寸の餘りを以て知るべし、龍尾丸く尾より一寸二分下りて、幅濶さ三寸、鳳眼鳳天より二寸二分下り、

中正に穴を穿つ、分を過べからず、劒孔尾より、二寸五分、經四分餘、珠孔尾と劒孔との間に穿つ、竪六分横寸、或は龍尾の形に隨て、七星九星を穿も又しかるべし、

劒 一名調子杭

材は烏木紫檀及諸の堅木を用ゆ、形丸く削り、長さ四寸、上の經り五分、下の經り四分、緒を卷て調子の緩急をたす事、予が案所也、劒の上より三寸下り、小孔を穿て緒を繫ぐ、

鳳拳 一名絃桁

堅木を用る事劒の如し、長さ三寸六分、上下方にして堅七分、横六分、四方木の央丸くして太さ三分半、中央に小孔を穿、緒を繫ぎ、緒の爪摺れを卷納、古式は是にて調子を定る事、琴の軫の如し、

徽 一名露

琴の如く面にあり、鈿鈿を用ゆ、號には陬如窉余臯且相壯玄陽辜涂、以上十貳、

但し陬は絃音、其餘十一點は徽の名にして、箏の絲になぞらう、

鳳岳 附竹岳

材は烏木紫檀及諸の堅木を用ゆ、琴の地面に仕付て動かざる事、箏の龍角の如し、高さ六分、左右の幅五分、央細くこけて絃道を設く、竹岳は枯竹を割て作之、左右わたり一寸三分程、左右の幅六分、高さ六分、央細くこけて絃道を設くる事、鳳岳の如し、竹は雅なりといへども、動き易故に、予是を作るといへども、竹岳をまじへて當流用ゆ、古式は箏の柱を借用しにや、

爪

竹の節際を用て作之、袋は革を用ゆ、深さ五六分、右の大指にかけ、餘の四指をもつて琴を抱て彈ず、

古式は爪なし、箏も又三指の爪なし、許さゞれば爪を作りて用ゆ、當流用る所の爪は、催馬樂箏の

爪にひとし、

蘆管　一名葭管

中古蘆の皮を裂て是を作る、今俗枯竹を用、長さ壹寸二分、節際を二三分殘し、先を蓮に切る、管の太さ各の左中指に合す、亦管片竹を用るあり、髮琴にひとし、

絃

絃は長さ七尺、掛目六七分の白糸を用ゆ、及び琴琵琶等の絃も用ゆ、謠ひ物によりて糸の太細あり、俗に三絃の糸一二を用ゆ、

琴袋

古式定りなし、形は圖〇圖略を見て知るべし、

飾緒

打糸を用ゆ、二筋にてかゝる、板の割ざる爲なり、古式定り無し、當時用る所のかゝり形は、予が案る所也、

好の板琴名、百千鳥、清機、都鳥等なり、

〔須磨の枝折〕琴規定目

一彈レ琴必可レ置二琴譜於机前一

一去二琴机一而勿レ彈レ琴、彈レ琴必可レ著レ袴、

一去二琴机一直勿レ置二於席上一、必勿レ跨二越琴上一、

一琴譜之外勿レ彈二雜曲一

一琴之製作勿二妄改一

一雖二秘曲皆傳之輩一、不レ受二祖家及師範家之免狀一者、不レ許二他傳一、

一不ㇾ受₂琴譜₁者堅不ㇾ許ㇾ彈ㇾ琴
一不ㇾ受₂秘曲印鑑₁者不ㇾ許ㇾ彈₂其曲₁
右八箇條、堅不ㇾ可₂違背₁者也、
安政三丙辰十二月
正親町殿一絃琴敎諭取締役所
眞鍋豐平

〔當流板琴大意抄〕彈法
先樂膝に直り、膝上に琴の龍尾を左にし、鳳天を右にす、丢かして右の無名指と小指の間に、鳳拳を挾、四ッの指にて琴を外より抱、大指に爪を掛て絃を彈也、左の丈高指に蘆管を差て絃を胗なり、借又童子女姓等の、樂膝も煩しとて、學に入らん者、自ㇾ是屢不ㇾ勤、さなくんば琴膝に不ㇾ靖、故に琴案琴臺の古器に類へて、琴枕と號、一助を物す、こや兒女を爲ㇾ易が量也、則龍尾を枕に上て、鳳天の方を膝に置く、如ㇾ習令ㇾ彈、其直好を知るべし、○中略

唱歌
わくらはに問ふ人あらば須磨の浦に藻鹽たれつゝわぶと答よ
猿人の袂涼しく成にけりせきふきこゆるすまのうら風
源氏須磨組歌十二首　伊勢物語十首
釋敎二首　祝二首　都合二十八首　自撰
于ㇾ時天保辛丑年秋八年旦
一玄道人著

八雲琴

〔八雲琴譜〕十二箇條
一琴の形容を、いろ〳〵に注作すべからざる事、

一琴を臺なくたゝみの上に置べからざる事、
一琴糸は蒼天色の濃と淡とに限るべき事、
一調子は惣て平調雙調をよしとす、或は黄鐘盤渉より高くあげて、しらぶべからざる事、
一自らの調子は、何位といふ事を常に、調子笛を以てしらべおぼえ、さだめ置べき事、
一爪臺に龍爪を當、或は管を押へ、琴の甲に當り、拕々といはぬやうに彈ずべき事、
一手物(テモノ)を彈時、早過て其間片寄、拍子の崩ざる樣に彈ずべき事、
一席上歌謠のうち、外見すべからず、幷に咳嗽、また息を高くつぐべからざる事、
一他の爪、轉管を以て、かりにも彈ずべからざる事、
一本曲より他の俗曲を、ゆめ〳〵彈ずべからざる事、
一遊里、酒宴の席、又は倡優卑業の輩、又は不淨の所において、決て翫ぶべからず、神の咎め給はむことといちしるければ愼むべし、
一琴具すべての色、定法あり、白は印可、紫は奥許ならでは用ふべからず、中許は、紫と外色との打交くるしからず、初傳は其外種々の色糸を用ふべき事、

廿四箇條

彈音六箇條

一放て一ッ彈を、天といひ、又冷とも、社ともいふ、
一琴の中節より上を押へて彈くを、通といひ、又都といふ、中節より下にて押へて彈を、地といひ、又鎮ともいふ、
一放て一ッ彈て、直に押へて一ッ彈時、前の一ッを社といひ、後の一ッを鎮と云、則社ッ鎮也、
一放て一ッ彈て、直に押へて二ッ續けて彈時、はじめ一ッを社と云、中の一ッを地といひ、末の一

ツを鎮と云、則社地鎮也、

一二絃を別々に分て彈を割爪といふ、是をいくつも重ねて彈くを、中節より上にては都知々々といひ、中節より下にては、地天々々と云、

一手前の糸を一ツ彈て、向ひの糸を二ツ續けて彈を、重爪といふ、都知鎮といひ、幾つも續て彈を、都知鎮〳〵といふ、

匕六箇條

一放て匕ふを、練蘭、禮など云也、放て一ツ彈て匕ふを、天練又照共云、

一中節より上にて匕ふを、留といひ、中節より下にて匕ふを、琴律と云、

一中節より上にて一ツ彈て匕ふを、都留と云、是をいくつも重ねて彈ば、都留〳〵〳〵〳〵といふ、かくの如く下にて彈時は、地律といふ、すべて是を、まはし爪といふ、

一匕て直に彈を律鎮といふ、二ツ續けて匕ふを、律琴といふ、

一下より上へ地利鎮と上るを、轉琴といふ、

一管の先にて向へはねるを、左連といふ、

摺色六箇條

一一ツ彈ながら下へ摺下るを、摺といふ、

一一ツ彈て以て後に下へ下るを、以摺といふ、

一一ツ彈より和らかにつやを付て下へ摺下を、艶摺といふ、

一一ツ彈て上へ摺上るを、摺擧といふ、

一一ツ彈て摺て元の所へ摺もどるを、摺還といふ、

一一ツ彈より直に長く上へ下へと、いくつも摺るを、摺込といふ、

左打色六箇條

一左の手にて、只糸を打ばかりを、穴打(カラウチ)といふ、
一左の手にて糸を押へながら、下へ摺下るばかりを、色といふ、
一左にて一ッ打より早く、下へ摺下るばかりを、打色といふ、
一右の如く打て和らかに、つやを付て下へ下るを匂といふ、
一左にて押へたる所より、上へあがり、又元の所へもどるを躍といふ、
一音無しに匕ふ眞似をするを、寛ひといふ、

彈吟中の大事八箇條

一君臣、親子、兄弟抔連曲の時は、いふもさら也、自身壹人稽古に彈ずといへども、琴に兩手をつき、敬禮をなして、調べ始むべし、
　但し彈琴の左方を、上席と知るべし、
一神曲奉納の節は、いつにても汐水にて、其席を清め、調べ懸るべし、
一琴臺に向ふ時、臺の右足の方へ付て、眞向に座してしらぶべし、
一調子合せ樣の事、先手前の糸ばかりを平調或は雙調位、自らよしと思ふ程に、細き爪音にて合せ、其後向ふの糸音を、手前の糸に搔合すべし、
一琴の數三張五張八張も一同に、連曲彈吟する時は、先其内の高弟上席の琴に懸り、其日しらべんと思ふ曲の調子を何と定め、其琴の手前の糸の音に、其次々の琴の手前の糸ばかりを、順順に合せ、皆よく合せて後、向の糸は各手前の糸音とかすかに搔合せ、よく合たる時、一座皆心をしづめ、爪音靜に一同搔合せ、高弟是を聞定むべし、よく〳〵揃へて後、琴の音を皆々暫く留め、一同白湯をたべて心を靜め、夫より高弟を初として、一同禮をなして、高弟上席の琴にて拍

子を一ッ取、細聲にて夫といふ、一聲につれて、おの〱調べ出し、其歌の前の一句は、高弟に出させ、二句めより一同に續附てうたふべし、是組曲の定式也、

席上の大事心得の事、何れにても彈吟の節は、休息の席を取べし、其席にて、第一に琴糸をのこらず懸替、調子を高く上て、よく〱糸をのばし、盤渉位に高く上、座中の琴を皆同音に合せ置、夫より錺り付、並に琴の道具、其席の事をのこらず片つけ、万の事濟て後、又其日しらべんと思ふ雙調に、のこらず調子を下げて合せ定め置、彈ずべき席へ上席より順々に出させ配置べし、夫より各口をそゝぎ手をあらひ、心を淸くして、神明を拜し、又銘々本の座にもどる也、夫より高弟調子を吟味し、よく〱揃ふ時、其日の歌、番組役の人に申付、其彈曲の人々を琴の席へ呼出さすべし、若簾中などに、貴人の聽聞ます時は、その席へ入らんとする所にて座して、手を付目禮をなして、夫より琴の席に付也、しかして後各細く調子を窺ひ、よく揃へて後、一同禮をなして、高弟に隨ひ調べ出すべし、

一拍子は、ハ、ソレ、ンソレ、ヨヲイ、ハヨヲイと聲をかけ覺る也、是定式也、

一歌の間、右手の拍子取は一ッ、二ッ、三ッ、四ッ、五ッ也、

右二ヶ條を、稽古の時よく〱心中に習ひおけば、はれの席にてしらぶる時、よく拍子揃ふなり、左なき時、天地の自ら成風聲に不叶なり、〇中略

神傳八雲琴譜目錄

葦芽組

瓊矛振　瓊馭盧振　神保左岐振

出雲組

八雲振　御統曲　片淵曲　頂懸曲　盞結曲　岩笛曲

內日組
奧津曲　神風曲　幾久曲　酒壽曲　輕野曲　琴頭曲　伊組曲　芳野曲
萬葉組
吾大君　振放曲　初音曲　神南備　秋風曲　荒乳曲　神依板　雛延竹
八代組
春延調　花延君　人傳曲　月御舟　雁金曲　初霜曲　茅筵曲　民延榮
壽詞組
松風曲　相生曲　菅掻曲
以上三十六曲〇中略
由來組
出雲詣　琴由來　松の齡　三穗關手事　神有月　出雲新嘗
功德組
歌垣曲　大社曲　朝雨曲　御名讀　子の功　須賀川手事
五節組
天津少女　浦分衣　木の色　吳竹曲手事　竹の都　安國曲
堅石組
伊勢詣　神の都　治る浪　百枝松　五十鈴川　神路山
常磐組
御世榮　飛鳥山　千秋榮　宮城野　千賀浦　東名殘
上代組

高倉山手事　庭津島　宮の咩　岩戸開　天御柱　天浮橋

以上三十六曲　附錄今樣組

樂舞部二十八

琵琶 阮咸 五絃 併入

琵琶ハ、字或ハ比巴ニ作リ、又批把、鞞婆等ニ作ル、一ニ國膜ト曰ヒ、又三五ト曰フ、西土傳來ノ樂器ニシテ、本ト胡中ヨリ出ヅ、故ニ又胡琴ノ名アリ、本邦之ヲビハト云ヒ、又ヨツノヲトモ稱ス、此器其傳來ヲ詳ニセザレドモ、天平勝寶八歲ニ錄セシ東大寺獻物帳ニ、琵琶二面アリ、又寶龜十一年ニ記セシ西大寺資財帳ニ、琵琶七面ヲ載セタレバ、奈良ノ朝ニハ既ニ此器ノ在リシヲ知ルベシ、其器タル、體圓ク、頸長ク、首曲リ、長サ三尺五寸、彈ズルニ木撥ヲ用ヰル、槽ニ遠山アリ、面ニ半月、隱月、覆手、撥面アリ、其兩側ヲ落帶ト曰フ、柱ヲ施ス所ヲ鹿頸ト曰ヒ、承絃、轉手、反手、海老尾之ニ屬ス、凡ソ琵琶ヲ造ル、其材一ナラズ、槽ハ紫檀、若シクハ紫藤、花櫚、桑等ヲ用ヰ、面ハ必ズ澤栗(一名シホザ、橡ノ類、)ヲ用ヰ、鹿頸、承絃、覆手ハ唐木ヲ用ヰ、海老尾ハ黃楊、或ハ白檀ヲ用ヰ、轉手ハ花櫚、或ハ櫻、紫檀ヲ用ヰ、撥ハ黃楊、若シクハ水牛角ヲ用ヰ、柱ハ必ズ檜ヲ用ヰ、撥面及ビ落帶ハ、黑韋或ハ青皮ヲ貼ス、琵琶ハ四柱四琴ニシテ、柱ヲ按ズル者十六、按ゼザル者四、總テ二十聲、故ニ絃每ニ、譜字五アリ、第一絃ヲ一工凢フ斗ト曰ヒ、第二琴ヲ乙下十乚コ、第三絃ヲク七ヒ〻乙、第四絃ヲ丄八丨ム也ト曰フ、ソノ一乙ク丄ノ四ハ、柱ヲ按ゼズ、故ニ散聲ト稱ス、工下七八ハ、左手ノ食指、凡十ヒ丨ハ中指(惟凢ノミ大指ヲ用ヰル)フ乚〻ムハ無名指、斗コ乙也ハ、小指ヲ以テ按ズ、其絃ヲ調ブルヤ、皆散聲ヲ以テ宮音ヲ定メ、柱ヲ按ズル絃ト通ジテ之

名稱

ヲ理ム、例ヘバ壹越呂旋ニ理ムルニハ、先ヅ二絃ヲ宮音ニ定メ、次ニ二ヨリ四絃ノ徵音ヲ生ジ、次ニ四ヨリ三絃ノ商音ヲ生ジ、次ニ四ヨリ一絃ノ徵音ヲ生ズルガ如シ、是ニ於テ左手ニ斗ヲ按ジテ、右手ニ二一ノ絃ヲ撫シ、之ヲ按ジテ四三ノ絃ヲ撫シ、以テ其調ヲ定ム、其配音ヲ、一(黃鐘)乙(壹越)ク(平調)丄(黃鐘、以上散聲、)工(盤涉)下(平調)七(下無)八(盤涉、已上第一柱、)几(神仙)十(勝絶)ヒ(雙調)丨(神仙、以上第二柱、)フ(上無)L(下無)ㄑ(鳧鐘)ム(上無、以上第三柱、)斗(雙調)コ(雙調)之(黃鐘)也(壹越、以上第四柱、)ト爲ス、他調準ジテ知ル可シ、琵琶ノ調タル極テ多シ、夜鶴庭訓抄ニ、二十六調ヲ載セ、陳暘樂書ニ、八十四調アリ、今伶家ニ傳フル所、凡ソ七調アリ、雙調、(壹越)黃鐘調、(平調)返風香調、(雙調)風香調、(黃鐘)水調、(平調)返黃鐘調(太食)是ナリ、其名器ニ、玄上、牧馬、靑山、井手、渭橋等アリテ、皆朝家ノ重器トセシ所ナリト云フ、

阮咸ハ又阮咸琵琶トモ稱ス、晉ノ阮咸ガ造ル所ナリト云フ、東大寺獻物帳ニ、阮咸一面ヲ載ス、以テ傳來ノ久シキヲ證スルニ足ル、其器タル、長サ一尺九寸、琵琶ニ似テ、而シテ身正圓ナリ、故ニ又月琴ノ名アリ、舊制四絃、後チ一絃ヲ加フ、凡ソ五絃、其名ヲ金木水火土ト爲シ、十三柱ヲ施シテ、以テ聲調ヲ諧フ、此技延喜承平ノ頃ニハ、猶ホ盛ニ行ハレタリシガ、後世遂ニ廢絶ニ歸セリ、

五絃モ亦西土傳來ノ樂器ニシテ、其形制、琵琶ニ似テ小ナリ、原ト彈ズルニ木撥ヲ用ヰル、李唐ノ世、始テ手彈ノ法アリ、因テ又搊琵琶トモ稱セリ、其絃名ヲ宮商角徵羽ト曰フト云フ、今東大寺正倉院ニ螺鈿紫檀五絃琵琶一面ヲ藏ス、其名ハ既ニ天平勝寶八歳ニ錄スル所ノ同寺獻物帳ニ見エタレバ、傳來ノ久シキ、以テ證スベシ、

〔倭名類聚抄 四琴瑟〕琵琶 附撥　兼名苑云、琵琶(毘婆二音、俗云微波二音、)本出於胡也、馬上鼓之、一云、魏武造也、今之所用是也、

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕風俗通云、批把近世樂家所作、不知誰也、宋書樂志引傅玄琵琶賦云、漢遣

烏孫公主嫁昆彌念、其行道思慕、故使工人裁箏筑、爲馬上之樂、杜摯云、長城之役、絃鼗而鼓之、三說雖不同、皆不言魏武造、所引一說未知何據、又按釋名又云、推手前曰批、引手却曰杷、象其鼓時、因以爲名也、風俗通以手批把、因以爲名、依義當作掜說、說文掜反手擊也、杷掜擊也、

〔通雅三十樂器〕說文止有批把字、借當樂器、遂作琵琶、一名鼙婆、卽琵琶聲之轉也、○中略 武夷山古記、魏子騫會鄕友于幔亭、呂荷香憂國腹、黃次姑揮悲慄、悲慄卽篳篥、國腹卽琵琶、

〔伊呂波字類抄比雜物〕琵琶 ビハ、本出於胡也、馬上鼓也、樂器、一乙行上、長三尺七寸、絃二寸、○二寸恐誤

〔拾芥抄上末樂器〕琵琶ビハ

〔倭訓栞中編二十一比〕びは 枇杷の音なり、○中略 琵琶の音にも呼り、ともには讀わの如し、胡琴とも見ゆ、

〔歌儛品目三八音絲原〕琵琶(中略)按ズルニ、モト批杷ニ作ル、又比巴ニ作ルモノハ書文ナリ、(中略)琵琶ハ、モト其器ヲ鼓彈スルノ狀ニヨリテ、名クル所ナリ、琵琶錄曰、以手前曰琵、引手却曰琶、因以爲名トイヘリ、其大サハ、風俗通曰、琵琶長三尺五寸、法天地人與五行也、四絃象四時也トイヘリ○中略 批杷 釋名、批杷、馬上所鼓、俗作琵琶トミユ、康熙字典曰、按風俗通从手不从木、 比巴 我邦ノ書、往々用此字者ハ、琵琶ノ省文ナリ、 鞞婆 國腹 共見通雅 胡琴 敎訓抄、琵琶一名胡琴、兼名苑ニ木出於胡ト、ソレヨリ得タル稱ナルベシ、卽チ琵琶書ニ、胡琴敎錄アリ、 三五 又妙音院殿下(藤原師長)ノ撰ミ玉ヒシ、琵琶ノ譜ヲバ、三五要略ト題セラレシハ、風俗通ニ見ヘタル琵琶長三尺五寸トイフ本文ニ取リ玉ヒシナルベシ、其度ハ、後漢ノ時ノ制ヲ以テ定ムベキニヤ、

〔敎訓抄八〕琵琶 胡琴、兼名苑云、𣬠婆二音季通朝臣云曰、琵琶者、鈚鈀云々、魚形也、

〔文選五賦〕吳都賦 左太冲

長鯨吞航、○中略 琵琶、王鮪、○中略 泳其中、(中略)琵琶魚無鱗、其形似琵琶、東海有之、

〔吉野樂書〕琶、自下逆披ヲ謂比ト、自上順披ヲ謂巴ト、比ノ聲ハ多、巴ノコエハ少シ、

〔釋名七釋樂器〕枇杷、本出於胡中、馬上所鼓也、推手前曰枇、引手卻曰杷、象其鼓時、因以爲名也、

○按ズルニ、文獻通考樂考ノ雅部ニ、搊琵琶五絃 大琵琶六絃 小琵琶五絃 秦漢琵琶、崑崙琵琶、蛇皮琵琶、

名所

屈茨琵琶アリ、俗部ニ、大忽雷琵琶、小忽雷琵琶、阮咸琵琶、雲和琵琶、雙鳳琵琶、金縷琵琶、曲頭琵琶、二絃琵琶、六絃琵琶、七絃琵琶、八絃琵琶アリ、因ニコヽニ其名目ヲ注ス、

〔倭訓栞前編三十六與〕よつのを　琵琶をいふ、四絃の義なり、

〔兼盛集〕びはのほうし

よつの緒に思ふ心をしらべつゝひきありけどもしる人もなし

〔玉葉和歌集雜十六〕法皇〇伏見位におはしましける時、中殿にて御遊侍けるに、玄象をつかうまつり侍ける明るあした、院いまだみこの宮と申侍し時、四の緒のしらべもことにたへなるよし、きこしめさるゝこそなど仰つかはされ侍ける、御返事に申侍ける、

入道前太政大臣

道をゆづる君にひかれて四の緒のそのねも高き名をぞあげぬる

〔倭名類聚抄四琴瑟類〕琵琶附撥　兼名苑云、琵琶(中略)今案、琵琶頭有二四柱一、又琵琶體有二反首、轉手、覆手、承絃、撥面、落帶、滿月、半月等之名一、所出未レ詳、俗云、首者、名也、轉手者、如二琴軫一者也、覆手者在レ腹、如レ鳳掌者也、承絃者、所三以承二絃之末一者也、琴箏等皆有レ之、撥面者、當三於用レ撥處一、以レ革爲レ之、滿月半月者、在レ腹之孔名也、各自二其體一名也、

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕琵琶體名、體源抄皆有、而覆手或作二伏手一、蓋音近而假借也、承弦作二乘弦一、恐誤、滿月胡琴教錄作二隱月一、夜鶴庭訓抄亦謂、覆手下有レ穴名二隱月一、或名二音穴一、則此作二滿月一恐誤、

〔伊呂波字類抄古雜物〕槽(コウ)　琵琶槽

〔和爾雅五器用〕琵琶(ビハ)　胡琴同　槽(カウ)　撥面(バチメン)　海老尾(カイラウビ)　覆手(フクシユ)　落帶(ラクタイ)　兎眼(トガン)　承絃(ゼウゲン)　半月(ハンゲツ)　遠山(エンザン)

〔倭訓栞中編二十一比〕びはのかふ　著聞集に紫檀の甲の琵琶と見え、甲は槽也、貞敏入唐の時、紫檀紫藤の琵琶各一面を、劉二郎より得たる事、三代實錄にみゆ、〇中略　尾州琵琶島は、太政大臣師長公、熱田の東、井戸田に左遷の時、契りたまひし遊君に、手馴の琵琶を、形見に殘したまひしに、遊君一首の歌を、琵琶の甲に書つけて、川に投じ、空しくなりたるよりの名也といへり、

〔胡琴敎錄下〕琵琶名所第廿二

甲（遠山在之）腹（隱月、半月在之、）頸（柱在之）反手（轉手、絃淵、海老尾在之、）覆手（しとゞめ、嶋入在之、）撥面　落帶　乘絃（絃門在之）世

裝（在腹中、或號虹、）撥（山形、猪目在之、）

〔敎訓抄八〕琵琶

所名（撥面　落帶　隱月　半月　轉手　反手　遠山　絃門　乘絃　海老尾　槽　腹　頸）

〔樂家錄九琵琶〕琵琶之名所

槽　是下面之圓盤也、今謂之甲、以一枚作者、謂之直甲、或二枚或三枚作之者、謂之纈甲、

遠山　是槽表如雁金點刻成之處也

腹板　是上面乘絃方板之名也

覆手　是腹板上持絃本之處也、其形如覆手、故名之、覆或作伏、

通絃孔　是覆手通絃之孔也

猪目　是通絃之周、以玳瑁爲飾者也、

隱月　是腹板表、覆手下有穴、常納撥本之處也、在于覆手下、不顯、故爲名乎、按亦名號滿月乎、源順倭名抄曰、滿月半月、在腹之孔名也、各自其體名也云々、

額　是腹板之本覆手之邊也

半月　是腹板表、覆手鹿頸之間有穴、其形如半月、因名之、

撥面　是腹板表所張之革是也

磯　是號周緣名之曰磯

落帶　是張磯革之名也

鹿頸　是設柱之處也、和訓志遠之具比、

匡口　是槽與鹿頸接續之處也

柱 是在鹿頸之上、所爲按之者也、數總四、如射垜、

蟻通 是鹿頸上、按柱兩邊許蟻通處也、假令鹿頸橫七分、則柱長六分半、而兩邊各餘二釐半許、是蟻通也、

乘絃 亦名承絃、源順倭名抄曰、承絃者、所以承絃之末者也、云々、是鹿頸端橫小木、乘絃者也、

乘竹 是當于乘絃之外竹片也

猿尾 是鹿頸裏面之頭、相接于絃門處、高起如猿之尾、因爲名、

轉手 是卷絃者也、其數總四、源順倭名曰轉手者、如琴軫者也、云々、

兎眼 是指納轉手於絃門、其轉手之木口也、

絃藏 是絃轉手、納絃本處之空中也、

絃門 是絃藏左右之木、其形如門根、故名、

半手 是絃門之外邊也

海老尾 是鹿頸之末、屈折如海老形處也、

虹 是在于腹板內小木、撐槽腹板之間者也、

撥 是彈絃者也、

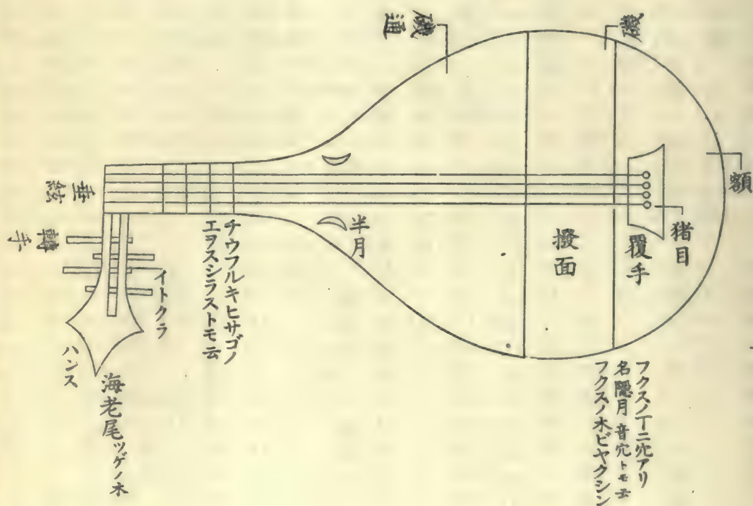
已上名所二十七

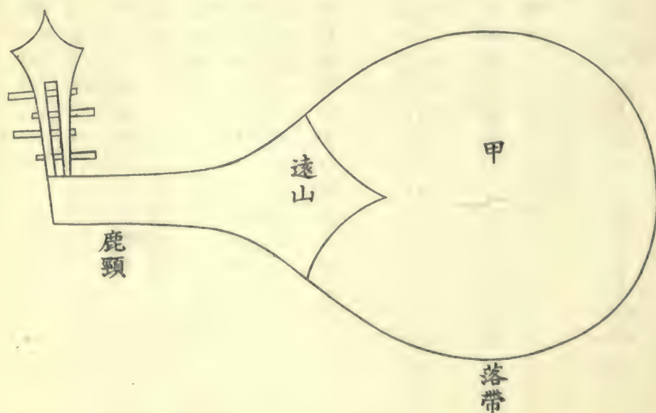
〔歌儛品目 四 器具名稱〕琵琶

所名 甲(カフ) 琵琶背面ノ總名ナリ、漢土ニコレヲ槽ト稱ス、(中略)按ズルニ、康熙字典ニ石槽、檀槽、皆琵琶槽也、開元遺事、賀懷智善琵琶、以石爲槽、唐後主題琵琶背詩、天香留鳳尾、餘暖在檀槽トミヘタリ、 槽 見上 直甲(ヒタカフ) 樂家錄曰、以一枚作者、謂之直甲、直甲又混甲ニ作ル、胡琴教錄師說曰、玄上琵紫檀乃飛多甲、腹琵鹽地手三檻合也、 混甲 飛多甲 共見上 剣甲(ハギカフ) 略○註 木繪(モクエ) 槽ニ彫鏤ヲ施スノ名ナリ○中略 遠山(トホヤマ) 略○註 腹板 琵琶ノ表ノ總名也、樂家錄曰、是上面乘絃方板之名也、按ズルニ、漢土ニ面トイヒ、又面板トモイヘリ、文獻通考、蛇皮琵琶以楸木爲面、大明會典琵琶二把、每把以鐵刀木爲貫、梓木面板、鳳眼二、 額 略○註 撥面(バチメン) 略○註 半月(ハングワツ) (中略)漢土ニ鳳眼ト稱スル者、大明會典ノ文、上ニミヘタリ、又單ニ月ト稱スル者、陳氏樂書ニ見ユ、曰、秦漢琵

〔夜鶴庭訓抄〕比巴

長三尺也





製作

琶、本出二於胡人弦鼗之制一、圓體修頸、如二琵琶一而小、柱有二十有二一、惟不レ開レ月爲レ異トミヘタリ、　鳳眼　月(並見上)　滿月(覆手ノ下ニ一圓孔ヲ穿ツ、故ニ滿月ノ稱アリ、其名又見二和名抄一、(中略)體源抄ニハ隱月ト云ハ、覆手ノ下ニ、バチサス穴也、(中略)夜鶴庭訓抄ニハ音穴トモイヘリ、)　隱月(○註略)　音穴(インケツ)(見上)　覆手(フクジュ)(又伏手トモ云、共見二體源抄一、○中略)　蟻通(アリトホシ)(○註略)　礒(イソ)(○註略)

通絃孔(○註略)　猪目(ヰノメ)((中略)按ズルニ、胡琴教錄ニ云とゝめト云者是也、)　端入(胡琴教錄、按ズルニ、今云端喰ノコトナリ、)

落帶(ラクタイ)(槽ト面板トヲ合セタル間ノ縫通リ、撥面ノ上マデ、推廻シテ、革ヲ粘着スルヲ落帶ト云、○中略)　頸((中略)胡琴教錄、頸、註ニ柱在レ之、漢土ニモ頸トイヒ、又項トモ云フ、陳氏樂書、圓體修頸、如二琵琶一而小トイヒ、大明會典、頭頸通三尺五分、)　鹿頸(シカクビ)(○註略)　項(見上)　匡口(○註略)　海老尾(頸ノ最モ末ノ處、其形海蝦ノ尾ニ類スルノ稱ナリ、(中略)樂府雜錄、大明會典、共ニ匙頭ト云モノ是ナリ、)　匙頭(見上)　半手(ハンジュ)(體源抄、一說反手、轉手サシタル所ナリ、○中略)　絃門(ゲンモン)((中略)夜鶴庭訓抄ニハ、コレヲ絃藏トイヒ、胡琴教錄ニハ絃淵トイフ、按ズルニ、樂家錄ニハコレヲ別トス、曰絃藏、是受二轉手一、納二絃本一處之空中也、絃門、是絃藏左右之木、其形如二門根一、故名トアリ、)　絃藏　絃淵(並見上)　承絃(ジヤウゲン)((中略)樂家錄ニ、亦乘絃ニ作ル、注ニ亦名二承絃一トアリ、)　乘絃(見上)　・乘竹(○註略)　轉手(テンジュ)(絃ヲ卷キツクル者ナリ○中略)　世幾(腹板ノ中ノ中間ニ、帶ノ如キ横木ヲ容ル、ナリ、胡琴教錄ニ在二腹中一、或號レ虹、○中略)　虹(見上)　猿尾(○註略)　兎眼(○註略)　柱(チウ)(○註略)

〔南留別志一〕一琵琶のてんじゆをてんじんといふは、いやしき詞なりといふ人あり、かへりてあやまれるなり、轉軫とかくなり、

〔殘夜抄〕樂器の事、(○中略)ひき物なるべし、六あり、(○中略)四には比巴、これはなにと申にをよばず、めのまへなれば、これもながさ三尺五寸とばかりを申べし、

〔夜鶴庭訓抄〕比巴ノ甲ニハ　シタン　クワリボク　クロツミ　コツキ　ユシホツメ　ミツノ木　アワスハウ(土佐國ヨリ出ク)　ハラハシ　ホチノ木(甲斐國ヨリイデク)

〔體源抄八〕琵琶

撥面ニハ、必唐繪ヲ書、天地人ト可レ書云々、天ニハ月霞鳥、人ニハ胡人、地ニハ石水草木(○琵琶圖略)

紫檀　紫藤　花李木(巳上、槽木最上、)

盤路(腹木)　白枝(覆手、白枝、當時世人云、)　ツゲ(撥井半月、槽雖二何木一、以上三木不レ可レ替、)

〔胡琴教錄下〕押二撥面一等第十八

師說云、撥面繪の人形は、一の緒より上に、人首一寸二分いだすべき也、たとひ二三寸あがるとも、一寸二分より下る事はあるべからざるなり、

又云、撥面の皮のひろさは五寸六分或五分、或四分、等也、おすやうは、撥手のあいだより、四分をさるべきなり、又落帶の皮さきは、まろやかにきるは劣也、かねにきるべき也、件の皮さきと、撥面のあいだのゆきあふ間、或四分又六分、又一寸二分、等也、たゞし一寸二分は、おやまりの說也、

又云、撥面をおすには、にかわをもて、つけをはりて後、かわのうへを、のしにひをいれて、のすべし云々、しかるに先年この法をもておす程に、かわちゞみて損じ畢云々、これによていまのあんをもて、これをつく、はなはだもてよき也、まづにかわをもてこれをおす、かわにこれをねるその上にあつさ一分、ひろさ二寸、ながさ一尺餘計なる板三まいを、撥面の上にならべしきて、しゐしをもて、是をおす、たゞしよく口傳をよういすべし、

〔八音抄〕このごろ、世にある比巴の、よはみたるは、腹をうすくて、こと〳〵しげに、わゝめきたり、腹うすく、せきほそきこゑどもしたり、よにあしきことなり、昔は木も性のよかりければ、せう〳〵作りごろしたるも、あしからず、世のすゑのゑせ木にて、琵琶つくらんには、かまへて作ころすまじ、箏は三分、琵琶は四分と、細工はいひをきたるとかやいへども、四分に作てん比巴は、いたづら物なり、四分といへば、寸法のつもり、よろづの事を四分にて、はからふべきをいふなるべし、甲の厚きは、無下ならん、定六七分にはおとまし、おほ樣は、よからん琵琶の引懸をとりて、作まはして、そのたかさは一寸二分ばかり、遠山のかたはたかし、落帶のしたの程は、今一分ばかりもをとりたるなり、にかはつきの面は、四分によはきほど、うちのふかさは五分にいきたるほど、すこしたをみかゝりたるやうにゑるべし、すぐにゑりたるはわろし、なかのくぼさは、おほ樣、甲の外のあかにいきあふ程にすべし、二にとらば、中厚にはすとも、中くぼになどしすぐすべからず、遠山の

かたは、すこしうすく、ふくらみの方は、厚き樣に心がくべし、いふ心は、ひろき方は厚く、せばきかたはうすく、くつろげあはせんれうなり、されば、いきぶかに、いよ〳〵有べきなり、頸の根のしたを、ゑり殘すこと一寸五六分にすぐまじ、せきををくこと、撥面の中ずみのほどあるべし、中ずみより上へよるべからず、二にとらば下へよるべし、廣き方はしもといふ、せきのさがりあがりによりて、聲のよしあしは、いまださぐりいださず、せきはいたかへしかたからず、又やはらかならず、木のすこしいさめきたらむよし、せきに別の柱をた丶ざまにしたるあり、さあるべしともおぼえず、よき物どものは、別の柱をず、たゞきざみのこしたる、ながさ二寸ばかりも、一寸四五分もありげなり、すべて甲腹の木すこしおくれたらば、せきはふとくも、こはらかにも心ざすべし、甲腹かたく、しやうすきたらば、くつろかにすべし、腹をこのごろ比巴の中うすに、けづりたるあり、よに惡し、あやまりては、中はよく厚かるべしとこそおぼゆれ、たゞうちをばかき板の樣にすく、うつくしく削て、せきは其れうなれば、いくらもふみそらして、めぐりをばよきほどに削なしつれば、すこし中あつなるべし、腹の事かさねてこれをかき入べし、玄上などは、さこそはあるめれ、甲腹ふする時の下のつくの置樣、よく〳〵心をうべし、肝心はそこなる玄上の修理の度に音のかはるは、つくの置樣によりてなり、ふるき比巴の所に申たり、覆手はかたき木のよき也、いたく厚かるまじ、頸はすこしそりたるよし、いたくふとかるまじ、撥面は厚かるまじ、うすくいたくなる皮よし、このころは作たて丶ひきみんに、音のありやうに隨て、なをすべし、古き比巴の所にあり、これみな、一も人にとひたる事なし、いづくのいかなるがよしあしと、いひたる人もなし、只廿餘年の間、心に入て、まめにならふたりしゆへに、とかくして、みてゆきたる心どもなり、たゞよくよく比巴をおほく見、損じたる物を、つくろひたるゆへなり、○中略井手はなべての比巴よりは、そばのことの外にひきにて、纔に甲六分ばかりあり、腹のそり殊に高し、それによりて覆手ゆ丶し

くたかし、覆手のたかきは、なべて四分とこそ申せども、腹のそりにしたがふべし、五分ばかりもあり、井手は七分ばかりはあり、されどもきはめてみめうつくし、音も殊にうつくし、いたくうつくしくて、たくましきこそいかゞとおぼゆれども、音勢もあり、甲はなにゝてかあるといひ傳へたるらむ、みゆる所は花梨木、の目こまかに、よかりけるやらんとぞとみゆる、これがよければとて、その定にあしくうつしたらむ比巴は、いたくよからずもやあらむずらむ、すべて善惡きかず、おほく見もひきもして、よく心をめぐらし案じて、比巴は作べき也、たゞうち古き引懸ばかりにて作て、善惡を木にかこつは、かくおろかなる事なり、たゞし雜木はちからなし、よく／＼かやうに案じめぐらして造たる程に、四すぢの絃、まち／＼にこゑかはる、甲腹厚く覆手こはく頸ふとき比巴は、音ちいさくて、三四の絃はよくなりて、一二の絃はならず、腹うすく覆手やはらかに、頸ほそくなりぬれば、一二の絃は音勢あれども、三四の絃ならず、すべて聲かしこき琵琶は、一二の絃すこしおろかなり、こゑおろかなるは、三四の絃ならず、一二の絃はよくきこゆ、たゞし遠くてわろし、されば腹はあつくてくつろぎ、覆手はうすくてかたく、頸はほそくてつよきが、よかるべきやらむ、

如此注置之間、建保四年夏の比、源大納言殿、もとあしからずなる、花梨木甲の比巴に、紫檀ふせてと、御あつらへありしかば、ふせしに、もとの腹せばければ、こと腹をふせんずるに腹なし、私の比巴にふせたりし腹の、こゑはよくて、一の絃のこゑあしきを、腹のあしきとて、すてたりしを、しばしとてふせて見れば、聲殊によくなりて、一の絃もいたくよくなる、これを案ずるに、私物師子丸は、にかはつきうすき比巴なり、この紫檀のは、にかはつきあつきことあり、これによりて、一の絃のこゑの、よくなりたるにこそとて、そののちにかはつきを、よきほどにはからひて後、一の絃のよくなる、又いたくにかはつきあつきは、一二の絃は左右なし、三分よきほどなりにとりて、落帶のし

たほどは、四分にかゝりたるほどなるよし、

〔樂家錄 九 琵琶〕琵琶製法大略

琵琶之材者、非必用一種木也、槽大率用果李、或紫檀紫藤、桑之類亦用之、腹板必用澤栗、鹿頸、及乘絃、覆手者、以唐木作之、海老尾用黃楊或白檀、轉手用果李、或櫻、紫檀等、撥者用黃楊、柱以檜木作之、乘竹用竹、撥面及落帶、以黑色皮張之、撥面之畫無定式、落帶不成畫也、孝時記曰、琵琶無爲蒔繪者、特有鑿雕之爲文者、謂之木繪、然是亦間有耳、○中略

琵琶之圖 ○圖略

凡琵琶之圖不一定、嘗有小倉實起卿家藏名鷄德琵琶也、撥面畫鷄、因爲名、近世所有多摸之者也、○中略

腹板製法

腹板之木者、用澤栗不拘于大小、必續並二枚作之、長自槽五分長製之、以爲續鹿頸之節段、假令槽長二尺四寸九分、則腹板長二尺五寸四分也、厚三分、横均于槽板表、有肉置、表肉自本頭七寸三分下而肉置四分也、餘恰好于是、裏面肉亦準之、裏面去本頭八寸許而貼虹也、虹者別以木作之、其横六七分、厚三分許、長者同于槽內横之、以膠貼之、以令受撑槽之柱也、柱者以四五分四方木作之、亦以膠貼之、以此柱不縮、則無聲、凡腹板過厚、而其聲有撥之音者禁之、○中略

撥面製法

撥面以革張、大率用黑色者、腹板末下去四寸八分張之、革横五寸六分、長從于板之横、但兩邊餘一分許不張之、革面成畫彩、

覆手之圖 ○圖略

覆手者、在于腹板之面覆隱月者也、用唐木作之、自腹板末去一寸一分五釐置之、形如覆手、其本附于腹板末、裏面次第薄之、不附于腹板、末端厚三釐許、兩端薄删之、附于腹板處、厚五六分也、末端隔腹板

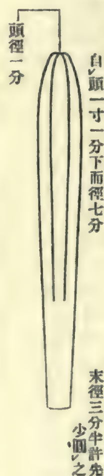
五分、於隱月之處、隔三分許也、通絃孔之上、有肉置一分許、○中略

乘絃之圖



搊高五分、腋高二分、横四分、上作溝爲乘絃處、横二分、深五釐許、此脇如圖置竹片、名之乘竹、爲不使絃溢也、因在外邊無于內、

轉手之圖



長四寸八分、八角削之、末一寸許圓之、爲指納于半手之處、穿半手、末見二三釐許平、

〔胡琴敎錄下〕知善惡第二十

師說云、比巴のよくなるは、甲のなるやう也、腹のかたのなるは、わろき也、おほよそ比巴は、當時無音なれど、造樣、木の目などよければ、不可蔑如也、二三年などひかれて、こゑあらはるゝ比巴もあるる也、あたらしくつくり、ふるくすてをきたる比巴、みなかくの如し、くわうりように、きらうべからず、いかにもよき比巴は、こゑの色をきくにしるき也、こゑのいろ、かたくて清たるを、よきとはするなり、比巴の夜ふかくなりて、なりまさるは、最上なる時の事なり、

〔八音抄〕比巴は、四五尺もさしのきても、おろ〳〵善惡はみゆるなり、ましてちと大指のさきなどにて、うちたゝきつれば、塵ばかりの不審もなし、腹をきとやをらたゝきて聞に、おほ響にとうと

うとなる、撥面のなかの程を、又たゝけば、かたくひゞきて、〱よくなるがよきなり、いづくも一樣に鳴はあしゝ、目の下、撥面のかみの程は、ゆるかになり、撥面の下は、かたくなるが善となり、一樣にとは、かたくも、やわらかにも、撥面の下と、目のしもの、同體になる事也、腹のそりは、むらもなきが善なり、撥面のほどのいたく高は、その程のうすきが、さはあるなり、目の中のほど、いたく高ければ、絃にうたれて、からめく事あり、いたくそりなきは、音に正念なし、隱月と目とはいたくひろかるまじ、牧馬は、兩の目、鼠にかぶりあげられたり、隱月もひろけれどもこゑよし、それはべちの事なり、

〔古今著聞集〈五和歌〉〕後鳥羽院御時、木工權頭孝道朝臣に、御琵琶をつくらせられけるを、世かはりにける時、やがて其御琵琶を、彼朝臣にあづけられたりけるを、程へて御尋有ければ、御琵琶に付て奉りける、

ちりをこそすへじと思ひし四の緒に老のなみだをのごひけるかな

柱

〔伊呂波字類抄〈古雜物〉〕柱〈コトヂ、箏柱、琵琶柱斗乞之也、數秘言選、凡十比法、工丁七八、謂二之柱名一、〉

〔和爾雅〈五器用〉〕柱(コトヂ/ヂウ)〈徽同、琵琶以レ音呼、箏稱二古登知一、〉

〔倭訓栞〈前編知十五〉〕ちう　源氏にみゆ、琵琶にいふ、柱の音なり、箏にてはぢといへり、

〔歌儛品目〈四器具名稱〉〕琵琶

所名〈○中略〉　柱(ヂウ)〈中略〉柱ノカズハ四枚也

〔胡琴敎錄〈下〉〕付レ柱第十七

師説云、あぶらけなきひのきにて、これをつくる、〈かたまさにつくる〉くびのひろさにあはせてきる、〈いさゝかちがひあるなり〉たゞしつくるやう、ふたつのやうあり、〈一說、正目ノ須地加倍留方平、上にむけて付レ之、一說、一柱三柱向レ上、二四柱向レ下、〉次合二笛黃鐘調一て、返風香調に調て、四柱をつけて、之上〈同音〉コク〈同音〉これをはからひ、次に一の柱をつけて、し

八同音斗乙、次二三柱配間、天付之、

〔木師抄〕管絃の器をしたゝめしやうこんずるやう、まづ我みちにつきたれば琵琶を申べし、○中略柱をつくりつけん事、柱にはひの木をす、もとはひさごのふるきえをつくりけり、それもし水にひたりて、あぶらけのなければにやと、ふるき人いひまされど、いまはたよくかれたる木の、かたくてしろきがよき也、ひさごのえは、ひものきといひて、目こまかに、あかくやはらかにて、とくもつひ、又きし〳〵となり、又また中々あぶらぎりたるもあればわろし、ふる屋の具に、なげしけた、うつばりなど、ひさしくかれたる、一定よき也、かたまさといひて、きりくちのめを、すじかへてつくる也、比巴を返風香調にしらべて、一の柱をさで、ばちあつる所をあらくかけば、たかきははじきうてらる、それがひがめばはじきうてられぬ程につくる、二の柱をきて、絃をおしあてゝ又かけば、それもはじかれぬほどにつくる、三四みなおなじ、さてつくりあつめて、みなあるべき座せきにをきて、四柱のしも絃をしづめて見れば、一絃より四絃までむらもなく、さゝへたるもすぎたるもなくつくりて、四絃より三絃へ甲乙にしらべて、四絃を一へユ同絃につく、又コク同音につけて、一柱を乙八をなじこゑにつけて、一柱と二柱とのあいだ寸法とりて、柱のおもてなからが程を、ちかく三柱のあいにし、又その柱四柱へみじかくつくる也、おなじやうにつくると、柱のかたにはいへども、それはこゑのあはぬ也、下ム同音に三柱はつく、十也同音に二柱をばつくるに、おなじまくばりにしつれば、十ムのさがるなり、そのゆへは、絃をふかくおし入るゝにしたがひて、こゑはたかうなる也、一柱より二柱はいますこしふかう入也、三柱はましていますこしいるゝによりて、いま分中よりもすぎたる程づゝ、しだゐに四柱ざまへ、こまかなるが、理も叶てこゑもたがはぬ也、そくひを、よく〳〵ねやして、水ねやしをせでつくべし、木の目にむくる方あり、うへのかた目さきを、一柱をば、四柱のかたへむく、ひかんずるやうに、くびを左におきて、一

柱の方を▨此定に四ながらつくべし、柱のかたには違たり、▨かくありこれはいづれがよしあしといふべからねども、こなたに存するやうは、柱のこゑのきはをたゞす物也、柱のおもての內のかたを、きはにすべきにてあるに、木のほそき目は、かたき物にてあれば、こゑのきはのきはやかなるべきよりてする也、木のめのせきをあつるが故にてあり、とのかたはこゑもいらぬ方にてあり、これはいくほどのことにてかあるべきを、心ざしのいたりはかやうにすべし、經信のかたにも、ふるくさやうのさたにてなかりけるを、柱の少輔といふ人、せめても孝博がかたにたがはむれうにちがひて、いひいだしたることなり、

〔樂家錄琵琶九〕製柱之法

柱者以檜木作之、上狹下廣、形如射梁、假令上厚二分五釐許、下厚三分五釐許乎、（柱倣切口木目之居樣、古來之製法如此、）長者短于鹿頸、橫八釐許、（傍各四釐許、）短上者以按絃而不弛爲佳也、高一柱去絃一分二三釐許、二三之柱準之可知焉、故一柱最高以下次第下之、蓋施柱之處、先張絃之間九分之、而以其一爲一柱之處、次所謂一柱之間、又九分之、以其九分之一、而積二十爲四柱之處、是其大意也、認此處而可定柱高也、

施柱之法

施柱之法、鑒調之條、則雖自知焉、然擧一圖示之、蓋用壹越或平調盤涉三調之中、可附之矣、雙調黃鐘之兩調、散音不相生、故不用之也、今世所多用者、以平調散音附之、然改盤涉調、則有一音之不合也、故用壹越之調附之爲佳也、其圖記于左、

壹越調附柱之法、先調合于壹越調之散音、（詳于調之法、）而置一柱也、（柱高詳于製柱之法、）其法按二絃之柱、以與三同音之處附之也、四柱其法按三絃之柱、以與四同音之處爲節、二三之柱者、三分其間而附之、（凡二三之柱間、三分之、則有所不合爲、然做世忽之耳、詳論之則不合律音、蓋古今所以教之者、按絃之音不甚分明之故乎、）

絃

所以榻貼之者、凡琵琶之柱、有以一調之柱、彈他調則不合于正律者三焉、曰四絃牧聲、有陰律、有陽律、而律呂相生之法不齊、可以十二律長短之法不齊而知之也、是其一也、曰凡十二律之數、柱而不返、然使柱棄而返之、是其二也、曰凡柱有高下、絃有大小、是其三也、蓋琵琶之柱、調于一調、而猶有不合之理、況用于之他調乎、故有其不快、則臨時爲改之也、

〔徒然草下〕元應の清暑堂の御遊に、玄上はうせにし比、菊亭のおとゞ(○藤原兼季)牧馬を彈じ給ひけるに、座について、先柱をさぐられたりければ、ひとつおちにけり、御ふところにそくいを持給ひたるにて、付られにければ、神供のまいる程に、よくひて、事ゆへなかりけり、いかなる意趣か有けん、もの見けるきぬかづきのよりて、はなちてもとのやうに置たりけるとぞ、

〔延喜式二十一雅樂〕樂器絃料絲、(○中略)琵琶一面(長三尺七寸、料絲三分、○中略)

右計所須絲、二年一度請受、

〔歌儛品目四器具名稱〕琵琶

絃及柱名(○中略)　太緒(一乙ヲ太緒ト稱スベキニヤ、本文未考、)　細緒(ク上ノ二絃ヲサスニヤ、胡琴敎錄ニミヘタリ、○中略)　絃ノカラミ(○註略)

眞結(マムスビ)(○註略)　龜括(カメクヽリ)(○註略)

〔胡琴敎錄下〕懸緒第十六

師說云、をゝかくる事は、まづ一絃、次二、次三、次四也、たゞしふとをは、をのふときに、竹をけづりて、をのかたはし三寸をりて、をりめにくだんの竹をいれて、左をのごとくにねづる也、よく〳〵つづまやかに、おなじつらに、ひるまさず、よく〳〵ねづべし、ひるまきぬればのちにながくなをらざる也、すなはち縒目をはからひて、或說には六縒してかけてのち、しとゞめの穴の上に、又ねちて卷居也、或說には八縒してかけてのち、又一卷をあなのうへに卷居也、しかればすなはち縒目の員す、一說には七縒、一說には九縒也、これみないゑ〳〵の說なり、かつはこれふくじゆのしとゞめのあなのあいだの、とをきちかきによるべき也、如此縒了後、不縒方を、しとゞめにいれて、したよりひきかよはして、竹をぬきて、そのあなよりかよはして、縒門よりひきだして、海老尾に、引

くらべて、これをきるべし、しかうしてのち、轉手のあなより通して、緒を乘緖のそばへひきやりて、ながくひきいだして一むすびしてのち乘絃にかくべき也、一二のを、かくるやう、みなおなじ、ほそ緒は、かうまかず、ふくしゆのあなより通て、しもよりひきいだして、あなのあいだに一まきして、あなにをとしいれてかく、緒をきる寸法さきに同じ、ほそ緒は、轉手のあなより通して、かめぐゝりにすべき也、三四緒おなじていなり、四のをみなかけ了、覆手の上の緒のながさは、各かたばらのあなにひきあてゝき□る、たゞしふとをは、しもにむかへて、右のかたへたむべし、ほそ緒は、上にむけて、左のかたへ、三起一伏べし、そのをもむきかくのごとし、○圖略

四絃皆海老尾に挍てこれをきる、たゞしほそをはよういすべき也、三を三寸、四を五寸、これをのぶべし、

又云、をゝかくるしだい、ふとをよりほそをにいたるまで、たゞしふとをは、まとひてこれをかく、かうまきのかず、二の說あり、(經說好三九緖、禪說好二七緖、)三絃二緖ばかりまとひてかくるやうあり、これ秘說云云、そのこゝろをえず、

又云、貴所にして比巴を給はりて、をゝかくる時、しらべてかきあはせ、一曲これをひくべし、絃替の時、柱のこゑ、又さをひあるがゆへなり、

又云、をのふとさほそさ、よく〳〵えらび定むべし、あいかなひたるを、一ぐをば、かならずはこのそこにもつべし、そのふときほそきをしることは、笛笙にがくをあはせて、ひきて心むべきなり、たゞしひとりひくには不分明、ふときは、こは〴〵しくて、和なきこゑあり、ほそきはからめきて微音也、よく〳〵これをはからふべし、

又云、をぶとくてかなはざらんには、轉手をしきりにかへすと云々、

又云、明日ひくべき事あらば、今日しらべてをくべきや、しからずばをのびこゑさがりて、その時

まらべられず、又こゑもわろし、音勢なし、

〔木師抄〕琵琶箏の絃よるべきやう、黄なるいとを、ふし一もなくしけとて、わろきすぢをば、すこしもなくとりてくる也、いとこすぢを合せてくるべし、いと一兩にて、比巴の絃三具、箏絃一具よる也、まづ比巴絃は、ながさ二丈一尺にへかくる也、したよりは、一尺に一寸をよりいる丶、二丈一尺には、一尺一すんより入てのち、あはせよりはする也、ちうはいよりおとしてのち、うはよりは、よりめのまこざまになるまでよる也、つまれば、ちとよせ〳〵して、よきほどによるべし、かやうに書つけたるばかりにては、心えがたし、よく〳〵口傳し、又よるをも見るべき也、さてのして、四にきる也、これを一はゞと申也、比巴絃四具にてある也、一絃は十二反にへる也、二絃は九反、三絃は二反半なり、かやうにさだめたれども、絲のすぢによりて、ふとくも細くもある也、ふとさのほどをば、へかけてのち、ひねりあはせて見て、ほそくばはからひてそへ、ふとくばとるべし、まづ三絃をよりて見るべき也ふとくに二絃になすべし、それにてよく〳〵はからふべし、又比巴にしたがひて、ふとき絃をかけてよきもあり、ほそくてよきもあればよく〳〵はからふべき也、よき比巴は、いかにも太き絃をかけてよき也、又細くてよきもあれども、いかにもよき比巴は、絃をふとく掛たるがよき也、わろき比巴は、絃ふとくては、いとゞならぬなり、中をいる丶やうは三絃には、はしに一反ます、一二絃には、二反ます也、

〔樂家錄 九琵琶〕張絃之圖 ○圖略

張絃之法、自猪目裏引出而纏之、一二之絃者、二纏纏之、但一之絃者、向方纏之、二之絃者前方纏之、一說一二皆向方纏之、三四之絃者一纏、而其纏目引縮納于猪目之中、而見其端于外也、○中略

琵琶絃袋之圖 附用疊紙之說

絃袋者、表錦或金襴、裏織色、徑三寸許、深一寸二三分許而圓也、底別縫合之、但如壺之袋、於底四箇所

撥

狹縫之、而口設緘通緒結之、此袋納三四之絃、及糊、香箱、篦、針、鑷者也、(三四之絃、易切斷、故常貯之、納糊香箱及篦者、備柱之放也、篦者以象牙或金作之、納針施柱時、名定其調、以針認其處設柱之故也、納鑷者切絃端之具也、○圖略)

(私曰、近來右外又貯溫石及松脂、溫石爲絃澁時傅、俗謂轉手拔出、轉手返、)

〔十訓抄 二〕平等院僧正行尊は、出世の貴きのみにあらず、世間の心ばせもいみじかりけり、○中略此僧正、幷法性寺座主仁實御前に候、御遊のなかば程、玄象の三緒きれたりけるに、僧正ふところより比巴の緒を取り出て奉りければ、大臣これを取りて、終夜引、曉方に人々まかり出候けり、昔宇多法皇大井川に行幸の日、泉大將の烏帽子おとしたりけるに、如夢僧都、三衣箱より取り出たりけんにをとらずこそ聞ゆれ、

〔歌儛品目 四器具名稱〕琵琶

器具○中略　緒。袋。(其製大旨箏ノ爪袋ニ似テ少異ナリ、必赤地ノ錦ヲ表ニスベシト、太秦宿禰廣猶先生ノ口語アリ、其中ニ收メ備フベキ者、絃其他柱一具、餅續飯、鋏、蕭陸末、小圖竹、箏柱一箇、是等ノ品、要領ノ物ナリト、蕭陸箏柱用意ノコトハ胡琴教錄ニミユ、)

〔倭名類聚抄 四琴瑟〕琵琶(撥附○中略)　蔣魴切韵云、捩(音麗、俗用撥字、)琵琶撥名也、敗水記云、以龍柏木爲之、羅威爲太守、進十侯(侯恐隻誤○)　琵琶撥、(音如磨遲二音)

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕按廣韵云、捩、琵琶撥也、與此同、那波本、棙作捩、按从手與廣韵集韵合、从木與韵會合、昌平本撥皆作橃、按捩撥本皆从手、因其物用木造、俗改手从木也、又按說文、撥、治也、非此義、琵琶撥、所以令其音發揚之具、故謂之發、後从手作撥、與訓治撥字自別、曲禮、衣勿撥、注、撥、發揚貌者、亦非訓治之撥字也、○下略

〔文獻通考 百三十七樂考〕蛇皮琵琶○中略　以楸木爲面、其捍撥以象牙爲之、圖其國王騎象、

〔伊呂波字類抄 波雜物〕棙(バチ琵琶具也)　橃(琵琶也俗用之)

〔下學集 器財下〕琵琶撥(ヒワバチ琵琶撥也)

〔和爾雅五器用〕撥バチ　棙同

〔歌儛品目四器具名稱〕琵琶

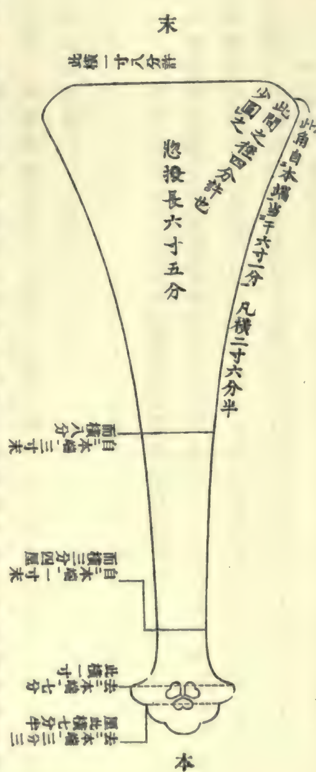
器具

撥バチ和名抄、俗用ニ撥字ヲ、蒋魴切韵云、䩕、琵琶撥名也、歙水記云、以ニ龍柏木ヲ爲之、羅威太守進ニ一隻琵琶撥ト、今普通ニ黄楊木ヲ用フ、大明會典ニ烏木撥アリ、唐禮樂志、五絃如ニ琵琶ニ而小、北國所出、舊以ニ木撥ニ彈、業工裴紳符、初以手彈トイヘリ、撥ノ把處ノ下ニ穿テル小孔ヲ、猪ノ目トイフ、

捩見上　猪目見上　水牛角撥略○註　秘撥源語橋姫卷、河海抄曰、秘撥と云ふは、隱月になさむるゆへなり、

〔樂家錄九琵琶〕琵巴之圖

撥之圖



以黄楊作之、長六寸五分、厚於本一分八釐、末漸薄、去本五寸而八釐許也、自是末最薄、準之可知也、本彫猪目三、此猪目三相並之、故似鳩酸草也、

〔胡琴教錄下〕琵琶彈時古實第一

師説云、しかるべき會には、琵琶のばちを、かならずよくつくりて、ふところにもつべし、ばちのよきあしきは、そのよきあしきよりもはなはだしきなり、うすきはからめき、あつきはこはぐくし

袋

きこゑあり、いはゆる妙寛房所好也、ついすぎたる又わろし、あまりあたらしきも、よろしからず、中分を爲巧、

〔古事談亭宅諸道六〕村上聖主、明月之夜、於清涼殿晝御座、玄上ヲ水牛角ノ撥ニテ引澄シテ、只一所御座ケルニ、〇下略

〔古今著聞集畫圖十一〕順德院の御位の時、あたらしき御琵琶の有けるを、いかなる名をかつくべきとて、藏人孝時に、風俗催馬樂等の名、幷に其歌の詞の中にさもありぬべからんは申すべきよし、勅定有ければ、則注進しけり、其中に大鳥の入たりけるを、これにてこそあらめとて、其名にさだまりにけり、さて撥面の繪にか丶れんとしける時、そも〳〵此鳥の姿は、なにものぞ、誰が知りたると御尋有けるに、申人なかりけるに、源大納言通具卿、繪樣候とて奉りけり、ひえとり〇ひえとり原作此大鳥、今據一本改、の色したる鳥の、目精などおそろしげなるが、ふとくみじか成すがた成を、書て參らせたりけり、御覽じて、これはなに丶見へたるぞと、ふるく書たる本の有か、又此定なにぞ注したる物の有かと、御尋有に、大納言つまびらかに申むねなし、只わがもとに、ふるくよりうつしもちて候と計申されけり、さては其事正體なし、此人はをし事する人にこそと沙汰有て、もちゐられず成にけり、さて孝道朝臣に御たづねありければ、風俗にうたひて候やうは、大鳥の羽に霜ふれりと候は、もし鵠などにてや候らんとぞ、推せられて候、さらでは口傳にも候はず、只歌のことばにて、すいし申計にて候と申ければ、此事さも有とて、鵠をか丶れたるとぞ、

〔歌儛品目器具名稱四〕琵琶

器具〇中略　袋按ズルニ、胡琴敎錄ニ、縫袋ノ目ヲアゲテ、其餘闕ケタリ、(中略)後三年繪卷物ノ中ニ、袋ニ入レテ緒ニテ括リタル圖アリ、〇下略

〔胡琴敎錄下〕縫袋〇琵琶　第廿三

〇按ズルニ、本書本文ヲ逸セリ、

〔花鳥餘情十三 初子〕御ことゞものうるはしきふくろども〇中略 琵琶のふくろは、おもて錦、うらはからあやなどにて、雙六の調度ぶくろのやうに、しりのかたをまろにして、ふせくみは、うすびしといふくみを、ぬひめばかりにおすといへり、或はあか色のふせんれうのおもてはなだのからあやのうらつけたる、甲のかたを、くびの程を、なからばかりをきりて、其きりめの程に、をゝつけてゆふ、神妙也といへり、〇中略 衣笠内府の雜抄に見えたり、

〔樂家錄九 琵琶〕琵琶袋之圖〇圖略

琵琶袋之法、不世傳、近年其圖自官庫出、今出河公規卿、據其圖被作袋、表錦、裏縁色、紐同表、〇中略

五寸

此朱引ハ愚意ノ所爲也於二此處一横六分半許可二廣爲一レ之不レ然則腋可レ開

愚按是礒方之脇入之圖也

紐此間二尺三寸

此本大和國ヤタノ地藏御座坊中ニ在レ之本古物也豐原雅樂頭縁秋出來也

但琵琶ノ大小ニヨルベシ　ヨコサマ一尺三寸

セタチノ廣サ一寸三分　セイレノ事ナリ

琵琶袋五尺　文明七十十三

散位藤原朝臣久守在判

五寸

此朱引ノ理同二于右一

〔樂家錄 九琵琶〕琵琶納袋之法

琵琶納袋之法者、以袋口爲左方、以脇方爲我方、納琵琶、折返袋口于海老尾下、而



如此向方之角表折返之、次



如此前方之口角上一重向方折返、當于鹿頸之下結之、二重結也

〔胡琴敎錄 下〕治琵琶第十五

又〇師說云、白河院仰云、比巴は袋にいるべからず、しろきちりの、ほそらかなるがゐたるを、のごふが、つやは出來たるなり、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具

琵琶一面 紫檀槽

黃楊撥一枚　已上納緋地錦袋一口

琵琶六面 各在紫檀撥

三面紫檀槽 唐　各納紫錦袋

一面木節槽　納黃袷袋

二面桑槽　納黃袷袋〇中略

寶龜十一年十二月廿五日

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕永保三年七月十三日、主上〇白河殿下〇藤原師實南殿の巽角に御座ありて、藏人盛長をして、御比巴牧馬を召よせらる、則錦の袋に入て參りたりけり、〇下略

〔源平盛衰記 三十九〕重衡酒宴附千壽伊王事

修理

纐纈ノ袋ニ入タル琵琶一面、錦ノ袋ニ入タル琴一挺、女ノ前ニ置タリ、

〔增鏡十三秋のみ山〕あくる春元亨二正月三日、朝覲行幸〇後醍醐あり、〇中略御おくり物まゐる、錦の袋に入たる御ふえ、〇中略次に唐の赤地の錦の袋に、御琵琶入てまゐる、

〔胡琴教錄下〕直惡音付修理第十九

師說云、比巴のいたくやはらかなるは、覆手をたかくなせば、音勢もいできたる、また有力て佳なり、

又云、かろくてかたくなるは、うちをくりすごしたる也、撥合にはなるやうなれど、こまやかにならず、又笛の雙調に合時鳴劣云々、これをなをすには、うらに木をふす、或腹板滿同之、聞音體可計之、こゑかたくれて、つねにをきるゝは、うちのいまだくりおほせられずして、槽のあつき也、これをなをすには、内をくるべき也、又こは〴〵として、こゑ喧嘩しく、ひきにくゝからかふは、覆手のたかき也、覆手をひきくなすべし、又左手不定者、くびうつぶき、もしは乘絃たかき也、たとひ柱を高くつくりてつけたれども、なを無柱音也、かくのごとくの事、能々可知之、

又云、轉手つねに返は、あなと轉手とつくりあはせざる也、若又轉手木に、あぶらけある也、まづあなをよく〳〵くりあはすべし、なをかへらば、轉手の根に、錐のさきにて、あなを少々もみて、薰陸を火にあぶり、きやしてぬるべし、是第一也、當時ノ事には、かきのから〇蠣殼又佳之、

師說云、白河院仰云、比巴をみがくには、都の上をば下して、本ばかりをとりて、我身はくらくして見るがよき、あしきはよく見えてみがゝるゝ也、

〔玉海〕嘉應二年閏四月十六日丙午、今日自內給琵琶、可修理進云々、十九日己巳、今夕自內藏人國行爲御使來云、先日所給之御琵琶也、彈安之體可直也云々、廿日庚午、今夕以國行返上御比巴於內、付直柱又懸改緒也、納長櫃進之也、

工人

〔敎言卿記〕應永十六年二月廿八日辛丑、公方御琵琶二面破損、可修理トテ裏松(孝繼朝臣奉行也)ヨリ預給、此兩年打置也、今日孝繼朝臣許ヘ遣し、可加修理之由遣也、　閏三月十一日甲申、琵琶修理料足六百内、且二百文、絃二面分、三百文下行、

〔胡琴敎錄下〕知善惡第二十

又云、〇師說比巴細工筋若者、本名犬須地云々、或人云、近江國犬上郡人也、犬嫁人生子、仍件子孫を犬須地ト云也、實名可尋也、知足院殿〇藤原忠實に候者也、上品ノ比巴細工なれど、三のなんあるなり、一には反手なげたり、一には内をくりすぐしたり、一には覆手の上にいたくこうあり、又しとゝめの樣圖如此、又乘絃樣圖如此、

又云、楊梅藤三作は、反手のしたの面、伏たる樣なる所に有甲也、筋若がつくりには無甲、

〔山槐記〕永曆二年〇應保元年四月廿八日庚午、今日前太政大臣宗輔參内被修造玄上、去年件玄上頸所乘改御殿御裝束之間打損、頗拔出云々、仍課琵琶造重光、於渡殿西小廊續之、俊通卿爲具被參、於晝御座被彈箏云々、

〔看聞日記〕應永三十二年五月廿四日、抑番匠有比巴細工、名字源左衞門云々、五條萬里小路相合北頰有家云々、押小路琵琶細工ハ難功無左右不造出云々、源左衞門安一座頭智人之由申、修理事爲仰付委細記之、

名器

〔東大寺獻物帳〕螺鈿紫檀琵琶一面緑地畫捍撥、納紫綾袋、淺緑﨟纈裏、

紫檀琵琶一面緑地畫捍撥、納紫綾袋、緋綾裏、〇中略

天平勝寶八歲六月廿一日

〔拾芥抄上末樂器〕名物〇中略　琵琶

玄上ゲンシヤウ玄象云々　牧馬ボクバ與玄上一雙名物也、時人不辨勝劣、爰有信義信明、博雅三位息也、兩人不知勝劣、初信義彈玄上、信明彈牧馬、更無甲乙、次信明彈玄上、信義彈牧馬、其聲雲泥、故時人皆

知信明超信義、玄上勝牧馬、　井手見江記、今在宇治寶藏、　渭橋三條式部卿琵琶、一名爲堯、　良道　元興寺一名切琵琶、華梨木甲、後冷泉院御時寶物也、本是元興寺寶也、件寺別當、充修理用途、後朱雀院以納殿金買之、獻東宮、　木繪　小琵琶　末濃　無名上東門院名物也、或說、蟬丸琵琶、上東門院令住濟時亭之時、爲回祿燒失畢、

已上稱之十名物歟

賢圓嵯峨供奉賢圓比巴　齋院　師子　象　白龍　大鳥　流泉　嚴　黃菊　無名琵琶五面皆紫檀　無名琵琶三面非紫檀

已上延喜九年目錄

〔枕草子五〕御まへに候ものどもは、琴も笛も、みなめづらしき名つきてこそあれ、びは、げんじやう、ぼくば、ゐで○ゐで原作ゐべ、據一本改、いきやうむみやうなど、又わごんなども、くちめ、しほがま、二貫などぞきこゆ、

〔教訓抄八管絃〕琵琶略○中　逸物者玄上、又玄象、宰相比巴也、牧馬、井手、小比巴、渭橋、又爲堯、木繪、下濃、元興寺、齋院、無名、蟬丸比巴也、

〔夜鶴庭訓抄〕比巴名

井天　渭橋已上宇治殿　玄上大内　牧馬齋院　下濃内大臣殿　元興寺大内　兩道　小比巴　木繪

无名蟬丸比巴也　以上皆紫檀也

〔體源抄八〕琵琶略○中　逸物者同○與敎訓抄同、故略之、

寶物重注之

良道バチ面ノ繪、天童之體、水瓶ヲ持テ水ヲ出セリ、紫藤、　大紫檀紫檀、バチ面、草ノ長クナヒタル、ソバニ人立タリ、師子アリ、

毛犬バチメン、カミナガク亂タル馬ニ人ノリテツヾミヲ打、　駒形馬ニ人ノリタリ、紫檀ノコウ、

新白象白ザウニ人ノリタリ、フクズ花利木、紫檀ノコウ、エンザンノ右ノカタニ、フシノ穴アリ、　三日月花利木、竹ノ上ニ三日月、

小唐花花利木、唐花ボタン歟、　菊丸同花利木ハ、二寸バカリチツクハ紫檀、菊白黃マジル、

大島同、大島チカク、クビ、テムズ花利木、バチ已下具足同、
十二時ナツメノクビ、バチメン繪、シカノテイノ物歟、
新御前花利木四ワリ、松ノ木下ニ、唐女ノツルカヒタル、
花園花利木、唐花鳥クジヤク、
木繪紫藤
大唐花紫檀カウ、蓮華歟、テンズ紫藤紫檀交、クビ紫檀、
御前シタム、唐女サカケリ、
三頭シタム、繪六角ナルシ切之上ニ、人馬、
猘犬同

〔樂家錄四十一音樂珍器〕琵琶

千金　鳥羽法皇御物乎、見于盛衰記、○中略

玄爲　後深草院御物也、○中略

仙童　在竹生島、舊記曰、有興福寺興靜僧都弟子松室仲算也、一日童兒來曰、我在北嶺叡岳、願侍香水、且讀誦法華經、算許之、經三年而失其所行焉、算後詣春日社、途中遇老翁、曰我是南山樵蘇野人也、頃構一草堂、乞得師之供養、而果我之願焉、算許諾而遂行于吉野之奧、修法會、且語兒之失焉、翁曰、去年入此山、有讀經之聲、訪之岩上松樹下有兒、敢非人類、或此人乎、算終共入于山、互見悲歎、仙童曰、我每年暮春十八日、與五百群仙集于竹生島、三箇夜爲宴會、今年當琵琶之役、冀得師之器矣、算還待暮春、果奇雲一叢覆軒端、其中仙童在焉、時算投琵琶於庭上、雲降捲取之、算追其影至于竹生島、其夜有絃歌之聲也、然投琵琶於舟中、算懷之泣、其後奉納竹生島、號仙童琵琶是也云々、

漢鼓　左大臣公相公重器也

孝道　後鳥羽院御器也、撥面畫總角之童子乘于龍云々、槽未考、○中略

大鳥　槽紫檀、撥面畫黃蓮華云々、私曰、有同名者、順德帝新造御琵琶、召藏人孝時、勅以風俗催馬樂之歌詞可名之旨、時其中書入號大鳥名也、仰云、此名誠宜矣、後至于撥面畫、又召孝道朝臣有御尋、奏曰、歌風俗其詞云、大鳥之羽霜降、然則可畫鵠乎、仰云、是尤可然也、終令畫鵠云々、○中略

今世所傳之重器

五常樂　或曰、名五常樂者、童稚始習樂者、先致五常樂急、此琵琶小而雖童稚能彈之、故爲童稚初學之器、因號之五常樂云々、槽紫檀、撥面無繪、

虎丸　槽紫檀、撥面繪古、故不見、

谷風　槽紫檀、撥面畫波犀、

椿　槽紫檀、撥面靑皮無繪、

右四面、古琵琶也、伏見親王代々所傳之重器也、

巖　若果李槽三枚、撥面繪、古不見、拾芥抄曰、見于延喜九年目錄云々、

神女　槽桑、撥面畫葦、

右二面、古琵琶也、今出川公規卿所傳之重器也、

虎　轉法輪前右大臣公富公、近年求出之、槽中有銘、持主孝時、凡建長人乎、此外筆記詳不見、槽果李、撥面畫虎與竹、因今俗呼之虎也、

波龍　花園宰相公實卿之器也、槽果梨也、聞說慶長之比乎、父公久卿自作之、卽撥面畫波龍也、

雞德　小倉實起卿所傳之重器也、槽果李、撥面畫雞、

南川　本曰島□□者、所傳之重器也、進之萬里小路家、其後當于寬文初年、萬里小路隆貞卿、進于尾州太守光義卿、槽果李、撥面畫流水、

鳳雲行　此器果李、狛光逸近年求得之、槽中有方七寸許之三字、曰鳳雲行也、修覆之、以名鳳雲行、但以覆手之方、爲字下、

岡寺　佐眞勘解由□□近代所持之、本山城國山埼岡寺重物也、槽果李、撥面畫岡寺之圖、因爲名云云、

虎　或曰、佐藤忠信琵琶也、今在于常陸國水戸某寺、號虎者、槽木如虎皮文、因爲名、壽永亂、忠信西國下向之時、依難提携之、添書而預置于彼寺云、

松風　或曰、佐藤莊司器也、今世爲法師琵琶、而在瞽者之手、

朝嵐　或曰、播州大山寺之財器也、

大虎　在樂院云々、未一覽、因不詳之、

鳴神　泉州天野什物也、撥面畫鳴神、

右古琵琶十七面、今世所傳之重器也、

〔禁秘御抄上〕玄上。

累代寶物也、置中殿御厨子、根源樣人不知之、掃部頭貞敏渡唐之時、所渡琵琶二面、其一歟、紫檀直甲也、大宋人云、紫檀大概不可過六七寸、直甲之條不信云々、但此甲非只物紫檀也、凡此琵琶云體云聲、不可說、未曾有物也、爲靈物、人爲跡之時有貴人、如何跡ニハスルゾト云テ、入人夢、皆著直衣人也、靈物中越他、以不淨手不可取、昔無覆、自近比有沙汰、有覆幷臺、紫唐綾無文也、臺摺貝、此琵琶靈驗、內裏燒亡之時飛出、撥面文消、所々有赤色、不知其繪、代々有沙汰未決、俊房公曰、良通云琵琶移玄上、彼撥面文不可達、彼唐人打毬形也、或云、玄象呑青鉢之水、所謂號玄象、又玄上宰相獻延喜帝、仍號玄上、兩說也、但妙音院入道付玄上說歟、

〔胡琴教錄下〕琵琶寶物第廿一

師說云、玄上は、紫檀のひたこう、はらは鹽地を三ッ繼合也、覆手の上に無甲てひらき也、くび殊のほかにそりて、柱ひきゝ也、轉手すへふくらにて、見めわろきなり、　其體如此、

〔江談抄三雜事〕朱雀門鬼盜取玄上事

玄上、昔失了、不知所在、仍公家爲求得件琵琶被修法、二七日之間、從朱雀門樓上、頸仁付繩天漸降云

云、是則朱雀門鬼盜取也、而依二修法之力一所レ顯也云々、

〔今昔物語二十四〕玄象琵琶爲レ鬼被レ取語第廿四

今昔、村上天皇ノ御代ニ玄象ト云フ琵琶、俄ニ失ニケリ、此レハ世ノ傳ハリ物ニテ、極キ公財ニテ有ルヲ、此ク失ヌレバ、天皇極テ歎カセ給テ、此ル止事无キ傳ハリ物ノ、我ガ代ニシテ失ヌル事ト思シ歎カセ給フモ理也、此レハ人ノ盜タルニヤ有ラム、但シ人盜取ラバ可レ持キ樣无キ事ナレバ天皇ヲ不レ吉ラ思奉ル者世ニ有テ、取テ損ジ失タルナメリトゾ被レ疑ケル、而ル間源博雅ト云人、殿上人ニテ有リ、此人管絃ノ道極タル人ニテ、此玄象ノ失タル事ヲ思ヒ歎ケル程ニ、人皆靜ナル後ニ、博雅清涼殿ニシテ聞ケルニ、南ノ方ニ當テ、彼ノ玄象ヲ彈ク音有リ、極テ怪ク思ヘバ、若僻耳カト思テ吉ク聞クニ、正シク玄象ノ音也、博雅此ヲ可二聞誤一キ事ニ非バ、返々驚キ怪ムデ、人ニモ不レ告テシ、襴姿ニテ只一人沓許ヲ履テ、小舍人童一人ヲ具シテ、衞門ノ陣ヲ出テ、南樣ニ行クニ、尙南ニ此音、有リ、近キニコソ有ケレト思テ行クニ、朱雀門ニ至ヌ、尙同ジ樣ニ南ニ聞ユ、然レバ朱雀ノ大路ヲ南ニ向テ行ク、心ニ思ハク、此ハ玄象ヲ人ノ盜テ口樓觀ニシテ密ニ彈ニコソ有タレト思テ、急ギ行テ樓觀ニ至リ著テ聞クニ、尙南ニ糸近ク聞ユ、然レバ尙南ニ行ニ、既ニ羅城門ニ至ヌ、門ノ下ニ立テ聞クニ、門ノ上ノ層ニ玄象ヲ彈也ケリ、博雅此ヲ聞クニ、奇異ク思テ、此ハ人ノ彈ニハ非ジ、定メテ鬼ナドノ彈クコソハ有ラメト思程ニ、彈止メ暫ク有テ亦彈ク、其ノ時ニ博雅ノ云ク、此誰カ彈給フゾ、玄象日來失セテ天皇求メ尋サセ給フ間、今夜清涼殿ニシテ聞クニ、南ノ方ニ此音有リ、仍テ尋テ來レル也ト、其時ニ彈止メテ、天井ヨリ下ルヽ物有リ、怖シクテ立去テ見レバ、玄象ニ繩ヲ付テ下シタリ、然レバ博雅恐レ乍ラ此ヲ取テ內ニ返リ參テ、此由ヲ奏シテ玄象ヲ奉タリケレバ、天皇極ク感ゼサセ給テ、鬼ノ取タリケル也トナム被レ仰ケル、此ヲ聞ク人皆博雅ヲナム讚ケル、其玄象于レ今公財トシテ世ノ傳ハリ物ニテ內ニ有リ、此玄象ハ生タル者ノ樣ニゾ有ル、弊ク

彈テ不レ彈負セレバ、腹立テ不レ鳴ナリ、亦塵居テ不レ巾ル時ニモ、腹立テ不レ鳴ナリ其氣色現テ見ユナリ、或ル時ニハ内裏ニ燒亡有ニモ、人不二取出一ト云ヘドモ、玄象自然ラ出テ庭ニ有リ、此奇異ノ事也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔百練抄四圓融〕天元五年十一月十七日、内裏燒亡、○中略

或記云、炎上之間、累代御物多紛失、牙御笏、紫檀御脇息、玄上等也、

十二月六日、玄上從二式御曹司東垣一付レ物拔落畢、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕永保三年七月十三日、主上○白河殿下○藤原師實南殿巽角御座ありて、藏人盛長をして、御比巴牧馬を召よせらる、則錦の袋に入て參たりけり、御覽ののち、大納言經信卿に引せられけり、きこしめして、玄象といかにと仰られければ、大納言申されけるは、昔前一條院御時、信明信義等を召て、此比巴どもを、ひかせられけるに、信明は玄象、信義は牧馬を彈ず、牧馬すぐれて聞ゆ、其時取かへて玄象をひかせらるゝに、玄象すぐれたり、其時の比巴の勝劣あらず、彈人によりけりと、奏せられけるを聞召て、玄象をとりいでゝ、ひかせられけるに、まことに勝劣なかりけり、此事、彼卿憶にしるしをかれ侍り、

〔百練抄九安德〕壽永二年七月廿五日、平家黨類前内大臣已下率二一族一出レ奔西國、天皇建禮門院同奉二相具一、○中略殿上御倚子、玄上、鈴鹿、皆以相具、　八月五日、玄上出來、大夫尉知康於二路頭一見付、即進レ院、

〔文保三年記〕玄上爲二盜人一被レ取了、而今年五月六日出現、其趣者、七條玄海法印之許ニ三百文質物ニ置レ之、一倍之後、紺將入道八百文買レ之、其後伊豫國住人志津河左衞門尉二貫文買レ之、琵琶造ニ令レ造二直之一、而琵琶造取二進鷹司殿一、北殿之處玄上ニテハ無レ之由被レ出了、其後進二九條殿一了、自二九條殿一被レ遣二西園寺一、付二玄上一之條、無二子細一之旨被レ申了、仍官人章房搦二取志津川左衞門尉、幷紺將入道等一了、玄海法印ヲバ、武家有二沙汰一未レ搦二取之一、依レ之官人章房可レ有二勸賞一之由、有二其沙汰一、下二賜院宣一了、

院宣云

玄上事、傳自巨唐萬里之海、備朝端之靈寶、至于正和五曆、於禁中令紛失、當代之始、不被用神宴、宸襟之底、尤所思食也、而糺彈玄像之所犯、召誡白波之凶徒、雖盛聖代之德化、豈非追捕之殊功乎、偏是依叡感之至、宜被行不次之賞、以此趣可令下知官人章房給者、院宣如此、仍執達如件、

五月七日　　宣房

謹上　別當殿

〔絲竹口傳〕琵琶寶物

○牧馬ハ、槽ニ四角アル馬ノ形ヲ、木繪ニ彫入タリ、延喜帝ノ御物也、玄象ヨリマサリテナルトナン、或人撥面ノ繪ニ牧ノ馬ヲ書タリト云、僻事也、

〔胡琴敎錄下〕琵琶寶物第廿一

或人云、牧馬は紫檀甲に、小馬を二三匹、木繪にえりいれたるなり、

師說云、少納言入道○藤原通憲示云、能鳴事は、日本第一比巴なり云々、然而玄上の絆あいかなひたるには、いかでかまさらん、

〔八音抄〕牧馬は、雨の目、鼠にかぶりあけられたり、隱月もひろけれども、こゑよし、それはべちの事也、玄上牧馬などになりぬれば、いづくいかなりといふ事あるまじ、但玄上は、いづくもめでたく作り、みめうつくしき比巴なり、されば こゑも、牧馬には遙にまさりたるにこそ、牧馬も甲腹とも、みめめでたき物なれども、玄上に少し作様をとりたることもあれば、聲もひとしからぬにや、ふるき記には、その聲玄上とおなじほどのものなりとあれど、玄上はまさりたりときこゆ、

〔絲竹口傳〕琵琶寶物

○無名ハ、モト蟬丸ノ比巴也、上東門院ヘマイラセタリケルガ、長雅三位アヅカリテ、三條ノ家ニオ

キタル時、燒失シケリ、

〔枕草子五〕むみやうといふびはの御ことを、うへ〇一條のもてわたらせ給へるを見などしてかきならしなどすといへば、引にはあらず、をなどをてまさぐりにして、これが名よ、いかにとかやなどきこえさするに、たゞいとはかなく、名もなしとのたまはせたるは、猶いとめでたくこそ覺えしか、

〔絲竹口傳〕琵琶寶物

小。比。巴。ハ、後冷泉院ノ御比巴ナリ、

〔江談抄三雜事〕小琵琶事

小琵琶高名之物也、件琵琶者、甚細カリケレバ、大過ナリトテ、宇治殿〇藤原賴通當時上手等召集、可レ鑑腹之由被レ仰、天、爲レ恐二靈物一召二有行一被レ卜レ筮、卜筮可也、

〔胡琴敎錄下〕琵琶寶物第廿一

四條宮の小比巴と云は、二條院御物也、當時若蓮花王院の寶倉にをさめらるゝか、主上御惱の剋、御比巴をみな、もろ〱のやしろに、御いのりに進せらるゝうち、一面のこるところなり、件比巴桑甲也、はらにきずあり、をのにてきりたる樣なるあとのあるを、さながら伏たる也、しかるにそのこゑ殊勝也、知足院殿〇藤原忠實玄上に緒かけしめ給し時、被レ引レ校に、敢不レ劣、仍舌を倍路女加志て止てけりと云々、たゞしこれ極ひが事也、玄上は、緒不レ叶一切不レ鳴、件時をほそくて、黃鐘調に調たりけるに、ゆる〱とありけり、仍其音小也、玄上の絃叶たらんには、雖二何比巴一爭か可二相及一乎、

〔八音抄〕小琵琶は、ちいさかりけるによりて、知足院殿〇藤原忠實の御時、うちをくりたらば、音いできなんとて、有行といふ陰陽師めして、御占ありて、慶敎僧正と申ける、めでたき人して、御祈ありて、腹をはなちて、うちをくられて、聊音出來たりと、日記にありとかや、きゝおきたり、それに去承元

二年八月十四日、三條白川の御所、院の御所にてありしころ、俄にめしありて參たりしに、この小琵琶を大隅守やすなりといふ物に、いださせおはしまして、これが聲のちいさくおぼしめす、腹をもはなち、かふべくはかへもし、いかにもし、こゑ大になしてまいらせよと、仰ありしかば、是は世あがりて、ひと沙汰候たる事なり、今いふがひなく候身にて、いかゞ候べからむと、いたみ申しかども、たゞいかにもして、こゑ大になして、まいらせよと、仰ありしかば、うちかへしひきかへし、引などしてよく／＼見しに、覆手の惡きと見いだしてき、ゆすの木にて、あつくにくさげに作て、ひき／＼とつけたりしかば、白辛の木にて、ゆたかに作てつけてみば、聲やすこし出來もせんと思ひて、そのよしを申しかば、まして覆手ばかりならば、速にとく／＼作かふべきよし、仰ありしによりて、覆手作かへて、同月十八日、つけて持て參たりしかば、神泉へ御幸なりたりし還御に、小御所に作まうけて、見參にいりたりしかば、比巴つくろひて參たりやと、仰ありしかば、具して參て候と申しかば、御前に人少々候しうち、なかいゑまいれとめして、比巴黃鐘調にしらべあそばして御覽じて、なか家いかにと、仰ありしかば、めでたく候、本の音には露も候はず、あらぬ物に候と申しかば、孝道〇原藤はいかゞいふと、木工權頭淸實に御尋ありしかば、利口し候はん者は、半分とも申候べけれども、三分一はこゑ出來て候とおぼへ候と申候と申しかば、又しばしあそばして、よくすぐに申さん者は、三分が二は出來たりといひてん、めでたしなど仰ありて、やがていらせおはしましゝかば、人々あなゆゝし、あなめでた、高名いかに／＼など、口々にいひあひたりき、なか家は、させるその事に堪たるにはあらねども、物をよく／＼聞しり見しりたるものと、君もおぼしめしたり、又實にもさあるさかしき物なり、これは身にとりては、今も昔もなき程の、高名とこそおぼゆれ、

〔絲竹口傳〕琵琶實物

。。渭橋ハ、唐ノ渭水ノ橋ニテツクレリ、肩三寸バカリ、或者キリテ盗タルヨシ云傳ラレタリ、アサマシク云ズヒナキコト也、後ニ肩ヤブレト號ス、撥面ニ唐人ノ床ニ居テ、白扇持タルヲ書タリトゾ、

〔江談抄 三雜事〕井手愛宮傳得事

渭橋、又高名琵琶也、三條式部卿寶物也、

〔八音抄〕井手は、なべての比巴よりは、そばのことの外にひきくて、纔に甲六分ばかりあり、腹のそり殊に高し、それによりて、覆手ゆゝしくたかし、覆手のたかさは、なべて四分とこそ申せども、腹のそりに玄たがふべし、五分ばかりもあり、井手は七分ばかりはあり、されどきはめてみめうつくし、音も殊にうつくし、いたくうつくしくて、たくましき所ぞいかゞとおぼゆれども、音勢もあり、甲は何にてかあると、いひ傳へたるらん、みゆる所は花梨木の目こまかによかりけるやらんとぞみゆる、

〔江談抄 三雜事〕井手愛宮傳得事

井手ト云琵琶高名者也、延喜孫ニ天十五宮〇盛明親王子仁愛宮ト申人ノ琵琶、傳今在宇治寶藏、

〔胡琴敎錄 下〕琵琶寶物第卄一

。。賢圓は桑甲、撥面は鹿の皮也、又云、腹は氣也、氣にて、半月計繼たり、〇中略

。殿。御前。　各比巴名也

師說云、故白河院御時、紫檀甲比巴十六ちやうつくらる、そのうち寶物おほし、いはゆる殿、御前兩比巴、すなはちこのうち也、故二條院御時、比巴えらばせ給し時、殿、御前止云比巴ありとばかりはきかしめけれど、見しれる人なし、故御室御まいり時、御ものがたりの時、御たづねありけるに、かの殿、御前のしさいを令申給、これともに紫檀の甲也、兩比巴同體に、唐人の漢合子を持て、鷹かひたるをかきたるにとりて、其人かたち、おとこをかけるをば、殿となづけ、女をかけるをば號御前、

云々、依此御物語、重令撰尋給ところに、その比巴いできたる、御感悦しきりにあり、すなはちひき心みさせ給ふ、殿は音勢ありてよくなる、御前は無音勢、又くびふとくて、ひきにくし、當殿下、大將御時、參内令彈比巴給之時、かの御前を給はらしめ給、予申云、この比巴貴重の物也、たふく絶妙にあらずといへども、見どころ候、ひきにくきところをなをし候なば、さだめてたへなるものにまかりなり候歟、○註略予ちよくぢやうによりて、禁中にして、寶物どものこゑわろき事あるを、みな悉く、しゆりをくわふるに、だい分はなをる、これを大將殿御覽じて、予參入之時、ひそかに是をなをさる、くびのふときを、ほそくなしをはぬ、よて音勢もいできたる、又ひきよくもなれり、この事を二條院つたへきこしめして、この比巴を御覽ずべきよし、おほせくださる、すなわちまいらせらる、こゑ神妙なり、ついにとゞめられ了、たゞし他所にてなをりたる事を、すこぶる遺恨し給、かのあいだ、御手づから雁義をめして、くびを猶ほそくなさんと、すらせ給けるあいだ、雁義はしりて、きずつけり、これをすりうしなはんと、すらせ給ける程に、くびあまりほそくなりて、あやうきものになりにたり、又よく調べをきて、これをならせば、四絃こゑさがる事あり、これくびほそきによりてなり、

〔八音抄〕蓮華王院の寶藏に寶圓御前丸とて二あり、寶圓まことに音うつくしけれども、雜木の甲にて、みめいとあやしげなり、甲は桑つみ、腹は志らめなる槻のまさ、腹のわれたる、はせわには、目のとほり程に、ふた方ながら、かしの木を入たり、御前は紫檀の伏甲なり、うちきゝたる、まことによき物なり、既に寶物になりにたり、されど志たゝか二三日もひきなやしてば、音うせんずるものなりとみき、是はゆゝしきおこの申樣なり、

〔胡琴敎錄下〕琵琶寶物第廿一

十二時は、由志の甲、撥面には、乘鹿たる人をかけり、たゞし人形はきえて見えず、撥面の地皮、あか

きにあらず、あいのかはか、くびしたん、乘絃これおなじ、落帶には畫十二時形云々、建久三年十月、作改覆手、

麝香　丁子各花梨木甲

已上三張、基綱帥、於鎭西作之、此二比巴、各腹中に入麝香丁子等令薰云々、

〔八音抄〕近衛の大殿殿下に十二時といふ御比巴あり、雜木の甲の、みめ音たかなる比巴なり、此外我も〳〵と、よき物もちたりげに、思ひあひたれども、皆指事なし、必よき琵琶引懸とりたるとて、よき事あるまじけれども、思へらくは、よからん、まねぶべきにや、たとひ聲思やうならずば、みめだにもさる體にありたきぞかし、

〔江談抄雜事三〕小螺鈿事

小螺鈿、高倉宮琵琶也、木繪琵琶、又有殿下、元興寺一名號切琵琶、後冷泉御寶物也、元ハ元興寺ノ財也、而後冷泉院東宮之時、件寺別當爲充寺修理用途、後朱雀院以納殿金令買之、獻東宮給也云々、〇中略

元興寺琵琶事

元興寺ト云琵琶ハ、名物也、爲修造仁遣保仲許之間、念珠造盜取、切尻了、仍號切琵琶、後冷泉院寶物也、

〔古今著聞集偸盜十二〕元興寺といふ琵琶、左右なき名物也、紫檀のこう、ふと絃、ほそ絃、あひかなひて、音勢も有て、目出度琵琶にてぞ侍ける、件の琵琶は、むかし彼寺修理の時、用途のために、其寺の別當たりけるを、後朱雀院春宮の御時、買めされにけり、修理をくはへらるべき事ありて、保仲がもとへつかはしける時、何と有けることにか、其使念珠引が妻なりけり、其間に彼使の男これを見て、甲のしりのかた、三寸計をぬすみてきりてけり、あさましなどもいふばかりなし、さてあらぬ木

にてつがれにけり、いく程の所得せんとて、かくばかりの重寶を、かたばかりなしけん、盗人の心、いづれもとはいひながら、うたてく口をしかりけるものかな、

〔看聞日記〕永享五年八月一日、早旦室町殿御憑進之、○中略內裏へ御琵琶一面、號白玉、菊第左府灌頂之時、大通院木枕被進之琵琶也、予(後崇光)自初學之時、手馴器也、此外兩種進仙洞、　廿二日、園中納言先日參之時、木繪琵琶所持之由申、承久琵琶合木繪歟、不審之由申、予於菊第先年木繪一見、細河武州後室禪尼、鹿苑院殿○足利義滿爲進、件琵琶袋新調、紘爲令懸、菊第へ送遣、其時一見畢、若其器歟之由相語之間、可入見參之由申、今日進之、木繪琵琶合木繪、甲紫藤也、是者淺木之間非名物歟之由返事畢、此器或人沽却を買得云々、鹿苑院殿泰山府君祭ニ多之器被出、其中歟、若陰陽師令沽却歟、不審、何樣ニも非名物歟、

〔胡琴教錄下〕琵琶寶物第廿一

小○夏○女○　花園左府御比巴也

小○鼓○　俊綱比巴也、腹に大なる立破の二所有也、甲は花梨木歟、

瞿○麥○　赤木甲、はなやかにあかゝらず、下品の花梨木の色也、撥面になでしこをかく、半月のえりやう不似常、如此廣く短、基綱帥於鎭西所新造之比巴、十二時、麝香、丁子、おなじくつくる也、そのつくりをしらずば、このつくりの中に寶物おほかる也、

懷○猫○　由志の甲、撥面に漢人の猫懷たるをかく、繪はたしかにも見えず、落帶には瞿麥の樣なる漢花をかきたり、覆手頗下にて無音勢、瞿麥には頗劣也、くびは蘇芳也、師說云、此比巴やまもゝの藤三つくりと云々、このつくりは、そのしるしおほかり、一は覆手に有甲、一にはしとゞめまろにて、わづかにほそくなれり、　如此、一は頸のね四方なる樣也、一は反手なげたりと云々

愚案、是等つくりやう以前に所レ注之筋、若可レ作に相似、若所レ作之書失歟、又兩人同體好之候か、○中略

狩葉と云は、二條院御比巴也、白キ花梨木の甲、あたらしき比巴也、撥面に、鷹居たる人の、物にゑりかけてゐたるをかけり、まへにいぬ有り、たゞしこの比巴、自二上古一非レ有二其名一、二條院御宇、箏比巴撰定之時、箏八張、(七張桐甲、一張鹽地、)比巴十六張之內、依レ勝二其容一、被レ付レ名之刻、就二撥面繪一號レ之、但此比巴、もろ〳〵の調子に、そのこゑ皆以よき也、笛盤涉調之時、風香調をあげず、四絃かならずきる、きはまりなき大難也、あたらしき比巴の大なる是也、抑世に又、狩葉とせうする比巴あり、これはまことなき狩葉也、治部卿女(信綱)二條院に祗候之時、頻有二鳴呼之氣一、因レ玆以二他比巴一號二狩葉一給レ之、其時源少將通能、相摸前司信保、大膳大夫濟綱、幷予等讃云、寶物令レ給、以外勝事也、治部卿彌喜悅無レ極、此四人依二內々御氣色一、所レ令レ給也、件比巴其源雖二尾籠一、今列二寶物一、在二蓮花王院寶藏一、そのゆへは、治部卿の手より、住吉神主傳得、神主後白河院に進二上之一、かの比巴、花梨木甲也、撥面の繪は、大略如レ本、狩葉古比巴のよく〳〵試たる也、

〔源平盛衰記三十一〕青山琵琶流泉啄木事

抑此琵琶ハ、承和二年ニ、掃部頭貞敏ガ、勅宣ヲ蒙、大唐國ニ渡ツヽ、廉承武ニ謁シテ、秘曲ヲ傳ヘ、習シニ、二ノ琵琶ヲ得タリキ、玄象、青山是也、博士此琵琶ヲ彈ジツヽ、曲ヲ貞敏ニオシヘシニ、青山ノ綠ノ梢ニ、天人天降ツヽ、廻雪ノ袖ヲヒルガヘス、博士瑞相ニ驚テ、青山ト名ヲツケキ、又此琵琶ノ造樣、紫藤ノ槽ニ、桵(シホヂ)(○桵原作レ拔、據二一本一改、)ノ腹花梨木ノ頭ニ、同天首、黃楊ノハン首ニ、同撥、白心ノフクジユニ、虎ノ皮ノ撥面、落帶ナリ、撥面ノ繪ニハ、夏山ノ碧ノ空ニ、有明ノ月出タル樣ヲ書タレバ、青山共名附タリ、譬バ撥面ニ牧ノ馬ヲ書タレバ、彼琵琶ヲ牧馬ト云如也、昔村上天皇御宇ニ、月明々トシテ陰ナク、風颯々トシテ最冷、秋夜深更ニ臨テ、御寢キ折節、御心ヲ澄シツヽ、此青山ヲ取出御座シ

琵琶合

テ、御自萬秋樂ノ秘曲ヲ彈ジ給ケルニ、撥ノ音ニヤメデタリケン、月モサヤケキ軒端頭ニ、天人天降給テ、五六帖ノ秘曲ノ時、廻雪ノ袖ヲ翻シ、雲井ニ登給ニケリ、懸ル目出タキ琵琶ナレバ、其後凡人引事ナシ、仁和寺宮ニ傳リ、代々此御所ノ重寶タリケルヲ、皇后宮亮經正十七ニテ初冠シテ、聽テ五位ニ成、スキ額ノ冠ヲ給テ、宇佐宮ノ御使ニ立ラレケル時、申預テ下ツヽ、當社權現ノ神前ニテ、盤涉調ニテ青海波ヲ彈ジ給ヒケル、○中略凡人此琵琶ヲ彈ズル事ハ、經正計ゾ有ケル、

〔看聞日記〕永享二年十一月廿日、巳刻御神樂、末剋御遊云々、○中略

琵琶

園前中納言（此器號巖、菊亭家門相傳器也、家門斷絕之後、仙洞被召置、）

〔順德院御琵琶合〕承久二年三月二日

一番（左末濃 右井手）

末濃、上下の音相叶て殊勝なり、もと腹の木、甚やはらかにして、其音りやらめく所なし、然去頃（承久二年二月）あらたに腹を造改て後、其音すでに一倍せり、如御遊之時、殊勝なるのみにあらず、大樂の時、於樂屋これを用むかた、同以相兼たり、

井手、殊有音勢、自昔名譽ことなる物なり、平等院經藏の琵琶の內、本願ことに此を重ず、けぢかくて聞には、渭橋に不可過歟、然せめぢからことに有て、たとひ盡力て彈之といへども、聊もひゞらぐ所なし、至其條者、靈物之外、これに過たるはなし、於大樂中彈之に、其音不可有不足、是は貞保親王（傳愛宮）琵琶也、此番、左右共爲名物之上、實にも無勝劣、井手は其音甚烈、嘈々如急雨、末濃は其音尤健、四絃一聲如裂帛、此を持と可定、

二番（左木繪 右小琵琶）

木繪音勢などは、いたくおほきならねども、こはいろことにうつくしく、ゆる／＼ときこゆ、幽咽

泉流水上難めるににたり、昔は攝錄の家の寶物にて、鳥羽院御時より、被施入勝光明院、小琵琶、こはいろことにうつくし、またしたゝかなる所もあり、大略其音左右相似たり、宜爲持、これは上東門院の琵琶云々、

三番　左花園　右狛犬

花園、有音勢、新造の琵琶也、凡近代の琵琶、五嶺嘉木五折殊材、たやすからねば、半以花梨木造て、其中には聊りやらめく所なり、

狛犬、孝定琵琶也、本名師子丸、もとはこはいろかはきたるやうにて、したゝかなるばかりなり、孝道傳得て後、樣々につくろはしむといへども、無殊事、然近日仰孝道て、隨造樣て、その音ことなる事をしらむため、折文梓割香檀て、新に造五六之琵琶、これを試、次孝道造改此琵琶、仍其音事外に心づよくなれり、音勢もとよりはちいさくなりたれども、こはいろすこぶるしなある所出來、然而猶花園、普通の琵琶にとりては、よきびはなり、仍爲勝、

四番　左賢圓　右三等

三等、音勢あり、こはいろなどは、いと最上にはなけれども、よき琵琶がらなり、

賢圓、こは色はあしからずといへども、音勢もなく、雜木の琵琶なれば、りやらめく所はなけれども、嵯峨供奉が琵琶たるによりて、先達頗賞翫之、然而三等は、甲も紫檀にて事外によきものがらなれば、いかでかかたざらむ、

五番　左十二時　右新御前

十二時、音勢などはあれども、音色いとよくもなし、雜木の甲なりといへども、みめよし、音も普通には無過失、

新御前、音勢は大略同程なり、こは色は頗勝歟、仍爲勝、此は蓮華王院寶藏の琵琶を、暫持明院入道

親王被ㇾ申ㇾ預之、

六番 左大鳥 右黄菊

大鳥、有ㇾ音勢、したゝかなる比巴也、こはいろはなつかしく、けぢかき所はなけれども、せめぢからあり、普通にはよき琵琶なり、

黄菊、依ㇾ爲ㇾ紫藤甲、音色殊すめる所なり、仍爲ㇾ勝、共新造琵琶なり、

七番 左大唐花 右御前

大唐花、殊有ㇾ音勢、上下不ㇾ相違、なつかしくりやらめきたることは、なけれども、よき琵琶なり、新造琵琶内なり、

御前、名物之外には、名譽の物なり、有ㇾ音勢、凡の柱などはつよくなる、よき比巴なり、但甲のうちとに、紫檀を伏、中ごろおほく用ㇾ此樣、仍ことなるりやらめき聲などはなし、然而きこえたかき物なれば、右つよき持とす、

八番 左三日月 右小唐花

三日月、普通には無ㇾ過失ㇾ物なり、りやらめき音などはなけれども、音色も尋常なり、ことに風香調などにて、よくなる比巴なり、新造琵琶内なり、

小唐花、よき琵琶なり、りやらめき聲などは、あながちにすぐれねども、こはいろなどはゆへ候てきこゆ、右つよき持などにや、

九番 左白龍 右新白象

新白象、紫檀のふせたればにや、音色などはあしからねども、淺々とある音なり、中品の物なり、今日番十三番内、この比巴劣也、あら琵琶の中に、尋常の物は、兩三あれども、いまだつくりさだめぬものなれば、無ㇾ左右ㇾ決ㇾ勝負ㇾ事、就ㇾ善惡ㇾ依ㇾ可ㇾ有ㇾ後悔ㇾ今日不ㇾ番之、仍古物なるに付て、所ㇾ入之也、

白龍、依爲紫檀甲、こはいろ頗優なり、非凡名物、幷黃菊之外、無可番比巴、然而比巴は、隨時其音有勝劣出來事、仍令執勝負之故、猶豫して不合之、中々所番異樣物也、實以雲泥なり、新造琵琶中上品也、

十番　左犬引　右毛長犬

毛長犬、有名譽物なり、實にも有音勢比巴なり、然今日事外に、其音勢劣にきこゆ、依爲雜木琵琶歟、

犬引、雖爲花梨木甲、其音頗尋常なり、けぢかきさまのこゑあり、尤爲勝、

十一番　左渭橋　右大紫檀

大紫檀、頗宜物也、こは色などはゆへ〳〵しき所あり、音勢はさまでならねども、あしからぬ比巴なり、

渭橋、音勢もあり、こは色殊勝なり、したゝかなる所もあひぐせり、爲名物之內上、其音も優なり、可爲勝、紫藤甲也、以渭水橋造之、仍名渭橋云々、或說云、爲堯比巴也、仍號爲堯云々、爲堯者正曆比人也、其以前は名なき歟、此說頗不審也、凡我朝比巴、有十之名物、其內無名、中古に令燒失之後九也、仍今日渭橋を普通の比巴に番、尤念なし、須今一面被加之、新造琵琶中に、可然之物雖有一兩、すべて琵琶は年序久積後、顯其音之淵源、依之容易加新造之琵琶、旁所令猶豫也、

十二番　左良道　右元興寺

良道、こは色ことにうつくしゝ、いか〳〵しきところもあり、音勢はちいさけれども、りやらめき聲など殊勝なり、右大臣是公孫藤原良道比巴也、仍號良道云々、或說云、著裲襠者を圖撥面、依之稱裲襠云々、

元興寺、こは色ことにいさぎよくもろし、りやらめく所あり、此比巴、其音似大珠小珠落玉盤、むかしは令施入元興寺之琵琶也、長曆年中、彼寺別當、以之欲充脩理用途、此由達叡聞、賜納殿砂金召之云々、至于後冷泉院在禁裡、其後富家入道〇藤原忠實令置平等院經藏、而元久二年二月、替比巴笛等令

聲調

取之、殊在名譽之上、實にも殊勝物也、聊右つよき持とすべし、

十三番（左玄象　右牧馬）

玄象、依不及勝負沙汰、音次等同不注之、凡者我朝寶物雖區、或時代久積、無叶當要、或短慮不及之間、雖辨善惡、咸池者黃帝樂也、子野不聞齊鞮咬、良職者吳王踋也、孫陽不見同騺蹇、今此至玄象者、潛魚之無心も、幼兒之不言も可感之、誠是日域無雙靈物、宸居累代名器也、

牧馬、醍醐天皇御比巴也、玄象ともに、朝夕に翫之給云々、稱二靈物、卽是也、りやらめく音をもちて、琵琶の至極とする事、この二の靈物よりおこれり、今日依不決勝負、不及彈樂、纔轉軸撥絃て、聞其音に、物よりやぶれいづるがごときのこゝろあり、所謂銀瓶乍破水漿迸、卽この音のすがたなり、凡雖長此道之者、一兩月も彈後、粗可知其音之淵源、然心疎五色之和、耳幽八音之調、纔以曲調兩三聲、不可測其淺深、譬如不登高山不可知天之高、其上數年經藏の塵にうづもれて、手ならされざる、多在其中、然今日雖注之、莫備後代龜鏡、

〔歌儛品目〕二（律呂聲調）三絃調名

琵琶　調絃

壹越調（琵琶雙調）　一（黃鐘）　乚（壹越）　ク（平調）　ユ（黃鐘）

以乚合宮、（笛六）以乚合一、（笛夕）以乚合斗、（同音）以一合ユ、（同音）以ユ合ク、（笛千）以ユ合乙、（同音）以乚合也、（同音）

平調（琵琶宮調）　黃一（平調）　乚（盤涉）　ク（平調）　ユ（黃鐘）

以ク合宮、（笛千）以ク合一、（同音）以ク合乚、（笛中）以ク合コ、（同音）以ク合ユ、（笛夕）以ユ合乙、（同音）以乚合八、（同音）

雙調（琵琶返風香調）　一（雙調）　乚（黃鐘）　ク（壹越）　ユ（雙調）

以一合宮、（笛上）以一合ユ、（同音）以ユ合ク、（笛六）以ユ合乙、（同音）以ク合乚、（笛夕）以ク合コ、（同音）以乚合八、（同音）

黃鐘調（琵琶風香調）　一（黃鐘）　乚（神仙）　ク（平調）　ユ（黃鐘）

以レ一合レ宮、笛タ　以レ一合レ工、同音　以レ工合レク、笛千　以レ工合レ乙、同音　以レク合レ乚、笛丁　以レク合レ乚、同音　以レ乚合レ一、同音

水調　一黄鐘　乚盤涉　ク平調　工黄鐘

以レ一合レ宮、笛タ　以レ一合レ工、同音　以レ工合レク、笛千　以レ工合レ乙、同音　以レク合レ乚、笛中　以レク合レ口、同音　以レ乚合レ八、同音

盤涉調琵琶平調　一下無　乚盤涉　ク平調　工黄鐘

以レ乚合レ宮、笛中　以レ乚合レ一、笛五　以レ乚合レ斗、同音　以レ乚合レク、笛千　以レ一合レ七、同音　以レク合レ工、笛タ　以レ乚合レ八、同音

大食調琵琶返黄鐘調　一　乚　ク　工○以下與二平調一同、故略、

貞敏所レ定四調

風香調合二笛黄鐘調一　返風香調合二笛壹越調雙調一　黄鐘調合二笛平調一　清調合二笛平調盤涉調一○中略

八調三五要錄曰、私案、琵琶調于品、上古各用二本調一、絃管無レ異、師以二琵琶平調一、合二笛平調一、以二琵琶黄鐘調一、合二笛黄鐘調一、而我祖師守宮令(藤原貞敏)令レ定二四調一、備二雅樂一、所レ謂風香調、返風香調、黄鐘調、清調是也、今世以二琵琶風香調一、合二笛黄鐘調、盤涉調一、以二返風香調一、合二笛壹越調、沙陀調、雙調、水調一、以二琵琶黄鐘調一、合二笛平調、性調一、以二琵琶返黄鐘調一、合二笛盤涉調一、以二返風香調一、合二笛壹越調一、時、絶急易レ絶、調香雜レ和、愛以二琵琶雙調一、合二笛壹越調一、以二琵琶平調一、合二笛盤涉調一、緩急得レ中、清濁叶レ宜、故用二件八調一、以彈二調曲一焉、

風香調（フウカウテウ）此音チ、フツキヤウトハ讀ムハ、誤ナルニヤ、更科日記(中略)琵琶のふかうてうゆるらかにひきならしたる、いといみじく聞ところに、また枕草紙に、しらべはふかうてう、わうしきてう、按ズルニ、風香ハモト楓香ナル歟、琵琶錄、及樂府雜錄、共ニ楓香ニ作ル、楓香ハ木脂ノ名、本草綱目ニ詳カナリ、風香ニ作ル者ハ、陳氏樂書ニ見ユ、

〔夜鶴庭訓抄〕比巴調等

壹越調　索性　雙調　沙陀調
平調　大食調　乞食調　小食調
道調　黄鐘調　水調　盤涉調
風香調　返風香調　林鐘調　清調
鵾孔調　難調　仙寫調　鳳凰調
鴛鴦調　南呂調　玉神調　碧玉調

啄木調　仙女調

以上廿六調也

〔歌儛品目二律呂聲調〕三絃調名

琵琶○中略　廿六調　壹越調（中略）夜鶴庭訓抄、按ズルニ、漢土ニモ琵琶八十四調ノ名アリ、其品目未ダ詳、夢溪筆談曰、前世遺事、有ニ於古人文章中一見レ之、元稹詩有ニ琵琶宮調八十一、三調絃中不ニ彈出一、琵琶共有ニ八十四調一、稹詩言ニ八十一調一、人多不レ喩ニ所謂一、予於ニ金陵丞相家一、得ニ唐賀懷智琵琶譜一冊一、其序云、琵琶八十四調、內黃鐘太簇林鐘宮聲、絃中不ニ彈出一、須ニ管色定一レ絃、其餘八十一調、皆以ニ此三調一爲レ準、更不レ用ニ管色定一レ絃、始喩ニ稹詩言一、如ニ今之調一レ琴ト、其調絃ノサマ、想像スベシ、又陳氏樂書一百三十七卷、琵琶ノ條下ノ注文ニ、琵琶ノ諸調ノ名見ヘタリ、今因ニコヽニ附錄ス、曰、昔王保義有レ女、善彈ニ琵琶一、夢異人授ニ之樂曲一、其聲淸越、類ニ於仙家紫雲之亞一、□□所レ傳之曲、有ニ道調宮、玉宸宮、夷則宮、神林宮、蕤賓宮、無射宮、元鐘宮、黃鐘宮、散水宮、仲呂宮、商調、獨指泛□□好仙商、側商、紅綃商、風香林鐘商、醉吟商、玉仙商、□□調、角調、醉吟角、大呂角、南呂角、中呂角、高大植角、□□角、羽調、背風羽、背南羽、背平羽、應聖羽、玉□□玉宸羽、風香調、大呂調、曲名亦同、人間有ニ涼州、伊□□渭州、甘州、綠腰、莫靻、傾盃樂、安公子、水牯子、阿濫、□□勝一、凡二百餘曲、所レ異者、徵調中彈ニ湘妃怨一、哭顏回、常時胡琴不レ彈ニ徵調一而已、亦異事也トアリ、合セ攷フベシ、

〔胡琴敎錄上〕諸調子品第七

師說云、二條院御宇、予祗ニ候樂所一之比、事ノ次に仰られていはく、ふるきふにこれをのするところ廿八ヶ調、いかやうにぞむずべきぞや、仰ニ合通能一源少將、御比巴師、しらべこゝろむと思ところに、一切不被ニ調爲一之如何、申云、一々被ニ調候物を仰云、ことのしらべ如何、申云、合音少々しるしつくといへどもくはしからず、これによて次絃合ノ調所探候也、呂律又見ニ絃合調一之由令ニ申畢、頗御感氣あり、依仰件等ノしらべに、皆ことごとくに、呂には武德樂の急、律には五聖樂の急等、譜をつくりてまいらす、仰云、この外またつくる事あり、あたらしきしらべをや申云候なん、そのゆへは僧都玄雲、そのかみ比巴のふるきふ一卷をくりつかはじていはく、是誰人所ニ作哉、有ニ安得之令一披ニ見之處一、あたらしくがくにあらず、又ふるき譜にあらず、つくる所のてい、しんしんなり、さらに呂律三のしらべをつくるならびにをあはせかきあはせのきよくをつくる、ふるきかきあはせのことばなもてわたしひくつくるところの心ざしは、風香調はそのこゑたかく、返風香調はほかにゆるべり、これともに失也、これら

をひとしくなして、絃をみなをなじ程につくる也、合笙竹注合音者、有安又不知誰人所為、以之案之、あたらしきしらべ、なんぞ候はざらんや、おほせにいはく、件のふるきふ御覽ずべし、すなはち呂を進覽、おほせにいはく、これはやがて有安がつくる所也、現々とふるし、奇物哉と仰せらる、われ東西をうしなひて申て云、みちをふかくたづねしる事は、かへてよしなき事と、ふるき人申候、すでにこの事あいかなひ候、爭以犯書奉謀君候哉、凡是非不及陳申之由令申畢、無詳御返事、好上有失と云は、すでにかくのごとくのことか、こゝろうきことにあひたりし也、なに事にもよういすべきなり、愚按笛盤涉調のとき、ふつうには風香調を用ゆ、しかるに緒されて比巴あがらざる事あり、その時は下り調とて、他の調にてこれをひく、俗云、くだんのしらべに二の名あり、經信卿方には盤涉調となづく、院禪がりうには平調とがうす、こゝにわれふるきふをひきみる所に、廿八ケ調の中、かのふたつのしらべ、ともにこれあり、たゞし平調は今のしらべにあひかなふ、盤涉調はをのしらべやうにおなじけれども、發音更りて今もちゆるしらべにあはざる也、をあはせに顯然也、いはゆる平調の時は、乙八をもてかうのこゑとす、一七をもてをつとす、盤涉調は一七をもてかうとす、以下ム爲乙、しからばすなはち笛の盤涉調にあはせて、平調としらべて、かのををあらためずして、比巴の盤涉調をひかんには、笛の下無調にあはするなり、世人委不引考か、不足云也、此事予密考出て、筑州にひやうぢやうせしめし所、かんたんしきり也、卽二條院御時、諸調子探、ふの草案をとり出して、被披見之處、件の譜にもそのよしをしるさる、兩人こゝろをなじくかよふ事、けふある事なり、たゞしこれ他人一切しらず、もはらこれをひすべし、

師說云、土左大臣殿、御上洛の時、四ケ條のふしむを奉問、一には往昔は雖多曲調、中古所用四調也、見南宮譜、風香調黃鐘調しかるに今の世雙調平調これをひきくはふ、この條南宮のふのをくがきのむねにまかせて、以案譜ひきいだすところか、しからばいづれの時よりもちゆるぞや、答云、しから

ざる所なり、一には春鶯囀颯踏、入破樣ノ物、謬而以只拍子譜、押彈樂拍子事、此條に何樣にぞむずべきや、御答あきらかならず、此事只今はじめて有案御氣、暫思惟して誠にしかありとおほせられてつぶさに載右、

〔樂家錄 九 琵琶〕琵琶調之法

凡琵琶之調、五調共四絃皆以散聲定其調、而後按柱復正之、宮音者以右中指調之、自是調他絃者用中指與大指、又二絃連續調之、則以中指搔撫之調、（或曰、蘇合香曲傳授之輩、以骨爪調之、不然則不許之云々、尤無用掛爪之例、）

壹越調（此章中以調名爲律名者、隨于本朝之說、已下倣之、）

壹越調先定二絃於壹越、次自二絃生四絃之音黃鐘也、次自四絃生三絃之音平調也、次自四絃生一絃之音下黃鐘也、

按柱試之法

定二絃於壹越、而四生黃鐘、（按四絃之四柱、則與二同音、）自四三生平調、（按三絃之四柱、則與四同音、）從四一生下黃鐘、（按一絃之四柱、則與二同音、）

散聲（一本聲作音、）

一下黃鐘、二壹越、三平調、四黃鐘也、

平調

平調先定三絃於平調、次自三絃生四絃之音黃鐘也、次自三絃生二絃之音下盤涉也、次自三絃生一絃之音下平調也、

按柱試之法

定三絃於平調、而四生黃鐘、（按三絃之四柱、則與四同音、）自三二生下盤涉、（按二絃之四柱、則與三同音、）三一生下平調、（按一絃之四柱、則與四同音、）

散聲

一下平調、二下盤涉、三平調、四黃鐘也、

雙調

雙調先定四絃於雙調、次自四絃生三絃之音、壹越也、次自三絃生二絃之音、下黃鐘也、次自四絃生一絃之音、下雙調也、

按柱試之法

定四絃於雙調、而三生壹越、按三絃ノ四柱、則與四同音、從三二生下黃鐘、按二絃ノ四柱、則與三同音、一生下雙調、按一絃之一柱、則與二同音、

散聲

一下雙調、二下黃鐘、三壹越、四雙調也、

太食調

太食調散聲、及相生之法、同于平調、因略焉、

黃鐘調

黃鐘調先定四絃於黃鐘、次自四絃生三絃之音、平調也、次自三絃生二絃之音、蓋其法按二絃之三柱、以爲同音、不按二絃、則下神仙也、次自四絃生一絃之音、下黃鐘也、

按柱試之法

定四絃於黃鐘、而三生平調、按三絃之四柱、則與四同音、自三二生、其法舉前、按四絃之二柱、則與四同音、四一生下黃鐘、按一絃之二柱、則與二同音、

散聲

一下黃鐘、二下神仙、三平調、四黃鐘也、

黃鐘呂調

黃鐘調者律之調也、又有號呂調者、彈黃鐘鳥急之時用此調、最彈之中有一傳習也、至鳥急用此調者、是從呂渡之故也、其法先定四絃於黃鐘、次自四生三、平調也、次自三生二、下盤涉也、次自四生一、下黃鐘也、

按柱試之法

定四絃於黃鐘、而三生平調、(按三絃之四柱、則與四同音、)自三生下盤涉、(按二絃之四柱、則與三同音、)自四生一下黃鐘、(按一絃之一柱、則與二同音、)

散聲

一下黃鐘、二下盤涉、三平調、四黃鐘也、

盤涉調

盤涉調先定二絃於下盤涉、次自二絃生三絃之音、平調也、次自三絃生四絃之音、黃鐘也、次自二絃生一絃之音、下下無也、

按柱試之法

定二絃於盤涉、而三生平調、(按二絃之四柱、則與三同音、)自二一生下下無、(按三絃之一柱、則與一同音、)

散聲

一下下無、二下盤涉、三平調、四黃鐘也、

狛調

狛壹越調散聲、及相生之法、同于平調、因略焉、

狛平調散聲、及相生之法、同于盤涉、因略焉、

狛雙調散聲、及相生之法、同于黃鐘、因略焉、

清調之法

琵巴之平調盤涉兩調之中有號清調者也、調及樂譜之定法異焉、其法以同曲易調及按之法、而同音彈之調也、蓋非如壹越調中有沙陀調也矣、或曰、琵巴數絃彈之時、堪藝之輩一人以清調交彈耳、非初學所爲之云云、（凡彈清調之時、有於平調盤涉之兩調以四絃抵之、或以三絃抵之、而於清調以一絃以二絃者也、堪琵琶之人可自知耳、古來樂譜不過六七曲、然堪能之人隨時製之以彈之故、古譜不多也、彈之時口傳有之、）

平調之清調

先定二三絃於下平調、次自三絃生四絃之音下盤涉也、次自四絃生一絃之音下盤涉也、○中略

盤涉之清調

先定二三絃於下盤涉、次自三絃生四絃之音下無也、次自四絃生一絃之音下下無也、○中略

琵琶之七聲

抑琵琶之律聲、總有二十聲也、如何者、施四柱而每柱按之、則爲十六聲、加之散聲四、則總二十也、（散聲者、不按柱之聲也、）然此中有同律、故於壹越、平調、雙調、太食、高麗壹越之五調、則止於十聲、於黃鐘、盤涉、高麗平調、高麗雙調之四調、則止於十一聲、惟每調約於七聲爲樂耳、○中略

琵琶調名之異說

琵琶調之異名、凡有七、不知所以其名、舊記之說亦不一、姑記所傳耳、一曰雙調、壹越及沙陀調之異名也、二曰盤涉調、亦黃鐘調、平調之異名也、（舊記曰、見于孝博譜云々、）三曰壹越調、雙調之異名也、四曰風香調、黃鐘及水調之異名也、（一說、盤涉之異名云々、）五曰返風香調、雙調之異名也、（一說、雖黃鐘之異名、未詳、）六曰返黃鐘調、太食之異名也、

（右所擧者、舊記說也、不知名之故、或曰、當初爲深秘之、隱本名者乎、然是亦想臆說耳、）

〔枕草子九〕たらべは　ふかうてう、わうしきてう、

〔河海抄十七橋姫〕わうしきてうにたらべて○中略　此黃鐘調は笛の黃鐘調歟、琵琶の風香調也、琵琶の

黃鐘調にはあらぬ歟、凡琵琶は、風香調、返風香調に秘曲あり、楊眞操、流泉等の曲なり、仍以₂此調子₁爲₂先、琵琶の黃鐘調は、笛の平調にあはするなり、掃部頭貞敏、四調をさだめたり、〇下略

〔更科日記 下〕春がすみおもしろく、空も長閑にかすみ、月のおもてもいとあかうもあらず、とをうながるゝやうに見えたるに琵琶のふかうてうゆるやかに、ひきならしたる、いといみじく聞ゆるに、〇下略

〔十訓抄 四〕二條院御遊ありけるに、呂をかりて律にうつりける時、みかど御比巴にて、將律の音をひかせ給けるに、只打聞ば呂をしらべにて、律の聲引べきやうもなければ、御失錯と可₂然人々かたぶき給けり、事はてゝ後、御かへり有て、律にならんとする時、將律の音をひくは定れることなり、各かたぶき申旨いかにと、仰事ありければ、皆口を閉て、のべ申人なかりけり、

〔樂家錄 九琵琶〕將律音說

或曰、將律之音、時人多疑₂之、因誤₂其解₁字之法₁也、將字可₂再讀₁之也、其意將₃自₂呂移₁于律₂之謂也、如₂此解則無₂疑惑₁也、凡本文以₂呂調₁彈₂律之七撥等之音₁、以知₂其大意₁、而定₂于律調₁彈₁之謂也云々、

〔夜鶴庭訓抄〕比巴

一　乙　イ　上 比巴絃名也

斗乞之也、數秘言選、几十比法、ユ下七八、ことの名也地

ことぢとは、ちうといふものゝうへに、をのある所ごとに、か　る名のあるなり、

〔教訓抄 八〕琵琶

絃名　一乙イ丄

柱名　工下七八、几十ヒト、フ乙ミム、斗コ乙也、皆是推音也

〔體源抄 八〕琵琶

絃名　一乙ク丄　柱名　工下七八一柱　九十ヒ丨二柱　フ乙ミム三柱　斗コ乙也四柱

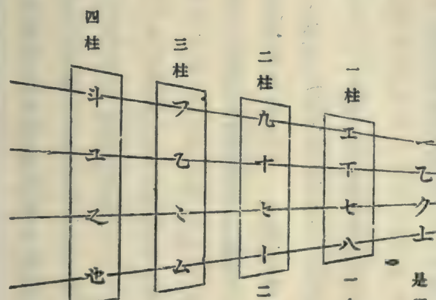
乙ク以レ撥拘二開絃一　クム返撥　火急移　引延引　丁彈停　了彈了

傍書者以二右手一彈レ之、注書者以二左手一操レ之、

〔樂家錄九琵琶〕琵琶之譜字及役二手指一之定法

凡琵琶絃總四也、然施二四柱一而以按二毎柱一、故所レ用之譜字十六也、亦散聲譜字四、總二十字也、言二散聲一者、不レ按レ柱之聲也、譜面皆記二略字一、擧二之左一、其中細書皆正字也、

一乙ク行丄上已上散聲　工下七八已上一柱　九十ヒ比丨卜已上二柱　フ數、又作レ敷、乚美二言ム損、已上三柱　斗コ乞乙之也已上四柱



是謂二散聲一、不レ按レ柱之聲也、

一之柱、皆以二食指一按レ之、

大指按二一二之柱間一而勿レ動レ之、

二之柱、皆以二中指一按レ之、

三之柱、皆以二無名指一按レ之、

四之柱、皆以二小指一按レ之、

〔歌儛品目四器具名稱〕琵琶

絃及柱名　一第一絃名太緒ヨリ算　乙第二絃　ク第三絃行ノ字ノ省文　上第四絃ハ放絃ト稱上ノ字ノ古文也、以上四絃ヲ用ヒズシテ、指頭ニテ按ズルコトノ名ナリ、

一柱承絃ノ方ヨリ上トス　工　下　七　八又大第二算フ、樂家錄曰、皆以二食指一按レ之、

二柱　九　十　ヒ　丨夜鶴庭訓抄、ヒ作レ比、丨作レ法、樂家錄曰、皆以二中指一按レ之、

三柱　フ　乚　ミ　ム夜鶴庭訓抄ニ、數秘言還ニ作ル、樂家錄ニ、フ數、又作レ數トアリ、乙ハ美、ミハ言、ムハ撥ノ省文ナリトス、或云、フハ首、乙ハ尾、ムハ蟲ノ省文ナルベシト

モイヘリ、樂家錄曰、皆以二無名指一按レ之、

四柱　斗　コ　之　也夜鶴庭訓抄、コ作レ乞、之作レ之、樂家錄ニモコレト同ジ、樂家錄曰、皆以二小指一按レ之、右工下ヨリ之也ニ至ルマデ、總テ二十聲ナリ、〇中略

散聲放絃ノ一名ナリ、樂家錄曰、一本聲作レ音、又云言二散聲一者、不レ按レ柱之聲也、

〔樂家錄九琵琶〕琵琶唱歌并安譜

琵琶唱歌者、用二叩弛洗返待之五字一、是見二于譜面一者也、此外雖レ有二三品一、無二唱歌一、或曰、琵琶本無二唱歌一、然中世設レ之云々、

唱叩譜

八上八波地叩天也、已下皆倣レ之、　七ク七　下レ下　丨八丨　ヒ七ヒ　十下十　ム丨ム　二七ニ　乙下レ

也ム也　之ニ之　コ乙コ　十二巳上

唱レ弛譜

八上波地弛天也、已下皆倣レ之、　七ク　下レ　丨八　ヒ七　十下　ム丨　二ヒ　乚十　也ム　之ニ　コ

レ　十二巳上

唱二搔洗一譜

之上志搔洗伊天也、已下皆倣レ之、　コク　乚ク　ク上　乚ク　一乚　六巳上

唱返撥(カヘシバチ)譜

上上返志天也、巳下皆倣之、　ク　八　七　一　七　十　ミ　也　乙　十巳上

唱待譜

リ　此譜是唱待也、引字半有拍子文、於此文無詞、故待唱延之、

搔撥　譜面下コ也、如此皆附拍子文者、搔撥也、或一二絃、或至于三四絃、當于每拍子文、連之撥下之言也、餘倣之、

放撥(ハナシバチ)　譜面乙八、如此有鈞點者放撥也、其法、當于拍子文搔之、連續于三四、微音搔拾之、蓋皆拍子之間也、餘倣之、

一撥(ヒトツバチ)　譜面別無子細、有不按柱彈之、故是在散聲之四字、其法無異儀、止其一絃耳彈之也、然其中於乙調有一法、加一一乙連彈之、或四絃搔下之譜中、亦有彈一撥之處、用工夫則可自知焉也、

返撥　譜面八八、如此有鴈金點、其法當于拍子搔下、而復當于拍子之間、自四之絃方搔返之、直撥建于潑面、不用意微音搔上也、故不必四絃皆鳴也、

懸彈　譜面乙八如此之類、當拍子文、先彈一乙、連續于此撥、按八而彈ク上之二絃、但非謂乙八之二字、皆當拍子之類也、今世之譜、乙八、如此兩字之間用朱引、是懸引也、　コクムクム也　一七　也一七　巳上青海波返、以下波之譜也、此等之品、可受師說也、

搔洗(カキスカシ)　譜面右傍有鈞點、是求同音之術也、詳註于左、

乙上、此法、以小指按三之絃四柱、至于四之絃搔下之、

コク、此法、以小指按二之絃四柱、至于三之絃搔下之、

レク、此法、以無名指、按二之絃三柱、至于三之絃搔下之、

ク上、自是巳下三法口傳也、用常搔洗之法、則不可得之、其法至于四絃散聲惟搔下之也、

し7ク此法、至于三絃散聲搔下之也、

一7し此法、一二之絃散聲搔下之也、

叩　譜面　也ム也　如此、其法、四之絃三之柱、以無名指按之、四之柱以小指按之彈之、而放小指復按復放之也、而皆當于拍子之間也、凡所以叩者、不拘于聲律、於箏按絃之處也、於箏平調之調、有上無之音、而使按之相近于壹越也、準其法叩之也、假令如越殿樂彈初壹越之音也、於琵琶叩之、不拘于聲律、以之可知之矣、

弛　譜面　也ム　如此、其法、準于叩之法可知之、又有二指放處、可以譜知之

火　譜面有火字者、是古來爲急移于次手之證、然亦有一傳習也、假令譜面コク火　如此之類、コ字弱彈之、ク火字强彈之也、火字是令知撥之强弱者也、餘亦準之可知焉、是秘傳也、

〔後二條關白記〕寛治六年九月八日戊子、琵琶譜十卷、系譜二帖上下摺本　暫之間所下給也、

〔看聞日記〕應永三十年五月廿八日、晩明盛參、永基朝臣爲使有申旨、勾當内侍有書狀、是へ可傳申旨也、菊第四絃文書事、自家門坊城ニ預畢、故左府申預四絃秘譜等未返取之間、以源宰相菊第へ連々令申之間、坊城文書櫃抑留未返渡云々、仍陽時禪尼以源宰相坊城へ問答云々、就其勾當種々有申旨、所詮自是預置四絃譜等目錄一紙遣之、撰出て可返賜之由返事畢、坊城抑留之條、無其謂事歟、委細不能記、

〔胡琴敎錄上〕手第十三

師説云、おほよそ比巴のきよく、大りやくならふ所多、然るに秘樂といへども催馬樂にしかず、催馬樂をひすといへども搔合にしかず、搔合をひすといへども手にはしかず、手をひすといへども三曲にはしかず、大樂はかくのごとく、たゞし風香調にひさうのがきあはせあり、ふたつのきよく一切にこれをひかずとならふなり、すでにふつうの手にすぐれたるものは、かくのごとき

のこと不レ可二勝計一、

又云、比巴曲秘藏事、がくにじゆんじてこれをいふ、啄木（准二師子一）石上流泉、楊眞操、（准二皇帝、團亂旋、玩序、万秋樂一者、有二上原、石上流泉一者、院禪方ニハ物目可志久毛不レ惡、經信には賞二翫之一、又臨說、楊眞操、經信殊秘レ之、院禪流不レ秘レ之、）將律音、陳大娘三手、及秘藏手等、（准二箏諸調子一、蘇合四帖、玉樹、楓花苑、桃李花、）次手秘二搔合等一、（准二勇勝破、劔氣禪脫、蓮花樂等一、）

又云、手程院禪のべてこれをひく、經信ははやくこれをひく、世俗云、院禪樣は猶二喧嘩一也、經信やうはおもしろしと云々、

又云、七郎大夫資定參二二條院一之時、おほせに云、比巴手、孝博がひきやうのべたり、汝が手の程ことのほかにはやし如何、こたへ申ていはく、故宇治禪定殿下（○藤原忠實）云、急ははなはだおもしろし、急をのべひくは、このめいによりてあらためひくところなり、

又仰云、搔合しづかにして孝博ににず、これまた如何、申云、有安が搔合をひくてい也、仰云、有安はなんぢがでし也、師なんぞでしのひきやうをならふべきや、申云、有安當世のもの丶上手也、よてやうぞ候覽と思給候也、そのときしきりにわらはせましまして、不レ足レ言事也、

又仰云、比巴撥のかしらいかほどいだすべきぞや、申云、一寸をいだすべきなり、しかるにかなはずば八分、なをせめてかなはずば七分いだすべきなり、仰云、やすき事一尺にもとりてん、さのみいふべき事かはと仰らる、

又云、俗云、院禪手は樂びやうし、經信手はたゞびやうし、たゞし院禪が樂びやうしは顯然也、經信手たゞびやうしのでう、かならずしからざるか、ところどころたゞびやうしのていによりて、あひまじはるか、かくのごとく云傳ふるか、

又云、楊眞操、石上流泉、大りやくおなじ程にこれをひく、上原、石上流泉、すこぶるはやくこれをひく、

又云、黄鐘調無名手と、返風香調無名七よりはじむるてとは、おもしろくて、しかもはしぢかなるてなり、人ありて手をもようす時、からなず手をひくべき也、返風香調丘泉一手のごとくは、最前にひきいでたれば、手どもおぼへてわろき也、よく〳〵音律とゝのほりてのちひくべきなり、ふるき人のいはく、石上流泉は手をひけ、楊眞操は程をひけといへり、この事楊眞操をぞ手をひけといふべき、何によるべき事にか、

又云、楊眞操は故少納言入道殿〇藤原爲憲よりならひ給はるところなり、そのついでにあひたんじていはく、をはりに二返引ところあり、其のちのたびのをはりに臨說のやうあり、もともちゐざる事なり、如然口開てひくべきは、いづれのところもひくべし、しかるにこのきよくのてい、口不開ぬ程にてをはりたるこそ、かの大常博士がつくりけん本意とおぼゆれ、輪說はひとへにいまのあんなり、

又云、少納言入道殿にて管絃會あり、物音絕妙にて、滿座入興時、あるじのすゝめにて、或人楊眞操をひく、感淚おさへがたし、おはらんとする時、山城前司親平、二反あるべきよしもよをさる、こゝにあるじのいはく、いかでかさる事あるべきや、わがなからん時はさもあらばあれ、いきて侍らんかぎりはかゝる事なきかせ給そといへり、よて一反にてとゞめにけり、

又云、同曲二反ある樣有、三反樣は是經信流にはそのつたへなき事か、皇嘉門女院〇崇德后藤原聖子九條殿下〇藤原兼實をしへたてまつりましますと云々、是妻殿がりう也、

又云、玄宗皇帝に羯鼓令打て、楊貴妃常に彈楊眞操云々、

予問云、もし貴所にて啄木をひく時、御まへの諸人を追いだすべきか、師說答云、もともしかるべき也、皇帝、團亂旋は千返をきくといふとも、きゝとるきあるべからず、しかれども彼曲をふく時かならず管絃者をいださる、いはんや啄木にをひては、そのしだいをみるにこじつをしる、よて

啄木をば見るといふなり、もし比巴ひかんもの、そのふをえてかのこじつをみれば、のこる所あるべからざるか、もともこれをひすべし、問、同曲撥を乙のをにさしはさむ時、孝博がながれには撥頭をもて爲ㇾ下、經信流には以二山形一爲ㇾ下云々、是事被二曲傳受一の次被ㇾ談之しかるに桂少輔の秘譜うちくもりひらき見る所に、同孝博說、爲ㇾ下如何、答云、わが三人の師にあひてこれをならふ、そのうち少納言入道、四條殿、顯仲卿女この兩人ともに孝博の弟子にて一切さをひなし、又大原尾張殿、これ基綱師外孫、かの卿の弟子也、この說以二山形一爲ㇾ下云々、たゞし以二山形一爲ㇾ下者ひさしくなる也、うちくもりの譜文、くはしくいまだひらきみず、わが又云、撥をさしはさまんとする時、一乙のをゝかくし、からばかしらをもてかみとして、これをさしはさむは、たよりあり、わづらひなし、もしとりなをしてさらにさしはさむは、をにさはりてをのづからこゑあり、さだめてあやまりあるべきか、答、然之、愚案追しるす、以二山形一爲ㇾ下者、撥をぬく時上乙上のこゑゐらんある事か、よく〳〵れんしゆすべき事也、

問云、啄木曲、俗是てらつゝきといふ、本說あるか、答、桂少輔譜に有二考物一、貫撥はなきてたつこゑなり、伏手をかくは下喚也、近考、是兵衛命婦祖父宣貫說傳二于世一云々、しかのみならず、えかく時、みなかのとりのすがたをかく也、たゞしこの曲、右のがくの中にあり、はるかに木のすえにのぼりありてこれをまふ云云、譜ありといへど、其ならひすでにたへたり、ふるきりやうしに、あやうきものにてらつゝきをまふ物、人のめをさへもふとはいふこれなり、とふ、かのがくといまのきよくとおなじ物か、答、件譜いまだかんがへあはせず、

〔胡琴敎錄下〕睛所作第二〇中略

又云、はれの比巴ひかんには、掻合ねぶたげにひくべからず、すこぶるすがやかにひくべきなり、たゞしこのこじつを心えすぎて、をいたてられたるやうにひくは、又もともきゝにくし、

樂屋琵琶第三

師說云、がくやにして比巴をひく時、よく〳〵よういすべし、數管音勢はなはだしきあいだ、絃のたぐいは物をするともおぼへず、よてあながちにひき、ふかくをさるゝ也、是手本にてはよくきこゆと思へど、さしのきてきくには、くわなくてけすじ、返々よういすべし、愚案がくやにして比巴を引には、調子絃ごとにかはるあいだ、しらべをあらたむるにこじつあり、委見調比巴之篇、

閑御簾前彈第四

師說云、閑なる御簾前にては、やさしく艶にしたゝれるやうにてひくべき也、夜ふけてこゑおもしろからん時は、ことばをひろひて、事すくなにひきて、箏をきこえしむべきなり、かねては又執てあまりすゝめんとすれば、返てこゑ不染ぬ事あり、しかりとてしきりにかくべからず、これも時にしたがひ、座によるべき事なり、

相交管第五

師說云、樂時管止らば、いさゝか必可早絃也、おなじ程にひけば、のびたるやうにきこえて、しらくるなり、

又云、管にまじはりて、たゞひやうしのがくをひく時に、こじつあり、句ごとに、はじめのばちをばおもひもうけて、ふきものにすゝめてひくべし、をそきはふき物きはめてふきにくし、句のをはりのばちをさへてひくべきなり、けりやうむらごのにほひのごとし、絃は管のにほひにてきこゆべき也、上手はかくのごとくよいするなり、よく〳〵思ゆいすべし、

相交箏第六

師說云、ことにあはする時、箏をきかしめむと思ひて、比巴をとゞむれば、饗應すぎて、返てつれづれにて、しらけきゝどころなき事あるなり、しからばことばを、おほくかすめひくべきなり、しか

りとてひとへに小ばちにひもあしければ、しかるべき名所を、ところ〳〵あらくひけば、こともよくきこえ、比巴もおもしろき也、かくのごとくの事は、師のをしふるところにあらず、たゞよくよくあむずべきなり、かねては又、しかのごとくひく時、あらくひけばをもしろく、かすかにひくはやさしく、思やうにひかるゝを、上品の比巴といふなり、

又云、比巴箏相交時は、比巴もともよういあるべき也、荒の工微たゞひとつををこのみひくべきなり、けりやう風香調には、乙ク七匕常荒乙丄微荒依次八ー常微大略かくのごとし、しかればすなはち、比巴はとをしろく大粒にきこえて、箏はことばきへず、つまびらかにきこゆなり、或人よくなゐ比巴をもて、そのよういなく、荒撥にひくあいだ、箏おほかたきこえず、予時人謗てこじつなきよしいへり、又しかありとて心得がほにわざとびたる、かたはらいたき事也、よく〳〵口傳をもちゆべし、

〔殘夜抄〕朝覲行幸御遊、やう〳〵なれど、もとよりさまおほやう、たゞ同じ事也、○中略まづ笙、次篳篥、次笛ねとりてのち、比巴の撥をあつべし、撥をあつと云は、一ク丄丄ク丄丅是也、世にはたがひ始たりけるやらん、七撥といふめり、調に隨て八あるもあむめるは、調子のあひだ、比巴をしらべて、撥をあつるに、このころいさゝかの事あり、故妙音院師長○藤原をめして、御所作を執せさせおはしますによつて、つめにてやをらつゝしらめたる絃に、撥をつよくあつれば、しらみてきこゆる事あるによりて、一絃に二たびあてゝ、きこしめしゝかば、一一ク丄丄ク丄丅とある事の、うちうちに時々ありしを、それきゝあひたる人の、やうあるかと思にや、つねの事になりにたり、さあるべき事にはあらず、たゞあてゝみて、しらまば、いくたびもなをすにてこそあらめ、かやうも物はなりたちぬれば、あしき事也、をのれらは、さやうにすべからずと仰ありき、其後調子間は、比巴箏思々にかきあはせ引べし、笛の調子をはりなば、比巴はゆめ〳〵ひくまじ、

〔樂家錄九琵琶〕掻下之遲速附四絃掻下之法

謂掻撥者、四絃共掻下之撥也、其法凡有三品、一曰、奏樂之法、自一絃至于四絃、不用意速如一聲彈下也、奏樂之法也、(謂如一聲者、非四聲無分別同音彈之音、惟連彈之四絃不區別之謂也、聲調者尤以不混爲佳、)二曰、撥合之法、無異儀、少遲緩彈之、(凡比于奏樂之法、則少遲也、)三曰、七撥之法、是最遲彈之、(比于撥合則少遲、尤柔和彈之、)或曰、掻撥置于意肩彈爲佳、尤禁手頸屈折、

下撥并當撥之說

下撥之通別無子細、撥面之中間也、蓋有直下與斜下之二流、於聲音則共無異也、予〇安倍季尙意以斜爲佳乎、當撥之法、離四絃之後、自著撥面彈出之撥勿著皮、

撥味之法

琵巴凡合樂之撥有三品焉、其一曰、一二絃連彈之、其聲多易、如彈一絃也、是古人之所忌也、其撥以一聲之中二絃區別而爲佳、其一術曰、下撥之法、斜下則其聲區、則直掻下、則如一絃、其二曰、一二三連續而掻下之撥倣于右可知焉、其三曰、一二三四連續彈之時、以書于右之意下之、則第四之一絃必如後、故其撥無差別直下之而佳也、以是思之、唐詩所謂四絃一聲如裂帛者此意乎、此外有七撥撥合合樂之三品焉、見撥下撥之條、不可與混也、

七撥之法

琵琶音取號七撥也、撥數總七也、故云爾、其法無異儀、止一人彈之、不用類絃、其節少後笛發聲彈出之、〇註略凡音取、絃管共以其調之宮音止之、唯琵琶平調、狛壹越、狛平調之三調、以宮音不止之、(詳于秘譜、)七撥之位、凡如的々拍子之中、設一文而彈之、其圖●〇●(黑圓拍子圓朱圓設于中間圖、)如此拍子文存意中耳、蓋七撥非有拍子也、姑爲初學圖之、或曰、七撥者、絃調不合乎否試彈之也、然音取用之云々、殘夜抄說亦同焉

私曰、此七撥中、八撥有之、是亦號七撥、所謂八撥者、壹越、平調、盤涉、狛壹越、狛平調之五調有之、其彈法圖于左、

一しククハハクハ

或又

一しククハハクハ

撥合之法

謂撥合者調子也、其法、笛奏音取、而連吹品玄時、頭取琵琶彈出之、凡三管共連續于音取、而奏調子也、琵琶獨自撥合彈始之、至終以七撥止之、類絃者、一兩手後彈之、自句頭彈之勿論也、至于句末、則類絃早止之、頭取絃急奏七撥止之、

序撥合之說

凡序撥味別無子細、或曰如撥合彈之也云々、花園宰相實滿卿曰、箏之菅撥有二也、一撥合之法、二音樂菅搔之法也、凡序於箏如音樂之菅搔用之、然則獨琵琶何若撥合可彈之哉云々、

琵巴殘樂大略

殘樂之法式、詳于三管總論卷、今舉其略曰、殘樂者至于後返、類絃皆止之、頭取一絃耳彈之、奏樂三返則類絃者一返而止、五返則類絃二返而止、頭取絃、假令夜半樂三返則至于三返之終拍子文三十四五前止之、五返則少早止之、其無定式、於曲之半止之、故無彈止之撥也、唯以其調子之宮音不止之、以他律止之、是爲故實耳、不用宮音者、爲箏以宮音止之也、

奏樂彈始及彈止之法

奏樂琵巴彈初之法無異儀、箏築附之而吹、出其次句時以是爲節、頭取琵琶先附之、而類絃各次第附之也、曲終彈止者用七撥、是一法也、但不如音取舒彈之、以少速微音彈爲習、

琵琶附物之事

近代朗詠附物不用琵巴、疑有秘傳、而後世失之、故至于斷絶乎、古者用之例不少、舊記曰、樂所預中原有安胡琴敎錄曰、琵巴附物催馬樂風俗用之云々、亦散位孝時書曰、凡朗詠附物當座上首堪能重代

外不ㇾ可ㇾ附ㇾ之、假令雖ㇾ爲₂重代₁、下﨟蒙₂上首許可₁附ㇾ之云々、

〔胡琴敎錄下〕琵琶彈時古質第一

師說云、○中略絃はたゞいまかけたるこゑなきなり、きのふばかりかけたるがよきなり者、參₂貴所₁之時、あたらしき緒を給はるには、かくるやうにて、懷中つかまつりて、四絃ばかりをかけかふる也、

〔胡琴敎錄下〕晴所作第二

師說云、はれの所作には、すがた事がらを、しつすべきなり、その曲においては、絃類はさう〳〵失ありといへども、あながちになんともきこえず、すがたじんじやうならざれば、曲絕妙なれども、みなきゆるものなり、こゑよくきかむとて、耳をかたぶけ、ひきとらんとせん事、よそめきはめて見ぐるしき事也、おほよそしづかなる御簾のまへなんどにては、閑に麗しく、幽玄に可ㇾ彈、廣庭數人之中にては、專らすがたを玄つして、すこぶる早く、いた〳〵しくひくべきなり、かくのごとくの用意、もはらはからひあるべきなり、

又云、人に物ををしふるは、曲はつぎの事にて、まづこじつをよく〳〵敎べきなり、なかんづくに、はれの所作は、みれんの人、かならず失しやくあるべし、そのゆへは、うち〳〵にては白衣、もしはなへ裝束にて、さゝはり所もなくて、彈習ひたる儀にはれにいでたる時は、每事わするゝうへに、裝束じよぼくにて、比巴もはるかにのきぬ、うち〳〵にひきつけたる程にはさをひして、事にをきていらんあり、さりとてはとておせみかゝりてひけば、うしろよりこれをみるに、はなはだ見ぐるし、いかにいはんや、ひらやなぐひなどまきて、をせみたるうしろすがたはいふばかりなし、しからばよく〳〵口傳を用べし、うち〳〵にてともかくもして、ひきならふべきか、

〔木師抄〕比巴箏は、たがひに、あひしたがひて、おなじ道と、心をかよはすべき也、すべて比巴はよろ

づの事のはじめにも、はてにもかならず七ばちはするなり、但手ひきたるはてにはせず、やはらつましらべをするや、なにごともひかざらんひまにはばちさして、比巴をもさしをき〳〵すべし、その事となく、いだきたれば、身もいたく、人めもわろきなり、

〔胡琴敎錄下〕提琵琶第十三

師說云、少納言入道〇藤原通憲しめしていはく、比巴をもちてありかんには、右の手をもて、ばちめんをさしこして、これをとる、覆手肘にかくしてをそりなし、左の手をもて、頸の繼目よりしたを取て、反手に目かけて、反手をもてさきとして別行けば、おほよそやぶる思なし、くびの上をとる人もあれど、やう〳〵になんあり、まづ柱おち、頭ゆるぐ、かた〳〵もちいざる說なり、

又云、比巴もつ樣は二說也、一には如前、一には反手を後のかたに遣て、しもを左のかたへやりて、左をさきにてゆくなり、

愚案、此等說行路之儀歟、はれの座にして、所作人のために持比巴出手座席には別儀也、

置琵琶第十四

師說云、比巴を置に、二のやう有、一には上を右にをくべきなり、そのゆへは、ひく人の、てづから身づからとる事なければ、人ゆきてとりて、かの人にあたふるに便あるゆへなり、一には上を左にをくべき也、たゞし淸涼殿に御比巴ををかるゝやうを本とすべきなり、ふつうには、上を左にをかる、

〔木師抄〕おとこの比巴をいだくには、ひたゝれ水干などは、さたのかぎりにあらず、あしをもかさねぬれば、右のもものうへにもたせてひく也、下袴をもき、束帶なをしなどには、ひざをもひろげ、足のうらをむかへてゐる時に、もゝの上におけば、ゐやうもねぢむき、見ぐるしくも、ひきにくゝもあれば、もゝのあはひにをく也、しやうぞくこはれば、したへもおちゐず、見よき也、いかにもて

んじゆをいたにつかすべからず、されぱとて、たかくもてあぐべからず、四五寸がうちなるべし、さしぬきには、左の袴ぎはの、わのうちに、てむじゆをおとし入べし、えもんは、かいつくろひて右の袖の中へ、比巴のふくらみを、さし入ていだく也、たゞし束帶直衣のはた袖は、あまりにひろうて、うちおほふやうなれば、袖をかへす也、それも、うらを上へかへすにはあらず、縫目のもとより、引かへすやうにて、はたを又おり返して、おもてを面にてある也、六位以下のしやうぞくには、ただのおりゝ、さやうにするにこそ、たゞし大臣大將などの、さやうのふるまひを、あしく思て、いかがなど仰られては、つよく申に及ばず、おの〳〵ならふ故實也、すべて撥のさきすこしなどみゆども、こぶしみないでぬやうにはからふべし、かほもちは、つねに左の手を見る也、されぱとて、くびすくむほどならで、時々はいづくをも見べし、たとへばの事也、かまへて、かほにも身にもくせなく、身ゆるがし、かたひざなど、はたらかすまじき也、女房は比巴をひざのうへにおかず、左のひざをたてゝ、下におくべし、これもうち〳〵の事は、なにともはからふべし、とりさうぞきて、かざむをもきるほどならば、右の袖をはづして、むねのうちへさし入べし、されぱとて、きぬをぬぎかくるやうにはあるべからず、五ッ上かさなりたる袖の中へさし入ては、かた〳〵あしかるべければ、袖のかゝりも、衣のくびのひきあはせまでも、さりげなくて、むねよりてをいださんずるばかり也、それもこぶしいでぬやうにあるべけれども、さのみ衣のくびをうちふさがんもあしければ、よきほどにはからふべし、比巴にひぢをかくる時、かひなまでむきいづる事のあるを、したのわきをもくつろぎ、ぬきあげまうけ、袖のはたをもをり返しなどして、手のこうまでも、ひきかくさんとおもふべき也、うち〳〵の事は、ともかくもはからふべし、うす衣二ぎぬなどは、右の袖をもはづすべからず、それもこはくきにくからんをば、いかやうにもはからふべし、左の袖をば如何樣にもつなぬぐべし、この外、おとこ女房大やうおなじ事也、手づかひあらく、袖のうへはた

らかぬやうにあやつるべし、

〔樂家錄 九琵琶〕持琵琶進退之法

凡持琵琶置彈人之前之法、以左手執鹿頸、以右手執磯方、如自彈之持之、但下少指出之可持之、到于彈人之前、先跪著琵琶之本疊、以右手執鹿頸、以左手執落帶之方、而置之也、

撤之法、以左手執落帶之方、以右手執鹿頸、如進時持改之退也、

居處之床等置琵琶者、鹿頸爲左方置之、又或有靠于壁間置之、槽爲前、乘絃附于壁置之、然是外見危、靠于壁隅置之可也、○中略

彈琵琶之式

彈琵琶之法、必以安座爲法、淺交足合左右踝座、而隔左右足先六七寸許乎、可使足先與膝平齊、而以袴裔包足先座、而後先以右手取撥、置之右方、曲終則納之隱月、次横琵琶于膝上、而直抱之、但一寸許下方、少指出槽之、撥面當于體之中間乎、持撥之法、大指去撥先一寸許、當于撥中、餘皆當于內也、尤禁手頸屈折、左手之法述于前、

又婦人彈琵琶之法、古記曰、左足曲于左方、而右足先納于左之膝下云々、

〔今川大雙紙 上〕躾式法の事

一びわを持て參事、我が引べきやうに持て、御前に膝をつきて、らくたひの皮の所をたゝみに立て、とりなをして、主人引べきやうに御前に置べきなり、○中略

一びわを出す事、先我が引やうに持て、扨出時は取直して出也、さりながら目あき目くらによりてかはるべし、目あきにはすみある方をまはして、又目くらには、我が前へすみの方をまはして、若一二の間程を出事あらば、右にてひつさげ出す所にて、兩方の手をそへ出す也、

〔宗五大草紙 上〕琵琶琴笙など人に參らする樣

一琵琶を人にまいらするには、人のひく時のやうにいだきて、首を左の手でたてに握て、右の手を撥面の上をこして、いその方をか丶へて、だいの方をた丶みたて丶おしまはして、びわをゐをのけて、海老尾の方を左になる樣に可渡、

〔教訓抄 八〕琵琶

秘事者　石上流泉返風香調彈之　啄木同調彈之、此曲彈時、無猪目撥彈云々、

揚眞操風香調彈之、楊貴妃所作云、楊姓、眞名也、自作之、賜太常博士也、是謂三曲、〇又見夜鶴庭訓抄、體源抄、

〔絲竹口傳〕絃管秘曲

琵琶ニハ、石上流泉、啄木、楊眞操、是ヲ胡渭州ノ三曲トハ云也、〇中略古人云、琵琶ノ手ヲバ、皆箏ニウツシヒカルレド、啄木ヲバエヒカズ、〇下略

〔樂家錄 琵琶 九〕琵琶秘曲之名目

流泉

啄木

右二曲、以返風香調之調彈之、一本啄木以盤渉調彈之、江談抄之説、又是也、蓋彈此曲之時、用無猪目之撥云々、按二曲共大抵如撥合乎、亦舊記之中、雖有其傳、附會之説、而不足信焉、其説略之、

揚眞操以風香調彈之云々

已上三曲、人皇五十四代、仁明御宇、遣唐使掃部頭貞敏、自廉承武傳之云々、

上玄

石象

右二曲、六十二代村上天皇彈琵琶之時、廉承武靈出現、奉授之云々、

〔源平盛衰記 三十一〕青山琵琶流泉啄木事

抑流泉曲トハ、都率內院ノ秘曲也、菩提樂トハ此樂也、〇中略我朝ニハ、延喜第四皇子會坂ノ蟬丸ノ、

琵琶ノ上手ニテ、天人ヨリ傳ラレタリシヲ、秘藏セラレテ、更ニ人ニ授ケ給ハズ、博雅三位、三年ノ程、夜々關屋ニ通ツヽ、傳ヘタリシヲ、三位モ是ヲ秘藏シテ、輙ク人ニハ傳ザリケリ、啄木ト云曲モ、天人ノ樂也、本名解脱樂ト云、〇中略震旦ノ商山ニ仙人多ク集テ、偸ニ此曲ヲ彈ジケルニ、山神蟲ニ變ジツヽ、木ヲ啄樣ニモテナシテ、此ヲ聞ケルヨリ、啄木トハ申也、此樂ヲ彈ズル時ハ、天ヨリ必妙花フリ、甘露定テ海尾ニ結ビケリ、〇下略

〔源平盛衰記十二〕高博稻荷社琵琶事

高博〇藤原ト云シ人ノ母、重病ヲ受テ存命不定ナリシガ、逝テ不還バ、盛年別テ會ガタキハ悲ノ親也、イカヾセントテ、樣々勞ケレ共、終ニ療治ノ効ナカリケレバ、稻荷社ニ七箇日參籠シテ、母ノ病ヲ祈申ケリ、第七日ノ夜及深更、心ヲ澄テ琵琶ヲ抱テ、上玄石象ノ曲ヲ彈ゼシニ、折節御前ノ燈爐ノ火消ナンドシケルヲ、御寶殿ノ内ヨリ、金ノ扉ヲ押開キ、玉簾ヲ卷上テ、丱童一人出現シ、燈ヲゾ挑ケル、高博奉拜之、神慮ノ御納受憑シク覺テ、即下向シタリケレバ、母ノ重病、タチドコロニ平愈シテ、更ニ恙ゾナカリケル、懸ル目出キ秘曲也、

〔源平盛衰記十二〕師長熱田社琵琶事

師長公終夜爲神明納受、初ニハ法施ヲ手向奉リ、後ニハ琵琶ヲゾ彈給ケル、調彈數曲ヲ盡シ、夜漏及深更テ、流泉、啄木、楊眞操ノ三曲ヲ彈給處ニ、本ヨリ無智ノ俗ナレバ、情ヲ知人希也、〇中略御祈念ト覺シクテ、暫物モ仰ラレズ、良アリテ御琵琶ヲ掻寄テ、上玄石象ト云秘曲ヲ彈澄給ヘリ、〇中略御祈誓ノ驗ニヤ、御納受ノ至カ、神明ノ感應ト覺クテ、寶殿大ニ動搖シ、禪振玉ノ簾サヽメキケリ、靈驗ニ恐テ、大臣暫琵琶ヲ閣給ケリ、

〔十訓抄十二〕顯基卿世を遁て、上醍醐にこもりゐられたりけるに、醍醐の大僧正、比巴の三曲と云けるもの老法師に引てきかせ給へ、けふあすまかりかくれなんするに、よみつとにつかうまつ

教習相傳

らんと、強にいはれければ、さばかり貴き人の、かくねんごろに誂へ給事なりと思て、ある時三曲、始よりことく／＼く是を引く、僧正よく／＼聞て、あくびたび／＼して、あはれ花園より詣でくる目くら法師の極樂のあました、ゝりのをとゝて引侍るは、たうときものを、その曲をば傳へ給はぬにやととはれけり、とかくいふばかりなくて、いまだえこそとばかりにてやみにけり、楚山にえたりし玉璞も、良工にしられざりし程は、石に不異、呉坂を過ぎける麒麟も、王良樂にあはざりける間は、しほをこそおひければ、いかなる秘曲なりとも、實に聞しらざらんためには、よしなき事にてぞ、彼廣澤僧正の理觀眞言のひま／＼に、流泉、啄木を引て、心をすまし給ふには似ず、

〔胡琴教錄上〕教學琵琶第一

師說云、おほよそでしをまうけむには、三の事をえらぶべきをや、一には此道を心にいれたる、二にはこゝろのさまおちゐて、ひ事をちらすべからざる、三にはこつはうあるなり、くはうりやうにものををしへちらすは、道のためにふびんの事也、又すぐれたるとくなきもの、女人にひ事ををしへさづく、女はかならず其おとこのためになかだちせらる、もはらようい あるべきなり、ただし院禪はあながちにものを秘せず、よてそのながれ多し、帥大納言〇源經信は、でしのために煩はらくろしといへり、よて其ながれつたへならふ人おほからざるものをや、あながちにひするは、かくのごときのとがあり、しかありとて、又とくなきものにをしへちらす事あたはざれ、よくよくあひはからふべき事也、

又云、はじめ師說をうくる時、かならずよき日をもちふべし、秘曲をつたへうけんことにをいては、名ある日をもちゆべきなり、いはゆる八月十五夜、九月十三夜、をよび七夕、端午、重陽、曲水宴等の日、以師自筆之書讀、又記年月日、其下に加判べし、或はわたくしにしるさん時の天氣、これすなはち年月をへてのち、これをひらき見て、かならずかの時を思出て、餘優心にうかぶなり、

又云、給事禪門〇信西談云、ふにむかはずしてきよくをゝしふるは、すなはち師のこゝろにいらざるなりといへり、われ小年の比、ある人にあひあふて、蘇合四帖をつたへうく、禪門此よしをきゝてとひていはく、うけならはむ時、ふをひらくやいなや、こたへていはく、ふにむかはずして、そらにこれを傳ふ、禪門云、しからばきくにおよばず、

又云、ならふ譜においては、たとひきゝうるきありといふとも、もはらかのもとのふをやぶるべからざる也、とし月をへて後も、かならずさらに不審いできたるがゆへなり、愚案云、きよくをおぼゆるには、ふたつのやうあるべし、一には心におぼゆる、これはおぼへざると也、かならずてなれずといふとも、次第をあんじつらねておぼゆるなり、きよくをひく時には、みれんなる様なれども、でしにきよくをゝしふる時はよきなり、一にはてにおぼゆ、これはてにおぼゆるなり、これそこゝろにいれずといへども、たゞ百千万遍もひきつけたる人このとくあるなり、中々心にあんじつらぬるときはたしかならねど、ひきつらぬる時はとがなきなり、もし人ありて次第をとふとき、はじめよりひきつらねざる物、ふんみやうならざる物、此二つの事みなとがとす、しかあれば心に次第をおぼえて、又手につき見て、よく／＼練習すべきなり、もし一ことかけたりといへども一かたのとくをもちて、可ㇾ支之故也、

師說云、太政入道〇藤原師長そのかみ中御門大臣宗能の家につきて、呂律を習ひ、ひじを傳へ給、そこをはらひてつたへうけてのち、弟子內々云、かの丞相早くしなれねかし、われ催馬樂の拍子とりてむといへり、これをんをしらざるいたりか、此事雖ㇾ爲二秘談一、かの大臣かへりきゝていはく、かの人てんせいはたへなりといへども、この道においてみやうがあるべからずといへり、そのゝちおほくの年をへて、大臣しなれをはりぬ、弟子そのじんたりといへども、をりふしをえずして、かの本意をとげず、ついによを逃れ玉ぬ、この事末のよのしやうし、のちのともがらのいましめな

り、その道のみやうがをおもはんものは、師にけうをそんすべきなり、

〔享祿本類聚三代格〕四太政官符

定雅樂寮雜樂師事〇中略

唐樂師十二人(中略)琵琶師〇中略

右依舊爲定、餘皆停止、〇中略

大同四年三月廿一日〇中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事減二一百五十四人、定二一百人、〇中略

唐樂生六十人減二廿四人、定二卅六人、〇中略

琵琶生二人〇元三人中略

嘉祥元年九月廿二日

〔琵琶血脈〕大唐琵琶博士廉承武――遣唐使掃部頭藤原貞敏

- 式部卿貞保親王清和天皇第四皇子
  - 樂所預圖書頭修
  - 修理亮藤原宣實――兵衞命婦
- 皇太后宮權大夫博雅卿延喜皇子克明親王子
  - 大藏大輔信明
- 西宮左大臣高明公延喜皇子
  - 信義
- 兵部卿源資通卿參議從三位濟政子
  - 大納言經信卿――治部卿基綱卿
  - 京極大閤――二條關白
  - 兵部少輔信綱治部卿基綱息、號二桂少輔一、

宮內卿時俊

阿闍梨良祐―能登尼

治部卿尼

妙音院太政大臣師長公

法眼行宴

嵯峨供奉賢圓―小倉供奉院禪

六波羅密寺別當長慶

同寺別當覺遍―妙音院太政大臣師長公

樂所預藤原孝博

樂所預藤原博定

樂所預藤原孝博

妙音院太政大臣師長公

藤原孝道―後高倉院

左大臣公繼

內大臣通光

治部卿局

法眼公審

證覺

法印燿清

散位橘親季

實宗卿

隆房卿

公繼公

定輔卿

尾張守藤原孝定

藤原博業　宇治七郎　改名資定

散位資博
三川局 字橘 資博弟姫子
樂所預中原有安 飛騨守
關白 九條殿
德大寺左大臣室

尾張守藤原孝定
散位孝道

尾張局 內侍
六條姬宮
左衛門督局
大納言藤原公持
伊豫局

散位孝時 右馬助
孝頼 刑部大輔
孝秀
土御門少將通行 正二位大納言

播磨局

散位孝行

權律師圓快
定意
源聖
能俊 法眼
廣榮
長壽 道俊
千手王 政信
行澄

少將源師行
散位源憲延 伊賀守

〔三代實録十四清和〕貞觀九年十月四日己巳、從五位上掃部頭藤原朝臣貞敏卒、貞敏者、刑部卿從三位繼彦之第六子也、少耽愛音樂、好學鼓琴、尤善彈琵琶、承和二年爲美作掾兼遣唐使准判官、五年到大唐、達上都、逢能彈琵琶者劉二郎、貞敏贈砂金二百兩、劉二郎曰、禮貴往來、請欲相傳、卽授兩三調、二三月間、盡了妙曲、劉二郎贈譜數十卷、因問曰、君師何人素學妙曲乎、貞敏答曰、是我累代之家風、更無他師、劉二郎曰、於戲昔聞謝鎭西、此何人哉、僕有一少女、願令薦枕席、貞敏答曰、一言斯重、千金還輕、旣而成婚禮、劉娘尤善琴箏、貞敏習得新聲數曲、明年聘禮旣畢、解纜歸郷、臨別劉二郎設祖筵、贈紫檀紫藤琵琶各一面、是歲大唐大中元年、本朝承和六年也、七年爲參河介、八年遷主殿助、少選遷雅樂助、九年春授從五位下、數歲轉頭、齊衡三年兼備前介、明年春加從五位上、天安二年丁母憂、解官、服闋、拜掃部頭、貞觀六年兼備中介、卒時年六十一、貞敏無他才藝、以能彈琵琶、歷仕三代、雖無殊寵、聲價稍高焉、

〔十訓抄十〕村上帝、月あかき夜、清涼殿の上の御座にて、水牛の角の撥にて、玄象を引すまして、唯一所おはしましけるに、影の如くなる者空より飛參て、孫廂に居たりければ、何者ぞと、問せ給に、大唐の琵琶の博士、あざな劉次郎廉承武に侍る、只今此空を過侍つるが、御比巴の撥音のいみじさに參る所也、恐くは貞敏に授のこしゝ曲の侍るを授奉らんと申す、聖主叡感の氣おはしまして、御比巴を指つかはし給たれば、かきならして、是は廉承武が比巴に侍る、貞敏にたび候し秘事の內に侍ると申けり、終夜御話談有て、上玄石上の曲を授け奉りけり、抑西宮左大臣〇源高明月の夜比巴を引給けるに、廉承武が靈來て、小女に付て、秘事を授る由申傳たり、彼靈二たび來れるかおぼつかなし、

〇按ズルニ、古事談ニハ、村上天皇ノ事トシ、吉野樂書ニハ源高明ノ事トセリ、

〔江談抄三雜事〕博雅三位習琵琶事

博雅三位、會坂目暗ニ琵琶習事、被知乎如何、答曰不知、談曰、尤有興事也、博雅高名管絃ノ人ニテ、イ

ミジク道ヲ重ク求ニ、會坂目暗、琵琶最上之由、風聞世上、人々雖令請習、更以不得、又住所遠以ところせくて、行向人少々也、博雅先以下人、内々にいはするやう、などかくて不思懸所ニハ住ヌルゾ、京都ニ居テ過よかしとすかすに、目暗詠歌曰、

世中はとてもかくてもすぐしてんみやもわらやもはてしなければ、ト詠テ不答、使者以此由云聞、博雅思様、此目暗命有旦暮、我モ壽不知ナドモ、尚流泉啄木ト云曲ハ、此目暗ノミコソ傳ケレ、相構テ聞彈、欲傳之處、三ケ年間、夜々向會坂目暗許、竊立聞宅頭、更以不彈、三年ト云八月十五夜、ヲロヲロクモリタルニ、風少シ吹、博雅思様、アハレ今夜ハ有興夜カナ、會坂目暗、流泉啄木ナドハ、今夜カ彈ラント思テ、琵琶譜ヲ具テ、向會坂、如案琵琶ヲ鳴ラシムル程、盤渉調ニ鳴、博雅聞テ尤有興、啄木ハ是盤渉調也、今夜此絃鳴定テ欲彈カト思テ、ウレシク思間、目暗獨遺心テ、人モナキニ詠歌曰、

逢坂の關のあらしのはげしきにしひてぞゐたる世をすぐすとて、ト詠テ鳴絃ニ、博雅頻啼泣ス、好道アハレナリトオモフニ、目暗獨又云、アハレ有興夜カナ、若我ナラズ、スキ者、夜世間ニアラナム、今夜コヽロ得タラン人ノ、來遊セヨカシ、物語セント云ヲ聞テ、博雅出音云、博雅コソ參タレト云ケレバ、目暗云、タレニカヲハスルト問ニ、然也ト答、目暗ヲトニ聞ケレバ、感ジテ物語シテ遺心、令傳件曲云々、博雅依不隨身琵琶、只譜傳請歸云々、諸道之好者、只可如此也、近代作法、誠以不可有、サレバコソ、上手ハ諸道ニアレ、近代ニ無事也、誠以アハレナリト被談ニ、又問云、件曲近代アリヤ、被答曰、第一世無雙者、代園亂旋ゾ第一ノ曲ニ用也、傳者少、件人所傳也、○又見今昔物語

〔胡琴敎錄上〕師傳相承第十五

師説曰、基綱帥○源經信子ながれは、嫡男坊城宮内卿時俊、ことく〵く傳へならふ所也、鳥羽院御時、をしこうぢ殿にて、十樂講おこなはれし日、時俊ならびに二人して比巴をひく、我よく〵〵聞所な

り、ひ事には、もてのほかに不堪者也、樂の程はやき事、たにことなり、いはんや手搔合無言量、因茲二條院御時、このみちを、もてあそばるゝといへども、かの人々において、一切そのさたなし、時人これをたとまざるゆへなり、桂少輔信綱は、基綱すゑの子なり、子息の中には員外也、伊賀前司孝清がやしなひ子に成て、伊賀大夫といふなり、其時孝博〈○藤原〉に同じ孝清がやしなひ子に成によりて、信綱は孝博に比巴をならふ、やうやくに成長の時、父の卿これをきゝていはく、比巴ひきつべかりけり、しかあるには、すぞろなる者に習べからず、われおしへむとて、おほくきよくをおしへらる、しかるに、定不及竭口傳か、件信綱、又みゝをきかざるによりてもて、不堪の者といふ、しかるに太政入道殿〈○藤原師長〉そのかみ孝博に比巴をつたへ習はじめ給し日、孝博がながれに傳へざる所のきよくとうをでんじゆせしめんがために、かの少輔を師とす、入道殿きはめたる上手にて、この道の宗匠におはしますの故に、桂少輔はひかりを放つ也、尾張守爲遠〈○高階〉は基綱がむこなり、其女子を、外祖父爲猶子て、曲調竭員をしへさづけられ了、おほはらの尾張殿〈○内侍尾張局〉といふは、すなはちこれなり、予〈○藤原公持〉この人につきて曲をならひ、ふをつたへ了、其譜は經信の御自筆にて、諸の樂をかきて、基綱につたへ給譜、又基綱の尾張殿に傳へ給ひし、返風香調、渡物風香調曲、ならびに三曲、手少々なり、かのをはり殿、おほくのとしのあいだ、ひしてつたへられずといへども、老てのちおほはらにあられて後思返して、しかしながらつたへ給所也、この道のみやうが、なに事かこれにしかん、專足甚秘云々、予問云、かの尾張殿のながれ、當世たれの人ぞや、答云、一切無之、予かの人にもろ〳〵のことをならふ、そのゆへあり、故二條院御宇、しきりに御比巴のさたあり、時に九條の大相國宗通卿をもて、つかいとして奏云、御比巴さたあるよし、これをうけ給る、たれの人、御師たるべきぞや、まさしき說をたづねられば、大原尾張もはらたとまるべし、それがし、まさしくうけ給はる事なり、故白川院御時、尾張守高階爲遠といふものあり、諸大夫たりといへ

ども、威勢よにみち、諸人これをゆるす、よて基綱帥むこたり、こゝに女子三人をうみて後、はなれをはぬ、然るに彼女子を、外祖父〈〇基綱〉最寵愛して比巴の秘曲を授けしむ、樂はあながちに秘事にあらず、たれの人にも、これをならふべし、予すでに老にたり、餘算いくばくならず、しからば、秘曲をもてさきとすといひて、三曲已下、秘事そこをはらひて、をしへられをはぬ、

そのゝち、祖父卿、大宰帥になりて、筑紫へくだりし時、白川院おほせにいはく、としたけてとをありき、心ぼそくおぼしめす、比巴秘曲、たれの人につたへをくぞや、申云、時俊信平等、かたのごとく、比巴をひくといへども、その骨法、もとも下品也、仍不能優賞之、生年十三歳外孫女に、そこをはらひてさづけあたふ所なり、いまよりのち、きこしめすべき事あらば、彼外孫女を可召也云々、そののち、つくしにして、あむのごとく、しにをはりぬ、白川院、悲歎ことにはなはだし、ゆいごんにまかせて、女をめす、すなはちうちへまいる、〈柑子色袴、鈍色衣五著之、〉數曲をひく、絕妙きはまりなし、仰云、樂ひかざるすこぶるゐこん也、はやくこれをならふべし、一ながれたるによりて、花そのゝ左府〈〇源有仁〉におほせて、樂曲をならはしめて、ひとゝなりてのち、六條入道職道めとす、年卅ばかりの時離別、愁歎きはまりなくて、比巴をぎようとせず云々、しかるにそのならひをたづぬるに、すぐれたる事なし、かの人、今におほはらにあり、もとも御たづねあるべきなり、この申。狀によりて、たづね遣はさるゝ所に、稱廢忘して不參、予祗候于樂所、聞此事、かの人につきて、明月夜、深雪朝、松露蹈霜をりふしごとに、かの草のいほへゆきむかひて、秘曲でんじゆの事、のぞむといへども、同稱廢之由、一切無承引、及三ヶ年之時、こゝろざしをあはれむあまり、秘曲をさづけ、秘譜を給、〈經信基綱譜等のな〱自筆〉そのうちを、寂光院障子外これをでんじゆ、件說、撥のやまがたをもて爲下也、いまだ杜少輔の說をならはず、つゐにさをひありといへども、なを尾張殿のせつをもて、貴重すべきもの也、かの人ひざうのふ、一部は、本威房裏に法華經書給て、いま來迎院にあり、〈內々尋之、紛失云々〉

又云、予桂少輔につきて、秘曲をでんじゆのころをひ、蒙口傳及奥旨、兼又世上に所見聞有不審之時、かならずまづ參向敲之、有時予申云、御老耄のゝち、ゆふべに參入、心にまかせて不審をたづねたてまつるでう、すこぶる心なきものににたり、治部卿殿〈信綱女〉に、とひならひたてまつらんと思ふ、いかん、少輔おほきにはらたてゝいふ、なにのれうに、そのふたうのものにならはるべきや、わが存生のあいだは、かゝる事、うけ給はらじといひて、これをたてまつらん、わがつたふる所の曲調、竭此譜者也とて給譜、うちぐもりといふは、すなはち此譜の名なり、手播合及啄木等の秘事口傳まで、師說にまかせて、しるしつくと云々、わが貴重してもつところに、二條院御時、治部卿殿申狀によりて、くだんのふをめさる、すなはち進上る、ついに返し給はらず、表紙などして、ある人に、銘をかゝせしめ給きざみ、中陰と書る、極る凶事とて、人々かたぶけられし程に、ほどなく御葉事いで來たりて、やがて崩了、件譜、今蓮華王院の寶藏にあり、うちぐもりの色紙にこれをかく、よてこれを銘とす、そもそもかのふ、おなじてい二部あり、しかるに今一部をば、さいあいのおとむすめ帥殿といひけるに、ゆづり給云々、〈○中略〉

又云、孝博は、妻殿が弟子也、〈或云、博定弟子云々、可尋之、〉孝博比巴をひきて、めにきかせしめていはく、よくよくするの世には、わがわざなどをこそ、比巴ひきといはんずらめ、とこそいひける、

〔本朝無題詩〈二雜物〉〕彈琵琶　三宮

閑居親友是何物、只有琵琶曲自通、絃象四時堪調月、塵遺十葉遠傳風、〈○從大唐琵琶師廉承武至於我已及十代故云、〉秦箏更巧佳娘藝、羌笛尤宜伶客功、莫咲老來多感興、一歌三樂慕榮翁、

〔古今著聞集〈十五宿執〉〕後鳥羽院は、かの卿〈○藤原孝道〉に御琵琶ならはせ給ひて、既に寫瓶せさせ給べきに成にける時、孝道朝臣ほくめんに候て申侍けるは、恐はあれ共、君の御琵琶は、束帶たゞしくしたる人の、折ゑぼしちやくしたるに、似させ給たると、つぶやきけるが、御所さまにもれ聞へにけり、

則かの朝臣を、弓場殿のかたへめして、坊門の內府をもて、申所のゆへを御尋ありければ、孝道申けるは、其事に候、定輔卿の比巴は、樂說其外の手撥合まで、みな當流にて候を、入眼の啄木に至りて、桂の流をつたへたる人なり、妙音院殿師長〇藤原兩流をきはめ、させ給ひ、むかし今をかんがみて、その淵底をあなぐらせ給に、當流を正として、桂流をば次にせさせ給ひて、あながちに、御秘藏の儀なく候き、然るにかの卿の啄木は桂流也、御尋あらんに更にかくれ候まじ、されば餘曲は當流にて目出たく候、入眼にゐたりて、かく候得ば、束帶に折ゑぼしなどは、たとへ申て候ぞかしと、申たりければ、內府このやうを奏し申されけり、是により定輔卿をあらためて、孝道朝臣に御傳授有べきにさだまりにけるを、彼卿つたへ聞て、さはぎ參りて申されけるは、始より敎へ奉らせて、御寫瓶の時にいたりて、孝道に改められん事、いきながら命をめさるゝにことならず、年來孝道をば小師に付參らせたる事にて候、生涯のうらみ此事候、是程の勳勤何事にか候、猶此義に定り候はゞ、すみやかに定輔を死流せられ候得と、なく〱申されければ、此事其いはれなきにあらねば、ふびんなりとて、猶定輔卿にならはせ給にけり、みちの執心、めんぼくをほどこすにつれても、罪ふかき事也、

〔琵琶御傳授部類御記〕順德院御記

建保六年八月七日丙午霽、定輔卿參內、習㆓楊眞操曲㆒、三曲內第三番也、可㆑彈㆓玄象㆒之間、故先傳㆓秘曲㆒、凡秘曲漸可㆑習、而近日未㆑懸㆑樂以前皆受㆓秘曲㆒、大曲人別事也、朕更々不㆑存之、自㆑淺入㆑深ハ重㆑道之故也、仍先可㆑懸㆑樂、但是ハ別事なれば、先受㆓一曲㆒了、定輔卿先新譜奧書、各一反受㆑之了、此曲ハ風香調第一手也、凡彈㆓玄象㆒事、此道至極也、他管絃ハ非㆓如㆑此儀㆒、鈴鹿ハ累代靈物なれど、如㆓玄象㆒無㆓撰入之儀㆒、淺才者尤可㆑恐、當世彈人只三人也、上皇雖㆑無㆓先例㆒彈給之故、朝覲行幸兩度彈給、他人朝覲行幸未㆑彈㆑之、只禁中宴許用㆑之、定輔卿三度、新院御宇、淸暑堂御神樂、幷同御元服、朕中殿詩時也、定輔之妙音院二ヶ度

引之、我ハ已三度トテ自讃無極、通光卿一度、建暦大嘗會御神樂時也、定輔依重服不參故也、孝道雖爲此道之長、依凡卑未彈之、尤遺恨歟、今度彈之、於身過分事也、可恐々々、〇中略參逢博子語曰、孝行朝臣、今朝比巴秘曲可奉授主上之由、有其沙汰歟、然者自有御沙汰、因何に、今朕無沙汰哉、尤可致志歟者尋出此事、主上御比巴此四五年事也、御師匠前相國也、而常不參歟之間、此一兩年、內々又被召孝行朝臣也、下略云々、此事先不知是非者也、次相國薨後、不經幾程、及秘曲御沙汰之間、可何樣哉、朕携此曲二十八年、雖不得其器、漸積功秘曲傳受事、孝時法師存生之時、可受被說之由思之、且又上皇、其旨有御計、相國又本師匠、猶又可習二、後々兩樣思煩之處、孝時法師去年已逝、仍召相國可受之由相思處、後又薨了、仍旁愁歎無極、未及其沙汰者也、十二月五日、主上御傳受啄木、御師匠孝行朝臣云々、

〔園太曆〕延文三年八月廿一日、傳聞、新大納言忠季卿、今日於伏見殿有比巴灌頂事、至兩流泉太上法皇、光嚴〇令授給了、啄木一曲相貽、法皇御黑衣之後、不義不可叶、仍院御方令授給云々、自一昨日祗候彼御所、今日果遂云々、今日儀、後日相尋新大納言注進之、

延文三年八月廿一日丁亥、今日忠季卿、果遂琵琶灌頂事也、兼日令陰陽師右京權大夫親宣朝臣勘日時、於伏見仙洞有此儀、今度依有子細最密儀也以寢殿東間角三ヶ間被構道場、西一ヶ間幷北三ヶ間懸翠簾、引廻班幔二帖、於西二ヶ間副西幔懸本尊、東面前机禮盤已下如常、在供具花香燈明等副北幔敷大文高麗端疊一帖東西行爲御座、可有御茵龍鬢等也、而今度密々儀也、仍被略之、但敷毯爲被代、御比巴一面黃葉幷御文臺在御譜一卷等被置之、副東幔逼南敷小文高麗端疊一帖爲私座、向本尊比巴一面玄象同置之、戌剋出御、御服香御小直衣、御指貫上括、道場御座、此間御所中男女悉被出門外、節閉門、範康法師明康一人被殘置、爲有自然御要也、被撰不辨音律之人、然而猶祗候、物音不聞之程也、次忠季依召參進、着淨衣、建久已來度々例、大略束帶或直衣也、況今度被下勅語、尤雖可刷冠帶嚴重之儀、爲密々之儀之上、忠季服暇中也、仍如此、且故入道殿傳業之時、令着狩衣給、入南面妻戶、幷東幔等蹲居、依御氣色著座、向乾次上皇令進立正面中央板敷給、此間忠季退座蹲居御拜妙音天、三度忠季同進立御後方、頗寄南同時奉禮之、上皇御蹲居、御啓請可授其曲於忠季之由、次御復座、次忠季復座、次上皇被披置御本譜、令取御

比巴給、忠季同取比巴、次被授下秘曲、傳受已畢、令置御比巴(被置給、御調)、予(○藤原公賢)同置之(直調)、次依御目參進御前、被下御譜、忠季給之頂戴(此事雖無先例、今度依被染宸筆、爲規模也、異于他之儀也)、卽懷中復座、次起座出南面廂退入、東方(此間開門)取御琵琶(花梨木甲入、赤地錦袋、被置御贈物者也、中將實綱朝臣相儲傳之)、經本路歸參、進跪御前、取直御比巴置之、左廻退下、次入御、　抑服暇中、絃管傳業事、相尋先例之處、於地下輩者其例連綿、堂上例未勘得之、仍伺申入之處、法皇仰云、誠雖不打任、可依事歟、今度之儀一向爲別義之上者、雖無其例、有何事哉、但猶可申談大相國者、彼貴命又無相違、仍可遂其節也、　廿六日壬辰、入夜參小倉殿(法皇御閑居地也)、秘曲間事、委細有被仰下之旨趣、不能記盡、先年故入道殿所預給灌頂譜、(被加封、是山本入道大相國御自筆也、)并靈山禪尼(親惠院眞直女)加封所讓與之譜撥等、(已上灌頂已後可被見之由被示置、)持參之、如去廿二日(皇法勅)口於今者彼裹物等披見、不可有子細云々、然而猶斟酌、今夜於御前披之訖、且上皇御不審事等、以便宜可伺申入之由含勅言之條々悉決之、及天明退出、

〔看聞日記〕應永二十三年六月廿四日、四絃道事始終斷絕無念之間、秘曲事兩御方(新御所、予、○後崇光)可被授置之由御書被載之、予爲不堪之身、達天聽之條、一喜一懼、彌雖有稽古之志、天性不堪、無力事也、　廿六日、抑新御所御灌頂事、左府源宰相等依申沙汰、有御治定、日次事、安倍朝臣守經內々被尋仰之處、七月廿四日吉日之由申、在弘朝臣此御所雖爲管領、御所樣御灌頂之時、守經勸進了、任先例被仰菊第、家門守經管領之間、左府被仰勘文、今日被執進之、　卅日、前源宰相、參仙洞御返事持參、○中略　四絃秘曲事同被申、予事同被載勅書、眉目之至也、　七月廿二日、園宰相(基秀)參、去比仙洞、園琵琶事未練之間、此御所爲御弟子之上者、可有御扶持、秘曲等可被授下之由、以勾當局被申勅定旨、以前宰相園被仰之間畏申、仍參有御對面、琵琶育御聽聞、　廿四日、抑今夜有御灌頂之儀、堅固內々每事略儀也、奉行長資朝臣(布衣)役送、重有朝臣(布衣)前宰相(衣冠)雖非役人、別而依申沙汰著裝束、神妙也、早旦拵導場客殿南面、(二間)懸御簾(卷之)西面(二間)懸御簾(垂之)南面大床立高燈臺二本(東西柱際)供常燈、奥間北

流派

副障子立屏風一雙、奉懸妙音天像(西園寺傳像)前立机一脚、備佛供香花、左右供常燈、東遍長押(中央)敷大文疊一帖(南北行)其上敷氈一枚并草座、(本儀雖可用龍鬢、作略儀敷氈、依爲御法體敷草座、且先例也、)爲師範御座、西遍長押(倚南長押)敷小文疊一帖(南北行)其上敷東京茵一帖、爲受者座、本尊前敷氈一枚、爲拜席(抑御拜之儀、拜席各別敷之、師範受者一同、雖可有御拜、座數狹少之間、師範御拜之後、其座ニ相替テ受者可有御拜云々、此儀非本式、臨時之儀也、)先是晩頭有管絃、(○中略)刻限召御裝束、(御裝束付衣香製正永製之、)受者御狩衣指貫、(薄色鳥多須讚)本儀者、雖可爲御直衣、略儀也、但師範御灌頂之時御狩衣云々、先例也、時刻重有朝臣置師範之御琵琶、(唐、)次長資朝臣置受者之比巴、(卯花)次師範御出座、以奉行長資朝臣召受者、受者著座、次長資朝臣日時勘文(入莒)持參、師範覽之、次受者披見、(兼日安倍朝臣守經勘進申)次召長資朝臣、御所中人々遠可退之由被仰、面々遠退、對御方一人近所祗候、(自然爲御用祗候、是先例也、)予近衞局ニ行、(左府灌頂時、行此局、且先例也、)前宰相三位重有長資等朝臣正永同祗候、聊有一獻、御傳受之儀畢、被進御奥書歟、召長資朝臣法枕琵琶(仙家此器予比巴也、先被借濟、)持參、受者取之置師範之御前、次本役人撤御琵琶、次入御、次受者退下、次有一獻、公私不改裝束、御祝著、三獻之時被獻御引物、(胡銅花瓶香盤)其後及數獻、音樂雜藝等有之、深更事訖、雖內々儀、毎事無爲、珍重也、

〔諸家家業記〕琵琶

伏見宮　西園寺　今出川　花園(○箏略)

右之家々各家業として被相勵候、伏見宮は後崇光院以來代々堪能之聞え有之、西園寺今出川等、古來御師範に被參候由舊記に相見え、(○下略)

〔殘夜抄〕第五、人に物ををしふる事、よく心うべし、(○中略)比巴にとりてはもとは一人のつたへなれども、いま二ながれになりたり、なかごろの孝博、(○藤原)かつらのせう、(○源信綱)これがかみはかうはくは院禪が流、桂の少輔は經信の孫也、たゞしいまは經信の流はおほやう世にひろからず、

〔琵琶御傳授部類御記〕順德院御記

名人

建保六年八月七日丙午、定輔卿參內、習楊眞操曲、三曲內第三番也、〇中略抑琵琶相承ハ有二脈、一ハ號經信卿流、是本流正流也、但近代大略如絕、一ハ號孝博樣、是孝道先師也、今繁昌歟、妙音院〇藤原師長習兩道、定輔卿粗傳兩道、上皇〇土御門又同、余ハ當時ハ孝博流也、但孝博方ハ本流凡卑之輩也、仍不傳將律曲、此曲ハ經信流也、是余用之、將律曲事孝道ハ忌テ不習、是自呂移律時可用也、孝道ハ流泉終所用之、此曲通光卿未知何所、以成定輔弟子傳也、琵琶兩道本是一流也、而大藏大輔信明弟子分兩流、貞保親王凡管絃長也、不限此曲一派流也、貞保傳圖書頭源修、修傳博雅卿、博雅傳信明、子也信明傳資通、資通傳經信、經信傳基綱、子也基綱傳信綱、子也信綱ハ號桂少輔、妙音院師匠也、此資通流ニハ親王關白大臣以下、可然人濟々也、凡一流許ヲ注、賢圓法師ハ信明弟子也、賢圓傳院禪、院禪傳孝博、或長慶傳之、孝博ハ長慶子也、是妙音院師匠也、定輔孝道巳下、總一天琵琶、皆妙音院流也、

〔木師抄〕比巴は、むかし兵衛命婦とて、ゆゝしかりける比巴ひき、大內裏大極殿にて、玄上をひきけるがらいせゐ門〇羅城門まで、きこえけるなど、かたり傳へたり、ばちをとは大にかたくゆらめきて、左の手、柱のうへ絃ほそに、さは〳〵ときこゆるが、よき琵琶にてある也、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕大納言宗俊卿〇中略比巴は箏笛程の堪能にはあらざりけるとぞ、去ながら白河院御とき、承曆年中に、飛香舍にして、比巴の明匠八人を召ける中に、此大納言は入られけるを、不堪のよしを申て、再三辭し申されけれ共、猶その淸選に入にけり、其八人は、經信、宗俊、政長、基綱、院禪、今三人、たれ〳〵にて侍るにか、尋べし、

〔源平盛衰記十二〕師長熱田社琵琶事

此師長公、保元ノ昔、西國ヘ流サレ給シニ、〇中略此大臣配所ノ徒然ヲ慰マントテ、宮路山ヘ分入給ツヽ、木々ノ紅葉ヲ遊覽アリ、〇中略御心ノ澄ケレバ、上玄ノ曲ヲ調ツベクゾ覺シケル、岩ノ上ニ虎皮ノ御敷皮ヲ打シキ、紫藤ノ甲ノ御琵琶一面ヲ搔スヘテ、撥ヲトリ絃ヲ打鳴シ給ヘリ、〇中略其時

水ノ底ヨリ青黑色ノ鬼神出現シテ、膝拍子ヲ打テ、和ニ嚴キ音ヲ以テ、御琵琶ニ付テ唱歌セリ、何者ノ仕業ナル覽ト覺束ナシ、曲終リ撥ヲ納給時、我ハ是此水ノ底ニ、多ノ年月ヲ經シカドモ、未是ホドノ面白ク、目出キ御事ヲバ承及バズ、此御悦ニハ今十日ノ內ニ、歸洛セサセ奉ラント、申モ終ラズ掻消樣ニゾ失ニケル、〇中略此大臣歸洛ノ後、有御參內、御前ニテ琵琶ヲ調ベ給ケレバ、月卿雲客頭ヲウナダレ、簾中堂上目ヲアヤニシテ、何ナル秘曲ヲカ彈ジ給ハンズラント被思ケルニ、珍シカラヌ還城樂ヲゾ彈ジ給フ、皆人思ハズニ思ヘリケリ、去共大臣御心ニハ、深キ所存御座ケリ、還城樂トハ、都ニ歸テ樂ト云讀ノアレバ、昨日ハ東關ノ外ニ被遷、草庵ニ懶住居也シカ共、今日ハ北闕ノ內ニ仕テ、槐門ニ樂ミ榮ヘテ御座ケレバ、此曲ヲ奏シ給フモ理也ト、後ニゾ思合ラレケル、

〇按ズルニ、琵琶ノ名人尠カラザレドモ、多クハ今省略ニ從ヘリ、

〔源平盛衰記三十一〕經正參仁和寺宮事

但馬守經正ト申ハ、入道〇平清盛ノ姪也、童形ノ程ハ、幼少ヨリ仁和寺宮守覺法親王ニ候テ、御愛弟ニテオハシケルガ、是モ都ヲ落ケルニ、昔ノ好ミ難忘覺エケレバ、最期ノ見參ニ入進セントテ、有敎朝重ト云侍二人召具シテ、只三騎ニテ仁和寺宮ヘゾ參給、〇中略經正ハ先是マデ參上仕ニ、御前近ク被召進ヌル事、申ニ猶モ餘アリ、抑又下預シ青山ヲバ、如何ナル世マデモ、御形見ニトコソ思侍ツレドモ、爭カ斯ル名物ヲ、空ク旅ノ空ニ引失、波ノ底ニ沈メ侍ルベキ、サレバ返上仕ラントテ持參、ソレ進ラセヨトテ、郎等有敎ヲ召テ、錦袋ニ入タル、青山ト云琵琶ヲ取出シテ、輪臺、青海波、蘇香、萬壽〇壽、一作秋、當樂ノ五六帖ヲゾ、暫ク彈ジ給ケル、是ヲ最期ト引給ヘバ、聞人淚ヲ流シケリ、サテ琵琶ヲ懷テ御前ニ指置給ツヽ、鎧ノ袖ヲ顏ニ當テ、ヤヽサメ〳〵ト泣給フ、宮ハ此有樣ヲ御覽ジ聞召テ、卿モ御返事ヲバ仰セズ、香染ノ御衣ノ袖、絞リアヘサセ給ハズ、哀ニ堪ヌ御有樣、餘所ノ袂ゾ、濡增リケリ、

〔源平盛衰記 三十九〕重衡酒宴附千壽伊王事

中將〇平重衡琵琶ヲ取寄見給フ、女〇千手柱立テ彈タリケリ、中將宣ケルハ、只今アソバス樂ヲバ、五章樂トコソ申習ハシテ侍レドモ、重衡ガ耳ニハ後生樂トコソ聞侍レ、往生ノ急ツケントテ、テンジユテヂツ、、妙音院殿〇藤原師長ノ口傳ノ御弟子ニテ御座セバ、皇麞ノ急撥音氣高ク彈ゼラル、

〔禁秘御抄 上〕清涼殿

置物御厨子二脚上玄上中鈴鹿下笛筥

〔胡琴敎錄 下〕治琵琶第十五

師說云、比巴、かならず毎日二たび、あしたゆふべ、のごふべし、あかつむぎこれよし、

〔北窻瑣談 三〕琵琶の書に、三五要錄といふ書あり、亦三五中錄といふ書もあり、胡琴敎錄などは、世間に折々みゆれども、此二書は希々のものなり、或人の說に、三五要錄はじめの所、二卷は眞の古法にて、跡の全部十二册は僞書なり、三五中錄も、古書はたえて、今有ものは、僞書なりとぞ、いかゞなるや、さる御方には、眞の物を御所藏なれども、深く秘し給ひて、人間にもらし給はずとぞ、

〔古今著聞集 六歌舞管絃〕大納言宗俊卿〇中略ことに風病おもき人にて、笛のつかにも、かみをまきてぞ、つかはれける、しかふして紫檀の甲の比巴を、能さむき時もひかれければ、近習者共は、此人はそら風をやみ給にこそ、などぞいひあへりける、又物狂のおはするにやなどいひける、

〔雜秘別錄〕孝博〇藤原のおとゞに、六波羅別當覺暹といふ人ありき、宇治小松殿にて御遊ありけるに、琵琶をひきけるが、天性つき〴〵しくふるまふ人にて、琵琶をひくとても、しばしひまあれば、びはをひきて、袖をかきあはせて、ゐしざり〳〵するくせの有けるに、御ていのゑんの低くてあるに居て、つぎ〴〵しくふるまひける程に、ゐしざりすぎて、のけざまにおちにけり、はいおきて、かしらかいさすりて、あむらくゑん〇安樂鹽つかまつりて候といひけるを、人々わらひて、これをい

はんれうに、わざとおちたるにこそと、いひあへりけり、ゑんよりおちたるをば、落縁とかきたり、文字はかはれども、すくはさやうにもあむめり、

○按ズルニ、懷竹抄ニ載スル所ノ笛工井戸部秋宗ノ事ト相類ス、横笛篇參看スベシ、

〔玉海〕文治五年正月三日甲申、此日奉獻琵琶(內宮外宮)兩太神宮、去年遣祭主許、今日可進納之由仰之、仍自昨日潔齋、今日修祓、雖三ケ日內、不可有憚之由所存也、陰陽師在宣朝臣也、余(○藤原兼實)著衣冠、祓之後遙拜、信心發起、尤憑深者歟、

〔嘉永明治年間錄三〕安政元年七月廿四日、水戸齊昭卿、琵琶ヲ京都ニ獻ズルノ表、

今玆甲寅夏、皇宮罹災、駐蹕於外、亡幾鄂虜航海、泊攝之浪華浦、淹留旬餘、畿內騷然、臣齊昭、仰想行宮狹隘、無以慰宸衷、俯慨醜虜猖獗、未能伸皇威、屢陳鄙見於征夷府、而才疎論迂、未審用捨如何也、齊昭頃獲華櫚材長三尺許、手製琵琶一面、竊謂方行宮之災、雅樂寶器得無屬烏有邪、乃因關白政通公獻之行宮、豈敢望補寶器之闕乎、萬機之暇、或命侍臣彈還城之樂、歌太平之頌、洋々乎盈耳、乃內以紓宸憂、外以鎭妖邪、此器有榮焉、臣竊爲天下祝之、

○

阮咸

〔倭名類聚抄四琴瑟〕阮咸　樂家有阮咸圖一卷、(今按云、樂器中無此器名、晉竹林七賢中有阮咸字仲容、疑仲容因琵琶體所造歟、)按圖一決、阮咸譜云、清風調與琵琶風香調同音、(今按、琵琶之其頸不曲也、)

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕現在書目錄、樂家、載阮咸圖一卷、此所引蓋是、按通典云、阮咸亦秦琵琶也、而項長過於今制、列十有三柱、武太后時、蜀人蒯朗於古墓中得之、晉竹林七賢圖、阮咸所彈、與此類同、因謂之阮咸、咸晉世實以善琵琶知音律稱、又云、蒯朗初得銅者、時莫有識之、太常少卿元行沖曰、此阮咸所造、乃令匠人改以木爲之、聲甚清雅、此注所考與元行沖說合、然元氏之說、未見所據、恐是妄斷、當以前說爲是、又按、隋唐嘉話云、元行沖賓客爲大常少卿、有人於古墓中得銅物、似琵琶而身

正圓、莫有識者、元視之曰、此阮咸所造樂具、乃令匠人改以木爲、聲甚清雅、今呼爲阮咸是也、通典後說蓋本之、○中略崇文目錄、阮咸譜二十卷、文獻通考、阮咸譜、阮咸曲譜、不著撰人名氏、今無傳本、

〔伊呂波字類抄 久雜物〕阮咸ゲヱンカム

〔拾芥抄 上末樂器〕阮

〔和爾雅 五樂器〕阮咸 又稱月琴、或稱阮、似琵琶、四絃十二柱、或五絃十三柱、

〔文獻通考 百三十七樂考〕阮咸琵琶 阮咸五絃 如秦琵琶、而頸長過之、列十二柱焉、唐武后時、蒯明於古冢得銅琵琶、晉阮咸所造也、元行沖命工以木爲之、聲甚清徹、頗類竹林七賢圖所造舊器、因以阮咸名之、亦以其善彈故也、

〔延喜式 二十一雅樂〕樂器絃料絲、○中略阮咸一面、長一尺九寸、料絲三分、○中略

右計所須絲、二年一度請受、

○按ズルニ、延喜式ニ、阮咸絃料ノ絲三分ト、正ニ琵琶ト其稱量ヲ同クス、其聲響ノ清雅ナル以テ知ル可シ、近時清人傳ル所ノ月琴ト稱スル者、靡々哀淫、聞クニ堪ヘズ、名同キヲ以テ、誤混ス可ラズ、

〔歌儛品目 四器具名稱〕阮咸

絃名 金 木 水 火 土 文獻通考

〔文獻通考 百三十七樂考〕阮咸琵琶 ○中略 宋朝太宗、舊制四絃上加一絃、散呂五音、呂絃之調、有數法、大絃爲宮、是正聲、或爲下徵、或爲下羽、院○院恐阮誤類琴、有濁中清三倍聲、上隔四柱濁聲也、應琴下暉、中隔四柱中聲也、類琴中暉下暉、下隔四柱清聲也、類琴上暉、今太常樂工俗譜、按中隔、第一絃、第二(二恐一誤)柱下按黃鐘、第二柱下按大呂、第二絃、第一柱上按太簇、第一柱下按夾鐘、第二柱下按姑洗、第三柱下按仲呂、第三絃、第一柱上按蕤賓、第一柱下按林鐘、第二柱下按夷則、第三柱下按南呂、第四絃、第一柱下按無射、第五絃、第一柱下按應鐘、第二柱是黃鐘清、三柱是大呂清、第四柱是太簇清、所有夾鐘清、在下隔也、凡此本應五音、非有濁中清之別也、今減去四清聲、以

五絃

合五音、則舜琴亦不是過也、

〔文獻通考樂考百三十七〕月琴五絃、十三柱、形似琵琶、　月琴　形圓項長、上按四絃十三品柱、豪琴之徽、轉絃應律、晉阮咸造也、唐太宗更加一絃、名其絃曰金木水火土、自開元中編入雅樂用之、豈得舜之遺制歟、

○按ズルニ、コヽニ編入雅樂トアリテ、唐六典ニ、阮咸ノ名ヲ載セズ、頗ル疑フ可シ、

〔東大寺獻物帳〕螺鈿紫檀阮咸一面緣地畫捍撥、納紫綾袋、綠臈纈裏、○中略

天平勝寶八歲六月廿一日

〔拾芥抄上末樂器〕樂器名物

阮咸二面累代名物、承平四三定、　阮咸三面一面紫檀　一面紫檀木繪　一面不知其名、

已上承平四年目錄

〔日本現在書目錄〕樂家

阮咸圖一卷

〔歌儛品目三八音紀原〕五絃和名抄ニ此器ノ說ミヘズ、イツノコロ、傳ヘ得タルヤ、未詳、(中略)南京東大寺ノ寶庫ニハ、此器存ストミヘタリ、サレド今普通ニハ傳ハラズ、○中略

搊琵琶五絃ノ一名也、陳氏樂書ニ(中略)按ズルニ、康熙字典ニ音鄒、傳雅ニ拘也、六書故ニ五指摳攏也ト、又摳ハ提也、攏ハ引取之トミヘタレバ、三指ノ頭ニテ、ツマミアグルコトナルニヤ、

〔倭訓栞前編三十六與〕よつのを　琵琶をいふ、四絃の義也、されど南都正倉院には、五絃の物を藏せり、鎌倉鶴岡にも、五絃の琵琶を辨才天の持るあり、北史倭國傳に、樂有五絃琴と見えたり、又瞽者の平家を語るに用ゐる者、柱五ッありて、其音も樂琵琶よりは微音なりといへり、四絃は同じ、

〔文獻通考樂考百四十八〕夷部樂

倭國

其樂有五絃琴笛、每至正月一日、必射戲飲酒爲樂、隋大業中、嘗遣裴世淸使其國、其王設儀仗鼓角歌舞迎之、

〔唐六典十四太樂署〕凡大燕會、則設十部之伎於庭、以備中外、一曰、燕樂伎、(中略)大五絃小五絃、三曰、西涼伎、五絃 四曰、天竺伎、五絃 五曰、高麗伎、五絃 六曰、龜茲伎、五絃 七曰、安國伎、五絃 八曰、疏勒伎、五絃 九曰、高昌伎、五絃

〔唐國史補下〕趙璧彈五絃、人問其術、答曰、吾之于五絃也、始則心驅之、中則神遇之、終則天隨之、吾方浩然、眼如耳、耳如鼻、不知五絃之爲璧、璧之爲五絃也、

〔體源抄八〕音律圖云、五絃、誰ノ所造トシラズ、今世在之、比琵琶稍小、蓋北國所出也、

〔文獻通考百三十七樂考〕搊琵琶五絃中略〇　五絃琵琶、稍小、蓋出北國、舊彈琵琶皆用木撥彈之、大唐貞觀中、始有手彈之法、所謂搊琵琶者是也、

〔體源抄八〕五絃者　體似琵琶

絃名　宮　商　角　徵　羽謂之絃名

〔信西入道古樂圖〕五絃



〔東大寺獻物帳〕螺鈿紫檀五絃琵琶一面（龜甲鈿捍撥、納紫綾袋、淺綠臈纈裏、○中略）

天平勝寶八歲六月廿一日

〔三代實錄 三十六陽成〕元慶三年十月四日庚申、雅樂寮申請、庫中樂器、五絃有乘、琵琶有欠、交替之日、還爲負累、須以五絃之乘、補琵琶之欠、太政官處分許之、

〔拾芥抄 上末樂器〕樂器名物

五絃二面（一面桑木、一面槻木、）

已上承平四年目錄

古事類苑

樂舞部二十九

三線 月琴 胡弓 併入

三線ハサミセン、又ハシヤミセント云フ、因テ字或ハ三味線ニ作リ、又三尾線、三皮線等トモ書セリ、此器ハ、永祿年間、琉球ヨリ入リシト云フ、其製ハ花梨、鐵刀木、紫檀、橿、棹ノ類ニテ作リタル方形ノ胴ノ兩面ニ、猫皮ヲ貼リ、棹ノ長サ二尺餘ニシテ、三條ノ絃ヲ張レリ、絃ヲ纏キテ、調子ヲ司ルモノヲ轉手、又轉軫ト稱ス、轉手ノ上ニ海老尾アリ、初ハ其狀琵琶ノ海老尾ノ如ク、頗ル大ナリシガ、古近江善兵衞ト云フ名工出デヽヨリ、漸々此器ヲ改作シ、今ノ如クニナリシト云フ、又棹ヲ兩段ニ分チ、或ハ三段ニ分ツモノヲ接棹ト云フ、元文ノ頃ヨリ、既ニ世ニ行ハレタリ、三線ノ撥ハ木製、又ハ象牙、水牛等ニテ製セリ、此器長唄、一中、義太夫、常盤津等ノ各派ノ分ルヽニ隨ヒ、太棹、中棹、細棹ノ別ヲ生ジ、其名器ニ至リテハ、數十金ヲ直スルモノアリ、此技、初ハ琵琶法師ノ手ニ弄バレシガ、名人次第ニ輩出シテ、種々ノ曲譜ヲ作リ、節付ヲ爲シ、小唄長唄ナドニ合セテ彈ク事トナリ、終ニ本手組、端手組、琉球組ナド云フ事モ定マリシガ如シ、然レドモ初ハ唯唱歌ノ聲ノ絕エタルヲ補フマデニテ、繁手ナルハ無カリシガ、後世ハ手事ナド稱ヘテ、一種ノ煩雜ナル彈法ヲ生ジ、遂ニ大ニ世上ニ行ハルヽニ至レリ、

月琴ハゲツキント云フ、支那傳來ノ樂器ニシテ、形琵琶ニ類シ、四絃十二柱ナリ、撥ヲ以テ之ヲ彈ズ、

名稱

胡弓ハコキウト云フ、鼓弓又ハ小弓ノ字ヲ用キル、琉球ヨリ傳ヘシ樂器ニシテ、小弓ニ馬ノ尾ヲ張リ、以テ小形ノ三線ノ絃ヲ摩シテ、節奏スルモノナリ、

〔書言字考節用集七器財〕三線三絃、琉球絃、並同、永祿年中、自琉球始來泉州堺津者、

〔節用集大全六器財〕三尾線或尾作味、又曰三絃子、

〔倭訓栞中編九佐〕さみせん　三絃をいふ、三線の義也、三味線にはあらず、〇中略琉球には、俗習三絃を弄す、相傳へて絃の響、能蛇害を避といふ、又二線、三線、四線、長線の別ありとぞ、

〔本朝世事談綺二器用〕三線

三線と號は、三の線ある故なり、三の字さみといふは、閉口の音にて、はねがなをみといふ也、

〔秇苑日涉四〕三絃

三絃此云沙彌線、一名渾不似、一名胡不兒、一名火不思、一名虎拍詞、一名虎拍思、一名琥珀思、一名虎撥思、一名胡撥四、一名吳撥四、皆一音之轉訛耳、渾不似之目頗古、而三絃之名、乃始于元時、元史所載火不思、全似胡不兒而四絃、豈猶琵琶有五絃六絃七絃八絃七十二絃而運撥之工、不係絃之多寡乎、據事物紀原及絃子記、則秦謂之絃鼗、魏晉以來謂之秦漢子、宋人謂之嵆琴者、卽今之三絃也、未知果然否、〇下略

〔鋸屑譚下〕三絃

俗三味線といふ、近世に起れり、蓋出于箏斗爲巾三絃也、琵琶謂之四絃、〇下略

〔五雜組十二物〕琴瑟箜篌之屬、徒自賞心、不諧衆耳矣、又有所謂三弦者、常合簫而鼓之、然多淫哇之詞、倡優之所習耳、

〔中山傳信錄六器具〕樂器與中國無異、箏笛等俱備、無笙三絃柄比中國短三寸餘、彈撥惟用食指、

〔世事百談二〕三味線

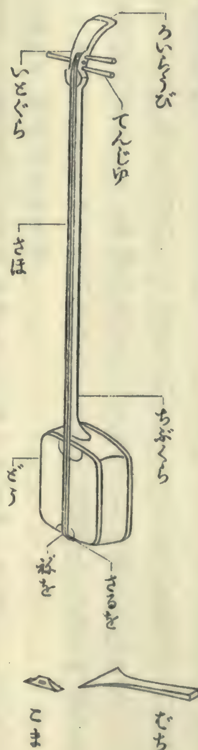
名所

三味線はもと蠻樂の器にて、琉球にて專ら翫び、海蛇皮もて張たれば、世俗は蛇皮線ジャビセンといへり、

〔女重寶記四諸藝〕三味線は、○中略其音淫亂にして樂器に入らず、遊女のわざとなれり、ゆめ〳〵引ならひ給ふべからず、されども其所々の名は、おぼへ給ふべし、

一だう　一さを　一かひろうびさをのうへかゞみたる所、ゑびにたればいふ、　一いとぐらいとのまきたる内也　一てんじゆいとまくくしなり　一ねをりいとをくゝり付る所、こより水引などにてするなり、　一さるをくれない引かけおさなのさき　一ちぶくらさをの下ふくれたる所　一こまばち

三味線之圖



傳來

〔大ぬさ一〕三味線之起

三味線の起は、永祿年中に、琉球國より是をわたす、其時は蛇皮にてはりて二絃なる物也、泉州堺の琵琶法師中小路なかこうぢといひける盲目に、人のとらせたりけるを、此もうもくよろこびてしらべつつ心見けれど、おしへをかざればず音律かなわず、是を心うく覺へて、長谷の觀音へ詣で、一七日參籠し、引やうを祈りしに、あらたなる靈夢有て、○中略それより三絃にきはむるゆへに三味線とし かいふ、

〔譚海四〕三味線は琉球國より永祿のころ渡る、もとは二弦なりしを、其比泉州堺に、中庄司といふ盲人あり、琵琶法師なり、此人此器を見て、はじめて工風をつけて、二弦にては、調子とゝのはざるゆへに、一弦を足して、三味線とせしなり、

〔江戸節根元記下〕一抑淨瑠璃の三絃、初りは信長公の御時、琉球國より初て渡りし時に、誰あつて彈ものなし、將軍の仰には、伏見の盲人琵琶の名人あり、此者を召て被仰付、御前にて彈ならし給ふべしとあり、彼法師三ッの糸筋を以て、琴廿五絃の音色を彈出しけり、此時將軍には感じ給ひ、三筋の糸ゆへ三線と名づく、いつの頃よりか味の字を加へし、是大なる誤りなり、

〔糸竹初心集下〕三味線の次第の事

抑日本に三味せむをひき初し事は、文祿のころほひ、石村撿挍と云びわ法師あり、心たくみにして、器用無雙の者也、あるとき琉球の島にわたりけるに、かの島に小弓といひて、糸三筋にてならす物有、小き弓に、馬の尾を絃にかけて引なれば、小弓とは云とぞ、石村これを探りみるに、琵琶をやつしたる物なり、いとのしらべやうも、一二はびわのごとく、三の糸はびわの三よりも、二調子ほど高く、あはせたるもの也と思へり、所のものいひけるは、此島には眞蛇の多き所なるが、らへいかといふものありて、此まむしを食物とする、されば、らへいかのなく聲、小弓の音に少もちがはざる故、眞蛇を退んが爲に專引也、琵琶法師も爰に逗留の間は引給へといふ、其後石村京都にかへりて、おなじく琵琶をやつし、此三味線をつくり出せり、

〔筠庭雜考二〕鼓弓

此器彼蟲の鳴聲に似たれば、ラヘイカと呼ぶとかや、神田貞宣が淺草舟行の記に、琉球にて三線は蛇皮、小弓はラヘイカといへりとしるせり、〇中略

又按るに、ラヘイカを蟲の名といへるは非なるべし、貞宣が舟行の記も誤りは似たれども、

三絃は蛇皮、小弓はラヘイカとのみいひて、虫のことはいはず、舊說なるべし、ラヘイカはバライカの訛りと見えたり、バライカは異國の三絃の名、其かみ琉球にて然か呼びける歟、

〔松の葉序一〕それ吾朝の音律は、天の鈿女の命より起りて、あられふるらし外山のかづら、いろにみゆるを、いかにせんと、庭燎の唱歌にはじまりける、かつ人王百七代正親町院の御宇、永祿の頃、琉球より蛇皮二絃の樂器渡り、和泉の國堺にすめる琵琶法師中小路が手につたへ、長谷の觀音の靈夢によりて、一絃をまし三絃とせしを、世に三味線と呼てきらぶる音に、あらゆる呂律そなはらずといふ事なし、是一より二を生じ、二より三を生じ、三より萬物の音聲を生ずる理いたれり、

〔中國描談〕絃王

中山國亦南方而甂此器、此土蟒多而毀人、故冒鼓用彼蛇皮、俾絃聲示罰焉、本邦天正之初有一儒官、得斯器於筑紫、而驚嘆其妙音、卽前關白前久公復遊薩州之秋也、歸洛之、宦人以爲可避伶倫家之嫉媢、故不攜于京師、卻授泉州之中小路也、法師以爲禮謹戒陰屈、而樂歎悰陽伸、故古琴之五絃、奇數也、故加一絃而不悖、音律發動、然則圓鼓三絃亦孤陽也、故代方鼓歸于舊製、而用寒國之貓皮、以有類虎也、一撥、依難鼓多絃、以三指之撫彈、則琴操區區、而心體不一貫也、三徽之中德、統三才之萬音、盡善盡美、意味深長、不亘舌端、可味精神、故異名三味線云、一線各七調、總具二十有一之調操、如今十三徽之琴僅含五調、或以笙簧、雖比鳳鳴、渠黃鐘也、絃王第二絃之高律、間帶鶯鏡、自此以外、萬物無鶯鏡之律、然俚俗卻爲鄭淫、所謂鄭淫者、漢土之說、而在漢土樂器之中、奚論絃王爲、漢土自王侯到于遊妓艾豭、弄琴瑟而不愛絃王、況於素女鼓瑟、黃帝悲不止、故滅絃則鄭國之淫聲在多絃之中、其聲之間、雅淸肅也、使人不識肉味、嗚呼絃王潛龍之謂有四焉、凡遊技以有得于自己樂之、以不得不樂、絃王得于聲、不得于人、世人以爲淫哇、謗絃王、其一也、舉世悰醉與狂遊、貴酒德賤絃王、其二也、聖天子之音樂、與衆而不獨樂、故傳于野人也、絃王小器之易簡、普及于民庶、而上不奏於天子、其三也、樂家不賞吾土固有之

名音、郤愛異方之鳴器、世俗看之等閑、而不識紂王之碩德、其四也、見瞽者、則聖人以貌不侮、故紂王之寛仁恤瞽盲、瞽者精于聲、而立左右之僕射、以輔佐於紂王、所謂蘭姑射速船也、本邦未製紂王之時、以指鼓和妓舞之節、人謂之淫聲、妓謽曰、汝爲周南召南乎、窈窕淑女、鐘鼓而令樂之、所以出我女樂也、

〔竹豐故事下〕三味線來由并寸法三筋糸付澤の字苗字に付る事

連中問て曰、三味線の緣起をも、御物語下されば、忝じけなからんと望みける、筑越翁聞て、御所望に任せ、咄して聞せ申さん、抑三味線の來由と謂は、元來琉球國の弄び物成故、琉球紂と號す、琴瑟、琵琶、和琴等の音を、摹したる物なり、日本に是を傳來せし始は、人皇百七代の帝、正親町の院の御宇、永祿五年壬戌の春、琉球より泉州堺の津に渡り來る、其比の武將、織田信長公下知有て、是を朝庭に獻じ、奏覽に入奉らる、時に帝、久我右大將通興卿を以て、其比音曲に名譽を顯はせし、琵琶法師瀧野撿校を、內裏に召出され、是を彈せて叡聞在ませしに、其鄙曲甚はだ妙音成しを、叡感ましましぬ、〇下略

〔琉球年代記〕梅津少將三線傳來の說

後柏原院の御宇のころ、梅津少將と云人、生質音樂にくはしかりしが、應仁の亂をさけて、長門國なる、大內義隆により給ひしに、少將の門に入てまなぶもの、若干におよびぬ、此ころ義隆の家老に陶尾張守晴賢といふものありて、ひそかに少將を害せんことをはかりしかば、門人このよしをきゝいだして、いそぎ少將につげまいらせしに、おどろき給ひて、とく義隆にはかり給ひしかば、義隆文を書して、毛利元就へさけしめまいらす、其ふね暴風にあふて、いづちともなくたゞよひ、からうじて琉球に漂著し給ひしを、兼城(かねぐすく)按司いつくしみまいらせしに、按司のむすめよく月琴を彈せり、少將はもとより、音律にたくみなりしかば、たちどころに學びえて、月琴の妙手とはなれりけり、つゐに此女に通じて夫婦となれり、ともに月琴の名、國中にかくれなかりしかば、倘

元王このよしをきゝ、夫婦を宮中にまねきて、月琴をこゝろましむ、少將王位をしやうして、うたをつくりうたひ給ふ、いま琉球組と世にとなふるものこれなり、〇中略王この曲にかんじて、しなひきでものありて、日本へ歸しおくらしむ、正親町院御宇、永祿五年の春、夫婦ともに、豐前國につき、それより同國石田村といふ處にかくれすみ給ひて、一子をうむ、幼名を石麻呂となづく、此石麻呂晩年におよんで瞽となれり、月琴の秘曲を、父母よりうけえたりしかば、その形をものずきして、丸胴を角胴に製し、八乳の猫の皮をもちて、兩面にはり、月琴の意を以て、海老尾に月のかたちをのこす、此人のち增官して、石村撿挍とはなれりけり、

月琴は晉の阮咸あかがねをもて、丸胴につくりしをはじめとす、すべて三絃は元の代にはじまれりと、楊升庵詞話にしるせるはあやまりなり、すでに唐の崔令欽が教坊記にもみゆ、

〔孝經樓詩話下〕三絃ハ元ノ時ニ始ルヨシ、升庵詞話ニ見ユ、然レドモ唐ノ著作郎崔令欽ガ教坊記ニ、平人女容色ヲ以テ選マレ内ニ入ル者、教習琵琶三絃箜篌等、謂搊彈家、コレニ依レバ、唐ノ時三絃アルニ似タリ、三絃ヲ五絃ノ誤トス、未ダ必ズシモシカラズ、清ノ毛奇齡ハ秦ニ起ルトス、西河詞話ニ、三絃起于秦、本三代鼗鼓之製、而改形易響、唐時坐部多習之、故世遂以爲胡樂、實非也、イマ三絃ニ類セル胡弓ト云モノアリ、本字ハ提琴ト書ベシ、〇下略

〔楊升庵外集器用二十一〕三絃所始

今之三絃、始於元時、小山詞云、三絃玉指雙鉤、草字題贈玉娥兒、

〔和漢三才圖會樂器十八〕三線さみせん　三絃〇中略

按其絃三、故名三線、琉球國好多用之、然不爲樂器、婦女里子等每鼓之遊舞、其皮用蛇皮焉、本朝亦爲嬉戲必用物、其棹以花櫚木爲上、如鐵刀木紫檀最愛樫之美、桑木次之、櫧木爲下品、其皮皆以猫革、八乳者爲良、狗子皮爲下、

〔竹豐故事 下〕三味線來由 并 寸法三筋糸 付 澤之字苗字に付る事
其砌〇永祿五年京都に名を得し、琴琵琶の細工人龜屋市郎左衛門石村と云し者、此三絃を摸し作り出せり、琉球には三絃の胴を、蛇の皮を以て張ると云共、我朝に斯る大き成蛇皮なし、依て猫の皮に替て是を張たり、此三絃の形、大體琵琶に同じ、惣尺三尺は天地人の三極を表し、棹長貳尺餘は陰陽の二氣、海老尾の五寸は天の五星、胴幅六寸は地の六合、同長サ六寸餘は地の六種震動、厚さ三寸は、高下平の三形を象れり、轉手絃手又天柱共書也、是天の象ちを表し、反首(はんしゅ)に半月の形ち有、海老尾の糸卷に、三台の星を象どる、一の糸は虛精と云、二の糸は陸淳と云、三の糸を曲順と號す、〇中略當世の三絃は、其形少し異にして、惣三尺一寸五分、海老尾五寸二分、棹長サ二尺五分、胴幅六寸、同長サ六寸六分、天手三寸五分也、

〔鴨東四時雜咏〕三絃之製、以花梨、鐵刀木、紫檀、檮、樟之類爲槽、方六寸許、兩面張以猫皮、柄長二尺許、其首所繫絲四寸許、合三尺强、或離爲三段、臨用而接之、收時折之、可納尺許方匣、包以彩袱、提攜頗便、曲中無不如此者、樓肆往復之間、肆奴挈之從、其後、人見其有匣絃、卽知爲酒妓矣、

〔琉球年代記〕琉球にては、椰子をもて胴をつくり、うすき板にて、うらをはり、蛇皮エラブウナギと云海蛇の皮、もつとも大なるをもちゆ、をもておもてを張、石村かくどうにせいしかへす、〇下略

〔世事百談 二〕ゑらぶ鰻
琉球より渡る三味線の皮は、實は海蛇皮にはあらで、彼國に產するゑらぶ鰻とて、漢名を慈鰻と云ふもの丶皮なり、ゑらぶは島の名にて、其島は薩摩と琉球の間にありて、口のゑらぶ中のゑらぶなど丶唱へて、二ツ三ツある島と見えたり、中山世譜などにも、島の圖はありとおぼゆ、此島に住む故に名づけてゑらぶ鰻といへりとぞ、いと得がたきものにて、常に島の岩窟に海よりあがりて住み、ことに冬に至れば、かの鰻の總身へ落葉をまとひつけて、窟の中にかくれ

絃

臥す、そこへは島に住める人と雖も、なか〳〵往がたきけはしき海岸なり、琉球よりは十里ばかり南にイトマンといふ島あり、其島人常に裸にて海中を自由に往來すといへり、其島人が楠の獨木船に乘り、かの𧉬らぶ島にわたり、小刀を携へ、水中より海岸の窟にのぼり、かの鰻をとらへて、刀にてさしとほし〳〵して取るといへり、小さきは二三尺、大きなるは一丈にあまれり、其大きなるものは三尺ほどづゝに切りて、舟に積かへると、中陵翁〈佐藤平三郎〉の物語なり、

〔好色一代男四〕目に三月

石州一つ受けて、禿に申付けて、門に居る善吉に、知らぬ御方樣へ差しますといふ、是はと二つ飲みて返す、女郎戴く時、善吉御肴とて、挾箱より接竿の黒檀六筋懸を取出し、𠍱唄へといへば、かしこまつて弄齋、其聲の美しさ、彈手は上手、〈○下略〉

○按ズルニ、三線ノ絃ハ、專業家ノ説ニ據レバ、京都ニテハ、近江產ノ生糸ヲ最上トシ、江戸ニテハ多ク米澤產ヲ用キル、染料ハ鬱金粉ヲ用キ、餠糊ヲ以テ堅ムト云フ、サテ三筋ノ中ニテ三ノ糸ト云フハ、尤モ細ク、二ノ糸ハ、三ヨリ太ク、一ノ糸ハ二ヨリ亦太シ、其糸ハ各、十二ガケヨリ、二十匁ガケニ至ル、〈通例三線ノ三ノ糸ハ、生糸ノ長サ八丈ニテ、一匁二分ナルヲ、十二掛ト云ヒ、一匁五分ナルヲ、十五掛、一匁八分ナルヲ、十八掛、二匁ナルヲ、二十掛ト云フ、凡テ三ノ糸ヨリ、割リ出ダスモノニテ、二ノ糸ハ三ノ二倍、一ノ糸ハ三ノ三倍トナル、〉斯クテ八丈ノ糸ハ、三線十挺ニ掛クベクシテ十掛ト稱スレドモ、通例ハ三線一挺ニ付キ、四丈ヲ度トスル故ニ、實ハ二十挺ニ掛ケ得ベシト云フ、

〔西鶴置土產五〕忘れぬ物は子の親

素人の珍重がらぬ物、本手のこうたぞかし、番町に、さる御かたの隱し藝に、八筋懸を忍駒にて引せられしが、又もなき音曲、是を役者の九兵衞が、御指南うけてまなびしに、それも作彈むかしに成て、花橘も袖の香も、さる物は日々にうとし、〈○下略〉

〔嬉遊笑覽六上音曲〕八筋がけなどいふもあるをおもへば、糸のさるふとさして、三線の棹も大きなる

をいふにやあらむ、又古書に見えたる三絃に、今の根緒かくる處に、金物の環あり、これは大幣に、此器に緒をつけて、頸にかけて引を用とすとあれば、その爲に設たる物と玄らる、又撥のもとに緒を付たるがあり、是も三絃に添置に便利なる故と見えたり、又三絃にかせかくることも古く見ゆ、

撥

〔我衣〕貞享年中迄、三絃ノ撥薄手ニカルキヲヨシトス、コトニ華奢ニ作レリ、元祿ヨリ半太夫、土佐節、外記ブシハヤリテ、撥スコシ大ブリニナル、然レドモ薄クサイジリト名付、本ノ所角ニ作ルヲ上トス、延享年中ヨリ豐竹流ト申ス、上方ブシノ撥、甚ブトゥ大キクナル、

駒

〔自撰自集〕寄三絃戀

ひかれなばうはきにならむ三絃の駒ものり地に狂ふ糸道

かせ

〔嬉遊笑覽六上音曲〕三絃にかせかくることも古くみゆ、世話燒草、明曆二年刻三味線も月にひかんの企にかせて手車ならべ置秋、

〔偐紫田舍源氏四編下〕みつうちは、あふぎをもつてひやうしとり、わいへんにとばりちやうをもたれたればトうたふを、玄のゝめひつとつて、○中略わたくしがうたひますると、小うたのふしになりまする、むこにせんとは、さいさきよし、みさかなには、むすめがしやみせん、そなれ小うたのかひづくし、あわびさだをかかせかけて、さわいでおきかせもうすばかり、○下略

三線匣

〔先哲叢談四〕伊藤長胤、字原藏、號東涯、又號慥慥齋、私謚紹述、仁齋長子、平安人、

東涯經術湛深、行誼方正、粹然古君子也、嘗謂集會弟子曰、昨買一匣于骨董肆、置之几側、以藏抄冊、甚爲便、乃使童子取之、陳於前曰、余欲令工新製如是器者有年、不意既有鬻者也、弟子視之、則藏接柄三絃之匣也、接柄三絃匣其用捨而折接之於是互相目而不答、奥田三角進曰、先生未知邪、此物娼妓藏三絃之匣、請卻、東涯正色曰、小子勿妄語、三絃柄長、奈何藏此短匣、

工人 三線商

〔嬉遊笑覽六上音曲〕この頃新刻に先哲の事を書たる物あり、其内に東涯先生が、續三絃の匣をしらざりしことを擧ぐ、此說非なり、余〇喜多村信節が傳へ聞しは、先生醫師の用る、百味だんすやうの古き匣を買て、諸書より見出たることを、少さき紙に書て、其類を分て、入る器とせられたりとぞ、此事を誤れるにや、續三絃をだにしらずして、制度通、名物六帖を、つくりたるは怪しむべし、此もの語は、仁齋妓家に入て、其妓家なることをさとらざりしといへるにおなじ、宮崎、筠圃にもこれに似たる物語あり、實に是をさとらざらむには至愚といふべし、いかでか一家の學を唱へて、一代の儒宗といはるべき、もし人を欺けるならば惡むべし、とにかくにかゝる事を稱美するは、彼菅神を雷になり給へるといへるにひとし、

〔假名世說上〕三味線の作に、古近江と稱するは、二代目善兵衛事なり、

近江系　初代　源左衛門　二代目　善兵衛隱居して總髮となり、眞心と號す、世俗カツソウ近江、カツソウ善兵衛とも云、三絃に自銘を付くる、
三代目　源左衛門　四代目　源左衛門　五代目　源左衛門〇中略

近江は名を得し三弦師、他の細工人の及ぶ所にあらず、元は柏屋近江といひて、鼓の胴打なり、夫より段々工夫して、三弦の胴の內へ、一鉋の削りかたを工夫して、是秘する所なり、この鉋目の妙はいづれの音をも調ぶるなり、凡さみせんは此三筋の糸を以、いづれの調子へも、かなふは妙なり、他の三弦打のこしらへたるは、一二三のさはりの、善惡ばかりなり、古近江がうちたる三弦は、樂器に合ふこと妙なり、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕三絃の器はもと蛇皮などはりて、製作ふつゝかなりしを、こゝにてよく作りなほしゝは、石村よりこなたと見えたり、古近江といへる匠の作りたるを、世にこよなき寶とすめり、元祖近江は稱を源三といひて、京都の人なれど、今は塋も定かならず、實名さへしれずといへり、按るに近江といへるが、卽實名なるべし、又この家石村氏なれば、石村撿挍の子孫か、又は其名字

をうけたるもの歟、[柳川八橋は三線の名人たるに依て、工人其流の器を作り、八橋柳川などゝ呼たるが如きにや、]近江が子孫江戸に來り、世々其器を作る、今其家譜と墓碣とによりて、其時代を志るす、墓は三田の大信寺にあり、其古き墓は、上の右の方少し缺たり、左の九名を刻す、行譽淨本信士、[寛永十三年三月二日]法譽性眞信士、[寛永五年十一月九日]正譽道薫信士、[明曆三丁酉八月廿五日]廣譽源智信士、[元祿九十月二日]實譽淨眞信士、[元祿九丙子正月廿七日]敎用院淨玄信士、[寶永七、九月晦日]還譽本立信士、[正德六丙申正月九日]心譽昂還信士、[正德二年七月五日]西譽永欣信士、[元祿八六月十八日]また石村近江累代と記したる墓あり、石村近江、[住京師、墓地未ㇾ詳、]淨本信士、道薫信士、淨心信士、性眞信士、本立信士、相流信士、倫超信士、又別に太兵衞が墓あり、累代とある墓は、後に建たる物なり、古近江九代孫、春峯孤雲信士、[天明七年正月廿二日、俗名太兵衞忠豐、石村氏臨の方に、孤雲翁世をかく南無阿尾菩守と成て朽るか捨ごろも、]十代目近江月峯秋善信士、[文化元年八月十九日]とあり、

元祖近江は、俗名源三郎、京師に住す、二代淨本、俗名源左衞門、始て江戸に來る、依て江戸元祖淨本近江といふ、三代道薫、[淨本より以下、源左衞門といふを通り名とす、]實名忠義、四代淨心、[墓碣に淨眞とある心は誤なるべし]實名忠政、[四代迄は作る處の、三絃に燒印を用ひず、]五代性眞實名忠次、俗名善兵衞といふ、此時より始て燒印を用ゆ、此者總髮にてありければ、世に總髮善兵衞と云ふ、六代本立實名忠貞、七代相流實名宗忠、[六代迄は實子にて相續す、七代目に至り男子幼少故、弟子の内より宗忠七代目を續り、]八代倫超實名忠睦、俗名善五郎、六代忠貞が實子なり、九代春峯實名忠豐、俗名太兵衞、世に太兵衞近江と稱する是なり、十代秋元但馬侯、妙工の家絶む事を惜み、此時扶持せらるとなり、右の燒印相傳へて六代目頃にはいたく損へるに依て、七代目に今の燒印に改めたりとぞ、此家の風にて三絃の槽の裏、鼓の胴の鐫かたに似て、綾杉といふものに造れり、燒印は根緒かくる處の下に、押こと常なり、燒印あるものは、古近江にはあらざれども、太兵衞が如き者は、殊に名手の聞えありて、祖先に耻ざるものなれば、新古をもて、工拙を論ずべきにあらず、○中略近江が家、京師にもあれど、名匠は江戸に出るにや、風流徒然草、何事も東は物いやしく、ふつゝか

なれども、近江が三味線は耻ずといへば、江戸しやみせん屋の申侍し、近江にかぎらず、何れの細工人も、外より勝れたり、其故は江戸の繁榮に付、れき〳〵の籠中おく方より、高直にかまはず、あまた打出す故、しやみせんとその妙を得たり、殊に近江は、古作の名人の、鼓の筒うちの、かんなめなどよく考へ、しやみせんの筒のうちに、一つのかんなめを工夫したり、是秘藏の事なり、此かんなめにて、いづれのよりをも調べ侍ると申き、凡しやみせんは、わづか三ッ緒をもつて、何れの調子にも叶ふなり云々、近江がしやみせんはくるはず、よき調子なりといへり、かくあるは總髪善兵衛などの時をいふなるべし、

〔雍州府志七土産〕樂器○中略京近世筑紫琴三味線之流行也、非古樂之所及也、依是巧人亦多、

〔元祿五年板萬買物調方記〕同琴三味線師

寺町松原下ル　石村さつま　　同松原上ル　石村いなば
同町　山城大掾　　同綾小路下ル　柳川吉兵衛
同町　柏や市郎右衛門　　七條大宮　出羽
同三味線の糸屋幷鷹のへを
寺町松原下ル　藤木和泉　　同松原上ル　石村彌兵衛
御幸町松原上ル　石村善兵衛　　同佛光寺角　石村彥右衛門
寺町五條上ル　菊屋文兵衛　　同高辻上ル　鶴や藤右衛門
江戸ニテ琴三味線幷糸
京橋柳町　讃岐　　通白銀町　柏や長兵衛
通乘物町　龜屋清左衛門　　京橋北一丁目　石村近江
同北二丁目　石村河内　　麹町二丁目　橘や長門

名器

源助橋　　石村山城

大坂御琴師三味線所同糸

平の町三丁目　石村大和大掾藤原由清　順慶町心齋　信濃

〔假名世説上〕がつそう古近江善兵衞貞心作三弦銘

出雲　八重垣　妻籠　以上三挺三弦

ひゞき　山彥　これを二挺三弦といふ

大瀧　鳴戶　鏡山　松むし　常盤　雲井　はるか　鄰　にしき　百とせ　十二段　いかづち　以上十二挺三弦といふ

〔聲曲類纂一〕三味線の權輿

古近江は、石村源左衞門と號し、中古鼓の胴の細工人なりしが、三味線の胴をも作りならひ、胴の裏に、あや杉といふかんなめを入しといふ、其音色殊にうるはしかりしかば、世に古近江が三味線とて、賞美せられしとかや、近代風雅百人一首に、古近江は元柏屋近江とて、江戶に名ある鼓の胴の細工人也とあり、これが家に作る所の三味線の名器と稱するものは、千鳥　雁金　磯衞　初雪　初雁　芝苗　小松　郭公　棹鹿　荒磯　鶯　鈴虫　鳴子　雉子　卷砧　山川　浪の音　明の鐘　春雨　鳴戶　鼓が瀧　水鷄　山鳥　山彥三代目源左衞門作　吉野五代目正信作　八ッ橋四代目淨心作　織姬正信作　雷電淨心作紀伊國屋文左衞門藏　淀正信作　松風淨心作　常盤正信作　秋野正信作　撓擔二代目源左衞門作紀伊國屋文左衞門藏　點滴たまみづ二代目源左衞門作紀伊國屋文左衞門藏　十二調子三代目源左衞門作奈良屋茂左衞門藏　初蟬正信作、奈良屋茂左衞門藏、　蜩正信作、同人藏、　小蝶淨心作紀伊國屋文左衞門藏　松虫淨心作　九重淨心作江の島に納む

〔江戶節根元記下〕古近江作八聲といふ三絃、掛物一軸添、三河町河良所持の所、存生の內、本鄉日陰町良波方へ可ㇾ讓筈の處、少々障にて太田樣御屋敷へ上り、其後安永年中に、二朝方へ手に入り、寬

政十二申年七月古人と成、夫より讓受るものなく、今は上野廣小路茗荷屋方に所持いたしける、

〔花洛名勝圖會 一〕井筒茶店 同所(祇園町)北側にあり○中略

傳云、當井筒の中祖、岸野治郎三といへるは、三絃の妙手にして、其名世に高し、家に二棹の三絃を藏す、一を初音といひ、一を鳴神と名く、いづれも鐵刀木、花淋、紫檀等の名木をもつて、製するところにして、希代の名器なり、○中略 此治郎三、元祿のころの奇人にして、赤城の義士、大石内藏助良雄、常にこゝに遊びて、治郎三と親しく、此初音鳴神の名器をもてあそびて宴飮し、狐火といへる唱歌を作りて、治郎三に與へて東武に下り、終に宿意をとげて自殺す、其忠肝義膽、且風流なること、感ずるに餘りあり、治郎三は大石の追薦の爲とて、書のこされし、狐火の唱歌に調べをつけ、名器の三絃をもて調しが、いかなる事にや、さしも名高き三絃の、更に美くしき音を出さゞりしとぞ、是は大石の死を悼み、非情の器物までも、これを悲しむものならんと、見聞の人々、袖をぬらさゞるはなかりしとなり、

鳴神の略傳

此鳴神と號する三絃は、往昔或侯の御秘藏なりしが、御息女烏丸家に嫁したまふ折から、御部屋の戲れにとて、琴の組に添させられしを、光廣卿(烏丸殿)も聞およばせ給ひ、一時御酒宴の折から、御覽ありて、すなはち御自筆にて、

玉臺是戀慕涙川と、七言一句を、筒に書つけ給ふ、今尙金蒔繪にて其手跡を存す

其七言のこゝろを、愚按ずるに、古歌に、三つ瀨川絕ぬ涙のうきせにも亂るゝ戀の淵ぞ有ける、みすじの糸を、みつせ川に見立給ふにや、又なる神といふ銘のこゝろは、逢ふことは雲井はるかになる神の音にきゝつゝ戀わたるかな、といふこゝろをとりて、名づけ給ふと聞つたへし、斯るめづらしき重器、またたぐひ有べきとは覺えず、こゝに御めしつかひの女なにがし、殊なふ御意に

聲調

いり、御機嫌のあまりにや、程經てこの三絃を、侍女に下し給ひ、有がたくも頂戴し、秘藏すること限りなし、此事を岸野治郎三、傳へ聞、われ幼年のほどより、三の緒に心をよせ、此曲に耽り樂むといへども、かゝる珍器を見聞ず、何とぞ懇望いたし、我手に入たく思ひよりしに、幸ひ彼家に因ありしゆへに、深く所望におよびしかば、そのこゝろざしを感じけるにや、則この三絃を岸野に與ふ、さるにより今岸野の家につたへて、秘藏すること淺からず、常は箱にをさめて出すことなく、初春みつの朝の壽に、調ぶるをもつて嘉例とす、下略

唱歌ニ云玉の臺も戀したふ涙川、わが身をしづめて逢瀨のあるなら戀に、ヤンサ捨ばや戀に、アダモノナひと村雨たちよるやどもさすが名殘は、かなしきに、ましてや、是は淺からぬ、契りのあるに、サ・ンセ盃酒をのも、

是は光廣卿、なる神の三絃に、そへおかせ給へる、御たはぶれの歌なり、

按ずるに、初音と名づけし一棹は、古歌に、聞たびにめづらしければ時鳥いづれ初音のこ・ちこそすれ此歌のこゝろによれるなるべし、

岸野氏の何がしは、三筋の糸にほこりて、世に其名をしられぬ、夏もまたきのふけふといふ頃、はじめて耳をよせて、

卯のはなの糸にまつよるはつ音かな　　おにつら

〔奈良柴〕丹波和泉太夫相方の三絃に、權左衞門といふ者、山彥と銘ある三絃を所持せしを、老年の後、源四郎懇望せしゆへ、藏前笠倉半平、今平十郎祖父に當るか小田原町大和屋勘九郎兩人にて貰請源四郎へ遣す、よろこびの除りに、扇八景竹馬の淨瑠璃の節より、本苗村上を改、山彥と改名す、

〔竹豐故事下〕三味線來由并寸法三筋糸付澤之字苗字に付る事

此三絃の形、大體琵琶に同じ、〇中略一の糸は虛精と云、二の糸は陸淳と云、三の糸を曲順と號す、十

二調子の內、壹越、斷金、平調、勝絶の四つを、一の糸の中に兼備ふ、下無、雙調、鳧鐘、黃鐘の四つを、二の糸に兼備へ、鸞鏡、盤渉、神仙、上無等の四調子を、三の糸に兼備ふ、

〔糸竹初心集下〕三味線の次第の事

抑日本に三味せむをひき初し事は、文祿のころほひ、石村撿挍と云びわ法師あり、○中略此三味線をつくり出せり、○中略糸のあはせやうは、これも一二は琵琶のごとく、三の糸は、琵琶の四の糸調子也、たやすきものに似て、はなはだ引えがたきものなり、○中略

調子を聞習ふ事、初は圖竹一竹にて聞べし、功者に成ては、四穴十二律にて聞べし、○下略

〔琴線和歌の糸序一〕夫絲管の道に三味線ほど律に入易きものなし、取捨は時の風雅にかなひ侍らん、詞賦詠歌みな樂の根元なり、樂器は枝葉也、根元の歌辭を失ひ、枝葉計殘れり、

〔獨語〕今の世、淫樂多き中に、絲竹の属は三線、うたふ物のたぐひには、淨瑠璃に過たる淫聲なし、三線は琉球國の樂器なるを、慶長のころとやらん、此國へ傳へしといふ、昔晉の阮咸が造りし樂器を、阮咸といふ、此國に傳へて、昔はもて遊びけるにや、延喜式に載たり、今の三線は、阮咸の遺制なりといふは、いかゞあらんか、阮咸はいかなる制にてありけん、今の三線は甚しき淫聲なり、其作り琵琶に似たるやうにて、琵琶にくらぶれば形甚いやし、是を彈ずるさまも極て見ぐるし、此聲纔に發すれば、俄に人の淫心を引起して、放僻邪侈に至らしむ、其害いふばかりなし、士君子のかりにも聞くべき物にあらず、○中略寬文延寶の比までは、調子ひきく、ひく手もまばらにて、筑紫箏に類せり、うたふ唄も、詞やさしくふしもゆるやかにて、俗調といひながら、賤げ少なかりき、近き頃は調子高く、彈手も甚せはしく細かになり、うたふ唄も詞いやしく、拍子つゞまりて、いそがわしさいふ計なし、淫聲の至極、人の心をやぶる事、是に過るものなし、○下略

〔北窻瑣談前編一〕徂徠翁の古樂の事を歎美して、三絃などの類は、殊に品くだりて聞所もなし、甲

の聲をうたへば甲の糸を鼓し、乙の聲なれば乙の糸を鼓すると書れし、是はよき三絃を聞給はざりし故にぞ、誠に三絃をもて古樂の雅聲に比すべきにはあらざれども、今の樂は猶古の樂なり、人情を融和するは何ぞわかたんや、余南谿橘も糸竹の事は性の好める所にして多く聞しに、浪華の音を天下第一とすべし、甲の糸を調べて乙の聲し、甲の聲にて乙の糸を合す、或はまたゆるくして絃緊く、絃疎にして曲苦むの類、其妙知音にあらざればいひがたし、徠翁は唯東武の三絃のみを聞て評せし誤にぞ、何事にも其道に深からざれば、其事は議しがたきことにこそ、

〔鶉衣前編拾遺〕音曲說

歌とはすべたる名目なるべけれど、今をのづから筋わかれて、其品また貴賤の異なるあり、古今も一樣ならず、琴の組などは、上代のまゝにて、不易の眞なり、今三線にあやどるたぐひは、流行しばらくもとゞまらず、文句も百端に、音節さだまりなし、本調子はたとへば、女のさげ髮にうちかけしたるごとく、二上りは髮當流にとりあげ、姿もひとつまへにみだれたり、三下りはしづまりたるに似たれど、かくし化粧にしごき帶したるよそはひ、物思ふ人は、こゝに涙をも落して、中々淫奔の媒とはなりぬべし、すこしも品あがりたる人は、耳にこれをなぐさめども、みづから口には弄しがたし、やゝさだ過たる身の上には、猶にげなくて、うたふべくもあらず、

〔大ぬさ一〕二あがり調子之事

二あがり調子は、本ちやうしにあわせて、二のちぶくらのきわより一寸程下をおさへうつて見て、其おと程に二をあぐれば、二あがりの調子となる也、

三さがりの調子之事

一と二と本てうしに合、三を二より一しめさぐる也、三さがりにて引事、何にても二あがりにて、ひかれずといふ事なし、かるがゆへに、今世にあまり用ひず、

二あがりと本調子と合用

二あがりと本てうしと、何にてもつれ引する時、てうし合やうは、二あがりの方の二を、本てうしの一へうつしあわせ、二三は其一におふじて、本てうしにあわする也、

三味線と琴と調子合用

三味線一ノ糸琴ノ三ノ糸也　　三味線二ノ糸琴ノ五ノ糸也

三味線三ノ糸琴ノ八ノ糸也　　三味線（一ノ上をおさへて）琴ノ四ノ糸也

三味線（二ノ上をおさへて）琴ノ六ノ糸也　　三味線（二ノ下をおさへて）琴ノ七ノ糸也

三味線（三ノ上をおさへて）琴ノ九ノ糸也　　三味線（三ノ中をおさへて）琴ノ十ノ糸也

三味線（三ノ中を小てつかいをおさへて）琴ノ十一ノ（是をトと云）糸也　　三味線（下ゟ二番めのかんの小てノ下）琴ノ十二ノ（是をイと云）糸也

三味線（三ノ大下かん）琴ノ十三ノ（是をキンと云）糸

三味線二あがりにして琴と調子合用

三味線一ノ糸琴ノ五ノ糸　　三味線二ノ糸琴ノ八ノ糸也

三味線三ノ糸琴ノ十三ノ（キント云）糸

右之通にて合也、よく〳〵御心がけ有べし、

〔嬉遊笑覽（六上音曲）〕一下り調子、水府史館總裁にてありし、小池源太左衛門、中根元圭に逢て、音律のことを聞ける時、二上り三下りなど三絃に申候、一上り一下りと申こども、これ有べきに、いまだうけたまはらず、如何と申候へば、喜び候て申候は、一下りの調子の音曲を引て見候へとて、銀座のよほど三絃ひきの者へ、先年申候て引せ申候に、とかく妙音出申さず候ひし、然る處近年何がしと申座頭、一下りの手を引出し、殊の外おもしろき由、頃日うけたまはり候といへり、元圭は律に委しく〳〵、日本の律學取立んとして、故ありて打捨たりとぞ、

彈奏法

〔窻の須佐美追加下〕明暦三年の春、江戸の大災ありける前年の冬、伊勢國なる四方元といふ瞽者、江戸に在て、調子をきゝてしわざとしけるが、此ごろの調子常にあらず、春は變事有ぬべし、盲者の居べき時にあらずとて、急ぎ伊勢に歸りしとぞ、

〔糸竹初心集下〕さみせんしやうかの事

一の糸のしやうか

しトハ　ちぶくらのきわにておさへ、上より引を云、
きトハ　すくふを云
さトハ　はなして、上より引を云、
かトハ　すくふを云

二の糸のしやうか

つトハ　ちぶくらのきわにておさへ、上より引を云、
るトハ　すくふを云
とトハ　はなして、上より引を云、
ろトハ　すくふを云
すトハ　五寸ほど下にておさへ、上より引を云、
くトハ　すくふを云

三の糸のしやうか

ちトハ　ちぶくらのきわにておさへ、下より引を云、
りトハ　すくふを云
てトハ　はなして、上より引を云、

れトハ　すくふを云
たトハ　五寸ほど下にておさへ、上より引を云、
らトハ　すくふを云

右あはせてしやうかの數、十六字有、これをよくそらにて覺るほど、なに事にてもはやく引ならふなり、

十六字とは　さきさかつるとろ、すくちりてれたら（シキサカツルトロスクチリテレタラ）

いとを、おさゆるゆびは、人さしゆびなり、べにさし、中ゆびにても、おさゆる事有ども、それは功者に成ての事也、はじめは人さしゆびばかりにても、くるしからず、

あふみおどりのうた、三味せん引やう、

ふうらいふらい、ふるつまいとしな、われふるつまはなをいとをしい、やれなをゝいとをしい、（ステツステチテステツステテツトサシトトツステチテツトロツヽチツトツトサシトツト）

これをよく引おぼゆれば、いづれのうたにても、ふしだいに一つなれば、かくのごとく引てあふなり、

〔松の葉　五〕歌音聲幷三味線彈方心得

歌の事、音聲ゆたかにして、始終たるまぬやうにうたふことだい一なり、當風といひて、世上に彈うたふをきけば、三味線を君として、歌を臣とおぼへしやうにきこえあしきとかや、うたをもつはらとし、ならしものは、まことのあいしらひ、本手組のうたひかたと、長歌端歌などの彈うたひ、かくべつなり、まづ三味線の調子をたいせつにあはせてのうへ、うたいはじむる事肝要にして、序破急のくらゐ、うきしづみをつかん、けやけからぬやうに心をつくべし、また連彈のひき歌ひとつのうち、二上り三下りなどの、調子かはる事あるは、一しは相手の調子取やう、あひかたにならひある事也、口傳

彈奏心得

歌曲組

〔音曲波奈希奴幾〕三味線の辨

儀太夫の三味線は、音色厚く好當(こうとう)なるを古風とする、當時は重き駒を掛、音色ほそく障(さわり)は蟬の鳴音にひとしく、端手なるを專一とす、尤風儀に寄といへども、時代の堅き場などは乘移り惡く、さながら淺間敷聞へ、自然と浮るりの實意を妨、情を失欠聲(かけごへ)にも程あり、太夫より大成聲を出し、哮(おめき)叫び手の廻る任(まゝ)に引倒、掛撥(かけばち)すくひ撥のちやらくらにて、紛らかし引にくひ事は引能樣に拵へ直し、端手を專とするは、素人だましと云物にして、音も能、手も能廻るは數多有れど、儀太夫節を能彈は少し、時代の中に世話あり、世話の中に時代あり、一行一句の間に、氣持虛實の心得有、十分を八分に用る事、助役の法也、都ての藝者、人の能事も知、惡敷ことも知ては居れど、我藝の未熟(みじゆく)より負おしみ出て、横道へ行こと、氣性の上下、智愚の二ッに有ことなり、末世と雖も、端手をきらひ、正道なる藝を好み、聞分る人も有ぞかし、人及ざれば、情を以て恕すべしと云、藝道に眞實なくては、まん頭の皮ばかり喰ふが如し、

〔北窻瑣談前編二〕安永の頃、京師に藤村撿挍といふ瞽師あり、此撿挍つねづね申せしは、人の前にて三絃を彈に、其座の聞人に色々の心あれば、面白くひきて譽られんとするは過なり、かなたの人の心に叶へば、こなたの人の心にかなはず、されば我はいつにても、何人の聞給ふ前にても、我持前の藝を器量一はいに彈て、いつも其座の人に聞せんとは思はず、只神明へ奉納する也と心得て彈ると語りし、誠に有がたき撿挍の心がけ、上手の名高かりしもむなしからず、何の藝にてもかく心得べき事にこそ、聖人の自省不疚と宣ひ、又愼獨といふことも、此心得に外ならず、

〔糸竹初心集下〕三味線の次第の事

抑日本に三味せむをひき初し事は、文祿のころほひ、石村撿挍と云びわ法師あり、心たくみにして器用無雙の者也、あるとき琉球の島にわたりけるに、○中略其後石村京都にかへりて、おなじく

琵琶をやつし、此三味線をつくり出せり、琉球の島より、えて來るといふ心にて、りうきうぐみといふ事を作りをけり、弟子虎澤けんぎやうに不殘傳へしかば、虎澤またくみはでといふ事を作り出す、虎澤より山野井撿挍傳授して、世にひろまる、〇中略近代山井の弟子、柳川撿挍此道に心をよせ、寤寐にわすれず、天生その骨をえて、當代の名人也、〇中略世に柳川流といふ、くみのかずはおもて七、うら七と、その外大事どもおほきなかに、さかい與中島くみといふは、大なる秘事とす、はでのかず卅餘有、中にもらんこやといふ事は引えがたき事也、學んとおもふ人は、よく〳〵習をうくべし、

〔松の葉一〕三味線本手目錄

一　琉球組　二　鳥組　三　腰組　四　不祥組　五　飛驒組　六　忍組

七　浮世組

此七曲を本曲といふなり、石村虎澤琉球國より相傳のうへ手をなをし、加えて一作となし、今の世に至りて、三味線第一本手組の濫觴となれり、

端手目錄

一　待にござれ　二　葛の葉　三　比良や小松　四　長崎　五　下總ほそり

六　京鹿子　七　端手かたばち

此七曲を新曲といふ、柳川撿挍作也、

裏組目錄

一　賤　二　錦木　三　青柳　四　早舟　五　八幡　六　翠簾　七　なよし

此七曲柳川撿挍作也、此內早舟相傳の時、師へ一禮の法式あり、

〔世事百談二〕三味線

文祿年間、瞽者石村撿挍それが弟の平兵衞といふものとおなじく琉球國に渡り、兄の撿挍は其曲を習ひ、弟は其製作をならひ得て歸り、石村平兵衞はじめて三味線をうちたり、そのかみは寸尺定まりなし、偖かの石村撿挍が琉球にて習ひたる唄、

チヤウリヤウ、フリヤウ、ソレヒヤウラニ、リヤ〳〵ニ、イヨアリヤヨイ、フリヤウソレルリヒヤウ、フリヤウ、

このうたの三味線の手にて、石村撿挍のはじめて作りたる唄、

ちよの始のてんに照る月は、十五夜が盛りよの、あの君さまは、いつもさかりよな、

撿挍これに次ぎて七組の曲を作る、琉球組もその中なり、この時猶三味線の寸尺定まらず、一二三ともに上駒をかけたり、その弟子虎澤撿挍あらたに六組を作る、その後柳川撿挍はじめて三味せんの長さを貳尺壹分と定む、其弟子淺利撿挍、佐山撿挍、市川撿挍など、みな三味せんの名人と稱す、ことに佐山撿挍、端手七組を作り、手。事。といふことを始む、かつ二上りの調子をはじめて彈き出だす、若みどりといふ唄、二上りの調子のはじめなり、この後連川撿挍一上りの調子を引きいだすといへり、

本手組十三組、端手組七組、あはせて二十組なり、今も京大坂にて法師のならひ傳へて、やんごとなきあたりの好ませ給ふか、あるひは神佛の法樂ならでは彈けることなし、みだりになみ〳〵の人の爲に、彈きて聞することをゆるさず、強て所望すれば復すとて彈くなり、この法師といふ者は四分の瞽者にて、芝居狂言などの淨るり小歌をば、座歌と唱へて、彈くことをかたくいましむることとなり、

〔譚海　四〕中庄司弟子に、石村淺田虎澤など、いふ盲人あり、それに曲を製して傳へたるなり、此師弟轉傳の際に、りうきうの組、あるひは但馬組など、いふ、七組の曲出來たり、是を本手組と號す、

其後寛永中、京都に加賀のいち、城ひでといふ、兩人の盲人、右の曲を傳來して名手なり、かゞの都は座頭の官位をして、柳川撿挍となりぬ、城秀は八橋撿挍となりぬ、此人その際に、工風をつけて、本手組の外に、はで組など、いふもの出來たり、偖柳川門人に、淺利撿挍、狹山撿挍といふ兩人あり、この兩人工夫をつけて、二上り三下り等の、長唄組等もいろ〳〵出來たり、また淺利の弟子に市川撿挍など、いふ者有て、組百番の餘出來たり、柳川八橋の兩人の工夫にて、本手はで組の外に、八曲の秘曲を製したり、搖三、亂後夜、七ッ子、甲舟、茶碗、淺黃、さかひ、なかじまなり、もとは十曲成りしが、二曲斷絕せしなり、最初は後夜の曲と言ものばかりなり、それ絕て又らんごやのみ、殘りしなり、それに十曲を製しそへたるなり、又りんじつ、雲井らうさい等は、長唄組百餘番の中に有曲なり、さて淺利撿挍の孫弟子に、越後の國に繁の都といふもの有、此しげの都が弟子に、宇都といふもの、天明三年、江戸へ出て居たる時、此來歷を語りしなり、

〔松の葉一〕本手りうきうぐみ

ひよくれんりよの、てんにてる月は、十五やがさかり、あのきみさまは、いつもさかりよの、
おもひをしがの、まつのかせゆへに、しなでこがるゝ、〳〵、
みやまおろしの、をざゝのあられの、さらりさら〳〵と、したるこゝろこそよけれ、けはしきやまのつゞらをりの、かなたへまはり、こなたへまはり、くるりくる〳〵と、したるこゝろは、おもしろや、
とろり〳〵と、しむるめの、かさのうちより、しむりやこしが、ほそくなりそろよ、
とてもたつながやまばこそ、こちへおよりやれのう、しばがきごしにものいはふ、
おはらぎかはひ〳〵、くろぎめさいの、てうりやう、ふりやう、ひゆやりや、にひやるろ、あらよひふりやうなり、ひようふりやう、

教習

〔世事百談 二〕琉球國の小歌

琉球國には、今も專ら三味線を翫ぶよしなり、京師堀川なる南溪といふ人、天明のはじめ薩摩國に遊びし頃、琉球の喜屋筑登之顏鴻其字は延德といふもの三味線を彈き、當間筑登之紹達道、字は隆嘉といふもの、小歌を唄ふを、きける時の筆記とてある人の見せけるは、

きよのほこらじやな、おれがなたてそ、つぼで(蕾)をるはな(花)の、つゆ(露)けたごと、

この歌は祝儀のうたにて、始めをはりに唄ふよし、高砂の謠をうたふが如しといへり、○中略其彈くところの三味せんは、我邦のものよりは三四寸も短く、棹は紫檀黑檀にて、皮は海蛇皮なり、調子ことさらに高く聲にも合せず彈くやうに見ゆ、手は至て繁手なり、なかなか我邦の如き妙手にはあらず、伊勢のあいの山なるお杉お玉の彈く三味線にやゝ似たりとかや、

〔大ぬさ 一〕習やう心得之事

三味線のならひやうは、先よく引人の引給ふに心をつけ、ばちのもちやう、ゆびつかひいろの付やうを見るべし、ばちは手のうち成程かろくつよからず、しなやかに持習ふべし、ばちにちからを入、つよくもち、引時ははやき事、引時ばちまわらずぎしつき、糸の色音出ず、聞つらきもの也、糸をおさゆるゆびは、人さしゆび也、べにさしゆび中ゆびにてもおさゆる、是を小手といふ也、まづ第一に心がけべきは、調子を聞ならふべし、

調子之事

それ三すじの糸、調子あわする事、書にかゝれず、おしへてをしへにくき事也、われと心をつけ聞ならふべし、先一の糸をいかやうとも、それぞれにあわせ、二の糸一より心程たかく、三の糸二より心程たかく合べし、是にても中々がつてんゆくまじ、誠やたれやらんいひしごとく、よく引人にあわせてもらひ、糸三筋ながらに、一もんじにすみをつけ、あがりさがりのなきやうに、同じ所

につけをきて、引きゝならふべし、糸ゆるまればすみさがり、しまり過れば、すみあがる、かみすじのはゞ程、あがりさがり有ても、一調子ちがふもの也、是にてよく〳〵氣をつけ聞覺べしと云しは、げによきりやうけんと覺へ侍る、

〔糸竹初心集下〕一三味線の習ひやうは、人の引に心を付、ばちの持やう、糸のおさへやうをみるべし、或は歌をひかば、まづ其歌のふしはかせよく覺るがかんよう也、たとへばゑをかゝんとおもふに、たび〳〵みたる物を書ば、にせてかゝるべし、終にみざるものを何としてか、書出すべきや、三味線もこれにひとし、我さへ歌を覺ずして、三味せんにうたはする事、なか〳〵成がたき事なり、先はじめには、いとをあはせならふがせんよう、

一糸をあはせ習ふやうの事、初はよく引人にあはせてもらふべし、但調子高は、糸たび〳〵きれてわろし、少ひくめにしらべさせて、糸のよくあひたる時、上こまより一寸ほど下に、糸三すぢながら墨を付をくべし、あがりさがりのなきやうに、同所に付をきて、あはせ習ふべし、糸ゆるまればすみさがり、志まり過ればあがるものなり、髮筋のはゞほど、あがりさがりありても、一調子ちがふもの也、これをしやうこにして、いとをあはせならふべし、又こまのたて所かはりても、調子ちがふものなれば、こまのきはに、皮に成とも糸に成とも、墨にてしるしを付、同所にこま立るやうにすべし、或人いはく、

引習ひ糸をあはせむとおもふなよすみだにあへばいとはあふなり

〔西遊記續編三〕嬉し野

肥前國嬉し野を通れる頃は、日影もまだ高かりしかど、此里によき溫泉ありと聞しかば、先宿りを求めて、夫をも心見んと、賤しき伏屋に宿りぬ、○中略夜に入ぬれば、宵の間より門さし込てふしぬ、けふはいとふも勞れざればとみにも眠らず、越方行末おもひつゞけたる折節、隣れる家に、三

味線の音きこゆ、調べいとよく叶ひ、聲うるはしく謳ひすましたるに、耳あらたまりぬる心地して、枕をもたげこれを聞くに、鳥部山といふ歌ひとつ彈て止ぬ、かしましくいたづら彈もせず心ありげなり、浪華を出て後は、一里にても都遠ざかるに付つゝ、殊に拙なく聞にくきものは音律のことなり、國々遊里なども多く其外にも、三味線の音はたゆる所もなけれど、調子もおほよそにたゞかしましきのみにて、哀に靜なるきはゝ絕てなし、心留る所もあらざりしに、今宵の音はいかなる人や彈つらん、筑紫のはての殊にかゝる片山里に、床しく聞ゆるものかな、今一ツとも待居たるに、龍田川邊といふ歌ひとつひきたり、聲うるはしき、其姿も見まほしく起出て、宿のあるじにいかなる女にやとたづぬれば、隣家の娘なるが、三とせ四とせ長崎にありて、近き頃かへり來れるなりといふにぞ、偖は長崎も名高き程の甲斐はありぬ、下の關博多など、昔より其名高き遊里にて、日夜糸竹に遊ぶ地なるに、只其所に至りて、目のあたり其聲を聞けば、誠に田舍びて、我身の故鄕に遠ざかりしを感ずる心のみ起れる、然るに今長崎にて學びたりしといふ音を聞に、都近き心地して、耳珍らしく覺ゆるもいと嬉し、やがて長崎に行身なれば、彼地に入らば、何事も、都近き心地やせんと、末たのもしくて、今宵は思ひよらざる調べの音に、旅のうさをはらしぬ、其後日を經て長崎に入り、またしも糸竹の調べ聞しに、難波を出しよりこのかたの音におほくもことならず、嬉し野にて聞しには似もよらず、其女の勝れたるにやありけん、またまなびたる師の難波人にや有けん、又其折のあはれ深きより一入におぼえしにや、亦其後程を經て薩摩に入りしに、琴、三味線、鼓弓ともに端歌は、此國かくべつにすぐれて、難波にもおさ〳〵劣らず、京の端々よりは、今一際まされるやうに覺ゆ、常の言葉はあくまで訛りありて、怪敷ばかりなるに、端歌勝れたるはいか成ゆへにやと、そこらの人に尋れば、此國は三味線殊にはやりて、法師たるものは皆難波に登りて學ぶ事なり、學び得て歸りても、四五年も程經れば、また生國の訛り出る故

流派名人

に、又難波にのぼり來りて、稽古のさらへする事なりとぞ、浪華にても名ある法師に學ぶこと故、いづれも節調子ともに、格別の事にいたる、難波の外にては、三味線のことは、薩摩のみなりといふべし、不思儀至極のことなり、其外の國は極邊土は元よりなり、程近き國々にてもいやしく拙き事、耳に觸べくもあらず、是は其國の音聲出て、ふしも調子もあらき故なるべし、其外横笛、篳篥などの調子も、京都の音には似たる國もあらず、水土によりて音律の替ることは、いちじるしきものなり、

〔大ぬさ 一〕三味線之起

寛永のはじめ、攝州加賀都、城秀といふ座頭兩人、世に三味線を引出すに、此堪能なる事、古今に獨歩せり、東武にわしりて、大家高門のもてあそびものと也、既に盲目の極官に昇進す、加賀都は柳川撿挍、城秀は八橋撿挍となれり、今にいたり三味線におゐて、柳。川。流。八。橋。流。といふは是也、其のち出世したる撿挍勾當の中に、此兩撿をあざむく程の名人あまたあれども、先柳川八橋兩撿は、三味線の鼻祖たり、是によつて今世三味線の工人に、八橋の柳川のといふも、此名字をゆるされたる者也、

〔糸竹初心集 下〕三味線の次第の事

近代山井の弟子柳川撿挍、此道に心をよせ、寤寐にわすれず、天生その骨をえて、當代の名人也、色あひばちのしなやかなる事、中々凡人のわざとはおぼえず、さるに依て、世に柳川流といふ、

〔世事百談 二〕三味線

- 石村撿挍 ── 虎澤撿挍 ── 山野撿挍
- 石村平兵衛 ── 柳川撿挍
- 淺利撿挍 ── 伊豆撿挍 ── 岩崎撿挍

┬佐山撿校
└市川撿校　　河村撿校

〔松の葉序〕かの中小路より、石村、虎澤、澤住相うけ、次で寛永に、攝州に加賀都、城秀、堪能ならびなく、九重に遊び、東武に跪き、官職に昇進して、加賀都は柳川、城秀は八橋、みな僧官に准じて、撿校に經のぼりければ、此三絃の鼻祖兩家の棟梁とはなれりける、傳ふる所、本手端手新曲組歌として、淺利撿校、佐山撿校、出田(いづた)撿校、市川撿校、朝妻撿校、藤島勾當、今や都には小野川撿校、三橋撿校、猶等覺一轉のひかりをあらそふ、藤永勾當、熊川勾當、松澤勾當、木崎勾當、早崎勾當、豐田勾當、淸田勾當、倉橋座頭等、武藏には岩崎撿校、豐橋勾當、連川(つれかは)勾當、安數川(あすかは)座頭等、雪上に霜くはゝり、錦江に桃花飜り、塵動雲逗るの功妙手として、十の指さす達人なり、

〔洞房語園下〕慶安の頃、江戸町二丁目の揚屋に、喜齋といひし者あり、喜齋が六筋がけとて、其頃隱れなき三味線の上手なり、又同町の傾城屋甚之丞といひし者は、喜齋におとらぬ上手なりといひけり、

〔歌舞妓事始五〕元祿年中、岸野次郎三といふものあり、古今に勝れたる名人にて、古き唱歌をこのみ、故律の正しきことを尋ねさぐりて、自然と三弦の妙を得たり、いかに早めてひくといへども、ばちを持たる手の小ゆび、三弦のこまにひた〳〵とつきしと也、藝にいたる人ならではなき事也、或時榊山氏ぬかりといふものを望まれければ、次郎三是を十七段に引分たり、是けいせの出端にして、其大夫の位々を音色にて、十七段に引分たるよし、奇妙の術を得たり、さるによつて諸方の法師も此人に習ひしとぞ、此人の所持したる三弦は鳴神といふて、日本に二挺の名作なり、今一挺は先榊山小四郎所持して、常に此三味せんをもつて音律の事を論じたり、又あるとき歌占のなり物をはやされしに、次郎三是にしたがひ、歌うたひ三弦を合しけるよし、今にいたるま

で是のみ噂し侍る、又其身芝居に行ずして三弦をならし、其日々の見物の人數の多少を知るこれ音を聞てしれると也、又小四郎、宮商角徵羽の道理を能辨へたれば、道成寺を略して舞ふことをこしらへたるは此人に始る、今小四郎、此道成寺に輕わざを入れ五度つとめたり、則節付は次郎三也、又山本喜市といふもの妙手にして、次郎三におとらぬ三弦也、或秋の比、聲々に鳴虫の音をきゝ、調子をほそめて、是にしたがひ曲節を作しに、忽虫の音やみたり、暫くありて、虫又なき出せるによつて心つき、扨調子をたかくして引けれども更にやまず、又調子をほそめて彈ければ、又虫の音やみぬ、是より工夫し種々曲節を作るに心のどし、聞人感心しけると也、まことや昔後醍醐帝の御宇、豐原兼秋鳳管の音を聞て、國の盛衰を知れると也、又天王寺に大和之介といへる人、樂の家にて、音を聽て世の有さまをしれりと也、今次郎三、喜市も此人々の類ひなるべき歟、又江戸に鳥羽屋三右衞門といひしもの、三弦を以て種々の曲をなす妙を得、左りの手にばちを持そへ太鼓をならし、右の手にはしゆ木をもちそへ、ふせ鉦をならし、三弦をひき、三藝者はやせるごとくに是をわかちて曲をなす妙手あり、

〔北窻瑣談前編二〕深草撿挍は、享保年間に京都にて、三絃の妙手とて、其名大かたならず人々感じあへり、老年に及びて或時人に語りけるは、天地の調子は三百六十あるものなり、やう〳〵此比この調子あることを知りたりと、其說の當否はしばらく論せず、何れにもあれ、なみの瞽者にはあらざりし、

〔竹豐故事下〕三味線來由并寸法三筋糸付澤之字留字に付る事

淨瑠璃三味線は、角澤撿挍を元祖とす、角澤の澤の字の緣を取て、後世淨るり三絃を產業とする衆中、竹澤、野澤、鶴澤、富澤等と云成べし、大坂に中古達人と呼ばれし人々は、竹澤權右衞門、同彌七、野澤喜八郎、富澤歌仙、竹澤善四郎、鶴澤友次郎、同三二、此衆中は故人と成られり、野澤後の喜八は、

此近年休息、是も殘念。○中略

　淨瑠璃古今之序 井當時之太夫名人之評

名代 竹本筑後掾座本 竹田出雲掾座當時出勤之衆○中略

三味線　妙術　明廉　大西藤藏

晏如　竹澤甚三郎　鶴澤文藏德二郎　竹澤佐の七、宗吉、○中略

名代座本 豐竹越前少掾座當時出勤之衆○中略

三味線　妙手　野澤文五郎　淳朴　鶴澤重次郎

功若　富澤正五郎　同伊八郎　鶴澤龜次郎

新參　竹澤幸助　野澤文藏　鶴澤喜太郎

〔俗耳鼓吹〕原富五郎後稱武太夫表德は原富、三線に堪能なる人なりけり、いつの年にてやありけん、市谷長流寺にて、原富の三線に、白獅市谷袋寺町、一向宗淨榮寺先住、が尺八をあはせて、道成寺の曲をなせしに、頃しも秋の末なりしが、空にはかにくもりて雨ふりけるとなん、此座にありあふ人々、その妙を感嘆しければ、原富笑ふて、かゝる三線は、淫聲にて雅樂にあらず、道成寺の淨瑠璃、また古の曲にあらず、何ぞ天の感じ給ふ事あらん、ほどよく雨のふりたるは、己が幸ひなりと申き、此時先新九郎鼓の名人先山彥源四郎三線の名人歌舞妓役者尾上菊五郎梅幸市村龜藏五代目羽左衞門も聞居て感じけるとぞ、

〔當世武野俗談〕山彥鳥羽が三絃

山彥源四郎は江戸節三絃の元祖なり、尤名人にして山彥と云は三味線の名なり、源四郎は十寸見を名乘る、渠が家に山彥と名付し三味線有し故名字と號、松平出羽守殿渠が術を悉く稱し給ふ事有、其言葉を以てかれが家の面目とす、又鳥羽屋三右衞門は唄三味線曲彈き名人なり、有馬玄番頭より東武線太夫と云名を貰ひ、今其通りに名のる、是また渠が家の本意なり、

彈奏例

〔奈良柴〕源四郎は、元來半太夫操座の、合の狂言の唄を勤居たりし故、半太夫節荒増覺へ、木村又八（前ニ云ぶつかへり）弟子となりたり、去によりて河東市村竹之丞座にて、傾城富士の高根といふ狂言の節に、吉原松の内といふ浄瑠璃（つろみ魚作也）一語りし時より、河東相方とは成たり、古今の妙手故、其以後出る新浄瑠璃手付面白し、○下略

〔賢乎已〕百瀬撿挍

百瀬撿挍信州松本人也、幼盲、年十四、初來江都、入男谷撿挍之門為瞽師、初名三代一、後學三線於芝生、不久究河東曲之妙矣、門人甚多、遂任撿挍、時年二十八、業愈盛行、其性精音律、常懸三十六鈴於居室之簷桁、以古歌三十六各名之、定一二三位、愛聞其聲、人攪取其鈴而來、百瀬聽之知其位、必百中、人皆感服焉、一日游某家奏河東曲、曲將半、忽驚曰、三線變音豈得無災乎、速辭而去、其夜某家為祝融所奪、片刻烏有、百瀬之名自此益高矣、又能彈琵琶謳平家、又弄竹琴及一絃琴、深愛古雅也、常云、三線者鄭聲也、今此技之行敗風俗淫人心、我竊憂之、其所言往々異常、有識者敬之、嘉永壬子、任總錄職住本所衛者三年、退職之後、安政丙辰、上京都階四老職、翌年五月六日病卒、享年六十二、葬于江都淺草本願寺境内來應寺、

稗史氏曰、撿挍巧三絃可謂極其妙、古所謂瓠巴伯牙蓋亦不之過也、予嘗從撿挍學河東曲、其人之奇親知焉、其伎之妙常嘆焉、記之代誌、非佞於所好也、

〔うらみの介上〕ころはいつぞの事成に、慶長九年の夏の末、いまやうの三尾線の轉手（てんじゆ）きり、とおしまはし、糸を調てかんをとり、おひのてをひかせらるゝ、さてしやみせんのけつかうには、心詞ものべがたし、ゐびのをの所には雲井の雁の音信て、翅をならべて古郷へ歸る處をまきゐにす、さて糸くらの左右に、日月を明かに、白がねにて顯せり、さてさほの下りには、世中は夢か現かうつゝとも夢とも更にありてなければ、といふ歌をかなもじにてかきにけり、○下略

雜載

〈當代記〉慶長十五年八月廿五日、琉球人著江戶、年十七八之小性、十四五ノ小性兩人有、シヤミセンヲ引、十七八計ノ小性、名字ヲモイシラ、十四五ノ小性ハヲモイトクト云、小ウタヲ皆々謠之、在江戶衆、彼小性ヲ呼シヤミセンヲヒカセケルト、

〈竹齋物語〉あるかたをみてあれば、ゆふぢよ遊君あつまりて、わかき人々打まじり、じやみせんこきうにあや竹や、しらべそへたるその中に、いし村けんげうまいられて、歌のてうしをあげにけり、なさけは今の思ひのたねよ、つらきはのちのふかきなさけよ、雨のふる夜にたがぬれてこそのたそとおしやるはよそ心、さかなさかづきとり出し、たび〳〵申てはづかしけれど、又ざゝんざなど、うたふ所もあり、

〈八水隨筆〉三味線は琉球より出たると計聞て、其傳はりし事を知らず、西の久保に住せる朝山撿校、琉球より傳へし曲を、おぼえしよしなり、先年琉球人來朝の時、つれびきをしたりしが、よくあひしとなり、琉球人も殊の外感せしとなり、日本の曲の、よく彼國にあひしを、一曲此方よりつたへしとなり、三味線琉球よりわたりては、當朝山五世のよし、それゆへ此撿校は押出して、三味線の家なりと云、尤俗曲をもひけども、今の淨瑠璃小うたなどは、おし出ては、ひかぬとなり、其曲ゑづかなるものにて、雅なるとなり、巴陵咄しなり、

〈尤之雙紙下〉ひく物のしなじな
小うたにのせては、さみせんをひく、平家に合てびはを引、歌をずしては琴を引、

〈假名世說下〉其碩云、〇中略芝居見物して居るに、どこともなう、伽羅の香のすると、松風につれて、色糸にのせて、女のほそ〳〵と、花車に歌うたふ聲のきこふるは、心うきたち、あぢな氣になるを思へば、誠に三味線と蛸は、血を狂はす物ぞかし、

〈北窻瑣談後編二〉薩摩に一士人あり、若き頃より常人に異なりて、深く佛道を修し、みづから無人

相菩薩と稱し、世事を意とせず、奇異の人なり、〇中略此菩薩或時別府藤藏へ物語せられしは、夜更人靜まりて座禪觀法の折節にても、若き女の聲して三味線を彈き、端歌を艶に高くうたふを遥に聞ば、何となく心動くものなり、まのあたり美人を見るにも勝れり、我だもかくのごとし、足下など年若き人は深く恐れ愼べき事にこそと、ゑみ〳〵と告られしと、藤藏余〇南谿橘に語りき、藤藏は薩摩の人にて、余彼國にありし頃、殊に親しく交りし人なり、

〔獨語〕淨瑠理といふ物も、三線と同じ頃に始れりと聞ゆ、〇中略三線の聲よく是に叶ふ故に、淨瑠理に必ず三線を合せて、世俗の上なきもてあそびとなれり、

〔理齋隨筆〕四明和八九年の頃、はじめて潮來節といへるもの、江戸に流行せしが、今は五色いたこ、二上り三下りいたこ、とつちりとん、どゞいつ抔、また此頃は、祭文に三絃を合せ、あやつりなどを、仕組に至る、〇下略

〔嬉遊笑覽〕六上音曲原武太夫が斷絃餘論は、元文年中、三絃を彈ことをやめて、年經て此論を著せり、昔の上手はさのみ達者を好まず、彈かたに趣段ありて、ひきしめ、ゆるめ、のびちゞみ、おこづきとび込、さま〳〵の間拍子、手くだが有て、歌も聲よろしきばかりをば賞翫せず、かたり味に工夫せし故、面白き手くだが、感應なることあり、今に其歌のこり、やんごとなき席、高位の聞にも、ふつゝかならず、歌の文句もやさしかりしが、今はめりやすといふことはやり、野鄙なる文句、歌のさまもいやしくなりて、いつとてもむけんと、ゑゝとのかたち、めつたむしやうに、打つけたゝきつけて彈を、達者とやらいふよしなり、

〔賤のをだ卷〕惜三味線の流行たること、おびたゞしきことにて、歷々の子供總領よりはじめ、次男三男三味せん引ざるものはなし、野も山も毎日朝より晩迄音の絶る間はなし、

〔玉勝間〕七さみせんといふ物の歌

ある人の、今の世にあまねくもてあそぶなる、さみせんといふ琴をかきたるゑに、歌よみてかけとこひける、そはいまやうのたはれたる物にて、いにしへこのむともがらなどは、いやしむるすぢのものなれば、いかにぞやかたはらいたくおぼえければ、さもいなみがたき人のいふことなりければ、いかゞはせむに、よみて書けるうた、

きかせばやいにしへ人に三のをのみつのしらべをこゝろひくやと、例の人にはわらはれむを、かつはおこたりがてら、これにさへものしつ、

〔譚海六〕大坂にて、人家の猫を盗て、殺す者あり、その事露顯して捕らへられ、千日に於、樹上へくゝり釣さげられ、終日ありて、せめられぬといふ、是は此者猫の皮を剝て、三味線の皮とせんため、町町をうかゞひありき、人なきひまを伺ひ、その家にある猫をとらへ、やがて袂の内へ入て、そのまゝねぢ殺す、猫聲をも立ず、其儘死するなり、猫の首をとらへ、横にまげて、首骨を押折れば、心易く死ぬる事といふ、それを持て、雪隱などに入て、小刀にて卽時に皮をはぎ取、肉をばそこにすてゝ置、皮をはぎたる所甚だ奇麗にして、血にもまみれざる物故、紙を疊みたるやうに、何疋も重ね、風呂敷に包て、さりげなき體にして、ありきたる事といへり、人を殺す咎には、比しがたけれども、如斯數日ゑばく〳〵惡行をなせし故、こらさんため捕へられぬといふ、

〔三芝居樂屋雜書〕古來囃子外座附名目大略

三味線

一てんつゝ、三重、行列三重、忍三重、氣負三重、愁三重、早三重、幕三重、對面三重、(兩坐にて替りあり)合方、本調子合方、早目合方、六部合方、ゑころ、人寄、角力合方、鈴暴合方、きぬた合方、こまわりの合方、狐釣の合方、化もの、合方、琴胡弓尺八は加役なり、

〔雅筵醉狂集(雜)〕おなじく(圓〇頓)ひとりふたり酒くみて三味せんをひきぬる所の繪

篠一つ歌一ふしに三味の糸ひく手あまたの身をやなぐさむ　　其角

〔雅遊醉狂集雜〕猫の繪に

猫のつまこひしぬるとて三味線のかはゆやそれも色にひかれん

〔五元集元〕百間長屋にて

阮咸が三味線ゑばし時鳥

〔句兄弟上〕六番

兄　　曲水

三絃やよし野の山を佐月雨

弟

三味線や寢衣にくるむ五月雨

〔詩聖堂詩集四〕三弦彈

非箏非瑟又非琴、一種新聲盛賞今、緩急任彈能作曲、抑揚隨按巧爲音、風翻意海春波亂、雨卷心雲秋月陰、奢雅何唯尤趙璧、三弦更比五絃深、

白樂天作五絃彈惡鄭聲奢雅、趙璧善五絃者名、

○

月琴

〔琉球年代記〕梅津少將三線傳來の說

後柏原院の御宇のころ、梅津少將と云人、○中略其ふね暴風にあふて、いづちともなくたゞよひ、からうじて琉球に漂著し給ひしを、兼城按司、いつくしみまいらせしに、按司のむすめ、よく月琴を彈せり、少將はもとより、音律にたくみなりしかば、たちどころに學びえて、月琴の妙手とはなれりけり、○下略

胡弓

〔筠庭雜考 二〕三絃

月琴は楕内に鐵を薄く細長くしたるを、磁石の針の如く、宙にありて動くやうにしたる物あり、是を響膽と名づく、今清商の持渡りて世に行はるゝ處の月琴なり、木はこゝの澤栗といふものの木理のごとし、

〔武江年表 八〕此年間〇天保記事

近頃月琴を彈すさぶもの多し

〔書言字考節用集 七器財〕鼓弓（コキウ）三線之類

〔倭訓栞 中編八古〕こきう　鼓弓と書り、中山錄に提琴卽用三絃、著引弓于上と見えたる是也、又箜篌の類也といへり、一說に是を鼓して蛇を驚かすといへり、中山錄に、國中蛇九月出、傷人立斃と見えたり、

〔和漢三才圖會 十八樂器〕鼓弓（こきう）

按、未詳其始、形似三絃而小、不用撥、以小弓弦鼓之、故名、名鼓弓、其音最悲哀者也、勢州宇治乞丐每鼓之諸矣、相傳、鼓弓始於南蠻、彼土人行住每鼓之、以避蛇虺、

〔糸竹初心集 下〕三味線の次第の事

抑日本に三味せむをひき初し事は、文祿のころほひ、石村撿挍と云びわ法師あり、心たくみにして器用無雙の者也、あるとき琉球の島にわたりけるに、かの島に小弓（こきう）といひて、糸三筋にてならす物有、小き弓に馬の尾を絃にかけて、引なれば、小弓とは云とぞ、〇中略所のものいひけるは、此島には眞蛇（まへび）の多き所なるが、らへいかといふものありて、此まむしを食物とする、さればらへいかのなく聲、小弓の音に少もちがはざる故、眞蛇を退んが爲に專引也、

〔筠庭雜考 二〕鼓弓

鼓弓も三絃も同く琉球より傳ふ、琉球には毒蛇多し、ラヘイカといふ蟲有りて蛇を食ふ、ラヘイカの鳴聲、鼓弓の音と似たる故に、蛇是を怕る、鼓弓の製、糸三筋なり、糸竹初心集に見えたり、寛永ころの繪にかける鼓弓、三絃にて槽圓く弓いと小さし、慶長の頃、石村撿校能手にてありしにや、竹齋物語に、又あるかたを見てあれば、遊女ゆふくん集りて、わかき人々打まじり、しやみせむこきうにあや竹や、しらべそへたる其中に、石村けんげう參られて、歌のてうしを上げにけり云々見えたり、此器彼蟲の鳴聲に似たれば、ラヘイカと呼ぶとかや、神田貞宣が淺草舟行の記に、琉球にて三線は蛇皮、小弓はラヘイカといへりとしるせり、○中略

此器も唐山の製は、その形さだまりたることもなきにや、今新渡にあるはすべて竹にて造れり、槽は徑二寸許の竹を、長二寸五六分許に截りたる筒の面に、蛇皮を張りたり、柄は細きごま竹を用ひ、蘭花などをちらしに彫りたり、弓は柄の長さほどあり、これを清人は提琴と呼ぶ、形いたく異なれども、馬尾にて糸をする、其音かはりたることなし、其形竹のひさくの如し、又一種槽を木にて作り、面は方にして裏は圓く、其さま圓腹如半瓶榼と謂つべし、椀の如く中をくりたる面に、蛇皮を鞔りたり、するには、馬尾をも用ひ、又細き竹に松脂の粉をふりかけても摩るに、其音同じ、藝苑日渉に、潘之恒が絃子記に曰く、余與呉門張聘夫交、其父子于三代之間、毎爲醉心焉、祖野塘以琵琶標特、父小塘以提琴擅響、今聘夫以三絃鳴とある提琴これなり、またかゝれば彼處にもこの伎を專業とせる者も有とみえて、人倫訓蒙圖彙には、物もらひの部に、小弓引、伊勢會の山より出る、此處のふし一風あり云々、物もらひに種なしといへども、小弓引編木摺はわきて下品の一屬也などいへり、かゝるもの故、このころは瞽者なども業とするものなかりしならむ、そのかみはさばかりのいやしめしやうにもあらず、上に引きたることども考ふべし、三絃とおなじほどのものなれど、好む人すくなかりしなり、

〔竹齋物語〕あるかたをみてあれば、ゆふぢよ遊君あつまりて、わかき人々打まじり、しやみせんこきうにあや竹や、しらべをへたるその中に、〇下略

〔獨語〕胡弓と云ふ物は、三線のたぐひなれども、其わざ殊にいやしげなる故にや、好む人少く、たゞ目くら法師、非人の所作にてやみぬれば、風俗を敗るほどの事なし、

古事類苑

樂舞部三十

太笛 中管 併入

太笛ハフトブエト云ヒ、又和笛（又日本笛ニ作ル）トモ稱ス、專ラ神樂ニ用キルニ因リテ、又神樂笛若シクハ神笛等ノ名アリ、竹管ヲ横タヘテ吹奏スル樂器ニシテ、長サ一尺五寸、吹口ヲ除キテ六孔アリ、吹口ニ近キヲ六ト曰ヒ、其次ヲ中、夕、上、五、干ト曰ヒ、其音ヲ神仙、黃鐘、雙調、勝絶、平調、壹越ト爲ス、此器ハ本邦固有ノ器ナルヲ以テ、特ニ之ヲ貴重シテ、和琴ト相並ベテ、諸樂器ノ上ニ居キ、延喜ノ制、諸ノ横笛師ト雖モ、太笛ヲ解セザル者ハ任用セザラシム、以テ當時特ニ此技ヲ尊重セシヲ察ルベシ、

中管モ亦六孔笛ノ横吹ナリ、其原始ヲ詳ニセズ、蓋シ西土傳來ノ器ナラン、長笛、短笛ノ間ニ在ルヲ以テ名トス、用キテ以テ東遊ヲ奏ス、故ニ東遊笛ト稱シ、能ク其歌聲ニ諧フヲ以テ復タ歌笛ノ名アリ、後世高麗笛ヲ以テ中管ニ代ヘ、其器終ニ亡ブト云フ、形狀聲調ノ如キ、今得テ詳ニ考フ可ラズ、

名稱

〔拾芥抄上末樂器〕笛（中略）太笛

〔續教訓抄十一上吹物〕太笛者又名長笛

此笛ヲモテ、神樂ニハ付ルナリ、

○按ズルニ、長笛ハ、倭名類聚抄ニ、奈加布江ト訓ジ、類聚名義抄ニ、長笛（ナガブエ、俗云如二二音一）トアリテ、本

製作

外國ノ器ナリ、此ニ太笛ノ一名ト爲スハ誤ナリ、

〔倭訓栞中編二十七〕やまとぶえ　大和笛なり、御神樂に用ひさせらるゝ物、是なり、

〔樂家錄笛十一〕神樂笛

舊記曰、神樂笛、一名日本笛、（或日本作和）亦名太笛也、一曰所謂二名考之、見于延喜式與拾芥抄、

〔歌儛品目八音紀原三〕太笛（是我邦ニテ制シ出シタル器ナリ、俗ニ神樂笛ト云フ、）

〔樂家錄笛十二〕神樂笛製法（附律之圖）

神樂笛者、長一尺五寸、（或一尺四寸七分、雖三分逆而在于吹口之上、爲長短、故律聲無異、）徑於尾端大抵三分八釐、厚一分許也、第一干孔之中央、自尾端當于二寸四分五釐、第二五孔、當于三寸二分、第三上孔、當于三寸九分五釐、第四夕孔、當于四寸七分八釐、第五中孔、當于五寸六分五釐、第六六孔、當于六寸六分、（孔大、第一干孔、長三分三釐、橫三分、六孔長三分七釐、橫三分四釐、餘孔者準之爲次第、）吹口當于一尺九分、（長五分、橫四分五釐、）節者在于一尺三寸四分許、蟬以唐木作之、首以赤地錦張之、頭中充鉛、以蠟固之、施櫻皮如常、（本朝官庫、有一箇神樂笛、朝廷神樂修行時用之、其製皮附竹而首有竹條二、長二寸許、有五節、向尾方、此笛、萬治年中回祿燒失、）

〔續教訓抄十一上吹物〕太笛者又名長笛

昔ハ狛笛モ東遊ノ笛モ同笛ニシテ侍リケルナリ、又太笛モ本ハ橫笛ノ壹越調ニ合ホドノ笛ニテゾ侍リケル、此世ニハ、ソレモ今少シフトクシタリ、是等ハ皆歌ウタイノ音ドモノ、此世ニハ不足ナレバ、太クナシタルトゾ、此事ハ鳥羽院ノ御時ノ事也、近比ハ申ヲヨバザルコト也、

〔日本書紀十七繼體〕七年九月、勾大兄皇子（安閑）親聘春日皇女、（中略）妃和唱曰、莒母唎矩能、簸都細能哿婆庾、那峨例倶屢駄開能、以矩美娜開四囊開、漢等陛嗚磨、莒等儞都倶唎、須衞陛嗚磨、府曳儞都倶利、府企儺須、美母盧我紆陪儞、能朋梨陀致、（下略）

○按ズルニ、太笛ハ神代ニ防マリシモノニテ、始ハ笛トノミ稱セシヲ、後ニ唐、高麗、百濟ノ諸國、

名器

各、其國ノ笛ヲ貢スルニ及ビテ、太笛又ハ和笛ノ稱ヲ立テ、以テ之ヲ別テリ、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年二月十四日辛丑、右近將監多好節、調進和琴太笛等、武州〇北條義時殊所令自愛給也、

〔振吟要錄中〕太笛名物

荃　有栖川殿器也、信俊卿記、應永十五年七月十日、今度三箇夜御神樂之中、一夜可所望笛所作之由、相存之間、可然器無之、有栖川殿號荃有神樂笛可用申出之由、相存之間、今日參彼、依神事不堂上、以庭田中將申入、則被借下御笛、畏入者也云々、

千歲　大神景光所持、而彼子孫傳來之處、近來彥根中將直亮朝臣〇井伊得之、後獻公物、

聲調

〔樂家錄笛十二〕配笛十二律之圖

太笛一名日本笛、謂神樂笛者、即是也、太笛七孔也、其六者按指、一者吹口也、黃鐘、大簇、夾鐘、仲呂、林鐘、夷則、俗音無射、已上七律者、各有其笛孔、無此外五律者、開閉之而得之、南呂者開六夕之二孔、餘皆閉之、應鍾者干孔按半得之、已上九律、餘三律、在兩孔之間、



〔振吟要錄中〕太笛者、則古律也、律法有新古兩儀之不同、古律謂之雅樂律、(唐玄宗代、天寶十二年以前所用之律也、)新律謂之燕樂律、(唐宗代、所改制之律也、)新律高於古律二均、古太簇今黃鐘、共當橫笛六孔、

口傳云、神樂者、雅樂正聲而被用祭祀、則用雅樂律、唐樂者、被用節會以下宴儀、則用燕樂律、

古律太簇者、當新律黃鐘、古律姑洗者、當新律太簇、古律中呂者、當新律夾鐘、古律林鐘者、當新律中呂、古律南呂者、當新律林鐘、古律黃鐘者、當新律无射、(以上太笛六孔相當)

〔枕草子七〕なほ世にめでたき物

庭火のけぶりのほそうのぼりたるに、かぐらの笛の、おもしろふわなゝき、ほそう吹すましたるに、歌の聲も、いとあはれに、いみじくおもしろく、○下略

〔橘窻自語上〕世に神樂笛といふものは狛笛に二律ばかり下たるをいふ、めりかりとは上下といふことなり、

曲譜

〔振吟要錄中〕太笛譜

今世所專用者、基政譜、景光譜等也、兩譜雖非自筆、備寫本、隨分之秘譜也、

吹奏法

〔續敎訓抄十一上吹物〕太笛者又名長笛

此笛ヲモテ神樂ニハ付ルナリ、平調律音ニ吹、昔ハ盤涉調ニテ吹ケリ、橫笛ニハ壹越調ニ合也、庭火朝闇ハ笛バカリニテ吹、サラデハ皆歌ニ付テ吹也、但皆習手アリ、○中略

古人云、太笛ハ口傳ニテ、フクヲブキニフキテ、息ヲセメザルナリ、而ルニ臨時祭ノ調子ニ、基政所勞アリテ、マイラザルニヨリテ、正淸ヲ召タリケレバ、六孔ヲ橫笛ノ如ク責テフキタリケル、滿座嘲シト云々、

橘元輔云ク、石淸水臨時祭明朝ニハ、太笛ヲ平調ニ吹テ、山城ヲ歌テ退出ルナリト云々、

教習相傳

〔日本書紀二十九天武〕十四年九月戊午、詔曰、凡諸歌男、歌女、笛吹者、卽傳己子孫、令習歌笛、

〔日本書紀通證三十四天武〕延喜大嘗祭式、歌人二十人、歌女二十人、楢笛吹十二人、令雅樂寮、有歌師、歌女師、歌人、歌女、笛生、笛工、而次有唐樂師高麗百濟新羅樂師及樂生、則此所言〇天武十四年紀者、本朝之樂師也、故義解笛工謂供此間樂而吹笛者、

〔令義解一職員〕雅樂寮

笛師二人　笛生六人、掌習雜笛、笛工八人、謂供此間樂吹笛者、其唐國以下諸樂者、吹笛之人、各在其樂生中也、

〔令集解四職員〕別記云、歌人、歌女、笛吹、右三色人等、〇中略奈良笛吹九戶、右三色人等、倭國臨時召、但寮常爲學習耳、爲品部取、謂免雜徭也、

〇按ズルニ、尾張氏纂紀ニ引ケルニハ、倭國臨時召ヲ、吹倭笛時召ト書リ、從フ可キニ似タリ、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

神笛生二人事

右被右大臣宣偁、奉勅、今聞每至祭祀、常供音樂、而笛曲不調、多紊儛節、宜取神郡百姓堪習笛者二人、永免調庸、令得成業、其雅曲可稱者、亦聽出身、仍預神部列、考叙如令、

延曆十八年十月廿五日

〔三代實錄四清和〕貞觀二年五月廿三日壬申、尾張國人從六位上笛吹部高繼、復本姓物部屋形、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年六月十五日壬子、播磨國揖保郡人、雅樂寮笛生無位伊福貞俊〇俊原脫、據一本補、復本姓五百木部連、

〔續敎訓抄十一上吹物〕太笛者又名長笛

堀川院ノ御時、太笛ヲ傳フル者、行綱一人ナリ、而ニ所勞重クシテ、已斷絕セントス、主上此由ヲキコシメシテ、源仲房ヲモテ御使トシテ、被仰テ曰、日比所勞ノヨシ聞召トイヘドモ、忽ノ事トモヲボシメサヾル間、被仰ムネナカリツ而ニ已ニ重ルヨシ聞召テ、尤ナゲキヲボシメス所也、太笛マ

サニ絶ントス、然バ仲房ニ傳ベシト云々、爰ニ行綱奏申テ云ク、今ハ手ワナヽキテ、笛ヲトリテ是ヲ授クルニアタハズト云々、仲房カヘリマイリテ、此由ヲ奏ス、重テ被仰テ云ク、傳ト思召ス間、今巳ニカクノ如シ、返々アサマシキ事也、シカレバ太笛ハ巳ニタエナントスルヲヤト、尋仰ラレケレバ、重テ奏テ云、清仲ニハイト異樣ニ候ヘドモ、ミナサヅケテ候ト云々、然バ清仲ナヲ太笛ノ逸物タリト云々、

○按ズルニ、歌儛品目卷三ニ此事ヲ載テ曰ク、太笛ノ徽々ニナリシサマ、オシハカルベシ、物ヲ秘スルコトノ甚シキトキハ、必此弊出來タルナリ、歎ズベキコトナラズヤト云ヘリ、

〔樂家錄十六絃管系圖〕神樂笛近代相傳之次第

甘露寺元長卿 勤仕文龜四年 樂系圖有レ之、景福先祖也、

大神景通 勤仕永正十五年

庭田重親卿 勤仕大永五年

●四辻季繼卿―公理卿―季賢卿―季輔朝臣―公韶朝臣

季繼卿―大神景治 安藝守
　　　　└大神景明 景治男、安藝守、
季繼卿―大神景福 近江守
　　　　├大神景廣 景明男、實弟也、出羽守、
　　　　├大神景元 景福男、近江守、天和二十一、春日社七箇夜神樂之時、大曲晉取、自二公韶朝臣一相傳之、
　　　　└大神景利 景廣爲レ男、但馬守、

大神氏神樂笛系圖 近代皆自二四辻家一傳受、詳二相傳之下一、

大神景治 安藝守―景明 安藝守、實多忠之男、寛永二十年依二將軍家之召一、在二武州一爲二東照宮樂人一、貞享元死、六十八、

—景廣（出羽守、實景明弟、寛文三出樂所、）　　景剩（但馬守、實多久貴男、）

雜載

〔振吟要錄 中〕太笛今世師家之事
權大納言季繼卿（○四辻）以來、於太笛者、彼一流也、雖大神之輩、皆受彼家傳、而奉仕公事等、但於山城（○曲名）雖爲太笛、大神家傳也、

〔橘窻自語 上〕今時は神樂の笛も、四辻家に入門せざれば、ふるく傳來ある神樂の家も、（○大神）御神樂に出ることを許されず、

〔延喜式 二十一雅樂〕凡諸樂橫笛師等、不解和笛者、不得任用、

〔延喜式 七大嘗祭〕宮內官人引吉野國栖十二人、楢笛工十二人、（井著布衫）入自朝堂院東掖門、就位奏古風、

〔振吟要錄 中〕太笛音取御再興御所作事
御神樂音取者、永正享祿以後、大略中絕歟、中御門院享保十八年、自十一月廿二日、三箇夜御神樂初夜御再興笛、有御所作、乃時曾祖父季任、（○阿倍）奉仰再興箏篥音取、奉仕御相手、（○下略）

○

中管

〔倭名類聚抄 四管篇〕長笛（附中管）律書樂圖云、（○中略）長笛短笛之間、謂之中管、

〔箋注倭名類聚抄 四音樂具〕按唐書音樂志云、長笛短笛之間、謂之中管、蓋本律書樂圖也、按中管於皇國古籍無所見、

〔拾芥抄 上末樂器〕笛（フエ）（中略）太笛　歌笛

〔續教訓抄 十一上吹物〕中管者又名歌笛、

〔樂家錄 十二橫笛〕笛製大意
本朝所傳之笛、凡有四種、（○中略）二曰、東遊笛、六孔也、一名中管、亦名歌笛、此笛近世不傳、無知其狀、

〔歌儛品目 三八音匏屬〕中管（中略）按ズルニ、事林廣記ノ樂星圖譜ノ條ニ、八十四調ヲ解シテ云、律名ニ姑洗宮、俗呼ニ中管、中呂宮、又律名蕤賓閭、俗呼ニ中管小石角ナドミヘタリ、然ル

ニ其中管ナル者ノ解ナシ、文獻通考及陳氏樂書ニ據レバ、中管ハ篪管ニアタレリ、曰篪管之制六孔、旁一孔加二竹膜一焉、足二黄鐘一均聲一、或謂二之尺八管一、或謂二之竪篴一、或謂二之中管一、尺八其長數也、後世宮懸用レ之、竪篴其植如レ篴也、中管居二長篴短篴之中一也、今民間謂二之簫管一、非二古之簫與レ管也トミヘタルニ者、體源抄ノ説トハ異ナレドモ、律書樂圖ノ長笛短笛ノ間ナルニヨリ、中管ト稱スルトイヘルニ符合ス、又其長笛ト云フ者ノ寸法ヲ考ルニ、文獻通考ニ四尺二寸トイヒ、短笛ハ尺有咫トミヘタリ、咫ハ八寸ヲイヘバ、一尺八寸ニテ、此中間ノ寸法ナルガ故ニ、中管ノ名稱ヲ得タルトミヘタリ、實ニモ歌ヒモノハ、管籥ノ淸聲ニハ諧ヒ難ク、濁聲ハ和シ易キヲトリタルモノニヤ、今太笛ヲ和ニテ歌ニ合セ奏スルト、其所爲ノ同ジキコトヲ察スベシ、サレバコレヲ歌笛ト稱セシナルベシ、

〔教訓抄 八〕中管、東遊ニ以二此笛一吹也、周文云、長笛短笛之間、謂二之中管一云云、　狛調子歌出、於保比禮、笛計ニテ吹、

〔續教訓抄 十一上 吹物〕中管、近來不レ用ウヘハ、道ノスタレ行クコト、末ノ世カネテ推ハカラレテ、歎カシク侍リ、○中略

中管者又名歌笛

律書樂圖ニ云、長笛短笛ノ間コレヲ中管ト云ト、東遊ノ時、此笛ヲ用ル、狛笛ノ今少シ大ナル笛ナリ、近來ハ此笛ヲモチイズ、ミナ狛笛ニテ東遊ヲバ吹ナリ、

狛調子ハ歌出シ、於保比禮、コレヲバ笛バカリニテ吹、サラデハ歌ニ付テ吹ナリ、又求子、駿河舞ヲバ、諸舞ト云、求子バカリヲバ片舞ト云、歌モ則諸舞ノトキハ、始ヨリ歌レ之、片舞ノ時ハ、第三ノ句ヨリ歌レ之、

狛調子、ミナ吹ク時ハ大調子ト云、片舞ノトキハ小調子トテ、狛調子ノ奥ヲ吹クヤウアリ、口傳ヲウクベシ、○又見二體源抄一

○按ズルニ、中管ヲ、教訓抄ニ、東遊ニ用キルト云ヒ、續教訓抄ニ、近來用キズト云ヘリ、教訓抄ハ天福元年ニ成リ、續教訓抄ハ文永七年ニ成ル、中管ノ廢スル、蓋シ此間ニ在ルカ、

〔拾芥抄 上末 樂器〕名物　笛

中管○中略　已上、承平四三定、

〔續教訓抄 十一下 吹物〕横笛名物

名稱

中管(管竹中略)〇

已上、十管竹也、

〔歌儛品目(三八音紀原)〕竹類八種、存者四種、(太笛、横笛、狛笛、篳篥、)亡者四種、(中管、簫、尺八、莫牟、)

〔振吟要錄(中)〕笛名器

中管　名而已、無所見之、(略)〇下

横笛　長笛　(併入)

横笛ハ西土傳來ノ樂器ナリ、ヨコブエト云ヒ、チヤクノフエト云ヒ、又ワウテキ、ワウチヤク、又ハキヤウヂヤウトモ稱シタリキ、本西羌ノ人龍鳴ヲ聞テ之ヲ造ルト云フ、故ニマタ光笛龍笛ノ名アリ、其器タル、竹簫ヲ以テ製ス、長サ一尺四寸、太笛ニ比スレバ、一孔ヲ益ス、其名ヲ次ト云フ、製作略、太笛ト同ジ、吹口ニ近キ孔ヲ六トス、其音壹越、次ヲ中トス、其音盤涉、次ヲクトス、其音黄鐘、次ヲ上トス、其音雙調、次ヲ五トス、其音下無、次ヲ干トス、其音平調、次ヲ次トス、其音斷金、是聲調ノ概ナリ、專ラ之ヲ唐部ノ樂ニ用キル、因テ唐横笛ノ名アリ、

長笛ハナガブエト云ヒ、又音ヲ以テチヤウテキトモ稱ス、其器今傳ヲズ、形狀聲調ノ如キ攷フルニ由ナシ、蓋シ西土傳來ノ樂器ニシテ、横笛ニ比スレバ、稍長キ物ナラン、

〔倭名類聚抄(四管音)〕横笛　律書樂圖云、横笛、(音敵、和名與古布江、今人唐樂所用謂之横笛、伎部横笛腰鼓各一、則不論唐狛、是横吹之總名也、)本出於羌也、漢張騫使西域、首傳一曲、李延年造新聲二十八曲、

〔箋注倭名類聚抄(六音樂具)〕按伎一部上有脱文、當據腰鼓條高麗笛條、補唐令云高麗五字、然上猶似有脱字、〇中略陳氏樂書引作横吹胡樂也、昔張博望入西域、傳其法於西京、得摩訶兜勒一曲、李延年

因之、更作新聲二十八解、按馬融長笛賦云、近代雙笛從羌起、古今注云、横吹胡樂也、張博望入西域、傳其法於西京、唯得摩訶兜勒二曲、李延年因胡曲、更造新聲二十八解、律書樂圖、蓋本之、唐六典注引古今注作一曲、晉書樂志所載與古今注全同、又作一曲、今本古今注作二曲、恐誤、○中略 說文笛七孔筩也、釋名、笛滌也、其聲滌滌然也、

〔類聚名義抄 八竹〕横笛ヨコフエ

〔伊呂波字類抄 與雜物〕横笛ヨコフエ　〔同 爲疊字〕横笛キヤウチヤウ

〔枕草子 九〕笛は　よこぶえ、いみじうおかし、

〔續教訓抄 十一下吹物〕横笛フウチヤク者　又名龍吟。。　又名龍鳴。。　又名羌笛。。　又名鳳笛。。秘之　又名横吹。。

〔文選 十八音樂〕長笛賦　馬季長

近世雙笛從羌起、羌人伐竹未及已、龍鳴水中不見已、截竹吹之聲相似、善曰、風俗通曰、又有羌笛、然羌笛與笛二器不同、已謂龍也、銑曰、羌西戎也、起謂首作也、其人伐竹未畢之間、有龍鳴水中、不見其身、羌人旋即截竹吹之、聲與龍相似也、剡其上孔、通洞之、裁以當邅使易持、（中略）良曰、剡削也、上孔吹處也、羌人裁截之也、以當馬邅使其易執持、而復吹之也、邅鞭也、易京君明識音律、故本四孔加以一、君明所加孔後出、是謂商聲五音畢、善曰、漢書曰、京房字君明、武帝時人修易、尤好鐘律、知五聲言、京房修易、故曰易京、笛本四孔、房加一孔於下、爲商、

〔塵袋 七〕律書樂圖ニフエヲバ横吹ト云ヘルハ、ヨコザマニ持テフクト云心歟、其心ニコソ、但禮記ニハフエヲ吹スイト云ヘリ、惣ジテ吹ノ字ヲフエノ名トセバ、横笛ト同事歟、

〔源平盛衰記 二十五〕小督局事

片折戸ノ内ニ琴ヲゾ引澄シタル、○中略 仲國急ギ馬ヨリ飛テ下リ、ヤウヂヨウヌキ出シ、チト合テ立寄リ、門ヲホト／＼ト扣ケバ、琴ヲバ彈ヤミ給ヒケリ、

○按ズルニ、横笛ノ横ハ合音ニシテ、キヤウト云フベキヲ、キノ音ヲ省略シテヤウト云ヒタルナリ、上ニ引ケル伊呂波字類抄ニキヤウチヤウトアルヲ以テ證スベシ、

名所

〔平家物語八〕太宰府落の事
神無月のころほひ〇壽永二年小松殿の三なん、左中將清經は、何事もふかう思ひ入給へる人にておはしけるが、ある月の夜、ふなばたに立出て、やうでう音鳥らうゑいして、あそばれけるが、○中略しづかに經よみ念佛して、海にぞしづみ給ひける、

〔錦所談二〕横笛
平家談ようでう、按ズルニ、永保元年二月十日、水左記改元條云、人々申云、永長對馬音似笛名、コレ其證トスルニ足ル、ワウテキト云バ、其音王敵ニ通ズルヲ以テノ義歟、猶後考ヲ俟、

〔歌儛品目三八音紀原〕横笛 或ハ笛トモ稱ス、堅篴ニ對シテ、カク稱スルト見ヘタリ、(中略)按ズルニ、漢土ニテ、古昔笛トイフ者ハ、皆堅ニ吹キシ者ナルニヤ、漢馬融ガ長笛ノ賦モ、コレハ洞簫ノ類ナリシト見ヘタリ、○中略
龍笛 文選馬融長笛ノ賦ニ出タリ○中略
光笛 ○註略
ヤウデウ 古キ物語等ニ、笛ヲヤウデウト云ヘリ、義經記ニ、白き大口に、白きひたゝれに、紫ぞめの紐つけて、折ゑぼしのかた〱な、きつと引たてゝ、松風と名づけたる、かん竹のやうでうを持、はかまのそば高らかにひきあげて、幕さつとひきあげトイヒ、又同記ニ、あそばされども、かんちくのやうでうをもちける、ナドミエタリ、

〔歌儛品目四器具名稱〕笛 通于諸笛
所名
首 息ノ出ル方ナリ、懷竹抄曰、以下爲頭トス、秘說也、體源抄曰、悉曇藏云、竹ノスエヲ首トス、返音裏書曰、竹抄爲首、口音、
尾 吹口ノ方ナリ、返音抄裏書曰、竹ノ節爲尾、體源抄曰、悉曇藏ニ、竹節ヲ尾トス、
歌口 按ズルニ、懷竹抄笛ノ圖ニ、吹口ヨリ六孔マデノ間ニウタトアリ、今モ俗ニ吹口ヲ歌口ト稱ス、絲竹口傳云、大水龍ハ冷泉院御モノクルハシクオハシケル時、刀ニテウタグチヲ削ラセ給ヒケレバ、異竹ニテ其アトヲフセタリトゾ、富家殿ハ申ケル、按ズルニ、漢土ニ歌口ヲ上孔ト云、書紋指南曰、笛吹處孔曰上孔、
下口 吉野拾遺曰、堀川院こそ笛の御たしなみ深く、寒月のかげに、よもすがらふかせ給ひ、かはらけを、藏人にもたせられ、ふえの下口にあてさせ、心見させ給ふに、御いきのしづく、かはらけにしたゝり、一夜に三度たまりける、是は漢土ノ上孔ノ名目ニ對スル稱ナリ、然ルニ夜鶴庭訓抄ニハ、末のきり目を口といふべからず、常には五中の穴をおほひて、口の聲はふくなり、されば聲の出る所あるがゆへに、口といふ也と、いはれて候しな、
蟬 歌口ノ邊ノ背面ニアリ、樂家錄曰、其狀似蟬止、故名之乎、按漢朝笛圖無蟬者、想是起于蟬折之笛乎、

〔龐中抄下〕笛のあなのな
干(カン)　五(ゴ)　上(ジヤウ)　ク(サク)　中(チユウ)　六(ロク)　下(ゲ)　口(ク)

こま笛も、このまゝ、
ふとぶえには、いま一あななし、

〔歌儛品目四器具名稱〕笛通諸笛

孔名　干カン(中略)是太笛狛笛ハ、首ヨリ第一孔也、横笛ハ第二孔也、　五ゴ(中略)太笛狛笛ハ第二孔、横笛ハ第三孔ナリ、　上ジヤウ上ノ古字ナリ、(中略)太笛狛笛ハ第三孔、横笛ハ第四孔、

夕シヤク按ズルニ、此孔名タノ字、恐クハ勺ノ字ノ轉訛ナルニヤ、勺ト尺トハ國音同ジ、漢土ニ尺ヲ黄鐘ニ配ス、若クハ誤レルコトヲ知ラザル乎、(中略)太笛狛笛ハ第三孔、横笛ハ第五孔、　中チウ(中略)太笛狛笛ハ第五孔、横笛ハ第六孔ナリ、　六ロク(中略)太笛狛笛ハ第六孔、横笛ハ第七孔、　下グ又下ノ字ノ古文ナリ、懐竹抄曰、下孔爲變徴、節名角調、謂上無調也、竹節下孔、所以吹之者也、體源抄曰、悉曇藏云、中六ヲ合テ丁ト名クルナリ、○中略　口クチ體源抄曰、悉曇藏云、本管ノ穴、コレヲ呼テ口トス、又云、管穴ヲ以テ口トスルコト秘説ナリ、(中略)吉水院樂書ニ、笛ノ孔名ヲ配リタル圖ニ、歌口ヲ口トシ、皆塞ノ音ヲ、口ノ又ノ説トス、

〔體源抄五〕笛ノ穴、下方ヨリカゾヘテ、上方ニ至ル、但六夕一度ニ開、吹ヲ丁穴トスルナリ、皆フサギテ吹ヲ、口六ト名クルナリ、丁穴ヲバ六ノ穴ト名ヅクル也トイヘリ、

傳來

〔懷竹抄横笛〕夫笛ハ、五聲八音之器、四德二調之和也、昭華之管ハ、獻咸陽宮秘府、良竹之林、得柯亭館之蔡邕、總笛可有十二、但我朝ヘハ黄鐘一管渡レリ、漢高祖ノ時ハ、有昭華笛、唐ノ玄宗時有玉笛、則楊貴妃吹之、○中略彼漢張騫自唐渡天竺、傳摩訶兜勒之一曲、彼波羅門僧正ハ、渡四箇曲、我朝ヘハ尾張濱主トモ申ス、仁明天皇御時音樂殊盛、我朝大戸清上、渡唐國傳笛曲見エタリ、總笛調八十一調侍ケルヲ、則天皇后ノ、七音ニハツヾメ給トカヤ、

〔續敎訓抄十一上吹物〕横笛ハ、或ハ黄帝ノ御時ヨリ作リ始メ、或ハ又漢代ニ始ルト云、推古天皇ノ御宇、伎樂ヲワタサレタリケルトキ、伎樂呉樂ニハ專ラ笛アルベキ者ナレバ、渡リテゾ侍リツラム、然ドモ尾張濱主承和遣唐ノ後、是ヲ弘ム、仍濱主ヲ此器ノ祖トス、

製作

〔樂家錄笛十二〕笛製大意

本朝所傳之笛、凡有四種、一曰、神樂笛六孔也、一名大笛、亦日本笛、加吹口凡七孔、下二管倣之、二曰、東遊笛六孔也、一名中管、亦名歌笛、

此笛近世不傳、無知其狀、三曰高麗笛六孔也、（此笛高麗曲用之）四曰横笛七孔也、（加吹口凡八孔、是奏樂於中華曲用之笛也、）巳上笛皆横吹之、以首方爲左、以尾爲右、（謂吹口以上爲首）吹口與孔之間、謂之歌、（俗謂簡）以竹本爲首、以末爲尾、首方有節、（此節中有謂蟬者）而竹中、吹口以上以蠟塞之、（用唐蠟色白者、聲上則少除之、下則少加之、俗謂此處爲喉、）側畢後卷櫻皮、（除節與孔、餘皆卷之、）首之中盈鉛、以蠟固之、首端用錦張之、○（中略）

蟬之製法

諸笛施謂蟬者也、其製法、於笛首竹節裏方切欠横三分許、別用唐木塞之、而作之竹節生枝之形、（但少高作之、竹枝向于尾方、厚二厘許、）其狀似于蟬止故名之乎、按漢朝笛圖無謂蟬者、想是起于蟬折之笛乎、　蟬折昔鳥羽院御宇、自漢朝渡甘竹一箇、其節之形如蟬也、製之作横笛、爲重寶、其後御遊時、高松中納言實平卿奏此笛、誤落之折蟬、因號曰蟬折云云、想今笛作蟬者、本于是乎、

笛首之製法

笛首者、以錦張之、先以小木、許充竹空中削之、而（木頭少圓之）用錦張之、與竹端均納之也、神樂笛及横笛者用赤地、高麗笛者用青地也、

首中納鉛之法

納鉛、横笛及高麗笛者、以吹口爲中、爲上下同重也、神樂笛者、半于横笛之鉛、凡首輕則及奏之不便于持之、故納之也、

横笛製法（附律之圖）

横笛者、長一尺三寸二分八厘也、（或有止于三寸無餘分者、是自吹口上有長短之故也、）徑於尾端四分、厚一分二三厘許也、第一孔（此孔無譜）中央、自尾端當于一寸三分四厘、第二干孔、當于一寸九分八厘、第三五孔、當于二寸六分三厘、第四丄孔、當于三寸三分四厘、第五夕孔、當于四寸六分、第六中孔當于四寸七厘、第七六孔、當于四寸八分三厘、（孔大第一孔長三分五厘、横三分一厘、六孔長四分二厘、横三分五厘、餘孔準之爲次第、）吹口當于九寸五分二厘、（長五分七厘、横四分七厘、）節者在于

一尺六分五厘許、施二蟬及櫻皮一、同二于神樂笛一、首以二赤地錦一張レ之、

〔懷竹抄 橫笛〕笛竹樣　知足院殿〇藤原忠實御說云々

古竹。

寄竹ト云、笛ノ氣一二品ニ有也、高クハシタナク、イカメシキモアリト云々、

甘竹。

切竹ト云、小聲カスミタル樣ニテ、善モ有、

若竹。

倭竹トモ云、笛ノ中ニ、息ノツハ〱ト滿タル樣ニテ、善モ有、

黃竹。

甘竹ニ似タレドモ、大名ノ姿ノ竹也、唐國之名歟、

右竹有二口傳一、竹ノ內ノ膚、白キメノメグリテ在ガ、音モ落居テ能鳴也、甘竹古竹ハ、皆內ノ白ミ有也、山戶(ヤマト)竹、スヽナムド云竹ハ、其白ミモ無シテ、底ヨリ竹ノ性ニテ、然モ亦性ノワロケレバ、聲モスマズシテ、終夜ナド吹ニハ、後ニハ次第ニ不レ鳴也、

〔夜鶴庭訓抄〕旅をして舟人に申て云、鹽風にあたり、露霜にぬれて、河に年久しくなりたる竹の、いかにもいかにも性根のうせぬは、いかなる事ぞと問ければ、五月のしもつやみに、くさびの竹はきり候也、其比きりつる竹は、いかにも〱性念のうせ候はぬ也と、申けるとかや、仍笛竹は件の比可レ切也とぞ申ける、いみじき事に候き、

〔樂家錄 十五 樺制法〕足レ樺者、開二笛篳篥之管孔一、而後如下以レ糸卷上之者也、用レ之者爲レ使二竹不一レ割也、且又施レ之則管聲約而無二薄聲之患一、故用焉、所レ謂樺和訓加婆、但並用二櫻皮一、故一本樺字或作二櫻皮一、和訓同矣、〇中略

樺可否之說

袋

樺大者用厚皮、小者用薄者也、其樺之長、凡不可過四五寸乎、自是長者、古木之皮而節多、故不用之也、○中略

卷樺之次第

卷樺之次第、別無子細、先樺先薄作之、而欲卷之器、樺二筋許之間傳膠、或二筋三筋許卷之、而以小紙括之也、卷終之法傚此、

以漆塗樺之法

以漆塗樺三度也、下塗之漆不漏之、但自等漆少濃也、中塗之法、初漆有油氣、故以濃墨塗覆之、而後少漏漆之也、上塗別無子細、若有油氣、則少傳暑灰摺之、而後可漏塗之、

附下樺之法

號下樺者、樺之下當檜爲肉置之者也、但於笛者歌世號之筒及頭二所總三箇所也、篳篥者在上下、但上用竹可也、是爲指入蘆舌、內大削之故也、最以漆貼之、其餘皆以膠可貼之、

〔樂家錄十二笛〕笛袋之製法

笛用袋者、近代之事也、故無定法、大抵表錦、或金襴、裏純子、或繻色、長於鞘三寸許、以縫爲前、於自鞘端二寸許下縫止之、納鞘折返、餘以緒結之、底有角、或少圓縫之、一法腋縫目在于上、

〔樂家錄十三三管總論〕古三管不用袋事

古者三管共不用袋也、清涼殿御厨子棚被置樂器、三管同在于笛宮、後世以重之設袋乎、今世亦於晴御遊則不用袋、笙指入于左袖、笛篳篥皆用宮耳、是亦中古之遺法乎、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具○中略

班竹橫笛一口　納辛紅地羅縫物袋一口

鞘

横笛六管　總納黄袷袋、（○中略）
寶龜十一年十二月廿五日

〔本朝文粹十四諷誦文〕清愼公奉爲村上天皇修諷誦文　菅三品
敬白請諷誦事、三寶衆僧御布施、（○中略）
横笛一管　高麗笛一管（已上各納唐錦袋、○中略）
康保四年七月七日　從一位行左大臣藤原朝臣實頼敬白

〔歌儛品目四器具名稱〕笛（通于諸笛）
器具　鞘（笛ヲ容ル具ナリ○下略）

〔樂家錄十二笛〕笛鞘之製法
笛用鞘者、平常之事也、於晴御遊、則不用鞘、出鞘横持之、（當于帶邊持之、尾方爲右首爲左、左方少上持之、吹口當于大指、）堂上者、著座後六位藏人進之也、清涼殿御厨子棚被置之亦無鞘、神樂笛亦同之、
凡笛鞘有二品、横笛高麗笛並納曰二鞘、横笛耳納曰一鞘、（神樂笛者、不用鞘、用紙包之、）一鞘之製、長均于笛長而切欠左右端、横五分許、長六分許、爲便于出笛也、底有風孔、徑二分許、（或以錐作鵐目、）自鞘端當于三寸許、施銀輪而設小環通緒、（輪横二分許、厚二三厘、環徑二三分、緒長九寸許、通環緒端爲輪、是不知爲何、隨古法如此耳、想爲附于腰間乎、近來或有不作之者、）無蓋二鞘者、並納横笛及高麗笛、故中有溝、而左右大異、長一尺一寸五分許、（短於横笛之長一寸四五分許、）有蓋、長二寸三分許、（藥籠蓋也、因蓋呑鞘口六七分許、）底別以象牙作之爲透間、自端一分許內施之、（於底端無横笛高麗笛之嗝、故象牙一枚而連塞之、形如瓢箪、）鞘與蓋相合之端、爲玉緣也、鞘溝中設象牙小輪二、爲通緒處、（一者當于自玉緣五分下、一者當于三寸五分下、）又蓋於自玉緣五分上、設象牙輪（已上輪徑一分許）而施緒、（長三尺許）連通於蓋鞘之輪而結留之、（或爲總角、亦有之、）而緒餘撥取之、纏於蓋上、（或不纏結之、）奏樂時横蓋、其上廣鞘以緒共纏之、已上黒漆或梨地蒔繪、或以唐木作之、
又曰、笛鞘由樂人左右異也、左方者横笛爲前、右方者以高麗笛爲前、但笛首者皆爲右、

〔東大寺獻物帳〕雕石横笛一口納二高麗錦袋一、淺緑臈纈裏、○中略

天平勝寶八歲六月廿一日

〔江談抄三雜事〕名物○中略 笛

大水龍 小水龍 青竹 葉二 柯亭 讃岐 中管 釘打 庭篶

横笛事

横笛者大水龍小水龍、天曆御時寶物也、

〔續教訓抄十一下吹物〕横笛 同名物

大水龍笋竹 小水龍同 青竹同 葉二又號二鬼丸一 柯亭笋竹 讃岐同 中管同 釘打同 庭篶或庭筠、甘竹、齋院、 青葉或葉二同管云云 穴貴或元貴 頭燒胡竹 海人燒不足或稱二頭燒一 音安笋竹 內宴丸 蛇逃又號二蛇丸一 助支丸和竹 重代丸 小螺蚶見二江談一

或書云ク、笛ハ代々國王モ吹セヲハシマセドモ、高名ノ笛共ヲバ、常ニモ不レ令レ吹御一也、大水龍、小水龍、柯亭、讃岐、中管、釘打、庭篶、青竹、葉二、蜂丸、已上十也云云、

〔拾芥抄上末樂器〕名物 笛

大水龍江記曰、天曆御宇(村上)寶物、 小水龍同 葉二江談曰、朱雀院鬼笛、又號二青葉一歟、 柯亭 穴貴江談曰、式部卿親王笛、 海人燒殘又號二頭燒一 讃岐 中管 庭篶 釘打 富士丸 音丸 內裏○裏一本作レ宴丸六條齋院笛 蛇逃清原助種先祖、失二其名一、被レ禁二左近府一、夜中蛇來欲レ害、以レ笛吹二還城樂一、蛇逃、仍遁レ害、後有二此名一、 重代丸公能公笛 青竹 小枝 蟬折 大穴 平禮 拍子合 神呪寺 赤疵丸 中管

私注首書云、横笛一管、吳竹 高麗笛一管 長笛一管 已上、承平四三定、

〔枕草子五〕なまめかしきもの

御まへに候ものどもは、琴も笛も、みなめづらしき名つきてこそあれ、○中略すゐろう、こすゐろう、

うだのほうし、くぎうち、はふたつ、なにくれとおほくきこえしかど、わすれにけり、

〔十訓抄十一〕笛の最物は青葉、葉二、大水龍、小水龍、頭燒、雲大丸是等也、名によりて、各由緒有といへ共、長ければ略す、

〔續教訓抄十一下吹物〕横笛〇中略　名物等物語

水龍ハ、昔シ唐ノ賈人、交易合力シテ渡海ノ間、海中ニ船留リテ、進退スル事アタハズ、賈人等悲歎シテ、海神ニ祈テ云ク、若此笛ヲ用ムカトテ、海中ニサシ入ル丶ニ、赤クイカメシキ口ヲサシ出シテ、含テ入畢、其後船漕テ難ナク岸ニツキテ、後ノ年金千兩ヲ貯テ歸唐ノ間、其笛入シ程ニテ、海神ニ祈テ云ク、神若此金ヲ用ントヲモハヾ、彼笛ヲ出スベシ、詞ニ應ジテ笛浮出タリ、仍金ヲ海中ニ入ニ、前ノ如クノ赤口現ジテ、千兩ノ金ヲ呑テ入ト云々、唐人此笛ヲカヘシエテ、我朝ニツグ、其時ノ天子、金二千兩ヲ給テ召之ト云々、今ハ平等院ノ御經藏ニアリト云々、或記云、天暦ノ御門ノ御笛ナリト、又云、此笛管大ニ、音豐ナリ、衆管ニ超タル故ニ、大字ヲ加フ、笛水中ノ龍吟ヲ寫ス、故ニ水龍ト稱ス、帝甚ダ秘之、輙不用宴會、

知足院殿〇藤原忠實仰ラレケルハ、冷泉院御不例ノ御心地ノ比、少カシテ歌ノ穴ノ間ヲケヅリテステサセ給タリケルヲ、御室ノ參會セサセ給テ、其穴ノ間ニハコト竹ヲフセラレタルトゾ、其後後冷泉院ノ御トキ、件ノ笛人ノ盜ミタリケレバ、世間ニサワギニテ、御修法ナド行ハレケルシルシニヤ、御河水ニ打入テ置タリケルヲ、ウトマシガラセ給ケレバ、宇治殿〇藤原頼通中給ラセ給テ、御經藏ニヲカセ給ケルナリ、

又云、大水龍、小水龍共ニ天暦ノ御時ノ寶物也、

小水龍、此笛モ、粗大水龍ニ似タリ、其音尤絕妙ナリ、上常ニ翫之不止、御遊之席、無不擧之、今世傳テ禁中ニアリ、此笛、新院ノ御宇、藏人吹穴ノ上ノ喉ヲ打折ル、然間大納言通季奉之、御修理アリ、元久三

年正月五日、八幡住侶阿闍梨覺暹ニ召仰テ首ヲツギ、裝束ヲゾセラル、其笛ノ歌口、普通ノ笛ノ三分アマリ延タリ、音モ事ノ外ニ、此比ノ圖ヨリ太クアリキ、此笛、三曲ヲキワメザラン者ハ、フクベカラザル由、大納言殿仰ラルヽ間、細工ヲロ〳〵笛ヲ心ウトイヘドモ、コレヲ吹カズ、宗賢式賢吹ㇾ之、細工源頭五示ㇾ給之云々、〇中略

又云、小水龍、或記ニ云ク、天下第五ノ笛ナリ、天暦ノ御笛ナリ、而テ二條院ノ御時、清原助種助貞等ヲ召テ、此笛ヲアマタノ笛ノナカニマゼテミセサセ給テ、一二三ヲツケテマヒラスベキヨシ、仰下サルヽニ、小水龍ノ不ㇾ中ㇾ用ノヨシ申タリケリ、第一ノ瑕瑾ナリ、

〔江談抄三雜事〕葉二爲二高名笛一事

又被ㇾ命云、葉。二。者高名横笛也、號二朱雀門之鬼笛一是也、淨藏聖人吹ㇾ笛深更、朱雀門鬼、大聲感ㇾ之、自爾此笛平給二件聖人一云々、其後次第傳ㇾ之、在二入道殿一後一條院御在位之時、以二藏人某一召二此笛一、藏人不ㇾ知二笛名一、只はふたつまいらせさせたまへと申に、入道殿何事モ可ㇾ承ニ、齒二ッ古昔得かくまじけれ、若此葉二ノ笛歟トテ、令ㇾ進給云々、

〔十訓抄十一〕博雅三位〇源月のあかゝりける夜、直衣にて朱雀門の前に遊て、終夜笛を吹れけるに、同樣に直衣きたる人の笛吹ければ、誰人ならんと思ほどに、其笛のね此世にたぐひなくめでたく聞えければ、あやしくて近よりて見ければ、未見ぬ人なりけり、我も物もいはず、かれも云事なし、如ㇾ此月の夜毎に行あひて吹事夜比に成ぬ、彼人の笛のねことにめでたかりければ、試にかれを取かへて吹ければ、世になき程の笛也、其後猶々月比になれば、行あひて吹けれ共、本の笛を返しとらん共いはざりければ、永くかへてやみにけり、三位失て後、帝此笛をめして、時の笛吹共にふかせらるれ共、其音を吹あはす人なかりけり、其後淨藏と云めでたき笛吹有けり、召てふかせ給に、彼三位にをとらざりければ、帝御感有て、此笛の主、朱雀門の邊にて得たりけるとこそきけ、

淨藏此所に行てふけと被仰ければ、月のよ仰のごとく彼こにゆきて此笛を吹けるに、彼門の樓上に高く大なる音にて、猶いちもちかなとほめけるを、かくと奏しければ、始て鬼の笛としろしめしけり、葉二と名けて、天下第一の笛なり、其後傳りて御堂入道殿〈○藤原道長〉の御物に成にけるを、宇治平等院を造らせ給ける時、經藏に納られにけり、此笛には葉二あり、一は赤く一は青くして、朝毎に露をくと云傳へたれば、京極殿〈○藤原師實〉御覽じける時は、赤葉落てつゆをかざりけると、富家入道殿〈○藤原忠實〉かたらせ給けりとぞ、

〔續教訓抄〕十一下吹物　横笛〈○中略〉　名物等物語

葉二ハ、禪定殿下〈○藤原忠實〉ノ仰云、朱雀門ノ鬼ノ笛也、〈○中略〉博雅卿早世ノ後、〈○中略〉主上〈○圓融〉仰ラレテ云ク、此笛ノ主、誰人トシラズ、遺恨ノ事ナリ、博雅ハ、朱雀門ノ邊ニシテ、コレヲ得トイヘリ、淨藏綸言ニヨテ、月ノ夜、件ノ所ニ行向テ、コレヲ吹、朱雀門ノ樓ノ上ニテ、高聲ニ感ジテ云ク、日本第一ノ笛ノ音カナト云ヘリ、コレニ依リテ、初テ鬼ノ笛タル事ヲ知ルトイヘリ、〈○中略〉

但此記頗ル不審也、博雅ハ淨藏ヨリノチノ人ナリ、生年トイヒ、死去トイヒ、コトノホカノ相違ナリ、

淨藏ハ寛平三年〈辛丑〉生ル、康保元年十一月廿二日入滅、〈年七十四〉

博雅ハ延喜十九年〈己卯〉生ル、天元三年九月廿八日薨、〈年六十二〉

大外記師遠語テ云ク、〈師任孫師平子〉昔殿上人、月夜一廻トテ歩行テ陽明門ヨリイデヽ、朱雀門ヨリ入ナリ、人ミナ内裏ヘ參リテ後、業平中將一人、此門トナリテ、月ニ感ジテ笛ヲ吹テ入ケリ、樓上ノ鬼大ニ感ジテ、此笛ヲ給トイヘリ、

業平ハ天長二年乙巳生ル、元慶四年五月廿八日卒、〈年五十六〉此人ノエタル笛ヲ、後ニ淨藏ノ吹キタラムハ、年紀符合セリ、博雅ハコトノホカノ相違也、〈○中略〉

同〇藤原忠實仰ニ云、本朝ノ横笛ハ、葉二ヲモテ第一トス、此笛、他竹ニ異ナリ、其色赤キコト、赤銅〇銅恐總誤カケタル楸ニコトナラズト云リ、第二ニハ青竹、第三ニハ柯亭、第四ハ大水龍、〇中略第五ハ小水龍ナリ、

禪定殿下〇忠實仰ニ云、青竹ハ、笛竹ノ笛ナリ、昔蟬ニ碧鮮ナル二葉アリ、白露常ニ其上ニ凝ル、故ニ青葉ト號ス、尤靈物トスルニ足レリ、〇中略

禪定殿下ノ仰ニ云ク、白河院ノ仰ラレシハ、柯亭〇今云長笛歟青竹葉二ニモスグレタリ、玄上ハ比巴ノ王ニコソアレト云々、

同仰云ク、柯亭ハ三條關白〇藤原賴忠、公任父、ノ笛ナリ、四條大納言公任コレヲ傳フ、大二條殿〇敎通公彼ノ大納言ノムコナリ、仍是ヲ傳ヘ給トイヘリ、

此柯亭ハ、昔唐土ニ蔡邕トイフ人アリ、柯亭館ニ宿ス、柯亭ノタルキ、竹ニテアリケルニ、邕是ヲ見テ、ユヽシキ笛竹ナリトテ、笛ヲツクル、其音世ニスグレタリ、今傳リテ我朝ニアルナリ、

〔文獻通考百三十八樂考〕柯亭笛　昔蔡邕嘗經會稽柯亭、見屋東十六椽竹、取以爲笛、果有異聲、晉桓伊善音樂、爲江左第一、有蔡邕柯亭笛、常自保而吹之、至於爲王徽之作三調弄、豈得已哉、文士傳柯亭爲高遠亭、誤矣、

〔江談抄三雜事〕穴貴爲高名笛事

又被命云、穴貴ト云笛ハ高名笛也、雖然損失之、式部卿宮〇貞保吹此笛之時、御衣上雪降懸タリケルヲ、打拂之間折了云々、

〔續敎訓抄十一下吹物〕横笛〇中略　名物等物語

穴貴ハ、式部卿宮〇貞保此笛ヲ吹シメ給フアヒダ、御衣ノ上ニ、雪ノフリカヽリタリケルヲ、打拂ヒ給ケル間、件ノ笛折損畢云云、或云、小一條院〇敦明ノ御笛ナリ、大炊御門東洞院ニ御坐ノトキ、件ノ

笛失畢、七八年バカリ尋エサセ給ハズ、カタ〳〵祈禱セラル、間、明月ノ夜、世間シヅカナルニ、南面ニテ聞召ケン、辰巳方ニ側ニ笛ノ音ノスルヲ、御祈ノシルシニヤ、此笛ノ音ニ付テ、若尋得タラバ、吹人ナガラ召具テ參ルベキヨシ、仰遣シ畢、東洞院クダリニ馬ヲハヤメテユクニ、笛ノ吹止トキニハ馬ヲ止メツヽ、音ニツイテユクニ、五條マデ行テ聞ニ、五條ニテハ東ニ聞ヘケレバ、河原ニイデヽ聞ニ、猶東ニ聞ヘケレバ、河原ヲスギテ六波羅ニ行付テミレバ、大門ニ僧ノ吹テ立タリケレバ、院宣ナリトテ、時モカハサズ召具シテ歸參シタルニ、笛ヲ召テ御覽ズルニ、件ノ御笛ニテアリケレバ、傳ヘマウケタル子細ヲダニモ、尋キコシメサズシテ、僧ニ種々ノ物共下給テ返遣畢、御祈リ叶テ、笛ノ音ヲバキコシメシツケタルトナン、時ノ人申ケル、件院御衣ノ雪ヲハラハセ給ヘルニ、折タルトモ申、是一說也、

其後堀河院御時、件ノ笛ナヲアリトキコシメシテ、師時卿ニ召ケレドモ、無實ノヨシ被申ケリ、

蟬丸。或記云、保延四年十一月廿四日、夜半許、土御門內裏炎上之トキ燒失、笙キサヱ、太笛同燒畢、件太笛管竹ノ横笛ノ干ノ穴ノ下ノ穴ニゾサカレタリケル高名ノ物ナリ、拾遺納言ノ云ク、蟬丸燒テ後、近代御笛ノハコニハ、小水龍ヲ入ラレタルナリ、管竹笛ナリ、

讃岐。ハ音聲淸高名拔群、管竹笛也、海人ノタキサシ胡竹ノ笛也、有人巡濱邊、海人鹽ヲ燒餘燼ノ中ニシテ、此竹ヲエテ以テ笛ニ作ル、其音優美粗燒尾琴、寢暗ニニタリ、

小蟬。ハ、甘竹ノ笛ナリ、元ハ淨藏貴所ノ笛ナリ、件ノ笛傳リテ、小一條院○敦明ニ候ケルヲ、傳々シテ三宮ニ候ケリ、チヰサヤカナル笛ノ、蟬三筋アザ〳〵トシテ付タリキ、猪ニクビ折ラレテ、吹穴ヨリ下ハ、鹿角ヲモテツギタリケリ、彼笛仁和寺ノ大教院一品宮ノ御燒失之間燒畢、其時武吉ガ白笙、又時元ガヲキナ丸、二ッナガラ燒畢、件ノ小蟬ハ、下總前司師季ガ、白蠟ヲオモリニ入ルトテ、頭ワレテコガシテゾ侍ケル、○中略

鳥羽御賀ノ日、堀河院ノ御遊之時、御笛令吹御ニハ、本結丸ト申御笛ヲナン、令吹御ケル、是甘竹ニハアラズト云云、今度院御賀ノ時、件御笛ヲ尋子給ケルニ、イヅレト不知食、其故ハ件本結丸ハ、カバノ解ケタリケル所ヲ、紫ノ糸ヲマカレタリケレバ、本結丸ト御定アリケル也、其御笛ニ、カバヲマカレニケレバ、其注ナクテ、マギレテヤミニケリ、サレバ其タビ、高名ノ十ノ甘竹ノ内、アソバサザリケルト聞ヘタリ、是左大臣賴長ノ御モノ語リナリト云々、

蛇逃ハ、樂人清原助種ガ先祖ノ笛ナリ、而左近府生助元(或助貞 助種弟子)府役ノ間、懈怠アリテ、左近府下藏ニ召籠ラレタリケルニ、此下藏ハ蛇ノスムナル者ヲト、ヲソロシク思テヰタリケルホドニ、夜半許ニナリテ、大蛇イデキニケリ、頭ハ師子ノ頭バカリニテ、眼ハカナマリノ如シ、三尺バカリナル舌ヲサシ出シテ、大口ヲアキテ、スデニ近クヨリテ、我ヲノマントシケリ、助元肝心モ失ヒ果ナガラ、笛ヲヌキイダシテ、ワナヽクソナヽク、見蛇樂ノ破ヲ吹ケリ、大蛇キタリトマリテ、頭ヲ高クモチアゲテ、笛ヲキクケシキアリ、シバラク聞テカヘリ失セニケリ、仍此笛ヲ蛇逃、或蛇返ト名ク、今世ニ尙傳之、助種ガ傳ヘタルヲ、公時卿ニ讓リ奉ト云々、〇中略

助支丸ハ倭竹歟、或人云ク、昔興福寺維摩會ノトキ、舞人狛光高等、例ニ任テ廳屋ニ著テ餔食、其屋星霜多ク積テ、垣壁半ハ穿ツ、助枝ノ中ニ一竹アリ、笛竹ニヨシ、土中ニテ年序ヲ歷トイヘドモ、其樣未變、光高截テ笛トス、果シテ優美ナリ、累代相傳シテ、則房ノ世マデ在之、今傳人ナキ歟、宛モ古文孝經ノ如シ、

又云、助支丸ハ狛家ニ傳之、狛家ノ笛ハ行高ノトキヨリ始マレリ、大神ノ是季ガ聟ニテアリシユヘニ、ノコルトコロナク吹傳ヘ畢、〇中略

重代丸ハ左大臣公能ノ笛ナリ、基通ノ弟子也、或云、累代相傳ノ物ナリ、仍世人公能重代丸トイフ、

內宴丸ハ六條禪門蓮道ノ名笛也、內宴ノ時元政吹之、仍爲名、蓋擬馬內役之曲水丸、

頭燒、音安、此兩管ハ、中古同時ノ名物ナリ、

頭燒、或人云、燒麥ノ時誤テ首ヲ焦ス故頭燒ト號ス、又說、此笛海人ノタキサシ一名ナリト云々、此笛胡竹ノ笛ノ、頭ノフシノソバ、スコシ燒タルガ、干ノ穴ノ下ノアヒ、スコシ延タル笛ナリ、或說ニハ、鳥羽院ノ御物頭燒ト申、

又大神基賢ガ頭燒ト云笛アリ、件笛弟子タルニヨリテ、新大納言成親卿ニユヅリタテマツリ畢、此笛ハ干穴ノ下ノ穴間スコシ延タリ、頭ノ燒ケヤウ、彼院ノ御笛ニ似タリ、

虎丸、此笛ハ、或記ニ云、源俊頼ノ笛ナリ、伏見修理大夫俊綱ニ取籠ラレテ、數年カヘシエザル間、俊頼彼大夫ノ許ヘ參向シテ、世間ノ物語ナドシテ、出ガタニ、實ニハ彼笛返給ト申ニ、物中ニ置失テ侍ルナリトテ立レケルヲ、指貫ヲ取テ引止テ、只今日返給ラントイヒテ侍ケレバ、无術取出サレタリケリ甘竹ノ笛ナリ、

腰丸、ハ、大神宗賢ガ笛ナリ、此笛ハ、或僧出來テ賣之、而ニ夕ノ穴ノ下二三分許聊折タル事アリ、仍管絃伶人家、難ヲ加テ不買之、式賢路頭ニテ見之、音ヲ聞ニ難ナシ、仍買畢、其後處々ノ法會ニ吹之、宗賢聞之、甚以驚讃シ、頗ル所望ノ氣アリ、仍與之、建久ノ比、梶井宮ノ童舞、主上御覽ノトキ、閑院殿此笛ヲ召、御覽アリテ、御感シキリ也、仍以後日進上之畢、腰ニ病アルニヨリテ、腰丸ト號ス、

寢晤丸、此笛ハ、式賢年來ノ笛ナリ、而右衛門督親兼ノ御サタトシテ、當院進覽之、神泉苑御幸ノ時ナリ、此笛體長少、見之實ハ是大ナリ、又音聲妙絶ナリ、頗鶯ノ竹ノ中ノ音ニ似タリ、仍寢晤丸ト號ス、

〔古事談 六亭宅諸道〕堀川院御時、召南都僧徒被行大般若御讀經ケルニ、明暹在此中、于時主上御笛ヲアソバシケルガ、樣々ニ調子ヲ替テ令吹給ケルニ、明暹每調子聲ヲタガヘズ經ヲ揚ケレバ、主上奇給テ、此僧ヲ召ケレバ、明暹跪候庭上、依勅昇候簀子、笛ヤ吹ト令問御ケレバ、オロ〳〵吹候ト申

ニ、サレバコソトテ御笛ヲ給テ被吹ニ、萬歳樂ヲエモイハズ吹タリケレバ、叡感アリテ其御笛ヲ給ケリ、件笛般若丸ト付テ秘藏シテ持タリケリ、傳々シテ今在八幡別當幸清之許云々、

〔續教訓抄 十一下吹物〕横笛○中略 名物等物語

般若丸ハ、堀川院ノ御物也、而ヲ明暹已講、大般若ノ御讀經ニ召レテ侍ケルニ、○中略 明暹申云ク、出雲守明衡ガ息、尾張得業憲圓ノ弟子、明暹ト申物ナリ、然バ定笛仕ルラントテ、彼御笛ヲ下給タリケルナリ、今般若丸是ナリ、彼門徒ノ僧祈禱ノタメニ責之、八幡別當幸清申ニ隨テ留給之、當今御笛御尋ノ間遣覽之畢、

綱代丸、音容共ニ吉シ、天王寺樂人秦公綱笛也、而二條中納言定輔ヲモテ仙洞ニ獻ズ、

下腰丸ハ、伏見修理大夫俊綱家ニ、一ノ侍客アリ、自愛シタル笛ヲ持タリ、今稱スル故ヲシラズ、大夫得ント思フニ、客ユルサズ、遂ニ勘責ニ及ブ時、客ノ曰ク、隨分ノ寶物、忽ニサラム事ヲナゲク、願ハ一曲ヲ吹テ、直ニ獻之、大夫諾赦之、客僞リテ他笛ヲ持來テ、シバ〳〵曲ヲ吹テ云ク、汝ガ爲ニ還テ殃ヲウク所、獲何益ゾトテ、笛ヲ甃ニナゲテ、折クダキ畢、大夫チカラナクシテ止、其後竊ニ宇治殿ニ進之、此事成高ガ大丸ノフゼイニ似タリ、如何、

腰打、此ユヘ未勘得之、

大丸、豐府生時行、貴重ノ笛也、仍俗呼テ時行大丸ト云、藏人經正傳之、○中略

又云、成高大丸、知足院殿○藤原忠實ノ仰ラレケルハ、件ノ笛ハ院ヨリ預テ吹シニ、音ノヒガミタルナリ、院ハ笛モアソバサネドモ、此笛ヲ愛シテ、常ニ御腰ニ指シテ、ヲハシマシヽナリ、上ノ穴ヨリ、カミノ穴三ハ、ユルニ吹ヲ、ホンク責テ吹バ、太キ音ニナリシ也、次穴ヨリシモ六穴ヨリハ上ニ吹穴ノカタニヨリテ、樺ノ黒ミテ見エケレバ、アヤシガラセ給テ、ハギテ御覽ジケレバ、青クチ、少シクロミテナム有ケル、コレニ依テ、ヒガ聲ハアルニコソト、院ハ仰ラレケルナリ、其黒ミタル所ハ、内

ノ方ニモフクレ出テ、スコシ見ヘシトナン云々、

〔十訓抄九〕成方と云笛吹有けり、御堂入道殿〇藤原道長より大丸と云笛を給て吹けり、めでたき物なれば、伏見修理大夫俊綱朝臣ほしがりて、千石にかはんと有けるに、うらざりければ、たばかりて使をやりて可賣由云けり、そらごとを云付て、成方を召て笛えさせんと云ける本意也と悦て、あたひはこふによるべしとて、互にかはんと云ければ、成方色を失て、さる事申さずと云、此使を召むかへて尋らるゝに、まさしく申候と云程に、俊綱大に怒て、人をあざむきすかすは、其咎かろからぬ事也とて、雜色所へ下て、木馬にのせんとする間、成方云、身の暇を給て此笛を持て參るべしと云ければ、人を付てつかはす、歸來て腰より笛をぬき出て云やう、此故によてかゝる目はみれ、情なき笛也とて、軒のもとにおりて、石を取て炭のごとくに打摧つ、大夫笛を取んと思心の深さにこそ、さま〴〵かまへけれ、今はいふがひなければ、いましむるに不及して追放にけり、後にきけば、あらぬ笛を大丸とて打摧きて、本の大丸はさゝいなく吹行ければ、大夫のおこにてやみにけり、始はゆゝしくはやりこちたりけれ共、終いだしぬかれにけり、

〔續教訓抄十一下吹物〕横笛呼中　名物等物語

〇大穴世ノ人コレヲ長慶ガ大穴トイフ、孝博傳之、

〔振吟要錄中〕大穴　長慶笛也、世人號長慶大穴、而孝道朝臣傳之云々、家記云、今世號大穴之笛、在河州上太子也、彼與此異乎否、

〔古今著聞集五和歌〕法深房、そのかみ父の朝臣と不快の比、讓得たりける笛大穴を、とりかへされける時、うれへなげきてよみ侍ける、

思出のふしもなぎさにより竹のうきねたえせぬ世をいとふかな、やがてその比出家をとげてけり、うきはうれしき善知識となりにけり、

〔續敎訓抄十一下吹物〕横笛略〇中　名物等物語

。。。高野丸、此笛ハ三位中將維盛卿ノ笛ナリ、是ハ小松大臣殿〇重盛ニ、或女房賣之、讃岐高野庄米百斛ヲモテ留之、而彼三位西海下向之時、女房ニ讓之、彼女房、佛事ノ爲ニ用途ニナサルヽトキ、鵝眼三十貫ニトヾメラル、今ハ八幡ノ幸淸ノ坊ニツタフ、

。。。荒序丸、胡竹ノ笛ナリ、承久二年九月十九日、水無瀨殿ノ舞御覽ノトキ、右衞門督親兼此笛ヲモテ荒序ヲ吹シメ給フ、同廿日、進覽之、仍此名ヲ付シメ給、此笛ハ誠ニヨキ笛ナリ、

〔樂家錄十二横笛〕横笛製法附律之圖

。。。京不見者、藏于攝州天王寺寶藏笛之名也、毎年聖靈會獻洗手水于太子時、以此笛奏河水樂、傳曰、本太子之御笛也、自名曰京不見、示不出天王寺之意也、

〔古事談六亭宅諸道〕村上御時、朝忠卿祗候御前、舍弟朝成始昇殿候小板敷、主上御覽自小蔀テニクサグナリケリ、聞食吹笛之由、。。雲火ヲ給タリケレバ、内裏モ破ヌ計リニ吹タリケル、貌モ忽美麗云云、

〔江談抄三雜事〕小螺鈿笛被求出事

又被命云、。。。小螺鈿高名笛也、一條院御時比失了、仍旁被祈請之間、五七日許、御湯殿下ニ有之、見付之御覽ズルニ、空以朽了、仍少々切之、其後尚其音美也云々、

〔源平盛衰記十五〕蟬折笛事

。。蟬折ト云御笛ハ、鳥羽院御時、唐土ノ國王ヨリ、御堂造營ノ爲ニトテ、檜木ノ材木ヲ所望アリケルニ、砂金千兩ニ檜木ノ材木ヲ被進送タリケレバ、唐土ノ國王、其御志ヲ感ジテ、種々ノ重寶ヲ被報進ケル中ニ、漢竹一兩節ノ間被制タリ、竹ノ節生タリ、蟬ニツユタガハザリケレバ、希代ノ寶物ト思召テ、三井寺ノ法輪院覺祐僧正ニ仰テ、護摩ノ壇上ニ立テ、七箇日加持シテ後、彫タリケル御笛也ケレバ、オボロゲノ御遊ニハ、取モ出サレザリケリ、鳥羽殿ニテ御賀ノ舞ノアリケルニ、閑院ノ

一門ニ、高松中納言實平、此御笛ヲ給テ吹ケルガ、スキ聲ノシケルヲ、アタヽメントテ、普通樣ニ思ツヽ、膝ノ下ニ推ガイテ、又取上吹ントシテケル、笛咎メヤ思ケン、取ハヅシテ落シテ蟬ヲ打折ケリ、其ヨリシテ、此笛ヲ蟬折トゾ名ヶケル、高倉宮(○以仁王)管絃ニ長ジマシマシケル上、コトニ御笛ノ上手ニテ渡ラセ給ケレバ、御孫子トテ鳥羽院此宮ニハ御讓アリケル也、宮モ故院ノ御形見ト被二思召一ケレバ、聊モ御身ヲ放タセ給ハザリケレ共、深ク龍華ノ値遇ト思召ケレバ、彼天ノ樂ヲ奏シテ、此寺ノ本尊ニ進ラセ給ケルコソ哀ナレ、

〔長門本平家物語 八〕此宮(○高倉宮)さえだ、せみをれといふ、此御ふへをもたせ給ひたりけり、せみをれを、彌勒に奉給ふ、(○中略)そのゝちある雲客日吉へまうでゝ、夜いんに下向しけるに、三井寺に笛のこゑのしければ、暫くやすらひて立聞ければ、故宮のせみ折の音に聞なして、仔細をたづねければ、金堂執行けいしゆんあじやり、そのころ笛ふくちごをもちたりけるに、とき〴〵此ふへを取出して吹かせける也、ゆゝしくも聞しりたりける人かな、大しゆこの由をきゝて、此笛をおろそかにする事あるべからずとて、其時よりはじめて一和尚のはこにおさめられて、をん城寺の寶物のひとつなり、いまに有とかや、

〔看聞日記〕永享二年十一月廿日、巳剋御神樂、未剋御遊云々、(○中略)

清署堂御神樂(○中略)　笛

中山宰相中將(笛試、此器信俊卿笛也、元此御所之御笛也、所望申間、予(後崇光)賜之、而當時仙洞被二召置一云々、)

御遊(○中略)　笛

中山宰相(器柯亭　大通院御時、被レ進二仙洞一畢、此器天下名器、無雙重寶也、)

四年五月廿五日、(御遊)所作人、(○中略)笛洞院大納言、(○中略)

抑洞院大納言懷中之笛落失、臨期覺悟仰天、景親笛(○アヽ丸)借用所作云々、則相尋之間、翌日尋出、於

內裏落之間、門番衆(赤松方之人)拾之、報五百疋召返云々、件笛富士丸(仙洞御笛)呉竹(私笛云々)其身之不覺珍事也、尋出之條又幸運也、

〔樂家錄 四十一 管樂珍器〕横笛　近代爲斷絕之重器

燒指(中略)　裔野　未考之、官物也、

共摺　官物也、本大神景福家器也、此竹生之時、其竹摺節、因號之共摺也、慶長之比、景福亭盜賊來取此笛、而後入伏見眞淸親王御手、後獻之禁裏云々、(右古物之笛三管、萬治四年、禁裏炎上時燒失了、)

小枝　狛近康爲重器、舊記曰、抑此竹鳥羽院御時、自大唐渡之、詳見于蟬折下也、而後此笛在奧州大守伊達陸奧守正宗家藏、然寬永三丙寅年獻之近衞信尋公、而後給之近康也、其後近康住于關東、而明曆三丁酉正月十九日、於武州江戶燒失畢、(已上四管燒失畢)

今世所傳之重器

大穴(中略)　京不見(中略)

頻迦鳥　南都興福寺別當一乘院宮眞敬親王所傳之御物也、(寬文十一年辛亥、作笛箱之時、其銘法皇被製之、其文字以黄金塡之、)

青葉(中略)

錫杖丸　狛近豊所傳之家器也、昔當狛行高世、(行高元永比乎)有盜賊及死期語曰、何夜乎忍入于行高宅、或僧以錫杖欲打之、因出去矣、或僧哉、行高傳聞之、我家內本無僧尼、果而彼夜笛自抽出於鞘、仍奇之、自是名之錫杖丸云々、

無銘　古物高麗笛也、不傳其名、大神景元近世得之、世傳源義經所持之笛云々、

附物　太秦昌重所傳之家器也

木枯　本安倍少弼仲國笛也、今武家熊澤次郎八伯繼持之了、

江山　或曰、伊勢侯藤堂大學頭高次家藏也云々、

聲調

菌 此笛累年在丹波、然近代入于武士之手、而其人爲祈願奉之今在男山八幡宮寶藏、

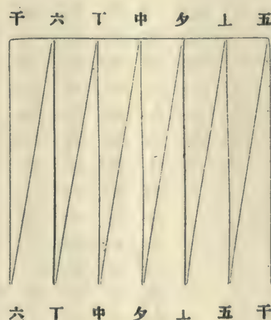
七文字 在吉野金峯山藏王權現宮寶藏、此笛處々蝕焉、其蝕之中有爲七之字形、故名七文字也、今按蝕字當于笛譜上夕之間乎、

山伏丸 和州志貴山寶物也、寺僧曰、此管聲越于衆管美也、雖號錫杖名笛可腰付之管也、故號之山伏丸云々、

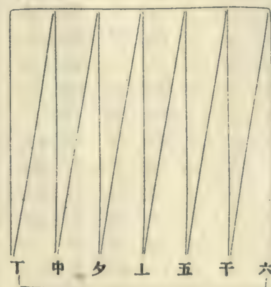
瓦落 靑海破 已上二管、今世用之猿樂笛、可勝嘆哉、○下略

〔續教訓抄十一上吹物〕三笛合圖

太笛

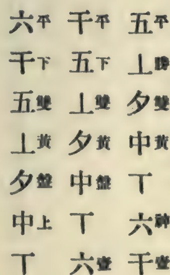


横笛



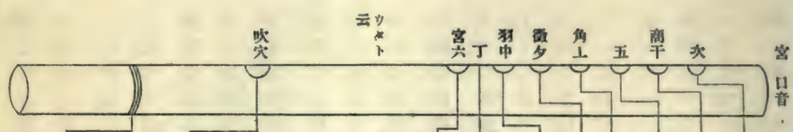
狛笛





太笛　横笛　狛笛

〔懷竹抄 橫笛〕橫笛之圖



宮口音　首以下爲顯秘說也、安然和尙御說云、以本管穴云口、其音同六、

非別音、爲干鹽梅也、

次　此有律呂二音、律名平調呂、名大食調、

商干　此名下無調、無別調、或云、角調左大臣家御說淨明院說云々、

五　此名雙調、人皆名呂、但與悉曇相違、

角上　此有律呂二音、所謂黃鐘調(律)水調(呂)也、

徵夕　是名盤渉調、律音也、其呂音未傳之、

丁　是名上無調、諸音鹽梅無別樂、或云、林鐘、淨明院說、左大臣殿同之、(或人云、角調以下爲甲、林鐘以五爲甲、)

宮六　是名一越調、呂音也、律音未傳之、謂壹越調、沙陀調(呂)口六二穴者、是一音大小合、私云、一切音曲雖有上下麁細之名、別不出此七音、但皆有呂律、何以知之者、千夕兩穴已各謂有呂律兩音、自餘之穴何以名只律呂哉、況現吹之於盤渉調渉一越調乃至雙調之物吹之口音、其音與六同、又於一越調渉平調、乃至盤渉調之物、吹之皆無失、以之思之、皆有呂律之兩音也、但世間之習不許之歟、

吹穴　六律者一三五七九十一、六呂者二四六八十十二、今委案之、干五上夕中丁六以如此次、爲平下雙黃盤上壹之七種條、所謂甲呂皆乙反親也、即七星之列空不失其位、指二六之建、未曾不失三四時義也、

尾　其中拾五丁兩穴呂似五箇穴、爲宗之時轉意耳、此即宮五方五行五星五音等也、萬物自此出生神逆時轉耳、此分呂律、此即表天地陰陽等、揔言之也、出世之一切諸法不出橫笛之爲穴、思可知之、

六口二穴、爲宮、卽方中央、土音 四季也、是有二條、爲一條、次穴非別條、名爲無調、是諸音鹽梅故也、
干孔、爲商、卽方西、金音 秋季也、是有三條、謂平調、律 大食調、呂 乞食調、呂、
五孔、爲變羽、卽名林鐘調、謂下無調也、是非別條、鹽梅義同次穴故、
上孔、爲角、卽方東、木音 春季也、名雙調、下呂 於律音未傳來、但口傳云、渡物時可有律音也、
夕孔、爲徵、卽方南、火音 夏季也、是有二條、謂黃鐘調 律 水調 呂、
中孔、爲羽、卽方北、水音 冬季也、名盤涉調 律、於呂音未傳來、但口傳云、蘇甲樂終留宮音、頗可爲呂音也、
丁孔、爲變徵、卽名角調、謂上無調也、竹節丁孔、所以吹之者也、

〔徒然草〕下 四條黃門命せられて云、龍秋〇豐原は道にとりては、やんごとなき者なり、先日來りていはく、短慮のいたり、きはめて荒涼の事なれども、横笛の五の穴は、聊いぶかしき所の侍るかと、ひそかに是を存す、其故は、干の穴は平調、五の穴は下無調なり、其間に勝絕調をへだてたり、上の穴雙調、次に鳧鐘調をおきて、夕の穴黃鐘調なり、其次に鸞鏡調をおきて、中の穴盤涉調、中と六とのあはひに神仙調あり、かやうに間々に、皆一律をぬすめるに、五の穴のみ、上の間に調子をもたずして、しかも間をくばる事ひとしき故に、其聲不快なり、さればこの穴をふくときは必のく、除あへぬときは、物にあかず、ふきうる人かたしと申き、料簡のいたり誠に興あり、先達後生をおそるといふこと、此事なりと侍りき、他日に景茂〇大神が申し侍しは、笙はしらべおほせてもちたれば、たゞ吹ばかりなり、笛はふきながらいきのうちにて、かつしらべもてゆく物なれば、穴ごとに口傳のうへに性骨をくはへて、心をいるゝこと、五の穴のみにかぎらず、ひとへにのくとばかりもさだむべからず、あしくふけば、いづれの穴もこゝろよからず、上手はいづれをもふきあはす、呂律の物にかなはざるは、人のとが也、うつはものゝ失にあらずと申き、

〔續教訓抄〕十一下 吹物 横笛

成高ガ實子鬼丸、弟子菊犬丸二人ヲ、兵部卿大貳〈源資通〉ノ許ヘ相具テ參リ畢、其ニ一越笛ノ調子ヲ吹シメ畢、成高云ク、近來殿ヨリ外ニ、笛ノ善惡シロシメシタルハナシ、此兩人ノ笛ノ勝劣高下判ゼシメ給ベキナリ、大貳云ク、全ク勝劣ナシ、只同ジホドナリトテ、勝劣ヲサダメズ、成高アナガチニ申間、大貳數反吹シメテ、此ヲ聞テ云ク、菊犬丸ガ笛ハ油瑩シタリケリト定メラレ畢、又成高心ノ中ニコレヲ奇テ、只同ジ事ナリ、何事ニヨリテ菊犬丸ヲ勝トハ定メラルヽニカアラムト、アヤシミナガラ去畢、又其後大貳他人ニ談テ云ク、調子ハ吹ステヽ、身ウチツクロヒカイケタムヲ、秘說トハイウナリ、而ニ菊犬丸此說ヲソナヘシリタリトイヘリ、成高此事ヲ傳ヘ聞テ、我ハサハ大貳ニハヲヨバザリケリトテ、恥ケルトイヘリ、

〔懷竹抄〈横笛〉〕笛之譜事

宜陽殿竹譜ト云ハ　大田丸譜
南竹譜ト云ハ　貞保親王譜
長竹譜ト云ハ　博雅三位譜
綿譜ト云ハ　王監物賴吉譜
懷竹譜ト云ハ　大神判官惟季譜

古キ日記ハ、西ノ宮ノ父、九條殿ナムド云、此等ノ日記ノマヽニ、公事ヲ沙汰スレバ、餘リ古代ニテ、末代ノ作法ニハ、可叶モナケレバ、次第ニ事ヲヤワラゲテ用ル樣ニ、笛ノ譜モ、大田丸、南宮〈○貞保親王〉賴吉ガ綿譜ニ至ルマデ、今ノ樣ハ替ルベキナンメリ、昔ノ譜ハ、ヲホノサニテ、末代ノ人難心得、仍ヤワラゲタル譜、羯鼓拍子ヲサスベキ也、我等譜ニモ、綿譜ヲヤワラゲテ、箏譜ヲ付テ、羯鼓拍子サシタレバ、イト目出タシト云々、〈○中略〉

案譜法〈○中略〉

横笛 大神基政作

穴名

干　五　丄上字古文　夕　中　六　丅下字古文　口

自下第二穴次第到第七穴配之、但六夕同時開吹爲下穴、又皆覆塞吹名口穴、

由 以指摩穴　　引 引由先吹後由舒

由引 引先由後舒、　　連 連動普動指也

引 延引　　火 火急

丅 以小息吹也　　字邊朱點 運氣吹入上聲意也

〔樂家錄 笛十二〕笛譜之說

凡笛者、種類不一、其製皆異、故雖孔數同、而律聲各異、而譜字者、皆以孔之次第名之、故譜同而律各從于其笛而已、譜字總有八、

第一干　開最尾之一孔、而餘皆塞、其音太簇也

横笛者、干孔下有一孔、而無譜、其音大呂也、舊記此孔以丅字呼之、是太誤也、

第二五　開第二孔及干孔、餘皆塞也、其音姑洗也

第三丄　自尾至于第三孔開之也、其音仲呂也

第四夕　自尾至于第四孔開之也、其音林鐘也

第五中　自尾至于第五孔開之也、其音南呂也

第六六　開第六之一孔、餘皆塞也、其音黃鐘也

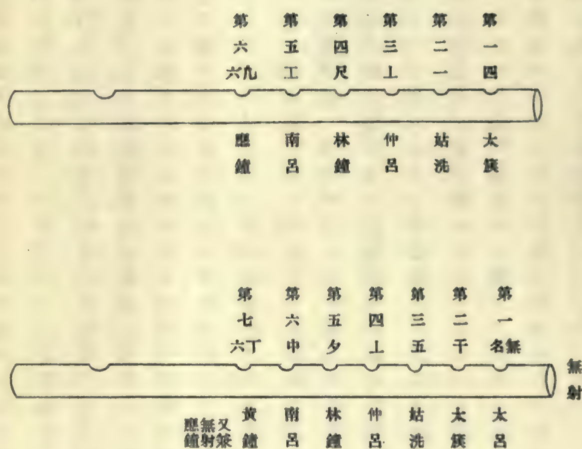
第七丅　丅字非孔名、是至于合樂爲文之譜字也、

蓋於爲其文、有二術也、一曰、塞中孔、而餘皆開、其音應鐘也、二曰、塞中孔、而中塞六、其音無射也、此兩音共以丅字呼之、此二音不用意則不可合律也矣、

第八口　六孔皆塞、乃倚音、是無射也、古來以此音爲黃鐘、或爲應鐘、共不合于其音也、

已上一管備八律、○中略

笛譜字和漢之差異



上圖、七孔之笛者、禮樂疏之圖也、其略曰、尾第一孔太簇律、輕吹之、以四字應、重吹爲淸太簇五字也、凡

吹奏法

吹四字五字、只開此孔、惟以輕重別之、餘皆閉、又曰、六孔皆閉、爲黃鐘律、以合字應、又曰、吹凡字、開此孔幷尾上第二第三孔、餘皆閉、若重吹則爲清黃鐘、只開此孔、俗以六字應云云、（私曰、清謂責吹之也、）下圖八孔之笛者、本邦所用横笛之圖也、和漢之笛、律同而譜字異、又本邦之笛者別添一孔、（是第一孔也）一律者、大呂也、是於本邦不知何世開添之也、一日截笛、試不作此孔而吹之、第二干孔有濁聲、是竹尾短於漢朝笛故乎、因想本邦笛開此孔者爲此乎、又神樂笛及高麗笛作之、則干孔有薄聲、是以知古制之者不妄也、

〔雅樂概辨下〕笛ハ神樂笛、横笛、高麗笛ノ三種トモ、其孔名ヲ同クスル故ニ、譜字ニ於テハ異ナルコトナシ、孔名ヲ以テスル者六ツ、（横笛ハ、最尾ノ次ノ孔アレド用ヒズ、）孔名ノ外二ツヲ以テ譜字トス、其用法、干ノ一孔ヲ開キ、餘皆塞グ、是干ノ手法、干五ノ二孔ヲ開キ、餘皆塞グ、五ノ手法、干五丄ヲ開キ、餘ヲ塞グ、丄ノ手法、干五丄夕ヲ開キ、餘ヲ塞グ、夕ノ手法、干五丄夕中ヲ開キ、餘ヲ塞グ、中ノ手法、六ノ一孔ヲ開キ、餘皆塞グ、六ノ手法ニシテ、皆孔名ナリ、下ト書スルハ、中孔ヲ塞グ、是ヲ濁聲ノ手法トス、（其音、神樂笛ハ盤涉、横笛ハ神仙、高麗笛ハ壹越ナリ、）其中孔ヲモ開キテ責吹スルヲ清聲ノ手法トス、（其音、神樂笛ハ神仙、横笛ハ上無、高麗笛ハ断金ナリ、）口ト書スルハ、孔皆塞ギテ吹ク、管中ノ音ナリ、（神樂笛ハ鸞鏡、横笛ハ神仙、高麗笛ハ壹越、）是孔名ノ外ナリ、其他、ミハ一孔ヲ吹クノ中、指腹ニテ其孔ヲ扣クナリ、動ハ吹ク孔ニ並ブ指ヲ動スルナリ、下孔ヲ吹ク時、五孔ノ指ヲ動スル例ト知ルベシ、但六孔ヲ吹ク時、六孔ヲ動スルノミハ、別習ナリ、連ハ丅中夕ノ三孔ヲ連接シテ吹ナリ、由ハ一孔ヲ吹クノ間、乍チ開キ乍チ塞グナリ、由リリハ由法ヲ重疊スルナリ、火ハ急速ヲ要スルナリ、引ハ展引緩舒ナリ、〇點ハ一句ノ切ル、所ナリ、是三種ノ笛ノ譜字概略ナリ、

〔懷竹抄横笛〕可吹笛樣

吹笛必有說、太ク細ク散シ肥シ瘦シ押シ鋤シ等、皆本自不記之、以手傳授、須弟子受業者詳聞習之、又於行字有不同也、樂早有行多也、樂遲有行少也、於火字又有緩急、如此事大旨不記、皆師口傳習、

又云、六中夕ヲ吹時ニハ、少可㆑含也、音成㆑微故也、上五干ヲ吹時ニ、少ノクベキ也、音ノ成㆑大故也、六中六丁中丁中、此三音ヲ惜可㆑別吹也、

又云、笛穴ノ中ニ、中由、夕由、上由、此三ノ穴ハ吹惡也、此穴共ニ、開ヨキ程ニ手ナラスベキ也、指キヽタリトテ、ヒラ〳〵トシタル、極テ見苦シ、ヒラメカサズシテ、指ノコトバノキヽタルコソ、實ノ上手トハ覺レ、亦息ヲツクニモ、笛ニ入吹テ由詞ヲ吹ハ、田樂笛、里神樂笛ナンドノ心地シテワロシ、又笛ヲユルガシテ吹人モアリ、身ヲ動シテ吹者モアリ、ウナヅクヲ拍子トシテ吹タグヒモアリ、頭ヲフリ、膝拍子、足拍子、ケシカラズ目ニタツホドニスル族モアリ、人ノ心不㆑一樣、故ニ雖㆑受㆓同師之傳㆒、如㆑此相違出來也、只人ノ目ニ不㆑立、ヲカシカラヌ樣ニ、人ノ藝ハ有ベキ也、絃モ管モ音曲モ、皆被㆑引㆓心操㆒也、大旨如㆓水隨㆒㆓方圓之器㆒、似㆓草木ノナビキ寄㆒㆑風、然バヨクモ惡モ、父ノ相承ヲモ、師匠ノ傳受ヲモ、聊モ不㆑違㆓其樣㆒、マネビトラント可㆑思也、其上ワロカラバ、更不㆓身ノ過㆒、師匠ノワロキ成ベシ、所詮唯身ヲ直ニ、顏ヲ正ク持テ、體ヲハタラカサズ、笛ノ首尾ヲスグニ持テ、笛ヲ持タル指モ、左右共ニフカヽラズ淺カラズ、見ヨキ樣ニ持テ、ウチ〳〵ニテハ、向イテ居タル人ノ、吹人ノ持タル笛ノ穴ノミユル程ニノケテ、手ザシサワヤカニ、緩々シヅ〳〵ト吹習ベキ也、カク稽古シツケヌルコソ、人前ニテハ能事ナレ、笛吹間、身ヲユルギテ、聊爾自由ニ持習ヌレバ、クルシク成ニシタガイテ、身ユラレテ、クセニ成ル、亦笛ヲ含テ習ヌレバ、ノケテ吹事難㆑堪、笛ハクヽムハヤスク、ノクルハ大事ナル故ニカク制ス、且ハクヽミタル音ハ、イカニモオダヤカニキコエテ、晴タル子モ、サワヤカニ澄事モナキ也、

笛音取事

笙篳篥等、調子ヲ吹終テ有ニ、笛調子ニテモ、道行體ノ樂ニテモ、吹カム料ニ音取時ハ、更ニ長キ音取ヲバセズ、只本音取ノ短ヲスル也、又舞ニツキタル音取有㆓其數㆒、有㆓長短㆒、家々ノ習各別ナリ、能可

存相傳之樣、天養元年三月七日、宇治小松殿ニテ御遊有シニ、禪定殿下令吹笛給、平調ヲ上穴ヨリ打上テ、面白トラセ給テ、被仰云、如此音取シカバ、宗俊大納言面白候モノカナト被感キト云々、備中守政仲ハ、笛ヲ音取事ヲホク、音取ハ諸々ノエセ事也トゾ、ソレモ折節ニヨリ、人ニシタガフベキ事ナンメリ、〇中略

調子吹樣

呂律ノ調子ハ、水火ニ可吹習也、又延穴ヲバ、イカニモタヽク事ヲバセヌ也、而小部正淸ハ如樂タタキテ吹ケルヲバ、堀川院ハヲカシキ事ニ仰アリケリ、又吹樂息サシ手差ニハ、事ノ外ニ替ルベシ、延タル句ヲバ極テ靜ニ吹、延タヽクコトヲセヌ也、又細ニ拾フ詞ヲバ、ヤワ〱トヒロイタルガ目出也、夫モ律調子ノ事也、呂調子ハ小イカヾシキ樣ニ息ヲ入ベシ、〇中略

笛物語〇中略

仰云、笛ノ吹樣、可在三衰、一ニハ舞立ナドニハ、サハ〱ト手ズクナニ吹ベシ、二ツニハ講演體ノ事ニハ、忠拍子ノ樂ヲ緩々ト吹テ、於世ム樂ヲバ、タワヤカニ吹ベシ、三ニハ絃計ニテ、音曲ナンド相交テアランニ、笛ヲ付ム時ハ、彈物幷ニ音曲ニ隨テ、ヒガ聲ナドヲ吹出スベカラズト云々、亦仰云、笛ニ樂少々ナド吹テ、其才學計ニテノヽシリ相タルハ、ヲカシキコト也、箏琵琶有所ニテ、能物ニ吹合テ、只拍子ノ樂ナンドナダラカニ吹タルコソ、上手トハミユレ、サレバ我ハ只拍子ヲバ笛吹樣見ヘテ、世是ヲ知レバ、常ニハ樂拍子ヲスル也ト云々、〇中略

知足院殿〇藤原忠實被仰云、笛ノ音ノ大ナルカシコカラズ、大ナリトテモワロク吹ハ無其詮、大和守重時ガ好タル樣ニ息ハ小ケレドモ得其意澄タル音ヲ吹出セルコソ目出タク聞ユレ、物ニモ心不得アラヽカニ笛ヲ吹事ハ無其由云々、

堀河院仰云、ムチノピタル笛ノ、圖フトラカナルニテ、ムカヒタル人ノ笛ノ穴ノ內、見ル程ニノケ

吹奏作法

テ、笛ヲバ可吹習也、サラテバ、スエノワロキナリトテ、事ノ外ニ、ノケサセヲワシマシテゾ、細ク被遊ケル、是殊勝ノ御事ナリ、故ニ笛ヲバ如此口傳スルナリ、是ニ付テハ、笛ノ圖ハ少シ太カルベキカト覺侍レドモ、古笛一切無其儀、只息ニシタガイ、人ノ所爲ニヨルベシ、昔笛ハ多ハ小サヤカニテ、音ホソカリキ、末代笙ノ圖モ太クナリテ、笛ノ圖モソレニ從テ太クナレリ、甘竹ナドノ大ナルハ難有、成高ガ大丸モ、サマデ大成事ナシ、只ウチアルホドノ笛也、甘竹ニトリテ大成ト云計也、○中略

定俊大納言ハ、雙調渡シ物ヲバ息入給ハズ、知足院殿ハ、御息ヲ入給、共ニ以目出カリキ、但入道殿下天下第一管絃者ニヲハシマス、今ハ彼御所爲ヲ守ルベキカ、但皆家々有習、亦笛ノ穴指ヲ深クアテ、吹モ、又淺クアテタルモ、共ニワロクミユル、見ヨキ程ハ口傳ノ有也、左ノ頭指ヨリアテ始ルニ、指ノキタメヲアテ、次第右四ヲモ、其ニシタガヒテアテ、持ベシ、○中略知足院殿ノ御物語ニ云、横笛ハ二樣アリ、一ニハ息タクマシクテ面白ク吹、二ツニハ手指ヨク面白吹、是也、此二ハ別ノコト也、能程ノ器量ナラバ、只嗜好ベシ、其功更ニムナシカラズ、

〔樂家錄十二笛〕横笛以責和爲要之說

凡横笛責吹之法、多易下於正律、是其息不充于管中之故也、吹者認其和音、而急突息責吹之、則協正律矣、此中特六之孔和音、正律而責吹之、難得倍上律、然有一術而得其律、以此爲口傳也、其法開六孔及上五之孔、而責吹之、則得清黃鐘也、多以此爲口傳、亦尤可也、然以此等之品爲口傳、則可其說復甚多矣、凡號口傳者、又別在焉、此錄外擧之別𥡴、

〔樂家錄十三三管總論〕持三管進退之法

舊記曰、御遊之時、進管于公卿之法、三管同納干笛筥、六位藏人持之而進于上首云々、(笛筥之圖、在舊例之卷、最無袋、)私曰、近代笛筥不被用之、而亦萬治年中燒失畢、獻之法笙者竹末、笛者頭方、篳篥者舌方、各爲之左持

秘曲

管半而少下脅方、持但笙吹口爲前方、笛篳篥共管孔爲上也、而向于役奏人跪取直置之也、持退法別無子細、取之如最初、取直之退也、

〔懷竹抄 横笛〕調子ノ秘事

平調、入調 雙調、品玄 盤涉、入調 反吹樣第二反第三反 黄鐘調、水調子

此等ハ知レル人モナシ、吹コトモ希成、故ニ其質ヲモカクスベシ、

小部氏不知雙調品玄、正清音頭之時モ不知、大神氏品玄上調子習傳之歟、御遊用入調秘品玄故也、口音多故也、通催馬樂故也、依是不用品玄用入調之由、古人云傳云々、

〔絲竹口傳〕絃管秘曲

笛ノ秘書ニハ、皇帝、團亂旋、獅子、荒序、以上四ノ秘曲也、此中ニ獅子ヲ以テ最秘事トス、

〔樂家錄 十二〕横笛秘曲

横笛爲秘曲者、於中華之曲獅子、荒序、伎樂於高麗曲狛犬吉簡也、此中獅子伎樂者限于横笛也、

獅子笛相傳

獅子者非笙篳篥之曲、惟爲横笛秘曲而甚重之、輙不傳之也、古戸部氏專勤之、〇註略戸部氏斷絕故、於今爲京都樂人大神氏之業、世傳之、每歲於天王寺、二月十五日、同廿二日兩節奏之、惟元和年中、大神景福山井近江守傳之天王寺樂人秦兼重、岡左京大進爾來每歲十五日役秦氏勤之、然音取者最秘之、故不傳之、廿二日爲當日之故、大神氏必勤之也、〇註略

凡此曲、聲樂耳傳而舞曲斷絕也、至今於攝州天王寺、雖奏此舞、而只其法而已也、〇中略

伎樂之笛相傳

抑謂伎樂者、非笙篳篥之曲、不用三鼓、特横笛爲秘曲而甚重之、南都樂人狛氏近代傳之而至今、於和州興福寺之金堂、每歲四月八日申刻奏此曲、然惟聲樂耳而舞曲斷絕、只存其遺法而已也、

教習相傳

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符
定雅樂寮雜樂師事 ○中略
唐樂師十二人 ○横笛師中略
右依舊爲定、餘皆停止、○中略
大同四年三月廿一日 ○中略
太政官符
應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事 減一百五十四人、定一百人、○中略
唐樂生六十人 減廿四人、定卅六人、○中略
横笛生四人 不減○中略
嘉祥元年九月廿二日

〔懷竹抄 横笛〕可授笛事
先人ニ授笛時ハ、平調ノ音取ヲ自干穴始而可教、干ヽ上夕中引 六中火 夕火 上干引 ヽ如此、其後五常樂急、此樂ヲ爲初學、故ハ、爲諸樂之大意、雖少樂皆相具五音故也、而ルニ惟季流ニハ、以扶南爲初ノ學ビ樂、詞多通達之故也、是爲家習、亦人ニ笛ヲ教ルニ、一日ニ三句ニ過グベカラズ、乃至二拍子許、其性スヽドクシテ疾ク雖受取、更ニ多不可教、後必亂也、亦譜ミルコト、努々可停止、可禁制、樂ノ委ワロク成ル、譜ヲタノム故ニ樂ヲ忘ル、仍三分二習入テ可許譜、
凡笛ヲバ、首尾ウルワシク全手ニモタセテ吹スベシ、イカニモ年老ヌレバ、笛ノシリハサガルナリ、○中略
爲笛師者、有授業試法也、若有始受習者、先令吹口穴也、靜聽音勢、即知達否也、其音散逸緩大成者優長於其業、仍聽榮名、其音枯瘦細薄者不達於此藝、故不許委質也、是則器非天然音、多訛謬音、多訛謬

遺誇其師故試音進退寔有由耳、

〔懐竹抄 横笛〕帝王

天暦聖主

御師匠未勘出之

一條院

御師匠高遠卿、永祚元年、依御師匠賞叙從三位菩提樹院御影奉書、御傍被置御笛靑竹形也、

堀河院

御師匠刑部卿政長、依御師匠息男有賢聽昇殿後大納言宗俊卿應召云々、相傳延近賴吉宗俊、宗輔、又地下被召大神基政秘曲以下被聞食云々、

鳥羽院

御師匠京極大相國宗輔

高倉院

御師匠大納言實國、依御師匠賞叙正二位置万秋樂御譜於夜御殿常被御覽云々、

親王以下

貞保親王

號南宮淸和第四御子、二品式部卿、管絃長者也、但御笛師幷御弟子不詳、而或書御師匠古部春近云々、

左大臣信

名北邊大臣笛箏上手、從五位下大戸淸上弟子、和爾部大田麻呂同淸上弟子也、

博雅三位

流派

琵琶横笛、大箏纂之上手、笛師匠不審、

地下傳來

尾張濱主　石木正枝　古部吉男　同延近

大神惟季―同基政―同元賢―同宗賢―同景賢
　　　　　　　　　　　　　　└同式賢
└狛行高―同行則―同行光

同景基―同景貞―同景光―同景朝―同景茂―同景繼―同景永
　　　　　　　└同景政

同則近―同則房―同近眞―同光繼

同光久―同有時―同有光―同有久

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕樂所預小監物源頼能は、上古に耻ざる數寄の者也、玉手信近に順て、横笛を習けり、信近は南京にあり、頼能其道のとをきをいとはず、或は隔日にむかひ、或は二三日をへだて、ゆく〳〵信近ある時にはをしへ、或時は敎ずして、遠路をむなしく歸おりも有けり、有時は信近苽田にありて、其むしをはらひければ、頼能も隨て朝より夕にいたる迄、もろ共にはらひけり、扨かへらんとする時、たま〳〵一曲を授けり、ある時は、又豆を苅所にいたりて、又是をかり、苅をはりて後、鎌の柄をもて、笛にして敎けり、かくして其わざをなせる物也、

〔續敎訓抄 十一下 吹物〕横笛ハ、〇中略 尾張濱主、承和遣唐ノ後、是ヲ弘ム、仍濱主ヲ此器ノ祖トス、〇中略 其弟子淨藏貴所、其弟子石城正枝、其弟子左近將監戸部好多、其聟雅樂允玉手延近、其聟戸部正近、此流ヲ戸部氏トイフ、正近ガ弟子左近將監大神是季、其聟ニ狛行高、仍狛氏ノ笛是ニ始ル、是季ガ弟子基政、大神ノ姓ヲウケテ、大神ノ笛コレニ始ル、是季ガ弟子淸原ノ助貞、姓ヲ改メズ、仍テ淸原氏ノ

名人

笛アリ、此外昔モキコエシ笛吹ドモ、其流相續セザルウヘハ、シルスニ及バズ、

〔三代實錄 清和十一〕貞觀七年十月廿六日甲戌、雅樂權大允外從五位下和邇宿禰大田麻呂卒、大田麻呂、右京人也、吹笛出身、備於伶官、始師事雅樂權少屬外從五位下良枝宿禰淸上、受學吹笛、〇中略天長初、任雅樂百濟笛師、尋轉唐横笛師、數年爲授外從五位下、〇中略伎術出群、故加殊奬、〇下略

〔懷竹抄 横笛〕笛工事

昔巧匠慥ニ注セル物ナシ、上古中古當世、皆以替行、何况ヤ受取自同父之手、兄弟事ノ外ニ相違出來レリ、以之思之、唯被曳心操事ニテ侍ル成ベシ、

淨明院得業圓憲

息ノ澄タル笛ニハアラズ、アラヽカナル笛ノ手スクナク吹ケリ、イカニモ凡夫ノシワザトハ聞ヘザリケル、

大神惟季

大旨ハ如圓憲得業、始ハ雖習小部正近、其吹樣ニハ更不似、後ニハ圓憲ノ弟子成シ故ニヤ、聞タガフルホドニゾ似タリケル、

小部正淸

事ノ外ニ笛ノシリサガリタリケルガ、スケ〳〵トゾ吹ケル、皇帝、團亂旋、陵王體ノイカ物、目出タク仕ケルガ、蘇合香、萬秋樂ナドハ、淺間シクワロク吹ケル、亦ヨクモ知ザリケル也、

大神基政

耳ゾ少シ聞ザリケレドモ、心操管絃ニシミカヘリタル物ニテ、萬事ヲ心エ、目出吹ケリ、師說有限、樂ハ云ニ不及、辻笛ニ面白キ手差吹ヲ聞テハ、其樣ヲ吹ナンドシテコソ、名譽ノ笛吹ニハ成テ侍ケレ、

出雲巳講明暹

小笛ニテ、ウツクシク吹レケリ、惣ジテ物ノ上手也、雖爲僧身、時ノ伶人コゾリ集テ習物、仍テ朝家ニ奉公シタル仁也、サレバ常樂會ニモ、時ノ名譽ノ伶人等、樂屋ニテ奏樂、彼ノ巳講被著座堂前居睡シ給ケレバ、今日ノ樂、ワロキナムメリト、各歎ケリ、樂ノヨキトヲボシキ時ハ、打拍子、頭ヲ振給ヒケレバ、伶人等皆悦ビ侍ケリ、如此ユルサレタル人也、

宗輔太政大臣

宇治ノ入道殿ニ、圓憲得業參タリケルニ、彼太政大臣、若君ノ時、召出シテ笛ヲ吹セテ聞セラレケレバ、圓憲申云、ヨク吹セ給タリ、但無下ニ無力ニシテ、物ノ用ニ立ベシトシモ不承、成高ト云笛吹ハ、尻ニキビスヲツヨクチヂアヒテ、目ノクルヽ程ニ、ツヨク吹侍ケレバ、笛ヲバ能シタヽカニ吹ベキコトニコソ、是ハ事ノ外ニ無力ニ候者哉トゾ申タリケル、功ハ目出度マシマシテ、生陵王吹出テ舞セテ見給程ノ御笛ナレドモ、天性ノ上品ニモ、ヲワシマサヾリケルニヤ、圓憲ハカク我物ニ至レル人也ケリ、

淸重

天下第一ノ上手ニテ侍ケルニ、終ニ成テ、笛ヲセメテ吹ケレバ、頰ヲフクラメテゾ吹ケル、如此癖ハ、見苦鋪事也、

雙調君信貞

笛ノ穴ニ指ノアタリケルガ、近テ聞ケレバ、ハタ〳〵トゾ聞ヘケル、

井戸部次官秋宗

高名ノ笛吹成ケレドモ、餘ノ臆病ノ者ニテ、人三人トモ集リタル所ニテハ、樂一ヲウルワシク得吹カザリケリ、白河院ノ大井河ノ御幸ニ、鷁首ニ乘リケルニ、既ニ御幸ナリト、トヾメク時、臆病シ

テ笛ヲ河ニ落入テ、放鷹樂ヲモ得奏セズシテ、事ヲ闕テケリ、口惜カリケル事也、堀川院ノ御位ノ時、秋宗ガ笛ヲユカシガラセ給テ、女房ニ御心ヲ合テ、局ノ下口ヘ召テ吹セラレケルニ、天皇立聞セサセ御ワシマシテ、御感ノ餘ニ、目出目出ト、シノビヤカニ勅定アリケレバ、サハ君ノ渡ラセ給テ、聞食ケルヨト思テ、臆病シテ御椽ヨリサカサマニ落ニケリ、サテ安樂鹽ト異名ツキニケリトナン、

攝津守忠政

笛吹クトテ、目ヲキラキラト見成シ、スヾロヒザマヅキテ、腹立タル氣色ニ成テゾ吹ケル、後ザマニハ、物ヲソロシキ程ニ腹立氣色ニ成ケルトカヤ、

備中守政仲

息チイサクテ、クルシゲ成ケルヲ、夫ヲカヘリミズシテ、面白コシラヘテ、指モキヽテ、神妙ニウツクシカリケリ、

宗俊大納言

息ヲ持テ、面白ク思サマニ吹ケレバ、ゾシル人モ有ケレド、シツケ給テ難トモ不見侍ケリ、

堀河院

叡慮ヲメグラサセ給テ、兎モ角モ吹セ御座ケルガ、可然御事ニヤ、聞人袖ヲシボラズト云コトナシ、只我心ノヒカンカタニ吹ベキナリトゾ、仰有ケル、

中古笛ノ上手等、如此各樣々ノ癖ドモ有テ、一定何體ニ吹ベシトモ、ヲボエ侍フズ、揔テ笙ニ能吹合テノ上ノ事也、只事ガラヨクテ功入ヌレバ、音モ能聞ヘ、事ノ外ニキヽニクキハナシ

〔續教訓抄吹物十一下〕横笛

古人ノ云ク、貞保親王ハ管絃ニ長ジ、衆藝ノ人ナリ、全ク肩ヲナラブル者ナシ、其中ニ笛ヲモテ本

トス、所レ作ノ横笛ノ譜、末代ノ人、其心ヲ得ガタシト云ヘリ、御笛ノ師ハ、戸部春近ガ高祖父吉延トイヒケル者ナリ、此親王ノ御笛ノ息ハ上霧ナリ、又成高トイフ者モ、ウハギリナリ、ウハギリト云ハ、羯鼓拍子ヲシラズ、吹ソラシ吹ソラシ吹キテ、羯鼓ノ二拍子三拍子ヲ突ズシテ、吹キシムルナリ、件ノウハギリハ、息多ガ吹トコロナリ、息スクナキハ、笙ノゴトク、羯鼓拍子ヲ吹ナリ、又堀河院ノ御息、又ウハギリナリ、入道左大臣殿〈俊房〉コレヲキヽテ、仰ラレケルハ、式部卿宮〈○貞保〉後、五十餘年ノ後チ、始テ又上霧ヲ聞タト云々、堀河院、鳥羽院ニ行幸アリテ、御笛アリケリ、友正ガ笛ヲ御笛ニシテ、御笛ヲ樂人ノニシタラム、イカヾトゾ仰ラレケル、友正ニ付テツカマツリケリ、白河院キコシメシテ、下臈ノ笛トモナク、ハサラアリテ仕ルモノカナ、友基政〈○大神〉云、堀河院ノ御笛ハ、音ト云、息ト云、人ノシワザトモ覺ヘズ坐マシ、事ナリ、六孔口孔ナドセメサセ御シニハ、孔下ヨリ瀧ノ水ノ飛流ガ如ク、息ノ下ト聞ヘ御シナリ、

〔古今著聞集〈六管絃歌舞〉〕博雅卿は、上古にすぐれたる管絃者なりけり、生れ侍けるとき、天に音樂の聲きこえけり、〈○中略〉彼卿は、子息二人有けり、一人は信義笛の上手也、一人は信明琵琶の上手也、信義をば雙調の君とぞ號しける、其故は、式部卿宮の時、管絃者伶人等を率して、河陽に遊給けるに、明月の夜曉にのぞみて、川霧深きうちに、雙調の調子を吹て過る舟あり、其舟やう〳〵來り近づくを聞くに、誠に神妙なりけり、我朝に比類なき笛也、誰人ならんと、人々あやしう思ひあへるに、舟は霧にこめられて見えず、うちかひの音計聞へて、既に船と行ちがふ時、親王誰にかと問給ひければ、信義と名乘たりけり、宮感情にたへず、雙調の君なりけりとの給はせけり、それより天下みな雙調の君と號しけるとぞ、

〔十訓抄十一〕八幡の樂人元正、當宮領備中國吉河保〈二條御神樂〉に下向して、上洛の間、榁生の泊にて、心神違亂如レ亡、片鬢雪の如く變、奇異の思をなして、巫女に占ふ所に、吉備宮託宣し給ひていはく、適

雜載

當國に下向、その曲を聞かざるによて、祟をなす所なり、忽に押しかへりて、かの社に參りて、皇帝以下の秘曲を吹く間、白髮忽にもとの如し、尤道の眉目といふべし、

〔續教訓抄十一下吹物〕横笛

安倍友正ハ、童名黒丸ナリ、祇園ノ師子ノ亂聲吹ケル、笛ノ息ザシ、音モトモニ、イミジカリケレバ、土御門大納言殿、宗俊何物ゾトテ、青侍ヲモテ、見セサセ給ケレバ、小童ノ十一二バカリナルガ吹ヨシ申ケレバ、イヨ〳〵興ジ給テ召ケレドモ、恐レテ參ラザルアヒダ、師子ナガラ召入テ、此童カタビラニ袖カヅキシテ吹キケリ、父ハ何物ゾト問ケレバ、童ハトモカクモ申サヾリケリ、家ヲ尋給ケレバ、師子ヲ具シタルヲノコ申ヤウ、安賴ト申、末ノ樂人ノ子ニテナムアリケルヲ、乞取テ、カバカリノ物ニハシタヽテ侍ルナリト申ケリ、

〔續教訓抄十一下吹物〕雜口傳ニ云ク、○中略大方昔ハ横笛狛笛太笛、ミナ各別ノ道ナリケリ、管絃伶人ノ兼ルコトカタシ、而ヲ横笛ヲ道トスル人、狛笛ヲフキ、狛笛ヲフク人太笛ヲ吹ク、又カクノゴトシ、コレハジメヨリ、トモニナラハズシテ、ヲノヅカラスルユヱナリ、タトヘバ馬車ヲカケムゴトクナリ、但昔ノ人ハ、一ノ事ヲヨク〳〵キワメケリ、基政ハ横笛ハ是季ガ家ヲツギ、狛笛ハ玉手公延ガ說ヲツクシ、只拍子ノヤウ、御遊ノサホウ、太笛ヲバ堀河院ヨリ下給ニケリ、故ニ三道ヲ通達シテゾ侍リケル、

基政云ク、太笛吹ノ横笛ハ、カナラズ太笛ノ氣ノ侍ルナリ、遠兼ガ横笛ツカマツルハ、太笛ノ手ザシノイデキタルナリ、又狛笛吹ノ横笛モ、サキノゴトシ、物部信貞ガ笛ハ、狛笛ノ手ザシノ出來ナリ、

〔枕草子九〕笛は、よこぶえいみじうおかし、とをうよりきこゆるが、やう〳〵ちかうなりゆくもおかし、ちかかりつるがはるかになりて、いとほのかにきこゆるもいとおかし、車にても、かちにて

も、馬にても、すべてふところにさしいれてもたるも、何とも見えず、さばかりおかしき物はなし、ましてき丶しりたるてうしなど、いみじふめでたし、あかつきなどに忘れて枕のもとにありたるを見つけたるも、なをおかし、人のもとよりとりにをこせたるを、をしつ丶みてやるも、た丶文のやうに見えたり、

〔懐竹抄 横笛〕可好笛事

管絃ハ狂言戲事ナレドモ、法成熟之曲、見佛聞法ノ調ナル故、皆依前生ノ宿縁、又爲佛神ノ御計、極道也、大神基政ハ祈請八幡大井、施伶人名譽於末代、猶行高ハ祈申春日大明神、究舞笛二道、六條ノ入道蓮道ハ、法輪寺ノ虚空藏ノ御利生ニテ、爲管絃之名人、出雲ノ已講明暹ハ、竹夫島明神御感アリ〇リ原作レナ、今改、シニヨリテ、管絃ノ本燈タリ、如此タメシ貴賤幾哉リレバ、嗜舞樂之輩、好管絃ノ男女、佛神ニモ祈申、其上亦余所ニハ物グルワシト人ノ云計可好也、花ノ春、月ノ秋、木陰ノ納涼、雪ノ朝、鳥ノ囀、虫ノ音、風ノ音、浪ノ音ニ付テモ、取笛吹笛、心ヲトメテスキアカスベキ也、心底ノスカズシテ、人目バカリノ公事態ノ伶人ハ、管絃共ニ、ヨノ常ナル時ハ無誤レドモ、誠ノ大事ニ向テ、無稽古故ニ誤失錯ノミスル也、有稽古物ハ、少々不覺樂ナレドモ、吹出ヅレバ無何速ナル也、是則管絃ノ宿運、神ノツキソヒ守ラセ玉フ故也、亦初心之程ハ、樂一ツ十返廿返乃至百返許モ可吹、其功不空ト云々、

〇

長笛

〔倭名類聚抄 六管絃〕長笛 附中管　律書樂圖云、馬融善吹者爲長笛、奈加布江

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕按後漢書列傳云、馬融字季長、好吹笛、文選有馬融長笛賦、其序云、性好音律、能鼓琴吹笛、此所云即是、唐六典注、〇大常寺 燕樂伎、清樂伎、西涼伎、皆有長笛、〇中略 按長笛於皇國古籍無所見、

〔類聚名義抄 八竹〕長笛 ナガブエ、俗云如二二音一、

〔伊呂波字類抄 奈雜物〕長笛

〔體源抄 八〕長笛

此ノ太笛ノ一ノ名ナリト云云、但或云ク、太笛ニハアラズ、各別ノ器ナリト云云、

高麗笛 百濟笛 併入

高麗笛ハ、又狛笛ニ作リ、或ハ篴ノ字ヲ用キル、並ニ之ヲコマブエト云フ、本ト高麗ヨリ傳フ、因テ名ヅク、高麗樂ヲ奏スルニ用キ、後ニハ東遊ニモ用キタリ、其器吹口ヲ除キテ、六孔ノ横笛ニシテ、長サ一尺二寸、尾ノ徑リ三分許、唐横笛ニ比スレバ、細クシテ短シ、製作粗〻相同ジ、但ダ一孔ヲ減ズルノミ、吹口ニ近キ孔ヲ六ト曰ヒ、次ヲ中、夕、丄、五、干ト曰ヒ、其音ヲ太簇、應鐘、南呂、林鐘、仲呂、姑洗ト爲ス、管尾ヲ口ト曰ヒ、其音太呂タリ、

百濟笛ハ、讀テクダラブエト云ヒ、又百濟横笛トモ稱ス、推古天皇ノ時、百濟始テ樂人ヲ貢シ、大同ノ時、既ニ雅樂寮ニ百濟横笛師、百濟横笛生アリテ、高麗新羅諸部ト相並ビ、時ニ之ヲ宴饗ニ用ヒ、又天長中、和邇部太田麻呂ヲ以テ、百濟笛師ニ任ゼシコトアリ、以テ當時盛ニ行ハレタルヲ知ルベシ、其器今亡ビ、譜モ亦傳ハラザレバ、聲調ノ如キ、固ヨリ攷ルニ由ナシ、

名稱

〔天文本倭名類聚抄 四音樂具〕高麗笛　唐令云、高麗伎横笛、高麗笛、俗云古末布江、

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕按唐六典、大樂令設二十部之伎一、五曰高麗伎、注具列所レ用樂器一、有二横吹一、通典載二高麗樂工人服器一略同、而横吹作二横笛一、

〔倭名類聚抄 四管音〕篴　兼名苑注云、篴、以灼反、今案所謂高麗(麗下當レ補二笛字一)用二此字一歟、和名古萬布江、除二吹處一而六孔之笛也、

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕按毛詩簡兮傳云、簫六孔、廣雅云、簫有七孔、是計吹孔與不計之異邪、抑其所見不同邪、今不得詳也、說文、周禮注、爾雅注、皆云三孔、與此所云異、○中略按禮記明堂位云、土鼓、蕢桴、葦簫、伊耆氏之樂也、文王世子云、秋冬學羽簫、少儀云、笑簫、其執之皆尙左手、仲尼燕居云、夏簫序興、周禮云、笙師掌教龡竽笙塤簫篪篴春牘應雅、簫師掌教國子舞羽龡簫、籥章掌土鼓豳簫、毛詩簡兮云、左手執簫、賓之初筵云、簫舞笙鼓、鼓鐘云、以簫不僭、左傳宣八年、及禮記檀弓云、萬入去簫、是簫漢國樂器自古有之、以爲高麗笛、非是、當以舊本○天文本引唐令高麗伎横笛爲是、又按管簫古單作簫、說文云、侖樂之竹管三孔、以和衆聲也、是也、後人從竹、與書僮竹笘之簫混無別、

〔釋名七釋樂器〕簫、躍也、氣躍出也、

〔爾雅中釋樂〕大簫謂之産、簫如笛、三孔而短小、廣雅云七孔、

〔類聚名義抄八竹〕高麗笛コマブエ　簫音樂コマブエ　簫　簫俗

〔伊呂波字類抄古雜物〕高麗笛コマブエ中六下口、謂之笛孔、干五上夕　伎横笛　簫已上同

〔易林本節用集古器財〕高麗笛コマブエ

〔和爾雅五樂器〕簫コマブエ、言高麗笛也、除吹處有六孔、又有三孔者、

〔東雅七器用〕笛フエ○中略　簫讀てコマブエといふは、其始高麗より傳はりし故なりと見えたり、

〔倭訓栞中編古八〕こまぶえ　狛笛の義、倭名抄に簫を訓せり、唐令に高麗笛と見ゆ、

〔教訓抄八〕狛笛又伎横笛、又簫、

〔體源抄五〕高麗笛　又作狛笛

〔空穗物語藏開上〕中納言まむざいらくおれかへり〳〵まひ給、三のみこ、いたくわらひ給て、みこたちがくを、こまぶえにふき給、

〔源氏物語六末摘花〕おとゞ例のき、すぐし給はで、こま笛とり出給へり、いと上手におはすれば、い

とおもしろうふき給ふ、

名所

〔簾中抄 下 音樂〕笛のあなの名

干　五　丄　夕　中　六　下　口

こまぶえも、このまゝ、

傳來

〔續教訓抄 十一上 吹物〕高麗笛

昔推古天皇ノ御時、初テ高麗國ヨリ、舞師樂師等ワタル、其後大唐高麗共ニ奏シ、左〇唐樂右〇高麗樂相對シテ、朝家ノ吉事ニ召仕ルヽ也、

〔歌儛品目 三 八音紀原〕狛笛〔中略〕推古帝ノ時、初テ樂ヲ渡シタルト雖モ、允恭帝ノ御時、新羅ヨリ、樂人ヲ貢シ、欽明帝ノ御時、百濟樂人ヲ貢セシカバ、定メテ此時ヨリヤ、此笛ハ傳ヘタルニヤ、然ルニ明文ナシ、

製作

〔樂家錄 十二 笛〕笛製大意

本朝所傳之笛、凡有四種、〇中略三曰、高麗笛、六孔也、此笛、高麗曲用之、〇中略巳上笛皆横吹之、〇中略

高麗笛製法 附律之圖

高麗笛者、長一尺二寸徑於尾端三分許也、第一干孔之中央、自尾端當于一寸八分一厘、第二五孔、當于二寸三分九厘、第三丄孔當于二寸九分六厘、第四夕孔、當于三寸六分一厘、第五中孔、當于四寸二分九厘、第六六孔、當于五寸、孔大、第一干孔、長二分八厘、横二分五厘、六孔長三分四厘、横二分八厘、餘準之爲次第、吹口當于八寸五分、長四分二厘、横三分五厘、節者、在于一尺四分許、施蟬及櫻皮無異儀、首以青地錦張之、



韜袋

〔續教訓抄 十一上 吹物〕高麗笛○中略 雜口傳

昔ノ狛笛ハ、横笛ノ尻ヨリ、サシ入ラル丶ホドニ、チイサカリケリ、而ニ今ノ世ニハ、事外ニ大ニナリタルナリ、

〔振吟要錄 中〕高麗笛一鞘

是東遊料也、右方樂人者、必用二鞘、是參音聲、退出音聲等、唐樂之故也、凡鞘者唯爲便儀用者也、又不用鞘、納錦袋事、尤古來之例也、嵯峨院令好狛笛給、納大唐狛笛于錦袋及瑠璃箱事、見于宇津保物語、

名器

〔拾芥抄 上末 樂器〕名物

笛

私注首書云○中略 高麗笛一管○中略 已上、承平四三定、

〔振吟要錄 中〕高麗笛名器

河内國上太子藏用明帝御物横笛、(號五落)副件横笛有高麗笛、

天王寺寶物京不見、副件横笛有高麗笛、(或云、横笛高麗笛、共號京不見、)至今世、毎年聖靈會吹之、

陸奥國會津塔寺八幡宮、藏漢竹高麗笛、(不知銘)

竹生島神寶横笛、(號小枝)副件横笛有高麗笛、

鶯丸、伊豫守義經所持也、(于時無銘)集古十種云、後京極攝政○藤原良經所愛云々、今案名字通之、故誤歟、以源義經爲本説、大神景元朝臣得此器名鶯丸、至景和朝臣傳來之、而近來彥根中將直亮朝臣○井伊得之、

青海、集古十種云、某家藏云々、

聲調

吉野山、藏王權現藏後醍醐帝御物横笛、(號七文字)副件横笛有高麗笛、

〔教訓抄 八〕狛笛(又伎横笛、又簫、唐令云、高麗伎横笛、俗云古末布江、)

後漢陳禪云、狛樂雖爲蠻夷調、周禮尙在之、(所謂四夷樂也、壹越調、雙調、平調也、)以此笛、右ノ樂○高麗樂ヲバ吹ク也、

〔體源抄 五〕高麗笛者

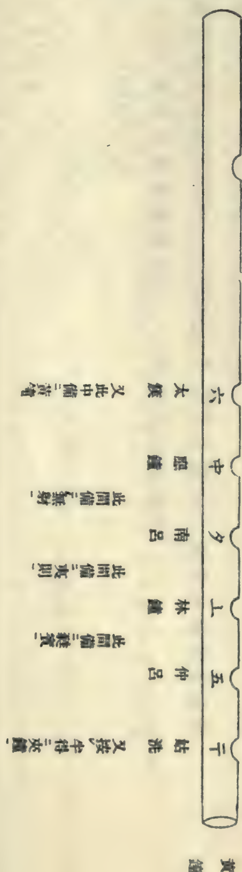
右ノ舞樂、此笛ヲ以テ吹ナリ、三音アリ、壹越調呂、雙調呂、平調律、

〔懷竹抄 横笛〕調子合法

横笛壹越調 狛笛上無調〇太笛琵琶略、下同、 横笛雙調 狛笛下無調 横笛大食調 狛笛壹越調 横笛平調 狛笛壹越調 横笛黃鐘調 狛笛雙調 横笛盤涉調 狛笛黃鐘調 横笛上無調 狛笛盤涉調 横笛下無調 狛笛平調

〔樂家錄 笛十二〕配笛十二律之圖

高麗笛七孔也、音六者、按孔一者吹口也、黃鐘者筒音 太簇、姑洗、仲呂、林鐘、南呂、應鐘、巳上七律者、各有其笛孔、黃鐘者開六夕之二孔、餘皆閉之、夾鐘者干孔按半得之、巳上九律 餘三律在兩孔之間、得之法倣于前法、〇太笛法



曲譜吹奏法

〔續教訓抄 十一上 吹物〕高麗笛〇中略 雜口傳

成通云、狛笛ハ幼兒ノ賢キヤウニ吹ベキ也、是ヲ大意ニテ、深義ニハ初學ノ笛吹ノ如未得其意、孔ノ心シラヒモ知ラズ、孔ニ任テ吹、コレニヨリテヒガコエニシラミテ、聞ニツケテ目出度ナリ、然シテ手キヽ、賢クフクナリ、横笛ノゴトク、耳ニ聞テ、孔ゴトニ心シラヒテ吹合テ吹ハ、其法ニアラズ、還テ不美也、〇中略

秘曲

成通云、狛笛ノ吹手ト、横笛ノ手差トハ、相異如水火也、而近來笙笛也、皆不分之也、偏ニ横笛ノ手差ニ成タリ云云、又云、右樂ハ其功不定、因茲詞ヲ吹乖ハ非吉、其程ヲ吉フクベキナリ、禁中ニシテ樂アリシニ、基政延章共ニ右笛、(狛笛)基政吹違テ、同詞ヲ返吹ス、延章思シメテ、基政ヲ見ル、基政其意ヲエテ、彌同詞ヲ數返吹之、三鼓打ハ時元ナリ、樂止テ、時元、基政ニ對テ、アハレ此ヌシハ非名將哉云々、コレ延章事也、(中略)

又(光時)云、右樂(高麗樂)ハ、舞人ノ舞フトコロヲ習カタメテ後、序吹ノ延タルモ、早クナリタル時ノホドヲモ、習可吹也、

成通云、右樂早マル間ニハ、難制程ヲ抑ヲモテ事トスルナリ、故ニ新鳥蘇ニハ、拍子アラズ、果所在之、コヽニテ拍子ヲ引破テ宛テ、程ヲ延ルナリ、コレヲウルハシクアテツレバ、程ノハヤクナルナリ、近來ハ此拍子無益ナリ、如流矢、程ヲ早ク吹ハ、換頭フキツレバ、程ノ早クナレバ、元ニ返ツヽ換頭ヲバ末ニ成テ可吹也、譜ハ博雅、南宮、(貞保親王)濟政等ノヲ被用也、

〔振吟要錄 中〕高麗笛譜者、被用南宮譜、(貞保親王)長秋卿、(源博雅)譜、贈從三位濟政譜等之由、見體源抄、雖然今世不傳是等譜之間、以基政譜、(大神)爲正本歟、

基政譜者、大治二年九月廿一日、新院狛笛譜可撰進之由被仰下云云、隨玉手公延師說、基政自筆注之由、見于件譜、

〔敎訓抄 八〕狛笛

秘事者　納序　古彈　待拍子　高麗調子　狛犬　吉簡

〔振吟要錄 中〕興福寺住僧圓賢(尾張得業)語云、公賴雖究高麗樂、未習古彈曲、然間長元年中、高陽院歌合、右方(高麗樂)人爲遂所願、參住吉社之次、濟政卿謁公賴、談高麗樂之事、乃時公賴云、古彈師說未傳、今日可申請者、彼卿云、尤可然、但忩忙無暇、不能委授、以此譜可覺、即授自筆譜于公賴、公賴云、猶可承師說、仍

彼卿吹數反、公頼雖留其音於耳、眼不見文字、久送多歲、未遇賢友、而後謁圓賢、聞之、其音節與濟政卿說無相違、爰公頼明譜說矣、以彼卿譜、傳于男公延了、

敎習相傳

近來古彈之事、享保十七年正月十八日、舞御覽、右方笛、一者太秦昌倫宿禰奉仕、有勸賞、讓賞男昌春、敍從四位下、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事〇中略

高麗樂師四人横笛師莫目師箜篌師儛師〇中略

右依舊爲定、餘皆停止、〇中略

大同四年三月廿一日〇中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事減一百五十四人、定一百人、〇中略

高麗樂生二十人減二人、定十八人、

横笛生四人不減〇中略

嘉祥元年九月廿二日

名人

〔體源抄五〕光時云、狛笛有稟承者、公光公延兄弟ナリ、公光出家法名公蓮也白河院狛笛ノタエナンズル事ヲナゲカセ給テ、公滿ヲ博定ガ師トシテ、博定ニ傳ヘラルヽ間、在〇在恐左誤京近鄕ノ小宅ニ、胡蝶急ヲ吹ク者アリ、公滿コレヲ聞テ、有骨法、公滿云、此樂習アリテ吹ヨトイヒテ、聲ヲ尋テ到テミレバ、大秋院僧都中童子王童丸ガ吹トコロナリ、童見公滿聞之自稱公滿、則引入爲其師習之也、王童丸ハ延定ナリ、八幡別當賴清、以公滿爲師、之傳正清、基政ハ公延之弟子也、

〔振吟要錄中〕高麗笛師

雜載

長秋卿（源博雅）新撰樂譜奥書云、外從五位下大石岑良、大篳篥爲業、其外亦横笛笙高麗笛等、並其師、傳習皆得道、其子左衞門尉富門令受父業、傳横笛篳篥高麗笛云々、

中古以來、於高麗笛者以玉手公頼口傳爲正說歟、三五要錄新鳥蘇換頭條云、夫公頼者、不恥上古之伶人、於高麗樂者深得其意、所傳習花實相兼云々、又明暹笛譜云、以玉手氏口傳爲指南許也云々、以之案之、管絃共以玉手氏口傳、可爲正說者也、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

高麗樂器一具（○中略）

横笛二口（○中略）

寶龜十一年十二月廿五日

〔歌儛品目〔三〕八音紀原〕狛笛（又高麗笛ニ作ル、高麗ノ樂曲、此笛ヲ以テ奏スレバナリ、○下略）

〔續敎訓抄〔十一上〕吹物〕中管者又名歌笛（○中略）

近來ハ此笛ヲ不用シテ、狛笛ニテ東遊ヲバ吹ナリ、

〔振吟要錄〔中〕〕東遊譜

以基政譜（大神）爲正說、是譜尤高麗笛之手也、文化臨時祭御再興之時、以是譜改正被仰下也、

○按ズルニ、文化十年三月十五日、石淸水臨時祭ヲ再興ス、蓋シ此事ヲ斥スナリ、

〔殘夜抄〕樂器には八のしなあり、金石絲竹匏土革木なり、（○中略）竹、（○中略）三には篇これ又なし、

○

百濟笛

〔享祿本類聚三代格〔四〕〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事（○中略）

百濟樂師四人（横笛師、箜篌師、莫目師、儛師○中略）

右依舊爲定、餘皆停止、(〇中略)

大同四年三月廿一日(〇中略)

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事(減一百五十四人、定一百人、〇中略)

百濟樂生廿人(減十三人、定七人、)

横笛生一人(不減、〇中略)

嘉祥元年九月廿二日

〔日本書紀(十九欽明)〕十五年二月、百濟(〇中略)別奉勅、貢樂人德三斤、(〇下略)

〔續日本紀(十一聖武)〕天平三年七月乙亥、定雅樂寮雜樂生員、(〇中略)百濟樂二十六人、(〇中略)樂生並取當蕃堪學者、

〔三代實錄(十一清和)〕貞觀七年十月廿六日甲戌、雅樂權大允外從五位下和邇部(〇部原脫、今據類聚國史補、)宿禰大田麻呂卒、大田麻呂者、右京人也、吹笛出身、備於伶官、(〇中略)天長初任雅樂百濟笛師、尋轉唐横笛師、

古事類苑

樂舞部三十一

笙 竽 簫 併入

笙ハシヤウノフエト曰ヒ、又單ニシヤウトモ稱ス、往昔西土ニ於テハ、器ニ大小アリ、簧ニ多少アリト雖ドモ、本邦ニ用ヰル所ハ十七簧ノミ、其本邦ニ傳來セシ年代ハ詳ナラズ、笙ノ器タル、木ヲ刻シテ匏トナシ、牛角ヲ蓋ト爲シ、孔ヲ鑽リテ管ヲ插ミ、圜ヲ以テ之ヲ束ネ、味以テ氣ヲ納レ、腳ニ半竅ヲ開キテ簧ヲ施シ、上ニ山口ヲ開キテ氣ヲ漏シ、以テ律呂ヲ調シ、清濁ヲ分ツ、凡ソ竹音ノ屬ハ、其孔ヲ按ズレバ聲ナク、其孔ヲ發ケバ聲アルヲ常トス、然ルニ笙ハ其孔ヲ按ズレバ、呼吸ノ氣、山口ヨリ出デ、其簧ヲ鼓動シテ、聲始テ發スルナリ、管ハ通計十七ニシテ、其名ヲ千、十、下、乙、工、美、一、八、也、言、七、行、上、凡、乞、毛、比ト曰フ、但シ也毛二管ノ簧ハ、今傳ハラズ、凡ソ笙ハ六管或ハ五管ヲ合セ吹ク、是ヲ合竹ト稱ス、卽チ和聲ナリ、故ニ簧ニ主從ノ二音アリ、乞、一、工、凡、乚、下、十、美、行、比ノ十音ヲ主トシ、其餘ヲ從ト爲ス、例ヘバ乚音ヲ奏スルニハ、乚管ヲ以テ主トシ、七、行、八、上、千ノ五管ヲ從ト爲スガ如シ、餘ハ推シテ知ル可シ、諸樂器ノ中ニ於テ、笙尤モ機巧精緻ヲ窮ム、故ニ其名器ニ至リテハ、往々價米千石、或錢二萬貫ニ抵ル者アリト云フ、

竽ハウト云フ、笙ノ大ナル者ナリ、三十六管アリ、其中汙空ニシテ簧ヲ受ク、故ニ竽ト名ヅクト云フ、本ト西土ノ樂器ニシテ、其名東西二大寺ノ資財帳ニ見エタレバ、奈良ノ朝ニハ已ニ

傳來セシヲ知ルベシ、而シテ其器今亡ビ、譜モ亦傳ハラズ、聲調ノ如キ、得テ攷フ可ラズ、

簫モ亦西土ノ樂器ニシテ、セヲノフエト曰ヒ、單ニセウトモ稱ス、竹ヲ編テ之ヲ作リ、木ヲ以テ帶ト爲ス、器ニ大小アリ、管ニ多少アリ、十三管ヨリ、二十三管ニ至ル、其本邦ニ傳來セシハ、蓋シ奈良ノ朝ニ在ラン、今傳ハラズ、惜ム可シ、

名稱

〔倭名類聚抄 四管絃〕笙 匏附 簧　釋名云、笙音生、俗云象乃布江、竹之母曰匏、薄交反、俗云都保、以瓢爲之、横施於管頭曰簧、音黄、俗云之太、以竹鐵作之、今案有十七管、

〔段注説文解字 五上竹〕笙十三簧、蒙上管樂而言、故不云管樂也、大鄭周禮注曰、笙十三簧、按廣雅云、笙十三管、亦每管有簧也、象鳳之身也、笙正月之音、物生、故謂之笙、白虎通曰、八音匏曰笙、匏之爲言施也、在十二月、萬物始施而牙、笙者大簇之氣、象萬物之生、故曰笙、釋名曰、笙生也、象物貫地而生也、按禮經東方鐘磬謂之笙、鐘笙磬笙、猶生也、東爲陽中、萬物以生、是以東方鐘磬謂之笙也、初生之物必細、故方言云、笙細也、竽大笙也、故竽可訓大、大者謂之巢、小者謂之和、見釋樂、孫云、巢高大、和小笙、鄉射記曰、三笙一和而成聲、三笙謂大者、一和謂小者也、从竹生、列管故从竹、正月之音故从生、舉會意、包形聲也、韵會本無聲字、爲長、所庚切、十一部、古者隨作笙、通典曰、出世本、

〔釋名 七釋樂器〕笙生也、象物貫地而生也、竹之貫匏、以匏爲之、故曰匏也、竽亦是也、其中汙空、以受簧也、簧横也、於管頭横施於中也、以竹鐵作於口、横鼓之、亦是也、

〔白虎通 一禮樂〕八音者何謂也、○中略 匏曰笙、○中略 匏之言施也、在十二月、萬物始施而牙、笙者太簇之氣、象萬物之生、故曰笙、有七政之節焉、有六合之和焉、天下樂之、故謂之笙、

〔類聚名義抄 八竹〕笙 音生 シヤウノフエ

〔伊呂波字類抄 志雜物〕笙 シヤウノフエ、樂器、女媧作之、千、十、下、乚、工、美、一、八、也、言、七、イ、上、九、骨、毛、比、謂之笙管、

〔下學集 下器財〕笙 シヤウ 女媧造之

〔易林本節用集 不器財〕笙 フエ

〔和爾雅 五器用〕笙 シヤウノフエ　管 クダ　匏 ツボ　簧 シタ

名所

〔教訓抄 八〕答、笙、(中略)○隨笙、隋代始

〔續教訓抄 十一上 吹物〕笙　鸞翼　鳳音　鳳哀　懸匏　孤篠

〔歌儛品目 三八音紀原〕鳳笙 唐ノ卓英々ガ詩ニ、頻倚銀屏理鳳笙ノ句アリ、文選潘安仁ガ笙賦ニ、基黃鍾以舉韻、望鳳儀以擢形、寫皇翼以插羽、摹鸞音以厲聲ト、李善注曰、說文笙十三簧、象鳳之身揚起也、列管以象鳳翼也、列仙傳、王子喬好吹笙、作鳳鳴、鸞鳳之類也、故通言之ト、鳳笙ノ名、因テ起ル所ナリ、　隨笙 前漢律歷志註ニ、應劭曰、世本ニハ、隨作笙トイヒ、隋音樂志ニハ、女媧之所作也トモ見ヘ、又或曰、隨ハ女媧之臣也トミヘタリ、是此名ノ原始ニヤ、

〔文選 十八音樂〕笙賦　潘安仁

河汾之寶、有曲沃之懸匏叔交焉、(中略)濟曰、曲沃地名、匏瓠瓜之類、可以爲器者、曲沃之地在河汾間、其中所寶者懸匏、可爲笙底、匏有蔓生、皆附木、故其實懸蔓而下、鄒魯之珍、有汶陽之孤篠小焉、善曰、漢書晉國有鄒縣、有汶陽縣、戴凱之竹譜曰、篠出魯郡、堪爲笙也、(中略)若乃緜蔓紛敷之麗、浸潤靈液之滋、隅隈夷險之勢、禽鳥翔集之嬉、固衆作者之所詳、余可得而略之也、(略)○註徒觀其制器也、則審洪纖、面短長、剸力結生幹幹、裁熟簧、善曰、周禮曰、審曲面勢、以飭五材、鄭司農曰、審五材曲直方面形勢之宜、剸割也、銑曰、洪大纖小也、則揉也、則使直也、幹竹莖、新竹、故云生也、簧以熟漏爲之、故云熟簧、設宮分羽、經徵列商、泄五臣本作渫之反謐、密厭於頰焉乃揚、(略)○註管櫕羅而表列、音要抄而含淸、各守一以司應、統大魁以爲笙、善曰、長門賦曰、擊幼要而復揚、言其箸各守一、以主相應、統摠也、鄭玄禮記注曰、魁猶首也、大魁匏首、插定所也、○中略基黃鍾以舉韻、望儀鳳善作鳳儀以擢形、(略)○註寫皇翼以插羽、摹鸞音以厲聲、(略)○註如鳥斯企翾翾許緣歧歧、(略)○註明珠在味、晝若銜若垂、善曰、味亦喙也、音晝、翰曰、味笙觜也、飾以明珠、如口銜之、又如垂之也、修檛都瓜內辟、闢餘簫外逶、音威、善曰、修檛長管也、辟開也、餘簫衆管也、逶逶迤漸邪之貌、○下略

〔壒囊抄 二〕人心大ナルヲタイクワイナルト云ハ、何字何ナル心ゾ、大魁ト書也、強チ氣大ナル許リ可云非、諸事ヲ一身ニ集メ、智分才覺兼タルヲ可云ニヤ、(中略)○又笙竹立所ニ十七竹根續入ル、穴アリ、並ベタル所ヲモ大魁ト名ヅク、ニギル所ヲバツボト云、坪ノ頂キノ名也、常ニハ牛角ヲノベテ作ル、是モ數竹ヲ集メ束タル故ニ名クル也、笙竹ヲバ竽ト云、吹所差出タル口ヲバ味ト云、形ヲ鳳

凰ニ像レバ口ヲモ鳥觜ニ擬ヘテ云也、常ニ握ル所ヲ管ト云ハ、俗云付也、本名ニハ非ズ、此大魁ノ義ヲ以テ人ヲ云ヲモ、アマタヲ兼タル名トハ心得給ベシ、

〔歌儛品目〕器具名稱四 笙

所名　匏ツボ（註略○）　頭カシラ（中略）按ズルニ、漢土ニテハ母トイヒ、又大魁ナドミヘタリ、○中略　臀（註略○）　咮（註略○）　管（口遊ニ、笙笛管トアリ、竹ナ斥スノ辭トキコユ、文選笙賦ニ、越上筩而通下管トアリ、李善注ニ、筩斷竹也ト、管又筩トモ云ベシ、）　大竹　小竹（中略）文選笙賦ニ、脩樋內辟トミエテ、李善ガ注ニ、脩樋長管也トイヘルハ、大竹ノ事ナルベシ、　根纏（竹管ノ下ノ、匏中ニ插ミ入ル所ノ名ナリ、須宮禮樂疏、管以黃楊爲脚、脚內旁開半竅施簧ト云、脚ナル者卽是ナリ、）　屏上ビヤウシヤウ（中略）笙賦、脩樋內辟ト、書叙指南ニ、內辟穴曰屏上ト云モ、此屏上ノコトナルニヤ、須宮禮樂疏曰、凡竹音之屬、吹者按其孔則有聲、笙獨不然、發其孔則無聲、惟按其孔、則呼吸之氣、從山口出、鼓動其簧、而聲始發耳、山口高下各有定度、　帶（註略○）　衛（註略○）　蠟（註略○）

〔續教訓抄〕五常樂

信綱此說ヲ按ズルニ、破ヲモ只拍子ニ吹出セバ、急ヲモ只拍子ニ吹出歟、時元ガ笙ニ吹ケルハ、小竹ヲ拾テハ、大竹ニテトヽノヘテ、ヤウ〳〵吹ケルガ、目出タカリケルナリ、

〔續教訓抄〕吹物十一上 鳳笙中略○

竹穴名者

千比　十毛　下无　乙凢　工上　美行　一七　八言　也也　言八　七一　彳美　上ユ　凢乙　乞丁　毛十　比千（從端組笛起順計之）

又斗ト此兩竹ハ未此朝へ傳ヘズ、又此竹ノ中ニ、シタナキ竹ハ、也毛ノ兩竹ナリ、是ニ麝香ヲバ入ルナリ、

〔續教訓抄〕吹物十一上 當時伶人ノ用キル所ノ答笙ハ、漢朝ノ所造、黃帝ノ御世ニ作リ出セリ、而ヲ我朝ニ傳來ルコト、何ノ御トキトシルセルモノナシ、推古天皇ノ御時、樂人ワタリ、聖德太子此道ヲヒロメ給シカドモ、笙トイフ事ミエズ、文武聖武兩帝ノ御時ゾ、笙ヲ以テ樂ヲ奏シタリト云フ事ハミエテ侍ル、○中略

傳來

笙我朝傳來事

製作

大同四年三月廿一日格條ニ云ク、定雅樂雜樂師事、唐樂師十二人、內答笙師一人云々、

嘉祥元年格條云ク、應減定雅樂雜色生二百五十四人事、答笙四人云云ト、

國史云、文武天皇大寶二年正月癸未、宴群臣於西閣、奏五常樂太平樂、

聖武天皇天平七年五月庚申、天皇御北松林、奏唐幷新羅樂、

今案、唐國樂有笙、以之推之、笙工渡我朝事、已在天平之比歟、推古天皇之時、吳樂無笙歟、

仁明天皇ノ御時、音樂我朝ニサカリナリ、掃部頭貞敏、及ビ大戶清上等ノ輩記ニノセズ、誰人傳之ゾヤ、但嘉祥四年格ニ云ク、笙師四人トイヘリ、然者ウタガフベカラザル事ナリ、

〔續教訓抄〕十一上吹物　答笙〇中略　笙長一尺八寸　圍七寸　管十九今十七　簧笙中舌也〇中略

立舌作法

爪調、也ノ音ノ舌ヲモテ千ノ竹立、千ノ音ノ舌ヲモテ八ヲ立、八ノ音ノ舌ヲモテ上ヲタツ、上ノ音ノ舌ヲモテ言ヲタツ、言ノ音ノ舌ヲモテ比ヲ立、比ノ音ノ舌ヲモテ七ヲ立、七ノ音ノ舌ヲモテ斗ヲ立、斗ノ音ノ舌ヲモテ行ヲ立、行ノ音ノ舌ヲモテ美ヲタツ、美ノ音ノ舌ヲモテ十ヲ立、十ノ音ノ舌ヲモテ下ヲ立、下ノ音ノ舌ヲモテトヲ立、トノ音ノ舌ヲモテ乙ヲ立、乙ノ音ノ舌ヲモテモヲ立、モノ音ノ舌ヲモテ凢ヲ立、凢ノ音ノ舌ヲモテ工ヲ立、工ノ音ノ舌ヲモテ一ヲ立、一ノ音ノ舌ヲモテ乞ノ竹ヲ立ナリ、

以微音舌次第立大音舌竹置錘爲快調也、

調作法

先管ヨリ竹ヲスク、但長竹ヨリコレヲスクベシ、塗于青石脂畢、差本績蠟ヲ立管、但短竹ヨリ立ベキナリ、次ニ圖ヲモテ乙ノ竹ニ合ス、横笛千ノ穴ノ音也　乙ト圖ト同音　乙ヲモテ七ヲ調フ、甲乙　又乙ヲモテ八ヲ調フ同音　七ヲ以一ヲ調フ同音　一ヲ以下ヲ調フ、甲乙　下ヲ以言ヲ調フ、甲乙　下言ヲ以十ヲ調フ、甲乙　同音也

又言ヲ以工ッ調フ、同音工ヲモテ美ヲ調フ、甲乙次ニ八ヲ以行ヲ調フ、甲乙行ヲ以乞ヲ調フ、同音又行ヲモテ凡ヲ調フ、甲乙凡ヲ以上ヲ調フ、同音但秘藏口傳云、凡ヨリ猶今微少調也、上ヲモテ十ヲ調フ、甲乙十ヲモテ比ヲ調フ、甲乙歟、本ニハ無之次美ヲモテ七ヲ調フ、甲乙歟、是モ本ニハ無之、モヲ以斗ヲ調フ、甲乙斗ヲ以トヲ調フ、甲乙トヲモテ比調、甲乙調ヘ金ノ寒温用意アルベシ、一說、鼻ヲモテコレヲ聞、如此ノ口傳シゲシトイヘドモ、委曲ニアタハズ、モ也ノ兩竹ハ、今朝舌ヲタテズ、六調子ニモチヒザル故ナリ、斗トノ二ノ竹ニヲイテハ、末代名ヲ聞コトナシ、十七ノ外ノユヘニ、況ヤ又用ルコトヲエンヤ、而異域龍吟、鳳音、鸞鏡、凫鐘、斷金、勝絶等ノ六調子アリ、件ノ調子專ラ彼四ノ竹ヲ用ト云々、

又說笙ヲ調ル次第

乙カシラトシテ、先圖ニアハス、サテ七ヲシラブ、次ニ八ヲシラブ、乙ニ七八ヲヨク〳〵シラベフセテ、次ニ七ヲモテ一ヲシラブ、其一ニ下ヲアハス、サテサイソノ八ヲモテ行ヲシラブ、其行ヲモテ乞ヲシラブ、ソノ乞ヲヨク〳〵シラベツレバ、サイソノ乙ニアウナリ、サテ次ニイヲモテ凡ヲシラブ、次ニ上凡ニアハス、次ニ十上ニアワス、次ニ下ニ千ニアワス、件ノ下ニ言ヲアワス、工ヲ言ニアワス、工ヲモテ美ヲシラブ、次ニウシロノ非ナラバ、七ト言トノアヒダノ音ニシラブルナリ、

詳上聲次第

裏竹細長穴ノ名ナリ、微太者、拜上高下長短ニヨテナリ、乞八寸三分ナリ、但シ拜上ノ下ト舌ノ上トノ條ノ長ナリ、一工凡モ乙卜下十美行斗七比言上八千也二寸、內裏蚌氣繪ノ拜上ノ寸法ナリ、也ノ竹ヨリ乞ノ竹マデ、合次第增進ナリ、也音於細太者由拜上高下也、

又云、拜上ハ太キ竹ノハ本ニアケ、細キ竹ノハスヱニアクルナリ、高舌立ミハアックヲロノキナルヲ云、工凡一下乙七行骨、

笙笛相竹ツカミ合コトナリ

千下凡乙亻乞美十上八七美亻下一亻言美七乙十八乞工美七凡亻美言行凡下七一下凡七美行八乙千七美行言美八凡亻七下七凡亻千美上十七

亻美八十凡行千七工美乞千美凡千七八比上

相竹略頌曰

塞千十上下言七一乙七八工美凡亻　亻乞上　乞凡上　一竹

師說ニ云ク、下一ノ竹ハ相竹トイヘドモ、樂ヲ吹トヂムル處ニ相竹吹、タヽク處ニハ不レ吹云々、

二氣三氣ナド信處吹ナリ、一ヲ吹ニハ下ヲ吹、下ヲ吹ニハ言ヲ吹、

笙笛舌スクロ傳

ハチテ聞クニ太ケレバサキヲトル、細ケレバ本ヲトル、太キニハヲモシヲトル、細キニハヲモシヲヌク、

サキ　モト　間

カキ上　カキ下　細ケレバカキアゲ、太ケレバカキサゲ、

管立テ吹時ノヲナリ

刀ヲ指入テ面ヘハチ、上ハチヲシスルニ、ナヲヲナリセバ、舌ヲハナチテチツギノウラヲクルナリ、吹ニヲナリスレバ、本ヲウチヘヲス、一竹ノヲナリニハ、中ニヲモシヲヲク、シラブルトキ、フトクテアワヌニハヲトキコエ、ホソクテアハヌニハチトキコユ、

〔體源抄　一〕答笙

竹十九、今十七、猶以十五ニナル也、但竹バカリハ十七在レ之、舌ハ簧帶口管、平聲ハ九寸一分、或九寸二分ニアクル、以レ是準レ之、餘竹ヲ次第ニホソキニ隨テアクル、但不同也、毎レ笙相替歟、然者隨レ聲テアクベシ、

私云、竹ノ太細ニモヨラズ、又スアイノホソキニモヨラズ、聲ノヒヾキニ依テアクベキ也、習ノ外ナルベシ、

〔樂家錄 十瓜笙〕笙匏圖○圖略

本朝所用者、惟十七簧之笙、而不聞古來有十九簧十三簧者、且與禮樂疏所記法、或亦有小異、不可不知焉、

製笙之大法

製笙之法、用寒谷所生之小竹圓周一寸二分許、先定竹節數、截之而以錐通中去皮、或作木目、附色而撓直之、而乾之、經二三箇月而製之、其法先作鏡、設受管之孔、而削管末建于鏡孔、能削合之、而削竹內施根、而傍開孔、次開屛上（中華書謂之山口）而後作頭以鏡蓋之、頭有吹口、（漢朝本以匏爲頭、以木爲頭者、後世之事也、本邦不自古用匏、）而以金爲帶束之也、

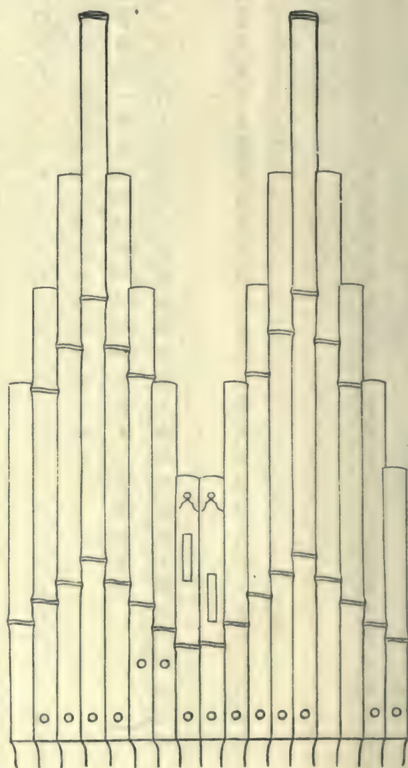
笙管長短法

本朝笙管、大小不定、大者一尺五寸、小者一尺一二寸、（是以九管之長言之、尤除根、）其間大小不一、近代製之者、皆摸古管、故十七管之長短、亦據于古圖耳、而無定法、今私定長短之制法、其法先定几管之長（千管同之）而三分之、取其一分以爲十管之長、次又三分几管之長、取其二、復三分之、而以其一除几管之上、以爲乙管之長、（美上乞管之長亦同、）次千管之長、九分之、取其五分、以之除乙管之上、以爲下管之長、（一行毛管亦同、）次千管之長、九分之、而取其四分、以之除下管之上、以爲十管之長也、（八上比管亦同、）

几管工管具長可同、然及奏樂、自外見之、則几管如短、故一分井可長作之、是亦其一法也、

竹節之定數

几鳳笙者、竹節有定數、几管工管者三節也、下乙美一行上乞毛之八管者、各二節也、（或下一行毛之千、四管者、用一節、）十八也言七比之七管者、皆一節也、（已上十七管）



通中去皮附色之法

定竹節數截之了、以錐通中、(錐者、用三角錐) 次去皮、(以小刀擽之也) 次少削節上圓之、次以針爲禾目、或以砂磨之、亦或有不爲禾目也、次以石灰煮竹、(是爲不蠹也) 又以蘇枋或紫檀煮之附色、(其色赤) 欲黑色者加五味子、一法自始以泥煮之、(其色黑赤) 共經二三月而截之、

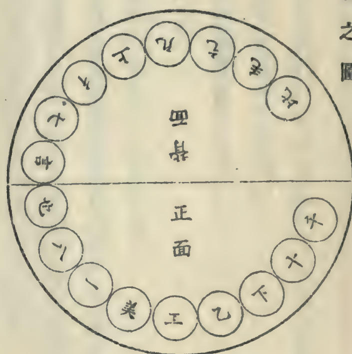
撓竹之法

撓竹用火撓之、別無子細、○中略

作鏡及切合竹之法 ○圖略

以水牛角爲鏡、(或名蠹) 其形圓、而厚二分許也、徑隨笙之大小、大凡大者二寸四分許、小者二寸二分四五厘也、除外邊一分許、計其中周圍十八半分之、而開十七孔、(九管與工管、正向立、因於開端之孔、有故實、詳于下) 以一分半爲缺處、

鏡之圖



此朱引之角、吹口之中通、而當于工管前也、頭亦於此處少彫入之、正面背面之圖、見于禮樂䟽、自千管至于也管爲正面、自言管至于比管爲背面、

切合十七管之法、先几管與工管向立、而自几管至于缺處列三管背面方也自工管至于缺處列四管正面方也管數不同、故缺處可太偏、因鏡開孔時、正面四穴者縮其間開之、故切合竹、亦正面四管者大削之、背面三管者少削之、几削之、兩邊皆殘節端、故每節當于隣管之上、

千比之二管者删一方也、比管右千管左也、是一方有缺處之故也、也言之二管者删兩方、

十下乙美一八七行上乞毛、此一管者删兩方、然上邊外見處者不删之、十下乙七行上之六管者、不删上邊右旁、美一八乞毛之五管者不删上邊左旁也、

几工之二管者、至于上邊、兩方共不删之、是此二管者、其長最長而上邊左右皆見故也、

几切合管、則以小刀擽之、用銜平正之、○中略

根之製法本名脚、本邦謂之根、

根者別以小竹作之、施于每管之下、先每管之中、删之納小竹、以漆貼之、根直則不便于建管以少屈爲於善、向內方、

管

根

如此除上五分許之間、外切欠之、而下二分許之間、

以木塞竹中之空處（以糊貼之）其形如此、



而根端作圓、外邊作斜、已上皆漆之、以梨地粉等粧之也、根長皆不均、乞管最長、其長一寸四分、千管最短、其長一寸一分也、餘管次第此間爲長短、其次第乞一工凡乙下十美行七比言上八千也、毛管者不施簧、故不切欠之、長均于十管、也管亦雖無簧、而如餘管切欠之、特塞氣通之孔、以漆貼之、

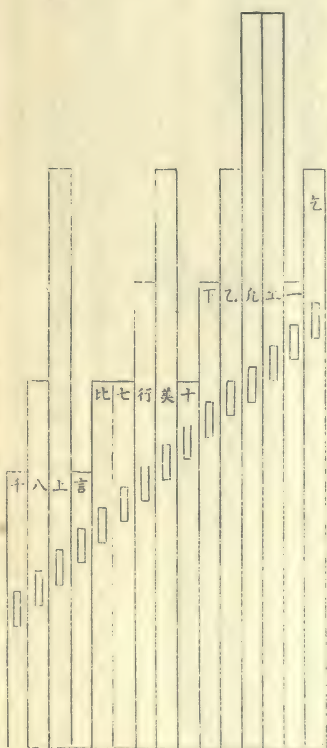
開官孔之法（是按指之孔也）

凡笙管孔以徑七厘許爲善、七行二管者、自管本一寸二分上開之、餘十五管者五分上開之、但下乙二管者於向內方開之、比管者於腋方開之、而此三管孔之廻少窪之、不然則及按之指難當也、比管者以人指背按之、作孔可計之、餘十四管者於竹外面開之、而不用窪孔邊也、也言二管於管面別開、如屛上穴、長六分、橫一分二三厘許也、四隅有角、（但〻也管者自上一寸二分下開之、言管者自上七分下也、此穴名未詳之、）

開屛上之法（本名山口、曰屛上者、本朝所稱也、）

屛上者、每管於向內方開之、橫一分二三厘、長每管皆異、自是息通而成聲音之孔也、孔之高下、未考爲

屛上高下次第圖



定法者、今量其大抵姑記之、乙管者七寸二分上開之、其長一寸二分也、千管者一寸六分上開之、其長三分也、餘管次第此間、爲高下爲長短也、高自千管、當于每管四分上平、長自千管、至于每管七厘強平、是記其大抵耳、難爲一定之法、如何者雖據于右法開之、而或與簧不相應、而有聲不發、然則改開之、或亦別屛上之下穿小穴、自是發聲亦有之、

〔南留別志五〕笙の山口を、びやうじやうといふ、今の樂家にて、屛調又は評聲などかけるは、ゑらで文字をつけたるなり、凢上といふ事なり、乙の竹と、也の竹には山口なし、乙は黃鐘、也は雙調なり、此二竹をかねにして、凢上の竹より山口をひらきて、それより段々に、外の竹にも山口をあくるときは、かね違はぬゆゑに、凢上と名づけたるなり、今の笙は形長くなりたるゆゑ、乙の竹にも山口をあけたるなり、乙の竹を長き限とし、也の竹をみじかきかぎりとして、乙のなかばを行の山口とし、乙と行とのなかばを凢の山口とす、凢のなかばを上の山口とし、凢と上とのなかばを、十の山口とし、也の竹に吹きあはせて見るなり、

〔樂家錄四十笙〕製頭之法

頭者以櫻作之、或用檜、徑同于鏡大、高九分、徑以其八分爲高也、彫內洞之厚一分五厘、於底厚三分許也、別作圓木建于中、謂之心木、大與頭中迴之空處三分許也、而以鏡爲蓋、心木上下以漆能貼之、亦穿鏡上、以木釘貫心木固之、而附吹口、全體衣布漆之、極令堅實、以梨地或蒔繪爲粧、吹口以銀張之、前面及孔中、至于頭之際、皆張之、外邊一分許間亦張掛之、金厚九五厘許乎、

頭及吹口之圖〇圖略

頭之形下漸小、而下角圓之、其形如鳥頭爲善也、於底兩邊漸删之、因於中間自爲高筋也、但此筋在于吹口之通、是吹口前面之圖也、長九分鏡徑取其六分、橫用三分也、孔大無定式、大抵九分口長、以其三分爲長、橫半之、

帶之製法

帶者、金管建于頭、而撿束中腰者也、以銀作之、形如竹條、横厚共一分一厘許、內當于管之方平正、外圓之如竹也、節總六、其二者、在于几管工管之上、餘四節、皆隔一管、因在于十八七比之管上、

笙管成粧之法

也言千三管之管上以銀爲逆輪形

如此、逆輪長大抵八分許、但也管少短、言管少長、千管同于也管也、亦一圖皆同、又也言二管腰有如屏上孔、是亦施銀鵄目、圓木覆金襴、自裏塞孔、管端亦同、或比管亦施逆輪、然亦間有耳、用逆輪者、以帶金損管端之故也、

〔歌儛品目 三 八音紀原〕笙之和(中略)按ズルニ、笙ハ古今其製マチ〳〵ナリ、爾雅釋樂ニ、大笙謂之巢、小者謂之和、笙、郭璞注ニ曰、列管匏中、施簧管端、大者十九簧、小者十三簧トミヘタリ、隋書樂志ニモ、笙竽並女媧之所作也、笙列管十九於匏內而施簧而吹之ト、體源抄ニモ十九管ノ者アリテ、圖チ載セタリ、其簧ハ、也言ノ竹ノ間ト、比ノ下トニ二管チ加フルナリ、說文ニハ十三簧ノコトノミアゲテ、十九簧ノ者ミヘズ、文獻通考ニ、十九簧至十三簧曰笙トイヘバ、時ニヨリテ損益多少アリシコトト知ルベシ、又十七管笙十二管笙モ、通考ニ載スト雖モ、並ニコレチ俗部ノ品トス、陳氏樂書ニモ、又俗部ニ十七簧笙アリテ、云唐樂圖所傳十七管之笙、通黃鐘二均トイフ者、今當時ニ傳フルハ、此器ナルニヤ、又同書ニ、義管笙ト云者アリ、コレハ宋ノ時ニ製シタル者ト見ユレド、今ノ笙ナル者ニ近シ、其說曰、義管笙二管、十七簧、聖朝大樂所傳之笙、並十七簧、舊外設二管、不定插之、義管毎變均易調、則更用之、世俗之樂、非先王之制トイヘリ、コレ調チ改ムル時ハ、外ニ設ケタル管チ、更ラニ改メテ、其調ニ應セシムルガ爲ナルニヤ、サレバ此名チ得タルモノナルベシ、今也言毛ノ三管ハ、吹クコトチセザル者ハ、或ハ此義管ノ類ニテ、調ニ隨ツテ吹クコトチナセシコトモアルベキチ、其傳チ失ヒシコトモアリシヤト思ハルヽナリ、

〔信西入道古樂圖〕答笙



簧銜

〔倭名類聚抄 四 管絃〕笙 附匏簧 釋名云、笙、○中略 橫施於管頭曰簧、音黃、俗云之太、以竹鐵作之、今按有十七管、

〔段注說文解字 五上 竹部〕簧、笙中簧也、小雅吹笙鼓簧、傳曰、簧笙簧也、吹笙則簧鼓矣、按經有單言簧者、謂笙也、王風左執簧曰、簧笙也是也、 从竹黃聲、戶光切、十部 古者女媧作簧、蓋出世本作篇、明堂位曰、女媧之笙簧、按笙與簧同器、不嫌二人作者、簧之用廣、或先作簧、而後施於笙竽、未可知也、

〔釋名 七 釋樂器〕簧、橫也、於管頭橫施於中也、以竹鐵作於口橫鼓之、亦是也、

〔類聚名義抄 八 竹〕簧 音黃、シタ 笙舌、シタ

〔伊呂波字類抄 志 雜物〕簧 シタ、音黃、中舌也、於管頭橫施其中也、笙中舌也、

〔易林本節用集 志 器財〕簧 シタ 笙簧

〔塵袋 七〕簧ノ字ヲシタトヨム、笙篳篥ニ通ズル歟、

簧ノ字ヲバ、笙ニカギリテ、シタトヨム、篳篥ニハ舌ノ字ヲ用フル故ニ、キリクチノコエヲバ、譜ニモ舌トカク、笙ノシタノ外ニ別ニ簧エト云フ樂器アリ、其ノカマヘ笙ト同キ故ニ、カヨヒテ用フ、三十六ノ竹ヲナラベタリ、是ニ二ノヤウアリ、一ニハ竹簧、二鐵簧也、笙ノ竹ヲバ竽ト云フ、其外別ニ竽ト云フ樂器アルガゴトシ、サレバ簧モ竽モ惣別ノ同異アリ、笙ノアナヲ、ヲサネドモナルヲ竽ト云フハ、竽鳴歟トオボユル也、○下略

〔樂家錄 十 鳳笙〕簧之製法

簧之金者、用響銅、俗曰砂針、白色者爲善、 橫二分二厘、厚二厘許也、長者每管異、乞管七分許、千管四分許、餘者次第、此間、先計其大、以鏟截之、表裏及四方、皆以砥磨之、畢作小簧也、簧之大小、同于屏上之次第、 小簧者右形質製畢後、三分簧面縱畫之、又比于其三分一之三分橫、橫畫之、其圖如此、 以堅木作盤、或用金、隨于簧大許納簧彫之、按簧于此中、而認畫處、以鏟截之、上止于橫畫中、下亦少餘之、不截放之、而認橫畫處、中一行間截之、已上以釘押之可截之、 先不截放之、表面筋見之時、小簧處之裏面删薄之、尤可令平齊、而以砥磨簧面、又自裏以小刀切放之、而又以砥磨之、○中略

爲簧聲之上下法

凡簧聲者及置衡少下者也、故少上聲製之、而候聲下則刪取小簧之先、上則刪取本也、（私曰、試簧聲上下之法、左手持簧本、以右手彈可當耳而聞也、又試小簧弦弱之法、可以錐先推動而知之也、是爲可知其大概、）乞一工凡乙之五管者二律許高聲澁之、其餘者一律許高澁之也、體源鈔曰、千八上凡一乞之六管者二律高、其餘一律高澁之云々、

粘簧于管之法

粘簧用蠟、作曰燒金者、以鐵製、炙温之而傳蠟、以之傳于根之切欠而粘簧、後簧四方傳蠟、令其間實、且爲令簧不放也、次引青石、置衡而調聲、

引青石法、簧表切目如此以筆引之、用之則聲音淸和而拂息滴、且塞簧之切目、息易盈、故不止、初製時、而後數引之、又或有引于簧裏者、

置衡法、炙温燒金之先、傳蠟、以之取衡、置于小簧之先、其圖如此、聲上則多置之、下則少置之、又置衡法、有曰搔上搔下、以燒金之先、衡上如此者搔下也、亦如此者搔上也、以之上下其聲、

蠟製法

蠟者蠟與松脂當分合之、（唐蠟色白者佳也、松脂者、用不粘者、）先解松脂、後合蠟、以絹漉之用、（夏可少過松脂也、冬可少過蠟也、）

青石製法

青石者、唐金皿納水二錢、用石徐摺之、尤不可急也、摺之至于二時許則止之、覆蓋乾之、（藥入、）經二三日則乾、而復經二日許、則其色青、（色青者佳、茶色者惡、）而及用之時、復少滴水、徐摺起之用之、（唐金者用色赤、石者黑色海石也、俗所謂金竹石者也、俗傳鴻巣中有石、用之尤佳也、然終未見之、）引青石筆者、用藁屋鼠或野鼠之走毛、乃蒔繪筆也、（走毛者、背上之毛也、）用此筆則引之能傳易成功、

衡製法

衡者、以古錢一枚置火上、則如沫者發也、取之爲衡也、凡笙聲上下、皆加損衡調之、故笙師常貯之、納之用金香箱、大一寸二三分、深五六分者也、身者納蠟蓋納衡、但蓋裏少傅蠟而貼置衡於其上、

〔歌儛品目 四器具名稱〕笙

所名略〇中 簧(中略)按ズルニ、管ノ數、十七ニシテ、簧ノ施ス者十有四ナリ、也言毛ノ三管ハ、吹クコトヲ須ヒズ、笙賦ニ、熟簧、或ハ幽簧ナド稱セリ、頖宮禮樂疏曰、簧用響銅薄片、以方鋼鏟錯、使合律呂、厚薄之辨、而淸濁分焉ト云ヘリ、響銅ハ、俗ニ云サハリ也、又簧ヲバ鐵葉ヲ以テ製スルコト陳氏樂書ニ見エ、曰今民間有鐵葉之簧、豈非簧之變體歟トイヘリ、按ズルニ、鐵葉ハ能ク鏽ヲ生ズル者、又鏽ヲ生セザル製法モアルニヤ、イブカシキコトナリ、 衡(中略)按ズルニ、漢土ニハコレヲ點トイフ、頖宮禮樂疏曰、簧用響銅薄片(中略)過薄則以黃蠟瀝淸點之、依時和調、夏秋則簧蠟少淸多、冬春則蠟多淸少、點輕則聲淸、點重則聲濁、其大凡也、 蠟〇 簧ヲ管脚ニ粘著セシムル者(中略)又コノ加減ノコトドモ、禮樂疏ニ見エ、上文ニ見ヘタリ、按ズルニ、王符ガ潛夫論ニ、簧銳ニ其頭、有傷害之象、塞蠟簧、有口舌之類者、皆非吉祥善應也トコレニヨレバ、古ヨリ蠟ヲ用ヒシニヤ、又簧ノ狀モ、今トハ異ナリシニヤ可考、

器具略〇中 青石シヤウセキ 常ニハ略シテ石トノミモ云フ、磨シテ簧ニ塗ル者也、〇中略 熔〇鐵〇 蠟ヲ以テ管ノ脚ニ付ケ、及ビ衡ノ點ヲ損益スル具ナリ、以鐵造之、炙溫而用之也、

〔續敎訓抄 十一上吹物〕笙略〇中 名物等物語

或記云、昔漢家ヨリ青石三ヲ渡ス、其內下思フ石一ヲ時光ガ先祖ニ給ケルナリ、御物ノ石ハ惡クテ、此給ル石ハ、目出キナリト云リ、或人ノ談ニ云、時光公家ヨリ青石ヲ預給、青石ト云フハ、スリテ笙ノ舌ニヌル者ナリ、勅樂ノトキハ用之、死去ノキザミ、嫡男公里ニユヅリ畢、又妾ニ二男時元、訴申テ云ク、彼石大略公物ノゴトシ、御樂ノ時、若公里ノ流障リ出來タラバ、闕如ニ及カ、彼ヲ二ツニ破テ、兩人ニワカタレムト思フト云々、卽勅許アリテ、破ル處ニ三ニ破畢ヌ、其內公里二破ヲ給畢ヌ、光元ガ代マデ、傳テ持之、時元一破ヲ給ル、利秋養子時秋ガ手ヨリコレヲユヅリ傳トイヘリ、光元ガ持トコロノ二果、定テ分テ子息兩人ニユヅラム歟、公秀公直ニ相當ナリ、但シ今ノ世マデ、コレヲツタヘザル歟、

〔體源抄 四〕笙

私云略〇中 ヲモシハ上々ヲモシハ、耳白ノ錢ヲ、火ノ上ニ置テヤケバ、チイサク吹出ルヲ、カナバサミニテ取テ、コソゲヲトスナリ、中ハスヾヲキリテ、板ノ上ニ蠟ヲ少ヲキテ、其上ニスヾノカネヲ

ヲキテ、燒金ニテヲセバ、コマカニ玉ノヤウニ碎ケテ出ル也、ソレヲラウツキノ蓋ニ、蠟ヲ入加テ、集テ入ナリ、簧ノ太細ニシタガイテ可用之、

笙袋

〔樂家錄十瓜笙〕笙袋之製法

笙用袋者平常之事也、於晴御遊則不用袋、惟納于左袖中著座、堂上者著座後六位藏人進之也、淸涼殿御厨子棚被置笙、亦無袋、袋製法表錦或金襴、裏純子或織色也、縫在袋上、底以同絹別切斷者縫合之、縫皆以五色糸纏之、(或以橫五六分平織之緒縫包之)袋表與上邊端施總角緒、折返袋端掛合之、總角輪(但表總角結之輪上邊結之頭、大周圍九分許、)緒長均袋、而上下有襖、長二寸許也、(蠟皿者包絹結付之、燒金指入于笙管圍中、而入于袋也、)

名器

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具(中略)

笙六口(在笙刀)　各納夾纈袷袋

斑竹合笙一口(柒塗臺)　納袋一口(緋縹綾〇中略)

寶龜十一年十二月廿五日

〔江談抄三雜事〕名物(〇中略)　笙

大蚶界繪　小蚶界繪　雲和　法花寺　不々替　小笙

不々替爲高名笙事

又被命云、不々替是笙名也、唐人買之千石ニ買ト云、伊奈加倍志砥云介禮波、以之爲名云々、

〔拾芥抄上末樂器〕名物　笙

大蚶氣繪(オホキサキエ)(見江記)　小蚶氣繪(同)　否不替(イナカヘジ)(江談)　交麿(マジリマロ)(豐家笙)　新交丸(同)　橘皮(李部王記云、此笙、故昭宣公(藤原基經)弱冠時、爲宜陽殿笙、)　法華寺(季定三位吹後有聲價)　雲和　節亂(フシミタレ)　小笙　小唐笙　無名　菊麿　蜂丸　不置丸(光元笙)

懷丸　下腰(サゲコシ)　一管　白樺　高市　白笙(小一條笙)　太子(公定笙)　火桶(同)　茨菰(ヲモダカ)　赤笙　達智門

〔體源抄 四〕笙五管名物者

高市唐竹云々、梨地黃蒔、乞竹本根續ノキハチソギツク、口金無之、ホリクボム、

幾佐氣繪唐笙、比竹ノ本ニ、樺裝束一寸餘有之、口ノ面ニモ、ホリモノアリ、

白樺寸法節付如此、唐竹也云々、工竹ノ裏ニ如此書ニ付之一、貞明三年正月造、此年號者唐ノナリ、毛竹ノ末ニ樺裝束二寸有之、蠻繪ニ牡丹唐草、地ハ梨地、蘂ハ黃蒔、葉ツルハ白蒔、口金ノアツサ、大方ノ如シ、

交丸行上行下カハル、乙八也言ノ外ハ、皆樺裝束有之、黑管、

法華寺工竹裏ニ如此注ニ付之一、貞觀八年七月廿八日持度之德金公從ニ西國西明寺一借住之、毛竹ノ本ニ、樺裝束一寸有、比竹ノ節一有之、イカケ地ノ黃蒔也、

已上、五管名物ト申傳タリ、

古今名物次第不同歟、故幸秋自筆撰之者、

大蚶界繪古　小蚶界繪古　橘皮古　雲和古　否不替古　小笙古　法華寺　達智門武家御所重代

二千石仙洞　武市古　火置當家豐原　○　太子丸同　岡崎古　蠻繪中御門殿　交丸古、伏見中納言師仲、集ニ大

唐高麗本朝三ケ國竹作之、　下腰內裏　衣冠古　白樺古　新交丸當家先祖公里作之畢　唐山名古　小唐笙古　無

名古　菊丸古　蜂丸古　懷丸古　古屋丸古　一管古　袖丸古　大唐武家御所、今內裏御物、英秋進上、　通節

同　旅寢同　本岡前同　新岡前仙洞　小笙武家御所　難波丸同　紅葉仙洞　郭公同　松風同

小唐同　關丸同　獨寢同　絲卷山科殿　橘丸高倉殿　生源寺山科殿　秋風丸同　孔雀丸武家

御物　櫻木同　唐笙同　師子丸當家　千白同雁金ト云　象丸同　寒月同　紫丸　鶯丸　新唐丸

天曆內裏　蓬萊同　鳳凰山科殿　黑几(クロボウ)花山院　變黑公里所持笙、今度武家御所、禁中へ御進上、

小唐笙、變黑ノ御返報ニ、武家御所へマイル、依御秘藏、黑管ニ夕顏ヲマキ繪ニサセラル、名ヲ管中ニ予ニ被仰下可書進上由、面目至也、斟酌旨再三申、重而直被仰下間書進之、爲家忝者也、變黑者予書入ナリ、

〔樂家錄 四十一 音樂參考器〕鳳笙

新岡崎　紅葉々　已上二管共、後圓融院御物也、〇中略

天曆　村上天皇御物也、以年號名之云々、

古唐丸　仁和寺重器也

黑几　花山院家重器也

蠻繪　中御門家重器也、亦後光嚴院御物、有言蠻繪之笙、異之乎否、

鳳凰　生源寺 一本後圓融院御物也云々　已上二管山科家重器也

樓黑　官物也、本豐原公里笙也、進之武家、後納之官庫云々、〇中略

下腰　自豐原光元至于公直所傳重器也、

千代竹　別當隆顯重器也

孔雀丸　武家重器也云々 武家名未考之

白笙　武吉重器也、燒失畢、詳見于翁丸下、拾芥曰、小一條笙也云々、

翁丸　豐原時元重器也、仁和寺大教院炎上之時、此翁丸與白笙燒失云々、

火置 一本火桶　師子丸　已上二管、豐原公定重器也、〇中略

雲和　節亂　武市　高市　岡崎　衣冠　小笙　一笙　一管　白樺　無名　蜂丸　唐笙　赤笙　二千石　唐山名　郭公　赤丸　難波丸　本岡丸　旅寢　獨寢　通節　櫻本　鶯丸　逢萊　象丸　千白 一名雁金　新唐丸　秋風丸　奈與竹 已上三十二管、詳無所載之舊記、

右所記之笙、總六十四管、古物也、今世無聞、是其爲古所稱之器者、不知何時失乎否、

近代爲斷絕之重器

大唐 豐原英秋獻禁裏云々　小唐　松風　澤瀉 或作芙莪 已上四管

右古物管四管、万治四年禁裏炎上之時燒失了、

今世所傳之重器

太子丸　二條家重器也、世言聖德太子作此笙、因名太子丸云々、亦後小松院御物有同名、異之乎否、

菊丸　近衛左大臣基熙公所傳之重器也、頭畫一重菊、又同名見于上、異之乎否、

袖下　糸卷　已上二管、山科家重器也、

二ッ帶　尾州大納言源義直卿所傳之重器也、名二帶者、作帶二之形粧之故也、

二帶　在和州高市郡多武峯、

鳳凰　豐原類秋所傳家笙也、頭畫鳳凰也、

鳳凰　太秦廣爲家笙也

孔雀　頭畫孔雀、傳聞征夷將軍尊氏公所持之器、　海棠　已上二管、狛近元所傳之重器也、

胡蝶　多忠胤笙也、頭畫蝶、

節摺　太秦廣兼所傳之家笙也、每節摺平之、因爲名、頭本畫圓、畫今家紋藤圓、

鶯丸　太秦廣厚所傳之家笙也、頭畫鶯、傳聞聖德太子御作云々、

千鳥　太秦廣賴所傳之家笙也、頭畫千鳥、

鳴子　狛近詮所傳之家笙也、頭畫鳴子、

調笙　南都右方樂人

小烏丸　太秦廣秀所傳之家笙也、頭畫烏、

念佛丸　妙賢寺之什物也、每管之裏彫附六字名號、因名念佛丸、俗曰聖德太子作、未詳之、或說六字名號、白河院御自彫之玉云々、

國軸丸　在吉野金峯山藏王權現宮寶藏、

雁金　傳聞安藝宮島有此笙云々

寶珠丸　此笙先年爲改調自田舍到來樂所之中、其管銘曰、嘉暦第一黄鐘天於上宮之巫跡作之號寶珠丸云々、未知其在所、

天川　此器在男山八幡之社務田中氏要清之家藏、聞説後醍醐天皇勅作云々、

松風　一名小松風、在北山淨德寺、頭畫松、又蓮中表記松一字矣、聞説本小松三位中將惟盛之重器也、赴于西海時、納竹生島云々、

鵄　泉州天野佳物也、頭畫鵄、

鶯丸　笙聲美希代古物也、因爲三所樂人惣巾之器、近代求得之、而加修復、頭畫鶯、而後寛文末獻禁裏也、

右古笙廿五管、今世所傳之重器也、

〔續教訓抄 十一上 吹物〕笙 略○中 名物等物語

蚶界繪ハ筒ハ七ニテ太竹ニアラズ、ソヒラカナル程ナリ、カハヘウスクタヾヒトヘヲマキマワシタルヤウニテ、箐ノ事ノ外ニ廣テ、竹ノ以ノ外ニ堅キナリ、良笙ノ相カヤウナルベキカ、

又云、堅竹ノ箐狹ヲクリタル笙トイヘリ、サキノ説ニハ相違申、

又云、大キサクエハ、下ニハ人形ノ一寸許ナルヲキザミタリ、上ニハ鳳凰ヲゾキザミタル、帳ノ形ヲバ、竹ヲノコシ、其外ヲバ、竹ノ皮ヲキサゲトリタルナリ、帶ヨリ下ハ黒クテ、帶ヨリ上ハ新シキヤウナリ、吹バ手ヨリトヒヌツルヤウニテ、竹ノ末ノハラ〳〵ト、ハタラクヤウナルナリ、其帶ハ、二寸許サガリテ廻タルガ、吹シメラレテハ、帶ノ千ノ竹ノ首ニカヽルナリ、心エテ吹べキナリ、如常笙始メ息ヲ荒ク吹入ツレバ、吹吸息ニ、鼻ヨリツメタキ風ノ入テ、吹息盡テ、フカレザルナリ、サレバ始ヲコシラヘテ吹ベキナリ、

又云、二條殿ノ小蚶界繪ハ、只刀ノサキニテカキタルトイヘリ、

江談ニ云、小蚶界繪ハ、高名ノ笙ナリ、一條院ノ御時、此フエ失畢、仍ナカタ〳〵祈請サセラル丶間、五七日アリテ、御湯殿ノシタニアリ、見付テ御覽ズルニ、空ク以朽畢、仍少々切畢、其後尚其聲美ナリトイヘリ、又云、キサケエハ、累代ノ寶物ナリ、神靈アリトイヘリ、而ニ保延四年三月廿四日、土御門內裏ノ燒亡ニ燒亡畢、

蚶界繪舌替事

堀川院ノ御時、寬治七年七月十四日、始テコレヲカヘラル、ソレヨリサキニハ、此舌カヘラレタル例、諸家ノ日記ニミヘズト云リ、上古ヨリ不改テ、古キ舌ノマヽニテアリケルガ、公里、時忠、時元等、勅ヲ奉リテ、藏人所ニテコレヲシラブ、出納ヲ召仕ト云リ、舌カハリテ後、音聲失畢ヌ、主上驚テ、此事ヲ問セ給フニ、時元敢テ左右ヲ申サズ、公里申テ云、新キ舌ノシナワザルホドノ事、吹和ゲラレナム後ハ、本ノゴトクナラムカ、コレニヨリテ、藏人等ニ給テ、イツトナク、吹セラレテ、次ノ年ヨリ、本ノゴトク、音勢出來リタリケレバ、主上、公里ヲ殊ニ御感アリケリ、其次ニ美作ヘ下向ノヨシヲ奏シケレバ、一物ナリ、船ハ慮外ノ事モ恐アリ、陸地ヨリ下向スベシトゾ、勅定アリケル、道ヲ重ク思食ス事、タメシ少ナキ御事ナリ、〇中略

禪定殿下〇藤原忠實仰ニ云、法華寺ト云笙ハ名物ナリ、此笙ノ華山供養ノ行道ニ、樂人久延ガ吹ケルニハ、笛モ全クキコヘザリケリ、件ノ笙、能筭ガ傳テ後、堀川院取テ交丸ニツクラレ畢、又云、交丸、新交丸、兩笙ミナ豐原ノ家ニアリトイヘリ、タレガ流ニツタウゾヤ、當時ハキコヘ侍ラズ、新交丸ハ、時元、和唐ノ竹ヲ以テ、交丸ヲ移シテ作之、其音太妙ナリ、殆藍ヨリモ青キ體ナリト、後ニハ傳ハラデ、中院ノ內府雅定ノ許ニアリ、〇中略

豐原利秋云ク、日吉社奉樂ノ日御供之時、列ノ人、必ズ馬上ニシテ鼓笛ヲ奏ス、ソノコエ頗ル安樂

嚨ニニタリ、時忠コレヲキクニ、笙ニ和漢ノ竹アリ、優美炳焉、仍彼ノ列ノ人ヲマネキテ、他ノ笙ニ相傳シテ、善ヲヒロヒ、惡ヲステヽ、音聲ヨク調フル唐竹アヒマジワルユヘニ、交丸ト號ス、自愛シテ不レ止、年數アリテ、門弟刑部丞(或兵衞尉)源義光ニ傳云、未ダ旬月ヲヘザルニ、挑戰ノタメニ(永保、義家歟、)義光アハカニ奥州ニ下向、時忠噬臍以テ從フ、イサムレドモキカズ、スデニ會坂ノ關ニイタリヌ、義光アヒカヘリミテイハク、汝ナンゾカヘラザルヤ、思トコロアル歟、我聞ク師ニ從テ千里ヲモトヲシトセズ、未ダキカズ、弟子ト萬程ニ赴クコトヲ、時忠答テ云ク、君ハ契約ヲナシテ、歳月已ニ久シ、タダ師弟ノ舊好ノミニアラズ、ナヲ骨肉ノ親情ノゴトシ、而ニ君萬死ノ難艱ニノゾム、歳六旬ノ頽齡過タリ、運命識リガタシ、再會何レノ日ゾ、餞別ヲ忍バズ、今來何ニヨテカ、必シモ思所アランヤ、時ニ相共ニナミダヲタル、シバ〳〵轡ヲ扣、義光重テ相謂テ云ク、傳ルトコロノ名管、ムナシク夷狄ノ鄕ニ朽ナントス、是シバラク樂府ニ留ン、若天命ヲマタクセバ返テ得ン、時忠外ニ謝シ、内ニ諛テ取テ去ヌ、

〔續世繼　七新枕〕このおとゞ(○源雅定)は(○中略)さうのふえなどすぐれ給へりける、(○中略)まじりまろといふふえをもつたへ給へり、まじりまろとは、からのたけ、やまとのたけのなかにすぐれたるねなるを、えらびつくりたるとなん、まじりまろといふさうのふえは、ふたつぞ侍なる、ときもとがあにゝて時忠といひしも、つくりつたへ侍るなり、むらといひて、いなりまつりなどいふまつりわたるものゝ、ふきてわたりけるふえのひゞきことなるたけのまじりて、きこえ侍りければ、さじきにて時忠よびよせて、かゝるはれには、おなじくはかやうのふえをこそふかめとて、わがふえにとりかへて、われをばみしりたるらん、のちにとりかへんといひければ、むらのをのこよろこびて、みなみしりたてまつれりとて、とりかへたりけるを、すぐれたるひゞきありけるたけをぬきかへて、えならずにしらべたてゝたびたりければ、よろこびてかへしえてなん侍りける、そのま

じりは、時忠がこの時秀といひしがつたへ侍りしを、こも侍らざりしかば、このころはたれがつたへ侍らん、ときたゞは、刑部丞義光といひし源氏のむさのこのみ侍りしにをしへて、そのふえを、もとよりとりこめて侍けるほど、義光あづまのかたへまかりけるに、時忠もいかでかとしごろのほいにをくり申さゞらんとて、はる〴〵とゆきけるを、このふえのことを思ふにやとや心えけむ、わがみはいかでも有なん、みちの人にて、このふえをいかでかつたへざらんとて、かへしたびたりければ、それよりこそいとまこひてかへりのぼりにけれ、そのふえをかくたしなみたれども、時元わかゝりけるとき、武能といひて、えならずふえしらぶるみちのものありけるが、としたけてよるみちたど〳〵しきに、時元てをひきつゝまかりければ、いとうれしくおもひて、えならずしらぶるやうともつたへて侍りければにや、いとことなるねあるふえになむ侍るなる、

〔續教訓抄吹物十一上〕答笙中略○　名物等物語

○○小唐笙ハフルキ名物ナリ

○○菊丸ハ、大納言隆季家ノ笙ナリ、而ヲ隆保朝臣傳テ後、不慮ニ梶井宮ニ進ストイヘリ、

○○懷丸ハ、大宮三位重家秘藏ノ笙ナリ、寸歩トイヘドモ、懷中ヲハナタズ、故ニ名トス、

下腰、一管ハ光元ガ笙ナリ、公直傳之、

○○袖丸、宇治左大臣殿藤原頼長ノ笙ナリ、几竹ワヅカニ九寸、直衣束帶等ノ、袖ノ下ニカクサレンガタメナリ、仍名トス、中略○

或記ニ云、天暦年中ニ、元興寺ノ寶藏ニ、高名ノ笙ヲ修理ノレウニウリケルヲメサントテ、義佐ガ御講經ノ座ニ候ケルニ、主上買ベクヤイナヤト、御タヅネアリケリ、義佐申テ云ク、彼ガウラント申サン、直ニ一倍シテメスベキ、ヨシ申、或請或不請云々、其名伊奈可倍須、又雲和ト云々、

○○古屋丸ハ、高野御室覺法法親王ノ御時、仁和寺ニ大先達アリ、仁仙房ト云、大峯古屋ノ宿ニテ、コノ竹ヲ

切テ、御室ニマイラス、此竹ニテツクルユヘニ、爲名事シカリ、〇中略

又云、達智門ハ高名ノ笙ナリ、此笙ノアタヒヲモテ、其用途ニアテヽ、件ノ門ヲツクル、仍此號アリ、件ノ笙ツタハリテ、太閤殿下ニアリ、今ハミヘズ、ソヒラカナル笙ノ、竹堅キナリトイヘリ、聲門孔秀、傍管、

又云、不置丸ハ、豐原光元ガフエナリ、時トシ不置之、故以テ俗光元ガ不置丸トイフ、〇中略

又云、白川院御在位ノ時、公里ヲ召テ太丸、白加波ト云御フエ二ヲ給テ、勝劣ヲ定申ベキヨシ仰アリ、公里申テ云ク、全ク勝劣候ハズ、只同程ニテ候ト申、仰ニ云、御物二ヲ持テ、政長ノ許ニ行向テ、定申シムベキト云々、公里ヲ御使トシテ、彼亭ニ向テ、此由ヲ申、政長數度コレヲ聞テ、全ク勝劣ヲワカズトイヘリ、公里何カン、答テ曰、御前ニシテ如此申ス、而ヲ猶御不審ニヨテ、ツカハサルヽナリ、時ニ政長答テイハク、天氣何レヲモテ、勝ト思食タルゾ、公里云、太丸勝テオボシメセバコソ、疑ハシメ御スラメト申、仍政長太丸ヲ勝レタルヨシ奏セシメ畢、又天氣扶合ストイヘリ、其後堀川院ノ御時ニ、公里ヲ召テ、同ク勝劣ヲ問給フ、申トコロ前ノ如シ、取々ニ一物ヲ太丸ハ偏ノ音勢ナリ、白加波ハ音勢ハ大音ナラズトイヘドモ、誠ニ物ノ中ヲ通テ清ル音ナリ、太丸ハ音勢アリトイヘドモ、白加波ニ相比ニ、白加波ノ音ハ勝テ聞ルナリト云リ、尙白加波ハ勝ト申サシムル歟、而ニ勅樂ノ時、御物其數、樂人ニ給、公里此時白加波ヲトラズ、太丸ヲ給、天氣日比白加波ヲ執ス、此時太丸タトルイカン、公里陳申云ク、白加波ハ、竹ノナラビナキ一物ナリ、仍勝ルトゾ申ナリ、但シ太丸、大樂ノタメ、音ノ善惡ヲイハズ、音勢ヲトルユヘナリ、〇中略

神祇伯仲顯云、二條殿ノ白丸ハ、極テ固キ笙ナリ、御遊ノ時給テ吹シカバ、誠ニ息カタキ笙ナリ、案内ヲシラザル人ハ、コヽノ笙トゾ志ナスヲ、實ハ唐笙ナリ、節高キ笙ナリ、節ハ廻テ同ジ高サナリ、公里云ク、時光ガ申シハ、件ノ白丸ハ、高麗ノ竹也、代ノ末ニ申アヤマリスナトゾ云ケル、

又云、武吉ツクリノ一丸ハ、修理大夫俊綱朝臣ノモトニアリ、此笙ゾ白丸ニ相似タルト云々、件ノ笙、御賀ノ借物ニテ、時忠給テコレヲ吹、其舌ヲフキヲリ畢、又時元コレヲ見テ、不覺ゲニコソミケレ、眞實ニ不覺ノ事ナリ、

二丸ハ三宮ニアリ、變黑ト云、但一所ハ尙白ト云リ、○中略

延喜五年正月廿二日御記云ク、保忠笙ヲ吹シハ、曲調頗ルナラビナシ、橘皮ト云笙ヲ給フ、此笙ハ、故太政大臣昭宣公弱冠ノ時、承和天皇仁明笙ヲナラハセ給ハムタメニ、給フトコロ也、而ニ寛平年中ニ、其名物ヲ天皇ニ獻ゼラル、所也、其後彼舊跡ヲ尋テ、宜陽殿ニテ給之云々、

〔體源抄 四〕答笙之事○中略名物等物語○中略

達智門ハ、高名ノ笙ナリ、此笙ノアタヒヲモテ、其用途ニアテヽ、件ノ門ヲツクル、仍此號アリ、古記○續教訓抄載之、

私記云、右之說眞實也、八幡殿御代ニ出現器ナリ、傳云、六七十歲バカリノ法師、此器ヲ持テ、義家ノ器ヲ御尋アルヨシ承及間、笙一管持參由ヲ申、御覽アリテ、時光ニミセラル、所勞ノ間、私宅ニテ見之テ、無雙ノ器ナリ、イカ程モ可申ニ、アタヒヲカギラズ、メシトヾメラルベシト申、仍代ヲ被尋、此法師二萬貫ナラバ、ウルベキヨシ申、義家ノ思食樣、タヤモノニアラズ、サラバメスベキヨシ御定アリテ、要脚達智門ノ爲ニヲカセラレタル二萬貫ヲ、可被渡由ナリ、然バ器ヲ進置ナリ、要脚明日取可參由申入テ去ヌ、召返シテ、サテモ此器ハ、タレガゾヤ、又イヅクヨリ來ゾト問給ヘバ、播磨書寫山ヨリ持參シ侍由申テ、歸ヌ、サテ明日モ取ニ不參、其マヽ、遂ニ要脚ヲトラズ、不思儀ノ事ナリトテ、時元ニ被仰付テ、書寫山ヘ人ヲ遣シテ、此事ヲ被尋處ニ、更ニ當山サヤウノ器ナシ、又持參僧ナシト申ス、サテハ八幡ヨリ給之ニヤト思食テ、其要脚、爲御修理、則八幡宮ヘマイラサセ給、則ウツボ丸ト號シ給テ、武勇ノ器ニ被用之、悉天下ヲ靜給、御累代ノ器トシ給ト云々、音聲スグレタリ、

二九ハ三宮ニアリ、變黒ト云々、但一ツ竹ハ尙白トイヘリ、
○中略
私記云、永正六年秋之比、將軍家一管ノ御器ヲ被召置、後ニ予ヲ召テ是ヲ見セサセラル、於御前是ヲ拜見ス、言語道斷ノ御器ナリ、奇特由申上、簧古物ニテ一向ニ不被吹試、新キヲ被立替テ、吹試度由ヲ申上、尤之由被仰、御器ヲ被下、然バ私所持簧、今度南都行元ニスカシタルアリ、御器ヲ被下、可調申歟由申上、則被出之間、私宅ニテ調之、仍竹ヲノゴハセ侍バ、字ヲホリツケタリ、能々見之者、公星秘藏ノ器ナリ、永ク家ニ傳ヘテ、失ベカラザル由書付、不思議ノ由申上ゲ、調畢テ進之、公方樣ニモ御自愛ノ由被仰下、音勢勝タルコト名物ニ劣ルベカラズ、此器ヲ先中御門大納言宗綱ミセ御申アレバ、近比ノ御器ナリ、サレドモ美ノ竹ヘ、別ノ竹ニテ色替ヨシ御申、コレガ疵ナルベキカトノ御沙汰ナリ、予ヨク見侍バ、節モ同、スアヒモ同ジ、又竹ノウラモ同フルサナリ、只面ノ色チガヒタリ、コレハ音モ同カルベシト存ナリト申上侍、爰ニ私記錄ニマサニ及見タル所アリシナリ、サレドモ率爾ニハト存、當座ニテハ不申、イカサマ名ノナキ事ハアルマジ、涯分尋可申由ヲ申上畢、是ヲ當今キコシメシ叡覽アリタキ由、内々被仰下由ヲ申上處ニ、則進上之、以外之御叡感ナリ、○中略此器者、三宮輔仁親王○後三條皇子御器變黒ナリ、竹一白シト侍、不審ナキ所ナリ、○下略

〔看聞日記〕永享二年十一月廿日、巳剋御神樂、未剋御遊云々、○中略

御遊○中略　笙
中御門宰相宗繼　呂之時器二千石、律之時豐檜、名物以二管吹之、

嘉吉三年十月廿三日、内裏へ烏丸殿より、御重寶共被進目六、　御笙二管○大柄、岡崎、○下略

〔北窻瑣談前編四〕一笙は志貴の來尊の作を最上とす、來尊の作の中にも、二ッ帶といふ笙を殊に名物とす、

聲調

〔續教訓抄十一上吹物〕答笙中略〇　甲乙之音次第

乞乙黃鐘調之音律　十卜斷金調之音呂

一丁盤涉調之音律　比也神仙調之音呂

工美鳳音調之音律　凡行壹越調之音呂

モ斗鶯鏡調之音呂　乙十平調之音律

卜比勝絕調之音律　丁言龍吟調之音律

十上雙調之音呂　美モ鳬鐘調之音律

〔歌儛品目四器具名稱〕笙

管名　千第一管、以右爲首、助聲之管、其律上下無、　十第二管、雙調、　下第三管、下無、　乙第四管、平調、　工第五管、上無、　美第六管、鳬鐘、　一第七管、盤涉、　八第八管、助聲之管、上平調、　也第九管、無音、體源抄曰、也毛施贊、則也管上雙調、毛管上無調、　言第十管、助聲之管、上上無、　七第十一管、助聲之管、上盤涉、　行第十二管、黃鐘、　上第十三管、助聲之管、上壹越、　几第十四管、一越、　乞第十五管、下黃鐘、和名抄、口遊、共作骨、　毛第十六管、無音、和名抄、口遊、共作亡、　比第十七管、神仙、

〔樂家錄十鳳笙〕鳳笙合竹

謂合竹者、非調之謂、及于奏之、各就其調別定助聲之管、以爲文、是所謂合竹也、凡合竹皆用五管與當管、而總六管、而律亦六也、然亦有六管而律止于五、或止于四者、是六管之中、有同律而倍上倍下之管者也、於行管則以四管爲合竹與行管、凡五管而律亦五也、詳擧于左、

十管雙調　下下無　八平調　上壹越　七盤涉　行黃鐘

工管上無　美鳬鐘　乙平調　几壹越　七盤涉　行黃鐘

美管鳬鐘　比神仙　千下無　上壹越　七　行

比管神仙　千下無　八平調　上壹越　七　行

右四管、合竹用五管、與當管總六管而六律也、

曲譜

下管（下無）　美（鳧鐘）　千（同律、上下無）　上（壹越）　七（盤渉）　行（黄鐘）

乙管（平調）　千（下無）　八（同律、上平調）　上　七　行

一管（下盤渉）　千（下無）　乙（平調）　九（壹越）　七（同律、正盤渉）　行

九管（壹越）　乙（平調）　八（同律、上平調）　千（下無）　七　行

（右四管、合竹用五管、與當管總六管而五律也、）

乞管（下黄鐘）　乙（平調）　八（同律、上平調）　千（下無）　七（盤渉）　行（同律、正黄鐘）

（右一管、合竹用五管、與當管總六管而四律也、）

行管（黄鐘）　千（下無）　八（平調）　上（壹越）　七（盤渉）

（右一管、合竹用四管、與當管總五管而五律也、）

當律不奪于合竹之説

凡笙聲者、用合竹六管同發聲、其律混也、而其爲主之一律、分明而不奪于他律、是制聲之妙也、今想其故何也、凡合竹者、皆用自當律上律也、律上者、其聲小而律下者、其聲大也、（大者君也、小者從焉、）以是其大者爲主、而他律不能奪之也矣、然比管千管之二者異于此、（中略）

合竹七行二管必用之説

合竹者、雖諸管更雜用之、而七行二管者、遂不除之、今考其説、十調之中、六管者從自其管相生之次第用之、而七行二管、自存于其中、除四管者、取合竹不由于相生之次第、而七行二管必用之也、蓋有說、未暇考之、因略焉、

〔體源抄 一〕一調子案譜法（〇鳳笙）

打代丁　殘代戈　移代禾　氣替代氶　次第代第　一竹代ケ　合竹代合　絶音代色　叩代卩

呂（一度ニ具放殘、如此引合也、）　医（美具合竹乙）　匚言（言具合竹乙）　厄（一度具放殘如此）　卽（火）　延引（引）

一秘事案譜

月千前　合十拾　石下礙　走乙越　口工合　白美鼻　兎一逸　金八鉢　耳也耶　手言權　具七貫　久行彩　水上淨　木

凡梵　勿乞忽　王亡望　反比斐

秘事案譜體源抄、(中略)今按ズルニ、大字ハ者文ニシテ、其竹ノ名ヲ秘スルノ一名ニ、同音ノ文字ヲ換用ルノ譜ナルニヤ、

〔歌儛品目六案譜字例〕笙

〔樂家錄十風笙〕管名及譜字無音管助聲之管

千、十、下、乙、工、美、一、八、也、言、七、行、上、几、乞、毛、比、已上十七管、但從吹口右傍缺處算之也、此中爲譜者十字也二字者無音之管也、五字者奏樂時助聲之管也、詳擧之左、

譜十字

十雙調　下下無　乙平調　工上無　美鳧鐘　一盤涉　行黃鐘　几壹越　乞下黃鐘　比神仙　已上十字、此中乞管有同音、同律、止于九也、

無音二管此章中以調名爲律名者、欲童稚易曉也、已下倣之、

也毛二管無音也、但從吹口右旁缺處數六也、禮樂號說者當于第一與第九也、體源鈔曰、也毛二管施賛、則也管上雙調也、毛管上無調云々、○中略

助聲之管五管

千上下無　八上平調　言上上無　七正盤涉　上上壹越○中略

音取及調子之譜註

笙調字之外於音取及調子用之字、凡有十四字、左解之、

合　用合竹六管之譜也

具　至于聲之半、復加奏一管之譜也、二管聲則至其餘聲、復加一管、爲三管、於奏三管聲則至其餘聲、復加一管、凡爲四管也、

丁　打字之略也、其法無異、

卩　叩字之略也、是似打而少異也、打者輕而叩者重也、

戈　殘字之略也、是止一管殘奏之譜也、假令於奏三管聲、至中間二管止、一管殘奏處用之、

禾　移字之略也、是移于他管之譜也、

禾乚　氣字之略也、是於吹延之處、繼息之譜也、二字重書者二息繼之謂也、

又　放字之略也、是放指之譜也、

扌　捨字之略也、是似放而少異也、放者不繼息、如自然放者曰捨者、必至是吹捨易息、移于他管之譜也、故譜面爲句切、

乍　是移于他管之時、不関前聲加奏之譜也、以乍吹移于他之義、謂之乍、乍和訓奈加羅

第　是次第加奏之譜也

押　是無異儀押之譜也

色　絕字之略也、吹切聲音絕之譜也、

亇　竹字之略也、是特一管奏之譜也、在于黃鐘之音取、於他調無此譜乎、

已上譜字十四、亦左舉密譜記其法示之、

乙合　乙八—戈—七具　九丁　是先備合竹奏之、而具中除四管殘八乙二管、而加具七九三管奏之、而此間打九管之譜也、

一合　七第戈———下具　是備合竹奏之、而其中関五管殘七之管、而加一、而復加下九奏三管次第具之譜也、〇下略

〔歌儛品目〕六　案譜字例　笙

案譜　合略〇中　具グス略〇註　丁ウツ略〇註　卩タヽ略〇註　戈ノコル略〇註　禾ウツル略〇註　禾乚イキカヘ略〇註　又ハナス略〇註　扌スツル略〇註　乍ナガラ

〇註、略　第シダイ略〇註　押オサユ略〇註　色タユル略〇註　亇イツチク略〇註　呂略〇註　[illegible]體源抄曰、美具乙合竹、按ズルニ二合ノ字也、下ノ亘乢共ニ同ジ、　亘註〇

略　乢略〇註　火略〇註　由略〇註　引略〇註

吹奏法

〔敎言卿記〕應永十四年二月五日、自禁裏後光嚴院御笙譜事、被尋仰下之間、如此申入候也、料紙ハ鳥ノ子唐折、高サハ七寸餘計ハ金ニテハ六調子、一帖ハ信秋自筆、拍子同之、表紙ハ紅薄樣、内々ハ權大納言忠季卿、陵王ヲ唐繪具ニテ畫圖、銘ハ淸林秘錄ト、郎宸筆ニテ被遊之、

〔續敎訓抄〕十一上吹物 答笙〇中略 名物等物語

又云、時光ガ笙ニハ、三ノ說有、一ニハ公里ニサヅクル說、常ニ云ク、春ノ柳ノ如ク吹ベシト云々、二ニハ時忠ニサヅクル說、常ニ云ク、砂ヲトリテ格子ニ扣(ウツ)ガ如ク吹ベシト云々、三ニハ侍從宰相ニサヅクル說ニヲイテハ、公達ノフカセ給ベキヤウナリト云々〇中略

又云ク、公里常ニ語テ云ク、調子ハ底ナキコトナリ、時光ニ四十年ソヒテナラフトイヘドモ、全クチカラヲヨバザルコト等ヲ、ヽシトイヘリ、又公里ガ云ク、笙ノ調子ハ廿年ニ吹得トイヘリ、而ニ時忠ハ六年ニ調子ヲバ習也、故院ノ仰ニ云ク、時忠ハヲソロシキ男ナリ、六年ニイカデカコレホドニ、調子ヲ習ケントゾ仰ラレケル、サレバ調子ハカギリナキ大事也、或秘口傳ニ云ク、笙ノ調子ヲ吹ベキコト、タトヘヲトリテアラハセリ、平調ハ鐵木如有銀枝金葉之可吹也、盤涉調ハ秋野萩女郎花如風吹敷可吹也、一越調ハ以金砂石如打金鼓可吹也、雙調ハ槇柱如欲登可吹也、黃鐘調ハ山河水如通石間可吹也、大食調ハ槇屋玉霰、叢々如雨渡可吹也、

〔體源抄〕一ノ一 一息入〇笙事

第一ニ可吹氣杖、至次辭頭まで、不絕氣シテ可吹、次句、殊忠拍子を能可執、笙ハ專不絕音吹を以テ爲大事、達者不堪以之可辨、息のたゞるきは第一の難なるべし、すゞしくいさぎよく吹べき也、大方末をば笛の頭をつかむべし、序をばことばよりさげかけて可吹之、時元云、笙ノ息は廿歲にて可定也云々、又云、息入の樣は笙のすがたに可吹之、有口傳也、

一竹移事

達シテ後可受師說、不然者無左右不可授、早傳へぬれば、くせ出來、次にいきまうけの手と云事あり、僻事、則いきまうけの手と云こと、當稽古の者にはきかする事までも不可有也、竹移といき儲の手とを、不知案內輩はまがう事あり、都以相替なり、能々可受師說、

一ウカウ事

當流之外無之、今世ニ不知可有口傳也人就中十下し九ユ一吹樣不及注、可受口傳、

一調子吹出事

音頭之笙吹出テ殘合テ息ヲ替テ後付笙、雖爲一人乃至十人以同前、就中雖爲座上於不恐之輩不替息前ニモ付之、但講演之時者、無骨聞ユ、然而不恐者けぢめ有べし、舞樂には魂有てきこゆ、尤可有斟酌、早付モ遲付モ、後の辭句ハヲツキニ吹、然者人の口まねのごとくに可吹、尤可有勇心也、

一付物事

先以音曲爲本、ゆる〳〵となやかに、さは〳〵とあざやかに、隨音可付之、而當世之輩は音よりは動ハさきになる事不可然、付物と號上者、爭カ可前立哉、縱後合ニなるともいたまず可付之、然者音を聞て付を云也、せめての事也、能々可得其心也、

一十種供養伽陀事

打任テ略シテ疊ハ二づゝあるを、始之時者四の句の終ノ合竹之句ヲ不吹之指宜テ第二ノ伽陀之時悉可吹之、段々事雖爲何度如此、

一朗詠事

隨時二反モあり、雖爲何度四の句之終の合竹、皆以可吹之、終句なきははろき也、又不吹あひ竹してふく說も有也、本儀ニハ合竹伽陀ニ一度、朗詠ニ二度可吹之、伽陀朗詠之付物、尤可相替、又合樣之付物、ゆゝしき大事也、伽陀朗詠皆相替也、

一講筵之時音取事

或云、第一段之終ニ可吹合竹之音取、次第二段ニハ一竹ヲ可音取、其已後ノ段々可吹之、南都管絃者每度ニ音取之、其モ管絃者新ニ利秋之時、始テ雖作出之、堂上堂下之伶人者、只一二段ニ不可過、此事當時不用之、雖然知ニ子細テ人ノ吹ヲ不可制也、

一絲竹次第止樂事

先有五反者、初反音通、第二反より加拍子なり、二反の終ニ止打物時、末座笙同皆次第止之、上首之笙三反の中半ニ至テ可止、然而二反ナガラ吹之也、次笛四反の中半ニ止之、琵琶五反ノ中半ニ止之テ、箏ニテ引絡なり、音頭笙止之時平調大食調ノ樂ニハしニテ不止、他ノ調子モ如此宮ニテ不止ヲ口傳尤秘事也、他人不知之、當時者物心ノ樂人モ、此旨ヲ存誰人傳之哉、

舞樂事

一拍子相進定テ物づよく吹たるに不可過、但音頭はゆゝしき大事也、

一御遊事

可爲道大事、能々受庭訓之後可望之、取作之體、縱バ秋草の花さきみだれたる中に、幽玄なる男、大口ばかりにて、やさしけながら刀をさし、つかを奉て如立可吹、さけかけすゞしく、やさしきものからゑやうねあるべし、雙調調子吹樣又如此、奥ニ注右ヨリノ記故實可有

調子姿事

平調ハ、春風に柳のなびきたるがごとく、これを可吹、

盤涉調ハ、何にたとへつべくもなし、只ゑづかに延て吹べし、いづれよりも此調子をバ延て可吹、

黃鐘調ハ、銚子にすみたる酒を入たるをみるがごとし、

大食調ハ、板ゑきの下にて、コテヒ角ノツキヲスルガ如シ、

壹越調は、明障子に沙をうつが如し、
雙調々子は、在御遊所、（此外ニ又後可注、但不申常之耶、又古人秘歟、此段ニ越々ナ可沙汰者也、）
抑此六調子の奏、如此は注侍ども、たしかに可吹、似樣口傳の書モ不見、他人に尋とも、かつて知人
なし、或時於閑所、（北稲八間庄）亡父にこれを不審す、いみじくも尋侍、是は口傳のみならず、器を取て幾
度も吹之て心得べき事也とて、笙を取よせ吹てきかせられ侍、一大事也可秘由、堅被申侍、書に注シルス
事、此文を始と見るべし、故人筆跡、世にあるまじき事の第一と可思、穴賢々々、

〔樂家錄十鳳笙〕奏笙時温之法
凡笙管者甚惡温、故數温其頭、因雖御遊時、必設火鉢而温之、以頭中有少煖氣爲節、或亦以饒少煖爲節、大温之則蠟解簧脫、可能知其節、嚴寒時則曲終之間、雖少時納于左袖中、不用温之者、唯酷暑之節耳乎、

於御前簧放時之法
凡尋常奏樂半簧放則改貼之、若於御前放則無便于貼之、因放簧以紙塞而奏之、凡御遊時可能引蠟出座也、

笙簧强爲善且强弱不可相交之說
舊記曰、欲定（無息静、謂之定、）息者用强簧勿論也、强弱相交則息難調而最不可也、每管皆可同云々、○中略

音取有差別之說
鳳笙音取凡有四品、一曰音取、尋常所用者是也、二曰小音取、略時用之乎、三曰面音取、（有平調、雙調、黄鐘、盤渉、）此音取所用之說未考之、四曰御遊音取、當初御遊時用之乎、近代者不用之、奏調子也、

奏調子之法
凡鳳笙調子者、退吹而每句終五息吹延之也、（蓋三息延吹二息早細吹之）類管者頭取笙先以合竹吹出之、而移于

他律時次管自其句頭吹出之也、殘管次第亦倣之、至于終句、類管各早止、頭取管耳吹終之也、(詳述三管總論卷)譜面說擧之左、

壹越調子總十三句也、返附有二說、一曰吹返于第二句、二曰返于第十二句也、

入調者自第五句之中吹出之也、此中有以下管之合竹吹處六箇處、自其第五之調已下爲入調也、

平調々子總十一句也、返附吹返于第十句之頭也、此中有謂蜻蛉返之句、古譜曰、蜻蛉返者自三句之頭吹出之、第三句之中有以十管之合竹吹處二箇處、以此爲終、以二返奏之云々、

入調者自第四句之中吹出之也、此中有以工管之合竹吹處、以此爲句頭也、

雙調々子總十五句也、用十六句時、終吹添第三句、一說用第四句也、返附及入調之說未考之、

黃鐘調子總十六句也、返附吹返于第三句之頭也、

入調者自第六句之中吹出之也、此中有以工管之合竹吹處、以此爲句頭也、

盤涉調子總二十一句也、返附吹返于第三句之頭也、古譜曰、第十五句六句名之亂句秘之、以不常用、隨此說則返附于第二句之頭云々、

入調者自第八句之中吹出之也、此中有以工管之合竹吹處、以此爲句頭也、

大食調子總十句也、返附吹返于第六句之頭也、

入調者自第六句之中吹出之也、此中有以下管之合竹吹處、以此爲句頭也、○中略

待息及掛息小息之說

待息者於的々拍子有此事、當于拍子不替息有延吹處、謂之待息、譜面書引者則待息之處也、

(息替〻〻〻待息)下乞〻引　(息替待息息替待息)乞引引

掛息者延早共有此事、不替息、一息吹連之謂也、譜面爲朱引者則其處也、

(息替)凡—(掛息息替)工一(在夜中樂青海波等)　(息替〻〻〻〻)几下(掛息)乞(〻〻息替)九　(菩薩詞也餘皆倣之)

小息者於延拍子有此事、凡延拍子之文者、大抵皆當于詞後、然間亦有當于詞首之處、放其前替息吹之、是小息也、（曲之始有當于調首替息處者、不用此法、只曲之中間有當于首處則用小息、於此不用小息則曲聲無勢、○中略）

笙聲成文之說

凡笙譜中下工美彳比之五字者大抵無文、十乚一几乞之五字者必有文、而今人雖於唱歌有文處、至管聲率不成文、是不可謂良工、能辨唱歌有文處無文處、隨唱歌奏之可也、然亦專以息強爲文、則管聲如輾、只於意存之、則管聲和平也、是笙師第一之習練宜止心、

奏笙手移并息籠之大意

笙者隨呼吸而移易指、其法如無異、然不知其習、則拍子不同、而每詞不明、故曲體自不裕、是皆不知指移之失也、其法凡移次管、則於其少前放指、待吹次管息與息均下指、每呼吸皆存此意、則指與息相應、而樂體自優美也、今姑於拍子前後之間、設爲意拍子、而示其節之大概耳、見者就之蓋致思焉、夫曲聲不裕者苦於拍子之故也、苦拍子者息不安故也、息不安者意苦之故也、意苦者指勞之故也、用右法則指不勞而自應節、故意息拍子自安、樂聲優美亦宜哉、○中略

笙聲工夫之事

凡笙聲有於指邊鳴者、有於帶巳上鳴者、大抵强吹則其聲上而鳴、息弱則可鳴於指邊、然尋常奏之聲不由于息强弱、盡於指邊鳴、善工奏者必於帶巳上有聲、然則聲之上下不必由息之强弱乎、愚竊想之、聲之上下者只在于置意之上下乎、置意于指邊、則其聲不離指邊、又或特附口吹之耳、而意無所存主、則亦其聲可在指邊也、以此意修之、則其聲自無下鳴之患乎、是記予（安倍季尙）所思耳、用功久則自有得矣、

舊記曰、豐原時元笙聲不鳴于管孔、而聞于天云々、時元者古今之良工也、

息儲及息枕字加字之事

吹奏心得

體原鈔曰、鳳笙第一可ㇾ吹二息枕一、至二于次句之詞頭一不ㇾ絕ㇾ氣而可ㇾ吹ㇾ之、殊只拍子可二能用一ㇾ意、以下不ㇾ絕ㇾ音而吹上ㇾ之爲二大事一、達者不ㇾ堪ㇾ以ㇾ之可ㇾ辨焉、又息儲初學者不ㇾ可ㇾ聞ㇾ之、竹移與二息儲一初學輩可ㇾ泥ㇾ之、又謂二字加字一、〈字加字按疑浮字乎〉當流外無二知人一、就ㇾ中十下し几工一之吹樣不ㇾ及ㇾ註、可ㇾ受二口傳一云々、

鳳笙吹止之法

奏樂鳳笙之吹止者、非下其曲吹終而別爲二吹止一、至二于曲終一止上、其宮音一管吹殘而加二吹止之管一、吹ㇾ之而吹止、管雖ㇾ有二一管或二管異一、其中必爲二呼吸音一、取二調子之吹止一亦同ㇾ之、

壹越　几〈殘〉　七〈乳具〉

平調　し〈殘〉　次第八七〈乳具〉　〈太食吹止同ㇾ之也〉

雙調　十〈殘〉　上〈乳具〉

黃鐘　彳〈殘〉　次第乞し〈乳具〉

盤涉　一〈殘〉　次第七下〈乳具〉

殘樂之法

於二殘樂一止ㇾ笙之法無二異儀一、以ㇾ所ㇾ用宮音之外律一止ㇾ之、是其法也、又欲ㇾ吹二止之一時、拍子文一二許徵音奏二止之一、若多用二徵音一、則曲體柔弱也、

〔古今著聞集〈六管絃歌舞〉〕管絃は、よく〳〵用心あるべき事なり、前筑前守兼俊、殿上に笙吹なきによりて、昇殿を許さるべきよし沙汰ありけり、先試有ける日、きさき笙を給ひて、ふかせられけるに、用心なくして吹出しける程に、管中に平蛛の有けるが、喉にのみ入られにけり、むせてえつきまどひける程に、主上も群臣も笑ひ給て、腸を斷けり、おほきに嗚呼を表して、昇殿のさたも、とゞまりにけり、か〻るためしあれば、事にをきて能々用心有べき事なり、なかにも御物の、つねにも吹

かれざらんをば、まづ小息にて心見るべきなり、○下略

〔體源抄 十二〕一吹笙作法事 古記載之 兼秋撰十三帖同之、直ニ持事利秋已前者雖用之、近來止之、笙を右へ傾て頬に付て、頭を聊うつぶくべし、傾右者隱右の目故也、次閣臂事尤見苦、又ひろげたるも惡し、能可受師[illegible]也、私云、右の目をかくすこと、亡父語云、當時不可用說也、いかにも直に頸をうつぶかず、頬につけず可吹之也、臂の持樣は實にひろげず閣ず、よきほどにはからふべし、右の目をかくすと侍る故、人の意趣これをしらず、これは兩の目にて物をみれ、もの、いろめおほくみへて、心のちる也、かた目にてみれば、しかとものみゆるによりたる事也、大工の物のゆがみをみるには、目をすがめて、かた目にて見侍るにて、心得られ侍なり、是式事なれども、道を信ぜざる者は、此心を知べからず、うちまかせては人に不可語、上より御尋有之者可申上なり、

〔今川大雙紙 上〕躾式法の事

一しやうの笛を持て參るには、右の手にてせみの下を持て、左の手をそへてまいらせべし、又貴人は右の手にて請取給ふ也、しやうの事なれども、口傳なくしては、悉うたがいせらるゝ物也、

〔宗五大草紙 上〕琵琶琴笙など人に參らする樣

一○中略しやうをばせめの所を取、指を竹のあひへ入て、さきを我方へ向て、筒の方を差出べし、

〔教訓抄 八〕一答笙

秘事者入調曲有大食平調皇帝團亂旋有壹越調陵王荒序

〔續教訓抄 十一上吹物〕笙秘事者

陵王荒序　皇帝　團亂旋一越調ニアリ　入調曲大食調々子ノ中ニアリ

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事○中略

唐樂師十二人横笛師、合笙師〇中略

右依舊爲定、餘皆停止、〇中略

大同四年三月廿一日〇中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事減二一百五十四人、定二一百人、〇中略

唐樂生六十人減二廿四人、定二卅六人、〇中略

合笙〇笙下恐脫二生字一四人不減〇中略

嘉祥元年九月廿二日

〔續教訓抄〕十一上吹物今我朝ニハ、堀川關白昭宣公也ヲモテ、笙祖トシタテマツリ、其弟子八條大將保忠、其御弟子少納言行見、其御弟子小治田有秋、其子辰元、其子撿非違使公元、其御弟子東市佐和邇部時信、其弟子同市佐豐原時光ナリ、彼是ノ流トイヘドモ、今ハ豐原ヲモテ笙ノ主ト定タリ、〇中略

答笙〇中略 名物等物語

又云、時光ハ時信ガ弟子、時信ガ實子家ノ說ヲ相傳ストイヘドモ、弟子時光ニヲヨバズ、仍關東ヘ逃失了、 又云、時光ハ大聰敏ノモノナリ、時信ニ隨テ、曲調ヲ傳トイヘドモ、全ク委曲ノ口傳ニヲヨバズ、只聽敏ニテ悉ク聞取ナリ、公里ハきハメテ遲鈍ニテ、キヽトルコトアタハズ、只聞テ我ヤウニキヽトレトセメケレバ、ウルトコロ十ガ一ニヲヨバズ、恨ミテ笙ヲステヽ、繪師ニナリケルヲ、時光心ニイレテ、唯人ノ吹ヲキケト云ケレバ、又笙ヲ吹畢、サレバ公里鈍根ニテ、悉ク習タレバ、人ノ師ハ神妙ニシケルナリ、〇中略

又云、公里時忠又其様異ナリ、公里ハ面白クヤサシク吹、時忠ハ竹多ニ膽辛ク吹、兩人ノ吹ヤウ相違シタリ、又時元ハ先公里ニナラヒ、次ニ時忠ニナラフ、時忠ガ荒キ所ヲヌキステヽ、公里ガ直キ

ニ物ヲ加テ吹ナリ、仍時元ハ公里ガ流ニアラズ、時忠ガ流ニアラズ、別類ニテアリケルナリ、〇中略
又云、時光ガ弟子三人也、伯、康資王筑前守、兼俊刑部丞、源義光也、而ヲ時光ガ云ク、代ノ末ニ、人ノ師トシテ善惡ヲ聞知シハ、伯也、殘ノ輩ニ於テハウケズ、是傀儡ノ笛トゾ申ケル、ソノ故ニ、師ノヲシヘザル手ヲ意略ニ吹也、シカリトイヘドモ、伯ニモ入調ヲバ敎ヘズ、ヨク秘シケル也、〇中略
又云、大食調入調ハ、ヨク〳〵秘藏セシムル曲ナリ、時元ハヲヤノ時光ニハトリヲクレテ、時忠ニハナラピケル、ナラワントテ時忠ニハ同兄トイヒナガラ、從者ナドノヤウニツカハレテ、ヨクヨク久クアリテゾヲシヘケル、時元時忠ニヲヅ〳〵イヽケルヤウ、今ハ我ヲコソヲヤトタノミタテマツリテ、夜晝ツキタテマツリテスグルニ、此曲ヲシラデ候ハムハ、イキテモムヤクノ身ニ候、一反フキテキカセサセ玉ヘト、ナク〳〵イヽケレバ、時忠尤道理ナリトテ、ヲシヘテケリ、サテ今ハ吹キカントイヽケルヲ、ヨクコマカニウケタマハリヌトテ、時元不吹ト云々、ソノ不吹ヲアシキ事ニイヽテ、時秀モ常ニ申ケル也、
公里ガ申ケルハ、平調入調ヨリモ大食調入調ハ秘物ナリトゾ申ケル、〇中略
三宮仰ニ云ク、笙吹公里申云、時元ハ笙ニリン說ナリ、吹ハタカサヲニミテ、ソラヲバサスルヤウニテワロシ、リン說ツケテ吹モワロシト申ヲ、公里トヒテ云ク、此事心ヘズ、一方ニモツカズ、リン說ツケタルワロシ、ツケヌモワロシトアルハ、イカニトヽヒケレバ、時光返事云、笙リン說ハ、ヨキアシキガアルヲ、ヨキヲツケテ吹バ、ツケタルヨシ、ワロキヲツケズバ、ツケヌガヨキナリトナン、時光ニ申ケルト、時光ガヨキリン說ワロキ說カキタル譜ハ、公里宮進上畢、時光ハ侍從宰相殿ニ、調子ニ公達フカセ給ベキヤウトテ、雙調、平調、盤涉調、此三調子ヲヲシヘ奉也、仍其手習傳テ、春宮大夫殿之三位殿吹給シナリ、件手ハ時光子ドモニモ不傳、仍時忠ハ三位殿ニナラヒ奉ル也、〇中略
孝道云、笙師時元ハ、東市佑時光ガ三男也、少シテ親父ヲ喪ス、秘曲ヲ極メズ、仍テ刑部丞源義光ニ

師トシツカヘテ、殘ル所ノ曲調ヲナラウ、但未ダ大食調ノ入調ヲ不傳、義光又征伐ノタメニ、俄ニ關東ニヲモムク、爰ニ時元タレニ業ノイマダトゲザルタメ、一ニハ恩ノ最モ重キコトヲ思ヒテ、竊ニ伶官ヲ辭シテ騎從ス、イサムレドモ歸ラズ、終ニアフサカノ關ニ至リヌ、義光重テ時元ニ云テ云ク、汝勇ニアラズ、謀ニアラズ、何ゾ從テ征路ニヲモムク、志シ一曲ニアル歟、授ントテ即チ引テ中途ヲ避、松杉ノカゲヲ打ハラヒテ、甲ヲヌギ、楯ヲシキヰニシテ、ナク〳〵入調ヲ授ク、宛モ維氏山ノ曲ヲ聞ガゴトシ、傳ヘ畢テクツハヅラヲ案ジテ、馬上ニ曲ヲヤメズ、互ニ餞別ヲ思、先途歸ルコト暮雲漸クヘダヽリテ、鳳管ノ餘聲ホノカニシテ消ユ、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕源義光は、豐原時元が弟子也、時秋いまだおさなかりける時、時元はうせにければ、大食調入調曲をば、時秋にはさづけず、義光には慥にをしへたりけり、陸奥守義家朝臣、永保年中に、武衡家衡等を責けるとき、義光は京に候て、かの合戰の事をつたへきゝけり、いとまを申て下らんとしけるを、御ゆるしなかりければ、兵衞尉を辭申て、陣につか袋をかけて馳下けり、近江國鏡の宿につく日、花田のひとへかり衣に、あをばかまきて、引入烏帽子したる男、おくれじとはせきたるあり、あやしう思ひて見れば、豐原時秋也けり、あはれいかに何しに來りたるぞと問ければ、とかくの事はいはず、只御供仕べしと計ぞいひける、義光○中略しきりに止るを聞ず、しゐてしたがひ給けり、力及ばでもろともに下りて、つゐに足柄の山迄來にけり、○中略其時義光、時秋が思ふ所を悟りて、のどかに打寄て、馬よりおりゐ、人を遠くのけて、柴を切はらひて、楯二枚を敷て、一枚には我身座し、一枚には時秋をすへけり、うつぼより一紙の文書を取出て、時秋に見せけり、父時元が自筆に書たる、大食調入調曲の譜、又笙は有やと時秋に問ければ、候とてふところより取出したりける、用意の程、先いみじくぞ侍ける、其時是迄したひ來れる心ざし定て此れうにてぞ侍らんとて、則入調曲を授てけり、義光はかゝる大事によりて、たゞうは身の安否しりが

たし、萬が一安穩ならば、都の見參を期すべし、貴殿は豐原數代の樂工、朝家要須の仁也我に志をおぼさば、すみやかに歸洛して、道を全せらるべしと、再三いひければ、理におれてぞのぼりける、

○按ズルニ、義光ノ陸奧ニ赴ク、寛治元年ニ在リ、樂所補任久安二年ノ條ニ、時秋四十七、笙、又治承二年ノ條ニ、時秋九十七ナドアリ、此ニ依リテ、逆算スルニ、時秋ハ康和二年ノ生ニシテ、寛治元年ヲ距ル實ニ十四年ノ後ニ在リ、以テ其訛傳ナルヲ知ルベシ、而シテ上文引ク續教訓抄ニハ、之ヲ時秋ノ父時元ノ事トス、時元ハ樂所補任保安四年ノ條ニ、左近將監時元六月廿一日卒、年六十六、康平二年己亥生、笙一、トアル文ニ據リテ推算スルニ、寛治元年ハ當ニ二十九歳ナリ、然レドモ寛治以後ノ中右記、長秋記等ニ、時元ノ父時光ノ名見エタレバ、文ニ少シテ親父ヲ喪ストアルニ合ハズ、又疑ナキコト能ハザルナリ、因テ考フルニ、名器條ニ引ク所ノ續世繼及ビ續教訓抄ニ、義光ノ、時元ノ兄時忠ニ笙ノ名器交丸ヲ付與セシコトアリ、本書ノ記事或ハ此ヲ誤ルカ、姑ク記シテ後攷ヲ竢ツ、

〔樂家錄十六管絃系圖〕鳳笙傳他之說

凡京都樂工於鳳笙者以豐原氏爲其源而自是諸家相傳之然於其中亦有他家爲祖之者欲備後世考鑑故自豐原氏始相傳之統記之以爲篇耳、

豐原有秋相傳二人　村上天皇　三條中納言朝成

時延相傳二人　帥中納言經房　源賴義

時光相傳四人　源義家　堀河右大臣賴宗　堀河院　源義光

公里相傳三人　輔仁親王　神祇伯顯成　宮內大輔忠季

時忠相傳一人　內藏頭賴光

時秀相傳一人　少納言通憲法名信西

時元相傳三人　權中納言通季　堀河院　中院右大臣雅定
利秋相傳十人　近衞關白家實　筑後守家賢　宇多天皇系圖脫平見二于舊記一　六角中納言家通　侍從隆清
佛性利秋一男、南部菩提山僧、號二笙正院一、南都樂工鳳笙起レ此、　中御門大納言宗家　六條三位家衡　六角中將敎通　土御門大納言顯定
忠秋相傳二人　當清　祐賴
近秋相傳一人　土御門大納言顯定
政秋相傳五人　竹林院左大臣公衡　山本左大臣實泰　中院內大臣通重　土御門大納言親房
春日二位顯範
脩秋相傳六人　土御門大納言親房　宮內大輔春家　中院大納言通冬　四條中納言隆職　刑部卿重顯　堯清
惟秋相傳四人　四條中將隆國　四條中將隆家　西園寺大納言實俊　中納言大宮實尙
兼秋相傳六人　源中納言具行　四條大納言隆資　土御門大納言親房　樹王丸　中務親王尊良
九條少將茂家
豐秋相傳四人　中院關白兼基　堀河內大臣具守　二階堂宗藤　右中將資顯
龍秋相傳二十一人　中御門宰相宗兼　知藤　後光嚴院　冷泉大納言公泰　清水谷宰相成經　一條中納言實村　四條大納言隆資　祐泰　鎌倉大納言尊氏　九條少將隆淸　三條三位爲忠　洞院大納言實夏　鷹司宰相中將宗雅　今出河宰相公多　山科中將敎言　左衞門督隆俊　中御門少將宗泰　中務少輔源國泰　兵部大輔平氏重　左馬權頭永季　源盛季
信秋相傳十一人　源中納言資平　山科民部卿　後圓融院　左兵衞督義將　鹿園院　冷泉三位永季　山科內藏頭敎藤　源賴義　平氏重　中御門少將宗量　內藏頭敎興

宗秋 四人相傳　花山院大納言忠定　將軍家　仙洞後圓融院　大納言家

量秋 二人相傳　山科敎藤　後小松院

幸秋 二人相傳　中御門少將宗繼　稱光院

統秋 二人相傳　山科參議言國　三位義敏

〔續世繼六 絵合の歌〕宗俊の大納言、御母は宇治大納言隆國のむすめ也、管絃のみちすぐれておはしましけり、時光といふ笙のふえふきにならひ給けるに、大食調の入調をいま〳〵とて、としへてをしへ申さゞりけるほどに、あめかぎりなくふりて、くらやみしけかりける夜いできて、こよひかのものをしへたてまつらんと申ければ、よろこびてとくとの給けるを、との丶うちにては、おのづからきく人も侍らん、大極殿へわたらせ給へといひければ、さらにこしなどとりよせておはしけるに、御ともには人侍らでありなん、時光ひとりとて、みのかさきてなん有ける、大極殿におはしたるに、なをおぼつかなくいへりとて、つきまつとりて、さらに火ともしてみければ、はしらにみのきたるもの丶、たちそひたる有けり、かれはたれぞととひければ、武能となのりければ、さればこそとて、その夜はをしへ申さで、かへりにけりと申人もありき、またかばかり心ざし有とて、をしへけりともきこえ侍りき、それはひが事にや侍りけん、かの武能もそのみちの上手なりけるに、たれにかおはしけん、一の人たれにならひたるぞと、とはせ給ければ、道のものにもあらぬ、法師とかよくならひたるものありけるになん、つたへていへるなど申ければ、猶時光がでしになるべきなりと、おほせうけ給はりて、みやうぶかきてかれがいゑにいたりて、それがしまいりたりといはせければ、いどみて、としごろかやうにもみえぬものとて、おどろきてよびいれければ、時光はなちいでに、ふえつくろひてゐたりけるに、たけよし庭にゐて、のぼらざりければ、そでのはたをひきて、のぼせていかにととひければ、との丶おほせにて、御弟子にまいりたるな

名人

りといへば、いと心ゆきて、なにをかならひ給べきといふに、大食調の入調なん、まだしらぬものにてうけ給はらんと、思たまふるといふに、けしきかはりて、太郎子に侍ける公里かまへなりけるを、このわらはにをしへ侍りて、のちにこそこと人にさづけたてまつらめ、これはたちまちに、おぼしよるまじきことゝいひければ、このきみつたへられんこと、たちまちのことにあらじとて、みやうぶとりかへして、かへりいでゝとしへけるのち、心ふかくうかゞひて、きかんとするなりけり、昔の物のしは、かくなん心ふかくて、たはやすくもさづけざりける、その大納言はさやうに、みちをたしなみて、やんごとなくなんおはしける、

〔續敎訓抄吹物十一上〕古昔吹笙名人

昭宣公基經○藤原　三條中納言朝成卿　六條左大臣重信　以上公卿

丸部利茂　小治田有秋　代々御門御師

〔體源抄一〕古來以笙得名輩事

我朝

昭宣公基經關白 寬男　八條大將保忠左大臣時平男　朝成卿三條右大臣定方男　六條左大臣重信敦實親王男

中院右大臣雅定　猪熊關白家實　六角中將敎通　西園寺左大臣公衡　中御門宰相宗雅

帝王

村上天皇有秋御師　堀河院時光御師

親王

敦平親王行見御師

當道

小納言小幡行見　同有秋　和邇部時延　豐原時光　同時元　同時秋　同利秋　同豐秋

武家

刑部丞源義光伊與守賴義三男陸奥守義家朝臣舍弟

已上私非撰、古記載之、

〔續古事談二臣節〕朝成ハアサマシク肥テ、ミメ人ニコトナリケルニヤ、始テ殿上シテ參リタリケルヲ、村上ノ聖主御覽ジテ歎給テ、カレハタゾト、コノカミノ朝忠ニ問給ケレバ、朝忠ガ弟ニ候ト申サレケレバ、能ヤアルト問給ケレバ、カタノゴトク學問シ侍レドモ、コトノサウニヲヨバズヤ侍ラム、又笙ヲゾツカマツルヨシ、アシハシリ侍ラズト申ケレバ、帝御笙ヲタビテフカシムルニ、ソノ聲雲ニトヲリテ、タヘニ目出タカリケレバ、ソレヨリ恩寵アリテ、御遊ノオリゴトニカナラズメサレケリ、

〔本朝世紀〕康和元年七月一日壬寅、此日參議從三位行皇太后宮權大夫兼美作權守藤原朝臣公定薨、公定者、〇中略頗練政事、兼涉伎藝、其中專善鳳笙、子晉之再誕也、有一名笙、聲淸亮、號之翁麻呂、朝暮愛之、不離座右、

〔續世繼七新枕〕このおとゞ〇源雅定はざえもおはして、公事などもよくつかへ給けり、さうのふえなどすぐれ給へりける、時元とて侍しを、すこしもたがへず、うつし給へるとぞ、〇下略

〔續世繼七武藏野草〕六條殿〇源顯房の御子に、顯仲、伯ときこえたまふ、大納言中納言などのあに、やおはしけん、そのはらは肥前のかみ定成のむすめのはらにやおはすらん、歌よみ、笙のふえの上手におはしけり、きんさと、いひしが、調子をすぐれて、つたへたりけるを、うつしならひ給へりけるとぞ

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同〇保延三年正月四日、朝覲行幸に、輪臺いでんとしける、左樂行事にて、大炊御門右府〇藤原公能の中將とておはしけるがすゝみ參て、輪臺の垣代の笙吹雅樂屬淸方、左近將曹

時秋、音取を相論のよし奏せられければ、殿下〇藤原忠通院に申させ給けり、院覺しめしえざるよし仰有けり、殿下左大臣〇源有仁に尋申されければ、左府申されけるは、笙事の外に勝劣有先例官の上下﨟によらず、譜代をえらび用らるゝ事也、もし清方を用られば、笙のためきたなき事也と申されければ、殿下此よしを樂行事の司に仰られけり、是を聞て、中院右大臣の大納言にて、おはしけるをはじめとして、悦人々おほかりけり、かの右府は時秋が弟子にておはしける故也、

〔東大寺文書號外〕阿彌陀院寶物目錄　神護景雲元年

台笙一管斑竹　長一尺七寸　納沙合纈帒一口　長四尺　失物

〔續教訓抄十一上吹物〕答笙〇中略　名物等物語

又云、時忠ハ笙ニ竹一筋ヲヌキステヽ吹ニ、ヌカザル時ト同ジ樣ニ音勢ヲアラシムル也、調子ニ風情ヲ吹副トイヘリ、是調子ノ法ニアラズ、又アタラシク調子ヲ撰テ三宮ニ進ズ、恣ニカキソウトイヘリ、是彼大ナル過也、

又云、或人時光ニ問テ云、公里ト時忠ト勝劣イカン、時光答テイハク、イカヾハ朸ヲ折ント云、時人是ヲ聞テ、會尺シテ云ク、公里四十餘年父ニソヒナラヘリ、時元ハ幼少ナリトイヘドモ、大聰敏ヲ愛シテ云歟、〇中略

堀河院ノ御時、本院ニ行幸御遊アリ、〇中略敦家今日綸言ヲ奉テ笙ヲ吹、先達宗忠、有賢等ヲヲキナガラ、後進ノ身トシテ淸撰ニ應ズ、寔面目ニアラズヤ、其比政長云ク、多年殿下ノ笙ヲキクコトナシ、今カクノゴトキノ笙、イデキタル、奇特トイウベシトイヘリ、〇中略

又云、白河院ノ御トキ、時元、清方、時秀等ヲメシアハセテ、此男ドモハ、樂ヨクヲボヘタルモノトモトコソキコシメセ、今日時元ヨク〳〵キヽテ、一人ヅヽフカセテ、ヤガテ時元拍子ヲカゾヘテ、善惡ヲ申セト仰ラレケルヲ、淸方時秀トモニ、モノヲボヘタルモノニテ、シナウレシゲニ思テ候ニ、

先秦王ヲフカセサセヲハシマスニ、時秀ハ半許ツカレテフキサシテケリ、古ヘ横笛フキニツカヌカギリハ吹事ナカリケルヲ、末代ノ人カクヲホケナクスルホドニ、カヽルヲコガマシキコトハシイヅル也、但シ時元ハ別ノ事ナリトゾ、

○

竽

〔天文本倭名類聚抄四音樂具〕笙　釋名云、笙〈音生、俗云象乃不江〉竹之母曰匏、以瓠爲之、竽亦是也、〈竽音于〉其中受簧、〈○下略〉

〔段注說文解字五上竹部〕竽管三十六簧也、〈管下當有樂字、凡竹爲者、皆曰管樂、周禮笙師掌敎吹竽、大鄭曰、竽三十六簧、按據廣雅、竽三十六管、然則管皆有簧也、通卦驗、風俗通皆云、長四尺二寸、竽與笙之管皆列於匏、宋書樂志曰、竽今亡、〉从竹亐聲、〈羽俱切、五部、〉

〔禮記二月令〕仲夏之月、命樂師調竽笙、

〔拾芥抄上末樂器〕竽(ウ)

〔塵袋七〕一簧ノ字ヲシタトヨム、笙篳篥ニ通ズル歟、

笙ノ竹ヲバ竽ト云フ、其ノ外別ニ竽ト云フ樂器アルガゴトシ、〈○下略〉

〔殘夜抄〕樂器には、八のしなあり、金石絲竹匏土革木なり、〈○中略〉匏、〈虫損〉の竹たてたる物なり、いまは木にてつくる、二には簧、これもさうのふえていの物たえたり、三には竽、これ又おなじていの物か、

〔體源抄八入〕史記〈○蘇秦傳〉云、段肅甚富、其民無不吹竽鼓瑟、

韓非子云、齊宣王好吹竽、

禪定殿下仰云ク、故殿宇佐大宮司ガ進ゼシメタリシ竽ト、中ヲ見セ給タリシハ、高ハ長クテ、竹ノカズハ笙ト同ジカリシナリ云々、

通憲云、竽ハ東大寺ノ寶藏ニアリ、勅使タリシトキ見之、長ケレドモ、管ノカズハ笙ト同ジト云々、

簫

以之思之、近來竽減其數歟、

大竽、小竽、

何モ圖鳳笙ト同ジ、竹ノ數替也、口モ常ノ唐ノ笙トテ渡ト同之、管ノ下ニ、イトジリアリ、繪圖ノ樣、別ノ事ナシ、仍略之、

〔東大寺獻物帳〕吳竹竽一口柒蹀壺、納紫綾袋、緋綾裏、○中略

天平勝寶八歲六月廿一日

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具

斑竹竽○等字竽俗字一口柒塗蓋○蓋恐壺誤　納袋一口縹絲地錦、長緒、○中略

寶龜十一年十二月廿五日

〔新撰字鏡竹〕簫素堯反、籟也、世乎乃不江、

〔段注說文解字竹五上〕簫參差管樂言管樂之列管參差者、竽笙列管、雖多而不參差也、周禮小師注簫編小竹管、如今賣飴餳所吹者、周頌箋同、廣雅云、大者二十三管、小者十六管、王逸注楚辭云、參差洞簫也、象鳳之翼、排其管、相對如翼、从竹肅聲、釋名簫肅也、其聲肅肅而淸也、穌彫切、古音在三部、

〔倭名類聚抄四管篇〕簫　風俗通云、舜作簫、先堯反、和名世宇乃布江、其形參差、象鳳翼也、一云籟、音頼一云筊、胡交反、簫者編管而吹也、但其長短不同、參差之義是歟、一云、簫十六管、今案、數諸說不同、五經通義云、大者二十三管、小者十三管、一云、舜所造十四管也、

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕所引風俗通簫條文、今本鳳下有之字、初學記、廣韻、太平御覽引並無之字、與此同、說文、簫、參差管樂、象鳳之翼、釋名、簫、肅也、其聲肅々然清也、一云籟、一云筊六字、非風俗通文、恐脫出典也、按廣雅、籟謂之簫、爾雅、大簫謂之䇓、小者謂之筊、卽乃此義、說文、籟三孔龠也、大者謂之笙、其中謂之籟、小者謂之箹、不與此同、王念孫曰、籟之言厲也、聲清厲也、按初學記引五經通義云、編竹爲之、長尺有五寸、不及說管數、藝文類聚、北堂書鈔、並引三禮圖云、雅簫長尺四寸、二十四彄、頌簫

長尺二寸、十六彄、廣雅亦云、大者二十四管、小者十六管、初學記引廣雅作大者二十三管、小者十六管、爾雅郭璞注、通典引蔡邕及宋書樂志所載皆同、無有云十三管者、又通典引世本曰、舜所造十四管之說、亦未見所出、要此似多脫誤、

〔釋名七釋樂器〕簫肅也、其聲肅肅而淸也、

〔爾雅註疏五釋樂〕大簫謂之言、註、編二十三管、長尺四寸、小者謂之筊、註、十六管、長尺二寸、簫一名籟、

〔天文本倭名類聚抄六音樂具〕簫　蔡邕月令章句云、簫、音蕭、俗云去聲、編竹吹之、長則濁、短則淸、以蜜蠟實其底而增減、則和之、

〔伊呂波字類抄世雜物〕簫セウ樂器也

〔拾芥抄上末樂器〕簫シヤウ

〔和爾雅五樂器〕簫セウノフエ

〔歌舞品目三八音紀原〕簫(中略)此邦ニ傳フルコトハ、令集解ニ引大同四年三月廿八日官符、其文中ニ簫師アリ、然レバ此コロホヒニ傳ケルニヤ、殘夜抄ニ、簫又これなし(中略)トアリ、サレバ是ヨリ以前ニ、既ニ亡ビタルコト知ルベシ、〇中略　籟〇中略　筊〇中略　鳳簫宋王應麟ガ玉海ニ、引汪景安樂書云、舜與謂、簫韶九成、鳳皇來儀、故制鳳簫潤簫、以影像也トミヘタリ、

〔殘夜抄〕樂器の事、樂器には八のしなあり、金石絲竹匏土革木あり、〇中略　竹〇中略　四には簫又これなし、ゑにかきたる、たけをよこざまにならべて、なかにながきをふきて、しもにてをあてたる物よ、

〔體源抄八末〕簫者〇中略

又廣雅云、簫ハ竹ヲ編テソコアリ、大者廿三管、小者十六管、長ハ則ニゴリ、短ハ則スメリ、鄭玄云、簫亦管ノ形、鳥翼ニ似タリ、火ノ禽ナリ、火ノカズハ七、夏ノ時火事ヲ用、二七十四、簫ノ長此ニヨルナリ、

〔信西入道古樂圖〕簫



〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定二雅樂寮雜樂師一事〇中略

唐樂師十二人〔中略〕簫師〇中略

右依レ舊爲レ定、餘皆停止、〇中略

大同四年三月廿一日〇中略

太政官符

應レ減二定雅樂寮雜色生二百五十四人一事減二一百五十四人一、定二一百人一、〇中略

唐樂生六十人減二廿四人一、定二卅六人一、〇中略

簫生一人元二人〇中略

嘉祥元年九月廿二日

〔類聚符宣抄七〕太政官符式部省　外物部長上

應レ補二才伎長上從六位下右近衞米錦連德常一事

悉盡簫

右得治部省去三月廿七日解偁、雅樂寮去天德四年二月廿八日解偁、件人課試練身才尤堪爲師、仍篳篥師船木洪範轉任唐儛師之替、以件德常所請如件者、省依解狀言上如件者、從二位行大納言兼中宮大夫陸奧出羽按察使源朝臣高明宣、依請者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

權左中弁　　右少史

應和二年九月八日

〔東大寺獻物帳〕甘竹簫一口（楸木帶、納紫綾袋、緋綾裏、○中略）

天平勝寶八歲六月廿一日

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具

簫一口　納緋地錦袋並尺○中略

寶龜十一年十二月廿五日

篳篥　大篳篥　附入

篳篥原名ハ悲篥、本ト西土龜玆國ヨリ出ヅ、其聲ノ悲壯ナルヲ以テ名トス、字又篳篥或ハ笳篥ニ作ル、邦語ニ之ヲヒチリキ、又ヒチリキノフエト稱ス、大篳篥ニ對シテ、或ハ小篳篥トモ稱セリ、管ノ長サ六寸、九竅ヲ雕ル竹ノ本ヲ以テ首トシ、末ヲ以テ尾トス、尾ノ徑リ三分許、蘆ヲ削テ舌ト爲シ、管首ニ插定シテ、含ミテ以テ之ヲ吹ク、故ニ亦アシブエノ稱アリ、表ニ七孔アリ、裏ニ二孔アリ、第一孔ヲ丅(ナイ)ト曰フ、其音ハ黃鐘ノ淸タリ、裏ノ孔ヲ丄(シヤウ)ト曰フ、其音雙調ノ淸、表ノ第二孔ヲ一(イツ)ト曰フ、其音下無、第三孔ヲ四(シ)ト曰フ、其音平調、第四孔ヲ六(リク)ト曰フ、其音壹

越、裏ノ下ノ孔ヲ無名ト曰フ、此孔ハ用キル事ナシ、第五孔ヲ凡(ハン)ト曰フ、其音神仙、第六孔ヲ工(コウ)ト曰フ、其音盤涉、第七孔ヲ五(イ)ト曰フ、其音黃鐘調、九孔皆塞ギ、其管尾ヲ吹クヲ舌(ゼツ)ト曰フ、其音雙調ノ濁ナリ、（上一六凡工、讀テ勝聿戩氾江ノ如シ、笛孔ノ名、吳音ヲ用キル、故ニ漢音ヲ以テ之ニ別ツナリ、）配音此ノ如シト雖モ、孔每ニ二律ヲ具ヘ、氣息ノ緩急、按指ノ運用ニ因リテ、十二律備ハラザル所ナシ、本邦コレヲ神樂ニ用キ、催馬樂、東遊、朗詠ニ合セ、又唐、高麗ノ二部ニ通用ス、延喜中、大石峯良アリ、最モ其技ニ精シ、後世推テ以テ其祖ト爲ス、安倍氏統ヲ繼ギ、今ニ至テ其家聲ヲ墜サズト云フ、別ニ大篳篥アリ、コヽニ附載ス、

名稱

〔倭名類聚抄四管絃〕篳篥　律書樂圖云、大篳篥、小篳篥、（篳栗二音、俗云比千利岐、）

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕按唐六典大樂令注、有大觱篥小觱篥、新唐書作大小觱篥、通典舊唐書作大篳篥小篳篥、此所引蓋其事也、又按說文、觱、羌人所吹角屠觱、以驚馬也、謂羌人所吹器、以角造之、名曰屠觱、以驚中國馬、或省作觱、見玉篇、後以竹爲管、以蘆爲首、謂之觱篥、樂府雜錄云、觱篥、大龜茲國樂也、亦曰悲栗、廣韻云、觱篥胡樂也、是也、唐以編入樂部、俗或從竹作篳、又諸篳聲作篳、遂與篳門字混、又按西大寺資財帳、扶桑略記、有大篳篥小篳篥、然源氏物語末摘花卷有大篳篥、爲希見之物、則知今所吹小者篳篥也、

〔類聚名義抄八竹〕篳篥（篳栗二音、俗ヒチリキ）

〔伊呂波字類抄比雜物〕篳篥（ヒチリキ、四一上下九、篳篥樂器也）

○按ズルニ、四一上下九ハ孔名ナリ、當ニ四一上下工凡五六ニ作ルベシ、傳寫ノ久シキ、遂ニ譌脫ヲ致スナリ、

〔下學集下器財〕觱篥(ヒチリキ)（觱或作篳、一名悲篥、胡人吹葭管也、）

〔易林本節用集比器財〕觱篥(ヒチリキ)（觱又作篳）

〔和爾雅 五樂器〕篳篥（ヒチリキ）（觱栗同）

〔源氏物語 五若菜〕例のひちりきふくずいじん、さうのふえもたせたるすき物などあり、

〔拾芥抄 上末樂器〕篳篥（ヒチリキ）略〇中 笳（カ）（アシブエ）

〔教訓抄 八〕篳篥（又作觱篥） 唐家ニハ謂之⿱竹賀、略〇中 羌人所吹角屠觱、以驚馬也、又摸曉猿聲、後漢張騫造之、志我僧正（明尊）云、賀陵頻賀ノ嘴ヲ寫ス、故ニ賀ト云ナリ、（出經文）

〔續教訓抄 十一上吹物〕篳篥者　又名⿱竹賀　又名簫（但是ハ別器也、簫以小篳篥故、總云歟、）　又作觱篥　或作篳、說文作觱云、

〔歌儛品目 三八音匏原〕觱篥略〇中　小觱篥（コヒチリキ）略〇註　風管〇〇（小篳篥ノ一名、六竅ノ者ナリ、〇中略）　頭管〇〇（陳暘樂書ニ、篳篥爲衆器之首、至今鼓吹教坊用之、以爲頭管、）　悲篥〇〇（樂或作悲篥、杜氏通典、篳篥、本名悲篥、出胡中、其聲悲、通雅、元美、載武夷山古記、魏子騫會鄉人于幔亭、呂荷香曼國腔、黃次姑揮悲篥、悲篥即篳篥、朱子語類、畢篥本名悲篥、言其聲之悲壯也、）　笳管〇〇（樂府雜錄、篳篥、唐編入鹵簿、名爲笳管、淵鑑類函引樂部曰、觱篥者、笳管也、卷蘆爲首、截竹爲管、制法角音、九孔漏聲、五音咸備、唐編入鹵簿、名爲笳管、）

（按ズルニ、今字書ヲ撿スルニ、⿱竹賀ノ字無シ、教訓抄、體源抄、共ニ⿱竹賀ニ作ル者ハ、全ク篥ノ字ノ誤ナルベシ、又略シテ賀ニ作ルモノハ、猶サラ轉訛ナルニヤ、教訓抄ノ序ニ、秋ハ三笠ノ森ノ月影ニサソハレテ、賀舌ヲ含テ夜サアカシトイヒ、又青海波ノ條ニ、鳳龍賀ノ音取ト云フコト見エタリ、鳳ハ鳳笙、龍ハ龍笛、賀ハ笳管ノ事ト見ヘタリ、體源抄ニ、迦陵頻ノサヘヅリヲ寫ス、故ニ賀ト云ナリトハ、最モ無稽ノ說、信ズルニ足ラズ、文選ニモ、鳴篳汎ニ觸氾ニ箏ノ句アルヲ以テ見ルベシ、）

〔文獻通考 百三十八樂考〕觱篥　悲篥　笳管　頭管　風管　觱篥、本名悲篥、出於胡中、其聲悲、（或云、儒者相傳、）胡人吹角以驚馬、後乃以笳爲首、竹爲管、

陳氏樂書曰、觱篥、一名悲篥、一名笳管、羌胡龜茲之樂也、以竹爲管、以蘆爲首、狀類胡笳、而九竅、所法者角音、而其悲篥、胡人吹之、以驚中國馬焉、唐天后朝、有陷冤獄者、其室配入掖庭、善吹觱篥、乃撰別離難曲、以寄哀情、亦號怨回鶻焉、後世樂家者流、以其旋宮轉器、以應律管、因譜其音、爲衆器之首、至今鼓吹教坊、用之以爲頭管、是進夷狄之音、加之中國雅樂之上、不幾於以夷亂華乎、降之雅樂之下、作之國門之外可也、宋朝元會、乘輿行幸、並進之以冠雅樂、非先王下管之制也、然其大者九竅、以觱

名所

篥名之、小者六竅、以風管名之、六竅者、猶不失乎中聲、而九竅者、其先蓋與太平管同矣、(今教坊所用、上七空、後三空、以五九工尺上一四六勾合十字、譜其聲、)

〔唐六典 十四 太樂署〕凡大燕會則設十部之伎於庭、以備華夷、一曰燕樂伎、(中略)吹葉、大笙、小笙、長笛、尺八、大篳篥、小篳篥、大簫、小簫、〇中略　三曰、西涼伎、(中略)笙、長笛、短笛、大篳篥、小篳篥、簫、〇中略　五曰、高麗伎、(中略)笙、橫吹、小篳篥、簫、桃皮篳篥、〇中略　六曰、龜茲伎、(中略)笙、橫笛、簫、篳篥各一、〇中略　七曰、安國伎、(中略)橫笛、大篳篥、雙篳篥、〇中略　八曰、疎勒伎、橫笛、簫、篳篥、答、〇中略　九曰、高昌伎、(中略)笙、橫笛、簫、篳篥、〇下略

〔藝林伐山 四 故事曲名〕涵風、一之日觱發、二之日栗烈、今按、觱發、指風是也、栗列乃氣寒結而爲冰、月令、十二月冰澤腹堅是也、栗列字從冰、其義易見、觱發之爲風、其義隱而難知、以字言之、觱羌人吹角也、其聲悲慘、冬日寒風觱發、其聲似之、莊子所謂地籟、宋玉所謂土囊、殷仲文詩、爽籟警幽律、哀壑叩虛牝、是也、〇下略

〔歌儛品目 四 器具名稱〕觱篥

所名　首(樂家錄曰、以竹本爲首、以末爲下、故管之下自小也、)　舌持(蘆舌ヲ管ノ頭ヨリ、插ミ定ムル所ヲ曰フ、)　舌(乾蘆ヲ用ヒテ之ヲ製ス、白居易ガ詩ニ、剪削乾蘆、插寒竹ト是ナリ、杜氏通典、以簫爲首、竹爲管、陳氏樂書ニ以竹爲管、以蘆爲首トモ見ヘタリ、)　義觜(舌ノ一名ナリ、丹鉛總錄曰、今人謂假父爲義父、假子曰義男義女、故項羽尊懷王爲義帝、猶假帝也、樂器笛孔上、別安觜、曰義觜、)　圖紙(ヅガミ)(蘆舌ノ下方ヲ卷ク紙ノ名〇中略)　世目(セメ)(〇註略)　縮(蘆舌ノ口ノ開クヲ制スル具、木ヲ以テ作ル、〇下略)

〔口遊 音樂〕四一上下工九五六(謂之篳篥孔)

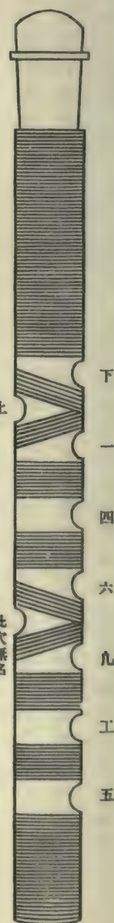
〔簾中抄 下 音樂〕篳篥のあなのな

四　一　上　下　工　九　五　六

〔夜鶴庭訓抄〕篳篥穴名

四一上下工九五六

傳來



〔續教訓抄吹物十一上〕篳篥 略〇中 竹穴名

四一上下工九五六 古說、近來不用之、

一說

四一上下五工九六 當世用之

一說

四一上下工九五六无

圖

笛夕五 干六 下中夕
丁一四六五凡工

一說

四一上下フ工五九五五六ム

次第四一上下五工九六 依合笛干音、以四爲始歟、

一說

四干一五上上同夕中下工下九干五六六同六ム

舌音 皆塞音也 ム 蓋下孔名、此穴名、殊ニ秘藏スベシ、

〔續教訓抄吹物十一上〕篳篥ハ、漢ノ武帝ノ時作リ出ス、前漢第六之主也、我朝開化天皇ノ御宇ニ當リ給ヘリ、是又此國傳來ミエタルモノナシ、我朝ニハ大石富門 〇富門恐 峯耳誤 ヲモテ、此曲ノ祖トス、

製作

〔教訓抄　八〕篳篥

當世ニ吹ハ小篳篥ナリ、管ノ長六寸、面ニ穴七、裏ニ穴二アリ、下穴名ムト云、此穴ノ名、不知人、能々可秘之、

〔樂家錄　篳篥十一〕製篳篥之大法

截篳篥、漢土之竹雖最佳、不能趣求、故用本邦寒國竹也、尤累日積年之竹爲佳、其長以管造尺六寸爲定法也、以竹本爲首、以末爲下、故管之下目小也、其下之徑、率以三分許爲宜歟、竹者以厚爲貴、凡厚者一分一釐許、薄者六釐、或五釐許、而去皮、管下外圓有內廉、但少可削之上一寸許、删竹內也、是者爲指入蘆舌也、又云、竹太厚者有含聲、薄者有散音、欲截制之者、必勘中正之音可也、其品更難記于筆頭、

竹色付之法

定竹之全寸、而以石灰煮之、是爲不蠧也、一說爲施染付時易染也、而後附色也、其法以泥煮之則其色如彩皮、泥在水鏽溜池者可也、或以蘇芳煮之、少煮則其色赤、久煮則如濃紫、又以石灰可煮之、以石灰煮之者、至于奏樂、自息温赤滴落、爲避此患也、已上九竅共開之而後可煮之、煮終開之、則至删管孔及孔上、其跡可變色、又曰、件竹不待能乾而制之、用則追日竹縮細、故櫻皮動綴可離、率經三四月可開之乎、

亦一說、有不煮直用之法、此法別無子細、亦一說、有不煮色付之一術、濃煎丹柄數度染之、其色赤而傳鐵醬、則少黑色發也、若染色有移于手、少可傳油、但此法於不有禾目之竹者難用矣、

立禾目之法

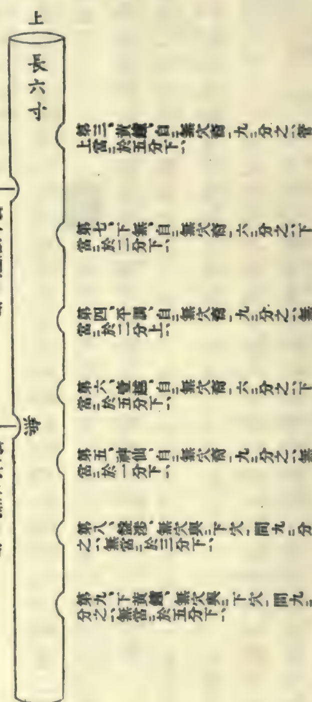
立禾目之法、別無子細、以針成筋而或亦可用小刀也、○中略

篳篥九竅寸法

篳篥九竅之圖、皆不同者何乎、曰是由竹之性及大小異也、凡小竹者、管裔易下、大竹者管裔易上、又雖大竹、而末小竹者易下也、又雖以同圖同竹制之、有毫釐之上下者、竹之性或制之人、有下口上口之差別故也、是以開穴或下或上、皆不一也、今量其大抵、本于管長六寸、以六分之、或據于竅數九而分之、以

蘆舌

記之左、皆以管穴中央定之也、



右圖雖記之、亦大概耳、最初如記、從竹性有些清濁、故九竅共先小開之、而用蘆舌試其聲、或上或下、隨于人口以可相定、但用新蘆舌、則左手四穴各上也、故右手各下可開之、古吹編蘆舌、右手五穴各上也、左手別無子細、惟撰蘆舌可相定之也、凡九竅長橫管上之穴、長二分五釐、橫一分五釐、管下之穴、長二分三釐、橫一分二釐、或亦上穴、長二分七釐、橫一分六釐、下穴二分二釐、橫一分四釐、其餘五穴準之、爲次第可作之、○下略

〔樂家錄十一集第〕蘆舌制法

篳篥蘆舌、蘆者切之、及于積年用也、舊聲清、新有含聲、生柔者不用之、古來攝津國鵜殿之地所生之蘆用之、是生堅實故也、寒中切之掛于竈上可枯之、大抵經四五箇年則能枯、但切之後、逢于雨露則惡、又土中當濕處嫌之、故去下二三節用之、又或大概計舌長切之枯之、季長日記曰、枯蘆常掛于朝日之當所枯之云々

蘆舌拉之法附籥之圖

大概量舌長切之、去半皮、次能通蘆中、(但甘皮不取、樣可通之) 次去皮之處、傳水以金鑷切口縱插之可拉也、蓋分炭火于兩段、其中入寒灰、於其上舒可拉之、是其故實也、(火氣周兩邊、而以不入于蘆中為佳、) 而割板口、挾其拉處可置之、

(是為不口開也)

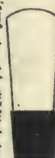
(右、鑷少燒之而插蘆也、如此則傳于蘆水滴、如熱湯可沸出也、以是為限、可拉之也、)

舌者兩脇少以割為佳也、近年皆好不割之舌也、予〇(安倍季尚) 少壯時、嘗無此聞也、古者皆用割舌乎、古記曰、蘆舌兩脇之割、左右共以少為佳云々、按用兩脇割、則雖易損、其聲有清聲、不割者雖難損、似覺有含聲、但予平生用割舌之故乎、如何、几曰、蘆舌甲有肉者、雖難損有含聲也、平正者亦惡也、量其中央可割之、〇(中略)

蘆舌之長(附磨之法)

蘆舌之長、(并) 窠之徑、雖不相定、凡長二寸二分、(或二寸一分、或二寸許也、舊記曰、長者昔太、短者昔細云々、) 窠徑大抵、比于管器之窬少小乎、(大抵管合蘆細者多、合太者希也、)

磨之法、第一、蘆舌吹口之端、插于板燋之、(但至于作期不燋、則有含聲、凡其法以至于薄柿色為節、) 第二、吹口、如此圖作之、第三



如此計可卷圖紙之程、以殘皮、(但圖紙之處、凡七分計、) 其餘去之、第四、以小刀地膚能攃之、第五、以付木賊、蘆舌之端、可横磨之、(但非蘆舌切口、本齊方可斜磨之、)



如此至於禾目出、以小刀又横攃之、又以付木賊、如初磨之、及于三分許間禾目出、而木賊以一節可竪磨之、(自是已下、急不可作、急為則有含聲、故時時追日作之、以為佳、) 而木賊付于木者、不付者、小刀等、相交可磨之、(但小刀用多、則有含聲、) 凡磨終之期、除圖紙處、至於其半、



如此以禾目出為佳、(尤四方齊可磨之、或亦以椋葉可磨之、椋葉、六月土用取青葉陰乾、浸水用之也、) 第六、以新布可摺之、若此則其聲清潔也、(但左人指卷布、右手持蘆舌、而横可摺磨之、) 蘆舌猶强、則又可磨之、禾目出可益多、然則可自弱也、

圖紙之横(并卷之法)

蘆舌之圖紙、用薄美濃紙、其横大抵七分、或七分半許、(但紙横細、則及于舌旋管可動搖、)卷之法、下初、殘皮上下一分許、



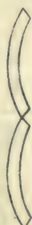
如此可去其間皮、(可上下高中細、)疊圖紙、其去皮之間、二卷許禁之、開其餘紙、齊上下卷之也、(初疊紙卷之者、及于管、欲不動拔也、)施聲音上則復少卷添圖紙、下則可少去焉、



如此作之可也、但圖紙拔安故卷不隨于圖紙之多少、而右手之聲音下者、蘆舌之下、紙二三返、以糸纏之、而後多卷添之可也

製蘆舌世目之法

世目假名書也、古書多用之、(一本帶字)可用責字乎、以藤作之、(藤有二一丈餘在海中者也、)横一分二三釐許也、內面删之、其中間



如此爲切目、其兩端



如此斜切之、



如此折合之、復於端如圖爲切目、以紅糸括之、而切齊其端也、

製蘆舌縮之法

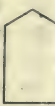
蘆舌縮必可用檜木、長横雖不定、大抵板厚可一分許、其形、



如此、下半制之、常可挾置蘆舌、(不用之則蘆舌口開不可、故雖樂遑有間則挾之、)或又



如此作之、(長横準于左圖可知之、)



(中角長八分許、脇長七分半許、下横五分半許、上横五分許、)

季音日記曰、古者爲舌口不開、別制強世目、以之縮舌口、自中年用木縮云々、

修蘆舌之下上并施世目之法

初如記新蘆舌左手各正也、(如右手各下覺之、)舊者右手各上也、(左手別無于細、)總管聲上則少可卷添圖紙、下則少可取之、世目者或一或二可施之、(但下則二、上則一、可施之、)其施處大抵蘆舌指入管、其餘最中施之、但可隨人々所好乎、

去蘆舌含聲并舊舌再用之法

有含聲蘆舌、并澁蘆舌者、兩脇可磨下之、舊蘆舌之弱者、端一分許切之、以木賊五厘許間、横少磨可用

之也、

蘆舌所持之法

能吹馴蘆舌不ㇾ可ㇾ燋、燋則可ㇾ弱也、惟蘆舌中以ㇾ水通ㇾ之、外能洗ㇾ之而綏施世目、不ㇾ可ㇾ用ㇾ縮、(是蘆舌之甲爲ㇾ不ㇾ拉也)又曰、蘆中皮取掛不ㇾ鳴時、横一分、厚五厘許之竹端付ㇾ木賊、蘆舌之上方可ㇾ摖ㇾ取之也、下摖則猶其掛殘可ㇾ無ㇾ益也、

〔攝津名所圖會 五島上郡〕鵜殿蘆(鵜殿村の堤に生出る蘆也、篳篥の蘆簧に可也と、むかしより世に名高く、貢に獻るなり、○中略)

篳篥の小舌かれぬと啼千鳥　青雨

〔歌儛品目 四器具名稱〕篳篥

器具○中略　函(イヘ)○註略　縮緒(是ハ上ノ函ヲ束ヌル者ナリ○下略)

〔樂家錄 十一第〕篳篥箱之圖

篳篥箱者、謂ㇾ習ㇾ之家、黑塗、或梨地蒔繪、或唐木等也、恰合不ㇾ相定、大抵圖ㇾ之左、

函

此端厚八分五厘許　上端高一寸三厘　蓋共一寸二分八厘
此間二分四厘
上横一寸四分
惣長一尺五分
中彫九九寸二分許
此端厚一分六厘許
於二中半一横九分二厘許
下端高八分　蓋共一寸一分
自ㇾ下於二一寸上一横八分
此間一寸一分三厘許
此間四分許

蓋長横同ㇾ于ㇾ身、而甲圖作ㇾ之也、但於ㇾ上厚二分六厘許、下於二一寸許上一厚二分許也、亦蓋兩端薄也、其厚八厘許作ㇾ之、亦於二下端一有二肉置一、而角圓作ㇾ之、釘穴自ㇾ端當二于七分半許一乎、大凡徑七厘許、身與ㇾ蓋者以二細金一貫二縮之一、而以二鼈甲一覆二其釘餘一、(鼈甲者如二釘隱物一也、)或圖二花鳥一、或圓中作二置紋一、

縮緒之法

謂縮緒者以絹結之、施于箱頭一寸許下之物也、(以錦或金襴結之)而欲開蓋、則可推下之也、其制法無定式、近代所用之圖、舉之左、凡横七分許、(長無一尺四五寸、則不能結之、)結樣　如此(但絹折合目向于上也)　次其端　如此折歸、次　如此結終、殘緒端四五分許　如此可切之、結目在蓋上也、亦或紫之包紗用之、結無子細、

〔好古小錄　下〕小硯函圖(○中略)或人ノ隨筆ニ、近家宿禰語テ云、イニシヘ篳篥ニ函ナシ、小硯ノ函ニイレテモチシ人有シヨリ、函ハイデキタリシトゾ、此ハヤゴトナキ人ノ古キ記文ニミエシヲ語ラセタマフヲ傳ヘ侍ル、ユメ〳〵モラシタモフベカラズ、(下略)後三年軍記ノ畫ト、此隨筆トヲ以ミレバ、今ノ篳篥函ノ如キコト知ベシ、然レドモ其詳ナルコトヲ得ザリシニ、或人ノ古キ篳篥函トテ圖シ置タルヲミルニ、マガフベクモナキ小硯函ナリ、其形今ノ篳篥ノ函ト大同小異也、(○下略)

〔長門本平家物語　十六〕君(○平敦盛)を只今たすけまいらせて候共、終に逦れさせ給べからず、御供養におゐては、直實能々仕候べしとて、目をふさぎて首をかき切けり、浪うちぎはにふしたりけるむくろを返してみければ、ねりきぬに五色の糸をもて、まがきに菊をぬいたりけるひたたれをぞめされたる、胄を引のけてみれば、漢竹の篳篥の色なつかしきを、紫。。檀。。の。。い。。へ。。に入て、引合にぞさされたる、

○按ズルニ、本書ニ據ルニ、敦盛ノ吹弄セシハ、篳篥ニシテ、源平盛衰記、及ビ普通本平家物語ニ笛トセルハ誤ナリ、

〔歌儛品目　四器具名稱〕篳篥

器具(○中略)　袋(樂家錄曰、篳篥之家、亦用袋、當初無之、○下略)

〔樂家錄　十一篳篥〕篳篥袋之圖

袋

名器

篳篥之家亦用レ袋、當初無レ之、清涼殿御厨子棚被レ飾レ之、亦無レ袋、亦無レ家、惟管口指二入蘆舌一而被レ置之由、見二于古記一然則用二家及袋一者、起二中世一乎、是亦貴レ器之故也、故袋法無二定式一今所レ記者、天文比之圖也、〈圖○略〉袋長、縫立率一尺六寸餘、自レ下當二于九寸許一縫二留之一以二縫目一爲二蓋上一底自レ脇折二掛之四方一縫、而袋口五寸許、折二掛蓋上一以二緒結一之、但緒施之圖、袋口平齊折二合之一至二其折目於下一附レ之、其折目疊二折下方一而自縫留レ五六分下、施二八寸許之緒一也、但其緒者、兩脇折目之下縫二附之一自レ底纏二上之於蓋上一結レ之也、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具

篳篥二口〈一大一小〉　納綠地羅縫物袋一口一

大篳篥六管

小篳篥六管　已上十二管、納二黃裕袋一〈○中略〉

寶龜十一年十二月廿五日

〔拾芥抄〕〈上末樂器〉名物〈○中略〉　篳篥

海賊丸〈茂光(和邇部)値二海賊一已雖レ遇レ死、仍爲レ遇二習時命一願可レ吹二一曲一賊許レ之、即吹二小調子一賊感免レ之、仍稱二此名一〉　大篳篥　小篳篥

〔古今著聞集〕〈十二偸盜〉篳篥師用光、南海道に發向の時、海賊にあひけり、用光を既にころさんとする時、海賊に向ていはく、我久敷篳篥をもて朝につかへ、世にゆるされたり、今いふかひなく賊徒のために害されんとす、是宿業のしからしむる也、しばらくの命得させよ、一曲の雅聲をふかんといへば、海賊ぬける太刀をおさへてふかせけり、用光最後のつとめと思て、泣々臨調子吹にけり、其時なさけなき群賊も感涙をたれて用光をゆるしてけり、剩淡路のなると迄をくりておろしをきけり、諸道に長ぬるは、かくのごとくの德を必あらはす事也、當代なほしかある事共多かり、

〔教訓抄〕〈八〉篳篥

逸物者　鶯(大納言定能家相傳之管名)　直野丸(用光(茂光)管)　網代丸(光則管)

〔續教訓抄 十一上 吹物〕箏篥(○中略)名物

海賊丸(或海賊逃)　鵲　眞野丸　皮古丸　筆丸(○中略)

名物等物語

眞野丸、コレモ又茂光(○和邇部)ガ管ナリ、

皮古丸ハ、延喜ノ御門(○醍醐)ノ御時、唐ヨリ諸ノ重寶ヲ入テ奉ラレタリケル皮古ノ足ニ、立タル竹管ノヨキホドナリケレバ、取テ彫タリケル、最上ノモノナリ、ケルナリ當時ツタハリテ宇治ノ寶藏ニアリ、

筆丸ハ、大納言能家ノモノナリ、唐筆ノ管ノ大キナリケルヲ彫ケルガ、名管ニテアリケルナリ、故ニ其家ニハ、彼管ヲスコシチキサクエラル、ナリ、

鶯ハ、大納言定能家ノ相傳ナリ、

〔鵞峯文集 記十二〕霜夜箏篥記

夫箏篥者、樂管之一也、伶官一流、傳以爲業、立其門者既久矣、從四位下甲斐守狛光逸、老於此藝、而其技彰聞、毎有御遊、常候禁庭、辱合奏御笛、可謂榮也、今秋(○延寶三年)東來、訪余於忍岡、曰、家有舊管、名霜夜、願作之記、余素不悟音律、然以其識面稍久、故姑就霜夜詳曰、露結爲霜、月亙敲氷者、非寒夜之景哉、當此時一弄一發、則宋玉之悲可以解焉、歐陽之嘆可以助焉、豐嶺之鐘可以交響焉、楚戶之砧可以擊節焉、若錯之於笋、則流水之奏可續其絕、彭澤之絃可補其無乎、與笙笛交奏則嶰谷之鳳、暖律可回、緱嶺之鶴、飛鳴可和也、不知謂何也、嘗聞、白香山聽箏篥歌曰、急聲圓轉促不斷、栗栗轔轔似珠貫、光逸常詠哦此句、刻其面面、且夫吟霜思月、欲發聲之句、亦於名有所據也、彼薛氏小童所吹香山猶傾耳、況老於此藝者哉、遂應其索云、乙卯孟秋

〔樂家錄第十一 篳篥〕小薄小紫篳篥之事

余〔安倍季尙〕家藏、號小薄篳篥、當于中祖安倍季政時、始名岩浪、後改號小薄、所見于當氏系圖及篳篥箱內之記、篳之左、管長六寸、末徑三分四厘、竹厚九厘、穴狀皆如麥粒、上黃鐘穴長二分六厘許、橫一分五厘許、下黃鐘長二分六厘許、橫一分五厘許、餘穴大準之爲次第也、〇中略系圖曰、季政所持篳篥之管聲、可爲名物之御沙汰於殿中有之、依之大宮大納言隆季卿被名付之、以大號瀧落、以小號岩浪云々、

私曰、季政者、歷仕于鳥羽、崇德、近衞、後白川、二條院御宇、

箱記曰、瀧落改大薄、永祿年中失、岩浪改小薄、右篳篥二管者、安倍氏代々所持之、雖爲名管、季音去肇下之時、讓與予、故因家號改本名、大小者竹之凭本末而已、天文三庚午正月廿八萱橘以緒、

外箱記曰、此篳篥者、初號岩浪、安倍季音去花洛之時、獻于薄以緒卿、因玆有小薄之名、雖然本安倍氏之依爲家寶、予繼業之日、自以緒卿令拜納畢、然者傳末孫彌可爲重寶者也、天正九辛巳年二月三日

安倍季房、

號小紫篳篥、亦予家所藏者也、當氏系圖曰、安倍季氏自花山院右大臣家定公玉之、以四品之絹包之、故名紫、後復加小字號小紫、季氏者歷任于後宇多、伏見、後伏見、後二條、花園、後醍醐、光嚴、光明、崇光、後光嚴院之御宇、右小薄小紫之二管、爲當氏之珍藏世々傳之、至予以爲累代重器藏之一家、則或大賊之患亦不可虞乎、乃讓與之家弟季商、以令珍之、予時万治四年五年也、其管長六寸、末徑三分、竹厚七厘許、穴狀皆如瓜實、上黃鐘穴長三分、橫一分四厘許、下黃鐘穴長二分七厘、橫一分一厘許、餘穴大準之爲次第也、

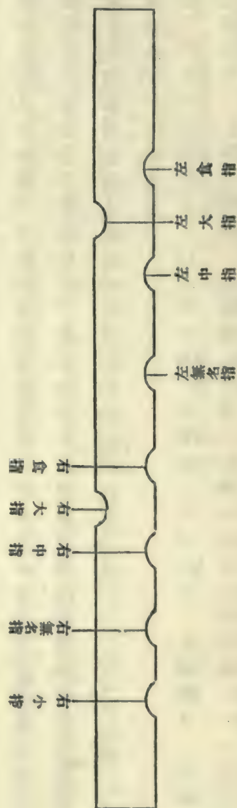
〔樂家錄第十一 篳篥〕無穴之說

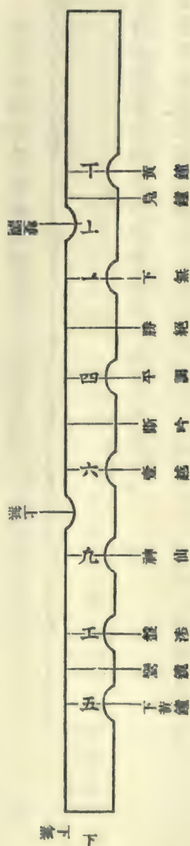
聲調

篳篥無之穴、謂有調伏之聲音、假不發之、且爲有佛神之義秘之、閉口不傳、按此穴調子上無調也、此聲音在鳳笙工之竹及絃調、龍笛以壹越六之穴、兼此聲、篳篥亦余也、以是見則豈爲不吉乎、狛氏家藏管

器之圖用闕字秦氏用呪字又一家記失字以是等字義臆說之乎家傳記謂無穴言音樂雖不動此穴不開之則凡工五舌聲濁開之而以梧塞之吹則其聲清故以有而如無名之無穴焉〇中時

篳篥左右手相分之法 并十二律圖





右所擧十二律古法之圖也雖九竅而黃鐘有甲乙兩聲故律八而其穴皆各隔一律也故殘四律者在管孔之間故下其上之律用之雖是古法如此則勞而剩難合之故設爲恩意之圖擧之左

右生斷吟之術也如圖開平調一穴餘皆塞之息和吹可也餘倣之

曲譜

右生勝絕之術也、如圖開下無一穴、餘皆塞、

右生鳧鐘之術也、如圖開黃鐘一穴、餘皆塞、

右生鸞鏡之術也、如圖開盤涉一穴、餘皆塞、○中略

篳篥聲音有異同之說

篳篥之聲音、因其人異、猶人之形乎、然約其等、則凡有三品乎、抑篳篥者、無可聲之比者、強爲比喩、則似蟬聲者乎、姑以是分等、則有如蟬聲而濁聲者、是初學者管聲皆然、又有蟬聲中有拉聲、或有圓聲者、此二等者、近代成功人之管聲也、此二者、未知孰善也、想聲律調則、其聲約而有圓聲乎、然非君子、則不能詳聲、不知其所謂圓聲者眞圓聲乎否、暫因其所聽、以名之耳、

〔歌儛品目 四器具名稱〕篳篥

孔名　丅(ナイ)上ヨリ第一孔、黃鐘ノ清聲、　丄(ジヤウ)上ヨリ第二孔、背面ニアリ、雙調ノ清聲、　一(イチ)第三孔、下無、　四(シ)第四孔、平調、　六(リク)第五孔、壹越、　九(ハン)第七孔、神仙、

工(コウ)第八孔、盤涉、　五(ゴ)第九孔、黃鐘ノ濁聲、　舌(ゼツ)背塞ノ音、雙調ノ濁聲、　無(ム)第六孔ニシテ、背面ニアリ、又無名ノ穴トモ云フ、漢土ニ勾ト名ヅク、體源抄ニ、ム裏下孔名、此穴名、殊ニ秘藏ス可シト、今按ズルニ、ムハ勾ノ省文ナルベシ、(中略)按ズルニ、樂家錄ニ、和漢篳篥譜字、尺下上上一一四四六六勾無九凡工工五五合舌(大字ハ漢名、細字ハ和名ナリ)以頖宮禮樂疏笛圖知之ト、陳氏樂書ノ圖ヲ考フルニ、コレト違ヘリ、五下六上九一上四勾無尺六工凡一工四五合舌ニアタレリ、而云、今教坊所用、上七空、後二空、以五九工尺上一四六勾合十字譜其聲トイヘリ、

〔樂家錄 十一篳篥〕篳篥譜字之次第

丅タイ　⊥シヤウ　一イツ　四シ　六リク　九ハン　工コウ　五ゴ　舌ゼツ　無ム　巳上十字

右之内無之穴不動也、故於樂譜無此字、因記之下、○中略

譜字十字外用於手品之字

ン シ或中 ー或ノ火ユンリ

右七字註之左、此外有變字下記之

ン或シ　此二字共云字略書也、假令樂譜、

丅リユイル⊥丅ン●リ●　又丅リユ⊥丅●ンリ●　巳上用同之　此詞多于鳥向樂、是横笛以黄鐘之穴多有摺手、以篳篥唱歌則丅イリ⊥イル⊥丅ーイ工イル⊥丅リ　如此手品相當也、又如此用之則其手移急也、又延吹則不合于横笛、故黄鐘之指手半上下而推出息、以下リエユ丅●レ引●　如斯謂、故有云字、又曰、必以指推出息耳、思之則可惡、惟存其意之謂也、

中或ー　此中者當也、ーマン者略書、假令酒胡子之詞一リタアヤ中四リラアアリイ六リ當于此中程、塞四而至塞一、亦明四、以如譜面移于四也、以之爲手之拍子、

ノベツ　是打字略書也、故在打處、以指點孔謂之打　鳳笙調子譜者用丅字、雖可篳篥同黄鐘之穴以丅爲字譜、故略之、而用ノ字乎

火ヒ　是同于火急之火字義也、故於于早先移用之、假令鷄德之詞、工●トリ五ル火一●ラリ　是自五早移于一也、今世傳來如此疑傳來之誤乎、武德樂古譜、六●一●丅火一●火四六●リ、又青海波之詞一●ノ●中四ゝゝ●火工六工●五火工火六●火四一リ　以之可知之、

ユユ　是變字略書也、或譜又如此、變者其所用之一律下也、謂變律或變聲、又別也　假令蘇合急之詞、丅○リ五⊥丅○エリ當于此程、指手半下推出息、以設鳧鐘之聲也、此說似於最初所擧之云上云八者存意耳、變者惟押之也、　亦就此變今釋嬰字略書女如此、再略之、右如此、或亦ス如此、按嬰者變添也、於右所擧蘇合急之詞、至于欲變用之

吹奏法

時、黃鐘指手大開而出息大發之、設鸞鏡程之聲、以移變也、吹變則自如此、是等之類横笛之手遣、在于以盤涉吹處、以此吹品於篳篥謂之盤涉手也、蘇合三帖鳥向樂等多有之、

上　是乍之略書也、見于延拍子之譜、假令萬歲樂之詞一六工〇工リレ　如此是句末、乍有于吹詰之、

リ　是引字略書也

右吹品之文字八、再略書之字四、總十二字也、是等之用字誦覺之次第記之左、二三云中ー中ノ者打火者早ユ變上者乍リ者引仁阿利、

〔教訓抄　八〕篳篥

當世ニ吹ハ小篋篥ナリ、管ノ長六寸、面ニ穴七、裏ニ穴二アリ、下穴名ムト云、此穴ノ名、不知人、能々可秘之、笛ノ下音ノ細音也、渡シ物ノ時ニ入ナリ、舌音ハ皆塞ヲ云ナリ、太吹ベキ也、凡篳篥ハ、物ノ音ヲウバウナリ、目出吹合トテ、細ク吹ツレバ、末ニハ上テ、笙笛ニイカニモイカニモ不合、其様ヲ心ヘテ吹ベシ、ウグイスナキト云コトハ、狛調子計ナリ、

〔樂家錄　十一篳篥〕至於開管知九竅淸濁之說

雙調之穴、在黃鐘下無之間、故其聲自鳧鐘下、自雙調上也、相量之可開之、

筒音者、下無也、半律許上開之、而息强吹以可得正律也、

平調之穴易上、故恪聲吹之、因失正律、而其聲愁、亦此穴上時、自然如盤涉之穴下、是平調之穴失也、得此意以開之、則盤涉之穴自亦可得正聲也、

上無之穴、在壹越神仙之間、而此穴無動、故二釐許下可開之、然則九工五舌穴、可得淸聲也、

下無之穴、律聲太淸、故易上、依然近代下開之、雖如得其律、失篳篥一器之聲、惟盤涉易下、下無易上、可能吹得正律、此二聲爲篳篥肝要之間、能々可爲習棟也、〇中略

篳篥息強弱之說

篳篥息籠雖大抵同、及移替於他穴、可有強弱、(強末張息、弱末緩息、)弱息時可有萎聲音、(其聲如轉玉、)此習練有二術、一曰、以脣少縮蘆舌、隨指之上下、機口舌以爲文也、(用此術則其聲重濁、)二曰、隨手拍子生弱息、(手之拍子者、謂手品也、)其聲能萎聲音清也、(清聲者、謂聲之淸涼堅固也、)手拍子不見於近代之譜、見于古譜、無傳授則不可知之、○註略

息者欲正直、今致強弱者何乎、曰、始終同息吹之、則聲音之末可如綾、每句終息殊然、聲音薄而不得正律、且可有濁聲、故每欲移于他律、則隨手拍子、以弱息可吹之、不如此則其聲尖而難成聲文也、而其強弱以息爲之者、非所好也、以手指爲文、則息自可從之、凡聲音從于其意發者也、故以息爲聲文、則其心專在息、而不觸于管、故其聲濁也、以手拍子爲聲文、則心在指手而不役於息、也故自息直而聲音清、如此則心爲息主、精神滿于管、其聲寬且直也、又曰、專志直而不知強弱、則有重聲乎、○中略

篳篥息籠之法

凡篳篥者、易濁聲而難清聲、其要在息籠、凡吹管、其間有聲音惡處、則記得之、專著意可去之、如此則其聲皆可得善、若不然則不覺其有惡、而終不得善聲、今舉其最惡者、以示童蒙、有曰蘆聲者、是如蘆舌耳鳴之聲也、(是息不觸于管中、而走上故也、)又息當于蘆舌之上邊、則有尖聲、(怒聲也、)當于蘆舌之下邊、則有重聲也、(沈聲也、)含息于口中吹之、則有含聲也、(含聲即濁聲也、)是等失去之、則自可得律聲之正也、是其大抵也、

又息籠之法、有或令息滿腰滿臍、然畢竟息籠有習而無習、唯可以氣爲主、氣滿體則息自實、其於管氣至、則每指息滿、而聲響自可華麗、然其華麗、有於聲音用力、未可謂善之善者、唯至于此關、而後初可窺律聲根源耳、又如右而有不發華麗聲者、暫爲之設其術、曰、少縮脣少振口舌、其振時少指出蘆舌以可吹之、如此學、漸而可得華麗聲、及得其聲、則止其術、而志於律聲根源可也、華麗者、非聲音之至處也、又曰、律與聲者、以二孔最可習練也、下無一穴得清聲、則他穴聲音皆清、盤涉一穴得正律、則他律皆正矣、○中略

殘樂篳篥之法

抑殘樂雖以箏與篳篥賞之、畢竟箏之曲也、如何者自餘樂器、次第止聲、獨存篳篥、以爲箏合聲、而篳篥或止或吹、是偏爲箏也、篳篥最初吹止處、與於曲之末吹止處者、以其當曲之音、不可止之、除其宮音、以他律可止之、（是者箏其曲皆彈終、而以其樂調之宮音彈止之法也、依之以其宮音、不吹止之、主箏而篳篥者爲其助聲故也、）假令於平調之曲、則以黃鐘盤涉止爲最善、（是自平調隔八相生律故也、）而每度吹出、則自前後拍子之間可附之、（是受箏之音播始終之音、并小爪等絃聲、不違其律聲、欲吹出之故也、）每度吹止則至於句終、吹詰之可止之、（至於句半止、其曲體不落著、故至于句終、吹詰之也、）又附處之習、絃手延處付之、細處不付之也、雖然細處、亦有付可處、隨時可斟酌之、又絃手連二箇處有之、則初不付、後之連可付之、（連者、以大指自前向方數絃一連撫之謂也、初連不付者、此手依爲絃曲也、後付之者、絃曲已備、故又爲篳篥之曲也、）是皆其大概也、

奏樂篳篥附處（并）以兩管奏之法

音取調子等之次第、第一鳳笙始之、第二篳篥、第三橫笛附之、至於奏樂者、第一橫笛始之、第二鳳笙、第三篳篥附之、其附處雖隨於時不一定、大抵至于初大鼓與次文半可附之乎、類管者自其次文可付之、然則初大鼓以後當于二文乎、頭取之篳篥未付之、則類管輩不可附之也、高麗曲者、譜面自第二之拍子附之、（發聲之初雖有初大鼓其文當于高麗笛之初句、故以第二拍子爲初大鼓之故也、此曲無鳳笙、）亦笙篳篥兩管合奏之、則自篳篥可吹出之、（是古今之例也）笛篳篥兩管之時、則尤以笛爲始也、

〔教訓抄八〕篳篥

秘曲

秘事者（小調子有平調、臨調子有盤涉調、皇帝團亂旋有壹越調、號輪音右在而取也、）

〔樂家錄十一篳篥〕小調子臨調子之說（常子字不呼之）

小調臨調之兩曲於篳篥爲秘曲也、號小調者當初有和邇部用光也、於西海欲爲海賊見害、于時取出篳篥吹小調也、海賊聞其管聲起哀情去也云々、（所謂小調之譜說、一曰平調、小調子有採頭返附、二曰音取、有重頭、三曰小調子有返附、如此有三品也、）自是爲篳篥之秘曲、尤深重之、又每樂調有小調者、是謂調子也、（略）〇註號臨者在平調也、臨或作輪也、（和訓阿加）

○中略

篳篥口傳之名目

於神樂篳篥之口傳有四、一佐伊能音、二茂能能音、三須加邊志、四加邊志比紀也、又有息受息隔者、是非于神樂之曲耳、傳受之則備律聲德、故以之爲口傳也、神樂及中華之曲雖有深習、自餘之敎者、似深非深、勤其業則或可及之、息受息隔者、其言如淺、而有終不可知者、是唯非無間斷深潜心、則何得至乎、秘之爲口傳者、非惜之然也、漫語無志輩、則恐徒學其端、得其名而不得其實矣、故以爲口傳、今不筆之也、

〔續敎訓抄吹物十一上〕篳篥○中略 名物等物語

或記云、此茂光ハ、篳篥無左右ノ上手ナリ、イヅレノ御宇ノ事ニカ侍リケン、南都ノ常樂會ニ下向シケルニ、キサラギノ十日アマリノ曉、都ノ辰巳、宇治山ヲスギ侍テ、年ヘタル、宇治ノ川浪、イク世カヘニケムト獨ゴチテ、栗小山ノ麓ヲスギ侍リケルニ、折シモ天晴テ、浮雲ソラニ見ヘザリケリ、遙ニ東ノカタニ、明星天子ノヒカリ、コトニ虚空藏菩薩ノ化現ナリケレバ、折節信心深ク、合掌ノ花開テ、心ノウチニ思ケルヤウ、佛菩薩ノ衆生ヲ利益シ給事ハ、一緣ヲ結ビタレバコソ、此メデタキ光ヲモ拜ミ侍レ、アナ貴ノコトヤ、何ヲカ手向タテマツルベキト、思ヒ侍リケルニ、己ガ藝能ニハ、音樂コソハアレ、秘曲ヲ吹テ、早ク供養シ奉ラント思テ、小調子ヲフキケルニ、信心ソラニ通ジテ、明星天子ノ光、カウベノ上ニ近ヅキケリ、栗小山ノウヘニ松原スコシ高キ處アリ、明星天子クダリ給テ、アラタニ拜マレ給ヒケリトイヘリ、○中略

敦家篳篥ヲ用光ニ習ヒケルニ、臨調子ヲ授ケリ、弟子光枝ハ、臨調子アリト云事ヲシラズ、嘲リテ云ク、師ナガラ甚ダ非常ノ人也、篳篥ニハ、小調子ト云物ヲコソ、秘スル調子ニテハアレ、臨調子ト云物ハ、全クキカザル所ナリ、新少將ニサヅケムレウニ、作出スナリト云ケリ、用光此事ヲ聞テ云

ク、光枝ハ弟子也、用光タトヒ狂トイフトモ、アナガチニ嘲ルベカラズト、バカリ云テ止ニケリ、少將モ時ノ人モ、用光ガ作出スヨシヲ存ジテ止ヌ、用光早世ノ後、年序ヲクリテ後チ、六條内裏中院ニシテ、御遊アリ、樂人多ク參會ス、光枝其中ニアリ、新少將語テ云ク、先達ノ物ヲ秘スル、幽玄ノ事ナリ、大般若ヲ讀ンタメニ、山僧ヲ請ジ下シテ、轉經ノ間數日止宿、面談ノ次ニ語テ云ク、先年ノ比、思ガケヌ古物ノ中ヨリ、物語ドモヲエリ出シテ、無益ノ物タルニヨリテ、皆障子ノウラニ張畢、又其中ニ黃紙ノ書一卷コソ、ハラズシテヲキタレト云、取寄テミレバ、延喜ノ御時ノ篳篥ノ譜也、其中ニ臨調子ヲ書ノスル所ナリ、光枝コレヲ聞テ顏色ナシトイヘリ、先達ノ物ヲ秘スル、凡ソ其名字ヲダニモラサヾリケルナリ、○中略

或記云、敦兼少將ノ篳篥ハ、天下ニユルサレタル人ナリ、寛治四年七月ノ比、花洛ノ雲ヲハナレテ、遙ニ吉野山ニ參詣、○中略南都竹林院ト云トコロニ一宿シテ次日吉野山ニマイリツカレニケリ、野ギワノ藏王堂ヨリハジメテ、ヤウ〳〵入堂、勝手大明神マデマイリテ、宿所ニタチ返リテ、暫クウチ休ミ、上ノ宮ニ參詣シテ、シヅカニ奉幣ナド、夜入テ〆侍ケルホドニ、家ノ秘曲ナリケレバ、人シヅマリテ、神ナギナドノ神歌モシヅマルホドニ、小調子ヲ吹テ、神明ニタムケテ、宿所ニカヘリヌ、下向ノ次日、心チナヤミテ、イカナル事ゾトテ、キ子ニ事ノヨシヲ聞シケレバ、賀茂大明神ノ御祟ナリトゾ打イデケル如何ニモ怠リ申タマヒケレドモ、十三日俄ニ死ニヲワシニケリ、年五十八大和ニ勤學寺トテアル、ソノ邊ニトカクシテ、墓所ハアルトナン、此人ハ南京ノ竹林院ノ先祖ノ事ナリ、シカレバ秘曲ヲバ、ヨク〳〵案ジテ、サウナクスベカラザル事ナリ此人ハ賀茂大明神ノ、ヲシミヲボシメス人也ケリ、左右ナク賀茂ニモ參詣セズシテ、吉野ヘマイリ、家ノ秘曲ヲ吹タル御トガメナリトゾ申ケル、

〔十訓抄十二〕鳥羽院御時、十樂講の次に御遊ありけり、夜更くるまゝに、常よりもおもしろかりけ

敎習相傳

れば、敦兼刑部卿の子ども、季兼、季行おと〻ひ、篳篥吹きて候ひけり、常　音とりにも似ず、調子の樣なるものを、同音に吹き合せたりけり、人々物の音をとゞめて、耳を傾け〻るほどに、或人笛にて、胡老子といふ樂を、吹き合せたりけるによりて、事さめてけり、篳篥の小調子といふ秘曲を吹かんとする、すらひを去らで、事をさまし給へる、長世の耻なりとぞ、或人申しける、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事〇中略

唐樂師十二人横笛師、合笙師、簫師、篳篥師、〇中略

右依舊爲定、餘皆停止、〇中略

大同四年三月廿一日〇中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事減一百五十四人、定一百人、〇中略

唐樂生六十人減廿四人、定卅六人、〇中略

篳篥生四人不減〇中略

嘉祥元年九月廿二日

〔續敎訓抄吹物十一上〕篳篥ハ、〇中略我朝ニハ大石富門〇富門、恐峯誤、ヲモテ、此曲ノ祖トス、其子左衞門尉同富門、仰村上天皇ニ當曲ヲサヅケタテマツル、其御子後中書王、其御子土御門右大臣、其御子堀川左大臣、其御子中納言源師時、其御子安藝權守源師任、彼父子ノ御流ハ、今源家ノ篳篥ト名テ、南京狛氏ノ輩專ラ傳之、

又金田府生和邇部用光トテ、此道ノ達者アリ、其子光枝、其子則光、其弟子狛光則、此又同狛氏ノ篳篥也、光枝ガ弟子時近、其弟子時貞、其弟子貞時、其弟子又師任、其弟子仁和寺法師伊賀法橋慶信、其

弟子三宅成貞改名正光也、仍又三宅氏アリ、其子守正、其子正枝、其弟子中原近茂、仍中原氏アリ、彼茂光ガ弟子ニ、上野守藤原敦家ト申テ、ヨク是ヲ傳ヘタル人ヲハシキ、其子越後守敦俊、舍弟刑部卿敦兼、其子正三位季行、弟子多好方、弟子季正、弟子安部季遠、此後安部氏アリ、〇中略篳篥ハ、祖父判官ノ時、村上天皇ノ御末、安藝守源師任ト申シ人ノ御侍ニテ、尾張則成ト申シ、樂人ニアヒテ、秘曲ヲ極畢、彼ハ源家ノ篳篥狛氏ノ吹ク所ハ、皆彼敎シ流也、承久元年正月十四日、院ノ御所ニシテ勅定ヲ承テ、小調子ヲ吹給、仁治元年二月常樂會ニハ、息男光葛幷時成ガ子童壽王、俗名時葛ヲ仕立テ、兩曲ヲ吹セテ、故入道則チ正嘉元年ノ常樂會ニ、篳篥闕如ノ時、寺家ノ仰ニヨリテ、中門四ノ篳篥ニ立テ吹之、三宅ノ守保ハ、正光四代ノ篳篥吹ナレドモ、秘曲昔ヨリカナハザル間、文永五年ノ常樂會ニ、彼弟子ニ成テ、兩曲ヲ吹畢、其後同七年十月四日、法皇宸筆御經供養、嵯峨殿ニテ習禮ノ日、皇帝一具、万秋樂一具アリシトキ、重テ共節ニアヒ畢、加之大神是重ハ是貞入道法名如圓ニナライテ吹トイヘドモ、建治元年常樂會ニ、兩曲ヲ吹シ時ハ、又弟子ニナリテ吹畢、予ハ此器ヲツタヘズト雖モ、同年十二月十三日、仁和寺舍利會ノ日、俄ニ万秋樂一具アリシニ、中原貞茂近茂男四ノ篳篥ノ内ニテ、忽面目ヲ失フアヒダ、種々ノ怠狀ヲイダスニヨテ、當座ニ予免シ畢、是則狛定近、左笛ニヨリテ笛ヲ吹ザレドモ秘曲ヲユルシヌ、子細ヲ申、例ニマカセテ沙汰ヲイタス、仍口傳古實ヲバ存知セシムルアヒダ、シルス事シカナリ、〇中略

此守正ハ正光ガ子、非希代ノ樂人ニヨリテ、秘曲等ヲ不傳、守保ガトキ、予ガ親父光葛ガ弟子ニナリテ、皇帝、團亂旋、蘇合、万秋樂以下ノ秘曲、ミナ相傳シ畢、是ハ則村上ノ天皇ノ御末、安藝守源師任ノ御流ナリ、尾張則成御侍タルニヨリテ、秘事秘曲、一事ヲノコサズ下給畢ヌ、ソレヲ祖父近眞、ナラヒツタフルトコロナリ、

大方狛氏ノ篳篥ハ、皆源家ナリ、師任ノ父師時ノ弟子ニテ、宇治判官光則ハ侍リ、サテ季時ハ光則

ノ弟子ニテ、同秘曲ヲ傳ルモノナリ、

〔安倍家相承次第〕爰尋本朝篳篥之所傳、延喜御宇、從五位下大石峯良、堪其能、而傳于男左衛門富門、爾來流々相承、而左中將藤原敦家朝臣傳之、是於神樂樂道、爲万世之師、誠吾流之祖而歷男刑部卿敦兼朝臣、到于孫散位實家、實家能繼述、而道益盛矣、乃我家起於此傳之、又敦家朝臣孫太宰大貳季行卿、男散位重季朝臣、及大納言定能卿等、楊梅二條、兩流相分也、因茲鼎足而立、相與授受、以得奉公侍宴、惜哉、應仁中、楊梅二條兩流已絕矣、雖然我家獨引敦家朝臣之正流、振吟之德音無盡矣哉、顧曩祖之積善有餘慶者歟、何吾道之盛也、冀永子孫可覺焉、可勉焉、

〔篳篥師傳相承〕爲忠 或本忠景弟子、忠景者則光弟子

- 爲行 ― 爲計丸
- 粟田季忠 ― 行忠 ― 重忠
- 尿鷹
- 良峯行正
- 右城正枝 ― 和邇部用光 雅樂允
- 同光枝 兵庫允 ― 同則光 雅樂允
  - 忠景 右舞人資忠外孫
- 敦家 兼經子伊像守 篳篥之放取金峯山 ― 敦兼 敦家子刑部卿
- 實家 從五位下 敦兼子
- 豐原時秋 時元子雅樂允 ― 安部季遠
  - 吉方
  - 盛能 四位侍從 季家子

同季國

同季清

盛兼（盛能子）

季兼（備後守　敦兼子）――季信（季子）

季行（從三位　太宰大貳敦兼子）

季家（敦兼子　中務大夫出家）

重季（修理權大夫　季行子）――忠行（三位兵部卿　重季子）

定能（大納言　季行子）――親能（大納言　定能子）
　　　　　　　　　　――定親（定能子）
　　　　　　　　　　――定季（定能子）
　　　　　　　　　　――狛季時（左近將曹　季兼弟子行兼子）――尾張則成
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　――季長（左近府生　季時子）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　――時成（季時次男）

〔樂家錄十六管絃系圖〕神樂篳篥相傳之統

●大石峯良（右衛門權少將　以二笛篳篥一爲レ業、村上天皇御笛之師、）――富門（大石右衛門尉　峯良男）――博雅卿（從三位）――信義朝臣（博雅男）

島田重連――大石峯遠――俊賴朝臣（左京大夫）

敦兼朝臣（刑部卿）――實家朝臣（敦兼男　號篳篥大夫）――安倍季政（從五上左將監　久安四御遊賞、篳篥聲美滿二殿中一、因大宮大納言隆季卿名二其管一、大號二瀧落一、小號二岩浪一、長寬二死六十六、）

楊梅季行朝臣（中將能登守）――季遠（季政男左將監）――季國（左將監）

楊梅忠資朝臣（中將）――季茂（季國男　左兵衛）――季俊（左將監）――季氏（左將監）――季景（壹岐守）

季種信濃守 ― 季村伊賀守 ― 兼郡朝臣楊梅中將 ― 季央季村男 左將監

季長季種男 飛驒守 ― 季久季央男 伊賀守 ― 季益壹岐守 ― 季清季長男 飛驒守 ― 季盛壹岐守
兼重

季音伊賀守 ― 季敦越中守壹岐守 人長兼 ― 季雄左將監人長兼 ― 季正左將監入道普與 爲出家後季房傳
薄以緒卿正三位參議 橘氏 ― 薄以清右衞門佐 ― 薄以繼左衞門權佐

季房飛驒守 季正依爲出家自薄以繼傳 ― 季爲左兵衞 ― 季倘

〔樂家錄 十六 管絃系圖〕篳篥傳他之說

按、系圖、昔日自安倍氏篳篥相傳之家多、而於其中亦有他家爲祖之者也、今雖無是等之統、欲備後世考焉、故始相傳之輩耳擧之、左一家相傳之統見于神樂系圖、因不記焉、

安倍季政相傳五人　楊梅中將季行　大宮大納言隆季　左兵衞尉康清　三宅左近府生守光　坊門大納言宗通

季遠相傳一人　樋口三位定能

季國相傳四人　楊梅中將忠資　左中將盛兼　津守國平　兵庫頭繁

季茂相傳二人　津守國助　梅小路少將實俊

季氏相傳二人　花山院右大臣家定公　公守朝臣

季方相傳一人　重井十郎亮

季光相傳一人　大神景盛

季景相傳一人　豐原具秋

名人

季村三相傳人　兼邦朝臣　室町中將季顯　冷泉三位永季
季英三相傳人　月輪中將季尹　今小路宰相中將　榮仁親王
季長四相傳人　兵部卿兼英　綾小路中將經良朝臣　兼重　治仁王
季清二相傳人　道守行昌　藤房雄
季音四相傳人　薄宰相以緒卿　平松中將資冬　富小路中將俊通　薄右衞門佐以清
季雄一相傳人　薄左衞門權佐以繼
某季尙相傳　大納言嗣孝息藪嗣章　清水谷中納言實業　花園右中將公晴　久世侍從通淸

〔古今著聞集十二偸盜〕博雅三位の家に、盜人入たりけり、三品板敷の下ににげかくれにけり、盜人歸り、さて後はひ出て家中を見るに、殘たる物なく、みな取てけり、篳篥一を置物厨子に殘したりけるを、三位とりてふかれたりけるを、出てさりぬる盜人、はるかに是を聞て、感情をさへがたくして、歸來て云やう、只今の篳篥のねを承に、あはれにたふとく候て、惡心みなあらたまりぬ、取所の物ども、悉くに返し奉るべしといひて、皆置て出にけり、昔の盜人は、又かくゆう成心も有けり、

〔續教訓抄十一上吹物〕廣澤僧正寛朝〇敦實親王子ハ、篳篥吹、此道ノ一物ナリトイヘリ、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕篳篥吹遠理が父、阿波守にて下向の時、遠理其ともにおなじく下向しけるに、其年旱魃の愁有ければ、とかく祈雨をはげめ共かなはず、七月ばかりに、遠理其國の社其神可尊へ參て、奉幣の後に、調子を兩三反吹て祈請の間、俄に唐笠ばかりなる雲、社の上におほひて、たちまちに雨下りて、洪水に及にけり、神威のあらたなる事、秘曲の地におちざる事、かくのごとし、志賀僧正明尊、本より篳篥をにくむ人なりけり、或時明月の夜、湖上に三船をうかべて、管絃、和歌、唄物の人を乘せて、宴遊しけるに、伶人等其舟にのらんずる時いはく、此僧正篳篥にくみ給人也、しかあれば、用枝はのるべからず、事にがりなんずとて、のせざりければ、用枝さらば打物をもこ

そつかまつらめとて、しゐてげり、やう〳〵深更に及程に、用枝ひそかに篳篥をぬき出して、湖水にひたしてうるほしけり、人々見て、ひちりきかと問ければ、さにはあらず、手あらふなりとこたへて、何となき體にて居たり、しばらく有て、つひにねとり出したりければ、かたへの樂人共、さればこそいひつれ、よしなき者を乘て、興さめなんずと、色をうしなひて、なげきあへる程に、其曲目出たく、たへにしてしみたり、聞人みな涙おちぬ、年比是をいとはるゝ僧正、人より殊になきていはれけるは、正教に、篳篥は伽凌頻のこゑをまなぶといへること有、此言を信せざりける、口をしき事也、いまこそ思ひしりぬれ、今夜の纏頭は、他人に及べからず、用枝一人に有べしとぞいはれける、此事を後々迄いひ出して、なかれしとぞ、

〔續教訓抄十一上吹物〕篳篥〇中略　名物等物語

基通云、中宮大夫師忠、仁和寺ニシテ、佛事ヲ修セラルヽ、音樂アリ、樂人多ク會ス、深更ニ及テ、樂ノコヱ清美ナリ、篳篥吹キ正延ハ、元ト彼卿ノ雜色、仍酒部所營二于其事一、其時ノ樂音ノ清美ヲ聞テ、情感ニタヘズ、自二酒部所一篳篥ノ調子ヲ吹出ス、其音仙王ノ如シ、樂人コレヲ聞テ、各感涙ヲ攪テ云ク、爭カ召出サヾルベキヤトテ、忽逸不同天令二召出一云云、〇中略

或人語テ云、三宅守正ガ云ク、後白川院、鳥羽院ニテ御船樂アリシニ、篳篥ヲメシ具セラレズ、守正此事ヲナゲキ存ズルアマリ、兼テカノ池ノ島ノアシ中ニカクレテアリ、御船樂始リテ、樂數反ニ及ブ、諸卿興ヲモヨヲシ、上皇感ヲウゴカシマシマスキザミ、守正蘆ノ中ニシテ篳篥ヲ吹ク、諸人耳ヲ驚シテ、コレヲモトメラルヽニ、守正ヲモトメ出サレ畢、上皇御感アリテ、管絃ノ船ニメシグセラレ畢、家ノタメ道ノタメ、誠ニ興アル事ナリ、

〔體源抄五〕應永三年量秋之記云、十節衆重井ハ、篳篥堪能ナリ、故成秋弟子也、故信秋、成秋、英秋、イツレモ堪能ナリ、然ニ所作一度モ無レ之、故人ハ如レ此心フカキ事ナリ、可レ信可レ仰、

吹奏例

〔續世繼 九賢き道々〕笙のふえの師にて、市佑時光、〇中略用光〇和邇部といひし、ひちりきの師と、ふたり褒頭樂をそうしけるとぞ、のちにきこえける、〇下略

〔樂所補任〕天永元年

左衛門府生正延 篳篥吹

同三年 壬辰

右兵衛志則時　延國 篳篥吹

大治元年 丙午

右衛門府生爲季　玉手重貞 新任十月任、篳篥吹、〇下略

〔古今著聞集 八好色〕刑部卿敦兼は、みめの世に惡さげ成る人也けり、その北の方は、はなやかなる也けるが、五節を見侍りけるに、とり〴〵に、はなやかなる人々の有を、見るにつけても、先わが男のわろきを、心うく覺へけり、家に歸りて、すべて物をだにいはず、目をも見合ず、打そばむきてあれば、しばしは何事の出きたるぞやと、心もえず思ひゐたるに、しだいにいとひまさりて、かたはらいたき程也、〇中略せんかたなくて、車よせの妻戸をおしあけて、獨ながめ居たるに、更闌夜しづかにて、月のひかり、風の音、物ごとに身にしみわたりて、人のうらめしさも、とりそへておぼへけるまゝに、心をすまして、篳篥を取出て、時のねにとりすまして

ませのうちなる白ぎくもうつろふみるこそあはれなれ、我らがかよひてみし人も、かくしつつこそかれにしか、とくりかへしうたひけるを、北の方聞て心はやなほりにけり、それより殊になからひ、目出たくなりにけるとかや、優成北の方の心なるべし、

〔續教訓抄 十一上吹物〕篳篥〇中略　名物等物語

同人〇或云、後鳥羽院ノ御時、大井河ノ御遊覽ノ日、地下ノ樂人等、メシ具セラル、此中ニ安部季遠、三

雜載

宅守正、水練タルニヨリテ、水ヘイレラレタリ、上皇彼二人ニ勅シテ、水上ニテ篳篥仕ルベシト仰下サル、爰ニ季遠ハ用意セザルアイダ、イソギ陸ニアガリテ、篳篥ヲトラムトス、守正ハ兼テタブサキノ中ニ、カクシ持ツ故ニ、イト靜カニ水ニ浮ビナガラ、コレヲ吹タリケリ、上皇殊ニ御感アリケリ、道ヲタテム人ハ、何レモ何レモ、カヤウノ心バセアルベキナリ、

〔枕草子九〕笛は

ひちりきは、いとむつかしう、秋の虫をいはゞ、くつはむしなどにて、うたてけぢかくきかまほしからず、ましてわろうふきたるは、いとにくきに、りんじのまつりの日、いまだおまへには出はてゞ、物のうしろにて、よこぶえをいみじう吹たてたる、あなおもしろときくほどに、なからばかりより、うちそへてふきのぼせたるほどこそ、たゞいみじう、うるはしきかみもたらん人も、みなたちあがりぬべき心ちぞする、

〔塵袋七〕一松浦ノ宮ト云フ物語ニハ、篳篥ヲバモロコシニハ簫ト云フヨシヲ書ケルハ、實說歟、是ハアヤマリ也、蔡邕月令章句、簫編竹吹之ト云ヘリ、風俗通曰、其形參差象鳳翼、管長二尺、五絃要義曰、大者二十二管、小者十六管云々、爾雅大長四尺四寸、小一尺三寸、小笅トモ籟トモ云フトイヘリ、サレバ篳篥ニハマガフベカラズ、松浦ノ宮ト云フ物語ハ、ナベテノ物語草子ノ樣ニハアラデ、ゲニゲニシキヤウニ、モロコシノ事ヲカキタル物ナレドモ、謬無力事歟、但文選鈔、笳簫也ト尺セル事アリ、常ニハ笳ハアシノ葉ヲマキテ、胡人ノ吹物也、篳篥ノ如ノ物ナルベシ、簫トハ云フベクモナケレド、カク云ヘル故ニ、ガヤウノ事ニツキテハ、篳篥ヲ簫ト云フナドハ云フニヤ、李伯陽入西戎所造トモ、笳賦ニハ云ヘリ、

○

大篳篥

〔倭名類聚抄四管絃〕篳篥　律書樂圖云、大篳篥、小篳篥、篳篥二音、俗云比知利岐、

〔續教訓抄 十一上吹物〕大篳篥ハ、長秋卿○源博雅ノ御在生マデハ侍リケレドモ、其後ハ誰人吹傳ヘタリトモ見エズ、但康保ノ臨時ニ吉水清貞ト云テ、手宛ニカヽレタリ、其外ハ見エタル者ナシ、今吹トコロハ、小篳篥ナリ、

〔樂家錄 十一篳篥〕有篳篥大小異之說

體源抄曰、大篳篥近代絶畢、○中略或抄曰、今所用之篳篥者、小篳篥也、表七孔、裏二孔云云、

私曰、大篳篥世謂異管、舊記之誤、疑之、拾芥抄入于名物之中、爲器名、然大篳篥唐之書載之、

〔歌儛品目 三八音紀原〕大篳栗(中略)源語末摘花卷ニモ、大篳栗サタハチノ笛ト見ヘテ、河海抄等ニモ、長サ一尺八寸トイヘバ、尺八管ト同ジ狀ノ者ノヤウニミヘタリ、樂家錄ニモ體源抄ノ說ヲアゲテ、其說ヲ疑ヒ、文獻通考云フ所ヲ證トシテ、大小二種アルヲ證セリ、按ズルニ、此器唐ノ時、十部ノ樂ノ中ニ於テ、用ルト用ヒザルトノ別アリ、唐六典(太樂令)ニ據ルニ、燕樂伎ニハ、吹葉、大笙、小笙、長笛、尺八、大篳篥、小篳篥、大簫、小簫アリ、又西涼伎ニモ、笙、長笛、短笛、大篳篥、小篳篥、簫ヲ用ヒ、安國伎ニ、横笛、大篳篥、雙篳篥アリ、其外高麗伎ニハ、小篳篥ノミニテ、大篳篥ナシ、龜茲伎、疏勒伎、高昌伎ニハ、唯篳篥トノミアリテ、大小ノ別ヲイハズ、清樂伎、天竺伎、康國伎ノ三部ニハ、篳篥ヲ用ヒズ、其外鼓鐘ノ器モ、皆其部ニ於テ區別アリ、コレ我邦ニテモ、左右二管ノ差別アルト、相同ジキコト知ル可シ、然ルニ此器ノ形狀ヲ詳ニスルモノ、唐志ニモ見アタラズ、教訓抄ニ當世ニ吹ハ小篳篥ナリ、管ノ長六寸、面ニ穴七、裏ニ穴二アリト云モノハ、何ニヨリテ、其小篳篥ナリト、定メタル者ナルヤ、隋書樂志ニ據ルニ、大篳栗竪、小篳栗横トイヘバ、小篳栗ハ、今篳篥ノ製トタガヘリ、又宋陳暘ガ樂書ニ、諸ノ樂器ヲ輯錄スルコト甚タ詳カニシテ、且其時唐ヲ去ルコト甚ダ遠シトセズ、此器ノ類ハ、其書ノ第一百三十卷ニノセテ、篳篥、漆篳篥、雙篳篥、銀字篳篥、桃皮篳篥ノ五種アリ、又胡笳、蘆管等モ此卷ニノセテ、悉ク圖解ヲ敍セタリ、其篳篥ノ說ニ曰ク、篳篥一名悲篥(中略)然其大者九竅、以篳篥名之、小者六竅、以風管名之、六竅者猶不失乎中聲、而九竅者、其失蓋與太平管同矣、注曰、今教坊所用、上七空、後二空、以五凡工尺上一四六勾合十字譜其聲、トイヘリ、コレニ據レバ、今所用九竅ノ者ハ、即大篳篥ニシテ、六竅ノ者ヲ以テ、小篳篥トスルノ說ナリ、隋志ト相タクラブレバ、殆ド符ヲ合セタルガ如シ、此外ニ河海抄等ニイフ如キ製ニ類スル者ナシ、猶考フ可シ、

〔拾芥抄 上末樂器〕名物　篳篥

大篳篥　小篳篥

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具

篳篥二口一大一小、納緑地羅縫物袋一口、
大篳篥六管○中略　已上十二管、納黄袷袋、○中略
寶龜十一年十二月廿五日

〔續教訓抄十一上吹物〕篳篥○中略　名物等物語

基通云、故三宮ノ仰ラレシハ、式部卿宮博雅三位、意趣アルニヨリテ、門ヲ切ニ、勇徒等數十人仰ヲ奉テ、ヒソカニ行向フ、三位寢殿ノ西ノ妻ノ内、格子一間計アケテ、アリアケノ月、西ノ山ノ端ニカカルヲ詠テ、大篳篥ヲ吹スマシテ居ケリ、勇徒等コレヲキクニ、不覺涙下ケリ、各涙ヲ流テ、コレヲ切事アタハズ、歸參シニケリ、宮待テトヒ給ケレバ、具ニ此由ヲ申ス、宮聞之給テ、同ク涙ヲ流シテ意趣ヲ思止給ヒケリ、

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、○中略　吉水清眞大篳篥、良岑行正小篳篥、

〔教訓抄八〕篳篥

康保三年之比、良岑行正吹大篳篥、博雅卿傳之吹、其後絶畢、

〔空穗物語藏開上〕かうで御あそびし給、びわ式部卿の宮、○中略　さうのふえ中納言、よこぶえ權中納言、大ひちりきとあはせてあそばす、○下略

〔源氏物語六末摘花〕例の御あそびならず大ひちりき、さくはちの笛などの大ごゑを吹あげつゝ、たいこをさへ、かうらんの許にまろばしよせて、手づからうちならし、あそびおはさうず、

莫目

莫目、或ハ莫牟ニ作リ、讀テマクモト云フ、高麗百濟ノ二部ニ通ジ用フ、蓋シ三韓ノ貢スル所

ナラン、倭名類聚抄コレヲ管籥類ニ收ム、則チ其竹屬タルヲ知ル、形狀聲調今得テ攷フ可カラズ、

名稱

〔倭名類聚抄四管籥〕莫牟　本朝格云、莫牟師一人、(牟或作レ目、俗云二萬久毛一、)

〔伊呂波字類抄末雜物〕莫目(マクモ)樂具

〔倭訓栞中編二十四〕まくも　和名抄に、管籥類に莫牟と見えたり、國史(○類聚國史百七)には、莫目師と書せり、

〔歌儛品目三八音紀原〕莫牟(マクモ)　按ズルニ、是レ管籥ノ類ナルニヤ、其形狀未レ詳、和名抄ニハ、管籥ノ類ニ收メ入レタリ、(中略)今按ズルニ、此器ハ、高麗部ノミニ用ユル者ニシテ、漢土ノ器ニアラズ、○中略

竹類八種、存者四種、○中略亡者四種、(中管、簫、尺八、莫牟、)

○按ズルニ、唐六典太樂署ニ、十部之伎アリ、其五ヲ高麗伎ト曰ヒ、用ル所ノ器ヲ具注ス、而シテ莫目ノ名、見ル所ナシ、

教習

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定二雅樂寮雜樂師一事 ○中略

高麗樂師(○横笛師、箜篌師、○莫目師、儛師)

百濟樂師(○横笛師、箜篌師、○莫目師、儛師、○中略)

右依レ舊爲レ定、餘皆停止、○中略

大同四年三月廿一日 ○中略

太政官符

應レ減二定雅樂寮雜色生二百五十四人一事(減二一百五十四人一、定二一百人一、○中略)

高麗樂生廿人(減二二人一、定二十八人一、○中略)

莫目生二人（不減、中略）○

百濟樂生廿人（減十三人、定七人、○中略）

莫目生一人（不減、中略）○

嘉祥元年九月廿二日

〔續日本紀　三十一光仁〕寶龜二年二月丙午、授莫牟師正六位上村上造大寶外從五位下、優高年也、

古事類苑

樂舞部三十二

尺八 洞簫 一節切 後世尺八 併入

尺八ハ、シャクハチ、又サクハチノフエトモ稱ス、蓋シ李唐ノ初メ、呂才ノ造ル所、其長サ唐ノ小尺一尺八寸、(今尺一尺四寸五分餘ニ當ル)因テ名ヲ得タリト云フ、唐六典ニ燕樂部ニ收メ、本邦マタ唐樂ニ用キ、尺八師、尺八生ノ名、格式ニ著ハル、其器、上半ニ竹節アリ、竪ニ之ヲ吹ク、面ニ四孔ヲ鑿ル、各〻名アリ、第一孔ヲ眞懷ト曰ヒ、次ヲ角鏃ト曰ヒ、次ヲ賢仁ト曰ヒ、次ヲ舌捍ト曰フ、背ニ一孔アリ、其名ヲ後高ト爲ス、初メ才ノ之ヲ製スル器タル、凡十二枚、長短同ジカラズ、蓋シ古律ノ黄鐘ハ九寸ニシテ、其音淸高ニシテ、人聲ト近カラズ、故ニ九寸ヲ倍シテ、一尺八寸ト爲シ、上生下生シテ、以テ十二枚ヲ作リシナリ、本邦ニ傳フル者、亦此ノ如シ、體源抄諸書ニ注スル所、歷々徵ス可シ、其一名ヲ洞簫ト爲スト云フハ、恐ラクハ傅會ナラン、其按譜亡佚シテ、其聲調ヲ知ルニ由ナシ、洵ニ惜ム可キナリ、中古以來、コレヲ田樂ニ交ヘ用キ、其器モ亦漸ク脩長ヲ致セリ、然レドモ後世謂ユル尺八トハ其製質ニ別ナルモノアリキ、

後世ノ尺八ハ、管ノ長サ今尺ノ一尺八寸ナルニ由リテ亦此名アリ、節三ニシテ、孔ハ古ノ尺八ニ同ジ、本ヲ管尻トシ、末ヲ吹口トス、又一節切(ヒトヨギリ)ハ、其實古ノ尺八ノ製ヲ變ジタルモノニテ、一尺八分ノ管ニ、一節ヲ存シテ截レルニ由リ名クル所ニシテ、節ノ上ヲ三寸八分、下ヲ七寸ニ製スルヲ法ト爲シ、其管モ尺八ヨリ細クシテ、本ヲ吹口トシ、末ヲ管尻トス、然レドモ後世

名稱

ハ汎ク一節切ノ事ヲモ尺八ト稱ス、因テ今其區別シ難キモノハ、併セテ後世尺八條ニ載セタリ、抑モ後世ノ尺八ハ、中古別ニ支那ヨリ傳ヘタルモノナルベシ、一節切ハ足利幕府ノ末ニ宗佐ト云ソ人アリ、此技ヲ傳習シ、終ニ斯道ノ祖ト仰ガル、尋デ織田氏ノ時、大森宗勳此技ヲ中興シ、晩年後陽成天皇ノ勅ヲ蒙リ、五調子ノ尺八ヲ製シ、名聲甚ダ高カリシト云フ、德川氏ノ初ニ、此技盛ニ行ハレテ、貞享元祿ノ頃マデ、名人陸續輩出セリ、是ヨリ先世ニ虛僧ト云フ修行者アリ專ラ尺八ヲ吹奏シテ、諸國ヲ行脚シケレバ、尺八ハ殆ド虛僧ノ特有物ノ如クニナリテ、後世尺八ヲ學ブモノハ、初ハ必ズ虛僧ヲ師トスル如キ勢ナリキ、後世尺八ノ曲ハ古クヨリ海道下リ、レンボ流シ、吉野山、鶴ノ巢籠、虛空鈴等ノ三十六曲アリ、是ヲ本曲トシ唱歌ハナシ、別ニ外曲ト云フアリテ、是ハ大方箏又ハ三線ノ曲譜ニ合奏スルモノナリ、然レドモ其始ハ單獨ニノミ吹奏シ、音調優美ニシテ淫靡ナル節トテハナカリシヲ、箏三線ノ曲譜ニ合奏スル樣ニナリテハ、自ラ鄙猥ニ流レシガ、猶ホ三線ナドノ如ク甚ダシキニハ至ラズ、此技ノ流行ハ、貞享元祿ノ頃ヲ以テ特ニ盛ナリトス、當時世ニ男伊達ト稱セラル、者多ク此器ヲ弄ビ、終ニハ弄吹ヲ解セザル者スラ、尙ホ此器ヲ腰間ニ插ミテ裝飾ニ供シ、市街ニ炫燿スル風アリキ、

〔倭名類聚抄四管簫〕尺八　律書樂圖云、尺八爲短笛、縱向吹者也、

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕按舊唐書音樂志云、短笛、脩尺有咫、蓋本律書樂圖也、然通典載唐讌樂所用器云、長笛一、尺八一、短笛一、唐書禮樂志同、尺八短笛兼擧、則其說似不同、又按唐書呂才傳云、才製尺八十二枚、長短不同、與律諧契、則知尺八呂才所造、蓋古律黃鐘九寸、其音淸高、不與人聲近、故倍黃鐘九寸、爲一尺八寸、上生下生、作十二枚也、今法隆寺藏尺八一管、其長今曲尺一尺四寸五分餘、卽唐小尺一尺八寸、當是尺八黃鐘管也、西大寺資財帳、東大寺寶物圖、源氏物語末摘花卷、續世

繼內宴卷、及此所載、皆是器、今世有竪吹笛長今尺一尺八分者、云是尺八、又呼一節截、後世不知古尺八者所作、又近日呼尺八者、其長恰中今尺之度、然造律用小尺、見唐令不宜用大尺造、況今尺謂長於唐大尺三分許乎、皆非古尺八也、

〔伊呂波字類抄〕志雜物 尺八シヤクハチ 短笛也

〔下學集〕下器財 尺八シヤクハチ 唐玄宗皇帝善吹之、後十二年有祿山亂、古句云、十字街頭吹尺八也、

〔源氏物語〕六末摘花 例の御遊ならず、大ひちりき、さくはちの笛などの、おほ聲を吹あげつゝ、○下略

〔敎訓抄〕八 短笛ハ尺八云、律書樂圖云、是爲短笛、今○天福元年比ハ目闇法師、猿樂吹之、或書云、尺八ハ、昔西國ニ有ケル、猿ノ鳴音目出カリケル臂ノ骨、一尺八寸ヲ取テ、造テ始テ吹タリケルナリ、仍名尺八也、

〔續敎訓抄〕十一下吹物 尺八者又作筧笂、

〔唐六典〕十四太樂署 凡大燕會則設十部之伎於庭、以備華夷、一曰燕樂伎、○中略

天八○天八、尺八誤 大篳篥○中略 各一

〔文獻通考〕百三十八樂考 簫管　尺八管　中管　竪篴　簫管之制、六孔、旁一孔加竹膜焉、足黃鍾一均聲、或謂之尺八管、或謂之竪篴、或謂之中管、尺八其長數也、後世宮縣用之、竪篴其植如篴也、中管居長篴短篴之中也、今民間謂之簫管、非古之簫與管也、

容齋洪氏隨筆曰、逸史云、開元末、一狂僧住洛南回向寺、一老僧令於空房內取尺八來、乃笛也、謂曰、汝主在寺、以愛吹尺八、謫在人間、此常吹者也、汝當回、可將此付汝主、僧進於玄宗、時以吹之、宛是先所御者、○中略 呂才傳云、貞觀時、祖孝孫增損樂律、太宗詔侍臣、擧善音者王珪、魏徵盛稱才製尺八凡十二枚、長短不同、與律諧契、太宗召才、參論樂事、尺八之所出見於此、無由曉其形製也、爾雅釋樂亦不載之、

〔遊仙窟〕十娘曰、五嫂詠箏、兒詠尺八、眼多本自令渠愛、口少元來每被侵、無事風聲徹他耳、敎人氣滿

自塡ッ心、

〔和爾雅五器用〕尺八（洞簫同、竪笛也、）

〔日本風土記四器〕簫○殺古波之

○按ズルニ、簫ヲシャクハチト訓ズルハ、亦洞簫即チ尺八ナリト云ヘル、謬ヲ襲グ者ナリ、

〔年山紀聞二〕尺八

尺八の笛、ふるきものなり、保元のも（○續世繼チ斥ス）中興とみえたり、唐山にては、洞簫といふよし、心越禪師かたられき、東坡赤壁賦に、その音をよく形容して書たり、此ごろ我國にては、こも僧（○普化宗）といふもの、これを吹て、活計のなかだちとして、上つがたの人は、いやしき物のやうに、おぼしめされたり、或人の曰、こも僧の尺八は、洞簫とは形ちもかはれりとぞ、

○按ズルニ、洞簫ノ事ハ、別ニ其條アリ、參看スベシ、

〔本朝世事談綺二器用〕尺八

つくしの宮に始ると雖ども、猶その昔もありし事なり、筑紫宮は、後醍醐帝の皇子中務卿懷良親王なり、

〔吉野拾遺三〕つくしの宮（○後醍醐皇子懷良親王）御としもゆかせ給はざる御時、尺八をめし、てんせい妙を得させ給ふ、よしの川の御幸にふかせ給ふにぞ、見なれぬうゐくづ、かずしれず水よりをどりあがり、うへにもめづらかに興ぜさせ給へば、たゞひなき御事とぞ、

〔廣益俗說辨雜四十四〕尺八の說

俗說云、尺八は後醍醐天皇御子筑紫宮よりはじまる、

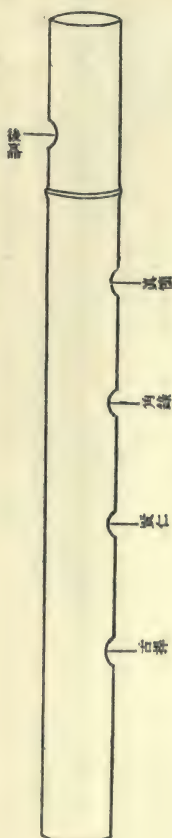
今按するに此非なり、もろこしより始れり、

〔羅山文集記十九〕尺八記元和九年作

名所

夫尺八者樂器也、雖非咸英韶濩之具、而豈桑間濮上音哉、今國俗好吹之、今之樂猶古之樂也、古人於笛於笳有持以當邁者、有吹而却敵者、蓋有所便用、而然有所感激、而然其器雖異、其所然是同、則笛之笳之與尺八何擇、若今用之於馬上者、可以馳騁千里、可以指麾三軍、則可以當邁乎、吹之於城樓者、悲歌慷慨而激厲士衆、共同憂樂、則可以却敵乎、願吹者何如耳、唐太宗貞觀年中、有起居郎呂才者、善知音律、依破陣樂舞圖、敎樂工百二十人、被甲執戟而習之、以寓偏伍魚麗之兵法、又造尺八十二枚、而獻之、太宗大嘉焉、於是景雲見河水清、協律郎張文收製景雲河清歌、名曰讌樂、奏之管絃、爲諸樂之首、其樂器若干數尺八居其一矣、太宗以武功定天下、以文德綏海內、宜乎、承貞觀太平之樂也、而奏其樂舞、必用尺八、則其見重於唐、與笙簧簫笛之類何擇哉、若其回向寺胡僧變爲祿兒、而後所謂玉尺八吹入明皇手中、與霓裳羽衣齊飛、而蒙蜀道之塵者、奚取乎哉、考之太宗則如彼、稽之明皇則如此、與唐者太宗也、亂唐者明皇也、尺八何咎哉、太宗之樂未必咸英、明皇之舞未必桑濮、唯其所憂所樂有善惡之異、而以至於玆矣、故曰今之樂猶古之樂也、吹者何如耳、可不思乎、

〔體源抄　五〕尺八



右尺八穴名ハ、長與宿禰記之トアリ、

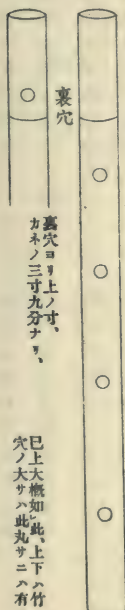
製作

〔體源抄　五〕尺八

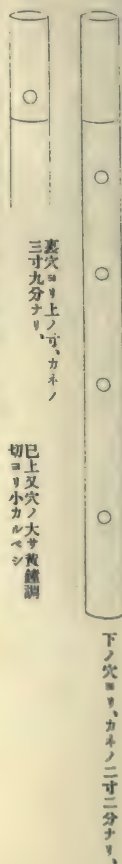
抑尺八切事、賀茂切トテ侍ル、大略當家ニ用ル圖ナリ、當家原〇豐ニハ故量秋堪能ナリケルトカヤ、

放生會試樂ニ下向シテ、山上ノ兒達同道シテ、栂尾燒尾ナンドニテ、鹿ヲ吹ヨセ侍ル、必ズ吹バ蒿虫アツマルナンド申、コレハ不可疑事ナリ、他流ノ敦秋モ量秋ノ弟子ナリ、田樂增阿ト云シ者ハ量秋ノ弟子ナリ、早世ノ後ハ、敦秋ニ習テ、我圖ヲ敦秋ニ云アワセテ、定メ畢ヌ、當世ハヤル尺八ハ、此圖ナリ、其後又頓阿彌吹之、實ニハ聞阿ト云シ者、調子ニキドクナル者ナリ、自身サトリ知レル事、悉道ニカナヒ侍リ、予ニ近付テ、因緣古事皆傳之、朝夕ノ知己ニテ、アワレ深キ者ナリシ、昔ニモアリ難キ耳ナリシゾカシ、穴ノ中取コト、予ニ傳之、妙ナル事共ナリ、ク丶ミタルヲ、ツムルハ易シ、カリタルヲ直スハアルマジキ事ヲ案ジテ直シ侍、ウタロノ上ノ兩方ノカドヲ、聊カ切ベシ、半律クムベシ、又四アケテ、一アケノ高音ノヒ聲ヲバ、面ノ穴ノ一二ノ間ヲ聞テ、穴ノ上ノ方ヲ取ベシ、押穴ヲバイヅレヨリモカ丶ヘテ、サヌミ取ベカラズ、穴ノ中トリスギタレバ、音出ヤスクテタモツ、音ノアヤツリスケナクキコヘテワルシ、用ニシタガヒ手ニシタガヒテ、ヲモ〳〵トシテホシキ程ヅ丶出ルヲ吉ト云、下ハ少シ上ヨリク丶ミタルヲ吉トス、有口傳、シカモ吹合スルニ、三所合ヤウニ切ベシ、只穴ノ中ニテ、シアワセ侍シ、

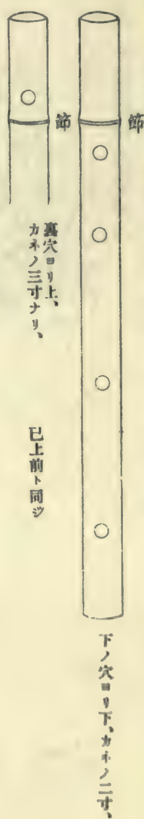
黃鐘調切圖量秋本尺八ト云テ、予今在之、此圖ヲ寫ス者ナリ、



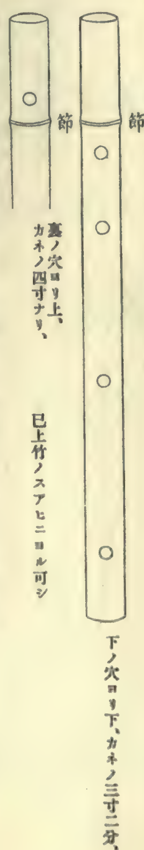
盤涉調切圖同作



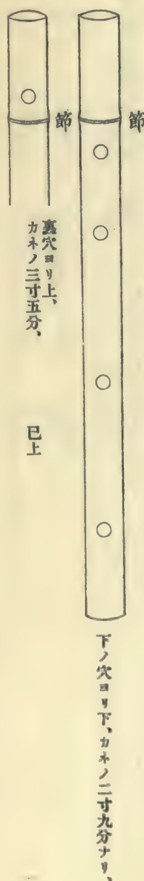
壹越調切圖　同作、當家ニ用ル圖也、ツヽ音ノ上ハ、皆開テ甲乙ニ合ナリ、當時ノ尺八ニ替ル所第一ナリ、



雙調切圖　此圖ハ當時用ルナリ、當家ノ圖ニハアラズ、

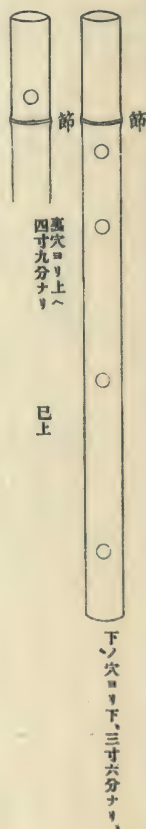


又黃鐘調切圖　是者增阿圖ノ後、頓阿少シ穴ノ内ヲトル、又聞阿近代少シ直レ之、當時天下一同ニ用レ之歟、仍圖レ之、



平調切圖

袋



〔東大寺獻物帳〕玉尺八一管

尺八一管　樺纏尺八一管　刻彫尺八一管〈中略〉　雕石尺八一口〈納高麗錦袋、淺綠綾裏、〉〈中略〉

天平勝寶八歲六月廿一日

〔信西入道古樂圖〕尺八



〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具〈中略〉

斑竹尺八一口　納辛紅地羅縫物袋一口〈中略〉

唐樂器〈中略〉

尺八八管　摠納黃袷袋〈中略〉

寶龜十一年十二月廿五日

名器

聲調

〔看聞日記〕應永三十二年卯月十九日、永基朝臣參、〈我代初參〉珍敷爲悦一獻持參、則對面言閑談、盃酌數獻、永基朝臣尺八令吹、秘藏尺八〈六角木也〉賜之、大通院御秘藏也、然而賜之殊畏申、

〔體源抄 五〕尺八者　又作𥦗穴

律書樂圖ニ云ク、尺八、是ヲ短笛ト云、

圖シテ云ク、各穴ノ音位之事、



右之圖者、昔モ注之トイヘドモ、綾小路入道殿〈號樂林軒〉申談テ記擇之、尤可秘藏、穴ノ間ノ圖、上下之

曲譜

事者、別ノ事ナリ、是ハ穴ノ位音ヲ註也、〇中略

壹	断	平	勝	下	雙	鳧	黄	鸞	盤	神	上
●	●	●	●	●	●	○	●	○	○	○	
●	●	●	○	○	○	●	○	○	○	●	●
●	○	○	●	●	○	●	●	●	●	●	●
○	●	○	●	○	○	○	●	○	●	●	○
○	○	○	○	●	○	○	●	○	●	○	●
	丨										

右圖者、大神景益、〇山井安藝守、文明中人、始テ記之畢、

〔龍鳴抄 上〕王昭君性調

この樂、この日本國に絶たりけるを、これみなみの宮と申ける人の、かばかりゆゝしくめでたき者の、たえんには心うけれとて、尺八の譜より、たづね出されたりけり、さやうなりければにやあらん、やう〳〵あまたあるなり、みなみの宮と申は、貞保親王〇清和皇子とぞ申ける、管絃の長者にを

はします、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事

唐樂師十二人〇中略尺八師

右依舊爲定、餘皆停止、〇中略

大同四年三月廿一日〇中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事減百五十四人、定百人、〇中略

唐樂生六十八人減廿四人、定卌六人、〇中略

尺八生二人元三人〇中略

嘉祥元年九月廿二日

〔令集解四職員〕雅樂寮

大扇尾張淨足說、今有寮儛曲等如左、〇中略尺八師一人、〇中略以上隨時增減而已、

〔續教訓抄十一上吹物〕尺八

昔シ聖德太子、生馬山ニシテ、尺八ヲ以テ蘇莫者ヲアソバスト云ヘリ、即法隆寺ノ寶物ノ中ニ、尺八一管コレアリ、ムカシノ御物トイヘリ、

〔舞曲口傳〕蘇莫者別裝束 古樂

此舞ハ、昔役ノ行者〇小角大峯ヲトヲリ給ケルニ、笛又ハ尺八ニテ吹給ケルニ、山神メデヽ舞給云云、件出現峯ヲバ、蘇莫者ノタケト名ケタリ、又聖德太子、河内ノ龜瀨ニテ、馬上ニシテ、尺八ヲモテアソバシケルニ、山神出テ舞タル由、法隆寺ノ繪殿ニ說侍トアリ、

雜載

〔續敎訓抄吹物十一上〕尺八、又南宮親王〇式部卿貞保慈覺大師〇圓仁ナド被遊タリケル外、吹タリトモミエズ、

〔古事談僧行三〕慈覺大師〇圓仁音聲不足令座給之間、以尺八引聲ノ阿彌陀經ヲ令吹傳給ヌ、成就如是功德莊嚴ト云所ヲ、エ吹セ給ハザリケレバ、常行堂ノ辰巳ノ松扉ニテ、吹アツカハセ給タリケルニ、空中ニ有音告云、ヤノ音ヲ加ヨ云云、自此如是ヤト云ヤノ音ハ加也、

〔續世繼內寰三〕廿日〇保元三年正月ないえんおこなはせ給、もゝとせあまりたえたる事を、をこなはせ給よにめでたし、〇中略尺八といひて、吹。た。え。ぬ。る。ふ。え。を、こ。の。た。び。はじめて、ふ。き。い。だ。し。た。りと、うけ給はりしこそ、いとめづらしき事なれ、

〔續敎訓抄吹物十一上〕尺八

禪定殿下〇藤原忠實ノ仰ニ云ク、尺八二アリ、長キハ太笛タリ、短キハ篳篥ノ音ニ似タリト云云、尺八ニ樂ヲ吹事、昔ハアリケレドモ、近比ハナキ事ニテ侍ルヲ、保元三年正月廿三日、內裏ニ左近將曹清原助種ガ子ニテ侍リケルモノ、仰ヲ承テ古譜ヲモテ吹タリケル珍カリケル事也、後白川院御在位歟

〔體源抄五〕尺八

當時田樂我道之樣に申成事、一向無謂子細也、增阿と申者は、量秋の弟子に成て吹之侍、量秋早世之後、弟子の敦秋に近付て、其後東山靈山鷲尾寺にて、圖を直し侍、雖然調子の事者、敦秋悉く指南し畢、其吹樣も大方同樣なれども、四あけとて、指は三あけて雙調には合なりとぞ、三指をあけたるは、下無調にて侍る也、仍聞阿音律に絕妙の者也、其吹樣、當時の人に相違し侍事、あまたあり、其口傳音律に相叶、心深重也、常に來て吹し事、難忘者なりしぞかし、末代ありがたき事と覺侍る

〔歌儛品目三八音紀原〕竹類八種、〇中略亡者四種、中管、簫、尺八、莫牟、

〔梅花無盡藏二〕鍾馗贊唐逸史云、明皇因病、晝夢見鬼、藍袍云、臣終南山進士鍾馗、除天下虛耗之孽、詔吳道子圖之、賜二府、玄宗前身爲終南山回向寺吹尺八之僧、因其好聲樂、降爲唐天子、詳見佛祖通載法秀傳、

尺八三郎春夢中、終南進士晤談雄、御前縦按劍無眼、不護宮花卯醉紅、

〔京華集 四〕依一路老人詩韻

白髮高僧來得々、茅椽雖小有三條、迎川藞苴梅横水、送濟風顛雪滿橋、尺八數聲雲起所、尋常一樣月沈霄、扶桑國裏無人會、吹破山中且過寮、

○

洞簫

〔雅遊漫錄 五〕洞簫辯

むかしより、吾國洞○簫○一○節○切○尺○八○の三○品○ありて、世に翫ぶ、洞○簫○はしる人希なり、洞簫の形は細く長く、聲も又微なり、其管傳りて、譜も吹方も不傳、今の世に、一○節○切○と云るものは、其變化なるべし、長さ一尺八分あれば、尺八と古に云しものならんか、今俗に尺○八○とて、長くふときものあり、是三絃に合て用るにより、かやうに其調子下くなり、其聲至て淫なり、三絃は元の世に始りぬれば、吾朝に傳ふるも、又其後なるべし、尺八今の一節切の吾國に、昔より有ること、古きためし有、慈覺大師、大師は延暦十三年誕生、貞觀六年寂、凡至今八百年也、號圓仁、傳敎大師の弟子なり、音聲不足にましますに間、尺八を以て、引聲の阿彌陀經を吹玉ふ事、東齋隨筆に載たり、吉野拾遺云、つくしの宮中務卿具親王、號筑紫宮、後醍醐天皇の御子なり、の御年もゆかせ給はざる御とき、尺八をめし、天せい妙を得させ玉ふ、吉野の御幸にふかせ玉ふに、見なれぬうろくず、數しれず水よりおどり上りぬ、上もめづらかに興せさせ玉へば、たぐひなき事とぞ載たり、此事を誤て、尺八は筑紫宮より始と覺えたるは非なり、慈覺の時すでに有ば、其來るも久し、

〔歌儛品目 三八音耜原〕尺八(中略)或書ニ、昔ヨリ吾邦ニ洞簫、一節切、尺八ノ三種アリ、其洞○簫○ナル者ハ、細ク長ク、聲モ亦微ナリ、其器ハ傳ヘレド、譜モナク、吹方モ不傳、今ノ世ニ一○節○切○ト云モノハ、其變セシ者ナランカ、又俗ニ云尺八トテ、長ク太キ者アリ、是三絃ニ合セテ用ルニヨリテ、其調子モ下クナリ、其聲雅ナラズ、一節切ノ寸法、一尺八分アレバ、コレ即チ尺八ナル可シトイヘリ、其三種同異ノコトハ、サモアルベケレド、一尺八分ヲ以テ、尺八ナリトハ、何如アルベキ、河海抄入説ハ、何ニヨリテ一尺八寸ヲ以テノ故ニ、尺八ト定メタルヤ、是レ陳氏樂書ニ、唐制尺八取倍黃鐘九寸爲律、得其正也ト云者、確據ナルベシ、サレバ一節切ノ尺八ニアラザルコト、此ヲ以テ知ル可シ、洞簫ハ、今大和ノ法隆寺ニモ、古物ヲ傳ヘテ、今ノ尺八ト云モノトハ、大同小異ノ

後世尺八名稱

後世尺八傳來

モノナリ、

〔雅遊漫錄五〕洞簫

洞簫の事はもろこしにて專ら用るものなり、本邦にても、古の樂器目錄に見へたり、むかしは雅樂に用ひしにや、今の一重切の長く細きやうなるものなり、其傳絕て吹やうも譜も忘れず、赤壁にて東坡が遊びし時、朋友の楊昌が吹しもこれなり、彼の賦に云へるごとく、微音にして其聲縷のごとく、今の一重切のほそくかたきやうの聲なり、余が家古き洞簫を傳へうつすものあり、左に圖して知らしむ、簫と云ものとはちがふなり、是は洞簫といふなり、

總長サ一尺九寸



〔人倫訓蒙圖彙二〕尺八　其長一尺八寸のゆへに、尺八と號す、楊貴妃の哀音を表すとかや、玄宗帝の作なり、唐土の僧、普化和尚是を愛せらる、今虛無僧は此末流なり、

〔虛鐸傳記〕道翁曰、普化禪師唐人也、嗣釋敎而三十八世、當世之一大智識也、在于鎭州而自甘狂逸、振鐸遊于市、對人每曰、明頭來明頭打、暗頭來暗頭打、四方八面來旋風打、虛空來連架打、一日河南府張伯者、聞此語、大慕禪師碩德、請從遊之、禪師不許、張伯嘗嗜管、及聞禪師鐸音、而頓製管而摹之、恒弄其音、而不敢吹他曲、以管爲鐸音、故號爲虛鐸、世以傳其家十六世、

張伯　張金　張祀　張權字大量　張亮　張陵　張冲　張玄　張思　張安　張堪　張廉

張產　張章字子操　張雄

孫名參、壯年而既熟此音、且爲性嗜佛敎、到舒州靈洞護國寺、學禪于寺僧、本邦僧學心者亦遊學于此、

同學相唱和、而與參友善矣、一時閑話之次、語及先世傳虛鐸、今尙存其曲事、且調之弄之、一奏入妙、學心一賞三歎、跪坐膝行曰、奇哉妙哉、世之衆管、未聞如此淸調妙曲可賞可愛者、伏請敎授一曲、傳妙音于日本、於此爲學心再奏之、使之學此、學心學之有日、禪已熟、曲已就、而告別于張參、辭舒州、而解纜明州、南宋理宗帝寶祐二年、歸船于本邦、于時後深草天皇建長六年也、自是學心或入高野山、或出洛陽城、逍遊有年、造立一寺于紀州、號西方寺、而終住于此、以其碩德、世號大禪師、弟子日益進、徒中有寄竹者、以禪心殊切、敬師益甚、學心亦親昵之、異于他弟子、一時學心告之、以在宋之時傳得虛鐸音、今尙能調之、且謂欲長授于汝而嗣此之傳、寄竹踊躍拜謝、傳此之音、熟習嗜弄日不置、他弟子國作理正法普宗恕四人亦能學此管、世稱四居士、後年寄竹以行脚之志告暇、且請道路每戶發此音、以爲往來、使世人知此妙音、學心曰、善哉志也、於是直發紀州、到于勢州、朝熊嶽上虛空藏堂下通夜抽凝丹誠、跪拜及五更、將少就眠、顯然有靈夢、海上棹小船、獨賞明月、頓朦霧蔽而月色暗々焉、霧中管聲發而寥々、妙音不可言焉、須臾而管聲斷、朦霧漸々凝結、而爲團々焉一塊、塊中又管聲發、奇聲妙音、世之未可得聞之者、夢中大感之、欲將虛鐸摸倣之、則忽焉眠覺、霧塊船棹盡無跡、唯管聲之認于耳而已、寄竹大奇之調弄虛鐸、摹擬夢中所聞二曲、大得其趣、於是直歸于紀州、告夢及所得音於師、且請命此之二曲、師（後稱法燈國師者則是也）曰佛授哉、先所聞號霧海篪、後所聞號虛空篪、自後寄竹往復通行之路、弄始所傳之虛鐸、或應世人强請奇曲、則弄今所得之二曲、後世僧徒不知之、妄弄二曲以爲常、虛鐸爲曲名、不爲之器名、加之以器相似、轉鐸爲鈴、稱虛鈴爲曲、大失古義、且後世僧徒、各自爲新爲奇、千曲萬手、隨意發音、張伯之志忽焉絕矣、悲哉、寄竹（後稱虛竹先生者是也）晚年在洛東、徘徊于皇城、終傳此音於塵哉、塵哉傳之儀伯、儀伯傳之臨明、臨明傳之虛風、虛風傳之虛無、虛無卽敏達帝後胤楠正勝也、南朝微而一門盡沒、義氣雖烈、勇志雖剛、知時之不可爲、蟄入淡海之中、會虛風而嗣此傳、不剃髮不著法衣、服俗衣不爲文、穿掛絡、抱米囊、莞圓笠以蔽面、而逍遙于城市、戶々發虛鐸、遠行則服上施手巾、著脚絆草鞋、大包袱（五尺四方也）蔽副子、乾

後世尺八製作

坤帳（以小板作之、一面書乾坤帳三字、一面書不生不滅四字、）以張之、中結（以木綿為之、長短隨副子大小、）結之、行李盛于此以負之、往而見虛風、虛風怪問曰、狂客此何狀乎、對曰、在昔先師普化禪師遊于城市、振鐸而為狂、小子亦欲倣之、且小子新制法度、以莞圓笠號天蓋、以脫為不敬、藏以對客、此即市中棲遲幽居耳、且吾輩之僧、死則袱巾以包尸、副子以為席、中結以結之、埋之土中、乾坤帳以為碑銘、虛鐸以為樂葬、行脚死者、欲一以為焉、意夫子意如何乎、虛風感賞、唯々而辭別、爾後虛無廻遊于五畿七道、以弄虛鐸音、世人問曰、子是何者乎、對曰、僧虛無、於此乎世人稱此徒為虛無僧、諸國門人多為此狀、甚則至于為鐵頭、帶頰當、佩長刀或匕首、虛無歸于江州、暫住志賀之邊、而傳之儀道、儀道傳自東、自東歷七代、

自道　可笑　空來　自空　惠中　一默　普明

而傳知來、此時既無有知虛鐸之名、唯稱虛鈴而為曲耳、其稱尺八者、華和共爾、未知誰命之、知來傳之予、予傳之無風、無風或就他師而為無盡之調曲、

阿野中納言公縄卿　御朱印

〔和漢三才圖會十八樂器〕尺八（しやくはち）、　竪笛　短笛　楊貴妃（○中略）

按大軸長一尺八寸、故以為尺八、其節間（三寸四寸五寸六寸）為序者最為珍、中軸一尺四寸、小軸一尺二寸、

〔普化宗雜記〕釋尺八之德

夫尺八者以竹所作之音樂器也、其長雖至短、表其德則至大也、其形有三節者、表天地人、歌口上斜者、表月天子、本分圓者、表日天子、有五穴者、表五行、則一箇之乾竹、上含藏森羅萬象、而一塵一法、不能出這裏、世賞之稱無碑篪、宜哉自古傳說、我祖普化禪師者、携鈴遊市、其末派某甲等之四居士倣焉、易尺八於鈴行乞者也、凡入我宗用之者、非吹之聞之、自樂而已、返聞頓忘所知、則格外無作之行履、而鬧市門頭直得寂淨無為地矣、若能如是、則謂不異續普化禪師蹤普化禪師携鈴遊市乎、

靈山一月影輝萬派　普化弧風德馥三州

〔雍州府志七土産〕笛尺八 所々造之、其內宜竹之所作爲妙、近世指田某所造亦佳也、

〔萬寶全書八〕横笛付一節切

宜竹（ギチク） 笛の元祖といへり

一代に三拾管作る、寒竹なり、但しうらのせみに法橋と印あり、せみといふは、裏の木の所なり、

一指田 二代今も家有

一大森宗摺 大森彥七が孫なり、京の住人、二代有、但し名判有物なり、

一同原紹參 三代目なり、もろすの竹よし、

一原是齋 延寶の比なり、尺八に(是)如此一字あり、

一京一竹 延寶の頃

〔宣下案〕承應四年四月七日笛師 宜竹

叙法橋 右職事昭房

〔先進繡像玉石雜志二〕頓阿法師壽像

柴屋軒什物頓阿作の尺八は宗長法師宇津山記に老人と名付て、吹出ることはなけれども、うそ笛にはゑかじの尺八硯の邊りを避ず、老人と云二字は、行成の筆の朗詠の題の中を南鐐にすき寫し、押手の穴の下に彫入て侍りし、此一管は山名霜臺携へ給ひけん二管の一にて、頓阿作、應仁の亂に、攝津國池田の陣にして、池田氏中請給ひし、或時酒の中の戯に懇望せしなり、去々年の春匠作今川修理大夫氏親朝臣を云に參らせて罷りぬとある物なるべし、山名霜臺とは彈正大弼持豐入道宗全のことなり、宗全は頓阿沒後三十三年に生れし人なれば、頓阿作と云傳ふも、正しく受る所ありしなるべし、老人と銘あるかたは、宗長より今川氏親朝臣へ參らせしといふ管なるべし、○略註或家にて傳ふる說は、頓阿作にして、足利民部少輔所持の處、應仁の亂に故ありて宗長の手に入し

由なり、足利民部少輔といふ人考ふる處なし、山名氏清はじめ民部少輔と稱す、もしくは氏清頓阿より相傳せしか、氏清亡びて後、宗全入道の手に入しにもあるべきか、猶考ふべし、○下略

〔常山紀談雨夜燈〕青蓮院の宮にや幼き宮方に、中院前内府通茂公御後見たりしに、○中略或時其宮へ出入する者、尺八の名高きを御目にかけたり、大事の器とて、折紙など付たり、かゝる所へ内府公御入有て、是は誰が業ぞ、かやうのもの御目にかくる事やあると云まゝに、柱に打あてゝ碎かれけり、其後尺八の主參りけるに、其由を語り聞せ、返す〴〵寶物打碎かれける事氣の毒なりと、坊官など云しに、尺八の主少も苦しからず、唯私の持たると、内府公の聞し召れん事恐しく候、御聞なきは私の仕合なりと申けるとぞ、

後世尺八聲調

〔俗耳鼓吹〕原富五郎後稱武太夫表德は原富、三線に堪能なる人なりけり、いつの年にてやありけん、市谷長流寺にて、原富の三線に白獅市谷寺町一向宗淨榮寺の先住が尺八をあはせて、道成寺の曲をなせしに、○中略此時白獅が吹たる尺八は、放下著はうげちやくといへる竹なり、此竹長さ一尺二寸、もと越後國のある山僧、此竹をきりて所持せしが、これをふけども音いらざれば、久しく床の間に置しに、ある日秋風ふきて、その竹に入しに、おもしろき音の出たるを聞て、其竹を吹見るに、よき音出たり、それより二なく秘藏せしが、鈴寶寺の普淨といへる僧、尺八に堪能なりけるもの、これをかりて吹て返すとき甚だ是を惜しみ、放○下○著○となづけて返しけり、山僧其志の切なるにめでゝ、すなはち是にあたふ、普淨是を白獅につたふ、白獅死にいたるまで是を秘藏し、ある門生某に傳へしが、そののち門生死して、又淨榮寺白獅の住寺に藏めけるとぞ、

寛政三年己亥上巳、同近郊庵主人觀放下著於市谷淨榮寺、

〔音樂桒〕尺八手ノ名目

高音推とも云　中高音　下高音　拔手　紹窓手　音違　下音シモネ　下御　小兒手　朝倉返　亂　切　初

手　手巾　裡ノ高音（吹返しの高音と云）　安田手　大物

四箇ノ曲　波間　似リ（吹違の高音に似たる也）　一ノ手　二段淘リ（二ノ手とも云）　三ツ淘リ（三ノ手初手砕共とも云）　平調卸

（四の手の本名なり）　后手（五の手、又本手砕、又古手共云、）　高音砕（六の手とも云）　安田砕（七の手とも云）　コロビ砕（八の手引といふ）　吹返（吹込）

（ともに云）　淘殘　岩松　呂　上ノ淘　霜夜　霜崩　朧八琴三絃、其他何にても合奏するに、調子を

取時、尺八は左の音に倣ふ、

本調子　ロ（呂）‖（一ノ調子）　レ（呂）‖（二ノ調子）　ロ（カン）‖（三ノ調子）

二上リ　ロ（呂）‖（一ノ調子）　・チ（呂）‖（二ノ調子）　・ロ（カン）‖（三ノ調子）

三下リ　ロ（呂）‖（一ノ調子）　レ（呂）‖（二ノ調子）　リ（呂）‖（三ノ調子）

〔糸竹初心集上〕一虚無僧の尺八といふは（○中略）近き比不入（ふにん）といふこむ僧有て、ごろといふ事を吹出し、その外れんぼながし、京れんぼ、さむ也井川、よし田などいふさま〲の手有之、いづれも律呂の調子にあはせたる物とは聞えず、されども我道にあらざれば、其深き事をしらず、

〔獨語〕今の三線、牧笛、尺八、一節斷、皆煩手なり、（○中略）牧笛、尺八、一節斷は、俗樂にて煩手なれども、三線のごとく淫聲にあらず、

後世尺八曲譜

〔普化宗雜記〕一月寺鈴法寺ヨリ、是迄奉行所へ書上置候內、不審ノ廉、二冊ノ內、上今般相糺候書付、

去ル閏五月以來、宗掟等數箇條御尋ニ付、御答左ニ奉ニ申上ー候、（○中略）

尺八ノ曲ハ

虛空鈴慕　無碑箎鈴慕　眞ノ虛實也

三。曲ヲ古來ヨリ吹候儀ニ御座候、其餘ノ曲三。十。三。曲ハ、尺八ヲ指南致シ候者ドモ本寺へ願、追々

拵候由ニ御座候、（○中略）

一月寺鈴法寺ヨリ、是迄奉行所へ書上置候內、不審之廉、今般二冊之內下相糺候書付、（○中略）

御附紙三番

三曲ヲ古來ヨリ吹來候由、其餘ノ三十三曲ト申者、何レモ遊戲ノ筋ト相聞、普化ノ吹笛ハ三曲ニテ事足リ可申、何故新規ノ曲ヲ指南ノ者へ聞濟候哉、誰へ敎候爲ニ候哉、

古傳ノ三曲ト唱、禪ノ悟道ノ曲ニ候得バ、意ヲ得テ吹時ハ、自他共ニ心意ヲ淸シ、暫時タリトモ妄相心ヲ滅シ、如何樣悟道ノ助トモ可成歟ト被存候、外三十三曲ハ、遊戲ノ樣ニ御坐候、併百年餘ニモ可相成哉、何頃ヨリ追々出來候哉、舊記等ニモ無御座候、强テ尺八指南ノ者計拵候ト申ニモ無御座、虛無僧ノ內ニテ手練ノ者、調子附ケ候モ御座候哉ニ承リ及候、且又新規ノ曲指南聞濟候儀ハ、何故歟難辨奉存候、並誰ニ敎候タメ歟、其頃ノ儀故、勘察難仕御座候、

右以御附紙就御尋、此段奉申上候、以上、

弘化四丁未年四月　兩役寺常分取締下總船橋淸山寺　看主　有附印

〔翁草四十二〕仙院靈元法皇いまし給ふある秋の暮つかた、御苑の高殿にて、御つれ〴〵の御遊の折から、何地ともなく籟の音の風にたぐへて吹おくれる其聲、怨るが如く慕ふが如くたゞならぬを、院聞召て御童に勅有て、其籟の行衞を求めさせらるゝに、仕丁の輩、御築地の裏、京極街の邊へ立出てみれば、獨の普化僧の街を通る、手ずさみにてぞ有ける、則渠をいざなひて御所へ歸り參、かくと奏すれば、今の一手は何と云曲也やと、人して尋ねさせ給ふに、薦僧云、只今吹すさみ候は、名のある曲にては候はず、何となく秋暮の物悲しきに感じ候て、時の調子をはからずもしらべ候のみに御座と申上れば、その者此能に堪たりと、叡感有て、渠が名をも尋させられ、今の一手に夕暮といふ勅銘を下さるゝ、儘、此後に一曲に定むべしとの御事にて、御かづけ物などを賜ひ、時の面目を施し、こも僧は退出せり、夫ゟ此一曲を端手の組に入て、今も是を吹とかや、其こも僧は、鈴木了仙となん云る、正徳享保の始迄も在し尺八の妙手なりと承傳し、

〔普化宗雜記〕一月寺鈴法寺ヨリ、是迄奉行所ヘ書上置候內、不審ノ廉二冊ノ內、上今般相糺候書付、

去ル閏五月以來、宗掟等數箇條御尋ニ付、御答左ニ奉申上候、〇中略

一寶曆度兩役寺申立候趣モ有之候處、百姓町人ハ遊戲ノ儀ニテ無益、仕官ノモノ望ニ於テ、慥成證人ヲ取可任望旨申渡、形ヲ忍ブ子細有之モノ、望ニ任セ、本則相渡、且入宗致度旨相望候分ハ、是又人品相糺、爲背法出奔人ニ無之者可任望筋ニ相聞ヘ、仕官ノモノ尺八執心ニテ本則相望モノ、則遊戲ノ筋故、百姓町人同樣無益ノ事ニ相聞候、天蓋ハ法具故、俗體仕官ノ者ニ、可相渡筋ニ無之候處、可得本望タメ、其日限相渡候ハ、一時權變ノ取計ニ可有之、此心方可申立事、

一自今寶曆度被仰渡ノ附箇條ノ外、御取用ニ不相成間、右附箇條ノ通、可相心得旨、御理解奉承伏候、百姓町人ハ、度々被仰渡モ有之候故、本則授與不仕候、勿論尺八取扱等、決テ爲致不申候、萬一百姓町人ニテ遊戲ノタメ、尺八吹候得バ、其所ノ役人ニ斷、尺八取揚申候仕來ニ御座候、

一仕官ノ者尺八執心ニテ、本則望候故、本則授與仕候ハ、享保以前ヨリ有之候儀ト奉存候、

一何ノ頃ヨリ歟、尺八ヲ法器ト、遊戲取交ニ用候體ニ相見候、勿論遊戲ニ遣候ハ、於宗旨禁置候得共、俗人共竊ニ遊戲ニ用候故、鳴物御停止ノ節ハ、吹笛修行不相成候、尤法具ニノミ用候尺八ニ候得バ、鳴物御停止不差構、吹笛修行可相成處、寬延四年鳴物御停止ノ節、松平右京亮樣ヘ伺候處、俗人モ吹候故鳴物ニ相成候由、被仰渡候故、只今迄モ鳴物御停止中ハ、吹笛修行不仕候、〇中略

一寬政四子年十一月ノ書面ニ、御府內尺八稽古所ヘ罷越、望ノ者ハ右師ヲ證人ニイタシ、本則相渡候由、右ハ寶曆ノ申渡ニ相背、不相當ニ相聞、世話イタシ候者、一宗有緣ノ者ニテモ、證人ハ武家勤仕ノ者ニ無之候テハ、慥成トハ難申哉ノ事、〇中略

一寬政四子年十一月十日、元書面ニ、市中吹合所ト有之候ハ、前々出候尺八稽古所ト同樣ニテ、用達ノ者所業ト相聞候處、右ノ者ハ兩番所俗役、兩寺家來筋ノ者ニテ、入宗後古主ヘ歸參不協、妻子

トモ親類手當モ不行屆、歸俗相願候者、宗法ニ於テ不本意、併無據故ヲ以、離弟聞濟、其後ノ世話致候テハ、際限モ無之、歸俗ノ上、尺八細工ヲ以露命相續等ノ儀ハ、猶更不相當、市中ニテ尺八指南致シ候得バ、武家ニ不限、町人モ弟子ニ成、則竹名ノ筋ニテ、法具ノ論モ消行、寶暦ノ申渡ニ不相應、其モノ病死竹弟家名ヲ續候段ハ、猶更不相當、一切可相止哉ノ處、兩番所ニ用達ト申、俗役無之候ヲハ、宗用差支ニテ、人數ヲ定、番所ニ相詰居可申方歟、妻子持ノ分ハ、家來ト唱ヨリ外ハ有之間敷、家來ノ身分ニ候得バ、尺八指南ハ難相成、兩様共、俗人前髮無之モノ故、天蓋ニテ修行ハ難相成筋ニ可有之哉、多人數用達ト唱、市中ニテ尺八指南ハ、渡世同様、宗法ニ有之間敷筋ニ相聞候事、〇中略

一尺八指南ニ仕候儀、役寺申渡ヲ不相守、武家計弟子ニ仕候儀ニモ無之、自ラ町人モ弟子ニ成候様ニ相成候得バ、先年ノ被仰渡ヲ相背、且用達役者役寺家來ノ唱ニテ、人數ヲ定メ妻子持ノ分ハ、外宅致サセ、通勤然ルベク哉ニ奉存候、〇中略

一尺八指南免許狀、左之通ニ御座候、

普化禪宗

法器尺八

多年因我宗尺八至手練、指南令免許者也

年號月日　一月寺印

鈴法寺印

指南一世不限

何之誰

何某〇中略

一月寺鈴法寺ヨリ、是迄奉行所ヘ書上置候內、不審之廉、今般二冊之內下相糺候書付、〇中略

御附紙五番

入宗ノ門弟ヘ、尺八指南致シ候者、御當地虛無僧、又ハ兩番所ニ限リ可ㇾ申、法器ヲ余ノ處ニテ指南ハ、不相當ニ相聞候事、

遊戲ノ尺八ハ、踊ノ師匠三味線ノ師匠モ同樣、敢テ普化宗ニテ、差構候筋ハ有ㇾ之間敷哉ノ事、

俗人ニテ、法器ノ尺八指南ト申儀ハ無ㇾ之筈ニ御座候、一體初心ノ者ノ爲ニ、吹合致シ遣シ候ヲ指南ト存候ハ、全ク心得違ト奉ㇾ存候、尺八笛ヲ遊戲ニ用ヒ候得バ、三味線踊ノ師匠モ同樣ノ儀ニテ、可㆓差構㆒筋無ㇾ之候得共、素々普化宗ノ法器ニ候得バ、遊戲ニ用ヒ候儀ハ、古來ヨリ堅禁置候處、宗門流弊ニ隨ヒ、遊戲ニモ用候哉ニモ相聞ヘ、前條ノ次第ニ成行候テハ、法器ノ詮モ無ㇾ之、甚以歎ケ敷、古法ノ通リ遊戲ニ用候儀、嚴敷禁申度奉ㇾ存候、〇中略

右以㆓御附紙㆒就㆓御尋㆒此段奉㆓申上㆒候、以上、

弘化四丁未年四月

兩役寺當分取締下總船橋淸山寺
看主　有諦印〇中略

一月寺鈴法寺番所ヘ可㆓相達㆒案

今般宗門改正ノ儀、相達候ニ付テハ、兩役寺ニ於テモ、延寶寶曆ノ申達、並ニ前々掟ノ趣厚相守、小科ハ一宗追却迄ト心得、女犯盜ハ素ヨリ、火印等ノ仕置可ㇾ致程ノモノハ、奉行所ヘ可㆓相伺㆒用達ノモノ兩人迄ヲ限、尺八ハ其師ヨリ可㆓敎遣㆒筋ニ付、外宅ニ於テ尺八稽古難㆓相成㆒以來兩番所詰、並御府內修行ノ名前、年々四月中屆出、尋モノヽ子細承屆、武家ヘ本則相渡、天蓋等貸遣候節ハ、其度々可㆓屆出㆒候、〇中略

一月寺鈴法寺ヘ申渡候案文

小金　一月寺

青梅　鈴法寺

右兩寺ヨリ本則相望候者ヘ、致附與候儀、是迄一月寺ニ於テハ、任懇望士商ノ差別ナク致附與來、鈴法寺ニ於テハ、武家ノ儀ハ望ニ任セ、町家ノ者ヘハ懇望致シ候テモ、決シテ不致附與候共、尺八手練ノ者相望候ニ付テハ、竹名ヲ相許來候由、一月寺方ニハ竹名ト申儀無之由、彼是兩寺取扱區區ニ相聞候、一宗一派ノ兩寺タル上ハ、左樣ニハ有之間敷事ニ候、自今以後兩寺ヨリ、本則懇望ノ者ヘ附與ノ儀、仕官ノ者相望ニ於テハ、其人品篤ト相糺、爲背法出奔人ニ無之候ハヾ、慥成證人取之、可任其望、其外百姓町人等ハ、タトヘ只管相望候共、畢竟遊戯ノ儀ニテ、無益ノ事ニ候得者、急度令停止候條、可得其意候、且鈴法寺方ニテモ、町家尺八手練ノ者ヘ相許候竹名ノ儀、是又其用無之事ニ付、向後堅可爲無用候、○中略

鈴法寺差出候書付寫

虛無僧宗門本則附與仕來候宗法、御尋ニ付、乍恐以書付奉申上候、

諸國虛無僧寺院惣觸頭本寺　武州青梅新町鈴法寺　嘯山

一虛無僧宗門本則、俗家ヘ附與ノ儀、往古ヨリ諸國ノ支配下共ニ本則受候其人ヲ改メ、本則附與仕候、○中略瑞鳳儀退院仕、當時一月寺無住ニ罷成候、町方本則者不宜儀ニ奉存候間、武家ヘ計向後本則差出シ、町方本則ハ後住一月寺取戻シ、尺八修練仕候町ノ者、竹名ヲ附與候樣ニ願候モノヘ計、本則ト竹名ヲ引替遣シ候樣ニ仕度奉存候、私共宗門ハ旦家一人モ無御座候ニ付、旦家同前ノ本則ノ者無御座候テ、志等モ無御座候テハ、甚難儀至極仕、他宗同樣ニ觸頭御用相勤候儀、決テ罷成間敷奉存候、

尺八好ミ候町人共ノ內、私方出入仕心易キ者ノ內ニ、尺八能修練仕、指南モ可仕モノモ御座候得共、拙寺方ニテ本則差出不申候ニ付、尺八能吹候名目ニ、如俳名名ヲ呼與候樣、願候者御座候得バ、

古來ヨリ、竹名ト申名ヲ付ケ遣シ申候、畢竟私方ヘ出入仕、尺八能吹候印迄ニテ、本則トハ違ヒ、別段ニ輕キ儀ニテ御座候、〇中略

寶曆九卯年壬七月　　武州青梅新町鈴法寺　嘯山〇中略

鈴法寺差出候竹名寫

吹竹名　　何誰

夫尺八者、三國傳來ニテ、普化禪宗ノ法器也、然ニ此誰因此宗、吹竹依修練、吹竹名ヲ希、山僧歎永證、不得止、吹竹名呼其塞責、

年號月日　　鈴法寺

何誰

附與之〇中略

一月寺鈴法寺ヨリ差出候書付寫〇中略

町家住居仕尺八指南仕候者ノ儀、並姓名御尋ニ付、左ニ奉申上候、

尺八吹合所ノ儀ハ、從往古宗門ヘ隨身ノ者、古主ヘ歸參等、經年歷候テモ、願等モ不相叶、親妻子等宗門ヘ入宗ノ節、親類共ヘ相賴置、處無僧業相勤罷在候得共、長々相賴候儀モ難相成、無據右ノ趣ヲ以、歸依ノ儀申立、吹合所相願候得バ、妻子撫育ノ儀ニモ御座候ニ付差免申候、又ハ其身多病ニテ宗門難相勤、吹合所、或ハ尺八細工ヲ以、家業仕度ノ旨申立候得バ、是又露命相續ノ一儀ニモ御座候間、兩寺ニテ承屆差免申候、尤右ノ者共、病死仕候得バ、竹弟ノ者ノ內ニテ、家名等廢候儀不本意、相續ノ儀相願候得バ、其人人物等、得ト相糺、差免儀ニ御座候、且又三味線鼓弓等ヘ合セ、吹笛等仕候儀ハ、宗門ノ掟ニ無之儀ニ御座候得共、若其末々ニ至リ候テハ、有御座間敷儀ニハ御座候得共、心得違ニテ私ノ以急用、三味線鼓弓等ヘ合セ候族御座候テモ、見聞ニ及不申候得バ、吟味ノ手

立モ無御座候、乍併右樣ノ儀承及候得バ、早速相糺、寺法ニ取行申候、尤傳授ノ外自分ニテ、新曲吹笛候儀、堅停止申渡置候、且又琵琶ヘ吹笛ヲ合セ候儀、往古ハ祖師年回ノ節ハ、相用候由ノ申傳モ御座候得共、是亦當時ニ至候テハ、一向右ノ曲ハ不相用、吹笛ノミ祭事取行申候、此段奉申上候、

尺八吹合所名前左ノ通

竹細工仕候
京橋柳町家主宇兵衛店　黒澤幸八

大傳馬町三丁目家主喜兵衛店　右同人出張

西久保天德寺前家主文吉店　右同人出張

竹細工仕候
本町一丁目家主傳右衛門店　黒澤雅十郎

新橋捴十郎町家主孫八店　右同人出張　兵藤榮助宅

麴町五丁目大横町家主九郎兵衛店　樋口都

神田久右衛門町二丁目代地家主嘉兵衛店　右同人出張　平兵衛宅

赤阪左横町家主武右衛門店　青木與左衛門

神田鍛冶町一丁目家主七兵衛店　福井治右衛門

下谷上野町二丁目家主利助店　右同人出張　獅田善次郎宅

小船町一丁目家主利兵衛店　大島源之丞

竹細工仕候
市谷田町四丁目家主喜兵衛店　井上喜四郎

四谷南町愛染院門前家主清右衛門店　木村九郎兵衛

長谷川町北新道家主平八店　石井佐十郎

深川八名川町家主源助店　右同人出張　加藤七左衛門宅

本石町貮丁目家主平四郎店　高野彙五郎

竹細工仕候

右之通御座候、以上、

子十一月

通油町南新道家主孫兵衛店　森忠兵衛
呉服町貳丁目家主彦右衛門店　金井宗玄
淺草東仲町家主徳兵衛店　坂口願母
青物町新道家主善藏店　右同人出張
下谷黒門町池端通家主仁兵衛店　青木彌十郎
武州青梅鈴法寺出役利光寺看主　嘯虎
下總小金一月寺院代　西光寺

寺社御奉行所

後世尺八名人

〔閑際筆記 中〕洛西鳴瀧ニ瞽者アリ、城名ト名、音律委、能洞簫(シヤクハチ)ヲ吹、向瀧吹之ニ、唯簫聲ノミ有テ瀑聲ナシ、人皆之ヲ奇トス、慶長ノ初、一朝勃然トシテ謂人曰、是日風水ニ異聲アリ、里中恐クハ禍變アラン、吾謹マント、乃愛宕山ニ登リ院ニ一宿ス、夜中地大イニ震ヒ畿内壓死スル者無數、

後世尺八吹奏例

〔鹽尻 二〕又〇或人問、去りし頃、京師妙心寺開山遠忌の時、薦僧堂に入りて、尺八をもつて心經を吹て法事をせしと聞、是近世の俗風かと、曰、薦僧は中世よりあり、古事談に、慈覺大師尺八を以、引聲の彌陀經を吹れし事あれば、この例また昔より有る事と覺ゆ、

〔傍廂 前編 一〕尺八の笛

むかし難波に雁が音文七といひし俠客あり、自然と尺八の妙手にて、世にめでられしゆゑに、手下の俠客ども、悉く學べり、後々は吹くことはさし置きて、いさかひの爲の便利にせんとて、一尺八寸にして節をあまたにして、竹の根ぎはを切りて、一刀のかはりとす、かくては短笛の名も、一節切の名義も失へり、

後世尺八雜載

〔嬉遊笑覽 六上 音曲〕放逸無慚にしていさみある者故に、後世遊俠を好む徒、尺八を習ひて吹たり、見聞集に大島一兵衞といふ者、士農工商の家にもたづさはらず、當世異樣を好む若黨を伴ひ、男のけなげだてたのもし事のみ語り、常に危き事を好で、町人にもつかず、侍にもあらず、その者武州八王子酒屋にて古無僧と爭ひして、尺八を尻より吹たる物がたり有、これ男達といふもの丶尺八を吹始めなるべし、(江戸枝折に、尺八あはざからすの鳴ならむ、夜五人男などいひしたぐひのわる者を云なるべし、大阪新町の廓の内に新京橋町新堀町二丁目は、古へ阿波座にありしを、慶長年中此所に移さる、因てこれをあわざといふ、)又この類のみにもあらず、寛永頃尺八はやりしと見えて、目覺草(寛永二年の板)獨すみなどの徒然送るはさらなり、調子を習ふに用もありといへども、たゞすきのもの丶集り、日毎に吹たるおこがまし、(其ころより延寶頃の畫などに、尺八ひとより切を弄ぶ圖おほし、)などいへり、

〔普化宗雜記〕京都明暗寺ヨリ、本則差遣候大阪町人共、去々卯九月、鳴物停止中、虛無僧修行ニ罷出候處、攝州村方ニテ、番非人鳴物停止中、吹笛不ㇾ相成段咎候得バ、鳴物ニハ不ㇾ相立旨申候ヨリ、口論ニ成、大阪町奉行ニテ吟味ノ上、尺八ハ鳴物ニ不ㇾ相立、殊ニムカイヂト唱候儀ヲ吹候ハ不ㇾ苦旨、風聞承居候故、右ムカイヂヲ吹由申候ニ付、明暗寺役者呼出、鳴物停止中、吹笛不ㇾ苦哉ノ段相糺候處、鳴物停止中吹笛差免候義無ㇾ之由、書付差出候ニ付、其方共ヘ相尋候處、鳴物停止中ハ相愼、修行ニ不ㇾ能ㇾ出旨、先達テ申聞候、左候得バ、尺八ハ法具ニハ無ㇾ之、遊興ノ品ニテ、鳴物停止中ハ右ムカイヂニテモ、吹笛不ㇾ相成事ニ候哉、右ノ譯委細書付ヲ以可二申聞一事、

土岐美濃守(中略)

御尋之趣乍ㇾ恐以二書付一奉二申上一候

虛無僧共、所持仕候天蓋幷尺八ノ儀ハ、古來ヨリ宗門ノ法具ニテ御座候、

法事等御座候方ニテ、尺八ヲ吹致二勤與一候樣被ㇾ賴候テモ、鳴物御停止中ハ、決テ吹竹不ㇾ仕候無海地ト申手ニテモ、同樣ノ儀ニ御座候、

仕職死去仕候節、三虚靈ト名付候手ヲ、法事ノ節吹竹仕候、此儀モ鳴物御停止中ハ、差控候儀ニ御座候、

法事ノ節、尺八吹候儀モ、昨今入門仕候者計ノ節ハ、尺八ノ儀未無竹ニテ御座候得バ、法事ニテ吹竹難二勤法事ノ節、尺八吹不レ申候テモ相濟候、兩樣ニ相定置申候儀ニ御座候、以上、

巳正月廿九日　　　　青梅 鈴法寺〇中略

家康公御定〇中略

一虚無僧ノ外、尺八吹候モノ於レ有レ之ハ、急度差留可レ申候、尤懇望ノ輩ハ、本寺ヨリ尺八ノ免ヲ出シ爲レ吹可レ申、勿論諸士ノ外、下賤ノ者共、一切尺八ヲ爲レ吹申間敷候、尤虚無僧ノ姿爲レ致間敷事、〇中略

慶長十九年戌寅正月

本多上野介在判

板倉伊賀守在判

本多佐渡守正判

虚無僧本寺へ

一月寺鈴法寺ヨリ、是迄奉行所へ書上置候內、不審之廉、今般二冊之內下相札候書付、

御附紙一番

尺八ハ普化宗ニ於テハ、天蓋ト一同法器ニ成候得共、百姓町人ハ遊戲ノ筋、右ハ宗門外ノ事故、普化宗ノ者共、强テ相咎メ候ニモ及間敷哉、

於二普化宗一、古ヨリ天蓋袈裟尺八ヲ三ツ具ト唱、法器ノ專一ト致候、今般御尋被レ爲レ在候ニモ、仕官ノモノ尺八執心ニテ、本則相望候者則遊戲ノ筋故、百姓町人同樣、無益ノ筋ト被二仰出一候、然處遊戲ニ用候樣ニ相成候テハ、餘宗ノ鳴物ト違、從二昔猥ニ不レ爲二取扱一法器ト致來候ヲ、草苅笛同樣ニ

相成候テハ、歎敷儀ニ奉存候、〇中略

御附紙四番

今モ世ニ遊興ノ砌、三味線等ヘ合セ、尺八吹候モノモ折々有之哉ニ相聞、右武家ニハ不構トノ事ニ候哉、宗門外ノモノ、尺八ヲ遊戲ニ致シ候ハ、宗具ヲ不備モノヽ事故、何モ差支候筋ハ、有之間敷哉ノ事、

遊戲ノモノ並修行先ノ外ハ、鳴物停止中、都テ吹笛難相成儀ニ、可有之哉ノ事、

日本ニテ尺八ノ儀ハ、上世ヨリ有之候處、普化宗弘リシヨリ佛器ノ最一ト相成候得バ、古ヨリ琴三味線ニ合セ候者、堅禁置候處、宗門流弊ニ隨ヒ法ヲ背、密々琴三絃ニ合セ候モノモ有之哉ニ御座候、

武家方ニテハ不構ト申儀モ、先規ヨリ無御座候、既ニ先年諸侯方ノ御隱居、尺八御懇望ニ付、兩役寺ヨリ本則被爲受、御吹笛被成候御方々モ御座候、武家方迚無因緣被取扱候樣ニ御座候テハ、古ヨリノ仕來モ有之候得バ、於宗門迷惑仕候儀ニ御座候、

諸宗ニテ用ヒ候、鐃鈸鈴木魚等ノ鳴物ハ、遊戲ニ用ヒ候儀モ更ニ無御座候得ドモ、兎角尺八笛ハ、宗門ヲ掠用ヒ候哉ニモ御座候、タトヘ宗具ヲ不備トモ、專遊戲ニ用ヒ候樣ニ相成候テハ、法器卑ク相成、何共歎ケ敷奉存候、〇中略

弘化四丁未年四月　兩役寺當分取締下總船橋淸山寺
看主　有鄰印

〔閑田耕筆〕二尺八を吹て米を乞ふもの、今虚無僧と書を、勸進聖の歌合の中には、〇註略薦僧と書て、繪にも有髮にて、藁薦を卷て腰につけて、座して吹さまなり、これは乞丐執行の標示か、もし又雨の用意野宿のためのまうけにもやあらん、其故はしらず、今はかゝるものを付る事なし、文字も虚無と改めたるは、此徒普化禪師をより處となし、禪宗なれば後世莊(カザ)りて、書ならんかし、

一節切名稱

〔書言字考節用集器財七〕一節截（ヒトヨギリ）

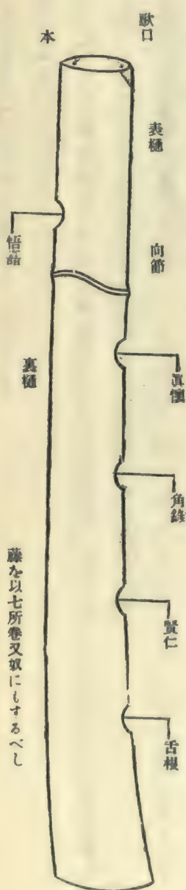
〔人倫訓蒙圖彙三〕一節切　尺八より作り出すものなり、尺八の略器なり、さま〴〵の手あり、

〔一節切竹律談題言〕皇國において、一節切の笛のはじまるや、太古神代天鈿女命、天の香久山の竹をとりて、節間に孔をもりて、和氣を通し給ひしよりと言傳ふ、人の世となりて、專ら盛んなるは、大同の頃より、連綿たる事、古き書中に尺八の名ある是なり、其頃は尺八と呼たるものにして、大尺八、小尺八の二名あり、中古より一節切の尺八といひなし、今は一節切と呼て、尺八といはず、又漢土にても、尺八の名あり、後漢の世、丘冲といへる人に始るといひ傳ふ、〇中略しかして一節切の道、太古大同の頃より、盛衰あること、凡四度に及び、今の世に至りては、既に絶んとす、予幸に是を傳へたり、故に醫を傍にして、此道に心をゆだね、音律を思ふ事年久しく、漸く其德の貴きを自得す、人道に於ては、學びしるべきの道なりと思ひて、本朝異朝の隔なく、規矩準繩を見聞にまかせて呂律におしあて、是を考るに、一天の日の光をうくる世界、音律にかはるの義なし、只その風土によりて、言葉の違ふまでにして、其理は一ツ也、〇中略

文政三年三月　　葵園齋竹窻亞元

一節切名所

〔指田流一節切之傳〕尺八之名所



一節切製作

〔和漢三才圖會樂器十八〕一節切（ひとよぎり）

按一節切似尺八而短、其長一尺八分、止二一節一、故名レ之、近世之製、與二尺八一同類異音、遊興之具、其音嫋嫋不レ絕、如レ縷、以爲二謠歌之語一、與二三絃一相比者、

〔羅山文集記十九〕餘音尺八記

我邦尺八形制者、擇二奇生之竹一、挑二截本末一、規二摹護一レ矩、間二一節一、上短下長、鑿二洞其中一、虛如二解谷一而無レ底、四孔在レ面、一孔在レ背、炳二表點一、䯳二睆裏順一揆、大二於笛一、稍短而豎二吹之一焉、

〔本朝世事談綺正誤一〕尺八

美成云、一節切と尺八とは、もと一物にて、後世二にいひなせるか、そは近く尺八を作るに、節をいくつもこめて切ゆへ、一節のものを一節切とはいふなるべし、そをいかにといふに、羅山文集にも、尺八記に間一節とあるにて志られたり、

〔糸竹初心集上〕一節切尺八、切やうの事、節を一つこめ、長さ一尺八分に切故、此名を付るといふ、節より下は七寸、上は三寸八分に切也、但竹のふとほそによりて、調子違物なれば、極て寸は定らず、筒音を黃鐘の調子にあはせたる物也、音色は笙のごとく、ゆびづかひは篳篥に似たり、歌口の志め樣は、笛同前也、ゆび遣ひ三十二有、

〔雅遊漫錄五〕洞箫

今世に多くある一重切といふものも、洞箫の屬なり、むかしの樂器目錄に尺八と出たり、一重切一尺八分あるにより尺八といふなり、今こも僧の吹尺八は、これをのばしふとく作りたるものなり、本尺八は一重切の事なり、中頃は貴介公子も、專らに一重切を吹はやされしものなり、〇下略

〔一思庵之傳書〕一節切の製作に種々有、あるひは樺を以て卷、籐にて卷しもあり、或は塗竹あり、內外を塗たる有、外ばかり塗たる、又は內計塗たるも有、其意いかん、

答ふ、卷たるものは、都て割ざるの爲にして、飾のみにあらず、塗たるも同じ意なり、されども管の

内を塗事は、先のぞまざる事ながら、或は筒音のよろしからぬに、飾りをつけんが爲にし、又は竹の性やはらかなるなど、塗て竹の力を出すが爲なり、いづれといふときは、只竹の生れのまゝにて、内外を塗らざるを、上品とはすべきなり、夫故に、吹口も切はなしたる儘にてあるなり、たまたまかねを入しなどもあれど、好むべからず、吹口減て、調子にもさはるほどにも、古りたるなどは、是非なくかねを入て、繕ふ事も有、それらは音色けはしく成て、いやしく聞るものなり、

文政元年寅十一月　　神谷泰介著

〔一絃考二〕笛製作ノ寸法ハ、或人ノ所藏ナル指田(一音此技名手ノ人)流ノ傳書ト云物ニ、一尺八分有物ヲ黄鐘切ト稱ス、傳ニ曰、一節切ノ寸、竹ノ太細ニ依リテ、長短有定法一尺八分ニ、節ノ上ヲ三寸八分ニシテ、節ノ下ヲ七寸ト定ム、又一尺ニ切物ヲ盤渉切ト云、然レドモ黄鐘トモニ、其調子不備ハ號ルニ足ラズ、師傳曰、盤渉切ヲ用ル事、廣原ノ地或ハ舟中風アラク吹時、用キテ可ナリ、又小唄ヲ吹クニ用ユ、壹越切、平調切、雙調切ノ品アリ然レドモ黄鐘切ヲ常ニ用テ五調子ヲ吹ク、蓋シ手事ヲ吹ヲモテ本意トシテ、小唄ヲフクコトヲ可トスベカラズ、(○下略)

〔小竹笛音調學初傳〕小竹ト名ヅケ圖シタルハ、大古ノ尺八ナリ、此笛ヲ尺八ト名ヅケシ事ヲ考ルニ、笛ノ長サ、一尺八分ニ切ルトキハ、其正音黄鐘ナリ、故ニ尺八ト云、又黄鐘切トモ云ナリ、然レドモ此笛黄鐘ノ一音ニ限ラズ、五音七音ヲ切ル事アリ、然ルトキハ、笛ノ長短有ガ故ニ、尺八ト名ヲ呼ガタシ、コレニ因テ、笛ノ形ヲ呼テ、一節切ト云ナセリ、(○中略)

小竹之圖



一節切名器

〔羅山文集 記十九〕餘音尺八記

頃年有大森宗空者、善吹尺八、嘗手截一管、聲調適意、號曰餘音、蓋諸赤壁客吹洞簫、餘音嫋嫋、不絕如縷之語也、宗空平日雖造若干管、然未有過餘音者、故秘之年久矣、堀丹州太守、爲政講武之暇、嗜吹尺八、宗空於是取餘音以呈焉、

〔類聚名物考 人物十五〕大森宗勳

尺八一節切の名を得たり、この人を宗匠とす、作の一節切は今も傳へて珍物とす、京都にも住、また大坂にも住しといふ、尺八一節切の書をあらはす大森彥七が末孫といへり、正親町院の御宇の人なり、今按するに、宗勳が作の一節切は名物なり、

世に傳ふ十三管ありとかやいへり、一年その正作を見たりしに、甚だ雅趣あり、管ほそくして宗勳と小楷にて銘あり、書も見事なり、太管はよからず、

〔南畝秀言 下〕市橋家の臣山崎正峰の所藏一節切十九枝

柯亭銘　黃鐘調　三百年來の物なるべし

無銘 樺卷　同　四百年來の物なるべし

新枕銘 [illegible]　同　紹宗作

鶴舞銘 黑塗 樺卷　黃鐘調　宣竹作

無銘 樺卷　黃鐘調　法橋 宣竹作

鶴音　鳧鐘調　是齋作

無銘 樺卷　神仙調　法橋 宣竹作

同 同　鸞鏡調　作不知

七夕銘 樺卷　黃鐘調

山里銘(黒塗樺巻)見鐘調　歌蒔繪

吹おろすあらしならではとふ人もなぐさめがたき秋の山里

初郭公銘(黒塗樺巻)黄鐘調　歌蒔繪

我も人も卯花垣のへだてなくきくぞ嬉しき初ほとゝぎす

無銘(無蒔繪)

浦風銘(樺巻)黄鐘調

妃聲銘　同

此君銘　同

無銘(樺巻)同

雪山銘(樺巻)同

寢覺銘(黒塗樺巻、無)黄鐘調

なら柴銘(同)同

尺八笛箱

箱(黒塗)秋草蒔繪　東山の頃の物なるべし

同(同)鶴頭蒔繪　東山の末の頃のもの歟

同　絡石(銘書、裏書、蒔繪、)

(江州中野蒲生氏城跡古木定家かづらもて是を造る)

今の世に殘れる名管は、悉く山崎氏に藏む、數十年の精力を盡して、是を得たりといふ、文化十三年丙子十一月二日夕に、一見することを得たり、○下略

〔一話一言二十〕一節切

一節切聲調
一節切曲譜

品川醫者、千原草讃の造る所、一節切の銘に、

一曲生清風　二曲活路通　三曲不可吹　頓入蓬萊宮

〔南畝莠言下〕天明の頃、深川にすめる、調理家望汰欄(バウダラン)のあるじ祝阿彌、一節切を學びて吹しが、名管の世にすくなきをうれへて、今の世に一節切を吹ものすくなくなりし故、古人の銘ある管多くは、茶人の蓋置(フタオキ)にきられて、失へりといへり、惜しむべきの甚しきにあらずや、

〔紙鳶上〕穴之調子之事

雙調ハ　アカサタナハマヤラワ
黄鐘ハ　イキシチニヒミヰリイ
壹越ハ　ウクスツヌフムユルウ
平調ハ　エケセテ子ヘメヱレヱ
盤渉ハ　ヲコソトノホモヨロオ〇中

すがゝき

ウ、ホウ、ホウエヤエウホフ、、ホウエヤエウ、ホフ、、ホウエヤホ、ウホウエエヤリヒ上、リ
、ヒ上ヒ上リ、ヒ上ヒ上リリホ、ウホウエヤ、リ、ヤエ、ヤ、リ、ヤエ、ヤリヒヤリヤリ
ヤエウ、ホフ、ホ、ウホウエエヤリヤリヤエ、ウホフホウホフヤリヤリヤエウ

れんぼ

フホ、フエヤ、リヒ、ヤ、リ、ヒ、ヤ、リヤエヒ、リヤエウホウホエ、ウ、ホウウホウリ
ウホウエ、ウホ、フヤリヤリ、フホウエヤ、リヒ、ヤ、リ、ヒ、ヤ、リヤエヒ、リヤエウ
ホウホウエ、ウ、ホウホウリウホウエ、ウホホフヤリヤリ、ヤ(カン)、、、、リ上、、、、
、リヤヤ、エヤ、ヒ、ヤ、リ、ヒ、ヤ、リヤエヒ、リヤエウ、ホウホウエ、ウホウホウリ

ウホウエヽウホヽフヤリヤリヽ、

りんせつ

ホウヽホウヽホフヽ、ウホウホホウヽフホ、ウホフ、ウホウホウヽホウエヽ、ヤリヽヤリヽヤエヽ、
ヤヒリヽヤエヽ、ヤリ上持ヒ持上ヒリヒヤリヤリヤエウヽホフヽ、ウホウホウヽホウ、エヽヤリ持、ヒ上
ヽヒ上ヽリリ、ヒヽ上ヽリヽ、ホヽヽウヽホウ、エヽ、ヤリヽヤリヽヤエヽ、ヤヽヒリヽヤエヽ、ヤリ
ヒヤリヤリヤエ、ウヽホフヽ、ホホヽウヽホウ、エヽヤリヤリヤエウヽホフヽホウヽ、ヤエヤエ、ウ
ヽホフヽ、ホウヽ、ヤエヽウホフヽホウホフヤリヤリヤエヽウ、

〔紙薦中〕十二調子竟之事

平調呂の音取

エホホウホホ、エイエイエホエ、

同律の音取

イエフエエウ、タイタエフエ、

雙調呂の音取

ヤウホウルフ、フウホノヤ、

同律の音取

イヤフヤヤ、タヒタヤフヤ、

黄鐘呂の音取

ウエウ、チタウルホ、

同律の音取

ヤヤチㇼヤエエ、ヤエルホ、ブエチリチ、

盤渉呂の音取

ヱヤヱ、タヱヤウ、ホフヱウホホ、

同律の音取

リヽヒイリヤヤ、リヤヱウ、ホフウヱウホヽ、

右いづれも調子ふく時、まづ此音取ふかざれば、調子かはりて、うつらぬもの也、此外音取あまた候へども、數さだまらず、

雙調　春の調子　黄鐘　夏の調子

フ	トトモ云	●	●	●	●	● 筒音也
ホ	ロトモ云	●	●	●	●	○
ウ	ルトモ云	●	●	●	○	○
ヱ		●	●	○	○	○
ヤ		●	○	●	○	○
タ		●	○	○	●	○
ヒ		○	○	●	●	●
リ	チトモ云	○	●	○	○	○

此外イはぬき手かするを云、口傳、

雙　初手

黄鐘の手に同じかへしはうらのかへしと云、ヒヤンヤ、ヽタヒタヤフヤ、

高音

ヒヽタイタヒ、タヒタヒヽ、ヒタヤイ、ホヤ、ヽ(かへし)ヒヤフヤヽ、タヒタヤフヤ、

此手を黄鐘にては挫(ひしぐ)と云、下の高音は同手也、

下高音

ヱヤヽイホヤ、ヒタヤイホヤヱヤヤイフヱウフウヽヽヽヽフウルフホ(トモ)ヱウ、ヤヱヤヽウホイ

フホルフ、ホタヒタヤ、ヤタイタヤフヤ、

中高音

タヒタヒヽ、ヱヽヒヽタヤイホヤヽ、ヒタヒタヒタヤフヤ、

下音(しもね)

ヒヤフヤ、ヤタヱヤ、ヤイホヱウフウヽヽヽヽフウ、ヱホヱウ、ヤヱヤヽウホイ、フホルフ、ホヽヱ

ホ、フ、ウ、ヱホウルフ、

〔糸竹初心集上〕一節切揔穴の音を知事

ふトハ揔の穴をふさぎてふくをいふ

いトハ揔の穴をあけてふくをいふ

やトハ一二三四をうらばかりふさぎたるを云

ちトハ一をあけ、二三四とうらをふさぎたるを云、

ほトハ四をあけ、一二三とうらをふさぎたるを云

うトハ三四をあけ、一二とうらをふさぎたるを云、

ゑトハ二三四をあけ、一とうらをふさぎたるを云、

りトハ二三四とうらをあけ、一ばかりふさぎたるを云、

ひトハ一とうらをあけ、二三四ふさぎたるを云、

玄やうトハ三四とうらをあけ、一二ふさぎたるを云、

神トハ四とうらをあけ、一二三ふさぎたるを云、
たトハ一二四をあけ、三とうらをふさぎたるを云、
るトハ二四をあけ、一三うらをふさぎたるを云、

以上十三字也

フホウヱヤリヒ
上神イタルチ　以上十三字

これをよくそらにておぼへざれば吹習ふ事成がたし、但此内ヤタル、これ三つは二やうに有、
一や一三四明、うらと二ふさぎたるをやと云、
一た一と三ふさぎ、二と四とうらあけたるをもたと云、
一る一二四裏をふさぎ、三ばかり明たるをもると云、これは雙調の調子、盤渉の調子にこのゆび
を用る也、黃鐘平調壹越には右のヤタルを吹べし、よく〳〵心をとめゆびづかひちがへず、空に
て覺ゆべし、摠じて尺八は五調子用ひ候へども、まづ歌は壹越の調子を專とする也、〇中略

初手

ウヱフヱタヱフヱヽヽヽヽフヱウヱ、ヒヱフヱウヱホウルホ、

返シ

ウヽタヱフヱ、タウルホ、
此手黃鐘卷頭の手なるによりて初手といふ呂也、やはらかにかろく吹べし、〇中略

さがりは

ヒイヽヽヽヒイヽ、ヽヽヽヒヽ、ヒイヒイ、ヒヽイヤヱ、ヽヽウヱヽ、ヱヱヤタヽ、ヒイイホ、
是を何べんも吹也、則ほど拍子は笛の如也、此内おなじ字の重りたる所の吹やう、何にてもふさ

ぎたるゆびを少うごかしたる物也、たとへばフの字の重りたる時は、四のゆびを動すべし、ホのゆびの重時は、三のゆびを動べし、ウのゆび重時は二のゆびを動べし、エの重時は一のゆびを動すべし、ヤの重時はうらのゆびを動すべし、リの重時は一のゆびを動すべし、ヒの重時は三のゆびを動すべし、神の字の重時は二のゆびを動べし、いの字の重時は、三のゆびにて打べし、上の重りたる時は、二のゆびを動すべし、たの重時は、三のゆびを動すべし、ちの字の重時は、二のゆびを動べし、又音取(ねとり)はたとへば壹越の調子を吹んとおもへば、

ウフフホフヽウ、リウリウフウ、

これを呂の音取と云、同律音取、

ウリヤリヤエ、ウリウリウフウ、

如此に吹て、其後壹越の手にても、又歌にても吹べし、何れも如此に音取有也、

平調呂の音取

エホホウホホ、エイエイエホエ、

同律の音取

イエフエエウ、タイタ、エフエ、

雙調呂の音取

ヤウホウルフ、フウホフヤ、

同律の音取

イヤフヤヤ、タヒタヤフヤ、

黄鐘呂の音取

ウエウ、チタウルホ、

同律音取

ヤヤチリヤエエ、ヤエルホ、フエチリチ、

盤渉呂の音取

エヤエ、ヒタエヤウ、ホフエウホ丶、

同律音取

リリヒイリヤヤ、リヤエウ、ホフエウホ丶

右いづれも調子吹時、まづ此音取を吹ざれば、調子かはりてうつらぬ物也、此外音取あまた候得ども、數さだまらず

宗君流の書物に傳る手の數は、黄鐘廿三、盤渉十六、壹越十五、平調十三、雙調十一

此外さらばの音取、またいきかへし、みだれ、戀の音取、かんのゆりなどは、宗君一子相傳の所なり、

〔糸竹古今集〕指田流口傳目錄

螢火　雪の笠　霜崩　雪の竹　切テ不切　不切シテ切ル　葛の葉　初汐

舞雲雀　以上九ヶ條

右に記す所の曲譜は、むかしの手法にして、たやすく吹得がたし、よつてこゝに初心の覺えやすきやうに手法をつくり、笛の名を小竹となづけ、今樣の合奏に、とりつきやすき曲節、幷琴曲三絃のうた、一ッ二ッをあらはし左に錄するものなり、さはいへ、いさゝか呂律に違ふ事なく、只古譜の工といふをりといふたぐひに、文字を直して音はくづさず、此譜をもつて吹得るときは、往古の雅曲に入やすき歟、一節切はむかし貴き人も翫びたるものなれば、いま俗間の三絃に合て、其名をくださん事をはゞかりてなり、ゆへに此に竹を吹て、のちに雅曲の古譜にいたらば、世にすたれたる一節切のみちをおこす一助ともならんかと、同志の童蒙の此道にいりやすからんた

めにつくり置のみ、

一節切十三世　　　小竹開祖　一思菴

一節切十四世　　　小竹補祖　一雲

〔糸竹古今集〕小竹指法之事

口（筒音）	●●●●●	古譜の不に通ふ
ツ	●●●●○	古曲の保に通ふ
レ	●●●○○	古曲の字に通ふ
リ	●●○○○	古曲の裏に通ふ
エ	●○○○○	古曲の也に通ふ
チ	○○○○○	古曲の伊に通ふ
ヒ	○●●●●	古曲の飛に通ふ
フ	●○●●●	古曲の地に通ふ
イ	●●○○●	
リ	●●○●○	古曲の留に通ふ

十二の心得

持ヲ　押甲　切刀　振丁　天人　地土　霞丁　玉　摺ヨ　引引　呂ロ　律イ

右の十二の文字を以て、譜面に印を付て、間とふしを覺ゆる事。口傳

小竹の圖



調

ツレリ引○エチ引○ロ引

音取

エフ引○フエ引○リ、ロリ引○

レツロ○引

表七曲

神代曲

ロツレリ、、○ツレリ、、○エリレ、○ツレリツレロ○ツルレ、、○エリウエ、○エチヒ
ツレ、○レ、ロエ、○レリエリレ、○レ引

祝曲

ロリエ、引○リツリ引○チ、引○チエ引リ引○レツロ○レツロ引○エ、フ引○フ、エリツ
リ○リエチ、○チ引

詠曲

エ、引○リレツレ引○チヒチエ引○リエリレロ引○レ、引○エリ、、○レリエリロ引○エ
リエヒ、○チエ、○エ引

〔糸竹古今集〕小竹五調子名目の事

岩戸調子　曙調子　夕暮調子　雲井調子　大極調子

右の如く、五通りに吹方ありといへども、容易くは及びがたし、初學の人吹やすからん爲には、先岩戸調子の手附の物は、吹に便りよければ、是に依て琴三弦に合奏する所の、一二三のあはせ方を、左に出す、尤二上り調子の手附は、夕暮調子の二上りといふものなり、

琴三絃に合せ樣の事

琴本調子

ロ　琴の三の糸に合る也

レ　同　五の糸に合る

フ　同　八の糸に合る

右は琴と合奏の時、本調子のたて方也、三下りの時は、エを琴の七に合せ、一二は前の如し、尤是は琴の常調子のとき用ゆ、

琴を二上りを琴にてひく時

レ　琴の五の糸に合る也

ロ　同　八の糸に合る

レ　同　十の糸に合る

右琴つねに用ゆる調子にて、二上りに合るなり、たとへば、小竹の口を琴の三に合て、六段を吹出すに、琴は其調子にて、二上りをひく時、同じ小竹にて、夕暮調子の、二上りを吹く指遣ひにて、あはせる法也、

琴雲井調子

ロ　琴の五の糸に合る也

レ　同　七の糸に合る

フ　同　十の糸に合る

本調子のときは、フと十の糸を合せ、三下りのときは、エと九の糸を合る也、但琴の一と五とは、同音なれば、一にても五にても同じ事なり、

三味線本調子

三絃の一の糸に合る也

レ　同　　二の糸に合る

フ　同　　三の糸に合る

但三下りの時は、三の糸とエを合せ、一二は前の如し、

同二上り調子

レ　　三絃の一の糸に合る也

ロ　同　　二の糸に合る

レ　同　　三の糸に合る

右の合方を、夕暮の二上り調子といふなり、胡弓も合せかた三弦のごとし、尤胡弓は本調子にせず、たひがひ三下りなり、

右にゑるす調子のあはせかたは、小竹のみちに入やすき事をあぐ、合奏によりては、唄により、はじめ本調子にて、中ごろ二あがりにかはり、またはじめ三さがりにて、のちに二あがりにかはり、又本調子にかはるやうなるときは、小竹一管にて、かはるごとの調子をふくことなれば、ならひなくては、たやすく吹得がたし、

〔小竹笛音調學初傳〕小竹ト名ヅケ圖シタルハ、大古ノ尺八ナリ、○中略斯ノ如ク、古昔ヨリ正シキ傳有笛ヲ、今小竹ト改メタルハ、古法ヲ破テ、吾ヲタツルニ似タリト雖モ、此書中ハ悉ク愚考ヲ述テ、更ニ古説ヲ用ヒズ、其故如何トナレバ、一節切ノ道、享保年間ノ頃ヨリ廢シテ、近世ニ至テハ無ガ如ク、漸ク曲節ノ傳ノミ殘テ有ルヲ、叔父樂正記ヨリ學ビタル迄ナリ、因テ此後、一節切ヲ世ニ盛ナラシメン事ヲ思ヒ、道ヲ三ツニ分タリ、コレ古傳、新曲、音律學ノ三也、サレドモ師傳ニ得ザル音律學ナレバ、古名ノ一節切ノ指世ヲ以テ説トキハ、不正ノ理アルトモ、人是ヲトガメン、予ガ罪甚多シ、此故ニ新ニ作リタル、小竹ノ指法ヲ基トシ、是ニ十五音ト五十音ヲ以テ音聲ノ始末ヲサト

シ、又九六ノ數ヲ以テ、規矩準繩トナシテ、理ヲ明ニセント欲テ、今少シク成ニ似タリ、故ニ其理爰ニアゲント欲レドモ、縦ノ一小冊ナレバ、百千ノ一ヲモ云事能ハズ、唯一二ヲ云ノミナリ、先予小竹ノ音律ヲ、大成セント欲スルハ、大空ヨリ風ノ音ヲ發シ、息ヨリ聲ヲ發スルノ理ヲシリ、音聲ノ二ツ極テ呂律ニ至リ、三五、七九ノ音ヲ定テ、十二、十五、廿五、三十六、五十ノ音聲ニ極ル、是ニ拍子ト間ト調子ノ三ツヲ加テ、是ヲ大成ト云ナリ、然レドモ、音聲ノ道ヲ理ニナシテ云トキハ、無音無形トナルガ故ニ、人疑心多ク、夫ガ上ニ、予文筆ノ拙キ事ヲ知レバ、愈不益ノ論トナス人アリ、又世俗ニテハ、糸竹ハ合奏ノ業ヲノミ音律學ト思ヒ、十二ノ音ヲ、耳ニ能覺タルモノヲ長者ト尊ミ、又文章ニ秀タル人ハ、雅俗ノ論ヲ專トシテ、其實ヲ論ズル人少シ、此理ヲ考ルニ、今人ハ音聲ノ德ニ、心ヲ用ザル故ナリ、

〔尺八手員目錄〕新宅の調子は、一越調を用る、士の調子たるにするなり、士は一切ものゝ德を備へ、中央に居て、生住異職の無用之聟取嫁取の事、黄鐘調を用る、此調子は、呂律を兼たるなり、呂律といつは陰陽の一儀なり、陰陽和合而しても、呂を專としたる調子なり、船の調子は盤渉を用る、盤を舟に譬へ、渉を渡と讀故なり、一切返す手を不吹なり、

〔竹の根分序〕一節切尺八は、神代天鈿女命に始り、人の世となりても、專ら此道行れたり、然るに今世に至りては、廢れてなきがごとし、此故に又世に行れん事を欲し、古傳になき手法をたて、曲節三十餘を作り、俗間の糸竹に、合奏するの道を教へ、名をも小竹笛と改めしは、古人よりの尊器を、俗間にくだすを憚りてなり、かく小竹笛の道を作るの始は、文化八年に志を起て、今文政のはじめには、はや世に行れ、これによりて、一節切尺八の古管、所々に埋れたるも、人々取出し、曲節を好むもの出來て、今やう〳〵、又ひらきたるに似たり、○中略

文政三年庚辰季春　神谷潤亭

〔糸竹初心集上〕一節切證歌

やまとおどりのうたふきやう

よしのゝをやまを、ゆきかと見いれば、ゆきではあらでん、やこれのはなあのふゞきよのん、やあこれの、○三曲略

海道くだり

おもおしいいろの、かいどくだりやあ、なにとかたあるとつうきいせじ、かもかあはあしらかはう、ちはあたり、い、おもふひとにはあ、あはたぐちとよを、しのみやあかはあらやあ、しらせゑんじ、せきやあまあさんりを、う、ちすうきてゑく、ひとまつうもをとにいづうくうとの、

これより末尺八吹やう同前也

平調子のよしの山

よしのゝをやまを、ゆきかとみいれば、ゆきではあらでん、やこれのはなあのふゞきよのん、やあこれの、

平調の調子いせおどり

あのきみさまあはあいせのはまあそたちめもとにゑほがやれ、こぼれか、るゑ。

此外近江おどり、すげがさ、海道くだり、いづれのうたにても、右之格を以て吹ならふべし。○雙調のよしのゝ山、雙調いせおどり、黄鐘よしのゝ山、盤渉よしのゝ山等略、

〔一話一言二〕一節切

一節切は、いにしへ大に行はれしものなり、今たえて、その曲をつたふる物なし、近頃まで小河川邊に、東條伊織といへる人、これをしれりといふ、今神田に、根屋亮尹といへる人あり、よく此曲を

つたへたり、其唱歌八十曲ほどあり、その書を破傘といふ、奥秘の傳は末期に及で、弟子一人をゑらみて、傳ふとなん祝阿彌かたる、

〔尺八手員目錄〕大曲といふは、筒音吹出し細く、末に吹出すをいふ、中曲といふは、筒吹出し細く、中ふくらに吹をいふ、小曲といふは、筒音吹出しふとく、末細く吹をいふ、是を三曲といふなり、筒音の吹様、此外不可有なり、如此吹を當流といふ、平等に吹は不當流なり、

○按ズルニ、本書ノ奥書ニ寛永元甲子夏五吉辰大森宗勳軸庵居士傳書トアリ、

〔紙薦上〕尺八〇一節切吹やうの事

先左の手をうへになし、右の手を下になし、なへざるやうにふくべし、なゆるといふは、ふきすつる所にあり、うれひをきらふ也、又しだるきやうにふくべからず、

拍子合の事

ゆびをばはめて、ひやうしをはめず、ウエフエといふに、ながみじかのなきやうにふくべし、つぎにのべてはすゑみじかく、又長からんには、はじめみじかし、まへをわすれて、いづくゟ出たるといふ事をしらざるやうにふくべし、かなしげに吹込事あし、

かすりの事

いきをいためてふくなり、たゞし息をおし付て、ふくにあらず、はずむいきをひかへて吹を云也、

ゆりこぼしの事

つくにあらず、ゆるにあらず、すこしのしなゝり、あまるいきを、いするわざ也、吹がたき事也、

まわるゆびの事

雙調は上四をうごかし筒に入、黃鐘は上のゆび三つをうごかし、一越へおろし吹あくる、ゆびつにならざるやうに吹也、まわりかゝるいき、吹そらして吹べし、雙調、黃鐘、盤渉の三てうしにある

事也、

ころぶゆびの事

雙調黃鐘盤涉の三調子にあり、宮商角、角うつす所にはやくあくれば、たくみてころぶににたり、おそくうつせば角とひとつに成ては、差別きこえず、はやくかよふの間也、

打ゆびの事

フといふ所をふたつをいふ也、少もびゝれたるねいろあしゝ、ばづむ一へん也、雙調はエのゆびをうごかし、盤涉はうらのゆびをうごかす也、此ゆびうごかざる尺八は、音の入事もなく、上手にならぬ也、

いきつぎの事

段々の句切の外にいきついて、其節所のはたらきをもつはらとすべし、ふし所の大事をかく事なかれ、いきつぎ萬事ひかへて吹べし、

五調子吹樣不同之事

雙調はさきあがりにふきゆる也

黃鐘はまつすぐに吹ゆるなり

一越はまづかにゆるりと吹淘く也

平調は四季に順ずるに、あらく請てさきさがりに吹也、

盤涉は平調がさきさげず、何れも律調子なれども口傳、

浮沈といふ吹やうの事

是はからす所をばめらし、めらす所をば、からする事也、宮に合て調子一曲一手にして、余のうつりかはる所、それとまやべつなく、一律にかりめりなく吹事也、黃鐘の安田をふくに、ヤといふ所

をめらし、エといふ所をからし、チといふ所をからしめらす、掟程して吹也、すなはち宮也、五調子同じ事也、高き所をたかく吹、める所をめらし、ありくのまゝに、ふくにあらず、少しのかりめりあれば、由聲といふ事が付て、きゝにくき也、由聲とは自然に得る心出來る、

まはる拍子をからしたるを嫌ふ事

一曲のうち、はじめおはり、おもしろく吹にあらず、ふし所のわざだにも、みちをたがへずふけば、自然にきこゆせう也、ころび四ヶ曲、平調御のたぐひは、いかにもさつとふく也、物手、手巾のたぐひは、成程おもひ入てふく也、切拴安田のたぐひは、宗佐宗勳師も、書きこるすにいはく、ごばんのおもての如くなる道を、あしたよりゆうべまで行ば、くたびれあるなり、あがりさがりある道は、けつく行やすし、先雙調は、かれ木に花のさきたるごとく吹、黄鐘はえだ葉をしげらして、始中終ゆだんなくふく也、一越はたゞ一節のしらべなれば、一しほこえてふく也、平調は秋の月にたとへ、盤涉は霜夜の月にたとへて吹べし、萬事調子をしらざれば、うたまひの諸藝、いかでかおくぎをしらんや、

〔糸竹初心集上〕一節切吹やう之事、まづ左の手をうへになし、右の手を下になすべし、左の大ゆびにてうらの穴をふさぎ、べにさしゆびにて二の穴をふさぎ、右の人さしゆびにては、三の穴をふさぎ、べにさしゆびにては、四の穴をふさぐ、一の穴と云はおもてのふしのそばなるを云、次を二、次は三、下を四といふ、まへにあけたるをうらといふ、第一おぼえずして不叶事は、指づかひの名也、

〔一節切温古大全〕此笛竹を逆にして吹事、いかなる故ある歟、答ふ、これは竹を逆になして吹をもつて貴とする所なり、先人常にいふ詞にも、陰陽といふて、陽陰といはず、易經曰、天地否地天泰此否の字、泰の字にもしるべし、又一節切を吹に、息の流るゝを露といふ、竹生いづるは地なり、天雨

露の潤澤を降し、地これをうけて、萬物を養ふ、則露なり、露は草木の根より上りて、末葉までも至るが如し、如此の本を吹て、聲調其末にわたる、露も本よりして、末のかたへ流るゝを見よ、吹く人は則陽にして、一節切は陰なり、こゝを以てさるさまに吹て、却て天地の理にかなふなり、

吹口の切方とても、右の理にひとしきや、

答ふ、是亦其義あきらかなり、譬ば日は陽にして盈月は陰にして缺る、吹口の半月形なるも、陽陰ありて、陰かけるといふの義なり、

文政元年寅十一月　　神谷泰介著

一節切吹奏心得

〔一節切一家言〕一節切と小竹との音色の心得の事

音は吹とふかざるとの間にあり、色は心の内に有物なり、たとへば一節切の手を吹ときは、タエフエを心に唱へて吹ゆへに、音色温和にして、角なくねむりを催すが如くなり、又小竹の曲譜を、心に唱へて吹時は、音色さえて、すゞしやかなれば、ねむりさむるが如し、指法には別なく、譜面の別なり、さすれば口に唱へて吹ときは、聞ぐるしくなりて、業にあらず、深く心中に唱へて吹けば、自分音色に、あらはるゝ事をおもふべし、思ひ内にありて、色外にあらはるゝの義なり、

文政二卯冬日　　一思庵主不學述

〔一節切一家言〕一節切幷に小竹連管心得の事

我よりおとれる人も、連管する時に心得あり、稽古の節は、十分に吹て引立れども、聞人有時は、かへつて初心の人に、ならひうけて可吹、其時は得たりとて、力にまかせて吹時は、音色揃はず、はなればなれに成て、揃く聞ゆる物なり、小音たりともうけて吹時は、自然に玉出て、面白く餘音あるなり、此時に臨んでは、筒音の正音にかゝわるべからず、且又笛の長短にて、連管の時も、又かくの如きとおもふべし、

一節切相傳
一節切流派

文政三辰正月　　一節切十三世小竹開祖神谷潤亭弘之押○作

〔紙鳶下〕一節切起

それ竹に孔をえりて物の音を出す事は、もろこしにて武帝の時、丘仲といひし人より起り、我朝にては神代に、天鈿女命天の香山の竹をとりて、節間に風孔をえりて、和氣を通じ玉ひしより起れり、横笛虚無尺八はさらにもいわじ、一節切は唐にては、これを洞簫と名づけて、東坡が赤壁の客も吹もてあそび、佛世には六祖も吹玉ひて、鳴東來の唱歌あり、我朝にてはそのかみ異人ありて、宗左老人に傳へしより始て、そのゝち、○中略大森宗勳より中興して、今の世に是齋、宣竹、同中、節指、一音など云あまたの吹手蜂起せり、されども手にくわしくして亂曲にうとく、あるひは亂曲に鍛錬して、手におろそかなるのやまひをまぬかれず、予も宗勳のながれをくみて、年頃是を手にし、是を口にして、手をきはめ、亂曲を吹おぼえぬ、亂曲は、此家にきらふことなれども、ひとよぎりは樂器の外なれば、遊山翫水の折にふれば、なにかは苦しかるべきと、予が了簡より當世はやる小うたの唱歌に吹あはせて、殘らず口傳を書付侍る、されば口傳のうへに性骨を加へて、心をいるゝ事、第一の事なり、呂律の物にかなはざるは人の過なり、器の失にあらずとこそ、大神の景茂も申侍りし、

元祿十二己卯曆

〔糸竹初心集上〕先一節切尺八は、其濫觴まち〳〵にてさだかならず、そのかみ異人有て、宗佐老人に傳へたるよし、代々いひ傳へたり、然しより宗佐が高瀨備前守につたへ、備前守は三井寺の日光院に傳へ、日光院は安田城長に傳へ、城長は大森宗君に傳てより世にひろまり、文祿慶長の比尤盛なり、此宗佐は昔は豫州の大森彥七の末孫、勇士武略の後胤なり、織田信長公に仕へて、人に

一節切名人

名をえらる、信長公逝去し給ひしより、ひたすら隱遁の身となり、霞をあはれみ露をかなしむ觀念をこと〻し、尺八の妙音味へ、此道中興の開山となれり、流の末をくむ我等までも、遺風をえたふといへども、夢にだにもみず、わづかに其かた計うつして、今書にえるし宗君門弟の外餘力有て、音をえらべんとおもふ人の、一助となさんとおもふのみ、

〔洞簫曲下〕抑當流尺八者、宗左老翁相傳高瀨備前守、備前守傳實相房幷尼子同宮內少輔、實相房傳敎敎院、敎院傳大森宗勳大居、宗勳傳愚以、愚以傳惠海、是相傳村田宗清、仍一流之義無滯、覺習畢爲一毛所誤不可有之、予雖爲秘書、一向之所望依難默止、贈書之者也、

于時明曆三四月壬寅嚴島暫居賤所狹家注記　大坂　村田宗清

〔雍州府志七土產〕笛尺八○中略 尺八倭俗爲洞簫、今按洞簫其製與尺八異、考之中華所謂短笛是也、倭俗專弄之、近世吹之有兩流、所謂宗左流、西實流是也、宗左弟子、有理庵、宗勳者、勳於尺八也、世稱美之、其次謂宗振、今西實流絕、

〔羅山文集記十九〕餘音尺八記

頃年有大森宗空者、善吹尺八、

〔日本古今人物史七〕大森宗勳傳尺八

大森策翁宗勳者、其先出自彥七、幼好音樂、頗以尺八鳴世、曲節無施而不可也、一日宗勳登樓奏曲時、有鳴鶯來和之、豈不同聲相應之謂乎、後陽成帝有詔使宗勳製五調子之尺八、由此名譽彌高矣、至今言尺八者以宗勳爲法、

〔南畝莠言下〕按ずるに、大森宗勳の名、元和の羅山文集に宗空とあり、寬永の尺八手數目といふものに宗動とあり、明曆の洞簫曲に宗勳とあり、寬文の糸竹初心集に宗君とあり、享保の頃ある人の記せる、尺八譜引書に宗薰とあり、いづれも代々ソウクンと號せしなるべし、山崎氏云、宗薰の

名三代に及べり、初の宗クンは名人なり、中の宗クンは多能なり、末の宗クンはさもあらざりけり、

〔羅山文集十九記〕尺八記 元和九年作

西木山氏子文出自士林、講武之餘力時、握尺八吹一曲、其聲發越而激朗清厲、采采粲粲開而耳、明者乎將以當邁歟、將以却敵歟、抑又追破陣景雲之遺者歟、是未可知也、吾所云者、入折楊皇華之耳者、而後聞之、若夫論樂推而至於其極、則有三月不知肉味者、此非呂才文牧之所能及也、吾豈敢哉、吾國近代有宇治庵主狂雲子一路叟者、並避世之徒也、倶吹尺八、雖或與同工、與山歌村謳何異、吾亦莫取焉、子文請尺八記、不措、因書而示之、

〔人倫訓蒙圖彙二〕一節切○中略 當時吹手は、相國寺の内原田是齋、寺町通三條上ル丁今西一音、

〔國花萬葉記一上山城〕尺八

原田是齋　相國寺ノ内

今西一音　寺町二條上ル

古事類苑

樂舞部三十三

大鼓

大鼓ハオホツヾミト云ヒ、又タイコト稱ス、本邦ニ用キル者三器アリ、大大鼓(ダダイコ)ト云ヒ、荷大鼓(ニナヒダイコ)ト云ヒ、釣大鼓(ツリダイコ)ト云フ、其製皆木ヲ以テ匡(ドウ)(又筒ニ作ル)ト爲シ、兩面ヲ覆フニ革ヲ以テシ、擊ツニ桴(バチ)(又撥ニ作ル)ヲ用キル、大大鼓ハ所謂建鼓ナリ、朝廷ノ盛儀、及ビ大社ノ舞樂ニ之ヲ用キル、面ノ徑六尺三寸、金ヲ貼シテ黑彩ヲ施ス、左部(左方大鼓ト稱ス、唐樂ニ用キル、)ハ巴文三ヲ畫キ、右部(右方大鼓ト稱ス、高麗樂ニ用キル、)ハ巴文二ヲ畫ク、凡ソ巴文ヲ畫クコトハ、諸鼓ノ左右皆此ニ準ズ、面ノ周緣ニ十六孔ヲ穿ツ、孔ノ徑各〻二寸、匡ノ長サ五尺、徑四尺二寸、布漆(ヌノシタヂ)ヲ施シテ彩色ヲ爲ス、左部ハ赤彩、右部ハ青彩ナリ、赤白黑布ヲ合セテ索ト爲シ、以テ面ヲ約ス、之ヲ調緖(シラベヲ)ト稱ス、木ヲ以テ外輪ヲ作リ、面ニ雲形ヲ彫リ、左部ハ雲龍、右部ハ鳳凰ヲ畫キ、周邊ニ火形ヲ剜成シテ、朱彩ヲ施ス、之ヲ火炎ト稱ス、凡ソ鼓ニ龍鳳ヲ畫ク者、左右皆此ニ準ズ、匡上ニ黑漆ノ柄ヲ樹ツ、長サ七尺八寸、左部ハ日像、右部ハ月像ヲ掲グ、臺架アリテ階ヲ設ク、架ノ廣サ三尺、高サ亦同ジ、上下ニ二ノ横木ヲ施シテ、上ニ鼓ヲ置キ、下ニ臺ヲ貼ク、長サ三尺ニシテ、ミナ彩色アリ、臺高サ三尺、方八尺、欄干高サ一尺三寸、擬寶珠十二ヲ裝ケ、各〻白赤綠ノ流蘇(アゲマキ)ヲ垂レテ、赤地ノ幔ヲ絚ク、(右部ハ綠幔、)階ハ二段ニシテ、長サ四尺、廣サ二尺七寸トス、凡ソ大大鼓ハ、庭上ニ置クヲ法トス、所謂鏞鼓ハ庭ニ在リ、琴瑟ハ堂ニ在ルナリ、桴二コレニ副フ、長サ一尺二寸、赤黑漆ナリ、其擊ツ者ハ、左足臺

上ニアリ、右足階ニ在リ、鼓ノ右旁ニ立テ之ヲ擊ツ、

荷大鼓ハ、擔ハシメテ之ヲ擊ツ、故ニ此名アリ、道樂ノ時之ヲ用キル、革面ノ徑二尺七寸、緣ニ十孔ヲ穿ツ、孔ノ徑八分、匡ノ長サ一尺三寸、徑一尺八寸、朱地ニ牡丹唐草等ノ花彩ヲ施シ、布索(即チ調緒ナリ、色ハ上ニ同ジ、)ヲ以テ面ヲ約ス、桴(ボウ)ハ黑漆ニシテ長サ八尺、鉤ヲ設ケ、鼓ヲ懸テ之ヲ扛フ、匡上ニ火形アリ、高サ一尺三寸、横一尺八寸、雕繪ハ大大鼓ノ如シ、桴ノ長サ一尺トス、凡ソ此器行道ニハ、右側ニ立チテ、歩シナガラ之ヲ擊チ、庭上ニ列立シテ奏樂スル時ハ、庭上ニ安置シテ之ヲ擊ツナリ、釣大鼓ハ、又中大鼓トモ稱ス、鍔簴(即チ外輪)ニ懸ケテ之ヲ擊ツ、故ニ釣大鼓ノ名アリ、御遊及ビ尋常ノ舞樂ニ用キル、革面徑一尺八寸、金ヲ貼シテ蟠虎三ヲ畫キ、匡ハ朱彩ヲ施ス、其長サ七寸、腹稍、大ナリ、面ノ徑ニ比スレバ、則チ二寸ヲ增ス、革ノ周緣ヲ除シテ、匡ニ冒ラシムル者一寸許、釘ヲ以テ之ヲ收ム、鍔簴ノ徑二尺七寸、廣サ一寸七分、上邊ニ鍮石(シンチウ)ヲ以テ火形ヲ作リ、雲龍ヲ彫ル、(右部圖略)ハ内ニ鉤ヲ施シテ鼓ヲ懸ケ、左右内外並ニ鐶アリ、内ナル者ハ條ヲ施シテ鼓ヲ約シ、外ナル者ハ桴ヲ插ムニ擬ス、桴二、各、長サ八寸五分、輪ノ下ニ柱ヲ施シ、柱ヲ承ルニ跗ヲ以テス、柱ノ上下ノ傍、並ニ雲形ヲ刻ム、柱ノ高サ七寸、跗ヲ加ヘテ一尺二寸ナリ、正面ニ坐シテ之ヲ擊ツ、

凡ソ大鼓ハ、樂ヲ節スル所以ノ器ナリ、故ニ堪能ノ人ニ非ザレバ、任ズルヲ許サズ、其譜惟百°ノ字ヲ用キ、唱歌ニハ圖百(ヅムドウ)(都同、又圖留、津筒ニ作ル、)ノ二字ヲ用キル、蓋シ音響ニ取ルナリ、左桴ヲ圖トス、即チ雌桴ナリ、弱ク之ヲ擊ツ、右桴ヲ百トス、即チ雄桴ナリ、強ク之ヲ擊ツ、是ヲ通法トナス、然ルニ樂曲ト舞容トニ從テ、抑揚疾徐、ソノ節各、異ナリ、假令バ古樂、新樂、大曲、中曲、小曲、亂聲、鹿婁、荒序、亂序、蘇莫者破、安摩ノ如キ、皆擊法アリ、三度拍子、一度拍子、突拍子、揚拍子、推拍子、拾(ヒロヒ)拍子、脫拍子、波返(ナミガヘシ)、千鳥懸(チドリガケ)、小副(コゾヘ)桴(バチ)、連搔(レンガキ)、空立(ソラダチ)、破(ワリ)拍子、籠(コメ)拍子、約(ツヾメ)拍子、頻拍子、躍拍子、亂拍子、志止禰(シトネ)拍

子、夜多羅拍子等、其旨凡ソ三十五トス、其技ノ難キ、以テ知ル可シ、

此器ノ本邦ニ傳ハル、未ダ其昉ヲ詳ニセズ、大同四年嘉祥元年等ノ官符ニ、唐樂高麗樂等ノ鼓師鼓生ヲ載セタレバ、奈良ノ朝ノ比已ニ傳ヘシヤ明ナリ、羯鼓以下、此ニ準ジテ知ルベシ、後尾張濱主、和邇部大田麻呂等、尤モ此技ヲ善クシ、之ヲ狛氏(辻家)ニ傳ヘ、世世相承ケ、光近、則房、光季、近眞ノ如キ、其最タリト云フ、王監物賴吉、高橋能元、樂所衆延章、式部大輔惟成、筑前守有安、但馬守家長、豐原時元等、並ニ名匠ヲ以テ聞エタリキ、其名器ニ音山アリ、羊鼓アリ、

名稱

〔伊呂波字類抄　太雜物〕大鼓（タイコ）　鼙（タイコ）　〔同　於雜物〕大鼓

〔易林本節用集　太器財〕大鼓（タイコ）

〔和爾雅　五器用〕大鼓（タイコ）

〔樂家錄　十八大鼓〕大鼓字之事　大鼓之字、舊記所載大作太也、（著聞集所記亦然矣）

名所

〔歌儛品目　四器具名稱〕大鼓

名所

筒（ドウ）（中略）按ズルニ、漢土ニハコレヲ顙トイフ、太平御覽引荊州記曰、始興郡陽山縣、有豫章木、木徑可二丈、名爲聖木、秦時伐此木爲鼓顙トイヘリ、又コレヲ管ト云モノ、本朝月令、松尾祭ノ條ニ云、右大臣源多卿、爲奉幣參神社、見此鼓管無皮、意謂將張此鼓可善也トミヘタリ、

種類

〔歌儛品目　三八音紀原〕大鼓　凡大鼓三種アリ、一曰大大鼓（ダイタイコ）、敎訓抄曰、鼙大鼓長二丈ト、コレ朝廷舞御覽、或ハ大社ノ舞樂ニモコレヲ用フ、立ナガラ擊ツベシ、二曰大鼓、尋常用ル所ノモノ、坐シテコレヲ擊ツ、コレヲ中大鼓ト云、三曰荷大鼓（ニナヒタイコ）、道樂ノ時用ル者、其製異ナリ、又左方右方ノ區別アリ、

〔敎訓抄　九〕大鼓　有三名（古人名歟）　大々鼓（鼙大鼓長二丈）　中大鼓（鼓膚）　小大鼓（地鼓）

〔樂家錄　十八大鼓〕今所用大鼓、凡有三種、一曰大大鼓、晴舞樂時設於庭上者也、二曰荷大鼓、參向列地時用之、三曰釣大鼓、御遊及尋常舞樂用之、

製作

〔敎訓抄　九〕三鼓

或師云、鼓筒者至于羯鼓者、用堅木、多槻可也、大鼓、久須乃木、檜杉可也、自餘者不用和木、

〔樂家錄十八大鼓〕釣大鼓之圖〔圖略〕〇

釣大鼓、無定法、今記其大抵者、革面一尺八寸、面貼金薄、革外邊包筒許一寸、而施釘、筒長七寸、圍中間比革面寢大、革面一尺八寸、則中間圍當二尺、朱地施畫彩、三處設環、(其間當平等、一懸臺環也、其二施絲纓、結輪左右環也、)〇中略

荷大鼓之圖〔圖略〕〇

荷大鼓、其形如猿樂大鼓、革面徑二尺七寸、金地施黑彩、(畫見圖)筒長一尺三寸、徑一尺八寸、朱地施彩色、(大抵牡丹唐草)調緒交赤白黑布爲繩、(蓋大圓周一尺八分許)一傳調穴總二十、(但片面十也)徑八分施花形金物、棒長八尺、橫三寸、厚三寸四五分、黑漆、本末當肩處圓之、頭如大鼓桴頭圓也、中間隔一尺二三寸、設曲釘懸調荷之、上以木作火焔、高一尺二三寸、橫一尺七八寸、彫雲象、中間彫寶珠三、或不彫寶珠、作龍鳳凰形、(左方龍、右方鳳凰也、)〇中略

大大鼓之圖



大大鼓、革面徑六尺三寸、金地黑彩、（但左方三巴、右方二巴也、）傳調穴總三十二、（但片面十六也、）徑二寸、施花形金物調緒合、赤白黑布爲繩、（但大圓周二寸四分許○中略）

筒之圖（○圖略）

筒長五尺、徑四尺二寸、厚二寸五分、以布漆爲質、上施彩色、左右作耳、厚四寸、長二尺、廣七寸、刻其半爲挾火烟處、刻從火烟厚、（○中略）

釣大鼓畫之事（此說不害乃別錄記）

或舊記曰、釣大鼓、革面畫、蠅虎三也、其形大抵如唐獅子、而令如帶者食之、赤彩之也、自上古畫圖如此、而不知其所以、亦禪家用于法事大鼓、（謂之鼓）畫同之、近來有畫花鳥或鳳凰孔雀等、然太劣于蠅虎乎、蠅虎者能相應鼓、故鼓、亦大見、大大鼓畫者異也、略曰中巴（但左方三也、右二也、）其外爲圓圖、爲劒形者並云々、

〔江談抄　三雜事〕左右大鼓分前事

又被命云、大鼓乃左右ヲ知事ハ、左ニハ納繪乃數三筋也、又筒モ赤久色採也、右ハ納繪乃數二筋、又筒モ青久色採也、（○又見夜鶴庭訓抄）

〔續日本後紀　十七仁明〕承和十四年六月甲寅、霖雨止息、先是、左相撲司伐葛野郡郡家前槻樹作大鼓、有祟、由是奉幣及皷於松尾大神、以祈謝、（○用鼓牛皮十二張、一面六張、）

〔本朝月令　四月〕同（二申○上）松尾祭事

口傳云、松尾社禰宜秦眞足、祝秦興主依犯用大鼓輪鐵、解却見任、興主之男一人、大膳職掌、一人沙彌住神宮寺也、眞足無子、初深草天皇之御時、伐葛野郡家前槻木、作相撲司之大鼓、明神忿怒、託宣云、此樹者我時々來遊之木也、而伐取不可、然云々、其伐木口人多死去也、行事官人墜馬傷身、時人云、嘉祥元年、洪水爲流彼財所出交也、神明之祟、猶不休止、奉爲公家、數々有現、遂牽彼鼓進神社、其鼓經年破損、眞足與主竊取彼輪。鐵、作雜釘、馬鐙等、宛賣買料于時神明示祟、公家仍勘發、解却禰宜祝之職、右大

臺

臣源多卿爲奉幣參神社見此鼓、管無皮、意謂將張此鼓可善也、後日大神〇大神當作大臣病患之時、令占祟由、陰陽家告云、有神明之祟、心中反覆、是尤鼓事也、將張無輪、因以釘張之張鼓之、後音樂之奏、百倍他時云々、

〔歌儛品目四器具名稱〕大鼓

器具　簨簴略〇註　火煙簨簴ノ上ノ飾ノ名、假繪ヲ以テ造ル其形烈火ノ、火炎ニ似タリ、

〔樂家錄十八大鼓〕釣大鼓之圖略〇中

臺輪徑許二尺七寸、木廣一寸七分、厚一寸五分、上內邊施曲釘懸鼓、左右內邊設小環、受施于筒左右緒者也、外邊左右設環、爲置桴處也、接趾一尺八寸三分、頭皆作蕨手、中隆起處高五寸、木橫二寸四分、厚二寸二分也、中間施柱持輪、柱長許七寸、加接趾總高至于輪內邊一尺二寸、已上黑漆唐戸面、面中朱或梨地、輪下邊及接趾上邊、皆倚柱作雲形、凡六箇板厚許五六分、木口朱或梨地、從唐戸面中、火烟施臺上者也、或曰烽火、以金作之、長許六寸二三分、橫下邊許一尺六寸五分、上次第細爲火形、彫雲龍鳳凰、左方雲龍雌雄、右方鳳凰也、〇中略

大大鼓之圖略〇中

筒置臺之圖略〇圖

筒置臺、是臺上又作小臺載筒者也、高橫共三尺、以方四寸木四圍作之、中別容薄板、上下邊角橫木、其下邊爲趾、長三尺、上邊橫者爲載大鼓處、大共準四圍木大、皆爲彩色、

火煙之圖略〇圖

火烟、厚許四寸、別左右爲兩片、下作蒂用時指入于臺上、合左右、上邊設懸金、地皆彫雲象、高作龍鳳凰、左方龍雌雄、右方鳳凰也、外邊皆爲火象、朱彩、此外別作小火烟、蔽左右火烟合際界、彫成寶珠三彩之、

日形之圖略〇

日形、日徑許一尺二寸、厚許一寸五六分、御光長許一尺六七寸、廣許一寸、厚許二分、金色、左方象日、故金色、右方象月故銀色、柄長許七尺八寸、大徑許二五六分、黑漆、立于大鼓筒上火烟後、以懸金附火烟、

（中略）

私曰、頖宮禮樂疏曰、鼓之大者、則以靁鼓鼓神祀、以靈鼓鼓社祭、以路鼓鼓鬼享、而又鼓人救日月、以靁鼓、冥氏攻猛獸、以靈鼓、大僕路鼓、達窮者與遽令、然其鼓制則一耳、惟繪以風雲雷雨之象、謂之雷鼓、繪以麟鳳龜龍之象、謂之靈鼓、繪以飛鷺盤旋之象、謂之路鼓、路與鷺通、古文從省、詩所謂振振鷺、鷺於飛、鼓咽咽、醉言歸者是也、舊稱鷺乃鼓精、周制、但繪鷺於鼓腔、隋唐以來、則刻鷺於鼓上、今制訛爲彩鳳矣、愚按、本邦鼓上刻龍鳳者、周制靈鼓之遺法乎、或又用龍者、靈鼓之遺法、而用鳳者鷺鼓之誤乎、其說不可知焉、本邦自上古所用如此、若禮樂疏、明朝萬曆年中之書、雖不足據焉、其言稍似于接近、故記之耳、

臺高許三尺、横許八尺、別爲兩箇、用時以懸金合之、中間有受火烟穴、皆黑漆、高欄高許一尺二三寸、擬寶珠總十三、朱漆、處々有金物、是亦別作設、用時施于臺上、

階、横許二尺七寸、長許四尺、二段、深許六七寸、黑漆、處々有金物、是亦別作用時以懸金架臺、（中略）

○幔幕、常呼爲幔、以鈍子制之、張臺外道、（左方赤地、右方萌黃地也、）

○上卷、組糸如圖、（圖略）結之、大圓周許一寸五六分、染爲白赤綠三色、（左右同シ）臺上、擬寶珠下、設曲釘掛之、總十二筋、

合大大鼓諸具之次第

合大大鼓諸具次第、先並居臺別爲二者、以懸金合之、次置載筒小臺、次案筒、次立火烟、下蒂施臺上穴、上邊以懸金合之、筒左右耳挾火烟令不動、次張革施調、次以揑縮調、（謂揑者、長許一尺、徑一寸許圓木、調間挾之而廻之、則調自縮也、）次立日形、火烟表懸小火烟、次施高欄、架階、（已上皆合懸金）次張幔、懸上卷也、

桴

〔教訓抄 九〕日形者

或記云、治暦之比、大納言源隆國朝臣、爲衞府ノ時見夢相狀云、先入三重樓門、至于龍宮、見彼宮殿等、眼疲雲路、不追毛擧、如謂夢中夢見、不慰心肝、爰南殿前有靈池、而居雷鼓數面、其上日月照虛空、彼光耀宮中、見畢夢覺之後、經奏聞、大鼓火炎之日月形上立、三尺餘也者、在火炎內云々、又龍者守日出、平旦而鳴、鳳者待望月、日入而鳴、仍左大鼓者、顯鳳姿立日形、右大鼓者、顯鳳體立月形云々、

〔倭名類聚抄 四鐘鼓〕大鼓（枹附○中略） 兼名苑云、槌一名枹、（音浮、字亦作桴、俗云豆々美乃波知、）所以擊大鼓也、

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕玄應音義引詔定古文官書云、枹桴二字同、蓋枹字後人諧孚聲作桴、與棟桴字混、

〔歌儛品目 四器具名稱〕大鼓

器具（○中略） 撥（撥二枝、右ヲ雄撥トイヒ、左ヲ雌撥ト稱ス、漢土ニハ枹ト云、）

〔樂家錄 十八大鼓〕釣大鼓之圖（○中略）

桴總長許八寸四五分、上頭徑二寸、長二寸五六分、間圓之、以紫革包之、爲當革處、已下削之爲柄、其徑九分、黑漆、柄上下施金物、長許一寸、向上邊圓處者爲花形也、（已上寸法、皆準於革面一尺八寸者定之也、）

荷大鼓之圖（○中略）

桴總長許一尺、上頭徑許二寸五分、長許三寸、圓之、（釣大鼓之桴頭以革包之、荷大鼓之桴不包之、）以下削之爲柄、其徑許一寸二三分、黑漆、柄上下施金物、如釣大鼓之桴、因詳不記之、

大大鼓之圖（○中略）

桴總長許一尺三寸、上頭三寸五分、徑三寸、圓之、黑漆、爲當革處、已下削爲柄、徑許一寸二三分、上下金物長許一寸七分、形同於釣大鼓金物、用時無置此桴處、故或置臺上、或自樂屋持來擊之、（○中略）

修理

〔樂家錄大鼓十九〕大鼓革音之法

大鼓太故則革緩而不鳴也、修之術、先鼓面敷紙一枚、以水浸之、則革益緩、至于其時、外邊釘四五拔放之、作木片長二寸許、橫四五分、厚五厘許、從放釘處納之、令至於不放釘處挾之、而如初可施釘、如此四五箇處、則革再張而聲響歸初也、又新大鼓之革太張者、欲緩之、則如右法放四五箇處釘、少壓之、而如初可施釘、凡革者隨時月易緩、新大鼓革不欲緩、然過太張、則須右法、

〔體源抄七〕大鼓

又云、八幡○石淸水ノ修正ノ大鼓、昔シ其ヒヾキ遙ニ數里ノ外ニキコヘケリ、而ヲ別當慶淸ノトキ、打革ヲハリカヘラレシニ、細工長遲、筒ヲ五寸キリツヾメテ後、其音咫尺ノ外ニイデズトイヘリ、惣テ如此ノ古物ヲ、カヤウニナス事ハ、ヤウアルベキ事ナリ、

名器

〔教訓抄九〕大鼓

古人語云、此鼓有逸物、名音山、醍醐寺留之、而近來件大鼓失了云々、

〔樂家錄四十一音樂珍器〕大鼓

音山　醍醐寺大鼓也云々、詳無所載之舊記、

右大鼓今也無聞、是爲其器者不知、何時失乎否、

近代爲斷絕之重器

羊鼓　官物也、以羊皮張之、徑一尺九寸許、白皮彩色之、當桴之處、自然破徑一寸許、然其聲甚麗、又雖寒暑、全不變、其聲、故貴之、俗號之羊鼓也、右大鼓、萬治四年禁裏炎上之時是燒失畢、

曲譜

〔樂家錄十八大鼓〕大皷之譜字

凡大鼓譜字、書譜面者百之字一字也、而口唱之、則用圖百二字、女桴爲圖、男桴爲百也、圖百字也、從其聲響也、百字訓登者、於郡名等有其例、

打法

〔敎訓抄九〕大鼓

大海之波ノ音ヲ聞テ、黃帝ノ臣岐伯、寫其聲、津筒女波男浪音ナリ

〔歌儛品目六案譜字例〕大鼓

案譜　百（ド）（中略）按ズルニ、大鼓ノ譜ハ四拍子ナレバ、一二三四ト記シ、八拍子ハ一ヨリ八マデノ數ヲ記シテ、傍ニ女桴ハ小圈ヲ施シ、男桴ハ大圈ヲ記ス、其他羯鼓鉦鼓等モ、皆此例ヲ用ユ、

延早四拍子ハ　一二三●圖　四●百　同加拍子ハ　●圖一二●百　●圖三　四●百　此外類推スベシ

唱歌　圖（ヅン）　百（ドウ）並見上

〔歌儛品目八鐘鼓節拍〕津筒（ツヅドウ）又圖留ニ作リ、又都同、或ハ圖百ニ作ル、雌撥ノ音微ニアツルヲ津トシ、雄撥ノ音ハ、強クアツルヲ筒トス、漢土ニモ坎坎トイヒ、鏜々ナド云フ類ナリ、敎訓抄曰、津筒ハ女浪男浪音ナリ、尋問抄曰、樂詞ノ唱歌ニ、大鼓ノ圖留ノ二文字ヲ以テ歌、以之不然、又云故實云、胡飲酒序ハ大鼓雌雄兩撥ノ津筒ニ舞人ノ面ヲ振仰也、又云、右大鼓ハ有習、新鳥蘇ハ、初ハ雌雄ヲ二樋ニテ、都雌同雄打テ、後ニハ雄樋ヲ鼓面ニアテ、響カス也ナドミヘタリ、

〔吉野樂書〕大鼓ハ、地體ハ打ト云ニ、搔トモ云拍子ノアルナリ、

〔歌儛品目八鐘鼓節拍〕大鼓

雄撥、雌撥　上ノ雄拍子、雌拍子ト同ジ、尋問抄云、古記云、大鼓ノ法ハ雌バチヲ微ニ打テ、雄槌ヲ強可打ナリ、

合撥（アハセバチ）續敎訓抄五常樂條ニ、（中略）初頭ノ延タル間ハ、三撥□ニ合撥ニ打也、中頭ノ漸約ル間ハ、初二撥ハ片撥ニテ打テ、拍子ノ壹ヲ合撥ニ打也、舞漸ク入テ、打テ返ル程ニナリヌレバ、三撥共ニ、片撥ニテ打之、

片撥（カタバチ）見上　諸撥（モロバチ）尋問抄ニハ、師撥ニ作ル、モノハ假借ナリ、云六拍子ニ加大鼓之撥、片撥ニテ二ハ打テ、結句ノ一ヲ師撥ニ加フル也、又按ズルニ、左右ヲバモロト訓ズルコトハ、河海抄（藤裏葉）云、伊勢物語眞字本ニ左右音トアリ、

師撥　見上　匂桴（ニホヒバチ）體源抄、亂聲、新樂ハ、チホノサニ、ユル〳〵ト桴ヲアツ、古樂ハ今スコシハヤメテ、諸桴ニ匂桴ヲアツベシ、

小副桴（コソエノバチ）又抑拍子トモイフ、普通ノ雌雄ノ桴ノ後ニ、次ノ拍子ノ頭ニ、又一ツ撃チ副レテ、小副桴トイフ、（中略）抑拍子ノコトハ、續敎訓抄廿州ノ條ニ、南宮譜云、打間近代一拍子上之、加抑拍子トアリ、又一名待拍子トモイフ、

抑拍子　待拍子　共見上、待拍子ハ見樂家錄、

鳥撥（トリバチ）樂家錄曰、鳥之破大鼓謂留、一本鳥之破搔、

膝拍子　尋問抄曰、打大鼓之法、先對笛吹、可問其樂子細何遍可有哉、（中略）又初拍子可有膝拍子由、必可云也、如此不相議者失錯出來也ト、是相圖ノ爲歟、

揚拍子　○註略　結句拍子　○註略　志止禰拍子（シトネ）　○註略　鹿婁（コクロ）（中略）按ニ、鹿婁、又鹿樓、或ハ勒盧ニ作ル、何レモ借音ナルベシ、恐クハ鹿盧ニ作ルベキ歟、康熙字典引宋書禮志曰、劒不得鹿盧形、注古劒首以玉鹿盧、謂之鹿盧劒トイヒ、藝文類聚ニ、引燕丹子云、鹿盧之劒、可負而伏トミヘタリ、其形ハ三才圖會ニミヘテ、環二ツヲ重子テ中ヲ貫キ、自在ニ旋轉スル者ナリ、抄シテ以テ考ニ備フ、○下略

〔樂家錄大鼓十八〕大鼓拍子之名

三度拍子延早八拍子四拍子有此名、延八拍子謂之諸三度拍子、早八拍子四拍子謂之片三度拍子、

突拍子廻忽終當於六鞨鼓之處、有此拍子也、今世假用之春鶯囀入破、

一度拍子號延早四拍子之加、謂爾、

撥三度拍子號還城樂之大鼓、謂爾、

撥拍子於八拍子者、陵王、於四拍子撥者、號拔頭之大鼓、謂爾、一本古樂撥拍子、

鳥撥號鳥破之大鼓謂爾、一本鳥之破撥、

揚拍子以新樂用之古樂時有此名、大鼓如鳥破、尋常搔之揚拍子言、即是也、

結句拍子號諸曲終之拍子、謂爾、

志止禰拍子舊記曰、志土禰拍子有二說、一曰、三鼓共號擊止之品節、謂爾、二曰、於蘇合之序吹、就擊樂有此名、志止禰用澀字乎、詳述于鞨鼓卷、

掇拍子號胡飲酒之大鼓、謂爾、古此曲用於古樂拍子、多政資始制此拍子、爾來相傳云々、今謂胡飲酒破搔乃是也、又名片亂、

脫拍子號劍氣褌脫之大鼓、謂爾、異於餘曲之拍子、略劍氣褌三字、名之脫拍子、

波返號青海波之大鼓、謂爾、

千鳥懸此拍子、在青海波、

小副之桴於高麗曲、拍子之跡、以片桴擊一之桴是也、

唐拍子號納曾利急、或新靺鞨等之大鼓、謂爾、

連搔此拍子、在拔頭之加、抑四拍子之樂曲、以四文為大鼓一、以加止之、而復加擊之、是常式也、然不擊止、直擊之、名謂連搔也、

亂拍子謂亂拍子者、於四拍子之只拍子、除古樂搔之片桴一、有擊之說、拔頭等曲、定式加之古樂搔、然除桴一、與古樂搔、互相交擊之、是乃亂拍子也、蓋其桴數、雖如胡飲酒之破搔、以是言非也、

夜多羅拍子此拍子、舞樂之時、在早只拍子、大抵同於早只拍子、而其文異、詳述三管總論卷一、本夜多拍子、一名盜拍子、亦號短拍子也、此擇不審、仍別錄記、

影之拍子蘇合七拍子末、一拍子加擊之謂也、詳述于加節卷、

破拍子 蘇合三四帖、八鞨鼓之處號四拍子擊之謂爾、

籠拍子 蘇合三四帖破拍子之以後、隔二文號擊拍子謂爾、

約拍子 蘇合三四帖籠拍子之以後、隔二文本拍子之壹擊拍子之名也、

空立 於舊記空立之下、不言拍子之說、尋常謂空立說者、則於蘇合急、用拍子數二十之名也、

推拍子 蘇合急用於拍子數二十一之名也、

頻拍子 此拍子在於蘇合急、今人多不知此名、當拍子四文、而有當二文之處、是謂頻拍子也、今人多謂之籠拍子者非也、蓋此曲當二文之處、有四箇處、初三必頻拍子也、終一非定法、用於二十一拍子時法也、其時號之推拍子也、

亂聲 於舊記亂聲下、不言拍子之說、尋常只謂之亂聲大鼓也、

亂序 其說同于亂聲、安摩陵王還城樂用之、

鹿婁 其說同于亂聲、古於陵王、亦雖有此說、近代不用之、安摩還城樂用此說也、

振動 其說同于亂聲、號荒序之大鼓謂爾、蓋如亂聲擊之、而次第微音擊之說是也、

躍(ヲトリ)拍子 號荒序之大鼓謂爾、譜面似亂序也、

已上拍子之名總三十

大鼓拍子之異名

鷲拍子 是即諸桴三度拍子也、於萬秋樂五帖謂爾、

正度拍子 是即迴忽終突拍子也、今假用於春鶯囀入破之大鼓是也、萬秋樂龍花二會之時、於六帖用此拍子之時、曰正度拍子也、

待拍子 是即小副之桴也、於高麗曲謂爾、 此不審別錄記之

步拍子 是即片桴三度拍子也、於萬秋樂謂爾、

隱拍子 是即陵王之桴合也、喜春樂等之曲、以用之延八拍子謂爾、陵王者的々八拍子、喜春樂等延八拍子也、舊記云、是仁明天皇御說云々、

已上拍子之異名總五

〔教訓抄 九〕大鼓

抑此鼓ノ打樣雖多其說、以舞家之說爲本說、無樂才之輩更不可打之、又彼此兩說、所詮可依狛氏之舞人等之習也、但知與不知各別也、世之所推爭デカ無深淺乎、又雌雄桴、并句桴、共隨其樂之習可打之、是則以舞合說爲勝云々、

打大鼓口傳

師說云、大鼓打法、先對笛吹、可問其樂子細、何遍可有乎、又自何帖可上拍子乎、如此事、雖覺知必可尋問也、是卽骨法也、次者初拍子可有膝拍子之由、必可云也、如此不相議者、必失錯出來也、其例雖有多略之、

次打大鼓、偏ヘ對スルハ僻事也、鼓ヲ左ニ成テ髙可打也、偏髙メテ對スルハ、右槌遠成テ打惡ナリ者、右槌ヲトヲカラヌ程ニ可相計也、直對テ鼓打ハ、尤見苦也、左ノ槌ハ、ヤハラカニ打テ、右槌ヲツヨク打也、又左槌打テ卽可引吉也、不引吉者、當鼓面不響也、但可依樂、右槌ハ打削ガ其音ハ高鳴也、直當者其音早也、

師說云、打大鼓骨法可知事也、雌雄ノ兩槌ヲ同程ニ持テ、ノケズ、ヨセズ、如圖シテ可打也、サガレバツヨクウツ、アガレバユルク可打也、只サガルトモ、アガルトモ、槌ヲ同程ニウツベキナリ、

古人云、擊大鼓、兼テ捧其槌持者、甚見苦シ、若爲八拍子樂者、打鞨鼓七拍子之時、可揚大鼓槌也、

又云、大鼓ノ壺ハ、眼中ノ瞳打宛タルガ、シタヽカニ聞ユル也、コレハ心ニ唱歌ヲ歌取テ打也、樂ノ詞ノ唱歌ニ、大鼓ノ雌雄ノ圖倚ノ二文字ヲ歌、次ニ不然シテ、手ニマカセテ打ニハ、難中瞳也、

又云、大鼓ノ槌合、克可打之也、其間近キハ、モノサワガシ、遠キハ不似一拍子、克計合之爲上手也、隨樂程ノ緩急、打拍子之雌雄也、口傳云、不謬鞨鼓拍子雌雄可打之也、又云、大鼓ハ隨大小可打也、大鼓ハツヨクウタレテヒヾク、少大鼓ハツヨク打バ、ハタラト鳴リテコヱナシ、又不響也、ソノヤウニシタガヒテ、被打出其聲也、或師云、亂聲大鼓者、左新樂打始二所、吹出、吹果、頭初、拔林邑亂聲其打樣異云々、

右打始三所、吹出、中間二所、

口傳云、左者吹出ニ二槌、●—●●—●中程ニ六孔ニ延ル果三槌、●—●●—●●—●終打止ニ一槌、●—●

右者初中ニ各二槌、終ノ打止ニ一槌、

安摩、陵王、亂序大鼓、（大略雖同體、安摩者迅早）亂聲者頗早可打也、（皆頭有初拍子之壺也）初序大鼓ハ笛吹ガ見舞ヲウナヅキテ大鼓ヲ可令打也、師說云、物ノ序ノ大鼓、不知案內之者ノ延、自破之大鼓打之、（兩桴間令有程也）是僻事也、序破無差別、只同程ウチナガラ、序拍子ノ壺ヲナヲサゲカケテ打ナリ、笛モ大鼓ヲマチテ打セテ、大鼓ノ音ノ句ニ詞ヲバ吹出也者、大鼓ノサガリテアタリタル句ノ目出タキ也、物序大鼓懈怠ニ・後タル樣ウツモノカラ、雌雄ノ中間ヲノバサズ打ガメデタキ也、又云、樂ハ初拍子ノ大鼓ヲ、笛ノ吹出タル程ヨリモサゲカケテ打タルガ目出也、此拍子ノス丶ミタルハ、アサマシキモノ也、

師說云、延タル樂ノ大鼓ハ、拍子ノ壺ノ正中ニ可打也、ツボニ打入テモ、尙其中心ニアタラネバ、シラケテキ丶ニクシ、眼ノ中ニ人見ノアルガゴトク壺ノ中ニモ、尙中心ニ可充也、

又云、早キ樂ノ四拍子物、八拍子物ハ、以上拍子ヲ知之也、蘇合破甘州ハ四拍子物也、仍甘州上一拍子、白柱、竹林樂、海青樂類ハ八拍子物也、（三度拍子ナリ）但有乖法之樂、蘇合急初一遍者（用四拍子物）上拍子之後爲八拍子物、然者可用三度拍子之處ニ常用一拍子也、首尾乖違、尋大平樂道行雖四拍子物（用三度拍子）長慶子一說（用三拍子）如此之類、不知由緖、可尋也、　津守有基云、延タル樂者（八拍子也）早樂者（四拍子也）此四拍子樂ハ稱重物、鞨鼓八拍子ヲ早所打也、五常樂急、白柱、北庭樂之類也、又云、間拍子樂ハ鞨鼓二拍子也、是又准此鞨鼓四拍子ヲ早ク所打也、勇勝急、三臺、傾坏樂急等類也、古樂間拍子ノ物搔テ所上也、如胡飮酒破也、而又件破多ノ用一拍子、（可尋之）　又云、早樂者拍子上（天モ）大鼓ノ壺ヲバアゲザル時ノゴトク、雌雄二槌ヲ打テ、今加ル上拍子ヲバ、片槌ニテ打、此樂程ハ被仰テ宜ナリ、如此打得テ、樂ヲハヤメントヲモフ時、本拍子ヲモ加槌ヲモ倶片槌ニハ打也、コレヲシラザルトモガラハ、ハジメヨリ用ズ、片槌ハ樂程忽集テ不足言也、

博雅三位譜云、間拍子トハ上拍子ヲ云也、　師說云、只拍子ノ大鼓者克クマチカケテ、ヲクレザマ

ニ可打也、(只拍子大鼓者、心中ニ三鼓拍子充テ可打也、)光時云、行道ニハ新古兩樂ヲ合奏也、新樂ニハ用鞨鼓ヲ、古樂用一鼓フ、因以テ上拍子之時、古樂ニハ用古樂之上樣、新樂ニハ三度拍子上ケリ、而ルヲ近來倶ニ付古樂ニテ加拍子、尤以僻事也、然而光時之出仕ノ以前ヨリ如此仕來也、光季之當初更ニ不破云云、

羽林亞相爲通云、大鼓ハタシカニウタル丶、口傳ノアル也、鞨鼓ノ敎拍子ノ重槌ヲ、唱歌ニシツケテ低ト筒ト中ノ槌合ハ、慥ニ被打也、同云、陵王大鼓ニ有秘說、主上殿上人ノ舞御覽之日、予此曲ヲ舞シニ、大鼓ノユリ／＼ト中氏吉ク被舞也、入テ此大鼓タレゾトタヅ子シカバ、光時ガ打ケル也、

口傳云、亂序嚩又嗔序荒序破ノ終リ、倶舞人以桴打攝腰也、其ニ大鼓ヲ津筒ト打合スルガ目出ナリ、不知笛吹大鼓打舞人ヲマホリテ打ベキナリ、

荒序大鼓ハ津筒ト打ツレバ、ヤガテコメザマニ不顧筒之末吹出、大鼓ヲバ早ク拾ヲ也、打樣有二說、(付四方八方之樣有相違也、有譜、)

胡飮酒序ハ大鼓雌雄之槌ノ津筒ニ、舞人ヲ面ヲ振仰也、其槌合ノハヤキハ振仰ガホドナクテ輕輕也、槌合テ延テ打バ、振仰ニ有テ、其程シヅカニミユルナリ、破ノ上拍子ハ三拍子ノ終ノ槌ヲオシミテ、槌合ニ閑ニヲサヘテマドヲナルヤウニ打ガ吉舞也、(中院說)

口傳云、春鶯囀ノ入破體ノ六拍子ノ大鼓ハ、樂ノ早キガゴトク、鞨鼓ノ雌雄ノ槌ノ追テ打ハ、大鼓ノ槌チカクテキ丶ニクキ也、凡ソ早樂ハ不遂鞨鼓、槌合ヲ少シヲサヘタルガキ丶ヨキ也、　又云、大鼓ノ下ニハ、槌ノ手ヲトリシ丶メテ鼓鰭ノ方ヲ打也、鰭ノ皮ハ引ニ張ケルガユヘニ、ハヅミテ早ク中ル也、早ニハ槌ヲトリノベテ中心ヲ打也、中ノ皮ハユタヒタルユヘ緩アツルナリ、　又云、凡大鼓法ハ雌槌ヲ微ニ打テ、雄ヲ強打ナリ、而亂聲ニハ雌雄ヲ強ク打テ、雄槌ヲトヲク中也、コレハ桴振者雌槌ヲ閑テコ丶ロシラヒテ、雄槌ニヲヿ居ル故也、　又云、大鼓打ノ鼓ノ面ニ立テ打コトハ、笛吹ニ目ヲ見合ヒテ打之故ナリ、(或說云、笛吹ノ樣拍子ナ丶シト思フユヘ也、一說ニハ、御前ノ絃管ノ拍子ニ付ニ打料云々、)揔ハ大鼓打

ハ必ズ守リテ笛吹、隨テ其面氣色打流ナリ、鞁鼓ノ雌雄之拔也、イカサマニテモ、槌合ノ遠ハ未練時ナリ、大鼓ハ教拍子ガ入眼ニテアルアリ、コレヲシリヌレバ無シ打損ズルコト也、但シ是ハ拍子ノ迅ノ來テ早被打ナリ、得テ此心ヲシブラカシヲサヘテ打テバ、人見ニハウタル、ナリ、蘇莫者ノ拍子ノヨクウタル、ハ、三鼓ノ教拍子ノ氣ナリ、ソレモ三鼓許ニハ迅充ル一鼓拍子ノ自三鼓殘テ澀ナリ、古人云、陵王、還城樂、亂序、案摩、鹿樓ノ大鼓ハ、打樣同ジ事也、但シ安摩ハ早可打也、其故ハ舞人拍子ヲ乙留爾、大鼓延ヌレバ不被舞云云、　又云、古樂加拍子事、樂拍子ハ以陵王破ヲ爲本法ト也、只拍子ハ還城樂、蘇莫者破等爲本法也、　鳥向樂、澀河鳥破等、與陵王同ジ、依テ爲樂拍子也、其儀上者六槌ハ如常、陵王破、還城樂等同前、下ノ三槌、第三四兩鞨鼓留大鼓二ヲ打テ、第五六十ノ鞨鼓、三ハ間拍子ヲ第八ノ羯鼓打止也、此打樣尤不審也、然而世以用之也、而陵王破稱南京樣、又有打樣、是者不背新樂法、甚有其理歟、其儀初果ノ六槌如常、後果三槌ヲ鞨鼓三打後、第四五鞨鼓ニ大鼓二ヲ打テ、第六七鞨鼓ヲ間拍子ニテ、第八ニ打止ナリ、○中略師說云、右大鼓ハ有習、新鳥蘇、初ハ雌雄二槌ニテ圖雌筒雄打テ後ニ、雄槌ニ鼓面ニ引テ響ナリ、是ヲ汀音云、打左樂也曲ニナリヌレバ、雄雌二槌打畢テ、重雄槌一ヲ合也、圖雌同雄如此打也上拍子後者、雄槌片槌ニテ打以郎槌答也、○中略

鹿樓

師云、鹿樓ハ不知其由緒、但古人云、若是梵語歟、古樂者、多是西胡ノ樂也、第六第三第九第三是也、安摩鹿樓者、六三九三ガ、舞ノ手ニ叶ヒテ合將キ也、舞人知之、計其拍子出バ無乖違、不知之出舞手與拍子合乖違也者、一鼓之人得此心テ、舞人ノ初テ落ル果ニ充初拍子ヲ、其ヨリ計テ、可充六三九三也、○下略

〔夜鶴庭訓抄〕一勒盧と申こと候、第六第九第三なり、
鼓六度、大鼓一度九度、大鼓一度三度、大鼓一度也、是一は三度拍子にかくなり、三度拍子を一拍子

と云、大鼓手、鉦鼓(其調にやう有)聲ト聲シリ聲シリ聲、又説聲これは樂人だにはか〴〵しくしくしり候はず、何事も案じいでたるに従ひて、次第もなく候ぞ、

〔殘夜抄〕打物の事〇中略大こ、がくにしたがひて打樣あれども、委しからず、たゞし拍子あぐると見えたり、これは人しらず、此外の事、(これは大鼓の事也)古樂、新樂、大曲、中曲、小曲、亂聲、鹿樓、荒序、蘇莫者序、亂序、安摩、これらをよく〳〵うちわくべし、羯鼓は新樂ばかりに打物也、大鼓はくはしくしるしをかむこと、ゆゆしくわづらひあり、又ばうなんあるべし、また女房の身にいといるべからず、さりながらせうせう申べし、こがくにはかいてあぐと申、新樂には三度拍子にあぐ、是には八拍子物のしづかなるにとりての事也、八拍子物を、古樂に三度拍子にあぐる事はあれども、新樂をかきてあぐる事はなし、但參音聲には、御聲にて舞人膝をつきてすべる時、新樂をも古樂にあぐるなり、採桑老は古樂なれども、三度拍子にあぐるは、老者をおびやかすがゆへのこゝろしらべのよしとかや、四拍子物は一拍子にあぐるに、三度拍子にあぐるものあり、それは見をよぶところ、古樂の四拍子なるを三打也、

〔樂家錄十八大鼓〕擊大大鼓之法

大大鼓者、其徑大而別設臺按其上、故擊之、則左足在臺上、右足在階、而大鼓爲左旁、立擊之、(直向則不便擊)大鼓徑大、故縫綴革成之、是以一面中、聲音不一、故振桴時、先擊廻中間一尺許間、試革與桴相應處、而可擊之、古法曰、擊大大鼓、則持桴欲少短也、是桴重大以易拍子後乎、亦曰、設置桴無定所、故及奏樂自樂屋持參之、一曲闋後、置于臺上亦可也、無定法、以從時宜爲善也、

擊荷大鼓之法

荷大鼓者、行列之間擊之、則立於鼓右邊、爲左旁擊之、列立庭上奏樂、則安置庭上擊之也、置桴無定所、自樂屋持參之、

擊釣大鼓之法

釣大鼓者、宜正直向也、或有斜向人、是以大大鼓之習謬之乎、大大鼓者立擊之、故自不能直向、釣大鼓者非此比、斜向則其體不宜、且桴聲有惡、積功久則自可知之、取桴之法者、奏調子或音取之間、先以左手持左環、以右手拔取之渡左手、而靠大鼓臺上置之、右桴準于左桴可知之、但奏音取耳、則發聲時乃可取之、奏調子、則至於其半舒取之可也、〇中略

大鼓桴合左右甲乙之法

凡大鼓雖有三品、〇大大鼓、備大鼓、釣大鼓、而習練要一也、古法曰、持桴可持柄半、然則其音和柔而中節、若持柄末、則其勢廉而樂位易進、又曰、雌桴者欲弱當、雄桴欲强當也、愚按、是謂可有左右大小中甲乙乎、若聲調則初不可有左右異、若聲調因左右異、則其聲不知乎、故以爲雖有左右大小異、而聲調則欲左右同也、世多知可有左右甲乙異、而不知不可左右聲調不同者大矣、而有左右甲乙、則聲調自隨易變、是不可不慎、予〇安倍季尙於是有一術、曰凡左右桴聲異者、雌桴失也、故假以右手爲雌桴、以左手爲雄桴擊之覺雄桴意、熟久則自左右如一、而不可有聲調異乎、又曰、擊大鼓則最忌手頸折、且不可以手擊、可以肩及肘擊之、而肩肘亦不用甚著力、只欲和平相當也、又曰、當桴八如此、如八文字形可當之、而可以桴腹當之、又曰、擊大鼓左右桴速放去則其聲廉也、不放桴、則其音響濁也、故放桴自其桴當處四五寸許退下傍革面、隨響可外緣去、如此則音響濕且大鼓動止也、右法所謂削音者是也、

大鼓桴可當處之法

凡擊大鼓者、當桴於鼓面正中、則其聲伏鼓中而無聲響、可擊正中一寸許下、然則其聲筒中雷同而有聲響、又曰、雌桴雄桴擊同所則無響、而雌雄桴共不全其聲、〇是前桴餘音未消、又擊之故也、故左右桴間隔一寸許可擊之、又曰、陵王拔頭之類、連擊有甲乙之分者、次第退一寸許下向去可擊之、今圖之、八大三中　|中四　|小　是拔頭等桴味也、大中小三字者、桴强弱之品也、自餘準之可知之、音皆同音也、

潛之音說

大鼓有謂潛之音也、舊記曰、今新鳥蘇古鳥蘇等樂、始以雌雄二桴擊之、至曲定後、雌雄桴後、加雄桴一、名曰小副之桴、是則潛之音之餘意也云云、（所謂小副桴者、專於右樂用之、先如常擊諸桴、而右片桴一柔擊加之、比男桴則漸微音也、故謂小副、）季音記曰、季氏曰用潛之音、則雌雄桴共不附革擊放之、後片桴一微者擊之、而可附革、若雌雄桴皆附革下則失故實矣云云、以是等說見之、則潛之音則今小副之桴也、唯有其後片桴附革下之異耳、

削音之說

大鼓有謂削音也、桴法同、謂潛之音者、唯潛之音者、在小副之桴耳、削音者諸桴皆然也、附桴革引下之、削鼓面、故有此名、

桴合强弱之差異

凡大鼓桴合、謂皆無異者非也、總文樂者可和柔擊之、（萬歲樂、喜春樂等之類也、）武樂者可强擊之、（太平樂、散手等之類也、）而又有御遊與舞樂之差、御遊時諸曲共可和柔擊之、於舞樂者、可强擊之也、是其大略也、

秘曲

〔樂家錄 二十七 口傳名說〕鼓類秘傳之曲

大鼓爲秘傳者、荒序蘇莫者之序也、○中略

大鼓口傳名說

凡大鼓左右之撥音雖有高下、長是之人者其聲等矣、此說爲示之初學之士、號知右、設口傳之名、令至于其極云々、

教習

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事 ○中略

唐樂師十二人（中略）鼓師 ○中略

度羅樂師二人 鼓師 ○中略

右依舊爲定、餘皆停止、〇中略

大同四年三月廿一日〇中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事減二一百五十四人、定二一百人、〇中略

唐樂生六十人減二廿四人、定二卅六人、〇中略

鼓生四人〇元十四人中略

高麗樂生廿人減二二人、定二十八人、〇中略

鼓生四人不減〇中略

嘉祥元年九月廿二日

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符

應停五節儛師置高麗鼓師事

右得治部省解偁、太政官去弘仁十年十二月廿一日格、定儛師四人之內、置五節儛師一員、而件師徒設其員、曾無其人、今有高麗鼓生四人、習業之日無有其師、望請停彼儛師、置此鼓師者、省依解狀、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請、

齊衡二年八月廿一日

相傳

〔體源抄 七〕續敎訓抄　朝葛作　拔書之

凡打物ノタグヒアマタ侍リケルナレドモ、我國ニ用ルトコロハ、今シルス分ナリ、大方打物ハ、何レモ尾張濱主、大田麻呂〇和邇部等ガナガレナリ、中ニモ狛家ニトリテハ、大鼓ヲバ嫡々ニ付テ光季ノ家ニ傳ヘ、鞨鼓ヲバ行高ノ方ニ傳タリ、須ク高季ヲ彼氏ノ祖トハ申ベキニ、ワヅカニ將曹ニテ、康和二年十一月死去セシメシ、同嫡子行高ヲ彼祖トハ申ナリ、而ヲ祖父判官〇狛近眞ノトキ、兩家ノ

打物ヲ和合シテ侍ルユヘニ、此氏ニ羯鼓モ侍ナリ、サレバ祖父判官ハ、打物ニオイテ、公庭トイヒ、私所トイヒ、度々高名ヲホドコセリ、

〔扶桑略記 二十三醍醐〕延喜四年三月廿六日、宇多院供養圓堂、○中略同日、勅差藏人頭仲平朝臣、率童舞樂工等、令奉此會、先是去廿四日、於内裏有童舞、○中略内藏寮給祿有差、此間左大臣○藤原時平聞舞庭中、更仰令推大鼓御階前、大臣打之、

〔教訓抄 十〕木幡ノ執行忠明、管絃ノ方ニ、トリイラザリシカドモ、大鼓打ノ方ニハ、得名ヲ逸物ニテ、長谷ノ僧正御房ノ童舞之時、一度モ失錯アヤマリナシ、

興福寺侍助遠雖無樂才、大鼓ハ目出ク打シニヨリテ、於春日社、妓女舞ノアリシニハ、乍置名誉之伶人等、被打于助遠タリキ、

祖父光近安元御賀アリシニ青海波ノアリシニ、大神基賢第二切ヲ吹損畢、而光近不付笛詞シテ、付舞手打大鼓第二切ヨリハ、以唱歌直シテ、舞樂ツルハシク、トヲリタリケル、如此心シラヒノアリテ、打物モスベキナリ、

養父則房元久二年十一月廿八日、吉水ノ前大僧正御房報恩講、萬秋樂破忠拍子アリ、堂上堂下笛吹損テ、樂ノ散々ニナリシヲ、半帖ヨリ唱歌シテ、加拍子畢、仍樂直タリキ、

〔續古事談 五諸道〕白川院御時、飛香舍ニテ、中宮○藤原賢子白河后大原野行啓ノ試樂アリケルニ、大鼓ウツベキ樂人ナカリケレバ、人々ニトハレケルニ、政長師賢朝臣ツカウマツルベキヨシ申ケレバ、ソノヨシ仰ラル、ニ、ヲノ〱辭申ケレドモユルサレズ、ノガレ難クテ、政長大鼓、俄ニ承テ、一拍子ノアヤマリモナク、ツカウマツラレケル、イミジキ事トナン、人々ホメアヘリケル、重代管絃ノ家マコトニ人ニ異ナル事也、此二人ハ兄弟也、○下略

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕堀河院御時、六條院に朝覲行幸有けるに、池の中島に樂屋を構られたりけ

るに、御所水をへだてゝ、はるかに遠かりけり、博定勅をうけ給て、大鞁をつかうまつりけるが、壺よりもすゝめて撥をあてけり、後日に博定元正にあひて、昨日の大鞁はいかゞ有しといひければ、元正目出たくうけ給き、但少壺よりすゝみてぞ聞へしといひければ、又問けるは、つぼはうち入たるたいやまじりたりし、始めおはり同じ程にすゝみて侍しかといふ、元正始終すゝみて終りにきと答へければ、博定扨は意趣に相叶ふたり、其故は樂こそ引はなれぬ事なれば、かすみわたれとおくて物をうつは、ひゞきの遅來る也、されば御前にては壺にうち入てよくぞきこしめさんとぞいひける、この心ばせ思ひよらざる事也、目出たしとぞ元正感じける、

前所衆延章は名譽の者也、白河院御時、六條内裏に行幸有けるに、朱雀大納言(俊明)延章を頻に譽申されければ、はじめてめされにけり、勅定によりて右大鞁をつかうまつりけるに、皇仁に拍子をあやまちにけり、笛は正清元正成けり、元正が吹ところの皇仁年比きくに、延章が説にたがはざりければ、其旨を存ずる所に、今度異説を吹たりけるに、失度拍子をあやまちにけり、延章樂屋に入て元正をうらみていひける、年比貴説を承るに、愚説にたがはず、それに此度は異説を吹給て、拍子おとさしむる事、いきながらくびをきらるゝ也といひければ、元正云、またくあやまらざる事也、申さるゝがごとく、傳ふる所まことにかはらず、され共面笛正清也、その伏息の程笛を元正にゆづる、吹出には彼人の説をふかずして、豈他説をもちゐんや、大鞁の撥をとらるゝ計にては、いづれの説をも慥こそは存知し給はめとぞいひける、なだらかに目出たくぞ侍ける、是笛吹を背て我が玄こにもてなすがいたす所也、大鞁の撥をとる日は、笛ふくとよくいひあはせて、存知すべき事也、古人傳る所也、

〔教訓抄十〕陵王加拍子事

同(○承元)三年十二月五日、仁和寺舍利會、(有二兩院(一院女院)御幸一、)有二童舞一、(左賀殿、甘州、(已供養舞)蘇合、大平樂、陵王、右地久、林歌、人調、古鳥蘇、狛桙、納蘇利、)

出大床、公卿殿上人有絃管、○中略依御定大鼓近眞打之、(任古記打右大鼓之面、且付當上音頭、且童舞遲速見樂程定打也、)蘇合一帖、(七拍子)道行、(加三拍子)陵王破、(打奈良樣)大鼓一モ不打損、仍當上當下頗有御感云云、○中略

皇帝一具大鼓打事

同(○建保)五年二月十六日夜、依宿願、於春日御社、荒序舞、笛(景茂)笙(忠秋)大鼓(景賢)打、舞終後皇帝一具シテ令進儀ニハ奏遊聲一帖、序一帖(廿拍子)破六帖、(大鼓近眞打之、一ツモ違打不、)

右大鼓事

同五年十月十四日、一院女院御熊野詣ノ時、於新宮在舞樂、雖為左舞人、依御定近眞打右大鼓、古鳥蘇ノ序打樣、(行音引)納曾利破從第三大鼓(加拍子)急成テ後、舞人輪シテ向合、(加拍子了)任古老ノ傳打之、貴賤驚耳目追蒙御感了、

輪鼓褌脫大鼓

同六年十二月三日、閑院内裏有船樂、(西釣殿行幸)殿上人地下樂人等來之、(平調々子及入調了)箏敦通、揭鼓康元、笙忠秋好秋、篳篥季國、笛景基、大鼓近眞、鉦鼓有賢、

萬歲樂、三臺急、甘州、輪鼓褌脫、勇勝急、回急、

輪鼓褌脫ノ時、大神景賢云、可加一拍子、而予(○狛近眞)思ハク、船樂ナラヌ時一拍子ツチナラズ、況船樂也、此事予ヲ心ミムトスルカ、又ハヂヲカヽセムト存カト思惟シテ、搔ツヾケノ古樂物上ツ、景賢ハ本意相違シタリキ、天氣ハ目出ク仕タリト有御感云々、○註略以頭中將雅淸頗仰御感畢、○中略

皇帝大鼓事

同(○承久)三年二月十五日、興福寺常樂會、○中略至皇帝之時、依人衆之議定、近眞打大鼓、任大田麻呂之傳遊聲打大鼓了、○中略

採桑老事

雜載

承久二年五月廿九日、好氏ノ採桑老御覽之日、以勅定近眞打大鼓、任本說以五音之鹿樓打之、幷付秘說、第五拍子ヨリ加三度拍子畢、今ハ鹿樓ノ大鼓之樣ハ、舞人樂人聊モ不存知見侍ベルナリ、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具〇中略

大鼓一面丹地彩色腔　今脩理之〇中略

唐樂器〇中略

大鼓六面各有桴　各納紺細布袷袋皆破〇中略

高麗樂器一具〇中略

大鼓一面彩色面徑三尺

又　一面徑三尺七寸、在臺、已上納漆塗辛櫃二合〇中略

寶龜十一年十二月廿五日

〔殘夜抄〕打物の事、うち物おほかれど、この朝にのこる所、羯鼓大鼓〇中略おほやうこれらにすぐまじ、

〔敎訓抄十〕又云、打物ノ者何モ不定勝劣、皆以雖爲大事、殊ニ以大鼓爲第一之大事ト、因玆自昔至今、名譽之管絃者、皆毎大鼓顯瑕瑾、有其數歟、

王監物賴吉　高橋太能元　前所衆延章　式部大夫惟成　筑前守有安　但馬守家長

此等皆失錯アヤマリ、毎度ノ事也、近ク者雅樂屬尾張則成、其ゲイ云拔群、雖施名譽於一天而仁和寺舍利會時有皇帝、至三帖打落大鼓二了、皆雖存相傳說、臨時ニ其誤此多、槌合之長短、異說之邪正、實ニ以難辨者歟、天下第一之逸物、代々卽チ如此、既ニ末代ノアヤウキ我等ガ趣ク不可取大鼓之槌也、

〔樂家錄 十八 大鼓〕大鼓堪能人任之說

或記曰、大鼓者所下薦役也、按於革類以鞨鼓爲第一、以大鼓爲第二、其主樂節、就中大鼓者聲大而樂曲遲速多與之、縱令有鞨鼓爲節、而除大鼓則樂曲如不知所依矣、然則亦不可謂非重器也、故古今以堪能人任之、非所下薦役也、或記所傳可疑、是蓋以列地之次第太最後調之乎、(其次第先舞人、次鞨鼓、次鳳笙、次篳篥、次龍笛、次荷大鼓、次鉦鼓、)然是以何足爲下薦證也、御遊時則大鼓坐位又不下、(其次第座上構鞨鼓、次隔一二人、而置釣大鼓、或亦並置鞨鼓、凡舞樂之時、隔音頭三管之籠而據之、次隔一人或二人構鉦鼓、舞樂之時並置於又鼓也、)故以爲大鼓者、所堪能之司、而非所下薦人與也、

鞨鼓　揩鼓併入

鞨鼓、古ヘ羯鼓ニ作ル、戎羯ヨリ出ヅルヲ以テ名トス、カッコト云ヒ、又カコト云フ、或ハ揭鼓ニ作ル者ハ、音通ズルヲ以テナリ、擊ツニ兩杖ヲ用キル、故ニ又兩杖鼓ノ名アリ、革面ノ徑七寸八分、鐵輪ヲ作リテ革ヲ張リ、緣ニ八好ヲ穿チ、裝スルニ革三枚ヲ用キル、(下紫、中白、上錦皮、)コレヲ劍形ト云フ、匡ハ樫、櫻、唐木等ヲ用キ、長サ一尺、徑五寸、中腰稍大ナリ、螺鈿若シクハ描金ヲ施シテ文彩ヲ爲シ、馬皮ノ細長ナル者ヲ以テ革ヲ約ス、コレヲ大調(オホシラベ)ト云ヒ、大調ヲ約スルニ紅條(或ハ紫條)ヲ以テス、コレヲ小調(コシラベ)ト云フ、伸縮シテ以テ聲調ヲ諧フ、臺アリ、黑漆ヲ以テ髹ル、上ノ廣サ七寸六分、下ノ廣サ一尺二寸、厚サ九分、左右二板、相距ル六寸許、橫木ヲ以テ之ヲ貫ク、桴二枝、長サ一尺二寸、兩頭倶ニ擊ツ、鞨鼓ノ譜ハ、正來(セイライ)ノ二字ヲ用キル、(文生體ニ作ル)正ハ右桴ナリ、來ハ左桴ナリ、又來二字ヲ並書スル者ハ、左右互ニ細數連打ス、之ヲ諸來(モロライ)ト云ヒ、又來一字ヲ書スル者ハ、左桴ヲ細數連打ス、之ヲ片來(カタライ)ト云フ、獨リ音取、調子、及ビ序ニ於テハ、右桴モ亦來ノ字ヲ用キルアリ、又揚ノ字ヲ譜スルハ、正桴ヲ後ラシテ、來桴ニ接打スルナリ、是桴法ノ大略

ナリ、初メ光仁天皇寶龜九年、鼓生壬生驛麻呂、雅樂屬小子部総益ニ勅シテ、鞨鼓ノ八聲ヲ定メシム、其名ヲ阿禮聲、大揭聲、小揭聲、沙音聲、璢璢聲、鹽短聲、泉郎聲、織錦聲ト云フ、又樂曲舞容ニ從テ、其節ヲ異ニスルアリ、破拍子、致拍子、間拍子、重(カサネ)拍子、亂拍子、千鳥懸、志士禰拍子、掇拍子等是ナリ、凡ソ新樂ハ必ズ鞨鼓ヲ用キル、蓋シ此器ハ三鼓(鞨鼓、大鼓、鉦鼓ヲ謂フ、)ノ最ニシテ、樂節ノ緩急長短、一ニ其遲速ニ從フ、故ニ管絃ト舞樂トヲ問ハズ、樂所一臈ノ者、之ニ任ジ、袍ヲ尙ヘテ其首座ニ就クヲ法トス、又古樂ニハ壹鼓ヲ用キルヲ法トス、然ルニ鞨鼓ヲ以テ、壹鼓ニ代用スルコトアリ、其法、左手ニ一桴ヲ杖キ、右手ニ一桴ヲ執リ、壹鼓ノ法ニ從テ之ヲ擊ツナリ、驛麻呂ノ後、僧明暹、狛行高アリ、各〻其技ニ精シカリキ、後世二家ノ譜ヲ奉ジテ以テ準則ト爲ス、多節資、六人部國友、雅樂屬利光、豐原信秋、量秋、統秋、安倍季清等、皆名匠ヲ以テ聞エタリ、

揩鼓ハ、一名ヲ荅臘鼓ト云フ、揩リテ以テ聲ヲ爲ス、故ニスリツヾミト云ヒ、字又摺鼓ニ作ル、或ハタラヽコトモ稱ス、蓋シ荅臘ノ音ナラン、其製ハ鞨鼓ノ如クニシテ、其形ハ廣ク短シ、革面ノ徑一尺二寸、匡ノ長サ六寸、口ノ徑九寸、朱漆ニ唐草ヲ畫ク、革ノ表裏ニ胡粉ヲ施シ、緣ニ八孔ヲ穿チ、毎孔飾ルニ劍形韋ヲ以テシ、赤キ調緒ヲ貫キ、之ヲ伸縮シテ、其聲調ヲ諧フ、凡ソ揩鼓ハ桴ヲ用キズ、コレヲ頸ニ懸ケ、左手ニ調緒ヲ執リ、右手、或ハ揩リ、或ハ擊チ、以テ其聲ヲ爲スナリ、其譜タル、亭揩ノ二字ヲ用キ、譜本ニハ揩ヲムニ作リ、食指、中指、無名指ノ三指ヲ以テ革ヲ摩揩スルナリ、亭ハ擊ナリ、中指ヲ以テ彈ジクヲ謂フナリ、惟之ヲ新樂ニ用キテ、古樂ニ用キズ、此器ヲ本邦ニ傳ヘシハ、孝謙天皇ノ朝ニ在リ、登美是元、始テ揩鼓生ニ任ズト云フ、

名稱

〔倭名類聚抄四鐘鼓〕鞨鼓○○　律書樂圖云、荅臘鼓者、今之鞨侯提鼓、(鞨音曷、俗用揭字、未詳、)卽鞨鼓也、

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕按羯鼓錄云、羯鼓出外夷、以戎羯之鼓、故曰羯鼓、通典亦云、以出羯中、故號羯鼓、太平御覽引大周正樂同、韵會云、羯地名、上黨武鄕羯室、晉匈奴別部入居之、後因號胡戎爲羯、

是羯鼓從羊爲正、而羯鼓用革造、故俗變羊從革、遂與韎鞨字混、則作鞨亦非正字、其作揭未見所出、（中略）○按通典並擧羯鼓答臘鼓云、答臘鼓制廣羯鼓而短、以指揩之、其聲甚震、俗謂之揩鼓、據之答臘鼓卽上條所載揩鼓、不與羯鼓同、卽似答臘鼓者今之六字當在前條正文揩鼓字上、而俟提鼓上鞨字亦恐衍、删之作俟提鼓卽鞨鼓也、其義似始可通、然唐六典大樂令龜茲伎注、疎勒伎注、並具列答臘鼓、鞨鼓、俟提鼓、則似鞨鼓、俟提鼓不同、今姑依舊、

〔伊呂波字類抄〕加（雜物）鞨鼓（カッコ）

〔下學集〕下（器財）羯鼓（カッコ）（玄宗善擊之、有時春寒華遲、玄宗登樓擊羯鼓、而催華、百華一時盛開、謂之羯鼓樓也、）

〔易林本節用集〕加（器財）羯鼓（カッコ）（羯鼓、杖鼓、並同）

〔和爾雅〕五（器用）鞨鼓（カッコ）○

〔教訓抄〕九鞨鼓　又兩杖鼓○（上音曷、或用羯、出羯中、故號之、）

〔歌儛品目〕三（八音絲原）鞨鼓（教訓抄、上音曷、或用羯、出羯中、故也、又云、俗說ハ、羯鼓錄ニ見ヘタリ、曰、羯鼓出外夷、樂以戎羯之鼓、故曰羯鼓、其音主太蔟一均、龜茲部、高昌部、疎勒部、天竺部皆用之、次在都曇鼓答臘鼓之下、雞婁鼓之上、鼓如漆桶、下有小牙牀承之、擊用兩杖、其聲焦殺鳴烈、尤宜促曲急破、戰杖速碎之聲ト云ヘリ、鞨ハ字書ニ韎鞨蕃之名トミヘタリ、揭鼓トモニ借音トミヘタリ、○中略）

羯鼓　揭鼓○（共見上）　兩杖鼓（上文羯鼓錄ニ、擊用兩杖、ト云ニ依レルナリ、通雅曰、唐之杖鼓、曰兩杖鼓者、兩頭皆用杖、今之杖鼓、一頭以手拊之、則唐之漢震第二鼓也、）

〔唐六典〕十四（太樂署）凡大燕會則設十部之伎於庭、以備華夷、（中略）○六曰龜茲伎、（中略）○羯鼓、雞婁鼓具各一、

〔歌儛品目〕四（器具名稱）羯鼓

所名　筒（ドウ）（教訓抄ノ說、大鼓ノ條ニミヘタリ、漢土ニコレヲ鼓匡木、玉篇ニ鼓材トミヘタリ、）　劒形（ケンガタ）（革面ノ調ヲ貫ク穴ヲ飾レル韋ノ名ナリ○中略）

大調（オホシラベ）（註略○）　小調（コシラベ）

〔教訓抄〕九三鼓

所名

製作

或師云、鼓筒者、至揭鼓者用堅木、多槻可也、大鼓久須乃木檜杉可也、自餘者不用和木、

〔信西入道古樂圖〕揭鼓



〔樂家錄十七鞨鼓〕羯鼓之圖略○圖

鞨鼓、革面大大率七寸七八分許也、作鐵輪厚一分半許、橫三分許者、置於革面、自外邊纏繞以張革、以錫貼之、表裏皆塗粉、調穴總八、施韋劒形者爲飾、而穴皆有金物、俗謂鵐目也、

劒形之圖略○圖

劒形以韋作之、總三重也、下紫中白上錦皮也、染皮爲錦文、俗謂錦皮、總橫七分許、但錦皮五分許、劒形先一寸許、詳左圖、長見於革面者一寸四五分、併纏裏面一寸六七分許也、

筒之圖

筒長大抵一尺、就裏面皮則三分許長、是自外斜截故也、徑五寸、中腰少大、其徑五寸六七分、木樫或櫻、金地而爲畫彩、或以唐木制、用樫或櫻、其音薄矣、以唐木作之爲佳、而施青貝、或以蒔繪爲文、而革施筒、以調束之、此調謂大調、以馬皮制漆之、橫一分許也、亦有束大調者、謂之小調、以紫紅等組絲作之、太比大調則甚太也、

臺　桴　袋

彫筒之裏無定法、一曰、口之徑二寸六七分、(口謂之匡口)深二寸許、漸裏窄彫之、其横一寸二三分、而去七八分亦漸彫之、其中腰之徑一寸五六分也、其圖如此、二曰、匡口二寸六七分、筒中二寸許、小彫之、其圖如此、三曰、匡口二寸六七分、筒中三寸四五分許、太彫之、其圖如此、

凡羯鼓之音、筒中之制非有之、在匡口、故制終而後、木口二三分之間、圓匡口、制之可也、(此法、不世知之也、)

〔歌儛品目四器具名稱〕羯鼓

器具　臺(ダイ漢土ニ牀ト云、羯鼓錄ニ、承以牙牀トアリ、和州法隆寺ノ羯鼓牀ハ、今所用ノ者ト同カラズ、其狀、唐儛圖ニ出ル者ニ同ジ、)

〔樂家錄十七羯鼓〕臺之圖(○圖略)

臺制法、板厚七分許、高七寸許、上横七寸五六分許、下横一尺一寸許者二枚、爲左右、以一寸一二分四方木貫之、左右板間六寸許也、貫木頭出於板外四五分許也、或不出頭亦有之、右皆黑漆唐戶面、面中爲朱漆或金粉梨地也

〔歌儛品目四器具名稱〕羯鼓

器具(○中略)　桴(中略)按ニ、漢土ニコレヲ杖ト云、二杖ヲ以テ左右ヨリカク、依テ兩杖鼓ノ名アリ、其他一鼓以下、桴兩箇ヲ用ヒザルコト、之ヲ以テ推知スベシ、羯鼓錄曰、杖用黄檀狗骨楸トミヘタリ、

〔樂家錄十七羯鼓〕桴之圖(○圖略)

桴長一尺二寸、太在于手裏處、圓周一寸三分許、先當于鼓處、其形如櫃實、而圓周一寸二分許也、木用唐木、或用本邦木也、桴太重則其聲濁、太輕則其聲薄、可用其中者、而革聲亦有差等、以革與桴相應爲善、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具(○中略)

鞨鼓一面、(腔以金墨繪)納黄袷袋一口、(○中略)

唐樂器〇中略

鞨鼓六面　各納黃裕袋〇中略

寶龜十一年十二月廿五日

名器

〔樂家錄四十一音樂珍器〕鞨鼓

碼碯鼓　聖一國師、入唐得碼碯之鞨鼓、而駿河國久能寺納之云々、見于神社考

聲調

〔敎訓抄九〕鞨鼓

寶龜九年十二月廿一日、進鼓生從八位下壬生驛麻呂製、光仁天王御宇壬生驛麻呂、雅樂屬小子繼益、此鼓ニ八聲定置、

阿禮聲又阿禮短聲　大鞨聲　小揭聲　沙音聲又沙聲　瑠鐺聲又瑠聲　鹽短聲又鹽聲　泉郎聲又白水郎　織錦聲

〔殘夜抄〕かこには、もと八のこゑあり、阿禮聲、付短聲　砂聲、鹽聲、當聲、〇當原作常聲、今改大鞨聲、小鞨聲、泉郎聲、或白水郎とあり、泉をかきあやまりて、ひきはなち白水郎とあるか、又白世郎ともあり、是ら能々おぼつかなけれども、いまはあかす人あるまじ、織錦聲、これらなり、あれいしやうは、がくの序にうつ、打やう別の譜にあり、はやき序ひきの物、蘇合五帖、春鶯囀鳥聲、皇帝破五六兩帖、これらには短聲をうつ、よろづの事の調子の間は、又短聲を打、砂聲は蘇合二帖〇二、一本作三、にあり、織錦聲もこれにあり、大鞨聲は蘇合序一帖にうつ、小鞨聲は急にあり、泉郎聲は破にあり、當聲、鹽聲、くはしからず、いづれもたしかのことはしるしをかねば、をろ〳〵きゝをきたり、

〔體源抄六〕鞨鼓口傳〇中略

阿禮聲

阿禮聲ニカギリテ、シヤウト云、沙音ハイサゴノコヱ、瑠鐺ハアタルコジリ也、鹽ハ鹽梅ノ心、又ハ鹽聲、泉郎ハイヅミノカミノコヱアリ、不審、私案云、泉郎トハ海人ノ名ナリ、アマノ海ニ入テ出時、息ヲツク聲高ク聞ユ、アハレ此音歟、又白水郎トカケルモ、只泉郎ナルベシ、古記ニアマタ白水郎トカケルモアリ、

曲譜

〔樂家錄十七鞨鼓〕鞨鼓之譜說

鞨鼓之譜、用正來二字、正者右桴、來者左桴也、又來來如此並書來字者、左右互相交之、●●●●●●●●●●如此細數擊之譜也、因其數不定、謂之諸來、又書來字一字者左桴耳、●●●●●如此細數擊之譜也、是亦其數不定、謂之片來、又於音取調子序等、右桴亦有用來字、又譜中有揚字、訓阿久留是亦右桴也、其法似正桴而少異、正桴者必拍子之文、或文與文之中間擧之、揚者少退後與來桴連續之譜也、其拍子如俗語謂却含者、〇中略

鞨鼓唱歌之法

舊記曰、鞨鼓本無唱歌、然當初之舞人、不知聲樂、唯以舞爲業、當初如多氏是也故以唱歌算拍子之文、以舞傳所起也云々、凡法曰、諸來度呂トロ度呂トロ唱之重言、片來者、度呂トロ耳唱之、正者清唱之也、譜說擧于左、

來度呂　一　來度呂　來度呂　二　來度呂　來度　三　來度呂　正清　四　正清　五　來度呂　正清　六　正清　七　來度呂　正清　八

右自一至於八拍子之文也、正來者、鞨鼓譜字也、端之假名書唱歌也、近代就聲樂唱歌、不用之也、

諸曲通用之譜

凡音取次第、先笙、次篳篥、次笛也、鞨鼓者、笛發聲而欲移于次律時擊始之、與笛同聲終之也、雖無拍子之文、爲圖示其大意、蓋所圖一二三之每間、

來　一　來來　正　二　正　三　來　正　四　正正　五　來　正　六　如此、其程皆同之也、調子倣此、

來　正　正　正　正　正　正
來來　來　來

擊止法

或來　正
來來　來

擧止倣右

來　來　來　來　來　正　正　正　正
來　來　來　來　來　來　來　來　來

調子之次第、笙、次篳篥、次笛也、笛先奏音取、鞨鼓從之擊、音取而笛奏調子之時、鞨鼓擊調子也、

右譜可奏一返、若有不足則二返可用也、勿及于三返矣、(擊止之法、同于音取、)

或　來　來　來　正　正　正　(擊止同
　　來來　來　來　來　來　于音取)

序雖有拍子無文、故羯鼓之譜、如調子也、欲短奏之則略譜之中間、約始終可用之也、○中略

八聲譜說

阿禮聲 (譜說多而不見其譜、舉名之)

鹽短聲 (譜說多而不見其譜、舉名之)

大揭聲

一來　來二　三來　來四來　來五來　六正　七正　來　八正

來一來　二來　來三　來四來　來五來　六正　七正　來　八正

來一來　來二來　來三來　來四來　來五來　六正　七正　來　八正

瑲聲

來一來　二來　來三來來　來四正　五正　來　六正　七正　來　八正

沙聲

來一來　來二來　來三　四正　來五　六正　七正　來　八正

纈錦聲

揭　來一　揭　二　三來　來　四來　來　五正正　來　六正

泉郎聲

一正　來　二正　來　三來　來　四來　來　五正正　來　六正　用入破云々

來一來　來二　三正　四正　來　五正正　來　六正　用急聲云々

來一來　來二來　來三　四正　五正正　來　六正　用萬秋樂云々

來一來　來二來　三正正　四正（案譜無此來）

小掲聲

來　來一　・　二正正

右小掲聲、案譜、及家説譜、蘇合四帖最初早四拍子記此名也、然尋問及體源金玉等、名加法也、或亦於案譜之中、亦有爲加法之處、因隨之、

皇帝

遊聲（用阿禮聲）

序（用阿禮短聲、一名鹽短聲、）

一二三四帖（各六拍子、用織錦聲、未序用阿禮短聲、他曲未序皆倣之、）

五六帖（各序吹、用阿禮短聲、）

團亂旋

序（用阿禮短聲）

二三帖（各早八拍子、用沙聲）

入破（六拍子、用織錦聲、）

颯踏（序吹、用阿禮短聲、）

急聲（六拍子、用織錦聲、）

春鶯囀

打法

遊聲用阿禮聲　序用阿禮短聲

颯踏早八拍子、用沙聲、　入破六拍子、用織錦聲、

鳥聲序吹、用阿禮短聲、　急聲六拍子、用阿禮短聲、

蘇合香

道行一本號階步、有鞨鼓無名、　一帖初序吹、阿禮短聲二度、次大揭聲一度、次小揭聲一度、次織錦聲六度、次沙聲三度、次大揭聲一度、次小揭聲一度、已下皆沙聲、

三四帖口返、用大揭聲、後用沙聲、　五帖口返、用瑠聲、後用沙聲、

破急延四拍子、用泉郎聲、

萬秋樂

序用阿禮短聲　一二三四帖各八、常用鞨鼓

五帖初拍子八、大揭聲、已下沙聲、　六帖初拍子七、織錦聲、已下沙聲、

已上

〔夜鶴庭訓抄〕大樂の舞だて、うち物などのあらん時のひきやうはかはるべし、○中略箏、たしかに、かこのらいせいのばちに、さらり〱と彈合べし、

〔南留別志 三〕一羯鼓の手に、らいといふ事あり、擂の字なり、樂家の譜には、來の字あり、音をかへたるなり、

〔樂家錄 十七 鞨鼓〕鞨鼓拍子之說

阿禮聲號調子之鞨鼓謂留

阿禮短聲號序之鞨鼓、一說阿禮[illegible]聲、

大揭聲號延八拍子

瑠聲號八拍子

沙聲 號早八拍子

織錦聲 號六拍子

泉郎聲 號延四拍子

小掲聲 號早四拍子

右號鞨鼓之八聲、寶龜年中、壬生驛麻呂定之云云、

破拍子 蘇合三四帖、八鞨鼓之處、破之四拍子擊之謂也、

敎拍子 一號敎桴也、諸曲於大鼓前、有以片來敎導大其之桴、名之謂爾、一二三來、是敎桴也、

間拍子 貞保親王譜曰、四拍子謂之間拍子也、有甚說曰、八拍子早謂四拍子、四拍子早謂間拍子云云、又博雅三位譜曰、間拍子謂上拍子云云、又說、間拍子舉竟謂二拍子之處、殊唐急用之云云、

已上見于體源抄

重拍子 舊記曰、號四拍子加之此鞨鼓謂爾、家記曰、蘇合三四帖破拍子、次隔二文大鼓擊龍拍子、復隔二文、擊約拍子也、時鞨鼓破拍子之以後、如加四拍子擊之、名曰重拍子云云、

亂拍子 蘇合三帖第四拍子與第九拍子之間二儞處有此鞨鼓、此鞨鼓非常、故有此名也、

千鳥懸 號靑海波之鞨鼓謂爾

志土禰拍子 舊記曰、志土禰拍子有二說、一曰、三鼓共號擊止之品節謂爾、二曰、因於舞樂有此名也、蘇合一帖最初序吹、初拍子以後、有爲文奏之說、此時之鞨鼓號志土禰拍子云々、按志土禰、當川澀字乎、如何者序吹爲文奏之、則樂曲舒而鞨鼓自如澀也、又擊止之法、不拘於管聲、左右之桴、共退擊之、然則川澀字、兩說共其義通乎、

撥拍子 此名、見于舊記鞨鼓譜之部、而不言其說、疑是大鼓拍子之名乎、如何者、記大鞨鼓有撥拍子、胡飲酒之破搔鼓是也、

已上、拍子名、總十六、

〔殘夜抄〕打物の事、○中略打樣はみなかこにつきて申べし、すべて八拍子の物にも、早きのびたるに隨て打樣あり、又四拍子にも、のびしゞまりにやうあり、又りんせちあり、うちやうまでは、女房しるべからねば申さず

〔敎訓抄九〕鞨鼓

口傳曰、揭鼓揩鼓等、調子ノ音ニ可張合也、若難張叶者、可張合乙音也、（中院、狛行高ト問答云、羯鼓ナ時ノ調子可張合由、有古口傳、不然也、只革ト桴トノ相應スル程可張合也、）

大鼓鉦鼓ニ此術ナシ、然ルヲ大鼓ハ槌ヲ充ニ可有用心也、此態隨之自然可彰、又大鼓ノ中心片方之其音各不同也、計之可打歟、鉦鼓、又同前、（楔ナ宛ニ甲乙ノ音アリ、極テ慥ゲニ拾ベキナリ、）

又云、羯鼓ハ只可手馴也、此外全ク無別事、但禮音、初ハ微音ニテ、未張ニ可付也、今ノ世ノ人、始ツヨクウテバ生ノ音ノ如ク混ジテ聞ユル、不謂事ナリ、闇夜ニ打ニ、少シモ不違所至可手馴也、（拾遺納言云、羯鼓ハ舞人ノ足踏ヲ見テ可打也、）世ノ人如生ノ音聞カシメテ打ハ非也、（陳北）是ハ一所ヲ打ガ生トハ聞也、初ノハ鐺ニ寄テ宛テ、倚サマニ差遣テ、桴ヲ躍カシテ遣バ、響キノ渡也、又合桴ニハ、禮ヲ惜ミテ、禮ノ響ノ不失以前生ヲ宛也、（生響ノ有禮ヲ宛ツレバ、禮音ノ非失也、然者禮桴可惜也、）

古老云、羯鼓八拍子樂者、初五拍子ニ宛大鼓也、（早樂同之）上拍子者、打三般拍子也、四拍子樂者、三拍子ニ宛大鼓也、上拍子、（打一拍子也）但於初拍子間有異說、（皇麞破、春楊柳、喜春樂破、）七拍子ニ宛也、（廻忽、海青樂、）者六拍子ニ宛也、（萬秋樂破、散手破、）三拍子宛也、

拾遺云、蘇合一帖羯鼓者（或十二、十六、或十八、廿、）其數不定、而中院亞相（○內大臣家定）其禮法兩聲、隨其數被分之、

大曲法、不云羯鼓之數、守大鼓坪打之、（口傳中生聲也）

又云、揭鼓ニ撥轉ト云手アリ、中ノ八拍子物ニ打之、可有其口傳、禪定殿下（○忠實）仰云、多節資ガ云ケルハ、禮ノ桴ノ間ニ、カイマハスコトアリトゾ云ケル、揭鼓ハ禮音ヲ禮ト令聞メテ可打也、

同仰云、羯鼓ニ有鐺聲、鏤日明暹ガ御讀經ニ參タリシニ、五常樂急ノ羯鼓ヲ習シ敎ヘタリシナリ、

八拍子羯鼓ノ禮音三カ第三ノ拍子ニ、右桴ヲ不打合シテ、羯鼓ノ筒ノ外ノ皮ヲ打音也、狛行高云、羯鼓ノ中ニ桴ヲ乍中（頁）差越テ打ハ、不響ル音ヲ名クト云、秘記云、揭鼓ニ搔上搔下ト云也、強打バシヾマル、（謂之搔上）緩打バノブル、（謂之搔下）

口傳云、樂程者、以鞨鼓正其程也、而至早樂者、以大鼓正之也、打鞨鼓者、得此心作大鼓唱歌(肖)之拍子、樂ノ程ヲバ正テ、鞨鼓ヲバ只手遊ト思テ打ガ、樂程ハ不物騷優美也、以鞨鼓欲正樂程者、其程自然ニ早成也、就中大鼓宛テ後ノ掲鼓ノ迅宛ヌレバ、克物騷ク聞ユル也者、抑々テ可打也、（光時云、鞨鼓ハ吹物ノ欲早成テ、シブカシテ、抑テ打ニ在也、近來ハ鞨鼓ノ早クシテ損樂也、）

凡樂程ハ、偏ニ鞨鼓ガ進心也、知樂程者、鞨鼓ハ可打也、大鼓雌雄ノ槌ハ鞨鼓ノ雌雄桴ヨリハ、少シ遠ク打也、樂ヲ抑ヘテ早ムル事ハ、鞨鼓打ノ左手ニ打ツ、禮桴ニ因而也、樂ノ程早ク思ヘバ桴ヲ抑テ大鼓ノ雌ノ槌ノ程ニ合テ打バ、被打テ延ル也、樂程延ヌト思ハ、禮桴ヲ進メテ打バ早成也、得此心、數遍ノ樂、始自吹出、至吹終之果、大根屋ニ漸早メ行也、（四拍子鞨鼓モ、禮桴ニ程ハ被抑也、）

又云、鞨鼓ノ桴ヲ拔テ打ハ无儀ナリ、是ハ桴ヲ鼓ノ面ヨリ迅ク引離セバ拔也、可得此心、　又云、桴ハ鼓面ニ少モヒヅミテ當ヌレバ折ナリ、直ニ當ヌレバ、強打トモ全以不折也、

貞保親王譜等、四拍子樂ハ、間拍子ト付タリ、以之案之、有基之說、八拍子ノ早キヲバ四拍子ト云モ、四拍子物ノ早キヲバ間拍子ト云稱スルハ、重物ノ正說也、師說云、調子笙調子訖ウ吹テ取音テ道行ヲ吹出ス、樂ハ笛ノ音取、鞨鼓ハ阿禮聲ヲ打テ、生ヲバ早ク拾テ打ツナリ、

又云、太平樂ハ四拍子鞨鼓也、不能重拍子バ、其程タヽハカニ成ナリ、鞨鼓得心ヲ、克抑ヘテ可打也、

又雌拍子鞨鼓ハ本體ハ此曲ニ打也、今世三臺急用之、（三臺急ニテハ美於本云々）

羯鼓ハ於新樂之拍子而爲樂器指南、凡樂緩急ニ長ク短キ、可依此鼓之遲速也、仍以樂才器量之輩可爲羯鼓打ト云々、

禰取打樣（有三說）　調子打樣（有一說）

序吹打樣（有二說）　道行打樣（有二說）

八拍子打樣（有二說之外緩急有兩說）　七拍子打樣（有二說）

六拍子打樣有二三說一　　五拍子打樣有二二說一
四拍子打樣有二三說一　　二拍子打樣付間拍子
只拍子打樣八拍子四拍子同前、有二二說一、　　詠羯鼓打樣有二二說一、付五常樂、
掇拍子打樣　　敎拍子打樣
破急連間打樣　　從序吹成樂打樣
籠拍子打樣　　破拍子打樣

此鼓者、彼此打樣有二二流一、兩說之內、秘說皆以相替之各能受二師說一可レ令レ存二進退一也、頗ル爲二大事職一而モ禮生之長短、當世不レ似二當初之打樣一、各皆二本譜之說一、尤非二眞定說一也、中古之上手者、出雲已講明暹、左近將監狛行高以二兩流一可レ爲二正說一云々、

〔吉野樂書〕羯鼓ハホロメキノ聲ヲ、多ク不レ打也、羯鼓ハ極テヤセヨト云ハ是也、羯鼓ヲバ打ト云、一鼓ヲバ搔トモ云也、又大鼓ハ地體ハ打ツトモ云フニ、搔トモ云拍子ノアル也、羯鼓ニ生トモ云ハ右ノ搔也、來トモ云ハ左ノ撥ナリ、

〔體源抄 十七〕光時云ク、行道ニハ、新古兩樂ヲ合奏スルナリ、新樂ニハ用二羯鼓一、古樂ニハ用二一鼓一、コレニヨリテ、上拍子之時、古樂ニハ古樂ノ上樣ヲ用、新樂ニハ三度拍子ヲ上ケリ、而ヲ近來倶ニ古樂ニ付テ加二拍子一、尤以僻事也、然而光時ノ出仕ノ已前ヨリ、如此仕リ來タル也、光季ガ當初ハ更ニ破レザリキ、

〔樂家錄 十七 羯鼓〕擊二羯鼓一大法

舊記曰、擊二羯鼓一法、先以二右手一取レ桴、而上二下小調一、以二左手中指一彈二革面一、可レ調二合于所奏調子一、至二於諸來桴一、其聲少下、故少上意調レ之可也、若調子不レ諧、則可下以二乙聲一調上レ之、是定法也、然只以二桴與一レ革相應爲レ善、每二曲終一納レ桴之法、置二於羯鼓臺上一、或橫置二於座前一、或唯橫持レ之、別無二子細一、

舊記云、擊二羯鼓一用二擊字一而訓レ搔、於二壹鼓一則用二搔字一而訓レ擊、是互誤明矣、然今不レ改之從二舊耳、

又曰、持桴法、餘桴本五六分許持之、大指之頭與次指之裏合之、以中指無名指小指持之、（但小指者、無力加之耳、）而按手於膝上擊之、桴去革面不可過四五寸、大放則其體不宜、（略）

羯鼓桴合之法

凡擊羯鼓、不擊革之正中、可擊少前方、然則其聲響有潤也、（潤聲者、有革與桴之間、積功久則知之乎、）正桴者、擊之而附革不擊放之、來桴者可擊放之、右桴之意、右〔図〕如此、左〔図〕如此、搔回之意擊之、則有潤聲、又片來者、始高聲、終微音、而連續于右桴擊之也、（雖始可高聲、而太高則不可也、）諸來三文連續之處者、次第細擊之、（第二文、寢細、第三文最細也、而每文之桴合、亦次第細數也、每文始舒微音、而終細數高聲擊之、）

羯鼓初拍子之法

羯鼓最初拍子無異儀、然少退意可擊之、然則大鼓亦自不進、而奏樂能合節、凡四拍子曲者、延早共大鼓之初拍子當三之文也、羯鼓者、自二之文擊之、爲二文擊合於大鼓之初拍子也、早八拍子者、初拍子當五文也、羯鼓者、自三文擊之、爲三文擊合於大鼓之初拍子也、延八拍子、亦大鼓初拍子、同于早八拍子、羯鼓者、自四文擊之、約爲三文、擊合於大鼓初拍子、因羯鼓桴數、則無異於早八拍子也、一說、直如早八拍子擊之云云、又延早之四拍子八拍子共有初拍子異常之曲、然羯鼓者、於八拍子爲三文、於四拍子爲二文、而擊合於初大鼓之法無變、是定式也、

羯鼓擊止之法

曲之終、羯鼓擊止之法者、結句之拍子以後、三管均吹止、爲餘韻之時、大鼓鉦鼓同節而擊止之、羯鼓者寢退微音擊止之也、又或不至於結句之拍子、三管止聲則鼓類亦從之也、羯鼓少退微音擊止之同右、

以羯鼓兼壹鼓之法

凡定法於古樂用壹鼓、於新樂用羯鼓、然羯鼓者兼壹鼓器也、其法、羯鼓之桴一、左手杖之、（擧桴本、其頭當于大指之裏、桴先爲下、如杖持之、）桴一、古手持之、從于壹鼓之法擊之、（是壹鼓者、用片桴故也、）

羯鼓搔上搔下之說

羯鼓之法有謂搔上搔下也、搔上者、諸來三文共、細强擊之謂也、用此法則聲樂易進、故奏樂遲緩則用之、搔下者、桴舒弱擊之謂也、奏樂進則用此法也、問曰、聲樂遲速、必由是歟、曰然、奏管者、羯鼓用搔上法、則知聲樂之遲、用搔下法、則知聲樂之進、而改其遲速、是樂師相傳之法也、然於不知此法輩、則無如何耳、雖然搔上則聲樂自難退、搔下則自難進、擊羯鼓者、詳奏樂遲速、而互用其法可也、

鐺音之說

舊記曰、羯鼓有謂鐺聲也、於八拍子之曲、至於四文、正桴不擊鼓中、而革端與筒之間擊之、其聲微音也、是爲鐺聲云々、家記曰、鐺聲非羯鼓之法、於壹鼓有之云々、其法同于右、

搔轉之說

舊記曰、多節資曰、羯鼓有謂搔轉也、凡來之間有搔回、謂之搔轉云々、家記曰、謂撥轉者、五常樂破、輪臺等、於拍子之文間、右來一、左來一擊之、名之謂撥轉云々、(其法詳見于譜面)

殘樂羯鼓殘之法

金玉抄曰、殘樂之法、假令樂五返則大鼓鉦鼓及助音之管、共二返而止、自三返之頭、音頭之三管耳奏之、羯鼓三返、笙三返半、笛四返之頭、琵琶五返之半、箏至於終曲、篳篥或止或奏、是殘樂之大抵也、豐州正葛相傳之法云々、

按近世殘樂之羯鼓、多用此說、至於三返擊之、愚意雖是爲一法、而可斟酌之乎、如何者、凡殘樂之法三鼓者、與助音之管均止之、是定法也、羯鼓至於三返者、堪能人有時而爲之乎、或箏篳篥初學輩則爲導之、至於三返乎、而近年以是爲常法者恐非乎、

〔樂家錄〕二十七口傳名說　鼓類秘傳之曲

羯鼓爲秘傳者、八聲及亂拍子等也、〇中略

教習相傳

羯鼓口傳名説

安倍季音私記曰、凡羯鼓諸來之時、右撥○如此、左○如此、擊上之、是其法也、凡右撥雖相叶、左甚劣不等矣、積功則右手亦共得功、而終左右之撥不相雙矣、羯鼓之難儀在此矣、舊記曰、或笛師之長男不至于極、父歎之設倍得之名、以令曉之、終至于其闕云云、今準之得一術、借號左除、設口傳之名、以示之云云、

〔樂家錄 十七 羯鼓〕羯鼓修練之法

凡羯鼓所作之有一難儀乎、如何者、右手者、能易動、左太劣之、故至於羯鼓、左右之桴音不均、而遂曰漸難得之、右亦共得之、因終不得其均也、至于此有一術乎、曰按常以左手可習點茶也、如何者、茶筌○如此不同之、則無淡生、是羯鼓叶于左桴之法、故謂術耳、

〔體源抄 六〕舜帝は、手のうちに淳朴を天下にかうぶらしめ、玄宗は枹のうへに、百花を不慮にさかしむとあり、

私云、大かた此鼓、古今師説たしかに受け、枹あひ心のまゝに打なす人なし、故入道殿信秋達は驛磨が跡をしたひ、中古には狛行高が指南をうけて、まなび得たる所まかなり、おそらくは、むかしにもはぢずとのみ申傳たり、仍孫子信秋量秋、器用世にすぐれて、ひとへに傳習にいさゝか、とゞこほる所なし、殊更故道融信秋道號は、中風によりて手不叶、唱歌をして教給に、相違なくうけ取て、打之に悉以感ずとなり、爰に祖父萬亡父治秋歟にきぶし、人を折檻する事、以外なるによりて、道の手に樂どもは、他人にならはしめさせるふしなき事をば、われと一家の面々に吹習之、爲秋と云仁あり、藤秋子信秋舍弟なり、親にをくれて、ひとへに量秋道をまたてられき、所作かなはぬ仁なれども、執心は至極侍るによりて、抄物の虫はらひ、出入をも此仁せられ侍て、道のさかひ、殊更うち物稽古の時、樂をふかせられ侍て何才覺深事なりしかども、不堪なるによりて、世のほまれさのみき

こえず、しかるを亡父治秋爲師、量秋の打物させたせられ侍る樣、悉物語あるを聞て、爲秋は枹を取て堪能ならねば、不成所をみなすいりやうにて、かやうにかなどうちてきかしめらるゝに、一所もちがふ處なし、不思議のよし、毎座に感涙を催され侍るとなり此傳實なるか、道融(信秋)大雅の所作はきかず、亡父打物微妙なる事、其世にかたをならぶる人なく、上にもゆるし給に、南都舞人嫡家狛豐葛上下毎度感申されし事は、幼少時も予(〇豐原統秋)きゝしなり、然に某はかばかしく道にかしこからずして、さながらまなびうる事かたく侍りし、後悔身にあまり侍る事、打物にかぎらず、玄かあれども、亡父天性道に執心ありしゆへか、竹の馬にぶちをうち、傍輩の遊に心を入侍るをも制して、是をならはしめ給ゆへにや、八歲のころより、羯鼓大鼓の枹を取て、稽古し侍るに、十二三のとし、大略羯鼓の秘說、無殘處傳之侍る也、十四歲の夏の比、寶樹庵と申所にて、毎月天川講と申て、六調子をまはして、傍輩一家、大略集合して樂あり、蘇合一具あり、此時予に、羯鼓始めて所作すべきよし、故縁秋朝臣しきりにすゝめられ侍る、故本慶(〇治秋道號)は、未練のよし辭退せられ侍れども、只現存の時可打事可然と、再三申され侍は、且はまた發愛心歟、又は邂逅の例もやと思ひてなるべし、中二日に一具の內、八聲取當て、次第を敎給て、これを打試むるに、無相違、然者縁秋(雅樂頭、予ガ大伯父也)が許へ行向て、このよし可申旨、申され侍るは、しかじかの旨、申悅る、さらば其日可有一獻由申され侍る間罷歸、亡父に返事申て用意、さて所作をとげ侍るに、一事の失錯なく、無爲に打之、其夕に各傍輩郷秋(他流カコ執心ノ仁ナリ)被下、爲禮被來、思へば當道の面目也、一獻の次に樂ともあり、季淸には雅子一遣之、無用事書出、且者自語にも成ぬべけれど、子孫の者、若稽古の心も侍ば、かやうの事を見て、または執心も出來事なれば記之、宍賢此段憚外見べし、

打例

〔樂所補任〕天永三年

左衛門府生中臣爲行(三月任、年五十八、中略)羯鼓打、(〇中略)

雜載

保元二年

左衛門府生國友鞨鼓○中略

貞永元年

雅樂屬利光鞨鼓打年七十八、光行三男、

〔體源抄六〕後土御門院御在位之時、當今○後柏原親王の御方にて、始て團亂旋御所作あり、統秋今日鞨鼓可仕由被仰出、假儀令迷惑、且者又道之聊爾とも云べし、兼日より被仰下、嗜稽古テモ、既に團亂旋鞨鼓事、及百年不打之、常樂會に侍しまゝ也、但辭申も、無覺悟相似歟、進退爰に極侍由、統秋に對、所存を尋侍處、仰と云、邂逅事なれば、可領掌申由申ければ、無力可仕由申上、所作之、以外大事之重職、身にあまりたる事なり無爲所作し侍る事、併亡父○治秋擁護により、道神御まもりによりてなり、亡父あさゆふ所作事一度その説をとげたきよし、被申侍る執心によれる事と、あはれに覺侍る、これも自讃ににたり、努々其義にあらず、先祖の志をあらはす義なり、

〔樂家錄十七鞨鼓〕鞨鼓一老役之説

舊記曰、鞨鼓者於三鼓中最爲長、故御遊舞樂、必一老之役而設之座上、雖用大太鼓之時、亦鞨鼓在樂屋之座上雖之、想非崇器、崇其所役人之故也、或樂會等少壯人役之、於其座次不可下也、凡鞨鼓新樂必用之、而延早樂位、以之爲節、故重之如此、御遊雖殘樂或附物之管被選之、於鞨鼓必仰之於一老、非老年息苦管之音響劣于壯年之人故也、蓋此器定樂曲遲速之位、故取積年之功也、因茲古今非能事則不役之也、三管及大鼓隨器量矣、寬永初年至于貞享、鞨鼓先輩之次第擧之左、鞨鼓雖爲一老之役、或不堪其器、則其人必可讓與次座之人、是亦一例也、

御遊鞨鼓

第一太秦廣賴若狹守　第二狛近直越後守

第三狛近元伯耆守　第四某季倚上首雖有越後守狛近豐、肘痛故予讓之、亦其後有疾不登、

揩鼓

舞御覽鞨鼓及壹鼓〔舞御覽者、舞童以序書上之也、三管及三鼓共爲下、相定之、然最以鞨鼓任一老、〕

第一狛近治〔伯耆守〕　第二狛近直

第三狛近元　第四〔某〕季尙

〔殘夜抄〕うち物おほかれど、この朝にのこる所、鞨鼓、〇中略おほやうこれらにすぐまじ、

〇

〔倭名類聚抄〔四鐘鼓〕〕揩鼓　律書樂圖云、揩鼓、〔揩摩也、俗云須利都々美、〕

〔箋注倭名類聚抄〔六音樂具〕〕鞨鼓　按通典並擧羯鼓、答臘鼓、云、答臘鼓、制廣羯鼓而短、以指揩之、其聲甚震、俗謂之揩鼓、據之答臘鼓卽上條所載揩鼓、不與羯鼓同、則似答臘鼓者今之六字、當在前條正文揩鼓字上、

〇按ズルニ、揩鼓、天文本倭名抄ニ揩鼓ニ作ルヲ是トス、揩摩也ハ、字林ニ出テ、文選西京賦ノ注ニ之ヲ引ケリ、又集韻ニハ楷ニ作ル、羯鼓後ニ革ニ从フノ例ナルベシ、

〔伊呂波字類抄〔須雜物〕〕楷鼓〔スリツヾミ〕

〔拾芥抄〔上末音樂〕〕鼓〔中略階鼓〕

〇按ズルニ、楷階ミナ手ニ从ヒ、揩ニ作ル可シ、蓋シ傳寫ノ誤ナリ、

〔和爾雅〔五器用〕〕楷鼓〔スリツヾミ〕　指鼓〔コツヾミ〕〔同揩鼓〕

〔歌儛品目〔三八音杞原〕〕鼓鼓〔スリツヾミ〕〔中略〕〔按ズルニ、唐儛圖ニ此器ミヘテ、左手ニテコレヲ抱キ、右手ニテ摩スルサマナリ、教訓抄ニ、其說ミヘタレドモ、今亡テ傳ハラズ、〕

〔唐六典〔十四太樂署〕〕凡大燕會、則設十部之伎於庭、以備華夷、一曰燕樂伎、〇中略

楷鼓、〔〇揩鼓、當作揩鼓、〕連鼓、鼗鼓、桴鼓具、各二、

〔文獻通考〔百三十六樂考〕〕答臘鼓　答臘鼓、龜茲疏勒之器也、其制如羯鼓、抑又廣而短、以指揩之、其聲甚震、亦謂之揩鼓、也、後世教坊奏龜茲曲用焉、

答臘鼓中　中答臘鼓、大周正樂用之、

答臘鼓下　唐樂圖所傳龜茲疎勒部用之、其制大抵與後世敎坊者相類、特其設色異耳、

〔樂家錄二十三（揩鼓）〕揩鼓之圖〇圖略

揩鼓者、形如猿樂大鼓、而不用桴、載于左肩、以指擊之、革徑一尺二寸許、筒長六寸許、口徑九寸許也、革表裏施白粉、傳調穴八、作韋劒形者飾穴處、（劒形法、如羯鼓、）而每穴皆有金物、（左右穴總十六也、）以素系二筋環綴韋頭也、（但一者左縒、一者右縒、大如松葉、）調者用赤系繩（俗如大鼓）筒朱塗而爲畫彩（唐草）

〔信西入道古樂圖〕揩鼓



〔敎訓抄九〕揩鼓　和名云スリツヾミ　登美是元爲此鼓生

律書樂圖云、揩鼓、（揩摩也、俗云寸里豆々美、此鼓高野姫之御宇、始テ我朝出來云々、事ノ發吠様ニ申傳如何可尋、）師說曰、揩鼓ハ、羯鼓ノ第二ノ枹ヨリ叶テ摺之ヲ、又云、羯鼓ハ早樂拍子ヲ上テ、後ニ雌拍子ニ打亂ト云事アルナリ、於事尤有興、優美之事、太平樂急ニ必ズ可用之、又三臺急ニモ召渡テ時々用之、非只羯鼓、於揩鼓テ有之、早キ樂ノ揩鼓ハ、打テ充テ拍子ノ其中間ヲ習スルナリ、

其唱歌云

亭ムムム 如此、打音一、摺音三也、

而欲宛雌拍子バ、ム音ヲ四摺ツレバ、打音ガコエテ雌拍子ニ打之、

其聲歌云

亭ムムム。

取音樣 革音四度打テ摺ナリ

託ミミミムミミミ

序調子 ム許リサ摺ナリ、但延摺テ、大鼓ノツボニハ、早摺成ベキ也、○中略

凡打摺ミミ、隨樂詞、更ニ互ニ摺也、頸ニ掛テ摺ツヽミナリ、新樂摺物ナリ、古樂不可用之、

〔樂家錄二十三揩鼓〕揩鼓設之法

夫揩鼓者、行列之時左方爲第三之器設之、此外無用之、列地之次第、述于雞婁下、凡勤之法、載之左肩、以左手持調而以右手、或摺或擊爲聲也、此器三十年以來不用之、愚按不用之亦有故乎、如何者、此器大音擊之、則其聲不美、因以微音擊爲法、故於擊樂無助、且役之體亦不宜、故人多惡任之、是以無用之、而遂至如斷絶乎、今亦欲除之、而其法不可不傳、因記其大略耳、

揩鼓之譜字

揩鼓之譜字、亭。與摺。之二字也、而略摺用ム。字、案譜之說、亭用說。字、摺用果字也、亭者擊之譜也、擊者以中指張革也、摺者以三指摺撫之也、

揩鼓唱歌之法

揩鼓擊唱歌呼之亭、天伊也、摺唱歌呼之ム、無也、蓋一度三摺之、一說欲當雌拍子時、ム音四用之云々、私曰、ム音火急連續用之旨、見于舊記、

〔體源抄七〕續敎訓抄　朝葛作　拔書之

揩鼓ハ登美是元ガ、尾張ノ則成ニ傳タリシヲ、又祖父判官〇狛近眞習所也、〇中略

大方打物ニ付テ、雞婁揩鼓等ハ、多分奏舞ノ時用之、〇下略

〔延喜式四十九兵庫〕凡鼓吹雜生習業所須、〇中略多良羅鼓四面、答鼓一面、〇中略並待官符充之

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、〇中略助信朝臣揩鼓、

〔樂所補任〕久安六年

左衞門府生六人部國友同日(七月日)任、揩鼓宮寺十箇、故物部師友清男、年五十二、〇中略

貞永元年

笙吹、揩鼓揩、出羽介宗利年四十八、則包養子、興福寺之侍宗延子、

〔西大寺資財帳〕樂品衣服第六

大唐樂器一具〇中略

揩鼓一面柒塗臈〇中略

寶龜十一年十二月廿五日

〔歌儛品目四器具名稱〕革類九種、〇中略亡者二種、揩鼓、四鼓、

〇按ズルニ、揩鼓、今雅樂所ニ現在セリ、此ニ今亡テ傳ハラズト云フハ誤ナリ、

古事類苑

樂舞部三十四

雞婁鼓 鼗鼓併入

名稱

鷄婁鼓ハ、字又奚婁、雞樓等ニ作ル、コレヲケイル、又ケイロウト稱スルハ字音ナリ、革面ノ徑六寸、銀地ニ黑彩ヲ爲シ、周緣ヲ餘シテ、匡ニ冒ラシムル者二寸強、鐵釘ヲ以テ之ヲ緊收ス、匡ノ長サ六寸、中腰ノ徑七寸、金地ニ彩ヲ爲シ、左右ニ鐶ヲ設ケテ黃絛ヲ施シ、以テ頸ニ懸クルニ擬ス、擊ツニ一桴ヲ用キル、桴ノ長サ一尺二寸ナリ、

鼗鼓ハ一名ヲ靴牢ト云ヒ、或ハ鞉鼓ト云フ、鼗又鞀ニ作リ、鞉又鞞ニ作ル、コレヲフリツヾミト稱シ、振鼓、搖鼓等ノ字ヲ用キル、振リテ聲ヲ爲スヲ以テナリ、其製、木ヲ以テ兩小鼓ヲ貫ク、革面ノ徑二寸五分、銀地ニ黑彩ヲ爲ス、匡ノ長サ三寸五分、柄ノ長サ一尺八寸、並ニ唐木ヲ用キ、螺鈿ノ雲象ヲ嵌ス、其柄、鼓上ニ抽ケ出ヅルコト三寸、匡ノ左右ニ鐶ヲ設ケ、紐ノ長サ二寸ナルヲ施シ、其端ニ小珠ヲ繫グ、(大サ小豆ノ如シ、兩鼓合セテ四顆、)柄ヲ持テ之ヲ搖レバ、珠自ラ還リ繫チテ聲ヲ爲スナリ、

凡ソ雞婁鼓、鼗鼓ノ二器ハ、必ズ一人ノ奏スル所ナリ、先ヅ胸ニ雞婁ヲ懸ケ、(革面ヲ上トス、)左手ニ鼗ヲ執リ、右手ニ桴ヲ持ツ、其法、大鼓ノ左桴ニ合セテ鼗ヲ振リ、右桴ト齊シク雞婁ヲ擊ツナリ、惟行列參向、及ビ一曲(舞曲ノ名、)ニコレヲ用キルノミ、其拍節ハ、壹鼓ト同ジ、

〔拾芥抄上末樂器〕鼓(中略)○奚婁○

〔文獻通考百三十六樂考〕雞婁鼓上　雞婁鼓、其形正而圓、首尾所擊之處、平可數寸、龜茲疏勒高昌之器也、後世教坊奏龜茲曲、用雞婁鼓、左手持鼗牢、腋挾此鼓、右手擊之、以爲節焉、其形如甕、腰有環、以綬帶係之腋下、

〔唐六典十四太樂署〕凡大燕會則設十部之伎於庭、以備華夷、○中略六曰龜茲伎、○中略

腰鼓、雞婁鼓、具各一、○中略

八曰疏勒伎

竪箜篌、○中略雞婁鼓、各一、○中略

九曰高昌伎○中略

腰鼓、雞婁鼓、各一、

〔教訓抄九〕鷄婁右持抱打之、左持鼗鼓、○中略

左右相並日者、左方用鷄婁、右方用一鼓、此鼓者、新樂之樂器內也、風聞云、於唐國鳳樓曉擊之、仍名鷄樓云々、但未知出何書、本文可尋之、

〔歌儛品目三八音紀原〕雞婁鼓和名抄ニコレヲ載セズ、(中略)教訓抄體源抄、共ニ云、雞婁鼓打法、先樂屋ノ內ヨリ右ヲ肩袒テ雞婁鼓ヲ頸ニ懸、左ニ鼗持、右ニ桴持也トアリ、所謂一曲ニ用ル者ナリ、又鷄ノ胸ソリト云フ事ヲ、此器ニテ爲スト見ヘタリ、

製作

〔樂家錄二十二〕雞婁鼓之圖

雞婁者、革面徑六寸許、銀地而爲黑彩、兩面同、施筒以鐵釘堅之、筒長六寸許、中腰徑七寸許、金地而爲彩、

筒左右設環施黃緒、(唐打)以之懸頸擊之、桴者用羯鼓之桴一箇也、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具(○中略)

鷄樓一面(漆塗腔以金畫繪)　納黃絁袷袋一口

爵二枝(塗烟子)　納滅紫地袋一口(○中略)

唐樂器(○中略)

鷄樓六面　各納黃袷袋(○中略)

寶龜十一年十二月廿五日

〔教訓抄九〕鷄婁挑鼓儛行法(北登)

右手把鷄樓、左手持挑杖、抹挑鼓面、(毎拍子)振鷄婁一遍(見東拍子)同上、後度(見西拍子)間拍子、二重打之、(乙充拍子)奏鷄婁一曲者、(或三拍子、或五拍子、)可打之、但隨御前之庭遠近而可存進退、且依當時之景氣可有遲速云云、

〔樂家錄二十二〕用雞婁鼗鼓之法

雞婁鼗鼓二者、必一人所役也、懸雞婁於前、(以革面爲上)左手執鼗鼓、添持于雞婁之緒也、雞婁者、用羯鼓之桴一箇擊其上面、(持桴之法、以食指已下四指握之、大指者在桴下、)鼗鼓者振之耳、其法合於大鼓之左桴、振鼗鼓與右桴均擊雞婁也、是舞人所役、而行列參向、及奏一曲時用之耳、其擊法同於壹鼓、因略之、(行列之圖在舊例卷)

體源鈔曰、大饗時左右共懸壹鼓、法會時懸雞婁、云々、按近世不用此式、左方雞婁、右方壹鼓也、

〔教訓抄十〕參音聲加拍子事

同(○建保)四年十二月廿日、一院(○後鳥羽)御所(高陽院小御所)上北面人々、椀合ノ勝負ノ風流ニ、奏舞樂事アリ、先參音聲ニハ萬秋樂、(鷄婁忠綱、一鼓清則、)鷄婁一曲ノ後、向御前居、(右膝突)立時加拍子、(古樂揚拍子、秘事ナリ、)

〔教訓抄九〕光時語云、光季申侍ハ、雞婁ハ、樂靜ナルニ打吉也、羯鼓ノ間ニ振舞フ事有ト申キ、尤可爲

打法　打例　雜載

鼗鼓

秘事、可受師說、此曲大行道之時、隨其ノ砌打之、又行道畢テ以後、雞婁一鼓、相待テ約拍子音聲登ル舞臺而相對テ打之、留大鼓拍子後、手搔合テ左落居シテ中央ヘ入ナリ、新樂、加三度拍子、左、古樂、加古樂搔拍子、以是爲本說、近來左右俱加古樂、尤非例歟、又天子上皇諸宮博陸之入御之時、雞婁一鼓爲先左右行列而參向、奏兩曲、不可過一兩拍子、各皆存舊儀ヲ守傍例ヲ爲往還云々、亦朝覲行幸、幷諸御願供養之日、可有御前之池而浮龍頭鷁首ヲ被乘セ新古兩部樂人等、奏船樂ヲ、入御時、雞婁一鼓爲先、下進池汀參向樂人各隨之、爰ニ雞婁一鼓、各曲ヲ盡ス、雞婁間拍子、一鼓鴨胸槌、於此池砌、必可打之、而近代不打之、不知其說歟、又此說今秘歟、

〔體源抄 七〕續敎訓抄　朝葛作　抜書之

大方打物ニ付テ、雞婁、揩鼓等ハ、多分奏舞ノ時用之、

〔敎訓抄 四〕河南浦 拍子十六　新樂

抑此舞者、中略 舞終テ魚ヲ置、中略 魚ヲ作ル、其時ニ著テ二舞咲面、舞者一人出ヲ、謂之簺摺、雞婁ヲ懸頸以大鼓桴、是ヲ摺リ舞之、

〔樂家錄 三十七 舞〕左右舞及人數裝束

左舞　一曲、中略 左方舞人懸雞婁、左持鼗鼓、右持桴、

○

〔倭名類聚抄 四 鐘鼓〕鼗鼓　周禮注云、鼗 徒刀反、字亦作鞉、和名不利豆々美、如鼓而小、持其柄搖之、則旁耳還自擊之、

〔箋注倭名類聚抄 六 音樂具〕說文作鞀、鞉鞀或从兆、鼗鞀或从鼓从兆、中略 所引宗伯之屬小師注文、說文、鞀遼也、釋名、鞉導也、所以導樂作也、

〔將門記〕鉦 鉦者兵鼓也、諺云布利豆々美也、

〔伊呂波字類抄 不 雜物〕鼗鼓 兆故二音、フリツヽミ、亦作鞉、如鼓而小、持其柄搖之、則旁耳還自擊之、　鞞鼓 亦作鞞、已上同、口

〔易林本節用集器財不〕振鼓(フリツヾミ)　鞉(同)

〔和爾雅器用五〕鼗(フリツヾミ)○鞉鼓同

〔歌儛品目八音紀原三〕鼗雞婁鼓ト共ニ一曲ニ用ユル者ナリ、(中略)コノ圖ニ傳タル者ハ二枚ヲ重子タル者ナリ、陳氏樂書ニモ、二圖ヲアゲテ、二枚ト三枚トヲ重子タルモノアリ、其三枚ノモノハ、唐樂圖所傳、形製如此、亦龜茲部用之トアリ、　鞉牢文獻通考曰(中略)左手播鞉牢、右手擊雞婁鼓ト、又鼗ノ一名トミヘタリ、

○按ズルニ、文獻通考ニ、鼗ヲ雅部ニ收メ、鞉牢ヲ胡部ニ收ム、蓋シ二器ナラン、

〔釋名釋樂器七〕鞉導也、所以導樂作也、

〔唐六典太樂署十四〕凡大燕會則設十部之伎於庭、以備華夷、一曰燕樂伎、○中略

鼗鼓、桴鼓具、各二、

〔文獻通考樂考百三十六〕鼗麻稗鞮料鞀　鼗、小鼓、以木貫之、有兩耳、還自擊、雷鼗三鼓、靈鼗四鼓、路鼗二鼓、餘皆一鼓、

陳氏樂書曰、鼓以節之、鼗以兆之、作樂之道也、兆於北方、則冬所以兆生物也、八音兆於革音、則鞉所以兆奏鼓也、月令、修鞀鞞、世紀、帝嚳命垂作鞀鞞、釋名曰、鞞、裨也、裨助鼓節也、蓋大者謂之鞞、爾雅謂之麻、以其音概而長也、小者謂之鞀、爾雅謂之料、以其音淸而不亂也、蓋鼓則擊而不播、鼗則播而不擊、雷鼓雷鼗六面、而二十有二、以二人各直一面、左播鼗、右擊鼓故也、靈鼓靈鼗八面、而二十有六、路鼓路鼗四面、而工八人、亦若是歟、○中略漢以大鞀施於大儺、亦一時制也、後世無聞焉、國朝始詔復二鞉、以備郊廟之樂、亦可謂知復古矣、○中略

鞉牢　龜茲部樂也、形如路鞉、而一柄、疊三枚焉、古人嘗謂、左手播鞉牢、右手擊雞婁鼓是也、

〔教訓抄九〕雞婁右持桴打之、左持鞉鼓、　長恨歌云、漁陽鞞鼓、フリツヾミ、馬上鼓也、○中略

鼗鼓者、從戰陣中所作出也、仍爲兵具內歟、但此小鼓聲、似鳳雌雄之語云々、因玆爲樂器歟、

〔樂家錄二十二雞婁鼗鼓〕鼗鼓之圖



鞉鼓者、兩鼓同制、而以ㇾ柄貫ㇾ之、革面徑二寸五分許、銀地而爲二黑彩一施ㇾ筒、以二釘頭圓者一堅ㇾ之、(黃金)釘頭六七分拔ㇾ之、筒長三寸五分許、用二唐木一、柄亦唐木也、(筒及柄、以二青貝一爲二雲象一、)柄長一尺八寸許、出二於鼓上三寸許一、頭尖而八角也、以ㇾ金包ㇾ之、(黃金)筒兩旁設二小環一傳ㇾ緒、(紅打)四長二寸許、緒頭施二小玉一、(小玉各二、兩頭總四玉也、大如二小豆一、)搖ㇾ柄自擊爲ㇾ聲也、

〔成田名所圖會　五〕鞉圖(胴金地極彩色、(雲龍)皮金地、古色ニシテ詳ナラズ、○圖略)

〔信西入道古樂圖〕奚婁



○按ズルニ、此圖ハ鞉鼓ナリ、蓋シ鞉鼓、雞婁鼓ハ、一人ノ所役ナルガ故ニ、當時其一ヲ以テ之ヲ雞婁トモ稱セシナラン、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具〇中略

倒。鼓。一柄柒塗柄　納黃絁袷袋一口〇中略

唐樂器〇中略

鞀。鼓。六面　各納黃袷袋〇中略

高麗樂器一具〇中略

振。鼓。二柄並彩色〇中略

寶龜十一年十二月廿五日

〇按ズルニ、鞀ハ玉篇ニ、與鞉同トアリテ、卽チ鼗ナリ、倒ハ其音ヲ借リ、振ハ訓ヲ用ヰシナリ、字異ニシテ其物ハ一ナリ、

〔雲圖抄〕十二月同日〇晦日追儺事

行事藏人、獻儺木振鼓等於臺盤所、

〔榮花物語〕三様々の悅うへ〇一條いと若うおはしませば、ふ。り。鼓。などして參らするに、きんだちもをかしうおもふ、

〔朝野群載〕三文筆洛陽田樂記

永長元年之夏、洛陽大有田樂之事、不知其所起、初自閭里及公卿、高足、一足、腰鼓、振鼓、〇中略殖女春女之類、日夜無絕、喧嘩之甚、能驚人耳、〇下略

〔續詞花和歌集〕十九物名　ふりつゝみ　肥後

いけもふりつゝみくつれて水もなしむべかつまたに鳥のゐざらん

壹鼓　二鼓　三鼓　四鼓　八ばち　手鼓 併入

名稱

壹鼓ハイッコト云フ、二鼓、三鼓ト共ニ、其匡ハ口濶ク中腰窄シ、故ニ又並ニ之ヲ細腰鼓トモ稱ス、

壹鼓ハ革面ノ徑八寸、緣ニ八孔ヲ穿チ、紅條ヲ貫キテ面ヲ約ス、匡ノ長サ一尺二寸、口徑五寸三分、擊ツニ木桴ヲ用キル、壹鼓、二鼓、三鼓、次第ニ大ニシテ、製作形狀略〻同ジ、壹鼓ハ頸ニ懸ケ、右手ニ桴ヲ執テ之ヲ擊ツ、其譜ニ志帝(シナイ)ノ二字ヲ用キ、志ハ左桴ニシテ、帝ハ右桴ナリ、

二鼓ハニノツヾミト云フ、頸ニ懸ケ、一桴ヲ以テ之ヲ擊ツ、其器今亡ビテ傳ハラズ、

三鼓ハサンノツヾミト云フ、跗ヲ設ケズ、初メ伎樂ニ用キシガ故ニ吳鼓(クレツヾミ)ノ名アリ、後、高麗樂ニ用キテ樂ヲ節ス、(初ハ唐樂ニモ、古樂ニハ之ヲ用キタリ、)猶ホ唐樂ニ羯鼓アルガ如シ、古ヘ手ニテ之ヲ擊ツ、後世換フルニ桴ヲ以テス、其譜亦志、帝ノ二字ヲ用キ、以テ桴ノ左右ヲ識ルス、近時ハ惟左桴ヲ用キ、右手ハ調緒ヲ按ズルノミ、亦一變ナリ、

四鼓ハ又大鼓ト云ヒ、之ヲシノツヾミ、又オホツヾミト稱ス、其制三鼓ヨリモ稍〻大ニシテ、之ヲ古樂ニ用キタリト云フ、蓋シ細腰鼓ノ屬ナリ、其器今亡ビタルヲ以テ、聲調拍節ノ如キ、攷フルニ由ナシ、

○按ズルニ、一二三ハ、卽チ一鼓、二鼓、三鼓ナリ、

〔倭名類聚抄 四鐘鼓〕大鼓 附拋　律書樂圖云、爾雅大鼓謂之鼗、(中略)今案細腰鼓(細腰鼓、天文本作小鼓)有一、二、三之名、皆以應節次第取名也、

〔伊呂波字類抄 雜物部〕鼓 ツヾミ、大鼓、細腰鼓、有一二三等名、

〔拾芥抄 上末 樂器〕鼓 壹鼓(中略)三鼓

〔歌儛品目 三 八音 紀原〕壹鼓(イッコ)(中略)按ズルニ、和名抄大鼓ノ註ニ曰、今案細腰鼓、有一二三之名、皆以應節次第取名也ト、然レバ元名ハ細腰鼓ニシテ、ソノ大小ニヨリテ、名ヲ異ニ

スルナリ、又文獻通考ニ、都曇鼓、扶南天竺之器也、其狀如腰鼓而小、以小槌擊之ト、所謂細腰鼓モ是等類ニヤ、

〔樂家錄 二十 壹鼓〕壹鼓之圖

壹鼓、革面徑八寸許、筒長一尺二寸、口徑五寸三分許也、革表裏施白粉、傳調穴八、作韋劍形者、飾穴處、(劍形法、如鞨鼓、)而穴皆有金物、(左右穴總十六、)以素系二筋、環綴韋頭也、(但一者左緒、一者右緒、大如松葉、)調者用赤系繩、(如俗鼓緒、)筒朱塗而爲畫彩、(畫唐草、皆繪之、)列地時懸頸之緒用黃絲、(唐打、)桴用木、(黑漆、)長一尺許、徑本末六分、中七分許乎、

私曰、當初有壹鼓、二之鼓、三之鼓、四之鼓、是皆次第稍大、而製法形狀皆同、近世所傳、壹鼓、三之鼓二也、

〔樂家錄 二十 壹鼓〕壹鼓譜

音取

●—●引 ●—●

一說 ●—● ●—● ●—●引 ●—●

按壹鼓音取之譜、無傳之、家記曰、奏調子則音聲吹止之時、如三之鼓擊之、其說圖譜耳、

序初拍子之法

●引 ●—●—● ●

●引 ●引 ●引 ●引 ●引 ●—●—● ●　桴數不相定、可隨首尾、

舊記曰、擊壹鼓之法、附桴於革不放之、是定法也、然大鼓左桴之前、三重之桴者、不附革擊放之、而次第高音擊之云云、

延早八拍子初拍子之法

打法



左圖用于古樂法也、謂之上重、一名搔上、右圖用于新樂法也、謂之下重、一名搔下、諸譜倣之、○下略

〔吉野樂書〕羯鼓ヲバ打ト云、○一ヲバ搔トモ云也、

○按ズルニ、一鼓ハ單ニ一トモ稱スルナリ、二鼓三鼓モ同ジ

〔樂家錄二十壹鼓〕拍子之名

敎拍子　一號敎桴也、諸曲於大鼓之前、如擊一拍子、敎導大鼓、名之曰敎拍子也、

搔上搔下　此二名無拍子之字、亦於鞨鼓有此名、而其法異也、所謂壹鼓搔上者、古樂法用之、謂搔下者、新樂法用之也、

搔三度拍子　是八拍子等曲、加拍子之桴也、別無子細、

搔拍子　此名、舊記曰、加大鼓之法、有言搔拍子、其時用此法、以難名之、恠並擊壹鼓言也云々、

亂序　幷鹿婁囀已上三法、陵王、還城樂、安摩舞樂之時、有此名、

〔敎訓抄九〕壹鼓

壹鼓傑行法　北登行

右枹二遍、左手一遍　右枹一遍、右手打伏　右足前屈上、拍子見東　右枹二遍、左手一遍　右手打伏、左足屈上、拍子見西　右枹二遍、左手一遍　右手打伏、左手打仰指西、右足前屈、擧拍子、右枹二遍、左手一遍左手打伏　右手打仰指東、左足前屈、擧拍子、如此從上初行登、○中略

古老云、古樂者、一二三四鼓、俱雙テ打之也、舞人英貞克知之ナリ、其後ハ只一鼓計ヲ打チ、不打三鼓、況二鼓ヲ乎、

釋明暹云、古樂ニ打一鼓之法、延タル樂拍子ノ古樂ニハ、三鼓二重打也、一鼓逐之打也、○中略

樂人元政云　古樂者、三鼓二重ニ宛テ、上重ニハ不打、下重打之、

秘曲

天王寺公量云、上下兩重俱打之云々、○中略

師說云、一鼓者、延樂者（鳥向樂類）逐揭鼓拍子打也、（普通說三抱四也）

又有秘說、第一（三抱）抱搔一ヲ除キテ二抱、第二（如常三抱）第三（如第二抱）一第四（如常三抱）、如此令打爲上說也、（此ガ詞終越テ勾渡ル、果ニ三抱宛リテ優ニ覺也、）

又云、延樂一鼓三抱打バ、樂程早ク成ナリ、得此心終抱惜テ抑ヘ可打也、

又云、延樂ノ一鼓ハ、逐八拍子揭鼓數打也、第一二（各一抱打之）第三四（留三抱ヲ打爲三抱ナリ、）ハ、第五六（留）各一抱、（律ニ打之）第七八（留）三抱、（搔抱如前）已上羯鼓拍子間、二抱二度、三抱三度也、而モ終ル度ノ三抱ノ中ニ、入抱一ヲ打也、然者爲四抱也、大鼓以上三抱、大鼓壺ニ一抱也、（延樂一抱者二延之果、三抱ノ宛ニ不可也、如此打之者一抱者三抱者不宛也、）

還城樂破者、（蘇莫者破因之）爲以拍子者不能重一鼓、依只拍子法只拍子也、其第三ノ拍子ヲ搔也、加ハ打ツ入レ抱二ノ、（加木拍子相并三抱也）第四拍子宛大鼓也、（第三搔拍子ニハ三鼓ハ二度打ニ、一鼓ハ三抱打、ハテ一抱重テ當也、以之秘藏之口傳也、）

又云、初者三鼓拍子ニ搔テ、樂程落居テ後ニ、入抱ニ可搔也、入抱者、只拍子ノ雌雄二抱ノ間ニ、抱一ヲ加ル也、○中略

又云、陵王亂序者、初一鼓二果三打テ、次三鼓受取テ、三果打也、舞間如此相交ツヽ打將也、

一鼓（志○體○ゝゝ志○體○ゝゝ志○體○體○）　三鼓（帝○志帝○志帝○志帝）

破者、樂拍子者也、如採桑老可打也、　此曲、一鼓本法搔テ人抱ニ打也、而若樂程延者、一拍子ニ打也、打入抱之間ニ、樂程延也、故樂程又火急者、搔テ打入抱也、或師云、上拍子後、一拍子打之、（凡樂者打ニ一拍子ハ火急ニ成也、打三段拍子ニ其程ハ破打也、）

〔樂家錄 二十 壹鼓〕謂六三九三事

安摩之曲亂序、大旨如陵王等也、蓋於其中壹鼓之法、有號六三九三之品、而大鼓四度令雙切也、

〔古今著聞集 六 管絃歌舞〕宇治殿、平等院を建立させ給ひて、延久元年の夏の頃、はじめて一切經會を

雜載

行はせ給けり、法會儀式、堂の莊嚴、心ことばも及がたし、大行道樂に澁河鳥を奏しける、多政資〇多政資、吉野樂書爲二大神正助一一者にて、一鼓かけて、池の邊をめぐるとて、鴨のむなそりといふ秘曲をつかうまつりける、ときにとりて、いみじくなん侍ける、

〇按ズルニ、歌儛品目ニ、鴨ノ胸ソリヲ以テ、雞婁鼓ノ事ト爲スハ誤ナリ、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具〇中略

右樂鼓三面一二三並彩色腔〇中略

唐樂器〇中略

右樂鼓一具一二三各桴二　各納二紺細布袷袋一〇中略

寶龜十一年十二月廿五日

〇按ズルニ、一二三ト注セルハ、卽チ一鼓二鼓三鼓ナリ、又樂家錄ニ黑筒、鳴丸ヲ以テ、壹鼓ノ名器ト爲ス、然ルニ拾芥抄、江談抄、敎訓抄、並ニ三鼓ノ名器ト爲ス、故ニ取ラズ、

〔敎訓抄九〕壹鼓　古樂鼓曰胡國樂器也

或書云、胡國ノ天子參二詣神社一之時、伶人奏二此曲一打二一鼓一詠二天下之和平一仍吉事之日、參音聲之時用二此鼓一者、學二本國之例一摸レ之歟、〇中略

師說云、大饗時者、左右俱懸二一鼓一也、御賀樂所始者、左一者片懸之雞樓者、法會之時懸レ之、

〔樂家錄舞三十七〕左右舞及人數裝束〇註略

左舞〇中略一曲〇中略　左方舞人懸二雞婁一〇中略　右方舞人懸二壹鼓一持レ桴、

壹鼓舞人二人、一人首懸二壹鼓一、一人者懸二二鼓一、常裝束袍

〔殘夜抄〕打物の事、うち物おほかれど、この朝にのこる所、羯鼓、大鼓、一鼓、三鼓、奚婁、〇中略おほやう、こ

れらにすぐまじ、

○

二鼓

〔歌儛品目三八音杷原〕二鼓（ニノツヾミ）　細長鼓（二鼓ノ一名ナリ、(中略)按ズルニ、細長鼓、樂書文獻通考等ノ書、其名ミヘズ、長ハ腰ノ誤ナルベシ、）

○按ズルニ、新唐書禮樂志ニ、革有杖鼓、第二鼓、第三鼓、腰鼓、大鼓ト見ユ、本邦ノ二鼓三鼓ト同ジキヤ否ヤヲ知ラズ、

〔殘夜抄〕樂器には八のゑなあり、金石絲竹匏土革木なり、（中略）土、一には塤つゞみのやうなる物、二のつゞみといふは、是とかや、

○按ズルニ、塤ヲ以テ二ノ鼓ト爲ス、未ダ本ヅク所ヲ審ニセズ、恐ラクハ誤ナラン、

〔教訓抄九〕二鼓　或抄云、細長鼓、（長二尺云）

師說云、稱二スル細長鼓一者儛事也、興福寺常樂會東樂門、古樂一部之樂器之内ニアリ、一鼓ノ今少シチイサキ鼓也、儛人ノ姿モ、儛行法、只如二一鼓一、（一鼓之次列立打レ之、以二片桴一打レ之、）　口傳云、一鼓一曲打ヲハリテ、其ノ次ニ此鼓一曲ヲ乙ベキ也、ツヾケ拍子ノ物ト謂レ之、ツケムノ樣、（以下闕文）

○按ズルニ、二鼓ハ壹鼓ヨリ大ナリ、本書ニ今少シチイサキ鼓也トアルハ誤ナリ、

三鼓

〔樂家錄二十壹鼓〕壹鼓之圖（中略）

舊記曰、二之鼓、革面徑九寸八分許、筒長一尺四寸許、口徑七寸二分許云云、（中略）舊記未レ詳レ之、

〔歌儛品目三八音杷原〕革類九種、存者七種、（中略）二鼓

○按ズルニ、二鼓亡ビテ傳ハラズ、本書ニ現存セリト爲スハ誤ナリ、

〔倭名類聚抄四鐘鼓〕腰鼓　唐令云、高麗伎一部、横笛、腰鼓、各一、（腰鼓、俗云三乃豆々美、乃豆々美、天文本作二三鼓一、）○三本朝令云、腰鼓師一人、（腰鼓讀二久禮豆々美一、今呉樂所レ用是也、）

〔箋注倭名類聚抄六音樂具〕唐六典云、大樂令設二十部之伎一、五曰高麗伎、注云、彈箏、臥箜篌、竪箜篌、琵琶、

五絃、笙、横吹、小篳篥、簫、桃皮、篳篥、腰鼓、齊鼓、擔鼓、貝、各一、卽其事也、通典亦載之、横吹作横笛、昌平本下總本俗云三鼓作俗云三、那波本作俗云三乃豆々美、按新唐書禮樂志云、隋文帝始分雅俗二部、至唐更曰部當、凡所謂俗樂者二十有八調云々、革有杖鼓第二鼓第三鼓腰鼓大鼓、則腰鼓三鼓不同、三鼓之名亦非國俗所名、無鼓字爲是、○中略職員令雅樂寮被接有腰鼓師二人、此作一人恐誤、按貞觀八年可弘宣圓珍入唐所求法官牒云、禪林寺石窟有智者大師坐禪倚子、西邊磐石、敲之出聲、似于呉鼓者、卽是、

〔樂家錄 二十一 三之鼓〕按新唐書禮樂志曰、革有杖鼓、第二鼓、第三鼓、腰鼓、大鼓、然和名類聚鈔以腰鼓爲三之鼓、源順博古、定有其據也、今不能考其說、

○按ズルニ、腰鼓ハ高麗伎ニ用キル外、唐六典ニ西涼伎、龜茲伎、疎勒伎、高昌伎等ノ用器中ニ腰鼓ノ名見ユ、以テ其用ノ廣キヲ見ルベシ、

〔伊呂波字類抄 久 雜物〕腰鼓（クレツヾミ）今呉樂用之

〔和爾雅 五 器用〕腰鼓（クレツヽミ）細腰鼓也

〔樂道類集 二〕腰鼓 是三鼓之別名也

〔歌儛品目 三 八音紀原〕三鼓（サンノツヾミ）腰鼓ノ一名ナリ ○中略 腰鼓（クレツヾミ）見上

〔倭訓栞 中編 六 久〕くれつゞみ　倭名抄に腰鼓をよめり、くれは呉の義也、

〔日本書紀 二十二 推古〕是歲 ○二十年 百濟人味摩之歸化曰、學于呉得伎樂儛（クレノ）、則安置櫻井、而集少年、令習伎樂儛、於是眞野首弟子、新漢齊文二人、習之傳其儛、

○按ズルニ、腰鼓ハ伎樂ニ用キル者ナレバ、此時ニ傳フルカ、

〔樂家錄 二十一 三之鼓〕三之鼓製法

三之鼓製法如壹鼓、其異者革徑一尺四寸許、筒長一尺五寸、口徑七寸二分許、調者用黄糸繩、桴白木

也、此餘皆壹鼓同之、

〔文獻通考百三十六樂考〕腰鼓之制、大者瓦、小者木、皆廣首纖腹、沈約宋書蕭思話好打細腰鼓、豈謂此歟、

〔信西入道古樂圖〕腰鼓ノ圖



○按ズルニ、三鼓ハ、之ヲ座ニ安キ、臺ヲ設ケズ、左手ニ調緒ヲ按ヘ、右手ニ桴ヲ持テ之ヲ擊ツ、此圖、緋ヲ以テ頸ニ懸ク、恐ラクハ壹鼓若シクハ二鼓ナルベシ、

〔江談抄三雜事〕名物略〇中 三鼓

黑筒 神明寺號ニ神明黑筒

〔拾芥抄上末樂器〕名物略〇中 三鼓

黑筒南都有之歟

〔教訓抄九〕三鼓略〇中

此鼓名物者、慈明寺黑筒、又鳴丸今藥師寺黑筒也、

○按ズルニ、神明ト慈明ト、音相近シ、蓋シ一物ナラン、

〔樂家錄 四十一 音樂珍器〕壹鼓

黑筒(クロトウ)　壹鼓之名也、一説羯鼓也、慈明寺什物也、私曰、江談抄黑筒號神明黑筒云々、於近江國大津濱得之、久在厨子之中、蒙煤其色黑、因名之黑筒、其聲美也云々、

鳴丸(ナルマル)　壹鼓之名也、一説羯鼓也、藥師寺什物也、慈明寺黑筒燒失之後、俗言黑筒也、是似彼黑筒之故歟云々、

〔教訓抄 九〕腰鼓　俗云三ノツヾミ　本朝令云クレツヾミ○中略

腰鼓儛行法 北登

左右手合打二遍、右手打伏拍子見 右足前屈擧、左右手合打二遍、左手打伏拍子見 左足前屈擧、略如是、随曲而進退也、鷄婁一曲打通之後、卽チ此鼓ノ曲打儛乙通也、古老傳云、腰ニ付テ撥ヲバ不用シテ以手打之ヲ、如一鼓乙儛也、光時云、此鼓者興福寺常樂會ノ中門ニ新樂一部アリ、此樂器內ニ立、細長鼓也、他所不用此鼓、於打樣振舞者、如此雖有其相傳、今ノ世更不用之、仍テ如絕也、○中略

三鼓　高麗ノ樂器也、但中古マデハ、左樂(唐樂)ニモ古樂物ニハ皆用之、今モ行列行道ニハ、右方爲拍子、

師說云、此鼓者、爲右樂○高麗樂拍子之鼓、手ニテ打之、樂師寺職掌玉手氏相傳職ナリ、延タル樂鳥向樂等類、假如左樂三鼓四拍子ニ當大鼓也、羯鼓入拍子ヲ二拍子ニ、三鼓一拍子ヲ宛也、隔ヘダテ、拍子ニ打之也、

其打樣者(中略)秘事者納序、亂拍子、序打果音、急打和留音、

一鼓 ●シテイ ●●シテイ ●●シテイ ●●テイ

次三鼓 ●─●シ ●─●シ ●─●シ ●テイ

如此受取ツヽ、大鼓ノ間拍子ヲ打也、雖拍子打之也

玉手淸貞云、古樂八拍子物打、三鼓ハ四拍子如右三鼓二重也、初重ニ不打敎拍子、次重ニ打之也、口傳

云、鞨鼓八ガ、自第五拍子、打四拍子也、

樂人時光云、古樂ニ打三鼓事、逢明暹已講問之、不云之、秘歟、將不知歟、今案之ニ、革音ト云事有之、古樂ニハ、破音トテ、大鼓後、三鼓拍子前ニ打也、以之鞨鼓拍子八ヲ可識歟、

羯鼓第一破音　第二三鼓聲以左右手、但合打之、

第三破音　第四三鼓聲

第五破音　第六三鼓聲

第七破音　第八三鼓聲大鼓可宛也還城樂、蘇莫者同之者、右樂四拍子打之云云、

口傳云、右樂ノ三鼓ハ、未成曲之間ハ、四拍子ナガラ諸手ニテ打也、曲ニ成定リヌレバ、初二拍子ヲバ諸手ニテ打テ後、一拍子ヲ重テ打ツ、二度ヲバ片手ニテ打之、欲上拍子時、共ニ皆片手ニテ打之、

又云、右樂ノ吹出シノ三鼓拍子ハ、必ズ笛ノ詞ノ音首留左右充ル、

又云、高麗樂打三鼓者、見舞人隨振舞早ムル也、初メ者以左右チリチリトコタヘサセテ打也、

〇〇〇〇ム〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇　徐程コマヤカニ成ヲバ、上ノ二拍子ニハ答聲打、下ノ重打ハ答聲〇〇〇〇〇〇ム　徐早成ヌレバ、答聲ヲ不打、破音〇〇〇〇〇　早ク成立ヌレバ、時々越テ拍子ヲ打也、〇〇〇〇〇〇〇　上拍子者三打也、〇〇〇〇〇〇〇　又云、右樂ノ延タル三鼓搔上ト云ハ、如納曾利急、上拍子ハ大鼓ノ間雌拍子ニ三鼓ハ志帝志帝志帝大帝々々、如此打テヤガテツヾケザマニ、帝々ヲ大鼓ノ壺ニモ打バ、被搔上テ早成也、白河院被仰ハ、昔ハ三鼓ハ破聲聞ヘキ、今ハ不聞云云、此者其時樂人皆打之、然而如古人不打鳴者也、又云、高麗樂ノ、上拍子果、次終事者、聞テ三鼓知之也、三鼓ノ打氣顯手路也、

元正云、堀川院御時有樂、主上常御殿中御座、三鼓候前庭テ仕、笛承三鼓之景氣テ、思食ノ程チ計テ、上之終也ケレバ、殊有御感云々、數手之三鼓ニハ、有秘說之習、普通打者次說也、

〔樂家錄二十一三之鼓〕舊記曰、三之鼓者、高麗樂之具也、始以兩手擊之、加拍子之後、以一手擊之云云、謂左桴志字、右桴帝字也、金玉鈔左則用左字、右則用右字、然近代左右共約于右桴重擊之、是亦一法也、

或曰、壹鼓及三之鼓、爲譜者、皆用黑圓也、然各譜面既欲分之、而於壹鼓用黑圓、於三之鼓、書改之、用左右字以爲譜、故三之鼓以諸手擊言之、是舊記所誤也云云、所謂其可否未詳之、〇中

唱歌之法

凡三之鼓譜用帝字、故每文唱之庭也、傳以於敎桴則重唱之、於大鼓之壺、則唱百、百字、訓登字、圖譜示之、

一帝 引 二帝 引 三帝帝百 引 四　　加法　一帝 引 帝帝百 二 引 三帝帝百 引 四

拍子之名

敎拍子 一號敎桴、又號約拍子、於大鼓之桴前、加擊一拍子、鼓導大鼓之桴也、

三度拍子 從大鼓有此名、法無異儀、

唐拍子 納曾利急等有此拍子、

已上拍子名總三

三之鼓譜

音取

左右引　左右　左右

一說　左右引　左右　左右引　左右

序

右　一左右　右　二左右　右　三左右　四左右

四拍子

左右　左右　左右　右　初拍子、如此擊合之、

一左右　二左右　三左右　左右　四右　右

加法

一左右　左右　二右　右　三左右　左右　四右　右　加二手一拍子一之時用之

一左右　二左右　左右　三右　左右　四右　左右　加二手三度拍子一之時用之

唐拍子

•右　左右　•左右　右　•右　左右　•左右　右

一說•左右　左右　•右　右　•左右　左右　•右　右

〔體源抄 七〕續敎訓抄　朝葛作　拔書之

三鼓ハ高麗樂ニ用之、行道左右同音ノ時、右方ニ用之、〇下略

〔源平盛衰記 三十四〕木曾可追討由附木曾怠狀擧山門事

知康〇平木曾ガ許ニ行向テ、院宣ノ趣申含ケリ、木曾御返事ヲバ申サズ、〇中略ヤ殿和主ヲ鼓判官ト京中ノ童部マデモ申ハ、人ニ被打給タルカ、又ハラレ給ケルカト問ケレバ、判官苦笑テゾ歸ケル、此知康ハ究竟ノ〇〇〇〇シテテイノ上手ニテ、鼓判官ト異名ニ呼ケルヲ、木曾聞テ角申ケルトカヤ、

〔令義解 一職員〕雅樂寮

伎樂(謂吳樂、其腰鼓亦爲吳樂之器也、)師一人、(掌敎伎樂生、其生以樂戶爲之、腰鼓生准此、)腰鼓師二人、(掌敎腰鼓生、)

〔令集解 四職員〕穴云、伎樂、腰鼓等、今云吳樂是也、跡云、亦同之、

〔敎訓抄 九〕三鼓〇中略

藥師寺職掌玉手氏相傳職也

〔體源抄 六〕

古記云、陵王亂序ノ三鼓ハ迅、舞人光貞ハ傳テ打ケリ、其後ニハ无得而打之、但其口傳云、一鼓打テ後ニ相次打之、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

四鼓

吳樂器二具○中略
吳鼓六十具四十具官納、廿具大宰帥家納、○中略
大唐樂器一具○中略
腰鼓一面漆塗腔以金墨繪、納黃絁袷袋一口○中略
唐樂器○中略
腰鼓六面各納黃袷袋○中略
寶龜十一年十二月廿五日

〔倭名類聚抄四鐘鼓〕大鼓附枹 爾雅云、大鼓謂之鼖、音墳、和名於保豆々美、一云、四乃豆々美、○中略 郎建鼓也、

〔天文本倭名類聚抄六音樂具〕大鼓 律書樂圖云、大鼓今案、俗謂之四鼓、○中略 謂之鼖音墳 郎建鼓也、

〔歌儛品目三八音紀原〕四ノ鼓○中略 註 鼖(中略)按ズルニ、鼖ハ康熙字典引集韻云、同鼖、又鼖字注曰、說文大鼓也、爾雅釋樂、大鼓謂之鼖、注鼓長八尺、周禮地官鼓人以鼖鼓ニ軍事、古用賁、詩大雅、賁鼓維鏞ト、敎訓抄和名抄ノ說、已ニ大鼓ノ條下ニ錄ス、合考フベシ、

〔樂家錄二十壹鼓〕壹鼓之圖○中略

舊記曰、○中略 四之鼓、比三之鼓則稍大也、云云、舊記未詳之、

〔敎訓抄九〕四鼓 又鼖 大鼓異名ト、世人謂之、
師說云、此鼓稱大鼓異名僻事ナリ、東大寺ノ寶藏ニ、號四鼓トテ、別ノ姿ノ鼓也、
古記ニハ古樂ノ拍子打之ト云、然而或人云、三鼓ノ二人立タル時、次列打テ可謂四鼓ト云々、
四鼓者、黃帝臣岐伯所作也、古人語云、四鼓トハ、中大鼓ヲ云也、而通憲云、四鼓者、非大鼓歟、東大寺寶藏ニ四鼓云テ、別有之、
古人云、昔相撲之節ニハ、大鼓左右各七面十四立タリ、其時ノ鼓名歟、中古各四面立 近來ハ各二面立 是代儀歟云、或管絃者說、五鼓トモ在云々、

〔歌儛品目三八音紀原〕革類九種○中略 亡者二種、揩鼓、四鼓、

〔謠曲〕望月

シテ子細を御存候はぬ程に尤にて候、此者のうたひを申たる後には、又おさなき者八ばちを打候、其八ばちをうたふすると申事にて候、

〔謠曲〕花月

ナカシいかに花月へ申候、いつもの樣に八ばちを御うち候ひて皆人に御見せ候へ、

〔源平盛衰記三十四〕公朝時成關東下向附知康藝能事

兵衞佐〇源賴朝ハ簾中ヨリ見出シテ坐シケルガ、子息左衞門督賴家ノ未少ク、十萬殿ト申ケル時、招寄給テ、アノ知康ハ、九重第一ノ手鼓(テツヾミ)ト、一二トノ上手トキク、是ニテ鼓ト一二ト有ベシトイヘトテ、手鼓ニ、砂金十二兩取添テ奉リ給タレバ、十萬殿是ヲ持テ、簾中ヨリ出テ、知康ニタビテ、一二ト鼓ト有ベシト勸給ケレバ、知康畏ッテ賜テ、先鼓ヲ取テ、始ニハ居ナガラ打ケルガ、後ニハ跪キ直垂ヲ肩脫テ、樣々打テ、結句ハ座ヲ起テ、十六間ノ侍ヲ打廻ッテ、柱ノ本ゴトニ、無盡ノ手ヲ踊シ躍ラシタリ、宛轉タリ、腰ヲ廻シ肩ヲ廻シテ、打タリケレバ、女房男房心ヲ澄シ、落涙スル者モ多カリケリ、

〇按ズルニ、一鼓二鼓ハ必ズ桴ヲ以テ打ツヲ法トス、本書ニ手鼓ト稱スルハ、蓋シ後世能樂芝居等ニ用キル、大鼓小鼓ノ類カ、倘ホ能樂篇囃子方條及ビ芝居篇鳴物條等ヲ參看スベシ、

鉦鼓 銅鈸子 鈴 [併入] 鐃

鉦鼓ハシヤウゴト云フ、金器ニシテ、今用キル所ノ者ニ釣鉦鼓、荷鉦鼓、大鉦鼓ノ三種アリ、釣鉦鼓ハ、單ニ鉦鼓ト稱ス、ソノ形圓シ、青銅ヲ以テ之ヲ作ル、徑五寸、高サ八分五厘、厚サ一分半、

前面ハ、隆起シ、背後ハ漸ク凹ク、正中ハ正平ナリ、是ヲ撃ツ處ト爲ス、左右ノ縁ニ耳アリ、條ヲ施シテ架ニ繫ク、架ハ木ヲ以テ輪ヲ作リ、内徑九寸トス、上ニ鉤ヲ施シテ鉦ヲ懸ケ、左右ニ鐶ヲ施シテ、兩耳ノ條ヲ結ブ、前面又鉤アリテ桴ヲ懸ケ、外邊ノ上ニ火形ヲ作リ、左部ハ雲龍、右部ハ鳳凰ヲ彫ル、輪ノ下ニ柱ヲ施シ、柱ヲ承ルニ跗ヲ以テシ、柱ノ上下ニ雲形ヲ刻ス、總高サ二尺三寸半、木桴二、長サ一尺四寸、頭ニ水牛角ノ圓徑八分許ナルヲ施ス、御遊及ビ尋常ノ舞樂ニ之ヲ用キル、凡ソ金革ノ屬、並ニ臺架アリ、謂ユル簨簴ナリ、

荷鉦鼓ハ鍮石ヲ以テ之ヲ作ル、其形釣鉦鼓ニ同ジ、徑八寸、高サ厚サ之ニ準ズ、外輪ノ廣サ二尺、長サ三尺五寸、内徑一尺二寸、鉦ヲ懸クルコト釣鉦鼓ノ如シ、外面ニ雲象ヲ彫リ、中ニ寶珠及ビ雲龍ヲ雕ル、左右並ニ上ニ倣フ、外邊ニ火餤ヲ刻ミ、朱彩ヲ加フ、棓ヲ以テ火餤ヲ貫キテ之ヲ擔フ、荷鉦鼓ノ名因テ起ル、棓ノ長サ七尺、桴ノ長サ一尺半、之ヲ道樂ニ用キル、大鉦鼓ハ徑一尺二寸、形質ハ荷鉦鼓ノ如シ、臺架アリ、架輪ノ内徑一尺八寸、彫繢皆上ニ準ズ、總潤サ三尺許、高サ五尺、之ヲ臺ノ上ニ植ツ、臺ノ高サ二尺、方三尺七寸、髹ルニ黑漆ヲ以テシ、四面ニ欄ヲ設ク、高サ九寸、四隅ノ柱頭ニ擬寶珠ヲ附ク、柱凡ソ十八、柱毎ニ流蘇ヲ裝シ、欄下ニ幔ヲ張リ、コレヲ庭上ニ安ジ、立ナガラ之ヲ擊ツ、桴ノ長サ一尺七寸、大大鼓ト相對シテ、大儀及ビ大祀ノ舞樂ニ之ヲ用キル、

鉦鼓ノ譜、左右二桴、共ニ生ノ字ヲ用キル、或ハ金ノ字ヲ用キタリ唱歌ニハ、左桴ニ久ト謂ヒ、右桴ニ禮ト謂フ、又三鼓ノ一ニ居リ、聲樂ノ節ヲ爲シ、樂ノ遲速ヲ定ムル者、尤モ其人ヲ選バザルベカラズ、凡ソ鉦鼓ハ、響ナキヲ以テ善トス、乃チ之ヲ擊テ桴ヲ離サヾレバ、其響石音ニ似ルト云フ、其名器ニ無耳鈴虫等アリキ、

銅鈸子ハ、本ト西域ヨリ出ヅ、邦語ニドウバチシ、又ドビヤウシト云ヒ、字モ亦銅鉢子、銅拍子、

名稱

土拍子等ニ作ル、製スルニ鍮石(シンチウ)ヲ以テシ、圓徑數寸、大ナル者ハ尺餘ニ至ル、隆起アリテ浮漚ノ如シ、柄ナク、韋ヲ以テ之ヲ貫キ、相擊テ以テ樂ニ和ス、古來迦陵頻ノ舞ニ用キル者ハ、コレ其小器ニシテ、今專ラ佛家ニ用フル所ノ鐃鉢(ネウハチ)ト稱スル者、卽チ其大器ナリト云フ、

鐸ハ、古語ニ之ヲサナギト云ヒ、或ハヌリデ、ヌデ、又オホスヾトモ稱ス、太古天照大神ノ天岩戸ニ隱リ給ヒシ時、群神相議リ、天目一箇神ニ鐵ヲ以テ鐸ヲ作ラシメ、天鈿女命ニ、鐸ヲ著ケタル矛ヲ執ラシメ、相與ニ歌舞ヲ爲シ、以テ神慍ヲ解キタリト云フ、後世神事ニ鈴ヲ用キル者、卽チ其遺風ナリ、

〔倭名類聚抄 四鐘鼓〕鉦鼓　後漢書云、鉦鼓之聲、(鉦音征、鉦鼓俗云常古、)兼名苑云、鉦一名鐃、(女交反)金鼓也、越王勾踐造也、

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕所引光武紀文、按後漢書所云鉦與鼓自是二物、非樂家所謂鉦鼓、○中略金鼓以下九字、蓋兼名苑注文、按說文鉦鐃也、似鈴、柄中上下通、鐃小鉦也、軍法、卒長執鐃、兼名苑蓋本之、然周禮鼓人職云、以金鐲節鼓、以金鐃止鼓、注、鐲鉦也、形如小鐘、鐃如鈴、無舌有秉、是鉦鐃二物不同、又周禮說文及後漢書所載鉦、皆是行軍所鳴、非音樂之用、其形亦與音樂所用者迥別、兼名苑注云、金鼓也者、似誤爲胡部樂器、通典云、近代有如大銅疊、懸而擊之以節鼓、呼曰鉦、樂書曰南蠻之器也者、正爲樂家所用者、又按越王勾踐造、不知所本、

〔樂家錄 十九鉦鼓〕源順和名類聚抄曰、鉦鼓者、越王勾踐所造也、又曰、鉦一名鐃、是本邦樂書所記、而未知其詳、今按文獻通考等書、無曰鉦鼓者、且有曰鉦及鐃者、而其制與鉦鼓大異、疑是本邦所制、而託事於漢器乎、

私曰、無稱鉦鼓之一器、鉦與鼓別也、蓋稱鉦者軍器、而中華鼓吹部、出師凱還之外、無用之者、唯大定舞加焉、(大定舞者、秦王破陣樂也、)是因唐大宗以威武平天下、製此曲也矣、鼓吹部用鉦爲軍樂也、想本邦倣

製作

于此例、餘樂亦用之乎、或曰、本邦音樂無金聲、故用此器、而更方響等備金聲云々、

〔伊呂波字類抄 志雜物〕鉦鼓 シヤウコ

〔類聚名義抄 八金〕鉦鼓 俗云、シヤウコ、

〔拾芥抄 上末樂器〕鉦鼓 シヤウコ

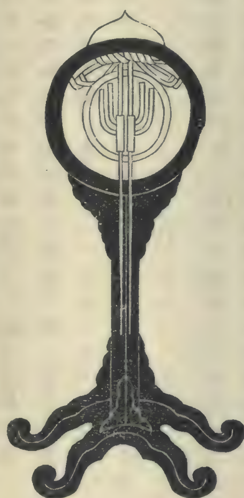
〔下學集 下器財〕征鼓 シヤウコ

〔易林本節用集 之器財〕征鼓 シヤウゴ（征又作鉦）

〔和爾雅 五器用〕鉦鼓 シヤウコ（金鼓也）

〔書言字考節用集 七器財〕鉦鼓 シヤウゴ（又作金鼓、兼名苑、越王勾踐所遺者、）

〔樂家錄 十九鉦鼓〕鉦鼓之圖



鉦鼓用青銅鑄之、凡徑五寸許、高八分五厘許、金厚一分五厘許、（金薄者大有響、其聲不堅實、而太厚者亦不佳、）端厚三分二厘許也、中高起、正中成紋、（紋無定形、）周有紐三重、裏面漸窪而不成角、中正平也、是爲所擊處、左右外邊、倚上有耳、左右間四寸許、耳大八分許、以施緒而貫輪內環、繫鉤釘結之、○中略

荷鉦鼓之圖（參音聲、及列地時用之、口丁者荷之、因爲名、○圖略）

荷鉦鼓、以鍮石作之、其形同於釣鉦鼓、徑八寸許、高（及金厚準之）左右耳施環、以之懸於輪內鉤釘、○中略

大鉦鼓之圖（○圖略）

臺

大鉦鼓以鍮石作之、其形亦不異於釣鉦鼓、徑一尺二寸許、高及金厚准之、左右耳施環、懸於火炎內鉤釘、〇中略

右舞鉦鼓、大鉦鼓、大小不一定、古今所傳圖多有違者、今圖大抵所用者耳、

〔教訓抄　九〕鉦鼓

鉦鼓。〇。兵庫式云、鉦鼓簨簴、和名有號、或云古來之加多養上橫木、作曲也、磯體鼓鉦臺也、上音相準反、下音居慮反、

〔歌儛品目　四器具名稱〕鉦鼓シヤウコ

器具　簨簴鉦鼓ヲ懸クルノ具、延喜兵庫式ニ、鉦鼓簨簴トミヘタリ、

〔禮記註疏　三十一明堂位〕夏后氏之龍簨簴（中略）注、簨虡、所以縣鐘磬也、橫曰簨、飾之以鱗屬、植曰虡、飾之以贏屬羽屬、

〔毛詩註疏　十六大雅〕虡業維樅、賁鼓維鏞、傳、植者曰虡、橫者曰栒、業大版也、（中略）簨虡也、栒也、所以懸鐘鼓也、設大版於上、刻畫以爲飾、

〔樂家錄　十九鉦鼓〕鉦鼓之圖〇中略

臺之圖〇即簨簴、圖略、

臺自趾至於輪上、通二尺三寸五分許、輪裏徑九寸許、是以鉦五寸者謂之、木太一寸二分許、四隅成唐戶面、輪裏上邊設鉤釘、及左右寢倚上施環、左右相去、三分輪周、而隔一也、以爲揭鉦之處、前面上邊又設鉤釘、爲懸桴之處、柱長許一尺五分、加接趾、總高至于輪內邊、一尺五寸已上、黑漆唐戶面、面中朱或梨地、輪下邊及接趾上邊、皆倚柱作雲形、凡六箇處板厚許三分、木口朱或梨地、從唐戶面中、火烟施臺上者也、或曰烽火、以金作之、長許三寸四五分、橫下邊許六寸五分、上次第細爲火形、彫雲龍鳳凰、方雲龍雌雄、右方鳳凰也、或左右共火烟用木、彫寶珠之形也、〇中略

荷鉦鼓之圖〇中略

火炎木厚三寸許、橫二尺、長三尺五寸許、內爲輪、徑一尺二寸許、左右設鉤釘懸鉦鼓、外爲火炎、其橫左右各四寸許、火炎如大々鼓火烟彫雲象、中間彫寶珠三、及龍或鳳凰、皆彩、左方龍、右方鳳凰也、外邊剡火形、朱彩也、〇中略

桴

大鉦鼓之圖〈〇中略〉

火畑之圖〈〇圖略〉

火畑、木厚四寸許、横三尺許、長五尺許、內爲輪、徑一尺八寸許、外爲火畑形、其横左右各六寸許也、彫雲形、寶珠、龍、或鳳凰、外邊刻火形、及爲彩、皆同於荷鉦鼓、下作帶、建於臺上也、

臺、高二尺許、横四方三尺七寸許、皆黑漆、中間有受火畑穴、高欄高九寸許、擬寶珠四隅各一、朱漆處々有金物、無階、直立于庭上、擊之也、〈〇中略〉

帶臺之幕、無異於大鼓、因略之、但總角於大鼓總十二、於鉦鼓有八耳、

〔歌儛品目〈四器具名稱〉〕鉦鼓

器具〈〇中略〉　撥〈鉦鼓ヲ擊ツノ具、二枝左右手ニテ之ヲ擊ツ、〉

〇按ズルニ、撥ハ桴或ハ枹槌等ノ字ヲ塡ムベシ、撥ハ琵琶ノ桴ナリ、

〔樂家錄〈十九鉦鼓〉〕鉦鼓之圖〈〇中略〉

桴之圖〈〇圖略〉

桴長一尺四寸許、大徑三分五厘許、桴頭作水牛角、徑八分長七分許、圓者施之、以爲擊鉦之處、柄上下有逆輪、下逆輪長二寸許、中有穴施緒、〈緒長二尺許、貫兩桴結兩端、以繫輪外之釘、〉上逆輪者少短、上受桴先處爲花形、桴先重則不可、故用薄金、

荷鉦鼓之圖〈〇中略〉

桴、長一尺五寸許、太徑四分許、頭圓處徑一寸、長九分許、皆黑漆、其形及施逆輪、亦同於釣鉦鼓、惟不施緒耳、

大鉦鼓之圖〈〇中略〉

桴、長總一尺七寸許、大徑三分五厘、桴頭徑一寸許、長一寸二分許、圓作之也、無此桴置定之處、故或

置於臺上、或毎度自樂屋持來之、

〔樂家錄 十九 鉦鼓〕荷鉦鼓之圖 ○中略

棒

棒長七尺許、太横二寸五分、高三寸許、本末當肩處圓之、頭如大鼓桴頭圓也、以之貫火烟荷之、雖不用時、而不放之、

名器

〔拾芥抄 上末 樂器〕名物 ○中略 鉦鼓

無耳。

〔樂家錄 四十一 音樂珍器〕鉦鼓

無耳 舊記未之詳、

右所記之鉦鼓今世無聞、爲其器者、不知何時失乎否、

近代爲斷絶之重器

鈴虫。 官物也、此鉦鼓之音、全無金音、而似鈴虫之聲、因號鈴虫也、

私曰、鈴虫鉦鼓、凡律黃鐘倍律而少上也、比于大呂、則太下也、器形無異也、

右古物之鉦鼓者、萬治四年、禁裏炎上時燒失了、

〔教訓抄 九〕鉦鼓 ○中略

此器逸物者、八幡放生會之高麗之鉦鼓ト云傳タリ、打音、宇治日暮○日暮、體源抄作四幕、マデキコユト云々、

曲譜打法

〔樂家錄 十九 鉦鼓〕鉦鼓之譜字

鉦鼓之譜字、左右共用生之字、或用金之字、於唱歌則左桴謂久、右桴謂禮也、體源抄左桴書告之字、而唱之儀、右桴書令之字、而唱之禮也、

〔教訓抄 九〕鉦鼓 ○中略

師説云、鉦鼓者、少後ザマニ、慵氣ニ拾タルガ、メデタキナリ、ハヤクナリタルハ、アサマシキモノナ

リ、大神基政云、每ニ有レ樂時一、對ニ鉦鼓一打レ之傭拾一ト云キ、又謂ニ之鈴虫囀一、

打樣三說者〇註略

序打〇中略

破打〇中略

急打〇中略

又云、早キ樂ノ鉦鼓、左右振ヲ互ニ拾テ、大鼓壺ニハ、雌雄ノ振ヲ同ジ音ニ令レ打也、

又云、四拍子物ハ、皆鉦鼓ハ拾テ打也、

蘇合破ノ鉦鼓、拾移レル急之處ニ、ヤガテ樂詞ヲ囀リテ打ガ目出ナリ、

又云、四拍子物ニハ、必鉦鼓拾也、故甘州、蘇合破、雖ニ延拾一之、甘州ハ樂詞ヲ鉦鼓ニ囀也、蘇合破ニハ異ナル事ハナケレドモ、急ノ初ニ詞ヲ令レ囀テ打也、

古人語云、鉦鼓ヲバ、ヤスキ打物ト人ノ思タル、極テヲロカナルベシ、色ト云、程ト云、說ト云、中々ケシキ大事ニテ侍ルベシ、能々受ニ師說一之後、手馴べキ也、

〇按ズルニ、體源抄ニ、鉦鼓ノ延八拍子、加拍子、早八拍子、加拍子、延四拍子、加拍子、早四拍子、加拍子、亂序、安摩等ノ譜、又樂家錄ニ亂聲、延八拍子不加之法、拔頭不加之法、同加法、亂序、囀等ノ譜ヲ載セタレドモ、今省略ニ從フ、

〔樂家錄十九鉦鼓〕擊ニ鉦鼓一大法

擊ニ鉦鼓一之法、音取或調子奏畢後執レ桴、右手執ニ桴本一、左手執ニ桴半一、於ニ膝上一橫ニ持之一、以レ待ニ曲之始一擊レ之、止レ桴間者、架ニ桴先於鉦鼓之下邊一持レ之、曲終則如レ初、於ニ膝上一橫持、或橫ニ置於臺上一、但過ニ半拔一出ニ於右方一

鉦鼓持レ桴之法

持ニ鉦鼓桴一之法、餘ニ桴本二寸許一持レ之、屈ニ人指已下四指一、以ニ大指腹一、中ニ于中指頭一、如レ見レ掌持レ之、鉦鼓裏面左

打例

右桴、隔四五分許當之、

擊鉦鼓、或謂摺拾之說

謂擊鉦鼓、或有謂摺之拾之者、尤非也、如何者、曰摺者、擊揩鼓之名也、曰拾者、鉦鼓中之一法也、非擊鉦鼓之通名、凡樂曲不加拍子之前、大鼓者當於八文、羯鼓者、每文擊之、鉦鼓者、或有除一文而擊一文以爲文、名之謂拾耳、

鉦鼓之桴合

舊記曰、如包大鼓之桴擊之、大鼓之壹外、皆微音擊之云云、按所謂如包者、大鼓左桴當後、當鉦鼓左桴、而右桴者、與大鼓均擊之、是則曰如包者乎、又曰、鉦鼓之音以無響爲善、愚按擊之不放桴、則無響而有似石音、本邦古來不聞有磬、且鉦鼓不見于漢朝樂器、蓋疑本邦以之易磬乎、然則無響而似石音者、爲擊鉦鼓之法乎、

鉦鼓左桴遲速之圖

凡鉦鼓之桴合、大抵皆同、然從延早之曲、左桴有異也、的々拍子者、至於予(〇安倍季尚)所謂音設之拍子三、擊左桴也、凡延拍子者、後於意設之拍子三而聲樂文之間擊左桴也、但延四拍子者、一處一度擊之、延八拍子者、二處二度擊之也、(〇中略)

波返幷千鳥懸之說

季音記云、本於鉦鼓無波返之譜、因近代假用鳥破之鉦鼓、故無男波女波之差別、惟以一譜兩樣用之、亦有習法秘之也、於男波者、初一二文之桴合、如大鼓之法擊之、(大鼓者二文共如鉦鼓桴合擊之、大鼓鉦鼓、易用其法、)是近代定法也、又千鳥懸者、如加延八拍子用之擊之、特異者不重之、一度擊之耳、

〔扶桑略記〕(二十六村上) 康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、(〇中略) 右衛門志秦共政鉦鼓、

〇按ズルニ、續日本紀靈龜元年正月ノ條ニ、元會之日、用鉦鼓自是始矣、トアル鉦鼓ハ、延喜式木

雜載

工兵庫等ノ條ニ見エタル如ク、鉦ト鼓トノ二物ニシテ樂器ノ鉦鼓ト其制ヲ異ニセリ、然ルニ歌舞品目ニ之ヲ樂器ノ鉦鼓ト混ズルハ誤ナリ、

〔樂家錄 十九 鉦鼓〕鉦鼓非初學所可仕之説

夫鉦鼓者、三鼓之一、而尤爲重器、所謂三鼓者鞨鼓、大鼓、鉦鼓也、凡此三者爲聲樂之節、主樂位之遲速、故最選其人、鞨鼓者第一者役之、大鼓次之、鉦鼓次之、第三者役之、而近世以鉦鼓爲末輩役、甚無謂乎、抑鞨鼓者、聲樂之每文擊之、鉦鼓者其文除一而擊一、大鼓受此二者節擊之、然則鉦鼓爲役、亦不重乎、豈賤工所堪也哉、

○

銅鈸子

〔倭名類聚抄 四 鐘鼓〕銅鈸子 律書樂圖云、銅鈸子、今按鈸卽鉢字也 出自西域、無柄、以皮爲紐、相擊以應節、今夷樂多用之、

〔箋注倭名類聚抄 六 音樂具〕按通典云、銅鈸亦謂之銅盤、出西戎及南蠻、其圓數寸、隱起如浮漚、貫之以韋、相擊以和樂也、與此所云略同、銅鈸子、又見西大寺資財帳、今佛家所用鐃鉢蓋是、東鑑拾芥抄所言銅拍子似言其小者、

〔文獻通考 百三十四 樂考〕正銅鈸 銅鈸、亦謂之銅盤、本南齊穆士素所造、其圓數寸、中間隆起如浮漚、出戎南蠻扶南高昌疎勒之國、大者圓數尺、以韋貫之、相擊以和樂、唐燕樂曲、有銅鈸相和之樂、今浮居氏清曲用之、蓋出於夷音也、唐胡部合諸樂擊小銅鈸子、合曲、西涼部、天竺部、龜茲部、安國部、康國部亦用之、 然有正與邪、其大小清濁之辨歟、○中略

銅鐃 浮居氏所用浮漚、器小而聲清、世俗謂之鐃、其名雖與四金之鐃同、其實固異矣、

〔唐六典 十四 太樂署〕凡大燕會則設十部之伎於庭、以備華夷、一曰燕樂伎、○中略正銅鈸、和同鈸、各一、○中略

三日西凉伎略○中

銅鈸二具略○中

四日天竺伎略○中

銅鈸二具略○中

六日龜茲伎略○中

銅鈸二略○中

七日安國伎略○中

銅鈸二略○中

十日康國伎略○中

銅鈸二

〔類聚名義抄八金〕銅鈸子ドウバチシ 銅鉢子ドウバチシ

〔伊呂波字類抄止雜物〕銅鈸子トヒヤウシ 鈸 銅鉢子同已上

〔拾芥抄上末樂器〕銅鉢ドウバチ 銅拍子ドビヤウシ

〔下學集下器財〕土拍子ドビヤウシ

〔易林本節用集登食服〕土拍子ドビヤウシ 調銅○調恐誤拍子

〔歌儛品目三八音紀原〕銅拍子此器ハ、迦陵頻ノ舞ニ用ユル者ニシテ、西域ノ樂器ナリ、

〔教訓抄七〕舞番樣

別番樣 迦陵頻又鳥ト云、各羽褁、銅拍子持、 胡蝶略○下

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、略○中左衛門督藤原朝臣師氏○銅鉢子、

〔吾妻鏡六〕文治二年四月八日乙卯、二品源頼朝○并御臺所頼朝妻政子○御參鶴岡宮、以次被召出靜女於廻廊、

是依ㇾ可ㇾ令ㇾ施二舞曲一也、〇中略左衛門尉祐經鼓、〇中略畠山二郎重忠銅拍子、静先吟二出歌一云、〇下略

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具〇中略

銅鈸子一具汙破〇中略

唐樂器〇中略

銅鈸子六具　各著二夾纈緒一〇中略

高麗樂器一具〇中略

銅鈸子一具二口〇中略

寶龜十一年十二月廿五日

〔殘夜抄〕打物の事、うち物おほかれど、この朝にのこる所、〇中略大拍子、銅拍子、〇中略おほやうこれらにすぐまじ、

〔新撰字鏡〕金鋃奴〇利〇氏〇

〔類聚名義抄〕八金鐸音澤　オ〇ホ〇ス〇ヾ〇　ヌリデ　亦サ〇ナ〇キ〇

〔伊呂波字類抄〕須雜物鈴金スヾ〇〇鈴子　鑾　鐸已上同、今之鈴、

〔東雅〕器用七鐸サナキ　舊事紀に、日神天磐屋戸にこもり玉ひし時、天目一箇神鐵鐸を作り、天鈿目命手に著鐸の矛持ちて、覆槽置而蹈登杼侶許斯といふ事見えて、鐵鐸讀てサナキといふと、注せせられたり、古語拾遺また是に同じ、卽今も巫女の手に鈴を執りて舞ふは、此事に起れりといふなり、倭名抄にも三禮圖を引て、鐸は今之鈴なりと見えたれば、此物の如きは、我國樂器の始などともいふべきもの也、サナキといふは、サは細也、ナキは鳴なり、音の細かなるをいふなるべし、鐸亦讀てヌデといふは、百濟の方言に出し所と見えたり、鈴讀てスヾといふ、義不詳、これも又韓國

の方言に出し所なりしに似てけり、

〔倭訓栞前編十佐〕さなき　舊事紀に鐸をよめり、小鳴るの義、鐵鐸をもよめり、

〔倭訓栞前編十二須〕すゞ　鈴をよむは、音の涼しきより名くるなるべし、神名秘書にも、鈴音字なり、とみえたり、神樂の鈴は、十二顆を攢簇せり、神慮をすゞしめるの意なり、新撰六帖に、八をとめの、振てふ鈴のころ〳〵と、とよめる是なり、

〔和爾雅五器用〕鐸（タク）（金鐸、金口金舌也、木鐸、金口木舌也、）

〔倭名類聚抄十三佛塔具〕寶鐸　四聲字苑云、鐸（徒落反）大鈴也、

〔倭名類聚抄十四服玩具〕鈴　陸詞切韵云、鈴（音靈）似鐘而小、楊氏漢語抄云、鈴子、（須須）三禮圖云、鐸（音澤）今之鈴、其匡以銅爲之、

〔古語拾遺〕令天目一箇神、作雜刀斧及鐵鐸、（古語佐那伎、）○中略令天鈿女命、○中略持著鐸之矛、而於石窟戸前、覆誓槽、○註略擧庭燎、巧作俳優、相與歌舞、（又見舊事本紀、）

〔古史傳九〕鐸字、やがて佐那伎なれど、此は鐵以て作れる事を知らせんとて、鐵鐸とは書るなるべし、

〔日本書紀十五顯宗〕元年二月、詔曰、○中略老嫗○置目奉詔、鳴鐸而進、天皇遙聞鐸聲、歌曰、阿佐膩簸囉、嗚贈禰嗚須擬、謨謀逗拖甫、奴底喩羅倶慕與、於岐毎倶羅之慕、

〔日本書紀通證二十顯宗〕奴底喩羅倶慕與（鐸玲瓏也、慕與語助、奴底略二奴利底一也、喩羅倶、萬葉集塡二響字一、）

〔延喜式二四時〕鎭魂祭○中略

鈴廿口、佐奈伎廿口、

〔殘夜抄〕樂器には八のこゑなあり、○中略金のうちに又五こゑなの物あり、○中略五には鐸、是又大なるすゞを鼓と同じやうにならしけるにや、廣隆寺修正の、初夜のをこなひの亂聲に、たいこをうつ、う

で○一本作レ柄におほきなるくろがねのすゞを、ゆひつけて、大鼓と同やうに、うつにぞ、おもひあはせられて、おかしき、なにとなき事にも、かたぎある事の、いでくるよ、

方磬 磬併入

名稱

方磬ハ又方響ニ作リ、之ヲホウキヤウト云フ、或ハ鐵響トモ稱ス、鐵或ハ銅ヲ以テ作ル、長サ九寸、廣サ二寸、上圓ク下方ナリ、一架凡テ十六枚、分テ二格ニ編懸ス、下格ハ右ヲ首トス、其名ヲ合、四、一、上、江、赤、工、几ト云ヒ、上格ハ左ヲ首トス、其名ヲ上几、六、五、卬、上卬、亡、斗、下ト云フ、擊ツニ兩桴ヲ用キル、鯨鬚、或ハ水牛角、亦樂ヲ節スルノ器ナリ、故ニ方響ヲ擊ツ時ハ、鉦鼓ヲ用キザルヲ法トス、倭名抄ニ、懸二十四トアルハ、蓋シ其大架ナル者ヲ謂フカ、十二律各倍律ヲ加ヘテ、二十四律ナリ、續日本紀ニ、天平七年、入唐留學生上道眞吉備、獻二鐵方響一トアリテ、此器始テ見ハレ、其後チ方磬師、方磬生ノ名、格式ニ著ハレタリ、以テ其來ルコトノ尙シキヲ知ルベシ、今亡ビテ傳ハラズ、拍節ノ如キ、得テ攷フ可ラズ、

磬ハ製スルニ石或ハ玉ヲ以テス、其名、倭名類聚抄、拾芥抄等ニ見ユ、然ルニ朝儀ニ此器ヲ用キシコト、古書ニ見ル所ナシ、蓋シ中世以來、方響若シクハ鉦鼓ヲ以テ之ニ代ヘシニ由ルカ、今ハ惟佛家ニ之ヲ用キルノミ、

〔倭名類聚抄 四鐘鼓〕方磬　律書樂圖云、磬苦定反、方磬、俗云二率強一懸二二十四一、唐令云、玉磬方響各一架、今按、磬與二方響一、似而非也、

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕方磬之名、於二西土書一無レ見、疑是方響之誤、○中略按周禮磬師疏、隋書音樂志皆云、編磬十六枚在二一簴一而玉海引二徐景安樂書一云、編磬、周禮云、編垂二八十六枚同一簨簴通二黃鐘大呂二均之聲一其大架者、編垂二十四枚同一簨簴通二十二律一正倍合二二十四聲一律書樂圖云懸二十

四者、謂₂其大架者₁也、

〔唐六典 十四 太樂署〕凡大燕會則設₂十部之伎於庭₁以備₂華夷₁、一曰燕樂伎、〇中略

三磬、萬響、〇三磬萬響、恐玉磬方響誤、中略、各一、〇中略

二曰清樂伎

編鐘、編磬、各一、〇中略

三曰西涼伎

編鐘、編磬、各一、

〔伊呂波字類抄 保 雜物〕方磬 樂器 ホウキヤウ

〔拾芥抄 上末 樂器〕方磬 ハウケイ

〔體源抄 四〕方磬 或方響、一名編石、

〔伊呂波字類抄 保 雜物〕方磬 樂器 ホウキヤウ

方磬

石　上一　上工　合　四
上五　陽上　一　上
揮●　五　江　赤
六　上九ボン　工　下九
巳上上　巳上下

〔體源抄 四〕方響 〇中略 金名次第

合、四、一、上、江、赤、工、下九、上九、六、五、卬、上卬、上五、上工、上一、

一說 金名替

合、四、一、上、江、赤、工、下九、　上九、六、五、卬、上卬、亡、斗、下、

〔歌舞品目 四 器具名稱〕方磬 一架、分爲₂上下格₁、

下格編懸金名　合 第一 笙九、笛六、以₂左爲₁首、　四 第二 笙乚、笛干、　一 第三 笙下、笛五、　上 第四 笙十、笛上、　江 第五 笙美　赤 第六 笙乞

工 第七 笙一、笛中、　下九 第八 笙比

笛夕

上格編懸金名　上九第一以右爲首、笙工、笛下、　六第二笙上、笛六、　五第三笙八、笛干、　印第四笙干、笛五、　上印第五笙十

上五第六笙斗　上工第七笙下　上一第八笙乙

傳來

〔續日本紀十二聖武〕天平七年四月辛亥、入唐留學生從八位下下道朝臣眞備、獻○中略銅律管一部、鐵如方響、寫律管聲十二條、樂書要錄十卷、○中略平射箭十隻、

製作

〔歌儛品目八三音紀原〕方磬　磬、或ハ響ニ作ル、モト古ヘノ編磬ノ類ナルニヤ、(中略)此器傳來ノコト、續紀天平七年夏四月辛亥、入唐留學生從八位下下道朝臣眞備、獻銅律管一部、鐵如方響、寫律管十二條、樂書要錄十卷ト、此時ニ方磬ノ名ミユレド、寫律管聲トアルニ據レバ、樂均ノ類ニシテ、方磬ニハアラザルニヤ、然ルニ體源抄第四卷ニ此器ノ圖ヲ載セテ、其聲調ノコトヲモ擧ゲタリ、其擊ツ所ノサマハ、唐儛圖ニミヘタリ、和名抄ニハ懸二十四ト云モノ、夜鶴庭訓抄ニハ、方磬上八下八トミヘテ、十六枚ノモノナリ、體源抄ノ圖モコレニ同ジク、漢土ノ諸書ニミヘタルモノモ、皆十六枚トスレバ、二十四ヲ懸クルモノハコレト違ヘルニヤ、文獻通考曰、後周正樂、載西涼清樂、方磬一架十六枚、具黄鐘大呂二均聲、又曰、方磬其編懸之次、與雅樂鐘磬異、下格以左爲首、其一黄鐘、二太簇、三姑洗、四中呂、五蕤賓、六林鐘、七南呂、八无射、上格以右爲首、其一應鐘、二黄鐘之清、三太簇之清、四姑洗之清、五中呂之清、六大呂、七夷則、八夾鐘、此其大凡也、後世或以鐵爲之、教坊燕樂用焉、非古制也トモ云モノ、即是ナリ、又陳氏樂書曰、方磬之制、蓋出於梁之銅磬、形長九寸、廣二寸、上圓下方、其數十六、重行編之、而不設業、倚于簨上、以代鐘磬、九一六聲比十二律、餘四清聲耳、郭又謨懸之次、非古制也、非可施之公庭、用之民間可也、今民間所用、纔三四寸爾、トモミヘタリ、是等ハミナ、其數十六トスレバ、庭訓抄及ビ體源抄ノ說ト符合ス、○下略

〔信西入道古樂圖〕方磬



臺擬裝　　名器　　聲調

〔伊呂波字類抄〕雜物計　磬ケイ　臺タイ

〔和爾雅〕五樂器用　磬ケイ石音也、横曰簨、植曰簴、簨簴懸樂器者同、

〔歌儛品目〕四樂器具名稱　方磬

器具　架、簨簴ノ類ニシテ、和名抄ニ、唐令玉磬方響各一架トミヘタルニ據ル、其寸法ハ、體源抄ニ柱高一尺七寸、横長一尺四寸八分トミヘタリ、上格下格トモニ、横木アリテ、コレニ綴テ以テ結ビ繫ルナリ、紐ノ色ハ花田句、フサモ紺紅ナリナド見ヘタリ、　撥○二枚、柄ハ鯨ノヒゲ、先キニ、鹿角ノ圓形ノ者ヲ揷ムトミユ、鯨ノヒゲ無之時ハ、牛角ヲ用フトミヘタリ、今ハ絕ヌルモノナレド、本文アルニヨリテ錄之、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

大唐樂器一具中○略

方響一臺

鎚二枚　納白地錦袋一口中○略

唐樂器中○略

方響六臺並黑柿、各在鎚二柄、面別鐵具十六枚、　並納黃袷袋中○略

寶龜十一年十二月廿五日

〔教訓抄〕九方磬

方磬ノ逸物者、シラマクト申傳タリ、クザクト云鳥ヲ、チキニ打テ侍ナリ、シラマクノマヘ、津守國基爲也

此曲ノ上手ナリ、

〔體源抄〕四方磬打物ノ下ニ雖載之、大概ナレバ、重而書之、中○略

上八上一	乙
上七上工	ト
下一合	九六
下二四	し丁

笙譜

上六丄五　斗	上五卬　十	上四卬　千五	上三五　八千	上二六　上六	上一凢　言　工下

下三一　下五	下四上　十丄	下五江　美	下六赤　乞夕	下七工　一中	下八凢　比

古譜說々并師說、相並注二進之一、但笙并笛合音、私勘レ付之、定有二紕繆一歟、又有二凢字二所一、所謂上凢下凢是也、作レ譜之時、兩音混濫有二其煩一之故、今始作二其字一已、僕之今案也、其恐甚多、然而天性蒙昧之間、爲レ備二後覽一也、他人之可レ用事耳、○中略

建久四年三月十二日、依レ仰注二進之一、散位有安、

○按ズルニ、本書コノ下ニ大宋國巍奇方磬譜ヲ載タリト雖モ、此圖ト大差ナシ、故ニ之ヲ省ク、

〔歌儛品目〕四 器具名稱 方磬(ホツキヤウ)一架分爲二上下格一

下格編懸金名　合（第一、以レ左爲レ首、笙凡、笛六、）四（第二、笙乙、笛千、）一（第三、笙下、笛五、）丄（第四、笙十、笛丄、）江（第五、笙美、）赤（第六、笙乞、笛夕、）工（第七、笙一、笛中、）下凡（第八、笙比、）

上格編懸金名　上凡（第一、以レ右爲レ首、笙工、笛下、）六（第二、笙上、笛六、）五（第三、笙八、笛千、）卬（第四、笙千、笛五、）丄卬（第五、笙十、）丄五（第六、笙斗、）丄工（第七、笙下、）丄一（第八、笙乞、體源抄又云、一說、懸金名合、四、一、丄、江、赤、工、下凡、丄凡、六、五、卬、丄卬、亡、斗、下トモミヘタリ、）

〔體源抄〕四 方磬○中略　廿八調

仲呂調　越調　平調　仙呂調　雙調　盤涉調　商調　黃鐘調　大石調　小石調　高大石調　高平調　正平調　坎指調　大石角調　雙角調　商角調　正宮調　仙呂宮調　南呂調

敎習

黄鐘宮調　道宮調　中呂宮調　高宮調　商宮調　高平角調　延平角調　仙呂角調

乙丑七月甲申二十日壬子大宋樂人魏奇錄

〔吉野樂書〕方磬ヲ調ブルニハ、比巴ノ風香調ニ合テ調ベヨト、久行申ス、又笙笛ヲ調圖ハ、風香調ニ四絃ノタヱルホドヲ、本トスルナリ、

〔夜鶴庭訓抄〕方磬上八、下八、

ほうきやうの事は、いと志り候はねば、いづれもと申ながら、こまかにも申候はぬぞ、かねの上下の名ばかり、志るして候ぞ、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定雅樂寮雜樂師事〇中略

唐樂師十二人（中略）〇方磬師〇中略

右依舊爲定、餘皆停止、〇中略

大同四年三月廿一日〇中略

太政官符

應減定雅樂寮雜色生二百五十四人事減一百五十四人、定一百人、〇中略

唐樂生六十人減廿四人、定卅六人、〇中略

方磬生二人〇元三人〇中略

嘉祥元年九月廿二日

雜載

〔敎訓抄九〕鉦鼓ヲ用ユル時ハ、方響ヲ用ヒズトイヘリ、

〔夜鶴庭訓抄〕金石絲竹匏土革木、是を八音といふ、金石は方磬體なり、〇下略

〔殘夜抄〕うち物おほかれど、此朝にのこる所、〇中略方磬、おほやうこれらにすぐまじ、〇中略

磬

樂器の事、○中略石には○此間缺文たとへば、いまのほうきやうこのてい、○下略

○

〔倭名類聚抄四鐘鼓〕方磬○中略 唐令云、玉磬、方響各一架、今按磬與方響似而非也

〔釋名七釋樂器〕磬、罄也、其聲罄々然堅緻也、

〔拾芥抄上末樂器〕磬ケイ

〔下學集下器財〕磬ケイ

〔倭名類聚抄十三伽藍具〕磬 僧清閑題寺詩云、五色雲中鳴玉磬、千花臺上禮金佛、磬苦定反、和名宇知奈良之、又見音樂部、

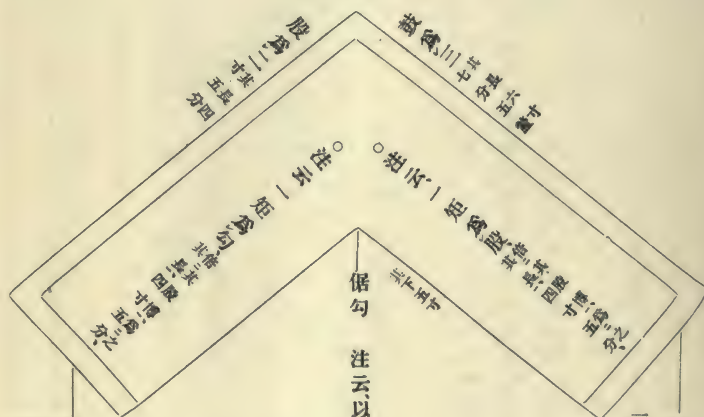
〔伊呂波字類抄字雜物〕磬ウチナラシ玉磬

〔易林本節用集字器財〕磬ウチナラシ

〔倭訓栞中編三字〕うちならし 源氏にみゆ、倭名抄に磬をよめり、華原磬、泗濱石は文集に見えたり、安藝國讃岐國より出す所の磬石を佳とす、

〔體源抄三上〕此圖ノ事、○圖トハ律管ヲ云フ 大同年中ニ樂師渡侍、時ニ是ヲウツシトヾメラレテ、昭宣公○原基經御所持アリ、其ヨリ傳之、各天下ニ用之、去建武ノ一亂ニ悉失畢、仍尊氏將軍家、則被仰遣于遣唐使、歸朝之時、磬ヲ平調ニ鑄テ渡之、龍秋給之、圖ノ竹ニウツシテ、于今又傳之、磬者御物トシテ、御倉ニ被納之也、

〔體源抄八末〕石屬磬者



一爲之厚其厚五分

三分其鼓博以其一爲之厚、

倨句　注云以一矩有半觸其弦四端相望其長六寸七分五釐、

其博爲一半磬之黄鍾其長二寸二分五釐、

三分其股博去一以爲鼓博其長寸五分

考工記曰、磬氏爲磬、倨句矩有半、其博爲一、股爲二、鼓爲三、參分其股博、去一以爲鼓博、參分其鼓博、以其一爲之厚、已上則摩其旁、已下則摩其山、而磬師教口磬並石樂之器也、聲樂之象也、史傳論造磬者多矣、或謂黃帝使伶倫爲之、或謂堯使毋句氏爲之、

拍子

編木　筑子　四ツ竹
反鼻　柷　敔　併入

拍子ハハウシ、又ヒヤウシト云フ、蓋シ天岩戸ノ神遊ニ權輿ス、故ニ專ラ神樂ニ用ヰ、又催馬樂、東遊ニ通用セリ、拍子ハ二枚、其形笏ニ似タリ、相擊チテ聲ヲ發シ、以テ聲樂ヲ節ス、尋常ノ笏ヲ用ヰルモノヲ笏拍子ト稱スルニ對シテ、之ヲ大拍子ト云ヘリ、

編木ハサヽラト云ヒ、又ビンザヽラトモ稱ス、此器ハ中古專ラ田樂ニ用ヰタリ、

筑子ハコキリコト云フ、竹管ニテ製シ、打合セテ拍子ヲ取ルニ用ヰル、後專ラ放下師ノ手ニ弄スル所ト爲レリ、

四ツ竹ハヨツダケト云フ、左右ノ手ニ竹ノ小片二箇ヅヽヲ握リ、各打合セテ音ヲ發シ、以テ節奏スルモノナリ、承應ノ頃、長崎ノ人某大坂ニ來リテ、傳フル所ナリト云フ、

反鼻ハ讀テヘンビト云フ、字又反尾、扁尾、或ハ遍鼻ニ作ル、右部ニ遍鼻胡德ノ曲アリ、蓋シ高麗ノ器ナリ、其狀ハ巴文ニ似テ、長サ一尺、桴ノ長サ亦同ジ、倶ニ檜木ヲ以テス、凡ソ輪臺、青海波ヲ舞フヤ、關白、左右大將、其隨身及ビ瀧口四十人ヲ率ヰテ參列ス、コレヲ垣代(カイシロ)ト稱ス、其時各、此器ヲ擊チテ、以テ舞節ニ合スト云フ、其他ハ未ダ用ヰル所ヲ聞カズ、

柷ハシクト云ヒ、敔ハゴト云フ、並ニ其字音ナリ、常ニ併稱シテシクゴト云ヒ、又魚鼓トモ稱ス、柷ハ形漆桶ノ如クニシテ、方二尺四寸、深サ一尺八寸、中ニ椎柄アリテ底ニ連ネ、旁ニ孔ヲ

開キ、手ヲ中ニ入レ、コレヲ擊テ樂ヲ作ス、敔ハ狀チ伏虎ノ如クニシテ、背上ニ二十七ノ鉏鋙アリ、碎竹ヲ用キテ、逆シマニ之ヲ擽テ以テ樂ヲ止ム、是其製作ノ概ナリ、興福寺ノ常樂會ニ、河南浦ヲ奏スル、此器ヲ用キシト云フ今亡ビテ傳ハラズ、

名稱

〔倭名類聚抄四鐘鼓〕拍子　蔣魴切韻云、拍〈音伯反、拍子、俗云二百師一〉打也、拍板樂器名也、

〔伊呂波字類抄比雜物〕拍子〈ヒヤウシ拍板樂器名〉

〔拾芥抄上樂器末〕拍子

〔倭訓栞前編二十四波〕はうし　源氏に見ゆ、拍子の音也、今ひやうしといふ、ひや反、は也、

〔源氏物語十七繪合〕ふんのつかさの御琴めし出て、〇中略うへ人の中にすぐれたる召て、はうし給はす、いみじう面白し、

〔花鳥餘情十繪合〕はうし給はす　御遊は、催馬樂うたふ人、拍子をとる也、助音するをば付歌といへり、天德歌合終頭有二御遊一、雅信朝臣拍子、侍臣召人等候レ之云々、

種類

〔殘夜抄〕打物の事、うち物おほかれど、この朝にのこる所、〇中略大拍子、銅拍子、反鼻、笏拍子、方磬、おほやうこれらにすぐまじ、

〔樂家錄二神樂曲說〕笏拍子　附擊法

神代卷、有レ曰二於介一、註二擊レ木之聲也云云一、蓋笏拍子本二于此一乎

〇按ズルニ、神代卷ハ、古語拾遺ノ誤ナリ、卽チ其天窟ノ段ニ、以二竹葉(サヽバ)、飫憩木葉(オケノキノハ)一爲二手草一、又云、飫憩木名也、振二其葉一之調也トアリテ、神樂採物十種ノ中ノ篠ト榊トヲ云フナルベシ、

製作

〔教訓抄九〕拍子

大拍子〈常用之〉　拍者樂器類也、以レ木造レ之、其形似レ笏、

〔樂家錄二神樂曲說〕笏拍子　附擊法

擊法

擊例

舊記云、笏拍子、上古用尋常笏兩箇、然割一笏用之、未詳起於何時、今所用笏拍子、長一尺二寸、上横合二枚而二寸六分、厚三分五厘、下横合二板而一寸六分、厚二分五厘、外面四方、其形如笏也、

〔倭名類聚抄 十四服玩具〕笏　四聲字苑云、笏(音忽、俗云尺、)手板、長一尺六寸、闊三寸、厚五分也、

〔倭訓栞 前編十一〕しやく　笏をいへり、倭名抄に、音忽、俗云尺と見えたり、骨と同音なれば、忌て尺といひし也、もと西土の制にならへるものゆゑ和訓なし、尺といふは、唐の王玄策西域に使し、維摩居士の室を量りて、十笏を得たり、故に方丈と號するよし、釋氏要覽に見えたり、又笏尺と名目にいへる事、南海寄歸傳にみえ、書言故事の注にも、手板長一尺と見えたり、手板も笏也、晉宋以來の稱なる事、紀原にみゆ、朝野群載には一尺二寸と見えて、○中略木はいちひ、又ふくらの類、ふるくみえ、近世或は櫻柊(ヒラ、キ)を用う、

○按ズルニ、今ノ笏拍子ハ、專ラ枇杷木ヲ用ヰル、蓋シ其聲ノ沈重ヲ取ルナリ、

〔樂家錄 二 神樂曲說〕笏拍子 附擊法

擊法、以平齊方與割口相擊之、(但左手者、割口爲前、圓方爲向、右手者、割口爲左、圓方爲右擊之也、)蓋左右共以橫廣方爲上、以狹方爲下、而及擊之、則不別笏本分末、故其形如鳥啄擊之也、(笏拍子、一本記合々木々、)

〔教訓抄 九〕拍子

抑行道之時、銅拍子ノ次立也、又舞師之役、勤仕之時、持此拍子追出テ、舞臺ノ際ニ居テ取拍子也、(神樂、催馬樂、東遊等ノ拍子ヲバ、笏拍子ト云也、)

〔延喜式 二十八隼人〕凡踐祚大嘗日、分陣應天門左右、其群官初入發吠、悠紀入官人幷彈琴、吹笛、擊百子、拍手、歌儛人等、(彈琴二人、吹笛一人、擊百子四人、拍手二人、歌二人、儛二人、)從興禮門參入御在所屛外、北向立奏風俗歌儛、主基入亦准此、

〔紫式部日記〕四條大納言(○公任)はうしとり、頭辨びは、ことは經孝朝臣、左の宰相中將さうのふえと

ぞ、そうでうのころにて、あなたうと、次にむまろ田、このとのなどうたふ、ごくの物は、とりのはきうをあそぶ、とのざにても、てうしなどをふく、歌にはうしうちたがへく、とがめらる、いせのうみにてありし、

〔御遊抄上本〕清暑堂御神樂
○按ズルニ、阿名尊、席田、此殿、負刀自女、伊勢海、ミナ催馬樂ノ曲名ナリ、

三條院寬弘九年十一月廿四日丁巳
拍子權大納言公任○中略

後朱雀院長元九年十一月十九日癸巳○中略
輕服人也
拍子權大納言賴宗
末拍子前播磨守濟時朝臣○中略

後三條院治曆四年十一月廿四日癸巳
拍子權大納言民部卿俊家○中略

堀河院寬治元年十一月廿二日己巳十四日攝政師實拍子合有レ之、
拍子權大納言經信○中略

鳥羽院天仁元年十一月廿三日己巳
拍子權中納言宗通

〔御遊抄上末〕朝覲行幸
延久二二廿六、幸二同院一、(閑院)御記陽明門院御在所
舞五番、次御遊、

拍子民部卿俊家○中略

同○寛治三年正十一、幸レ院、匡房卿記

御元服已後始度御年十二

大炊殿舞

拍子匡房卿記、公定卿取レ之云々、時範季仲卿等記、政長朝臣取二拍子一云々、爲房卿記、政長朝臣等唱歌云々、○中略

同○長治二正五、幸二大炊殿一、東宮同行啓中右記

拍子○右大辨宗忠中略

同○保延三年正四、二條殿、忠教卿記

舞五番

拍子○大納言實能中略

同四年正二、小六條、

舞四番

拍子藤中納言宗能

同○久安三年正二、幸二四條殿一、九條相國記

舞五番　形時卿記

拍子○權大納言伊通中略

御賀

康和四三九、白河院五十御賀試樂、

拍子○右大辨宰相宗忠中略

山槐記云、笛管叢入二笛筆集一也、拍子雖レ入、頭辨令レ取レ之、以レ笏用之例也云々、○中略

雜載

應保二正十、幸東三條、宗家卿記

內大臣殿令取拍子給也、

〔古事談 一 王道后宮〕後一條院御時、淸暑堂御神樂、公任卿可取拍子ニテアリケルニ、臨時齊信卿ノ上ニ被座タリケルニ、笏ヲサシヤリテ氣色計讓由ヲセラレケルニ、ヤガテ笏ヲトリテ被取拍子云云、公任アヘナク思テ始終聞ニ一失ナケレバ、コト畢テ後イツヨリ此事ハ御沙汰候ヤト問ケレバ、是マデハ公事ナレバ習テ候也ト被答云云、

〔江家次第 十一 十二月〕內侍所御神樂事

次人長退、人々皆著座、次衞府召人著座、次神樂、各借陪從五位笏二枚打之、

〔西大寺資財帳〕樂器衣服第六

唐樂器一具○中略

百子一連由○師○木○破

百子六連並案 納黃袷袋○中略

唐樂器○中略

高麗樂器一具○中略

百子一連滅紫木文破○中略

寶龜十一年十二月廿五日

○按ズルニ、倭名類聚抄ニ、四聲字苑云、柞音作由之木名、堪作梳也ト、由師木、今俗ニユスニ誤リ、關東ニハ、イスト呼ブ、又案ハ棠ノ字ノ誤寫ナラン、

〔體源抄 十下〕伽陀ニハ、拍子ヲ打ベキナリ、私云、當時一向ニ人不知事也、改テ可沙汰事如何、雖然古人筆跡不可疑之、

編木

○

〔伊呂波字類抄 佐雜物〕筑○サヽラ　編木同上

〔壒嚢抄 一〕小兒ノ翫物ノ中ニサヽラ、コキリコナド、其字如何、サヽラトハ編竹ト書キ、或編木ト書ク、筑子コキリコ也、

〔新撰類聚往來 上〕其樂器名者○中略　髮(ビンサヽラ)○櫼○　高脚(タカアシ)　扇笠(アヤイガサ)

〔和爾雅 五器用〕拍板(ビムザヽラ)此云拍子、捺纍、樂句、並同、

〔倭名類聚抄 四鐘鼓〕拍子○中略　蔣魴切韻云、拍(普伯反、拍子、俗云百○○師)打也、拍○板○樂器名也、

〔箋注倭名類聚抄 六音樂具〕拍打也、是單拍字義、拍版二字連文、始訓樂器、此當删打也二字、○中略　今俗呼昆牟佐々良者蓋是、

〔文獻通考 百三十九樂考〕大拍版　小拍版　拍版、長闊如手重、大者九版、小者六版、以韋編之、胡部以爲樂節、蓋以代抃也、(抃擊其節也、情發於中、手抃足蹈、抃者因其聲以節舞、龜茲部、伎人彈指爲歌舞之節、亦抃之意也、○中略)　宋朝敎坊所用、六版長寸、上銳薄而下圜厚、以檀若桑木爲之、豈亦柷敔之變體歟、

〔淵鑑類函 百九十一樂〕拍版

陳氏樂書曰、宋優伶舞大曲、前緩疊不舞、至入破衆樂合作、句拍益急、舞者入場、投節制容、故有催拍歇拍之異、

野記曰、晉魏之代、有宋纖善擊節、以木拍板代之、拍板始此、○中略　唐段安節樂府雜錄曰、拍板本無譜、明皇遣黃幡綽造譜、乃於紙上畫兩耳以進、上問其故、對曰、但能聽聽、則無失其節奏也、

〔田樂法師由來之事〕頻坐左羅(ビンザヽラ)圖○略　惣長サ三尺五寸、左右ノ持ツ處、長サ五寸七分、葉ノ長サ二寸五分、五色ニ彩色セリ、

〔榮花物語 十九御裳着〕かくて賀茂のまつりなどもすぎて、五月(○治安三年)になりぬ、大宮(○後一條母后藤原彰子)つち

みかど殿におはしませば、殿〇藤原道長なにわざをして御覽せさせんと覺しめして、〇中略又でむがくといひて、あやしき樣なるつゞみこしにゆひつけて、笛ふき、佐々良といふ物つき、さま〴〵の舞、あやしの男ども歌うたひ、〇下略

〔古事談〕一王道后宮永長元年大田樂ノ事、或人記云、七月十二日、〇中略今日殿上人參田樂事、卅餘人云云、〇中略前兵衞佐長忠朝臣、右少辨時範、民部大輔行信、治部大輔敦兼、佐々頁

〇按ズルニ、田樂篇ニ、七十一番歌合ノ田樂法師ノ編木ヲ持テル圖ヲ載セタリ、參看スベシ、

〔謠曲〕花月

同 加樣に狂ひめぐりて、心みだるゝこのさゝら、さらさらさらとすつてはうたひまふてはかぞへ、山々嶺々里々をめぐり〳〵てあの僧に、おひ奉るうれしさよ、

〔壒囊抄〕一小兒ノ翫物ノ中ニサヽラ、コキリコナド、其字如何、〇中略筑子、コキリコ也、

〔柳亭筆記〕上あや竹 綾織

コキリコは小キ竹管、是も放家師なんどが手に弄し、拍子を取、うちあげなんどしたる物なり、

〔嬉遊笑覽〕四雜伎職人盡の歌に、月みつゝうたふはうかのこきりこの竹の夜聲のすみ渡る哉、こきりこは壒囊抄小兒翫物字の內に、さゝらとは編竹と書、或は編木と書く、筑子はこきりこ也とあり、筑は樂器にあり、〇中略その名義は小切子(コキリコ)なるべし、子も小の義なれば、重語なるに似たれども、竹にまれ、木にまれ、小さく切たるが切子といふは、物の名にして體語なり、小は形をいふ用語なれば也、又はさまでもあらず、たゞ其打鳴す音をもて名付たるも知べからず、貞德が油滓に、お恐れながら入てこそみれ、こきり子を主の踊りにうけ取て、懷子十吳竹のふしなき中は慰みて君こきりこをうつゝなの我、〇重頼古今夷曲集はやしぬる踊の庭に燈籠をともして持もこきりこぞかし、〇中略こきりこは指先にて廻しもし、又打鳴らし手玉につかひ、さま〴〵曲をなす、その竹

四ッ竹

の中に赤小豆など入る、風俗文選、毛紈が揚揮豆賦に、赤小豆どのゝ、能には云々、あや織の竹にからめきとある是なり、あやおりはこきりこにてする曲なり、○中略今はあやおり竹を略してあや竹といふ、

〔嬉遊笑覧六上音曲〕四ッ竹、此器は今もいと賤きものにて、誰もその始など尋ぬるものもあらじ、其起りは承應元年、その頃長崎より一平次といへる男來て、四ッ竹といふ事を、始て手拍子に打、世に此を持はやしたりと、西鶴が大鑑にみゆ、犬うつ童までも玩しかども、貴人の御手に觸らるゝ物にはあらずといへり、○中略中山聘使略に、相思竹ヨツダケとありて、圖を載せ、傳へ聞琉球にて是をならしながら踊ることありといへり、是又清俗に倣ひしものなるべし、彼國の南京繪に、女の手にこれを握り鳴して踊るさま、畫きたるもの有り、漢土にては歌板といへる物是ならむ、秋坪新語八蘇州に一乞人詩を賦して死す、官拾屍得其所書、乃七律一章曰、心性從來似野牛、偶携竹杖過江頭、鉢鑑帶露宿殘月、歌板迎風唱晩秋、兩脚踢開塵世事、一身歷盡古今愁、從今不倚人門戸、猰犬何勞吠不休、官憐之爲具棺斂、葬之義塚、立石表其事、かく乞丐などの業にて賤きものなれども、樂家に用る芴びやうしも、雅俗はことなれど、其用は同じ、輟耕錄十二南方或謂折花曰拗花、唐元微之詩、試問酒旗歌板地、今朝誰是拗花人、また古杭夢遊錄宋耐得翁に、舊教坊用るところ色部のことをいふ内に、策部大鼓部云々、方響色歌板色などあり、この教坊は紹興十一年、省よりこれを廢すと云り、故に舊といへるなり、金瓶梅廿四回一般兒四個、家樂在傍、搊箏歌板、彈唱燈詞、西門慶が家僮女四人歌曲を唱ふる所また因樹屋書影、先大人常作觀宅四十吉祥相、有益於世道人心云々、不在席上接優人、曲不以筋拌足代爲擊板、その小註に擊板接曲去優人幾希、これらは板を筋などにて擊、拍子をとると見えたり、おもふに歌板にも種々の製ある歟、こゝにてもさゝら、あや竹などのごとく用ひて、拍子をとる、二代男貞享元年枕踊、四ッ竹の拍子に合せて、其頃の時花うた、唐人の戀するはきつくりきつちやな

んど丶わけもなき事のみ云々、又比丘尼が四ッ竹をうちしこと、一代男、貞享年板二耳かしましき四ッ竹、小比丘尼が定りての一升びしやく勸進といふ聲も引きらず、はやりぶしをうたひ云々あり、これはあや竹を四ッ竹にかへたるなり、古き畫に比丘尼二人むかひて、各右の手に竹を持、左は空手にて膝を打ところあり、丹前能、五伊勢の處、びくにあやをりといへる是なり、

〔柳亭筆記二〕四ッ竹

此二書〇男色大鑑、人倫訓蒙圖彙、とも、長崎よりはじまりしと書きたり、按に漢土より傳へしもの歟、清朝よりわたりし印行の繪に、美人の四ッ竹を拍つさまを畫たるを、亡友大浪が家にをさむ、そのかたち本朝にもちふる物におなじ、西鶴が記しゝ如く承應の頃よりはじまりしや、古き冊子には見えず、

江戸三吟延寶六年の春の吟なり

音樂の鼓弓三味線あひの山　信德

四ッ竹躁ぐ竹の都路　桃青

姉そへて御伽比丘尼の行事も　信章

是延寶六年の春の吟なり、桃青は相の山をうたふ三線に、四ッ竹を附け、信章は四ッ竹に歌比丘尼を附けたり、〇中略又おなじ頃延寶をさす小西似春が撰し俳諧芝肴、

樊蠢と見しは乞食なりけり　集和印本如斯、樊ハ范ノ誤リカ、

美女獨四ッ竹うちに出たゝせ　仙風〇中略

再按に好色二代男、貞享元年印本、西鶴作、大坂新町の事をいへる條に、女郎交りの枕踊、四ッ竹の拍子に合て其頃の花遣歌、唐人の戀するは、きつくりきつちやなんどと、分もなき事にのみ云々とあり、是に大鑑を合せ見れば、昔は乞食ばかりの拍ちしものにはあるべからず、

〔男色大鑑五〕思ひの燒付は火打石賣

反鼻

承應元年秋の夜の曇影を失ひ、物の淋しき折ふし、ある御所方の南おもてに、宵の程は笙を吹かせられけるが、更て御慰かはりぬ、其頃長崎より一平次といへる男來て、四竹と云事を初て、手拍子犬うつ童子迄、世に是を時花(ハヤラ)かし、貴人の御手にふれらるゝ、物にはあらず、鳴音しづめてひとりの仰せられけるは、○下略

〔人倫訓蒙圖彙 七〕四ッ竹　長崎の一平治といふ者しはじめ、有得なるものにてありしが、藝は身をたすけぬ籠のうづらとやらんにて、四つ竹ゆへに大坂にのぼり、芝居はられたり、

〔聲曲類纂 五〕四ッ竹節、○中略　今も四ッ竹節の小唄とて殘れり

〔歌舞品目 三 八音紀原〕反鼻 木モテ造リタル、節ヲ撃ツ具ナリ、(中略)嘗テ土佐家ノ舞樂ノ古圖ヲ目撃セシニ、ゲニモコノ記(龍鳴抄)ニタガハズ、左手ニ反鼻ヲ執リ、右手ニ小枝ヲモチテ、コレヲ撃ツノ圖ナリキ、

〔江家次第 八 七月〕相撲召合

次左右各舞隨時大曲各一左蘇合、右新鳥蘇、○中略
不論左右、官人並舞人、相撲長爲垣代、打扇皮

〔龍鳴抄 下 盤渉調〕青海波せかいは○中略　いづるさほう、てうしふゐて、輪臺吹いづるに、青海波さうゑうさきにいではるかにまわる、そのゑりに、左右のまひ人、關白殿、左右大將の御隨身、反鼻をもちてまわる、へんびといふは、木してつくりたるともゑに、ばちをぐしたり、かいひしろにて、それを拍子にうつなり、

〔教訓抄 三〕輪臺○中略

垣代四十人之内序四人、破二人、左右舞人、關白左右大將御隨身、瀧口、北面、各取反尾、但序破舞人不取之、輪臺青海波近代作法者、先笙篳篥吹調子、○中略　次ニ左右舞人交立、序四人之外、舞人皆反尾ヲ取、右廉突　右手ニテ取テ、フトコロニ入テ違打也、次青海波、上手違肘打也、次關白、左右大將、御隨身立、各弓ヲ立テ反尾ヲ取　禁中ニテハ瀧口

柷敔

立、弓置、反尾取次第、如先、〇下略

〔寶石類書 二十四 音樂〕辻家記云、青海波、舞人之外垣代人、皆懷反鼻、立定取出持之、其舞人唱歌、垣代只拍子之間、每大鼓壹打反鼻、青海波舞畢、又懷之、

〔殘夜抄〕打物の事、うち物おほかれど、この朝にのこる所、〇中略反鼻、笏拍子、方磬、おほやうこれらに過まじ、

〔歌儛品目 三 八音 柷原〕木類二種、〇中略亡者一種、反鼻

〔口遊 音樂〕逼鼻胡童子 有韓

〔拾芥抄 上末 音樂〕高麗壹越調 逼鼻胡德

〇按ズルニ、信西入道古樂圖ニハ、返鼻胡童ト書キテ、四人舞ノ圖アリ、蓋シ反鼻ヲ擊チテ節ヲ爲スナラン、

〔教訓抄 九〕柷。敔。 謂之魚鼓。 樂器也、柷音昌六反、敔音語、

通憲云、或云、獻也皆有禮以。樂敔差云云、樂ノ終リ頭ヲ叩テ鼓之、表他調云々、一說用魚形云々、

與福寺常樂會後日用之、世人柷敔ト不謂也、尾張國熱田明神御料、作魚形云々、

〔爾雅註疏 五 釋樂〕所以鼓柷謂之止、註、柷如漆桶、方二尺四寸、深一尺八寸、中有椎柄、連底挏之、令左右擊、止者其椎名、柷昌六切 所以鼓敔謂之籈、註、敔如伏虎、背上有二十七鉏鋙刻、以木長尺櫟之、籈者其名、籈音眞

〔文獻通考 百三十九 樂考〕柷 控擊 敔 楬戞 籈 止 柷、敔、不知誰所造、樂記云、聖人作爲椌楬、謂柷敔也、椌苦江反、楬苦八反、柷如漆桶、方二尺四寸、深一尺八寸、中有椎柄、連底、旁開孔、內手於中擊之以舉樂、敔狀如伏虎、背上有二十七鉏鋙、碎竹以擊其首、而逆戞之、以止樂、

〔尙書註疏 五 益稷〕下管鼗鼓合止柷敔、(中略)柷如漆桶、中有椎柄、動而擊其旁也、敔狀如伏虎、背上有刻、戞之以爲聲也、樂之初、擊柷以作之、樂之將末、戞敔以止之、〇下略

略

〔教訓抄 四〕河南浦 拍子十六 新樂

抑此舞者、興福寺常樂會第二日、十六日法華會、忠算法師之時、始テ爲奉請尾張國熱田大神被制行法會也、○中略中門ニ草墪居テ、其梲置、其上ニ敔置、其姿二樣云、魚形虎形、于時役人面ヲ著テ進出テ、此魚形ヲ取テ袖ク丶ミ、隨テ大鼓拍子ニ舞、先北方、次東方、次西方、則チ加三度拍子、舞終テ魚ヲ置、○註略魚ヲ作ル、其時ニ著テ二舞咲面、舞者一人出テ、謂之蔘摺、雞婁ヲ懸頭、以大鼓桴、是摺リ舞之、此間、魚ノ尾幷ニセボ子ヲ蔘摺リ侍テ、蔘ニヒタシテ心ロ見ル由ヲシテ、骨ヲ立タルヨシヲシテ、ム子ヲ打ツ、于時兩役人退ゾキ入リヌレバ止樂ヲ、

〔體源抄 八末〕木屬梲敔 上呂大切、或梲音昌六反、敔音語、又作梧、又名魚鼓、○中略

樂ノ首尾叩テ打之

又云、欲樂之終時、敔ヲカキテ樂ヲトヾムト云々、

又云、背上ニ廿四ノ齒アリ、表廿四氣、齒ノ上ニ有音ト云々、

又云、敔獸ハ貘ナリ、大國ノ習、天神之爲ニ、是ヲ切テ供スル也、○中略

或云、樂ノ首尾叩テ打之鼓也、又謂之魚鼓

通憲云、興福寺常樂會式ニ、難義二アリ、一ニハ打敔之節是ナリ、二ニハ猿笛ト云云、委旨彼段ニアリ、

或書云ク、用魚鼓云々、今常樂會ノ次日鼓之、表法會樂終成、欲成入調歟、而今此子細ヲ不知輩、熱田明神ノ爲ニ作魚云云、

奏河南浦音聲、則作魚加拍子、今在此寺、蔘摺一人舞著二舞面、但咲面ナリ、

蔘摺ト云ハ鯉ヲ切テ膾ニ作テ食由ノ時、蔘摺読ヲスルナリ、

〔殘夜抄〕樂器には八の𛀙なあり、〈中略〉木、一には柷敔、これ又𛀙らず、たゞすべて拍子のるいの物か、〈下略〉

古事類苑

樂舞部三十五

樂舞雜載

樂舞ニ關スル事ニシテ、特ニ一篇ト爲スニ足ラザルモノヲ集メテ、樂舞雜載篇トス、

傀儡ハクヾツト稱ス、歌ヲ謠ヒテ人形ヲ舞ハスヲ謂フナリ、初メ遊女ノ弄ブ所ナリシガ、後ニハ男子ノ專業トナレリ、弄丸(タマトリ)ノ類ニハ、弄鈴(スヾトリ)、弄刀、弄槍、弄枕等アリ、此等ヲ總稱シテ品玉(シナダマ)ト云フ、呪師ハジュシト云ヒ、又ノロンジトモ云フ、呪咀シテ幻術ヲ施スノ謂ナラン、放下ハ今ノ手品ノ類ニシテ、透撞ハ蓋シ後ノ輕業ヲ謂フナラン、

〔倭名類聚抄 四雜藝具〕傀儡子　唐韻云、傀儡(賄磊二音、和名久々豆、)樂人之所弄也、顏氏家訓云、名傀儡子爲郭禿、

〔箋注倭名類聚抄 二雜藝具〕廣韻云、傀、俗作傀儡字也、又云、儡、傀儡戲、與此不同、按通典云、窟礧子、又曰魁礧子、作偶人以戲、善歌舞、舊唐書音樂志載同、蓋依杜氏也、傀儡卽魁礧、則云樂人所弄、蓋謂是也、又按魁礧疊韻爲名、故或名窟礧、則知傀卽魁字、省斗從人者、與傀偉字不同、(中略)○所引書證篇文、○(顏氏家訓)樂府雜錄云、傀儡子、自昔傳云、起於漢祖在平城爲冒頓所圍、其城一面、卽冒頓妻閼氏兵、強於三面、壘中絕食、陳平訪知閼氏妬忌、卽造木偶人、運機關、舞於陴間、閼氏望見、謂是生人、慮下其城冒頓必納妓女、遂退軍、史家但云、陳平以秘計免、蓋鄙其策下、爾後樂家翻爲戲、其引歌舞、有郭郞者、髮正禿、善優笑、閭里呼爲郭郞、凡戲場必在俳兒之首也、搜神記云、漢時京師賓婚嘉會、皆作魁櫑、酒酣之後、續以挽歌、魁櫑喪家之樂、挽歌執紼相偶和之者、

〔類聚名義抄 一人〕𠌃儡 賄𠌃二音 クヽツ　傀儡師 クヾツマハシ

〔伊呂波字類抄 久人倫〕傀儡子 クヽツ　郭禿 同

〔新猿樂記〕予廿餘年以還歷二覽東西二京一、今夜猿樂見物許之見事者、於二古今一未レ有、就レ中○中略 傀儡子、

〔貞丈雜記 二人品〕一個儡師と云ふも遊女也、個儡はくヾつとよみて、人形の事也、歌をうたひ、人形をまはす物也、今は男のする事に成たる也、

〔賤者考〕萬葉集八にも遊行女婦とあり、十八巻なる遊行女さふる子、又土師、十九に蒲生など、皆遊行女なり、後撰集、大和物語などに見えたる鳥飼の立野は、大江玉淵が女なり、同集の檜垣、撰集抄に見えたる室積の長なども同じ、さてくヾつといふも同じさまながら、傀儡をまはして、輿をそへたるが、一轉して珍らしともてはやしけるより、又一種の如くなりたるなり、詞花集にくヾつなびき、新續古今集にくヾつ阿古侍從と見え、散木集などにも、くヾつのことあり、くヾといふ葛蘽の繩は、つよくしてきれざる故に、傀儡につけて、此綱をひきて舞はすより、やがてくヾつといひ、文字をもあてたるなり、必竟俗にいはヾ人形つかひといふ事なり、後は此わざ男に轉じて、傀儡師となり、又一轉して淨るりにあはせてあやつりといひ、又轉じて釣人形などいふわざも出來たり、遊女傀儡ともに、其はじめこそ前にいふ如くなりけれ、後には藝はたヾいさゝか名のみにて、けいせいやほちとかはらぬ如くにもなりて、枕席をも專とせしもあるべし、○中略 前にいふ傀儡師の類は、もとは女の傀儡と業はひとしけれど、女は色をひさぐよりして、その方にうつれり、後はいたくかはりて、あやつり人形とも轉じて後も、又それとも別にて、いとをこなる人形を、首にかけてつかふ者をさいへり、俗に首かけ芝居ともいふ これらはいかなる由にか、津國西宮の支配をうけて、世に夷下などいひて、賤しまるゝ者なり、此夷下といふゆゑ、くさ〴〵あるよし、何となるか、他日見あてゝ注すべし、彫與次郎などいふも此類か、浪花わたりのあやつり師も、此令なうくるかしらず、淡路國に一座ありて、諸國をもあやつり戯場とてする者も、此屬な

るよしなり、

〔秇苑日五〕百戲

傀儡或作魁礧魁儡、（此云加喇苦黎人形）亦曰傀儡子、曰窟礧子、有懸絲傀儡、或作牽絲傀儡、又謂之提傀儡、（此云絲加喇苦黎）有枝頭傀儡、（此云追加伊人形）有水傀儡、又謂之水儡、或謂之水飾、（此云水加喇苦黎○中略）

事物紀原曰、世傳、傀儡起於漢高祖平城之圍、用陳平計、刻木爲美人、立之城上、以詐冒頓閼氏、後人因此爲傀儡、按前漢高紀七年注應劭曰、平使畫工圖美女、遣閼氏、而無刻木事、今按列子記、周穆王時、巧人有偃師者、爲木人、能歌舞、王與盛姬觀之、舞既終、木人瞬目以手招王左右、王怒欲殺偃師、偃師懼壞之、皆丹墨膠漆之所爲也、此疑傀儡之始矣、秦漢有魚龍曼衍之戲、其事亦粗見唐李商隱宮詞、曰不須看盡魚龍戲、發遣君王怒偃師、是以通典曰窟礧子、亦曰魁礧、作偶人以戲、善歌舞、審此知其偃師之遺事也、一云、本喪樂、漢末始設之嘉會、不知何以爲喪樂、風俗通曰、漢靈帝時、京師賓昏嘉會皆作魁礧、梁散樂亦有之、北晉後主高緯、尤所好也、顏子家訓云、古有禿人、姓郭好諧謔、今傀儡郭郎子是也、

〔朝野群載三文筆〕傀儡子記　帥江納言（○大江匡房）

傀儡子者、無定居、無當家、（○中略）男則便弓馬、以狩獵爲事、或跳雙弄七丸、或舞木人、闘桃梗、能生人之態、殆近魚龍曼蜒之戲、變沙石爲金錢、化草木爲鳥獸、能□人目、（○下略）

〔今昔物語二十八〕伊豆守小野五友目代語第廿七

今昔、小野ノ五友ト云フ者有ケリ、外記ノ巡ニテ伊豆ノ守ニ成タリケリ、其レガ伊豆ノ守ニテ國ニ有ケル間、目代ノ無カリケレバ、東西ニ目代ニ可仕キ者ヤ有ルト、求サセケルニ、人有テ云ク、駿河ノ國ニナム、才賢ク辨ヘ有テ、手ナド吉ク書ク者ハ有ト告ケレバ、守此レヲ聞テ糸吉キ事ナヽリト云テ、態ト使ヲ遣テ迎ヘ將來タリケリ、守見レバ年六十許ノ男ノ、大キニ太リテ宿德氣也、（○中）

略其ノ後國ノ目代トシテ、万ノ事ヲ知セテ引付テ仕ケルニ、二三年許ニ成ヌレドモ、露守ノ氣色ニ違ヌル心バヘ不見エズ、只万ノ事ヲ直ク定メテ居タリケリ、〇中略而ル間、此ノ目代、守ノ前ニ居テ文書共多ク取散シテ、亦下文共ヲ書セ、其レニ印指スル程ニ、傀儡子ノ者共多ク館ニ來テ、守ノ前ニ並居テ歌ヲ詠ヒ、笛ヲ吹キ、謎ク遊ブニ、守モ此レヲ聞クニ、我ガ心地ニモ極クスヾロハシク謎ク思エケルニ、此ノ目代ノ印ヲ指スヲ見レバ、前ニハ糸吉ク指ツル者ノ、此ノ傀儡子共ノ吹キ詠フ拍子ニ隨テ、三度拍子ニ印ヲ指ヌ、守此レヲ見ルニ恠シト思テ護ル程ニ、目代臘宿德氣ナル者ヲ、亦三度拍子ニ指ス、傀儡子共其氣色ヲ見テ、詠ヒ吹キ叩キ增テ急ニ詠ヒ早ス、其ノ時ニ此ノ目代太ク辛ピタル音ヲ打出シテ、傀儡子ノ歌ニ加ヘテ詠フ、守奇異ク此ハ何ニト思フ程ニ、目代印ヲ指々ス、昔ノ事ノ難忘リト云テ、俄ニ立走テ乙ケレバ、傀儡子共彌ヨ詠ヒ早シケリ、館ノ者共此レヲ見テ、興ジ咲テ喤ケル程ニ、目代耻テ印ヲ投棄テ立走テ逃ヌレバ、守比ノ事ヲ怪ガリテ、傀儡子共ニ此ハ何ナル事ゾト問ケレバ、傀儡子共ノ云ク、此ノ人ハ古ヘ若ク侍リシ時、傀儡子ヲナム仕リ候ヒシ、其レガ手ナドヲ書キ、文ヲ讀テ今ハ傀儡子ヲモ不仕デ、此ノ樣ニ罷成テ、此ノ國ノ御目代ニテナム候フト承ハリテ、若シ昔ノ心バヘ不失ズモヤ候フト思給テ、實ニハ御前ニ罷出テハ早シ候ヒツル也ト云ケレバ、守實ニ印ヲ指シ肩ヲ指ツル氣色、然カ見ツル事トナム答ヘケル、館ノ者共ハ、此ノ目代ノ立走テ乙ケルヲ見テハ、傀儡子共ノ此ク吹キ詠ヒ遊ガ、謎サニ不堪シテ、立テ乙ルナルベシ、然レバ然樣ノ物興ジ可爲キ氣色モ無カリツル人ノ、ナド思ヒ云ケル程ニ、傀儡子共ノ此ク云フヲ聞テナム、然バ此ノ人ハ本傀儡子ニテ有ケリトハ知ケル、其ノ後ハ館ノ人モ國ノ人モ、傀儡子目代トナム付テ咲ケル、少シ思エ下ニケレドモ、守糸惜ガリテ尙仕ヒケリ、然レバ一國ノ目代ニ成テ、思ヒ忘タル事ナレドモ、尙其ノ心不失シテ然カ有ケム、其レハ傀儡神ト云フ物ノ、狂カシケルナメリトゾ、人云ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

南水漫遊拾遺〔一〕淨瑠璃濫觴

淡路座秘書に云、西宮に道薰といふ人、御神の御心をなぐさめけると、是より海上波風靜にして、獵舟多くの魚を得る事久し、時に道薰しばらくいたみて身まかりければ、また風起り波高ふして、猶更獵もなかりしかば、百太夫といふ人、人形を作りて、神の御前なる箱のかたはらに身をひそめ、人形を以て我は道薰なり、尊の御機嫌を窺はん爲參りたりとて、御心をなぐさめける、是よりまた波風靜りて、獵もありけるとなり、其後時の帝此事を聞し召れ、禁庭の政に出勤すべきよし勅諚有けるゆへ、百太夫都に登りて此儀をつとむ、是によつて、

大日本者神國故、以慰神慮者、爲諸伎藝首、

かくのごとき號を下され、諸國諸社の神いさめの事勅免ありしより、胸に箱をかけ、人形を以て神をいさめしなり、是傀儡師の始也、百太夫は諸國を巡りて、淡州三原郡三條村といふ所にて、身まかりけるに、何某の四人、百太夫に傀儡師の業を習ひて、此後傀儡のわざをなせり、是淡路座操の權輿なり、右淡路座の操凡四十餘座あり、當時諸國へ聞へて名高きは、上村日向掾を最上とす往來帶刀御免にして、芝居の表口に、大日本諸藝首といふ額を懸る、

傀儡師唱歌

伊吹山おろしサア、不破の關守ハンヤ、戶ざゝぬ御代こそ、目出度けれ、

戀しきヤレ、おもひサア、ふるさと近づき、山城の井出の里ハアゴザレ〳〵、たうからゴザレ、朝の嵐に誘はれござれサンヤ、ぼんちはくゞりやうてくゞるかたく、門やはたそがれ時よハア、脊戶は八重垣、大戶はくゞり、明てたもれば閨洩る月よハア、五郞左衞門が心が、こゝろうかれてくる〳〵や、ヒヨックリヒヨックリ〳〵、ヒヨイトサンチ、目出度イナ、

近世寬延寶曆の頃迄、西の宮より傀儡師來りしが、今は絕て見へず、當時の首かけ芝居といふも

の其類ひなるべし、

〔塵塚談上〕傀儡師を江戸の方言に山ねこといふ、人形まはし也、一人して小袖櫃のやうの箱に、人形を入、背負て、手に腰鼓をたゝきながら歩行なり、小童其音を聞て呼入、人形を歌舞せしめ遊觀す、淨瑠璃は義太夫ぶしにして三絃はなく、蘆屋道滿の葛葉の段時頼記の雪の段の類を、語りながら人形を舞し、だん〳〵好みも終り、是切といふ所に至りて、山ねこといふ鼬のごときものを出して、チヽクワイ〳〵とわめきて仕舞なり、我等〇小川顯道元文二年生十四五歳比までは、一ケ月に七八度ヅヽ來りしが、今は絕てなし、

〔老人雜話上〕秀頼伏見より上洛毎に、御幸町通を來る、挾箱の大さなる箱に、人形のあやつり有て、錢を入るれば轉倒するを、毎々步行の者負て輿の先に行く、其時獨眼の正宗、御幸町にて奪て取り、負て輿の先に行きけるとぞ、

〔奧羽永慶軍記三十五〕南部利直再攻岩崎城事

山王海太郎大手ノ矢倉ニ上リ、高聲ニ言ケルハ、イカニ利直、日來御身傀儡ヲ好メバ、コレヲ御覽候得テ、長陣ノ鬱氣ヲ散ゼラレ候得ト、木ヲ刻ミ糸ヲ引テ老翁ヲ作リ、鷄皮鶴髮眞トホシト戲レ、人形ヲ一ツ取出シテ、拍子取テ舞シツヽ、合戰ハ是トハ相違候ハント、同音ニゾ笑ヒケル、利直遙ニ見給ヒテ、何事也ト問給フ、城近ク備ヘシ者共、シカ〳〵ノ次第ト申ケル、利直聞給ヒテ、ニクキ山王海ガ振舞カナ、是偏ニ陣屋ノ組ノ者ノ不覺ナリ、此者ハ大萱生ガ陣組ニテ、小屋敷修理ガ同陣ナレバ、小屋敷不審ヲ蒙リタリ、小屋敷油斷故ニ、此者ヲ逃セシ事安カラズ思ヒケレバ、是非山王海ヲ討トラント思ヒツヽ、大萱生ニ申ケルハ、先程ノ人形ヲ今一度御望候ラヘ、山王海出候ハバ、鐵炮ニテ討取候ハントイフ、大萱　心得タリト、郎等ヲ出シ、最前ノ傀儡、去トテハ面白シ、誰人ニ渡ラセ給フゾ、今一度見物仕タウ候ト大音ニテ呼セケリ、山王海心得タリトイフマヽニ、人形

品玉

ヲ以テ、何レモ拍サレ候ヘト、矢倉ノ上ニ顯レタリ、元來小屋敷チラヒ居タル事ナレバ、鐵炮ヲ取直シドウト打、無慙ヤナ山王海太郎只中ヲ討ヌカレ、二言ニモ及バズ、彼所ニカツハト倒レ死ス、

〔運歩色葉集〕志 品玉

〔易林本節用集〕器財之 弄玉(シナダマ)

〔書言字考節用集〕器財七 弄丸(シナダマ)見魏都賦文選 弄玉 同俗字

〔新猿樂記〕予廿餘年以還歷觀東西二京、今夜猿樂見物許之見事者、於古今未有、就中〇中略 品玉、輪鼓八玉、〇下略

〔倭訓栞〕中編十志 しなだま 新猿樂記に品玉と書り、魏都賦にいふ弄丸、是也、

〔賤者考〕田樂〇中略 それより轉じて今世の放下師、〇中略 註品玉綾織これもと刀玉といひたるものなり〇中略 など、此變態殊に多くあり、

〔和漢三才圖會〕藝能十六 弄丸 俗云綾織〇中略

按、以長尺許形如綾卷絹者七八本雜之、或豆、或鈴、或小鞠、或磁盌等投于空、和童謠弄之、百中一不失、或登竿頭、任竹欹撓、亦能弄之、

〔柳亭筆記〕上 あや竹 綾織

和名抄弄玉(たまとり)注 弄鈴(すゞとり)、新申樂記品玉、八ツ玉、文安中樂記刀玉、などあるは、田樂放家師の類の者が、刀にもあれ鈴にもあれ、うちあげて手玉にとりしなり、是等に類してちかくは綾竹といふものあり、コギリコより出たるもの歟、コギリコの事下にいふべし古くは三線の拍子に拍合せしものなり、竹齋物語寛永中書花見の事をいふ條に、又ある方を見てあれば、遊女遊君あつまりて、若き人々打交り、しやみせん胡弓にあや竹や、調べそへたる其中に云々とあり、さて此物後には拍子を取る事をば要とせず、彼玉とり、刀玉のさまに、いくつも〱うちあげて手に取ル曲を専とするより、放家師の業

弄丸
弄鈴
弄刀

となり、綾織とも又略て綾とのみもいひしなり、人倫訓蒙圖彙に放家師の圖を載て、綾織、かれが名をいふにや、あらず二ッ三ッ四ッ竹を以て、上下へあげおろす手品をいふなり、其意は機を織に横糸を通す時、竪糸上下なり、今此業よく似たるをもつてあや織といふなり、此說によればあや竹は手玉に取ゆゑの名也、此冊子は元祿三年印本にて、さまでに古からねど、語釋の見えたる故まづこゝにあぐ、以下は放家師又袖乞の類が、かの綾竹の曲をなし、種々、

江戸八百韵延寶八年印本　乞食して月の桂をうたひ行　言水

綾竹空に嵐吹秋　信德

按に、はじめにもいふ如く、綾竹はコギリコの類なり、コギリコは小き竹管、是も放家師なんどが手に弄し拍子を取、うちあげなんどゑたる物なり、七十一番職人歌合にその圖を載て、月見つゝうたうはうかのこぎりこの竹の夜ごゑのすみわたるかな、といふ歌あり、是によりての句なる事明なり、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕ゑな玉、新猿樂記、唐術品玉云々、油渣に、にぎりこぶしにちかきたつふり、ゑな玉もをとなの目には入やらで、吾吟我集、三いろ〳〵に手向をかゆる天目は是やゑな玉こまつりなるらん、宗因千句、茶わんの露は何にたとへん品玉の手品はとかう申されず、懷子、九魂祭、まつる玉をみする放下の品もがな、

〔狗猧集六冬〕宇治にて

手拍(てびやう)の弄玉(しなたま)にとるあられかな　重賴

〔吾吟我集九雜〕はうかするをみて

ゑな玉か何ぞと人のとひし時露とこたへんきへてなければ

〔倭名類聚抄四雜藝〕弄丸　梁武帝千字文注云、宜遼者楚人也、能弄丸、八在空中、一在手中、今世間云、多末斗利、

人之弄鈴是也、楊氏漢語抄云、弄鈴、須須止利、

〔莊子五徐無鬼〕仲尼之楚、楚王觴之、孫叔敖執爵而立、市南宜僚受酒而祭、曰、古之人乎、於此言已、○註略曰、丘也、聞不言之言矣、未之嘗言、於此乎言之、○註略市南宜僚弄丸、而兩家之難解、○下略

〔類聚名義抄四牧〕弄丸タマトリ

〔伊呂波字類抄呂疊字〕弄丸〔同太人事〕弄丸タマトリ

〔書言字考節用集八言辭〕○○刀玉カタナダマ田樂所執、事見長明發心集、又法苑珠林、西域女戲五人、傳弄三刀、加至十云々、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕刀子だまの古圖は、少納言信西が傳來の唐儛の圖の內に二三種あり、宋朱輔が溪蠻叢笑に、跳雞模、藝精者擲刀空中接之、名雞模、また王穉登が吳社編に、刀門とあるも、此たぐひにや、夷曲集に、刀を品玉にとりけるが、いかゞしたりけん、とり落しければ、囃子たる太皷も拍子うしなひ、みる人ども笑ふが中によめる、一幸ふりあぐるたちつてとんと落すにぞ恥がきくけこ太皷うちまで、

〔續日本後紀六仁明〕承和四年七月丙戌、天皇御後庭、命左近衞府奏音聲、幷弄玉及刀子、

〔溪蠻叢笑〕跳雞模、藝精者擲刀空中接之、名雞模、

〔發心集八〕或武士之母子をうらみて頓死の事

こうをつみて、ふしぎをあらはせる事をいはゞ、田樂、猿樂などの中に、かたなだまといひて、あやうきわざする者あり、これをみれば、かたな六つを三人してとる、むねと上手なる者をば中にたてゝ、まへにむかへる者一人、うしろのかたに一人、をの〳〵刀三つをもちて、前後より我をとらじとはやくなげかくるを、中にて前よりなぐるをとりてうしろへなげやり、後よりなぐるをばまへざまへなげやる、すべて六のかたなをとかくさばきやるさま、凡夫のしわざともおぼえず、人づてにきかば信ずべくもあらぬ事なり、これはまたふしぎにあらず、ひとへにこうをつめる

弄槍

がいたすところなり、

〔田樂法師由來之事〕一六月(〇寶曆五年)二日、田樂法師六人相揃參上仕候而、先達而松阿彌御返答申上候品々相殘候分、逐一答之覺、(〇中略)

　重而御尋之趣、逐一承之書附指上候覺、(〇中略)

一田樂曲之事(〇中略)

刀玉とは圖に寫候通、短キ刃物都合三本、外に日の丸の繪の扇一本袋に入持參仕候て、綾藺笠にのせて庭上に持出て、左右之手にて四本を一處に取候て、空へなげ上げ曲取致候、(〇中略)

　八月　　久藏院(〇中略)

刀玉圖(〇圖略)　二本同方

刀玉ハ惣長九寸五分、但柄ノ長サ五寸、刃長サ四寸五分、刃ノ幅五分、柄ノ丸サ本ニテ二寸一分、末ハ一寸五分、柄ハ錦ニテ卷カザル也、

〔文安田樂能記〕文安元年六月廿九日、此弊坊(〇住心院)に奉成畢、(〇貞常親王)爲催興、及晩福若丸(本座田樂召菊阿子也)出て於中川舞曲兩三番、音曲數返、(〇中略)今阿刀玉取之懸御目、(〇中略)依此儀、今度(文安三年三月十七日)成申者也、(〇中略)

次刀玉

　玉阿、今阿、兩人勤之、其役常之儀は壹人也、

〔倭名類聚抄四雜藝〕弄槍　楊氏漢語抄云、弄槍、(和名保古斗利、槍音倉、)

〔箋注倭名類聚抄二雜藝〕蓋今俗弄傘之類也

〔令義解五軍防〕凡衞士者、(〇中略)每下日、卽令於當府敎習弓馬、用刀弄槍、(謂弄者玩也、槍者木兩頭銳者、卽戈之屬也、)及發弩抛石、

弄枕
一二

〔軍防令講義 二〕弄槍の弄は玩也と義解にみゆ、今按に正字通弄字注に、龔遂傳赤子弄兵潢池と云を以て考ふれば、弄兵の字すでに漢代より聞えたり、然れば玩戯の義にあらずと知べし、弄字玉をうくるに兩手を開て捧持するかたちなれば、兩手を開て槍を握より弄の字を充しなるべし、

〔類聚名義抄 三手〕弄槍ホコトリ

〔續日本紀 十二聖武〕天平七年五月庚申、○五日天皇御北松林覽騎射、入唐廻使及唐人奏唐國新羅樂挊槍、○五位已上賜祿有差、

〔續日本紀考證 五聖武〕文獻通考云、弄槍伎、蓋工裸帶數環槍、一工立數十步外、連擲十餘槍以度之、既畢、乃以一捲受其槍也、○中略案挊俗弄字、見五音類聚、

〔和漢三才圖會 十六藝能〕弄丸○中略

一種有弄枕、以木枕十箇竪相重捧之、恰如一柱中拔去所好枕、數次皆然焉、有數品弄枕、

〔倭訓栞 前編二十五〕ひふ　一二の義、玄なだまの事なりといへり、

〔貞丈雜記 十六雜事〕一　一二（ひふ）と云たはぶれ事あり、ひいふうといふ事也、石などを三ツ四ツ持て手玉をとる事也、

〔嬉遊笑覽 四雜伎〕一二（ひふ）といふ一種の戯事あり、手まりも其さまにつくものなり、○中略一二とは數を算ふるをもて名とす、これつくと云ことの本義にて、今の如く手鞠を地にうち返し〳〵するをもいふは、名の移りたるなり、

〔源平盛衰記 三十四〕公朝時成關東下向附知康藝能事

兵衛佐○源賴朝ハ簾中ヨリ見出シテ坐シケルガ、子息左衛門督賴家ノ、未少ク十萬殿ト申ケル時、招キ寄給テ、アノ知康ハ九重第一ノ手鼓ト一二トノ上手トキク、是ニテ鼓ト一二ト有ベシトイヘ

手鞠

トテ、手鼓ニ砂金十二兩取添テ奉リ給タレバ、十萬殿是ヲ持テ籠中ヨリ出テ知康ニタビテ、一二ト鼓ト有ベシト勸給ヒケレバ、知康畏ツテ賜テ、○中略十二兩ノ金ヲ取テ云、砂金ハ我朝ノ重寶也、輙ク爭(イカデカ)玉ニ取ルベキト申テ懷中スル儘ニ、庭上ニ走下テ、同程ナル石ヲ四トリ持テ、目ヨリ下ニテ片手ヲ以、數百千ノ一二ヲ突、左右ノ手ニテ數百萬ヲツキ、樣樣亂舞シテ、オウオウ音ヲ擧テヨク一時突タリケレバ、其座ニ有ケル大名小名、興ニ入テエツボノ會也ケリ、兵衞佐モ見給テ、誠鼓トヒフトハ名ヲ得タル者ト云ニ合テ、其驗アリケリトテ感ジ入給ヘリ、鼓判官ト呼レケルモ理也、ナドヒフ判官トハイハザリケルヤラントマデ宣ケリ、

〔夫木和歌抄八夏〕家集螢火亂風　源仲正
風ふけばうちあぐる浪に立ゐして、玉のひ。ふ。つくよはの夏虫

〔繼塵記〕正安三年正月五日丙午、巳剋參仙洞、今日千秋萬歲被急之故也、未剋法皇渡御小御所、於前庭御覽之、猿樂三番了、有手鞠之興、引入烏帽子之童突之次於新院御方御覽之、西向御壺予同奉行之、猿樂三番了、突手鞠、次振劒、次退出、

〔明月記〕寬喜元年六月十四日庚戌、昨今殿下無御出仕、右大臣殿令宿候給、右大將同被候、男女房有手鞠興、

〔看聞日記〕永享八年正月廿八日、藤壽、石阿等、被召參、藤壽遊物也、老者七十餘云々、故攝政鹿苑院殿御代被賞翫連歌師也、烏帽子黑新水干六口八撥付腰、石阿手鞠付名人也、藤壽先施藝、○中略次石阿付手鞠、以三付之、件手鞠石云々茶碗、呉器、手鞠、取合付、其打合聲キンキント鳴、提盞臺等被出付之、以手鞠天井ノふちに次第に付あつ、敢無落事、神變奇特事也、兩人藝驚目、希代見物也、

〔建内記〕文安四年三月廿二日癸丑、石阿彌施藝能、其儀石二各如拳突手鞠、又茶垸與石突之、又豆與石、茶垸與豆、又天目與石、程々突之、其體希代之壯觀、未曾有之風情也、普廣院殿○足利義敎御時、自田舍

輪鼓

獨樂廻

唐人來朝之時、見彼藝能、於異朝者無等類之儀之由讃嘆云々、

〔倭名類聚抄四雜藝具〕輪鼓　本朝相撲記云、輪鼓二人、諸雜藝之中、弄輪鼓之者二人也、今案此物所出未詳、但其形如細腰鼓、而輪轉於絲上、故以名之、

〔箋注倭名類聚抄二雜藝具〕嘗見古畫、唐兒左右手、各執如鼓桴者、有一繩亘兩桴、又一細腰鼓在空中、余定之曰、是弄輪鼓也、蓋其伎擲上細腰鼓於空中、墮來之際、弄者張兩手、以繩彈鼓腰、鼓得彈飛升空中、墮來則又彈令升、以不墮地爲巧、今兒輩傑惜干干於繩上者、有呼手斧懸殆近之、故江次第、與獨樂並擧、吏部王記、與弄玉爲伍、源君亦曰、其形如細腰鼓、而輪轉於絲上也、又今俗刀欄及衣服紋、有名利宇鼻者、其形上下濶中窄、如棺柸之狀、利宇鼻當是輪鼓之轉、象所謂如細腰鼓者也、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕輪鼓とあるは、中略職人盡、放下が服につけたる紋りうご也、放下がまはす物なればなり、其まはすやうはしるべかねらども、中のくびれたる處の緒を卷て、はかたごまなどまはすやうに中に投て、緒の上にうけ、少しづゝ投上、廻るいきほひつよくなる處を、高く投あぐるわざなるべし、今のはかたごまのてうながけといふものゝ如し輪轉於絲上とは是をいふならん、

〔新猿樂記〕予廿餘年以還、歷觀東西二京、今夜猿樂見物許之見事者、於古今未有、就中、中略品玉、輪鼓、八玉、中略都猿樂之態、嗚呼之詞、莫不斷腸解頤者也、

〔江家次第八七月〕相撲抜出

狛犬散更之中、有一足、高尺、輪鼓、獨樂、呪師、侏儒舞等、

〔西宮記七七月〕相撲召仰

吏部記應和二年八月十六日、有相撲事、中略次散樂、侍臣五位六位童部相交走、幷弄玉輪鼓、

〔中右記〕天永二年八月廿一日、相撲御覽、中略犬猿樂種々雜藝、卷御簾御覽、攝政殿令候御傍給、呪師輪古之類、間盡其藝、備天覽、

〔南水漫遊拾遺五〕觀弄場雜事

俳諧道頓堀花道に云、初芝居其外爰にも錢は戻りといふ句あり、〇中略明和五年子の春、轉多獨樂大ひに流行なし、其後天明七年未の秋、江戸より轉田榮藏といふもの來り、轉多獨樂に妙手を盡し、其曲名數種ありしより、又もや市中に獨樂まはし流行して、素人にも名人多く出來たり、

曲陀螺番組　扇車　玄の渡り　窻の月　鼠ごま　四つ重ね　刎釣瓶　風車　蔦かづら　皿返し　皿もんどり　瀧落し　放し鳥　紐どめ　蟻通　釣舟　見返り　烟管そせい　玉すすき　下り藤　蟬まる　木曾の棧　谷渡り　木の葉をち　要どめ　雲の棧　この手柏　谷の月　こてかへし　手車　峯の月　裳返し　そせい　かげの月　綾車　三本杉　合せ鏡　四季朝顏　三光松　てうちごま　重ね菊　衣紋ながし　白玉　二重玉子　八重がさね　やげんどり　春の緋櫻　筆の先　(やうりうの)輪拔　豆腐の上　友千鳥　(ふじせんしやう)月　要ごま　此浦船　(獅子)がんせき落　鶯づかみ　眞田ごま　股のこま　袖の露　面かぶり　三番叟　七軒渡り　地摺ごま　女なみ男波　とまりごま　浪まくら　菊流し　せい月　殘る月　桂川　田毎の月　(左右の)糸渡し　虎の子わたし　通小町　相生獅子　つまどり　宮參　一本竹　たすきごま　鼓が瀧　御祓こま　武藏野　源氏ごま　笠おどり　藤霞　野がけごま　をだまき　松風　道成寺　時がね　雲がくれ　三國一　金閣寺　足く留め　子持ごま

〔武江年表十一〕慶應二年丙寅、今年、獨樂廻し、輕趫技幻等の藝術をもて、亞墨利加人に傭れ、彼國へ趣きしもの、姓名左の如し、〇中略

獨樂廻　淺草田原町三丁目松井源水、妻はな、娘みつ、同さき、悴國太郎、七歲、〇中略

藝の目錄左の如し〇中略

獨樂の分

大ごま一ツ一尺八寸、目方五貫五百目、　麻の紐一本目方一貫七百目　一尺こま一ツ目方廿八匁　一尺四方箱四黑ぬり蒔

呪師

輪　万度（四方開き、中より牡丹の造物出る、竪二尺、横一尺五寸、）　羽子板曲こま　石橋渡り（階子丈四尺、二尺四方）　大こま（二ッに割れ、内より振つれ出て踊る、但三尺五寸、）　天神宮（但あてもの）　浦島木偶（但珊瑚樹亘り立五尺横四尺）　諫鼓鶏（四方開き長七尺横五寸四方）　籠抜こま（横四間半竪一尺）　時計（二尺七尺横八尺五寸）　富突木偶（ぜんまい仕掛）　ごだんごま五（六寸五分）　灯挑ごま一（一尺、小田原ちやうちんに成。火を點す、）　數のこま（三十五）　刀（こまの刃わたり）

○按ズルニ、獨樂ノ事ハ、遊戲部ニ其篇アリ、宜シク參看スベシ、

〔伊呂波字類抄〕（志疊字）呪師

〔新猿樂記〕予廿餘年以還、歷二觀東西二京一、今夜猿樂見物許之見事者、於二古今一未レ有、就レ中呪師（ノロンジ）、

〔嬉遊笑覽〕（四雜伎）新猿樂記にも呪師（ノロンジ）みえたり、名の意は呪詛にてのろふこと也、伊勢物語に、人の呪ふ詞は負るものにやあらん、負ぬものにやあらん、（こは遊戲にはあらず）江談ニ呪師猿樂等塋始事、後三條院圓宗寺を供養せしむる時、俊綱朝臣始構出すの由見えたり、幻術なるべし、○中略事物紀原に生花と云もの有、其文に、今京城有二生花種植以戲者一、按前漢張騫傳、顏師古注云、眩與レ幻同、今吞刀、履火、種瓜、植樹即生花之事也、蓋自二漢武時一、大宛所レ獻眩人始云ふ、まじなひてかゝるわざなす、眩人（メクラマシ）なれば、呪師と云るなるべし、後世の手づまつかひのごとき者にはあらず、これも彼唐傑の圖中に、馬の口より人の出る、又口より火を吐くかたをかけるあり、此類なり、かの新猿樂記に、唐術といへるは、かやうの類を廣くいへるにやあらん、

〔二中歷〕（十三一能）呪師

文主　石同（爲正）　得法師（正依）　牛雄（武依）　上能（觀法師丸）　正近　宮犬

〔大鏡〕（七太政大臣道長）宮だちの諸堂おがみたてまつらせ給ひし、見申侍りし、○中略大宮はふたへをりものおりかさねられて侍りし、皇太后はそうじてから裝束、かんの殿のは殿よりこそはせさせ給へりしか、こと御かた〳〵のもゑがきなどせられたりときかせ給ひて、にはかにはくをし

なせられたりければ、入道殿御らんじて、よき呪師の装束かなとわらひ申させ給ひけり、

〔江談抄二雜事〕呪師猿樂等甇始事

又呪師猿樂等物甇始事、後三條院令供養圓宗寺給之時、舞装束爲人之擇、俊綱朝臣始構出事也、

〔經信卿記〕承曆五年正月八日丙申、法成寺有呪師事、深更事畢、

〔中右記〕長治二年正月十二日、入夜參法成寺、殿下令參給、公卿五六輩、丹波呪師、劔手誠神妙、已驚耳目、夜半事了退出、

嘉承二年正月十一日、今夜前齋院渡御尊勝寺、御覽呪師云々、公卿五六輩、直衣連車扈從、殿上人廿人許、著衣冠前驅者、

〔殿曆〕天仁二年正月十日、今日一條殿上渡御堂給、御覽呪師、

〔中右記〕元永三年〇保安元年正月十日、今夕御幸法勝寺、中宮女房見物呪師七手、及曉更云々、

〔長秋記〕大治四年正月廿三日、於新院御方有呪師事、本院渡御云々、入平也、

〔續世繼六雁金〕大納言成道卿、〇中略おほかたは心わからなどおはして、はじめて人のむこにおはせしおりも、てうどのづしかきいだして、呪師のわらはの御おぼえなるに給ひなどし給けり、

〔玉海〕嘉應二年正月八日己未、呪師一手之後所退出也、

〔吉記〕承安四年二月七日甲子、午刻參院、今日於北壺有呪師十手、散樂等、醫王丸依仰走武者乎、主上有叡覽、公卿五條中〇此下有缺字使別當束帶卷纓老懸帶劔花山院中納言殿上人爲衛府者專警衛各候御前、右衛門權佐親宗帶平胡籙、予〇藤原經房暫祇候之後退出、撿非違使師高、信房、仲賴等著布衣平禮如何、師高尤可著布袴歟、

〔百練抄八高倉〕治承三年正月廿六日、主上於院御所御覽呪師、上西八條兩院御幸、去廿四日行幸、今日還御、

放下

〔吉記〕元暦二年〇文治元年正月八日壬辰、秉燭之後、改著束帶參內、是皇后宮可有行啓法勝寺修正、可供奉之由蒙催之故也、〇中略于時初夜始之間也、呪師有六手、散樂如例、

〔醍醐雜事記〕六一修二月莊嚴頭支度事〇中略

呪師猿樂料 單衣廿餘領 雜布六十端許歟、

〔運歩色葉集〕葉放家(ハウカ)(シナダマトルモノ)術者

〔書言字考節用集〕四人倫放下師(ハウカシ)

〔倭訓栞〕中編十九波はうか 放下の音にや、職人歌合にやぶれ僧とよめり、目を驚かす幻術をなすよし、醍醐隨筆に見えたり、今おてゝこてんなどいふめり、

〔嬉遊笑覽〕四雜伎放下師を今豆藏といふ、齋諧俗談といふ物に、貞享元祿の頃、攝津國に一人の乞士あり、名を豆藏といふ、市中に出て、常に重きものをさゝげて錢を乞ふ、〇中略或は筅を腹のうへに置て、二人これに登りて躍るといふ、請身といふ類ならむといへり、此者より豆藏といふ名は起りしにや、これも其者のまことの名にはあらで、渾名なるべし、

〔人倫訓蒙圖彙〕七放下 放下は字訓の意、はなちくだす也、禪家におゐて諸緣を打捨るを放下するといふ其心也、縱は鼻の上に立物をし、枕をかさねて自由につかい、山のいもを鰌にするたぐひ、皆是變化ふしぎのていをなす事、万事の當體を放下して、物にとゞこほりなき體にしなす、ゆへに放下といふ也、あや折、金輪つかい、皆放下なり、

〔賤者考〕田樂〇中略それより轉じて今世の放下師、昔は放下僧といへり、諸曲にあるも是事なり、謠品玉綾織〇註略代神樂獅子舞、往古獅子舞ありしを、田樂に移せるが、一轉して、又今世のさまに移れり、石橋、望月の能にて知るべし、輕業籠拔など、此變態殊に多くあり、

〔七十一番歌合〕下四十九番 左 放下

月見つゝうたふはうかのこきりこの竹の夜聲のすみ渡る哉〇中略

やぶれ僧えほしきたればこめらはの男とみてやしりにつくらん

〔謠曲〕放下僧

ツレ某案じ出したる事の候、此比人の翫候は放下にて候程に、某は放下になり候べし、御身は放下僧に御なり候へ、彼者禪法に心をよするよし申候程に、禪法を仰られうずるにて候、〇中略シテ面白の花の都や、筆に書とも及ばじ、〇中略ふくら雀は篠にもまるゝ、都の牛は車にもまるゝ、茶磨は挽木にもまるゝ、實眞忘れたりとよ、こきりこは放下にもまるゝ、こきりこの二の音の、よゝを重て打治まりたる御代かな、

〔看聞日記〕嘉吉元年四月八日、放歌參、手鞠、龍子、品玉等施藝有其興、細美布一給、りうご甚上手也、

〔玉露叢三十二〕延寶八年四月十八日ニ、稻葉美濃守二ノ丸ニ於テ、將軍家ヘ御茶獻ゼラル、辰ノ下刻二ノ丸ヘ渡御、〇中略巳ノ下刻御能始ル、〇中略右終テ都右近放下ヲ上覽、

三本松　マリノ曲　枕カヘシ　生鴨籠ヨリ二ツ出ル　山芋ウナギニナル　緒コケノ放下

王子ノ曲　籠ヨリ小鳥出ル　綸鶉ニナル

右畢テ申ノ下刻還御

〔江戸總鹿子五〕堺町

堺町ふきや町の二町は、古しへより、操り見せ物、又は狂言づくし、あるは放下の品玉綱切の曲を業とする者ども寄あつまり、終日の歡樂をなす地なり、

〔還魂紙料上〕鹽屋長次郎

鹽屋長次郎は放家師にて、太刀かたなは更なり、牛馬をさへ呑、眼くらましに長たり、難波にて大に流行れ、元祿の比江戸に下れり、原鹽屋九郎右衛門座のかぶき者とも、又鹽をあきなひし者ともいへり、西鶴置土產元祿六年印本に、少年の事をいふ條に、松風琴の丞年十七、影人形よくつかひ申候、此ほか口から水を吹いだし、壁に文

字を寫し申候、品玉鹽の長次郎まさりに候、又餘情男(元祿十五年印本)に酒のむ口もと牛豬にても飲べしと思はれ、鹽屋長次郎が十戸十二文牛の足に相應な手して盃を持云々、(是は大上戸を長次郎に比て嘲ける文なり)怪談諸國物語、(正德二年著)松田がからくり、鹽屋が手づま云々、(松田がからくりのこと、予が著す俳諧古道具にくはし、)又輕口いくよ餅五の卷に、江戸堺町にて、今度上方よりまかり下りました、鹽屋長次郎根本は是ぢや、ありやありや馬を呑ます、牛をのみます、と木戸口に呼れど、鹽屋長次郎とある芝居四五軒もあれば、いづれか正眞ならんとはひりかねて、木戸口より覗く、その中に子ども四五人立ならびて覗きゐたれば、木戸番腹を立て、こゝな子どもは、此芝居に何がおもしろいことがあるというて叱つた、といふ落しの話を載たれば、當時は流行し者なるべし、(此さうしは部又平といふ者の作にて、刻梓の年號を闕といへども、卷中に元祿五年の事見えたり、)

前句附寶船(元祿十六年印本)露月撰

前句　曲りくねつたものでこそあれ

附句　劍を呑不動鹽屋の長次郎

言水句集毛登柏(此書享保二年の印本なれど、ふるくしおきたる發句を集しなれば、此句元祿年間の吟なるべし、)

朝霧やさても富士呑長次郎　言水

言水自注に、しほや長次郎といふ者、世に出て放下す、目前の山海、行路の牛馬を忽に呑隱す、今の朝霧は眼上の不二山をのむ鹽の長次郎に似たり、此山たゞは出さず、しほじりの緣をもつてなり、予此句好ず、さりながら雜言の一ッ、是慰みにもと、(以上自注)

〔京都御役所向大概覺書 二〕京四條芝居間數幷名代之事

一　放下物眞似　豐後屋團右衞門

寛文九酉年正月八日、宮崎若狹守在役之節名代赦免、

手づま

〔柳亭筆記上〕繩たらし

繩たらしといふ最ふるき眼くらましのカブキあり、一人は盗賊に打扮、一人はこれを縛め、カブキをはれば、かの縛し繩おのづから解る放下なり、ゆゑに盗人繩たらしともいふ、たらしは欺なり、子どもたらしのたらしにおなじ、不可徳物語四條川原の事をいふ條に、幼壯男女群集にて、誠に此川の水の如く引もちぎらず、無止事偖聲々に名乘りける、是は操、是は虎、爰は蜘舞、是ぞ長崎七郎左衞門が娘なり、錢もてござれとて、きたな聲をあげて呼はる、中略隣は繩たらし、自業自縛の過古の惡因まぬかれがたし、朝より暮におよび、高手こ手に度々いましめられといふ、四年の刊行なれば、寛永中よりあるカブキにて、寛文頃までもおこなはれしとおぼしく、俳諧の句にも見えたり、

崑山集慶安四年印本令徳撰　まとはるゝ雉は蛇たらし哉　作者不知

俳諧洗濯物寛文六年印本一雪撰　鵜つかひの吞せぬ魚や繩たらし　重因

俳諧落花集寛文十一年印本以仙撰　方引に勝や盗人繩たらし　永親

とけて行く垣の氷柱や繩たらし　悦春

鵜つかひの繩に比し、解ヶゆく氷柱によそへしなどよく聞えたり、さて此繩たらしの類に、繩きりといへるあり、是は長き繩をたぐり、尺餘りに束ねもち、刀をもていく筋にか切り、その切り口と切り口を〇下恐ニ結びニ字脱さてかの繩を向うへ投れば、むすびめは失て、原の長き繩となる放下なり、

〔守貞漫稿七雜業〕辻。放下。

石抔ヲ投、手玉ヲ取、曲受致シ、其外手妻等致候、當時善七手下非人共、淺草寺中境內ニ致罷在候、

〔賤者考〕手づまはたゞ手さきによく熟練して、人氣を轉じ、人しらぬ間にはやく物を替などする

のみにて妖術にはかゝはらぬかたをいふなり、

〔秇苑日涉 五〕百戲

踏桶、筒子、藏撅、及於葉弄盌注、皆藏挾伎也、此云氐事麻、

元史刑法志曰、諸弄禽蛇、傀儡藏撅、撤錢、倒花錢、擊魚鼓、惑人集衆、以賣僞藥者禁之、　天錄識餘曰、宋時有藏撅之戲、卽今踏桶戲也、丁謂爲玉淸昭應宮使、夏竦爲判官、一日宴齋宮、優人有雜手藏撅者、謂曰、古人無咏藏撅詩、竦爲一絕云、舞袖跳珠復吐丸、遮藏巧便百千般、主公端坐無由見、却被旁人冷眼看、蓋譏謂、

〔和漢三才圖會 十六 藝能〕幻戲 めくらまし　俗云、目久良末之、今云魔法、

前漢張騫傳云、漢遣趙破奴等破車師、太宛以犂軒眩人獻於朝、注云、眩與幻同、今吞刀、吐火、種瓜植樹、屠人戮馬之術、是也、

五雜組云、有開頃刻花者、以蓮子投溫湯中、食頃卽生芽舒葉、又食頃生蓮花、如酒盞大、

又燃釜沸油、投生魚於其中、撥剌游泳、良久如故、

又剖小兒腹種瓜、頃刻結小瓜、剖之皆可食、

又以利刃二尺許、插入口復抽出、

按、幻戲眩他眼也、以上數術本朝亦間有之、或座中忽水溢、以爲如溺深淵之類、皆有一術然耳、無敢所益、○中略

弄丸 たまとり しなだま　俗云綾織、○中略

一種、以錢百許貫長縷、繫兩端於左右、十錢或二十錢、隨他情願、捻取之、次亦如之至錢盡、

一種、磁器有水、忽然生鰌數十游走、人在四方覘其去來、無敢識者、

〔視聽草 七集 十〕二丐者傳 南畝先生文集

東叡之下有鶴吉者、金龍之山有泥鰌者、皆丐者也、吉之開場也、倚一茶店、日與二三丐兒、畫地爲規、觀者如堵墻、初擲三絃、不歌不言、次著單齒高屐、濶步坦々、次弄數丸、如以一粒豆、一酒壺、交弄之、細大不遺、操舍不失、又加以一茶碗與二刀、刀握其柄、碗承其底、如機婦投梭、如燕々之頡頏、俯仰上下、飄瞥倏忽、累々乎如貫珠、或含豆而吐、刀迎而擊、百不失一、乃含二刀、以碗承丸、以壺承豆、碗盛數丸、豆盡入壺中而止、最後左弄一巨石、右弄一酒壺、意若石將壓壺者焉、衆岌々而注視、俄擲巨石於頭上、過顙數尺、急翻身避其隕、硼聲響地、兩手捧酒壺曰、危哉、衆哄然而笑、賞以數錢、○中略 吉曰、諺不云乎、魚膾以醋美、男兒以氣喜、何必竊々焉、網利之爲、投盞于地、盡收其錢、與而拜曰、大人無乞人不樂、乞人無大人不活、幸得大人之庇、得數百錢、夫乞人開場、多列粉白黛綠者、我無婦女、又無戲臺、幕天席地、會日長風暖、請佇立數刻、縱觀吾伎、顧而哈曰、守錢奴之喜、溢乎眉宇、乃使丐兒彈絃、圍一小屛、覆以帷、而徹屛帷、示其中無物、又圍屛覆帷、頃刻而徹、有一青鳩、躍如而去、衆絕叫而稱奇、但捷耳、非幻也、其他機利儇敏之術、恢諧孟浪之言、更僕不能盡也、於是行者下擔、立者忘歸、不知日之隱西山云、○下略

〔武江年表九〕嘉永二年己酉、三月六日より、獨樂廻し竹澤藤治改梅升、其子萬次郎改藤次とともに、兩國橋西詰に大なる假家をしつらい、獨樂に幻戲(てづま)の曲を変へ、先年に倍したる奇巧をなして、看せ物とす、見物の諸人群集をなし、九月の末に至て停む、

〔武江年表十一〕慶應二年丙寅、今年、獨樂廻し、輕業、技幻(テヅマ)等の藝術をもて、亞墨利加人に傭れ、彼國へ趣きしもの、姓名左の如し、是は當春横濱に於て、銘々其技藝を施しけるが、亞米利加のベンクッといふ者の懇望により、當九月より來る辰年十月迄二年の間を約し、傭れけるよしなり、○中略

幻戲(テヅマ)　北本所荒井町柳川蝶十郎、神田相生町隅田川浪五郎妻小まん、○中略　手妻同居浪七○中略

藝の目錄左の如し

幻戲の分　三番叟採消木偶(ニンギヤウ)（後に替り二間四面の幕に成）　乙姬偶人（後に替り龍燈に成火を點す）　唐兒人形（後に替り頭一尺五寸のだるま）

成に　屭類木偶（俗に云福助、後に替り高五尺の三平二満女に成、）舞樂の木偶（後に替り花車高二尺）ゼンマイ機關傀儡　ゼンマイからくり　鷄卵比翼かへし　大和瓢籠小鳥の娶入　千壽万壽の玉水からくり　淀川籠からくり　二重花臺からくり　天地八聲蒸籠　四ツ綱石橋獅子の狂ひ　平障子崩れ亘り　平綱亘り　蝶の曲（蝶の造物を色々にはたらかせ、末に眞の蝶をはなつ、）

〔人倫訓蒙圖彙七〕代神樂　伊勢より出るといへども、伊勢にもかぎらず、此類は所々に有とみえたり、夫神樂といふは神をすゞしめの舞樂、乙女が鈴にあはせて、陰陽の調子、神道の大事にて別に子細有事とかや、然るを勸進の代神樂は、舞手の乙女もなく、只鼓太鼓ことやうにたゝきたてて、太鼓打のつらつき狂人のやうなるをみてうれしがる、しかのみならず獅子が立て、扇の手をつかひ一谷節で舞、最珍敷事共なり、岡崎女郎といふ鹿おどりなれば神慮はいかゞ、

〔伊勢參宮名所圖會三〕日永追分　代神樂は桑名の近村太夫村ゟ出る、是を代かぐらと云は、庚申の代待、又は代垢離などの同物なるべし、放下の成す事其故をしらず、

〔守貞漫稿七雜業〕太神樂　今世太神樂、土御門殿配下ニテ、尾張口口郡繁吉村ニ住ス、井原金吾ト云ヲ長トシテ、其下ヲ十二組ニ分ツ、熱田方ト云、然ラバ是ハ熱田社ニ神樂ヲ奉ルヲ本意トスル歟、又武府寺社奉行支配ニテ、江戸淺草田町壹丁目ニ住ス、佐藤齋宮ト云ヲ長トシテ、其下モ亦十二組ニ分ツ、コレヲ伊勢方ト云、江戸太神樂ハ(大)(一)鶴ノ丸、

太神樂ハ代神樂ノ訛也、神樂ヲ奏ニ人ニ代ルノ意故ニ代ト云、近世誤テ太トシ、遂ニ本意ヲ失ス、

〔憲教類典五之十五江戸町觸上〕寛文十二壬子年二月

一勸進仕候大神樂法度候間、町々中宿借し申間敷候、只今宿借もの有之候はゞ、來九日内寄合江可罷出候、寺社方御代官所ゟ、町中大神樂をも改、宿を書付可差上事、

〔昔昔物語〕一七十年以前の昔は、太神宮御神樂太神樂とて、毎日江戸中徘徊しありく有樣、先規式正しくして、まづ先へ鼻高き面をかぶりたる者、直衣を著、白袴著、御幣捧てたち、其次に十四五計の男子を美敷作り、瓔珞をかぶり、長絹を著せ白袴著、中啓の扇、右の手に鈴を持、三番目に麻上下著たる男箱を持、四番に布衣の裝束を著たる男、其次に四ッ足付たる大長持蓋をとりて、あをのけにして置、其上に獅子の頭をなをし、中に大太鼓を置、一萬度の御祓を正中に立て御幣を立、此長持四人か六人にてかつぐ者共、皆烏帽子白張白きくゝり袴を著、囃子方は左右に附、笛、太鼓、小太鼓、どひやうし打合たる時、右の瓔珞冠りたる舞子神樂を舞ふ、序破急の拍子次第して、誠にこんとして感に絶る計なり、其内の與に人に笑はする爲、大太鼓打烏帽子を左へ右へ筋かへにかぶり、時々撥を持なげなんどする、是を大きなるどうけにして、見物興に入事にて有ける、扨近年の江戸徘徊の太神樂といふは、人柄至極浮氣に見えたる歌舞妓者共の如く、裝束の事は思ひもよらず、大びやく衣、大廣袖など、木綿布子幅廣の帶、尻の皺なくして大ぢだらくのうわ氣者共、大脇指、尤太鼓、小太鼓、笛を吹ども、笛の唱歌には、小歌ぶしに合せて吹、獅子頭はもてども、是をかぶりて色々の好色の興に、小歌狂言のみにして、獅子を馬にして惡所通ひの狂言抔に移し、若き男女の氣をそゝりたつる樣にどうけ、下女下男に面白がらすやうに仕組、たはこと不道の言葉を盡て、是にて神樂の詮有べきや、神も御歡び有べきや、

〔舊記〕大神樂初利

享保十二未六月十四日晝七ッ時分、大岡越前守樣ニ而、大杉明神江ねり物等差出候段御停止之儀、總名主中被召出被仰渡候砌、彌左衞門町伊左衞門樣、當町名主樣、右御兩人江被仰付候は、明十五日御祭禮ニ、大神樂御上覽可被爲遊旨被仰出候間、兩人支配祭り組合ニ而、大神樂二組差出候樣ニ被仰付候ニ付、則御請被申上候處、奈良屋市左衞門樣御掛ニ而、內見可被成旨被仰渡、同夜式

部屋敷菊田新六と申大神樂師ニ、二組共ニ壹組ニ付金四兩宛ニ一式請負申付、同夜四ッ時分奈良屋ニ而、下見相濟申候、其節大神樂人數幷裝束書差出候、依之明十五日明ケ七ッ時、山王詰場迄參著仕、彌左衞門町新肴町ハ只今迄勤來候、三拾五番之順ニ相詰、材木町ハ拾五番と拾六番之間江大神樂計相詰、只今迄相定候出印幟物之儀は、前方之通り廿六番之順ニ可相詰旨、尤大神樂世話仕候町人は、羽織袴ニ而附添可罷出段被仰渡候、同夜九ッ時、名主ニ而染帷子ニ麻上下を著し附添可罷出旨、尤常磐橋出候ハヽ、兩替町之方江切シ遣候間、左樣可相心得旨被仰付候、同十六日奈良屋殿ゟ名主衆呼集被仰渡は、昨十五日差出候大神樂、急成御用首尾能相勤、御上ニも御機嫌宜候ニ付、褒美申聞候樣ニ、越前守樣町人共此段可申聞由被仰渡候、尤越前守樣江御禮ニ罷出候樣ニと、奈良屋ゟ被仰付、則名主衆中計當右御番所江御禮ニ御出候、同廿三日、奈良屋ニ而御褒美金、壹組へ金五兩ツヽ被下置、同日兩御番所江御禮ニ上申候、

享保十四酉年六月十二日朝、奈良屋ニ而、大神樂を町内ねりものと一所ニ、廿六番之順ニ可差出旨被仰付候、其節名主樣御伺被成候は、去々年は大神樂別段ニ差出候故、名主共附添罷出申候、當年はねり物と一所ニ差出候故、如何可仕哉と御伺被成候得ば、則御伺之上、名主共は罷出候ニ及不申由、十三日被仰渡候、此年ハ三四丁目番ニ而、新六幷權之進江申付候、同廿一日、金五兩被下置、享保十六亥六月十五日朝七ッ前ゟ、御上覽場相詰、七月十三日、御金五兩被下置候、此年は名主樣御名代總口出ル、　享保十八丑年、大神樂被仰無之候、　享保廿卯六月、吹上江出ル、名主樣御附添、御金五兩被下候、　元文二年巳六月、吹上江出ル、金御吹替ニ付、六月廿日、喜多村殿江御願申、七月二日、壹組江金六兩貳分被下置候、　元文四未年、吹上江、御金右同斷、　寛保元酉年、吹上江出ル、御金五兩、同壹兩田安樣ゟ被下候、　寛保三亥年、諸事右同斷、　延享二丑年、諸事右同斷、　延享四卯年、大神樂無之、　寛延二丑年、吹上出ル、金六兩貳分、　寛延四未年、平川御腰掛江相詰、御金六兩貳

分、寶暦三酉年、吹上江出ル、御金六兩貳分、寶暦五亥年、御用無之、同七丑年此年は彌左衛門町當町持合、大神樂一組出ス、但番組は彌左衛門町、次ニ白紙有之由ニ而、右町ニ順じ出ル、御金ハ壹組分被下候、○中略

覺

先刻申談候大神樂貳組、別紙番附付札之通、人數刻限等、無間違明朝六ッ時、土佐守樣御番所迄可被差出候、尤名主付添罷出候義、覺書之通相濟候間、無間違可被參候、右貳口大神樂頭、去々年之通、菊田新助、鏡權之進、佐藤縫之助ニて可有之候間、番附右之通ニ相認候、以上、

元文四年未二月廿九日　　喜多村役所

坂本町名主新助殿

彌左衛門町名主伊左衛門殿

大神樂人數書上

一たし持さしぬき著シ申候　壹人　一笛吹右同斷　貳人　一曲太鼓打麻上下　貳人

一小太鼓打麻上下　貳人　一鼓打麻上下　貳人　一出拍子麻上下　壹人　一さゝらすり右同斷　壹人　一獅子頭并太鼓長持ニかざり人足貳人

都合拾三人

大神樂藝番組

一神樂獅子　一曲太鼓　一籠まり曲　一どうけの曲鼓　一鹿島おどり

右者明日罷出候人數并藝ニ而御座候、

未二月　　名主　新助○中略

九月十四日夕、後藤三郎兵衛樣江差出候願書、

乍恐書付を以申上候

一當月十五日、神田明神御祭禮之節、差出候大神樂例之通、私共町内ゟ田安迄參り候途中、御組御同心衆被遊御附候樣、奉願上候、以上、

寶暦十三年酉九月

本材木町壹貳丁目 行事 藤兵衛
同三四丁目 同 彌七
彌左衛門町 同 吉左衛門
新肴町 同 長左衛門

九月二日樽屋殿江差出候

大神樂番組

一神樂獅子 幣と鈴を持舞申候、さゝらすり道外壹人、　一曲太鼓 三番叟水之曲 數のばちニ而曲
一相生獅子 道外二人、牡丹の花を持、獅子舞、　一曲太鼓 まりのきよく、笠のきよく、鞠のきよく、
一太平踊 神歌をうたひ踊

以上

未九月 大神樂師 菊田新藏

大神樂一組人數書上

一神樂師 装束布衣 壹人　一猿田彦 装束鳥甲半切大口を著し、小出印持、 壹人　一大神樂獅子の舞 貳人　一曲太鼓打 伊達染小袖 貳人　一囃子方 装束烏帽子素袍、麻上下、其外伊達染小袖、 六人　一神樂持 四人　一町人 羽織袴、 四人　一世話人 羽織 四人

人數合貳拾四人

右之通御座候、以上、

輕業

本材木町壹貳丁目
月行事　傳兵衛

未九月

〔見た京物語〕太神樂なし、座頭まれなり、

〔倭訓栞後編五加〕かるわざ　輕術の義、身の輕く高きに藝をほどこすを云、高組伎の類也、

〔秇苑日渉五〕百戲

高組、舞組、組戲、繩伎、踏索、走索、走線、復索、躡索戲、繩上索也、此云繩度、

張衡西京賦曰、走索上而相逢、薛綜註曰、長繩繫兩頭於梁、擧其中央、兩人各從一頭上、交相度、所謂舞組者也、〇中略

都盧尋橦、秀橦、木熙、林熙、昇竿、竿木、雀竿、爬竿、飛竿、險竿、上竿、跳竿、扒鵲竿、緣竿也、

張衡西京賦曰、都盧尋橦、李善註曰、漢書、武帝享四夷之客、作巴兪都盧、音義曰、體輕善緣橦、事物紀原曰、都盧、山名、其人善緣竿百戲、〇中略

躍圈卽衝狹戲、今伎人編竹爲圈、長可五六尺許、插蠟燭于其中、躍身過之、或圈大不過容身、伎人戴笠、兩手亦各持笠、衝擲往復者數四、謂之籠脫、

熙朝樂事曰、三月三日、佑聖觀中修崇醮事、呑刀、吐火、躍圈、觔斗、舞盤及諸禽蟲之戲、文獻通考有衝狹戲、透劒門戲、曰漢世卷簟席、以矛插其中、伎兒以身投從中過之、張衡所謂衝狹燕濯、胸突銛鋒也、

後世攢劒爲門、伎者裸體擲度、往復不傷、亦衝狹之變歟、

〔雍州府志八古蹟〕芝居　在四條河原、〇中略傀儡之外、雲舞、幷幻術、連飛、輪脫、緒小桶、水操、及珍禽奇獸、或矮人長女、又施雜品藝術、者各開場、是近世之流風也、

〔京都御役所向大概覺書二〕京四條芝居間數幷名代之事

一　れんとび　唐人與左衛門

寛文九酉年九月七日、雨宮對馬守在役之節、名代赦免、

〔嬉遊笑覽 五歌舞〕連飛、あるひは蓮飛とも書り、いづれか辨へがたし、洛陽集 延寶中俳書 に、輕藝に蓮の實よりも事起れり、眞正歌舞伎事始に、蓮飛唐人與左衞門今はなしと見えたり、又田樂の曲に、鷺足にのりて飛ことあり、閑田耕筆に、彼が木をのぼりてれん飛とやらむいふことするに似たれば、田樂と名づくるのみ世に去ること、なりぬ、然らば田樂の曲の名にや、さりながらゑきりに飛の義にはあらで、蓮の實のかたなるべし、一代男に、賣女やうの者を多くいふ處、品川のれんとび、白山さんさきのえしれぬものとあり、是はれんとびの名をかりて呼べるよしあるにや、又はかるわざの女なるか知がたし、又小兒の玩物にも此名見えたり、娘容氣と云ふ艸子に、ちいさい時親父の巾著錢とりてれんとび買しとあり、輕わざ人形にや、風來が放屁論に、中にも僉竿の大當り、無三飛新竅が體は龍骨車のめぐるが如く、早飛梅之丞が一本綱は五體を天へ釣かと疑ふ、これ又連飛の名はうせたり、輪ぬけは籠脱もおなじわざなり、

〔和漢三才圖會 十六藝能〕高絙(つなわたり)　鞦韆　戲繩　上索、和名由佐波利、　緣竿、佐保乃保利、

三才圖會云、梁有高絙伎、今上索戲繩是也、

事物紀源云、後漢天子正旦受賀、以大繩繫兩柱、相去數丈、兩倡女對舞、行於繩上、相逢、比肩而不傾、

字彙云、鞦韆繩戲也、漢武後庭繩戲本云千秋、祝壽之詞也、譌轉爲秋千、後人不本其意、乃造鞦韆二字、

緣竿　敎坊記云、一小兒筋斗絕倫、雜於內妓中、少頃緣長竿倒立、尋復去手、久之垂手、抱身而下、

按鞦韆高絙緣竿等、今云輕業也、倭名抄出鞦韆、則往昔本朝亦有之乎、近年從長崎彼輩來於京江戶大坂、爲此技、以苧繩二條懸兩竿頭、夾拇立行如平地、又懸繩於足、倒身振舞復起如故、竿高二三丈、其頭設方臺、箕居其上、少頃倒投身於地、

阿蘭陀船水手名崑崙奴、毎歩帆繩至檣末、其行止彷彿蜘蛛、

○籠脫

按籠脫古者未聞之、近年練磨也、本出乎高絙、其輕捷也、延寶年中、自長崎來有小鷹和泉、唐崎龍之助者、二人始於大坂爲此技、見者無不驚感、用竹籠口徑尺四寸長七八尺、横于棧上、高五六尺而被菅笠、走跳潜籠中、出立于地、其笠大於籠口二寸餘、

又鉤輪於空、輪中燃蠟燭、人潜其輪、而火不滅、或樹刀鋒於輪中、其輪飄風待定、潜輪與鋒間、或以輪五六箇懸于空、相去各尺許、高低不等、形如蟠龍、而走跳悉拔之、其後輕業人亦不乏、

○竪物（附、受重身、）

德宗時三原王大鑲、以首載十八人而舞、恐扛鼎之力不雄於此、汪節對御俯身負一石碾、碾上置二丈方木、又置一牀、牀上坐龜茲樂人一部、時稱神力矣、而王氏以婦人能之、尤亘古所無也、

按貞享元祿比、有乞士、名豆藏、立于市衢、毎棒重物而貫錢焉、令兒登梯、嚙楊枝、立其梯于揚枝耑、起居行止任意、兒亦以爲常不怖、或用長鎗倒立、中鋒於鼻尖而行、或用稈心一條立于鼻尖、而稈心不頗仆、蓋輕重懸隔共奇異、然練磨耳、

又有人載重於腹背、或置大臼於腹上、仰臥以杵擣之、或置凳於腹上、二人登之躍、蓋此出於體術、俗謂之受重躬之類乎、

〔江戸繁昌記初篇〕金龍山淺草寺

鼓角喧闐、一伎人出初操二箇木枕、投承運轉弄之於空、既而累之積至數十、其高數尺、白跪擧扇、鼓聲卽止、乃一々說白其所爲名目、說了復鼓、便據物從傍直上、其絶巓蹺足鵠立焉、累卵方危、觀者尻痿、然其人暇整旋劃一脚、示有餘地、遂伏躬以手代踵、兩脚倒竪、鼓急矣、似風絮一船飛下、又植一梯子攀之、級極俯其頂、四支皆放、遂雙脚鉤級、倒身壁挂、人咸爲目暈、其伎不啻數件、時出新奇、且擧其目一二、曰達摩禪牀、曰中野一杉、曰獅子入洞、曰東山ノ大ノ字是也、最後渡一條軟索上、去地數尺長丈許、宜白者擂

鼓者依前助其氣勢、一人履焉、紅巾抹額右手揮紅地扇、左手執蛇眼傘、徐々送步、索撓趾膠、人見其險莫不惴々恐其傾墜、索盡復轉身反踏、遂至其中分處、始收步而向正面則落、世謂之輕業、業亦多術至一無適、習之久精熟、至此人而熊經人而燕輕、由是觀之、習精誠至、謂聖域不學到焉者、我不信矣、○中略

兩國烟火

鼓角打節說白宣狀並如常例、臺上一坐高牀鋪紅氈安囊枕、小童出拜、幹人抱上、令之橫臥焉、雙脚朝天從傍以一桶置其蹠上、承得停當則旋運之、運得鈞運水渦、遂蹴弄之、投承縱橫、魚驚雀躍、應節合曲、未知宜僚弄丸手能如是否、又以小桶加插、便蹴上之、則小桶飛在幹人之手、而大桶下落如故、黏蹠遂更提最小童置之如桶、旋運承投亦猶桶、然桶耶、毬耶、渾身軟如綿、四支一塊、有肉無骨、觀者爲暈、既而小涌疊加十數、高可一丈、疊卵積棊、撓搖欲倒、而童凝立於其巔、絕叫一聲、卵崩棊倒、童則雲雀下墜、復住脚上、其他脚上居甕盤等物、使一人攀之、出人于其中、可謂古今獨脚、天下妙伎、諺云阿娘股間懸千金、或言近世賣股爲產者不爲不多、然天又新出此一股脚、令賣此過活、不知此脚亦能懸千金否、古人有引一脚動天象者、不知此脚亦能動天象否、

〔都の手ぶり〕兩國の橋

柳の橋のかたにそひて、ことにたかやかに假家つくりたるあり、京くだり某の大夫と、いかめしく旗に書きたり、これもとの方に繪をあまた書きて、かゝげ置きつ、入りて見れば、袴をばぬぎて上ばかりきたるもの三人ばかり、笛つゞみうちはやす、耳もとにいさゝか鬢の髮のこして、かしらなごりなうそりすてたる翁の、おなじごと、上ばかりきたるが、見る人にむかひて、ざればみさへづりいふ、かの大夫、頭にはちまきといふもの、うしろざまにむすびて、手足みなあかき絹におしつゝみて、半臂のやうなる物著て出できたり、見る人にむかひて、ひざまづき拜して、さて太く長き竹の、三丈ばかりもやあらんとみるを、中にたてゝあるに、すら〳〵とのぼりて、竹のうらに

身をとゞめて、扇とうでゝうちあふぎたるさま、いとやすげなり、竹は右ひだりになびきて、いまや落ちなんと、見る人こゝろをのゝきめくれて、あやぶみおもふに、竹をひざにからみて居るさま、常の人の地に坐したらんごとし、さて或はたち、或はふし、あふぎてまひ、そばだちてをどる、そのさまひとかたならず、これにさま〴〵の名あり、かの翁笛つゞみにあはせてゆびさしいふ、その曲の名は、

だるま大師の坐禪のゆか　野中にたてたるひともと杉・からしゝの洞のいでいり　東山の大の字　梢つたふさるまろ　餌落したるやまがら　すみの江のそりはし　松にはひたる藤波

猶こゝらあめり、さてながく引きはへたるつなの上を、傘さしてわたる、ながき紙の上をもわたるに、みな足ぶみをはうしにあはせてをどる、見る人あざみ興せざるはなし、ことはてぬれば、したゝかに太鼓うちならして、もと見し人はかはりねとよぶ、やりどひとつあけて人いだすに、おしあひて出でもやられず、ほと〳〵しりなる人にあかゞりもふまれつべし、

〔享保集成絲綸錄四十五〕元文五申年閏七月

一近來人馬と申樣之曲いたし、人を集候ニ付、眞似候ものも多、其內に人柄不宜ものも仕習候はゞ、不埒成義も出來可申ニ付、向後人馬其外輕業等之曲いたし候義、停止ニ申付候事、

閏七月

〔男色大鑑四〕色喋ぎは遊び寺の迷惑

或時木隱の遊び寺に、若衆友達あまた集り、住寺の留守をうれ敷、けふこそしたい事して喋げとて、俄に諷出して、小鷹和泉が輕業籠ぬけ、鉦鐃鉢を打鳴し、本堂客殿騷かし、

〔武江年表十〕安政六年己未十二月、近頃坊間の疊地に乞丐人の輕趫(カルワザ)をなす、長き丸太、或は竹を以

三本程すぢかへになし、上の方を一ッに結付、麻索を幾筋となく、蜘巢の如くに引はへ、この上に登りて、つな渡りの技をなす、又籠拔け、其外色々の曲をなし、錢を乞ふもの所々へ出る、

〔武江年表十一〕慶應二年丙寅、今年、獨樂廻し、輕業、技幻等の藝術をもて、亞墨利加人に傭れ、彼國に趣きしもの姓名左の如し、〇中略輕業繩亘、右浪五郎〇隅田川 悴登和吉、三味線右浪五郎妹とら、

透撞

〔三代實錄五十清和〕貞觀三年六月廿八日辛未、天皇御前殿觀童相撲、〇中略左右互奏音樂種々雜伎、散樂、透撞、呪擲、弄玉等之戲、如相撲節儀、

〔淵鑑類函三百三十一巧藝〕透撞童兒賦、撰人名闕 雲竿百尺、繩直規圓、㑃僛就日、亭亭柱天、鬼魅不敢傍其影、鵷鸞不敢翔其巔、此兒於是跂雙足、戢兩臂、踴身而直上、若有其翅、蹤竿而平立、若餘其地、倒輕軀墜高竿、如更贏之雁下空裏、似蒲且之鶴落雲間、掩都盧其若無、顧驚戲而足哂、屹然中駐、餘勇不盡、

曲馬

〔皇都午睡初編上〕猿狂言、馬藝、力持、以前馬藝とて野村柳吉、女の馬のり 橘宮丸等、馬に乘て、道成寺、松風、此兵衞などの所作を、難波新地夕納涼にて見せたるが、是も今廢りて、近世樋口矢多丸にて一變したり、

〇按ズルニ、曲馬ノ事ハ、武技部騎術篇曲乘條ニ詳ナリ、參看スベシ、

百眼

〔見聞雜錄四十六〕予文化年中の比より、落しばなしの中へ、戲れに、いろ〳〵の眼まねをいたせしを、三笑亭の主可樂といふ人、是を一見して百眼と題しなづけ與けり、夫より三ヶ津は更なり、諸國にひろまりて、今は一流百眼、落しばなしの鼻祖とはなれり、〇中略

百眼工夫の祖　三笑亭可止

八人藝

〔嬉遊笑覽六上音曲〕三線の曲びきは、江戶に鳥羽屋三右衞門といひし者、三線にて種々の曲を盡す、左の手に撥を持そへ太皷をならし、右の手に撞木をもちそへ、ふせがねをならし、三絃の曲を彈、三、

人してはやすが如く、是を分ちて曲を盡せりと、歌舞妓事始にいゝり、これ今八人藝といふ者のするわざなり、八人藝の始りは、一代女、（貞享三年）萬治年中、駿河國阿部川のほとりより、酒樂といへる座頭、江戸にくだり、屋敷がたの御慰に、紙帳の内に入て鳴物八人の役をひとりして間を合せける云々、（雜俎五十二）京師有瞽者、善琵琶、能作百般聲音、匿屏幃後作之、初作老嫗喚伎者聲、繼作伎者稱病不出、往復數四、誶詬勃谿、遂至擲器破鉢、大小紛紜、或詈、或哭、或勸、或助、坐客驚駭欲散、徐撤屏風、則一瞽者、把一琵琶而已、佗無一物也、又有以一人而歌曲撃鼓鈸拍板鐃鐃、合五六器者、不但手能撃、足亦能撃、此亦絕世之伎、惜乎但爲玩弄之具、非知音者也、また虞初新志にも、八人藝のことあり、其文長ければ記さず、又蘭書の小冊繪草子の如きものを（書名をしらず）見し事あり、其内に放下師などにや、腹に皷をかけ、胸に笛あり、頭上にも鳴器あり、足のくびすの上に小き鉦を付、片足には撥を付たり、歩行ながら打ならすさまを畫けり、いづこにも似たる事有り、寛文年中、はやり物を種々いひたる短歌に、八人座頭のみせ物に、仁王之介が大力と云ことあり、此酒樂が事なるべし、

述異記（三）揚州郭猫兒善口技、とありて、於席石設圍屏、不置燈燭、郭坐屏後、主客靜聽、この下八人藝の如き事を語る、其中犬のさまゞゝ啐るときの鳴聲、鷄の聲、猪の聲、さまゞゝの物の聲などをなす、前句付廣原海（一倍になる）身すぎ憂や八人藝も手足四ッ、江戸名物鑑に、（八人藝）月こよひ將門にげよ藝座頭、このわざ其後は聞えたる者なかりしが、天明の末に川嶋歌命と云ものあり、（其弟子歌遊なり）寛政の頃より、赤坂に川嶋歌遊といふもの巧手にて、此伎をするものみな是を學ぶ、文化の初にや、此輩このわざの祖長聖理と云もの、百年忌を弔ひしことあり、聖理が事いまだ外に所見なし、

八人藝は、座頭はみな川嶋流で、歌柳歌曉などいふ徒あまたあり、文化の末のころ、牛嶋の者にて桶を作りて業とせしものとか、八人藝をよくして、牛嶋登山と名のりて、これを興行せしかば、彼

盲人の方より、これを尤めてさせまじき由をいへりしが、登山はそのかみ花房夫山といへるものより傳ふることを云て、其儘に興行することゝなりぬ、夫山督者にはあらず、登山は一眼なり、

〔柳亭記上〕八人藝

八人藝といふに似たる事、漢土にては五雜俎にありと、先達の隨筆に見えたり、本朝にてはさ迄に古き事にはあらざるべし、寛文八年の頃、江戸の流行物を寄たる短歌に、(上は還魂紙料に引たれば略す)よねまんぢう、大六天のかうか山圖法師たて、かうやくやはり過たる、江戸順禮東ゑい山の萬日に、牢人猿を退治して、八人座頭の見せ物に、仁王之助が大力、見に來る人は布引の瀧井山三が女がたしばゐ〱は盛りなり、代々も豐にをさまれば、(中略)くわんぶん〱とたのしめりとあり、こゝにいふ八人座頭は八人藝なるべし、西鶴一代女(貞享三年印本)一の卷に、萬治年中、駿河國あべ川のあたりに、酒樂といふ座頭、江戸にくだり、屋敷方のおなぐさみに、紙帳のうちに入て、鳴物八人の役を獨して手を(間)合せける、といふ事見えたり、萬治寛文とつゞきたれば、前に八人座頭とあるは、此酒樂が事なるべし、又近く文化某年に、此業をする盲人うちつどひ、八人藝の祖、長崎聖理といふ者の百年忌なりとて、法事をなしゝ事あり、さばれ正德の頃、聖理といふ者のありしなるべし、近く此業のくはしくなりしは、川嶋歌命よりなり、天明の頃の盲人にて、寛政のはじめまで存命なり、その門人川嶋歌遊、(赤坂一ツ木町に住す)師にまさりておこなはれ、寄ととなふる座敷に出るに、一日に金一歩、當時木戸錢一人前百文づゝを取りしは、此歌遊と竹本政太夫ばかりなりし、其後に牛嶋登山、(盲人にあらず)これは又一流にて川嶋とは趣かはれり、

〔只誠埃錄二百二〕八人藝の事、(中略)安永天明の頃、盲人にて川嶋歌命といへるものも、大に行はれて、諸方の座敷へも招かれ、其門人に川嶋、歌遊(赤坂一ツ木ニ住)此業を一變して、最初御目見得となづけ、高座にて三絃の曲彈、又は二挺鼓、其他種々の藝事有て後、上より黒き木綿のきれを下げ、此蔭に

て八人藝をなせり、大に行はれて、師匠にまさるとの評判座敷へ出るに一ト金壹兩、又自宅にては木戸料四十八銅にて初めし處、百人餘の聽衆なれば、家を張出し百四十五十の人となり、此事評判となり、芝源介町新道ひかげ町待合茶屋にて興行せり、此時は日々の來客三百人餘と云、此後芝神明内に小屋を掛け、手妻遣ひ春助といへるに前藝をさせ、己れは大切に勤め、木戸錢百銅宛をとりしは、此歌遊と竹本政太夫計りなりし、〇略 註歌遊門人に歌曉後二代目歌遊と改 其頃淺草寺町邊、桶職の悴岩吉、此業を好みて、歌遊の寄場に來り聞覺えて、八人藝を始め、江戸一流と看板を出し、牛嶋登山と名乘て出る、此頃は向嶋牛嶋ニ住ス 其子壽山後貳代目登山相續す、亦此頃兩國橋東橋詰に、東新口と云者、のぞきからくりの如き箱の内にて八人藝を見せる、〇中略 是は文化末に絶たり、

十五人藝

〔南水漫遊拾遺　五〕觀弄場雜事

俳諧道頓堀に云、初芝居其外叓にも錢は戾りといふ句あり、〇中略 明和八年卯の春、吉田玄水といふ盲人、八人藝といふもの來りて、大評判のよし、寬政の頃には、川嶋柳枝、江戸表より來りて、〇大坂 十五人藝に妙あり、

足藝

〔筠庭雜考　四〕足藝

近ごろ足藝といふもの難波より來りて、處々にて觀せ物に出す、そは三十許の年にやあらんと、思はるゝ女の早咲小梅と名のり、小娘の如くけさうしたるが、手は袖の中におさめて、足にて種種の技藝をなす、琴三味縫物、花をいけ、紙にて折りかた、さま〲の紋を切り、楊弓を射、投扇興といふ事迄も人に見す、いとめづらしきわざなれば、昔より往々これあり、齊諧俗談にとくりてとありて、延寶年中、津の國大阪にて生れながらにして、兩手なきものあり、足にて諸用を辨ず、且文字を書き、弓を射て、芝居へ居て錢を乞へり、又谷響集にも、頃年手のなき女兒の字をかき、弓をいるものある事をいひて、文會談叢を引きたり、谷響集に引きたるは誤ある故、こゝに原文により

て引證す、

文會談叢云、唐段式言大曆中、東都天津橋有乞兒、無兩手、以右足夾筆寫經乞錢、欲書時、先再三擲筆高尺餘、未曾失落、書跡官楷手書不如也、此誠詭遇也、然今京師有一婦人、年四十餘、全無兩臂、雙肩如削、循行衢道、求丐爲事、毎梳頭髮右足夾梳、左足綰髮、及繫衣浣面亦如之、其輕捷穩便、與手無異、人多擲錢贈之、丞伸足取貫韋繩之上、略無凝滯、予爲兒時見之、雖出處不定、將一紀而豐凶寒暑披且無恙、又段言景德中、因事到丘州、曾見一婦人、無兩臂、但用兩足刺繍鞋片、織紋與巧手相若、服飾頗潔、而上之處、觀者如堵、人競以錢投之、意世有無徒之人、手足具完、且不能自養、乃甘死溝壑、是具手臂、不如此二婦人足也、悲夫引以驗成式之言、知不誣云、

もと手足不具なるもの丶足をつかひ習ひしなり、然るに此頃の足藝といへるものは、不具なる處もなきが、只觀物のために習ひたる也と人の語りき、是又手足具へ完うして、自養ふことあたはざるもの丶たぐひに近し、慶長頃の古屏風に、京都四條河原の觀せ物ども多くがきたる中に、足にて種々のわざする女のみせ物あり、其頃これらのみせ物は、やねなどもかけず、地の上に毛氈を敷て、女の居處とし、其外はむしろを敷けり、小童一人居りて、女のするわざの小道具取りかへなど、そば遣ひする者也、其するわざ旁にみゆる物共にて知らる、弓を射、太鼓を打つ、紙の上に小刀あるは、切かた折かたなるべく、盃の内に豆と筯もて豆を撰かぞへなどする事にや、稻草の束ねたるは、繩をなふ、糸車は糸をとるなり、女のうは衣ぬぎて旁にあり、又女ながらも袴を著たるは、さもあるべき事なり、この頃の足藝は、袴などは著ず、よの常のさまにて、身幅の廣き服の仕立なり、下に紅の長襦袢を著たり、其衣服のまへを搔きあはせなどするも、一しほの趣あり、正德の頃、山鳥金太夫といへる男、手のなきは生付きたるか、人にきられたるかしらねども、足にて用を辨ず、是も觀せ物に出たり、

からくり

〔武江年表十一〕慶應二年丙寅、今年獨樂廻し輕業技幻等の藝術をもて、亞墨利加人に傭れ、彼國へ趣きしもの姓名左の如し、是は當春横濱に於て、銘々其技藝を施しけるが、亞米利加のペンクツといふ者の懇望により、當九月より來る辰年十月迄、二年の間を約し傭れけるよしなり、〇中略曲持足藝、吉原京町二丁目濱碇事定吉、　右上乘、養子長吉、同居梅吉、後見小石川白壁町市太郎、上乘、龍之助、南傳馬町一丁目吉兵衞悴粂吉、笛吹、小石川上富坂町林藏、太鼓打、妻戀町繁松等なり、藝の目錄左の如し〇中略

足藝曲持の分　三挺階子曲乘の藝　大幟曲持上乘の藝　崩れ階子上乘藝　一本竹上乘藝
大半切桶曲持　石臺曲乘藝　大水瓶曲持藝　大階子同　崩れ居風呂桶同　柳樽同右何れも上に小兒を乘する
數の小桶上乘藝但しはれ曲と云

〔武江年表十二〕明治元年戊辰、春より兩國橋西詰に足藝女を見せ物とす、大坂下り花川小鶴と號し、年齡廿歲計りなり、兩足の指をはたらかす事自在にして、糸車を廻し糸をとり、花瓶に花をいけ、火を打て行燈へ點じ、縫針のわざをなし、煙草をきせるへついで呑み、其外色々の技をなせり、按に昔もありしもの也、友人楓園がもたる二枚折の屏風、寛永の頃の圖に、四條河原の見せ物に足藝の女あり、足の指にて矢を射る所を畫けり、其圖は縮して聲曲類纂に收たり、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕か。ら。く。り。人。形。は、山本彌三五郎世に名高し、佐渡嶋日記に、石井飛彈つかひ人形の手を付たる根元なり、今は濱芝居の名にのみ殘れり、歌舞伎事始、からくり淨るり名代山本飛彈、是山本彌三五郎事なり、元錄十三年御免有て、今大坂へ引移り出羽といふ、操年代記に、其頃は歌舞伎芝居あたり多く、殊に出羽にはさま〴〵のからくりなどして、見物諸方にわかる云々、五元集鶏の句合、六十四碁盤もていざ函谷へ彌三五郎、判詞云、右は孟嘗君が手のもの未だ出ざりしに、其手古しとて新しき手を盡したる雜術三千の客を越たり、さてこそ叡覽人形の名をあげ、飛彈掾と受領をも賜りけり、昔のはかりことは聲をはかり、今の工みは形をたくみ出たり、和漢の通

例を以て寶永の史記にも載ぬべし、それは鶴飛彈、これは雞飛彈なり云々、○註略ある事を見れば彌三五郎は叡覽に備へし事もあるにや、されどもからくりの名代は竹田を古しとす、延寶八年洛陽集に、玉兎の歩み竹田近江もなかりけり、竹子とも見ゆ、歌舞伎事始、からくり物まね、子供狂言名代竹田近江、萬治元年、竹田出雲掾といふ、寛文二年、大坂にて始たり、又享保十一年五月、名を竹田近江と改む、寶永の草子伽羅女に、竹田が座敷からくり等も、御慰みとて末社まかせ、是より出雲の大社へ大盡入來云々、此時いまだ出雲にて、近江と改めざれば、戯文かく云邇せり、我衣に、寛保元酉三月より九月迄、大坂竹田近江大掾、堺町勘三郎芝居の向にて、からくり、幷子供狂言みせしむ、貴賤群集して初日より三日の間、あまり人多き故、木戸を閉たりと云、江戸に來りしは、此時はじめなるべし、江戸にもそのかみ細工人はありとみえて、貞享江戸鹿子に、からくり人形師幷せんまい、大坂町なんきん清左衛門、人形町松屋庄兵衛、くわいらい人形師、日本橋南四町同丹後守、さかい町横町竹岡豊前とあり、正徳二年辰八月、葺屋町せつきやう座四郎兵衛、大坂より山本五郎三郎、手づま人形あやつり芝居を呼下し興行す、これ彼彌三五郎が弟子なるべし、享保七年壬寅四月二十四日、葺屋町にて播磨と申からくり芝居、來月朔日より芝居仕候に付、名主庄右衛門届來る、○下略

〔京都御役所向大概覺書二〕京四條芝居間數并名代之事

一　からくり物眞似　龜屋久米之丞

寛文九酉年正月八日、名代赦免、其後久米之丞母之甥清兵衛と申者ニ、右之名代讓り申度旨、元祿二巳年十二月十六日ニ相願、前田安藝守在役之節赦免、然ル處清兵衛儀、久米之丞と名改申度旨、元祿十二卯年十一月十六日ニ相願、瀧川丹後守在役之節赦免、○中略

一　からくり　竹田出雲

萬治元年閏十二月朔日、口宣頂戴、出雲と申名代所持致來候、寛文九酉年五月、雨宮對馬守在役之節、京都ニ而、芝居仕度旨相願赦免、○中略

からくり物眞似　岡村三郎兵衛

からくり淨瑠璃　山本飛彈掾

一　先年名代御改之節、京都ニ居不申候ニ付、名代赦免日限不相知、〇中略

一　元祿十三年十一月廿五日、口宣頂戴、同極月七日、安藤駿河守江相斷、其後寶永八卯年二月廿一日ニ、長樂寺開帳之節、淨瑠璃操芝居仕度旨、中根攝津守江相願赦免、三月三日ゟ四月廿五日迄、芝居いたし、同四月廿六日、今宮御旅所ニ而、淨瑠璃芝居致度旨相願赦免五月五日ゟ十八日迄、芝居いたし候、

〔攝津名所圖會四下大坂〕竹田近江が機捩戲場は、諸國までも聞て其名高し、其初を原るに、阿波國の產にして江戶に住しが、常に淺草の觀音を詣して其立願に、多の人を育養ふ稼穡を致たまへと禱る、其歸るさに兒童寄集りて砂遊びをしてゐるを見て、砂時計の工夫をめぐらし、是靈驗なりとて、京都に於て唐操偶人を製造し、萬治元年十二月朔日、雲井まで調進し奉りければ、初て竹田出雲と受領を拜せり、今より百四十年以前なるべし、其後寬文二年大坂に於て、初て機捩戲場を願ひて興行し、享保十一年五月五日、竹田近江と受領を改め、同十四年閏九月十九日、近江は沒しければ、其忰三四郞へ、同年十一月、京都にて受領を拜し、寬保二年九月二日、二代の近江淸英死ければ、則弟平助讓り受、同三年、京都にて竹田近江と成、於今相續す、機捩の前藝には子供を出して戲狂言を始む、此芝居世に高く、東西邊鄙の旅人も、竹田唐操を見ねば、大坂へ來りし驗なしとぞ聞へし、

〔皇都午睡初編上〕竹田機關

機關は竹田近江の戲場にて、例年春毎に見せ、阿蘭陀人來朝の時は、見物させる事なり、其頃の機關と云は、唐兒の人形に筆をもたせ、氈の上に紙を置ば、口上に隨ひ、福壽などの文字を書、或は大

きなる力士の躶木偶に、階子差の曲持をさす、又は皷を改見せて箱に入、宙に異紅の紐にて釣、口上にまかせ天皷の謠に合せ、箱の中にて打などにて有し、此機關の前藝として、子供の役者に狂言をさせる、是を竹田狂言とは呼たる也、

大道具

卅年此かた機關一變して、小さき木偶載たる臺有、少し間を置て岩山に樹木など飾りたる臺を居て、淨瑠璃又は唄にあはせ、木偶の働き有て、樹木折て橋となる、木偶此上を傳ひて岩臺に移り、放れ業を見せる事を專らとし、其臺碎て檀尼鉢の類ひ、又は神社の餝り附となる、是らを前藝として、次は嚴嶋の回廊、又は高野山の名所、或は都の名所廻りとか號けて、雛上せり下大道具を見せしも、今は難波新地、横堀新築地等にて、見世物小家をかけ、見する事にはなりけり、

〔拾珍御伽璣訓蒙鑑草上〕錦龍水〇圖略、以下同、 陸船車 異龍竹 唐人笛吹からくり いろは人形のからくり 太皷のからくり 道成寺 小かぢのからくり 天皷のからくり 人形吹矢をふくからくり 鳩鉢の子に入佛となるからくり 蟻通玉のからくり 茶釜の水茶となるからくり 水の中へ人形つかひながらはいる 玉子ひよこと成、ひよこ雞となる、 天神記僧正の車の術 人形はなれて向へ行、又はたらくからくり、 人形犬に乘からくり、 人形三味線ひくから、くり 百挺からうすのからくり 人形人にかくさせ、人形が占ふからくり、 五寸の箱の中へ人形遣ながら入からくり 曲ごま 首引人形 人形文字書からくり 三本の扇の內、人の取たるを占ふ、 三段がへりかるわざ人形

〇按ズルニ、本書ハ多賀谷環中仙ノ著ニシテ享保十五年ノ刊本ナリ、

〔舊記拾要集十二〕享保十七年子閏五月十八日言上書拔

一橋本町貳丁目勘左衛門店播磨幸右衛門申上候、播磨宗左衛門と申もの、先年奉願堺町吹屋町

覗からくり

ニ而、からくり小芝居取立、前狂言に拾壹貳歲を限り、坊主子供を出し、物まね致狂言候處ニ、不繁昌ニ而相止メ、宗左衞門儀者致病死候ニ付、私江相讓申候ニ付、此度も先年被仰付候通、太鼓櫓を上ゲ、からくり芝居幷拾壹貳歲ヲ限り、坊主子ども集メ、物まぬ芝居致度段、當御番所江御願申上候得ば、堺町吹屋町名主共江御吟味被仰付候處、私申上候通、相違無之ニ付、當四月六日御內寄合被召出、先年いたし候例も有之ニ付、からくり小芝居、前狂言ニ子供ヲ出候義も願之通被仰付候、大人者堅出し不申、本狂言芝居抔之樣成事ハ、致間敷旨被仰渡奉畏候、依之其節言上御帳ニ記置申度旨、御願申上候へば、記置候樣に被仰渡候處、右芝居地面いまだ借受不申候ニ付、其節御帳面ニ記不申候、此度吹屋町吉左衞門地面之內借受申候間、御訴申上候得者、右之趣言上御帳に記置可申旨被仰渡、難有奉存候、爲後日申上候由、右之幸右衞門印、幷家主勘左衞門印、五人組長兵衞印、多兵衞印、名主源兵衞印、吹屋町地主吉左衞門印、五人組淸兵衞印、名主庄左衞門印、同意申來候、

〔武江年表十〕安政六年己未、正月より淺草寺奧山に偶人細工人肥後熊本秋山平十郎、機關細工人竹田縫之助にて活偶人(イキニンギヤウ)數種、又ゼンマイかりくり、寶船に七福神、笑布袋等の見せもの出る、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕次でに云、覗からくりはいつの頃より始りけん、職人訓蒙圖彙などにもみえねば、いと近き物なるべし、西川祐信が畫ける圖あり、今のやうとは少し異なり、本朝文鑑凉賦に、覗からくりの地獄極樂も、都は一錢にて善惡を見すれば、一錢千金の遊びの中に、巾著摺はいかに見るらんと云り、享保四年板、艶道通鑑、花見の人群集する處をいひて、覗からくりを、びいどろなしに大津繪を生でみるけしき云々、前句付、黃海に目をふさぎけり〳〵、びいどろの內の極樂すぎて飴、からくりを見せて飴を賣なりまた本朝文鑑、地鼓煎の文に、此頃人の覺えたがひて、覗からくりのあしらひと思ひ云々あれば、其頃よりも飴を用ひしことゝ見ゆ、硝子をかけて物をみることは、もと西洋の法なり、

〔守貞漫稿七雜業〕カラクリ
覗繰箱ヲ持歩行、代ヲ取見セ候者、當時モ所々ニ有之、

〔嬉遊笑覽十下火燭〕武林舊事に、影戲爲繪革社云々、青藤山人路史にいはく、影戲始漢武帝李夫人事、宋仁宗朝、市人有能談三國事者、或采其說加緣飾作人影、始爲魏吳蜀戰爭之象、また因樹屋書影に、書をうつす法を云ふに、擣燈取影、以遠近爲大小、若今人爲戲者云々、これ今の影繪なり、洛陽集、春の夜や影人形のはつ芝居 浮石 寛文延寶のころ影人形といひしものは、今も手をうつして影にし、鳥さし、犬の首、鷹などの形をなし、又いさゝか紙など切て其形をうつし、又身にさまざまの物をとりつけて、影ぼしうつすことなどはあり、今の硝子に繪をかきて彩色したるうつし繪も、予が幼きころより見しものなれど、其頃は今の如く巧みなる事はなく、石臺の花の開く所、又は掛ものゝ白紙なるに、やがて文字のあらはるゝなどにてありし、（化物ろうそくなどは今もかはらず、紙を種々の人形に切、二ツな竹の串に插みて裏がへせば、その物かはる、かげ繪は其頃はなかりし、）

〔秇苑日涉五〕百戲
影戲或謂之繪革、此云影繪、
事物紀原曰、故老相承言、影戲之原、出於漢武帝、李夫人之亡、齊人少翁言能致其魂、上念夫人無已、迺使致之、少翁夜爲方帷張燈燭、帝坐它帳、自帷中望見之、彷彿夫人像也、蓋不得就視之、由是世間有影戲、歷代無所見、宋朝仁宗時、市人有能談三國事者、或採其說加緣飾作影人、始爲魏吳蜀三分戰爭之像、　續明道錄曰、京師有富家子、甚好看弄影戲、再弄至斬關羽、輒爲之泣下、囑弄者且緩之、　東京夢華錄、風僧哥祖六弄影戲、丁儀瘦吉等弄喬影戲、　藝流供奉志曰、影戲、賈震、賈堆、三賈、（賈偉、賈儀、）賈佑、三伏、（伏大、伏二、伏三、）李三娘、（隊戲、）王潤興、（女流嫋嫋黑）　袁中郎龍堂招提觀影戲詩曰、筵前百戲總逡巡、角抵魚龍且讓新、逆往順來吳道子、乍非乍是李夫人、宮城隱約琉璃國、冠帶飄颻魍魎身、水沫乾坤成壞等、

空中風箭火中輪、其二曰、華鐙畫燭月玲瓏、聖手當場欲繪空、出像楚騷兼爾雅、返魂斑巧與斤風、絲規縷折塵三昧、萬臂千頭小六通、喚醒人間石火夢、無情悲喜片時中、其三曰、造物聊憑意匠成、縱無筋骨有神情、木人自覺機關少、粉本輸他笑語生、世界總依陽燄海、都封如近闥婆城、南詢童子參何晩、煙水風光第一程、　遊生八歳曰、繪革社影戲、

〔武江年表七〕此年間(享和)の記事　蔭繪の戲、昔は黒き紙を切拔、竹串を四ッに割て矢羽の如くにさし、行燈に寫して玉藻の前の姿を九尾の狐に替らし、酒顛童子を鬼にかはらするの類にてありしが、享和中都樂といふ者、エキマン鏡といへる目鏡を種とし、ビイドロへ彩色の繪をかき、自在に働らかするの工夫をなし、寫し繪と號して見する、是より以來此技行れて次第に巧みになり、其門葉も多くなれり、(此都樂、今年嘉永元年七十九才存生して、瀨戸物町に住せり、)

〔皇都午睡初編上〕座敷影畫

昔より廢らぬ物は、座敷遊びに用ゆる影畫なり、硝子の畫板を逆にはめて、人物花鳥の働らき、近江八景、宮嶋、金閣寺、天神祭りなど、古風にて品よき弄び也、是も近來鳴物囃子を入、寫畫と呼て、四ッ谷怪談などをす、甚下卑たり、座敷手妻、座敷影畫など、古風なる所を、愛すべきもの也、

〔嘉永明治年間錄二〕嘉永六年七月、魯船中ニテ影戲ヲ撿使輩ニ見セシム、

應接方時々往來重りて段々懇意になり、使節云ふ、折能き節慰に我國の影戲を見せ申べしと、或日午後用事有て船に行しに、今日は緩々し給ふべし、影戲は夜に入らざれば明り取にくしと押留せし故其意に任せ暮るを待、(中略)扨影戲の時に至れりと云案内に隨て船底に入に、全く黒暗なり、夷人手を取て導入り、暗中椅子にかゝらしむ、頓て一燈を照するに、其燈火暫時の間乍ち明に乍ち暗く、再三して後一圓に明に成たり、其仕掛け我國の如く障子の影に非ず、堅一間計横三間餘に、カナキンの木綿を張、其內に燈を照したり、使節も同じく椅子にかゝりて見物す、彼云、象

見給ひしや、曰いまだ見ず、彼云、然らば象をみすべしと云、其由指揮するに、カナキンの內、一旦眞暗になり、良有て我國にて幕明の拍子木を打べき樣の時、ガタ〳〵と音して、二間計の大象歩み出たり、耳目鼻口四脚頭尾の運動、眞に活るが如し、次に一轉して彼國の女子の姿を幻じ出す、又人の男子有て狎戲るさま、彼國の者にはをかしかるべけれども、我等には不通にて、左までをかしとも思はれず、都て鳴物等は只ガタ〳〵と木を鳴し、我國の所謂口上はいへども、是又眞のチンプンカン也、一落して次に草木禽獸を現す、草花乍ち生じ、乍ち長じ、花の開落或は實を結び、其實の熟脫、樹葉の榮枯、四時一彈指の中に移り、所謂壺中の乾坤、身を仙境に置が如し、彩禽奇獸、細鱗小虫、或は飛び、或は躍り、浮沈振劣の形狀は其眞に逼る、只皷吹の聲なきのみ也、拗結局に至り、我朝の海防砲臺を一覽に供ふべしと云、其光景數百步の臺場、各左右相對して備へたる、其大小は有といへども、必一雙にて片隻の物なし、西に折り、東に伸び、生布羅列す、〈中略〉思ふに今日影戲の一事、此一段を示して一唱に傳ん爲なるべし、見畢て歸る、

〔賤者考〕觀物師舌耕の類種々あり、前にいふ願人僧、輕業、籠拔、手妻、品玉やうの事をする者を、使役して諸方へ遣り、所々に場を開きて見せて料を得る者にて、やがておのれも其中の伎藝をなす者もあり、おのれがなさゞるもあり、〈もとはその中の上手の者頭となりて支配せしが、得分と其子にいたりては、伎は拙けれども、その得分によりて座業となし、つひには伎はなさゞるにもいたるを挟みて、又かたへよりおのれはその伎をなさゞれども、其頭だちたる事のみをなす者も出來たるなり、賤者がすべてその給を得る時は、怨酒色に費し、給を得ざる時は、渇飢にも及ぶを、その間を扶助して寄食さする者を、親方又は頭と稱す、此頭はその閑なる間を養ひて、事ある時の給をもて、その費用にあてゝ、賤者の餘沫をおのが產とする故に、意はいたく賤し、〉此末伎は狛まはし、〈コマは、むかしこまつぶりといひたる戯弄の物なり、〉軍書讀、〈以前太平記よみといへり〉落套話輕口、蛇役、謎解、力持、火食、鍋嚙、盲相撲、異鳥、異獸、異魚、異器、異物、機關、畸疾者、侏儒、僞造の異品、〈天狗、人魚、長頭、轆轤、飛頭蠻、幽靈の類なり、〉奇巧精妙の類、日夜に新趣をなし、百出變現してかぞへつくしがたし、〈近來籠細工、竹ざいく、糸ざいく、硯有、手火なくたけば、蓋密合してはなれざるは、大佛、大頭人、足藝、一倍、虎狼、大龜、鯨、〉釜術者あり、野狐役飯綱法などいふ、是は制禁あれども、おのづ

からたえず、時々ありて人を誑惑す、翫弄のみなるは害も淺く、又それと見えてさもなく、たゞ手妻の方なるもあり、〇註略 奇を見せ假托饒舌して信を起さしめて、人を惑せる類まゝあり、

〔京都御役所向大概覺書 二〕京四條芝居間數并名代之事

小見世物芝居

四條河原西橋詰北側芝居　表口東西貳間三尺三寸五分、裏行南北五間半貳尺七寸五分、　芝居主　近江屋甚三郎

右八ヶ所之芝居ニ而、物眞似芝居三四座、淨瑠璃等二三座、又者三四座程有之、此外櫓上候事、前々より令停止候、小見世物之儀者、數極り無之、芝居役者野郎改之儀、元祿二巳年六月被仰出、每年役者入替之節相改、證文人別ニ印形取之候事、

〔閑田耕筆 三〕年每に洛北今宮の御旅所、四條河原の納涼などに出る奇獸異鳥の類さま〴〵なり、浪華はまして是を賣買もの多しとぞ、其人語につきて伎をなすこと、見ぬ人に語らば、うけがはじおもふ計なり、其中にわきてあやしかりしは、二十年前、形象蝙蝠のごとくにて、大なるものをごふ鳥と名付て見せし、つかふものゝ口に付て綱を亘り、或は身を飜轉す、又近き頃水豹とて見せしが、海獸にてたとはゞ鼬の色、象に似て大さは鹿よりもまさるべし、魚を喰せて味キやといへば、あと答ふ、今一ッ欲きやといへば手を動して小兒の物乞ふさまをす、水ぶねに入て物喰しむる所は、板を張たるに、魚を見すれば飛登り、身の尺長けれども進退自在なり、これらの物品の學びある人は、よくしるらんかし、此外がらん鳥と名付て鵜鶘を見せしが、頷下に袋有リて數升の水をのましむるに能收む、たゞし面赤くなり、眼をはたらかして、頗苦しむさまなり、川澤にてかく水共に呑て魚を取となん、其水は吐出せり、指揮せるものゝ言に從ひ、進退せる抔、敎ればをしへらるゝものなりと感じぬ、敎に從はぬ人は、げに鳥にだもしかずといふべし、

〔南水漫遊拾遺 五〕觀弄場雜事

俳諧道頓堀花道に云、初芝居其外笈にも錢は戻りといふ句あり、延寶の頃は、正月二日より初芝居とて賑はしきにつれて、此川竹に珍禽奇藝の類ひ、錢は戻り〳〵とて、小家がけの見世物も有しと覺ゆれども、古老の日記に見へたるは、漸六十年以前、寶曆九年卯四月、四國地より達磨男といふもの來りて大評判のよし、また明和八年卯の春、吉田玄水といふ盲人、八人藝といふものを初めて大入せしかど、寛政の頃には、川嶋柳枝、江戸表より來りて、十五人藝に妙あり、安永三午年には、曲屁福平、同七年戌の春、初音耳四郎出たり、安永八亥年、東武の武人平賀源内といへる人、戲作の表德は福内鬼外、また風來山人など呼べる、その名高し、此人の工夫にて、我國にエレキテルを製してみせたり、明和五年子の春、博多獨樂大ひに流行なし、其後天明七年未の秋、江戸より博田榮藏といふもの來り、博多獨樂に妙手を盡し、其曲名數種ありしより、又もや市中に獨樂まはし流行して、素人にも名人多く出來たり、〇中略

寛政三亥年の春は飴の曲ふき、同四年子の夏、火喰坊主などいへる珍らしきもの出たり、扨また珍獸の類は、明和二年酉五月に、甲州よりかぼちや馬來り、明和三年戌の春、紀州熊野浦にてとりたる大鯨を見せる、其後寛政元年、同七年の頃も見せたりしが、此年は此鯨をみれば、風邪におかさるゝとて不評なり、最初取たる鯨の大きさ長さ七間半、高さ一間半、口の濶さ四尺三寸、鰭の長さ六尺、目方三百貫目餘とぞ、中にも大あたりにて、今に人口に膾炙するは、安永頃の豪鳥、山嵐、天明頃の駝鳥、寛政三年の水豹、近來の熊子丈を卷首とす、

安永元辰年、阿蘭陀より薩摩國へ傳來なし、翌二年巳の春より夏に至り、大阪道頓堀へ出せし、和名山あらしといふもの、疫病、疫難、魔除、疱瘡の愁ひを除くといひ傳へて、見物大ひに群集す、

〔皇都午睡初編上〕輕業放下師

輕業は多く宮寺の境内にて、放下師の輩、往來に錢を乞ひ仕たる物也、獨樂廻しなども、手妻にて

も、今は小屋を建、高小屋物とて歌舞妓所作事等に似せて、見世物の第一とはなれり、予一〇西洋鳳が幼年の頃は、見世物といへば、駝鳥、猿猴、猿、人魚の干物、海龜抔を云たりしが、近世駱駝の後は、見世物の名は細工物に混せり、

細工見世物

文政の始、天王寺外にて一田庄七籠細工にて、涅槃像を見世物とせしより、羽二重細工、貝細工、瀬戸物細工など、大きなる細工ものを見せしより、果は梅細工菊細工と、四季の草木を細工ものになしけり、予が幼年の頃は、難波の躑躅、野田の藤、浦江の杜若、三番の萩、菊は高津の綿鐵、天滿の大源など、四時の花を相觀せしも、今は見世物に位を奪われて、風流日々に衰へたり、

〔雲錦隨筆四〕文政二年己卯の春、聖德皇太子千二百回忌につき、攝州四天王寺に於て、佛會執行ありて、幷に靈佛寶等開帳あり、此法會の時、浪花の籃職市田庄七郎道頓堀上大和橋西詰西へ入北側住が籠細工の觀物興行せしが、古今稀代の大當りなりし、其品々の大略は、印度の僧の大像、九丈六尺天人、一丈二尺舍利弗、同上大王、同上金剛二王、同上多門天、同上阿修羅王、同上賓頭盧、同上、周廻四疊半、此餘羅漢諸天神數多、長凡上に同じ略之、大龍、六丈獅子、一丈二尺牛、同上馬、同上熊、同上矮狗、六尺龜、一丈五尺鳳凰、一丈二尺孔雀、同上四足鳥、三尺八寸緋音呼、二尺二寸鷄、一尺五寸鳥、三尺翠雀、同上鶴、四尺五寸蝸牛、一丈三尺守宮、九尺蜥蜴、同上蚤、五尺蝮蛇、一丈二尺蚯蚓、同上蟷螂、九尺蛞蝓、同上白蛇、二丈五尺芋虫、九尺蟻、五尺蝦蟇、六尺蜘蛛、一丈二尺蜈蚣、二丈八尺金龜子、五尺渉鷄、七尺鬼、八尺鉦、一丈二尺五寸木魚、周廻一丈一尺右鬼は鉦と木魚を一荷に擔ふ形勢面白き趣向也、尚此餘これを略す、

雲錦隨筆三〕文政四年辛巳六月下旬、阿蘭陀國より駱駝牝牡を持渡る、同五年、浪花難波新地に於て觀物とす、實に往昔より未だ渡らざる珍獸也、〇中略同時に駱駝の觀物小屋の傍邊にて、黑猿を見せたり、其形小く凡長一尺二三寸許、尾長く全身黑

く、腰の邊白し、是亦奇とするに足れり、〇中略

年々歲々難波新地および所々の芝居に於て、種々の技藝珍奇の獸類を觀物に興行すといへども、流行あり、流行らぬ有て、興行人の損益甚し、就中近來爾のみ賞すべき者ならずして流行せしは、文政三年辰の春、浪花堀江荒木の芝居に於て看々踊と號し、淸朝の出扮にて、異樣成踊を興行せり、其囃子の鳴もの踊の形勢、いと珍しとて數流行し、前後に雙なき大當なりし、（其後時々他所にて興行なせども、初のごとくならず、）

〔武江年表八〕文政二年己卯、此秋浪花より下りし一田正七郞といふ者、籠にて人物鳥獸草花の類を作りしを、淺草寺奥山にて見せ物とす、遠近の見物夥し、（狂歌、觀音の加護にてはやるかご細工皆人ごとにほめざるはなし、）また兩國橋西詰に、籠細工にて大なる酒顚童子の形を作り、見せ物とす、（江戸龜井町篭かご師の細工なり、始天竺の僧うたゝね枕と題して、涅槃の釋迦如來を作りしが、嵯峨の釋尊開帳の折なればとて、酒てん童子に改し出、）向兩國にてもギヤマンの燈籠幷蘭船の造り物杯も見せたり、是よりこのかた大造の見せ物出る、

文政三年庚辰、今年正月より秋にいたり、寺地或は兩國橋詰へ大造の看せ物出る、おのれ見る所を左にゑるす、

針金細工（兩國廣小路へ出る、細工人胡蝶、）　麥藁細工（同東へ出）　虎遊び（同所へ出、虎の造物、）　雨乞小町（淺草奥山へ出、センマイ仕掛、東陽齋常山作、）

旅籠細工（東兩國、鯉瀧登、）　茶番細工（淺草奥山へ出、人形多し、細工人堤口川齋、）　麥藁張細工（同所へ出、七丈餘りの靑龍刀、十二支の額、其外北齋の下繪にて見事なり、大森の職人これをつくる、）　貝細工（同所へ出、貝細工大塚看造、人形細工末吉石舟、）　七小町人形（同所へ出る、二代目原舟月作、）　籠細工（同所へ出る、松民齋作、）　丸竹細工（回向院内へ出る）　江戸細工（西兩國へ出、助六人形、其外麥藁にて衣裳を張る、）　削掛白澤の造物（回向院内へ出、三田高伊作、）　貝細工（回向院内へ出、細工人、[illegible]彌三郎、泉五茂定、）　ギヤマン象頭山景（東兩國へ出る、細工人大坂武樂齋、）　文覺上人荒行（回向院へ出、細工人摠助、）　瀨戸物細工（回向院へ出、細工人龜祐周平、）　時雨櫻（同所へ出、センマイ人形、細工人大坂金橋堂、）　絲瓜細工（淺草奥山へ出、江上仙吉作、此小屋より出火して造物皆灰燼となれり、）　瀨戸物細工（同所へ出、細工人大坂富永軒、）　三玉の牛（兩國向へ出、生牛也、頭に玉の如き物三ッ有、）　大盆石（淺草

奥山へ出る、大坂井上宗菊作、

○按ズルニ、本書見世物ノ記事多シ、今其一二ヲ錄シテ、省略ニ從フ、

編修總裁　從二位文學博士男爵　細川潤次郎
編修長　正七位文學博士　佐藤誠實
編修副長兼校訂長　正七位文學博士　松本愛重
編修　正七位　廣池千九郎
編修兼校訂　加藤才次郎
編修兼校訂　山本信哉
編修兼校訂　村尾節三
編修　從六位　佐伯有義
編修兼校訂　三浦千畆
校訂　竹島寛
校合員　坂倉廣胖
校合員　齋藤松太郎

編修顧問　正四位文學博士　本居豐穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　從五位文學博士　井上賴圀

明治四十三年三月一日印刷
明治四十三年三月五日發行



神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和八年二月一日印刷
昭和八年二月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一
發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地
印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)｛一一〇五四番
三二六九番

單式印刷株式會社印刷


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03058 8842